令和７年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録

令和７年２月12日　開会
令和７年３月28日　閉会

45日間

沖　縄　県　議　会

令和７年 第１回　沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 11
１．開会日に応招した議員 …… 13
１．３月14日に応招した議員 …… 13
１．応招しなかった議員 …… 13

○第１号（２月12日）

１．開会年月日時 …… 15
１．議事日程 …… 15
１．本日の会議に付した事件 …… 15
１．出席議員 …… 17
１．欠席議員 …… 18
１．欠　　員 …… 18
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 18
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 18
１．開　　会 …… 18
１．諸般の報告 …… 18
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 19
１．日程第２　会期の決定 …… 19
１．日程第３　常任委員の所属変更の件 …… 19
１．日程第４　議会運営委員の選任の件 …… 19
１．日程第５　令和６年第４回議会乙第20号議案 …… 19
１．委員長報告（経済労働委員長）…… 19
１．採　　決 …… 20
１．日程第６　甲第１号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで …… 20
１．知事（玉城デニー知事）の提案理由説明 …… 20
１．人事委員会（金城　稔人事委員会委員）の意見 …… 32
１．甲第１号議案については、議会において議決すべきものではないとの決定を求める動議の提出 …… 32
１．採　　決 …… 33
１．予算特別委員会の設置 …… 33
１．先議案件の委員会付託（甲第25号議案及び甲第26号議案） …… 33
１．予算特別委員会委員の選任 …… 34
１．日程第７　陳情第１号から第７号まで、第13号及び第18号の付託の件 …… 34
１．委員会付託 …… 34
１．日程第８　陳情令和６年第129号の取下げの件 …… 34
１．採　　決 …… 34
１．休会の議決 …… 34
１．散　　会 …… 34

○第２号（２月19日）

１．開議年月日時 …… 37
１．議事日程 …… 37

１．本日の会議に付した事件 …… 37
１．出席議員 …… 37
１．欠席議員 …… 37
１．欠　　員 …… 38
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 38
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 38
１．開　　議 …… 38
１．諸般の報告 …… 38
１．日程第１　甲第25号議案及び甲第26号議案 …… 38
１．委員長報告（予算特別委員長）…… 38
１．採　　決 …… 39
１．日程第２　代表質問 …… 40
　西銘啓史郎議員 …… 40
　又吉　清義議員 …… 64
　新垣　　新議員 …… 78
　仲村　家治議員 …… 91
　大屋　政善議員 …… 103
１．散　　会 …… 114

○第３号（２月20日）

１．開議年月日時 …… 117
１．議事日程 …… 117
１．本日の会議に付した事件 …… 117
１．出席議員 …… 117
１．欠席議員 …… 117
１．欠　　員 …… 117
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 117
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 118
１．開　　議 …… 118
１．日程第１　代表質問 …… 118
　上原　快佐議員 …… 118
　米須清一郎議員 …… 127
　山内　末子議員 …… 136
　新垣　光栄議員 …… 143
　仲宗根　悟議員 …… 151
１．散　　会 …… 158

○第４号（２月21日）

１．開議年月日時 …… 161
１．議事日程 …… 161
１．本日の会議に付した事件 …… 161
１．出席議員 …… 161
１．欠席議員 …… 161
１．欠　　員 …… 161

１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 161
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 162
１．開　　議 …… 162
１．日程第１　代表質問 …… 162
糸数　昌洋議員 …… 162
瀬長美佐雄議員 …… 175
西銘　純恵議員 …… 183
平良　識子議員 …… 191
大田　　守議員 …… 202
１．散　　会 …… 210

○第５号（２月25日）

１．開議年月日時 …… 213
１．議事日程 …… 213
１．本日の会議に付した事件 …… 213
１．出席議員 …… 215
１．欠席議員 …… 215
１．欠　　員 …… 215
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 216
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 216
１．開　　議 …… 216
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで } …… 216
１．一般質問・質疑 …… 216
島袋　　大議員 …… 216
宮里　洋史議員 …… 224
新里　　匠議員 …… 234
小渡良太郎議員 …… 243
喜屋武　力議員 …… 248
新垣　善之議員 …… 256
呉屋　　宏議員 …… 263
１．散　　会 …… 269

○第６号（２月26日）

１．開議年月日時 …… 271
１．議事日程 …… 271
１．本日の会議に付した事件 …… 271
１．出席議員 …… 273
１．欠席議員 …… 273
１．欠　　員 …… 273
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 274
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 274
１．開　　議 …… 274

１．一括議題｛日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで｝……274
１．一般質問・質疑……274
比嘉　　忍議員……274
島尻　忠明議員……280
下地　康教議員……289
徳田　将仁議員……297
新垣　淑豊議員……304
仲里　全孝議員……316
座波　　一議員……324
１．散　　会……332

○第７号（２月27日）

１．開議年月日時……335
１．議事日程……335
１．本日の会議に付した事件……335
１．出席議員……337
１．欠席議員……337
１．欠　　員……337
１．説明のため出席した者の職、氏名……338
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名……338
１．開　　議……338
１．一括議題｛日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで｝……338
１．一般質問・質疑……338
大浜　一郎議員……338
高橋　　真議員……348
松下美智子議員……358
上原　　章議員……365
當間　盛夫議員……373
山里　将雄議員……383
当山　勝利議員……391
１．散　　会……401

○第８号（２月28日）

１．開議年月日時……403
１．議事日程……403
１．本日の会議に付した事件……403
１．出席議員……405
１．欠席議員……405
１．欠　　員……406
１．説明のため出席した者の職、氏名……406

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……406
１．開　　議 ……406
１．島袋　　大議員の発言取消し申出 ……406
１．採　　決 ……406
１．一括議題 { 日程第１　一般質問 / 日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで } ……406
１．一般質問・質疑 ……406
喜友名智子議員 ……406
玉城健一郎議員 ……414
渡久地　修議員 ……423
幸喜　　愛議員 ……432
瑞慶覧長風議員 ……438
比嘉　瑞己議員 ……448
次呂久成崇議員 ……457
１．委員会付託 ……465
１．日程第３　乙第44号議案及び乙第45号議案 ……466
１．知事（玉城デニー知事）の提案理由説明 ……466
１．委員会付託 ……466
１．休会の議決 ……466
１．散　　会 ……466

○第９号（３月７日）

１．開議年月日時 ……469
１．議事日程 ……469
１．本日の会議に付した事件 ……469
１．出席議員 ……470
１．欠席議員 ……470
１．欠　　員 ……470
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……470
１．開　　議 ……470
１．日程第１　乙第11号議案 ……470
１．委員長報告（総務企画委員長）……470
１．採　　決 ……471
１．日程第２　乙第17号議案 ……471
１．委員長報告（経済労働委員長）……471
１．採　　決 ……472
１．日程第３　乙第41号議案 ……472
１．委員長報告（総務企画委員長）……472
１．採　　決 ……472
１．日程第４　乙第45号議案 ……473
１．委員長報告（総務企画委員長）……473
１．採　　決 ……473
１．日程第５　乙第44号議案 ……473
１．委員長報告（経済労働委員長）……473

１．採　　決 ……474
１．日程第６　乙第35号議案 ……474
１．委員長報告（文教厚生委員長）……474
１．採　　決 ……474
１．日程第７　乙第31号議案 ……474
１．委員長報告（沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長）……475
１．採　　決 ……475
１．日程第８　甲第27号議案から甲第39号議案まで ……475
１．委員長報告（予算特別委員長）……475
１．採　　決 ……477
１．休会の議決 ……477
１．散　　会 ……477

○第10号（３月14日）

１．開議年月日時 ……479
１．議事日程 ……479
１．本日の会議に付した事件 ……479
１．出席議員 ……479
１．欠席議員 ……479
１．欠　　員 ……480
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……480
１．開　　議 ……480
１．補欠選挙当選議員の紹介・挨拶 ……480
１．日程第１　議席の変更 ……480
１．日程第２　議席の指定 ……480
１．諸般の報告 ……480
１．日程第３　常任委員の選任 ……480
１．休会の議決 ……481
１．散　　会 ……481

○第11号（３月28日）

１．開議年月日時 ……483
１．議事日程 ……483
１．本日の会議に付した事件 ……484
１．出席議員 ……486
１．欠席議員 ……487
１．欠　　員 ……487
１．説明のため出席した者の職、氏名 ……487
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ……487
１．開　　議 ……487
１．諸般の報告 ……487
１．予算特別委員会の存続 ……488
１．日程第１　乙第１号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、
　　乙第29号議案及び乙第30号議案 ……488

１．委員長報告（総務企画委員長）……488
１．採　　決……490
１．日程第２　乙第18号議案……490
１．委員長報告（経済労働委員長）……490
１．採　　決……491
１．日程第３　乙第13号議案から乙第16号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案まで……491
１．委員長報告（文教厚生委員長）……491
１．採　　決……493
１．日程第４　乙第20号議案から乙第25号議案まで……493
１．委員長報告（土木環境委員長）……493
１．採　　決……494
１．一括議題｛日程第５　議員提出議案第１号　沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
日程第６　議員提出議案第２号　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例｝……494
１．座波　　一議員の提案理由説明……495
１．採　　決……495
１．日程第７　乙第39号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案……495
１．委員長報告（総務企画委員長）……495
１．採　　決……496
１．日程第８　乙第33号議案……496
１．委員長報告（経済労働委員長）……496
１．採　　決……497
１．日程第９　乙第37号議案……497
１．委員長報告（文教厚生委員長）……497
１．採　　決……497
１．日程第10　乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案……497
１．委員長報告（土木環境委員長）……498
１．採　　決……499
１．日程第11　甲第１号議案から甲第24号議案まで……499
１．委員長報告（予算特別委員長）……499
１．甲第１号議案に対する修正動議の提出……503
１．上原　快佐議員の提出理由説明……503
１．質　　疑……503
　西銘啓史郎議員……504
１．討　　論……507
　仲村　家治議員……507
　当山　勝利議員……508
　高橋　　真議員……509
　比嘉　瑞己議員……510
　下地　康教議員……512
　大田　　守議員……515
　宮里　洋史議員……516
　次呂久成崇議員……517
１．採　　決……517

１．日程第12　ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和７年度の調査経費に関する件 ……520
１．座波　　一議員の提案理由説明 ……520
１．採　　決 ……521
１．一括議題｛日程第13　議員提出議案第３号　高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書
日程第14　議員提出議案第４号　北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出を求める意見書
日程第15　議員提出議案第５号　医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める意見書｝……521
１．新垣　　新議員の提案理由説明 ……521
１．採　　決 ……521
１．日程第16　陳情令和６年第206号 ……522
１．委員長報告（総務企画委員長）……522
１．採　　決 ……522
１．日程第17　陳情令和６年第87号、同第89号、同第114号、同第115号、同第190号、同第206号の２、同第207号及び陳情第８号 ……522
１．委員長報告（経済労働委員長）……522
１．採　　決 ……522
１．日程第18　請願令和６年第８号、陳情令和６年第84号、同第203号、陳情第８号の２及び第20号 ……522
１．委員長報告（文教厚生委員長）……522
１．採　　決 ……522
１．日程第19　陳情令和６年第99号及び陳情第１号 ……522
１．委員長報告（米軍基地関係特別委員長）……523
１．採　　決 ……523
１．一括議題｛日程追加　「甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算」の再議の件
日程追加　「甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議の件｝……523
１．知事（玉城デニー知事）の提出理由説明 ……523
１．採　　決 ……524
１．日程第20　閉会中の継続審査の件 ……524
１．採　　決 ……524
１．閉　　会 ……524

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 ……527
１．甲第25号議案の議決に伴う甲第27号議案の数字の訂正について ……611
１．議員提出議案 ……615
１．ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和７年度の調査経費に関する動議 ……619
１．諸般の報告 ……621
１．議案付託表 ……623
１．委員会審査報告書 ……625
１．再議の件 ……635
１．記名投票の結果 ……637
１．閉会中継続審査及び調査申出書 ……639

1．変更議席表 ……647
1．予算特別委員名簿 ……649
1．陳情文書表 ……651
1．議案等処理一覧表 ……665

令和７年第１回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期45日間　自 令和７年２月12日 至 令和７年３月28日

	月　日	曜日	日　　程	備　　考
1	２月12日	水	(会議録署名議員の指名) (会期の決定) 本 会 議 (常任委員の所属変更の件) (議会運営委員の選任の件) (知事提出議案の説明) (予算特別委員会設置) 委 員 会 (予算特別委 正副委員長互選等)	補正予算２件（先議案件）付託 請願・陳情付託
2	13日	木	委 員 会 (予算特別委 先議補正予算審査・採決)	
3	14日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	15日	㊏	休　　会	
5	16日	㊐	休　　会	
6	17日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	18日	火	委 員 会 (議会運営委員会)	
8	19日	水	本 会 議 (先議補正予算 委員長報告、採決) (代表質問)	
9	20日	木	本 会 議 (代表質問)	
10	21日	金	本 会 議 (代表質問)	
11	22日	㊏	休　　会	
12	23日	㊐	休　　会	天皇誕生日
13	24日	㊊	休　　会	振替休日
14	25日	火	本 会 議 (一般質問)	
15	26日	水	本 会 議 (一般質問)	
16	27日	木	本 会 議 (一般質問)	
17	28日	金	本 会 議 (一般質問) 委 員 会 (常任・特別・予算特別委)	議案付託
18	３月１日	㊏	休　　会	
19	２日	㊐	休　　会	
20	３日	月	議案研究	
21	４日	火	委 員 会 (予算特別委 補正予算審査)	
22	５日	水	委 員 会 (常任・特別委 先議案件審査・採決) (予算特別委 補正予算採決)	
23	６日	木	議案整理 委 員 会 (議会運営委員会)	
24	７日	金	本 会 議 (補正予算・先議案件委員長報告、採決) 委 員 会 (予算特別委 当初予算概要説明)	
25	８日	㊏	休　　会	
26	９日	㊐	休　　会	
27	10日	月	委 員 会 (常任委員会 予算議案調査)	
28	11日	火	委 員 会 (常任委員会 予算議案調査)	
29	12日	水	休　　会	
30	13日	木	委 員 会 (議会運営委員会)	
31	14日	金	(議席の変更) 本 会 議 (議席の指定) (常任委員の選任) 委 員 会 (予算特別委 総括質疑協議)	
32	15日	㊏	休　　会	
33	16日	㊐	休　　会	
34	17日	月	休　　会	
35	18日	火	委 員 会 (予算特別委 総括質疑)	
36	19日	水	委 員 会 (常任委員会)	
37	20日	㊍	休　　会	春分の日
38	21日	金	委 員 会 (常任委員会)	
39	22日	㊏	休　　会	
40	23日	㊐	休　　会	
41	24日	月	委 員 会 (常任委員会)	
42	25日	火	委 員 会 (予算特別委 当初予算採決、特別委)	
43	26日	水	休　　会 (予備日)	
44	27日	木	議案整理 委 員 会 (議会運営委員会)	
45	28日	金	本 会 議 (委員長報告、採決)	

※３月９日執行の沖縄県議会議員補欠選挙（沖縄市選挙区）において当選した新議員の議席及び所属する常任委員会を定めるため、13日の議会運営委員会での協議を経て14日に会議を開いた。

開会日に応招した議員

中　川　京　貴　議長	新　垣　淑　豊　議員
上　原　　章　副議長	島　尻　忠　明　議員
瑞慶覧　長　風　議員	当　山　勝　利　議員
瀬　長　美佐雄　議員	西　銘　純　恵　議員
喜友名　智　子　議員	新　垣　光　栄　議員
大　田　　守　議員	上　原　快　佐　議員
高　橋　　真　議員	玉　城　健一郎　議員
宮　里　洋　史　議員	山　里　将　雄　議員
徳　田　将　仁　議員	糸　数　昌　洋　議員
比　嘉　　忍　議員	仲　里　全　孝　議員
新　垣　善　之　議員	仲　村　家　治　議員
新　里　　匠　議員	下　地　康　教　議員
平　良　識　子　議員	座　波　　一　議員
比　嘉　瑞　己　議員	新　垣　　新　議員
次呂久　成　崇　議員	大　浜　一　郎　議員
米　須　清一郎　議員	渡久地　　修　議員
幸　喜　　愛　議員	仲宗根　　悟　議員
當　間　盛　夫　議員	山　内　末　子　議員
松　下　美智子　議員	西　銘　啓史郎　議員
喜屋武　　力　議員	又　吉　清　義　議員
大　屋　政　善　議員	呉　屋　　宏　議員
小　渡　良太郎　議員	島　袋　　大　議員

3月14日に応招した議員

新　里　治　利　議員	仲　村　未　央　議員

応招しなかった議員

儀　保　　唯　議員

令和７年２月12日

令和７年第１回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第１号）

令和７年第１回 沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

令和７年２月12日（水曜日）午後２時15分開会

議　事　日　程　第1号

令和７年２月12日（水曜日）

午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　常任委員の所属変更の件
第４　議会運営委員の選任の件
第５　令和６年第４回議会乙第20号議案（経済労働委員長報告）
第６　甲第１号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで（知事説明）
第７　陳情第１号から第７号まで、第13号及び第18号の付託の件
第８　陳情令和６年第129号の取下げの件

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　常任委員の所属変更の件
日程第４　議会運営委員の選任の件
日程第５　令和６年第４回議会乙第20号議案
　令和６年第４回議会乙第20号議案　指定管理者の指定について
日程第６　甲第１号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで
　甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算
　甲第２号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
　甲第３号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
　甲第４号議案　令和７年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
　甲第５号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計予算
　甲第６号議案　令和７年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
　甲第７号議案　令和７年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
　甲第８号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
　甲第９号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
　甲第10号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
　甲第11号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
　甲第12号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
　甲第13号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
　甲第14号議案　令和７年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
　甲第15号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
　甲第16号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
　甲第17号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
　甲第18号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
　甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算

甲第20号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和７年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和７年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和７年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第25号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）
甲第26号議案　令和６年度沖縄県水道事業会計補正予算（第２号）
甲第27号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第７号）
甲第28号議案　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第２号）
甲第37号議案　令和６年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　令和６年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県公文書等の管理に関する条例
乙第２号議案　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
乙第９号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県証紙条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第16号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県文化芸術振興基金条例
乙第18号議案　沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第19号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第32号議案　財産の取得について
乙第33号議案　財産の処分について
乙第34号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第35号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第36号議案　損害賠償請求調停事件の調停について
乙第37号議案　損害賠償の額の決定について
乙第38号議案　損害賠償の額の決定について
乙第39号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第40号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第41号議案　副知事の選任について
乙第42号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第43号議案　沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について

日程第７　陳情第１号から第７号まで、第13号及び第18号の付託の件
日程第８　陳情令和６年第129号の取下げの件

出　席　議　員（44名）

48番	中川京貴　議長	14番	次呂久成崇　議員
42番	上原　章　副議長	15番	米須清一郎　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	16番	幸喜　愛　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	17番	當間盛夫　議員
3番	喜友名智子　議員	18番	松下美智子　議員
5番	大田　守　議員	19番	喜屋武　力　議員
6番	高橋　真　議員	20番	大屋政善　議員
7番	宮里洋史　議員	21番	小渡良太郎　議員
8番	徳田将仁　議員	22番	新垣淑豊　議員
9番	比嘉　忍　議員	23番	島尻忠明　議員
10番	新垣善之　議員	24番	当山勝利　議員
11番	新里　匠　議員	25番	西銘純恵　議員
12番	平良識子　議員	26番	新垣光栄　議員
13番	比嘉瑞己　議員	27番	上原快佐　議員

28番	玉城健一郎 議員	36番	大浜一郎 議員
29番	山里将雄 議員	37番	渡久地修 議員
30番	糸数昌洋 議員	38番	仲宗根悟 議員
31番	仲里全孝 議員	41番	山内末子 議員
32番	仲村家治 議員	43番	西銘啓史郎 議員
33番	下地康教 議員	44番	又吉清義 議員
34番	座波一 議員	45番	呉屋宏 議員
35番	新垣新 議員	47番	島袋大 議員

欠席議員（1名）

4番 儀保唯 議員

欠員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
照屋義実	副知事	前川智宏	土木建築部長
池田竹州	副知事	大城清二	企業局企業企画統括監
小川和美	政策調整監	本竹秀光	病院事業局長
溜政仁	知事公室長	友利公子	会計管理者
宮城嗣吉	総務部長	金城康司	総務部財政統括監
武田真	企画部長	半嶺満	教育長
多良間一弘	環境部長	嘉手苅英子	公安委員会委員
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	下地誠	労働委員会事務局長
糸数公	保健医療介護部長	金城稔	人事委員会委員
前門尚美	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
松永享	商工労働部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田健	主査
前田敦次	長	比嘉太一	主査
中村守	議事課長	上原毅	政務調査課副参事
宮城亮	課長補佐	平良典子	主幹

○中川京貴 議長　ただいまより令和７年第１回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案82件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、令和７年１月末現在の令和６年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました請願及び陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情26件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた阿波連光公安委員会委員長は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に嘉手苅英子公安委員会委員の出席を求めました。

また、説明員として出席を求めた池田修人事委員会委員長及び田島啓己労働委員会会長は、所用のため本

日２月19日から21日まで及び２月25日から28日までの会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に金城稔人事委員会委員、２月19日から21日まで及び２月25日から28日までの会議に森田崇史人事委員会事務局長、下地誠労働委員会事務局長の出席を求めました。

また、説明員として出席を求めた企業局長は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届出がありましたので、その代理として、本日の会議に大城清二企業企画統括監の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

10番　新　垣　善　之　議員 及び
12番　平　良　識　子　議員

を指名いたします。

○中川京貴 議長　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月28日までの45日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月28日までの45日間と決定いたしました。

○中川京貴 議長　日程第３　常任委員の所属変更の件を議題といたします。

議員が辞職したことにより、常任委員の所属を変更する必要があり、経済労働委員の喜友名智子議員から文教厚生委員会に委員会の所属を変更されたい旨の申出があります。

また、土木環境委員の玉城健一郎議員から総務企画委員会に委員会の所属を変更されたい旨の申出があります。

よって、お諮りいたします。

喜友名智子議員及び玉城健一郎議員からの申出のとおり、それぞれ委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、それぞれ委員会の所属を変更することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　日程第４　議会運営委員の選任の件を議題といたします。

本件については、議員辞職に伴い、議会運営委員に欠員が生じていることから委員を選任する必要があります。

よって、お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、新垣淑豊議員及び玉城健一郎議員を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　日程第５　令和６年第４回議会乙第20号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました令和６年第４回議会乙第20号議案については、同年11月定例会に提案されましたが、閉会中継続審査となった議案であります。

委員会におきましては､商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第20号議案「指定管理者の指定について」は、おきなわ工芸の杜の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

指定管理者となる団体は、おきなわ工芸の杜共同企業体で、指定管理の期間は令和７年４月１日から令和10年３月31日までである。

指定管理者の選定に当たっては、条例に沿った４つの選定項目から審査項目を定めて、最も効果的かつ効率的な管理が実施できる者を決定したとの説明があり

ました。

本案に関し、今回応募のあった２者について、選定時の点数の差はどこにあったのかとの質疑がありました。

これに対し、選定された団体については、審査項目のうち、施設の利用促進を図るための具体的方法について、入居者の確保等に関する取組の提案があったこと。施設の維持管理の内容等について、清掃、警備、機器点検方法に関する仕様書の水準を超える提案があったこと。及び安定的な運営が可能となる財政的基盤について、収入増で推移する提案があり、実現性が高いと判断されたことにあると考えているとの答弁がありました。

次に、おきなわ工芸の杜の利用率向上や伝統工芸の活性化について、県は、指定管理者と同施設に入居している沖縄県工芸振興センター及びＮＰＯ法人沖縄県工芸産業協働センターの３者とどのような形で関わっていこうと考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、同施設は工芸産業振興の拠点であることから、各産地組合や工芸事業者及び関係団体と連携し、その効果を高めていく必要があると認識している。今後は、関係者や各機関と意見交換し、それぞれの実力を発揮してもらいながら、おきなわ工芸の杜の効果を高めていけるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、同施設の指定管理料は、１期目の年平均と比べ約1000万円減額となっている。一方で、１期目は毎年赤字であったとのことであるが、選定された団体の収支計画に基づき、今後しっかりと運営できると評価されたということかとの質疑がありました。

これに対し、利用料金収入の増及び経費節減により赤字にならないような運営をすると聞いており、県としても適正に実施していけるものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、伝統工芸の保存・継承の取組強化、指定管理者の審査の在り方、来館者数の県の目標値と指定管理者の計画値との整合性、工芸に係る専門職員の採用及び県工芸振興センターとＮＰＯ法人沖縄県工芸産業協働センターが同施設に入居している趣旨などについて質疑がありました。

採決の結果、令和６年第４回議会乙第20号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、令和６年第４回議会乙第20号議案については、維新の会所属委員より附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより令和６年第４回議会乙第20号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立多数であります。

よって、令和６年第４回議会乙第20号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第６　甲第１号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、こんにちは。

令和７年第１回沖縄県議会の開会に当たり、議員各位の御健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々の御精励に対し深く敬意を表します。

令和７年度当初予算案などの重要な議案の審議に先立ち、まず、県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位及び県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第１に、県政運営に取り組む決意について申し上げます。

今年は、戦後80年の節目の年であります。この間、沖縄は、多くの困難な課題に直面する中で県民各位や関係者の努力により、県民生活は着実に向上してまいりました。一方で、歴史的、地理的、自然的な特殊事情に起因する行政課題や自立的発展、豊かな住民生活の実現といった社会経済面での課題、沖縄を取り巻く

アジア太平洋地域の複雑化する社会情勢等の課題も明らかになっております。

戦後80年を機に、これまでの歴史を振り返り、さきの大戦における犠牲者を追悼するとともに、長期的な視点に立って将来を見据えながら、未来へ向け平和で豊かな沖縄を実現するため、そして、復帰50年の節目に策定した「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」に込めた平和への願いをかなえられるよう、心を込めて全力で取り組んでいく所存です。その一環として、今年は戦後80周年平和祈念事業を実施し、次世代を担う若者をはじめ、多くの県民の「平和を考える機会」の創出や平和を希求する「沖縄のこころ」の国内外への発信力の強化など、未来へ向け、県民一人一人、さらには沖縄を訪れる全ての人々を含めて、平和で豊かな沖縄を描いていけるよう、全庁体制で取り組んでまいります。

一方、世界では、ロシアによるウクライナ侵攻やガザ地区におけるイスラエルとハマスとの紛争の長期化など、憂慮すべき事態が続いております。アジア太平洋地域の安全保障環境についても、中国の軍事力の強化、東シナ海・南シナ海における現状変更の試み、台湾や朝鮮半島をめぐる問題などが存在する一方、東アジア地域における経済的な結びつきが密接な今日において、平和的な外交・対話を通じた緊張緩和と信頼醸成がこれまで以上に必要であると考えております。沖縄独自の歴史的・文化的特性等のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用することで、対話や交流、国際協力などの平和的な手法で信頼関係の構築を図り、様々な主体と連携しながら地域外交を推進してまいります。さらに、各主体が連携することで相乗効果を高め、総合力を発揮することにより、本県の国際関係施策を質・量ともに強化し、アジア太平洋地域の平和構築や相互発展へより積極的な役割を果たしてまいります。

復帰から50年以上経た現在もなお、国土面積の約0.6％に過ぎない本県には、在日米軍専用施設面積の約70.3％が集中し続けており、日常的に発生する航空機騒音をはじめ、米軍人等による事件・事故など、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けています。また、これらの広大な米軍基地は、市街地を分断する形で存在し、県経済の発展をフリーズさせています。本県の基地負担の状況は異常であり到底受忍できるものではないことから、県としては、引き続き県民の目に見える形で基地負担の軽減がなされるよう、取り組んでまいります。

特に、普天間飛行場については、市街地の中心部に位置しており、航空機事故への不安や騒音被害など、返還合意から28年が経過した今もなお、住民に大きな負担を強いていることから、同飛行場の一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であり、県民の強い願いであります。

一方、政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらなる工期の延伸も懸念されることから、辺野古移設では、同飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えております。

県としては、引き続き、政府に対して対話により解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴え、辺野古移設が唯一の解決策との固定観念にとらわれることなく、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を実現するよう求めてまいります。また、平成25年に県議会議長及び全41市町村の首長・議会議長等が「米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること」を求めた建白書の精神、これまでの県知事選挙や県民投票で県民が一貫して示してきた辺野古新基地建設反対の思いを実現するため、全力で取り組んでまいります。

令和４年12月、安全保障関連３文書と言われる「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」が閣議決定されたほか、昨年７月の「２プラス２」共同発表では、南西諸島を含む日本全国における日米合同演習及び施設の共同使用のさらなる機会の追求等が示されております。

アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増しているとして、政府は南西諸島への自衛隊の配備を進めておりますが、米軍基地が集中していることに加え、急激な配備拡張による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しており、ましてや沖縄が攻撃目標になることは決してあってはならないと考えております。このため、本県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理縮小と併せて検討することなどを政府に求めており、引き続き軍転協等とも連携しながら、適切に対応してまいります。

特に「特定利用空港・港湾」に関しては、整備に係る予算計上方法や整備後の運用などについて県民に強い不安の声があることから、政府に対し、しっかりとした説明を求めてまいりたいと考えております。

私は、県知事に就任して以来、祖先（ウヤファーフジ）への敬い、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り

添うチムグクルを大切にするとともに、「自立」、「共生」、「多様性」の理念の下、包摂性と寛容性に基づき、様々な施策を推進してまいりました。今後も、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」の創造を基本理念とする沖縄21世紀ビジョンの実現を図り、本県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向けて取り組むとともに、公約の３つの大項目、「県経済と県民生活の再生」、「子ども・若者・女性支援施策のさらなる充実」、「辺野古新基地建設反対・米軍基地問題」を中心とする各種施策の実現を図ってまいります。

私は、誰もが輝き、誰もが尊重され、そして誰もが希望のうちに喜びを見つけることが当たり前に実現する島、幸福が真に実感できる沖縄を目指し、誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会の実現に向けて、職員と一丸となって、全身全霊で取り組んでまいります。

第２に、県政運営に取り組む決意を踏まえた特に重要な政策について申し上げます。

世界経済は、持ち直しの動きが続くものの、米国の政策動向、中東地域をめぐる情勢等の影響に十分注意する必要があります。

我が国の経済は、成長と分配の好循環が動き始め、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に向けた分岐点にあるとされており、政府においては、地方経済の中長期的な成長力の強化に取り組むことが示されております。

本県経済においては、入域観光客数の増加などコロナ禍からの回復が続く一方で、長引く人手不足や物価高による県民生活や事業活動への影響が懸念されております。さらに、今後は全国と同様に、本県においても人口減少が進むと推計されております。

このような状況を踏まえ、県としては、引き続き国と連携しながら、人手不足や物価高への対策等を行うとともに、本県経済の回復を確かなものとし、さらなる成長につなげるよう取り組みます。また、人口減少のスピードを緩和させつつ、活力ある持続可能な地域社会を実現するため、地方創生に向けた各種取組を推進してまいります。

令和７年度は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の策定から４年目を迎えます。引き続き、沖縄振興策を強力に推進するとともに、中間年度に当たる令和８年度に向け、これまでの施策の成果や課題等について、経済団体をはじめとする県内各界各層の意見等を踏まえながら点検・評価を行ってまいります。

ＳＤＧｓについては、昨年12月にＳＤＧｓ全国フォーラムを開催し、県内・国内外に向け「沖縄らしいＳＤＧｓ」の取組を発信するとともに、次世代につながる持続可能な社会の構築を図る機会といたしました。引き続き、ＳＤＧｓ達成への貢献と地域課題の解決に向けた施策の一層の充実強化を図ってまいります。

公約において掲げた６つの重要政策のうち、まず、「県民のいのちと暮らしを守る」について申し上げます。

沖縄県の「新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定や医療機関等との協定締結により医療提供体制の確保に取り組む等、将来の新興感染症等の発生に備えた感染症対策を強化してまいります。また、適切な価格転嫁・賃上げに向けた各種支援策に取り組むとともに、成長型経済への移行を見据え、人材投資や生産性向上など、稼ぐ力の強化に資する取組を進めてまいります。

「辺野古新基地建設反対をつらぬく」について申し上げます。

辺野古新基地建設に反対する県民の民意は、過去３回の知事選挙をはじめ、平成31年２月に行われた辺野古埋立てに絞った県民投票において圧倒的多数で明確に示されており、揺るぎない形で反対の民意が繰り返し示されたことは、極めて重いものであります。しかしながら、政府は、辺野古移設が唯一の解決策であるとして、令和５年12月28日、沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対し、沖縄県知事に代わって承認処分を行う代執行を行い、県民の民意を一顧だにせず工事を強行しております。

私は、県民の願いである普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と早期の閉鎖・返還を日米両政府に求めるとともに、辺野古新基地建設の断念と対話による解決を求める姿勢を堅持し、引き続き全身全霊で取り組んでまいります。

「子どもは沖縄の未来」について申し上げます。

社会の一番の宝である子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく生き生きと暮らせる、誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画の取組を推進するとともに、引き続き県政の最重要課題である子どもの貧困解消に向けた取組を含む「沖縄県こども・若者計画（仮称）」に基づく総合的な子ども施策を全庁体制で力強く推進してまいります。

「子どもの権利尊重条例」が目指す子どもの権利ファーストの理念の下、子どもの成長段階に応じた切

れ目のないきめ細やかな施策を展開するとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて取り組んでまいります。

また、学校給食費無償化に向けた取組の第一歩として、中学生の学校給食費の２分の１相当額を全ての市町村及び私立学校等に補助し、保護者の経済的負担の軽減に取り組んでまいります。

「安全・安心の沖縄へ」について申し上げます。

米軍基地周辺の河川や湧水等からＰＦＯＳ等が高濃度で検出されており、米軍基地が汚染源である蓋然性が高いことから、情報の提供、基地内への立入調査、国及び米軍による原因究明調査と対策の実施並びに環境保全に関する国内法の適用や環境条項の新設など日米地位協定の抜本的な見直しを求めてまいります。

県民の命と健康に関わる水道水については、引き続きＰＦＯＳ等の低減化について取り組み、県及び市町村の対策に係る費用負担を国に求めてまいります。また、抜本的な解決に向けて、基地由来の蓋然性が高いＰＦＯＳ等の汚染原因の特定をはじめ、国や米軍による低減化の対策を実施するよう求めてまいります。

東日本大震災や能登半島地震を教訓とするとともに、昨年６月及び11月の本県における大雨災害など、近年の大雨や台風等の災害が激甚化、頻発化している傾向も踏まえ、知事公室に危機管理課と消防防災対策課の２課を設置し、危機事象発生時及び災害時の体制強化を図ってまいります。様々な危機事案に迅速かつ的確に対応し、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全の確保ができるよう、災害対策本部機能を備えた防災危機管理センター棟（仮称）を整備します。

離島振興については、離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下、引き続き県政の最重要課題と位置づけ、交通・生活コストの負担軽減、防災体制の強化、医療体制の充実・確保など定住条件の整備のほか、移住定住の促進、関係人口の創出等に取り組んでまいります。また、市町村、関係団体等とも連携し、離島町村等における持続可能な行政サービスの提供体制の構築に取り組みます。

「自然環境と文化・伝統が調和する沖縄」について申し上げます。

直近の世界の年平均気温が観測史上最高を記録するなど深刻化する地球温暖化に対し、本県においても、2050年度二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、クリーンエネルギーの導入を促進するほか、電動車への補助拡充等に取り組みます。

また、生物多様性に富んだ豊かな自然環境を次世代へ継承するため、自然環境の保護・保全に取り組むとともに、国立沖縄自然史博物館の設立誘致の早期実現に向けて県全体が一丸となる取組や世界自然遺産地域の保全と利用の両立を図るための適正管理を推進するほか、昨年12月に成立した動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人と動物が共生する社会の実現のための施策を充実強化してまいります。

文化と伝統については、琉球王朝時代より培われてきた伝統文化を継承・発展させるため、引き続き沖縄の伝統文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組の推進や沖縄文化の基層である「しまくとぅば」の保存・普及・継承の促進に取り組みます。加えて、「沖縄県文化芸術振興基金」を設置し、安定的な財源の下、担い手を育て、文化芸術のさらなる振興・発展を図ります。また、首里城の復興については、令和８年の正殿完成に向けて、寄附金を活用した製作物の復元や伝統的な建築等に係る人材育成、首里杜地区の歴史まちづくりの推進のほか、安全性の高い公園管理体制の構築等のプロジェクトに引き続き取り組んでまいります。

「限りない沖縄の可能性を未来へ」について申し上げます。

「稼ぐ力」の強化のため、産業ＤＸの推進や企業連携、スタートアップの育成等によるイノベーションを促進するとともに、国内外への市場開拓や域内経済循環の拡大、収益力強化を図る施策を総合的に展開してまいります。

また、沖縄観光のさらなる振興及び持続可能な観光地の形成に向けて、好調な国内観光需要の継続的な確保、アジア市場はもとより欧・米・豪等の海外からの戦略的な誘客及び受入れ体制の強化に取り組みます。

大型ＭＩＣＥ施設整備については、早期の再公告に向けた手続を進めるとともに、地元町村と連携しながらマリンタウンＭＩＣＥエリアの形成に取り組んでまいります。

食料の安定供給の確保に向けた農林水産物の生産拡大や環境負荷低減に向けた取組を推進するとともに、観光産業等との連携による域内経済循環の拡大に取り組んでまいります。

さらに、県民や観光客の移動利便性を向上させ、交通の空白やストレスがなく、効率的に移動できる環境を構築するため、路線バス等の既存の交通リソースのポテンシャルを最大限に引き出すとともに、鉄軌道とフィーダー交通が連携する有機的な公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

特に、社会課題となっています中南部都市圏の交通

渋滞など交通に関わる諸問題の解決に向けては、様々な民間団体等の声を取り入れつつ、戦後100年を目標に公共交通の将来像を県民の皆様と描くビジョンリード型の新たなモビリティー構想の策定に着手するなど、県民の豊かな暮らしの実現を目指してまいります。

職員一人一人が仕事と家庭を両立し安心して働くことができる職場環境の実現に向け取り組むとともに、若手職員をはじめとする職員の「自由」で「独創的」な発想を各種の施策に積極的に取り入れ、職員の働きがいにつなげてまいります。また、公務の遂行に当たっては、令和２年２月に策定した「沖縄県内部統制に関する方針」に基づき、職員一人一人が関係法令を遵守しながら、適正な行政運営に取り組んでまいります。

第３に、内閣府予算案及び税制改正について申し上げます。

令和７年度内閣府沖縄振興予算案においては、約2642億円が確保され、沖縄振興公共投資交付金が増額されたほか、航空関連産業クラスター形成促進に向けた事業などが新たに盛り込まれました。

また、令和７年度税制改正においては、沖縄関係税制６項目について２年延長されるとともに、特例措置の一部が拡充されました。

県としては、沖縄振興予算及び税制を積極的に活用し、沖縄の自立的発展と県民一人一人が平和で誇りある豊かさを実感できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、これまで申し上げた取組に加え、令和７年度に主に取り組んでいく施策の概要について、御説明申し上げます。

第１は、「経済分野」に関して「―新時代沖縄の到来の視点―」であります。

まず、企業の「稼ぐ力」の強化と産業の振興について申し上げます。

県民所得の着実な向上を図るためには、企業の稼ぐ力の強化や持続的な成長型経済への移行を見据えた取組を進め、成長と分配の好循環を実現することが重要であります。このため、中小企業者等の支援については、経営基盤の強化に向け、収益力向上、経営革新など持続的な成長や経営課題の改善を促す取組を推進してまいります。

「稼ぐ力」の強化に向けては、「おきなわブランド戦略」を推進し、農林水産・商工・観光分野の地域産業間連携を促進してまいります。

また、リゾテックおきなわの推進により産業ＤＸを加速化させるとともに、官民連携で開催する国際ＩＴ見本市等を通じて、他産業とのビジネス交流機会を創出してまいります。

情報通信産業については、商品・サービスの高付加価値化、新たな市場への展開や高度な開発案件の受注の促進、ＩＴ人材の育成・確保等の推進等により生産性の高い産業構造へ転換を図ります。

沖縄がアジアにおけるスタートアップの創出・成長拠点となれるよう、グローバルに活躍するスタートアップの創出・育成を目指し、海外展開支援等に取り組みます。

テストベッド・アイランドの形成に向けて、先端的な技術やサービスの社会実装を目指す実証実験プロジェクトの支援に取り組むとともに、企業間の連携等によるオープンイノベーションの取組を支援することで、新たなビジネスの創出や地域課題の解決につなげてまいります。

産学官金の有機的な連携によるイノベーション・エコシステムの構築に向け、ＯＩＳＴや琉球大学をはじめとする県内大学等が実施する産学連携の共同研究支援やその研究成果の企業への技術移転の促進に取り組んでまいります。

ものづくり産業については、生産性の向上や企業連携による製品開発、受発注の促進に取り組むとともに、「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機とし、泡盛のさらなる販路拡大につながるよう、業界が行う自立に向けた取組を引き続き支援します。

バイオ産業分野では、産学官金の連携の下、事業化支援や人材確保に取り組みます。

工芸産業分野では、事業者の経営基盤強化や販路開拓支援等の取組に加え、戦後80年を記念した工芸展をおきなわ工芸の杜において開催します。

域内経済循環の促進については、付加価値の高い製品の開発や生産性向上に資する取組への支援に加え、県内の企業連携による受発注の促進等に取り組むことによって、域内自給率の向上につなげてまいります。

国内外への市場拡大については、高付加価値県産品の創出や新たな商流の構築に向けた取組の支援など、グローバルマーケットへのビジネス展開を戦略的に推進してまいります。

国際物流拠点の形成を推進するため、那覇空港における輸送モデルの拡充等、航空物流ネットワークの充実に取り組みます。また、那覇空港におけるＭＲＯ格納庫の拡張調査を行うなど、航空関連産業クラスターの形成に向け取り組んでまいります。さらに、下地島

空港等の離島空港を活用した航空・宇宙関連産業の展開を推進してまいります。

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成について申し上げます。

地域社会、経済、環境の３つの側面において適切なバランスを長期的に維持し、旅行者・観光客と地域・住民が価値を共有するサステーナブル、レスポンシブル・ツーリズムの推進を図ってまいります。

高付加価値な観光資源開発を支援し、富裕層インバウンドを取り込むとともに、ＤＸの活用による多彩かつ質の高い観光の推進、災害時等における観光危機対策の強化に取り組みます。

受入れ体制の強化を図るため、観光人材の育成・確保、観光地間を結ぶバスへの支援、観光２次交通結節点の設置などに取り組みます。

北部地域における新たなテーマパークの開園に係る交通環境の整備及び交通利便性の維持向上に向け、引き続き関係者及び関係市町村等と連携してまいります。

沖縄観光のさらなる振興に向け「観光目的税（仮称）」の導入に向けて、引き続き調整を図ります。

過去の国際大会の開催で得たノウハウやレガシーを活用した「ラグザス ｐｒｅｓｅｎｔｓ 第32回 U―18野球ワールドカップ」の開催支援や戦後80年の節目に沖縄から世界へ平和を発信することで、沖縄らしいスポーツコンベンションの推進に取り組むとともに、Ｊリーグ規格スタジアムの整備については、実施方針の策定を進め、令和13年度の供用開始を目指して取り組んでまいります。

令和16年度に本県で開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、「国スポ・全スポ大会準備室（仮称）」を設置し、取組を進めてまいります。

沖縄国際海洋博覧会の開催から50周年を迎えることから、これまでの50年を振り返るとともに、沖縄県の未来への発展に向けて記念事業を実施してまいります。

農林水産業の振興について申し上げます。

本県の気候や地理的特性を最大限に生かした魅力と活力ある持続可能な農林水産業の実現に向け、おきなわブランドの確立、輸送コストの低減対策や戦略的な販路拡大、高付加価値化等による域外所得獲得力の向上に取り組んでまいります。

サトウキビについては、生産性向上を図る取組や老朽化した製糖工場設備の整備等を推進してまいります。

また、担い手の育成・確保や経営力強化に向けた取組、特殊病害虫等の侵入防止や特定家畜伝染病対策の強化、生産性の向上に資するスマート農林水産技術の開発と普及、県内ホテル・飲食店等との連携による地産地消の推進、農山漁村地域における各種ツーリズムに係る取組の支援、地域特性に応じた基盤整備や農山漁村地域の強靱化対策を推進し、生産性と収益性の向上に取り組んでまいります。

畜産業については、生産基盤の強化、産業獣医師の確保、飼料自給率の向上等による畜産農家の経営安定化に向けた取組など、各種施策を推進してまいります。

林業については、自然環境に配慮した森林施業のほか、県産キノコ類の生産振興等、持続可能な林業の推進に向け、取り組んでまいります。

水産業については、持続可能な資源管理型漁業や沖縄型のつくり育てる漁業の振興を図ってまいります。また、引き続き日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直しを求めるとともに、地域外交の一環としてパラオ共和国等との水産技術交流等を着実に進めてまいります。

働きやすい環境づくりと多様な人材の活躍促進について申し上げます。

人手不足への対応については、「人手不足対策アクションプラン」に基づき、若年者、女性、高齢者、障害者など多様な人材の活躍促進やＵＩＪターン者の県内企業への就職を促進します。また、企業に対しては、正規雇用化の支援や外国人材の受入れ環境整備等を図るほか、各取組の好事例を周知するなど、企業等における人手不足対策を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスや男性の育児休業取得を促進するなど、働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

県内企業の稼ぐ力の強化と併せて奨学金返還支援や人材育成企業認証制度、所得向上応援企業認証制度の普及拡大など、積極的な人材投資や所得向上につながる取組を推進します。

人材育成については、企業等が行う社員研修やリスキリングの取組を支援するとともに、デジタルリテラシー向上やＤＸ推進リーダーの育成等に取り組みます。

教育分野においては、創造性・国際性に富み、変化に対応できる人材を育成するため、外国語・国際理解教育、情報教育、科学技術・理数教育の推進に取り組んでまいります。また、産学官相互が恒常的に対話し地域課題の解決を図る「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築に向け、準備会合を開催するなど引

き続き大学等と連携してまいります。

自立的発展の実現に向けた基盤整備について申し上げます。

「沖縄県ＤＸ推進計画」の下、職員のデジタルリテラシーの向上やデジタル人材の育成に取り組むとともに、外部の知見も活用しながら、生活、産業、行政など、様々な分野のＤＸを推進します。

ＰＰＰ／ＰＦＩの推進について、部局横断的に対応するためのマトリックス組織を企画部に設置し、部局間の横串機能を強化することで、各事業の着実な進展を図ってまいります。

過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、沖縄都市モノレール３両車両の追加導入及び新車両基地の整備に取り組むとともに、引き続き県民が路線バスを乗車体験する機会を創出します。また、市町村及び交通事業者と協力し、基幹バスシステムの導入や交通結節点の整備促進など、切れ目のないシームレスな交通体系の構築に取り組むとともに、バスやタクシー等の運転手等の確保に取り組んでまいります。

「ハシゴ道路」ネットワークの構築を図るため、国が実施する沖縄西海岸道路や那覇空港自動車道等の整備を促進し、県が実施する南部東道路、県道浦添西原線、池武当インターチェンジ等の整備を推進します。また、主要渋滞箇所における渋滞ボトルネック対策についても取り組んでまいります。

那覇港については、新港埠頭地区の整備促進や浦添埠頭地区の早期整備に向けた取組など、沖縄県の持続可能な発展の推進力となる「みなとづくり」に取り組みます。

中城湾港については、新港地区における港湾機能の強化・拡充、泡瀬地区におけるスポーツコンベンション拠点の形成等に向けて取り組みます。

防災面での機能も併せた電線共同溝により、離島地域を含めた無電柱化を推進するとともに、街路樹等の適正管理及び官民連携を推進し、良好な沿道景観の創出に取り組んでまいります。

県土の均衡ある持続可能な発展に向けた「沖縄県東海岸サンライズベルト構想」を踏まえ、東海岸地域の特性や豊かな歴史・文化資源、自然環境などの強みを最大限に生かし、各種取組を推進してまいります。

第２は、「平和分野」に関して「―誇りある豊かさの視点―」であります。

まず、米軍基地から派生する諸問題の解決と駐留軍用地の跡地利用について申し上げます。

米軍基地が集中することにより、沖縄県民は過重な基地負担を強いられ続けています。普天間飛行場、嘉手納飛行場やその他の訓練場の周辺住民は、昼夜を問わない訓練等により騒音などに苦しめられ続けています。特に嘉手納飛行場では、騒音や悪臭、外来機の度重なる飛来やパパループの一時使用、無人偵察機の配備に加え、ＳＡＣＯ合意を無視するかのようにパラシュート降下訓練が恒常的に行われている状況です。また、米軍人等による事件・事故も後を絶たず、令和５年12月以降、米軍人による女性への性的暴行事件は５件が送致され、そのうち３件が起訴されています。

このような凶悪な犯罪が後を絶たない背景には、日本側が裁判権を持つ場合でも、原則、米軍人である被疑者の身柄が起訴前に日本側に引き渡されない旨を規定する日米地位協定にもあると考えています。米側に裁量を委ねる形となる運用改善では不十分であり、同協定の抜本的な見直しが必要であると考えているため、沖縄県が平成29年度から令和４年度にかけて実施した他国地位協定調査の結果を活用しながら、引き続き全国知事会や渉外知事会等とも連携して取り組んでまいります。

昨年12月、在沖米海兵隊のグアム移転について、県内の海兵隊員約100名が移転を開始するとの発表がありましたが、具体的な移転スケジュール等は示されておりません。

沖縄県としては、引き続き明確な移転計画を示すとともに、一日も早くグアム移転が完了するよう、確実な実施を求めてまいります。

普天間飛行場については、引き続き普天間飛行場負担軽減推進会議等において、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外・国外移設及び早期閉鎖・返還を日米両政府に求めてまいります。

辺野古新基地建設問題については、引き続き政府に対し対話による解決策を求めるとともに、トークキャラバン等を通じ、辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた私の考えを広く国内外に伝え、問題解決に向けた国民的議論を喚起し、理解と協力を促してまいります。

昨年11月の有害物質と廃棄物に関する国連特別報告者マルコス・Ａ・オレリャーナ氏の招聘においては、関係者との面談、米軍基地周辺の現地視察等を通して、ＰＦＡＳ等の米軍基地から派生する環境問題などの現状を理解していただくことができ、今後も国連の場等において沖縄の問題を取り上げていただくことが期待されます。引き続き、国連関係者や海外有識者等の沖縄への招聘に取り組むとともに、国際社会に対し

て沖縄の基地負担の軽減や辺野古新基地建設問題、基地から派生する諸問題の解決の必要性を訴えてまいります。

また、法定受託事務について、地方公共団体が自ら責任を持って行った処分を国が裁決で取り消す「裁定的関与」を認めている現行の法制度は公平公正なものとは言えず、憲法に定める地方自治の本旨をも形骸化させる重大な問題を生じさせていることから、全国知事会と連携し、地方自治法等の改正による「裁定的関与」の見直しを国に対して強く求めてまいります。

沖縄の基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要であると考えております。これまでも訪米活動やワシントン駐在の活動等を通じて、普天間飛行場の現状と辺野古新基地建設の技術的課題をはじめ、米軍基地周辺のＰＦＯＳ等の問題、米軍人・軍属による事件・事故の発生状況などを説明してきたところであり、このような取組に加え、今月にはアメリカン大学教授のピーター・カズニック氏を招聘し、基地問題を考えるシンポジウムを開催したところです。同氏におかれては、今後、米国内において沖縄の基地問題に関する情報発信をしていただくことが期待でき、これにより基地問題の解決の促進が図られるものと考えております。今後も、連邦議会議員等との継続的な意見交換やネットワークを構築することが重要と考えており、引き続きワシントン駐在において、米国内での情報収集や情報発信等に取り組むとともに、私が適切な時期に訪米し、米国政府、連邦議会議員の理解と協力を得るため、沖縄の米軍基地問題の実情等を訴えてまいりたいと考えております。

航空機騒音については、嘉手納・普天間飛行場周辺において測定・監視調査を実施するとともに、夜間における実態も把握し、日米両政府に対して騒音の軽減を強く求めてまいります。

また、ＰＦＯＳ等の環境中の残留状況については、米軍基地周辺で高濃度で検出されていることから、引き続き調査を行ってまいります。

多様な発展可能性が潜在する返還予定地について、関係市町村等と連携し、県土構造の再編につながる跡地利用に向けた取組を推進します。

尖閣諸島をめぐる問題については、中国海警船の接続水域における年間航行日数が、昨年過去最多を記録するなど、我が国の領土・主権を侵害しかねない行為が頻繁に生じております。

昨年11月の日中首脳会談においては、石破総理が尖閣諸島をめぐる情勢等について深刻な懸念を伝え、中国側の対応を求めるとともに、「建設的かつ安定的な日中関係」の構築という大きな方向性を共有していることが確認されております。

沖縄県としては、引き続き関係機関と連携を図り、日本政府に対し、冷静かつ平和的な外交・対話を通じて日中関係の改善を図ること等を求めてまいります。

地域外交の推進について申し上げます。

令和７年度は、米国ハワイ州との姉妹提携40周年に当たることから、両地域において記念式典等を開催し、様々な交流事業を実施します。また、中国福建省との友好県省、韓国済州特別自治道との友好協力都市協定、パラオ共和国とのMOUなどに基づく相互交流を進めるとともに、昨年、オブザーバー加入した北東アジア地域自治体連合（ＮＥＡＲ）のネットワークを活用した取組を進めてまいります。また、県の海外事務所のさらなる活用により、アジア太平洋地域との連携を促進してまいります。さらに、市町村や民間団体等との協働により様々な分野における国際的な取組を促進するとともに、ＪＩＣＡをはじめとする支援機関との連携により、太平洋島嶼国・地域への国際協力や南米等のウチナーネットワークを活用した取組を推進してまいります。加えて、駐日外国公館と連携した取組を進めるとともに、国連やＡＳＥＡＮなどの国際機関との関係構築を図ることにより、国際社会における沖縄のプレゼンスを高め、国際機関や国際会議の誘致等につなげることを目指します。あわせて、沖縄県が主導する国際会議「万国津梁フォーラム」を開催し、地域の安全保障や軍縮、海洋問題、災害支援、そして環境や医療、人権問題等の人間の安全保障などについて、国内外の有識者等による会議やシンポジウムを通して沖縄を対話の場とするべく取り組んでまいります。

平和を希求する「沖縄のこころ」の発信と継承について申し上げます。

今年は沖縄戦終結から80年を迎えるに当たり、戦後90年、100年といった長期的な視点に立ち、「恒久平和に向けたビジョン（仮称）」の策定に向けた取組を推進するほか、沖縄戦の実相・教訓を正しく次世代に伝えていくため、平和祈念資料館のリニューアルに向けた取組、平和の礎の発信力強化、平和学習の充実、次世代へ語り継ぐ担い手の育成・確保等の取組を推進してまいります。

第32軍司令部壕については、戦争体験や教訓の風化が懸念される中、戦争の不条理さ、残酷さ、平和の尊さを次世代に伝える「物言わぬ語り部」としての同壕の保存・公開に向けた取組を進めてまいります。

沖縄全戦没者追悼式においては、国連事務次長や沖縄戦犠牲者の関連国・地域にゆかりのある若者を招待するなど、平和への強い思いを県内外へ発信するほか、県が建立したサイパンやフィリピンの慰霊塔への参拝や戦没者の慰霊を通じ、平和の尊さの継承を図ります。

ウチナーネットワークの継承・発展・強化、多文化共生社会の構築について申し上げます。

ウチナーネットワークの継承・発展・強化に向け、国内外のウチナーンチュとの絶え間ない交流や交流のかけ橋となる人材育成、新たな国や地域との交流促進に取り組みます。加えて、南米のウチナーネットワークとの連携強化を図るための連絡事務所や世界のウチナーンチュの心のよりどころとなる「世界ウチナーンチュセンター（仮称）」の設置に向けた取組を進めてまいります。また、多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議の提言を踏まえ、在住外国人等が住みやすい地域づくりや県民の異文化・国際理解促進等、幅広い分野の交流推進に取り組みます。

心豊かで、安全・安心に暮らせる島づくりについて申し上げます。

全ての県民の尊厳を等しく守り、互いに尊重し合う共生の社会を目指し、パートナーシップ制度を導入するなど、多様な性の尊重や不当な差別のない社会の形成に関する施策を推進してまいります。

女性があらゆる分野で活躍できる社会づくりのため、女性のスキルアップやジェンダー平等の意識啓発等を推進するとともに、ＤＶや性暴力、国際的な家庭問題等、様々な困難を抱える女性への支援について相談支援体制の充実に取り組みます。

「沖縄県犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者等見舞金制度などの犯罪被害者等支援に関する各種施策の推進に取り組むとともに、消費者啓発・教育の推進、市町村の消費生活相談体制の充実に取り組みます。

多様化し深刻さを増す特殊詐欺やサイバー空間の脅威等に対処し、社会の変化に対応する警察基盤を構築するほか、交通事故のない沖縄県を目指し、関係機関と協力して交通ルール・マナーの遵守及び飲酒運転根絶の取組を推進します。

また、ＤＶ・ストーカー・虐待事案の未然防止や水難事故防止対策など部門横断的な取組を推進するほか、「ちゅらさん運動」に基づく犯罪抑止対策を一層深化させます。加えて、観光客に安全・安心なマリンレジャーを提供するため、海の危険性及び正しい知識を周知広報するとともに、自然海岸及び宮古・八重山圏域等での巡回を強化し、水難事故防止に向けて取り組んでまいります。

大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりに向けては、道路、港湾、河川、砂防関係施設、海岸保全施設等社会基盤の計画的な整備や補修・更新・耐震補強等のハード対策と併せて、河川流域全体で関係者が協働し水害を軽減させる流域治水など防災・減災対策に取り組むほか、民間施設などの耐震化に向けた取組を推進します。また、災害を未然に防止するための河川のしゅんせつや道路の予防保全に取り組むとともに、災害が起きた際には、迅速な応急対応ができるよう体制整備に取り組んでまいります。

防災対策の強化については、災害時における備蓄物資等の避難所までの輸送を円滑に実施するためのマニュアルを作成するとともに、災害への即応体制を整えるため、対策本部等の設置基準等の見直しを進めるほか、消防防災ヘリの導入に向け取り組んでまいります。

戦後処理問題については、不発弾処理及び所有者不明土地問題の早期解決に向け取り組みます。また、戦没者の遺骨収集については、国と連携するとともに、戦没者遺骨収集情報センターの周知を積極的に行うなど、さらなる推進を図ってまいります。

第３は「生活分野」に関して「―沖縄らしい優しい社会の構築の視点―」であります。

まずは、子育て支援・福祉サービスの充実について申し上げます。

家庭の経済状況によって、子どもたちの学びや体験に格差が生じないよう「沖縄こどもの未来県民会議」と連携して、児童養護施設退所者等への給付型奨学金や新たな体験メニューの創出に取り組むとともに、食品等の安定供給体制の整備によるつながる仕組みの構築、放課後児童クラブの設置促進など子どもの安全・安心な居場所等の設置・拡充や無料塾などの多様な学習支援に取り組みます。

全ての子どもの健やかな育ちと子育てを支えるため、乳幼児期における質の高い教育・保育の提供や、子育て世帯のニーズや地域の実情に応じた多様な子育てサービスの提供に取り組むとともに、ひとり親家庭等の生活の支援、就労や雇用の質の改善等、生活の安定と自立に向けた取組を推進します。

若年妊産婦等に切れ目なく支援を行うため、こども家庭センターの設置促進等、相談支援体制の強化を図るほか、関係機関と連携し、社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者やその家族等に対する多角的な支援に取り組みます。また、先天性疾患の早期発見

のための新生児マススクリーニング検査の拡大を図ります。

待機児童の解消に向けて、保育士等の処遇改善状況を把握するための給与の見える化や負担軽減などの労働環境等の改善に取り組むとともに、認可外保育施設を含めた幼児教育・保育の安全確保と質の向上に取り組みます。

子どもの最善の利益を念頭に、児童虐待防止に向けた取組を推進するとともに、ヤングケアラーの支援、児童相談所等のさらなる体制強化に取り組むほか、里親支援センターとの連携による里親委託の推進と里親等への支援の充実、児童養護施設等の退所者の自立支援等に取り組みます。

近年増加傾向にある子どもや若者の自殺対策を強化するため、多職種の専門家で構成される「こども・若者自殺危機対応チーム」を設置し、学校など地域の支援機関への助言等に取り組んでまいります。また、非行防止活動や立ち直り支援により、少年の健全育成に取り組みます。

地域住民の抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では対応が難しいはざまのニーズに対応するため、市町村と共に地域共生社会の実現に向けた属性を問わない包括的な支援体制の構築支援に取り組んでまいります。

高齢者が地域とのつながりの下で活動を選択し、必要な支援を受けながら自分らしく暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るため、地域の多様な主体が連携・協働して行う高齢者への支援を促進するとともに、認知症施策、保健医療と介護の連携強化、特別養護老人ホーム等の整備、介護人材確保や生産性向上等の支援など介護サービス等の充実に取り組んでまいります。

障害のある人が安心して暮らし地域社会に参画していくために、合理的配慮の提供を含めた障害のある人に対する県民理解の促進や相談支援の充実等に取り組んでまいります。

医療の充実・健康福祉社会の実現について申し上げます。

医療の提供体制の充実・確保に向けては、地域で必要な医療ニーズ等を踏まえ、不足が見込まれる機能の病床の整備や地域医療連携体制の強化などに取り組むとともに、北部、離島地域の医師確保及び県内全域における医師の診療科偏在の解消、看護師等の確保と資質向上などに取り組んでまいります。

薬剤師確保については、奨学金返還額の一部助成など薬学生・卒業生のＵＩターン就職を推進するとともに、県内国公立大学への薬学部設置の実現に向け取り組みます。

北部地域については、公立沖縄北部医療センター整備工事の早期着手、運営主体となる財団法人設立による開院準備推進等に取り組み、離島地域については、僻地医療拠点病院を拡充するなど、離島診療所への医師派遣や専門医による巡回診療などによる医療提供体制の確保、離島患者の経済的負担の軽減などに取り組んでまいります。

県立中部病院については、経営状況を勘案しつつ、将来構想に基づき、機能強化を含めた建て替えに取り組んでまいります。

将来子どもを持つことを希望する若いがん患者に対して、出産可能性の温存、温存後の生殖補助医療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

感染症対策については、県民への正しい知識の普及啓発や、あらゆる感染症に対応できる検査体制を迅速に構築できる環境整備、各種予防接種の接種率向上、結核の蔓延防止等に取り組んでまいります。

県民の健やかな暮らしを支えるため、働き盛り世代の健康状態の改善に向けた「健康経営」をより一層推進し、官民で連携した健康づくりに取り組むとともに、沖縄県口腔保健支援センターの取組や障害者施設での歯科保健指導等、歯科口腔保健対策の強化を図り、県民一人一人が健康的な生活習慣を実践できる環境整備に取り組みます。

食を通した健康づくりを推進する食生活改善推進員の活性化を図るため、令和７年度全国食生活改善大会及び第55回全国食生活改善推進員協議会全国大会を開催し、沖縄県のよりよい健康づくりに寄与できるよう取り組んでまいります。

生活基盤及び生活環境の充実強化について申し上げます。

昨年10月からの水道料金改定を踏まえ、施設の効率的な運用の検討など、より一層の経営合理化に取り組むとともに、水道水の安定供給を図るため、県及び市町村の老朽化した水道施設の着実な更新や耐震化、本島周辺離島８村の水道広域化に取り組むほか、令和７年度の料金については、県民負担の軽減を図るため、令和６年度に引き続き減免を継続してまいります。

また、持続可能な下水道サービスの提供に向けて、引き続き施設の更新・耐震化、浸水対策、汚泥等の活用、広域化・共同化及び官民連携を推進してまいります。

住環境の整備については、県営住宅の計画的な建て

替え等の推進、高齢者・子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保、住宅の省エネ化等に取り組んでまいります。

災害時の避難場所、緑と触れ合う憩いの場、レクリエーション活動の場としての都市公園整備を推進します。

離島・過疎地域の持続可能な地域づくりについて申し上げます。

離島地域においては、離島の資源と魅力を生かした産業振興を図るため、「離島フェア」の開催や販売戦略の構築、人材育成等の支援を通した離島特産品の販路拡大のほか、離島訪問の促進、拠点整備によるテレワーカーの高付加価値化等に取り組みます。

また、離島・過疎地域の活性化を図るため、児童の離島体験交流、離島住民と連携した体験ツアーの造成等による関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、人口の維持・増加を図るため、移住情報を広く発信し、移住希望者の相談に随時対応するほか、移住相談会や体験ツアーの実施など、移住定住の促進に取り組みます。さらに、離島町村等における持続可能な行政サービスの提供体制を構築するため、人材確保及び業務効率化に関する支援に取り組みます。

情報通信については、公共施設へのＷｉ－Ｆｉ整備により利便性の向上を図るとともに、南大東島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの令和８年３月の供用開始に向け取り組んでまいります。

離島航空路の確保と維持に向けて、計画的な空港施設の更新整備と機能向上に取り組むほか、離島港湾において、防災・減災対策や海上交通の安全性・安定性の確保、利便性の向上など、港湾機能の強化・拡充に取り組みます。

伊平屋空港については、整備に向けた課題解決に取り組んでまいります。

また、空港、港湾等の交通拠点を相互に連結させ、防災・減災、国土強靱化に資する県道石垣空港線、マクラム通り線等の整備を推進します。

離島住民の定住条件整備を図るため、離島住民の交通コストの負担軽減や不足する離島航路の船員確保に取り組むとともに、小規模離島における給油所等の維持・存続に向け、石油製品の販売に関する法定検査費等の支援に取り組んでまいります。

また、離島・過疎地域における公共交通等の維持・確保に向け、自動運転技術の社会実装に取り組んでまいります。

世界に誇る自然環境・生物多様性の保全・継承について申し上げます。

環境分野においては、沖縄の豊かな自然の恵みを継承する持続可能な循環共生社会の実現を目指します。

本県の自然環境の保全・継承を図るため、希少野生動植物の保護対策や外来種対策の推進、国立沖縄自然史博物館誘致に関する方針の策定及び県内外での機運醸成の推進、さらなる赤土等流出防止に向けた総合対策の推進に取り組むとともに、地域猫活動など動物愛護の取組を充実強化してまいります。

また、北部地域の水源涵養機能の維持や環境保全、地域振興などヤンバルの森・命の水を守る取組を推進します。

脱炭素社会の実現に向けて、電動車導入に係る補助対象の拡大等の取組を引き続き推進するとともに、循環型社会の構築に向けて廃棄物の３Ｒや適正処理等の推進に取り組みます。

クリーンエネルギーの導入促進に向けて、税制上の特例措置の活用促進等による民間事業者の投資の誘発を図るとともに、離島における太陽光発電等の補助や風力発電及び海洋温度差発電の可能性調査等に取り組んでまいります。

また、食品ロスの削減に向け、各業界団体等と連携を図りながら広報啓発等に取り組んでまいります。

沖縄文化の保存・継承・創造とさらなる発展について申し上げます。

琉球歴史文化の日を中心に、沖縄の歴史と文化への理解を深め、多様で豊かな沖縄文化を守り、育むための取組を推進します。

また、昨年設立した沖縄県ユネスコ登録推進協議会を中心に、琉球料理をはじめとした沖縄の伝統文化についてユネスコ無形文化遺産登録を通じて、沖縄の歴史と文化を県民が再認識する契機につなげると同時に、その価値を世界に発信し、国内外との交流人口の拡大を図ります。

沖縄空手の保存・継承・発展のため、指導者・後継者の育成、沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」の発信、大阪・関西万博での沖縄空手をはじめとする伝統文化公演の実施、空手ツーリズム等に取り組んでまいります。

沖縄の貴重な文化財の保存・活用を図るため、修復・復元や伝承者の養成、指定に向けた調査を推進します。

教育振興について申し上げます。

確かな学力を身につける学校教育の充実に向け、主体的・対話的で深い学びと教育ＤＸの推進を通した学力向上、教員の指導力向上に取り組みます。

また、総合的な学習等において地域の歴史や平和に

関する学習に取り組みます。

魅力ある学校づくりの推進による不登校やいじめの未然防止、組織的な対応等、児童生徒支援体制の構築に取り組みます。

学校における体力向上や食育などの健康教育、交通・災害等の安全教育の推進に取り組むほか、安心して学べる学校施設の整備に取り組みます。

幼児・児童生徒が豊かな人生を切り開くことができるよう、学校の特色化・魅力化に取り組みます。

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、個々の能力を伸ばす教育やキャリア教育の推進に取り組みます。

また、インクルーシブ教育を推進し、障害のある生徒等の自立と社会参加を見据えた特別支援教育の充実を図るとともに、中部地区への新たな特別支援学校の設置に向けた工事に着手します。

教職員が心身ともに健康で本来の職務に専念し、働きやすさと働きがいを実感できる環境整備に向け、働き方改革及びメンタルヘルス対策を一体的に推進するとともに、教職員の確保に取り組みます。

児童生徒等が家庭の経済状況等に左右されることなく安心して教育を受けられるよう、中学生の給食費や中高生のバス通学費等の支援、就学援助制度と給付型奨学金の実施、高等教育の修学支援に取り組みます。

高校未設置離島出身生徒の居住費等の支援や離島高校生の部活動派遣費の一部補助等、家庭の経済的負担軽減に取り組みます。

生涯学習環境の充実のため、関係機関等と連携・協働し、学習情報や機会の提供に取り組みます。

次に、甲第１号議案から甲第39号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

令和７年度は、「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画（中期）」がスタートし、沖縄振興をさらに加速させるための取組を力強く推進していく重要な年であります。

このため、「重点テーマ」に沿った施策の推進、「沖縄県ＰＤＣＡ」等の反映及び「新沖縄県行政運営プログラム」の推進を図ることで、社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、若手職員をはじめとする職員の「自由」で「独創的」な発想を施策に反映させつつ、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上、スクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底を図ることで限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により、令和７年度予算を編成しました。

その結果、令和７年度当初予算は、

一般会計において、8893億6000万円

特別会計において、2458億6292万7000円

企業会計において、1527億6994万2000円

の規模となっております。

令和６年度補正予算につきましては、甲第25号議案「令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）」及び甲第26号議案「令和６年度沖縄県水道事業会計補正予算（第２号）」において、国の補正予算関連事業等を実施するために、緊急に予算計上が必要な事業として、一般会計において167億6456万8000円を計上しているほか、水道事業会計において所要の補正予算額を計上しております。

また、甲第27号議案「令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第７号）」から甲第39号議案「令和６年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）」までの議案において、事業の執行状況に応じた所要の補正を行うこととしており、一般会計において347億4290万2000円を計上しているほか、11の特別会計及び病院事業会計において所要の補正予算額を計上しております。

これらの補正予算につきましては先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げますが、そのうち甲第25号議案及び甲第26号議案につきましては、早期執行の観点から、議会冒頭での先議案件として御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、乙第１号議案から乙第43号議案までの乙号議案につきましては、条例議案が「沖縄県公文書等の管理に関する条例」及び「沖縄県文化芸術振興基金条例」など30件、議決議案が「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」など10件、同意議案が「副知事の選任について」など３件を提案しております。

このうち、乙第11号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」など５件につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。

ありがとうございます。

○中川京貴 議長　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第

５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、この際、意見を求めます。

人事委員会委員。

〔金城　稔　人事委員会委員登壇〕

○金城稔 人事委員会委員　こんにちは。

人事委員会委員の金城稔でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議長から、各議案についての人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

初めに、乙第２号議案「刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」のうち、沖縄県職員の分限に関する条例、沖縄県職員の退職手当に関する条例、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄の復帰前における刑事事件に係る沖縄県職員の失職に関する特別措置条例、沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、刑法等一部改正法により懲役刑及び禁錮刑が廃止され拘禁刑が創設されたことに伴う各条例の改正であり、適当であると考えます。

次に、乙第３号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴うものであり、職場環境の改善を目的とした改正であることから適当であると考えます。なお、同条例において人事委員会規則で定めるとされている事項については、当委員会においてその内容を慎重に検討する必要があると考えております。

次に、乙第４号議案「沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の旅費に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、当分の間の措置として職員の日当及び宿泊料の特例を定めるものであり、適当であると考えます。

続きまして、乙第５号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正につきましては、昨年10月18日に当委員会が行った職員の給与に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行うものとなっており、適当であると考えます。

最後に、乙第７号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う引用条項を改める所要の改正であることから、適当であると考えます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　人事委員会委員の意見の開陳は終わりました。

―――――――◆・・◆―――――――

○大浜　一郎 議員　議長。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　この際、動議の提出をさせていただきたいと思いますので、その趣旨を説明させてください。

先日の議案説明会でも指摘いたしましたが、甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」については、違法性が治癒されていないワシントン駐在事業費が計上されております。我々は、去る令和６年11月議会において警告決議を行いました。その際、改めて追認のための議決が必要だろうと指摘をいたしましたが、法律的な整理ができていないままに庁内決裁だけで処理されようとしております。

地方自治法第96条第１項第６号によれば、財産を出資の目的とする場合には、議会の議決を要すると規定しております。沖縄県ワシントンＤＣオフィス社は、庁内の意思決定がないままに設立されたものであり、本来的には設立無効の状態にあったと言えます。そして、同社への出資金は、ワシントンコア社への委託料のうち、ダニエル・Ｓ・クラカワー氏へ行った再委託料から捻出されており、県が直接出資したものではありません。同氏は、ワシントンコア社からの再委託につき、県から事務所の登記について承認を受けており、復代理人としての地位を有します。そして、払い込まれた出資金1000ドルについては、発起人である同氏が再委託に係る委託料として請求し、支払いがなされております。したがって、同氏の行った本件株式会社の設立行為は、法律上、無権代理行為であって、県がワシントンコア社を介して支払った出資金相当額は、無権代理人である同氏の不当利得であって、県は同氏に対して、民法第703条に基づく不当利得返還請求権たる債権を有していることは明らかであります。

今般、無権代理行為である本件株式会社の設立について、県は追認するための庁内意思決定を行ったわけ

ですが、県は追認時点までの間、同氏に対する不当利得返還請求権を有しており、追認によって株式会社設立が有効となるということからすれば、当該請求権を出資の目的とすることになるのであり、地方自治法第96条第１項第６号に基づき、財産を出資の目的とするための議会の議決が必要であるというのが正しい法律の構成であります。

したがいまして、議長、我々は到底こうした違法状態が是正されていない法人の存在を前提とした予算議案を審議することはできません。知事の提案理由も本来的には聞くに値しないと思っております。議案の訂正なり、撤回して再度提出するなり、こうしたことが改善されない限り審議に応じることはできません。

また本日、令和７年２月10日付、総財第569号「令和５年度沖縄県一般会計決算不認定に係る措置等について（報告）」という文書が知事から議長宛てに提出されております。その中に、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書が提出をされておりますが、これまでの百条委員会における調査を通じて、沖縄県ワシントンＤＣオフィス社が本来支払うべき家賃や消耗品費、交通費といった運営経費は、委託事業者であるワシントンコア社が支払っていることが明らかとなっております。にもかかわらず、この報告書には、「同社の運営に必要な経費は県の「ワシントン駐在員活動事業」で賄われており、同社において資金を受け入れている。」という事実と異なる虚偽の記載がなされております。さらに、「同社が同社の支出に充てるために上記事業から受け入れた資金は、日本の資本剰余金に相当するａｄｄｉｔｉｏｎａｌ ｐａｉｄ－ｉｎ ｃａｐｉｔａｌ として受け入れているが、「３　基本財産の額」及び「４　県の出資の額」は同社の資本金のみを表示している。」という記述についても、２月10日の我が会派への説明に当たっては、こうした会計上の処理が適切かどうか現在精査中ということでありました。

この２点をもってしても、本日提出された経営状況報告書の記載内容そのものが虚偽記載であると言わざるを得ません。こうした決算を前提とした甲第１号議案は、違法を前提とするものであります。

よって、私はただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案については、委員会に付託せず、議会において議決すべきものではないとの決定を求める動議を提出いたします。

以上です。

○小渡　良太郎 議員　議長。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　議長、ただいまの動議に賛成をいたします。

○中川京貴 議長　ただいま、大浜一郎議員から甲第１号議案については、議会において議決すべきものではないとの決定を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

ただいま大浜一郎議員からありました動議について、議会運営委員会において協議するため、暫時休憩いたします。

午後３時48分休憩

午後５時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き議事を続行いたします。

休憩前に成立した本動議を議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立多数であります。

よって、甲第１号議案については、議会において議決すべきものではないとの決定を求める動議は可決されました。

○中川京貴 議長　甲第１号議案については、議長において議案を返付することにいたします。

○中川京貴 議長　この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、甲第25号議案「令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）」及び甲第26号議案「令和６年度沖縄県水道事業会計補正予算（第２号）」は、特に早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、甲第25号議案及び甲第26号議案については、これより直ちに質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、２月５日の議会運営委員会において20人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第25号議案及び甲第26号議案については、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、こ

れに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時18分休憩

午後５時18分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第７　陳情第１号から第７号まで、第13号及び第18号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情９件のうち、陳情第１号及び第13号については米軍基地関係特別委員会に、第２号から第７号まで及び第18号については沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　日程第８　陳情令和６年第129号の取下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情については、陳情者から取り下げたいとの申出がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、陳情令和６年第129号の取下げの件は、これを承認することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明２月13日から18日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、明２月13日から18日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時20分休憩

午後５時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、２月19日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時20分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子

令和７年２月19日

令和７年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第２号）

令和７年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

令和７年２月19日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第2号

令和７年２月19日（水曜日）

午前10時開議

第１　甲第25号議案及び甲第26号議案（予算特別委員長報告）

第２　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　甲第25号議案及び甲第26号議案

甲第25号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）

甲第26号議案　令和６年度沖縄県水道事業会計補正予算（第２号）

日程第２　代表質問

出　席　議　員（44名）

48番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	島尻忠明　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	喜友名智子　議員	26番	新垣光栄　議員
5番	大田　守　議員	27番	上原快佐　議員
6番	高橋　真　議員	28番	玉城健一郎　議員
7番	宮里洋史　議員	29番	山里将雄　議員
8番	徳田将仁　議員	30番	糸数昌洋　議員
9番	比嘉　忍　議員	31番	仲里全孝　議員
10番	新垣善之　議員	32番	仲村家治　議員
11番	新里　匠　議員	33番	下地康教　議員
12番	平良識子　議員	34番	座波　一　議員
13番	比嘉瑞己　議員	35番	新垣　新　議員
14番	次呂久成崇　議員	36番	大浜一郎　議員
15番	米須清一郎　議員	37番	渡久地　修　議員
16番	幸喜　愛　議員	38番	仲宗根　悟　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	47番	島袋　大　議員

欠　席　議　員（１名）

4番　儀保　唯　議員

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	松永　享	商工労働部長
照屋義実	副知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	前川智宏	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城　力	企業局長
溜　政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田　真	企画部長	金城康司	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺　満	教育長
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	下地　誠	労働委員会事務局長
糸数　公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
前門尚美	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	安田　健	主査
前田　敦次	長	比嘉太一	主査
中村　守	議事課長	上原　毅	政務調査課副参事
宮城　亮	課長補佐	平良典子	主幹

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

２月12日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から同日の委員会において、委員長に又吉清義議員、副委員長に新垣光栄議員を互選したとの報告がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　日程第１　甲第25号議案及び甲第26号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

又吉清義予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔又吉清義　予算特別委員長登壇〕

○又吉清義 予算特別委員長　おはようございます。

ただいま議題となりました甲第25号議案及び甲第26号議案の２件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長をはじめ関係部局長等の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第25号議案「令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第６号）」は、国の補正予算関連事業など緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに167億6456万8000円で、補正後の改予算額は、8726億3707万4000円となる。

歳入の主な内容は、国の補正予算に係る国庫支出金や県債などの増である。

歳出の主な内容は、沖縄振興公共投資交付金事業として、県管理港湾施設の整備に要する経費外13事業、その他公共事業として、長寿命化修繕計画に基づき橋梁、トンネル、道路附属物等の修繕・更新を推進する経費外20事業、重点支援地方交付金事業として、国の一律支援の対象とならない特別高圧契約の受電契約者及びＬＰガス受給契約者に対する負担軽減に要する経費外８事業、その他の国補正関連事業として、医療施設等の生産性向上・賃上げ等の支援に要する経費外６事業、その他の事業として、国内未定着の害虫であ

るセグロウリミバエの蔓延防止のために必要な調査及び緊急的な防除を実施するための経費外１事業であるとの説明がありました。

次に、甲第26号議案「令和６年度沖縄県水道事業会計補正予算（第２号）」は、国の補正予算に係る沖縄振興公共投資交付金を活用し、水道施設の整備を推進するため、資本的収支予算を増額するものである。

資本的収入は、国庫補助金を37億円、企業債を10億4030万円、資本的支出は、建設改良費を48億4440万4000円、それぞれ増額するものであるとの説明がありました。

まず、甲第25号議案に関し、無電柱化推進計画事業の対象地区及び計画の進捗状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算の対象地区は、名護市の名護宜野座線、沖縄市の沖縄環状線、北谷町の沖縄北谷線、宜野湾市の宜野湾北中城線、宮古島市の平良新里線及び石垣市の国道390号の６市６路線となっている。

また、令和６年度までの整備目標約180キロメートルに対し、令和５年度末で約175キロメートルが完了しており、無電柱化率については全国で８位、九州では１位となっているとの答弁がありました。

次に、修学旅行需要分散・時期平準化促進事業の具体的な内容について質疑がありました。

これに対し、本事業は、修学旅行の行程や時期の変更等を誘導することで沖縄修学旅行の需要分散化を図り、観光事業者を支援することを目的としている。

具体的には、修学旅行中の交通手段、時間、集合場所といった行程や時期を見直した上で、県内観光事業者が提供する探究学習やＳＤＧｓ学習といった体験コンテンツを新たに追加した学校に対して、その体験費用の一部を支援するものである。混雑時以外にも多彩なプログラムを用意することにより、修学旅行の行程を柔軟に見直していただくことを狙いとしているとの答弁がありました。

次に、国は総合経済対策として補正を組んでいるが、今回の補正予算の中で県としての経済対策の意図はどのような形で示されているのかとの質疑がありました。

これに対し、県においては、これまで国の交付金を活用して、教育、福祉、医療、交通、農林水産業などの様々な分野に対する支援に取り組んでいる。今回も国の経済対策を最大限に活用する視点で予算を組んでおり、緊急性という観点から必要な事業については一般財源も活用している。

重点支援地方交付金については、その趣旨に鑑みて、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する考えの下、予算措置している。広域的な観点から県民に対し広く支援が行き渡る事業及び産業・業種の特殊性を踏まえた支援を緊急に行う必要がある事業として予算を計上したところであるとの答弁がありました。

次に、医療施設等物価高騰対策支援事業の概要について質疑がありました。

これに対し、県内の病院、診療所、薬局、柔道整復師施術所などの対象施設2754施設に対して、物価高騰によって経営を圧迫するおそれがある食材料費、重油・ガス・ガソリン等の燃料費及び水道代などの高騰分について、直近の消費者物価指数の上昇率などを加味して補助をする事業であるとの答弁がありました。

そのほか、小規模離島等航空路線維持事業の対象路線、農業集落排水事業の進捗状況、高規格インターチェンジアクセス道路整備事業費における幸地インター線工事の進捗率、交通安全対策事業（通学路緊急対策）における整備の進捗状況及び災害ボランティアセンター資機材整備支援事業の概要などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第25号議案及び甲第26号議案の２件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第25号議案及び甲第26号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第25号議案及び甲第26号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、念のため申し上げます。

本日から21日まで及び25日から28日までの７日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

なお、令和７年２月13日付各議員に通知いたしました、返付した甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」と代表質問・一般質問及び議案に対する質疑の通告との関係についての文書のとおり行うこととといたしますので、お願い申し上げます。

また、日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第２　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘啓史郎議員。

〔西銘啓史郎　議員登壇〕

○西銘　啓史郎 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　追加質問を行いたいと思います。

特定利用空港・港湾についてでありますけれども、本件については、質問通告後に報道された重大な問題であり、議長と執行部には連絡を済ませておりますので、先例を踏まえ質問を行います。

昨日の報道により知りましたけれども、特定利用空港・港湾について下記の点を伺います。

１番、県管理３施設について、指定に向け国と調整していることの事実関係と経緯について伺います。

２番、与党会派に説明した理由について伺います。

それでは、会派沖縄自民党・無所属の会を代表して質問を行いたいと思います。

質問に入る前に、所見を述べたいと思います。

今定例会は、初日から開会が遅れ、甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」が動議により返付されるという前代未聞のスタートとなりました。私たちは、ワシントン事務所の経費について、２月10日の議案説明の日に執行部から何ら説明がなかったことや予算提出について、疑義を求め再考を求め退出いたしました。しかしその後、議会開会当日も含め執行部及び与党からの議案に対する動きが全くありませんでした。ワシントン事務所の問題については、総務企画委員会での二転三転する執行部の答弁に対し、このままでは事実の解明ができないということで、特別委員会――百条委員会が設置され、参考人の招致を２月７日に行ったばかりであります。また知事は、第三者による調査検証委員会を設置し、３月末の提言を求めているさなかに予算を計上するという強硬姿勢に出てきたと我が会派は受け止めざるを得ません。

昨年６月の県議会議員選挙の結果、少数与党という立場にいることをまるで忘れているかのごとくの県政運営には疑問を持たざるを得ません。仲井眞県政時代の少数与党を経験している我が会派の議員は、中川議長と島袋大議員しかおりません。その当時の話を伺い、当時の執行部や我々が少数与党時代の野党に対する取組と比較をすると、雲泥の差があると言わざるを得ません。我々は、令和７年度一般会計当初予算全ての審議を拒否するつもりは全くありません。知事を含め執行部及び与党各会派の皆様にはぜひこれからも丁寧な対応を強く求め、代表質問に入りたいと思います。

それでは、質問通告に従い代表質問を行います。

今回、我が会派から５名の議員が登壇しますので、よろしくお願いしたいと思います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、ワシントン駐在問題について。

ア、２月12日に議決された甲第１号議案を議会において議決すべきものではないとの決定を求める動議に対する受け止め方について伺う。

イ、令和７年度一般会計当初予算をどのように取り扱うのか、知事の方針について伺う。

ウ、県は、ワシントン駐在員活動事業について、令和３年度からワシントンコア社とマーキュリー社の共同企業体との契約を行っているが、なぜ契約形態を変更したのか、その理由を伺う。

エ、ワシントン駐在員活動事業については、共同企業体代表者であるワシントンコア社から一部の資金がワシントンＤＣオフィス社へ支払われ、それが構成員であるマーキュリー社へ迂回した支出がなされているが、なぜこのような資金の流れとなっているのか伺う。

オ、ワシントンＤＣオフィス社への追加払込資本は、沖縄県としてどのような財務会計上の認識を持ってい

るのか伺う。

カ、ワシントンＤＣオフィス社が当然会社の運営経費として支払うべき家賃や消耗品費、交通費をワシントンコア社が立て替える形で支払っているのはなぜか伺う。

キ、ワシントンＤＣオフィス社の財務諸表を作るに当たって、本来同社が支払うべき経費を他社が支払うことは、役務の無償提供として同社において適切な会計処理をすべきではないか伺う。

ク、令和７年２月12日付で提出された「令和７年度ワシントン駐在員活動事業費予算計上の考え方について」において、県は返付された甲第１号議案において、新たな体制でスタートするまでの間の必要最低限の経費として７か月分の経費を計上しようとしていたようだが、その理由を伺う。

ケ、議会における百条委員会、監査委員による監査、第三者による調査検証委員会のいずれも調査検証結果が出ていない状況において、なぜワシントン駐在員活動事業費の当初予算計上を強行したのか、与党との調整状況も含めてその経緯を伺う。

コ、令和７年２月12日付で知事公室から提出された「ワシントンＤＣオフィス社に対する出資と地方自治法第96条第６号との関係について」と題した文書について、総務省及び弁護士に対して照会した文言を一言一句明らかにし、これに対する回答を一言一句明らかにした答弁を伺う。

サ、知事が自ら設置した調査検証委員会の委員からは、現地弁護士や国務省からの助言内容を証する文書やメールなどが確認できず、全てワシントンコア社からの伝聞により法人設立の判断がなされたのではないかと疑義が呈されているが、この指摘を当局はどのように受け止めているのか伺う。

(2)、令和７年１月２日、知事公舎において玉城デニー後援会主催の令和７年度新春の集いが開催されたようである。

ア、知事公舎において開催するに当たってどのような庁内手続が行われたのか伺う。

イ、知事公舎を政治団体の活動に供することが沖縄県公舎管理規則上できるのか伺う。

ウ、この会合の参加者には部長等の幹部が含まれていたようであるが、地方公務員法上問題はないのか伺う。

エ、会費500円を参加者１人ずつ徴収されたようであるが、有料か無料かを問わず過去にこのような政治団体が知事公舎を使用した会合や集会を開催したことはあるのか伺う。

(3)、令和７年１月26日に投開票された沖縄市長選挙は、自民・公明が推薦する花城大輔氏が３万1267票を獲得し、仲村未央氏を破り、初当選を果たした。

ア、玉城知事はこの沖縄市長選挙の結果をどのように受け止めるか伺う。

イ、玉城知事は市長選挙における街頭演説において、故桑江市長が実現してきた沖縄アリーナやＦＩＢＡワールドカップなどの実績をあたかも県が主導したかのような発言を行ったと聞くが、事実か伺う。

ウ、玉城知事は、さきの宮古島市長選挙において保守系候補が当選したのに続き沖縄市長も保守系となったことで、オール沖縄系市長が不在となったことに対しマスコミの取材に、自分はオール沖縄のオーナーではないという旨の回答をしたとのことだが、その真意を伺う。

(4)、令和７年２月９日に投開票された浦添市長選挙において、自民・公明が推薦する松本哲治氏が２万9607票を獲得し、４回目の当選を果たした。

ア、市長選挙の結果について、玉城知事の受け止め方を伺う。

イ、松本氏に対抗して出馬した里道氏は浦添西海岸の埋立てに反対を掲げていたが、玉城知事は里道氏のこの主張に対してどのような考えを持っているのか伺う。

ウ、那覇港湾施設の移設に向けて環境影響評価に係る手続が始まっているが、玉城知事はＳＡＣＯ合意に基づく着実な移設に協力していく考えを持っているのか伺う。

２、行財政運営について。

(1)、令和７年度沖縄振興予算について。

ア、令和７年度沖縄振興予算の特徴について伺う。

イ、概算要求時から減額されたことについて、玉城知事はどのような受け止め方をしているのか伺う。

ウ、高率補助制度は今後も必要と考えているのか、知事の率直な考えを伺う。

エ、今回離島振興に対する支援策が手厚く措置されたものと我々は評価するが、知事は離島市町村へ足を運び、直接首長や議員、住民との対話をどの程度行ってきたのか伺う。

(2)、公文書管理について。

ア、本定例会に提出されている公文書管理条例の概要について伺う。

イ、ワシントン駐在問題においては、事実を確認するための文書が不存在であるケースが多く、意思決定の過程が極めて曖昧となり後日の検証が困難となる事態となっているが、条例制定後においては、駐在事務

所においてどのような是正措置を講じる考えか伺う。

ウ、公文書管理を県当局のみに当たらせることについては、ワシントン駐在問題を通して公文書管理への信頼を失墜させることにつながるのではないか。行政監視を目的とする県議会が公文書管理に関与する必要があると考えるが、知事の見解を伺う。

(3)、副知事人事の考え方について。

ア、今定例会に提案された大城肇氏を副知事に選任することについて、どのような考え方により提案をしたのか伺う。

イ、副知事と政策調整監の身分取扱いの違い、所掌業務の違いについてそれぞれ伺う。

(4)、令和５年度定期監査の結果について。

ア、令和４年度に調達した病院総務システムについては、当初から予定していた改修に加え、病院現場の要望等を踏まえた追加改修に対処する必要が生じたこと等により改修費用が調達額を大きく上回り、運用開始の時期も予定より遅れることとなったとされている。

㋐、病院事業局はこの指摘をどのように受け止め、責任を果たす考えか伺う。

㋑、具体的にどのような影響が生じているのか、改修費用の増加額も含めて伺う。

イ、各部局共通事項のうち、備品の管理が適正でなかったものとして、重要備品が所在不明のものがあったとの指摘があるが、指摘されている９課所におけるてんまつについて伺う。

ウ、保健医療介護部において、予算の執行が適正でなかったものとして、国庫返還に係る償還金について補正予算を提出している中で流用を行ったために不用が生じたとの事案について、てんまつを伺う。

(5)、県営住宅家賃の過大徴収について、令和７年２月７日にその事実が公表された。

ア、全国的にも同様の事案が生じているとの情報もある中で、このような取扱いミスが生じた原因をどのように考えているのか伺う。

イ、過大徴収となった世帯数、返還額、返還方法、返還の時期については、どのようになっているのか伺う。

ウ、再発防止に当たっての具体策をしっかり示すことが重要だと考えるが、こうした事案が生じるたびにマニュアルやチェックリストを作るとしているが、そういった資料が有効に活用されているのかについてモニタリングがなされているのか伺う。

(6)、与那原マリーナ使用料の誤徴収について、令和７年２月７日に公表されたところである。

ア、条例の根拠なく使用料を徴収することは当然違法であるが、県や指定管理者はどのような法的責任を負うことになるのか伺う。

イ、令和元年度から行われていたことは確認できているものの、それ以前については資料がないことから確認できないとしているが、還付金の消滅時効を援用して過去５年に該当する者に限っての返還となっているが、このような取扱いは適切なのか伺う。

ウ、返還金の予算措置はどのように行っていく考えか伺う。

(7)、国の経済対策について。

ア、昨年取りまとめられた国の経済対策については、多くの自治体が早期執行のために補正予算を早急に組んでいるようであるが、県が２月議会まで編成に時間を要したのはなぜか伺う。

イ、重点支援交付金の活用に当たって、エッセンシャルワーカーを擁する医療界等からどのような要望が上がっており、県はどういった対応を考えているのか伺う。

(8)、茨城県は人口減少が続く中、外国人の生活支援や働き手の確保などの観点から、外国人採用に踏み切る方針を示している。

ア、沖縄県として外国人を地方公務員として採用する考えについて、どのような対応を考えているのか伺う。

イ、地方公務員に外国人を採用することについての憲法上の問題点について伺う。

ウ、県内市町村における外国人採用の状況について伺う。

(9)、病院事業局の職員給与においてはベースアップ加算が加味されているようだが、各職員に対してベースアップ分の還元がなされず、専ら運営経費に充てられているとの話がある。

ア、ベースアップ加算の概要について伺う。

イ、しっかりと職員給与に反映させるべきではないか、対策を伺う。

(10)、指定管理制度については、官民連携の手法として公の施設について長らく運用されてきたところであるが、指定管理者の更新年に当たる場合、担当課と財政課との間で調整が行われると聞くが、中には10円、20円の使用料を確保するために、担当職員に残業を課し、費用対効果を無視した調整が行われているとの声も聞こえてくる。

ア、費用対効果を無視した調整がなされないような工夫をどう講じていくべきと考えるか、財政当局に伺う。

イ、指定管理者制度の運用状況は庁内でどのような体制で管理されているのか伺う。

(11)、委託契約の在り方について。

ア、ワシントン事務所の設立に当たって委託料から出資金を捻出していることが発覚したが、こうした委託料の執行は適法なのか伺う。

イ、令和５年度における県全体における部局別の委託契約の件数、契約金額、最終的な精算金額の合計について伺う。

ウ、万国津梁会議の運営支援など様々な知事肝煎りの委託事業が展開されているが、事業効果の検証はどのようなルールの下で行われているのか伺う。

(12)、食糧費及び土産品に係る予算の執行について。

ア、食糧費の執行に当たっての庁内における決裁体制を具体的に伺う。

イ、知事外国訪問時の土産品に係る予算執行に当たっての決裁体制を具体的に伺う。

ウ、知事の訪米時の土産品については、財政課のチェックなく支出されていることはないか伺う。

以上、代表質問として再質問は質問席にて行いたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

代表質問、真摯に答弁に努めさせていただきます。

西銘啓史郎議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の１(3)のア、１(4)のア、沖縄市長選挙及び浦添市長選挙についてお答えいたします。１の(3)のアと１の(4)のアは関連しますので、一括してお答えします。

各首長選挙につきましては、それぞれの候補者が地域が抱える課題等の実情を踏まえ、自らの公約を掲げ選挙に臨まれるものであり、沖縄市長選挙及び浦添市長選挙においても、このことを踏まえ有権者が判断したものと認識をしております。

次に１の(3)のウ、オール沖縄のオーナー発言についてお答えいたします。

オール沖縄は、2013年に、県議会議長、県内41全市町村長及び各種団体の長の連名で、オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念について政府に要請した、いわゆる建白書の実現を目指し、保守・革新の立場を超えた広範かつ多様な団体で構成され、県政を支援する団体の一つであると認識をしております。

次に、行財政運営についての御質問の中の２の(3)のア、副知事の選任についてお答えいたします。

御提案いたしました大城肇氏は、経済学の研究者として活躍され、琉球大学理事及び学長などの要職を歴任し、現在は同大学の名誉教授を務めるなど、その実績及び手腕は高く評価されております。また、沖縄振興開発金融公庫業績評価委員会委員や沖縄県振興審議会会長を務められ、沖縄振興や島嶼経済に関する造詣も深く、その豊富な知識や経験から副知事として適任でありますので、議会の同意を得て副知事に選任したいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　池田副知事。

〔池田竹州　副知事登壇〕

○池田竹州 副知事　追加質問の特定利用空港・港湾について、与党会派に説明した理由についてお答えいたします。

県政において新たな政策の導入を検討する場合、まず県政を支える与党の理解を得ながら進めることが必要であると考えております。このため、与党会派の皆様に特定利用空港・港湾の検討状況について説明をさせていただいたところであります。

以上でございます。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)ア、返付動議への受け止めについてお答えいたします。

去る２月12日に決定された動議では、地方自治法第96条第１項第６号に基づく追認議案の未提出が違法であり、経営状況報告書の一部が虚偽記載である旨の指摘がありました。追認議案の件について総務省に確認したところ、同号は、財産を出資の目的として使う場合に議会の議決を必要とする旨を規定したものであり、財産とは、同法第237条第１項で定義しているように、公有財産、物品及び債権並びに基金である。これらを出資の目的とする場合は、議会の議決が必要との回答がありました。また、経営状況報告書の記載について、ワシントンＤＣオフィス社の運営に必要な経費が県のワシントン駐在員活動事業で賄われていることは事実であり、虚偽との指摘は当たらないと考えております。基本財産の額に係る記述も資本剰余金に相当するアディショナル・ペイドイン・キャピタルがあることを説明し、その金額については貸借対照表を

参照いただくよう丁寧に説明したもので適切と考えております。

よって、県としましては、動議の見解は当たらないものと考えております。

同じく１(1)ウ、共同企業体への契約変更理由についてお答えいたします。

令和３年度の契約に向けた募集要項においては、広く提案を募る観点から、共同企業体による応募も可能であることを明記しました。その結果、ワシントンコア社及びマーキュリー社を構成員とする共同企業体から応募があり、沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）に係る業者選定委員会における審査を経て当該共同企業体と契約したものです。

同じく１(1)のエ、マーキュリー社への支出についてお答えいたします。

米国の外国代理人登録法、いわゆるＦＡＲＡに基づく登録を行って活動する者は、定期的に司法省に活動状況を報告する義務があり、受領した資金の提供者等についても報告することとなっております。マーキュリー社は、沖縄県の代理人としてＦＡＲＡに基づく登録を行い､ワシントン駐在の活動を支援しているため、同社も県の代理人としての活動状況及び県から資金を受領していることを報告しているところです。こうした報告と整合を図るため、共同企業体の代表者であるワシントンコア社は、構成員であるマーキュリー社に対して、ワシントンＤＣオフィス社を経由して支払いを行っているものです。

同じく１(1)オ、追加払込資本に対する認識についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の経費に充てるために同社に払い込まれた資金は、アディショナル・ペイドイン・キャピタルとして整理されているところです。同社はその資金を受け入れる際、県に対して株式を発行していませんが、県が地方自治法上の「出資による権利」を得たと解すべきかどうか総務省に照会したところ、県に何らかの権利が発生したかどうかによって判断すべき旨の回答がありました。総務省の回答を踏まえて検討したところ、県は唯一の株主であり、県の保有割合は変わらないことから、資金の払込みによって県に何らかの法的権利が発生したことにはならず、したがって「出資による権利」を取得したことにはならないと認識しております。

同じく１(1)のカ、ワシントンコア社による立替えについてお答えいたします。

一般的な会社は、事業活動により収益を得て、その収益を家賃等の費用や設備投資等に充てるものと認識しております。一方、ワシントンＤＣオフィス社は、設立の経緯から、いわゆる独立採算制を前提としたものではなく、その経費は県のワシントン駐在員活動事業で賄うことを前提としていることから、事業の委託先において支出しているところです。

同じく１(1)キ、他社が支払った経費についてお答えいたします。

一般的に、役務の無償提供を受ける法人の会計上の処理は、役務の無償提供を受けたことによる収益と本来支払うべきであった経費が相殺されるため仕訳は必要とされず、損益計算書の純利益に影響することはなく、したがって貸借対照表にも影響することはないと承知しております。このため、ワシントンＤＣオフィス社の財務諸表に記載する必要はないと理解しております。

同じく１(1)のク及び１(1)のケ、ワシントン駐在に係る必要最小限の経費及び当初予算に計上した理由についてお答えいたします。１の(1)クと１の(1)ケは関連しますので、一括してお答えします。

ワシントン駐在については、沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携に重要な役割を果たしていることから、今後も活動を継続することが必要であると考えております。一方、議会によるワシントン駐在問題に関する調査特別委員会、いわゆる百条委員会や監査委員による監査、県自ら設置したワシントン駐在に関する調査検証委員会による調査が行われております。県では、これらの結果を踏まえ、よりよい方向性を見いだし、新たな体制で再スタートしたいと考えており、与党議員との意見交換も踏まえ、それまでの間、必要最小限の機能を維持するための経費を計上したものです。

同じく１(1)のコ、地方自治法第96条に係る照会等についてお答えいたします。

県は去る２月10日、弁護士及び総務省に対し、県が行ったワシントンＤＣオフィス社への出資について、地方自治法第96条第１項第６号に基づいて追認の議案を提出することの要否について相談、照会しました。弁護士からは、地方自治法第237条の「財産」の定義に照らして、予算から支出した出資が同法第96条第１項第６号の対象でないのは割と明らかではないか。県側の整理はおかしくないと思うとの主旨の回答がありました。また、総務省からは、地方自治法第96条第１項第６号で財産を出資の目的とする場合は議決が必要である旨を規定しており、財産とは同法第237条第１項で定義しているように、公有財産、物品及び債権並びに基金である。これらを出資の目的と

する場合は議会の議決が必要との趣旨の回答がありました。

同じく１(1)サ、調査検証委員会からの指摘についてお答えいたします。

去る２月13日に開かれた調査検証委員会後の記者会見において、委員から、法律事務所等からの助言について、伝聞の形でしかないところに問題が生じているとの指摘がありました。

県としては、本来、設立する法人の形態や手続が明らかになった時点で弁護士の助言等、判断の根拠を整理した上で文書により明確に意思を決定しておくべきところ、それがなされなかった点に問題があったと受け止めております。

同じく１(2)ア、知事公舎の使用手続についてお答えいたします。

知事公舎は、知事が賓客の応接や住居として利用する施設であり、部局等が行事等により公邸部分を使用するに当たっては、事前に秘書課長の承認を得る運用となっております。新年の挨拶など社会通念上必要と認められる儀礼や交際等で知事が自ら公邸を使用する場合については、特段の定めはありません。

同じく１(2)イ及び１(2)エ、政治団体による知事公舎の使用と過去の使用実績についてお答えいたします。１(2)イと１(2)エは関連しますので、一括してお答えします。

政治団体が政治活動を目的として知事公舎を使用することは、施設の設置目的に照らして適当ではありませんが、今回の使用については、新年の挨拶としてあくまでも儀礼的なものと理解しており、特に問題はないものと考えております。政治団体による使用実績について､過去に遡って把握することは困難であります。

同じく１(2)ウ、新春の集いへの参加についてお答えいたします。

この会は、新年の挨拶としてあくまでも儀礼的なものと理解しており、制限されている政治的行為にも当たらないことから、県職員の参加について、特に問題はないものと考えております。

同じく１(3)のイ、沖縄市長選挙時の街頭演説についてお答えいたします。

知事は、沖縄市長選挙時の街頭演説において、ＦＩＢＡバスケットボールワールドカップ2023の開催地支援協議会事務局を県庁に設置し、ワールドカップの成功に向け後押ししたことやトム・ホーバス監督や日本バスケットボール協会の三屋会長から感謝の言葉を頂いたことなどについて話されたとのことです。沖縄アリーナについては、言及されていないと聞いております。

同じく１(4)のイ、里道氏の主張についてお答えいたします。

去る２月９日の浦添市長選に立候補された里道氏は、自然環境を守るため、浦添西海岸の埋立てに反対を主張し、選挙戦に臨まれたものと考えております。

同じく１(4)のウ、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

那覇港湾施設は、平成７年の日米合同委員会及び平成８年のＳＡＣＯ最終報告により、浦添埠頭地区への移設方針が示され、平成13年に当時の儀間浦添市長が受入れを表明し、那覇港湾施設移設に関する協議会等が設置され現在に至っているものと理解しております。

県としては、これまでの経緯を踏まえつつ、那覇港湾施設移設に関する協議会の枠組みの中で、移設の目的や条件に沿った取組を進めることが重要と考えており、今後とも関係機関と協議を行いながら対応してまいります。

次に２、行財政運営についての中の(2)のイ、ワシントン駐在における今後の文書管理についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、適切に文書による処理がなされず、その結果として、議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態を招いたことは、公務に対する県民の信頼を損なうものであり、深く反省しております。そのため県は、これまでの議会の御指摘等を踏まえ、法人設立に係る追認の手続など必要な措置を講じてきたところです。その上で、沖縄県公文書等の管理に関する条例の制定後は、ワシントン駐在及び所管課において事務及び事業を進めるに当たっては、同条例に基づき文書による意思決定等を行うことはもとより、それに至る過程についても文書を作成し、適切に管理・保存することを徹底してまいります。

同じく２(11)のア、委託料から出資することの適法性についてお答えいたします。

委託料から出資することの適否について総務省に照会したところ、個別具体にどの節で計上すべきということは示しかねるが、出資をする場合は、地方自治法施行規則の別記において「委託料」と「投資及び出資金」が別に示されている趣旨を尊重して判断されるべきもの。「投資及び出資金」は回収できない可能性があるものなので分けている旨の回答がありました。

県としては、総務省の回答を踏まえ検討した結果、ワシントンＤＣオフィス社への出資は回収を目的とし

たものではないことから、委託料として出資したことに問題はないと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　1、知事の政治姿勢についての(1)のイ、令和７年度一般会計当初予算案の取扱いについてお答えします。

議会が甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」を返付したことについて、議会事務局が総務省に対し法律上の根拠及び法的効果を照会したところ、２月17日に回答があり、執行部としても同様の確認を行っております。回答によると、地方自治法上、長が提出した議案を返付することは想定されていない。返付行為は事実上の行為、意思表明であって、根拠はない。甲第１号議案は議会に残ったままであると言わざるを得ない。また、地方自治法上、同会期中に当初予算議案を２つ提出することは想定されていないとのことであります。

県としましては、甲第１号議案は議会に提出された状態にあることから、地方自治法第96条第１項に基づき、ぜひ御審議いただきたいと考えております。

２、行財政運営についての(1)のアと(1)のイ、令和７年度沖縄振興予算の特徴及び受け止めについてお答えします。２の(1)のアと２の(1)のイは関連しますので、一括してお答えします。

令和７年度の沖縄振興予算案については、2642億円が計上され、今年度当初予算額から36億円の減額となり、沖縄振興特別推進交付金についても減額になりました。一方で、沖縄振興公共投資交付金が増額されたほか、新たに航空関連産業クラスター形成促進に係る経費などが計上されるとともに、これまで沖縄振興特別推進交付金で実施してきた離島住民等の移動費負担軽減に係る経費などが別建てで計上されました。また、今年度の補正予算として、沖縄振興公共投資交付金で約62億円、公共事業等に係る防災・減災、国土強靱化の推進等で約178億円等、約280億円が計上されました。国の財政状況が厳しい中、配慮がなされたものと認識しております。

同じく２の(2)のア、公文書管理条例の概要についてお答えします。

この条例では、職員は、意思決定に至る過程等を合理的に跡づけ、または検証できるよう文書を作成しなければならないことを定めるほか、公文書の適切な保存のルール、歴史資料として重要な公文書の公文書館への移管、移管された公文書の県民の利用及び利用の促進、適切な公文書の管理を確保するための沖縄県公文書管理委員会の設置、職員に対する研修の実施について定めております。

同じく２の(2)のウ、公文書管理に関する県議会の関与についてお答えします。

県では、公文書管理の強化を図るため、公文書管理法等を参考にしながら、条例の立案に取り組んでまいりました。公文書管理法では、文書の整理・保存の在り方等に関する専門知識を取り入れ、公文書管理に第三者的視点を反映させる仕組みが講じられております。県におきましても、外部委員で構成される公文書管理委員会を設置し、公文書管理について意見を頂くこととしております。また、公文書の管理の状況について、毎年度、実施機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表することとしております。

県としましては、このような監視の仕組みの下で、適切な公文書の管理を行っていきたいと考えております。

同じく２の(3)のイ、副知事と政策調整監の身分等についてお答えします。

副知事は、地方公務員法第３条第３項の規定による特別職であり、地方自治法第167条第１項の規定により知事を補佐し、知事の命を受け政策及び企画をつかさどり、知事部局の職員の担任する事務を監督することとされております。政策調整監は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第１項の規定による特定任期付職員であり、知事が特に命ずる重要事項を処理することとされております。

同じく２の(4)のイのうち、重要備品が所在不明との指摘についてお答えします。

総務部においては、八重山事務所総務課で重要備品である応接セット１点が所在不明となっていることについて、管理が適切でなかったとして定期監査において指摘を受けております。当該備品について全庁的に所在確認を行いましたが確認できなかったため、既に処分されたものと判断し、沖縄県財務規則の規定に基づく亡失報告を行った上で、令和５年12月６日時点で備品台帳から登録を抹消し、措置済みとなっております。今後の対策としましては、備品台帳と現物の照合を定期的に行う等、適切な管理に努めてまいります。

同じく２の(7)のア、国の経済対策に係る補正予算についてお答えします。

国において、日本経済・地方経済の成長、当面の物価高対策、国民の安心・安全の確保の３つの柱に基づく総合経済対策が令和６年11月22日に閣議決定し、同年12月17日に令和６年度補正予算が成立しました。

県では、国の補正予算成立を受け、関係部局と調整の上、緊急に予算計上が必要な事業について企業会計を含む総額216億897万2000円の補正予算を編成しました。早期執行の観点から議会冒頭での先議案件として御審議をお願いしたところであり、各種施策が十分な効果を発揮するために迅速な事業執行に取り組んでまいります。

同じく２の(10)のア、指定管理料設定に係る業務改善についてお答えします。

指定管理者の公募に当たっては、利用料金制を導入している施設では、利用料金収入と管理運営経費との収支差の見込額を指定管理料の上限額としております。上限額の設定に当たっては、これまでの実績や特殊要因等を考慮しつつ、利用料金収入及び管理運営経費を適切に見込む必要があり、更新時期にはこれらの作業を丁寧に行っております。また、当該作業については、効率化の観点から引き続き改善を図ってまいります。

同じく２の(10)のイ、指定管理者制度の運用状況についてお答えします。

県では、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針に基づき、民間能力を活用することで、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に制度を運用しております。同方針において、選定手続、導入後の対応等を定めており、施設ごとに学識経験者等から構成される指定管理者制度運用委員会を設置し、指定管理者の選定に係る審査を行っております。また、同委員会において、毎年度各部等が行うモニタリングについて利用者サービスの質や財務状況等実施結果の検証を行っており、民間能力を最大限活用することでサービスの質の向上や経費の縮減が図られているものと考えます。

同じく２の(11)のイ、県事業の委託件数等についてお答えします。

令和５年度一般会計当初予算において、総事業数2184事業のうち、委託料を計上している事業は1167事業で、計上された委託料の予算合計は、約811億円になります。

同じく２の(12)のア、食糧費及び土産品の執行体制についてお答えします。

食糧費の執行については、事務決裁規程に基づき、各部局において執行の事務手続を行っております。平成７年11月30日付総務部長通知において、懇親会等における出席者の範囲や経費の基準等を定めており、懇親会費以外の食糧費については「儀礼的な贈答等は、行わないものとする。」という取扱いにより必要かつ最小限の執行にとどめるよう運用しているところです。また、土産品を購入する場合について、同通知で「県の特産品等の宣伝、広報のため、特産品等を送付する場合は、必要かつ最小限にするとともに、個人あての送付は行わないものとすること。」とし、制限を設けております。

同じく２の(12)のイと２の(12)のウ、外国訪問時の決裁体制及び確認についてお答えします。２の(12)のイと２の(12)のウは関連しますので、一括してお答えします。

総務部長通知において、懇親会等以外の食糧費において「儀礼的な贈答等は、行わないものとする。」という取扱いにより必要かつ最小限の執行にとどめるよう通知しており、各部局において適切に予算執行が図られていると考えております。また、「特別の事情により、この運用通知により難い場合については、総務部長に協議すること。」としており、知事の外国訪問時の土産品については、総務部と協議を行っており、適切に執行しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、行財政運営についての中の(1)のウ、高率補助制度に対する県の考えについてお答えいたします。

県では、同制度を活用し、空港、道路、港湾などの社会基盤や農林水産業における生産基盤、下水道などの生活環境改善、保健・医療、社会福祉、学校教育施設等の整備を進めてきたことにより、社会資本における本土との格差を縮小し、各種基盤等の充実が図られたものと評価しております。今後も、高コスト構造を抱える離島地域の施設整備や駐留軍用地跡地の利活用など、本県の特殊事情に基因する社会資本整備を計画的に進めていくために同制度は必要であると考えております。

同じく２の(1)のエ、離島市町村等との対話についてお答えいたします。

知事は、離島振興を県政の最重要課題と位置づけており、就任後、行政視察等で17の離島を計26回訪問し、離島市町村や住民の方々との意見交換等を行っております。

県としましては、引き続き離島の課題解決に向け、離島振興の取組を着実に進めてまいります。

同じく２の(8)のウ、県内市町村における外国人採用の状況についてお答えいたします。

現時点で県内市町村の職員について、外国人の採用状況は網羅的には把握しておりません。なお、県内11市における令和６年度行政職職員採用試験について確認したところ、10市では、日本国籍を有しない場合は受験できないこととされており、残り１市では、日本国籍を有しなくても受験できることとされていますが、これまでに採用に至った事例はないとのことです。

同じく２の(11)のウ、事業効果の検証についてお答えいたします。

県においては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進を図るため、同実施計画に位置づけた施策等を対象に毎年度ＰＤＣＡを実施しております。沖縄県ＰＤＣＡでは、可能な限り定量的な指標等に基づいて施策等の進捗状況や効果を検証し、その結果を踏まえ必要に応じた見直しや改善を行うこととしており、その結果はホームページで公表しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　２、行財政運営についての(4)のアの(ｱ)、監査委員の指摘と病院事業局の責任についてお答えします。

令和４年度に調達した病院総務システムは、監査委員から契約の締結方法等について指摘を受けております。調達後の追加改修の経緯を振り返りますと、その過程において反省すべき点があったものと真摯に受け止めております。今後のシステムの運用に当たっては、法令に基づく適切な予算執行を行うことはもとより、病院現場との意思疎通を十分に図りながら、安定的な労務管理と組織運営に努めてまいります。

同じく(4)のアの(ｲ)、具体的影響と改修費用についてお答えします。

病院総務システムの整備費用は令和６年度追加改修分を含め、合計約１億5000万円となっております。医師の働き方改革等の制度改正や病院現場の要望を踏まえた改修とはいえ、予定を上回る費用が生じた点や本稼働の延期、システムエラーに起因する手当の支給誤りなどの影響が生じたものと反省しております。

病院事業局としましては、引き続きシステムの安定運用と給与支給事務の適正化に努めてまいります。

同じく(9)のイ、職員給与のベースアップについてお答えします。

病院事業局では、地方公営企業法に基づく職務給の原則や均衡の原則を踏まえ職員給与の改定を行っており、本年度は、ベースアップ評価料の算定額を上回る水準のベースアップを行うことを考えております。今般の給与改定に伴う給与費の増額分約19億円に係る補正予算議案を本議会に提出しており、本議会において議決が得られましたら所要の規程改正を行った上で、令和６年４月に遡って職員給与のベースアップを行いたいと考えております。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時８分休憩

午前11時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○本竹秀光 病院事業局長　(9)のア、ベースアップ評価料の概要についてお答えします。

昨今の物価高騰や賃上げの状況を踏まえ、令和６年度診療報酬改定においてベースアップ評価料が創設されております。同評価料は、病院や診療所などに勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃上げの原資として用いることとされており、本年３月末までに算定開始月まで遡って賃金改善を実施することが求められております。県立病院では、令和６年６月に本評価料の算定に必要な届出を行っており、現在、診療報酬への加算を行っているところです。

失礼しました。ちょっと前後しましたが以上です。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、行財政運営についての(4)のイのうち、重要備品が所在不明との指摘についてお答えします。

保健医療介護部においては、保健医療総務課と八重山保健所の２所属において、重要備品が所在不明との指摘を受けております。保健医療総務課においては、過去の組織再編や事業の移管の際に、備品の所管換えも行う必要がありましたが、適切な時期に行われず、重要備品が所在不明となり、指摘を受けたところです。過去の不適切な処理を是正するため、引き続き所在の確認や亡失報告など沖縄県財務規則の規定に基づき適切に処理を行ってまいります。また、八重山保健所においては、重要備品である電話交換機一式の所在が確認できず、指摘を受けたところです。当該備品については、沖縄県財務規則の規定に基づく亡失報告を行い、備品台帳から登録を抹消し、措置済みとなっております。今後の対策としましては、備品台帳と現物の照合を定期的に行う等、適切な管理に努めてまいります。

同じく２の(4)のウ、国庫返還に係る償還金の不用についてお答えします。

今回の事案に係る国庫補助金は複数の県の歳出事業に充当されており、国への償還が発生した場合は、例年各事業課において償還しております。しかし、令和５年度は、当該国庫補助金の総括課において、各事業課の償還金分も含め全体の償還金に係る費用を補正予算に計上する一方、事業課においても償還金のために流用の手続を行った結果､償還金に係る予算が重複し、予算の不用が生じたものであります。今後このようなことがないよう、流用等の際には関係課と共有していることを決裁文書で可視化して確認することとしております。

同じく２の(7)のイ、医療界からの要望と県の対応についてお答えします。

去る１月15日に、沖縄県医師会長及び県内43病院長から連名で知事宛てに、重点支援地方交付金を活用し光熱費以外に高騰している経費も支援すること、食材料費について消費者物価指数の上昇率を踏まえ補助額を設定すること等について要望書の提出がありました。県では、物価高騰の影響を受けている医療機関等の経営の安定化を図るとともに、医療の質を確保するため、令和６年度２月補正予算に事業費を計上し、病院、診療所、薬局等に対し支援を行うこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　２、行財政運営についての(4)のイのうち、農林水産部の重要備品についてお答えいたします。

農林水産部では、農業研究センター石垣支所、水産海洋技術センター、農業大学校の３所属において、深耕用プラウや冷凍機など計９点の重要備品の管理が適正でないとの指摘を受けました。当該備品について、所在確認を行いましたが確認できなかったため、耐用年数を超えていることを踏まえ、既に処分されたものと判断し、沖縄県財務規則の規定に基づく亡失報告を行った上で、備品台帳から登録を抹消しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　２、行財政運営についての(4)のイ、商工労働部の重要備品の指摘についてお答えします。

ものづくり振興課におきまして、平成28年度ものづくり基盤技術強化支援事業における試作開発の成果物について、県が耐用年数経過後の状況把握を行ったところ、所在が確認できなかったものです。また、工芸振興センターにおきましては、令和３年度の同センター移転の際、備品台帳と現物の確認作業を行ったところ、所在が確認できなかったものです。定期監査の指摘後は、沖縄県財務規則の規定に基づき亡失報告を行っております。今後は、備品の所在や保管状況を定期的に把握する等、適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　２、行財政運営についての(4)のイ、重要備品所在不明の指摘についてお答えいたします。

文化観光スポーツ部では、博物館・美術館の重要備品であるプラグパネル１点が適切な処分手続がなされず亡失となっているとの指摘を受けております。当該備品は、旧博物館からの移転の際に使用不可となったため廃棄しておりますが､払出し処理の手続を失念し、台帳と現物との照合作業を長期間にわたり行っていなかったものであり、沖縄県財務規則の規定に基づく亡失報告を行った上で、備品台帳から登録を抹消しております。今後は、財務規則に基づき適正な物品の管理に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　２、行財政運営についての(5)のア、県営住宅家賃の過大徴収の原因についてお答えいたします。

公営住宅の家賃は、入居世帯の所得から公営住宅法施行令で定められた控除を行い算定します。老人または特定扶養控除については、施行令に控除対象者として入居契約者が明記されていないことから、本県は控除対象としておりませんでしたが、今回、国の通知により、入居契約者を控除対象とすることが適切であると示されたものです。

県としては、住宅に困窮する世帯に、住宅を低廉な家賃で供給するという公営住宅の趣旨に照らして、過大徴収となった世帯の皆様に深くおわび申し上げるとともに、再発防止に努めてまいります。

次に同じく２の(5)のイ、過大徴収となった世帯数、返還額、返還方法、返還の時期についてお答えいたします。

過大徴収の状況については確認中ですが、令和６年度分について試算したところ、家賃が過大となるのは約100世帯で、年間約600万円となる見込みです。対

象世帯や返還額、返還方法については確定次第改めて公表するとともに、令和７年度内に返還するよう取り組んでまいります。

次に同じく２の(5)のウ、再発防止策のモニタリングについてお答えいたします。

今後このような事案が発生しないよう、家賃算定制度や法令の解釈に係る国の通知を毎年開催される会議等で確認し、職員間の情報共有を図ります。また、家賃算定に係るマニュアルの点検・見直しを行い、毎年家賃算定時にシステムのデータを活用した控除対象者の再確認を行うなどチェック体制を強化し、マニュアルが有効に働いているかモニタリングを行ってまいります。

次に同じく２の(6)のア、与那原マリーナの使用料誤徴収に係る県や指定管理者の法的責任についてお答えいたします。

県が管理する与那原マリーナでは、本来徴収すべきでない一部の船舶を対象に使用料を誤って徴収し、マリーナ利用者の皆様に御迷惑をおかけしたことについて深くおわび申し上げます。現在、誤って徴収した使用料を速やかに返還することを優先と考え手続を進めております。使用料の徴収事務は県の指導監督の下で指定管理者が行っており、現時点で指定管理者に責任が及ぶものとは考えておりませんが、県や指定管理者の責任については今後適切な時期に判断してまいりたいと考えております。

次に同じく２の(6)のイ、返還対象を限定することについてお答えいたします。

地方自治法第231条の３第４項の規定では、使用料の還付は地方税の例によることとされており、地方税法第18条の３第１項において、その時効は請求をすることができる日から５年で消滅することになっております。また、同条第２項で準用する同法第18条第２項では、この時効は援用を必要とせず、かつその利益を放棄することができず、５年の経過後は請求権が消滅するとされていることから、取扱いは適切であると考えております。

次に同じく２の(6)のウ、返還金の予算措置についてお答えいたします。

返還に要する費用につきましては、与那原マリーナを運営する中城湾港マリン・タウン特別会計の中から予算措置していくこととしております。

次に追加質問、特定利用空港・港湾についての特定利用空港・港湾への指定に関する国との調整状況と経緯についてお答えいたします。

特定利用空港・港湾については、令和５年11月に国から説明を受けて以来、不明な点について確認を行っているところです。現在確認中の事項であることから、詳細な内容については答弁を差し控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　人事委員会事務局長。

〔森田崇史　人事委員会事務局長登壇〕

○森田崇史 人事委員会事務局長　２、行財政運営についての(8)のア、外国人の採用についてお答えいたします。

沖縄県では、平成10年度から一部の職を除き、日本の国籍を有しない者も採用試験の受験が可能となっております。

同じく２の(8)のイ、外国人採用の問題点についてお答えいたします。

外国人を地方公務員として採用する場合につきましては、住民の権利義務に直接関わる公権力の行使や公の意思の形成への参画に携わる職員には日本国籍が必要であるとの国の見解が示されており、沖縄県でも同様に取り扱っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　御答弁ありがとうございました。

代表質問ですので、この後一般質問等もあるかと思いますが、幾つか再質問を行いたいと思います。

項目で言うと、追加質問を入れると57項目になりましたので、皆さんの答弁を全部メモするのも大変なんですが、幾つか再質問をさせてください。

まず最初に、追加質問を行いました特定利用空港・港湾に関する件なんですけれども、この説明を与党に行ったとありますが、中立会派には行ったのでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　説明を行った会派名について申し上げます。

日本共産党沖縄県議会議員団、てぃーだ平和ネット、おきなわ新風、沖縄社会大衆党、以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　我々野党や中立会派に説明を行わなかった理由を再度お伺いします。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　まず、今回の特定利用空港・港湾は、県議会の議決事項ではございません。国との間でインフラ管理者が覚書――確認事項を行うということになっております。そういった行政課題を進めるに当たりまして、まず与党に説明をして理解を得る。仮に与党が反対する政策については導入することが難しいというふうに考えております。このため、まず与党に説明をさせていただいたものであります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　今、すみません、議決が必要ないとおっしゃいましたか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　議決事項ではございません。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　議決事項でなければ与党に説明しなくてもいいじゃないですか。なぜ与党の承諾をもらうために、与党が反対したらできないからというような理由で与党だけに説明するんですか。私たち議会としての議決が必要ないにしても、これは一般質問でもいろいろ出ていますよね、今まで。ですから、もう一度皆さんがやはりいろんな対応について――今回の予算の計上の仕方についても先ほど申し上げましたけれども、非常におかしいと私は思います。

先ほど冒頭の所見で申し上げましたけれども、今議長である中川議長や島袋大議員からその当時の話を聞くと、もうびっくりします。今の県の執行部、それから与党の動き。私は前の一般質問でも申し上げましたけれども、これは知事の危機管理に類すると僕は思います。県政少数与党になった段階――去年の６月の段階で、本来は我々野党にもいろんなことを丁寧に説明すべきではないかと私は思います。それが、議決が必要ないから全く関係ありませんというような発言に今聞こえましたけれども、少し確認します。知事は合意前提ではないと。要は、副知事としては、財源が捻出できない状況にある部分については整備が進む期待があると。そういう発言と知事の発言は何かリンクしていないような、知事の思いと副知事が与党に説明をして意見を照会されたようではありますけれども、この辺をもう一度丁寧に説明してください。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　これまでの国との調整におきまして、この特定利用空港・港湾の民間主体としての整備につきましては、別途予算のほうの調整を行うということが確認されております。一方で、いわゆる整備に当たっては、様々な課題、懸念も表明されていることから、直ちに整備を進めるかどうかにつきましては与党の理解も――与党だけではなくて当然皆さんの理解も含めながら進めていく必要があるというふうに考えているところです。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　この予算は、どの部局、国の予算でしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　予算の詳細につきまして現時点では具体的な説明はございませんが、国土交通省等の関係省庁の予算になるものと考えているものです。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　私やっぱり、知事、本当にこの知事の県政運営、この８年間、９年間見ていて、非常に不安であります。この後幾つか再質問しますので詳細はあれですけれども、副知事の動きも恐らく知事の思いを持って与党に行ったと思います。先ほど、必要なときには野党にもという言葉があったかと思いますけれども、どのタイミングで必要か、どのタイミングで必要でないかは私は分かりませんけれども、それは執行部に委ねられていることだと思いますけれども、少なくとも国の予算を使うこと、これは間違いないです。国交省なのか防衛省なのかは分かりませんけれども、要はいずれにしてもこの予算の執行に当たって、これ私たちもいろんな勉強会で聞きました。各県からいろんな予算が上がっていますと。予算に限りがあるので、県の動きが遅くなればこの予算が執行できなくなる。要は、もう県の特定利用空港・港湾は整備できなくなる可能性もあるということも聞いています。そういう意味からすると、先ほどのあれに戻りますけれども、そういった予算の獲得に関しても危機感がなさ過ぎると思います。副知事がおっしゃるように、こういった理由で進めたいというのであれば、国政の与党である――少数与党でありますけれども、私たちに対しても説明はすべきではないかと強く指摘をしておきます。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　再質問ですけれども、順番を替えて行財政運営についてから行きたいと思います。

(1)のエで、先ほど就任７年間で17離島を計26回とのことでした。未訪問の離島はどこか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時33分休憩
午前11時34分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
企画部長。
○武田　真 企画部長　渡嘉敷、南大東、渡名喜についてはまだ訪問しておりません。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　その理由はなぜか伺います。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時34分休憩
午前11時34分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
企画部長。
○武田　真 企画部長　何度か３村についても訪問するということで日程調整等々行ったのですが、日程だったり天候だったり、そういったところからまだ実現しておりません。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　先ほど答弁で、地域の住民とも会話をしたとありますけれども、少なくとも知事の出張等で見ると、久米島に関しては大田元知事の銅像ができたときの除幕式に出て、その日のまま日帰りしたというふうに私は聞いてます。要は申し上げたいことは、本当に地域の住民、離島の住民と――最重要課題とおっしゃるのであればもっと膝を交えて一泊二泊――南大東に行っていないということは北大東は日帰りだと思いますけれども、そういったことが私は必要じゃないかなと。知事のおっしゃっていることとやっていることが私はちぐはぐな気がします。そうでないなら反論してください。そして、海外出張。この７年間、今まで何か国、何件行ったのか教えてください。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
知事は、平成30年10月の就任以降、現在までに16回海外出張しております。
以上です。
○西銘　啓史郎 議員　議長、休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時36分休憩
午前11時37分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　すみません、今、国ごとに集計したものが手元にございませんが、おおむね９か国の国･地域に赴いているというところでございます。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　やはりまだ行っていない離島があることと、その離島の行き方も恐らく日帰りがあったりで、ゆっくり首長と意見を交わしたり、地域住民との公聴会みたいなものはなされていないと思います。知事、ぜひこれからでも結構ですので、まだ足を踏み入れていない離島、私たちの選挙区にもこの３つの島がありますけれども、特に渡名喜においては、先般、人員不足の話がありました。そのニュースが出たときに私はすぐ村長に電話をしました。いろんな事業に際していろんな影響はないですかということもいろいろ相談する中で、渡名喜村長以外からも相談があったことが、保育園の職員の採用とかをいろんな形で募集しても集まらない。そして、産休で抜けると補充ができないというようなことがありました。もちろんこの離島で採用する努力はするんですけれども、その中で提案があったのが、県としてそういう方々を採用してプールをして――言葉が適切かどうか分かりませんけれども、要はそこから２年間派遣をする、戻ってきたら次の派遣をするというような制度も考えられないかという提案もありました。これは本当に死活問題で、もう園が閉園にならざるを得ない、またはもう休園にならざるを得ないであるとか、そういった離島の苦しみを本当に知事が受け止めるのであれば、そういったことも含めて首長の声、そして住民の声を聴く機会を設けるべきだと思いますが、これは知事から答弁お願いします。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　まず、誤解のないようにあらかじめお断りしておきたいのは、それぞれの離島地域への訪問については、まずこちらのスケジュールと先方のスケジュールをしっかりとすり合わせた上で、日程が取れるかどうか、時間がどのぐらい取れるのか、あるいはその行程において地域の――例えば、畜産農家の方々や住民の方々との意見交換の場がつくれないかなど細部にわたっていろいろと調整をした上で、日程を調整させていただいているということをまず御理解いただきたいと思います。
その訪問についても行政視察ですので、あらかじめ行政側から要望を受けていることについて、こちら側がしっかりと精査をしてどのように回答させていただけるかということももちろん準備をさせていただきますし、またその場で今議員おっしゃったように、新たな課題あるいはまだ十分に解決に至っていない課題などの要望もお聞きしたりしております。ですから、それはしっかりと持ち帰って各担当部局で精査をするようにということで私からも指示をさせていただいておりますので、どうぞその点につきましても、これから

またさらに、まだ訪問できていない離島にも足を運んでいって、子どもからお年寄りまでできるだけ多くの方々と会話をしてその生活の様子などもしっかりと受け止めさせていただければというように考えております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ぜひ言葉だけではなくて実行に移していただきたいと思います。

続いて(3)の副知事人事についてであります。

今回の提案はどういう経緯か、その方の人となりについては御説明がありましたけれども、どこか団体からの他薦があったのか、または知事自らの推薦なのかお伺いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　失礼いたしました。

副知事の人事に当たりましては、当然様々な方々からの御意見なども参考にさせていただきながら、私のほうから就任を依頼させていただいたものであります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　今回は与党に事前説明、相談は行ったのか伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○玉城デニー 知事　人事ですので、そのことについては内部秘という形で進めさせていただきました。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　以前私が質問したときに――ちょっと議事録は確認できていませんけれども、知事は、与党も含めいろんな方々に相談をするというふうにおっしゃっていました。恐らくこれ副知事人事のときではなかったですかね、ちょっと定かではないんですけど。これは議決事項ですよね、副知事。であれば、先ほど議決事項ではなく関係ないけれども与党には説明に行った。それで、これは議決事項ですけれども、先ほど申し上げました、与党に事前相談すべきかどうかは別としても、本来であれば、通したいのであれば、これは与野党関係なく説明してもいいと思います。出た後でも構いません。少なくとも、議決事項であってもこれを与党にも相談しなかったということが事実だとしたら、私が与党だとしたら与党の立場が全くないなというふうに思います。

それと、もう一つ。今回、照屋副知事の後任というふうに聞いていますけれども、知事としてこの新しい副知事に求める大きな役割、照屋副知事に求めていたものと含めて何がどう違うのかお答えください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　副知事に就かれる方は、その方の豊富な知識、経験、人脈など、県政運営を補佐していく上でそれぞれに非常に高度なその状況等が勘案されていると思います。照屋副知事にもその点においては、非常に力強く後押しをしていただきましたし、また、現在提案をさせていただいております大城肇氏においても、これまでの実績等、副知事に推薦するにふさわしい内容であるということは先ほど答弁させていただいたとおりであります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　私は老婆心ながら、知事と与党の関係が本当にうまくいっているのか気になります。言葉を選ばず申し上げると、知事が裸の王様にならないことを願いたいと思います。

続いての質問に入ります。

(5)の県営住宅の過大徴収について、事務連絡があったのはいつか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　国土交通省住宅局から事務連絡がございましたのは、令和６年６月28日でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　それから２月、今度の発表まで時間を要した理由をお答えください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　国の事務連絡で示された所得控除につきましては、老人扶養控除は昭和52年から、特定扶養控除は平成３年度から導入されていますことから制度改正時点の国土交通省から示された資料や本県における過去の家賃算定状況を確認しておりました。また、ほかの自治体の対応や県内市町村の現状の確認にも時間を要したことから今般の発表となったということでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　いずれにしてもしっかりとした対応を早急にしていただきたいと思います。

続いて(8)の外国人採用についての再質問ですけれ

ども、平成10年度から国籍を除外したとのことでしたけれども、国籍で対象にならない国はあるかどうかお答えください。
○中川京貴 議長　人事委員会事務局長。
○森田崇史 人事委員会事務局長　特段排除している国はございません。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　お伺いしますけれども、北朝鮮でもいいんですか。
○中川京貴 議長　人事委員会事務局長。
○森田崇史 人事委員会事務局長　日本国内には朝鮮学校とかもございますので、そこの国籍を問うということは今のところしておりません。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　対象外の部局があれば伺います。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時46分休憩
午前11時46分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
人事委員会事務局長。
○森田崇史 人事委員会事務局長　沖縄県警の全ての職、それから教育庁の教諭の職などでございます。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　病院事業局の看護師等についてはどうでしょうか。
○中川京貴 議長　病院事業局長。
○本竹秀光 病院事業局長　現在看護師等には外国人の採用はありません。医師は２人おります。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　採用ができないのか、できるけどたまたま採用がないのかお答えください。
○中川京貴 議長　病院事業局長。
○本竹秀光 病院事業局長　資格が求められると思います。いわゆる医師だったら医師の国家試験ですね。看護師は看護師の試験ですね。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　休憩中で。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時48分休憩
午前11時48分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
病院事業局長。
○本竹秀光 病院事業局長　先ほど申しましたけれども、医師に関しては韓国籍の先生が２人います。ということで、国籍は問わなくて、いわゆる日本で医療ができる医師の国家試験、あるいは看護師の免許があれば特に国籍は問わないと思います。
○西銘　啓史郎 議員　休憩。最後聞き取れないんですけど……。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時48分休憩
午前11時49分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○本竹秀光 病院事業局長　日本国籍を有しない者も採用試験の受験が可能でありますので、それに合格すれば採用できるということです。
○西銘　啓史郎 議員　局長、最後が聞き取れないんですけど。答弁の語尾。すみません。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時49分休憩
午前11時49分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○本竹秀光 病院事業局長　沖縄県でも平成10年度から一部の職を除き日本国籍を有しない者でも採用試験の受験が可能となっておりますので、それにちゃんと合格しておれば採用できるということです。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　これも全国的にも看護師の不足であったり、いろんなテレビのニュース等でもフィリピンの国籍を持つ方々がホスピタリティーはあるけれども、試験も全部日本語の試験で国家資格を取るのも大変難しいとも聞いています。そういう意味では、これからいろんな形で人材不足が起こる中で――私も先ほど国籍の除外はないというふうに聞きましたけれども、国交のない国の方を採用するのはどうかという気もしますが、いずれにしてもこの外国人の採用についてはこれからもう５年、10年いろんな意味で人材不足、労働力不足が言われる中で、これは県のみならず国としても大きな課題だとは思いますので、病院事業局においてもしっかり対応していただきたいと思います。
続いて(9)番、病院事業局の在籍職員数を伺います。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時51分休憩
午前11時51分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
病院事業局長。
○本竹秀光 病院事業局長　ちょっと正式な数字ではないんですけれども、職員が3000名、それから会計年度任用職員が1300名ぐらいおりますので、合計4000名を超えております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　あと、病院事業局として県立病院のいろんな赤字決算が続く中、経営再建についてどのような取組を行っているのか御説明お願いします。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　かなり厳しい経営状況を踏まえて、現在、病院事業局では経営強化計画の策定及び改定計画のためのプロジェクトチームを立ち上げたところです。プロジェクトチームの中では病院事業局――本庁ですね。並びに、県立病院で横断的に経営分析、それから課題の洗い出しを行って改革のための方向性を整理した骨子を作成しているところです。それに基づいて、次年度はその目標達成時期及びＫＰＩの設定、収支計画の策定、地域連携や病棟再編、職員配置の適正化など当面必要となる取組を現在加速しているところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　質問取りのときに少し確認しましたけれども、今年の１月から円卓会議が始まったり、それから今年の４月にはもう専属のチームができるというふうに聞いています。課題は多く、解決するには大変厳しいことがあるかもしれませんけれども、病院事業局としてしっかり取り組んでいただいて、経営再建についてはよろしくお願いしたいと思います。

続いて(10)番、指定管理制度についてのイですけれども､公の施設の指定管理に関する運用方針について、もう一度ちょっと概要を伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　公の施設の指定管理者制度に関する運用方針に基づき民間能力を活用することで、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に制度を運用しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　県における指定管理者導入施設数について伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　制度を導入している施設は、令和６年４月１日時点で52の施設・地区となっております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　この施設の中で公募をしない施設があると聞いてますが、その公募をしない施設とその理由について伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　非公募による選定を行っている施設は、平和の礎、平和祈念公園、海軍壕公園の３施設となっています。

非公募としている理由は、対象施設の適正または効率的な管理運営を確保するため、公募を行わないことに相当の理由があるとして認められているものとして、平和の礎、平和祈念公園については、県の施策の円滑な推進を図る上で設置目的と密接に関連する目的で設置された団体またはそれに準ずる団体に管理させることが適当と認められると。海軍壕公園につきましては、公募によることが適当でないと認められる特段の事情があると。具体的には、公園内にある地下ごうの管理をコンベンションビューローが行っており、同一の管理者に本公園の管理を行わせることが効率的・効果的な運営が見込まれるということとしております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　各部局に運用委員会のメンバーがいらっしゃると聞いてますけれども、このメンバーの選出方法とその運用委員会の開催状況についてお願いします。個別のものでなくて結構です。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長　運用委員会は、施設の適正な管理の確保、住民サービスの向上を図る観点から、学識経験者、財務に精通する者、これは公認会計士、税理士等です。施設の機能または指定管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者、施設の利用団体を代表する者により構成されておりまして、最多で７人以内となっております。

開催状況につきましては、モニタリングの実施結果検証のため、毎年１回以上開催しておりまして、特に指定管理者の更新時期においては、指定管理者選定及びモニタリング実施結果のために年２回以上開催しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　これは経済労働委員会でも幾

つかあったり、また我が党からの一般質問でもありましたけれども、指定管理者制度自体を私は否定するものではありませんけれども、先ほど52の指定管理施設があって、議会に提案されるときに管理費は幾らとか出ていても私たち議会としては中身が見られない。もちろんその運用委員会のメンバーでいろいろ精査をして決定していくという過程はあるにしても、我々が中身が見にくいということは、これは言葉を選ばないで言うと、本当にこのままの制度でいいのかどうかというのが大変気になります。もちろん運用委員会のメンバーについても、知事決裁となって知事の附属機関となった理由等もお聞きしましたけれども、それだけ重要であるということをもう一度県の執行部として認識をされて、議会に対する提案の仕方――もう細かい資料全部はやりませんけれども、運用委員会でのいろんな経緯についてはしっかり議会で説明できるような、委員会で説明できるような仕組みを考えてほしいと思うんですが､その件についてはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　先ほどの運用委員会は７名以内の学識経験者等で構成されておりますが、募集に当たっては募集要項を制定する段階から運用委員会に諮っておりますし、その募集要項に沿った形で公募の審査を行っているという形になりますので、その公募結果についても委員会において丁寧に説明していきたいというふうに考えています。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　続いて(11)番、委託契約の在り方についてのイですけれども、部局別の事業数と契約金額、予算額について再度ちょっと御答弁お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

質問の途中ではありますが、西銘啓史郎議員の残りの再質問は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後１時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前の西銘啓史郎議員の再質問に対する答弁を願います。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県事業の委託件数等についてお答えします。

令和５年度一般会計当初予算において、総事業数2184事業のうち委託料を計上している事業は1167事業で、計上された委託料の予算合計は約811億円になります。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　これも主要施策の評価で年度が終わると出るんですけれども。各部局、主要施策のいろんな事業がありますけど、委託先の中身とか次の質問にも関連するんですけれども、なかなか実績が見えにくいというのもあります。

それで次の質問に入りますけれども、ウの万国津梁会議の開催実績――年度ごと、それからテーマ数、予算額について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　万国津梁会議について年度ごとのテーマの数と予算額を御説明いたします。

まず各年度の予算については、令和元年度が３テーマで2931万1000円、令和２年度が５テーマで2432万5000円、令和３年度が５テーマで1833万4000円、令和４年度が４テーマで1873万2000円、令和５年度が２テーマで2000万円、令和６年度が３テーマで1800万円で、６年間の合計は15テーマで１億2870万2000円となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　この万国津梁会議の委託先は年度ごとに毎回違うのでしょうか。もし差し支えなければ委託先をお答えください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　それぞれのテーマで公募をして委託先を決定していますので、それぞれ違うということになります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、(12)番に行きます。

食糧費と土産品についてですけれども、知事の訪米時、現地のアポイント等はワシントン駐在員が行っているというふうに私は聞こえるのですが、その確認をさせてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　訪米の際のアポイントにつきましては、まず連邦議会議員等についてはワシントンコア社、あるいはマーキュリー社等と相談をしながらワシントン駐在のほうで進めているというふうに理解しております。そのほか、シンポジウムですとか県

人会との交流等につきましては、ワシントン駐在のほうが進めているということでございます。

○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時25分休憩

午後１時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　（スクリーンに表示）（パネルを掲示）　今、タブレットにも出しましたけれども、ここにありますのが百条委員会に提出された県からの資料です。先ほどありましたけど、令和３年度からワシントンコア社とマーキュリー社の共同企業体ということになっていましたけれども、２年度まではあくまでも沖縄県が委託料をワシントンコア社に払い、そこから各委託先に支払いをしています。その中でマーキュリー社に対して約1200万ぐらい、10万9500ドルだったかを払ってますけれども、この費用というのがいろんな知事の訪米時の対応って書いてますけれども、その中身が見えないんですね。先ほど、いろんなアポイントはワシントン駐在員が行っているということでありましたけれども、その比率、1200万ほどの対価がどのようなものなのか、これを少し簡単に説明していただけますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時27分休憩

午後１時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　御説明いたします。

マーキュリー社が提供する役務としましては、米国連邦政府に対するロビー活動等、あるいは米国の政策専門家とのコミュニケーションに関する助言と支援、知事の訪米の計画と調整の支援、その他のサービスというふうになっております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　公室長、令和２年４月１日の再委託承認書、玉城知事からワシントンコア社の社長宛てに出ている書面があるんですね。再委託を承認する業務として、知事等と米連邦議会議員との面談設定、面談に対する助言提供とあるわけですよ。その対価として10万9500ドル――約1200万ぐらい計上されているわけです。今の話だと、その1200万を払う中身がちゃんと精査できているのでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時29分休憩

午後１時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

令和６年度について御説明しますと、マーキュリー社は、ワシントンコア社との共同企業体の契約の後に、さらに沖縄県とマーキュリー社がＭＯＵを結んでおります。その際に、マーキュリー社に10万ドルを支払うというＭＯＵになっておりまして、その役務の提供が先ほど申し上げましたロビー活動の支援、専門家とのコミュニケーションに関する支援、訪米の計画と調整の支援、その他のサービスということで契約をしているという取決めになっております。

以上です。

○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時32分休憩

午後１時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　先ほどに戻りますけれども。

私の質問は、知事が再委託の承認をしているワシントンコア社に出している文書の中では、知事等と米連邦議会議員との面談設定または助言等ということで、ワシントンコア社から再委託、約1200万が支払われているんです。これは知事部局が作った説明資料ですよ。この1200万の対価が本当に正しいのかどうか。先ほどアポイントは駐在員がやっているであるとか、あたかも面談も1000何百件取ったということもありましたけれども、マーキュリー社に1200万も払うだけの対価が正しいのかどうかチェックできていますかという質問です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時36分休憩

午後１時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　令和２年におきましても、その再委託をする業務としましては、知事と米連邦議会議員との面談設定、面談に対する助言の提供ということになっております。連邦議会議員との面談を迅速に設定し、知事訪米などを成功に導くため米議会やワシントンＤＣの情勢や仕組みに見識が深く、また政策立案のキーマンとのパイプ役を有する専門家の助言が必要であるということでワシントンコア社がマーキュ

リー社に再委託をしているところであり、日々マーキュリー社とコア社、あるいは駐在員のほうが県と連携を取りながら事業を進めているというふうに認識をしているところでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　知事の平成30年の訪米の日程は何泊何日なのか。令和元年の訪米は何泊何日なのか、お答えください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　平成30年は、平成30年11月に行われており５泊６日でございます。令和元年につきましては、10月14日から行われていて５泊６日ということになっております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　申し上げたいことは、この僅か５泊６日の短期間の中で、面談者の数も分かりませんけれども、毎回1200万もずっと払っていると。そして先ほど言いました令和２年も同じ1200万、10万9500ドルが計上されていますけれども、令和２年は知事は訪米しましたか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　令和２年につきましては、訪米は見送っております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　では、なぜこの再委託料が支払われているんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど来、御説明しているとおり、訪米のほかにも日々ワシントン駐在と連携して米連邦議会議員等への働きかけ等の支援をしているということで支払っているところでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　契約に訪米の支援と書いていて1200万であって、訪米がないときも払うってことは、僕は試算というか、この予算はおかしいと思います。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時39分休憩

午後１時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　（パネルを掲示）　これは令和３年度の資料であります。先ほど来ありました令和３年度からは、ワシントンコア社とマーキュリー社の共同企業体というふうになっています。先ほど公室長が先走って説明してくださいましたけれども、沖縄県とマーキュリー社にはMOU――メモランダム・オブ・アンダスタンディングというのが交わされています。その中でも先ほど10万ドルとおっしゃいましたけれども、10万9500ドル、お互いにアグリーしているということが書いてありますが、この概要をもう一度説明してください。MOUの概要です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時40分休憩

午後１時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　令和６年度のMOUの概要を御説明いたします。

当事者は、沖縄県の玉城知事とマーキュリー社のパートナーのビンウェバーでございます。期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日まででございます。締結日は、令和６年５月９日となっております。マーキュリー社が提供する役務としましては、先ほど申し上げました米国連邦政府に対するロビー活動等、あるいは政策専門家とのコミュニケーションに関する助言と支援、知事の訪米への計画と調整の支援、その他のサービスとなっております。そして、マーキュリー社に支払う費用としては、10万ドルということです。

以上になります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　今、令和６年度の話をされましたけれども、私が言っているのは令和３年度の話なんですね。そして、10万9500ドルなんですよ――６年度は今手元にないので。ちなみにこの契約のサインは誰が行っているんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　知事が行っているところです。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　玉城知事はこの中身は確認した上でサインしているのでしょうか。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　すみません、今確認に時間を取りました。

確認しましたところ、その手続については統括監決裁を行っております。それでサインにつきましては、知事のデジタルのサインを貼り付けているという形になっております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　決裁は統括監であろうが何でも構わないんですけど、実際に知事の直筆であると思われるサインがあるわけですよ。それを知事が理解しないでサインしたのか。この間の百条委員会でも参考人の中には中身を理解しないでサインをしたという方もいらっしゃいましたけれども、それが当然のごとくやられると私たちはすごい違和感を感じるんです。ですから、ワシントン事務所についてはこういった疑惑が全て解明されていない。

もう一つ聞きます。

この中でワシントンＤＣオフィス社からマーキュリー社への支払い――先ほど言いました。令和３年度で言えば、10万9500ドルですよ、約1200万。これが振り込まれていますけど、これは現金ですか、小切手ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　小切手で行われているというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　この振出人は誰ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　駐在のほうでサインをして振り出しているということでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　駐在は、社長としての立場でサインして出した小切手でしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後１時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　サインを貼り付けたということは、全てもう貼り付けたサインということでよろしいんですか。知事の直筆ではないという理解でいいですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時50分休憩

午後１時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　失礼しました。

先ほど申し上げましたＭＯＵにつきましては、知事の直筆のサインをデジタルで使用したということでございます。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　このことも前、我が会派の人間から質問がありましたけれども、デジタルを使うサインの条例が本当に制定されているのかというのもありました。先ほどの小切手の振出しも至急調べてください。次の質問に行きますので。私はその条例に基づかないデジタルのサインというものは無効であると思います。公文書偽造であると言われても仕方がないと思います。

ちょっと休憩お願いします。休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時51分休憩

午後１時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　今ワシントン駐在の問題、お金の流れについても質問をしました。私が冒頭申し上げましたけれども、私たちはこの一般会計当初予算の全ての審議を否定しているわけではありません。疑惑だらけ。百条委員会でもまだ解明されていない。皆さんの第三者委員会でもまだ提言が出ていない中で、明らかに不明なものがあるものをこうやって普通に予算として上げてくること自体、私たちは違法な議案に対しては審議できないということを申し上げたつもりです。そこをしっかりまず押さえていただきたい。

それともう一つ、今日のワシントン駐在問題について総務省への確認は、当初知事の記者会見を見ると知事部局が行ったように感じましたが、先ほど総務部長は、議会事務局にお願いをして総務省、それから議長会から回答を得ましたと言いましたけれども、この総務省、全国都道府県議会議長会からのＱ＆Ａを全て読み上げてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　２月17日に県議会事務局が作成した「総務省自治行政局行政課からの回答（電話連絡）」です。

「照会に対する回答」。

「地方自治法上、長が提出した議案を議会が長に返付することは想定されていない。」、「返付行為は事実上の行為、意思表明であって、根拠はない。」、「効果については、地方自治法に想定されていない事柄について、総務省として断定することはできない。」。

「電話による追加質問に対する回答」。

「根拠がないということは、返付の効果がなく、甲第１号議案は議会に残ったままであるという理解でよいか。」、それに対する答えです。「その点については、沖縄県議会でお決めになることだと思うが、法的根拠がなく、事実上の行為である以上、甲第１号議案は議会に残ったままであると言わざるを得ない。」。

次のクエスチョンです。

「仮に甲第１号議案は議会に残ったままであるということになった場合、さきに提出した当初予算案Ａと一部修正した当初予算案Ｂを別議案として提出することは可能か。」、答えです。「この点については、甲第１号議案（当初予算案Ａ）と当初予算案Ｂを同時に議会に提出することは、地方自治法上想定されていない。解消する方法とすれば、議案の撤回という手法があるわけだから、知事側が動議の可決を真摯に受け止め、撤回して再提出する、議案を訂正するなどの対応を取る方法が考えられる。」。

２として、「全国都道府県議会議長会議事調査部からの回答（メール収受）」です。

「地方自治法上で返付行為が許容されているかどうかという点については、本会は地方自治法を解釈する立場にないことから、回答は差し控える。」、「本件に関しては、動議の議決も踏まえ、議会と知事との間で対応について十分協議の上、適切に対応する必要があると考える。」、「一般論としては、予算案が議会に残ったままである場合には、知事が予算案を撤回し、修正の上で改めて提出された予算案を議会が審議することや、既に提出されている予算案を議会が修正議決するなど議会としての意思決定を行うことなどが考えられる。」。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　今読み上げてもらいました。ありがとうございます。

私が非常に思うのは、その総務省の回答の一部をもって知事が判断をしたというふうにしか考えられません。提言としては、議案の撤回という手法があるということを総務省もおっしゃっています。そして、議長会からも「議会と知事との間で対応について十分協議の上、適切に対応する必要があると考える。」と、さらに「知事が予算案を撤回し、修正の上で改めて提出された予算案を議会が審議することや、」というふうに書かれています。要は総務省も全国都道府県議会議長会もそういう提案を行っているわけですよね。それも含めて、その回答を基に恐らく執行部で調整をして知事の判断として与党に説明することもなく、これは議会にボールがあるということをおっしゃったと思うんですけれども、この辺の説明も先ほど来、常にそうですけど、事前に与党にも説明もない、私たちにも説明もなかったです。総務部長が我が会派に来て、実は今こういうことで議事課に求めていますと、議会事務局に求めていますと。この回答が来ました。回答を私たちは議会事務局から聞きましたけれども、それを受けてどういうふうにしたいというのが私たちにありませんでした。ですから私たちが何度も言っているように、私たちが議案説明会のときに申し上げたこと、いろんなことを申し上げても何らアクションがない。取り得る策は幾つかあったはずですよ、２月10日の段階でも11日、12日でも。それがずっとないまま――先ほど私冒頭の所見で申し述べましたけれども、少数与党であることを知事が十分理解しないまま本当にこの予算を通したければ、私たちはもっと違う対応があったと思います。執行部からも、与党からも。昨日、与野党会議もやりましたけれども、本来ある程度は知事の意向またはある程度の案、私たちはゼロ回答というふうに言いましたけれども、全くそういうのがない中で私たちから歩み寄ることは決してないと思います。決して全ての予算の審議を拒否しているわけではありません。先ほど来言っているように、こういった違法に当たるようなもの、決算報告も違法なものがあります。先ほど……ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時58分休憩

午後１時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　先ほど追加払込資本が資本でないと言うなら、株式会社側で資金剰余金として整理したことは私たちは不当だと思います。これも適正な処理ではないと思います。そういうことを含めて違法、疑義がある報告をしてるということは米側からすると、私はこういうことはあってはならないとも思うん

ですけれども、もうこのワシントン事務所の存在自体が否定されて、閉鎖、強制送還ということになりかねないと私は危惧をするわけであります。ですので、この部分が明確にならない、お金の流れが明確にならない。出資、株式会社の設立についても、代理人である弁護士が行っている。その方との連絡もずっと取れないというふうに答弁をする県の執行部を見ていると、私たちはこの件については全く審議をすることができないと、それが一緒になって入っているので審議できないというふうに申し上げているわけであります。これについて、どうぞ総務部長、知事公室長の答弁お願いします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　ちょっとすみません、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時59分休憩

午後２時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長　返付の動議で指摘された件につきましては、所管部局から適切な措置を行った旨、議会への報告や説明などを行っております。見解の相違はございますけれども、県としては動議の見解は当たらないというふうに考えております。それから県としましては、地方自治法第211条に基づき予算を編成し、議会への提出をしたものであります。これは知事の権限として行ったものでございます。甲第１号議案は議会に提出された状態にありますので、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の権能としてぜひとも御審議をいただきたいと考えております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　ですから、総務省や全国議長会からの回答の中にも、想定されていない事象でもあるけれども解消する方法とすればっていう、アドバイスというふうに受け止めたほうがいいのか、そういう対応を取る方法が考えられる。議長会も同じように、十分協議の上、適切に対応する必要があると考える。知事が予算案を撤回して修正の上で改めて予算案を議会が審議すること等が述べられています。そこについては一切何の――この文書を読んだ上で執行部の中で副知事、知事、総務部長含めて検討した結果、２月17日の夕方の知事の記者会見というふうに私たちは理解をしていますけれども、これはもう知事部局、知事含めて全ての総意というふうに、要はほかの提案については全く考慮する必要がないというふうにお考えでしょうか。改めて伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　詳細は知事公室長、総務部長から回答させていただきましたが、我々もやはりこれは議会事務局も総務省に確認をしていただかなければならない点があること、それをお互いに了解の上で確認をしていただきました。そして我々もその確認を得て同じような回答であるということで頂いております。今般、今現在議会においては百条委員会、そして執行部自らが設置した調査検証委員会で検証を進めております。そして当初予算に計上する場合には従来の予算ではなく、その最低限活動を維持しておく、つまりこの提案が行われた上でそこをよりよい形で進めていくための予算ということで、今般、甲第１号議案として提案をさせていただき、御審議をいただく中で様々なお考えが出てくるのではないかというように考えていたところであります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　よく分かりませんけれども、本来、例えばこのワシントン予算については計上しない、または一部を計上する。いろんな意見が多分庁内でもあったと思います。私たちが耳にするのは――これは分かりませんけれども、知事部局ではなくて与党からの提案もあったやに聞きますが、この辺の事実については知事、お答えできるんでしたら答えてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　予算編成については、提出は私の権限で決定をさせていただいておりますが、様々な形で御意見等、多方面から頂戴いたしました。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　多方面の中に与党は入っていますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　恐らく入っておられなかったのではないかと思います。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　恐らくではなくて、記憶を鮮明にして答えてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほどお答えしたとおりです。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　答えていないと思います。鮮明に答えてください。入っていたか、入っていなかったか。断言するべきです。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　何度も申し上げますけれども、

議決を必要としない案件については与党に確認をして、人事等については与党にも打診をしない。そして議決が必要であるこの今の予算についても、もう私からすると知事が強行に、これはもう間違いなく通せるという自信があるかのごとく提出されたと思っております。先ほど来何度も申し上げますけれども、少数与党として――私は何が正しい形か分かりませんけれども、この予算を通すということは与党にとっても執行部にとっても私たちにとっても大切です。特に、一般会計当初予算のワシントンを除く8890億については県民の生活がかかっているわけですから、このワシントンだけを人質に取ってみたいな報道もありますけれども、私たちは決してそういうつもりはなくて、疑義があるものは今出すべきではないということを言っているのです。百条委員会のことも含め、調査検証委員会も含め、その結果をもってしてからでもいいんではないかというのは私たちの気持ちでありますけれども、もう今現在修正の案も私たちには提案もありませんし、そのまま強行突破するのであればその形も一つの解決方法かもしれませんが、もう一度私たちは再考を求めたいと思っております。

ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほどの小切手の振出しの話でございます。

ワシントンＤＣオフィス社の名目で、その所長がサインをして出しているということでございます。

○西銘　啓史郎 議員　所長ですか。

○溜　政仁 知事公室長　所長です――所長というか、サインは名前だけでございます。

○西銘　啓史郎 議員　タイトルは。

○溜　政仁 知事公室長　タイトルは、オキナワプリフェクチャーの……オフィス社の名前で……。

○西銘　啓史郎 議員　インクの……。

○溜　政仁 知事公室長　オフィス社の名前でサインをしているということで。

○西銘　啓史郎 議員　タイトルは社長名で出しているということでいいですか。

○溜　政仁 知事公室長　肩書は書いてないです。職員の名前だけでサインがされているということでございます。

○西銘　啓史郎 議員　じゃちょっとこの件について再質問。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時７分休憩

午後２時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　そのマーキュリー社からの領収書はあるのでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時７分休憩

午後２時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　領収書等は、今手元にはない状態です。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　こういう答弁があるから私たちは百条委員会を開催しているわけですね。事実が解明できない、答弁が二転三転する。それで参考人も招致しました。ワシントンＤＣ株式会社からマーキュリー社へ小切手で払込みをしました。領収書の存在は、今現在分かりません。しかし本来は、このワシントンＤＣオフィス社の口座、収入支出も先ほど説明がありました。追加払込資本も剰余金として整理しているらしいんですけれども、基本的には営利企業として登録した株式会社が収入はゼロ、支出が出ていきます。赤字です。これは形上ゼロにするように収支報告も出されていると思うんですけれども、決算報告も。それ一つ一つを見ても私たちには疑義があるんです。ですから、今この予算については計上すべきではないと思ってますし、審議の対象にすべきではないということを何度も申し上げているつもりです。公室長、そのうち百条委員会でまた新たに参考人招致しますけれども、次々と事実が明らかになってきます。執行部が知らなかったというのは許されないことになると思います。知事、副知事、ぜひこの辺については真摯に対応をお願いしたいと思います。そして予算を通すためには、先ほど来何度も申し上げています。中川議長の時代、島袋大議員の少数与党の時代の話を皆さんもぜひ時間があったら聞いてみてください。どれだけ汗を流したか、予算を通すために。その先輩方が苦労したことを残念ながら今与党の皆さんに私はこれがあまり期待できない形でいます。ぜひ与党の皆さんにももう一度、冒頭申し上げましたけれどもお互いに汗を流して、予算を通すために何ができるのかということをもう一度しっかり与党としては執行部と調整をしていただきた

いと思います。
　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後２時10分休憩
　　午後２時10分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○西銘　啓史郎 議員　先ほど浦添市長選挙の件で答弁がありましたけれども、知事ちょっと確認します。
　４年前の選挙においては、知事は我がほうの相手候補、軍港移設反対の候補を全面的に支援をしてマイクを握りましたけれども、今回は支援を行ったのかどうか、マイクを握ったのかお答えください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　４年前はマイクを握って応援演説をさせていただきましたが､今回はしておりません。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　しなかった理由をお聞かせください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　確認はしておりませんが、応援の要請はなかったものというように認識しております。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　要請がなかったから行かなかった、要請があれば行ったということでよろしいですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　どのような場合においてもしっかり検討すると。検討して判断をするということだと思います。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　じゃ、追加で聞きますけれども、新日本婦人の会とはどのような団体と認識していますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後２時12分休憩
　　午後２時13分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　新日本婦人の会でございますが、平和とジェンダー平等の実現を目指す国連ＮＧＯの女性団体ということのようでございます。
○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。
○西銘　啓史郎 議員　応援に回らなかった理由がそこにあるかどうか分かりませんけれども、無投票にならなかったことについては、この与党の中でどういう人選があってあれされたか分かりませんけれども、私はある程度立候補した候補には立候補したことについては敬意を表したいと思います。ある議員が短期間でこれだけの数字を取れたことの評価をしたり、または期間があれば逆転できたというような発言には疑わざるを得ませんが、申し上げたいことは、知事、知事は明らかに自分と政策が一致する人として浦添については移設に反対した人も４年前は応援をしました。先ほどオール沖縄について私はオール沖縄のオーナーではないということもありました。私は、この発言を聞くと落選した議員は浮かばれないと思います。確かにオーナーではないかもしれません。しかし、敗れた候補からすると当選するつもりで知事の応援をいただき、そして負けたことに対してオール沖縄のオーナーではないと言われると、オール沖縄の――オール沖縄会議ってこの間も質問で聞きましたけれども、任意団体で辺野古基金からお金をもらっていますけれども、収支報告もしていない団体があります。その方々は、間違いなく知事を支援しています。また、与党の議員も支援をいただいていると思います。そういう方々の思いを踏みにじるような発言は、私が与党の人間であれば決して許しません。少なくとも知事を支えてくださっている団体――先ほどオール沖縄については辺野古移設――何でしたか。自民党も含めた団体みたいな話がありましたけど、決してそうじゃありませんし、私たちが申し上げたいことは、知事を支える人を知事が支援をするのは当たり前だと普通に与党は思うと思います。今回は浦添についてだけを言うとそういう支援の団体のあれがなかったからかどうか分かりませんけれども､応援に行かなかったり行ったり､要請があったら行く行かない。全部精査をするということでしたから、それは精査をした結果行かなかったし、向こうも呼ばなかったのかもしれません。やはり、私は非常に気になります。辺野古の基金も８億余り集まっていますけれども、前も申し上げました。最初の３年間で７億、残りの７年間で１億しか集まっていません。直近を見ると、１月31日の辺野古基金の残金は500万円であります。申し上げたいことは、知事の辺野古基地反対についても、知事が民意を県民投票に頼ってまだまだ県民は諦めていないとおっしゃることを聞いていると、私は民意は不変ではなく変わりつつあると思います｡そこをしっかり踏まえた上で､県政運営も行っていただきたい。特に先ほど来、何度も申し上げています。私たちは、多数野党ということで数を盾に何かをするつもりはありません。必要なものは必要なものとしてしっかり審議も行います。ですから、それに対

してじゃあどのようにしたら予算が通るのか、国政少数与党の自民党・公明党、野党とも一生懸命組みながら会話しながら対応しながら予算を通すために汗を流している役員の方がいます。同じことを私は知事、執行部、副知事も含め求めたいのですが、これについて見解がありましたらお答え願います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　国政における国会運営、そして各都道府県あるいは市町村における議会運営、行政と議会との関係、政府と国会との関係においては、当然様々な意見、議論、そういうものが交わされて実際に予算がつき事業が実行されていくというような形になろうかと思います。私は今回も必要最小限度のワシントンＤＣオフィス社のワシントン駐在の予算を計上させていただき、必要最小限度で維持をしながら百条委員会で真摯に答弁をし、そして我々の調査検証委員会で改めるべきところを透明性・客観性を持って御助言を頂きながらしっかりと立て直していきたいということで計上させていただいたものであります。そのことについてもぜひ御理解をいただきながら今後もまた様々な形で協力を仰いでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　知事の御理解をいただきながらという言葉が私は軽く感じます。本当にそう思うのであれば、まだまだ違う対応も幾つか取れたはずですし、これからも取れると私は思います。ぜひそれについては真摯な対応をお願いしたいと思います。

それと先ほどの書面へのデジタルサインの貼り付けでしたか。これは条例上、問題なくできるというふうに理解していいんですか。そこをお答えください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　マーキュリー社とのＭＯＵの締結につきましては、このデジタルによるサインを使用したことについて、我々としましては有効だというふうに考えてこれまでやってきたところですけれども、今御指摘がございましたので改めてその関係法令等を精査させていただければというふうに考えております。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時26分休憩

午後２時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　公室長、違法であるものをそういった提出――先ほど申し上げました、米国側から虚偽報告であったり、粉飾決算であったりいろんなことを指摘されて、事務所の閉鎖、強制退去にならないように私たちは気をつけてほしいと言っているんです。要は、私たちはワシントン駐在問題調査特別委員会の運営要領の中で調査事項を５項目挙げています。ワシントンＤＣ株式会社設立の経緯に関すること、ワシントン駐在に係る全ての資金の流れに関すること、ワシントン駐在職員のビザ取得に関すること、ワシントン駐在職員の地方公務員としての身分の取扱いに関すること、５項目めに、同問題に係る虚偽公文書作成及び文書偽造の疑いに関すること、これらを解明するために百条委員会を設置しました。まだ解明されておりません。今答弁では、違法であると認めたものもそういうのが堂々と出されている。こういう事態を私たちは看過できません。議論にも応じられません。ですから何度も申し上げているように、予算を先ほどの総務省や議長会の見解に沿って改めてできる方法がないか執行部として真摯に検討いただき、また御提案いただけるのであればそれについても審議をしたいと思います。

私の質問は以上で終わりたいと思いますが、どうかこの後も続きます代表質問・一般質問にも真摯にお答えいただきますようお願いして終わります。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時28分休憩

午後２時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

又吉清義議員。

〔又吉清義　議員登壇〕

○又吉　清義 議員　今、議長から代表質問のお許しがありましたので、代表質問に移りたいと思います。

その前に、私はワシントンＤＣオフィス社に対して質問ができない立場ですので、その質問はありませんけど、ワシントンＤＣオフィス社の在り方について所見だけ述べてから、代表質問に移らせていただきたいと思います。

まず初めに、令和５年度の決算の不認定から始まり、知事が設置した調査検証委員会、議会で一番重い百条委員会の設置、議会から監査委員会への監査請求と、３つの部門も立ち上がり、行政始まって以来の疑義と異常事態であります。ワシントンＤＣオフィス社９年間の資金、約９億円の流れや委託契約書、運営等、

決算等は全く不明確で何の事実も解明されておりません。ですから、私たち甲第１号議案のワシントンＤＣオフィス社が組み込まれた予算案は返付なんです、皆さん。これをぜひ理解してもらいたい。私たちは予算全部に反対しているのではない。明らかに違法行為があるということを県も認めている。執行部も認めている。その予算もまた入れようとしている。全く配慮がなさ過ぎる、これは。どさくさに紛れて組み込めば、議会は通るだろうと思っておりますが、我々議会は間違いを許すものではない。チェックをし、正しく県民のために、そして沖縄県のためにやるのが予算審議であり、執行部のこれまでの過ちに蓋をする、尻拭いをするのは、私たち議会人としてはいけないということを私はあえて述べてから代表質問に入っていきたいと思います。よろしくお願いします。

まず１、医療介護・健康保健・子育て支援について。

(1)、琉大病院の移転が完了しサービスが開始されたところであるが、県の役割、琉大との連携の在り方、さらにアクセス道路整備について残された課題が多いが、県はどう取り組んでいくつもりなのか伺う。

(2)、令和６年４月１日時点の待機児童数は確報値で356人となり、下げ止まりの傾向となっている。待機児童解消の課題は、保育士不足だということがはっきりしてきている中で、どう取組を進めていく考えなのか伺う。

(3)、県こども計画の策定状況、概要、特徴的な事項について伺う。

(4)、付添入院について医療機関に対しての補助を、こども家庭庁が来年度予算措置することが報道されているが、病院事業局として県立病院における施設整備を進めていく考えはないか伺う。

(5)、子どもたちが貧困状態から脱却するには、保護者の貧困状態解消が必要不可欠であり、そのためには中長期的な視野で支援策を講じる必要があると考えるが、県はどういった取組をしてきたのか伺う。

(6)、人獣共通感染症対策をワンヘルスの考え方に基づき、人と動物の健康づくりとして進めるべきと考えるが、特に狂犬病対策について県の取組を伺う。

(7)、健康寿命を延ばし、さらにはカーボンニュートラルにも資する自転車道の整備を進める必要があると考えるが、整備計画と整備率はどのようになっているのか伺う。

(8)、独居高齢者の増加により、生活支援の重要性が高まるとともに、高齢者の健康の維持増進も課題となっている。来年度ＰＰＰ／ＰＦＩ推進室が設置されることから、他の自治体で活用されているＳＩＢ（ソーシャル・インパクト・ボンド）の当該分野における活用について伺う。

(9)、昨年来インフルエンザが蔓延し、総合的な感染症対策を講じる必要性が高まっているが、県の取組を伺う。

(10)、健康寿命を延ばすために、県の目標値と今後の計画、実績を踏まえた今後の見直しの方向性について伺う。

(11)、介護の需要は、介護事業者のみならず、自助である家庭内介護も重要であり、一般家庭向けに介護講習を無料で受けられるような仕組みをつくることはできないか伺う。

２、人材育成・教育行政について。

(1)、本部高校においては、ドローン技術者の養成プログラムを開始することとなったようで、新しい分野の人材育成を地域発で行うすばらしい取組だと思うが、当局の考えを伺う。

(2)、教育庁において、令和７年度から教育ＤＸ推進課を設置することが発表されたところだが、新しい課の設置の狙いと次年度における取組を伺う。

(3)、給食費補助における給食費単価改定への対応について。

ア、どの時点の市町村の給食費をベースにして補助単価を積算するのか伺う。

イ、昨年12月11日付で、沖縄県学校給食会から学校給食共同調理場所長等宛てに、令和６年産米の学校給食用精米及び米飯の売渡価格についてという通知が発出されている。その内容について伺う。

ウ、昨年12月の通知に基づいて、市町村の給食費の改定状況はどうなっているのか伺う。

エ、こうした通知も含めて、様々な食材の高騰が続いており、各市町村では今まさに適正な給食費の価格について議論がなされ、価格改定も視野に入れて検討が進められている。こうした価格改定に対して、県の補助は当然に価格改定後の給食費に対して措置されるという認識でよいか伺う。

(4)、18歳成人の人口が減少傾向にあることが報道されているが、今後の沖縄県の人口動態、特に生産年齢人口の推計がどのようになっていくのか、さらには産業構造への影響をどう捉えているのかについて伺う。

(5)、県出身の東大生でつくるグループが沖縄の子どもたちのために塾を開き大変好評を得ていると聞いているが、官民が連携した学力向上対策について県の取組を伺う。

(6)、那覇市の市立小学校において予定されていた

航空自衛隊の音楽隊によるコンサートが突如として中止されたことについて、沖縄県教職員組合からの圧力があったと報道されている。教育庁として、この事案をどのように捉えているのか伺う。

(7)、金融経済教育について、先日県内でシンポジウムが開催され、照屋副知事もパネリストで参加したようであるが、その重要性、意義と今後の取組についてどのような認識を持っているのか伺う。

(8)、精神的な不調により休職を余儀なくされる教員のメンタルヘルス対策の問題の深刻さは広く共有されていると思われるが、働き方改革推進課を設置して対策に乗り出しているところ、現状改善の兆しは見えてきているのか、あるいは何か課題となっているところがあるのか伺う。

(9)、県内大学への薬学部設置については、琉球大学との協議が継続されているようだが、財政支援を含めた課題についてどのような意見交換がなされているのか伺う。

(10)、夜間中学校の設置・拡大について。

ア、委員会のまとめた設置案では、４つの案が提示されている。そのうち２つは、市町村や一部事務組合が設置する案であり、設置形態としては、市町村立夜間中学校と市町村立中学校の分校の２パターンである。市町村において、夜間中学校設置の検討は進んでいるのか。

イ、４つの案の残り２つは、県が設置主体となる案である。県立夜間中学校と県立学校に併設する案となっている。平成30年のニーズ調査から既に６年が経過しているが、県が設置主体となる検討状況はどうなっているのか伺う。

ウ、平成30年のニーズ調査では、夜間中学校に通いたい人の市町村別分布は、那覇16名、島尻郡９名、中頭郡19名など広範囲にわたっている。通わせたい人の市町村分布も、離島含めて幅広い地域にニーズがあることが分かっている。こうした状況を踏まえれば、県が主体となって夜間中学校を設置すべきではないか。見解を伺う。

エ、南城市において、私立夜間中学校珊瑚舎スコーレが開校している。私立の夜間中学校としては全国初であり、民間の自発的な動きとしてはすばらしいものと考えているが、県内のニーズは珊瑚舎スコーレの開校で満たされていると認識しているのか伺う。

３、自然環境・景観行政について。

(1)、環境行政について。

ア、所有者不明となっている放置車両及び放置艇の現況と処分の方向性について伺う。

イ、食品ロス削減と食品残渣リサイクルの取組の現況について伺う。

ウ、赤土等流出防止対策の現況と課題について伺う。

エ、海岸漂着物、マイクロプラスチック対策について伺う。

オ、県庁舎からのＰＦＡＳ流出事故は、県民に対して大いに不安を与えた重大事案であった。県民の不安を払拭するべく対策を講じたと思われるが、いま一度これまでの経緯と再発防止策について伺う。

(2)、沖縄県の景観形成について。

ア、沖縄らしい風景づくりを推進することは良好な観光地形成にも資するものであり、大変重要な意義があると考える。沖縄県の景観形成の基本的な考え方について伺う。

イ、離島地域における無電柱化推進事業であるが、令和７年度においてどのような取組をしていく考えか伺う。

ウ、沖縄県内でも特に中山間地域や離島地域において、地域の歴史や伝統の形を残す古民家について、観光資源としての価値創造という観点も含めて、古民家再生への取組の状況と課題について伺う。

エ、道路の除草対策、道路標示板の老朽化対策について伺う。

(3)、国立自然史博物館誘致について。

ア、昨年誘致に向けた議員連盟が発足し、与野党の垣根を越えて取組を強化・加速化していくこととなったが、県として県民の機運醸成はどの程度進捗していると考えているのか伺う。

イ、年々予算規模も拡充されてきているものと承知しているが、来年度の具体的な取組について伺う。

ウ、国立施設であり国の理解と支援なくしては誘致成功に至ることはあり得ないと考える。自然史博物館を沖縄に誘致することについて、国の動向をどのように把握しているのか伺う。

(4)、昨年は、台風来襲も例年に比べて少なく、松くい虫被害も増加傾向にあると聞いているが、県内における被害の状況と防除策についてどのように進めていく考えか伺う。

あとはまた答弁により、再質問をさせていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　又吉清義議員の御質問にお答えいたします。

医療介護・健康保健・子育て支援についての御質問の中の１の(3)、こども計画の策定状況や概要等につ

いてお答えいたします。

令和５年に施行されたこども基本法において、都道府県は計画策定が努力義務とされております。沖縄県では、子ども・若者や子育て当事者、関係団体等の意見を取り入れながら、有識者会議や庁内推進会議による審議を経て計画案を取りまとめ、現在パブリックコメントを実施しており、今年度末までに計画を策定することとしております。本計画においては、子どもの貧困対策を最重要課題の解消に向けた施策として位置づけ強力に推進するほか、幅広い子ども施策を一体的に取りまとめた計画とし、関係機関が緊密に連携しながら、子ども･若者を取り巻く複雑化した課題に対し、横断的・重層的に切れ目なく取り組んでまいります。

沖縄県としましては、子どもを権利の主体として、意見表明や社会参画の取組を進め、社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指し、子ども施策を力強く推進してまいります。

次に１の(10)、健康寿命延伸に向けた取組についてお答えいたします。

沖縄県では、健康おきなわ21（第３次）の全体目標の一つとして「健康寿命の延伸」を掲げ、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目標としていますが、昨年12月に厚生労働省から公表された令和４年の沖縄県の健康寿命では、男性71.62年、女性74.33年で、男女とも前回の値より短縮しております。沖縄県の健康課題として、20歳から64歳までの働き盛り世代の年齢調整死亡率が高いことから、肥満の改善、働き盛り世代の健康づくり、市町村等との連携強化に重点的に取り組むこととしており、特に健康経営のさらなる推進を図っているところです。今後は、医療と介護のニーズを併せ持つ方の増加が見込まれることから、医療や健康づくり等と介護や介護予防等の施策を一体的に切れ目なく、より積極的に推進してまいります。

次に、自然環境・景観行政についての御質問の中の３の(2)のア、沖縄県の景観形成についてお答えいたします。

沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成」を基本施策とし、「沖縄の歴史と景観に配慮した千年悠久のまちづくり」を推進しております。令和５年３月、「住んでよし､訪れてよし､“美ら島沖縄”」これを理念に住民、地域団体、教育研究機関、関係事業者、行政など官民一体となって沖縄の風景づくりに取り組むため、“美ら島沖縄”風景づくり協議会を設立しております。

沖縄県としては、協議会の一員として、魅力的な景観形成に関係機関と連携して取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　１、医療介護・健康保健・子育て支援についての(1)のうち、琉球大学病院との連携等についてお答えします。

令和７年１月に西原町から宜野湾市に移転した琉球大学病院は、県内全域の患者に高度な医療を提供する特定機能病院を引き続き担っております。また、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターとしての指定を新たに受けており、今後、高度救命救急センターの指定を目指しているとのことであります。

県としましては、琉球大学病院と連携・協力し、県内の医療提供体制のさらなる充実に取り組んでまいります。

同じく１の(6)、ワンヘルスに基づく狂犬病対策についてお答えします。

県としましては、ワンヘルスの考え方に基づき、マングースやコウモリ等の狂犬病モニタリング調査を行っておりますが、これまでに発生は確認されておりません。一方、ＷＨＯが提唱する狂犬病の蔓延防止に必要な犬の予防注射率は70％以上ですが、令和５年度の県内の注射率は52.2％と、これに満たない状況です。

県としましては、引き続き市町村及び県獣医師会と連携し、県広報番組での情報発信、大型店舗へのポスター掲示等、注射率向上に向けて取り組んでまいります。

同じく１の(8)、高齢者分野におけるＳＩＢの活用についてお答えします。

県内では、高齢者分野におけるソーシャル・インパクト･ボンド（ＳＩＢ）の活用事例はございませんが、愛知県豊田市における介護予防事業など、複数の自治体でＳＩＢを活用した事業が実施されております。県では、令和６年度の万国津梁会議で超高齢社会に対応する公共私の連携をテーマとして、行政と民間企業との協働による高齢者の生活課題に対応する新たなサービスの創出の方策について議論を行っているところです。ＳＩＢの活用については提供するサービスの設定や成果指標、資金提供者、第三者評価機関の確保等検

討すべき事項が多岐にわたりますので、今後の活用の検討に向け情報収集を行ってまいります。

同じく１の(9)、総合的な感染症対策の取組についてお答えします。

本県においては、感染症法に基づく感染症発生動向調査により、感染症の発生情報や病原体情報の正確な把握と分析を行い、毎週ホームページ等により情報提供を行っているところです。また、必要に応じてプレスリリース等により、手洗いやせきエチケット等の基本的な感染予防対策について県民や医療機関等へ注意喚起を行っています。さらに、リーフレット等を作成、関係機関に配布する等、感染症予防啓発に取り組んでいます。

県としては、引き続き関係機関と連携しながら感染症対策に取り組んでまいります。

同じく１の(11)、一般家庭向けの介護講習についてお答えします。

介護に関する基礎知識や介護技術の習得を目的とした一般家庭向けの無料の介護講習については、県では、介護実習・普及センターにおいて実施しているほか、介護に関する入門的研修として県内各圏域と小規模離島において実施しております。また、市町村においては、家族介護教室として実施しております。

県としましては、引き続き介護知識や介護技術の普及啓発に努めてまいります。

続きまして２、人材育成・教育行政についての(9)、薬学部設置の課題についてお答えします。

県は、琉球大学と令和６年５月から、沖縄県と琉球大学による薬学部設置等薬剤師確保対応方策検討連絡会を３回開催しており、令和７年３月開催予定の連絡会では、これまでの協議内容を踏まえ、今後の方針等について協議を行う予定としております。琉球大学に薬学部を設置する場合の課題としては、学生及び教員定員の確保、建設費及び運営費の確保等が確認されています。

県としましては、引き続き県内国公立大学への薬学部設置に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、医療介護・健康保健・子育て支援についての(1)のうち、西普天間住宅地区へのアクセス道路の整備についてお答えいたします。

国道58号と土地区画整理事業を実施している西普天間住宅地区をつなぐ市道喜友名23号については、防衛省予算を活用し宜野湾市が事業を進めております。当該アクセス道路については、10月の大雨等の影響により琉大病院の開院に合わせた供用開始はできておりませんが、年度内の供用開始に向け工事を進めているとのことであります。

次に同じく１の(7)、自転車道の整備計画と整備率についてお答えいたします。

県では、県民の健康維持・増進、環境負荷低減などを目的として、令和５年３月に沖縄県自転車ネットワーク計画を策定しております。また、自転車ネットワーク計画の実現に向けた整備計画については、令和７年度の策定に向けて取り組んでいるところであり、整備率については、同整備計画において現況を踏まえて精査してまいります。引き続き、自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

次に３、自然環境・景観行政についての(1)のア、放置艇の現況と処分の方向性についてお答えいたします。

土木建築部が管理する38港湾においては、令和５年３月時点で689隻の放置艇を確認しております。放置艇を撤去する手続については、所有者が判明している場合、港湾管理者が港湾法及び港湾管理条例により船舶の撤去を命令し、それに従わない場合は、行政代執行により撤去することとなります。一方、所有者不明の場合の手続については、廃棄物として処分するなど、他の管理者の事例も参考に検討してまいります。

次に同じく３の(2)のイ、令和７年度の離島の無電柱化事業についてお答えいたします。

無電柱化については、防災性の向上、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な景観の形成等を目的としており、緊急輸送道路及び離島地域において重点的に取り組んでおります。令和７年度の離島地域における県管理道路の無電柱化については、宮古管内の平良久松港線、八重山管内の国道390号等９区間を実施予定としております。整備に当たっては、電線管理者及び市町村等の理解・協力が不可欠であることから、引き続き関係者との合意形成に努め、無電柱化を推進していきたいと考えております。

次に同じく３の(2)のウ、古民家再生への取組と課題についてお答えいたします。

中山間地域や離島地域などにおいて古民家は、地域の歴史や伝統を維持するほか、大切な景観資源と考えております。一方で、老朽化や空き家になるなど、その保全と活用が課題となっております。これまで県では、古民家の保全・再生・活用マニュアルの作成、建築技術者育成のための講習会、沖縄県住宅ストック活用市町村支援事業による住宅のリフォームなどに取り

組んでおります。今後も市町村や建築関係団体などと連携し、古民家再生を支援してまいります。

次に同じく３の(2)のエ、道路の雑草対策、道路標示板の老朽化対策についてお答えいたします。

県管理道路の雑草対策については、沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき性能規定方式による除草管理を導入し、草丈が常に低い状態を維持する取組の効果が表れているものと認識しております。県管理道路における道路標識・標示板については、劣化状況等を勘案し、優先度が高い箇所から順次実施しており、令和７年度から年間約30基の視認性改善に取り組む予定です。引き続き、道路の良好な沿道景観形成及び適正な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、医療介護・健康保健・子育て支援についての(2)、保育士確保の取組についてお答えいたします。

令和６年４月１日時点の待機児童数は、読谷村が最も多く46人、続いて北谷町が38人、宜野湾市及び浦添市が同数の35人となっており、21市町村において合計356人となっております。待機児童の解消に当たっては、保育士確保が最大の課題となっていることから、県においては、学生への貸付事業等新規の保育士の確保に向けた取組のほか、潜在保育士等の就労支援や保育補助者の配置等に取り組む保育所への支援等保育士の労働環境や処遇の改善に取り組んでいるところです。

続きまして同じく１の(5)、子どもの貧困の解消に向けた県の取組についてお答えいたします。

子どもの貧困は保護者の経済的な困難が背景にあるため、県では貧困の連鎖を断ち切るために、ひとり親の資格取得支援や無料塾による学習支援、経済的に困難を抱える子育て世帯への訪問支援、若年妊産婦支援など総合的かつきめ細やかな支援に取り組んでまいりました。

県としましては、今年度策定するこども・若者計画において、子どもの貧困対策を最重要課題に位置づけ、引き続き施策の充実強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　１、医療介護・健康保健・子育て支援についての(4)、付添入院に関する補助の活用についてお答えします。

子どもや家族が安心して入院することができる環境を整備することは、重要と考えております。今般、国において、子どもの付添いをする家族の休息スペースや簡易ベッド等に係る補助メニューが創設されたところです。

病院事業局としましては、関係機関と連携しながら制度に係る情報収集を行い、活用を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　２、人材育成・教育行政についての中の(1)、ドローン技術者等の人材育成についてお答えいたします。

文部科学省においては、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成を目指した高等学校ＤＸ加速化推進事業を実施しております。県教育委員会では、本事業を活用した教育ＤＸを推進しているところであり、本部高校においては、ドローン操縦のカリキュラムを設定し、地域の観光産業の発展や都市開発に資する人材の育成に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、引き続き学校の取組を支援し、ＤＸ人材の育成に努めてまいります。

同じく(2)、教育ＤＸ推進課の設置の狙い等についてお答えいたします。

県教育委員会では、学校における教育ＤＸの一層の推進及び県の教育ＤＸに関する業務効率化に取り組むため、令和７年度から教育ＤＸ推進課を設置いたします。令和７年度における主な事業としては、１人１台端末を整備・更新するための公立学校情報機器整備事業や教職員の負担軽減を図るためのＡＩ校務サポート推進事業、全県域での次世代校務支援システム統一のための整備事業等に取り組むこととしております。

同じく(3)のア、学校給食費無償化に係る補助単価についてお答えいたします。

令和７年４月から実施予定の学校給食費無償化支援事業においては、各市町村が条例等で定める学校給食費の２分の１相当額を補助することとしております。

同じく(3)のイ、令和６年産米に係る沖縄県学校給食会からの通知についてお答えいたします。

本通知は、沖縄県学校給食会理事長から学校給食共同調理場所長等宛て発出されたものであり、学校給食用精米の売渡価格について、玄米の価格高騰に加え加工賃や輸送費等の価格高騰もあることから、令和７年度は大幅な値上げを予定している旨の内容となっております。

同じく(3)のウ、通知後の市町村の給食費の改定状況についてお答えいたします。

昨年10月時点の調査では、半数以上の市町村において令和７年度の学校給食費の改定を予定しているとの回答がありました。通知後の状況について、現在再調査を実施しているところですが、さらなる増額改定があることを想定しております。

同じく(3)のエ、市町村の給食費の改定に伴う県の対応についてお答えいたします。

本事業は、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としていることから、市町村の条例等で保護者の負担額を明確にし、その額を補助対象とすることとしております。物価高騰分については、市町村が条例等で定める学校給食費に含めることにより県の補助対象となります。

同じく(5)、官民が連携した学力向上対策についてお答えいたします。

県内の学校においては、県出身の著名人や地域の人材、民間団体等と連携した伝統文化やスポーツ、進路に関する学習等が展開され、外部人材から学ぶ機会が増えていると認識しております。このような取組を通して、児童生徒に将来の夢や目標を持たせることや、身近な地域に対する興味・関心を高めることにつながっていると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き外部の教育資源の効果的な活用を促し、学力向上の推進やキャリア教育の充実に取り組んでまいります。

同じく(6)、航空自衛隊音楽隊コンサート中止についてお答えいたします。

本事案について、那覇市教育委員会を通して状況確認を行ったところ、コンサートの中止については、保護者や地域住民からの意見等を考慮し、学校とＰＴＡ関係者等が十分な議論を重ねた上で決定したものと聞いております。

同じく(8)、教員のメンタルヘルス対策の改善等についてお答えいたします。

県教育委員会では、県立学校職員に対し、保健スタッフによるＩＣＴを活用したメンタルヘルス相談窓口の充実を図っており、令和６年12月時点の相談実績は998件で、前年度を上回る見込みです。また、市町村教育委員会では、今年度の小中学校における産業医の選任率等が前年度と比べ改善しております。課題としては、教職員のメンタルヘルスに関する理解啓発や学校における労働安全衛生管理の充実等を図る必要があり、今後、各市町村との連携を強化し、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進してまいります。

同じく(10)のア、市町村における夜間中学の設置検討状況についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成29年度に県、市町村、有識者で構成する検討委員会を立ち上げ、ニーズ調査や設置主体案の取りまとめを行いました。その結果を基に、通学の利便性等の観点から市町村に設置検討を促してまいりました。令和６年10月に設置を検討している３市村に対し調査を行い、令和７年１月末時点で設置しないとの回答を得たところです。

同じく(10)のイ及びウ、県主体の設置検討についてお答えいたします。２の(10)のイと２の(10)のウは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県教育委員会としましては、全ての市町村が設置しないとの意向を示していることから、平成30年度に実施したニーズ調査の結果や検討委員会で取りまとめた県主体案を参考にしながら今後の在り方を検討してまいります。

同じく(10)のエ、私立夜間中学校の開校を踏まえた県の対応についてお答えいたします。

県内では令和６年４月に私立夜間中学校として東表中学校が開校しておりますが、公立夜間中学の設置については、平成30年度に実施したニーズ調査の結果や検討委員会で取りまとめた設置主体案を参考にしながら今後の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、人材育成・教育行政についての中の(4)、生産年齢人口の推計と産業への影響についてお答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が令和５年12月に公表した将来推計人口によると、県内の生産年齢人口は、2050年までに18％減少すると推計されております。生産年齢人口の減少は、社会保障システムや地域社会を支える活動の維持を難しくし、産業活動を低下させることが想定され、県としても強い危機感を有しております。このため県では、沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画において、企業によるＤＸや人材への投資を促進して労働生産性の向上を図り、多様な人材の活躍を促進するなど各種施策を推進することとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　２、人材育成・教育行政についての御質問のうち(7)、金融経済教育の重要性、

意義と今後の取組についてお答えいたします。

県では、県民一人一人が自立した生活を営む上で、金融経済教育を充実させることは大変重要であると考えております。現在、第４次沖縄県消費者基本計画に基づき、生徒、学生や一般県民を対象に、投資詐欺等の金融トラブルに関する消費者教育と併せて、生活設計や資産運用などの金融経済教育に関する基礎的な講座等を実施し、金融リテラシーの向上に努めております。

県としましては、引き続き教育委員会、関係団体等と連携し、金融経済教育の一層の充実に取り組んでまいります。

続きまして３、自然環境・景観行政についての御質問のうち(1)のイ、食品ロス削減の取組の現況についてお答えいたします。

我が国では、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されており、本県においても食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ることが重要な課題となっております。そのため県では、令和４年３月に沖縄県食品ロス削減推進計画を策定し、行政、事業者、消費者等の多様な団体が連携・協働し、食品ロス削減のための各種施策を展開しております。県及び35団体で構成する県民会議において、各団体の意見を踏まえつつ、食品ロス削減の普及啓発やフードバンク事業者との連携等の取組を進めているところです。引き続き関係団体と連携して、食品ロス削減推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　３、自然環境・景観行政についての(1)のア、放置自動車及び放置艇の現況と処分の方向性についてお答えいたします。

県において把握している放置自動車の状況については、令和６年２月時点で17市町村、計120台となっております。また、港湾や漁港等において放置されている船舶があることも承知しております。放置自動車及び放置艇については、所有者の責任で処理されるべきものと考えておりますが、所有者不明等の場合は、関係する個別法令や市町村で制定している条例等に基づき、土地の所有者または管理者が対処するものと認識しております。

同じく３(1)のイのうち、食品残渣のリサイクル状況についてお答えいたします。

一般廃棄物として排出される食品廃棄物について、県が実施している一般廃棄物処理事業実態調査結果によると、家庭や飲食店等から出る食品残渣について一部の市町村で堆肥化の原料として有効活用されております。また、産業廃棄物として排出される食品廃棄物についても、県が実施している産業廃棄物実態調査結果によると、食品製造業等から出る食品残渣について、飼料化、堆肥化するなど有効活用されております。

同じく３の(1)のウ、赤土等流出防止対策の現況と課題についてお答えいたします。

沖縄県赤土等流出防止対策基本計画の最終評価における令和３年度の年間赤土等流出量の地目別割合は、農地が約81％、開発事業が約14％、米軍基地が約２％となっており、農地における対策の強化や開発事業における対策の徹底などが主な課題となっております。県では、農地における既存の沈砂池等の流出防止機能を回復させるための実証試験などに取り組むとともに、引き続き開発事業現場に立入調査を行い、施工者に対して条例遵守の指導を徹底してまいります。

同じく３の(1)のエ、海岸漂着物及びマイクロプラスチックに係る県の取組についてお答えいたします。

県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸管理者だけでなく回収等に要する費用の補助等により市町村の協力も得ながら海岸漂着物の回収処理対策に取り組んでおります。また、県内海岸におけるマイクロプラスチックの分布状況調査も実施しておりますが、マイクロプラスチックは回収が困難であることから、プラスチック類が紫外線や風雨の影響により細分化する前に回収することが重要であると考えております。

県としましては、今後とも市町村等の協力を得ながら、プラスチックごみを含む海岸漂着物の回収処理に取り組んでまいります。

同じく３の(3)のア、国立自然史博物館誘致に係る機運醸成についてお答えいたします。

県は、これまで県内外でのシンポジウム開催などを実施してきており、今年度も沖縄の産業まつりや大型商業施設での企画展等の実施、県外自然史フェスティバルへの出展など、普及啓発の方法を工夫しながら機運醸成を図っており、その認知度は確実に高まっていると認識しております。また、県民等のさらなる機運醸成のためには、より具体的な博物館のイメージを示すことが重要であるとの指摘もあったことから、県は今年度から誘致に当たってのコンセプトなどの調査検討を実施しているところです。

同じく３の(3)のイ、国立自然史博物館誘致に係る次年度の取組についてお答えいたします。

県では、さらなる機運醸成に向けて、学識経験者や経済団体の事務局長等で構成する事業推進会議の意見

を踏まえ、引き続き企画展やシンポジウムの開催を行うとともに、国への要請等の取組を強化することとしております。加えて、沖縄県に誘致するに当たってのコンセプトなどの調査検討を引き続き実施し、県が求める国立自然史博物館について、国や県民が具体的にイメージできるよう、国立自然史博物館誘致に関する基本方針の策定に向けて取り組むこととしております。

同じく３の(3)のウ、国立自然史博物館に係る国の動向についてお答えいたします。

県では、平成29年度から国への要請を行っており、県選出国会議員へも個別に説明し協力をお願いしております。また、学識経験者で構成する一般社団法人国立沖縄自然史博物館設立準備委員会においても、内閣府や文部科学省に対し、同博物館の必要性等について説明を行っているところです。

県としましては、こうした取組を通じて国の動向の把握に努めているところであり、引き続き同準備委員会と連携を密にし、県選出国会議員からの助言等も踏まえながら、国への働きかけを強化してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　３、自然環境・景観行政についての(1)のアのうち、漁港内における所有者不明の放置艇の現況と処分の方向性についてお答えいたします。

令和６年度に実施した放置艇実態調査においては、県管理の27漁港で106隻の所有者不明の放置艇を確認しております。

県としましては、放置した者を調査し、所有者等の確知に努めているところです。しかし、調査を尽くしたにもかかわらず廃棄物に該当し、所有者等を確知できない場合については、予算を確保した上で漁港管理者の責任において処理してまいります。

同じく３の(4)、松くい虫被害の状況と防除対策についてお答えいたします。

令和６年12月末時点における県内の松くい虫被害量は１万1402立方メートルで、令和５年12月末被害量の１万151立方メートルより、1251立方メートル増加しております。市町村別被害量の割合では、久米島町が６割、恩納村が２割、東村が１割を占めており、特に恩納村では被害量が前年度と比べて約２倍に増加しております。県では、沖縄型森林環境保全事業等を活用し、公益的機能の高い松林を中心に重点的な防除対策を実施しており、市町村と連携し、幹線道路周辺や景勝地等の松くい虫防除に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　３、自然環境・景観行政についての(1)のオ、県庁舎からのＰＦＡＳ流出事故についてお答えします。

令和５年６月の地下駐車場の泡消火剤誤放出事故を受け、再発防止策として、令和６年２月に迅速な初動体制、的確な応急対応を実施できるようマニュアル等を策定し公表しました。また、県関係施設におけるＰＦＯＳ等の保有状況等を調査し、令和６年７月から県ホームページで公表しております。本年度は、湧水槽からＰＦＯＳ等の溶出を防止するためのコーティング工事、浄化装置による濃度低減など新たな取組を行うとともに、本庁舎改修工事の一環として行う泡消火設備の更新工事を前倒しして実施することとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　御答弁大変ありがとうございます。

１、医療介護・健康保健・子育て支援等、上から順を追ってところどころ皆さんに再質問をしていきたいと思います。

先ほどのまず(1)です。現状はよく分かりました。その中で、宜野湾市とも確認しながら行ったんですが、今回交通道路整備について、この琉大附属病院が開院したときそれほど影響はなかったと。ただ、一つ懸念されたことがあると。これは何かと申し上げますと、これから開学が行われた場合に交通量はどうなるのかなと、やはりその点は不安でありますよということで、やはりそのときに県道であり、また県としてタイアップをして進入の問題など、そういったのもぜひまた相談に乗っていただければ助かると。４月にならないとそれは分からないということなのですが、その辺等も踏まえて、ぜひまた県のほうもお互い連携を密にしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　議員御指摘のとおり、１月に琉大病院が開院して、心配していた交通渋滞は思いのほか起こっていないということは確認されております。４月に琉大病院の医学部が移転しますので、そこに向けてはこれまで宜野湾市、琉大、それから県でワーキングチームを構成してこの対策についてこれまでいろいろ取り組んでまいりました。琉大病院では、具体

的には、時差出勤の導入であるとか一般外来の来院予約制の導入、そういったものも取り組んでおります。また、宜野湾市も同様に時差出勤の導入であるとか教育機関への送迎の抑制の協力依頼、そういった取組も行っております。県においても、バスマップの作成であったり、高校生のワークショップを通じて通学方法の変更に関する意識・機運醸成についても進めております。何はともあれ一極集中することがないように、移動の時間、経路、それから手段、そういったものが分散するような形を３者で協力しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひ先ほどの答弁にもありました沖縄県の高度医療施設であり、また県民のこれからの医療の核となる現場であるかと思います。多くの県民の方々の一日も早い、また一分一秒を争うような大きな対応もできるかと思います。それを考えた場合に、やっぱり核として、県もまたその辺やはり意識を持っていただきたいということを改めてお願いしておきます。

次、こども計画の策定のほうなんですが、なかなか今の子どもたちの現状について何をどうしたい、そしてこうするからこう進んでいくと、そのような計画等が答弁で見られた感じがしないのですが、この計画の中で具体的にこうであるからこうしてこうして、沖縄の未来の子どもたちの計画を立てていくんだと。計画はそういうふうになっているのか、いまいち見えないのですがいかがなものでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　今般策定しております、こども計画でございますが、現在ある子どもの貧困対策計画、それから黄金っ子応援プラン、また少子化対策に係る施策、それから子ども・若者対策に係る施策を一本化した計画ということで策定しております。これまでも貧困対策につきましては無料塾の支援だとか、それから保育所待機児童の対応、それから放課後児童クラブの利用料の低減とか様々な施策を推進してまいりました。その結果、昨年度のゼロ歳から17歳の保護者を対象とした貧困調査によりますと、20.2％という形で３年前の水準よりも３ポイント効果を上げたということになっておりますけれども、ただ調査の中で、昨今の物価上昇に伴って現在の暮らしを苦しいと回答した方の割合が３年前と比べて増加しておりますので、今年度も補正をさせていただきましたけれども、食支援とかそういった取組をしながら中期的なスパンである先ほど申し上げました無料塾であったり、子どもの居場所の支援、それから親の就職に関する支援などについて取り組んでまいりたいということで計画の中にもその辺の方向性を入れているところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　それは別に否定はいたしません。それはそれでよろしいかと思います。ただ、今日の子どもたち、やはり日に日に、例えばいろんな意味で以前は考えることができなかった人間関係であり、対面能力であり、そして例えば特に我が沖縄県、教育関係に関しても学力向上について知恵の部分は非常に皆さん取り組んでおりますが、徳と体はなかなか取り組んでいない。やはり未来の子どもたち、健康であって初めてもろもろの一つ一つは本当に幸せの実感であり、いろんな計画であり、私は人生をしっかりと生きることができると思います。ぜひその部分を計画として、やはり貧困対策もする中で経済支援もする中でこういった部分も見落とさずにぜひやっていただきたいなと。この部分がなかなか見えてこないんですよ。いかがでしょうか。再度御答弁をお願いしたいのですが。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　御提言ありがとうございます。

今議員おっしゃるのは、まさしく生きる力を育むということだと思います。これに関しましても、この計画につきましては教育庁のほうも入っておりますので、共に連携しながら計画を今年度中に策定して、それに基づいて次年度から全庁体制で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひ出来上がりを期待しております。

次に(4)番、付添入院について、先ほど局長のほうは――何ていうんですか、調査をして活用を検討していきたいという御答弁でしたけど、これは実を申し上げますと、令和６年度からこの予算があったことは御存じでしょうか。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　申し訳ないですが、予算については今認識はしていないんですけれども、県立病院では以前から付添入院、それから電子レンジとかお湯とかそういうのはずっと無料で提供していますし、特に南部医療センター・こども医療センターでは、お母さんが付添いできないときにはオンライン端末とかを利用してオンラインで面会できるとかという提供は既にしております。ここで国が示しているので一つ

は､そのスペースを確保するのがなかなか難しいので、病院によってはデイルームを利用したり、それから個室が空いているときには個室を利用して付添いの人に簡易ベッドも提供してということはもうやっております。今回、支援制度が策定されていますので、それをいかに利用するかはこれから考えていきたいと思っています。

以上です。

○又吉　清義 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　今局長がおっしゃったように、やはり多くの方々、看病する方々からの強い要望なんですよ。そしてこれは令和６年６月にこの予算が補正予算で組まれた。そしてまだこの令和６年度の予算があります。しかし大変厳しいです。今週いっぱいが締切りでございます。ですから、７年度の予算についても今から取り組むかと思いますが、もし間に合うのであれば確認はしたのですが、まだ十分は――約１億9000万あります。こども家庭庁で。そういったのもやはり皆さんとしてはしっかりと情報をキャッチして、これを行うと。じゃなぜそういうふうに行き立ったか私は分からないのですが、こども家庭庁としては皆さんに通達は出してありますよと。出してある中でこういう現象が生じております｡ぜひ再度検討をして、ぜひ取り組んでいただきたいということを強く要望いたしますが、局長よろしいですか。確認です。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　ありがとうございます。

締切りまで今の情報を取って生かしていきたいと思いますので、ありがとうございます。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひ看病をする方の立場に立って、また看護師の負担も軽くすると。看病する方の気持ちも育んで、これぜひ皆さん、取り組んでいただきたいということを強く要望します。

次に、(7)番目の自転車道の整備計画、もう一度御答弁をお願いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　自転車道の整備計画と整備率についての答弁でございます。

県では、県民の健康維持・増進、環境負荷低減などを目的として令和５年３月に沖縄県自転車ネットワーク計画を策定したところでございます。また、自転車ネットワーク計画の実現に向けた整備計画につきましては、令和７年度の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

整備率につきましては、同整備計画の中で現況を踏まえて精査していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　本当に自転車人口も年々増える中で、安心・安全にできる、そしてこれをやる中でまた健康も維持できるということがあるんですね。非常にこれからの我が沖縄県の健康づくりにも大きく資することができると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいとうことをお願いいたします。

次(9)番目のインフルエンザの蔓延についてなんですが、この県の取組で私ちょっともったいないなと思うのがあるのですが、皆さん、取組についてそれをいかに抑えるかというのは、ほかに策はないですか。先ほどの答弁以外に。あれで精一杯なのでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　先ほど答弁させていただいたのは、感染症が広がって、あるいは広がりそうになるときのお話でございましたので、日常的な生活で免疫を落とさないような規則正しい生活――睡眠を取ったり食事のバランスを考えたりというふうなことは予防の一番の基本としてやっていただきたいというふうには考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　それはそれで私はやらないといけない大切なことかと思います。ぜひもう一つお願いしたいのは、皆様方もやっぱり統計を取って毎年インフルエンザがはやりそうな時期がよく新聞とかテレビで報道されるわけですよ。であるならば、その時期に備えて、各学校なり保育園なり人が集団で営んでいる公共施設等､私は自ら手洗いを勧めるだけではなくて、やはり皆さんうがい薬等を積極的に県から配付して、これでうがいをしなさいと積極的に勧めると。そう高くないですよ。そうすることにより、これがかなり私は減るかと思いますよ。そして意識をさせると。県からも県民に周知徹底をする。そのような策も必要かと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

まず一つは、毎年毎年流行しますけれども、毎週毎

週のデータでそろそろ注意報が出ますとか警報になりますというふうな、実際の感染状況に沿って対応していただくように情報提供はしております。そして御提案の県のほうからこういう衛生資材を配付するというのは、コロナのときにはいろいろ検討をしていましたけれども、一般の感染症対策は、基本的には御家庭あるいは施設の管理者等において行われているものですので、今県が行っているのはそういうタイミングに応じて情報提供をする、あるいは集団生活をしているところにはそれを少し強化してアドバイスを行うというふうな形を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ですからアドバイスや情報提供、これも非常によろしいかと思います。しかしもう一歩踏み込んで、皆さんとして本当に予算がどのぐらいかかるのか、どういう効果があるのか、私は皆様方がこういった提供をすることによって医療費とのバランスですね、医療費が逆にがたっと下がる。そして病院としての負担が軽くなる。であるならば、私は効果はすごいと思いますよ。やっぱりそういった大きな視点から考えていただきたいと。やはり県自らそれを減らすためにどうあるべきかというのを少し県民に意識づけをするとか、今後そこまで踏み込んで対策に取り組んでいただきたいということをぜひお願いしたいけど、再度御答弁をお願いします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　御提案の考え方は非常に理解できます。ただ、コロナのような特別な感染症対策――まだよく分からないときの感染症に対する対策と、ある程度季節的な流行があるインフルエンザ等について、県のほうでどのくらいまでそういう資材を配付したりということが可能かというのは少し検討が必要だと思いますので、御意見は承ってまた今後の対策の際に検討したいと思っております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひそういうのも検討することによって、一歩踏み込むことによって、私はかなりこれが減ってくるかと思います。先ほどコロナの話をいたしましたけれども、あまりコロナは心配しなくていいですよ。５類になっているんですから。毎週出てくる感染率を見てください。沖縄、日本一低いですよ。１人とか２人ですよ。どんなに多くても10名もいないのが現状ですよ。それよりはインフルエンザのほうが多いわけですよ。どちらが重要であるか。そういったのもぜひしっかりお願いいたします。

次、人材育成・教育行政についてなんですが、先ほどのドローンの教育についてなんですが、やはりこのデジタルと人材育成は非常にいいことだと思います。これは本部高校以外にもさらに増やすことができるのか、本部高校だけで終わりなのか。そしてこのドローンの技術によって、各沖縄の経済、現場等においてどれぐらいの効果があるか。その辺を調査したことはないでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　答弁でも申し上げましたが、本部高校においては、文科省が実施をします高等学校ＤＸ加速化推進事業、これは県としても推進をしておりまして、我々も事業化して本部高校を指定して実施をしているところであります。この事業についてはほかにも実施校がございますが、本部高校が今ドローンの研究を行っているところでありますので、そのような研究の状況も各学校にまた共有していきたいと思いますので、今後また広がっていく可能性はあるかなというふうに考えているところであります。

経済効果については、我々教育委員会として調査をしたことはございませんが、ドローンのパイロットの操作資格を持った方々の仕事としては、観光ＰＲ動画を撮影する、あるいは上空からの画像データにより地形の測量、サーモグラフィーで温度の測定ができる、あるいは農業での生育状況の確認や肥料等の散布、そういったことに携わっているというふうに聞いております。今後可能性は大きいかなというふうに考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　私もこのドローンが出たとき、こんなこともできるんだとびっくり仰天しましたけど､やはり測量に関しては人間の７倍以上なんですね。ドローンで山を測量する場合。人間が一々測量機器を持って１週間かかるのを僅か二、三時間でできてしまう。もうすごい技術ですよ。そしてなおかつ、我々これから――何ていうんですか、地下のほうで仕事をする場合、もう10メートル以上の地下というのは人間が入っていくんじゃないんですよね。実際、沖縄の西海岸道路も全部それです｡ロボットでしかやりません。そういった技術が特殊な技術だということです。そしてなおかつ、先ほどの松くい虫でもそうです。山にある重要な松、高くて人間の手では薬剤をまけないんですよ。やっぱりそのドローンの技術を持つことによって散布が非常にしやすくなると。そうすることによって松くい虫等もかなり減るかと思いますよ。そういった意味では、この本部高校だけじゃなくて、私は工業高校なり､普通高校等も技術を持っている方は考え方、

視野が全然違うかと思いますから、そういったところもぜひ少し広めるという観点であれば、私は伸ばしてもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　先ほども申し上げましたが、本部高校においては今このドローンの――令和７年度においては、二等無人航空機操縦士の資格取得に必要な講習を受けることができるようになるというふうに聞いておりますので、具体的に本部高校を中心にこの資格取得者の増加も見込まれるというふうに思っております。そういった事例等を各県立高校に共有していきたいと思いますので、今後また関心を持って取り組んでいく学校も出てくるのかなというふうに期待をしているところです。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　次の人材育成・教育行政の給食費補助における単価改定への対応についてなんですが、県の方針としてはやっぱり給食費の２分の１を補助していきたいと、中学校のですね。その中でどうでしょうか。この２分の１というのは、例えば４月以降から行われる給食費の２分の１に該当するのか、例えば去年の実績を持った単価の２分の１を補助するのか、その考え方等については、物価高騰の今の時代どういうふうに対応していくのかいまいち見えてこないのですが、どういうふうになっているかお答えください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　基本的にこの給食費の無償化につきましては、各市町村が条例等で定める学校給食費の２分の１相当額を補助するというふうな考え方でございます。基本的に、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として実施をしております。この市町村が各条例等で保護者の負担額を明確にして補助額を決定していきますので、それが対象となります。したがいまして、物価高騰分についても市町村が条例等で定めることによって、県の補助対象となるということでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　それは教育長、理解しますよ。今後この補助対象の中で、補助額をどのようにするかというのも大事なポイントかと思います。なぜかといいますと、先ほどありました沖縄県学校給食会から各学校に行っている通達文で４月１日から上げますよということがもう来ている、各学校に。ということは、この３月31日までの給食費より４月１日から上がることは目に見えているわけですよ。目に見える中で、こういった明確であるものについて対応をどうするか。やはり４月１日から予算を執行していきますから、それ以前の資料を基に皆さんとしてもこれは対応するかと思います。しかしその中で、こういった物価高騰でこういう明確なものも全体的なものをどうするかですね。やはりそこまで踏み込んで対応をして初めて２分の１の補助に該当するのかなと。開きが出てくる可能性があるかと思います。そういった対応もぜひ考慮していただきたいところなんですが、いかがでしょうか。厳しい質問なのですが。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まず、４月の実施に向けて各市町村――先ほど申し上げましたが、その物価高騰分も見越してこの条例等で保護者の負担を定めるというふうになってくるかと思います。まずはそれを基に実施をしていきますが、仮に年度途中等でそういった物価高騰の状況もございますので、その辺はまた市町村と連携しながら、その高騰分の在り方については少しまた検討していく必要があるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　知事、よろしいですか。知事公約の大切な給食費です。ぜひ知事もこのように教育長と一緒に取り組んでいくというふうに理解してよろしいでしょうか。丸投げで、どうぞ教育長あなただけで確保しなさいというのは、これは通らないかと思います。県全体の予算の中でしか執行できないかと思います。知事、その辺の対応等はいかがでしょうか。大丈夫というふうに理解してよろしいですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど教育長から答弁がありましたとおり、各市町村がその条例の改定などを経て上乗せする金額等を含め、２分の１相当分をしっかりと支援してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　大変すみません。再質問で１つだけ抜かしたものがありますが、ちょっとよろしいですか。

先ほどの介護の事業で介護事業者のみならずというところで、この介護講習を無料で受けられるような仕組みをつくることはできないかという点で、すみません､これちょっと見逃しておりました｡よろしいでしょうか。１の(11)ですね。すみません、ちょっと後戻りすることをお許しください。

なぜかというと、今、介護事業でこのように介護講習の受講で家庭内介護を行えるということは、私非常

にいいことだと思うんですよ。しかし､これを皆さん､さらに踏み込んで、この介護講習を受けた方というのはお家で自分の親を見る。身内を見る。これが当然かと思いますが、そこで終わっていませんかということなんですよ。講習会の内容というのはどんなでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今、介護実習・普及センターで介護講座というものを行っているところで、一般県民を対象に無料で受けられる形としております。これは一般的な介護に関する基礎知識、それから介護技術の習得ということで行っていますけれども、それに関連して入門編ということで、将来の介護就労希望者あるいは介護未経験者に対する入門研修､それから市町村で行っているのは､家族の介護教室ということで、これは主に家族向けの介護教室ということで、今議員御指摘になったように御自宅での介護というふうな中心的なものが今多く行われているという状況でございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ですから、その中身を受ける方の意識をさらに高める、レベルアップをして。我々も年を取ったら介護を受ける方、また介護をする方、いろいろ分かれていくわけですよ。それを講習会を受けることにより、そして技術を学ぶことにより、受けられた場合どう対応したらいいのか。そして、親を見る場合、身内を見る場合、どのようにしたらいいかが非常に分かりやすくなるものですから、それをぜひ私は最低でも３級、この資格が取得できるようなメニューでやったらどうかということを提言したいのですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時53分休憩

午後３時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

この実習をもってそういう資格の取得に直接つながるかどうかはもう少し精査をしないといけないんですけれども、近い将来といいますか、今後高齢化がどんどん進んでいきますと、やはり元気な高齢者であっても元気な方についてはそのような支える側の役割というのも出てくると思いますので、そのような視点で元気な高齢者の活用、それからもう一つは、民間企業と連携した形で介護予防をして、介護に至る人をなるべく抑えるような形のまちづくりというのを取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひ期待して、また次の議会で質問したいと思いますが、なぜそういうことを言うかというと、実は私も30年前に介護３級を取ったんですよ。後悔しましたよ。２級まで取ればよかったと。これはなぜか、親を介護して分かりました。全然違うんですよ。介護の講習を受けて資格を持った人が親を介護する場合と知っていない人が介護をするのとでは全然違います。そして、安心してできる。だからそこに兄弟を呼んで、兄弟に指導もできる。介護に来る方も手伝いが非常にしやすい。それであるならば、少し家族を見るにしても、ただ家族を見るというレベルで終わるんじゃなくて、最低でも３級を取りなさいと。そこまで頑張れと、無料でやれるから頑張れと。そこで家族で経験することによって――これから超高齢社会です。介護の方が非常に少ないです。そしたら、またこれから一つのお仕事にもつなげることができる。人材不足を解消することができる。そこまで踏み込んでこれをその分野でとどめるんじゃなくて、どうぞもう少しグレードアップした講習会に変えていただけませんかということをぜひお願いしたいけど。部長、再度御答弁お願いします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今行っている講座が直接そのような形の資格取得につながるかどうかについては少し精査する必要がありますけれども、今議員の御指摘のあった考え方、今後どんどん介護を受ける側の人が増えていく、そういう人たちに効率的に介護サービスを提供する担い手として今介護の経験のある人たちを育成していくというふうなことについては取り組んでいきたいと思っております。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひ――いやいや私は家族しかそれをやらないという方はいいんですよ。しかし、そこで希望を持っている希望者は同じ無料でもコースを分けてそこまでレベルアップをしていただけると、この介護の人材不足を解消できる大きなきっかけになると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

時間がありませんので、次、国立自然史博物館誘致についてなんですが、皆さん、この国立自然史博物館誘致についてなんだけど、私どうも――今御存じのとおり議員連盟もできる、これを沖縄県の観光立県にも

する、沖縄の自然を守る、そういった立場からいろんな方々が一生懸命動いているわけですよ。どうあるべきかということで。かなりこれは沖縄に対する経済効果であり、また自然を見る、すごく価値があるものだと私も思っております。だから、そこまで持ってきたこの取組、すごいなと思っております。ただしかし、その中で県の皆様方もこれをもう少し積極的に取り組めないのかなと。議員団からお尻をたたかれないと前に進む様子が見えてこないのですが、いかがですか。こんなすばらしい構想を議員自らが提言し、こういうふうに取り組んでいる。これを私はもっと積極的に取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

県におきましては、この自然史博物館の誘致に向けまして、これまでも県内外でのシンポジウムの開催でありますとか、自然史フェスティバルへの出展でありますとか、普及啓発の方法を工夫しながらやってきているところです。しかしながら、さらに県民への機運醸成を図っていく必要があるということで、先ほども答弁したところですけれども、県民の目に見える形でこのイメージを持っていただこうということで、コンセプト等を検討するための誘致に係る基本方針というものを今年度から取り組んでいるところです。こういったものを引き続きやりまして、次年度以降この基本方針の策定に向けて取り組みまして、さらに県民に対する機運醸成を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　又吉清義議員。

○又吉　清義 議員　ぜひ期待しております。

最後に、まだまだ聞きたいこともいっぱいあって皆さんと打合せも行ったのですが、できなかった分に対して職員の皆さんにお礼を申し上げます。大変ありがとうございます。

以上です。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後３時58分休憩

午後４時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。

新垣　新議員。

〔新垣　新　議員登壇〕

○新垣　　新 議員　議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時21分休憩

午後４時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　　新 議員　沖縄自民党・無所属の会の新垣新です。

会派を代表して質問に入ります前に一言所見を述べたいと思います。

今年2025年は、さきの大戦が終結してから80年という大きな節目となります。本島最大の激戦地とも言われる摩文仁の丘を抱える糸満市に私は生を受けました。

玉城知事の世界の平和を求める心。これは思想信条の違いはなく、沖縄県民、日本国民はひとしく思いを一つにするところだと私は思っております。沖縄県名誉県民であり沖縄振興発展の礎を築いた山中貞則先生は、本土の政治家として命ある限り沖縄のために尽くすと決心しているとの言葉どおり、沖縄返還をめぐる復帰前後の様々な施策を断行されました。私も県議会議員の端くれとして山中先生のように沖縄に思いを致す本土の人々がもっともっと増えるためにもそのかけ橋になれればと日々努力、精進をしているところであります。

沖縄戦終結から80年を迎えるわけでありますが、６月23日の慰霊の日は全国的にはおおよそ７割以上の方々に認知されていないとの調査結果もあるようです。沖縄から平和を発信するその大切さは私も十分に理解し、その役割を果たしていきたいと思っております。また、今年の６月には天皇皇后両陛下の沖縄への行幸啓が予定されていることが報道されました。両陛下の沖縄へのお気持ちに対しまして、日本国民統合の象徴を抱く私たち県民はこれほどいたく思い入れることはありません。天皇皇后両陛下が沖縄の地において心安らかに過ごされることを願ってやみません。

昨今、安倍元総理、そして岸田前総理を狙った嘆かわしい事件が相次ぎました。県警の皆様、警備、警戒に万全を期していただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは、通告に従って代表質問を行います。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、戦後80周年祈念事業について。

ア、数多くの事業が来年度予定されていると考えるが、県の基本的な考え方を伺う。

イ、摩文仁地区における戦後処理は、まだ終わっていない。不法投棄ごみ回収処理や不発弾処理、念願である遺骨収集に向けた取組について、市・県・国の連携はどうなっているのか伺う。

ウ、平和を発信する拠点として、平和祈念公園内の再整備、休憩所・売店・Ｗｉ－Ｆｉ・トイレ等の施設

整備を行うべきでないか伺う。

エ、平和祈念公園に隣接する糸満市が所有する土地を平和祈念公園として編入を行い、糸満市と県が連携を図り、国に整備等を要請してもらいたいと考えるが、県の考え方を伺う。

オ、糸満市と県が連携し、国に摩文仁海岸への里道の整備要望を行うべきだと考えるが、県の考え方を伺う。

(2)、牛島満中将にまつわる遺品の展示や辞世の句の陸自ホームページ掲載といった話題が報道されているが、知事は牛島中将に対してどのような思いを持っているのか伺う。

(3)、国連機関の誘致について、国連の専門分野機関は、経済・社会・文化・教育・保健・その他分野の幅広い機関がある。県として、各国首脳が訪れるサミット等の会議施設や世界保健機関（WHO）、ユネスコ、国際連合大学を含む国連機関を県内に誘致すべきでないか伺う。

(4)、名護市で行われた陸上自衛隊の防災訓練において妨害行為が発生し、輸送ヘリコプターが着陸を断念する事案が発生した。災害対策という目的で実施された訓練が実力で妨害されるのはゆゆしき事態であり、県はどのような対応を考えているのか伺う。

(5)、尖閣諸島海域への中国船舶の侵入は日を追うごとにエスカレートする一方であり、政府は与那国島付近の海域にブイを設置する措置を講じているところ、知事は海域を所管する自治体の長として政府同様にきっちり抗議をすべきではないか伺う。

(6)、選択的夫婦別姓について、国会において与野党双方で議論となっているが、知事は政治家としてどういった認識を持っているのか伺う。

２、基地問題・平和安全保障について。

(1)、平和の礎への記載氏名をインターネット上で検索できるようなデジタル化構築がなされるとのことだが、その目的と効果を伺う。

(2)、米軍による事件・事故の報告の在り方については、被疑者が嫌疑不十分で不起訴となる場合もあり、慎重な対応が求められると思うが、県当局はどのように考えているのか伺う。

(3)、台湾有事を想定した際に、県民生活の維持確保に向けた対策が必要であるが、官民が連携した取組としてどういったことが実行可能か伺う。

(4)、先島地域への自衛隊配備について、知事はどのような思いを持っているのか伺う。

(5)、今年２月５日に県が主催した安全保障シンポジウムについて。

ア、シンポジウムの概要と成果について伺う。

イ、パネラーの選定の中立性について伺う。

ウ、知事は、県が国際平和研究所を構想してもよいのではないかと発言しているが、その真意について伺う。

(6)、基地跡地利用に当たり、県外地主の増加が用地取得が思うように進まない要因となっているのではないかという見方もあるが、県は現状をどのように捉えているのか伺う。

(7)、辺野古移設に係る国と県の裁判は全て終結し、移設作業は今後順調に進捗していくものと思われるが、辺野古新基地建設問題対策課は縮小し、必要な部署へ人員を割り振っていくべきではないか伺う。

(8)、２月５日に普天間飛行場跡地利用推進会議が開催され、跡地利用のグランドデザインが議論されたようであるが、その概略について伺う。

(9)、安和桟橋及び本部港塩川地区における安全対策について。

ア、ベルトコンベヤーの設置が取り沙汰されているが、妨害行為を避け事業を進捗させるために必要不可欠であり、県も協力をしてもらいたいと考えるが見解を伺う。

イ、道路へのポール設置は全く妨害行為への抑止策となっていない。実効性のある対策を講じるべきではないか伺う。

(10)、知事はウォルフォード海兵隊太平洋基地司令官との意見交換を行っているのか。日頃からの米軍との連携・連絡、信頼関係の醸成をどのように考えているのか伺う。

(11)、米軍から提案されているフォーラムについて、県はどの程度情報を把握しているのか。また、日本政府は全面協力するとしている中で、積極的に参加をしていく考えはあるのか伺う。

３、交通政策・インフラ整備について。

(1)、北部テーマパーク、ジャングリアアクセス環境整備について、国・県が連携した道路整備を今後どのように進めていく考えか伺う。

(2)、特定利用空港・港湾の指定について、知事は現在においても慎重姿勢を崩していないが、多くの自治体が防災の観点からの活用も視野に手を挙げている中で、なぜここまでかたくなに拒否するのか、考えを伺う。

(3)、先月行われた宮古島市長選挙でも争点の一つとなった住宅確保対策について、離島過疎地域のみならず都市部でもエッセンシャルワーカー向けの住宅供給が不足していく可能性があるが、県は公営住宅法適

用外の公的住宅の整備を独自で行う考えはないか伺う。

(4)、昨年実証的に実施されたバス賃無料化事業の実績と効果について、どのような分析を行っているのか。また､来年度以降も継続する考えはあるのか伺う。

(5)、３両化の効果もあり、観光需要も相まってゆいレールの経営は向上していくものと考えるが、タッチ決済などの設備投資が行われている一方で、エレベーターの修繕や改修などは後回しとなっており、質の高いサービスを確保することが課題となっているが、県としてこの課題をどう捉えているのか伺う。

(6)、本島中南部都市圏における慢性的な交通渋滞や路線バスのドライバー不足等を起因とするバスの減便等の社会問題が顕在化する中、骨格軸となる鉄軌道の整備について中南部を先行的に整備する考えはないか伺う。

(7)、国内外の空港においてバードストライクに起因する航空機事故が発生しているが、県管理空港におけるバードストライク対策について伺う。

(8)、平和の道（県道77号線）の進捗状況と取組について伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　新垣新議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、戦後80周年平和祈念事業についてお答えいたします。

沖縄県では、戦後80周年平和祈念事業として、40の事業を計画しております。主な取組のうち、施設整備については、沖縄県平和祈念資料館の展示更新、第32軍司令部壕の保存・公開等に向けた取組を行う予定です。また、平和の礎刻銘者のインターネット公開と仮想空間（メタバース）の整備、国連関係者等招聘によるシンポジウムの開催などの新たな平和発信に取り組むこととしております。さらに、子どもや若者への沖縄戦に係る舞台の体験を通した学びなど、次世代継承に向けた新たな平和学習に取り組むこととしております。あわせて､県内平和関連施設の連携ネットワーク強化のほか、伝統芸能でつなぐ平和の心など、平和関連イベントを開催する予定です。沖縄県では、これらの取組を通じて次世代を担う若者をはじめ、多くの県民の平和を考える機会を創出し、未来へ向け、県民一人一人､さらには沖縄を訪れる全ての人々を含めて、平和で豊かな沖縄を描いてまいりたいと考えております。

次に基地問題・平和安全保障についての御質問の中の２の(7)、辺野古新基地建設問題対策課についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に係るこれまでの一連の裁判は、法的な問題について訴訟を通じて提起し、または応訴する必要があると判断したものであり、新基地建設に係る新たな申請等がなされた場合、公有水面埋立法その他関係法令の定めるところにより、引き続き適切に対応する必要があります。また、政府との対話による辺野古新基地建設問題の解決、普天間飛行場負担軽減推進会議等での同飛行場の危険性除去の働きかけ、トークキャラバン等を通じた国民的議論の機運の醸成や国際社会への情報発信等に取り組んでおります。このため、辺野古新基地建設問題対策課に必要な人員を配置しているところです。

次に２の(10)、米軍との意見交換や信頼関係の構築等の在り方についてお答えいたします。

米軍との意見交換については､日頃から私や副知事、公室長から担当者までの様々なレベルで行っているほか、司令官の交代式に出席するなど、米軍との良好な関係の構築に努めているところです。先月には、隊員教育や再発防止の実施につなげていくため、私がウォルフォード司令官とじかに意見交換を行っております。その際、私から海兵隊が実施しているリバティー制度の実効性についての考えなどをお伝えさせていただきました。また、このような意見交換でお互いの考えていることを率直に話し合うことによって認識を共有するなど、信頼関係を築いていくことが大変重要であるとの考え方もお伝えしたところであります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のイのうち、摩文仁地区における不法投棄ごみの取組についてお答えいたします。

平和祈念公園隣接地の不法投棄ごみにつきましては、行政として各種法令に基づきどのような対応が可能か、庁内関係課との会議や糸満市と意見交換を継続して実施しているところです。今年度は既決予算を活用し、基礎調査として廃棄物量の把握や撤去方法の案を検討したところです。引き続き、関係者間で今後の対応について検討していくこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)イのうち、不発弾処理についてお答えいたします。

糸満市における不発弾処理については、市や国と連携しながら、地権者の要望に基づく広域探査発掘加速化事業や不発弾の現地処理に係る事業等に取り組んでいるところであります。

同じく１(2)、牛島中将に対する認識についてお答えいたします。

沖縄県史によると、牛島満氏は、沖縄戦に備えて編成された旧日本軍の第32軍司令官として昭和19年５月に着任しており、第32軍司令部は、米軍が首里の前面まで迫ってきた昭和20年５月22日、喜屋武半島へ撤退することを決定し、その結果、一般住民に多くの犠牲を強いることになったとされております。

同じく１(4)の中の、名護市における自衛隊の防災訓練への対応についてお答えいたします。

名護市における自衛隊の訓練において、着陸予定地である県の管理する公園に人がいたことで着陸場所の変更が生じたことは承知しております。県では、防災訓練の実施に当たっては地域の皆様の御理解と御協力を得ることが不可欠であり、住民の皆様への十分な周知や安全管理が求められていたのではないかと考えております。今回の件については、自衛隊から公園の使用許可申請があった際、指定管理者から県への情報提供等がありませんでした。このため県では、指定管理者から県への迅速な情報提供や安全確保など事前対策の実施を施設使用者に案内すること等について関係者間で共有を図ったところです。

同じく１(5)、中国による尖閣諸島海域への侵入等についてお答えいたします。

昨年12月の日中外相会談において、岩屋外務大臣から中国の王毅外交部長に対し、尖閣諸島をめぐる情勢を含む東シナ海情勢について深刻な懸念を表明するとともに、与那国島南方の海域に中国によって設置されたと思われるブイの即時撤去を求めたことは承知しております。なお、尖閣諸島海域のブイについては既に撤去されたものと報道により承知しております。

県としては、領土・領海など国の主権に関わる問題は、一義的には政府間において解決されるべきものと考えております。このため、機会あるごとに日本政府に対して、尖閣諸島周辺海域における安全確保や冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ることなどを要請しております。

次に２、基地問題･平和安全保障についての中の(1)、平和の礎の刻銘者インターネット公開事業についてお答えいたします。

平和の礎における刻銘者を把握するためには､現状、検索機の利用や県への問合せに限られております。インターネット公開により容易に検索できるようになれば、利便性の向上のほか、刻銘されていることを知った御遺族の平和の礎や平和祈念資料館への訪問につながることが期待されます。また、平和の礎の認知度の高まりにより、刻銘を希望する国内外からの遺族の増加に寄与するものと考えております。さらに、平和の礎の多言語によるインターネット公開を通じ、平和を希求する「沖縄のこころ」を国内外に発信できるものと考えております。

同じく２(2)、米軍による事件・事故への対応についてお答えいたします。

県としては、これまで米軍人による事件・事故が繰り返されていることを踏まえ、県民の安全・安心を守るためにも、事件を覚知したときは速やかに米軍及び日米両政府に対し、事件の再発防止を求めることが重要であると考えております。政府への要請等については、今後とも適時適切に対応していきたいと考えております。

同じく２の(3)、有事を想定した官民連携の取組についてお答えいたします。

本県では、特定の事態を想定したものではありませんが、令和４年度から、国、先島５市町村、エアラインなどの指定公共機関等と連携し､先島諸島から九州･山口各県への住民避難に係る国民保護図上訓練に取り組んでおります。また、九州・山口各県では、今年度から国が設定したマッチング案を基に、避難元の先島５市町村と連携し、先島諸島からの避難住民の受入れ検討に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き、国、先島５市町村、九州・山口各県、指定公共機関等と連携し、国民保護に関する取組を進めてまいります。

同じく２の(4)、先島地域への自衛隊配備についてお答えいたします。

いわゆる安保関連３文書では、厳しい安全保障環境に対応するため、南西諸島における自衛隊機能の増強などが示されております。また、２月７日に発表された日米首脳共同声明において、自衛隊及び米軍のそれぞれの指揮・統制枠組みの向上、南西諸島における二国間のプレゼンスの向上などを通じ、日米同盟の抑止力・対処力をさらに強化していくことが確認されております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐって様々な意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

同じく２の(5)ア、２月５日のシンポジウムの概要等についてお答えいたします。

県は、去る２月５日、米国からアメリカン大学のピーター・カズニック教授を招聘し、日米の安全保障政策のはざまで揺れてきた沖縄の戦後史を改めて振り返り議論するシンポジウムを開催しました。シンポジウムにおいては、カズニック教授による基調講演及び玉城知事、カズニック教授、ジャーナリストの乗松聡子氏、沖縄国際大学の野添文彬教授、平和教育ファシリテーターの狩俣日姫氏を加えたパネルディスカッションを実施しました。シンポジウムには380名の参加があり、参加者からは、在沖米軍基地の形成過程について学ぶことができた、自分事として考えるきっかけになったとの肯定的な感想が多く寄せられ、米軍基地問題に関する情報発信について一定の成果があったものと考えております。

同じく２(5)イ、パネリスト選定の中立性についてお答えいたします。

シンポジウムの登壇者については、トランプ新政権が在沖米軍基地に及ぼす影響や戦後の沖縄における米軍基地建設の歴史、日本の平和教育の在り方など、様々な視点や立場から平和構築に向けた議論を行うため、幅広い分野の有識者の中から選定したところです。

同じく２の(5)ウ、国際平和研究所についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「平和推進の拠点となり調査研究や情報発信等を行うため「国際平和研究機構（仮称）」の設置を検討する。」としており、平和に関する調査研究機能の重要性が位置づけられております。

県としては、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に伝えていくとともに、長期的な視点に立ち、恒久平和に向けた取組を進めていくためには、調査研究機能の強化が必要であると認識しており、平和祈念資料館の体制強化を含め、その方策について検討してまいりたいと考えております。

同じく２の(11)、新たなフォーラムについてお答えいたします。

県は、これまで新たなフォーラムの開催に向け米軍や日本政府と調整を行っており、引き続き早期開催に向けて取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)のイ、摩文仁地区における遺骨収集の取組に係る国や市との連携についてお答えいたします。

県は、県民などからの情報により、地表付近で発見された遺骨の収集等を行っております。重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は国が実施することとされており、遺骨に関する確度の高い情報が得られた場合には、収集に向けて国に情報提供を行うこととしております。摩文仁地区を含む周辺一帯においても、遺骨に関する情報がある際は県へ報告いただくよう、糸満市と連携を図っているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のウ、平和祈念公園の平和発信拠点としての整備についてお答えいたします。

国内外の観光客や修学旅行生が多く訪れる平和祈念公園において来園者の利便性向上を図るため、平成24年度に観光客受入体制整備事業を活用し無料Ｗｉ－Ｆｉを設置しております。また、強い日差しや降雨時の環境を考慮した屋根つき休憩スペースの整備やバリアフリー化を目的としてトイレの改修等を検討しております。

次に同じく１の(1)のエ及び１の(1)のオ、公園へ市有地を編入し、海岸への里道を含む周辺整備を国に要請することについてお答えいたします。１の(1)のエと１の(1)のオは関連しますので、一括してお答えします。

平和祈念公園へ糸満市有地を編入して、摩文仁海岸への里道を含む周辺整備を国に要請することについては、関係部局と連携し、国、糸満市など関係機関を交えて意見交換を行う必要があると考えております。

２、基地問題・平和安全保障についての(9)のア、本部港旧塩川地区の安全対策におけるベルトコンベヤー設置の見解についてお答えいたします。

令和６年11月21日付で事業者から北部土木事務所へ道路占用許可申請書が提出されております。また、同年12月20日付で港湾施設用地使用許可申請書が提出され、両申請とも同日に受け付けております。現在、北部土木事務所において、両申請書の内容について精査しているところであり、関係法令に基づき適切に処理してまいります。

次に同じく２の(9)のイ、安和桟橋の実効性のある安全対策についてお答えいたします。

安和桟橋の安全対策については、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えております。安和桟橋の出入口付近においては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上などの安全対策を図っております。また、安和桟橋出口において、車両乗り入れ部の視認性を高めることを目的として、歩道と車両乗り入れ部との境界に沿ってラバーポールを設置しました。引き続き関係法令に基づき、県の取り得る対策を検討してまいります。

次に３、交通政策・インフラ整備についての(1)、北部テーマパーク開園に向けた交通対策についてお答えいたします。

県では、関係機関が所管する交通課題への対応等について共有・連携を図りながら交通対策に取り組んでおります。県管理の名護本部線においては、白銀橋（西）交差点改良やテーマパーク入り口右折帯設置工事に取り組んでいるところであります。また、国においては、中長期対策として名護東道路の本部方面への延伸を検討しております。引き続き国や名護市、今帰仁村などの関係機関と連携し、道路管理者として必要な対策を実施してまいります。

次に同じく３の(2)、特定利用空港・港湾についてお答えいたします。

政府の説明によると、特定利用空港・港湾とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことでありました。現時点において、軍事目標等を規定するジュネーブ条約との関係や米軍の利用、整備後の運用など、不明な点が残されていることから、引き続き国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に同じく３の(3)、エッセンシャルワーカーを対象とした公的住宅の整備についてお答えいたします。

県は、公営住宅の整備のほか、地域優良賃貸住宅制度の推進に取り組んでおります。同制度は、エッセンシャルワーカーに限定したものではありませんが、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯など幅広い世帯を対象としております。また、事業主体となる地方公共団体や民間事業者などに対して、国による整備費の助成があります。県では、市町村の実施に向けた説明会の開催のほか、離島市町村を訪問し意見交換を行うなど、事業活用促進に取り組んでおります。

次に同じく３の(5)、エレベーター等の昇降機修繕についてお答えいたします。

沖縄都市モノレールの駅舎等に設置されている昇降機については､沖縄都市モノレール株式会社において、定期点検の実施、修繕等、適切な管理に努めているところですが、現在、部品の不具合により、旭橋駅と安里駅のエスカレーターが停止しております。沖縄都市モノレール株式会社において、復旧に向けて取り組んでおりますが、部品の納入に時間を要しており、旭橋駅は３月中旬頃、安里駅は３月下旬頃の復旧を予定しているとのことであります。

次に同じく３の(7)、県管理空港のバードストライク対策についてお答えいたします。

県管理空港におきましては、バードストライクを未然に防ぐため、離着陸前に鳥類を追い払うバードスイープの実施や空港の周辺状況に応じて爆音を発する機器の設置などの対策を行っております。引き続き適切なバードストライク対策を行い、航空の安全確保に努めてまいります。

次に同じく３の(8)、平和の道線の進捗状況等についてお答えいたします。

平和の道線は、糸満市山城から真栄里までの約7.8キロメートルの区間について、平成20年度に事業着手し、令和６年度末の進捗率は、事業費ベースで約50％となっております。また、用地取得率は、令和６年度末の取得面積ベースで、山城・喜屋武工区が約28％､喜屋武･真栄里工区が約98％となっております。引き続き、糸満市や地元と連携を図りながら、早期供用に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)、国連機関の誘致についてお答えいたします。

県では、これまで国際機関の誘致に向けて、国内に誘致された機関や自治体の訪問調査等に取り組んでまいりました。去る１月には、兵庫県とＷＨＯ神戸センターを訪問し、国際機関の誘致には地元自治体による相応の財政支援や国及び誘致対象機関との丁寧な調整等が必要であると再確認いたしました。今後も、国連機関等関係者と長期的な視点で協力関係を築きつつ、国や市町村等との意見交換を行い、沖縄の優位性が発揮できる分野及び機関の検討をしてまいります。

続きまして２、基地問題・平和安全保障についての(6)、跡地利用に向けた用地の取得についてお答えい

たします。

県では、普天間飛行場の道路用地として、目標面積の22ヘクタールの約78％に当たる約17ヘクタールの土地を取得しており、今年度の契約実績のうち県外在住地権者は30名中５名となっています。

県としましては、県外在住者も含め、広く地権者の皆様に広報活動等による制度周知を図っており、引き続き宜野湾市と連携して、早期に取得完了できるよう取り組んでまいります。

同じく２の(8)、普天間飛行場跡地利用推進会議の概略についてお答えいたします。

県と宜野湾市では、跡地利用計画への理解促進や考え方の共有化を図り幅広く意見聴取を行うとともに、跡地利用に関する機運醸成につなげるため、同会議を設置しております。今月開催された同会議では、みどりを戦略的に資産としたまちづくりの在り方について検討内容を報告し、また、学校教育と連携し、普天間飛行場の跡地利用をテーマとした高校生による研究発表を行うなど､工夫しながら会議を開催しております。引き続き、今後の跡地利用に向けて地権者をはじめ市と緊密な連携を図りながら取り組んでまいります。

続きまして３、交通政策・インフラ整備についての中の(4)、バス利用促進乗車体験事業の効果及び次年度の取組についてお答えいたします。

昨年９月に実施した、わった～バス利用促進乗車体験事業で、沖縄本島バス会社の乗車実績において、９月の無料日と通常運行日の乗客数を比較すると、無料日であった水曜日は約1.3倍、日曜日は約3.1倍に増加しておりました。これにより運賃の負担軽減がバスの利用促進につながる可能性が確認できたことから、令和７年度の取組として、一定期間、路線バスの運賃を半額とする実証事業を実施し、運賃の負担軽減による利用促進の実態を検証したいと考えております。

同じく３の(6)、鉄軌道の中南部への先行整備についてお答えいたします。

県では、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上等の観点から、那覇と名護を１時間でつなぐ基幹軸として鉄軌道の導入を目指すとしており、中南部の市街地部は、地下トンネルや高架橋での整備を想定しております。一方で、中南部都市圏の慢性的な交通渋滞の解消に向けては、鉄軌道の先行整備も有効な手段であると考えており、幅広く検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(4)、当日の警察の対応についてお答えいたします。

令和７年１月17日、名護市内にて行われた陸上自衛隊の防災訓練に関しましては、陸上自衛隊及び名護市のホームページにおいて事前の周知があったことから県警察も事前に訓練を把握しておりました。訓練当日は、訓練をめぐるトラブルも懸念されたことからその防止のため、警察官が事前にヘリの離発着訓練の場所とされる広場に赴いておりました。その際、主催者において広場の立入りを禁止する措置が講じられていなかったことなどの状況でありましたので、複数人が広場にとどまっていた状況につきましては、事態を注視するにとどまったものであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(6)、選択的夫婦別姓についてお答えいたします。

選択的夫婦別姓については、国の第５次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。」とされております。国においては､旧姓の通称使用の拡大が進められておりますが、関係法律の改正の必要性も含め、今後さらに議論が深まっていくものと考えております。

県としましては、国の動向や県民各層の議論を注視しながら、ジェンダー平等社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時５分休憩

午後５時12分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時12分休憩

午後５時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　　新 議員　知事の政治姿勢についての戦後80周年祈念事業について、まず知事に伺いたいと思います。

知事、今年戦後80年を迎える事業について評価しています。その中で今年の６月23日の慰霊の日が大

きくこの平和を世界に発信する機会だと思っています。今年の慰霊の日を迎える知事の思いというのはどういう思いを抱いているのか伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄戦で多くの方々が犠牲となったあの状況を二度と繰り返してはならないという思いが、この戦後80年ずっと県民の心の中に抱かれ続けてきていると思います。その思いを広く世界にしっかりと発信していける、そういう一つのまた平和な未来に向かっての取組にさせていただければというように考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　平和をさらに世界へ発信していきたい、広げていきたいという思いは私も一緒でございます。さらなる強化、ブランド、二度と起こしてはいけないとこの摩文仁の平和祈念公園からさらに発信していきたいのが、前回11月にも私質問しましたが、平和祈念公園の世界遺産登録を目指すと、そういう形で６月23日、石破総理と玉城知事のメッセージが、県民も亡くなった戦没者の方々もみんなの心が一つになれると思うんですけど、知事、世界遺産登録に向けた知事の考えがあるのかないのか伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

世界遺産のうち自然遺産につきましては環境部が所管しているところでございますけれども、世界自然遺産につきましては世界で唯一の価値を有する重要な地域であると認められるような３つの厳しい条件というものがございます。この３つの条件を満たすであろう候補地が国等が設置した世界自然遺産候補地科学委員会において専門家により検討されまして、県内からは沖縄島北部と西表が選定されてその上で奄美大島、徳之島と併せて令和３年７月に既に世界自然遺産に登録されているというような状況でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今、環境部長からもありましたように御提案の世界遺産登録につきまして、世界遺産は様々な種類があるというふうに承知しております。また、摩文仁地区においても環境部、土建部、生活福祉部など各部が関わっているものでございます。なので、まずはその関係部局等の考えを整理する必要がある、あるいはどのようなものが対象になるのかというものを整理する必要があろうかというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　知事公室長、前向きな答弁ありがとうございます。

実は、世界自然遺産と文化遺産があります。私は文化遺産もぜひ文化遺産として戦争を風化させないために、国際平和拠点は平和祈念公園がセンターとなって行っていただきたいんですよ。それを知事、平和・地域外交推進課が窓口となってこれから発信していただきたいと思うんですけど、この世界遺産登録を目指すという観点で窓口となって、知事、その意欲はありますか。頑張っていただきたいという激励なんですが、伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　世界文化遺産の登録につきましても様々な先例をまずは研究させていただきたいというように思いますし、平和の状況は日々刻々変化をするところから、常にそのように情報を発信するということにおいては、また日々の我々の努力も積み上げていきたいというように思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　なぜ私がこうやって再質問するかというと、この平和祈念公園は世界文化遺産、世界自然遺産どちらでも該当すると私は認識をしています。県民が、戦没者遺族やお年寄りの方々が知事のこの平和推進、外交に期待をしている、いいことを言っている、摩文仁の地域を風化させないでほしいという声が非常にあります。だから今、平和・地域外交推進課がさらに平和を希求していくという形で頑張ってほしいという思いで世界遺産登録を頑張ってほしいということですので、この件で知事、石破総理と沖縄担当大臣とも知事が自らお会いになられたほうがいいんじゃないかなと、意見交換なされたほうがいいかなと私思うんですけど、私は地元の思い、平和を希求していきたいという思いがあるものですから､強い思いが。どうですか知事。私がアポイントを取ってもいいですよ。伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　平和事業、平和発信、平和構築に向けてはさらに研究を深めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ知事、研究なされて早い決断を出して６月23日の慰霊の日に県民を喜ばせてほしいということを強く願っておりますので、頑張ってください。

次に移りたいと思います。

先ほど、知事の政治姿勢についての４――休憩、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時19分休憩
午後５時19分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○新垣　　新 議員　知事の政治姿勢についてのエとオ。
すみません、戦後処理はまだ終わっていません。この糸満市や摩文仁地域の声もあります。この平和祈念公園、健児之塔、県の遺族会が解散して管理困難になっています。あの土地周辺一帯を整備してほしい。そしてこれを編入してほしいというのが糸満市の声で、重ねて里道ですね。実は、地域の方々からもお聞きしました。なぜ里道を整備してほしいかって、歴史を風化させないでほしいと。あの摩文仁の丘は、崖で自決された方を風化させないという思いで、ぜひこれは国が起こした戦争ですので国が整備してほしいという気持ちを――私は糸満市と今連携を取っています。市長とも。だからこうやって質問しているんですけど、知事、この件で国にも要請すべきだと思うんですけど、知事の見解を伺います。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　議員御提案の内容につきましては、様々な部局が関連する取組になろうかと思いますので、部局横断的な取組が必要になることから、密接な連携を図ってまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　この件において、このエとオにおいて、知事、糸満市長と向き合うことはどうですか、伺います。国に要請すべきだと、糸満市長と県知事が国に要請すべきだと思っているんですけど、その前に意見交換も知事自ら行うべきだと私思うんですね。いかがですか、知事。知事です。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　大変申し訳ありませんが、私自身がまずどのような取組ができるのか報告を受けたいと思います。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　分かりました。
ぜひ６月23日ですね、糸満市においてもこの里道を整備していきます。そして、この糸満市の土地の編入とかを慰霊の日の知事のメッセージにでも入れていただけると、私は糸満市民もこの摩文仁の方も喜ぶと思いますので、強くエールを送ります。頑張ってほしいなと思っています。
続きまして１の(4)、この陸上自衛隊の訓練においての妨害について改めて警察本部長に伺いたいんですけど、この状況をもう一度分かりやすく教えていただけますか。
○中川京貴 議長　警察本部長。
○小堀龍一郎 警察本部長　先ほども申し上げましたとおり、訓練当日は警察官が現場の広場に赴いておりましたが、主催者におきまして広場の立入りを禁止する措置が講じられていなかったことなどもありまして、警察官としましては、複数人が広場にとどまっておりましたが、その事態を注視するにとどまっていたということであります。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　改めて、この訓練における着陸場所の変更について今県警の答弁もありますけど、何ていうんですか、場所を変更したと。名護城公園から三育中学校に場所を変えたと。その状況の中で非常に危険があると、そのときの反対者の声ですね。本日は、阪神・淡路大震災の大事な日だからやめろ。訓練する日ではないだろう。名護市から何も知らされていなかった。我々はここで食事をする。どけ。どくつもりもないとか、いろいろ訓練に対して妨害があったと。そしてプラカードを持った方もいたと。先ほども安全対策――この妨害者に対する対策を怠っていたということもありますが、大事なことは災害において自衛隊が県民の命を守る。こんな形で妨害があってはいけないと。恐らく次の訓練のときは、しっかり妨害対策、安全対策を踏まえて自衛隊の皆さんは頑張ると、警備をしてくると思うんですけど、県としてもこのような行為はあってはいけないという措置を取るべきではないかと思うんですけど、改めて伺います。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　同様の事案が今後起こった場合の対応についてでございますが、公園管理者としましては、公園指定管理者が訓練に係る相談等を受けた場合につきましては、県へ情報提供を行うこと、また公園指定管理者から訓練実施者に対して安全確保に係る事前対策を講じるように案内することなどにより対応してまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　ぜひ、安全対策もしっかり行って、妨害対策も行って安和桟橋のような死亡事故がないように心がけてほしいなと強く願う次第でございますが、もう一度改めて警察本部長に伺いますけど、このような安全対策、妨害対策もしっかり行って、それでも妨害するときはそれなりの厳しい法的措置も私は行うべきだと思っているんですけど、県警に再度の答弁を求めます。
○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　自衛隊が実施する防災訓練につきましては、これに抗議する方を含む関係者の安全が確保されますよう、警察としましては訓練主催者との間で適宜必要な情報共有を図りつつ、訓練の内容に応じて、例えばヘリの離発着訓練であれば安全確保の措置として離発着訓練の場所の立入り制限措置を講じていただくなどした上で、公共の安全と秩序の維持という警察の責務に照らし個別の状況に応じて必要な措置を講じてまいります。また、その過程で仮に違法行為が認められた場合には、法と証拠に基づき適切に対処してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　次はもう二度とこんな妨害がないように、自衛隊関係者も妨害対策を行うと思いますので、それなりの法的措置も行っていただきたいということを強く求めます。

続きまして１の(5)、中国のブイですね。いまだに与那国付近の海域にブイが――中国は取っていません。いまだにあります。確認も取っています。その件において、沖縄県から国にこのブイを撤去してくれと言いましたか、確認します。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

近年、尖閣諸島周辺地域において中国海警船による日本漁船への追尾等、威圧行為が繰り返されることで本県漁船の安全操業に大きな影響を与えており、操業を自粛せざるを得ない事態が生じております。また、議員からありました与那国島周辺付近のブイでございますけれども、現在、漁業関係団体から漁業への影響に関する情報収集を行っているところであります。当該ブイ等の設置により、当該海域をめぐる問題がエスカレートすることで不測の事態が生じることは決してあってはならないと考えております。

県としましては、漁業関係団体と連携しまして漁業者の安全操業の確保について、引き続き国に対し強く求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　私が聞いたら、漁業関係者もおびえてこう言っているんだけど。大事なポイントは、沖縄県から、農林水産部から水産庁、国に上げましたかっていうことを聞いてるんですよ。ここ、私の聞き取りのときに上げていないって言っているんですよ、担当課が国に。沖縄は中国なのかっていう声があるんですよ。だからこう聞いているんですよ、伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

繰り返しにはなるんですけれども、昨年12月25日に水産庁より情報提供があった中国が設置した与那国島付近のブイでございますけれども、現在漁業関係団体から漁業への影響に関する情報収集を行っているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　それを受けて知事、それでも日本政府が抗議すべきか。これ与那国にいまだにブイがあります。知事として中国と会える機会はたくさんあります。そして、沖縄県は平和・地域外交推進課までつくった。これはもう知事の活躍を期待したい。知事が自ら中国に撤去してくれと言うべきでありませんか、沖縄の長として。沖縄の領土・領海ですよ。知事が言うべきところまで来ているんですよ。毎日のようにやられているんですよ、領海・領空も。侵略行為ですよ。どうですか、知事の活躍期待したいですけど、伺います、知事。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　まず、領土・領海に関わる問題については、一義的には政府間において解決されるべきものであるということ。それから、そのためには冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ることが肝要であろうということで要請は行っております。なお現在は、先ほど農林水産部長から答弁がありましたとおり、この漁業者の安全操業の確保のための情報収集を行っているということですので、そこは丁寧に情報を収めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　県にお願いしたいんですけど、フィリピンはブイを取ったんです、中国が勝手に置いたものを。それで、日本政府に県から、このブイを日本政府が取ってくれと、そこまで県から上げてくれませんか。漁民が安全に操業ができるように。そういう思いが沖縄県にありますか、どうですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

当該ブイでございますけれども、令和６年12月25日に水産庁から標識灯のついた黄色のブイが確認されたとの情報提供がございました。これを受けまして、同月27日に全漁協へ周知した後、さらに漁業無線を通じて県下の漁船に対し継続して現在注意喚起を実施しているところであります。

以上でございます。

○新垣　　新 議員　休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後５時31分休憩
午後５時32分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。
繰り返しにはなるんですけれども、水産庁より情報提供があった与那国島付近のブイについて、現在漁業関係団体から漁業への影響に関する情報収集を行っているところであります。当該ブイ等の設置により当該海域をめぐる問題がエスカレートすることで不測の事態が生じることは決してあってはならないと考えております。
県としましては、漁業関係団体と連携し漁業者の安全操業の確保について、引き続き国に対し強く求めてまいります。
以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　了解しました。
強い姿勢で取り組んでいただきますよう強く求めます。
休憩、議長。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後５時33分休憩
午後５時33分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○新垣　　新 議員　大項目２の基地問題・平和安全保障についての(9)、安和桟橋及び本部塩川地区における安全対策についてのア。
御答弁先ほど伺いましたが、今協議していると聞いているんですけど、もう１か月以上も北部土木事務所になぜかっていう形で――昨日、18日にも抗議されているそうです。この事業者からもですね。
そこで伺います。
事業者からの回答に毎度１か月程度経過した後に質問するとともに、許可基準に規定のない観点からの質問を含むなど、県の対応は意図的に審査を長引かせようしているんじゃないかという事業者の声があります。これは事実ですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　占用の対象となります国道449号は緊急輸送道路であり、かつ周辺に迂回路がないことから施工方法も含めた安全性の面で道路構造への影響などについて慎重に審査をしているところでございます。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　じゃこの慎重に審査してるというのは、何が引っかかっているんですか、何が引っかかっているんですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　申請内容につきましては、企業情報もあり詳細な内容の答弁は差し控えたいと思います。
○新垣　　新 議員　休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後５時34分休憩
午後５時34分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　改めて伺います。
審査が終了していない事項は何か、審査はいつ終了するのか、具体的に回答していただきたいという形でありますので、どうですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　現在慎重な審査をしているところでございます。審査の終了時期等について、予断を持って答弁することは差し控えたいと存じます。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　事業者の声を伝えます。
事業の予測可能性が害された事業者も重大な経済的不利益を被る可能性があるものの、迅速な公正な審査の上、直ちに許可すべきでないかと強く考えているんですけど、何が引っかかっているんですか。事業者は悲鳴を上げているんですよ。伺います。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　繰り返しになって恐縮でございますが、緊急輸送道路でございまして、かつ周辺に迂回路がないことから施工方法も含めた安全性の面で道路構造への影響などについて、慎重に審査を行っているところでございます。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　切実にこういう形で、もう抗議の申入れも２月18日に行ったそうなんですけど。先ほども言えないという状況なんですけど、これいつまでに解決するんですか。事業者に伝わっていないんですよ、何が引っかかっているとか。訳が分からないままにこういう形で私は代表質問しているんですよ。何が引っかかっているかって原因を言わないと解決しないですよ。だから先ほど言った、意図的に長引かせようとしていると。辺野古反対だからとか。そうとしか私は受け止め切れないので。どうなんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　審査の状況等については、適宜申請者と情報共有を図っているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　ぜひ、早い形でその事業者に対する許可を急いでいただきたいということを強く求めて次の質問に移ります。

続いて大項目２の(9)のイ、安和桟橋のポール設置は全く妨害行為の抑止力になっていない。北部土木事務所が防衛局と向き合っていると思いますけど、じゃ実効性というのは防衛局側はどういう形を求めていますか。安全対策として、死亡者が出ないように。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当該箇所の安全対策につきましては、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えております。設置いたしましたラバーポールにつきましては、道路管理者として設置をしたものでございまして、車両乗り入れ部の視認性を高めること等の目的が果たされているものというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　沖縄防衛局がガードレールを設置すると言ったら、県は認めると、北部土木事務所は認めると理解してよいですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　ガードレールの設置につきましては歩行者の自由な通行を妨げるおそれがあることから、道路管理者としては設置は認められないと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　いつになったらこの問題解決できるんですか。またさらなる死亡者が出たら誰に責任がいくのかっていう形になりますよ。これは、安全対策として急いで頑張っていただきたいんですよ。知事、どうですか知事。もうこれ以上死亡者を出すべきでない。出てほしくない。知事、ここは知事ですよ。知事は落としどころを考えていくべきですよ、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当該箇所の安全対策につきましては、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えております。

県としましては、関係法令に基づき県の取り得る対策を今後とも検討してまいります。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　次に移ります。

大項目３、交通政策・インフラ整備について。

特定利用空港・港湾の指定について、今日、西銘県議からも追加質問で質問がなされたと思います。その件について、軍事利用だから反対みたいに今答弁が、そして慎重にならざるを得ない、決断が出ないってあるんですけど。私が聞いているのは、我が会派が聞いているのは、防災・安全という観点から聞いているんですね。あまりにもこれ――いざ東日本大震災クラスの津波があの離島に、先島に来た場合どうするんですか。どういう移動手段とかがあるんですか。だからそこら辺に関して、もう軍事、軍事っていう形にしか今の答弁聞いて――昨日の報道もですね。今日の新聞報道も軍事という形で、与党から軍事強化につながるという報道もあるものですから。私たちが聞いているのは防災で聞いているんですよ。どうですか、伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　特定利用空港・港湾については、令和５年11月に国から説明を受けて以来、不明な点等について確認を行っているところでございます。今後とも調整の中で適切に判断してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　適切に判断なんですけど、災害はいつ起きるか分からない。早い決断を求めたいんですけど、もうここは知事です。知事が厳しければ担当副知事でも構いません。もう急いでいただきたいんです。２月中にでも決定していただきたいんですよ。国からは指導助言が入っているという報道も分かっています。どうですか、急いでいただきたいんですよ、県管理の空港。どうですか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　国の担当部局とはこれまでも文書でのやり取り、あるいは説明を受けているところでございます。なお、まだ一定程度、質問･疑問点も残っておりますので、そこを丁寧にやりながら議会にも説明を行って、きちんとどういった形で対応できるか検討していきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　議会へも説明したいって言うんですけど、与党には説明して、野党・自民党には説明がないんですよ。どういうことですか、改めて教えてください。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　一般に、県政が施策を推進するときに、県政を支える与党の理解のない政策というの

は進めることが困難であるというふうに考えております。このため、与党のほうにまずは説明をさせていただき、そこで理解が得られれば当然、中立・野党の皆様にも説明をしていくという流れになろうかと思います。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　悪いんですけど、我々は軍事利用と思っていませんよ。戦争したいっていう人は誰一人いないですよ、沖縄県民、日本国民も。我々は防災で聞いているんですよ、あくまでも。それで、与党にと。じゃあ我々は軽視と理解していいんですか。野党・自民党は軽視と理解してよろしいんですか。どうでもいいっていう形にしか受け止め――人それぞれ受け止め方があるんですけど、そうとしか受け止め切れないけど、与党の理解がないと進めていけないって。我々は防災、人の命を聞いているんですよ。その説明、もう一度丁寧に教えてください。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　市町村であれ、国であれ、それぞれの施策を支える与党への丁寧な説明というのは、まず基本だと思っています。これは国においても、私どもと内閣府との意見交換においても、例えば与党の自民党にまず丁寧に説明をされているという話は伺っております。このため、まず与党に説明をさせていただいたものであって、決して自民党あるいは中立会派を軽視しているものではございません。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　そう受け止めるということは――私、昨日の報道でさらにびっくりしたんですけど。与党には説明を入れて、野党にはこんなに遅い。私は報道で知ったっていう形なんですよ。この与党が軍事強化というこの報道でですよ。昨日の報道も、今日の新聞でも地元紙で。びっくりしているんですよ。私が聞きたいのは防災、県民の命を国と連携して守るっていうことが大事じゃないのかということなんですよ。そこから48名集めて議論の場とか、そういった協議会とかをつくってくださいとかお願いするのが執行部じゃないのか、与野党に。これ大事だよ、人の命だよ、どうなんですか。改めて伺います。これ大事なことですよ。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　防災の面あるいは国民保護の関係で申し上げますと、まず国民保護については現在既存の施設を前提とした民間輸送を基本に検討を進めているところでございます。空港・港湾の拡張のみを見ますと、大型機の離着陸が可能となるということになれば、ある意味、防災、大規模災害時の自衛隊派遣などには有効であるというふうに考えられますが、防災についても現状の機能をまずは最大限に活用するという観点から計画を考えているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣　新議員。

○新垣　　新 議員　もうこれ以上言うとあれですけど。あとほかの議員から言いますけど。

今後ですね、池田副知事。これ大事なことは採決権がないから与党だけというものでなくて、野党・自民党にも中立会派にも丁寧な説明を行っていただきたいと。戦争したい人はいません。軍事強化にも当たらないと、私は防災という形でぜひ早く決めてほしいということを強く求めて、他の議員からもこれから質問来ますよということを強く申し上げます。

議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時45分休憩

午後５時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　　新 議員　１の(3)、国連機関の誘致について。

企画部長、前回の答弁から前進した答弁だなと今回は感じております。

そこで伺います。

日本には３つの国連機関があります。ほとんど、この誘致しているところは土地の無償提供、オフィス代を払う。兵庫県神戸市のＷＨＯ、石川県金沢市の研究所も県と市が払っているという形なんですね。沖縄がまず目指したいと言うんだったら、まずは土地も早めに決めておかないといけないと私は思うんです。今日はどことは言いませんが、恐らくこういったハードルが高いものですから、そういう形が１点目。２点目、国との連携をぜひ進めてほしい。連携してほしい。どうですか。私が提案したいことは、アメリカ・トランプ大統領になって、世界保健機関、ユネスコ、アメリカは脱退しました。世界第３の国の日本の活躍、中国も負担金の問題がこれから出てきます。日本の活躍がやはり強くなってきています。この問題は国連機関において、知事も公約に掲げていいことを言っています。ぜひ沖縄県がこのＷＨＯ、ユネスコの問題を一緒に国と連携を図っていこうという形で国との連携、まずは知事から伺いたいなと思うんですけど。知事、どうですか。これ世界中が日本という形で、もう日本の活躍、これ経済大国から負担金が大きくなっていきます、こ

の活躍。その問題において知事､伺いたいと思います。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　企画部長から答弁をさせていただいておりますけれども、やはり国や市町村、関係機関と意見交換を行い、その中においてどのような沖縄の優位性が発揮できる分野があるのか、あるいはどういうふうな取組を先進事例として行っているかということを十分研究していきたいと思います。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　先ほど答弁でも御案内したとおり、１月に兵庫のほうに行ってまいりました。WHOとも率直な意見交換をさせていただきました。先ほど議員のほうから土地のお話がありましたけど、WHOのお話を実際聞くと、土地のみならず運営費も含めて、その後のランニングも含め様々な財政負担をしているというのも確認をさせていただきました。そのために、兵庫県でいうとかなりの額を毎年支出しているということも確認させていただきました。そのためにも国との連携というのは必要だろうというふうに考えています。
○中川京貴 議長　新垣　新議員。
○新垣　　新 議員　調査すると言うんですけど、こういうのは機関を誘致して国にしっかり、専門機関、民間団体等も生まれて産官学の共同体の国連を、世界中では成功していますので、神戸のWHO関係者の意見も伺いましたが、やはり日本の役割が負担が増えてくると、それを沖縄が背負うことも私はどうかという質問をしていますので､今調査中ということですので、もう前に行くのはWHOとユネスコですね。日本の負担金がかかる、日本の活躍にかかるという世界中から声があるものですから。ぜひ、これを沖縄が担っていただきたい、頑張って検討していただきたいということを求め、私の代表質問を終わりたいと思います。
　御答弁をいただき、ありがとうございました。
○中川京貴 議長　仲村家治議員。
　　〔仲村家治　議員登壇〕
○仲村　家治 議員　沖縄自民党・無所属の会、仲村家治でございますけれども、会を代表しまして代表質問をさせていただきます。
　その前に所感を述べさせていただきます。
　国政では、我が自民党・公明党は少数与党であります。大変政権運営が厳しい綱渡り状態ではあるんですけれども、今、国会においては政策担当者が、国民民主党とは103万円の壁の解消、そして日本維新の会とは高校無償化、そして学校給食費の無償化を協議している最中であります。石破内閣、そして石破を支える政党のメンバーは、謙虚な気持ちで野党の皆様と向き合いながら、国民生活を第一に今協議をしている最中であります。ですから､本沖縄県議会におきましても、与野党が協力をしながら県民の生活を大切にしていくのが本来の姿であります。ですから、今回いろいろ波乱の議会でありますけれども、お互い擦り寄って何らかの道を見つけなければ、県民の負託を頂いた議員として大変県民に対して申し訳ないと思っております。お互い譲るところは譲り、譲歩するところは譲歩しながらやっていきたいと考えております。
　それでは、質問通告書に基づきまして代表質問をさせていただきます。
　１、防災・減災、県土強靱化について。
　(1)、１月13日に発生した宮崎県における地震において、南海トラフ地震臨時情報が発出された。昨年の能登地震の復興も道半ばであり、今年に入って憂慮すべき事象が発生している中で、沖縄県として南海トラフ地震への対策と心構えをどのように考えているのか伺う。
　(2)、先月末の埼玉県八潮市の道路陥没事故では、ドライバーの方がいまだに安否の確認ができていない状況にあります。本県の上下水道は復帰以前に埋設されたものも多く、更新時期を過ぎているものも多いと聞いております。上下水道の老朽化状況と今後の対策について伺います。
　(3)、上下水道のみならず、県の保有する多くの公共施設については、公共施設の総合管理の観点から、公共施設等総合管理計画が策定され、計画的なメンテナンスが図られているものと聞いております。計画策定の意義を改めて伺うとともに、今後の維持管理や更新に係る費用の概算について伺います。
　(4)、11月北部豪雨については、災害救助法の適用が県の不手際により不可能となり重大な問題が生じることとなっております。再発防止の考え方、国による防災体制整備の動向、そして災害見舞金の給付の進捗をそれぞれ伺います。
　(5)、災害物資の備蓄について全国的な調査が行われているが、沖縄県においては必要量は確保できているのか。また、消費期限を過ぎた備蓄物資の活用、更新費用はどのようになっているのか伺います。
　(6)、離島地域をカバーするドクターヘリまたは消防防災ヘリは、防災対策の観点から導入が喫緊の課題であると思うが、県の認識と今後の見通しを伺う。
　(7)、防災対策の観点からも学校等公共施設の堅牢化を図り、シェルター機能を整備する方向性を取るべきであると考えるが、県の考え方を伺う。

(8)、11月北部豪雨においては、河川しゅんせつが滞っていたことにより水害が発生したことが明らかとなった。県内河川しゅんせつの今後の計画と護岸整備事業の促進について伺う。

２、文化観光スポーツ行政について。

(1)、オーバーツーリズム対策について。

ア、オーバーツーリズム対策についての県の基本的な考え方について伺う。

イ、離島観光にフォーカスすると、その規模によってオーバーツーリズムの量や質に違いがあると思うが、実態はどのようになっているのか、対策と併せて伺う。

ウ、第６次沖縄県観光振興基本計画においては、沖縄観光の質の向上に言及されているが、質の向上という政策目的を実現するために、具体的にどのような取組を進めているのか伺う。

エ、県内におけるライドシェアの利用状況はどのようになっているか伺う。

(2)、観光目的税について。

ア、県は、観光目的税の導入に係る条例について、議会への提案を延期する方針を決めたが、その理由は何か。また、今後改めて議会に提案する時期はいつ頃になるのか伺う。

イ、市町村における入域税等の賦課について、今後どのような調整を行っていくか考えを伺う。

ウ、県は離島住民から徴収した宿泊税を自治体に返還する交付金を創設するとしているが、交付金を交付したとしても徴収された税金をどのように住民に還付するのか伺う。

(3)、沖縄観光の動向について。

ア、直近年度における入域観光客数及び観光収入、１人当たり観光消費額はどのようになっているのか伺う。

イ、観光ビッグデータを収集するための方策として、官民データ連携も含めて考え方を持っているのか伺う。

ウ、今後沖縄観光の量の点から、目標数値などを考えているのか伺う。

(4)、文化芸術・芸能の振興について。

ア、県民誰もが芸術に触れる機会を増やすことが求められていると思うが、このような観点に立った施策や取組は具体的にどういったものがあるのか伺う。

イ、県内芸能家団体の協議体などはあるのか伺う。

ウ、沖縄の伝統芸能は文化として継承していく必要があると考えるが、卓越した技能を有する芸能家を育成するための取組について伺う。

(5)、スポーツ活動支援について。

ア、離島児童生徒の部活動渡航費用助成について、どういった実態になっているのか伺う。

イ、社会人・事業団によるスポーツ活動も盛んであるが、スポーツ振興は心と体の健康を維持する目的もあり、企業の健康経営にも資するものであると考える。企業の健康経営の観点で県は何か取組を行っているのか伺う。

(6)、「沖縄で好きになった子が方言すぎてツラすぎる」、いわゆる沖ツラが話題となっているところ、アニメ原作で登場する地域や場所などは、アニメツーリズムとして新しい沖縄観光のコンテンツとなる可能性がある。県としてもコラボレーション、業界とのタイアップ等が必要かと考えるが見解を伺う。

(7)、那覇一文字の活用については那覇港管理組合でも議論が続けられているが、法的側面がクリアできていない点が課題となっている。釣り文化の振興という観点から安全確保策の取組、国への働きかけなどを県として行っていく考えはないか伺う。

(8)、琉球泡盛文化の振興について。

ア、琉球泡盛の国内消費状況を伺う。

イ、泡盛を文化としてＰＲしていく上で、泡盛や酒蔵の歴史、さらにモノからコトへ、言わば泡盛ツーリズムの企画などを併せて仕掛けていくべきだと思うが、こうした取組を県はどのように考えるか伺う。

ウ、知事は、今後泡盛乾杯条例等が提出された場合に、その趣旨に賛同する考えはあるのか伺う。

(9)、海の安全･安心、マリンレジャー振興について。

ア、全国と比較した沖縄県の水難事故の現状について、また、どのようにすれば水難事故を減少できると考えるのか、自然海岸の責任者である知事の見解と今後の方針、目標を伺う。

イ、水難事故防止に向けた施策を推進することを目的とした沖縄県水難事故防止に係るワーキンググループについて、発足以降どのような施策を進めてきたのか伺う。

ウ、マリンレジャーの振興に当たって、県内経済へ及ぼす影響を県は把握できているのか伺う。

(10)、伝統工芸や現代工芸の振興策について、おきなわ工芸の杜を県民に周知していく必要があると思うが、現在の指定管理による運営の状況と周知広報の在り方について伺う。

３、経済産業振興について。

(1)、モーダルシフトの状況について。

ア、カーボンニュートラルに向けて、県内のモーダルシフトの状況について伺う。

イ、輸送部門の構造改革に係る費用は、確実に価格転嫁がなされていくものと考えてよいのか伺う。

(2)、ＡＩ技術の活用について。

ア、まさに一日一日、ＡＩ技術の進展はすさまじいものがあるが、ＤＸの観点から庁内においてＡＩ技術を活用する考えはあるのか伺う。

イ、民間事業者におけるＡＩ技術の活用支援について、県の取組を伺う。

(3)、洋上風力発電の計画について。

ア､日本各地で洋上風力発電の計画が立ち上がる中、海洋に囲まれた本県において、洋上風力発電に対してどのような認識を県は持っているのか伺う。

イ、今後、適地の選定等が進んでいく見込みなのか伺う。

(4)、企業利益ランキングから見る県内企業の動向について。

ア、県内企業の収益率の向上に対する県の取組について伺う。

イ、事業承継の課題と対策について伺う。

(5)、スタートアップ施策の状況について。

ア、玉城知事が会長を務めるおきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムが策定した目標値の進捗状況について伺う。

イ、2028年までの目標達成の見通しと課題について伺う。

(6)、コロナ融資の返済状況については、リスケ等の措置を講じてきたのかを含めて現時点での総括を伺う。

以上で壇上での質問を終わりますけど、残り時間は再質問をさせていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　仲村家治議員の御質問にお答えいたします。

文化観光スポーツ行政についての御質問の中の２の(1)のウ、沖縄観光の質の向上の取組についてお答えいたします。

沖縄県においては、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、県民、観光客、観光事業者それぞれの満足度を高めるとともに、質の向上による沖縄観光の変革を図ることとしております。多彩で質の高い観光を実現するため、観光客の属性やトレンドを把握し、観光客の特性に合わせたマーケティング等に取り組むとともに、国内外の富裕層市場での誘客活動の展開、質の高いクルーズの推進、豊かな自然や独自の歴史・文化など沖縄のソフトパワーを生かした質の高い観光コンテンツの造成、アドベンチャーツーリズムやサステーナブルツーリズム、観光ＤＸなどを推進するほか、旅行者の満足度を高める人材の育成・確保に取り組んでおります。

沖縄県としましては、引き続き１人当たり観光消費額の向上や滞在日数の延伸に取り組み、沖縄観光の質の向上を図ってまいります。

次に２の(6)、アニメツーリズムの可能性についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄観光コンベンションビューロー内にフィルムオフィスを設置し､沖縄ロケへの相談対応、地元との調整、国内外で開催される映画祭での沖縄のＰＲなど､アニメ制作を含めた支援に取り組んでおり、令和５年度は、いわゆる沖ツラを含めた５件のアニメロケの支援を行っております。アニメ作品を含め沖縄が舞台となる作品が放映されることで地域の魅力が発信され、聖地巡礼など観光振興や地域活性化につながるものと認識をしております。

沖縄県としましては、引き続き地域の協力を得ながら、アニメ制作の支援に取り組んでまいります。

次に､経済産業振興についての御質問の中の３の(5)のアと３の(5)のイ、スタートアップに係る目標値の進捗状況や目標達成の見通し等についてお答えいたします。３の(5)のアと３の(5)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

おきなわスタートアップ・エコシステム発展戦略で掲げる目標に対する令和６年の実績は現在集計中ですが、先月公開された民間企業の報告書では、昨年の沖縄県のスタートアップの資金調達額は、過去最高の78億円で全国９位となったことや、昨年10月に企業評価額が100億円を超えるスタートアップ企業を本県へ誘致したことなどにより、全ての項目で令和５年の実績を上回る見通しとなっております。2028年までの目標達成の見通しにつきましては、スタートアップの資金調達額は順調に増加しておりますが、スタートアップ数及び企業評価額100億円以上のスタートアップ数については、さらなる取組が必要だと考えております。目標達成に向けては、技術や経営に強い人材や多様な資金調達手段の確保等が重要であることから、沖縄県としましては、専門人材の育成やスタートアップに投資しやすい環境整備に加え、スタートアップの海外展開の支援にも取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、防災・減災、県土強靱化についての中の(1)、南海トラフ地震の対策等についてお答えいたします。

内閣府の令和元年６月の公表によれば、南海トラフ地震による県内の被害想定に関しては、死者数は20人、建物全壊が90棟とされております。予測された被害を効果的に軽減するため、県では、南海トラフ地震の被害想定よりも多くの被害が想定される沖縄本島南東沖地震３連動を想定した沖縄県総合防災訓練や沖縄県災害対策本部設置・運営訓練、実際に住民等へ緊急速報メールを配信して避難を呼びかける沖縄県広域地震・津波避難訓練を実施しております。

県としましては、引き続き市町村等関係機関と連携し、県民への事前の備えの周知や訓練の充実など防災対策の強化に取り組んでまいります。

同じく１(4)の中の、北部豪雨後の防災体制の整備についてお答えいたします。

昨年11月の北部地域における大雨では、災害救助法の適用に関し連絡体制が十分でなかったことから、県では、同法に関する緊急連絡窓口を一本化するとともに、防災関係機関との連絡体制の再構築や各機関の防災行動を時系列で見える化した、おきなわ県域タイムライン（仮称）の策定を進めております。国による防災体制の整備については、被災地域や規模が予測できる大規模災害に対して、自治体間の支援・受援の組合せの事前決定、支援物資の計画的備蓄など事前防災の一層の具体化や令和８年度中の防災庁の設置に向けた準備などに取り組んでいるものと承知しております。

同じく１(6)、消防防災ヘリの導入についてお答えいたします。

消防防災ヘリの導入については、県及び全市町村で構成する協議会で可決された議案に対し、39市町村から承認をいただいておりますが、現時点で石垣市及びうるま市からは承認をいただけておらず、個別に説明を行っているところです。

県としましては、広大な県域を抱えることに加え、能登半島地震や沖縄本島における大雨災害等を念頭に、航空機による消防防災体制の強化が必要であると考えております。引き続き丁寧な説明を行い、消防防災ヘリ導入に向けて取り組んでまいります。

同じく１(7)、学校など公共施設の堅牢化についてお答えいたします。

県では、災害対策基本法及び沖縄県地域防災計画等に基づき、災害時の拠点となる庁舎や学校等の公共施設について耐震化等の対策を行うことで、発災時に必要とされる高い安全性の確保に努めております。あわせて、地震防災対策上、整備すべき緊急性の高い施設を優先的に整備し、県土の安全性の向上に努めることを目的とした地震防災緊急事業五箇年計画等を策定して建物の耐震化等を推進しております。引き続き、学校など公共施設の耐震化等を進めるなど、防災対策の強化に取り組んでまいります。

次に２、文化観光スポーツ行政についての中の(9)のイ、水難事故防止に係るワーキンググループの取組についてお答えいたします。

県では、水難事故を未然に防ぐための施策を推進することを目的として、令和４年10月にワーキンググループを設置しております。同ワーキンググループの発足以降、市町村への防災行政無線による離岸流等への注意喚起依頼や海浜利用者が一目で海の特徴や危険性を理解できる看板デザインの作成及び看板の設置のほか、観光客対策として海の安全啓発ツールの周知や自然海岸の巡回などに取り組んできたところです。

県としましては、引き続き関係部局と連携して、水難事故防止に取り組んでまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　１、防災・減災、県土強靱化についての(2)のうち、上水道の老朽化状況と今後の対策についてお答えいたします。

企業局においては、水道管について、他府県の事例等を参考に材質や施工方法などに応じた更新基準年数を定めております。企業局が管理する719キロメートルの管路のうち基準年数を超過している管路は、令和５年度末時点で216キロメートル、30.1％となっております。このため企業局では、定期的な目視点検や聴音による漏水調査の実施に加え、次年度新たにＡＩ技術等を活用した老朽度の再評価を行った上で計画的な更新に取り組み、水道管の適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、防災・減災、県土強靱化についての(2)、下水道の老朽化状況と今後の対策についてお答えいたします。

県内の下水道管路の延長は、令和５年度末時点で約3724キロメートルとなっております。県が管理する約117キロメートルの管路のうち、標準耐用年数50年を経過している管路は約９キロメートルとなってお

ります。また、市町村が管理する約3607キロメートルの管路のうち、50年を経過している管路は約390キロメートルとなっております。

県としては、持続可能な下水道サービスの提供に向け､引き続き下水道法や維持管理指針等に基づく点検･改築の推進及び必要予算の確保に努めるとともに、市町村への技術的支援を行ってまいります。

次に同じく１の(8)、県管理河川のしゅんせつ計画と河川整備についてお答えいたします。

県管理河川においては、報得川など32河川についてしゅんせつが必要と認識しており、これまでに２河川が完了しております。現在、19河川でしゅんせつ工事を実施しているところであり、令和７年度は新規10河川を含む14河川の実施を予定しております。また、河川整備については、現在18河川において護岸工事等の整備を進めているところであります。引き続き、浸水被害の軽減など防災・減災に取り組んでまいります。

次に２、文化観光スポーツ行政についての(7)、那覇港の沖防波堤、いわゆる那覇一文字についてお答えいたします。

国土交通省港湾局では、釣り文化振興の取組が進められている21港をモデル港として指定していることは承知しております。那覇港の沖防波堤では、日常的に関係者以外の者が立ち入ることを想定しておらず、荒天時には越波もあり、安全性を確保するために必要な設備等の設置も困難であることから、立入禁止としているとのことであります。那覇港での釣り文化振興については、施設管理者である那覇港管理組合において適切に取り組むものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、防災・減災、県土強靱化についての(3)、沖縄県公共施設等総合管理計画についてお答えします。

本県の公共施設等では、老朽化が進行している状況を踏まえ、財政負担の軽減･平準化などを目的として、沖縄県公共施設等総合管理計画を策定しています。同計画では、安全・安心の確保、計画的な改修など、予防保全型管理の方針を掲げています。予防保全型管理を行った場合のインフラ、箱物を合わせた維持管理・更新に係る費用は、50年で３兆134億円、年平均603億円が必要になると見込まれています。引き続き、施設配置の最適化、長寿命化、多様な財源の活用など関係部局と連携し、同計画に基づく取組を進めてまいります。

次に２、文化観光スポーツ行政についての(2)のア、観光目的税の導入についてお答えします。

観光目的税検討委員会の提言を受け、法定外目的税制度協議会における協議、パブリックコメントの実施などの手続を経て、本議会への条例案提出を予定しておりました。令和６年12月に石垣市議会、宮古島市議会及び竹富町議会から、離島住民の課税免除及び税負担の軽減措置を求める意見書が提出されたことを受け、要望事項に係る検討や税の導入に向けさらに丁寧な説明が必要なことから、本議会への提出を見送ることとしました。引き続き、法の趣旨・目的及び適法性の確保に配慮しながら、課税免除の拡大や離島住民の負担軽減につながる使途事業の検討を行うとともに、離島市町村や関係団体の理解を得ながら６月議会への条例案提出を目指してまいります。

同じく２の(2)のイ、入域税等の賦課を行う市町村との調整についてお答えします。

宿泊税の導入を予定している市町村について、同じ宿泊行為を課税客体として市町村税と県税を課税することから、納税者の過重な負担とならないよう、これまで調整を重ねてきたところです。入域税については課税客体が異なるため税制度に係る調整は不要ですが、新たな税負担の観点から入域税を導入している団体及び今後導入を予定している団体との情報共有など連携を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、防災・減災、県土強靱化についての御質問のうち(4)、災害見舞金の給付状況についてお答えいたします。

県では、北部豪雨災害の被害状況を鑑み、国の被災者生活再建支援制度を参考に今回の災害に特化した県独自の見舞金を創設しており、令和６年12月20日から申請受付を開始し、２月18日時点で準半壊以上の罹災証明書が発行された全65世帯に合計3669万5000円の見舞金を支給しております。

県としては、引き続き被災者の支援に取り組んでまいります。

続きまして同じく１の(5)、災害備蓄物資の確保等についてお答えいたします。

災害に備えた備蓄については、災害対策基本法により食料や生活必需品等を市町村で備蓄する義務がありますが、県においても市町村を補完する立場から、発災から３日間に必要となる物資の備蓄を進めていると

ころです。また、各家庭による自助や自主防災組織等の共助による備蓄、民間事業者との協定等による流通備蓄の活用等により、必要な量の確保に努めております。県で備蓄している食料等につきましては、有効活用を図る観点から、消費期限が到来する前に防災訓練での使用や公益性の高い団体等に提供し、利活用を図っております。当該備蓄物資の購入については、災害救助基金を活用し、計画的・効率的な購入に努めているところです。

県としては、引き続き災害に備えた備蓄の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　２、文化観光スポーツ行政についての(1)のアとイ、オーバーツーリズム対策の県の基本的な考え方と離島の実態等についてお答えいたします。２の(1)のアと２の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

いわゆるオーバーツーリズムとは、特定の観光地において訪問客の著しい増加等が市民生活や自然環境、景観等に対する負の影響を受忍できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足度を大幅に低下させたりするような観光の状況と認識しております。離島では、受入れ容量超過の懸念や地域のルールの理解が不十分な観光客と住民とのトラブルなど様々な課題があると承知しており、既に宮古島市や竹富町では独自の対策に取り組んでおります。

県としては、交通渋滞緩和に向けた公共交通機関の利用促進、手ぶら観光の推進に取り組むとともに、地域に対しては、地域の課題に関する専門アドバイザーの派遣、課題解決に向けた取組への支援などを行っており、引き続き持続可能で質の高い観光地を目指して、地元自治体、関係機関等と連携し対応してまいります。

同じく２の(2)のウ、宿泊税の離島住民への配慮についてお答えいたします。

観光目的税検討委員会の意見書では、留意事項として、「離島住民を課税対象とすることについては、離島市町村の意向を踏まえ、税を活用した使途事業などにより配慮すること」が挙げられております。また、宮古島市議会、石垣市議会及び竹富町議会から離島住民を課税免除とすることなどを求める意見書が提出されております。

県としては、離島市町村等と丁寧に意見交換を行いながら、市町村への交付金または離島住民の宿泊割引などの新たな取組を検討してまいります。

同じく２の(3)のア、入域観光客数等についてお答えいたします。

令和５年度の入域観光客数は国内観光客726万9100人、外国人観光客126万3500人、合計853万2600人となっております。また、観光収入は8507億円、観光客１人当たりの観光消費額は９万9699円となっております。

同じく２の(3)のイ、観光ビッグデータについてお答えいたします。

多彩で質の高い観光を実現するためには、観光客の属性、トレンドの把握など、観光客の特性に合わせたマーケティングが重要だと考えております。県では、観光客の発地別、性別及び年代、家族構成等の属性別での来訪地、滞在時間などの観光ビッグデータの収集・分析に努めるとともに、ターゲットを明確にした誘客広告プロモーションに取り組んでおります。

同じく２の(3)のウ、沖縄観光の目標数値についてお答えいたします。

第６次沖縄県観光振興基本計画では、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現に向け、沖縄観光の質の向上を図ることとしていることから、入域観光客数などではなく、観光収入、人泊数などを目標値として設定しております。

県としては、観光収入などの目標達成に向けて、引き続き１人当たり消費額の向上や滞在日数の延伸に取り組むなど、観光の質の向上を図ってまいります。

同じく２の(4)のア、県民が芸術に触れる取組についてお答えいたします。

県では、琉球歴史文化の日に関連して、若年層を招待した舞台公演や小学校等での伝統芸能ワークショップを実施しております。また、離島や北部地域でクラシックコンサート等を行う地域の文化芸術振興事業に取り組んでおります。さらに、県立博物館・美術館では、文化財等の資料や芸術作品等を展示するほか、離島や北部地域で収蔵資料を展示する移動展及び県民向けの文化講座を行っております。

県としては、引き続き県民が文化・芸術に触れる機会を確保できるよう取り組んでまいります。

同じく２の(4)のイ、県内の芸能団体協議会についてお答えいたします。

県内には、組踊、エイサー、琉球舞踊などの伝統芸能を継承する様々な団体があります。また、これらの団体を取りまとめ、沖縄の芸能・芸術・文化のさらなる振興と発展に寄与することを目的に、一般社団法人沖縄県芸能関連協議会が組織されております。

県としては、引き続き当協議会と連携し、沖縄の伝統芸能の保存・継承・発展に努めてまいります。

同じく２の(4)のウ、芸能家育成の取組についてお答えいたします。

県では、若手実演家の公演機会の創出等を目的に、国立劇場おきなわ、パレット市民劇場などを巡回するかりゆし芸能公演への支援のほか、世界で活躍できる人材の育成を目指して、国内外へ文化芸術団体を派遣する地域の文化芸術振興事業に取り組んでおります。また、令和７年に新たに設置予定の沖縄県文化芸術振興基金を活用して人材育成に取り組むこととしております。

県としては、引き続き伝統芸能の保存・継承・発展に向けて、若手実演家等の公演機会の確保を図ってまいります。

同じく２の(5)のア、離島児童の渡航費用助成についてお答えいたします。

県では、沖縄県スポーツ協会を通じて沖縄県スポーツ少年団に加盟しているスポーツ団体に対し、少年団主催の交流大会の会場使用料等の開催費用や指導者養成研修会等への参加費、全国及び九州ブロック競技別交流大会への指導者の旅費を支援しております。また、令和７年度から新たにスポーツ少年団が主催する沖縄本島の大会への離島チームの派遣に対し、渡航費の一部を支援する予定としております。

同じく２の(9)のア、水難事故減少に向けた方針等についてお答えいたします。

水難事故を減少させるためには、事故防止に関わる様々な主体が連携して取り組むことが重要だと考えております。マリンレジャー事故防止調査対策事業の予算は、令和５年度約3000万円、６年度約１億1600万円、７年度は２億円の予定で毎年大幅に拡充しており、ライフガードの巡回は、令和６年度は恩納村を通年に拡大、７年度はさらに宮古島及び八重山圏域に拡大することとしております。

県としては、引き続き関係機関との役割分担の下、連携を強化し、観光客の水難事故罹災者数及び死者数の逓減に向け取り組んでまいります。

同じく２の(9)のウ、マリンレジャーが県内経済へ及ぼす影響についてお答えいたします。

令和６年９月に、りゅうぎん総合研究所が発表した調査によりますと、2022年度の県内のマリンレジャー業界の市場規模は約134億円との報告がされております。なお、県が実施した令和５年度観光統計実態調査では、36.8％の観光客がマリンレジャーを行ったとしていることから、県では、観光客を中心に一定の経済効果があるものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、文化観光スポーツ行政についての中の(1)のエ、日本版ライドシェアの利用状況についてお答えいたします。

県内における日本版ライドシェアのサービス提供については、石垣市が令和６年８月、沖縄本島が同年９月、宮古島市が同年11月に開始されたところです。令和６年12月末までの利用実績は、522回となっております。

続きまして３、経済産業振興についての中の(1)のイ、運送事業者の価格転嫁についてお答えいたします。

国土交通省においては、運賃交渉力の弱い運送事業者の適切な運賃収受を支援することを目的に標準的な運賃を告示したところです。加えて、物流全体の取引適正化を図る観点から、法令違反の原因となる行為を調査する人員を配置し、適正な取引を阻害する荷主等に対して、関係省庁と連携して指導を行っていると認識しております。

県としましては、これらの取組により運送事業者の価格転嫁がなされていくものと考えております。

同じく３の(2)のア、庁内のＡＩ技術の活用状況についてお答えいたします。

県では、沖縄県ＤＸ推進計画を策定し、デジタル技術を活用した各種施策を推進しております。ＡＩ技術の活用については、全庁を挙げたスマート県庁の構築に向けた施策の中でも掲げており、音声認識ＡＩによる文字起こしやＡＩ―ＯＣＲによる紙文書のデータ化で活用しております。今後は、現在効果検証を行っている生成ＡＩも活用し、さらなる業務効率化につなげてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　２、文化観光スポーツ行政についての中の(5)のア、離島生徒の部活動に係る派遣費補助についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで中体連・中文連・高体連・高文連主催の九州大会、全国大会に参加する中高校生に対して、各連盟を通して派遣費を補助しております。今年度から新たに離島生徒の派遣費支援の拡充を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施したところであります。

県教育委員会としましては、経済的事情により子ど

もたちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、今後とも派遣費の補助を継続し、生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、文化観光スポーツ行政についての(5)のイ、健康経営の取組についてお答えします。

県では、今年度から健康増進計画である健康おきなわ21（第３次）を開始しており、重点的に取り組む事項として働き盛り世代の健康づくりを掲げ、県内事業所等の健康経営をさらに推進することとしており、県内事業所に対し、健康経営の視点を踏まえた職場の健康づくりを伴走支援する事業等を実施しております。また、関係機関と協力し、事業所向けにうちなー健康経営宣言の認定制度を創設・運営しており、認定事業所数は令和６年12月末で2000を超え、その認知度は年々高まっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　２、文化観光スポーツ行政についての(8)のア、琉球泡盛の出荷量についてお答えします。

沖縄県酒造組合によりますと、令和５年の泡盛の国内出荷量は１万2828キロリットルとなっております。その内訳としましては、県内出荷量が１万302キロリットルで、その割合は約８割、県外出荷量が2526キロリットルで、その割合は約２割となっております。

同じく２の(8)のイ、泡盛を文化としてＰＲする取組についてお答えします。

泡盛は、約600年の歴史を持ち、各種伝統行事や料理等に用いられるなど、歴史的・文化的に大変価値があります。また、泡盛酒造所は、離島を含め各地に点在することから、泡盛ツーリズム等の体験プログラムの実施などにより、観光地としての魅力を高め、産業間連携による相乗効果が図られるものと考えております。

県としましては、業界全体で取り組む需要の創出や販路拡大、情報発信など、泡盛を文化として捉えた効果的な支援策にも取り組んでまいります。

同じく２の(8)のウ、泡盛乾杯条例等が提出された場合の考え方についてお答えします。

泡盛乾杯条例等につきましては、県内で製造される酒類は泡盛のみではないことなどから、関係者の中には様々な意見があることや個人の嗜好への配慮などの課題があると考えております。一方、泡盛は歴史的・文化的にも重要な産品であるとともに、地域の活性化や雇用の確保に寄与する重要な産業であると認識しております。

県としましては、今般のユネスコ無形文化遺産登録を契機として、泡盛の文化的価値や魅力を発信するなど、さらなる市場拡大に向け、泡盛産業の振興に積極的に取り組んでまいります。

同じく２の(10)、工芸の杜の運営と周知広報についてお答えします。

おきなわ工芸の杜は、担い手の支援や情報の発信、作り手と使い手の交流拠点として、令和４年４月に開館しました。指定管理者におきましては、県民等への同施設の周知及び利用促進を図るため、ホームページやＳＮＳ等を活用した工芸品の紹介や魅力的なイベントの企画・誘致による運営強化等に取り組んでおります。

県としましては、指定管理者や工芸関係団体等との連携した取組に加え、展示内容の充実を図る等、同施設の運営を通した工芸産業の活性化を図ってまいります。

３、経済産業振興についての(2)のイ、民間事業者のＡＩ活用支援についてお答えします。

ＡＩ技術は、労働生産性の向上や人手不足の解消、新たなサービスの創出等に資するものであり、その活用に向けた民間事業者に対する支援は重要であると認識しております。このため県では、県内関係団体等と連携し、ＡＩを活用するためのリテラシー教育や高度ＩＴ人材の育成、新たなビジネスモデルの創出支援等に取り組んでいるところです。

県としましては、県内事業者が急速に進展するＡＩ時代に対応し、さらなる成長を実現できるよう、引き続き支援してまいります。

同じく３の(3)のア、洋上風力発電に対する県の認識についてお答えします。

洋上風力発電は、広大な海域を活用し、安定して効率的な発電ができるため、再エネ導入拡大に向け有望な電源であると考えております。このため県では、令和５年度から、県内海域における洋上風力発電の導入可能性調査を実施しており、海域の利用状況や海岸保全区域等の法的規制等を踏まえた導入候補地を調査しているところです。一方、洋上風力発電の導入に当たっては、現在、沖縄の風速基準に適合する風車がないことから、今後の技術開発を注視しているところです。

同じく３の(3)のイ、適地の選定等の見込みについ

てお答えします。

洋上風力発電を導入するためには、風況や海域の利用状況等を勘案した適地を選定し、国から再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定を受ける必要があります。同区域指定に当たっては、地元自治体や利害関係者等との間で合意が図られた後に、国が有識者の意見聴取や各種調査を実施するなど、導入に向けた手続を重ねる必要があります。

県としましては、海域の地域関係者と意見交換を行うなど、洋上風力発電導入のための環境整備に向け取り組んでまいります。

同じく３の(4)のア、県内企業の収益率の向上に対する取組についてお答えします。

県では、県内企業の稼ぐ力を強化するため、労働生産性の向上に向けた企業のデジタル導入やＤＸ計画の策定等に対する支援に取り組むとともに、企業連携による域内経済循環に資するプロジェクトへの補助等を実施しているところです。また、中小企業等の経営基盤の強化に向け、収益力向上、経営革新など持続的な成長や経営課題の改善を促す取組のほか、従業員のリスキリングや技能向上への支援、所得向上応援企業認証制度などの各種施策を推進しているところです。

同じく３の(4)のイ、事業承継の課題と対策についてお答えします。

民間の調査によりますと、本県の後継者不在率は全国と比べ高い状況にあり、県としましても後継者の育成・確保や経営者への意識啓発が課題であると認識しております。これらの状況を踏まえ、県では、事業承継の重要性を啓発する広報活動、商工会等による相談体制の構築、事業承継計画の策定支援、後継者育成塾の開催、事業承継に要する費用の補助などを実施しております。

県としましては、引き続き国や支援機関等と連携し、事業承継の円滑化に取り組んでまいります。

同じく３の(6)、コロナ融資の返済状況についてお答えします。

県では、コロナ禍で影響を受けた中小企業の事業継続のため、ゼロゼロ融資を創設するなどの資金繰り支援に取り組んでまいりました。昨年末時点におけるゼロゼロ融資の返済状況は、84.7％が正常返済、15.3％が条件変更等で対応していると聞いております。県では、これまで金融機関に対し、借換えや条件変更等について迅速かつ柔軟な対応を依頼するとともに、支援機関等と連携し、積極的な訪問相談や専門家を活用した支援、信用保証料の低減等に取り組むなど、適切な事業継続支援に努めているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　２、文化観光スポーツ行政についての御質問のうち(9)のア、全国と比較した県内の水難事故の現状についてお答えいたします。

令和６年の県内における水難事故は暫定値で、発生件数が128件、前年比12件増加。罹災者数が145人、前年比24人減少。死者数が45人、同じく14人減少となっております。なお、全国との比較につきましては、令和６年の全国統計値が未発表のため、令和５年の統計値で申し上げますと、発生件数、罹災者数、死者数ともに全国ワーストとなっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　３、経済産業振興について(1)のア、カーボンニュートラルに向けたモーダルシフトの状況についてお答えいたします。

モーダルシフトとは、貨物輸送を環境負荷の小さい輸送方法に転換することを言い、地球温暖化対策として有効だと考えております。本県における温室効果ガス排出量は運輸部門が最も多い状況にありますが、貨物輸送に限らず車両の電動化が進んでいない状況にあることから、県としましては、バス事業者に対するＥＶバスの導入支援や県公用車の電動化などの事業に取り組んでいるところであり、引き続き運輸部門における温室効果ガス排出量の削減につながる施策を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時50分休憩

午後６時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　御答弁ありがとうございました。

まず、防災のほうなんですけれども、(4)と(8)に関連するんですけれども、照屋副知事、２月７日ですか、北部のほうに現場視察、あと住民との意見交換に行かれたという記事が出ていたんですけれども、そのとき住民の方、また農業関係者からどのような要請等があったか教えてもらえますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時51分休憩

午後６時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。
照屋副知事。
○照屋義実 副知事　失礼しました。
２月７日に､国頭村比地地区に行ってまいりました。北部地域を中心に被害をもたらした大雨に関しまして行ったところ、応急対策が完了した現地を私が改めて三役として訪問しまして、被害箇所の確認や国頭村及び地元住民の意見を伺ってまいりました。訪問時は、国頭村副村長や特に浸水被害が見られた比地地区の関係者である区長及び11月８日の大雨により避難を継続している避難者との意見交換を行ったほか、被害を受けた河川や畑地の状況視察を行っております。国頭村や被災者からは、安全・安心のためしゅんせつ等の河川の管理を徹底してほしいなどの意見を頂き、これに対して私からは、引き続き地元の要望を踏まえてしゅんせつを実施することや新年度における住民説明会の実施などについて回答いたしております。
○中川京貴 議長　仲村家治議員。
○仲村　家治 議員　記事によりますと、まだ19名の方が避難生活をしていて、まだ復興が完全ではない。また、農業関係者からは農地の復旧がまだ完全ではないというお話もあると思いますけれども、この辺を早急に災害復旧をやっていただきたいなと思っております。
次に見舞金の支給の件ですけれども、御答弁によりますと3669万5000円の支給がなされたということなんですけれども、これが65件なんですけれども、この65件という数字が全体のどのぐらいに当たるかというのを教えてもらえますでしょうか。
○中川京貴 議長　生活福祉部長。
○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。
65件につきましては、罹災証明書によって準半壊以上というふうに認定されたところ全てというふうになってございます。
○中川京貴 議長　仲村家治議員。
○仲村　家治 議員　実際に罹災証明というのは、いろいろ多分条件があると思うんですけれども、被害に遭われた方の全世帯というか、その災害の状況というのは把握していると思うんですけれども、この65件が全体の何％になるかというのまでは把握できていないのでしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後６時55分休憩
午後６時57分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
生活福祉部長。
○北島智子 生活福祉部長　失礼いたしました。
数字といたしましては、床上浸水が80件、それから床下浸水が74件――罹災証明書が発行されている104世帯となっております。そのうち、先ほど申し上げました65件というのは実際に議員も認識されているということですが、家屋の損壊が準半壊以上だったということでの65件ということで、パーセンテージにしますと約63％というふうに計算されるかと思います。
○中川京貴 議長　仲村家治議員。
○仲村　家治 議員　質問取りに来たときはそこまで話はしていなかったんですけれども、実際に災害救助法が適用された場合とこの見舞金の差というのはあると思うんですよね。この辺の部分というのは簡潔に説明できますか。どういう差があるのか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後６時59分休憩
午後６時59分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
生活福祉部長。
○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。
災害救助法が適用された場合には、やはり罹災証明書で準半壊以上の家屋の被害があったところが家屋の修理費を支援する対象になるものですから、今回県が支援しているものも同様に、準半壊以上のものを対象にしております。
追加します。
金額のほうは、通常の建物被害については、法の適用よりは多めに入れておるところです。あと、災害の見舞金というものも設定しておりますけれども、そちらにつきましても被災者生活再建支援制度というものを参考に創設しておりまして、法の場合にはその対象が半壊以上というふうになってございますけれども、今回県の独自の制度になりますと、それも含めてさらに準半壊もその対象といたしましたので、そういった意味ではかなり県の支援としては充実させたというところでございます。
○中川京貴 議長　仲村家治議員。
○仲村　家治 議員　とりあえず、この災害救助法が適用できなかったという不手際という点は終わったことですからしようがないんですけれども、先ほど公室長でしたか、窓口を一本化したという話なんですけれども、実際どこの部署がそれを担っているのか教えてください。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　県としましては、防災危機

管理課が常時24時間体制を取っておりますので、そこが緊急連絡窓口として一本化したということでございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　当時、うちの仲里全孝、そして島袋大幹事長、花城大輔さんが翌日現場に入って大変甚大な災害だということで、現地からいろいろ報告を受けて、これは大変だなということをいまだに記憶しているんですけれども、その後、この報告を県当局の部署から聞いたら、災害救助法は生活福祉部、災害の対策本部は知事公室ということで、２つの部署に分かれていて、全然私たちタッチしていないので分かりません。要は自分たちの受け持っているものは答えられますけどという何か人ごとのように言って、うちの会派のメンバーから相当お叱りを受けたと思うんですけど、まあ一本化したということであれば、それはそれでよしとしますけれども、災害というのはいつ何どき来るか分からないということで、ぜひ二度と同じような過ちを起こさないようにしてください。

土建部長、この河川の水害の原因というのは、河川のしゅんせつを要望されていたけど後回しというか、現地に行かれたときに優先順位がありましてと言って住民から大変お叱りを受けたと聞いているんですけれども、言葉というのは大変――被災者は、私たちは下なのかと思われたと思うんですけど、現在その辺のしゅんせつをしていると思うんですけど、進捗状況はどうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　しゅんせつの優先順位等の発言につきましては、不適切な面もあったかと思います。その点については反省をしているところでございます。

比地川につきましては、応急的なしゅんせつ工事が12月４日に完了しておりまして、現在本格的なしゅんせつ工事の早期完成に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。その他被害の大きかった河川等につきましても､国の災害査定等を完了しておりまして、引き続き早期の復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　すみません、翌日現場視察をしたのを１人忘れておりました。島尻忠明も行っておりますので。

沖縄県の河川の傾斜というか、緩やかなんですよ。どうしても土砂がたまる傾向にあるので、多分県内しゅんせつをしないといけない河川はかなりあると思うんですけれども、河川のしゅんせつというのはなかなか天候に左右されやすい部分があるので、この辺は計画されているところは速やかに予算を増額してでも――この辺の災害に結びつくような河川は多分あると思いますので、この辺の選定は難しいと思うんですけれども、ぜひよろしくお願いします。

続きまして２、文化観光スポーツ行政の(6)の沖ツラですけれども、私、おじさんが見てもあのアニメはなかなか面白いなというのを感じて、特にうるま市でこの海岸線どこかで見たことあるなとかというのがあって、高校は多分与勝か前原高校どっちかだろうなと思っているんですけれども、この辺の身近にある高校生の物語で大変ほのぼのとした気持ちで見ているんですけれども、本土から来た男子高校生が沖縄のこの方言を通じて沖縄の文化とかを紹介するというのは大変画期的なものだなと思っています。ただ、コンベンションビューローでもこの辺のアニメの部分でいろんな展開ができると思いますので、ぜひともこの辺はもっと楽しい沖縄の姿を――アニメというのは幾らでも表現できますので、ぜひこのように触れていただきたいなと思っております。

次に(7)の一文字の件ですけれども、確かに一文字は那覇港管理組合の管轄でありますので、この辺は那覇港管理組合で陳情が出て、私もメンバーですので現場を見に行ってきました。確かに２メーターから８メーターという段差があって、階段もあって、上陸しやすい場所もある。なおかつ、50年近く釣り人がその防波堤を利用していた。なおかつ、水産課に渡し船の許可申請をしていた。そして、那覇港管理組合も50年間立入禁止だというのに何の注意もしなかった。それで、去年の10月に改正があって、急遽駄目だと。それで、渡し船の会社が５社ぐらいあるんですけれども、もうほとんど渡し船でこれをやっていた。それが１か月もしない前に――これもたまたま水産課に何かの申請に来たときに、実はこういう改正がありますよと聞かされて、えっということで那覇港管理組合に行ったら10月からはできませんと言われたと。こういう不親切な部分があるんですよ。だから、那覇港管理組合が管理者ではあるけれども、県としても、この釣り文化の振興というのは国交省が進めている事業でありますし、ぜひ釣り文化の観点から、沖縄県としても、那覇港管理組合の管轄の管理地だけじゃなくてほかにも県の管理する港湾の防波堤で釣り文化の振興ができると思うんですけれども、この辺ぜひ一文字も含めて那覇港管理組合、また自分たちが管理している部

分で釣り文化の振興ができると思うんですけれども、この辺協議していくつもりはございませんでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県におきましても、釣り文化の振興なども重要であると認識はしているところでございます。しかしながら、安全管理上支障を来すことはあってはならないと考えておりますので、県としましては、那覇港管理組合の構成団体の一員として引き続き連携してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　仲村家治議員。

○仲村　家治 議員　ぜひ年間１万人近い釣り人がそこに渡って、事故も10年の統計で５件しかない。それと死亡事故もない。そういう意味では、釣り船の業者は安全対策がしっかりしていますので。実際に全国に21か所あるということで、この間、那覇港管理組合の議員で長崎県の五島列島の青方というところが唯一沖防波堤があるものですから――向こうは湾内で静かなところでちょっと比較はできなかったんですけれども、大変人気がある場所でほぼ観光客が占めていると。それで、全て釣り具も全部貸出しして２時間四千幾らだったかなということで大変にぎわっているということでありましたので、この辺は調査研究をして、那覇港管理組合ともこの一文字がどういうことでやればできるのか――できませんという回答よりも、どうやったらできるのかというそういうちょっとしゃくし定規なことはやめて、１万人の釣り振興のファンがいると。私も知らない方に一文字お願いしますと言われて戸惑った経験がありますので、多分皆さん関係者もいると思うので、ぜひお願いします。特に西銘啓史郎さんは、ハートを持って陳情者と接してくださいと新聞にも書かれていましたので、ハートを持ってぜひ接していただきたいなと思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後７時11分休憩

午後７時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲村　家治 議員　代表質問の再質問ではないんですけれども、今議会冒頭からいろいろもめまして、去年の９月、仲里全孝さんの一般質問からこれはスタートした。違法なビザの申請から発覚していろいろ出てきたんですね。それで11月の議会では決算を不承認という事態になり、また、その間、百条委員会も設置され、また皆様は調査検証委員会をつくっていらっしゃる。そういう中で私たちが一番問題にしているのは、このワシントン事務所の株式会社という問題でございます。もちろん当初、株式会社が存在することさえ知らなかったんですけれども、それはどういうことかと追及していく中で、まず地方自治法無視の株式会社設立の経緯、そして違法の疑いのある就労ビザの取得、駐在員の不適切な身分取扱い、不透明な資金の流れ、虚偽公文書作成や文書虚偽の疑い。そして今朝は、西銘啓史郎議員の代表質問で、電子決裁の法の疑いが出てまいりました。監査請求もまだ報告がありません。このようにまだ結論が出ていない。疑義がある設立のこのワシントン――事務所じゃないですよ、ワシントンＤＣ株式会社の不透明な部分。資金の提供も委託をして不透明な金の流れがあるという中で、知事、私たちはワシントンの違法性を訴えているだけなんですよ。予算というのは県民の――この8894億というのは県民の生活がかかっている次年度の一般会計予算ですので、私たちはそれをどうこう言っているわけじゃないんですけれども、まず整理していきたいんですけれども、ある地方自治法に詳しい東北大学大学院の准教授がＲＢＣの番組で指摘をしていました。知事は、ワシントン事務所の予算に固執したことで、本来県民の暮らしを見据えるはずの予算案に政治的な判断を取り入れた。恐らく知事としても全面対決という中で強行的に予算案を出していくというところもあったはず。これはある種のチキンレースではないが、引くに引けない状態で双方で対応しているという印象を受ける。議会前の調整段階で落としどころを探せたはずとあります。その中で当局は、与党の議員の皆様と相談をして協議をして、野党の私たちにそれを提示すべきだったと。そうすればこの混乱は起こっていない。今回、沖縄県には県民生活を優先した柔軟な判断が欠けていると思います。県民第一であるのであれば、ワシントン事務所という小さな約4000万、全体の0.04％の予算でこのような混乱を起こしている。そうであれば、全体の予算を切り分けして、百条委員会や県の調査検証委員会の結果が出た後に補正を組めばいいんじゃないかなと思います。ですから、今回このような事態になったことは、知事の判断があれば正常になります。ぜひ決断をお願いしたいなと思います。御英断を期待しております。

あと、我が会派の一般質問で次から次へと新しいデータを基に当局に質問すると思いますので、その準備をよろしくお願いいたしまして、私の代表質問とさせていただきます。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後７時16分休憩

午後７時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、代表質問を行います。

大屋政善議員。

〔大屋政善　議員登壇〕

○大屋　政善 議員　こんばんは。

本日最後の質問者となりました。しばらくの間、お付き合いをお願いしたいと思います。

今日は、私の先輩の元副議長、仲田前県議も傍聴に見えております。よろしくお願いします。

沖縄自民党・無所属の会の大屋政善でございます。会派を代表しまして代表質問を行いたいと思いますが、その前に若干所見を述べたいと思います。

私は昨年６月の県議会議員選挙におきまして、うるま市から当時の仲田弘毅県議の後継として立候補し、市民・県民の皆さんの御支持をいただき初当選することができました。この場をお借りして、改めて感謝を申し上げる次第であります。

さて、我がふるさとうるま市は、玉城デニー知事も同郷でありまして、日頃からうるま市の抱える政策課題に真摯に向き合っていただき、ありがとうございます。しかしながら、県議会は丁々発止、談論風発の意気込みで私も頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

少し地元のことも述べさせてください。我がうるま市は、もともと離島を抱える半島地域であります。知事も重々御承知のことと思いますが、勝連半島一周道路の早期事業化に向けた取組、これは与那城・勝連地域の活性化及び観光産業の振興の重要な柱となります。また、勝連半島と平安座島、宮城島、伊計島を結ぶ伊計平良川線の開通は与勝住民が50年余にわたり望んでいる大変重要な道路整備事業の一つであります。その一方で、橋梁整備によって法律上は離島の定義からは外れたものの、旧離島地域の人口減少に歯止めがかかっていない状況も事実であります。小規模離島の身の丈に合った公営住宅の確保・整備をはじめとする離島の定住条件の整備は、コミュニティーを維持し、そこに根づく文化と息遣いを後世に引き継ぐために不可欠であります。議場におられます議員にも、離島出身ないし離島にルーツをお持ちの皆さんが多いと思います。このことは議員各位も思いが通じるところではないでしょうか。

以上、簡単ではありますが所見を述べさせていただきまして、代表質問を行います。

まず１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事訪米の実績についてお尋ねいたします。

ア、知事は就任以来、折を見て訪米を行っているが、その実績と効果について伺う。

イ、ワシントン駐在による知事訪米時の支援業務の内容と実績について伺う。

ウ、ワシントン駐在の在り方として、民間企業への出向やジェトロなどの経済交流団体への派遣などを検討する考えはないかお尋ねをします。

次に(2)、１月20日、次期米大統領にトランプ前大統領が就任しました。トランプ新政権をめぐっては、対中、対ロ政策についての動向に注目が集まるなど、我が国の安全保障政策に与える影響も多分に変化することが予想される。

そこでお尋ねします。

ア、トランプ新政権の下で、玉城知事は地域外交をどのように展開していく考えか基本的な考えを伺う。

イ、新政権における在沖米軍基地政策はどのようになるのか予断を許さないが、県として今後どのような態度で臨む考えか伺う。

次に(3)、知事の県職員への向き合い方について伺います。

ア、令和５年度及び令和６年度の普通退職者の状況について伺う。

イ、県職員一人一人のやる気を出すための方策として、知事はどういった取組を行っているのか伺う。

ウ、普通退職者がこれ以上増えることのないよう対策をどのように講じていく考えか伺う。

次に(4)、中部病院については現地建て替えの方向で展開されていくものと思われるが、今後の整備スケジュールやより詳細な施設設計が決まっているのかについて伺う。

次に(5)、建設業に従事する方々の高齢化が深刻となっており、企業の事業承継が大きな課題となっているようである。県として建設業の人材確保及び事業承継への支援をどのように行っていくか伺う。

次に２、離島過疎地域振興について伺います。

(1)、南大東島が開拓され、125周年を迎えた。今や南北大東島は沖縄県の東端における重要な拠点となっている。

そこでお聞きします。

ア、知事は就任以降、南北大東島へ足を運んだことがあるのか、地元とはどのような意見交換を行っているのか伺う。

イ、南大東島におけるかん水対策は進捗しているのか状況を伺う。

ウ、北大東島が誇る水産業を高付加価値化するため、県はどのような取組を行っているか伺う。

次に(2)、渡名喜村役場への支援について伺います。

ア、過疎化が進む渡名喜村役場が運営の危機に瀕していることが報道されているが、県としてどういった支援策を講じる考えか伺う。

イ、渡名喜村内の小中学校教育は維持できるのか、対策を伺う。

次に(3)、離島の定住条件整備について伺います。

ア、離島の定住条件整備について、これまでの県の施策の概要と効果、今後必要と思われる対策を伺う。

イ、物価高騰や厳しい気象条件にさらされている離島地域にあっては、住宅供給や水・電力の安定確保が移住・定住のための必要条件だと考えるが、県としてどのような取組を行っているのか伺う。

ウ、これまでも沖縄・奄美の連携事業は展開されてきたが、それ以上に連携を深めることが必要になってくると考えるが、県の認識を伺う。

次に(4)、離島地域のＩＣＴインフラ未整備地域における今後の整備計画について伺う。

次に(5)、離島における医療・介護サービスの確保について伺います。

ア、医療従事者の人材確保について伺う。

イ、介護従事者の確保策について伺う。

ウ、遠隔医療サービス提供に向けた環境整備の状況について伺う。

次に(6)、伊是名・伊平屋地域の振興について伺います。

ア、伊是名・伊平屋架橋事業の進捗について伺う。

イ、伊平屋空港整備事業について伺う。

ウ、伊是名村勢理客漁港の整備促進について伺う。

次に(7)、伊江島空港の活用可能性について伺う。

ア、伊江島空港の再開については、多くの観光需要が生まれると期待できるが、今後の見通しについてどのような見立てをしているのか伺う。

イ、伊江島空港の利活用と併せて、伊江島から本島への交通アクセス網の整備、その事業化の可能性について伺う。

次に３、農林水産行政について伺います。

(1)、畜産業界はこれまでにない危機に瀕しているところであるが、そこでお伺いします。

ア、窮状を県はどのように把握し、理解しているのか伺う。

イ、和牛、養豚、ヤギ、それぞれに応じた支援策をどのように手当てしていく考えか伺う。

(2)、製糖工場の近代化及び働き方改革への対応状況についてお聞きします。

ア、製糖工場の建て替えについては国の補正予算措置などにより進展が見込まれているが、現時点での進捗状況はどのようになっているか伺う。

イ、働き方改革に対応して製糖会社の取組及び雇用対策への支援を県としてどのように行っているか伺う。

(3)、黒糖の販路拡大について伺います。

ア、黒糖の県外・国外への販路拡大について、どういった取組を行っているのか伺う。

イ、製糖過程において副産物として生成される廃糖蜜については、ラム酒や甲類焼酎などの蒸留酒のほか、蜂蜜の代用としての甘味料等の可能性を秘めているが、廃糖蜜処理の現状と利活用方策について伺う。

(4)、栽培漁業種苗生産の現状と課題、今後の推進の方向性について伺う。

(5)、良質な漁場確保のためには、日中・日台漁業協定改定等の取組が必要だと訴えてきたが、進捗はどうなっているのか伺う。

次に４、県民生活・福祉行政について伺います。

(1)、特殊詐欺の特別予防、再犯率について。

ア、特殊詐欺が後を絶たない状況にあるが、その再犯率はどの程度か伺う。

イ、特別予防の観点から、初犯や再犯における実際の量刑はどのようになっているのか伺う。

(2)、ひとり親家庭の実情について。

ア、ひとり親家庭への支援策として、これまでの県の取組について伺う。

イ、自立支援の方策として職業能力訓練を国とも連携してもらいたい旨を再三質問しているが、取組は図られているのか伺う。

(3)、自殺対策について。

ア、子どもたちの自殺が年々増加傾向にあるのではないかと思うが、その要因と対策を県はどのように見ているのか伺う。

イ、大人のメンタルヘルスについて、官民における対策はどのようになっているのか伺う。

(4)、物価上昇への対応策について。

ア、県内物価上昇率はますます悪化しており、金利上昇も相まって県民生活は苦しい状況にあるが、県として物価高対策をどのように講じているか伺う。

イ、賃金アップをしたくてもできない企業も多くあるように思われるが、そのような企業を支援するための仕組みにはどのようなものがあるのか伺う。

(5)、消費者問題について。

ア、成人の日を迎えるに当たって、着物業者が契約を履行しないという事案が発生し、好意ある別の事業者が代替する形で事態は収まった。こうした消費者問

題に県はどのような姿勢で臨んだのか対策を伺う。

イ、特殊詐欺被害が後を絶たない状況だが、消費者相談の実情について伺う。

(6)、闇バイト対策等について。

ア、好条件に惑わされて、結果的に犯罪の実行役となる、いわゆる闇バイトの問題が全国的に深刻となっており、警察当局としても対策に乗り出しているところだが、県内の現況と対策について伺う。

イ、窃盗や強盗といった凶悪な犯罪が横行し、治安面での悪化が憂慮される世情となっているが、県警察として組織的な犯罪グループ対策をどう講じているのか。また、犯罪被害者の支援サポートの状況についても伺う。

以上、御答弁をお願いします。答弁を聞いた後、再質問を行います。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　大屋政善議員の御質問にお答えいたします。

その前に、共にふるさとの発展、沖縄県勢の発展に協力して頑張ってまいりましょう。よろしくお願いいたします。

それでは、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(2)のア及び１の(2)のイ、トランプ政権下における地域外交及び在沖米軍基地政策についてお答えいたします。１の(2)のアと１の(2)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

今年１月に就任されたトランプ大統領には、国際社会においてリーダーシップを発揮され、各国の協調の下、取り組まれることを期待しております。先日発表されました日米首脳共同声明においては、台湾海峡の平和と安定の重要性と平和的解決を促すことが示された一方、安全保障分野での連携を一段と強化することが表明されました。

沖縄県としては、日米両政府に対し、アジア太平洋地域における発展と安定を維持するために、抑止力の強化だけでなく、平和的な外交・対話を通じた緊張緩和と信頼醸成に努めるよう、引き続き求めていくとともに、同地域の平和構築と相互発展に貢献する地域外交を展開してまいります。また、トランプ政権の安全保障政策が日本の安全保障や在沖米軍基地にどのような影響をもたらすか、引き続きワシントン駐在を活用し、情報収集を図ってまいります。

次に１の(3)のイ、職員のやる気を出すための方策についてお答えいたします。

沖縄県では、令和６年３月に策定した沖縄県人材マネジメント基本方針において、職員一人一人が最大限に能力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、やりがいや充実感を感じながら安心して働くことができる職場環境の実現を目指すこととしております。そのため、時間外勤務縮減、育児休業の取得促進、看護休暇の拡充、在宅勤務制度の活用促進など、職員が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができる職場環境の実現に取り組んでまいります。また、若手職員をはじめ職員一人一人が積極的に意見を発言し行動できるよう、政策提案トライ＆チャレンジ！を実施しており、提案の中から22の施策については、新規事業や既存事業の拡充等として反映させることで、職員の働きがいやモチベーションアップにつなげてまいります。

次に、離島過疎地域振興についての御質問の中の２の(2)のア、渡名喜村役場の運営への支援策についてお答えいたします。

渡名喜村では、今年度末に多数の職員が退職の意向を示しているものと承知しており、住民に必要な行政サービスが持続可能な形で提供できるよう支援する必要があると考えております。

沖縄県としては、これまで離島町村に対し、職員採用試験の共同実施や業務効率化に向けた給与事務等の共同委託への支援などに取り組んでまいりました。さらに令和７年度からは、渡名喜村に県職員１名を派遣するほか、渡名喜村を含む離島町村等を対象に、職員の採用活動や業務効率化の取組への支援を拡充する予定としております。引き続き、離島町村等における持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けて、必要な支援に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)のア、知事訪米の実績と効果についてお答えいたします。

玉城知事は平成30年の就任以来、沖縄の基地問題の解決促進を図ることを目的に、これまで４回の訪米活動を行っております。今年度の訪米に際しては、米国政府に対する要請や連邦議会議員等との意見交換、共和党系シンクタンクや大学でのシンポジウムを行い、沖縄の基地負担の現状や地域外交の取組など、県の考えを米国の多くの方々に伝えることができました。また、国連の中満次長との面談、アメリカン大学のピーター・カズニック教授の招聘、ニューヨーク日

本食レストラン協会関係者への県産品販売促進に向けたトップセールスなど、幅広い活動ができたと考えております。

同じく１(1)のイ、ワシントン駐在による知事訪米時の支援業務についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、知事訪米に際し、連邦議会議員や有識者等との面談の設定のほか、シンポジウムでの出席者との調整、講演資料の準備等、日程全体における各種調整業務を行っております。今年度においては、日頃から培ってきた人脈を活用し、共和党系シンクタンクでの講演、民主党のプログレッシブ議員連盟定例会でのスピーチ、議員補佐官を集めたブリーフィングといった新たな取組の実現など大きな役割を果たしております。

同じく１(1)のウ、ワシントン駐在の民間企業への派遣等についてお答えいたします。

ワシントン駐在については、現在、いわゆる百条委員会や監査委員による監査、県自ら設置したワシントン駐在に関する調査検証委員会による調査が行われております。

県としては、その結果を真摯に受け止め、適切に対応するとともに、ワシントン駐在が目的とする沖縄の基地問題に関する情報発信、情報収集等や在米県人会との交流、県産品の販売促進など幅広い活動を継続して行うためのよりよい方向性を見いだしていきたいと考えております。

次に２、離島過疎地域振興についての中の(1)のア、南北大東村への訪問についてお答えいたします。

知事は、平成31年２月２日から３日の日程で、北大東漁港開港式典及び祝賀会に出席するため北大東村を訪問しており、その際、離島振興の取組などについて村長などと懇談しております。なお、南大東村についてはこれまで訪問する機会がありませんでしたが、今後その機会を設けたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(3)のアと(3)のウ、普通退職者の現状及び対策についてお答えします。１の(3)のアと１の(3)のウは関連しますので、一括してお答えします。

令和５年度における知事部局の一般行政職の普通退職者は、従来の定年年齢である60歳を除き95人となっています。令和６年度は、１月末日現在31人で、令和５年度の同時期26人と比較して５人増加しています。アンケート調査の結果、退職理由は業務の負担が最も多いことから、時間外勤務の縮減に取り組むとともに、年次休暇等の取得促進、時差通勤制度の活用など、多様な働き方が可能となる職場環境の整備を推進しております。また、若手職員からの提案を施策に反映させるなど、職員の能力や意識の向上、やりがいの創出に取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　１、知事の政治姿勢について(4)、中部病院の整備スケジュール等についてお答えします。

中部病院の建て替えに当たっては、令和６年９月に現地を適地とする将来構想を策定しております。一方、中部病院長からは、現地建て替えの工事期間中における医療機能の低下や騒音・粉じん等の懸念が示されていることから、現在、懸念事項等に係る基礎調査を実施し、今年度中に結果が得られるよう取り組んでいるところでございます。病院事業局の今後のスケジュールとしましては、令和７年度に中部病院等に対して基礎調査の結果説明を丁寧に行い、中部病院の機能強化に向けて基本計画の策定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(5)、建設業の人材確保及び事業承継についてお答えいたします。

県では、沖縄県建設産業ビジョン2018において、人材の確保･育成を喫緊の課題と位置づけ、建設企業、業界団体、県の各主体が取り組むべき施策を策定し、官民一体となって推進しております。

県としては、引き続きセミナー開催や専門家派遣等による建設業の経営力強化や事業承継を支援するとともに、週休２日工事やＩＣＴ活用工事の実施による建設業の働き方改革の推進を図るなど、建設業の人材確保・育成に取り組んでまいります。

次に２、離島過疎地域振興についての(6)のア、伊平屋・伊是名架橋の検討状況についてお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋の整備については、平成27年度から検討に着手し、令和５年度までに現地調査を終え、令和６年度に調査検討結果の取りまとめを行っております。その結果、水深の深い区間が長いこと、基礎支持層が深いことなどに伴い事業費が高額となることから、費用便益比が低く事業化の可能性は厳しい状

況となっております。県は、令和７年２月に伊平屋村、伊是名村に対して調査検討結果の説明、意見交換を行っており、検討結果に対する一定の理解は得られたものと認識しております。今後は、便益向上に資する両村の取組や社会情勢の変化等に注視していく必要があると考えております。

次に同じく２の(6)のイ、伊平屋空港整備事業についてお答えいたします。

伊平屋空港については、これまでの検討結果から航空需要や就航する航空会社の確保などの課題が明らかとなっております。今後も伊平屋村、伊是名村と連携しながら需要の確保、航空会社の就航意向取付けなどの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。

次に同じく２の(7)のイ、伊江島から沖縄本島への交通アクセス整備についてお答えいたします。

伊江島と沖縄本島間をトンネルまたは橋梁で連絡する道路整備の提言があることは承知しております。伊江島架橋については、これまで実施してきた離島架橋に比べ距離が長く大規模であり、技術上及び環境上等の課題、膨大な予算の確保など解決すべき課題が多いことから今後の検討課題と考えております。また、一般的に海中トンネルは、架橋に比べさらに多くの課題が想定されることから、事業化の可能性は低いものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　２、離島過疎地域振興についての中の(1)のイ、南大東村のかん水対策の進捗についてお答えいたします。

南大東村における農業用水源の整備率は、令和５年度末見込みで27.8％となっております。

県としましては、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図るため、引き続き村と連携し整備を推進してまいります。

同じく２の(1)のウ、北大東村における水産物の高付加価値化についてお答えいたします。

県では、これまで水産業構造改善特別対策事業により製氷施設や水産物加工処理施設等の整備を支援しております。これにより、北大東村における水産物のコールドチェーンの整備と漁獲物の高付加価値化に寄与してきたと認識しております。また、近年では、水産海洋技術センターにおいて、大東諸島海域の漁場調査で得られた魚種を用いたレトルト加工品を試作し、北大東村水産組合に対し特産品としての提案も実施しております。引き続き、北大東村の水産業振興を支援してまいります。

同じく２の(6)のウ、伊是名漁港勢理客地区の整備についてお答えいたします。

伊是名村の西側に位置する伊是名漁港の勢理客地区は、仲田港に就航する定期船の就航率向上のため、補完施設として岸壁等を整備しております。現在、岸壁の整備は完了し、定期船の水深確保のため航路のしゅんせつ工事を実施しており、令和６年度末の事業進捗は約87％となる見込みです。

県としましては、引き続き令和７年度の完成に向けて取り組んでまいります。

次に３、農林水産行政についての中の(1)のア、畜産農家の窮状の把握と理解についてお答えいたします。

飼料価格高騰、子牛競り価格の下落により畜産農家の経営状況が厳しいことは十分認識しております。県では、畜産農家の経営安定を図るため、令和４年度からこれまで飼料価格高騰対策や肉用子牛価格安定対策等として54億6000万円を予算措置してきたところです。特に経営が厳しい肉用牛繁殖農家に対し、繁殖成績向上に向けた生産技術支援や制度資金融資に必要な経営改善計画の作成支援等の取組を強化しております。引き続き、市町村、関係団体と連携し、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

同じく３の(1)のイ、畜産農家への支援策についてお答えいたします。

県では、畜産農家の経営安定を図るため、肉用牛農家に対する支援として、子牛競り価格下落に対する補助、優良繁殖雌牛の更新に係る支援。養豚農家に対する支援として、アグー豚の飼養管理技術の研究の推進、飼養衛生管理技術向上に対する支援。ヤギ農家に対する支援として、優良な繁殖用ヤギの導入に係る支援、多頭飼育管理技術マニュアルの作成。畜産農家全般に対する支援として、配合飼料購入費の補助を実施しております。引き続き、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

同じく３の(2)のア、製糖工場の建て替えに係る進捗状況についてお答えいたします。

国の令和６年度補正予算では、共同利用施設の再編集約・合理化を支援する新基本計画実装・農業構造転換支援事業が新たに創設されたところであります。製糖工場の建て替えにつきましては、建設費用、事業実施主体、費用負担、財源の確保等が課題となっていることから、県では同事業の活用を含め、製糖事業者や市町村との協議を進めているところです。引き続き、

沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議等で検討し、早期の事業化に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(2)のイ、製糖業における働き方改革への対応状況についてお答えいたします。

働き方改革関連法の改正に伴う勤務体制の見直しへの対応等により、県内製糖工場における製糖期間の人員確保については、季節工の確保が難しくなっていると認識しております。県では､国や市町村等と連携し、製糖工場の省力化設備や労働力確保、季節工などの宿舎整備等を支援してきたところです。引き続き、製糖工場の操業に影響が生じないよう、国や関係団体と連携し、製糖工場の労働力確保に向け、対応してまいります。

同じく３の(3)のア、黒糖の県外・国外への販路拡大の取組についてお答えいたします。

県では、５月10日を黒糖の日と制定し、消費拡大のためのイベントの開催や県内外における販売促進キャンペーンの実施等に取り組んできたところであります。また、一括交付金を活用した沖縄黒糖販路拡大推進事業により、①県内外の商談会の実施、②沖縄黒糖を使用した新商品開発への補助など、沖縄黒糖の販路拡大に向けた取組を強化しております。引き続き国や関係団体等と連携し、県外・国外に向けた沖縄黒糖の販売促進及び販路拡大に取り組んでまいります。

同じく３の(3)のイ、糖蜜処理の現状と利活用方策についてお答えいたします。

県内分蜜糖製糖工場において、製糖工程から発生する糖蜜の産出量は、令和５・６年期では約２万1000トンとなっており、主に工業用アルコール、家畜飼料への添加等に利用されております。

県としましては、引き続き製糖事業者や関係団体等と連携し、その他の用途も含めた糖蜜の利活用について、情報収集に努めてまいります。

同じく３の(4)、水産業における種苗生産の現状と課題についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、沖縄型のつくり育てる漁業の振興を図るため、栽培漁業センターにおいて、ヤイトハタ、シラヒゲウニ、モズク等、本県特有の水産物の種苗生産を実施しております。健全で優良な種苗を生産し、漁業者に安定供給するためには、同センターの施設の老朽化が課題であり、今年度、改修工事に着手したところであります。引き続き、同センターの種苗生産体制の維持及び機能強化に努め、沖縄型のつくり育てる漁業を推進してまいります。

同じく３の(5)、日中・日台漁業協定改定等の取組についてお答えいたします。

県では、平成25年以降、漁業団体と共に日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等を求める要請を国に対し毎年行っており、令和６年12月25日にも実施したところです。また、令和７年１月の日台漁業委員会において、台湾漁船による漁具流出防止対策と流出時の処分が明文化されたことにより、漁業交渉に一定の成果が得られたものと認識しております。

県としましては、漁業関係団体と連携し、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直しについて、引き続き国に対して強く求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　２、離島過疎地域振興についての中の(2)のイ、渡名喜村内の小中学校教育についてお答えいたします。

公立小中学校の教職員の配置に当たっては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき行っており、渡名喜小中学校においては未配置はありません。

県教育委員会としましては、引き続き各学校の需要計画を踏まえ､教職員の適正配置に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、離島過疎地域振興についての中の(3)のア、離島の定住条件整備に係る施策と効果、今後の対策についてお答えいたします。

県では、これまで離島振興計画に基づき、空港・港湾・道路等の交通基盤、農林水産業等の生産基盤、交通・生活コストの負担軽減、教育、医療、福祉など定住条件の整備に取り組んでまいりました。直近の国勢調査によると、本県の離島人口は、平成22年の約12万7000人から平成27年の約12万5000人に減少した後、令和２年には約12万6000人となり、ほぼ横ばいで推移しております。

県としては、離島振興を県政の最重要課題と位置づけ、今後も住宅や担い手の確保に向けた取組など、定住条件の整備をはじめとした諸施策に取り組んでまいります。

同じく２の(3)のイ、移住・定住条件整備のための住宅供給についてお答えいたします。

県では、離島過疎地域の活性化や県全体でバランスの取れた人口の維持・増加を目的に移住の促進に係る施策を実施しております。これまで市町村と連携し移

住相談会や体験ツアー等を実施し、空き家発掘・改修に係る事例等についても市町村等に対し情報提供を行ってまいりました。

県としましては、引き続き市町村と連携しながら、離島過疎地域の移住・定住の促進に取り組んでまいります。

同じく２の(3)のウ、沖縄・奄美の連携についてお答えいたします。

県では、地理的に近接し歴史的・文化的につながりが深い奄美群島との交流拡大の環境整備を図るため、鹿児島県と連携し、航空路及び航路の運賃低減や観光プロモーション等を実施しております。また、令和５年８月に鹿児島県及び奄美群島広域事務組合との間で新たに連携協定を締結し、多様な分野における連携強化を確認したところです。

県としては、同協定に基づき奄美群島との一層の連携強化を図り、両地域の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。

同じく２の(4)、離島地域のＩＣＴインフラ整備についてお答えいたします。

南北大東島や久高島、津堅島など離島の一部地域において、携帯電話や固定無線などによる家庭向けインターネットの利用環境は整備されているものの、有線による光ファイバー網が未整備となっております。このため県では、総務省の補助事業やブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度を活用した整備手法について、総務省、地元市町村、通信事業者と意見交換をしているところです。引き続き、これら関係機関と連携しながら、早期整備に向けて取り組んでまいります。

同じく２の(7)のア、伊江島空港の利活用の見通しについてお答えいたします。

県では、令和６年３月にヘリコプター等を含む県内運航事業者に対し、ジャングリア開業を踏まえた就航可能性についてアンケート調査を実施しております。同調査では、運航事業者から採算性や機材繰り等の課題が示されており、新規就航の見通しは立っていない状況です。

県としては、今年７月のジャングリア開業を見据え、改めて県内運航事業者に対しアンケート調査を行いたいと考えております。

続きまして４、県民生活・福祉行政についての中の(4)のア、県の物価高対策についてお答えいたします。

県においては、これまで電気やＬＰガスの料金高騰に対する支援や畜産農家や保育所等への支援など、様々な分野における物価高対策に取り組んでまいりました。

県としては、引き続き国の重点支援地方交付金を活用し、電気・ガス・水道料金の高騰に対する支援、医療・介護施設等に対する支援、生活困窮世帯や子育て世帯への支援など、幅広い分野への支援を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、離島過疎地域振興についての(3)のイのうち、離島における水の安定確保についてお答えします。

保健医療介護部では、離島における水道の基盤強化を図るため、本島周辺離島８村の水道広域化に取り組んでおり、令和６年度は９月末に渡嘉敷村で水道用水の供給を開始したところです。また、県内市町村の水道施設整備については、高率補助である沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金を活用し、耐震化を含む管路布設や浄水施設の更新等が行われております。

県としましては、今後とも離島における水の安定確保のため、水道広域化並びに必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

同じく２の(5)のア、離島の医療従事者の人材確保についてお答えします。

本県は、医療従事者の人材確保、特に離島における地域偏在の課題解決に向け取り組んでいるところであります。医師については、自治医科大学への学生派遣、琉球大学医学部地域枠、県立病院における専攻医の養成等により、確保に取り組んでおります。また、看護職員については、看護師養成所の運営費補助や離島の看護職員確保のため医療機関等への補助事業等を実施し、確保に取り組んでおります。コメディカルについては、医療機関における各職種の実態把握に努めるとともに、関係団体と連携を図りながら人材の確保に取り組んでまいります。

同じく２の(5)のイ、離島における介護従事者の確保についてお答えします。

県としては、離島における介護従事者の確保は重要な課題であると認識しております。このため、島外から介護専門職を確保するために必要な移転費用等を補助するとともに、将来の担い手となる離島の高校生等に対する初任者研修の開催、外国人介護人材の活用に向けた介護事業所の受入れ体制整備やマッチングの支援などを実施しております。

県としましては、今後も離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き介

護従事者の確保に取り組んでまいります。

同じく２の(5)のウ、遠隔医療サービス提供に向けた環境整備についてお答えします。

県では、令和６年３月に策定した第８次沖縄県医療計画に基づき、できるだけ早期に県庁内にワーキンググループを設置し、オンライン診療を含む遠隔医療の活用について検討を進めていくこととしております。遠隔医療の推進に当たっては、医療機関のニーズ把握や効果的な活用方法、運用体制の構築等についてしっかりと検討する必要があることから、関係機関とのさらなる意見交換や他県の先進事例の情報収集等も踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして４、県民生活・福祉行政についての(3)のア、県の子どもの自殺の要因と対策についてお答えします。

本県の20歳未満の自殺者数は、警察統計によると令和３年は７名、令和４年は５名、令和５年は11名であります。自殺は様々な要因が複合的に連鎖する中で引き起こされると言われており、一つの要因に特定することはできず、特に子どもは、ささいなきっかけで自ら命を絶つこともあるとされています。県は、自殺対策を横断的に進める観点から、教育、福祉、雇用などの県関係機関で構成する自殺対策県機関連絡会議を設置するとともに、沖縄県自殺総合対策行動計画に基づき、児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進やＳＮＳを活用した相談体制など、子ども・若者の特性に応じた支援の充実を図り、連携した自殺対策の強化に努めております。

同じく４の(3)のイ、官民連携したメンタルヘルス対策についてお答えします。

県は、自殺対策を横断的に進める観点から、各経済団体や労働関係機関、沖縄いのちの電話等の関係団体で構成する沖縄県自殺対策連絡協議会を設置し、関係機関と共に効果的な対策について協議し、自殺対策の強化に努めております。また、職場におけるメンタルヘルス対策や失業者等に対する相談窓口の充実など、相談支援、普及啓発及び人材養成を行うとともに、地域の自殺対策の強化のため市町村及び民間団体の活動に対して支援を行っているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　２、離島過疎地域振興についての(3)のイ、離島地域における電力の安定確保についてお答えします。

県では、構造的不利性を抱える離島における電気の安定的かつ適正な供給の確保に向け、国や電力事業者と連携し、海底送電ケーブル等の電力設備の整備のほか、太陽光や風力発電の実証事業を行うなど、再エネ導入拡大に向けた事業等に取り組んできたところです。

県としましては、離島における太陽光発電の第三者所有モデル事業への補助を行うなど、太陽光発電や蓄電池の導入を促進することにより、災害時の停電対策や電気料金の低減に向けても取り組んでまいります。

４、県民生活・福祉行政についての(4)のイ、賃金アップに向けた企業支援についてお答えします。

県では、賃上げにつながる企業の稼ぐ力を強化するため、生産性・収益性の向上に向けたデジタル化の促進、新製品開発や販路開拓の支援など、各種施策を推進しているところです。また、商工会等支援機関において、相談支援、専門家派遣、金融あっせん、経営革新計画の策定支援、各種補助金の申請支援などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、中小企業の生産性向上や競争力の強化に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　４、県民生活・福祉行政についての(1)のアと(1)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

令和６年中における県内の特殊詐欺の認知件数は171件、被害総額は約２億1400万円であり、いずれも過去最多の数値となっております。特殊詐欺の再犯率に関しましては、県警察において、特殊詐欺事件の被疑者として検挙した者が過去３年間で21人おりますが、そのうち同種事件で過去に検挙されたことのある者は確認されておりません。

また、量刑については、警察が所管するところではないためお答えすることは困難でありますが、県警察としては、犯行を担った者に対する適正な科刑を実現するべく、特殊詐欺が県境を越えて繰り返し敢行されている実態等も踏まえ、全国警察に構築された特殊詐欺連合捜査班と連携した広域的な捜査の推進、余罪の積極的な立件、組織的犯罪処罰法等あらゆる法令を駆使した取締りを行うなどして、検挙活動を強化してまいります。

続きまして同じく４(6)のアと４(6)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

令和６年中に県警察が特殊詐欺事件で検挙した被疑

者の中には、ＳＮＳ等の募集に応募し、犯罪に加担した者も見られるところであります。このような闇バイトの問題について、県警察としては、特殊詐欺等の実行犯のほか、その指示役や首謀者を含む匿名・流動型犯罪グループへの取締りを強化するとともに、県民が闇バイトにより犯罪に加担することを防ぐため、広報活動や防犯講話を通じた闇バイトの手口や危険性、犯罪に加担しないための注意の呼びかけ、闇バイトに応募してしまった者が犯罪から抜け出すための相談対応の強化、本人及びその家族の保護対策の実施、インターネット上での犯罪実行者を募集する広告についてのサイト管理者への削除依頼等を推進しているところであります。さらに県警察においては、このような検挙と抑止を両輪とした匿名・流動型犯罪グループ対策を強化するため、本年１月、警察組織を挙げた部門横断的な総合対策を推進するためのプロジェクトチームを設置したところであります。引き続き、犯罪の被害に遭った方へのケアを含め関係機関等と連携しながら、この種問題の取組を強力に進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　４、県民生活・福祉行政についての(2)のア、ひとり親家庭への支援についてお答えいたします。

ひとり親家庭は、子育てと生計維持という２つの役割を１人で担っていることから、安定した仕事に就くことが難しく、収入が少ないなど様々な課題を抱えております。県では、ひとり親世帯等の生活の安定及び自立を支援するため、民間アパートを活用した就労や生活、子育ての総合支援や母子父子寡婦福祉資金貸付け及び好条件の転職等に役立つ資格取得支援等に取り組んでいるところです。

同じく４の(2)のイ、国と連携した自立支援の取組についてお答えいたします。

県では、ひとり親家庭の自立に向けた取組として、ひとり親家庭の就業を支援するため、国の関係機関と意見交換等のほか、補助金等を活用し、就職に必要なパソコン講習会や求人が多い介護関係の資格取得の研修・講座等を実施しております。また、ソフト交付金を活用し、好条件の転職等に役立つ資格取得の支援等、独自の取組を行っているところです。

県としましては、引き続き国と連携しながら、ひとり親家庭の生活の安定及び自立支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　４、県民生活・福祉行政についての御質問のうち(5)のア、消費者問題に対する県の対応についてお答えいたします。

県では、はたちの集いにおける貸衣装の契約トラブルに関する報道に際し、県消費生活センター内で情報を共有し、相談体制を整えていたところです。その後、当該事案につきましては、関連する事業者により被害者救済の対応が取られたことから、当センターに相談が寄せられるには至りませんでしたが、今後も消費者トラブルに関する相談に対しては適切に対応してまいります。

続きまして同じく４の(5)のイ、特殊詐欺被害に関する消費生活相談についてお答えいたします。

県消費生活センターに寄せられた特殊詐欺の疑いがある相談件数は、昨年度の104件から今年度１月時点で既に167件、63件の増加となっております。中でも、身に覚えのない国際電話からの着信に関する相談が昨年度の23件から、今年度１月時点で72件と急増していることから、相談者に対しては、電話の着信画面にプラスの表示が出る国際電話を用いた詐欺の事例が多く見られることを紹介し、注意を呼びかけております。

県としましては、県警察と連携し、ホームページやＳＮＳ等において特殊詐欺に関する注意喚起を行い、被害の防止に努めてまいります。

続きまして同じく４の(6)のイ、犯罪被害者の支援サポートの状況についてお答えいたします。

県では、沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口を設置し、情報提供や関係機関の案内など犯罪被害者等に寄り添った支援を行っているところであり、県が委託をしている公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターにおいては、相談対応や市町村の相談窓口担当の職員に対する研修等を行っております。また、令和６年９月には沖縄県犯罪被害者等見舞金制度を創設して被害者支援を拡充したところであり、引き続き関係機関と連携を図りながら、犯罪被害者等の支援に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　御答弁ありがとうございました。

何点か質問させてください。

先ほど２の(7)番、伊江島空港の活用可能性についての質問を飛ばしてしまって答弁いただきましたが、ありがとうございました。申し訳ないです。ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。

まず、知事訪米についてお伺いをします。

知事はワシントン駐在の必要性を強調するが、まず常時ワシントンに職員がいなければならない理由をお伺いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ワシントン駐在におきましては、ワシントンにおいての沖縄に関する情報収集、情報発信を行っております。その際、米国の連邦政府及び連邦議会議員等とのネットワークの構築などを行っており、ワシントンに本拠地を置いて活動することが望まれるということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　あと１点お伺いします。

知事訪米に当たって、知事以外に県から随行する職員は何名いるのか。この全体の旅費ですね、旅費を教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後８時51分休憩

午後８時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今回の訪米についてお答えさせていただきます。

今回の知事訪米における人数は11人となっており、現地のワシントン駐在職員も２名含んでおります。現地の職員を除けば９名ということになります。

特別旅費については――失礼しました。費用については、まず特別旅費が合計で965万円でございます。これにつきましてもワシントン駐在の職員２名も含んでいるというところでございます。

以上になります。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ワシントンの問題については多くの皆さんからまたいろいろ一般質問の中で出てくると思いますので、この辺で止めておきます。

次に、中部病院についてお伺いします。

建て替え場所は、まず現地での建て替えが最適であるとする病院事業局と、そして現地での建て替えでは医療機能が落ちるとする病院長の見解が異なっていると思いますが、建て替え場所に関して病院長とのその後の協議、協議の方向性は定まっているのかお伺いします。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　中部病院長からは、現地建て替えの懸念事項として、救急医療の受入れ制限とか、それから高層――建物が高くなる予定ですのでそれによる救急の問題とかいろんなのが示されておりますけれども、現在の救急室への搬送ルートは工事とは別になりますので、それは問題ないかなと考えています。それから建物の高層に関しては、これはたくさんの例がありますけれども、専用エレベーターで迅速に運べるということでそれはあまり問題ないかなと思います。それから先ほど申しましたけれども、いろんな懸念事項がありましたのでそれを今基礎調査を実施して３月中には出来上がります。中部病院の職員に対しては２月４日に中部病院に参りまして、今へリポートの設置調査が進んでいますので、それも含めて説明しました。約100名――ウェブの視聴も含めますけれども、そういうことで説明してきたところです。先ほども申しましたように基礎調査ができ次第、令和７年度に入って病院のほうに説明して、あるいは関係団体に丁寧に説明していこうというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　局長、今の答弁からしますと、病院側と皆さんとの話合いはまだ定まっていないということで理解してよろしいですか。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　昨年の６月に、現地が適地であるという決裁を行いました。これまで何度か中部病院に行って説明していますけれども、職員になかなか情報が伝わっていないということもありまして、今回100人ぐらい集まりましたけれども、情報が――今は複数回行っていますので、理解していただけているというふうに思っています。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　そのことについてこれからもまた恐らく協議になってくると思いますが。

病院事業局が現地建て替えがいいと結論づけた理由、そしてまた根拠をお聞かせください。建て替えのメリット・デメリット。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　現地建て替えのメリットは、土地の取得の費用がかかりません。もともとは南病棟の耐震化の問題から始まりましたので、これを迅速にできるということで現地建て替えといたしました。それからデメリットに関しては、やはり駐車場の問題がありますので、駐車場の確保の問題が先になるかなとは考えています。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　分かりました。

新聞、マスコミ情報によりますと、中部病院の将来構想策定は、県医師会は時期尚早と述べていることがありました。沖縄県はそのことについて認識しているのかしていないのか、お聞かせください。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　県医師会から陳情が出されています。その内容は、今後の整備需要計画に際しては、関係者とのコンセンサスの機会の確保を要望するという陳情でありまして、新聞で「構想策定は時期尚早」ということについては、直接県医師会長からは伺っておりません。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　今後進めるに当たり、この件については病院側と十分協議を重ねてやっていければと思いますので、よろしくお願いします。

次に１の(3)、職員の退職について再質問いたします。

当局は離職の原因について追跡調査を行っているようだが、どのような状況か伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　普通退職者の増加の要因というところでございますけれども、公務員の普通退職者が国や都道府県においても増加していることから全国的な傾向であると認識しています。これには若い世代を中心として雇用の流動化が進んでいることが影響していると思われます。一方、県で行った退職者を対象としたアンケートにおいて仕事の負荷が最も多かったことから、時間外勤務の縮減など職場環境の改善に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　もう１点お伺いします。

離職防止に加えて、新採用職員を確保するためにどのような努力を行っているかお伺いします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　受験者数を確保するため、例年人事委員会と協力し、沖縄県職員採用ガイダンスを実施しており、部局においては県内の学校等において業務説明会を実施するなど、リクルート活動に取り組んでおります。そのほか学生等のインターンシップの実施に当たって、県の業務内容や仕事の魅力などを伝えております。また、技術職の人材を確保するため、人事委員会では新たな取組として令和６年度から上級採用試験特別枠、これは電気、土木、建築、農業土木職ですけど、その区分において実施しているところでございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　ありがとうございました。

続きまして、ゆがふ製糖についてお伺いします。

ゆがふ製糖の移転建て替えについては、移転用地の確保が一番課題となっているようでありますが、この詳細をお願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後９時１分休憩

午後９時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

ゆがふ製糖株式会社への国際物流拠点産業集積地域への用地分譲につきましてですが、当初は令和４年３月末までの期限ということで令和３年１月に内定してございます。その後、条件の履行期限を２度延長してございます。現在の履行期限は、令和８年３月までとなっておりますが、今年の３月末までに新工場の規模及び機能、整備事業費及び資金計画、運営体制などについて明らかにすることを条件に現在の履行期限は令和８年３月末までということになってございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　御答弁ありがとうございました。

今後の移転スケジュールについて分かっているだけでよろしいですから、御答弁お願いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

ゆがふ製糖の建て替えにつきましては、事業主体ですとか規模、今現在事業費の見直しに取り組んでおります。縮減のめどができたこと、それとまた農林水産省が補助率をかさ上げした新事業を新たに創設したことから、実現の兆しが見えてきたと考えております。早期の事業着手に向けて、引き続き丁寧かつ粘り強く対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大屋政善議員。

○大屋　政善 議員　部長、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

そこで、この協議会が立ち上がっておりますよね。この協議会は、県、工場が主体となって各市町村も入っての協議会ですよね。ぜひ工場と一つになって頑張っていただきたい。先ほど部長からもありましたが、令和８年３月までの用地の期限が示されているようであ

りますが､今年の３月――来月ですね。ということで、この基本計画が示されないと、そのことがまたどうなるか分からないような気もしますので、今年の３月までにはぜひ今おっしゃっているいろんな用地、そして予算とかいろんな規模とかをまとめて頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、質問は終わりとなりますが、あと時間が１分ほどありますので。

先ほど来、所見でも述べました。知事、所見という形になりますが、要望であります。

知事は与勝の出身であります。そして与勝には先ほども所見で申し上げましたが、今大きな道路事業が２つ入っております。その予算が一向につかないということで、地元の皆さんは大変怒っております。そういうことで、ぜひ知事の一言で予算をつけていただくよう要望しまして、終わります。お願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私も地元で生まれ、地元で育ち、長らくこの地域の状況について、その推移も成長とともに見させていただきました。大屋議員お住まいの離島には、私が小学生のときに海中道路ができ、平安座島の後ろが埋め立てられて石油コンビナート工場ができ、様々な社会変化に――しかし十分それに伴っていない、特に道路整備の状況については非常に私も胸を痛めている思いがいたします。ぜひ、予算を獲得して事業が実現できるように国へも要請したいと思いますので、一緒に頑張ってまいりましょう。よろしくお願いします。（拍手）

○大屋　政善 議員　ありがとうございます。

早速地元に報告します。ありがとうございます。

○中川京貴 議長　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明20日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後９時７分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子

令和７年２月20日

令和７年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第３号）

令和７年
第　１　回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）**

令和７年２月20日（木曜日）午前10時開議

議　　事　　日　　程　第3号

令和７年２月20日（木曜日）

午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（44名）

48　番	中　川　京　貴　議長	22　番	新　垣　淑　豊　議員
42　番	上　原　　章　副議長	23　番	島　尻　忠　明　議員
1　番	瑞慶覧　長　風　議員	24　番	当　山　勝　利　議員
2　番	瀬　長　美佐雄　議員	25　番	西　銘　純　恵　議員
3　番	喜友名　智　子　議員	26　番	新　垣　光　栄　議員
5　番	大　田　　守　議員	27　番	上　原　快　佐　議員
6　番	高　橋　　真　議員	28　番	玉　城　健一郎　議員
7　番	宮　里　洋　史　議員	29　番	山　里　将　雄　議員
8　番	徳　田　将　仁　議員	30　番	糸　数　昌　洋　議員
9　番	比　嘉　　忍　議員	31　番	仲　里　全　孝　議員
10　番	新　垣　善　之　議員	32　番	仲　村　家　治　議員
11　番	新　里　　匠　議員	33　番	下　地　康　教　議員
12　番	平　良　識　子　議員	34　番	座　波　　一　議員
13　番	比　嘉　瑞　己　議員	35　番	新　垣　　新　議員
14　番	次呂久　成　崇　議員	36　番	大　浜　一　郎　議員
15　番	米　須　清一郎　議員	37　番	渡久地　　修　議員
16　番	幸　喜　　愛　議員	38　番	仲宗根　　悟　議員
17　番	當　間　盛　夫　議員	41　番	山　内　末　子　議員
18　番	松　下　美智子　議員	43　番	西　銘　啓史郎　議員
19　番	喜屋武　　力　議員	44　番	又　吉　清　義　議員
20　番	大　屋　政　善　議員	45　番	呉　屋　　宏　議員
21　番	小　渡　良太郎　議員	47　番	島　袋　　大　議員

欠　席　議　員（１名）

4　番　儀　保　　唯　議員

欠　　員（３名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉　城　デニー　知　　事　　照　屋　義　実　副　　知　　事

池田竹州	副知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
小川和美	政策調整監	前川智宏	土木建築部長
溜政仁	知事公室長	宮城力	企業局長
宮城嗣吉	総務部長	本竹秀光	病院事業局長
武田真	企画部長	友利公子	会計管理者
多良間一弘	環境部長	金城康司	総務部財政統括監
北島智子	生活福祉部長	半嶺満	教育長
真鳥裕茂	こども未来部長	小堀龍一郎	警察本部長
糸数公	保健医療介護部長	下地誠	労働委員会事務局長
前門尚美	農林水産部長	森田崇史	人事委員会事務局長
松永享	商工労働部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城亮	課長補佐
前田敦次	長	安田健主	査
中村守	議事課長	比嘉太一主	査

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

なお、令和７年２月13日付各議員に通知いたしました「返付した「甲第１号議案　沖縄県一般会計予算」と「代表質問、一般質問及び議案に対する質疑」の通告との関係について」の文書のとおり行うこととといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

上原快佐議員。

〔上原快佐　議員登壇〕

○上原　快佐 議員　すみません、ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○上原　快佐 議員　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

てぃーだ平和ネットの上原快佐です。

新年度の施策、そして沖縄県の様々な課題を議論する２月議会です。建設的な議論となるように、私もしっかりと質問をさせていただきたいと思っております。

さて、2021年に医療的ケア児支援法が施行されましたけれども、残念ながらこの医療的ケア児支援法が目指している家族の負担の軽減という部分においては、まだまだ課題があるというのが現状です。残念ながら、昨年の12月に報道がありましたけれども、兵庫県において２つの悲しい事件がございました。自身のお子さん――医療的ケアを必要とするお子さんを放置して死亡させてしまったという事件と、もう一つも兵庫県内で起こってしまいました。そういったなかなか声を上げることが難しい方たちに対して、我々政治、行政も含めてですけれども、何ができるのかということがやはり今求められていることではないかというふうに、私自身も政治に携わる一人として痛感をいたしました。そういった声を上げにくい方の声もしっかりと拾っていけるような、そして一つでも前進できるような政治を目指して取り組んでまいりたいと思います。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

まず１、新年度施策について。

(1)、前年度施策との比較と新年度施策の特徴についてお伺いいたします。

(2)、主な施策と新規施策の概要をお伺いいたします。

(3)、知事公約と県内諸課題の反映についてお伺いいたします。

２、上下水道の管理体制についてでございます。

これは、まだ解決できていない埼玉で起きた道路陥

没事故を受けてのことですけれども、県内においてもやはり不安の声が広がっているというふうに思いますので、その点について質問させていただきます。

(1)、県内の水道管の老朽化の現状及び耐用年数超過の件数をお伺いいたします。

(2)、市町村ごとの特徴及び傾向についてお伺いいたします。

(3)、広域行政を担う県としての役割及び今後の課題についてお伺いいたします。

３、那覇空港の諸課題について。

コロナによって空港の利用、また観光客も大分減りましたけれども、コロナ禍が明けて、昨今においてはどんどん観光客が増えて、そして空港の利用もそれに伴って増えてきている現状があります。そのような前提の下で、この那覇空港には様々な課題がありますけれども、(1)、まず諸課題について現状の認識をお伺いいたします。

(2)、混雑に伴う離発着時間の遅れの現状についてお伺いいたします。

(3)、手荷物検査の現状についてお伺いいたします。

(4)、キッズスペースの整備状況についてお伺いいたします。

(5)、それらの諸課題を踏まえた今後の方針をお伺いいたします。

４、離島課題について。

(1)、西表漁港製氷貯氷冷凍施設整備事業の進捗と県の役割についてお伺いいたします。

(2)、西表島・白浜旧道の崖崩れ箇所の現状と復旧工事のめどについてお伺いいたします。

(3)、宮古島市における産業廃棄物処理の現状と課題、今後の方針についてお伺いいたします。

宮古島市においては、昨年２月に県が事業者の許可取消しを行いまして、それによって宮古島市において様々な課題が出てきておりますので、そのことについてお伺いしたいと思います。

(4)、宮古島市新城海岸の管理権限移管について進捗をお伺いいたします。

(5)、離島港湾における荷物パレットの現状と今後の方針についてお伺いをいたします。

(6)、沖縄県動物愛護管理センターの離島における取組の現状についてお伺いいたします。

(7)、沖縄県医療的ケア児支援センターの離島における取組についてお伺いいたします。

(8)、離島における県職員住宅及び教職員住宅の拡充についてお伺いいたします。

(9)、コールドチェーン事業拡充の方向性についてお伺いいたします。

(10)、波照間空港の整備課題及び今後の方針についてお伺いいたします。

５、沖縄県総合運動公園庭球場の整備について。

(1)、庭球場をハードコートに整備することによって、国際テニス大会の誘致が可能となります。昨年度は委託調査も行っているようですけれども、その結果を踏まえた見解をお伺いいたします。

(2)、硬式テニスとソフトテニスの一般のコート利用状況についてお伺いいたします。

(3)、指定管理者から人工芝コートからのマイクロプラスチック等の水質汚染懸念の要請文が出ているということですけれども、その内容と対策をお伺いいたします。

(4)、新年度施策において、スポーツアイランド沖縄へ向けて各種の取組を行う予定だが、硬式テニス場整備の方向性が見えてまいりません。競技人口や経済効果から考えても早急に方針を決定し整備を進めるべきだと考えますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

６、沖縄経済の動向と諸課題について。

(1)、2024年県内経済の動向についてお伺いいたします。

(2)、名目賃金は２年連続で増加しておりますけれども、実質賃金においては４年連続で減少しております。その要因と課題解決に向けた沖縄県としての取組についてお伺いいたします。

(3)、雇用情勢においては有効求人倍率が前年を下回り、完全失業率は３％台前半で推移。多くの業種で人手不足が継続しております。雇用情勢と雇用のマッチングに対する見解をお伺いいたします。

(4)、2025年の沖縄経済の展望について、沖縄県としての見解をお伺いいたします。

７、障害福祉行政について。

(1)、障害者（児）の各種申請手続の現状についてお伺いいたします。

(2)、申請手続のオンライン化の可能性についてお伺いいたします。

(3)、申請に当たって医療機関の診断書を都度求められるが、診断書料金の補助はできないか見解をお伺いいたします。

８、環境行政について。

(1)、2021年に沖縄県の本島北部と西表島、鹿児島県の奄美大島・徳之島が世界自然遺産に登録されております。鹿児島県との連携の状況をお伺いいたしま

す。

(2)、新年度の施策の中でも自然エネルギー活用の方針が示されておりますけれども、特に世界自然遺産登録されている地域や小規模離島を優先的にする必要があるのではないかと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

壇上での質問は以上となります。再質問においては、質問席より行わせていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

今日もよろしくお願いいたします。

では、上原快佐議員の御質問にお答えいたします。

新年度施策についての御質問の中の１の(1)、１の(2)、新年度施策の概要についてお答えいたします。なお、(1)と(2)は関連しますので、一括してお答えいたします。

沖縄県では、変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、毎年度、様々な施策の推進に取り組んでおります。新年度施策の特徴としては、今年が戦後80年の節目の年であることから、戦後80周年平和祈念事業の実施を特に重要なものとして盛り込んだこと、また、経済分野では、イノベーション型経済成長の実現に向け、スタートアップの成長ステージに応じた各種支援策に取り組むことに加え、物価高や人手不足の対策を推進すること、生活分野では、沖縄県こども・若者計画（仮称）に基づき、子どもの貧困問題の早急な解消に向けた取組等、総合的な子ども施策を推進すること、さらに、職員による新たな提案制度、政策提案トライ＆チャレンジ！から生まれた沖縄県文化芸術振興基金の設置や世界のウチナーンチュを通した平和啓発交流事業などの新たな施策を盛り込んだことが挙げられます。私は、誰もが輝き、誰もが尊重され、そして誰もが希望のうちに喜びを見つけることが当たり前に実現する島、幸福が真に実感できる沖縄を目指し、誰一人取り残さない沖縄らしい優しい社会の実現に向けて、職員と一丸となって全身全霊で取り組んでまいります。

次に１の(3)、知事公約と県内諸課題の反映についてお答えいたします。

新年度施策については、私が２期目の公約に掲げました、特に重点的に取り組むべき３つの大項目、重要政策及び推進施策に沿って所信を述べさせていただいたところです。新年度施策では、公約の推進や県内諸課題の解決に向け、学校給食費の支援等の誰もが安心して子育てができる環境づくりに向けた取組のほか、近年、災害が激甚化・頻発化している傾向も踏まえ、マネジメント体制の整備をはじめとする防災・減災対策の強化、水道料金の減免による県民負担の軽減、公立沖縄北部医療センター整備工事の着手、パートナーシップ制度の導入、離島住民の交通・生活コストの負担軽減や離島・過疎地域における持続可能な行政サービスの提供体制の構築など、様々な取組を反映させております。引き続き公約の実現に向けて全力で取り組むとともに、変化する社会経済情勢や県民ニーズを捉え、様々な課題の一つ一つに職員と一丸となって取り組んでまいります。

次に、沖縄経済の動向と諸課題についての御質問の中の６の(1)と(4)、県経済の動向と展望についてお答えいたします。なお、(1)と(4)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

2024年の県経済は、国内観光客数が速報値で過去最高を記録するなど、観光需要の増加が続き、個人消費の拡大や雇用情勢の持ち直しなど、回復の動きが強まっている状況が続いたものと認識しております。2025年につきましても、引き続き観光が牽引する形で県経済は好調に推移することが見込まれます。一方で、物価高や人手不足の課題に対し、県内各産業における賃上げや労働生産性の向上に向けた取組が一層重要になるものと考えております。

沖縄県としては、県経済の成長と自立型経済の構築に向けては、引き続き全産業におけるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進や県内企業への賃上げ支援など、県内企業の稼ぐ力の強化に向け、各種施策を推進してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　２、上下水道の管理体制についての(1)、水道管の老朽化の現状と耐用年数超過についてお答えいたします。

企業局においては、水道管について、他府県の事例等を参考に材質や施工方法などに応じた更新基準年数を定めております。企業局が管理する719キロメートルの管路のうち、基準年数を超過している管路は、令和５年度末時点で216キロメートル、30.1％となっております。このため企業局では、定期的な目視点検や聴音による漏水調査の実施に加え、次年度新たにＡＩ技術等を活用した老朽度の再評価を行った上で計画的

な更新に取り組み、水道管の適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、上下水道の管理体制についての(1)から(3)、水道管の老朽化の現状と課題等についてお答えします。２の(1)から２の(3)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

市町村上水道における管路総延長約7914キロメートルのうち、令和４年度末時点における法定耐用年数40年を超えた管路は約1597キロメートル、管路経年化率は20.2％となっており、年々上昇している状況となっております。特に、財政基盤が脆弱な一部の離島町村においては、有収率が低い傾向にあることから、漏水の発生が懸念されております。また、県内市町村の水道設備整備については、高率補助である沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金を活用し、耐震化を含む管路布設等が行われておりますが、避難所等の重要施設に接続する水道管路等の耐震化が課題です。

県としましては、今後とも要望額の確保及び財政支援のさらなる拡充について､国に要望してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　２、上下水道の管理体制についての(1)、県内の下水道管の老朽化の現状と耐用年数超過の件数についてお答えいたします。

県内の下水道管路の延長は、令和５年度末時点で約3724キロメートルとなっております。県が管理する約117キロメートルの管路のうち、標準耐用年数50年を経過している管路は約９キロメートルとなっております。また、市町村が管理する約3607キロメートルの管路のうち、50年を経過している管路は約390キロメートルとなっております。

次に同じく２の(2)、市町村ごとの特徴及び傾向についてお答えいたします。

県内では26市町村が下水道事業を実施しており、９市町においては標準耐用年数50年を経過している管路を管理し、その他17市町村においては、50年を経過している管路はありません。

次に同じく２の(3)、広域行政を担う県の役割及び今後の課題についてお答えいたします。

土木建築部が所管する下水道事業においては、市町村は家庭等から下水道幹線までを管理し、県は下水道幹線から下水処理場までを管理しております。

県としては、持続可能な下水道サービスの提供に向け、引き続き下水道法や維持管理指針等に基づく点検・改築の推進、及び必要予算の確保に努めるとともに、市町村の対策が計画的に進むよう、技術的支援を行ってまいります。

次に４、離島課題についての(2)、白浜南風見線ののり面崩壊の現状及び復旧についてお答えいたします。

白浜南風見線においては、令和４年度に２か所の道路のり面が崩壊したことから、現在、復旧に向けて取り組んでいるところです。竹富町の浄水施設が近くにある箇所については、今年度末までに復旧工事を着工する予定となっております。残り１か所については、現在、保安林解除に向けた取組を進めており、その後、復旧工事を行う予定となっております。復旧工事に当たっては、観光事業者とも調整を行い、早期の復旧に努めてまいります。

次に同じく４の(5)、離島港湾における荷物パレットの現状と今後の方針についてお答えいたします。

県内の離島港湾では、竹富町の各港湾において、荷物パレットが放置されていることを確認しております。竹富町の各港湾施設で使用するパレットについては、権限移譲により港湾施設の維持管理を行う同町において竹富町パレット使用に関する条例を制定する等の対策を行っているものと承知しております。

県としては、放置パレットが発生しないよう当該条例の遵守に向け、同町のほか関係機関と連携・協力しながら取り組んでまいります。

次に同じく４の(10)、波照間空港の整備についてお答えいたします。

波照間空港は、昭和51年５月に滑走路長800メートルで供用開始しております。平成19年12月から定期便の運航を休止しておりましたが、令和６年１月に石垣－波照間路線の運航を不定期便として再開しております。空港基本施設の整備については、航空会社の就航計画に応じて検討していきたいと考えております。なお、搭乗待合室の空調設備については、令和６年６月上旬に故障を確認し、空港管理事務所と調整の上、同月下旬に修繕を完了しております。

次に５、沖縄県総合運動公園庭球場の整備についての(1)及び(2)、国際大会のコート形式と一般のコート利用状況についてお答えいたします。５の(1)と５の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

国際大会のコート形式について確認したところ、硬式テニスでは、国内で開催する新規の国際大会は、

ハードまたはクレーのみを運用で認めているとのことであります。また、一般のコート利用状況について指定管理者に確認したところ、硬式テニスとソフトテニスの内訳は集計していないとのことであります。

次に同じく５の(3)、マイクロプラスチック等の流出防止対策についてお答えいたします。

指定管理者に確認したところ、マイクロプラスチックの流出防止対策として、人工芝コート外周の排水施設付近の砂を多くすることによりフィルターとしての機能を持たせ、外部への流出抑制を図っているとのことであります。引き続き、さらなる流出防止対策について、事例を収集しながら検討していきたいと考えております。

次に同じく５の(4)、コート改修形式についてお答えいたします。

沖縄県総合運動公園庭球場のコート改修形式については、令和16年の国民スポーツ大会に向け、幅広く意見を聴取し、関係機関と連携しながら検討を行い、整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　３、那覇空港の諸課題についての中の(1)、那覇空港の諸課題についてお答えいたします。

那覇空港においては、令和６年旅客数が年間約2212万人と、コロナ前を上回る水準に達しており、今後も航空需要の増大が見込まれております。そのため那覇空港においては、駐車場の収容能力不足や構内道路の混雑などの課題に加え、繁忙期における保安検査場の混雑等が課題であると考えております。

同じく３の(2)、離発着遅れの現状についてお答えいたします。

那覇空港を発着する航空会社２社に確認したところ、那覇空港においては、天候による影響、他空港からの到着便遅れ、繁忙期における保安検査場の混雑等に伴い、航空機の離発着遅れが生じていると聞いております。

同じく３の(3)、手荷物検査の現状についてお答えいたします。

那覇空港における保安検査場については、コロナによる行動制限解除後、保安検査員の不足等から混雑が常態化しておりましたが、保安検査員確保の取組に加え、国内線のスマートレーン導入により、混雑が一定程度解消されていると認識しております。また、那覇空港ビルディング株式会社によりますと、未設置の国際線についても令和７年３月にスマートレーンを新設すると聞いております。

同じく３の(4)、キッズスペースについてお答えいたします。

現在、那覇空港のキッズスペースは、２階国内線エリアに１か所設置されております。那覇空港ビルディング株式会社によると、令和７年３月には国内線搭乗待合室に３か所、国際線搭乗待合室に１か所、追加設置されると聞いております。

同じく３の(5)、諸課題を踏まえた今後の方針についてお答えいたします。

那覇空港における課題のうち、駐車場不足については、那覇空港ビルディング株式会社において、新たな駐車場整備を今年の夏頃の着工に向けて準備を進めております。また、構内道路の混雑については、国において高架道路の延伸工事を進めており、今後の改善につながるものと考えております。その他の課題につきましても、引き続き国や関係機関等と意見交換を実施しながら、那覇空港の諸課題の解決に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　４、離島課題についての(1)、西表漁港の製氷貯氷冷凍施設の整備についてお答えいたします。

西表漁港の製氷貯氷冷凍施設については、竹富町が事業主体となり、水産業構造改善特別対策事業により、今年度から整備が進められているところであります。現在、実施設計により施工内容に変更が生じたことから、県は国との間で協議を進めているところです。

県としましては、早期の事業完了に向け、引き続き竹富町と連携して取り組んでまいります。

同じく４の(4)、新城海岸の管理権限移管の進捗についてお答えいたします。

宮古島市新城海岸においては、夏季観光繁忙期に違法占用業者が増加し、住民の海浜利用等に支障を来している状況でありました。

県としましては、関係機関と連携して違法占用者に対して期限を定めて撤去を求め、指導、勧告を行っており、違法占用の解消を図っております。今後の予定としましては、令和７年海水浴期間の違法占用解消継続の確認後、宮古島市への管理移管を考えております。引き続き県と市で情報共有を行い、連携して適正な管理を行ってまいります。

同じく４の(9)、農林水産物のコールドチェーン構築等に係る取組についてお答えいたします。

県では、令和４年度より、農林水産物の輸送費補助と併せて、持続可能な県外出荷等の物流ネットワークの構築に向けた離島市町村や民間事業者が実施するコールドチェーン体制の確立等に係る取組への補助を行っております。令和７年度からは、内閣府新設の補助金を活用したおきなわ農林水産物県外出荷促進事業において、これまで同様、県外出荷等に係る輸送費補助、離島市町村や民間事業者を対象とするコールドチェーンの構築等を図る流通環境改善に向けた実証事業への補助を行っていく予定です。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　４、離島課題についての(3)、宮古島市における産業廃棄物処理の現状と課題、今後の方針についてお答えいたします。

宮古島市においては、一部の産業廃棄物処理業者の許可取消しや処理施設の故障に伴って昨年４月頃から廃プラスチック類の処理が滞っておりました。その後、宮古島市が産業廃棄物と一般廃棄物のあわせ処理を実施したことや、産業廃棄物処理業者が故障した処理施設を新たに整備したこと、さらに処理施設を追加したことで順次解消してきております。

県としては、宮古島市における産業廃棄物の適正処理に向けて引き続き取り組んでまいります。

同じく４の(6)、沖縄県動物愛護管理センターの離島における取組についてお答えいたします。

県の動物愛護管理センターは、沖縄島及び周辺離島における犬・猫の引取りや譲渡のほか、譲渡する犬・猫や飼い主のいない猫の不妊去勢手術、適正飼養に係る普及啓発等を行っており、宮古・八重山地域では保健所がこれらの業務を担っております。また、宮古・八重山地域における動物愛護団体の譲渡活動について今年度から支援しているところです。

県としましては、引き続き動物愛護団体と意見交換を行い、必要な取組を推進してまいります。

次に８、観光行政についての(1)、世界自然遺産に係る鹿児島県との連携についてお答えいたします。

世界自然遺産地域については、自然環境の保全及び持続可能な利用等に向けて、管理機関である国や県、地元市町村で構成する地域連絡会議において連携して効果的な保全・管理を図るために、４地域を包括した管理計画を策定しております。当該計画において、鹿児島県とも互いに保全管理に向けた課題の共有を行うほか、ＩＵＣＮから受けた要請事項に対する対策の検討などを行っております。また同県とは、登録５周年に向け連携した取組について、今後意見交換を予定しているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　４、離島課題についての御質問のうち(7)、沖縄県医療的ケア児支援センターの離島における取組についてお答えいたします。

本県離島には、令和６年４月時点で40人の医療的ケア児がおります。沖縄県医療的ケア児支援センターは、医療的ケア児やその家族からの相談への対応のほか、関係機関との連携、多機関にまたがる支援の総合調整等を行う機関として、令和５年７月に開所いたしました。当センターにおいては、医療的ケア児及びその家族が離島で安心して暮らし続けられるよう、離島で開催される支援調整会議や圏域の自立支援連絡会議等への参加をはじめ、離島の県立病院と意見交換を行っております。今後とも、引き続き離島における医療的ケア児の支援体制の構築に努めてまいります。

続きまして７の(1)、障害福祉行政についての御質問のうちの障害者（児）の各種申請手続の現状についてお答えいたします。

障害福祉に係る申請手続について、県においては、身体障害者手帳、療育手帳等の交付に係る手続等を行っております。手帳の申請は、申請者が市町村に書面で申請を行った上で県に進達され、県において審査を行い、市町村を経由し申請者に手帳の交付を行っております。なお、身体障害者手帳の申請に際し等級などの確認を行うため、医師の診断書等必要書類の添付を求めております。

続きまして同じく７の(2)、申請手続のオンライン化の可能性についてお答えします。

県が実施する療育手帳の再判定の申込手続について、令和７年１月７日から電子申請によるオンライン受付を開始し、申請手続の負担軽減及び効率化を図っております。また、療育手帳の新規申請の業務手続においても、現在、電子化に向けて検討を行っているところであります。引き続き、申請手続の負担軽減及び効率化を図ってまいります。

続きまして同じく７の(3)、医療機関の診断書料金の補助についてお答えいたします。

現在、県や市町村において、障害福祉サービス利用に係る診断書料金の補助は実施しておりません。

県としましては、市町村における障害福祉サービス

の利用申請に必要な書類の実態把握に努めながら、申請者の負担軽減に向け、市町村と意見交換を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　４、離島課題についての(8)のうち、離島における県職員住宅の拡充についてお答えします。

離島地域における職員住宅については、宮古に80戸、八重山に125戸を保有し、現在、施設の長寿命化を図るため職員住宅の改修工事を実施し、住環境の改善に取り組んでおります。また、令和６年度から宮古地区において民間賃貸物件の借り上げを行い、職員住宅の拡充を図っているところであり、引き続き職員の負担軽減のため、住宅の確保等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　４、離島課題についての中の(8)、離島における教職員住宅の拡充についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和６年４月時点で、宮古、八重山及び久米島の３地域に29棟162戸の県立学校の教職員住宅を設置しております。

県教育委員会としましては、住宅事情が厳しい宮古・八重山地区に赴任する教職員の住居をより多く確保するため、次年度から県立学校の教職員を対象として、民間賃貸物件の借り上げを実施する予定です。引き続き、離島に赴任する教職員が職務に従事できる環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　６、沖縄経済の動向と諸課題についての(2)、実質賃金の減少要因と課題解決に向けた取組についてお答えします。

実質賃金が減少している主な要因は、賃金の伸びが物価の上昇に追いついていないことにあると認識しております。そのため県では、賃上げにつながる企業の稼ぐ力を強化するため、生産性・収益性の向上に向けた産業ＤＸやイノベーションの創出に取り組むとともに、企業連携による域内経済循環に資するプロジェクトへの補助等を実施しております。また、中小企業等の経営基盤の強化に資する取組のほか、従業員のリスキリングや技術向上への支援、所得向上応援企業認証制度などの各種施策を推進しているところです。

同じく６の(3)、雇用情勢と雇用のマッチングに対する見解についてお答えします。

本県の完全失業率は令和６年平均で3.2％となっておりますが、有効求人倍率を踏まえると多くの職業で人手不足となっており、職業間でも差があることから、県内では雇用のミスマッチが生じているものと認識しております。そのため県では、幅広い職種の求人情報提供や若年者向けの職業人講話など、各種産業の魅力を発信する取組等を通じてミスマッチの縮小を図るとともに、女性や高齢者など多様な人材の活躍を促進するなど、人手不足の解消に取り組んでいるところです。

８、環境行政についての(2)、離島等における自然エネルギーの活用についてお答えします。

県では、離島を対象とした自家消費型太陽光発電等の導入支援を実施しており、西表島等において導入を進めております。また、小規模離島における海洋温度差発電の導入可能性調査にも取り組んでおります。そのほかテストベッドとして、来間島で地域マイクログリッド実現のための実証や波照間島で可倒式風車を活用した実証を行い、事業化につなげたところです。

県としましては、島嶼地域の特性に応じた再生可能エネルギー導入拡大に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　知事はじめ部長の皆さん、答弁ありがとうございました。

幾つか再質問をさせていただきます。

まず、那覇空港についてです。

那覇空港の様々な課題、先ほど答弁の中でありましたけれども、非常に観光需要が高くなって混雑しているという状況の認識は、もちろん私自身もあるんですが、非常に危機的な事態だなと思っている部分が、特に手荷物検査場なんです。スマートレーンの導入によって国内線では大分改善されていて、令和７年３月には国際線で導入されるということですけれども、今現在、国際線でこのスマートレーン――導入前ですけれども、手荷物検査の状況、どれぐらい待っているかという現状の認識はありますでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真 企画部長　国際線の混雑状況ですが、航空機が多いお昼の時間、15時から18時に至っては、かなり集中して航空機が発着するというところから、大幅に混んでいるという状況は認識しております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　混んでいるという認識なんですけれども、ぜひ県の職員の皆さんにも確認していただきたいんですよ。現状、２時間弱ぐらいずっと並んでいる状況があります。これ本当に人道上問題なんじゃないかと思うぐらいの状況です。というのも、妊婦さんとかお年寄りの皆さん、そういった状況のときに１時間以上並ばされているんですよ。小さい子どもがいてもですよ。これはちょっといかがなものかなと。まだスマートレーンが導入されていないからという理由かもしれないけれども、沖縄に観光に来ていただいている海外客に対して、これ非常に失礼な話なんじゃないかなと思うわけなんですね。３月に導入するとはいえ、せめてお年寄りの方とか妊婦さんとか障害のある方、そういった方を優先するような取組というのはできないのでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　今議員が御指摘のとおり、国際線の保安検査場のほうが非常に混んでいるという状況は我々も認識しております。今御指摘のあった社会的弱者に対する配慮、そういったものにつきましては、航空事業者等も含めて意見交換をさせていただきたいと思っております。スマートレーンで幾分改善されるとは思うのですが、それでもそういった社会的弱者への配慮は必要だと思いますので、その辺りについては意見交換して改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ぜひ意見交換して――これすぐにでもできる話ですよ、明日からでも。今日からでもそれこそできる話です。せっかく日本に、また沖縄に旅行に来て、こういう対応をされるんだったらもうちょっと次からは遠慮しようかなという気になってもおかしくない状況です。私自身も、実際高齢者の方が１時間以上並ばされて、ふらふらになっていると、もう倒れるんじゃないかと思うような状況を見ています。それにもかかわらず、優先してやるような様子が全く見られないんですよ。なので、観光がリーディング産業ですから､特に社会的弱者に対して､そこはしっかりと配慮していただきたいなと思います。

次ですけれども、キッズスペースに関しては、早急に他の国内の例も見て整備を進めていくということですけれども、国内に拠点空港、国管理の空港は19ありますが、この手荷物検査場を抜けて、実際待合室の部分においては、まだ６つぐらいしか――19あるうち６つぐらいしか整備されていない状況です。そういった中で、那覇空港がそれを受けて進めていくということなので、そこは評価したいと思います。引き続き、那覇空港の様々な課題、特に観光客目線、また県民目線でしっかりと整備していっていただきたいなと思います。

続いてですけれども、離島課題について。

先ほど、宮古島市の産業廃棄物処理の現状、許可の取消しがあってそれでもあわせ処理によって改善してきているということですけれども、宮古の方に話を聞くと、実際にはまだまだ改善できていない部分があるというところなので、そこはしっかりと現場の声、そして実際に住民の声も聞きつつ、課題改善に向けて宮古島市と連携して取り組んでいただければと思っております。

あと、(7)の医療的ケア児支援センターの離島の取組ですけれども、様々な取組をセンターにおいてやっていただいているというところですが、実際この医療的ケアが必要な子どもたちというのは移動するのが非常に難しい。なので、できれば住んでいる島に来ていただきたいという要望がやはり強いんですね。特に子どもたちに関しては、医療的ケアが必要であるとはいえ、もちろん成長します。成長したときに、例えば足の補装具であったり、そういった補装具を成長に合わせて作り替えないといけないということがありますけれども、その都度沖縄本島であったりだとか、大きな島に行くのもなかなか負担があるということで、そういった装具を作る専門家の渡航の補助というのがやはり望まれている部分かと思います。その点について渡航の補助はできないのかということをお伺いいたします。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　ありがとうございます。お答えいたします。

まず、補装具の支給決定に係る実施主体というのがございまして、18歳以上の障害者及び18歳未満の障害児ともに市町村というふうになっております。18歳以上の障害者につきましては、身体障害者更生相談所において来所または書面による適合判定が必要となっているところでございますが、18歳未満の障害児につきましては、市町村が医師の意見書や補装具作成業者の見積書等の内容から補装具の支給決定までを行ってお

りまして、身体障害者更生相談所による適合判定等は不要となっております。

そして、現在、補装具の支給を行うための補装具事業者の離島への渡航費用の補助ということでございますけれども、そちらのほうは残念ながらまだ行っていない現状ではあります。18歳以上の障害者につきましては、身体障害者更生相談所におきまして、特に来所が困難な離島町村を対象にいたしまして、作業療法士それから整形外科医、整形外科補装具事業者等を派遣しておりまして、適合判定を行う巡回事業を実施しているところです。

県としましては、離島内に補装具事業者がない離島町村に住んでおられる18歳未満の障害児に係る補装具支給の手続につきましては、引き続き――現在のところ、相談が上がってきてはいないのですが、実態把握のほうは努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ぜひお願いしたいと思います。

次に、離島における教職員、県職員の住宅の問題ですけれども、やはり宮古なんですよ。家賃が非常に高騰していて、自分たちで探すのがなかなか難しいという状況。これ６月議会でも取り上げさせてもらいました。特に県立病院の職員の方、その６月議会で非常に問題というか課題があるという話を提起させてもらいました。そのときには、調査検討するという答弁がありましたけれども、現状でその調査検討の状況はどうなっているのかということと、先ほど教育長から県立高校の職員の住宅の状況についてはお答えいただきましたけれども、小中学校の教職員の住宅、これはもちろん市町村が主体になってやりますけれども、ただ、財政基盤の弱い特に離島の町村については、教職員住宅を改修であったり新築するというのがなかなか難しい状況がある中で、なかなか整備が進んでいないと。その状況についても併せてお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　お答えします。

昨年の11月に、民間の賃貸住宅に入居して住居手当の届けを行っている職員の家賃負担について確認しております。基本的に、医師を除けば宮古も八重山もおおむね平均で６万ぐらいなんですけれども、その中で９万円以上の家賃を負担している職員が宮古病院で13名、八重山病院では７名いることが確認されております。今回、一部の職員において高額な水準の賃貸物件を借りないといけないという状況にあることが確認できましたので、応急的かつ時限的な措置として住居手当に一定額の加算を行うことを今考えておりまして、今後、この手当の特例措置について組合と交渉を行うことにしております。ということで、合意が得られましたら所定の規程改正を行って、速やかに実施・支援していきたいと考えているところであります。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御指摘のとおり、特に離島――宮古島市においては、教職員の住宅の確保が厳しい状況は把握をしているところであります。これまで宮古島市長、それから市議会、そして職員団体からも要望を頂いております。小中学校の教職員住宅の整備につきましては、毎年度市町村が作成する施設整備計画についてヒアリングを実施しまして、所要額の確保に努めているところでございます。

県教育委員会としましては、引き続き小規模離島等における補助単価の引上げのほか、僻地教育振興のための予算の確保につきまして、全国公立学校施設整備期成会を通して国に要望しているところであります。今後とも、各市町村の状況把握に努めるとともに、国庫補助制度の活用に係る情報提供を行いながら、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ありがとうございます。

さらに拡充していくということですけれども、本当に高騰しているんですよ、宮古の状況。本当に危機的な状況だと思いますので、補助していくとはいっても持ち出しが他の島に比べてやはり大幅に高いとなると、ちょっと不公平感というものがやはりありますので、そこは他の島の状況とはまた別だということをしっかり踏まえて対応をお願いしたいと思っております。

続いて、沖縄県総合運動公園庭球場の整備についてですけれども、先ほど国際大会はハードコートとクレーコートでやっているということですけれども、ソフトテニスの大会というのはハードコートでやっているのかどうかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　ソフトテニスの国内大会におけるコート形式についてでございますが、令和６年度に日本ソフトテニス連盟が主催または共催する国内大会におけるコート形式につきましては、人工芝コート、フローリング、クレーコート、ハードコートなどございまして、人工芝コートが23大会、その他のコートが10大会というふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ということは、ソフトテニスの大会においては、このハードコートでも利用可能だという認識でよろしいですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　実際に、ハードコートでも１大会開催されているということを聞いております。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ハードコートでも利用可能だということが確認できました。

そこで、まだ各種団体と調整をしているということですけれども、いつぐらいにテニス場整備の方向性が見えるのか、具体的な時期を示してください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現在、幅広く意見を聴取し、コート形式について検討しているところでございますが、時期につきましては、現時点において明確にお示しすることが困難な状況でございます。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　国体まで10年を切っていますけれども、それでもまだ時期について答弁できませんか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　繰り返しになりますが、現時点においては明確な時期をお示しすることは困難でございますが、大会への支障がないよう、なるべく早めに形式は決定できるよう取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

○上原　快佐 議員　ぜひお願いします。

最後に、障害福祉行政ですけれども、今回この質問を取り上げるに当たって、実際この障害のある子どもたちの母親から本当に大変だと。動き回る子どもたち、例えば車で移動させるのも困難な子どもたちを役所にわざわざ連れていかないと申請できないということで、これオンラインの手続を今検討しているということですけれども、同規模の自治体において今現在オンライン化の状況はどうなっているのでしょうか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

全国の調査というのが行われているかは確認できておりませんけれども、昨年10月に開催されました九州・沖縄地区知的障害者更生相談所の会議というのがございまして、その中で皆様からの御意見を拝聴いたしておりますと、療育手帳のオンライン化を実施している自治体は今のところ確認できていないんですけれども、ただ、やはりオンライン化の必要性を感じている自治体が多うございました。したがいまして、今後も引き続き他自治体の状況等も参考にしながら、早めに申請手続の負担軽減及び効率化の検討を進めてまいりたいと考えております。

○上原　快佐 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

〔米須清一郎　議員登壇〕

○米須　清一郎 議員　てぃーだ平和ネットの米須清一郎です。

質問の前に少しばかりお話をさせてください。

昨年５月に90を超える父が他界しました。それからしばらくたって、父が幼少期に遠く離れ離れになった両親、兄妹たち、その中の妹家族から連絡があり、父に手を合わせたいということでブラジルからやってまいりました。私からすると叔母さんといとこたち、初めて会ったわけですけれども、お互いの絆を確認し合い親交を深めることができました。とても個人的な話ではありますけれども、父のこと、その生い立ちから改めて私なりに分かってきた当時の状況、時代背景、沖縄の置かれたいろいろなこと、そういったことを学び知る、昨年はそういう年になったと思います。移民に戦、そしてアメリカ統治下の復興と本土復帰、沖縄振興、先人たちが時代の大きな流れの中で、過酷な状況を本当に大変な思いをしながら乗り越えてきたんだろうと改めて思いますし、そういった中でもつなげてくれた命のありがたさ、家族の大切さに改めて気づかされました。これからの沖縄がより開かれたものとなって、世界中の国々、人々とつながり、互いに協力し合って発展していく。そういったことを思い描き、これからできることを励んでまいりたい。そういうふうに感じたところであります。

それでは、通告に従って代表質問を行います。

１、平和及び交流推進について。

戦後80年の節目に、改めて平和について県民が一緒に考え、「沖縄のこころ」を国内外に発信し、アジア太平洋地域の平和構築や相互発展に寄与する行動を起こしていくことが重要である。

(1)、戦後80年における県の平和祈念の取組を伺います。

(2)、平和構築のための具体的取組を伺う。

ア、恒久平和のためのビジョンとはどういうものか。

イ、フォーラム等の開催により、平和推進や地域外交の具体的な形に結びつけることができないか。

ウ、世界ウチナーンチュセンターは平和構築に寄与

することが期待されます。設置に向けてどのように進めていくか。

２、米軍基地から派生する問題について。

(1)、普天間基地周辺のＰＦＡＳ汚染について伺います。

ア、県が設置した専門家会議で、汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まったとされましたが、その内容を伺います。

イ、県は改めて立入調査を国や米軍に要望していくとしているが、これまで拒まれてきたものを実現するため、どのように取り組むか。

(2)、北谷浄水場のＰＦＡＳ汚染について伺います。

ア、水源及び浄水処理後のＰＦＡＳ検出状況はどうなっているか。

イ、水道施設におけるＰＦＡＳ対策はどのようにしているか。今後の取組を含め伺います。

(3)、ＰＦＡＳに関する県民の健康不安に対する県の取組を伺います。

３、防災対策と災害支援について。

昨年11月に発生した北部集中豪雨の被害を受け、

(1)、被災者への支援はどのような状況か。

(2)、農業被害に対する支援はどうなっているか。

(3)、災害時の対策はどのように強化されたか。今後の取組を含め伺います。

４、観光目的税（宿泊税）について。

(1)、制度設計における検討を税の基本原則で済ませるのではなく、本県の特殊事情として離島に配慮し、これまで様々な施策に取り組んできたことに鑑み、この新たな税の対象から離島住民を免除すべきではないか。

(2)、税を活用した使途事業等は税を納める人に直結しない。制度上、税を免除できないとしても、税徴収時の離島住民に配慮した方策が取れないか伺います。

(3)、この新制度を質の高い持続可能な観光振興へどのように生かしていくか。

５、交通政策について。

本島中南部を中心に交通渋滞が大きな課題であり、県民生活及び観光振興等のため交通利便性の向上が求められます。

(1)、鉄軌道とフィーダー交通が連携する公共交通ネットワーク構築の取組について伺う。

(2)、ビジョンリード型の新たなモビリティー構想とはどういうものか。

(3)、観光２次交通結節点機能強化事業の実施状況はどうなっているか。また、今後の実施計画を伺います。

６、住宅政策について。

賃貸を含む物件の高騰等により、若者や子育て世帯、高齢者、障害者、低所得世帯などの居住確保が難しくなってきています。

(1)、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業の実施状況はどうなっているか。また、今後の実施計画を伺います。

(2)、公営住宅とは別に配慮が必要な世帯向けの住宅を整備する制度がないか。

(3)、空き家を含めた民間賃貸住宅を活用した配慮が必要な世帯向けの住宅支援の制度がないか。

(4)、住宅確保要配慮者のための制度・施策を推進するには、市町村における居住支援体制が今後ますます重要になってくると考えますが、県内市町村はどのような状況か。県としてどのように取り組んでいくか。

７、教育支援について。

(1)、県の学校給食費無償化支援事業により、各市町村における学校給食費の保護者負担はどうなるか。

(2)、修学旅行で定数外となる引率者の旅費及び労災負担に困っていると聞きます。修学旅行を安全・安心に実施するための必要経費をしっかり手当てすることができないか。

(3)、教員１人当たりの授業持ち時数はどうなっているか。また、その軽減は重要な課題の一つであるが、教員の標準法定数以外の県単定数はどうなっていますか。

(4)、労働安全衛生法で義務づけられている産業医の専任及び衛生委員会の設置の状況はどうなっているか。また、産業医が選任され衛生委員会が設置されているところはしっかり機能しているか。

(5)、公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業の実施状況はどうなっているか。また、今後の実施計画を伺う。さらに、この事業で得られた効果的な取組を全県に広げられないか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時14分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

［玉城デニー　知事登壇］

○玉城デニー 知事　米須清一郎議員の御質問にお答えいたします。

平和及び交流推進についての御質問の中の１の

(1)、戦後80周年平和祈念事業の取組についてお答えいたします

沖縄県では、戦後80周年平和祈念事業として、40事業を計画しております。主な取組のうち施設の整備につきましては、沖縄県平和祈念資料館の展示更新、第32軍司令部壕の保存・公開等に向けた取組を行う予定です。また、平和の礎刻銘者のインターネット公開と仮想空間（メタバース）の整備、国連関係者等の招聘によるシンポジウムの開催など新たな平和発信に取り組むこととしております。さらに、子どもや若者への沖縄戦に係る舞台の体験を通した学びなど、次世代継承に向けた新たな平和学習に取り組むこととしております。あわせて、県内平和関連施設の連携ネットワーク強化のほか伝統芸能でつなぐ平和の心など、平和関連イベントを開催する予定です。

沖縄県では、これらの取組を通じて、次世代を担う若者をはじめ、多くの県民の平和を考える機会を創出し、未来へ向け、県民一人一人、さらには沖縄を訪れる全ての人々を含めて平和で豊かな沖縄を描いてまいりたいと考えております。

次に、防災対策と災害支援についての御質問の中の３の(1)と(3)、北部豪雨の被災者への支援及び災害対策の強化についてお答えいたします。なお、３の(1)と(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄県では、昨年11月の北部地域における大雨を受け、各村の支援ニーズの把握や住家の被害認定調査、消毒作業のための県職員の派遣、災害見舞金の支給、保健師や公認心理師の専門職による心のケア支援などを進めてまいりました。現在、住宅の応急修理費の支援や災害義援金の早期の配分、比地川のしゅんせつ工事の早期完了に向けて取り組んでいるところです。あわせて、防災関係機関との連絡体制の再構築や各機関の防災行動を時系列で見える化した、おきなわ県域タイムライン（仮称）の策定を進めております。また、災害・危機事象の重複発生や多発化に対処するため、本年、令和７年度４月より、知事公室防災危機管理課を危機管理課と消防防災対策課の２課体制に再編することとしております。

沖縄県では、引き続き市町村等と連携して、防災力のさらなる強化に全力で取り組んでまいります。

次に、交通政策についての御質問の中の５の(1)、鉄軌道とフィーダー交通が連携する公共交通ネットワークについてお答えいたします。

沖縄県では、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上等の観点から、那覇と名護を１時間でつなぐ基幹軸として鉄軌道の導入を目指しております。また、県内の陸上交通につきましては、中南部都市圏の交通渋滞や公共交通空白地帯などの課題がある中、人口減少など社会構造の変化等も踏まえ、将来の公共交通の在り方を議論する時期に来ているものと認識しており、令和７年度から、県内の移動利便性の向上等に向けた新たなモビリティー構想の策定に着手することとしております。鉄軌道とフィーダー交通が連携する公共交通ネットワークにつきましては、新たなモビリティー構想を踏まえながら、調査検討を行ってまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、平和及び交流推進についての中の(2)ア、恒久平和のためのビジョンについてお答えいたします。

県では、これまでの平和行政の取組を検証しつつ、戦後90年、100年といった長期的な視点に立ち、本県を取り巻く時代潮流、地域特性などを踏まえ、世界の恒久平和、ひいては沖縄の平和に貢献するためのメッセージとして、恒久平和のためのビジョンとそれを達成するための基本的な考え方を作成することとしております。このため、今年度から恒久平和に貢献する万国津梁会議を設置して、有識者から御意見を頂いており、令和７年度に予定する同会議の提言や県民意見公募を踏まえて、令和８年度にビジョンを作成する方向で取り組んでおります。

同じく１(2)イ、フォーラム等の開催についてお答えいたします。

県では、本年２月に国内外の有識者等を招聘し、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成における地域外交の役割をテーマに地域外交シンポジウムを開催いたしました。次年度においても、引き続き万国津梁フォーラム開催事業として国内外の有識者等を招聘した会議やシンポジウムの開催を予定しております。また、戦後80周年祈念事業として国連関係者等の招聘によるシンポジウムや平和の礎建立30周年シンポジウムなどの開催を予定しており、これらの取組を通じて、沖縄がアジア太平洋地域の平和的な外交・対話の場となることを目指してまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、平和及び

交流推進についての(2)のウ、世界ウチナーンチュセンターについてお答えいたします。

県では、交流拠点等４つの機能を備えた世界ウチナーンチュセンター（仮称）を大型ＭＩＣＥ施設に併設し、整備することとしております。大型ＭＩＣＥ施設整備は、現在、有識者で構成する委員会で基本計画の変更等について検討を進めており、早期の入札公告を目指しております。センターに国内外から多くのウチナーンチュが集い交流することで、地域外交において大きな役割を担うウチナーネットワークの継承・発展につなげてまいります。

続いて４、観光目的税（宿泊税）についての(2)、離島住民への配慮についてお答えいたします。

観光目的税検討委員会の意見書では、留意事項として、「離島住民を課税対象とすることについては、離島市町村の意向を踏まえ、税を活用した使途事業などにより配慮すること」が挙げられております。また、宮古島市議会、石垣市議会及び竹富町議会から離島住民を課税免除とすることなどを求める意見書が提出されております。

県としては、離島市町村等と丁寧に意見交換を行いながら、市町村への交付金または離島住民の宿泊割引などの新たな取組を検討してまいります。

同じく４の(3)、持続可能な観光振興への活用についてお答えいたします。

観光目的税は、安全・安心で快適な観光の実現、県民・観光客双方にとって満足度の高い受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツ振興などの新規または拡充する取組に活用することを想定しております。これらの取組により、県民・観光客・県内事業者それぞれの満足度を最大限に高めながら、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現を目指してまいります。

続いて５、交通政策についての(3)、観光２次交通結節点機能強化事業の実施状況等についてお答えいたします。

観光客の移動利便性の向上を目的とした北谷ゲートウェイ実証事業では、バスの乗降や駐車ができるターミナルの設置、空港直行バスの運行や各観光地を結ぶバスへの運行支援等を行っているところです。また、令和６年12月からは、民間バス事業者において、北谷ゲートウェイを発着する路線の新設がなされております。今後は、北谷ゲートウェイを基点とした主要観光地とのさらなる接続や観光客への周知の強化等を図り、効果的な実証事業となるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、米軍基地から派生する問題についての(1)のア及びイ、専門家会議の内容と立入調査の実現についてお答えいたします。２の(1)のアと２の(1)のイは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、普天間飛行場周辺の湧水等で検出されるＰＦＯＳ等について、汚染源の特定に係る科学的裏づけを得る目的で有機フッ素化合物汚染源調査に係る専門家会議を設置し、調査検討を行ってきたところです。去る２月４日に開催された最後の専門家会議において、同飛行場上流側の地下水では高濃度なＰＦＯＳ等は検出されず、下流側から検出される状況等から、汚染源が同飛行場にあると推定される重要な根拠となると総括されております。

県としましては、本調査により、汚染源が同飛行場にあると推定される科学的な裏づけが得られたと考えており、今後、国や米軍に対して本調査結果を示し、立入調査の実現を求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　２、米軍基地から派生する問題についての(2)のア及びイ、北谷浄水場のＰＦＡＳ対策について、２の(2)のアと(2)のイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

令和６年度の北谷浄水場の水源におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合計の最大値は、比謝川で１リットル当たり212ナノグラム、天願川で47、長田川で９、嘉手納井戸群集合水で51となっております。一方、北谷浄水場ではＰＦＯＳ等対策として高機能活性炭を導入しており、令和６年度における浄水の平均値は１リットル当たり３ナノグラム、最大値は６となっており、国が定める暫定目標値の50を大きく下回っております。

今後の取組としては、令和７年度から防衛省補助事業を活用し、嘉手納井戸群からの水を処理する硬度低減化施設への高機能活性炭導入を計画しております。また、先に導入した高機能活性炭の更新についても、補助事業が適用されるよう防衛省との協議を行ってまいります。しかしながら、ＰＦＯＳ等問題の解決には汚染源の浄化など抜本的な対策が必要であり、引き続き国や米軍に対し汚染源の特定と対策の実施等を求め

てまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
　　〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕
○糸数　公 保健医療介護部長　２、米軍基地から派生する問題についての(3)、ＰＦＡＳの健康不安に対する取組についてお答えいたします。
　ＰＦＡＳの対応について国が示しているＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引き等によると、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡによる健康不安の声が上がっている地域においては、地域保健活動の一環として、健康指標に関する既存統計等を用いるなどして、当該地域の健康状態を把握し、地域住民に向けた情報発信を行うことが望ましいとされております。
　県としては、公衆衛生学や疫学等に関する専門家の意見を聴取し、県民の健康不安等への対応について検討していきたいと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
　　〔前門尚美　農林水産部長登壇〕
○前門尚美 農林水産部長　３、防災対策と災害支援についての(2)、農業の被害状況と支援についてお答えいたします。
　北部地域の大雨災害による農畜産物等の被害は、園芸作物、畜産、農業機械等において浸水被害などが発生しており、被害額は約１億4000万円となっております。県では、農家に対する支援として、農地へ流入した土砂の撤去、肥料や農薬などの資材提供、土壌分析の実施、講習会や巡回による技術指導などに取り組んでいるところであります。
　県としましては、引き続き関係機関等と連携し、再生産に向けた支援に取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　総務部長。
　　〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕
○宮城嗣吉 総務部長　４、観光目的税（宿泊税）についての(1)、離島住民を課税免除とすることについてお答えします。
　租税の基本原則に、公平の原則があります。課税免除は、税負担の公平と課税しないことによる社会一般の利益とを比較検討し、公益上の事由がある場合に行うことができるとされております。その判断に当たっては、税法上限定的に解釈されていることから、慎重に検討する必要があります。現段階では、税の公平性の観点を上回る離島住民の課税免除による公益上の事由を整理することは難しいと考えております。そのため、修学旅行生及びその引率者を課税免除とすることで制度案を取りまとめたところです。しかし、石垣市議会等から離島住民の課税免除について意見書が提出されていることを踏まえ、法の趣旨目的及び適法性の確保に配慮しながら課税免除の拡大について検討してまいります。
　以上です。
○中川京貴 議長　企画部長。
　　〔武田　真　企画部長登壇〕
○武田　真 企画部長　５、交通政策についての中の(2)、新たなモビリティー構想についてお答えいたします。
　新たなモビリティー構想については、中南部都市圏の交通渋滞などの公共交通に係る課題や人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、県民生活の質の向上、地域経済活性化などの目的を達成するため、理想とする将来像及びその実現に必要な取組について、広く県民や民間団体、様々なステークホルダーと連携し策定するものとなっております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
　　〔前川智宏　土木建築部長登壇〕
○前川智宏 土木建築部長　６、住宅政策についての(1)、沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業の実施状況についてお答えいたします。
　県は、令和６年９月から本事業を実施しております。これまで市町村に対して、説明会の開催、手続に関する要綱案などの提供に取り組んだところ、令和７年１月から宮古島市が事業を実施しております。今後の計画として、令和７年度は、宮古島市、豊見城市、北谷町において事業の実施を予定しております。本事業が活用されるよう、引き続き市町村へ周知などの働きかけをしてまいります。
　次に同じく６の(2)、公営住宅ではない要配慮者向けの住宅制度についてお答えいたします。
　県は、公営住宅の整備のほか、地域優良賃貸住宅制度の推進に取り組んでおります。同制度では、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯など幅広い世帯を対象としております。また、事業主体となる地方公共団体や民間事業者などに対して、国による整備費の助成があります。県では、事業が活用されるよう市町村に対して説明会を開催するほか、個別ヒアリングなどにより、情報提供や助言を行っております。
　次に同じく６の(3)、配慮が必要な世帯に対する空き家等を活用した住宅支援制度についてお答えいたします。

子育て世帯、高齢者世帯、低所得者世帯などの住宅確保要配慮者に対して、民間の空き家や賃貸住宅の空き室を活用した国の補助制度があります。具体的には、セーフティネット住宅として登録された空き家などの改修や家賃低廉化に係る費用に対して補助を行うものであります。これらの補助制度の活用を推進していくためには、地域の関係者による連携や協力が必要と考えております。

次に同じく６の(4)、市町村居住支援体制の状況と県の取組についてお答えいたします。

令和５年度に、沖縄市居住支援協議会が県内市町村で初めて設立されました。県は、同協議会に対して、居住支援に関する情報提供や意見交換などにより連携しているところであります。また、令和６年度は国の支援プログラムを活用し、宜野湾市、浦添市、名護市に対して、市町村居住支援協議会の設立支援に取り組んでおります。地域の居住支援体制の強化には、市町村居住支援協議会の役割が重要であることから、設立促進に向けて引き続き市町村へ働きかけてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　７、教育支援についての中の(1)、学校給食費無償化支援事業による保護者の負担についてお答えいたします。

県の補助により、中学生の保護者においては、学校給食費の２分の１の負担軽減が図られるものと考えております。また、市町村の補助がある場合は、２分の１以上の負担軽減となります。なお、昨年10月時点の調査において、令和７年度は、22市町村が中学校の学校給食費を無償化する予定となっており、現在、再調査を行っているところであります。

同じく(2)、修学旅行の必要経費についてお答えいたします。

公立小中学校の教員の旅費については、県が負担しており、修学旅行に参加する児童生徒25名に対して、引率者１名分を負担しております。加えて、特別な配慮を要する児童生徒５名につき１名の引率者を申請することができ、実態等に応じて配置しております。

県教育委員会としましては、児童生徒の健康状態や安全面への配慮、教職員の負担軽減を図るため、今後も必要な引率旅費の確保に努めてまいります。

同じく(3)、教員の持ち授業時数等についてお答えいたします。

令和４年度学校教員統計によると、沖縄県における教員の週当たりの平均持ち授業時数は、小学校19.3時間、中学校13.4時間、高等学校14.8時間となっております。県単定数については、小中学校では、学力の向上・定着を目的として54人、高等学校では、専攻科教職員等194人となっております。教員１人当たりの持ち授業時数の軽減については、教職員定数の拡充を図る必要があり、全国都道府県教育長協議会等を通して国に対し要請を行っております。

同じく(4)、公立学校における産業医の選任等についてお答えいたします。

令和６年度の法令等に基づく産業医の選任率は、県立学校98.5％、市町村立小中学校88.8％、また衛生委員会の設置率は、県立学校100％、市町村立小中学校76.5％となっております。県立学校における衛生委員会の開催は、令和５年度１校当たり年間平均11.6回で、各学校の実情に応じた活動が行われております。市町村立小中学校については、委員会を毎月開催している学校が58.2％となっており、さらなる活動の充実を図る必要があります。

県教育委員会としましては、引き続き市町村を対象とした研修会の開催等により、労働安全衛生管理の充実に努めてまいります。

同じく(5)、公立学校教員のメンタルヘルス対策調査研究事業の実施状況等についてお答えいたします。

メンタルヘルス対策に関する国の調査研究事業では、那覇市と連携し、専門家や民間企業とも協力しながら、ＩＣＴを活用した研修や復職の支援、労働安全衛生管理の活性化など、効果的な取組の研究を前年度から継続して行っております。次年度も国の調査研究事業を継続する予定で準備を進めており、これまでの成果等を各市町村と共有するなど連携強化を図り、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　再質問いたします。

まず、３の防災対策と災害支援について。

昨日も質問と答弁がありました災害見舞金について、65世帯への支給が済んだということだったと思うんですけれども、もう一つの住宅の応急修理支援金というんですか、そちらのほうの支給状況をお聞かせください。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

県では災害救助法と同等の支援として、住宅の応急修理に係る経費を支援金として支給することとしてお

りますが、その対象は、罹災証明書が発行されております65件が対象でございまして、現時点では20件の皆様が申請済み、それから支給決定済み及び見込みを含むということになっております。金額にしまして、949万円というふうになっております。

以上です。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　残り45件になりますか、その支給までの手続、支給されるまでどういうふうになりますでしょうか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

現時点で議員おっしゃるように45件がまだ申請に至っていないというところでございますけれども、理由を各市町村のほうにお聞きいたしますと、やはり修理業者や作業員の不足等により業者の手配や修理の完了に時間を要していると。それをもって確認しながら申請をしていきたいということを聞き取っております。

県としましては、当初の申請期限を令和７年１月30日までというふうにしていたものを現状を鑑みまして、３月31日まで延長してその申請ができるようにしているところでございます。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　ぜひ地元自治体と連携してしっかり全員に支給される、漏れることがないようにお願いしたいと思います。

それで、昨日もありました災害見舞金のほうに戻りますけれども、これは今回の支援の見舞金ということでしょうか。今後また別の災害が起きて――違う状況だとは思うんですけれども、そういう見舞金の必要が出た場合にまた使えるものなんでしょうか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

やはりこちらのほうは、今回の災害に特化したものということで独自の見舞金制度として創設しております関係上、ほかの災害がもし生じた場合にこれがそのまま使えるということにはなっておりません。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　それはそれでよろしいんでしょうかね、今後のことを考えたときに。以前からある課題だと思いますし、関係者の声もあると思います。何が起きるか分からない中で今後に備えて県としての――これは全国的に見ると多くの自治体がそれぞれの制度を持っているというふうにも聞いています。沖縄県としての恒久的な仕組み、その辺をつくってほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　ありがとうございます。

今回の北部豪雨災害の被害状況を鑑みて、今回国の被災者生活再建支援制度を参考に独自制度の見舞金を創設したところではございますが、国の被災者生活再建支援制度というものは、１つの市町村で全壊した家屋が10件以上生じた場合にしか適用ができないというものになっております。そういった規模感で創設されている国の支援制度でございますので、県のほうでは今回規模感としては全壊というのはなかったんですけれども、やはり規模、災害の深刻さを鑑みて独自制度をつくったところでございます。他県の場合もやはりそういった災害の場合、同一の災害で適用されている市町村とその隣の市町村では全壊の戸数が少なくて適用されなかったという市町村で差が生じたりする場合があるものですから、そういったときに独自制度として県と市町村が拠出して同法と同等の支援をする制度というものを創設した自治体というのがございます。沖縄県のほうでもやはり今後どういった災害が起きるか分からないという状況がありますので、そういったことを踏まえますと市町村の皆様とちょっと連携しまして必要な見舞金が支援できるような制度を創設していく検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　ぜひこういうことが起きた後の、今熱のあるうちにといいますか、しっかり進めていただきたいと思います。

防災の強化のほうですけれども、連絡窓口としては一元化しました。それから、これからの話として対策本部の設置基準等を見直す。そして新たにタイムラインの策定に取り組んでいくということですけれども、本当にいろんなこと、反省点を踏まえて今こそしっかり構築するということでお願いしたいと思うんですが、タイムラインのほうですね。対策本部の設置基準というのはどちらかというと県組織のものかなというふうに思っているんですけれども、それに対してタイムラインというのはその関係者で一緒に連携して動く、そういうイメージを持っています。それでいくと、そのタイムラインは関係機関、特に市町村と一緒になってつくるということが大事かなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　全く議員御指摘のとおりで、対策本部の設置基準の見直しについては県庁の中

での取扱いの見直し、タイムラインにつきましては沖縄の全県域を対象としたものですので、県あるいは関係機関との連携というのが大変重要になります。ですので、我々としましては北部の大雨の後、市町村とも連携して振り返り、反省点等を検証・洗い出しをして、その上で市町村とも連携しながらおきなわ県域タイムラインの策定に取り組んでいて、先日は北部のほうでもその研修というか取組を行ったところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　確認になりますけれども、県だけでつくるのではなくて一緒につくる、あるいはつくったものを見てもらってその確認をする。いざ事が起きたときに連携して動くというところでそういう策定をしっかり進めていただきたいと思います。

それと今回といいますか、昨年11月の北部の集中豪雨で本当にいろんな対応があったと思うんですけれども、県からその地域――北部の災害が起きた地域、比地のことが特に出てきますけれども、国頭村に危機管理の部門で県から派遣したと思うんですよ。あと、その被災者支援の事務のサポートとか土木とか農林とかいろいろなことが災害支援としてあると思うんですけれども、そういったことも踏まえながら今後のために市町村に県から応援に行くチームというのを事前に想定しておくという、その辺どうでしょうかね。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

県におきましては、昨年11月の北部地域における大雨を受けまして、被災自治体に対して県職員を派遣する、あるいは支援ニーズの把握や住家の被害認定調査、消毒作業に関する支援を行ってきたところでございます。議員御提案の支援チームを構成することにつきましては、北部圏域市町村あるいは気象台、沖縄総合事務局など防災関係機関を交えて検討を進める必要があるかと思います。これにつきましても関係機関の防災行動――先ほど言いました、おきなわ県域タイムラインの策定の中で検討を進めてまいる必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　いろいろあると思いますし、私も正直細かく中身まで分かっているわけではないところもあるかと思うんですけれども、今の答弁からすると、ちょっと訴えていること、求めていることと違うかなと。関係機関と連携するのはそれはそれとして、タイムラインでやっていくというところですけれども、今私が言いたいのは、現地に出向いての県の職員のサポートなんですよ。実際にやっていますよね、今回。それをそういう必要があったときに出られるように、あらかじめ関係する危機管理であったり、生活支援であったり、土木だったり、農林だったり、必要な災害支援というのは担当業務でもう分かると思いますので。今回、対応が発生していますよ。それを寄せ集めて事前に組んでおく。後からどうするかじゃなくて前もって組んでおく。そういう意味では、災害対策本部の中に取り入れていく。そういうイメージかなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　失礼いたしました。

おっしゃるとおり、もう既に派遣等は行っているわけですので、それを踏まえてこの事象になった場合はこういう者を派遣するとか、そういうことについては先ほど言いましたタイムライン等の中に十分組み込んで対応したいと思っております。その意味で先ほど説明したところでございます。ただ、それを支援チームと言うかどうかというのは今後検討したいと思いますが、派遣については適切に対応したいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　よろしくお願いいたします。

次に移りますけれども……休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○米須　清一郎 議員　５の交通政策の(3)、観光２次交通結節点機能強化事業のほうですけれども、今年度スタートしたということで、実証的な事業かなというふうに捉えてますけれども、交通利便性を高めるというのは大きな課題の中で本当に大事な施策の一つだと思います。これが１年、２年で何ができますか、何を残せますかというのが本当に大事になってくると思うんです。そういう意味でまずは実績、成果が本当に求められるというところなんですが、まだ昨年六、七月から動いて半年過ぎたぐらいというところですけれども、その辺、成果を求めるというところをいま一度お聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

実証事業につきましては、昨年７月からゲートウェ

イを設置して取り組んできております。数字的には今取りまとめ中ではございますが、当初よりやっぱりなかなか数字が伸びてこないというのが現状でございます。ただ来年、令和７年度までの実証事業ではございますが、事業実施に当たっては、しっかり県の第６次沖縄県観光振興基本計画と沖縄県地域公共交通計画において位置づけて取り組んできておりますので、その実証事業の効果検証、それをしっかり行った上で結節点の必要性、場所、規模、機能等を引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　やり出して間もないというところですけれども、これからじっくりやってほしいところなんですが、聞くところによると、令和６年度、そして令和７年度の２か年事業というふうにも聞いています。果たしてそれでどれだけできるのかなと。形を残さないと――下手すると終わった後に何も残っていませんみたいなことになると、それこそ何だったのかというふうにもなってほしくないと。そもそも大事な課題のところですので、何とかその先につながるいい交通の流れ――仕組みというんですか、それができたらなという思いなんですけれども、この事業でやっているターミナル機能、これ形をその後に残すということまで考えるとどういうふうになるのでしょうか。今、駐車場の一角を借りてやっています。このまま終わると駐車場に戻るだけだと思うんですけれども、この事業の後にどういう形が残せるかお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　現時点では具体的なお話はできませんが、しっかり令和７年度までの効果を見て、先ほど言ったような設置の可能性含めて考えていきたいと思っています。ただ言えることは、非常に重要な場所ということで実証事業を行っておりますので、何らかの形でその結節点という役割は設置できるような形で検討はしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　ぜひ頑張っていただきたいと思うんですけれども、交通、人の流れ、住民、そして観光客、変わる要素も出てくると思うんですよね。それで私思うんですけれども、単純に道路の整備というのも見ないといけないんじゃないかと。そこまで含めると、これ１年、２年でできないですよ。要するに、動き、それから道路等の環境整備含めてどういう流れを、どういう交通の体系をつくっていくのかということを時間をかけて、それこそ計画的に目標を定めて、どういうものを形にするんだということが必要になってくると思いますけれども、この事業で時間をかけて計画をつくってやっていく、そういうふうにはできませんでしょうか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

今、観光を振興していく上で、この観光に――観光を問わずですけど、２次交通、これが非常に重要なポイントとなっておりますので、その初めての実証事業という形で取り組んでいるところです。その結果を踏まえて、今後の県内における観光の２次交通をどう設置していくかというのも一つのスタートだと思っていますので、今後しっかり取り組んでいきたいと思っています。

○中川京貴 議長　米須清一郎議員。

○米須　清一郎 議員　ぜひ頑張っていただきたいと思います。

１のほうに戻ります。

世界ウチナーンチュセンターですけれども、ＭＩＣＥ大型施設にというところなんですけれども、その４つの機能というのは、もう実際に県として取り組んでいるものだと思います。それをやっていく中で、世界ウチナーンチュセンター、もう設立できるんじゃないですか。ＭＩＣＥがどうとかっていうことじゃないかと思いますけれども、ウチナーンチュセンターの設立、今設立してその取組をどんどん進めていくということでの御見解をお願いしたいと思います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

現在、県が運営しているＪＩＣＡ沖縄施設内に設置しているウチナーネットワークコンシェルジュでは、ＳＮＳを活用した情報発信、あと次世代を担う人材育成研修、オンラインを含めた交流イベント等に取り組んでおり、世界ウチナーンチュセンターの機能を取り入れている形で今事業を実施しております。今後は、関係者の意見とか要望を十分お聞きして、コンシェルジュ機能を拡充しつつ、世界ウチナーンチュセンターの設置に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○米須　清一郎 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時３分休憩

午後１時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、代表質問を行います。

山内末子議員。

〔山内末子　議員登壇〕

○山内　末子 議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

てぃーだ平和ネット、代表質問３人目の山内末子です。

質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。

今議会で起きております返付動議は、全国でも類のない行為で、予算審議が実現できるのか大変に緊迫した異常な事態となっております。議会の役割を果たすために、議会には様々な権限があります。その主なものが議決権、同意権、調査権、検査権、意見書提出権だということは承知のことだと思っております。我が県議会は、全国どこよりもその役割を遂行していると自負しているところです。議場で議員が県民の思いを執行部に問いただしながら、県益発展に向け活発に議論がなされている、そういうふうに思っております。与えられた権限の中で最も重要なのが議決権であり、条例や予算・決算の認定など県民生活に直結するこの議決は、大変重いものがあります。だからこそ十分な審議が必要だと思います。執行部や与野党の認識や主張の違いがあることは十分認識した上で、疑義があるところは修正し決議をする。その過程を県民に知らしめていく。それこそが議会の姿勢として県民が最も望んでいることではないでしょうか。今回、審議をしないという返付動議が賛成多数で可決されたことは、議会の議決権としての事実です。他方、地方自治法による執行部の予算編成権、提出権も知事の権限であることも事実です。どちらの権限も尊重しながら議員の最大限の責務である予算審議をしっかりと行うには、現時点でとても高度な技術が要されます。昨日、仲村家治議員からもありました。私たち与党も最大限の努力をしていきたいと思っております。その意味でもその打開に向け、みんなで一緒に頑張っていきましょう。

それでは、代表質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、相次ぐ米兵による性暴力事件の再発防止対策について。

ア、米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める県民大会が開催された。女性が中心になったこの大会は県内外から400の団体が賛同団体として名を連ねた。主催者は、私たちが求めていることは当たり前の安心な暮らしであり決して過大な要求ではない。大人に課せられた役割は少女を一人にせず子どもたちの安心・安全を約束することだ。と悲痛な思いで日米両政府に再発防止を求めた。知事も参加したが感想と大会の意義について見解を伺う。

イ、事件発覚後、またその後の別の事件をめぐり外務省は米国に対してどう対応したのか。国会の質問や民間団体の情報公開には黒塗りの開示をするという消極的な姿勢である。また、林官房長官も抗議ではなく申入れをしたということが明らかになった。自国の少女の人権や尊厳が損なわれる事件に抗議すらできない政府の姿勢に怒り心頭である。その政府の姿勢こそが再発防止策を徹底しないことにつながっていくのではないかと考察をいたします。知事は、政府に対してその経緯を明らかにさせ、情報の透明性、政府独自の改善策を求めるべきではないか、見解を伺う。

ウ、県民大会の実行委員会で、政府に実効性のある再発防止策・厳格化したリバティー制度、隊員教育の見直しなどを求めたが弱腰な回答に終始した。フォーラムの開催もいまだに実現していない。また、女子差別撤廃委員会が政府に対し、沖縄の女性と少女に対する性暴力その他のジェンダーに基づく暴力を防止し、捜査、加害者の訴追・処罰を適切に行い、被害者に十分な補償を提供するよう勧告をしている。県はその勧告の実施を政府に対して強く働きかけるべきではないのか見解を伺う。

エ、戦後80年、米軍関係者による女性への性暴力の発生件数、検挙件数、直近の刑法犯発生件数と検挙件数の特徴を伺う。

(2)、女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を国に求めることについて。

ア、選択議定書は、女子差別撤廃条約の実効性を強化するために採択されている。現在115か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。女性の権利をジェンダー平等の国際基準に引き上げるためにも早期の批准が必要だ。沖縄から全国知事会での議論を通し、政府へ働きかける用意はあるか伺う。

２、戦後80年事業について。

(1)、節目の年に多くの平和推進事業が計画されていて期待をしているところです。戦争の落とし子と言われるアメラジアンは、戦後多くの苦難を切り抜けてきた。その歴史は沖縄の歴史の中に埋もれている感があります。（仮称）アメラジアンサミットを開催し、しっかり検証する企画が持てないか見解を伺う。

３、地位協定改定の取組について。

(1)、トランプ大統領が就任し、ロシアとウクライナの戦闘終結の交渉を始める一方、ガザ地区を米国の所有にするとの発言をするなど、予測不能の動向に関係各国は対応に苦慮している様相だ。石破総理はトランプ大統領との初会談で、これまでの政権同様、米軍ファーストの姿勢で臨んでいる。県が強く求め、自身も約束をしている地位協定改定について、また米兵の女性暴行事件についても封印し、肩透かしの会談である。沖縄の負担がさらに増えるのではと強い危機感を覚えるが、知事の見解と日米両政府に対して今後どのように臨んでいくのか伺う。

(2)、全国44の自治体議員340名が超党派で沖縄での研修会を開催いたしました。知事の「沖縄、日本を再び戦場にさせてはならない」の講演は参加した多くの議員から共感を得たと理解しています。全体会でも地位協定改定を決議し政府へ求めました。報道機関による地位協定改定問題のアンケートでは、70％の自治体で改定賛成という結果が出た。全国知事会に続き、全国の議会で改定決議を準備しているところです。機運が高まりつつある今、国会での議論を求めていきたい。沖縄県がその先頭に立ち、全国各自治体・政府・政党・総意の世論喚起に力強く働きかけていくというその決意を伺う。

４、基地問題について。

(1)、辺野古大浦湾でとうとう１月29日に軟弱地盤の改良工事が始まった。難易度が高い未知の工事が始まる。以下伺う。

ア、約７万1000本の砂ぐいを海面下70メートルまで打ち込むというが、これまで投入された土砂量とそれは総量の何％になるのか。現在の工事の進捗率はどれだけか。また、工事の完了予定はいつになるのか。

イ、政府の当初予算を3500億円から9300億円へと引き上げ、2025年度までに81％を支出するという報道があります。工事の進捗状況を加味すると相当額の超過となると考えるが、政府の見解と県は直近の試算を出しているのか伺う。

ウ、軟弱地盤改良工事に約650万立方メートルの海砂が必要だという。辺野古向けの海砂採取が始まり、採取周辺の汚濁が広がっている。県の海砂採取量の総量規制を始めないと、将来的に既存の建築用材の採取にも影響が出てくると危惧する。沖縄県海砂利採取要綱の改正が急務だと考えるが、見解を伺う。

エ、宮城島からの土砂搬出について、昨年11月より大浦湾埋立土砂の搬出が開始された。１日当たり大型車両15台から40台未満の交通を想定した設計基準で施工されている農道は、現在１日当たり採掘現場のダンプ100台以上がほぼ連日運行している。他の車両や観光バスを入れると想定の10倍以上の交通量となる。夏場に近づくとさらに交通量が増えてくる。道路には早くも亀裂や陥没が起こっているが、県は把握しているのか。また、交通量の規制は管理委託しているうるま市にあるというが、うるま市は国の専権事項だということで対応がなされていない。どこが対応するのか責任の所在を明らかにし、安全対策を講じるべきではないでしょうか。埼玉県でも道路の陥没がありました。そういう事故もあります。見解を伺います。

オ、普天間飛行場負担軽減推進会議作業部会が行われた。会議の内容、今後のスケジュールについて伺う。

５、こどもまんなか社会の実現に向けて。

(1)、沖縄県こども・若者計画について。

ア、事業の進捗状況と子どもの視点をどのように捉え計画に反映しているのか。また、県の独自性は生かされているのか伺う。

(2)、沖縄県の児童虐待の現状と対策について、出産後すぐに我が子を殺害し遺棄した母親の報道に胸を痛めています。

ア、３年間の虐待の推移と特徴、虐待に至る要因をどう分析し対策しているのか伺います。

イ、児童相談所の業務が逼迫している。増設すべきだと考えるが計画を伺う。

(3)、教職員の働き方改革について。

ア、教職員の定数、正規率の３年間の推移、次年度の予定を伺う。県立高校、特別支援学校、市町村立小中学校別にお願いします。

イ、高校の部活動指導員の３年間の推移と教員業務支援員の３年間の推移、次年度の計画を伺う。

６、人口動態と県財政の見通しについて。

(1)、県内でも緩やかな出生率の減少が始まっている。５年間の出生数と死亡者数の差異、婚姻数と離婚数を伺う。

(2)、高齢化に伴う社会保障関係費や物価高騰、人手不足に伴う人件費の増加で県の歳出総額は緩やかな増加傾向にある。一方、歳入総額はほぼ横ばいで推移している。県人口も減少が始まり県税収入の大幅な増加が見込めない中、財政収支の均衡をどう確保していくか方向性を伺う。

７、バス路線対策について。

(1)、名護東線（系統77番線）のルート変更・減便への対応について。

ア、沖縄バスの運行見直しにより、高校生の帰宅に影響が出ないよう県の支援は不可欠であるが、県の対

応を伺う。
(2)、バス事業の赤字路線問題は深刻だと思うが、他の路線の現状を伺う。
以上、よろしくお願いいたします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時35分休憩
午後１時35分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○山内　末子 議員　先ほど林官房長官もと言いましたけれども、外務省もということで訂正をさせていただきます。
よろしくお願いいたします。
○中川京貴 議長　玉城知事。
〔玉城デニー　知事登壇〕
○玉城デニー 知事　山内末子議員の御質問にお答えいたします。
知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、県民大会に対する所見等についてお答えいたします。
昨年12月に開催されました、米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める県民大会には、私も参加をさせていただきました。県民大会は、米軍人による性的暴行事件を二度と起こさせないという強い決意が込められた意義深いものであったと考えており、また大会に参加された方々が一緒になって声を出し、行動し、つながっていくことの大切さを改めて感じました。また、このような大会が開催されたことは、県民の怒りが広がっていることの表れであり、米軍及び日米両政府においては、県民の怒りの声を真摯に受け止め、再発防止に取り組んでいただきたいと考えております。
次に、戦後80年事業についての２の(1)、アメラジアンについてお答えいたします。
沖縄県では、戦後の沖縄において様々な分野で活躍し、平和で豊かな沖縄の実現に貢献してきた女性たちの歴史を後世に残し、次世代へ継承するため、戦後80年にわたる女性史をまとめた記念誌を制作することを祈念事業として計画しております。アメラジアンの歴史については、戦後の苦難を乗り越えてきた女性たちの軌跡と重なるところがあるものと考えております。米軍の駐留や派兵を背景とした、アメリカ人とアジア人を両親に持ついわゆるアメラジアンの子どもたちは、戦後の沖縄において、父親の所在不明による経済的困窮や精神的苦痛、教育における言語の問題など社会の中で多くの困難に直面してきました。特に、無国籍問題については、1985年の国籍法の改正により母親から日本国籍を取得できるようになるまで、社会の変革と共に歩んだ歴史があります。このような子どもたちの苦難の歴史を伝える企画につきましては、今後予定している事業計画の中で何が実施できるのか検討してまいりたいと思います。
次に、こどもまんなか社会の実現に向けての御質問の中の５の(1)のア、こども・若者計画の進捗状況、子どもの意見反映等についてお答えいたします。
沖縄県では、子ども・若者や子育て当事者、関係団体等の意見を取り入れながら、有識者会議や庁内推進会議による審議を経て計画案を取りまとめ、現在パブリックコメントを実施しており、今年度末までに計画を策定することとしております。計画策定においては、未就学児から29歳以下の若者までを対象としたアンケートや小中学校で出前講座を実施するなど、子ども・若者から寄せられた多くの意見を反映させたところです。本計画では、子どもの貧困対策を最重要課題の解消に向けた施策として位置づけ、強力に推進するほか、幅広い子ども施策を一体的に取りまとめた計画とし、関係機関が緊密に連携しながら、子ども・若者を取り巻く複雑化した課題に対し、横断的・重層的に切れ目なく取り組んでまいります。
沖縄県としましては、子どもを権利の主体として、意見表明や社会参画の取組を進め、社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく生き生きと暮らせる、誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現を目指し、子ども施策を力強く推進してまいります。
その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。
○中川京貴 議長　池田副知事。
〔池田竹州　副知事登壇〕
○池田竹州 副知事　４、基地問題についての(1)のオ、普天間飛行場負担軽減推進会議作業部会についてお答えいたします。
去る１月に開催した普天間飛行場負担軽減推進会議作業部会においては、私から政府に対し、普天間飛行場の速やかな運用停止、オスプレイの配備撤回、米軍人・軍属等の綱紀粛正、ＰＦＯＳ等の問題への対応等を要望いたしました。また、普天間飛行場負担軽減推進会議の早期開催について要望したところ、政府からは、当面は作業部会の継続的な開催を通じ、普天間飛行場の返還までの間の危険性除去についての成果を一つ一つ積み上げるとの回答がありました。
県としては、引き続き宜野湾市と連携しながら政府に対し、普天間飛行場負担軽減推進会議の早期開催及

びさらなる基地負担軽減を求めてまいります。
以上でございます。
○中川京貴 議長　知事公室長。
〔溜　政仁　知事公室長登壇〕
○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)イ、米軍人による性的暴行事件に係る政府の対応についてお答えいたします。
昨年相次いで発覚した米軍人による性的暴行事件に係る対応について外務省に確認したところ、外務次官から駐日米国大使に対して遺憾の意を申し入れるとともに、綱紀粛正及び再発防止の徹底を申し入れた。本件やり取りについて、昨年７月、官房長官は事案の深刻さや強く申し入れたことを踏まえ、抗議という言葉を使用した。情報公開請求については、情報公開法の関連規定に基づき、不開示情報に該当する部分を黒塗りした上で、部分開示決定を行ったなどの回答がありました。
県としては、米軍人等による事件・事故の再発防止は、当事者である米軍と基地を提供している日本政府の責任において取り組むべきと考えており、引き続き、適切な情報提供とより実効性のある対策の実施を求めてまいります。
次に３、地位協定改定の取組についての中の(1)、基地問題への今後の対応についてお答えいたします。
去る２月７日に発表された日米首脳共同声明において、抑止力を維持し、地元への影響を軽減するため、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設及び同飛行場の返還を含む沖縄統合計画に従った在日米軍再編の着実な実施が極めて重要であることが確認されました。一方、日米地位協定改定や米軍人による性的暴行事件への言及はありませんでした。
県としては、トランプ政権の政策が在沖米軍基地にどのような影響をもたらすか、引き続きワシントン駐在を活用し、情報収集を図ってまいります。また、過重な基地負担を強いられ続けている沖縄のさらなる負担の増加につながることがないよう、引き続き日米両政府に対し、目に見える形での基地負担の軽減が図られるよう求めてまいります。
同じく３(2)、地位協定改定に向けた世論喚起についてお答えいたします。
先月末、那覇市内で開催され、知事が講演した全国地方議員交流研修会においては、日米両政府に日米地位協定の抜本的見直しを求める決議が全会一致で採択されております。また、全国を対象にした日米地位協定の改定に係る意識調査において、33都道府県が改定は必要、どちらかといえば必要と回答しており、以前と比べて米軍基地を抱える県以外でも同協定に対する問題意識が高まり、同協定改定の必要性への認識が広がっているのではないかと考えております。
県としては、引き続きトークキャラバンやシンポジウムを通して、国民的議論の喚起を図るとともに、渉外知事会や他の自治体とも連携し、国会での議論につなげていきたいと考えております。
次に４、基地問題についての中の(1)のイ、辺野古新基地建設の工事費用についてお答えいたします。
辺野古の埋立工事に係る経費について、中谷防衛大臣は、２月５日の衆議院予算委員会において、「現時点で具体的に見直す段階にはなくて、今後、大浦湾側の工事の進捗を踏まえて検討してまいります。」と発言しております。近年の建設工事費の急激な上昇、埋立工事の進捗状況等を踏まえると、国が現在示している総事業費9300億円を超えることが想定されます。県では、平成30年に国の資料を基に工事費用を機械的に積算し２兆5500億円と算出しましたが、施工条件等が不明確であることから、現時点において、総事業費を積算することは難しいと考えております。いずれにしましても、国において速やかに総事業費を見直し、公表するべきであると考えております。
以上になります。
○中川京貴 議長　こども未来部長。
〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕
○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のウ、女子差別撤廃委員会の勧告についてお答えいたします。
国連の女子差別撤廃委員会は、令和６年10月、日本における女子差別撤廃条約の実施状況を審査し、総括所見において、米兵による性暴力の防止等に関し勧告を行いました。
県としましては、全ての人が個人として人格及び個性が尊重されることが重要と考えており、国に対してどのような働きかけが適切か、関係部局と連携し検討してまいります。
続きまして同じく１の(2)のア、選択議定書の批准についてお答えいたします。
女子差別撤廃条約の選択議定書の批准については、国において、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があり、引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、同制度の受入れの是非について真剣に検討を進めていくとの見解が示されております。
県としましては、国内外の動向を注視していくとともに、どのような対応ができるのか、他県の情報を収

集していきたいと考えております。

続きまして５、こどもまんなか社会の実現に向けての(2)のア、児童虐待の現状と対策についてお答えいたします。

県における児童虐待相談対応件数は、令和２年度が1835件、令和３年度が2509件、令和４年度が2585件となっており、増加を続けている状況にあります。特徴としては、全国と比較し心理的虐待の占める割合が大きいこと、相談経路として警察からの通告が多いことが挙げられます。このため、児童虐待防止の普及啓発に引き続き取り組み、特に子どもの面前での夫婦げんかやＤＶが子どもの心を傷つける心理的虐待に当たるということについて、より一層の啓発に取り組んでまいります。

続きまして同じく５の(2)のイ、児童相談所の増設についてお答えいたします。

年々増加する児童虐待や児童福祉法改正等による業務量の増加に対応するため、児童相談所の人員体制を拡大してきたところです。現在、県内には２か所の児童相談所があり、児童に関する相談に対応しているところですが、近年の急激な増員により執務室の狭隘化などの課題も出てきているところです。このため、今後の児童虐待相談対応件数の動向を注視しながら、児童相談所の意見も踏まえ、今後の児童相談所の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　1、知事の政治姿勢についての御質問のうち(1)エ、米軍構成員等による不同意性交等・不同意わいせつに係る検挙件数等についてお答えいたします。

お尋ねの件数について、県警察の統計として把握している範囲で申し上げますと、米軍構成員等による不同意性交等の検挙件数は、復帰後の昭和47年から令和６年までの期間で140件。同じく不同意わいせつの検挙件数は、平成元年から令和６年までの期間で27件となっております。

また、令和４年から令和６年までの過去３年間における米軍構成員等による刑法犯の検挙件数は、令和４年が54件、令和５年が72件、令和６年が73件となっております。この３年間の検挙状況について、特徴や傾向と言えるものを申し上げるのは難しいところではありますが、令和６年中は前年と比べ、罪種別で申し上げますと、不同意性交等や強盗といった凶悪犯が６件増加、暴行や傷害といった粗暴犯が12件増加しているところであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　４、基地問題についての(1)のア、普天間飛行場代替施設建設事業の進捗状況と工事の完了時期についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、令和７年１月末時点における投入土砂量は約326万立方メートルとの回答があったことから、埋立全体に必要な土砂量に対する比率を算定すると約16.2％と推定されます。また、工事に着手してから完了までに９年３か月を要するとされていることから、仮に計画どおり工事が進捗した場合の完了時期は、令和15年４月頃と推定されます。

次に同じく４の(1)のウ、沖縄県海砂利採取要綱の改正及び海砂採取の年間総量規制についてお答えいたします。

県では、令和６年７月に採取期間に関する事項を明記する等、沖縄県海砂利採取要綱の改正を行っております。また、年間総量規制の必要性については、将来の建設用骨材の安定供給と関係機関等の意向も踏まえ、慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　４、基地問題についての(1)のエ、宮城島農道の交通量規制についてお答えいたします。

宮城島農道は、県営一般農道事業で整備し、平成10年度にうるま市へ財産譲渡されているため、交通規制等の実施については、うるま市の判断となります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　５、こどもまんなか社会の実現に向けての中の(3)のア、教職員の定数等についてお答えいたします。

沖縄県学校職員定数は、令和４年度１万6791人、令和５年度１万6978人、令和６年度１万6931人となっており、令和７年度は１万7046人を予定しております。公立小中学校における令和４年度から令和６年度までの各年度５月１日時点の教員正規率は、令和４年度81.2％、令和５年度80.3％、令和６年度82.6％となっております。また、県立学校における令和４年度から令和６年度までの各年度５月１日時点の教員数に対する本務者の割合は、令和４年度92.6％、令和５年度

92.2%、令和６年度91.4%となっております。

県教育委員会としましては、引き続き計画的な採用等を行い、正規率の改善に努めてまいります。

同じく(3)のイ、部活動指導員と教員業務支援員の配置等についてお答えいたします。

県立高校における部活動指導員の配置は、令和４年度46名、令和５年度49名、令和６年度50名となっており、令和７年度については50名の配置を予定しております。また、県立学校における教員業務支援員の配置は令和５年度より開始し、令和５年度20校、令和６年度67校となっております。令和７年度は当初の計画として36校の配置を予定しておりますが、年度途中の予算状況を踏まえ、配置の拡充に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　６、人口動態と県財政の見通しについての(1)、５年間の出生数と死亡数の差異等についてお答えします。

沖縄県における令和元年の出生数は１万4902人、死亡数は１万2509人でその差異は自然増が2393人、令和２年の出生数は１万4943人、死亡数は１万2390人で自然増が2553人、令和３年の出生数は１万4535人、死亡数は１万3582人で自然増が953人、令和４年の出生数は１万3594人、死亡数は１万5054人で自然減が1460人、令和５年の出生数は１万2549人、死亡数は１万5110人で自然減が2561人となっており、令和４年以降、沖縄県においても死亡数が出生数を上回る自然減となっております。

また、令和元年の婚姻数は8027組、離婚数は3617組、令和２年の婚姻数は7376組、離婚数は3410組、令和３年の婚姻数は7020組、離婚数は3187組、令和４年の婚姻数は6546組、離婚数は3087組、令和５年の婚姻数は6316組、離婚数は3170組となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　６、人口動態と県財政の見通しについての(2)、財政収支の均衡の確保についてお答えします。

多様化する県民ニーズや少子高齢化、人口減少など社会経済情勢の変化等に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、持続可能な財政基盤の確立が必要であります。このため、新沖縄県行政運営プログラムに基づき、観光目的税の導入等新たな自主財源の確保やＰＰＰ／ＰＦＩの推進、事業のスクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底など、歳入歳出の見直しを継続して行うとともに、中長期的には本県経済の活性化に結びつく産業振興施策の展開により、税源の涵養を図ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　７、バス路線対策についての中の(1)のア、名護東線のルート変更及び減便への対応についてお答えいたします。

県では、名護東線の減便等に対する緊急的な対策として、うるま市安慶名バス停から東海岸地域を経由し、名護バスターミナルを結ぶルートにおいて、平日の夜間１往復でバスの運行を行う措置を行っております。また、県及び関係市町村で構成する沖縄本島中北部東海岸地域公共交通協議会を今月７日に設置し、同協議会の下、市町村と連携しながら課題解決に向けて取り組んでまいります。

同じく７の(2)、路線バスの現状についてお答えいたします。

県では、バス路線の維持・確保に向けて生活交通確保維持改善計画を策定しております。現在、同計画においては、38系統の赤字路線が位置づけられており、国、県、市町村が連携して欠損額を補助しております。また、運転手不足も課題となっていることから、交通事業者に対し、求人広告費や大型二種免許の取得経費を補助しております。これらの取組に加え、県外からの運転手確保に向けた渡航費等を補助することで、運転手確保の支援を強化することとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　御答弁ありがとうございます。

まず辺野古基地についてですけど、土建部長。先ほど政府のこれまでの流れによると、令和15年が完成予定だというふうに言っておりますけど、実際にまだ土砂も16.2%しか埋め立てられていない。その状況を見て、この令和15年に完成というその見込み、実現性について部長はどうお考えになりますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現在の施工状況などを勘案しますと、埋立変更承認申請書にある工期よりはさらに延びることが想定されるのではないかというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　それはもうこの数字を見れば誰

もが想定できることだと思います。これまでの流れの中であと８年で――これからまた、ますますその軟弱地盤をしっかりと改善していくというこの作業、工事。もう世界でも類のない工事がこれから始まるのですから、よっぽどのことがない限りこれは実現が不可能ではないかという、そういう専門家の皆さんたちの声がありますよね。それと、予算についてですけれど、これまで80％ぐらいがもう使われている。そうなってくると、この事業の予算額が２兆や３兆膨らんでいくということも、これももう容易に想定できることなんですよね。そうなってくると、この事業自体が予算も期限もそして規模も、そういうことがもう全く不透明な中、いつまでこの工事を――本当に完成のめどが立つのか、何度も私たちはそれを政府に問いかけていますけれど、それがしっかりとした回答が全くないままこういう公共工事を今現在行っていることについて、私はもう一回しっかりと基本に返るべきだと思っております。今、世界中でも日本でもそうです。大型の公共工事も建設費の膨大や資材の高騰とかによって見直しや廃止になっている公共事業がたくさん出てきているんですよね。これ一般の工事と防衛の工事は違うんだと、そういうことをおっしゃる方もいるかと思います。でもやっぱり予算、そして期限、規模、この工事というものは国がやるわけですから、しっかりと納得のいくことをその当事者――沖縄県にはちゃんと伝えて、それがどうなのかということの協議もないまま進められているこの工事に対していかがなものかと思っております。

知事、この戦後80年において――今カリフォルニアと日本が大体土地の規模が一緒です。その中でカリフォルニアには、自国の米軍基地は35もないんですよ。ところが、日本には130の米軍基地がある。そして沖縄にその７割が集中する。そしてまた新たに完成のめどがない大きな基地を造っていくというこの矛盾。本当に無策的な工事だと私は思っておりますけど、そのことについて基本に立ち返るべきだと思っております。そのことについて少し見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　まさに辺野古新基地建設工事、いわゆる普天間の代替事業というものは、今議員の御指摘の点において全て矛盾の状況のまま進められているのではないかということを、私たちは全国のトークキャラバンでもそれを国民にお伝えし、国民の皆さんがどうお考えになるのかということを共有したいということで情報提供、情報発信をしてまいりました。今なお、軟弱地盤の工事が本当に完全に確立された施工であるかどうかということについても、まだ確たる証拠はない。ただ、工事をやってみなければ分からないのではないかというような状況もまた含めると、まだまだこの工事については疑問が尽きない、晴らされていないということがあると思います。でき得る限りそのようなことを国に――よりこの期限、予算などを明確にし、さらに環境に対する影響もどのような状況になるのかということについても引き続き我々は注視をしていきながら、さらに多くの県民・国民の皆さんに関心を持ってぜひこの推移について注視していただきたいということを呼びかけていきたい思います。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　それで、基本はやっぱり普天間の危険性の除去、負担軽減、これがまずないといけないと思っております。

池田副知事、その作業部会の中で普天間基地はいつ返るのか、返還のめどについては議論がなされているのでしょうか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　作業部会の中で普天間基地の即時運用停止などを求めたところでございます。ただ、具体的な返還の時期などについては、国のほうからスケジュールなどは示されていないところでございます。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　今、辺野古の問題で期限がどんどんどんどん遠のいていく。そうなってくると、政府が普天間の危険性の除去は辺野古の工事の完成だというふうにおっしゃっていましたので、それで言うと普天間はいつまでたっても返ってこないんじゃないでしょうか。それを考えると、やっぱりこの普天間の危険性の除去というところの視点をもう一度しっかりと議論していくこの作業、とても大事だと思います。この作業がなくて辺野古の工事だけを先行してどんどんどんどんこのことばかりを議論していく――議論もできないような状況ですよね。そこについてやっぱりそこは普天間いつ返るんですか、いつ返すんですかと、そこは沖縄県が強く求めていかないといけないところだと思っております。もちろん宜野湾市長もずっとこれを言っているようですけど、なかなかその返答がない。ここをもう一度、しっかりと国会でも議論していただきたい。うちと違いまして今野党のほうが多くなっていますので、その議論にどんどんのせていくという作業をこの沖縄県側から強力的にやっていくということをもう一度改めてお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　一つ一つの取組についても国会も今、与野党の拮抗した状況の中にあっては、当然政権与党である自民党、公明党も野党からのその意見などについてもしっかりと拝聴するというような姿勢で臨まれるのではないかと思っております。そういうことも含めて国会における議論も加速させていただきたいと。普天間基地の一日も早い危険性の除去は、政府、沖縄県、同一した見解ですのでその方向でぜひ議論を深めていただきたいというように希望いたします。

○中川京貴 議長　山内末子議員。

○山内　末子 議員　よろしくお願いします。

アメラジアンの企画についてです。

これはもう知事も本当にその一人だと思っておりますので、知事やドジャースのロバーツ監督とかもそうですよね。世界で活躍している方々にそういう出自の方も多いです。ただ一方、その子孫の皆さんが今現在そういったところでまだ差別を受けていたり、苦しい状況、先ほどありました無国籍の皆さんもいます。でもそこのところを――ウチナーンチュの背負ってきた歴史、その中で誇りを持って、矜持を持って生きてきたこの一時代の皆さんのその生きざま、これをしっかりと後世に残していく、その作業がとても大事だと思っておりますので、そこも改めて知事の見解をお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　アメリカ人とアジア人を両親に持つ、いわゆるアメラジアンと呼ばれている子どもたちは、その経済的な環境、社会的な環境あるいは教育における環境などでも様々な思いをその社会の状況の変化とともに受けてきたであろうことは、私も自身の経験から十分考えられるということがあります。それをこの沖縄のみならず広く社会的に、この世界的な状況も考えてみると、どのようなその歴史をたどっていったか、そしてそこにどのような視点と発見があったのかということを改めて研究してみるということは非常に価値があると思いますし、また沖縄、日本においてはまさにこのアメリカと日本、アメリカと沖縄という社会状況の中では十分研究に値する大きいテーマでもあると思っております。引き続き、これから計画する事業の中でどのような視点からそれを探っていくことができるか、改めて検討を進めたいと思います。

○山内　末子 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

〔新垣光栄　議員登壇〕

○新垣　光栄 議員　皆さん、こんにちは。

新垣光栄、会派おきなわ新風、代表質問を行います。よろしくお願いいたします。

それでは１、県政運営方針から知事の政治姿勢について伺います。

さきの大戦後、沖縄は、先人たちのたゆまぬ努力により目覚ましい発展を成し遂げ、戦後80年を迎えることができました。さらなる発展、自立した平和で豊かな沖縄を実現するため将来を見据えた長期的ビジョンを持ち、変化する環境に対応することが必要です。

(1)、戦後80周年事業及び平和祈念事業の知事の所見と離島での事業取組を伺います。

(2)、戦後100年を見据えたビジョン、県土のグランドデザインの必要性について、知事の所見を伺います。

(3)、世界のウチナーンチュネットワークの継承・発展・強化について。

ア、南米へのウチナーンチュセンター設置の取組状況を伺う。

イ、ボリビアのオキナワ道路建設について現状と取組を伺います。

(4)、公文書管理に関する現状と課題、条例制定について見解を伺います。

(5)、国際関係者や海外有識者等、招聘者の視察と協議、対話の機会の設置は行われたのか伺います。

２、米軍基地問題について。

(1)、在沖米兵による性的暴行事件に対する国、外務省、防衛省、警察の対応について県の見解を伺います。

(2)、在沖米兵等の事件・事故に対する県警の対応について現状と課題を伺います。

(3)、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ等）の調査に係る現状と血中濃度の検査について伺います。

(4)、ワシントン駐在員活動事業の必要性について見解を伺います。

３、公共交通政策について。

(1)、交通渋滞の現状と課題、対策について伺います。

(2)、広域コミュニティーバスの運用とモノレール駅への結節について、フィーダー交通の現状と課題、対応策を伺います。

(3)、交通リソースのポテンシャルを最大限に引き出す路線バス、モノレールへのサブスク制度導入の実証実験について、課題と見解を伺います。

(4)、韓国、北米を範とするバス政策の見直しにおける現状と課題について伺います。

(5)、運転手不足による路線バスの減便、廃線は利用者に大きな影響を与えている。生活路線バス確保の取組について伺います。

４、子育て・教育行政について。

(1)、給食費の無償化と地産地消について伺います。

(2)、生きる力を育む教育、自尊心を高める教育について所見を伺います。

(3)、無料塾の現状と課題、今後の展開について伺います。

(4)、家庭の日、地域の日の目的と活用について見解を伺います。

(5)、公民館建設費に係る一括交付金の活用について伺います。

(6)、沖縄県の究極の貧困対策は、運転免許の取得である。貧困世帯で暮らす青少年の自立を支援する運転免許取得支援の展開と課題について伺います。

５、観光・スポーツ行政について。

(1)、観光目的税導入に関する現在の取組状況と課題、条例制定について伺います。

(2)、スケール感のある県管理スポーツ施設整備計画における県の見解を伺います。

(3)、第32回 Ｕ－ 18 野球ワールドカップの取組状況と見解を伺います。

(4)、サッカーＪ１規格スタジアムの進捗状況と課題を伺います。

(5)、沖縄独自の空手の段位制度導入に関する議論の現状と課題を伺います。

６、土木建築・環境行政について。

(1)、住宅建設と設計の現状と課題を伺います。

(2)、公共事業の地元企業優先発注と地元企業の育成について、現状と課題を伺います。

(3)、地域人材の確保・育成と人材不足の政策について見解を伺います。

(4)、ジャングリア開園に向けた交通対策の取組状況と課題を伺います。

(5)、サンゴ礁の保全対策について現状と課題、具体的な対策を伺います。

(6)、海岸漂着ごみのモニタリング調査を踏まえた課題と対策及び処分場の対策について伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

まず、県政運営方針から知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(3)のア、南米連絡事務所についてお答えいたします。

現在、南米には約30万人の県系人が在住し、県人会活動をはじめ、三線、琉球舞踊などの伝統芸能、紅型などの伝統工芸、沖縄空手などが受け継がれ、ウチナーネットワークが継承されてきました。一方、移民資料の回収・保存、伝統文化の指導者育成、楽器・衣装の調達、留学や研修を活用した人材育成など、必要な情報が沖縄県と南米ウチナーネットワークで十分に共有されていないなどの課題が指摘されております。このことから沖縄県では、南米と沖縄県の連絡体制の構築や経済発展につながる可能性調査を実施しているところです。南米連絡事務所の設置につきましては、ＪＩＣＡ沖縄等の関係機関と連携し、現地の沖縄県人会との意見交換、調査結果等を踏まえ、設置場所、設置形態等を検討してまいります。

次に(3)のイ、ボリビア・オキナワ道路についてお答えいたします。

令和６年８月に、コロニア・オキナワ入植70周年記念祭典が執り行われ、池田副知事を派遣した際に、現地での現場視察や沖縄県人会等との意見交換により、オキナワ道路の未舗装区間が移住地住民の生活に多大な支障を及ぼしている現状を把握いたしました。

沖縄県としては、これらの現状を改善する何らかの対応が必要であると判断し、８月30日に私から外務大臣宛て、オキナワ道路の早期整備について要望を行いました。その結果、政府とボリビア国との間において対応が検討され、未舗装区間について第２移住地から第３移住地区間を優先的に舗装整備するということが決定し、早ければ２月にも建設業者選定手続が開始されると聞いております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の２の(4)、ワシントン駐在の必要性についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、これまで米国政府関係者との面談を重ね、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけてきました。これにより、2021年度国防権限法案に関する書面に辺野古新基地建設に係る懸念事項が明記されたほか、昨年の米軍人による性的暴行事件の発覚後には、米国政府関係者等に対し、速やかに県の対応を説明することができました。また、昨年９月の私の訪米活動に際しては、共和党系シンクタンクのハドソン研究所での講演やニューヨーク日本食レストラン協会関係者への県産品の販売促進に向けたトップセールスといった新たな取組を実現しております。今後もワシントン駐在を活用し、トランプ政権の政策に

ついて迅速に情報を収集するとともに、米国政府関係者等に対するさらなる働きかけや有識者等との連携、在米県人会との交流など、幅広い活動を継続していくことが重要であると考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、県政運営方針から知事の政治姿勢についての中の(1)、戦後80周年平和祈念事業と離島での取組についてお答えいたします。

今年は、戦後80年の節目を迎えるに当たり、これまでの歴史を振り返り、さきの大戦における犠牲者を追悼するとともに、長期的な視点に立って将来を見据えながら、未来へ向け、平和で豊かな沖縄を実現するため、戦後80周年平和祈念事業を全庁体制で実施することとしております。離島における取組としては、沖縄県平和祈念資料館において、同館及び八重山平和祈念館の展示更新に取り組むとともに、沖縄戦の流れを分かりやすくまとめた企画展を与那国町、石垣市、宮古島市、伊江村、座間味村で開催することを予定しております。また、離島の児童生徒等を対象としたワークショップの開催のほか、離島市町村と連携を図りながら、平和関連イベント等にも取り組んでいくこととしております。

同じく１(5)、海外有識者等による視察や対話についてお答えいたします。

県では今年度、有害物質と廃棄物に関する国連特別報告者のマルコス・Ａ・オレリャーナ氏、アメリカン大学歴史学部教授であり核問題研究所長のピーター・カズニック氏を招聘し、知事をはじめ関係者との面談や米軍基地等の視察、シンポジウムでの基調講演等を行っていただきました。また、今月開催した地域外交シンポジウムに海外有識者等を招聘し、知事との面談、平和祈念資料館等の視察、シンポジウムでのパネルディスカッション等を行っていただきました。今後も、国連関係者や海外有識者等を招聘し、平和を希求する「沖縄のこころ」、基地負担の現状、地域外交の重要性等について、県内外・国際社会へ広く周知を図ってまいります。

次に２、米軍基地問題についての中の(1)、在沖米軍人による性的暴行事件への国等の対応についてお答えいたします。

昨年相次いで発覚した米軍人による性的暴行事件に係る対応について外務省に確認したところ、外務次官から駐日米国大使に対して遺憾の意を申し入れるとともに、綱紀粛正及び再発防止の徹底を申し入れた。本件やり取りについて、昨年７月、官房長官は事案の深刻さや強く申し入れたことを踏まえ、抗議という言葉を使用した。情報公開請求については、情報公開法の関連規定に基づき、不開示情報に該当する部分を黒塗りした上で、部分開示決定を行ったなどの回答がありました。

県としては、米軍人等による事件・事故の再発防止は、当事者である米軍と基地を提供している日本政府の責任において取り組むべきと考えており、引き続き、適切な情報提供とより実効性のある対策の実施を求めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、県政運営方針から知事の政治姿勢についての中の(2)、戦後100年を見据えたビジョンについてお答えします。

本県の長期構想である沖縄21世紀ビジョンは、多くの県民の声を酌み上げるとともに、沖縄県振興審議会での審議、市町村への意見照会、パブリックコメントの実施など多くの意見を反映して2030年をめどとする目指すべき将来像を描いたものであります。2030年以降の新たな長期ビジョンについては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の成果指標の達成状況や新たな課題等に係る検証を行った上で、検討してまいりたいと考えております。

次に３、公共交通政策についての(1)、交通渋滞の現状と課題、対策についてお答えいたします。

県内の交通渋滞については、国や県等の関係機関で構成する沖縄地方渋滞対策推進協議会において、渋滞対策の検討や効果検証を行っております。同協議会においては、交差点のボトルネック対策等のハード対策のみならず、過度な自家用車利用の抑制のための交通需要マネジメント施策などのソフト施策にも取り組んでいるところです。今後とも国や関係機関と連携し、渋滞緩和に向け取り組んでまいります。

同じく３の(2)、フィーダー交通の現状と課題及び対応策についてお答えいたします。

モノレール駅におけるバスの結節については、豊見城市が運行するコミュニティーバスのほか、多くの路線バスが接続しております。コミュニティーバスの広域的運用については、市町村や交通事業者の合意形成が必要なことから、県が設置する市町村連携交通会議において協議を進めているところです。同会議を通じ、沖縄市と北谷町が運行するコミュニティーバスの

接続に向けた取組も進められております。

県としましては、引き続き、地域公共交通の充実に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(3)、サブスク制度の実証実験についてお答えいたします。

サブスク制度導入の課題については、料金やエリア等のサービスレベルの設定など、様々な要件について交通事業者の合意が必要であると考えております。県としては、バス利用の促進に向け、昨年９月に、わった～バス利用促進乗車体験事業を実施したところであり、同事業の成果を踏まえ、令和７年度に一定期間、路線バス及びモノレールの運賃を半額とする実証事業を実施することとしております。引き続き、公共交通の利用促進に向け取り組んでまいります。

同じく３の(4)、バス政策の見直しについてお答えいたします。

県内の公共交通においては、中南部都市圏の交通渋滞などの課題や人口減少などの社会構造の変化等も踏まえ、将来の公共交通の在り方を議論する時期に来ているものと認識しております。そのため県では、令和７年度から県内の移動利便性向上等に向けた新たなモビリティー構想の策定に着手することとしており、韓国など外国事例も踏まえながら検討していきたいと考えております。

同じく３の(5)、路線バス確保の取組についてお答えします。

県では、バス路線の維持・確保に向けて、生活交通確保維持改善計画を策定しております。現在、同計画においては38系統の赤字路線が位置づけられており、国、県、市町村が連携して欠損額を補助しております。また、運転手不足も課題となっていることから、交通事業者に対し、求人広告費や大型二種免許の取得経費を補助しております。これらの取組に加え、県外からの運転手確保に向けた渡航費等を補助することで、運転手確保の支援を強化していくこととしております。

次に４、子育て・教育行政についての中の(5)、公民館建設に係る一括交付金の活用についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金は、交付要綱上、沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等が対象とされております。これまで市町村においては、同交付金を活用して世代間交流施設や複合型防災・地域交流拠点施設など、地域の交流拠点となる施設を整備している例もあり、県としては、市町村から相談があった場合は、交付要綱上の要件を考慮の上、事業立案に向けた助言など必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、県政運営方針から知事の政治姿勢についての(4)、公文書管理条例の制定等についてお答えします。

県では、現在、文書管理規程において文書処理の原則、文書の処理方法等を定め管理を行っているところです。公文書が健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源であることに鑑み、公文書の適正な管理を図ることにより、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を果たす必要があります。そのため公文書管理条例において、職員は、意思決定に至る過程等を合理的に跡付け、または検証できるよう文書を作成しなければならないことを定めるほか、公文書の適切な保存のルール、歴史資料として重要な公文書の公文書館への移管、移管された公文書の県民の利用及び利用の促進、適切な公文書の管理を確保するための沖縄県公文書管理委員会の設置、職員に対する研修の実施について定めることとしております。

次に５、観光・スポーツ行政についての(1)、観光目的税の導入についてお答えします。

観光目的税検討委員会の提言を受け、法定外目的税制度協議会における協議、パブリックコメントの実施などの手続を経て、本議会への条例案提出を予定しておりました。令和６年12月に、石垣市議会、宮古島市議会及び竹富町議会から、離島住民の課税免除及び税負担の軽減措置を求める意見書が提出されたことを受け、要望事項に係る検討や税の導入に向けさらに丁寧な説明が必要なことから、本議会への提出を見送ることとしました。引き続き、法の趣旨目的及び適法性の確保に配慮しながら、課税免除の拡大や離島住民の負担軽減につながる使途事業の検討を行うとともに、離島市町村や関係団体の理解を得ながら６月議会への条例案提出を目指してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　２、米軍基地問題についての御質問のうち(2)、米軍関連事案の対応等についてお答えいたします。

一般論として、捜査は法と証拠に基づいて行うべきものであり、このことは被疑者の属性、例えば米軍人

であること等によって変わるものではございません。米軍関連事案の捜査については、刑事訴訟法や日米地位協定等に基づき、米軍捜査機関とも連携しつつ、必要な捜査を推進し、これまでも数多くの事件を検挙しているところでございます。

県警察におきましては、今後とも事件・事故が発生した場合には、被疑者の属性を問わず、法と証拠に基づき、適正に必要な捜査を尽くしてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、米軍基地問題についての(3)のうち、有機フッ素化合物調査の現状についてお答えいたします。

環境部では、普天間飛行場周辺の湧水等で検出されるＰＦＯＳ等について、汚染源の特定に係る科学的裏づけを得る目的で有機フッ素化合物汚染源調査に係る専門家会議を設置し、湧水等20か所及び観測井戸12か所で調査を行い検討してきたところです。去る２月４日に開催された最後の専門家会議において、同飛行場上流側の地下水では高濃度なＰＦＯＳ等は検出されず、下流側から検出される状況等から汚染源が同飛行場にあると推定される重要な根拠となると総括され、汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まったとされております。

次に６、土木建築・環境行政についての(5)、サンゴの現状、課題及び対策についてお答えいたします。

本県のサンゴは、近年、オニヒトデの大量発生もなく、平成28年の大規模白化から回復傾向にありましたが、昨年の高水温の影響により県内各地で白化現象が確認されています。サンゴの保全については、白化現象、オニヒトデの大量発生、レジャー利用による影響等への対応が課題になっていることから、県では、高水温に耐性を持つサンゴ種の探索やオニヒトデ大量発生の予察、レジャー利用者向けの手引書作成等を行っております。

県としましては、引き続き専門家等の意見を聞いて、サンゴの保全対策に取り組んでまいります。

同じく６の(6)、海岸漂着物に係る課題と対策についてお答えいたします。

海岸漂着物は、海外を発生源とするものが多く、毎年際限なく漂着するため、発生源対策と継続的な回収・処理が課題となっております。現在、国が９割を補助する地域環境保全対策費補助金を活用して、海岸管理者及び市町村、ボランティア団体の協力の下で回収・処理を行っており、回収された漂着物は適切に焼却または埋立処分されております。

県においては、海外を含めたボランティア団体と発生抑制に向けたワークショップを実施するなど普及啓発に取り組んでおり、国に対しても周辺国に働きかけるよう求めているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　２、米軍基地問題についての(3)のうち、ＰＦＡＳ等血中濃度検査についてお答えします。

ＰＦＡＳについて、現時点では血中濃度の基準に加え基準を超過した場合の対処方針が定まっていないことなどから、県独自の血中濃度調査を実施するには課題があるものと考えております。

県としては、公衆衛生学や疫学等に関する専門家の意見を聴取し、県民の健康影響についての対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　４、子育て・教育行政についての中の(1)、学校給食費無償化と地産地消についてお答えいたします。

学校給食費無償化につきましては、県の取組の第一歩として、令和７年４月から全ての市町村に対して、中学生の給食費の２分の１相当額の補助を行う予定としております。

また、学校給食における地産地消については、農林水産部など関係機関と連携し、学校給食と県産食材のマッチングや栄養教諭等に対する調理研修会などを実施しております。引き続き関係機関と連携し、学校給食における地産地消の推進に取り組んでまいります。

同じく(2)、生きる力を育む教育等についてお答えいたします。

児童生徒一人一人が将来自己実現を図り、夢や目標を達成するために、知・徳・体のバランスの取れた生きる力の育成を図る取組は重要だと考えております。

県教育委員会としましては、学力向上推進施策を基に、児童生徒一人一人のよい点などを積極的に見つける取組や地域の文化に誇りを持つ取組など、地域と連携した自己肯定感を高める教育の充実に努めてまいります。

同じく(4)、家庭の日、地域の日の目的と活用についてお答えいたします。

県教育委員会では、毎月第３土曜日のおきなわ地域

教育の日と第３日曜日の家庭の日を青少年の健全育成を考える日として推奨しております。今後とも、地域の実情や特色に応じて、地域の日、家庭の日を効果的に活用し、清掃活動などの地域行事や家族の絆を深める機会等を増やせるよう、関係団体等と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　４、子育て・教育行政についての中の(3)、無料塾についてお答えいたします。

県では、生活困窮家庭の児童生徒を対象に学習支援等を行う無料塾を県内５圏域に計33教室設置するほか、難関校等への進学希望者に対する民間学習塾16教室への通塾支援を行っております。運営上の課題としては、教室によって応募者に偏りが生じていることや、個々の習熟度に応じた学習支援が必要であることなどが挙げられます。

県としましては、引き続き関係機関との連携を強化し、事業の認知度向上及び利用促進に努めるとともに、個々の生徒に応じた学習支援に取り組んでまいります。

続きまして同じく４の(6)、運転免許の取得支援についてお答えいたします。

県においては、児童養護施設入所児童等に対し、児童保護措置費による助成や資格取得のための貸付け等を行っております。また、低所得者等を対象とした生活福祉資金貸付制度において、自動車教習所の費用等について貸付けを行っております。

県としましては、これらの制度等のさらなる周知に取り組み、自立を目指す方々に対する自動車運転免許の取得を支援してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　５、観光・スポーツ行政についての(2)、県のスポーツ施設整備計画についてお答えいたします。

県では、県全体のスポーツ振興等を図る観点から、各種競技のための施設として奥武山公園などに武道館や水泳プールなど８施設、県総合運動公園に陸上競技場など８施設を整備しております。

県としては、令和16年国民スポーツ大会を見据えた中長期的な観点から、市町村や競技団体等の意見を踏まえつつ、施設整備を行ってまいります。

同じく５の(3)、Ｕ－ 18 野球ワールドカップの取組状況と見解についてお答えいたします。

令和７年９月５日から開催予定のラグザス ｐｒｅｓｅｎｔｓ 第32回 ＷＢＳＣＵ－18 野球ワールドカップは、世界12か国から高校生世代のトップ選手が参加し、国内外から注目を集める大会になるものと考えております。現在、大会の周知広報等を始めており、令和７年度は大会運営の支援や戦後80年祈念事業として各国選手との平和交流にも取り組むこととしております。

県としては、引き続き国際競技大会等の誘致・開催に取り組み、スポーツアイランド沖縄の実現を図っていきたいと考えております。

同じく５の(4)、Ｊリーグ規格スタジアム整備の進捗と課題についてお答えいたします。

Ｊリーグ規格スタジアム整備については、有識者で構成する整備計画検討委員会を設置し、整備計画の策定に取り組んでおります。去る２月７日には、昨年開業した広島県のスタジアムで、先進事例の視察も兼ねた第２回委員会を開催し、段階的な観客席の整備、事業スキーム、県民・地域住民参加による整備の取組等について意見を伺っております。また、都市計画法の用途及び都市公園条例の建蔽率の緩和に係る法手続等については、那覇市、関係機関等と連携して取り組んでいるところです。

同じく５の(5)、沖縄独自の空手段位制度導入についてお答えいたします。

空手界との意見交換では、統一的な基準で多様な空手の魅力が失われるなどの懸念から、制度導入に慎重な意見が出ております。このことから、沖縄空手振興ビジョン推進会議等を活用し、制度創設の趣旨等を議論する場を設けるほか、随時、空手団体との意見交換を行っております。

県としては、引き続き、制度の創設によって得られる効果等について、空手団体への説明を丁寧に行い、取組の方向性等を整理してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　６、土木建築・環境行政についての(1)、住宅建設と設計の現状と課題についてお答えいたします。

県内の新設住宅着工戸数は、平成30年度は約１万6000戸でしたが、近年は１万戸程度で推移しております。

県としては、建築設計委託業務の適正な発注及び建

築技術者の育成が課題であると考えており、県発注の設計委託業務における適正な技術者単価の設定、技術者育成のための講習会の開催、若手建築士を対象とした設計競技の実施等に取り組んでいるところです。

次に同じく６の(2)、公共工事の県内企業受注状況と県の取組についてお答えいたします。

令和５年度における土木建築部、沖縄総合事務局等を合わせた公共工事発注件数748件、約3247億円のうち、県内企業は709件、約1561億円を受注し、受注率は件数で94.8％、金額で48.1％となっており、契約金額の受注率が低いことが課題となっております。県では、県内企業の育成のため、総合評価落札方式において下請活用やボランティア活動の実績を総合評価の評価項目としております。また、毎年度、沖縄総合事務局等に対して、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき要請を行っております。引き続き、県内企業のさらなる受注拡大に取り組んでまいります。

次に同じく６の(3)、地域人材の確保・育成と人材不足の政策についてお答えいたします。

県では、沖縄県建設産業ビジョン2018において、人材の確保・育成を喫緊の課題と位置づけ、建設企業、業界団体、県の各主体が取り組むべき施策を策定し、官民一体となって推進しております。

県としては、引き続き、週休２日工事やＩＣＴ活用工事の実施による建設業の働き方改革の推進を図るとともに、建設現場体験親子バスツアーを実施するなど、建設業の魅力発信に取り組んでいきたいと考えております。

次に同じく６の(4)、北部テーマパーク開園に向けた交通対策についてお答えいたします。

県では、関係機関が所管する交通課題への対応等について、共有・連携を図りながら交通対策に取り組んでおります。県管理の名護本部線においては、白銀橋（西）交差点改良やテーマパーク入り口右折帯設置工事に取り組んでいるところであります。また国においては、中長期対策として名護東道路の本部方面への延伸を検討しております。引き続き、国や名護市、今帰仁村などの関係機関と連携し、道路管理者として必要な対策を実施してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　それでは順を追って再質問させていただきます。

大枠の１の(2)、戦後100年を見据えたビジョンに関して、次期振計で直していくとの答弁がありました。私は、令和９年に見直しの予定がある振計でも見直していただきたい。なぜかというと、この国土のグランドデザインというのが今、新・沖縄21世紀ビジョンでは後ろのほうにあります。これを次期振計の理念のほうに位置づけていただきたい。そうしないとあらゆる施策がばらばらの施策になっているような気がしていまして、それをどのように皆さん考えているのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　御説明いたします。

今議員がおっしゃっていた新・沖縄21世紀ビジョン基本計画におけるグランドデザインというのは、確かに第６章のほうで記されております。これは、第３章から第５章まで書かれた各種施策を県土で見せた場合にはどういう形になっているかというのを示したのが、この第６章に示されている県土のグランドデザインでございまして、例えば今後20年とか30年とか、そういった先のグランドデザインではございません。議員から御質問のあった戦後100年を見据えたビジョンにつきましては、次期名称は仮称にはなると思いますが、次の21世紀ビジョンを編成する中で検討されていくものというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　この地方創生の理念は、地域の特性や発展を目指し、まち・ひと・しごとということになっていますので、ぜひしっかりその辺の方向性を示した次なるビジョンを策定していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして１の(3)、ウチナーンチュネットワークの継承・発展・強化について、先ほどいよいよ南米の県事務所の設置に向けて取り組んでいるということで大変喜んでおります。そういった中で、今ウチナーンチュの子どもたち、子弟が、留学の事業で１年間沖縄県に来ていると思います。そのウチナーンチュの子どもたちのさらなる交流を深めて発展につなげていくために、３年程度、沖縄県で任用職員として就労できないのか、各市町村とも連携してですね。いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、ウチナーンチュ子弟等を留学生として今現在受け入れております。コースとしては、県内大学で専門科目を修学する科目等履修生コースと、県内の日本語学校で数か月学んだ後、伝統芸能等の技術研修を受ける伝統芸能修得コースを実施しております。そし

て、令和６年度から新たに海外県人会とかからの要望を踏まえまして、県内大学で科目等履修生として６か月修学後、６か月企業等での研修を行う１年間の科目等履修生コースを新設したところです。今後も海外の県人会や若者世代のニーズを踏まえて、柔軟に対応していきたいと考えております。

今御提言のある県庁内での雇用や留学生の期間の延長については、本事業や市町村の子弟等受入れ事業との均衡、雇用形態等を考慮する必要がありますので、どのような対応が可能か担当部局と連携して研究してまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　しっかり検討していただきたいと思います。やはり長期的にここ沖縄県に滞在しないと、なかなか理解が得られない。今、ウチナーンチュネットワークの沖縄のルーツとしての部分はあるんですけれども、なかなかウチナーンチュとしての誇りの部分とかこういうのが薄れていますので、そういうものを継承するためにも任用職員等で長く沖縄にとどまっていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、イです。

ボリビアのオキナワ道路建設について、副知事そして知事、本当にありがとうございました。私も友人から連絡がありまして、もう大分進んでいるということで喜びの言葉がありました。第３移住地は中城のメンバーが結構いて、本当にもうこの事業が知事の要請で進んでいるということに感謝申し上げます。

そこで今、第３移住地と第２移住地を結ぶ工事ではあるんですけれども、この第３移住地からサンタクルスを結ぶ舗装工事もまだできていませんので、その辺もしっかり後押ししていただきたいと思いますけど、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　当初の計画では、第２移住地からサンタクルスまではボリビア側がやるという話だったと聞いています。今回、外務省を中心とした調整によって第３移住地まで日本が――約７割くらいですか、資金を出してやるということで合意をして、ようやくそこが進むという話になったようです。引き続き、外務省としては、第３移住地からサンタクルスについては、ボリビア側のほうに着工を求めていくという話で伺っております。県としても、そこを連携して取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　ぜひ、後押しのほうをお願いいたします。

続きまして１の(4)、公文書管理のほうに移らせていただきます。

この公文書管理の部分で職員ということになっておりますけれども、ここに三役の意思決定の記録というのはどうでしょうか。残るのでしょうか。今条例の中でどう考えていますか、お願いいたします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　本条例の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務執行のために作成をし、意思決定のために組織的に共有されたものとしております。実施機関の職員には、副知事も含まれます。一方、知事もメモ等を作成するという場面が出てくることがあると考えられますけど、そのメモとか指示文書の内容としましては、例えば自分の考えを整理するためのものとか、意見調整とか、政策形成の過程の前段階のアイデア的なものとか、多種多様なものがあることが想定されています。この全てを条例で対象として取り扱うということは実務的にも困難で、また知事と職員間の率直・闊達な意見交換、内外における円滑な調整を阻害するというようなおそれもあると考えています。知事のそういった指示や確認等については、どのような場面、内容のものを職員が経緯も含めた意思決定の過程の跡付けや検証に資する文書として作成するのか、そして作成したものについては、当然組織的に知事まで確認された後のものが文書になるかと思いますので、どういう場面でどのように作成するのかということをガイドラインにおいて整理していきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　高知県の条例の解釈運用基準には、この部分がはっきり明記されております。ですから、私は知事のファイルというのはもう最も大切な部分、意思決定の中で歴史的な宝だと思っております。それで、知事も２月６日の会見で、三役の意思決定に関する記録は当然条例の対象ということで明言しています。知事、その辺はどうでしょうか。しっかり落とし込むことが今の段階で必要だと思いますので、よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　先ほど総務部長から説明がありましたとおり、途中の様々な意思の確認、意見の交換などが非常に煩雑に行われることがよくございます。しかし、まだその段階は物事が固まっていく経緯の前段階のものもありますので、そういうことではなく

て、ガイドラインの中においては、その意思決定に至る段階での文書はやっぱりしっかりと保存していくべきであろうというように思いますし、その過程の前後においてどのような状況だったかということも含めてのそういう保存は可能であろうと考えています。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　この辺をしっかり今回明記していただいて、この公文書管理の条例等、ガイドライン、そして解釈運用の基準もつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これはまた仲宗根悟議員がやりますので、しっかりお願いいたします。

そしてもう一つ、国際関係者の招聘に関して、本当にありがとうございます。今、数多くの国際関係者の皆さんに沖縄に来ていただいて、沖縄の問題を発信していただくことはすばらしいことだと思っております。しかし、今その方々の現地視察や住民の皆さんとの意見交換、そういった交流の場が設定されているのか。それをしっかりしないと効果が出ないのではないかなと思っておりますけど、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　議員御指摘のように、海外の有識者を招聘した際には、当然シンポジウムだけではなく、沖縄の現状を見ていただくとともに意見交換をしていただくことは大変重要だと思っております。例えば、国連特別報告者のマルコス・Ａ・オレリャーナ氏につきましては、基地や汚染の専門家ですので、ＰＦＡＳ関連の施設等の視察を行っていただいております。そのほか、地元住民との意見交換というのをその場で設定したりしているところでございます。また、ピーター・カズニック教授につきましても、県内学生との対話とかそういう機会も設けていたところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　やはりそういった部分にも重きを置いてやっていただきたいと思います。

そして大枠の２、米軍基地問題について。

先ほど公室長からは官房長官が抗議をしたということでありましたけど、これ申入れなんですよ。私はこの林官房長官が抗議したと表明したのに対して、外務省は申入れということは、本当にもう最たるものだと思っておりますし、本当に抗議しないといけないと思っていますけど、どういうふうに考えておりますでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども申し上げましたとおり、日本政府は基地の提供責任者として、基地の在り方については責任を持っているものだと考えております。ですので、事件等が起こった場合はきっちりと米軍に対しても抗議・要請、あるいは綱紀粛正等を求めるというのは当然のことだというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣光栄議員。

○新垣　光栄 議員　続きまして(3)番、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ等）の件に関しても、これは本当にもう蓋然性が高いと、間違いないということで専門家会議座長の平田名誉教授は言っているわけですから、今政府のその辺の対応も本当にもう情けない対応です。そういった意味では、私は山本吉備中央町長が血液検査をしっかりやったと、もっとそういった実証を事実を積み重ねて突きつけなければいけないと思っております。そういった件も含めて頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

〔仲宗根　悟　議員登壇〕

○仲宗根　悟 議員　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

本日のしんがりを務めますけれども、よろしくお願いをいたします。

代表質問を行います。

おきなわ新風、仲宗根悟です。よろしくどうぞお願いします。

今日のお話は、44年越しの願いがかなったお話と48年越しの願いがかないそうというお話をさせていただきたいというふうに思います。

実は皆さん、2021年に私、大学のほうに入学をいたしました。44年前、一旦入ったんですけれども、父母に入学金と前期の授業料は出していただきたい、残りは夏休みと春休みにバイトで稼いで自分で学費を捻出するという条件で入りました。ところが夏休みにバイトをしましたけれども、何とこのバイト先が倒産してしまいまして授業料の捻出がかないませんでした。ということで、除籍になりました。それから、いつかはいつかはと思っているうちに、この年になってしまいました。それで、３日前の17日の月曜日に、卒業に必要な単位の――３年まで単位は頂いてきましたけれども、残りの単位の発表が月曜日にありました。何とか卒業にかなうような単位を頂きました。（拍手）　ありがとうございます。前半１年２年はコロナの影響もありましてリモートの授業が中心でありまして、議会にいても家にいても授業がかないました。ところが、

後半から対面授業になったんですよ。さあ大変。議会も行かなくちゃいけない、学校も顔を出さなくちゃいけない、どうしましょうということで、当時文教厚生委員会に所属をしておりましたので、委員会があるときにも期末試験と重なっていたり、いろいろありました。当時の末松文信文教厚生委員長にもお願いをして、当時のメンバーも何名かいらっしゃいますがお願いをして、試験を受けさせていただいたというようなこともありました。本当に当時の皆さん、ありがとうございました。願いがかないました。また来月、卒業式があるんですが、この日が何とまた議会日程と重なっているようです。この辺もまたお願いできればなと思っていますけれども、よろしくお願いをしてメーガチグヮー置いておきましょうね。よろしくお願いします。

それでは質問に入りたいと思います。

１、知事の政治姿勢についてです。

(1)、昨年11月の北部地域の豪雨災害を受けて、防災危機管理体制の強化を図るとしたがどのようになっているのか。また、被災者の生活再建に向けた見舞金は国や他県と比較してどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

(2)、ＪＴＡが2025年度中に那覇と台北を結ぶ定期便を就航させるとしています。今後、海外からの誘客に向けた海外航空路線の開設や拡充に向けた見通しはどうでしょうか。ＪＴＡは南西航空の後身で、県民の翼として県民に親しまれております。海外航空路線の開設は非常に誇りでありますし、また意義あることだと思います。今後の海外航空路線の開設に向けて見通しはどうなのかお聞きをしたいと思います。

(3)、今日の新聞にもありましたけれども、毎日のように架空料金請求詐欺やオレオレ詐欺など、特殊詐欺事件が県内で相当発生しています。被害状況と今後の対策について伺わせてください。

２、基地から派生する諸問題についてです。

(1)、パラシュート訓練で400キログラム余りの貨物が風に流されて伊江島周辺の海に落下した事故を受けて、伊江村は、村民を巻き込む重大な事態になりかねない事故だと訓練の中止を求めています。パラシュートの物資投下訓練は、過去にも少女を圧死させる事故や家屋損壊など重大な事故を引き起こした経緯があります。即刻中止すべきでありますが、県の見解を伺いたいと思います。過去にもパラシュートにつるされたトレーラーが訓練場を大きく外れて外で遊んでいた児童の家に落下するものと児童は思って、家の中にいた母に危険を知らせようと叫んで走っていたところを被害に遭ったと。そして命を奪われたという痛ましい事件が発生した。そういうことを想起させるような事故です。それも対処方をよろしくお願いをいたします。

(2)、嘉手納基地内の工事に伴い、工事車両の出入口の設置で国道58号沿いの歩道の一部が進入路に使用されていまして、通行止めの状態になっている。そういうことから、代替措置もないと住民から非常に不満の声が上がっています。県は実態を把握し対策を要請するべきと考えますが、いかがでしょうか。

(3)、嘉手納飛行場及び普天間基地での戦闘機の飛行訓練が夜遅くまで実施されていて、受忍限度をはるかに超える爆音を周辺住民にまき散らしております。生活破壊が続いています。県の対応と対策を伺います。

３、農林水産業の振興についてでございます。

(1)、21世紀ビジョン計画の将来像において、自立経済の構築に向けた重点産業の一つとして位置づけられた農林水産業の振興をどのように描いているのか伺いたいと思います。

(2)、本県基幹産業であるサトウキビの安定的な生産体制の確立は重要です。生産技術の向上や担い手の育成など取組状況と課題を伺いたいと思います。

(3)、おきなわブランドは都市圏への引き合いも高いとの評価を受けています。市場への安定供給は信頼される産地として形成されなければなりません。そのための施策をどのように展開しているのか伺います。

この件は、以前私たち議会で東京、大田市場のほうに視察に行きましたけれども、その担当者から非常にお叱りを受けたことがありました。台風なら分かると。ところが雨の降った次の日に荷物が届かない、作物が届かない、商品が届かないという苦情がありました。沖縄の県民性ですかとまで言われまして、この辺のところをカバーできているものだというふうに思っているんですが、その後の施策、展開状況をお聞きしたいと思います。

(4)、県外産地と市場競争力を確保するための輸送コストの低減対策や流通システムの便宜性も求められます。その取組を伺いたいと思います。

(5)、病害虫であるセグロウリミバエが本島内で確認をされました。県は対策を講じるとしていますが、その後の取組を伺いたいと思います。

(6)、水産業における新規就労支援、若手就労者の離職対策及び担い手育成を伺いたいと思います。

(7)、水産業における物価高騰対策の取組を伺います。

４、教育・福祉・医療についてであります。

(1)、政府は教職員の働き方改革の推進を図るため、2026年度から３年かけて公立中学校の１学級当たりの上限数を40人から35人へ引き下げるとしています。それに伴う県内の教員定数改善をどの程度で見込んでいるのか、どのような取組がなされているのか伺いたいと思います。これは説明に来た職員によりますと、県内は独自に35人編成でスタートし、令和３年度で完成したというふうな説明を受けました。全国でも先んじて行っているとのことでありますけれども、改めてそのことをアピールしていただきたいなというふうに思います。

(2)、離島における教職員の居住確保について、我が会派の９月代表質問において宮古は入居希望者の３割、八重山地区においては７割が教職員住宅に入居していると答弁がありました。入居できなかった教職員に対し民間賃貸物件などの借り上げを検討するとあったが、その後の取組について伺いたい。

(3)、本県の健康長寿の全国順位が男性45位、女性46位と前回調査よりも順位が大幅に後退したとしています。この調査結果をどのように受け止め、どのような施策で取り組むのか伺いたい。

(4)、公共施設は、障害者が利用しやすいようバリアフリー化が進んでいるように思いましたが、いまだに障害者しか気がつかないバリアが存在しているように思います。いま一度の点検が必要に感じるが県の見解を伺いたい。

(5)、県内のインフルエンザの患者数は減少傾向にあるとしています。百日ぜきの患者がまた急増しているとのことでありますけれども、今後の感染症に対する対応と対策について伺います。

５、商工労働行政についてです。

(1)、国の総合経済対策と歩調を合わせて本県経済の回復と活性化に向けて、人材不足や物価高騰の対策等に機動的に取り組んでまいりますとしていますが、どのような施策を展開しているのか伺います。

(2)、2050年カーボンニュートラルに掲げる本県エネルギーの脱炭素社会の実現に向けた取組について伺います。

(3)、本県の伝統工芸は、琉球王国時代に日本、中国、朝鮮、東南アジアとの貿易が盛んに行われた大交易時代とともに諸国の技法を取り入れ、気候・風土と相まって独自の文化を形成してきた歴史がある。伝統工芸の育成、啓発普及、消費拡大の取組について伺う。

(4)、本県の企業のほとんどが中小零細企業と言われています。経営基盤の強化を図り、安定経営のためのきめ細やかな支援が必要であります。その取組を伺いたいと思います。

６、雇用失業対策についてであります。

(1)、少子高齢化及び人口減少等の動向と課題を見据えた労働力の確保の取組をどのように図るのか伺います。

(2)、非正規労働者の処遇改善対策は大きな課題であります。公正な待遇を確保するための施策をどのように取り組まれているのか伺います。

(3)、今春卒業予定高校生の就職内定状況は、どのようになっているのか伺います。

(4)、多様な人材確保の観点から外国人労働者の受入れを積極的に推進すべきと考えるが、現在の状況と今後の取組について伺います。

(5)、離職を余儀なくされる駐留軍等労働者の雇用安定を図る取組について伺いたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

○中川京貴 議長　ただいまの仲宗根悟議員の質問に対する答弁は時間の都合もありますので、休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

答弁を求めます。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　仲宗根悟議員の御質問にお答えいたします。

まず、知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、防災危機管理体制の強化及び見舞金についてお答えいたします。

沖縄県では、防災関係機関との連絡体制の再構築や各機関の防災行動を時系列で見える化した、おきなわ県域タイムライン（仮称）の策定を今進めております。また、災害・危機事象の重複発生や多発化に対処するため、本年４月より、知事公室防災危機管理課を危機管理課と消防防災対策課の２課体制に再編することとしております。

災害時における支援金につきましては、被災者生活再建支援法において家屋の全壊10件が生じた災害等を基準に最大300万円を支給する制度があります。当該被災者生活再建支援法の適用に際し、同一の災害において同法の適用外となった市町村の被災者を救済するため、他県においては独自制度として、県と市町村の拠出による同法と同額の支援とする制度を創設してい

る自治体が見られます。沖縄県では、今回の北部豪雨災害に特化した独自の見舞金制度を創設し、同法の対象とならない準半壊等の世帯も対象として、最大200万円を使途を限定せず生活再建全般に活用できるよう支給するとしたところであります。なお、令和６年12月20日から申請受付を開始し、２月18日時点で準半壊以上の罹災証明書が発行された全65世帯に、合計3669万5000円の見舞金を支給しております。

沖縄県としては、引き続き被災者への支援に取り組んでまいります。

次に教育・福祉・医療についての御質問の中の４の(3)、健康寿命延伸に向けた取組についてお答えいたします。

昨年12月に厚生労働省から発表された令和４年の沖縄県の健康寿命では、男性71.62年、女性74.33年で、男女とも前回の値より短縮しており、平均寿命の延伸、健康寿命の延伸を目標に取組を推進してまいりました本県としては、この結果を厳しく受け止めております。健康寿命が短縮した要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響のほかに、働き盛り世代の年齢調整死亡率が高いことや、要介護３や要介護４といった中重度の要介護認定率が全国と比べて高いことなども要因の一つであると考えております。また、沖縄県の健康課題として、20歳から64歳までの働き盛り世代の年齢調整死亡率が高いことから、肥満の改善、働き盛り世代の健康づくり、市町村等との連携強化に重点的に取り組むこととしており、特に、健康経営のさらなる推進を図っているところです。今後は、医療と介護のニーズを併せ持つ方の増加が見込まれることから、医療や健康づくり等と介護や介護予防等の施策を一体的に切れ目なく、より積極的に推進してまいります。

次に、商工労働行政についての御質問の中の５の(3)、伝統工芸の育成等の取組についてお答えいたします。

沖縄県では、伝統工芸産業の振興に向け、伝統的な技術・技法の継承・発展を図るとともに、稼ぐ力を高め、足腰の強い産業としての持続的成長を目指して各種施策を実施しているところです。具体的には、各工芸産地組合が実施する後継者育成に対する支援を行うとともに、沖縄県工芸振興センターにおいては、金細工、織物、紅型、漆芸、木工芸などの高度工芸技術者の育成に取り組んでいるところです。また、毎年東京で開催する沖縄工芸フェアでは、本県工芸品を一堂に集め、展示販売や制作体験等を行うなど、作り手と使い手の触れ合いを通して、工芸品の販路拡大につなげております。さらには、おきなわ工芸の杜の拠点施設を活用した企画展示やイベント等による工芸品の普及啓発に取り組んでいるところです。なお、今日私が着ていますのは、首里織の部分あしらいをいたしましたかりゆしウエアで、このような手頃な製品が今市中で販売されているというところにも大変市民の関心が高いということも伺っております。

沖縄県としましては、引き続き各工芸産地組合をはじめ、工芸関係団体や市町村などとも連携を図りながら、県内工芸産業の自立的、持続的な成長に向け取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(2)、海外航空路線についてお答えいたします。

沖縄と海外を結ぶ航空路線は、令和７年１月末現在、韓国、中国、香港、台湾の東アジアを中心に22社、13路線、週214便が就航しております。また、来る４月には石垣島－香港路線の就航、那覇－シンガポール路線の増便など、海外航空路線の拡充が予定されております。

県としては、航空路線ネットワークの構築を目的とした展示商談会に参加するなど、東アジアのほか、戦略的開拓市場と位置づける東南アジアの路線誘致に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　１、知事の政治姿勢についての御質問のうち(3)、特殊詐欺の被害状況と対策についてお答えいたします。

令和６年中における県内の特殊詐欺の認知件数は171件、被害総額は約２億1400万円であり、いずれも過去最多の数字となっております。特殊詐欺の手口を見ますと、令和６年中には、例えば警察官をかたり、捜査名目で現金をだまし取る手口が増加したり、被疑者が国際電話番号を利用して電話をかけてくるケースが増加したりするなど、手口に変化が見られるところであります。

そこで、県警察としては、このような手口の巧妙化も踏まえ、犯罪実行者やその指示役を含む匿名・流動型犯罪グループに対する取締りを強化するほか、県民に対し、地域の防災無線、高齢者宅への戸別訪問、S

ＮＳ等を活用した注意喚起を効果的に行うとともに、金融機関の窓口やＡＴＭでの声かけ、コンビニエンスストアでの電子マネー購入者への声かけを働きかけたり、さらに金融機関が預金口座のモニタリングを行い、詐欺被害のおそれがある取引を検知して被害阻止につなげる取組を行うなど、事業者の方々とも連携し、特殊詐欺の被害を未然に防ぐ取組をしているところであります。今後とも、関係事業者等と連携しつつ、県民を詐欺被害から守るための対策を強化してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　２、基地から派生する諸問題についての中の(1)、物資投下訓練の事故についてお答えいたします。

去る１月16日、伊江島補助飛行場において、ＭＶ22オスプレイから訓練の一環として投下された重さ400キログラム以上の貨物が目的地から外れて提供施設区域外の洋上に落下する事故が発生しました。当該飛行場と貨物が落下したと見られる場所との間には住宅や畑などがあり、一歩間違えば住民等を巻き込む大惨事につながりかねず、大変遺憾であります。

県としては、米軍及び日米両政府に対し、実効性のある再発防止策を講じ公表すること、これらの対策を適切に講ずることができないのであれば、同飛行場における重量物投下訓練を行わないことを要請したところです。

同じく２の(2)、嘉手納飛行場内の工事に伴う影響の把握等についてお答えいたします。

嘉手納町によると、嘉手納飛行場内の工事に伴い、令和６年９月から令和８年11月までの間、国道58号の同飛行場側の歩道の一部が通行止めになっているとのことです。また、嘉手納町は、令和６年８月に沖縄防衛局から工事に係る通知を受け、住民生活への影響が出ないよう配慮を求める旨、口頭で申し入れているとのことです。

県としては、引き続き嘉手納町と連携し適切に対応してまいります。

同じく２(3)、嘉手納飛行場及び普天間飛行場の騒音についてお答えいたします。

県設置の航空機騒音測定局において、昨年11月14日午前２時過ぎに、嘉手納町屋良で99.6デシベルの、今月６日午後10時前には、宜野湾市上大謝名で122.5デシベルの最大騒音レベルがそれぞれ速報値で確認されました。深夜や夜間に発生するこのような騒音は、周辺住民の生活に深刻な影響を及ぼしているものと考えております。そのため県は、機会あるごとに日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用や外来機の飛来制限等を要請しているところです。米軍機による航空機騒音については、関係市町村と一層の連携を図り、取組を強めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　３、農林水産業の振興についての(1)、ビジョン実現に向けた取組についてお答えいたします。

県では、亜熱帯海洋性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、県産農林水産物の安全・安定供給と消費者信頼の確保、多様なニーズに対応するフードバリューチェーンの強化、担い手の経営力強化、農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進などに取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き、魅力と活力ある持続可能な農林水産業の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(2)、サトウキビの生産技術向上や担い手育成についてお答えいたします。

県では、サトウキビの生産振興を図るため、市町村、ＪＡ、製糖企業等と連携し、①早期高糖性等の新品種の育成・普及、②ハーベスタ等の導入による機械化促進、③農作業受委託組織の支援等による担い手育成対策、④さとうきび増産基金を活用した台風等への対策などの各種支援に取り組んでおります。課題としましては、高齢化等による作付面積の減少や台風、干ばつ等、気象災害への対応などがあります。引き続き、関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

同じく３の(3)、おきなわブランド確立の施策についてお答えいたします。

県では、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化に向けて、消費者や市場に定時・定量・定品質で供給できる産地を拠点産地として認定し、産地の育成強化を図っております。具体的には、台風等の気象災害に対応した栽培施設や生産基盤整備の推進、多様な担い手の育成・確保やスマート農林水産業の推進、他産業との連携による農林水産物の付加価値向上などの各種施策に取り組んでおります。引き続き、関係団体等と連携を図り、おきなわブランドの確立に向け取り

組んでまいります。

同じく３の(4)、流通コストの低減及び流通システムに係る取組についてお答えいたします。

県では、持続可能な物流ネットワークを構築し、農林水産業及び離島地域の稼ぐ力の向上を目的に、県外出荷等に係る輸送費や流通環境改善に向けた補助を行っております。令和４年度からは、補助対象品目を拡充するとともに、北部・離島地域では、一次加工品の出荷も対象とするほか、離島から本島への出荷に対しても補助しております。あわせて、持続可能な県外出荷等の物流ネットワークの構築に向けた離島市町村や民間事業者が実施するコールドチェーン体制の確立に係る取組への補助も行っております。

同じく３の(5)、セグロウリミバエ対策についてお答えいたします。

令和６年３月に確認されたセグロウリミバエは、９月補正予算を計上するなど防除対策を実施してまいりましたが、現在、本島北部を中心に12市町村で発見されております。そのため、今回の補正予算で約４億9000万円を計上し、雄を誘引して殺虫する誘殺板33万枚を本島各地に集中的に設置します。誘殺板により雄の密度を低下させた後、６月から不妊虫の放飼を開始することで、本害虫の防除を進めることとしております。引き続き、国や市町村等と連携し、防除対策の徹底に努めてまいります。

同じく３の(6)、水産業における担い手の確保・育成についてお答えいたします。

本県の令和５年の漁業就業者数は3266人で、平成30年に比べ11.4％減少しております。そのため県では、漁業関係団体と共に漁業就業支援フェアによる新規就労支援に取り組んでおります。また、担い手育成として青年漁業士等の養成を行い、さらに、新規漁業就業者の定着を図るため、今年度から若年層の漁業者を対象に経営診断等の支援を開始したところです。引き続き、漁業関係団体等と連携し、水産業における担い手の確保・育成に努めてまいります。

同じく３の(7)、水産業における物価高騰対策についてお答えいたします。

県では、これまで燃油費緊急支援事業や養殖用配合飼料価格急騰対策事業により、燃油費や養殖用配合飼料費の高騰分に対する支援を実施してきたところであります。令和７年度からは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した漁協等における物価高騰対策利子補給事業により、漁協等が金融機関から借り入れる運転資金の利子補給を予定しております。引き続き、物価高騰による水産業への影響緩和に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　４、教育・福祉・医療についての中の(1)、国における中学校の35人学級推進に係る県の取組等についてお答えいたします。

国においては、令和８年度から中学校にも35人学級を推進する方針であると承知しております。県教育委員会では、既に市町村立中学校で35人学級を実施していることから、現時点においては、教員定数の大きな変動はないと考えております。

県教育委員会としましては、国の動向等を注視するとともに、引き続き、全国都道府県教育長協議会等を通して、定数改善を国に要望してまいります。

同じく(2)、離島における教職員の住宅確保についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和６年４月時点で、宮古、八重山及び久米島の３地域に29棟162戸の県立学校の教職員住宅を設置しております。

県教育委員会としましては、住宅事情が厳しい宮古・八重山地区に赴任する教職員の住居をより多く確保するため、次年度から県立学校の教職員を対象として、民間賃貸物件の借り上げを実施する予定です。引き続き、離島に赴任する教職員が職務に従事できる環境の整備に取り組んでまいります。

続きまして６、雇用失業対策についての中の(3)、新規高卒者の就職内定状況についてお答えいたします。

県教育委員会調査による県立高校の就職内定率は、令和７年１月末現在で前年度比2.4ポイント増の77.7％となっております。県教育委員会では、就職未決定者の内定に向けて、就職担当教諭やキャリアコンサルタントによる面談指導の強化を図るとともに、ハローワーク等の関係機関と連携した就職支援を行っているところであり、引き続き、新規高卒者の就職内定率向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　４、教育・福祉・医療についての御質問のうち(4)、公共施設のバリアフリー化に係る点検についてお答えします。

県としましては、公共施設の設置者や管理者が利用者の意見等を勘案し、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設を整備することが重要であると考えており

ます。県では、公共施設のバリア――障壁について障害のある人から寄せられる御意見に対して真摯に耳を傾けるとともに、必要に応じて施設の設置者や管理者等と調整を行うなど、障壁の除去が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　４、教育・福祉・医療についての(5)、今後の感染症への対応と対策についてお答えします。

本県においては、感染症法に基づく感染症発生動向調査により、感染症の発生情報や病原体情報の正確な把握と分析を行い、毎週ホームページ等により、情報提供を行っているところです。また、必要に応じてプレスリリース等により、手洗いやせきエチケット等の基本的な感染予防対策について県民や医療機関等へ注意喚起を行っています。さらに、リーフレットを作成、関係機関に配布する等、感染症の予防啓発に取り組んでいます。

県としては、引き続き関係機関と連携しながら感染症対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　５、商工労働行政についての中の(1)、県経済の回復と活性化に向けた施策展開についてお答えいたします。

県においては、これまで国の経済対策で措置された重点支援地方交付金等を活用し、県内の生活者や事業者への支援等の様々な施策を推進してきたところです。

県としては、引き続き国の新たな総合経済対策を活用しながら、幅広い分野への物価高対策に取り組むとともに、県内各産業におけるＤＸ推進による労働生産性の向上など、県経済の回復を確かなものとし、さらなる成長につなげるよう各種施策を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　亨　商工労働部長登壇〕

○松永　亨 商工労働部長　５、商工労働行政についての(2)、脱炭素社会の実現に向けた取組についてお答えします。

県では、2050年度脱炭素社会の実現に向け、2030年度の再エネ電源比率の目標を18％としており、2022年度は前年度比0.9ポイント増の12％となるなど、一定の進捗があるものと認識しております。

県としましては、再エネ電源の主力である太陽光やバイオマス発電の導入拡大に取り組むほか、新たな再エネ電源として、洋上風力や水素等の次世代エネルギーの可能性調査等を実施しているところです。加えて、税制上の特例措置の活用等により、民間事業者の投資を誘発し、さらなる再エネ導入を促進してまいります。

同じく５の(4)、本県企業の経営基盤強化に向けた支援についてお答えします。

県では、中小企業等の振興・育成に向け、毎年度、中小企業支援計画を策定し、経営基盤の強化、経営革新の促進、資金調達の円滑化など、様々な施策を総合的に展開しております。具体的には、企業の経営安定に向け、商工会・商工会議所等における経営相談、デジタル化支援、事業承継の促進、県融資制度の活用促進による資金繰り支援などに取り組んでいるところです。

県としましては、今後とも関係機関と密に連携しながら、中小企業等の経営基盤の強化に努めてまいります。

６、雇用失業対策についての(1)、労働力の確保の取組についてお答えします。

県では、労働力の確保に向け、国や関係機関と連携し、多様な人材の掘り起こしに取り組むほか、ＵＩＪターンの推進等を図っております。また、グッジョブセンターおきなわでは、企業向けの人材確保に関する相談支援を実施するほか、求職者に対しては、女性や高齢者、就職困難者など多様な人材の就労支援にワンストップで対応し、労働参加を促す取組を実施しております。さらに、障害者等に対する就労・定着支援、外国人雇用に係る相談対応などにも取り組んでいるところです。

同じく６の(2)、非正規労働者の処遇改善策についてお答えします。

県では、非正規労働者の処遇改善を図ることを希望する県内企業に対して、社会保険労務士等の専門家を派遣し、社内における有給休暇や育児・介護休業制度の整備、賃金規程の見直しなどの支援を行っております。また、事業主に向けたセミナーを開催し、同一労働同一賃金や労働条件通知書の明示等について周知を図っているところです。

県としましては、引き続き正規雇用の拡大等に向けた施策と併せ、非正規労働者の処遇改善に取り組んでまいります。

同じく６の(4)、外国人労働者の受入れの現状と今後の取組についてお答えします。

県では、外国人材雇用の相談窓口の設置やセミナーの開催などにより、企業の外国人材の受入れ環境の整備を支援するとともに合同企業説明会を開催するなど、企業の外国人材の確保を支援しているところです。また、県内の外国人労働者に対しては、研修などにより、企業での定着を支援するほか、県内の留学生に対しては、セミナーの開催などを通して県内企業への就職を促進しているところです。今後も、企業と外国人の双方への支援を通して受入れ促進に取り組んでまいります。

同じく６の(5)、駐留軍等労働者の雇用安定を図る取組についてお答えします。

離職を余儀なくされる駐留軍等労働者の雇用の安定につきましては、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき、離職前職業訓練や最長で３年間にわたる就職指導など、直接の雇用主である国が責任を持って取り組むこととなっております。

県としましては、在沖米軍再編等に伴い離職者の発生が想定される場合、沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会を開催し対応するなど、国及び関係市町村と連携しながら駐留軍等労働者の雇用対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明21日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時21分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子

令和７年２月21日

令和７年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第４号）

令和７年 第１回 沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

令和７年２月21日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第4号

令和７年２月21日（金曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問

出　席　議　員（44名）

48番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	島尻忠明　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	喜友名智子　議員	26番	新垣光栄　議員
5番	大田　守　議員	27番	上原快佐　議員
6番	高橋　真　議員	28番	玉城健一郎　議員
7番	宮里洋史　議員	29番	山里将雄　議員
8番	徳田将仁　議員	30番	糸数昌洋　議員
9番	比嘉　忍　議員	31番	仲里全孝　議員
10番	新垣善之　議員	32番	仲村家治　議員
11番	新里　匠　議員	33番	下地康教　議員
12番	平良識子　議員	34番	座波　一　議員
13番	比嘉瑞己　議員	35番	新垣　新　議員
14番	次呂久成崇　議員	36番	大浜一郎　議員
15番	米須清一郎　議員	37番	渡久地　修　議員
16番	幸喜　愛　議員	38番	仲宗根　悟　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	47番	島袋　大　議員

欠　席　議　員（１名）

4番　儀保　唯　議員

欠　　員（３名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー　知事　　照屋義実　副知事

池田竹州	副知事	諸見里真	文化観光スポーツ部長
小川和美	政策調整監	前川智宏	土木建築部長
溜政仁	知事公室長	宮城力	企業局長
宮城嗣吉	総務部長	本竹秀光	病院事業局長
武田真	企画部長	友利公子	会計管理者
多良間一弘	環境部長	金城康司	総務部財政統括監
北島智子	生活福祉部長	半嶺満	教育長
真鳥裕茂	こども未来部長	小堀龍一郎	警察本部長
糸数公	保健医療介護部長	下地誠	労働委員会事務局長
前門尚美	農林水産部長	森田崇史	人事委員会事務局長
松永享	商工労働部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城亮	課長補佐
前田敦次	長	安田健主	査
中村守	議事課長	比嘉太一主	査

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

なお、令和７年２月13日付各議員に通知いたしました「返付した「甲第１号議案　沖縄県一般会計予算」と「代表質問、一般質問及び議案に対する質疑」の通告との関係について」の文書のとおり行うことといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

糸数昌洋議員。

〔糸数昌洋　議員登壇〕

○糸数　昌洋 議員　議場の皆様、そして県民の皆様、おはようございます。

本日代表質問の最終日、トップバッターを務めます糸数昌洋でございます。

公明党県議団を代表いたしまして、早速ではございますが質問を行います。

初めに１、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、沖縄県が平成27年度から米国ワシントンに駐在職員を配置してきた事業について、数々の法令違反と議会・県民への報告義務を怠ってきた事実が明らかとなり、決算不認定をはじめ調査特別委員会の設置及び監査請求が行われる事態となっている。当時の知事の政治的判断による事業であり、県民の税金を活用する際には、他の事業にも増して慎重な手続と法令の遵守が伴うことは言うまでもない。９年目にして明らかとなったこれらの不適切な違法行為に対する知事の認識を問う。

２、知事公約の重点政策について、以下伺います。

(1)、「県民のいのちと暮らしを守る」について、適切な価格転嫁・賃上げに向けた各種支援策に取り組むとありますが、県内の現状と主な施策の取組を問う。

(2)、「辺野古新基地建設反対をつらぬく」について。

ア、知事公約は「反対をつらぬく」ことにあるのか、建設阻止にあるのか見解を問う。

イ、この公約がワシントン駐在の主要目的でもあると思うが、その費用対効果を問う。

(3)、「子どもは沖縄の未来」について。

ア、県政の最重要課題である子どもの貧困解消に向けた事業の進捗状況と今後の取組を問う。

イ、学校給食費無償化について、多くの市町村が中学生に加え小学生への補助を実施し、保護者の負担軽減を図ろうとしているが、県の対応を問う。

(4)、「安全・安心の沖縄へ」について。

ア、近年の災害の激甚化及び昨年の北部豪雨災害への対応の反省等を踏まえ、今後の防災・減災及び危機管理体制への対策を問う。

イ、離島振興について、「離島振興なくして沖縄の振興なし」とうたい、県政の最重要課題と位置づけて

いるが、新年度の離島振興への取組を問う。

(5)、「自然環境と文化・伝統が調和する沖縄」について。

ア、県の地球温暖化対策の進捗状況と今後の取組を問う。

イ、国立自然史博物館の設立誘致の早期実現に向けた取組を問う。

ウ、伝統文化の継承・発展及び文化芸術の振興発展に向けた取組を問う。

(6)、「限りない沖縄の可能性を未来へ」について。

ア、国内外への市場開拓、域内経済循環の拡大、収益力強化を図る具体的取組を問う。

イ、沖縄観光の持続可能な振興への取組について問う。

ウ、交通渋滞対策と公共交通ネットワーク構築への取組を問う。

３、平和行政について伺います。

(1)、さきの大戦の終結より80年の節目を迎えるが、県の平和祈念事業の取組を問う。

(2)、去る２月７日に、県・市町村平和施策関係連絡会議が初開催されたとの報道があった。開催概要と今後の展開を問う。

(3)、節目となる慰霊の日について、国内各政党の党首や各県知事及び国内外の関係者を招き、沖縄から平和発信の意義をとどめる開かれた追悼式にしたらどうか、見解を問う。

(4)、米軍関係の事件・事故が後を絶ちません。日米地位協定改定に向けた県の取組を問う。

(5)、公明党は、戦後80年の節目に向け、昨年来、平和創出ビジョンの策定に取り組んでいる。ビジョンの中に、多国間の安全保障対話の枠組みであるアジア版ＯＳＣＥ（欧州安全保障協力機構）構想を盛り込む予定であるが、知事の見解を問う。

(6)、公明党は、唯一の被爆国である日本が核保有国と非保有国の橋渡し役を担うため、来月開催される核兵器禁止条約の第３回締約国会議に政府がオブザーバー参加するよう一貫して求めている。しかしながら、先日18日、政府はオブザーバー参加を見送る方針を決定。公明党の斉藤代表は、「誠に残念でならない。」、「公明党は引き続き、政府のオブザーバー参加を求めていきたい。」とのコメントを発表したところです。３月にニューヨークで開かれる会議には、公明党から議員を派遣するとともに、終了後にはその会議の報告を直接首相や外相に届けて会合の成果を検証するよう求めることにしています。オブザーバー参加に対する知事の見解を問います。

４、沖縄県公文書等の管理に関する条例案について伺います。

(1)、今議会に提案されている条例案について、対象文書に特別職が作成・取得する文書を明記すべきとの指摘がある。特別職を明記しなかった理由は何か。また、条例案への追記修正について知事の見解を問う。

５、物価高騰対策について伺います。

(1)、国の重点支援地方交付金の活用状況と取組を問う。

(2)、米の価格高騰が家計を強く圧迫している。値上がりが続く背景には、価格上昇を見込んだ一部の小規模の集荷業者らが在庫を積み増しして売惜しみする投機的な動きがあると指摘されている。公明党は今月３日の衆議院予算委員会で、政府備蓄米の機動的な放出で投機的な動きができないような流れをつくってもらいたいと要請。今後の適切な価格への呼び水となるよう期待をしておりますが、本県の状況と対応について問う。

(3)、物価高騰対策において、特に高齢者や収入の少ない生活困窮者に対する支援について、県の具体的な施策の取組を問う。

６、観光行政について伺います。

(1)、観光目的税の導入について、去る11月定例議会において、私は離島住民が観光目的以外の通院等の理由で島外に宿泊せざるを得ない場合などでも課税対象とすることに納得がいかないと質問をいたしました。今議会への条例案提出を見送るとしたことの理由と今後の対応を問う。

(2)、「ラーケーションの日」制度について、愛知県が先行導入しているが、制度の意義と本県における導入に向けた見解と取組を問う。

このテーマにつきましては、昨年９月定例議会で玉城健一郎議員が詳細に取り上げておりますので、少なくとも制度導入に向けた一歩前進の答弁をお願いしたいと思います。

７、中小・小規模事業者支援について伺います。

(1)、運送業における下請け等の事業者の労務単価の改善について、県の認識と取組を問う。

(2)、建設業の処遇改善につながる公共工事の設計労務単価の引上げについて、県の現状と引上げの必要性の認識を問う。

８、道路・上下水道行政について伺います。

(1)、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、公明党は国に対し、上下水道の強靱化などを求める緊急提言を行った。再発防止のため、政府は下水道

を管理する全国の自治体に緊急点検を要請しているが、県の現状と対応及び課題を問う。

(2)、県道等の修繕を要する箇所の情報をいち早くキャッチし、事故を未然に防ぐ道路投稿情報アプリなどの仕組みの導入について、昨年の土木環境委員会において提案し前向きな答弁をいただきましたが、その後の導入への取組について見解を問う。

９、健康・医療・福祉行政について伺います。

(1)、かつての長寿県沖縄の健康危機が叫ばれて久しい。県民の健康課題と改善に向けた取組を問う。

(2)、帯状疱疹ワクチンが本年４月より定期接種化され接種費用の一部が公費助成されますが、県内市町村及び本県の対応について問う。

10、教育・スポーツ行政について伺います。

(1)、県の奨学金返還支援事業の実績と今後の取組を問う。

(2)、災害時に避難所となる学校体育館の空調について、整備の加速化のための空調設備整備臨時特例交付金が新設されましたが、本県の取組を問う。

(3)、Ｊリーグ規格スタジアムの整備について、進捗と今後の取組を問う。

最後に11、離島の諸課題解決について伺います。

(1)、小規模離島における職員確保支援について問う。

(2)、離島における遠隔診療の実施状況と取組を問う。

(3)、久米島町の松くい虫被害への今後の対応について問う。

以上で、壇上での質問を終えます。答弁のほど、よろしくお願いをいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

糸数昌洋議員の御質問にお答えいたします。

知事公約の重点政策についての御質問の中の質問要旨２の(2)のア、「辺野古新基地建設反対をつらぬく」についてお答えいたします。

私は、辺野古新基地建設の是非が明確な争点となった県知事選挙において、「辺野古新基地建設反対をつらぬく」との公約を掲げて当選し、県民の負託を受けております。また、辺野古新基地建設に反対する民意は、辺野古埋立ての是非に絞って行われた県民投票で明確に示されております。しかしながら、政府はこのような民意を一顧だにせず工事を強行し続けております。

沖縄県としては、県民の願いである普天間飛行場の一日も早い危険性の除去と早期閉鎖・返還を日米両政府に求めるとともに、辺野古新基地建設の断念と対話による解決を求める姿勢を堅持し、引き続き全身全霊で取り組んでまいります。

次に２の(4)のイ、新年度の離島振興への取組についてお答えいたします。

沖縄県では、これまで離島振興計画に基づき、空港・港湾・道路等の交通基盤、農林水産業等の生産基盤、交通・生活コストの負担軽減、教育、医療、福祉など定住条件の整備に取り組んでまいりました。令和７年度においては、これらの取組に加え、新たに離島でのテレワーク拠点整備やガソリンスタンドの法定検査費等の支援、離島町村の業務効率化に向けた取組、離島・過疎地域におけるＥＶの導入支援などを実施してまいります。引き続き離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下、県政の最重要課題と位置づけて取り組んでまいります。

次に、平和行政についての御質問の中の３の(6)、核兵器禁止条約締約国会議への参加についてお答えいたします。

2024年ノーベル平和賞に被害者の立場から核兵器廃絶を訴えてきた日本原水爆被害者団体協議会、略して日本被団協が受賞いたしました。また、今年１月には、長崎県及び広島県が政府に対して核兵器禁止条約への署名・批准や会議へのオブザーバー参加を要望するなど、核兵器廃絶に向けた国内外の機運が高まっているものと承知をしております。沖縄県では、全ての核兵器の製造・実験等に反対するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行ったほか、核兵器を禁止し廃絶する条約を締結することを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に沖縄県知事として署名をしております。日本は唯一の戦争被爆国であることから、条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有し国際社会を主導するため、核廃絶に向けた議論に加わることは重要であると考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)、ワシントン駐在に係る認識についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たっては、文

書による意思決定がなされず、その結果として様々な改善を要する事態が生じ、令和５年度決算の認定に関する議案の否決や、いわゆる百条委員会の設置に至ったことは重く受け止めております。このため、昨年12月、同社の設立を追認した上で、同社の株券を公有財産台帳に登載するとともに、駐在職員について営利企業従事許可の手続を行うなど必要な措置を講じたところです。また、去る２月10日には同社の経営状況を議会に報告したところです。先般、これらの措置状況を議会に報告し公表したところですが、引き続き議会や県民の皆様に対して丁寧な説明に努めてまいります。

次に２、知事公約の重点政策についての中の(2)イ、ワシントン駐在の費用対効果についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、辺野古新基地建設問題をはじめ沖縄の基地問題の解決について、米国政府等に対し精力的に働きかけてきました。これにより、連邦議会調査局報告書における在沖米軍に関する正確な記載がなされ、また、2021年度国防権限法案に関する書面に辺野古新基地建設に係る懸念事項が明記されたほか、昨年の米軍人による性的暴行事件の発覚後には、米国政府関係者等に対し、速やかに県の対応を説明することができました。また、昨年９月の知事訪米に際しては、共和党系シンクタンクでの講演や県産品販売促進に向けたトップセールスといった新たな取組を実現しております。このように、ワシントン駐在は沖縄の基地問題の解決を図るために重要な役割を果たしており、引き続き活動を継続していくことが重要であると考えております。

同じく２(4)ア、今後の防災・減災対策と危機管理体制についてお答えいたします。

県では、昨年11月の北部地域における大雨の対応について振り返りを行うとともに、防災関係機関との連絡体制の再構築や各機関の防災行動を時系列で見える化した、おきなわ県域タイムライン（仮称）の策定を進めております。また、災害・危機事象の重複発生や多発化に対処するため、本年４月より、知事公室防災危機管理課を危機管理課と消防防災対策課の２課体制に再編することとしております。引き続き市町村等と連携して、防災力のさらなる強化に全力で取り組んでまいります。

次に３、平和行政についての中の(1)、戦後80周年平和祈念事業の取組についてお答えいたします。

県では、戦後80周年平和祈念事業として40事業を計画しております。主な取組のうち施設整備については、沖縄県平和祈念資料館の展示更新、第32軍司令部壕の保存・公開等に向けた取組を行う予定です。また、平和の礎刻銘者のインターネット公開と仮想空間（メタバース）の整備、国連関係者等招聘によるシンポジウムの開催などの新たな平和発信に取り組むこととしております。さらに、子どもや若者への沖縄戦に係る舞台の体験を通した学びなど、次世代継承に向けた新たな平和学習に取り組むこととしております。あわせて、県内平和関連施設の連携ネットワーク強化のほか、伝統芸能でつなぐ平和の心など平和関連イベントを開催する予定です。

同じく３(2)、沖縄県・市町村平和施策関係連絡会議についてお答えいたします。

沖縄県・市町村平和施策関係連絡会議は、沖縄県全体の平和施策の推進に当たり、県と市町村の連携を確保し、各施策の効率的・効果的な実施、連絡調整、情報共有等を行い、平和施策の総合的な推進に資することを目的として設置しました。第１回目の会議を今年２月７日に開催し、戦後80周年平和祈念シンボルマークの活用や令和７年度の県と市町村が取り組む予定の平和関連事業について共有したところです。

県としては、今後とも同会議を開催するとともに、県のホームページにおいて戦後80周年特設サイトを開設し、県と市町村等のイベントを県民に周知する等、平和施策を効果的に推進してまいりたいと考えております。

同じく３(4)、日米地位協定改定に向けた取組についてお答えいたします。

県としては、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善や補足協定の見直しだけでは不十分であり、国内法の適用など日米地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。そのため県では、機会あるごとに日米両政府に対し要請を行っており、昨年12月の防衛大臣への要請においても、同協定の見直しを求めております。引き続き他国地位協定調査の成果を活用するなど、全国知事会や渉外知事会等とも連携し、日米地位協定の見直しに向けた取組を強化してまいります。

同じく３(5)、アジア版ＯＳＣＥ構想についてお答えいたします。

公明党がアジア版の欧州安全保障協力機構を構想していることは、報道により承知しております。

県としては、アジア太平洋地域における発展と安定を維持するためには、抑止力の強化だけではなく、平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成が重要であり、多様な分野において協議・交流を重ねる必要があると考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　２、知事公約の重点政策についての(1)、価格転嫁・賃上げに向けた県内の現状と取組についてお答えします。

民間の調査によりますと、この１年で価格転嫁をした企業は55.4%、今年度賃上げを実施した、実施予定の企業は79.9%となっております。県では、賃上げにつながる企業の稼ぐ力の強化に向け、デジタル化や新製品開発の促進など各種施策を推進するとともに、価格転嫁や賃上げに取り組む企業の認証制度等の周知、事例等を紹介するシンポジウムの開催に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き関係機関等と連携しながら、適切な価格転嫁と賃上げに向けた環境整備に努めてまいります。

同じく２の(6)のア、国内外への市場開拓等の取組についてお答えします。

県では、県産品の販路拡大に向け、県外・海外事務所を活用し県産品プロモーションを実施するとともに、県内事業者が行うバイヤー招聘、沖縄フェア開催等の取組を支援しているところです。域内経済循環の拡大に向けては、県産品の優先使用や需要拡大に取り組むとともに、製造業と観光業、農業などの産業間連携の促進を図っております。県内事業者の収益力強化につきましては、付加価値の高い製品開発、県内企業間のマッチング、生産性向上に向けた技術開発等を支援しております。

10、教育・スポーツ行政についての(1)、奨学金返還支援事業の実績と今後の取組についてお答えします。

今年度の奨学金返還支援事業につきましては、令和７年１月末時点で63社、281名、補助総額約1420万円となっており、令和４年度の制度創設以来、着実に増加しております。現在、建設業やサービス業などの企業に多く活用いただいておりますが、今後はより幅広い業種の企業への活用を促進するため、圏域別説明会の開催や商工会との連携による事業案内などによる周知広報を行っているところです。また次年度は、目標を100社に増やし、予算をさらに拡充して取り組む計画としております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　２、知事公約の重点政策についての(3)のア、子どもの貧困対策事業の進捗状況と今後の取組についてお答えいたします。

国、県、市町村の連携による子どもの貧困対策の推進により、令和６年９月時点で市町村主体の子どもの居場所は205か所となり、困難を抱える子どもやその家庭につながる体制が構築されてきました。しかしながら、今般の物価高騰の影響等により、子どもとその保護者を取り巻く環境は依然として厳しく、引き続き貧困対策を推進していく必要があります。

県としましては、子どもへの学習支援や困窮世帯への食支援を含めた訪問支援など、施策の充実強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　２、知事公約の重点政策についての中の(3)のイ、学校給食費無償化についてお答えいたします。

学校給食費無償化につきましては、県の取組の第一歩として、令和７年４月から全ての市町村に対して、中学生の給食費の２分の１相当額の補助を行う予定としております。今後の拡充につきましては、その効果検証や国の無償化制度の動向等を踏まえ検討してまいります。

続きまして10、教育・スポーツ行政についての中の(2)、空調設備整備臨時特例交付金の活用についてお答えいたします。

国においては、近年の自然災害の激甚化等を踏まえ、避難所となる体育館の空調設備の整備を加速させるための特例交付金が創設されております。昨年は台湾付近の地震等もあり、避難所機能の強化が求められていることから、県教育委員会では本特例交付金の活用を促すため、市町村教育委員会教育長・教育委員研修会等で周知を図るほか、来る３月にはオンライン意見交換会も予定しております。また、避難所に指定されている県立学校においても本特例交付金の活用の検討を始めたところであり、引き続き市町村と連携し、防災機能の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、知事公約の重点政策についての(5)のア、地球温暖化対策の進捗状況と今後の取組についてお答えいたします。

県では、第２次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、2030年度までの中期目標として、県内の温室効

果ガス排出量を2013年度比で31％削減することを掲げています。2022年度の県内の温室効果ガス排出量は、速報値で1170.6万トンであり、前年度と比較すると42万トン増加しておりますが、基準年度である2013年度と比較して6.8％減少しております。

県としましては、当該中期目標の達成に向けて、引き続き再生可能エネルギーの導入拡大や運輸部門の低炭素化など、同計画で掲げた150の施策を推進してまいります。

同じく２の(5)のイ、国立自然史博物館の設立誘致の取組についてお答えいたします。

県は、これまで県内外でのシンポジウム開催などを実施してきており、今年度も沖縄の産業まつりや大型商業施設での企画展等の実施、県外自然史フェスティバルへの出展等、普及啓発の方法を工夫しながら機運醸成を図っております。また、県民等のさらなる機運醸成のために、今年度から誘致に当たってのコンセプト等の調査検討を実施しているところです。

県としましては、次年度も引き続き、県内外の機運醸成や国への要請等の取組を強化してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　２、知事公約の重点政策についての(5)のウ、伝統文化の継承・発展及び文化芸術の振興・発展の取組についてお答えいたします。

県では、平成25年に沖縄県文化芸術振興条例を制定し、伝統的な文化の継承・発展や芸術家等の人材の養成等を図るため、文化芸術の施策や文化芸術団体への支援を行っております。また、令和５年に沖縄県文化芸術振興計画を策定し、条例で定める基本的施策に基づき、文化芸術振興施策を総合的に推進しております。さらに、これらの施策を実施するに当たり、安定的な財源を確保する必要があることから、令和７年に新たに沖縄県文化芸術振興基金を設置し、人材の養成等に取り組むこととしております。

同じく２の(6)のイ、沖縄観光の持続可能な振興についてお答えいたします。

県においては、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、県民、観光客、観光事業者それぞれの満足度を高めるとともに、質の向上による沖縄観光の変革を図ることとしております。このため、国内外の誘客活動の展開、戦略的なＭＩＣＥの振興、自然、歴史、文化など沖縄のソフトパワーを生かした質の高い観光コンテンツの造成、サステーナブルツーリズムや観光ＤＸなどを推進するとともに、観光産業を支える人材の育成・確保に取り組んでまいります。

続いて６、観光行政についての(2)、ラーケーション導入に対する県の見解と取組についてお答えいたします。

ラーケーションについては、令和５年に愛知県が導入して以降、徐々に全国に広がりを見せているものと認識しております。ラーケーションの導入により、平日の家族旅行の機会が創出されることで、観光需要の平準化が期待できるとともに、観光の魅力を知る機会になり、質の高い観光人材の育成・確保につながる可能性があるものと考えております。

県としては、愛知県など先行事例の情報収集を行うとともに、関係部局等と連携し取り組んでまいります。

続いて10、教育・スポーツ行政についての(3)、Ｊリーグ規格スタジアム整備の進捗についてお答えいたします。

Ｊリーグ規格スタジアム整備については、有識者で構成する整備計画検討委員会を設置し、整備計画の策定に取り組んでおります。去る２月７日には、昨年開業した広島県のスタジアムで先進事例の視察も兼ねた第２回委員会を開催し、段階的な観客席の整備、事業スキーム、県民・地域住民参加による整備の取組等について意見を伺っております。

県としては、引き続きＦＣ琉球、那覇市、関係機関等と連携し、スタジアムの早期整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、知事公約の重点政策についての中の(6)のウ、交通渋滞対策と公共交通ネットワークの構築についてお答えいたします。

県では、交通渋滞対策として基幹バスシステムや、わった～バス利用促進乗車体験事業など、公共交通の利用促進に取り組んでおります。加えて、沖縄交通リ・デザイン官民共同宣言に基づく企業や個人の行動変容に向けた官民連携の取組も展開される予定です。また、鉄軌道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けても取り組んでいるところです。さらに、令和７年度からは、県内の移動利便性向上等に向けた新たなモビリティー構想の策定に着手してまいります。

続きまして11、離島の諸課題解決についての中の(1)、小規模離島における職員確保支援についてお答

えいたします。

離島町村においては、職員数が必要数を満たしていない団体があるなど、職員確保が課題となっております。このため県では、離島町村の職員採用試験の共同実施への支援や職員確保及び行政体制整備の課題解決に向けた連絡会議の開催などの支援を行ってまいりました。さらに、令和７年度からは、離島町村等が連携した採用活動の取組や業務効率化の取組への支援を拡充する予定としており、引き続き必要な支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　３、平和行政についての御質問のうち(3)、沖縄全戦没者追悼式についてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式は、戦没者の御霊を慰めるとともに、世界の恒久平和を願う「沖縄のこころ」を発信し、沖縄戦の歴史的教訓を正しく伝え、次世代の子どもたちに平和の尊さを継承することを目的としております。

県としましては、戦後80年の節目となる追悼式に、総理や衆参両院議長等に加え、国際連合の関係者や沖縄戦犠牲者の関連国・地域にゆかりのある若者を招待し、平和への強い思いを県内外へ発信したいと考えております。引き続き追悼式の趣旨や県民の思いを踏まえ、多くの方々が思いを寄せることができる式典となるよう取り組んでまいります。

続きまして５、物価高騰対策についての御質問のうち(2)、米の価格高騰の状況と対応についてお答えいたします。

小売物価統計調査によりますと、令和６年12月現在の沖縄県内のウルチ米の価格は５キログラム入り4055円となっており、前年同月比で1539円、約61％の値上がりとなっております。

県としましては、令和７年２月に発表された政府備蓄米の放出方針も踏まえて、引き続きウルチ米の価格動向を注視するとともに、県民への情報提供に努めていきたいと考えております。

続きまして同じく５の(3)、生活困窮者に対する支援についてお答えいたします。

県では、物価高騰により経済的に困難な状況にある世帯に早急に対応するため、６月補正予算において、食品等の支援につながる生活困窮者暮らしサポート事業として3679万8000円を計上しております。具体的には、生活困窮者自立相談支援機関において、支援プランの策定に至った世帯に対し、食品券等を配付する事業に取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　４、沖縄県公文書等の管理に関する条例案についての(1)、公文書の作成に係る規定についてお答えします。

条例では、知事部局のほか15の機関を条例の対象とする実施機関として定めるとともに、意思決定に至る過程等を検証できるよう、実施機関の職員が文書を作成することとしております。知事の指示や確認については、指示等を受けた職員が文書を作成し、その文書が調整や決裁の資料として組織的に共有された時点で公文書となります。国や他県においても、文書の作成主体を実施機関の職員と規定しております。県では、意思決定に至る過程に係る文書作成の考え方などについてガイドラインで定め、条例の適切な運用を図ってまいります。

次に５、物価高騰対策についての(1)、重点支援地方交付金の活用状況等についてお答えします。

県においては、これまで国の交付金を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野における支援に取り組んでおります。今回の重点支援地方交付金については、同交付金の趣旨に鑑み、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に活用しております。活用に当たっては、電気・ＬＰガス価格高騰対策事業など、広域的な観点から県民に対し広く支援が行き渡る事業や畜産業に対する支援など、産業・業種の特殊性を踏まえ、緊急に支援を行う必要がある事業について補正予算で計上したところです。

次に６、観光行政についての(1)、観光目的税の導入についてお答えします。

観光目的税検討委員会の提言を受け、法定外目的税制度協議会における協議、パブリックコメントの実施などの手続を経て、本議会への条例案提出を予定しておりました。令和６年12月に石垣市議会、宮古島市議会及び竹富町議会から、離島住民の課税免除及び税負担の軽減措置を求める意見書が提出されたことを受け、要望事項に係る検討や税の導入に向けさらに丁寧な説明が必要なことから、本議会への提出を見送ることとしました。引き続き法の趣旨目的及び適法性の確保に配慮しながら、課税免除の拡大や離島住民の負担軽減につながる使途事業の検討を行うとともに、離島市町村や関係団体の理解を得ながら６月議会への条例

案提出を目指してまいります。
以上でございます。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
〔前川智宏　土木建築部長登壇〕
○前川智宏 土木建築部長　７、中小・小規模事業者支援についての(1)、ダンプトラック運転手の労務単価改善についてお答えいたします。
県の公共工事設計労務単価におけるダンプトラック運転手の単価は、平成25年度以降、12年連続して上昇し、令和６年度は２万6400円となっており、平成24年度と比較して69.2％増加しております。土木建築部では、令和４年２月から、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を試行し、建設業の賃金上昇に向けて取り組んでいるところであります。令和６年の建設業法等改正を踏まえ、技能労働者の適切な賃金水準の確保に取り組んでまいります。
次に同じく７の(2)、設計労務単価の引上げについてお答えいたします。
県の公共工事設計労務単価は、国の調査に基づき決定された労務単価を適用しております。労務単価は、平成25年度以降12年連続して上昇し、令和６年度は全職種平均で２万8311円となっており、平成24年度と比較して77.2％増加しております。県では、建設労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保が重要と考えており、最新の設計労務単価を用いた予定価格の設定等、建設業の処遇改善に努めてまいります。
次に８、道路・上下水道行政についての(1)、下水道の現状と対応及び課題についてお答えいたします。
県内には、国が緊急点検を要請している大規模な下水道に該当する施設はありません。県が管理する約117キロメートルの管路のうち、標準耐用年数50年を経過している管路は約９キロメートルとなっております。
県としては、持続可能な下水道サービスの提供に向け、引き続き下水道法や維持管理指針等に基づく点検・改築の推進及び必要予算の確保に努めてまいります。
次に同じく８の(2)、道路投稿情報アプリなどの導入についてお答えいたします。
道路の損傷や不具合について、道路投稿システムなどのデジタル技術を活用した情報収集は、住民サービスの向上や業務の効率化の面から大変有用であると考えております。現在、令和７年度の導入に向けて、県管理道路における道路投稿システムの構築を進めているところであります。
以上でございます。
○中川京貴 議長　保健医療介護部長。
〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕
○糸数　公 保健医療介護部長　９、健康・医療・福祉行政についての(1)、県民の健康課題と今後の取組についてお答えいたします。
本県の健康課題は、特に20歳から64歳までの働き盛り世代の年齢調整死亡率が高く、生活習慣病の発症予防と重症化予防につながる取組が重要であると考えております。県の健康増進計画である健康おきなわ21（第３次）では、重点的に取り組む事項として働き盛り世代の健康づくりを掲げ、県内事業所及び経済団体等に対する健康経営をさらに推進することとしております。また、無関心層を含む多くの県民が主体的に健康づくりに取り組むための情報発信や、がん検診受診率向上を図る事業等、健康長寿おきなわ復活に向けた取組を推進してまいります。
同じく９の(2)、帯状疱疹ワクチンへの対応についてお答えします。
令和７年４月１日より定期接種化される帯状疱疹ワクチンの対象者は、65歳の者、60歳以上65歳未満で基礎疾患を有する者、及び65歳を超える者は５年間を経過措置として70歳から100歳までの５歳刻みの者が位置づけられ、100歳以上の者は定期接種開始初年度に限り全員が対象となります。また、低所得者の接種費用を無料とするため、総接種費用の３割について普通交付税措置される見込みです。低所得者を除く接種対象者の自己負担額は、実施主体である市町村で検討されます。
県としては、市町村と連携し、県民に対し制度の周知を図ってまいります。
続きまして11、離島の諸課題解決についての(2)、遠隔診療の実施状況と取組についてお答えします。
県では、令和６年３月に策定した第８次沖縄県医療計画に基づき、できるだけ早期に県庁内にワーキンググループを設置し、オンライン診療を含む遠隔医療の活用について検討を進めていくこととしております。オンライン診療の推進に当たっては、医療機関のニーズ把握や効果的な活用方法、運用体制の構築等についてしっかりと検討する必要があることから、関係機関とのさらなる意見交換や他県の先進事例の情報収集等も踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
〔前門尚美　農林水産部長登壇〕
○前門尚美 農林水産部長　11、離島の諸課題解決についての(3)、久米島町における松くい虫被害への対

応についてお答えいたします。

久米島町における令和６年12月末時点の被害量は、6857立方メートルで、令和５年12月末被害量より426立方メートル減少しております。今後の防除対策については、継続して幹線道路周辺や景観上重要な松林等で重点的に取り組んでまいります。特に貴重な松の防除対策については、久米島町等と連携し、薬剤散布や樹幹注入による予防対策と周辺被害木の伐倒駆除を行ってまいります。また、危険木の除去については、関係機関と連携し、防除対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　知事をはじめ当局の皆さん、御答弁ありがとうございました。

まず、知事の政治姿勢について所感を交え再質問したいと思います。

ワシントン事務所に関する百条委員会の審議の様子を伺いました。参考人の方々の率直な発言が大変印象的で、当時の初代駐在の皆様の答弁には行政への忖度をみじんも感じさせぬ真摯な態度に大変感銘をいたしました。当時の駐在の皆様がどれほどの思いで沖縄県のために道なき道を開いてきたのか、その努力と心情の一端もかいま見させていただきました。そして、今回の事態に大変驚いて胸を痛められているということも分かりました。その一方で、送り出した側の当時の執行部の皆さんが、コンプライアンスの遵守をはじめ、異国の地で勤務する職員のことにどこまで思いを致して周到に取り組んだのか。駐在職員にとって何もかも初めてだらけの状況の中で、どこまで緊密に連携しながら事業を遂行してきたのか。そこは大変に不十分であったという印象を受けました。私が想像するに、この問題は単なる法的な瑕疵だけではなくて、過去のこととはいえ、これからのために今明らかにしなければならないことが多分に含まれていると感じております。それゆえに、この問題を単に政局として捉えるのではなくて、執行部、そして与野党全議員の総意の下で一日も早く全容解明をして前に進めるようにしなくてはならない。そして何よりも、県民が分かるような議論の展開が必要だと思っております。そのためにも、引き続き執行部の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

先ほど答弁をいただきましたけれども、当時翁長知事の下で直接本庁側で関わられた池田副知事の認識を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　私は、平成27年以降、基地防災統括監、そして知事公室長としてワシントン駐在を所管してまいりました。その間、ワシントン駐在のスキームについて詳細な報告を受けておらず、結果的に地方自治法などに定める手続がなされていない事態になっていたことにつきましては、当時の情報の共有体制に問題があったものと深く反省をしております。

今回、議会の御指摘をいただいて明らかになりました点につきましては、副知事として関係部局を指導いたしまして必要な措置を講じてきたところでございます。引き続き、県民・議会の皆様へ丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　今回指摘されている案件、このコンプライアンスのいわゆる法令違反という問題は、民間企業で言えば、社会的信用を失ってその存続すら危うくするという重大な問題だと思います。そういう意味でも、今議会での事態に対する対処をしっかりと執行部は協議をして、我々公明党会派としてはしっかり新年度予算案の審議を行いたいと願っておりますので、真摯な対応をお願いしたいと思います。

それでは、２点目の知事公約の重点政策について伺います。

「県民のいのちと暮らしを守る」について、適切な価格転嫁・賃上げに向けた各種支援策について伺いました。全国的にもそうですけれども、沖縄県にとって暮らしを守る、生活を守るために今一番必要なことは適切な価格転嫁だというふうに思っておりますし、全国的にも公明党は今それを強く主張しております。物価高騰、景気の上向き、賃金の上昇もあって、昨年度は過去最高の税収との報道もありました。そういう中で多くの県民の暮らしは今なお厳しいと。その原因が何なのか、県が取り組むべきことは何なのかをしっかり考えていきたいというふうに思います。

議長、ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○糸数　昌洋 議員　質問に入る前に、今これ７番目の中小・小規模事業者支援と関連づけてお聞きしたいんですけれども、先ほど公共工事の設計労務単価について答弁いただきました。３月からの引上げが既に決まっております。２月14日付、国交省から13年連続の上昇ということで、全国全職種の単純平均で前年度比６％の引上げというふうになっております。これは当

然人件費に当たる労務単価ですので、これが実際の現場においてどう守られているかということが一番大事だというふうに思っております。それで、事例として(1)で取り上げた運送業における下請事業者の労務単価の改善について申し上げたいと思います。

まず、運送業の公共工事の労務単価については、平成25年から令和６年まで７割アップして、現在８時間で１日２万6400円というふうな答弁もありました。そして今回の労務単価の改定では、２万7500円に引き上げられます。この労務単価が下請、孫請に行くとどうなるのかというのが、（スクリーンに表示）　このスライドで、私は事業者から聞き取りをさせてもらいました。事業者というよりも、これは業界でもあります。実際の公共単価、これは実際にダンプ持込み・運転手付・燃料代込みで８時間で７万円というのが相場になっておりまして、それが業界の孫請に行くと３万2000円になるというのが現実です。発注者から元請、下請、孫請に流れていく中で、途中で抜かれて３万2000円ということになっていると。この経費を見ると、燃料代が１万6800円、そして人件費――実は、本来労務単価でカバーされる人件費は１万1000円になっています。そして、任意保険で666円、減価償却費を加えて現実は5775円の赤字であるというのが現場の孫請の相場になっております。次のスライドに行きたいんですけれども。（スクリーンに表示）　このスライドは、全日本トラック協会のいわゆる大型車の８時間の公共単価ですけれども、沖縄の場合は５万420円になっています。これがダンプになるとさらに２割増しになるということになっております。なぜそうなるのかということを考えたいと思います。国交省の指針では、この労務単価には事業主が負担すべき人件費、いわゆる必要経費分ですね。法定福利費とか労務管理費、現場作業にかかる経費は含まれていませんというふうになっております。よって、下請代金に必要経費分を計上しないということとか、または下請代金から値引くことは不当行為ですという厳重注意がなされておりますけれども、このように安い金額で下請を引き受けさせられているというのが現状です。

そこで質問ですが、部長、この現状をどう認識しておりますか。また、県の公共工事設計労務単価が現場でどうなっているのかきちんと把握する必要があるのではないでしょうか。そして、指導・是正すべきではないかと思いますが、答弁をお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　設計労務単価は、公共工事の積算に用いるものでございまして、技能労働者への支払い賃金を拘束するものではございません。支払い状況について県が直接確認することにつきましては根拠がないことからできませんが、土木建築部では業界団体に対しまして、法定福利費等を含めた下請契約の締結や技能労働者への適切な水準の賃金の支払いに努めるよう文書でお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　文書でお願いをするだけではなくて、決められた労務単価で発注するだけが仕事ではなくて、それを請け負う現場の業者にきちんと賃金として行き渡っているのかどうかも含めてチェックするのが最大の仕事ではないかと思うんですよ。これは運送業者に限らず沖縄の所得の低さの要因にも関わる問題でありますので、なかなか適切な価格転嫁が円滑に進んでいないということの大きな一つの事例として、ぜひともここはしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。これは後ほど知事にも答弁をいただきたいのですが、実は先日の衆院の代表質問で公明党の斉藤代表がこのような質問を行いました。ちょっと紹介したいと思います。

「約3300万人が働く中小企業において、持続的な賃上げが定着できるかどうかが、経済の好循環を実現するカギであり、その原資を確保するためのあらゆる支援が求められている。」と。「公明党が発表した「中小企業等の賃上げ応援トータルプラン」で、「労務費の適切な価格転嫁のための指針の作成、公表・徹底」を提案したのを受けて、公正取引委員会が重点的なフォローアップ調査を行っている。」――現在行っております。「昨年の調査では、全体として前年より労務費などの価格転嫁率は上がっている。ところが、道路貨物運送業や映像・音声・文字情報制作業、ビルメンテナンス業・警備業、放送業といった取引価格が上がっていない業種の回答を見ると、同じ業種間の取引で「価格転嫁ができていない」という回答が多くなっている。つまり、これらのサプライチェーンには多重委託構造が存在し、かつ価格転嫁が円滑に進んでいないことが明らかになった。」という指摘があります。それを受けて、「こうした課題を解決し、中小企業の「構造的な価格転嫁」を実現するためには、委託を２次、３次までに制限するなどの措置や、事業所管省庁の警告・勧告などの執行権限の拡充や、受注側が発注側の横暴を告発しやすい環境整備が重要だ。」ということで指摘をしているところです。これ非常に大事な観点だと思っておりますけれども、やっぱり沖縄県も

発注側です。今言う受注側が発注側の横暴を告発しやすい環境整備、それから事業所管省庁の警告・勧告などの執行権限の拡大。この２つが沖縄県の取組としても求められていると思います。これは運送業に限らずですけれども、ぜひ知事の答弁を求めたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御指摘のとおり、現在この価格転嫁については各業界で努力をしていただいているものというように認識をしておりますが、その一方で、様々な業態によってはその価格転嫁ができていない、労務単価が守られていないというような現状もございます。そのことについて、受注側・発注側双方で適正な価格による営業が行われているかということについては常に情報共有する必要があると思いますし、また議員御案内の円滑に進んでいないその原因・要因等を突き止めて、我々が発注者側として、例えばより一歩踏み込んで指導を行うという必要性についてもやはり検討することは十分考えられると思います。そのような中で適切な価格による営業事業が営まれていけるように、引き続き注視をしていきたいというように考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ぜひよろしくお願いします。

県は執行権限をしっかり持っているわけですから、やっぱりそういう弱い立場の孫請事業者が訴えてきたときには、それにしっかり対応するということも含めて県側の対応をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、「安全・安心の沖縄へ」について、今後の防災・減災及び危機管理体制への対策なんですが、前回の議会で北部豪雨被害に関して、やはり線状降水帯のもたらす集中豪雨被害が相次いでいるという現状を踏まえて、気象防災アドバイザーの活用を提案しましたけれども、どうなっておりますでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

県では、毎年気象台との共催で開催する防災気象講演会において、国土交通大臣が委嘱する防災の知見を兼ね備えた気象の専門家である気象防災アドバイザー等に防災気象情報の解説をしていただくなど、県民の災害対応力の向上の取組に活用しております。また、毎年度市町村職員を対象として実施している気象防災ワークショップの中で気象防災アドバイザーの要件を満たす沖縄気象台職員から、特に注意を要する気象情報など市町村における避難指示等の判断が適切、迅速になされるよう講話をいただいているというところでございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　講話も大事なんですけれども、いざ災害時に即このアドバイザーの活用ができる体制というのをぜひ構築していただきたいと思っております。災害時が大事なんですよ。ですので、全国の自治体では直接アドバイザーを雇っているところもあります。普段から市町村に対する様々な講話も含めて活用の余地はあると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

続いて、離島振興についてでございます。

初日の代表質問で、知事は就任以来17の離島を訪問したとの答弁がございました。離島振興なくして沖縄の振興なしであれば、ぜひともまずは一日も早く全ての離島に足を運んで、知事自身の目で見てしっかり聞いていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

11番目の離島の諸課題解決についてに関連して伺いたいと思います。

小規模離島における職員確保支援についてです。

先ほど答弁もいただきました。ぜひともここは――渡名喜村が今大きく報道されましたけれども、これは小規模離島に共通する切実な課題となっておりますので、あらゆる手段を講じて職員の確保を、人の確保をお願いしたいと思っております。知事、この県議会から最も近い渡嘉敷村と併せて、ぜひこの渡名喜村にも足を運んでじかに話を聞いていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　離島振興なくして沖縄の振興なしという、県政の最重要課題である離島振興を様々な観点からやはり現場に直接赴いてその声を聞かせていただくということは非常に重要だと思っております。なお、渡嘉敷村につきましては残念ながら四たび、五たび調整をさせていただいたのですが、諸般の事情で見送らざるを得ないという状況が続いておりますが、引き続き日程も調整させていただきたいと思いますし、また渡名喜村ほか周辺離島を含めて離島市町村の声をしっかりと聞き届けられるように、鋭意調整を進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ぜひ早めにスケジュールを組んで、対応をお願いしたいと思います。

離島における遠隔診療の実施状況と取組については先ほど答弁いただきました。ぜひ検討のスケジュールを早めに決めていただいて取り組んでいただきたいな

というふうに思っております。

久米島町の松くい虫被害への今後の対応について、少し再質問させていただきます。

（スクリーンに表示）　スライドを映しましたけれども、実は２月10日に久米島町に行きまして、私は毎月行っておりますので、その都度状況は確認をさせていただいております。これまで県道沿いの枯れた松の伐倒に県も力を入れていただいて、大変感謝をしているところです。この県道以外の大小の道路も町が倒木による事故が起きないようにということで一生懸命取り組んでいるところですけれども、それでもいわゆる森林から伸びてきて道路にかぶさる木の除去、これに大変苦慮しております。ここはいわゆる自衛隊道路と言われている場所ですけれども、このように街路樹じゃないんですよ。山に生えている木がどんどん覆いかぶさっているんですね。（スクリーンに表示）　２枚目もそうです。こういう状態です。実は先日、実際に倒木が起きまして、緊急で自衛隊のほうでそれに対応したということで昨日お電話がありました。こういう状態でいつ倒れてきてもおかしくないと。これ町もこの状況を分かっているんですけれども、なかなか対応が厳しいと。ほかのところで手が回らないという現状がありまして、ぜひともこの町の対応が厳しい場所については県の対応を要請したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

危険木につきましては区長の要望を受け、久米島町などが通学路や集落内の道路などの危険性の高い箇所から現在優先的に対策を行っている状況でございます。しかしながら予算及び労働力不足の問題があり、通行量の少ない箇所については対策が追いついていないという状況がございます。議員御提案がありました箇所につきましても、関係機関、町と連携し、対策を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。何とか国の支援も受けられないかと思って、農林水産省の高度公益機能森林とか被害拡大防止森林、これに該当しないかどうかということもいろいろ調整したんですが、該当しないということです。ここはもう県でやるしかないと思っておりますので、ぜひしっかりした取組をお願いしたいと思います。

あと１点。

昨年よりも被害は減ってきているという状況をお聞きしました。いわゆる松以外の樹種の転換、それ以外の木を植えるということについて、この次の段階であると思いますけれども、その見通しをお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

樹種転換につきましては、久米島町の松林内の植生状況を調査する必要がございます。そのことから、令和６年12月に県と町において植生調査を６か所実施しております。全ての調査地において、松は高木層のみに生育し、その他の層にはタブノキ、オキナワシャリンバイなどの広葉樹が多数生育していたことから、松の枯損後はタブノキを優先種とする広葉樹の森林に遷移するものと考えられます。今後も継続して調査を実施し、久米島町と連携して樹種転換に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　今後ともよろしくお願いしたいと思います。

平和行政についてであります。

県・市町村平和施策関係連絡会議の開催は、非常に意義のある取組だというふうに評価したいと思います。27市町村が集まられたと聞きましたけれども、参加できなかった残りの市町村との協議・連携はどうなっているのか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　まず、第１回の会議には27の市町村が参加したということでございます。この会議につきましては１回限りではないということを考えておりますので、引き続き多くの市町村に参加していただくと。そしてまた、来年度80周年に向けて市町村と連携して取り組めるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　沖縄慰霊の日の追悼式典でありますけれども、非常に重要だなと思っております。開かれたとあえて言いましたのは、やはりこの場が沖縄の、ある意味で言えば沖縄戦の歴史を風化させないということ、それから不戦・非戦ということを強く訴える場として、思想信条の違いを乗り越えてあらゆる国内外の方々を招いて――招かれれば足を運ぶと思います。受入れは大変だと思いますけれども、これを日本、世界の人々に開かれた一大追悼イベントにしていく必要があるのではないかと思いますけれども、改めて認識を問います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

令和７年度は戦後80周年ということでの追悼式になりますので、そういった記念の追悼式になるよう今現在事業の検討を進めているところでございます。先ほど答弁で申し上げましたとおり、戦後80周年の節目となる追悼式ということで、通常お呼びしています総理や衆参両院議長に加えて、国際連合の関係者、それから沖縄戦犠牲者の関連国の若者を呼ぶことにしておりますが、開かれた追悼式ということでの要望も踏まえまして、広島市、長崎市の市長の追悼式への参加について先方への連絡、検討をお願いしているところでございます。また、政党の代表ですとか御希望される方々、招待者の範囲以外の方についても関係機関を通しまして参列の御要望がありました場合には、過去の参列の状況などを踏まえまして個別案件ごとに検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ありがとうございます。

やっぱり国の各政党の代表は招いたほうがいいと思いますよ。それぞれで個別に来ていますけれども、ほとんど来られているかどうかも分からない状態という意味では国会で様々な議論がありますので、ぜひそこは招いていただいてしっかり対応いただきたいなというふうに思っております。

アジア版ＯＳＣＥと核兵器禁止条約の第３回締約国会議へのオブザーバー参加ですけれども、ちょっと資料に載せていただきました。（スクリーンに表示）公明新聞ですけれども、国連の中満国連事務次長とせんだって懇談をしております。時々こういう形で表敬を受けるんですけれども、この日本政府のオブザーバー参加を求める公明党の取組に謝意を表明して、多国間で安全保障を話し合うアジア版のＯＳＣＥについても、今月――１月ですけれども、与党訪中団に対して中国の王毅外相が、生産的な提案だと応じたことをめぐって中国側が興味を示したのは前進だというように述べたということで記事に出ております。このアジア版のＯＳＣＥですけれども、これは何かというと、実は現在アジアでも多国間安保対応の場として、ＡＳＥＡＮ地域フォーラムというのが開催されております。これは日本もそうですけど、中国、米国、ロシアも含めて合計25か国・１地域。ＥＵも参加していますけれども、これは年に１回しか集まりがないんですよ。それに比べてこのＯＳＣＥは、参加国の大使級の代表がウィーンで毎週対話をしていると。だから、毎週顔を合わせるということが非常に大事なんですね。そういう意味でも、そのアジア版をぜひつくったらどうかということでの提案をずっと続けております。改めてこの取組へのアプローチについて、知事の見解を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　アジア版のＯＳＣＥ――欧州安全保障協力機構のいわゆるアジア版ということで、多国間において安全保障環境を議論し合うというのは非常に有効な枠組みであると思いますし、また公明党の新聞を参考にしますと、中満泉軍縮担当上級代表からも日本でこれほどまで真剣に誠実に検討されたことはなかったのではないかというコメントもいただいているということも伺っております。安全保障環境を安定的に構築していくためには、やはりより多くの国々の参加と、そしてできるだけ頻回に諸会議を開催するということが世界的な環境に対しても非常に好影響を及ぼすものであろうということが考えられます。ですから、日本としても非核の方向性、そして非戦の状況についての積極的な体制はやはり示していくべきであろうというように考えています。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　ありがとうございます。

ぜひ、今後も動向を注視しながら、県側も対応をお願いしたいと思っております。

（スクリーンに表示）　健康・医療・福祉行政についての、帯状疱疹ワクチンの定期接種化なんですが、いよいよ４月からスタートするということで、先ほど御答弁もいただきました。まずはやっぱり市町村への周知が大事であると。市町村が実施主体になるというお話もありました。定期接種化されると国から費用助成はあるけれども、基本的に所得の低い人が対象で３分の１の地方交付税で手当てがされるということになっているということで、個人個人の負担はこのスライドにあるように、生ワクチンの場合は接種１回当たり１万円、不活化ワクチンの場合は２回受けないといけなくて合計４万円かかると。その半額助成を各市町村は検討しなくてはいけないということで、市町村にとっては大変重い負担になっています。既に補助に踏み切っている自治体もありますけれども、今後補助を検討する自治体が増えてきた場合に、県としてそれを補完できる取組ができないのかどうかについて伺いま

す。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

帯状疱疹ワクチン定期接種化前の現時点から、今県内では４つの町村が補助を行っております。議員御提案のその補助に県がかぶせるような形でというふうな補助につきましては、他県の状況を今確認しておりまして、兵庫県が先にそれに取り組んでいるということがございますので、県としましても他県の状況をまず確認することと、それから市町村としっかり連携して話合いを行って、今後の方向性については一緒に進めていきたいと考えています。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　非常に高齢者の皆さんから要望の強い事業でありますので、取組をぜひお願いしたいと思っております。

最後に、教育・スポーツ行政についてです。

奨学金返還支援事業については、次年度100社を予定しているということで、大変ありがたく思っております。奨学金の返還で苦しんでいる就職した方々が大変多いですので、この取組のさらなる進展をお願いしたいと思います。

学校体育館の空調設備についてでありますけれども、スライドに出させていただきました。（スクリーンに表示）　実は、交付金事業が始まりまして、第１回目の募集は既に終了しております。沖縄県からは１件もなかったという報告を受けております。あまりにも募集期間が短くて、各市町村が応募できなかったということがありまして、２月中旬に――もう既に始まっておりますけれども、追加募集を行う方針で活用を呼びかけていると。県が窓口ですので、しっかりと周知を含めてお願いしたいと思います。2025年度の地方交付税措置を通じて光熱費などの運用経費支援にも取り組むということですので、大いに――これ防災拠点になりますから、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。このスライドにありますけれども、下から２段目に、「文部科学省はホームページで設置工事の工夫や効果的な断熱・遮熱対策の事例紹介に加え、金城泰邦文科大臣政務官（公明党）によるＰＲ動画を作成し、設置促進に力を入れる。」ということでありますので、ぜひとも参考にしてここに力を入れていただきたいというふうに思っております。

それから、最後になります。

Ｊリーグ規格スタジアムの整備についてであります。

これはもう私も那覇市議時代からずっと様々な議論を聞いてまいりましたし、また実際に自分も取り上げてまいりました。これは県事業として進みつつありますけれども、いわゆる関係団体の理解が非常に大事です。那覇市の場合には、特に陸上競技団体。これは県都ですので、そこに陸上競技場がないということで大きな反発がありました。その関係団体への理解というものは得られているのでしょうか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

当時、陸上競技団体等、サッカー関係者等含めて、いろいろな問題があったことは承知しております。スタジアム整備に当たりまして、那覇市は中体連の競技会、これを浦添市の陸上競技場で実施するなど、近隣自治体の施設の利用を検討すると聞いております。県は、陸上競技場を含む公園利用者に対して、那覇市や関係機関と連携して、スタジアム整備の理解を得られるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　糸数昌洋議員。

○糸数　昌洋 議員　やっぱり市の競技団体から様々な意見が出てこようかと思います。ここは県もしっかり当事者として一緒になって理解に努めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

〔瀬長美佐雄　議員登壇〕

○瀬長　美佐雄 議員　ハイサイ　グスーヨーチューウガナビラ。

瀬長美佐雄です。

日本共産党県議団を代表して、質問を行います。

１、戦後80年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢について。

(1)、知事の歴史認識と政治姿勢について。

ア、石破首相とトランプ米国大統領の首脳会談が行われました。石破首相は、パレスチナ自治区ガザの住民の強制移住やパリ協定からの離脱などトランプ大統領の言動への批判を回避し、ひたすらトランプ大統領におもねる卑屈な従属関係を世界にさらしました。さらに、相次ぐ米兵による性犯罪に抗議せず、日米地位協定改定にも言及しない。辺野古新基地の着実な実施、米軍と自衛隊との指揮・統制の向上、南西諸島におけるプレゼンスの向上などを米国に約束し、日米一体の戦争準備を進め、2027年度以降の大軍拡を誓約したことは重大です。沖縄が再び戦場になる危険が高ま

ることは必至であり容認できません。知事の見解を伺います。

イ、去る世界大戦では、日本軍の侵略戦争と植民地支配により、アジア諸国民約2000万人の命を奪いました。300万人を超える日本国民の命が奪われ、沖縄は地上戦の戦場となり20万人余の犠牲者を出しました。県民の４人に１人、豊見城では３人に１人の命が奪われています。南洋群島のサイパンやパラオなどでも激しい地上戦に巻き込まれ、現地の住民と共に沖縄県出身者も多くの方が亡くなり、今なお100万柱を超える未収骨の遺骨がアジア各地に眠っています。多くの命が奪われたアジア地域だけに、沖縄県民と同様に、二度と戦争を繰り返さない強い平和の思いを共有する地域だと思います。沖縄県が進める地域外交は、日本軍国主義が行った侵略戦争と植民地支配の加害者としての歴史的認識を踏まえた反省に立ち、歴史を共有することが重要と思いますが、知事の見解を伺います。

ウ、知事は、今年戦後80年を機に歴史を振り返り、沖縄戦、戦後の米軍統治時代から続く沖縄の苦難の歴史を正しく次世代に継承し、平和で豊かな沖縄を築くために県政運営に取り組むと所信を述べました。戦後80周年事業等に取り組む知事の決意を伺います。

エ、昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、被爆者の努力が実り、人道的視点に世界が共鳴し、国連で核兵器禁止条約が発効しました。被爆国日本が米国の核抑止力を肯定し、日米首脳会談で核兵器による拡大抑止の強化を確認して同条約に加盟せず、条約締結国会議に参加しないと表明したことは極めて重大で残念です。政府へ条約加盟を求めること、核兵器廃絶に取り組む知事の見解を伺います。

(2)、辺野古新基地建設の断念と普天間基地の早期返還を求めることについて。

ア、県民投票や知事選挙で示した県民の民意や地方自治権の侵害、技術的にも困難な埋立工事が強行されています。普天間基地の危険性の放置は許せません。県の対応、知事の見解を伺います。

イ、埋立工事の進捗状況と予算の執行状況を伺います。

ウ、政府は、完成時期や普天間基地返還時期、完成までの総事業費も示さない異常な公共工事を強行しています。辺野古新基地建設は破綻しており、無駄な税金の投入をやめさせるべきです。見解を伺います。

エ、喫緊の課題である普天間基地の即時運用停止、閉鎖・撤去実現への取組の強化策を伺います。

オ、ワシントン事務所について。

(ｱ)、設置に係る事務手続等の指摘を受け、法的な課題解決などの対応を伺います。

(ｲ)、そもそもワシントン事務所を設置した理由、目的を伺います。

(ｳ)、この間の成果と今後さらなる役割の拡充が必要と思うがどうか。

(3)、沖縄を再び戦場にしないために。

ア、日米合同訓練の激化、米軍以外の外国軍の県内での訓練、自衛隊基地の増強は専守防衛の域を超え、県民は戦争への不安と危機感を高めております。見解を伺います。

イ、特定利用空港・港湾整備は、自衛隊等のニーズを踏まえ、島外避難や救援部隊の派遣を行うなど、安保関連３文書が進める日米軍事利用の一環であり、自衛隊の運用が目当てである特定利用空港・港湾の指定を認めるべきではありません。見解を伺います。

ウ、台湾有事は日本有事だと軍拡を進めるのは間違いであり、危険な扇動だと感じます。日米両政府は一つの中国との立場が公式見解ではないか。日中共同声明の遵守、軍拡より外交努力を日本政府に求めるべきと思います。見解を伺います。

エ、国民保護の名で九州地区への避難計画について、石垣島や宮古島の方々からは、戦争遂行が前提で、ふるさとを捨てさせ島外へ移送することに憤りと怒りの声が寄せられています。軍隊は住民を守らないという沖縄戦の教訓、疎開船対馬丸等の被害の実相を正しく伝える事業がますます重要になっていると感じます。今後の計画を伺います。

(4)、地域外交について。

ア、国連等への働きかけや外国訪問など今年度の成果、取組を伺います。

イ、ＡＳＥＡＮとの連携や北東アジア地域自治体連合加盟の取組、期待される効果を伺います。

ウ、戦後80周年事業として、南洋群島や東南アジア諸国との交流、国際協力の計画を伺います。

エ、経済労働委員会でパラオ共和国と台湾を視察調査し、ＪＩＣＡとの連携、経済連携、ＭＯＵの取組、台湾の最先端技術などを学び、経済連携に可能性を感じました。今後の連携について伺います。

(5)、沖縄振興と政府の軍事費等について。

ア、そもそも沖縄振興特別措置法を制定した目的及び当時の政府の思いを伺います。

イ、沖縄振興予算等、沖縄関係予算の推移と国の公共事業関係や国防費（駐留米軍経費負担、思いやり予算、米軍関係車両の減免含め）の推移を伺います。

ウ、一括交付金の削減の影響と少数与党の新しい国会の中で、沖縄関係予算増額への対策を伺います。

(6)、災害に強い県土づくり、防災・減災の強化について。

ア、党県議団は現地調査を行い、あらゆる制度の活用や県の独自支援などで被災者支援を求めてきました。北部豪雨災害への対応を伺います。

イ、被災地・被災者支援から今後に生かす教訓を伺います。

ウ、防災危機管理センター棟（仮称）の機能等整備計画を伺います。

(7)、農業・漁業・水産業振興について。

ア、物価高騰対策や畜産農家への支援事業の執行状況、対策強化の立場から新年度の計画を伺います。

イ、食料自給率向上の取組の抜本的強化を求めます。

ウ、価格保証、農家所得補償制度の創設など国に求めること。

エ、営農指導分野の職員数の推移、食料危機が迫る中、職員の増員が必要ではないか伺います。

オ、米軍の訓練空域・水域の撤去実現を求めます。取組を伺います。

(8)、観光目的税の導入については、離島住民の理解を得られる制度にするよう最善の努力を求めます。今後の取組を伺います。

○中川京貴 議長　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、瀬長美佐雄議員の質問に対する答弁は午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後１時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前の瀬長美佐雄議員の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えいたします。

戦後80年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、日米同盟の強化についてお答えいたします。

去る２月７日に発表された日米首脳共同声明においては、日米両政府がインド太平洋地域を重視する姿勢を改めて示すとともに、安全保障分野で連携を一段と強化することが表明されております。

沖縄県としては、安全保障分野における日米の連携強化が過重な基地負担を強いられ続けている沖縄のさらなる負担の増加につながることはあってはならないと考えております。また、米中対立等によりアジア太平洋地域の緊張が高まり、不測の事態が生ずることを懸念しており、関係諸国により同地域の緊張緩和や信頼関係の構築が図られることが必要と考えております。

次に１の(1)のウ、戦後80周年平和祈念事業に取り組む知事の決意についてお答えいたします。

沖縄県では、戦後80周年平和祈念事業として40事業を計画しております。主な取組のうち、施設の整備につきましては、沖縄県平和祈念資料館の展示更新、第32軍司令部壕の保存・公開等に向けた取組を行う予定です。また、平和の礎刻銘者のインターネット公開と仮想空間（メタバース）の整備、国連関係者の招聘によるシンポジウムの開催などの新たな平和発信に取り組むこととしております。さらに、子どもや若者への沖縄戦に係る舞台の体験を通した学びなど、次世代継承に向けた新たな平和学習に取り組むこととしております。あわせて、県内平和関連施設の連携ネットワーク強化のほか、伝統芸能でつなぐ平和の心など、平和関連イベントを開催する予定です。沖縄県では、これらの取組を通じて次世代を担う若者をはじめ多くの県民の平和を考える機会を創出し、未来へ向け、県民一人一人、さらには沖縄を訪れる全ての人々を含めて、平和で豊かな沖縄を描いてまいりたいと考えております。

次に１の(2)のア、辺野古新基地建設工事についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に反対する民意は、辺野古新基地建設の是非が大きな争点となった三たびの県知事選挙や辺野古埋立ての是非に絞った県民投票で繰り返し示されてきましたが、政府はこのような民意を一顧だにせず工事を強行し続けております。また、国土交通大臣が知事に代わって埋立変更承認処分を行った代執行は、憲法で定められた地方自治の本旨をないがしろにするものであります。さらに、政府が唯一の解決策とする普天間飛行場の辺野古移設は、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされており、さらなる工期の延伸も懸念されています。

沖縄県としては、かねてから辺野古新基地建設問題は対話によって解決策を求めていくことが重要と考えており、引き続き政府に対して対話により解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く訴えてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、戦後80年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての中の(1)イ、歴史共有の重要性と地域外交についてお答えいたします。

沖縄県は住民を巻き込んだ苛烈な地上戦の経験を有しており、二度と沖縄を戦場にしてはならないという思いは、全ての県民の切実な願いであると認識しております。このため県では、沖縄と同様に悲惨な戦争体験を持ち、その記憶の継承と平和構築に取り組むアジア諸国と相互理解を深める取組のほか、済州フォーラムやＮＥＡＲへのオブザーバー参加などを通し、平和を希求する「沖縄のこころ」を海外に発信する取組を進めています。

県としては、引き続きアジア諸国と相互理解を深める取組を進めるなど、平和的な外交・対話による沖縄独自の地域外交を積極的に展開してまいります。

同じく１(1)のエ、核兵器廃絶への見解についてお答えいたします。

県では、全ての核兵器の製造・実験等に反対するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行ったほか、核兵器を禁止し廃絶する条約を締結することを全ての国に求めるヒバクシャ国際署名に沖縄県知事として署名しております。日本は唯一の戦争被爆国であることから、条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有し国際社会を主導するため、核廃絶に向けた議論に加わることは重要であると考えております。

同じく１(2)ウ、辺野古新基地建設の事業費についてお答えいたします。

中谷防衛大臣は、２月５日の衆議院予算委員会において、「現時点で具体的に見直す段階にはなくて、今後、大浦湾側の工事の進捗を踏まえて検討してまいります。」と発言しております。令和７年１月末時点における辺野古の埋立工事に係る投入土砂量の割合は全体の約16.2％にとどまるのに対し、令和５年度末までの支出済額は5319億円となっており、総事業費9300億円を超えることが想定されます。

県としましては、国において速やかに総事業費を見直し、公表すべきであると考えております。

同じく１(2)エ、普天間飛行場の早期閉鎖・返還に向けた取組についてお答えいたします。

普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は喫緊の課題であることから、県は普天間飛行場負担軽減推進会議等において、政府に対し、同飛行場の運用停止に向けた新たな期限を含めたスケジュールを具体的に示すよう要望しております。

県としては、引き続き日米両政府に対し、あらゆる機会を捉えて同飛行場の早期閉鎖・返還を求めていくとともに、トークキャラバン等を通じた国民的議論の機運醸成、ＳＮＳ等を活用した国内外への情報発信の一層の充実を図ってまいります。

同じく１(2)オの(ｱ)、ワシントン駐在の課題への対応についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たっては、文書による意思決定がなされていなかったことが大きな問題であったと考えております。このため昨年12月、同社の設立を追認した上で、同社の株券を公有財産台帳に登載するとともに、駐在職員について営利企業従事許可の手続を行ったところです。また、去る２月10日には、同社の経営状況を議会に報告したところです。

同じく１(2)オの(ｲ)、ワシントン駐在の設置の目的等についてお答えいたします。

県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから、平成27年にワシントン駐在を設置しております。

同じく１(2)オの(ｳ)、ワシントン駐在の成果等についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、これまで米国政府関係者との面談を重ね、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけてきました。これにより、2021年度国防権限法案に関する書面に辺野古新基地建設に係る懸念事項が明記されたほか、昨年の米軍人による性的暴行事件の発覚後には、米国政府関係者等に対し、速やかに県の対応を説明することができました。また、昨年９月の知事訪米に際しては、共和党系シンクタンクでの講演や県産品販売促進に向けたトップセールスといった新たな取組を実現しております。今後もワシントン駐在を活用し、トランプ政権の政策について情報を収集するとともに、米国政府関係者等に対するさらなる働きかけ、在米県人会との交流など幅広い活動を継続していくことが重要であると考えております。

同じく１(3)のア、日米合同訓練等についてお答えいたします。

県としては、米軍の機能や規模が縮小されないまま自衛隊の配備拡張が進められることは沖縄の基地負担の増加につながることから、負担軽減は米軍と自衛隊を併せて検討される必要があると考えております。米軍基地が集中していることに加え、反撃能力を有する装備の配備等による抑止力の強化がかえって地域の緊張を高め、不測の事態が生ずることを懸念しております。また、県内の米軍施設において米軍以外の第三国

の軍隊による訓練が行われることは、基地負担の軽減に反するものであると考えております。

同じく１(3)ウ、日米両政府に対し外交努力を求めることについてお答えいたします。

日中共同声明及び米中共同声明において、日本・米国両政府とも、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認し、台湾は中国の不可分の一部であるという中国の主張に対しては、日本政府は理解し尊重する、米国政府は認識しているとされています。

県としましては、台湾海峡をめぐる問題については、関係国・地域が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、問題の解決に取り組むべきものと考えております。

同じく１(3)エ、疎開船対馬丸等の実相の継承についてお答えいたします。

対馬丸事件は、沖縄から九州方面へ向かう疎開船が米潜水艦の攻撃により沈没し、多くの学童が犠牲となった事件であり、沖縄戦の悲劇の象徴として語り継がれています。また、対馬丸以外にも沖縄関係の25隻の船舶が犠牲となっており、対馬丸も含めて、その犠牲者は確認できているだけでも4579名となっております。

県においては、対馬丸事件の記憶を継承するため、生存者や犠牲者の流れ着いた鹿児島県宇検村との間で小中学生の交流による平和学習に取り組んでおり、引き続き沖縄戦の実相と教訓の次世代への継承に向け、平和教育の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

同じく１(4)ア、国連等への働きかけや外国訪問などの成果、取組についてお答えいたします。

県が推進する地域外交について、今年度は知事が米国ワシントンＤＣとニューヨークの国連本部を訪問し、沖縄の基地問題の解決や平和的な外交・対話による緊張緩和と信頼醸成の重要性について訴えてまいりました。また、両副知事が中国、台湾、韓国済州特別自治道、ボリビア、ペルー、米国ハワイ州を訪問し、経済分野の交流、ウチナーネットワークの連携強化等を図っております。引き続き平和的な外交・対話による沖縄独自の地域外交を積極的に展開し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に寄与する取組を実施してまいります。

同じく１(4)イ、ＡＳＥＡＮとの連携やＮＥＡＲでの取組と効果についてお答えいたします。

県では、アジア太平洋地域平和連携推進事業において、カンボジア、ベトナム、フィリピン、沖縄の平和博物館等の館長等を委員とした有識者会議を設置するなど、ＡＳＥＡＮ各国との連携構築に向けた取組を推進しております。また、日本、韓国、中国、モンゴル、ロシア、北朝鮮の自治体が加盟するＮＥＡＲでは、これまでに部局長級会合や環境をテーマとした分科委員会へ参加し、沖縄県の平和や環境に関する取組などを紹介しました。今後もＡＳＥＡＮ各国との連携構築を図るとともに、ＮＥＡＲの各種委員会等への参加を積み重ね、アジア太平洋地域の平和構築や相互発展へより積極的な役割を果たしていきたいと考えております。

同じく１(4)のウの中の、南洋群島や東南アジア諸国との国際協力についてお答えいたします。

県では、南洋群島や東南アジア諸国との国際協力について、ＪＩＣＡの草の根事業を活用し、カンボジアにおける平和博物館づくりへ引き続き協力していくほか、ＪＩＣＡ沖縄で実施しているフィジーやトンガ等の太平洋島嶼国の研修生の受入れに連携して取り組んでおります。

県としましては、沖縄の地理的な特性や独自性を生かして、引き続き太平洋・島サミットの誘致を含め、国際協力・貢献活動を推進してまいります。

同じく１(4)のエの中の、パラオとの連携についてお答えいたします。

県では、令和４年度にパラオ共和国とＭＯＵを締結し、水産分野に関する国際協力の取組を行っております。今年度は、連携の可能性が見込まれる農業、健康・福祉、教育、平和等の分野について、ＪＩＣＡ沖縄及びＪＩＣＡパラオ事務所との意見交換を開催したところです。

県としましては、引き続きＪＩＣＡと連携を図りながら、現地のニーズを踏まえた新たな連携方策について検討してまいります。

同じく１(5)のイの中の、駐留米軍経費負担等の推移についてお答えいたします。

防衛省によると、令和６年度の在日米軍の駐留に関連する防衛省関係予算の額は4311億円で、10年前の平成26年度の3657億円と比べると654億円、約18％の増となっております。また、令和６年度のいわゆる思いやり予算の額は2124億円で、平成26年度の1848億円と比べると276億円、約15％の増となっております。

同じく１(6)のア、北部豪雨災害における県の対応についてお答えいたします。

県では、昨年11月の北部地域における大雨を受け、各村の支援ニーズの把握や住家の被害認定調査、消毒

作業のための県職員の派遣、災害見舞金の支給、保健師や公認心理師の専門職による心のケア支援を進めてまいりました。現在、住宅の応急修理費の支援や災害義援金の早期の配分、比地川のしゅんせつ工事の早期完了に向けて取り組んでいるところです。引き続き地元自治体と連携して、一日も早い復旧に努めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、戦後80年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての(2)のイ、普天間飛行場代替施設建設事業の進捗状況等についてお答えいたします。

令和２年４月に沖縄防衛局から提出された公有水面埋立変更承認申請書によると、埋立てに関する工事に要する費用は約7200億円となっております。沖縄防衛局によると、令和５年度末までの支出済額は約5319億円との回答があったことから、仮に変更後の埋立工事に要する費用に対する比率を算定すると約74％と推計されます。また、令和７年１月末時点における投入土砂量は約326万立方メートルとなっていることから、埋立全体に必要な土砂量に対する比率を算定すると約16.2％と推定されます。

次に同じく１(3)のイ、特定利用空港・港湾についてお答えいたします。

政府の説明によると、特定利用空港・港湾とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことでありました。現時点において、軍事目標等を規定するジュネーブ条約との関係や米軍の利用、整備後の運用など不明な点が残されていることから、引き続き国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に同じく１(5)のイ、国の公共事業関係予算の推移についてお答えいたします。

令和７年度国土交通省関係予算の公共事業関係費は、約５兆2753億円。令和６年度は約５兆2901億円となっており、平成27年度の約５兆1767億円から10年以上ほぼ横ばいで推移しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、戦後80年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての(4)のウの中の、南洋群島や東南アジア諸国との交流についてお答えいたします。

南洋群島については、県内の学生等で構成する選手団をパラオの野球大会に派遣し、ＪＩＣＡパラオ事務所の青年海外協力事業の視察、慰霊碑を巡る平和・歴史学習、現地県人会との交流を行っております。また、令和７年度は戦後80年祈念事業として、平和学習や交流を行うこととしております。東南アジアについては、フィリピンとインドネシアの県人会へ県内青年会を派遣し、寄贈した三線やパーランクーを活用してエイサー指導を行うなど、沖縄文化を通じた交流を行っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　１、戦後80年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての(4)のエのうち、台湾との技術連携についてお答えいたします。

県では、琉台農林水産技術研究交流計画に基づき、昭和61年度から台湾との技術交流等を進め、これまでに延べ88名の研究員を派遣してまいりました。これまでの成果としましては、パインアップルやマンゴー等の栽培技術、サトウキビやトルコギキョウ、デイゴ等の病害虫防除技術など、各分野での情報や技術を交流し試験研究が推進されることで、本県農林水産業の振興に寄与しております。

県としましては、引き続き台湾との技術交流を進めてまいります。

同じく１の(7)のア、畜産農家に対する支援策についてお答えいたします。

県では、独自の支援策として畜産農家の経営安定を図るため、令和６年度において飼料価格高騰対策や肉用子牛価格安定対策、優良繁殖雌牛の更新対策として約21億円を予算措置しております。しかし、飼料価格高騰、子牛競り価格の下落等が続き、畜産農家の経営は依然厳しい状況であることから、令和７年度においても今年度以上の予算となるよう支援策を予定しているところであります。引き続き市町村、関係団体と連携し、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

同じく１の(7)のイ、食料自給率向上の取組の強化についてお答えいたします。

本県の食料自給率は、令和４年度概算値のカロリーベースで34％、生産額ベースで45％となっております。今般の社会情勢等の変化などにより、食料安全保障及び食料自給率向上の重要性は、一層高まっているものと認識しております。県では、食料自給率の向上

に向けて、輪作体系や生産拡大品目の検討などに関する調査を令和７年度の新たな取組として予定しております。食料自給率の向上については、生産拡大が重要なことから、引き続き各種生産振興対策、担い手の育成・確保や経営力強化などに取り組んでまいります。

同じく１の(7)のウ、農産物の価格保証と農家の所得補償についてお答えいたします。

国においては、食料が持続的に供給可能となる価格が形成される仕組みの構築に向けた議論がされており、主な農産物等について生産から消費の各段階におけるコスト構造等の事例把握が進んでいるところであります。ＥＵなどでは、食料の安定供給及び農業者の所得確保を目的に、直接支払制度など各種政策が実施されているものと承知しております。県では、野菜や肉用牛等の価格安定対策、収入保険等への加入促進など、経営力強化に取り組んでまいります。

同じく１の(7)のエ、営農指導分野の職員数の推移と増員についてお答えいたします。

県では、農業改良助長法に基づき普及指導員を設置し、直接農業者に接して、技術研修や巡回指導等により農業者の生産技術や経営能力の向上を図っているところであります。普及指導員の人数は、令和２年度の98名から令和６年度は97名となっております。普及指導員の配置については、事務事業の必要性等を考慮し適切に行っており、引き続き産地の育成や担い手への支援等、農業の振興に取り組んでまいります。

同じく１の(7)のオ、米軍の訓練区域における漁業者への影響についてお答えいたします。

本県周辺には、20か所の訓練空域と27か所の訓練水域が設定されております。ホテル・ホテル訓練水域や鳥島射爆撃場水域では、連日訓練の実施計画が立てられており、漁業者においては操業できる海域が狭まるだけでなく、漁場間の移動にも大きな制約を受けております。そのため県では、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請等において、日米両政府に対し、訓練区域の大幅な削減を求めております。引き続き、漁業者の負担軽減と安全操業が確保されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、戦後80年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての中の(5)のア、沖縄振興特別措置法制定の政府の思いと法の目的についてお答えいたします。

昭和46年10月のいわゆる沖縄国会で沖縄振興開発特別措置法案が提出された際、山中貞則総理府総務長官の同法案の趣旨説明において「多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもって事に当たるべきである」との考えが示されました。このような考え方の下、国においては沖縄県の地理的、社会的事情等の特殊事情を踏まえ、沖縄振興策を実施してきたものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、戦後80年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての(5)のイのうち、沖縄振興予算の推移についてお答えします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画策定後の沖縄振興予算の推移は、平成26年度当初予算額3501億円をピークに減少傾向にあり、令和５年度が2679億円、令和６年度が2678億円、令和７年度が前年度と比べ36億円減の2642億円となっております。

同じく１の(5)のウ、一括交付金減額の影響と増額に向けた対策についてお答えします。

一括交付金については、近年減少傾向が続く中で事業効果発現の遅れにより、様々な分野で県民生活への影響が顕著となっています。県では、沖縄振興予算の増額に向けて関係要路に対し、減額による影響を丁寧に説明しながら要請してまいりました。政府においては、平成６年11月に行われた石破首相の所信表明演説で、他党にも丁寧に意見を聞き、可能な限り幅広い合意形成が図られるよう取り組んでまいりますと述べられております。このため、国政与党に加え、これまで以上に国政野党の皆様にも沖縄振興予算の増額確保について御理解を得る必要があると考えております。県では、国の予算成立まであらゆる機会を捉え、沖縄振興予算の必要性について理解を求めてまいります。

同じく１の(6)のウ、防災危機管理センター棟（仮称）の整備計画についてお答えします。

県では、自然災害、家畜伝染病や感染症等の危機事案に迅速に対応することを目的に、常設の災害対策本部室と防災関係機関等の受入れスペースなどを備えた防災危機管理センター棟（仮称）の整備を進めております。また、災害対応職員向けの食料や飲料水等を保管する備蓄倉庫や72時間稼働に対応した非常用発電機を設置するほか、平常時には各種研修を開催するなど、研修・交流施設としての活用も検討しています。令和７年度は引き続き埋蔵文化財調査を行い、同年12月頃から建設工事に着手し、令和９年度の供用開始を

見込んでおります。

同じく１の(8)、観光目的税の導入に向けた取組についてお答えします。

令和６年12月に、石垣市議会、宮古島市議会及び竹富町議会から、離島住民の課税免除及び税負担の軽減措置を求める意見書の提出がありました。これを受け、法の趣旨目的及び適法性の確保に配慮しながら、課税免除の拡大や離島住民の負担軽減につながる使途事業の検討を行うとともに、離島市町村や関係団体の理解を得ながら、６月議会への条例案提出を目指してまいります。

失礼しました。先ほどの１の(5)のウの答弁の中で、政府においては令和６年11月に行われた石破首相の所信表明演説でと言うべきところを平成６年と言ったようです。訂正しておわびいたします。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　１、戦後80年を迎える沖縄の現実と知事の政治姿勢についての御質問のうち(6)のイ、被災地・被災者支援の教訓についてお答えいたします。

今回の災害においては、気象の状況や住家の被害状況等を考慮し、迅速な災害救助法の４号適用が必要であったと認識しております。今回の災害の教訓として、災害救助や被災者支援に支障を来すことがないよう、災害対策本部を所管する防災危機管理課との連携強化や市町村による迅速な被害情報の報告等を求めることで、速やかな法の適用に取り組むこととしております。また、被災地支援としては、市町村と連携しながら課題を整理し、県や市町村、社会福祉協議会等で迅速な被災地支援ができるよう、研修等も含めて引き続き支援を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　答弁ありがとうございました。

まず質問に答えていただきたく、米軍関係自動車の税の減免額について、県民並みに課税すれば県への歳入となる税収です。前年度の米軍関係自動車税の免除額と累計の金額を伺います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　令和５年度の定期賦課における米軍構成員等の自動車税の調停額は２万5463台、税額は３億3370万円となっています。これを地方税法に定める標準税率で課税した場合の税額を算出すると10億504万円となり、その差額は６億7133万円となります。復帰後、昭和47年から令和５年度までの52年間の差額の累計額は、約318億5525万円となっております。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　ありがとうございます。

振興予算と軍事費の関係で再質問の予定でしたが、時間がありません。この間、米軍への思いやり予算は総額で８兆5000億を超えるという状況にあることも認識しないといけませんし、軍事費、駐留経費、年間約8000億円です。他省庁のを加えれば。沖縄県並みの予算が毎年駐留米軍に提供されているということも認識しないといけないかと思います。

それでは質問します。

埋立工事の進捗状況と予算の執行状況について、埋立予定の到達は16％、赤嶺政賢衆議院議員の国会質問では、9300億円の事業費のうち８割はもう既に執行しており、来年度末までに１％しか埋立ては進行しないと答えられております。国民の税金が注がれており、完成の時期、総事業費の最新の見込みを政府に求めるべきではないでしょうか。こんな事業が沖縄県にあるのか確認です。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

辺野古の埋立工事に係る経費について、政府は、現時点で具体的に見直す段階にはなく、今後、大浦湾の工事の進捗を踏まえて検討するとしております。

県としましては、工事の進捗と併せて経費についても適宜沖縄防衛局に対して情報提供を求めるとともに、引き続き政府に対し、辺野古新基地建設問題の解決に向けた対話の場を求め、その中で埋立工事に係る経費についても確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　ありがとうございます。

先日のシンポジウムで、ピーター・カズニック氏やパネリストの話はとてもすばらしい内容でしたが、その中で気になったのが歴史教育の問題です。日本が行った侵略戦争の歴史を海外留学先で初めて知った。歴史教育として問題だとの観点でした。私は、加害の歴史を学び、ベトナム戦争では米軍の出撃基地として戦争に加担した歴史も認識した上でアジア地域と平和構築を進めることが重要と思います。

80周年祈念事業やその他の交流事業の中で、こういう地域外交の視点での位置づけも確認したいと思いま

す。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

国内外の地域と信頼関係を構築して平和構築を目指すことは重要であると。その中で、お互いの地域の歴史あるいは特徴を共有するということは大切であろうというふうに考えております。その観点から、県では、沖縄と同様に悲惨な戦争体験を持ち、その記憶の継承と平和構築に取り組むアジア諸国等と相互理解を深める取組のほか、済州フォーラムやＮＥＡＲへのオブザーバー参加などを通し、平和を希求する「沖縄のこころ」を海外に発信する取組を進めております。また、南洋群島や東南アジア諸国との信頼醸成に向けて、今ＪＩＣＡと共に取り組んでいるところでございます。

○中川京貴 議長　瀬長美佐雄議員。

○瀬長　美佐雄 議員　ありがとうございます。

最後になりますが、新建議書、基地のない平和な沖縄の実現への知事の決意を改めて問いたいと思います。

国内外で対立・分断が進む中で、軍事力によらない平和構築は可能だと。地域外交の推進による平和構築が最も現実的で理論的であると県民が理解することが求められると思います。知事の見解、沖縄のあるべき未来に取り組む施策や決意について伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　新たな建議書におきましては、独自の歴史や多様性を持つ沖縄を最大限活用し、平和的な外交・対話によってアジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成を図ることなどを政府に求めております。私は、沖縄の有する歴史的・文化的特性等のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に貢献してまいりたいと考えております。

○瀬長　美佐雄 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

〔西銘純恵　議員登壇〕

○西銘　純恵 議員　こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

瀬長議員に続いて代表質問を行います。

１、米軍基地問題について。

(1)、米兵による性暴行事件が相次いでおり、人権と尊厳が踏みにじられている。日米両政府は、被害者への謝罪も責任も取っていない。米国に抗議をしない政府に怒りが高まっている。県民大会で示した県民の思いにどう応えるか、県の見解を問います。

(2)、国連女子差別撤廃委員会から日本政府に対して勧告された経緯と内容、県としての取組を問います。

(3)、負担軽減どころか我慢の限度を超えている。戦闘機の実弾搭載、夜間に轟音をまき散らす戦闘機、欠陥機オスプレイの飛行、米兵犯罪、事件・事故が増加しているのではないか。実態と対策を伺います。

(4)、ＰＦＡＳの汚染源調査に係る専門家会議の調査結果と基地への立入り、日米両政府に対策を取らせることについて県の取組を伺います。

(5)、日米地位協定の抜本改定に向けた取組の強化が必要です。

(6)、自然破壊で税金の無駄遣い、戦争の危険を呼び込むものになる浦添西海岸の埋立てと軍港建設は中止させるべきです。見解を求めます。

２、物価高騰から暮らしを守るために。

(1)、物価高騰対策の実績と今後の取組を伺います。

(2)、県民の国民年金平均額は幾らか。生活保護基準に該当する高齢者への利用を促進することや、食料など生活支援を行う必要があるのではないか。

(3)、お米が2000円台から4000円台に、食料品が1.5倍以上になって、子育て世帯も誰もが生活に困窮している。物価高騰に合わせて、生活保護の認定基準の緩和や支給額の引上げを国に求めるべきです。

３、子どもと若者の支援について。

(1)、新年度の子どもの貧困対策について伺います。

(2)、子どもや若者が生き生き暮らせるために、県が策定したこども・若者計画の目指すもの、普及啓発について問います。

(3)、戦後80年、県内の子どもたちに沖縄戦や米軍占領下の戦後史を継承していくための平和教育の取組を伺います。

(4)、ひとり親、ヤングケアラー、若年妊産婦・若年シングルマザーの支援策を伺います。

４、デニー県政が医療費を中学卒業まで窓口無料にして４年目になるが、小中学生の虫歯治療について、無料化前と直近でどのように変化しましたか。また、高校卒業まで無料化を拡大することについて。

５、学校給食費の無償化に向けて。

(1)、県は４月から中学校の給食費を半額補助する。物価高で子どもの食事を減らしているのがつらい、市町村も半額補助して無償化してほしいとの強い声が上がっている。中学校の給食費を無償化するのは何か所ありますか。

(2)、国に対して、給食費の完全無償化を求めるべきです。

６、学童クラブの待機児童はどうなっているか。支援の拡充と支援員の処遇改善をすべきだが、対応を問います。

７、政府は、今年８月から高額療養費の負担限度額を全ての年代、全ての所得階層で引き上げる見直しを進めている。がん患者をはじめ重篤な患者にとって、医療費の負担増は治療の中断や治療回数減らしとなり、命に関わる治療費の負担増は直ちに撤回させるべきである。高額療養費制度の利用者数、そのうちがん患者は何人いるのか、影響について伺います。

８、渡名喜村の職員不足は、村民生活に深刻な影響を与えている。他の小規模離島も同様の課題を抱えているのではないか。介護や保育、福祉職員などを含めて県の支援が必要ではないですか。

９、高齢者福祉について。

(1)、特別養護老人ホームの待機者数と施設増設計画はどうなっていますか。

(2)、認知症の疑いを含め、認定がされずに地域で困難を抱えている高齢者の実態把握について。また、尊厳ある暮らしのための支援策が必要です。

(3)、80代の親が50代のひきこもりの子と暮らす8050問題を訪問して実態把握すること。また、生活保護につなげて子の医療支援や就労支援を行うべきと思うが、現状と対策を伺います。

10、教育行政について。

(1)、小中、県立学校の直近の教員の未配置状況は改善されていますか。

(2)、小・中・高校の不登校は何人いるのか。居場所となる校内自立支援室の効果と拡充について伺います。

(3)、高校での授業のみを担当する非常勤講師や休職者の補充となる臨時的任用教員の未配置を改善するために、登録者情報を整理する担当者を人事課に増員配置するよう要望があると思うが、対応について伺います。

(4)、教職員の働き方改革や負担軽減策を伺います。メンタルヘルス対策に関する調査研究事業を継続することについて伺います。

(5)、教員の安全と心身の健康を確保するための産業医の選任状況と学校訪問の実態。衛生委員会の設置や衛生管理者の選任状況はどうなっていますか。

(6)、沖縄県の教員の精神疾患による休職者は、全国平均の２倍で増加しています。週当たり授業持ち時数は、全国平均と比べてどうか。少なくとも全国並みの改善が要求されているが、取組を伺います。

(7)、文科省が導入した給与に差をつける教職員評価システムは、公平性・公正性・透明性・納得性が保たれていない。廃止すべきであり、少なくとも教育職において給与に反映させてはならない。廃止している自治体と教育長の見解を伺います。

11、個人の尊厳と多様性が尊重される社会を目指し、戸籍上の性別を問わず、同性カップルにも婚姻と同様な家族の関係を認めるパートナーシップ制度は新年度スタート、実施できますか。制度の内容も問います。

12、教育委員会を含めた県の会計年度任用職員は何人いますか。昨年、総務省が事務処理マニュアルを改正したが、同一者の任用を連続２回を限度として努める規定を廃止しました。希望する人は継続任用できるように改善すべきです。見解を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　西銘純恵議員の御質問にお答えいたします。

学校給食費の無償化に向けての御質問の中の５の(2)、学校給食費無償化に係る国への要請についてお答えいたします。

学校給食費無償化の支援につきましては、令和５年２月、令和６年８月及び10月に、国に対して要請を行いました。また、令和７年１月には、国政政党に対して要請を行ったほか、全国知事会においても同様の要請を行ってきたところであります。現在、国会においては、学校給食無償化法案が提出され議論が進められており、期待を持って法案の動向を注視しているところであります。

沖縄県としましては、今後ともあらゆる機会を通して、国への要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、小規模離島の職員不足等についてお答えいたします。

離島町村においては、職員数が必要数を満たしていない団体があるなど、職員の確保が課題となっております。このため沖縄県としては、これまで離島町村に対し、職員採用試験の共同実施や業務効率化に向けた給与事務等の共同委託への支援などに取り組んでまいりました。さらに、令和７年度から、今年度末に多数の職員が退職の意向を示している渡名喜村に県職員１名を派遣するほか、同村を含む離島町村等を対象に、職員の採用活動や業務効率化の取組への支援を拡充する予定としております。また、離島における福祉人材

の確保については、沖縄県保育士・保育所総合支援センターによる合同就職説明会や保育園の見学ツアーの実施、島外から介護専門職を確保するために必要な移転費用等の補助などに取り組んでおり、引き続き離島町村の意見を聞きながら必要な支援に取り組んでまいります。

次に、パートナーシップ制度についてお答えいたします。

沖縄県では、パートナーシップ制度の導入に向け、有識者等で構成する検討委員会を開催し、制度の要件や利用可能となる行政サービスについて意見聴取を行いました。制度の対象者については、性的マイノリティー当事者だけでなく、事実婚のカップルも含めることや、子や親など近親者も家族として届け出ることができる、いわゆるファミリーシップ制度も含めて検討を進めております。また、令和６年12月にはパブリックコメントを実施したところであり、そこでの意見も参考に年度内には制度を開始したいと考えております。

沖縄県としましては、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、米軍基地問題についての中の(1)、県民大会で示された県民の思いについてお答えいたします。

昨年12月に、米兵による少女暴行事件に対する抗議と再発防止を求める県民大会が開催され、日米地位協定の抜本的な改定等を国に求めることが決議されております。このような県民大会が開催されたことは、県民の怒りが広がっていることの表れであり、米軍及び日米両政府においては、県民の怒りの声を真摯に受け止めていただきたいと考えております。

県としては、引き続き米軍及び日米両政府に対し、一層の綱紀粛正、実効性のある再発防止策、日米地位協定の抜本的な見直しなどを求めてまいります。

同じく１(3)、航空機騒音や米軍人による事件・事故等の実態と対策についてお答えいたします。

令和６年の嘉手納飛行場及び普天間飛行場における夜間・早朝の離着陸回数は、前年より増加しているほか、外来機の飛来により日常的に発生する航空機騒音などが県民生活に様々な影響を及ぼしています。普天間飛行場所属のオスプレイは、飛行再開後の昨年４月に464回の離着陸が確認され、１か月間の離着陸回数としては令和３年１月以降最多となっております。米軍人等による刑法犯検挙件数については、令和６年は73件と、直近20年間で最も多くなっております。なお、米軍機の実弾搭載の事実関係については、沖縄防衛局に照会しているところです。

県としては、米軍基地から派生する被害は、県民の生命財産等、人権に関わる問題であると認識しており、県民の目に見える形で過重な基地負担の軽減が図られるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

同じく１(5)、日米地位協定改定に向けた取組についてお答えいたします。

県は、日米両政府に対し、機会あるごとに日米地位協定の抜本的な見直しを求めているところです。同協定の見直しを実現するためには、国民的議論を喚起していくことが重要であると考えております。そのため、同協定改定に向けたシンポジウムを昨年２月に東京で、９月に那覇市で開催し、世論喚起に取り組んでいるところです。引き続きトークキャラバンやシンポジウムを通して国民的議論の喚起を図るとともに、あらゆる機会を捉えて全国知事会や渉外知事会、他の自治体とも連携し、同協定改定に向けた取組を強化してまいります。

同じく１(6)の中の、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

那覇港湾施設は、那覇港に隣接し那覇空港にも近く、産業振興の用地として極めて開発効果の高い地域となっており、基地負担の軽減と産業振興の観点から、早期の返還が必要であると考えております。移設に係る環境への影響については、現在、沖縄防衛局において環境影響評価方法書の作成業務を実施中であると認識しております。また、那覇港湾施設の代替施設については、現有の機能を確保することを目的としていることが移設協議会において繰り返し確認されております。

県としては、移設により基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながることがあってはならないと考えており、引き続き移設協議会において確認を求めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、米軍基地問題についての(2)、女子差別撤廃委員会の勧告内容等につい

てお答えいたします。

国連の女子差別撤廃委員会は、令和６年10月、総括所見において、米兵による性暴力の防止等に関し勧告を行いました。今回の勧告については、沖縄の女性たちが国際社会に問題の深刻さを訴えたことが反映されたものと認識しております。

県としましては、第６次沖縄県男女共同参画計画に基づき、互いの人権を尊重し、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を図るため、引き続き周知活動や被害者支援等に取り組んでまいります。

続きまして３、子どもと若者の支援についての(1)、新年度の子どもの貧困対策についてお答えいたします。

令和７年度は、県が子どもの貧困対策に本格的に着手してから10年目の節目を迎えます。これまでの取組により、困窮世帯の割合が改善するなど一定の成果は現れていますが、まだ多くの課題があるため、継続して貧困対策に取り組んでいく必要があると考えております。このため新年度においては、ライフステージに応じた施策の充実強化を図るとともに、支援につながっていない経済的に問題を抱える子育て世帯へつながる仕組みの構築などに取り組むことを考えております。

同じく３の(2)、こども・若者計画の目指す社会と普及啓発についてお答えいたします。

県では、今年度策定のこども・若者計画において、子どもを権利の主体として、意見表明や社会参画の取組等を推進し、誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現を目指していくこととしております。計画を広く子ども・若者に周知するため、計画のやさしい版を作成するとともに、子どもたちから愛称募集を行っているところです。令和７年度は、パンフレット作成や国と連携したシンポジウムの開催、テレビや県広報誌、ＳＮＳの活用等により、普及啓発に取り組んでまいります。

同じく３の(4)、ひとり親等への支援についてお答えいたします。

県では、ひとり親世帯等への資格取得支援や民間アパートを活用した総合的な支援等のほか、新たに企業でのインターンシップを通して、ひとり親の就労につなげる取組を実施する予定にしております。また、ヤングケアラーに対し、相談窓口の設置や訪問支援等を行うほか、若年妊産婦等に対するＳＮＳを活用した相談対応や支援情報の発信、居場所の設置に取り組んでいるところです。

県としましては、ひとり親世帯等に対し、引き続き総合的かつきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

続きまして４、医療費の無料化についてお答えいたします。

県では、市町村が実施しているこども医療費助成制度に対し、対象経費の２分の１を補助しており、令和４年度から市町村と連携して通院対象年齢を小中学校まで拡大するとともに、現物給付を実施しているところであり、令和５年度実績は約31億円となっております。対象年齢を18歳まで拡大することにつきましては、市町村の意向、事業実績、県及び市町村の財政状況を踏まえ協議を行うとともに、国に対し、全国知事会等を通して、子どもの医療に関わる全国一律の制度の創設について引き続き要請してまいります。

６、学童クラブの待機児童についてお答えいたします。

令和６年５月時点の待機児童数は917人と、前年と比較して159人減少しましたが、依然として高い数字になっていることから、県では施設整備費用や賃借料及び修繕費用の補助等に取り組んでいます。また、国の補助事業を活用して処遇改善支援等を行っているほか、今年度より有資格者２名を配置する施設への運営費を拡充しております。

県としましては、引き続き国の支援メニュー等を活用しクラブへの支援充実に努め、市町村と連携して待機児童の解消に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　１、米軍基地問題についての(4)、専門家会議の調査結果と県の取組についてお答えいたします。

県では、普天間飛行場周辺の湧水等で検出されるＰＦＯＳ等について、汚染源の特定に係る科学的裏づけを得る目的で有機フッ素化合物汚染源調査に係る専門家会議を設置し、調査検討を行ってきたところです。去る２月４日に開催された最後の専門家会議において、同飛行場上流側の地下水では高濃度なＰＦＯＳ等は検出されず、下流側から検出される状況等から、汚染源が同飛行場にあると推定される重要な根拠となると総括されております。

県としましては、本調査により、汚染源が同飛行場にあると推定される科学的な裏づけが得られたと考えており、今後、国や米軍に対して本調査結果を示し、立入調査の実現や国、米軍による調査と対策の実施を求めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　1、米軍基地問題についての(6)、浦添埠頭地区の埋立てについてお答えいたします。

那覇港では船舶大型化や取扱貨物量の増加に対して、施設の規模が小さく逼迫している状況となっており、将来にわたって県産業の持続的な成長ができるよう物流施設の拡充が必要となっております。そのため、那覇港管理組合によると、アジアの中継拠点としての物流空間の形成、臨空・臨港型産業の育成、富裕層の獲得に資する交流・賑わい空間の形成等により、自立型経済の構築や観光の高付加価値化等を図るためには、浦添埠頭を含めた臨海部の用地造成が必要とのことであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　2、物価高騰から暮らしを守るための(1) 、物価高騰対策についてお答えします。

県においては、これまで国の交付金や一般財源等を活用し、教育、福祉、医療、交通、農林水産業など様々な分野における支援に取り組んでおります。令和４年度から５年度にかけて、電気料金高騰に対する支援など、計344億円を計上しております。令和６年度は、物価高騰対策として、当初予算、６月補正予算及び２月補正予算において、計94億円を計上しております。また、令和７年度は、重点支援地方交付金を活用して、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を行ってまいります。

次に12、会計年度任用職員についてのうち、知事部局の会計年度任用職員についてお答えします。

知事部局における会計年度任用職員の数は、令和６年６月１日現在で1313人となっております。国は、公募によらない再度の任用は２回を限度とする取扱いを廃止しておりますが、地方公共団体においては、地域の実情等に応じて対応するよう求めております。知事部局においては、同一の所属かつ同一の職務内容の職の場合、公募によらず２回まで再度の任用を可能とし、また、適切な公募を踏まえてもなお人材確保が困難となるなど、公務の運営に支障が生じる場合は２回を超えた再度の任用ができることとしております。

県としましては、引き続き多様な人材の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　2、物価高騰から暮らしを守るための御質問のうち(2)、県民の国民年金平均受給額、高齢者の生活保護への案内についてお答えいたします。

厚生労働省の年金に関する直近の調査結果によりますと、令和６年３月末時点における本県の国民年金平均受給月額は、５万2837円となっております。県では、生活保護制度の周知のため、県福祉事務所が所管する30町村の担当部署の協力を得て、生活保護申請に関するチラシを各世帯に配布しており、県広報誌においても制度の周知と福祉事務所等相談窓口の一覧を掲載して、相談しやすい体制を整えているところです。

県としましては、今後も引き続き生活保護制度の周知に努めてまいります。

続きまして同じく２の(3)、生活保護の認定基準の緩和と支給額の引上げについてお答えいたします。

物価高騰の状況を鑑みて、生活保護世帯には令和５年10月から臨時的・特例的な措置として世帯人員１人当たり月額1000円の加算がされており、さらに、昨年末に行われた厚生労働大臣の会見において、社会経済情勢等を総合的に勘案して、令和７年度から８年度の間、500円を増額し、月額1500円の特例加算を実施する旨の発表がありました。生活保護基準は、厚生労働省において５年に一度実施される全国家計構造調査のデータ等を用いて、定期的に専門的かつ客観的な評価・検証に基づいて見直しが行われております。

県としましては、今後とも国の動向を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　2、物価高騰から暮らしを守るための(2)のうち、高齢者への食料などの生活支援についてお答えします。

県では、去る６月議会において、生活に困窮している高齢者に対し、食料品等の生活資材を配送するための補正予算を計上したところです。また、本事業の申込案内業務を依頼する相談支援機関との調整に時間を要しているため、去る11月補正において繰越明許費を計上したところであります。現在、事業実施に向けた申込受付システム及び配送体制の構築を行っているところであり、今後、相談支援機関の運営法人と契約等を完了したエリアから支援の必要な高齢者に対し、順

次案内を開始してまいります。

次に７、高額療養費制度について、高額療養費制度の利用者等についてお答えします。

高額療養費制度の利用者等については、令和４年度の市町村国保で25万2036件、支給金額が約172億円となっております。また、令和５年度の後期高齢者医療制度では21万3765件、支給金額が約79億円となっております。このうち、がん患者の人数については把握しておりません。なお、同制度の負担引上げについて、国は当事者の声も受け止め、提案の修正を含め対応するとして見直し作業を行っており、県としては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に９、高齢者福祉についての(1)、特別養護老人ホームの待機者数と整備計画についてお答えします。

令和６年４月１日現在、特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は814名となっております。県では、第９期沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、令和６年度から令和８年度までに特別養護老人ホーム等1483床を整備することとしております。施設整備については、都市部における整備用地の確保、建設費の高騰、介護人材の確保などの課題はありますが、補助単価の引上げ及び総合的な介護人材確保対策を行うとともに、市町村と連携して取り組んでまいります。

同じく９の(2)、認知症やその疑いがある人の支援策等についてお答えします。

認知症は誰もがなり得る病気であり、認知症になっても自分らしい暮らしを継続できる共生社会の構築は重要となっております。県では、県民一人一人が自分事として認知症に関する正しい知識及び理解を深めていただくための普及啓発等、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進に取り組んでおります。また、認知症を理解し認知症の人を地域で見守る認知症サポーターの養成やチームで認知症の人や家族の手助けとなる活動を行うチームオレンジなど、認知症の人が暮らしやすい地域づくりの環境の整備に取り組んでまいります。

同じく９の(3)、8050問題の実態と対策についてお答えします。

国が令和４年度に実施した調査から推計しますと、県内の15歳から64歳までのひきこもり者数は、約１万7700人となります。県は、平成28年にひきこもり専門支援センターを設置し、ひきこもり当事者や家族の意向を確認しながら支援内容を検討し、生活保護を含め関係機関への同行支援や市町村職員との訪問支援を行っております。同センターにおける令和５年度の相談延べ件数は1621件、相談実人数は258人となっております。近年、より身近な市町村で相談できる体制が求められていることから、市町村におけるひきこもり相談体制整備の支援のため、地域連絡協議会の開催や市町村担当者からの相談対応等を強化しているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、子どもと若者の支援についての中の(3)、戦後80年における平和教育の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、平和教育を主要施策に位置づけており、学校の教育活動全体を通して平和学習を行っております。戦後80年を契機に、本県のこれからの平和教育の在り方について考える機会として、平和教育フォーラムや平和教育推進リーダー育成研修などを実施する戦後80周年平和教育推進事業を予定しております。引き続き関係機関と連携し、本事業の成果を今後の平和教育の充実につなげられるよう、取り組んでまいります。

続きまして４、医療費の無料化についての中の(1)、小中学生の虫歯治療についてお答えいたします。

文部科学省が実施する学校保健統計調査報告書によると、本県の未処置歯のある児童生徒の割合は、こども医療費助成拡充前の令和３年度は、小学校32.1％、中学校26.5％となっております。また、令和６年度においては、小学校28.1％、中学校23.8％となっており、改善傾向にあります。

続きまして５、学校給食費の無償化に向けての中の(1)、中学校の学校給食費を無償化する市町村の数についてお答えいたします。

昨年10月時点の調査において、令和７年度は22市町村が中学校の学校給食費を無償化する予定となっており、現在、再調査を行っているところであります。

続きまして10、教育行政についての中の(1)、教員未配置の状況についてお答えいたします。

令和７年１月時点の公立学校における教員未配置数は小学校37人、中学校30人、高等学校10人、特別支援学校７人の計84人で、昨年度同月の137人から53人減となっております。

県教育委員会においては、教員確保に向け、これまでの教員選考試験制度改革や県内外における各種セミナー及び大学生へのリクルート活動などに加え、今年度から本県出身者が多い県外大学を訪問し相談会等を行っているところであり、さらに次年度は県外におけ

る結・ＵＩ特別選考試験の実施を予定しております。引き続き教員確保に向け、全庁体制で取り組んでまいります。

同じく(2)、小・中・高校の不登校児童生徒数等についてお答えいたします。

令和５年度問題行動等調査によると、沖縄県の国公私立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、小学校3284人、中学校3729人、高等学校1227人となっております。校内自立支援室については、令和４年度12市町村36校から令和６年度17市町村60校に拡充し、個々の状況に応じた学習支援や登校支援等を行っており、その結果、令和５年度の登校復帰率は44.6％となっております。

県教育委員会としましては、引き続き校内自立支援室の拡充に取り組んでまいります。

同じく(3)、職員の増員配置についてお答えいたします。

職員定数については、スクラップ・アンド・ビルドによる再配置を基本としつつ、新たな行政需要や喫緊の課題に対応するための配置を行っております。令和７年度の職員定数については、要望調査やヒアリング等を行い、業務量や行政需要などを総合的に勘案し、各課等に対して定数配置を行っているところであります。引き続き、適切な人員配置に努めてまいります。

同じく(4)、教職員の働き方改革とメンタルヘルス対策に関する調査研究事業についてお答えいたします。

県教育委員会では、昨年３月に策定した「私たちのピース・リスト2023」と題した働き方改革の取組目標において、人材の確保、教育ＤＸの推進、業務の役割分担・適正化を柱に具体的な50項目を掲げ、教職員の負担軽減に向けて各学校や地域の実情に応じた取組を推進しております。また、メンタルヘルス対策に関する調査研究事業については、今年度の成果等を踏まえ、ＩＣＴを活用した研修や復職の支援、労働安全衛生管理のさらなる充実を図る等、次年度も継続する予定で準備を進めております。引き続き、各市町村教育委員会等と連携強化を図りながら、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進してまいります。

同じく(5)、公立学校における産業医の選任状況等についてお答えいたします。

令和６年度の法令等に基づく産業医の選任率は、県立学校98.5％、市町村立小中学校88.8％、衛生委員会の設置率は、県立学校100％、市町村立小中学校76.5％、衛生管理者の選任率は、県立学校100％、市町村立小中学校95.9％となっております。また、県立学校における産業医の学校訪問等は、令和５年度１校当たり年間平均12.1日となっており、各学校の実情に応じた活動が行われております。市町村立学校については、産業医の活用について課題のある市町村もあることから、県教育委員会としましては、引き続き市町村を対象とした研修会の開催等により、労働安全衛生管理の充実に努めてまいります。

同じく(6)、教員の持ち授業時数等についてお答えいたします。

令和４年度学校教員統計によると、教員の週当たりの平均持ち授業時数は、全国では小学校18.2時間、中学校14.5時間、高等学校13.6時間となっております。また沖縄県においては、小学校19.3時間、中学校13.4時間、高等学校14.8時間となっております。教員１人当たりの持ち授業時数の軽減については、教職員定数の拡充を図る必要があり、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対し要請を行っております。

同じく(7)、教職員評価システムについてお答えいたします。

文部科学省が行った令和５年度公立学校教職員の人事行政状況調査によれば、全ての都道府県で人事評価システムを実施しており、評価結果を給与の全部または一部に反映していない自治体は、４団体となっております。本県においては、地方公務員法に基づき、人事評価を任用、給与等その他の人事管理の基礎として活用しているところです。

県教育委員会としましては、引き続き研修の充実等を図り、制度に対する理解の促進に努めてまいります。

続きまして12、会計年度任用職員についての中の、教育委員会の会計年度任用職員についてお答えいたします。

令和６年６月１日時点において、教育庁所管の会計年度任用職員は1164人となっております。県教育委員会においては、会計年度任用職員の任用の取扱いについて、任用の回数で応募を妨げることはせず、採用の可否についても、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力実証を経て再度の任用ができることとしております。ただし、再度の任用に当たっては、繰り返し任用の弊害を踏まえて、公務の運営に支障がないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　純恵 議員　再質問を行います。

まず１番の(6)、浦添西海岸の埋立て、軍港問題について。

浦添市長選挙で松本氏が告示の日に、西海岸の美しい海を埋め立てていいという市民はいないと思うと述べました。ところが、浦添市は西海岸の埋立てを進めています。富裕層・大金持ちのリゾートホテルを造るためなのか、港湾組合の埋立てを含めた環境アセスだけで３億3000万円使われるのか。うち浦添市負担はどれだけになるのかお答えください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　那覇港管理組合によりますと、浦添ふ頭地区交流・賑わい空間の環境アセスにかかる費用は約３億3000万円で、そのうち浦添市土地開発公社の負担は約２億円とのことであります。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時45分休憩

午後２時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長　埋立地区は、交流・賑わい空間として造成されるものという認識でございます。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　富裕層のリゾートホテルを造るということを市のほうは明確に港湾組合にも言っているんですよね。部長、それは聞いていなかったんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　那覇港の港湾計画につきましては、那覇港管理組合において所管されているものと認識しております。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　次、移ります。

（パネルを掲示）　パネルですけど、浦添市長選挙は、埋立て・軍港反対を掲げた里道候補が出馬表明して僅か10日間で１万5240票を獲得しました。４期目となる松本氏の得票の半数を超えています。里道さんの立候補は、勇気ある沖縄県民の良心だと称賛されて多くの市民・県民を励ましています。

沖縄タイムスによる投票日の出口調査で、軍港反対が約45％、賛成が約17％。松本氏に投票した人のうち、軍港反対が約24％で、賛成とほぼ同数。松本氏自身は、かつて軍港に賛成する市民は私を含めて一人もいないと思うと公言しました。昨年の８月、琉球新報が浦添市内で100人に聞いています。結果は、軍港反対が64人、賛成は18人でした。軍港反対が浦添市民の民意ではありませんか。知事にお尋ねします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時47分休憩

午後２時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　まず、先ほど土建部長から答弁をさせていただきました。那覇港では船舶の大型化、取扱貨物量の増加に対して、やはり港湾の施設の規模が小さく逼迫している状況となっており、将来にわたる県産業の持続的な成長のために物流施設の拡充等の事業が必要になっているということで港湾計画が改定されたものというように思料いたします。他方、選挙の結果につきましては、候補者がそれぞれの政策、公約を掲げ選挙に臨まれ、そして市民の様々な判断でそのような結果がもたらされたというように認識をしております。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　選挙は市民の暮らしにも関係がありますので、私が今数字的なものを知事に述べたのは、出口調査など事実に基づいた市民の――この出口調査で軍港反対が約45％、そして賛成が約17％、そして松本氏に投票した人でも拮抗していると、軍港に関してですよね。だから軍港については浦添市民からすれば、選挙はいろいろ判断するけれども、軍港反対が民意ではないかと。それはもうぜひ受け止めてほしいと思います。

続けます。

知事は、去年の12月27日付、毎日新聞のインタビューに答えています。浦添軍港移設は今の段階で反対意見を述べたことはないが、埋立承認は既定路線ではないと述べているんですよね。その真意を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　インタビューで私が答えた本旨といたしましては、これから環境影響評価等もろもろの調査が行われると。そして、その中で当然必要であれば知事意見も付与するということも考えられますので、現段階ではこの先の状況については明確な状況ではないということも含めて、そのようにインタビューで話をさせていただいたということでございます。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　昨年10月から今年８月までミサイル搭載を想定した海兵隊の無人艇が那覇軍港を拠点

に試験運用として配備されていると言われています。実態はどうでしょうか。公室長。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後２時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

米海兵隊の無人艇については、沖縄防衛局から、令和６年10月から本年８月までの間、物資の輸送等の補給活動のため無人艇１隻を那覇港湾施設に一時展開するとの説明を受けており、昨年10月９日に無人艇の那覇港湾施設への搬入が完了したとのことです。

県としては、防衛局に対し無人艇の運用状況や過去のトラブル等について照会を行っておりますが、米軍の運用に係るものであり、お答えすることは困難と具体的な回答を得られておりません。今回、一時展開により新たな基地負担の増加はあってはならないと考えており、引き続き防衛局へ情報提供を求めるとともに、基地負担の軽減を求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　ミサイル搭載を想定した無人艇、どこをどう走っているか分からない。それも試験運用でしょう。試験運用を何で米本国ではなくてこの沖縄でやっているんですか。危険極まりないではありませんか。そして、この無人艇を沖縄でやっているということは、恒久的な配備、那覇軍港に対する配備、それをもくろんでいるのではないかと本当に県民は危惧していますよ。問合せされましたか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほどもお答えしたところですが、無人艇の運用状況等について、今沖縄防衛局に確認をしているというところでございます。

○中川京貴 議長　西銘純恵議員。

○西銘　純恵 議員　浦添軍港については基地機能が強化されてはならない――現有機能、知事もそうおっしゃった。インタビューでもおっしゃっています。でしたら、このインタビューで言っていることと今の無人艇の――今、那覇軍港を拠点に配備されているということは明確なんですよね。だからそこも含めて知事は、埋立承認の段階で様々な知事意見、環境アセスに対する知事意見も出された。それで判断をしていくということですが、最後に、最終的に埋立承認できないということもあるのかお尋ねします。

○中川京貴 議長　総残時間が終わりましたので、答弁はできません。

○西銘　純恵 議員　ありがとうございます。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

〔平良識子　議員登壇〕

○平良　識子 議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派沖縄社会大衆党の平良識子です。

代表質問を通告表に基づきまして行います。

まず初めに１、平和行政について。

(1)、戦後80年、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承するために、積年の課題であった首里城地下の第32軍司令部壕を県で初めて戦争遺跡に指定し、保存・公開に向けて取り組んでいることを高く評価いたします。文化財の保存と活用、公開の観点から、公開坑道の設置が必要でありますが、第32軍司令部壕保存・公開基本計画においてどのように取り組んでいくのか伺います。

２、辺野古新基地建設について。

(1)、２月７日に開催された日米首脳会談の共同声明において、これまで普天間飛行場の継続使用を回避する唯一の解決策として辺野古新基地建設を強行してきたが、辺野古が唯一という文言が米側の要請で削除された可能性があることが報道されました。普天間飛行場の返還の後退を示唆するものではないか懸念しております。知事としてどう受け止めているか。またこの件について、削除に至る米側の意図について、ワシントン事務所を通してどのように調査しているのか伺います。

３、ワシントン事務所について。

(1)、改めて、設置の経緯、意義、目的について伺います。

４、米軍基地周辺のＰＦＯＳ等汚染問題について。

(1)、沖縄県令和６年度基地周辺環境対策推進事業の有機フッ素化合物汚染源調査に係る専門家会議において、普天間飛行場周辺におけるＰＦＯＳ等の検出状況により、汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まったと総括されました。調査結果による科学的根拠について伺います。

５、米兵による性暴力事件について。

(1)、昨年11月に発生した米兵による性暴力事件については、不起訴となりました。過去の米兵による性暴力事件で不起訴となった件数、割合、不起訴になったことに人権保護の観点から見解を伺います。

６、日本政府の人権政策について。

(1)、国連人権高等弁務官事務所における女子差別

撤廃委員会に対して、日本政府は勧告内容を不服として拠出金停止の報復的措置を行った。世界及び日本の男女平等推進政策を後退させるものであると考えるが、知事の見解を伺います。

７、子ども政策について。

(1)、文部科学省が児童生徒の健康及び食育の推進を図るために算出した栄養量を示す学校給食摂取基準について、沖縄県の小中学校の給食の栄養量はどうなっているのか伺います。

(2)、子どもの権利尊重条例の制定について、知事の所信表明に救済機関の設置が盛り込まれました。その内容を伺います。

(3)、全国の子どもの自殺が最多となり、10代の死因の１位が自殺であるのはＧ７で日本だけであり、ユニセフによる38か国での幸福度調査で最低レベルだったことから、日本全体における子どもたちの生きづらさを社会は深刻に受け止めて改善しなければなりません。

ア、沖縄県における10代の自殺、自殺未遂について、学校及び教育委員会による詳細調査及び支援についての現状を伺います。

イ、子どもの貧困が全国の約２倍の沖縄における子どもの精神的幸福度の現状はどのようになっているのか伺います。

(4)、児童相談所の体制強化について、入所可能人数及び現況、今後の対応について伺います。

(5)、重度障害者修学支援について、重度障害を持つ生徒の大学等への修学介助支援についてですけれども、県内市町村の取組状況はどうなっているのか伺います。

８、沖縄県経済について。

(1)、2025年度新年度当初予算が戦後最大、過去最高の約8894億円となりました。沖縄県のＧＤＰ及び全国平均、国税庁に支払っている徴収決定済額、平均所得、沖縄県の経済現況と見通しについて伺います。

９、物価高騰対策支援について。

(1)、賃金引上げが物価高騰に追いついておらず、県民生活が逼迫していることへの県の取組支援について伺います。

10、宿泊税について。

(1)、観光目的税としての宿泊税の導入について、予定されていた２月議会への提案を見送ったが、その理由は何か伺います。

(2)、離島住民への課税について、宮古島市議会、石垣市議会、竹富町議会の３市町議会から知事宛てに意見書が提出されております。その内容は何か伺います。

(3)、自治体が法定外税を新設する場合には、総務大臣への協議が必要とされており、総務大臣は原則として同意しなければならないとのことですが、総務大臣が同意しない場合の地方税法第261条の要件について伺います。

11、金融リテラシー政策について。

(1)、消費生活相談の件数と全国比について。

(2)、ギャンブル依存症の人数及び実態について。

(3)、子どもの貧困の連鎖を断ち切るためにも、若い世代における金融リテラシー教育が肝要であると考えます。高等学校での県内金融機関等との連携による金融リテラシー教育の取組状況について伺います。

12、伝統工芸産業の支援について。

(1)、第２次産業ものづくり支援の伝統工芸における特に染織物について、生産取引価格と市場での販売価格に大きな差があり、生産者の所得向上に課題があります。適正価格の取引による生産者の所得及び生産額の向上に向けて、県としてどのように取り組んでいるのか伺います。

13、教育行政について。

(1)、教員の多忙化解消に向けて、教職員の数を増やすことが働き方改革を推進する上で最も効果的である。次年度の教職員不足人数と新規採用予定人数、課題について伺います。

(2)、教職員評価システムについて、現行の評価システムについて、公平性・公正性・透明性・納得性に課題があり、弊害が生じていると被評価者及び教職員組合から指摘されております。他県と沖縄県との違い、課題、改善について伺います。

(3)、労働安全衛生法に義務づけられている教職員50人以上の学校における衛生委員会の設置について、小中学校の設置状況と新年度について。また、未設置は50万円以下の罰金となっているが、その対応はどうなっているのか伺います。

14、パートナーシップ制度の導入について。

(1)、制度の導入に向けて、県内市町村との連携についてどう取り組んでいくのか伺います。

15、ワーク・ライフ・バランスについて。

(1)、県庁職員における男性の育児休業取得状況、目標数値について伺います。

16、世界自然遺産の保全について。

(1)、世界自然遺産地域の保全と利用の両立を図るための適正管理について、現状、課題、そしてその解消及び推進についてどのように取り組むのか伺います。

17、自然海岸線の保全について。

(1)、沖縄本島の自然海岸について、琉球大学とミネソタ大学との共同研究調査により、この100年で約100キロメートル以上の自然砂浜が消失したことが発表されました。世界的に評価されている沖縄の海について、県として自然砂浜の長さ等の統計調査や残された自然海岸線を保護するための保全計画を策定し取り組む必要があるが、どうか伺います。

最後に18、精神障害者を隔離した私宅監置の保存・活用について。

(1)、県議会に陳情が出されているところでありますが、対応の進捗状況、また私宅監置をされた県内の当事者の人数について伺います。

○中川京貴 議長　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、平良識子議員の質問に対する答弁は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前の平良識子議員の質問に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　平良識子議員の御質問にお答えいたします。

まず、ワシントン事務所についての御質問の中の３の(1)、ワシントン駐在の設置の経緯等についてお答えいたします。

沖縄県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えていることから、平成27年度にワシントン駐在を設置しております。ワシントン駐在は、日頃から沖縄の基地問題に関連する情報収集や沖縄の状況などの情報発信を行っており、米軍による事件・事故等が発覚した際には、速やかに米国政府関係者と面談し、事件の経緯を説明するなど、適時適切に対応しているところです。また、私、知事の訪米においても、９年間の活動を通して培ってきた人脈を活用し、連邦議会議員や有識者等との面談の手配、現地県人会等との交流会の企画など、大きな役割を果たしてきております。

沖縄県としては、米国内において沖縄の基地問題に関するより一層の理解と協力を得るためには、このようなワシントン駐在の活動が非常に重要であると考えております。

次に、子ども政策についての御質問の中の７の(2)、子どもの救済機関の設置についてお答えいたします。

子どもの救済機関については、今年度策定するこども・若者計画においても設置の方向性を示したところです。一方、沖縄県では、子どもを対象とする相談窓口を数多く設置しており、また、社会福祉審議会といった法律に基づく審議機関等を設置しているところです。子どもの救済機関の設置については、既存の相談窓口や審議機関の役割や権限等の整理が必要なことから、他県の救済機関における効果や課題等を検証の上、関係機関と連携しながら検討を進めたいと思っております。子どもの尊厳を重んじ、全ての子どもが自立した個人として等しく健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、子どもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて取り組んでまいります。

次に、沖縄県経済についての御質問の中の８の(1)、県経済の現況と見通し等についてお答えいたします。

沖縄県が令和７年１月に公表した最新の令和４年度県民経済計算では、県経済は資源価格上昇の影響を受けつつも年度当初より行動制限のない状況が続いたこと等により、県内総生産は名目で対前年度2.1％増の４兆4615億円となっております。また、内閣府が公表している令和４年度の国民経済計算によると、国内総生産は名目で対前年度2.3％増の566兆4897億円となっております。

令和４年度の１人当たり県民所得は224万9000円で、対前年度で0.4％増、全国の約７割の水準となっています。このように、令和４年度の県民経済計算及び国民経済計算からは、県、国ともにコロナ禍で大きく落ち込んだ経済の回復の動きが見られます。さらに、令和５年度の沖縄県の国税徴収決定済額を見ると、対前年度7.8％増の4871億円となっており、県内の経済活動の活発化がうかがえると思います。令和６年度の県経済の現況は、暦年の国内観光客数が速報値で過去最高を記録するなど観光需要の増加が続き、個人消費の拡大や雇用情勢の持ち直しなど回復の動きが強まっております。令和７年度についても、引き続き観光が牽引する形で県経済は好調に推移することが見込まれます。しかし一方で、物価高や人手不足の課題に対し、県内各産業における賃上げや労働生産性の向上に向けた取組が一層重要になるものと考えております。

沖縄県としては、県経済の成長と自立型経済の構築に向け、引き続き全産業におけるＤＸの推進や県内企業への賃上げ支援など、県内企業の稼ぐ力の強化に向け、各種施策を推進してまいります。

長くなりましたが、以上でございます。

その他の質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、平和行政についての中の(1)、第32軍司令部壕への公開坑道の設置についてお答えします。

第32軍司令部壕へ接続するトンネルを新たに造り、外側からごう本体を見学することができる、いわゆる公開坑道を整備することについて、崩落等により坑道の位置が不明な箇所があることなどから、県としては現時点では困難であると認識しております。また、令和６年度中に策定する保存・公開基本計画において、坑道内に立ち入ることができる箇所のうち、第５坑道は安全性を十分確保した上で令和12年度の公開を目指すとともに、第２・第３坑道は坑道内部に立ち入らずに内部の状況を見学する適当な方法を引き続き検討することとしております。

県としましては、第32軍司令部壕を活用し、沖縄戦の実相・教訓の次世代への継承を推進してまいります。

次に２、辺野古新基地建設についての中の(1)、日米首脳共同声明についてお答えいたします。

２月７日の日米首脳共同声明においては、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設に関し、これまでの日米首脳共同声明で示されていた「普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である」という文言が削除されたことは承知しております。このことについては、現在ワシントン駐在を通じて米政府に対する聞き取りを行うなど、情報を収集しているところです。

いずれにしましても、県としては、引き続き政府に対し、辺野古新基地建設が唯一の解決策という考えにとらわれることなく、普天間飛行場の県外・国外移設及び早期閉鎖・返還、運用停止を含む一日も早い危険性の除去に取り組むよう強く求めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　４、米軍基地周辺のＰＦＯＳ等汚染問題についての(1)、専門家会議の調査結果の科学的根拠についてお答えいたします。

県では、普天間飛行場周辺の湧水等で検出されるＰＦＯＳ等について、汚染源の特定に係る科学的裏づけを得る目的で有機フッ素化合物汚染源調査に係る専門家会議を設置し、調査検討を行ってきたところです。去る２月４日に開催された最後の専門家会議において、同飛行場上流側の地下水では高濃度なＰＦＯＳ等は検出されず下流側から検出されること、同飛行場北側の地下水流域の下流側で観測されるＰＦＯＳ等は、測定した４物質の構成比の類似性から同飛行場内の消火訓練施設で使用した泡消火薬剤由来と考えられること等が汚染源が同飛行場にあると推定される重要な根拠となると総括されております。

次に16、世界自然遺産の保全についての(1)、世界自然遺産地域の適正管理に関する現状、課題解消及び推進についてお答えいたします。

県では、世界自然遺産地域の保全及び持続可能な利用等に向けて管理機関である国や県、地元市町村で構成する地域連絡会議において、連携して効果的な保全管理を図るために、４地域を包括した管理計画を策定しております。また、ＩＵＣＮから受けた要請事項に対応するため、有識者から成る世界自然遺産地域科学委員会などから助言を受けながら、各機関が連携して希少種の交通事故防止やオーバーツーリズム対策等に取り組んでおり、引き続きこれらの取組を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　５、米兵による性暴力事件についてお答えいたします。

事件検挙、すなわち警察が事件を送致した後の起訴・不起訴の処分については、検察庁の所管となっておりますが、直近の令和５年及び令和６年の状況について申し上げますと、米軍構成員等による致死傷を含む不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪は、検挙件数７件のうち、不起訴は３件であったと承知しております。その内訳については、不同意性交等罪は検挙件数６件中不起訴は３件、不同意わいせつ罪は検挙件数１件中不起訴はなかったと承知しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　５、米兵による性暴力事件についての(1)、県の見解についてお答えいたします。

今回の不起訴処分については、検察庁が実施した所要の捜査の結果を受け、なされた処分であることから、答弁は差し控えさせていただきます。一方、性暴力は著しい人権侵害行為であることから、被害者支援は重要であると考えております。

県としましては、被害を訴えた方の心身の負担軽減や健康の回復が図られ、再び平穏な生活を営むことができるよう気持ちに寄り添った支援を行うため、関係機関と連携し対応してまいります。

続きまして６、日本政府の人権政策についての中の(1)、女子差別撤廃委員会に対する拠出金についてお答えいたします。

国は、去る１月29日、国連の女子差別撤廃委員会が昨年10月に行った勧告に、男系男子に皇位継承を限る皇室典範の改正が含まれたことへの対抗措置として、同委員会を拠出金の対象から除外することを発表しております。今回の国の措置に対し様々な意見が出されていることは承知しております。

県としましては、今後、国の動向を注視していくとともに、第６次沖縄県男女共同参画計画に基づき、互いの人権を尊重し、ジェンダー平等に基づく各種施策を推進してまいります。

続きまして７、子ども政策についての(4)、児童相談所の入所人数と今後の対応についてお答えいたします。

県内２か所の児童相談所には、それぞれ一時保護所が設置されており、入所定員数の合計は44名となっております。令和４年度の一時保護人数は569名で、平均入所率は81.5％となっております。一時保護を要する児童が時期的に集中した場合などには満床になることもあり、そのような場合には、里親や児童養護施設等へ一時保護を委託し対応を行っております。今後も、引き続き児童の安全・安心のため、適切な対応を行ってまいります。

続きまして14、パートナーシップ制度の導入についての(1)、市町村との連携についてお答えいたします。

県では、パートナーシップ制度の導入に向け、県が発行する証明書の提示などで利用可能となる市町村の行政サービスについて調整を行っております。また、既にパートナーシップ制度を導入している那覇市、浦添市が発行する証明書と県が発行する証明書を相互利用するための協定書の締結に向け協議をしているところです。

県としましては、県民が利用しやすい制度となるよう、引き続き市町村と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　７、子ども政策についての中の(1)、小中学校の給食の栄養量についてお答えいたします。

文部科学省が示す学校給食摂取基準には、エネルギー、たんぱく質、脂質など13の項目があります。エネルギーについては、文部科学省が示す基準を小中学校ともに下回っておりますが、たんぱく質や亜鉛、ビタミンＡなど、小学校は９項目、中学校は５項目で国の基準を満たしております。引き続き市町村と連携し、必要な栄養摂取を行うための給食の提供に努めるとともに、学校における食育を推進し、児童生徒が自ら健康な生活を送ることができる能力の育成を図ってまいります。

同じく(3)のア、教育委員会等の自殺に係る詳細調査等についてお答えいたします。

文部科学省が示す指針においては、事案発生後、速やかに基本調査に着手することとなっており、その内容を踏まえ、学校設置者が必要と判断した場合には外部専門家を加えた詳細調査へ移行することとなっております。学校においては、児童生徒向けの自殺予防授業や外部人材を活用した教職員向けの研修を行うなど、学校の教育活動全体を通して自殺予防教育に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、引き続き各学校のスクールカウンセラー等の配置拡充や関係機関等との連携により、児童生徒の自殺防止に努めてまいります。

同じく(3)のイ、沖縄における子どもの精神的幸福度の現状についてお答えいたします。

本県における子どもの精神的幸福度を測る数値は持ち合わせておりませんが、令和６年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査で「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という項目があり、肯定的な回答の割合が小学校92％、中学校90％で、全国平均を上回る結果となっております。

続きまして11、金融リテラシー政策についての中の(3)、高等学校における金融教育の取組についてお答えいたします。

児童生徒が将来自立した消費生活を営む上で、金融リテラシーを身につけることは重要であると考えております。各高等学校においては、学習指導要領に基づき、各教科や総合的な探究の時間などにおいて契約の仕組みや資産形成等について学ぶほか、金融機関等が

実施する出前講座を活用し、金融教育を実践しております。

県教育委員会としましては、引き続き関係機関等と連携し、外部人材等を活用した金融教育の充実に取り組んでまいります。

続きまして13、教育行政についての中の(1)、令和７年度の採用予定者数等についてお答えいたします。

公立小中学校における令和７年度採用予定者数は409人となっており、現在、教員配置に向け取り組んでいるところであります。次年度の教員不足数は確定しておりませんが、令和７年１月時点の公立小中学校の教員未配置数は67人となっております。教員確保の課題改善に向けて、これまでの教員選考試験制度改革や県内外における各種セミナーなどに加え、今年度から本県出身者が多い県外大学を訪問し相談会等を行っているところであり、さらに、次年度は県外における結・ＵＩ特別選考試験の実施を予定しております。引き続き教員確保に向け、全庁体制で取り組んでまいります。

同じく(2)、教職員評価システムについてお答えいたします。

文部科学省が行った令和５年度公立学校教職員の人事行政状況調査によると、全ての都道府県で人事評価システムを実施しております。また、ほとんどの団体において、本県と同様に評価結果を昇任や昇給等人事管理の基礎に活用しております。人事評価システムの実施に当たっては、公正で透明性が高いものとする必要があり、評価基準等をあらかじめ明示することや評価者と被評価者との面談の実施及び苦情相談体制等の整備を行っているところです。

県教育委員会としましては、引き続き研修の充実等を図り、制度に対する理解の促進に努めてまいります。

同じく(3)、小中学校における衛生委員会の設置等についてお答えいたします。

令和６年度の法令等に基づく市町村立小中学校における衛生委員会の設置率は、前年度より39.5ポイント増の76.5％となっており、改善が見られております。また、未設置の県立学校については人事委員会が、市町村立学校については人事委員会を置かない場合、地方公共団体の長が是正するよう指導することとされております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村を対象とした研修会の開催等により労働安全衛生管理の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　７、子ども政策についての(3)のアのうち、沖縄県の10代の自殺、自殺未遂の件数についてお答えします。

本県の20歳未満の自殺者数は警察統計によると、令和３年は７名、令和４年は５名、令和５年は11名であります。全ての自殺未遂者数の把握はしておりませんが、本県の自殺者全体に占める未遂歴がある方の割合は、令和３年25.6％、令和４年27.1％、令和５年21.4％となっております。

続きまして11、金融リテラシー政策についての(2)、ギャンブル等依存症の人数と実態についてお答えします。

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活または社会生活に支障が生じている状態にある者と定義されており、県内での受療者数は、レセプト情報・特定健診等情報データベースによると、近年60人前後で推移しております。また、総合精神保健福祉センターや保健所、市町村でのギャンブル等依存症に関する相談件数は、令和４年度に391件で増加傾向となっております。現在策定中のギャンブル等依存症対策推進計画では、正しい知識の普及等による発症予防、相談支援体制の整備や医療の質の向上と連携の促進による進行予防、円滑に回復・社会復帰できる体制を整備する再発予防を講じていくこととしております。

続きまして18、精神障害者を隔離した私宅監置の保存・活用についての、陳情の対応状況、私宅監置の人数についてお答えします。

私宅監置遺構の保存については、当該監置所跡が私有地にあることから、現在、遺族等の意向確認を進めているところです。私宅監置の検証については、現在文献や研究などの情報収集を行っているところであり、引き続き関係者との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

また、本県における私宅監置者数につきましては、昭和16年は115人、昭和32年は209人、昭和39年は58人であったという記録があります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　７、子ども政策についての御質問のうち(5)、重度障害者の修学介助支援に係る市町村の取組状況についてお答えいたします。

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業は、重度障

害者が大学等に修学するに当たり、大学等が必要な支援体制を構築できるまでの間、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものです。実施主体は市町村となっており、令和４年度から県内の１自治体において、学生１名の支援を実施しております。

続きまして11、金融リテラシー政策についての御質問のうち(1)、消費生活相談の件数と全国比についてお答えいたします。

全国の消費生活相談情報を一元管理しているシステムのデータによりますと、令和５年度の苦情相談件数は、全国で89万322件となっております。県内では、県及び６市の消費生活センター等が当該システムを利用しておりますが、その苦情相談件数は合計で7290件となっており、全国に占める沖縄県の割合は0.8％となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　９、物価高騰対策支援についての中の(1)、物価高に対する県の取組についてお答えいたします。

県においては、これまで電気やＬＰガスの料金高騰に対する支援、畜産農家や保育所等への支援など、様々な分野における物価高対策に取り組んでまいりました。

県としては、引き続き国の重点支援地方交付金を活用し、電気・ガス・水道料金の高騰に対する支援、医療・介護施設等に対する支援、生活困窮世帯や子育て世帯への支援など、幅広い分野への支援を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　10、宿泊税についての(1)、２月議会への提案を見送った理由についてお答えします。

観光目的税検討委員会の提言を受け、法定外目的税制度協議会における協議、パブリックコメントの実施などの手続を経て、本議会への条例案提出を予定しておりました。令和６年12月に石垣市議会、宮古島市議会及び竹富町議会から、離島住民の課税免除及び税負担の軽減措置を求める意見書が提出されたことを受け、要望事項に係る検討や税の導入に向けさらに丁寧な説明が必要なことから、本議会への提出を見送ることとしました。

同じく10の(2)、３市町議会からの意見書についてお答えします。

意見書では、離島住民は、仕事、医療、冠婚葬祭や部活動等の教育活動などにより島外で宿泊せざるを得ないことが多く、このような離島住民に対しても課税することは、経済的負担が増加することから、離島住民の課税免除及び税負担の軽減措置を求める内容となっております。

同じく10の(3)、総務大臣の同意要件についてお答えします。

地方税法の規定により、法定外目的税の新設または変更する際の協議の申出を受けた総務大臣は、当該協議の申出に係る法定外目的税について、「１　国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」、「２　地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」、「３　前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」の３つの事由のいずれかがあると認める場合を除き、当該協議に同意しなければならないこととされております。

次に15、ワーク・ライフ・バランスについての(1)、男性職員の育児休業についてお答えします。

知事部局における男性職員の育児休業取得率は、新沖縄県行政運営プログラムにおいて、年度ごとの目標値を設定しており、令和５年度の目標値39.5％に対し、実績値は77.6％となっております。令和５年度に男性の育児休業取得率の政府目標が引き上げられたことも考慮し、引き続き育児休業の取得を促進するとともに、目標値の見直しについて検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　12、伝統工芸産業の支援についての(1)、工芸生産者の所得及び生産額の向上に向けた取組についてお答えします。

伝統工芸産業の経営安定を図る上で工芸事業者の稼ぐ力の強化は重要であることから、県では、市場ニーズに対応した製品開発や東京で開催する沖縄工芸フェア等による販路拡大の支援に取り組んでいるところです。また、小規模で経営基盤の脆弱な工芸産業の収益力を高めるため、マーケティングやウェブプロモーション支援、商品の原価計算等に関するセミナーや専門家派遣等を実施しているところです。

県としましては、引き続き工芸事業者の持続的な発展が図られるよう、本県工芸産業の生産額の向上に資する各種施策を展開してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　17、自然海岸の保全等の取組についてお答えいたします。

沖縄県の海岸総延長は約2036キロメートルで、そのうち海岸保全区域延長が約423キロメートル、自然海岸を含めた一般公共海岸等の延長が約1613キロメートルとなっております。本県においては、開発計画のない自然海岸について、琉球諸島沿岸海岸保全基本計画に基づき、海岸環境を積極的に保全する区域として位置づけております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　ありがとうございました。

まず初めに、再質問を１番目の平和行政から行います。

第32軍司令部壕の保存・公開においては、大田県政において構想を計画されてから約30年。私も那覇市において20年前から度々取り上げてまいりまして、なかなか進まなかったということがありますけれども、この当該案件が玉城県政において動き出しているということに心から感謝を申し上げます。今回の計画には位置づけられておりませんけれども、課題がやはり幾つかあります。まず１つ目は、この未調査区間の調査ですよね。第１坑口から木曳門の辺りですけれども、まだ一度も調査がされていないということと、そのところは証言もありますけれども、第32軍が撤退するときに爆破しておりますので、負傷兵が残されているという可能性において遺骨が残っている。ですので、遺骨収集をしなければならない、あるいはしていかなければならないということが課題として残ると思いますけれども、この２点について今後どのように対応していくのか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

まず、現在策定中の基本計画において調査の実施状況等の現況を整理しており、第１坑道及び第４坑道等において調査が実施できていない区間がございます。このため県としては、十分に実態が把握されていない箇所については、文献調査あるいはボーリング調査等の現地調査を行い、ごうの全容把握に努めていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

県は、県民などからの情報がございました場合に、地表付近で発見された遺骨の収集等を行っております。重機による掘削が必要な大規模な遺骨収集の場合は国が実施することとされておりまして、遺骨に関する確度の高い情報が得られた場合には収集に向けて国に情報提供を行っていくということにしております。今回、第32軍司令部壕においては、戦没者遺骨の確度の高い情報は今のところ得られていないという認識でございますが、情報が得られた場合、また今後の内部調査等により遺骨が発見された場合には、ごう内の安全性も確認の上、国とも連携いたしまして遺骨の収容に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　引き続き取り組んでいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

３番目のワシントン事務所についてお伺いしていきますけれども、まさに日本国内で解決されていないこの在沖米軍基地問題について、西銘県政時代から歴代知事全てが訪米し、沖縄のために粉骨砕身行動をされてこられました。心から敬意を表するものです。

ワシントン事務所の設置の経緯について再質問させていただきますけれども、歴代知事の訪米状況、そしてまた特に仲井眞県政時代においてこのワシントン事務所の設置が検討されていた、またワシントンコア社が仲井眞知事の訪米を支えていたということも伺っておりますけれども、その当時の経緯等をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時29分休憩

午後４時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

まず知事訪米につきましては、昭和60年５月に西銘知事が１回目の訪米活動を行っております。その後、議員御指摘のとおり、西銘知事、大田知事、稲嶺知事、仲井眞知事と歴代の知事が訪米活動を行っており、現在23回行っているところでございます。また仲井眞知事のときは、業務等でワシントンコア社に情報収集活動等を委託しておりまして、内容としましては今お示しした情報収集業務、日米有識者ネットワークの運営業務、知事の訪米の支援等について委託をしているというところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　ありがとうございます。

ワシントン事務所につきましては、今般明らかとなっております不適切な事務手続については速やかに是正――今取り組んでいらっしゃると思います。それをぜひやって解消していただきながら、やはり歴代知事がこれまで取り組んできた経緯も踏まえて、沖縄における理不尽なこの米軍基地集中を是正させていくべくワシントン事務所の果たすべき大きな役割に鑑み、取組を深化させていただきますように望みます。

次に、４番目のＰＦＯＳの汚染について科学的根拠なんですけれども、具体的に特徴的箇所・数値についてはどうだったのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

先ほど特徴的な数値の部分ということにつきましては、地下水の上流側と下流域において濃度が大きく違うということを申し上げたところです。普天間飛行場の上流側にある湧水におきましては、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合計値は8.1ナノグラムパーリットルというものに対しまして、下流側における湧水の値は1400ナノグラムパーリットルというようになっているような状況でございます。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　この問題もぜひ改善されるべく引き続き県に取り組んでいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

７番目の子ども政策について再質問をさせていただきます。

学校給食の栄養量についてなんですけれども、教育長から先ほど御答弁いただきましたが、文科省の示す基準から下回っておりますということが答弁されました。沖縄における小学校、中学校は、文科省の調査では具体的にどれだけ下回っているのか伺います。何パーセントか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

答弁でも申し上げましたが、基準は13項目ございまして、下回っているものについては――失礼しました。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時34分休憩

午後４時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

まず、エネルギーのキロカロリーでございますけれども、小学校で申し上げますと、基準値が650キロカロリーでありますけれども、沖縄県の小学校の平均は536キロカロリー。中学校で申し上げますと、国の基準値が830キロカロリーでありますが、本県の平均は656キロカロリーというふうになっております。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　ちょっと今やり取りが食い違っておりますけれども、文科省が調査しております摂取栄養量というのが数値としてあります。沖縄県においては小学校が82％、そして中学校が78％ということで下回っているという調査結果が出ております。それについても私は問いたいわけですけれども、もちろん給食費無償化というのは非常に大事な本当に全ての政治においてもしっかり取り組まなければなりませんけど、一方で子どもの貧困が２倍ある沖縄においては、給食に栄養を頼る子どもたちも多いだろうと想定する中で、この給食の栄養量というのが非常に大事ではないかと思っておりますし、満たすためにはまさに県の取組が鍵を握っているわけですよね。なぜかと申しますと、県内の９割以上の小中学校の給食の栄養量を決めているのは県の職員であります管理栄養士、そして栄養教諭であります。したがいまして、子どもたちの給食の栄養量の状況についてはまさに県に責任があると思っておりますので、下回っている学校についてはやはり改善指導を具体的に行っていかなければならないと思いますけれども、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　学校給食につきましては、議員御指摘のとおり適切な栄養摂取を図りまして、児童生徒の健康増進を図っていく、これが大きな目的であるというふうに考えております。先ほど申し上げましたが、文科省が示す学校給食摂取基準、これを下回っている項目もございますので、それについてはしっかり改善をしていかなければならないと思います。

県教育委員会としましては、研修会を通して市町村担当者や栄養教諭等に対して調査結果を確認・共有し、課題解決に向けた取組を促すこと、あるいは給食主任及び栄養教諭等に望ましい栄養や食事の取り方などについての理解促進を図りまして、改善に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　単独調理場と大規模センターとのいろんな違いもありますけれども、いかに改善していくのかということを取り組んでいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

子どもの幸福度、そしてまた児童相談所の体制強化

についてですけれども、これはコメントでとどめておきますが、新規の一時保護人数が569人と多いなという印象を受けております。そして、平均入所率が81.5%――年平均ですから、100%を超える時期もあるかと思います。やはりそう考えると、今の体制をいかに強化して子どもたちを守っていくのかということにおいては、乳幼児の施設の整備が必要なのではないかと思いますので、これは指摘だけさせていただきまして引き続き取り組んでいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

次に、(5)番目の重度障害を持つ生徒の進学についてなんですけれども、沖縄県議会で高校等出前講座をやっている中で、実は11月に沖縄の那覇みらい支援学校に行きまして、そこの３年生から要望を頂いた内容なんですね。この４月から進学するということが決まっている学生さんでしたけれども、具体的に言えば那覇市なんですが、その支援メニューがないということで、御本人も直接窓口に訴えたけれども今ないので対応できませんということで帰された事実があって、この声を上げた必要とする生徒が出てきた段階で学校の先生方も今回この新しい事業を立ち上げてほしいということで、本当に熱心に皆さんでサポートをしていただいて取り組んでまいりました。私も先日、市長付の部長に直接お願いをさせていただきました。御本人と一緒に、お手紙も渡して本人も訴えてまいりましたけれども、那覇市としては行政上セオリーとして１年かかりますということで、じゃこの１年間どうするんですか、どういう手だてがあるんですかと言ったときに、ないということになってしまっているわけです。しかしながら一方で、八重瀬町、浦添市が取り組んでいるという実績もありますので、どうか那覇市に対しても、あるいは県内市町村においても重度の障害を持っている生徒さんが進学していくということは本当に光ですので、ぜひ速やかな対応ができるように――これまでじゃどういういふうにしていたんですかねと聞いたら、泣き寝入りしていた場合もある、進学を諦めた場合もあるということを聞きました。そういうことがないように、ぜひ県のほうからも指導も含めて対応をよろしくお願い申し上げます。

次に、宿泊税について再質問をさせていただきます。

宿泊税の導入につきましては、自立経済及び自治の観点からも本県において重要な政策として大変期待をしているところでありまして、高く評価をさせていただいているところであります。さて、私、地方税法第261条について質問をさせていただきました。執行部におかれましては、現在法定外目的税として第733条で検討をしているところではあります。

再質問させていただきますけれども、医療や教育上の理由で宿泊する離島住民の宿泊を課税免除する内容の条例を県議会が可決して総務大臣に協議した場合、総務大臣は、離島住民の課税免除が――先ほどいただいた答弁の地方税法第261条に規定する不同意３要件――この内容は一緒なんですけれども、どの要件に該当するとして同意しないことになるのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　まず、地方税法の第６条に「地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。」とありまして、課税免除は、税負担の公平と課税しないことによる社会一般の利益とを比較検討し、公益上の事由がある場合に行うことができるとされております。この地方税法第６条は、通則としての規定になっております。また、先ほどありました総務大臣の同意要件のうち、第３号で「国の経済施策に照らして適当でないこと。」と規定されておりまして、国の経済施策には、租税施策も含むというふうにされておりますので、この法律の趣旨・目的を踏まえ、適法性の確保に配慮する必要があると考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　ありがとうございます。

この宿泊税については、観光を目的としない県民、特に離島住民への宿泊税の課税については、法定外目的税としての制度的な観点に加えて、知事の高度な政策判断を伴うものと考えます。今２月議会での提案を見送った機会において、やはり県民・離島住民が納得できるような制度としていただくように、研究・検証をどうか進めていただきますようにお願い申し上げます。

次に、金融リテラシー政策についてですけれども。再質問として特殊詐欺について質問が集中しておりますけれども、171件、被害額が２億円以上ということで過去最多の状況になっているということですが、特に特殊詐欺について沖縄と全国の比較状況であったり、県警としてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　令和６年中の全国の特殊詐欺の総認知件数は、暫定値ですが、２万987件となっておりまして、前年比約10%の増加でしたが、

一方、当県の認知件数は、先ほど議員御指摘のとおり増えておりまして、前年比で約３倍増加しております。また、ほかの県との比較を申し上げますと、令和５年中は当県の認知件数は全国で43番目であったのですが、令和６年中の暫定値では全国で25番目となっており、急激に上昇しております。以上のように、大変深刻な状況にあると認識しておりまして、対策を強化していく必要があると考えております。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　消費生活相談、そしてまたこの特殊詐欺、あるいはギャンブル依存症の実態についてもお伺いしてまいりましたけれども、やはりこれを改善していくためにも、私は若い世代の高校生の金融経済教育が非常に重要になってくるのではないかなと思っておりまして、先日、照屋副知事がパネリストで出席されておりました金融経済教育シンポジウムに私も参加をさせていただきました。またその中で、興南高校が実践として、世界のインデックスファンド等の４つの中からそれぞれ選んで株運用をしていくという取組を伺って、そういう様々な観点での取組というのが本当にすばらしいこととして、また私たちの時代は全くなかったので、この金融経済というのが弱いというところにおいては、やはり今の子どもたち、若い世代がそこに強くなって沖縄の一人一人の経済と、そして沖縄の自立経済を支えていくという意味でも非常に重要な取組かなと思っておりますので、充実させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、伝統工芸産業の支援について、物価高対策支援、そしてＳＮＳ活用による直販売の支援強化についてぜひ取り組んでいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

まず、物価高騰に対する工芸産業への支援というところにお答えしたいと思います。

工芸産業における生産額等につきましては、コロナ禍から回復しつつあるものの、ここ数年の物価高騰の影響を受けまして、生産コストの上昇や収益圧迫への対応等が課題となっていると認識しております。そのような中、県では、工芸事業者に対する経営基盤の強化や販路拡大等による収益力の強化などの各種施策に取り組んでいるというところでございます。今後は、これらの取組に加えまして、本県工芸産業の持続的な成長に向けどのような支援が求められているのか、工芸産地組合等と意見交換を行いながら検討してまいりたいと考えております。

それと、工芸事業者に対するＩＣＴを活用した支援というところにお答えしたいと思います。

インターネットやＳＮＳ等のＩＣＴを活用した伝統工芸品等の取引は、販路の開拓・拡大につながるとともに、工芸事業者の収益力の向上に資する取組であると考えております。現在、県では、工芸事業者に対するＳＮＳ等を活用したウェブマーケティングに関するセミナーの開催に加えまして、おきなわ工芸の杜のホームページを活用した工芸品の情報発信等に取り組んでいるというところでございます。

県としましては、今後これらの取組の拡充を図るなど、工芸事業者に対するＩＣＴを活用した支援を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　よろしくお願いします。

次に、教育行政について、特に衛生委員会の未設置は50万円以下の罰金ということですけれども、違反状態にある未設置の学校について、指導監督機関はどこになるのか伺います。

○中川京貴 議長　人事委員会事務局長。

○森田崇史 人事委員会事務局長　お答えいたします。

教職員の勤務条件に関する労働基準監督機関につきましては、県立学校の場合は人事委員会、それから市町村立小中学校の場合は市町村長となっております。

○中川京貴 議長　平良識子議員。

○平良　識子 議員　市町村長の責任になってくるので、ぜひ市町村におかれましては、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に、世界自然遺産についてなぜ取り上げたかと申しますと、外来種を防ぐ対策として既にトレーが設置されておりますけれども、あれでいいのか、あるいはカーブミラーの管理も含めて具体的に指摘されておりますので、ぜひ取り組んでいただきますようにお願い申し上げて、具体的に改善していただきたいと思いますけれども、再質問させていただきます。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

世界自然遺産につきましては、地域連絡会議で管理計画等を策定して取り組んでいるというところですけれども、個別にヤンバル地域でありますとか西表島地域におきまして、地域部会というものを設立しまして、地域別行動計画を策定して取り組んでおります。

議員のほうから御指摘のありましたカーブミラーで

ありますとか外来種対策でありますとか、それだけでなくマングースの駆除でありますとか、そういったことも取り組んでおりますし、看板等の設置につきましても、国頭村、東村、それから世界自然遺産推進共同企業体の構成員であるＪＴＡによる設置といったものもヤンバル地域、西表島にあります。そういったものについても御指摘を踏まえながら、地域部会において情報を共有しながら今後の取組の参考にしていきたいと思っております。

カーブミラー等に関する道路管理に関する御意見等につきましても、関係機関と情報共有を図りながら、しっかりとその辺りについても取り組んでいきたいというふうに考えております。

○平良　識子 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

〔大田　守　議員登壇〕

○大田　守 議員　質問を始める前に１か所訂正をお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時53分休憩

午後４時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大田　守 議員　質問を始める前に所見を一言述べたいと思っております。

今議会は、開会の当初から空転し混乱をしております。混乱の原因は、当初予算の一般会計のほうにワシントン事務所の予算が計上されたことであります。ワシントン事務所は問題があるとしてプロジェクトチーム――ＰＴが立ち上がり、常任委員会でも長時間の審査が行われました。その後、地方自治法第100条に基づく特別委員会が設置されました。その中で、設立の文書記録もない、法人設立した県出資の株式が公有財産として登録されていない、職員の地方公務員法に基づく兼業届が出されていない等、様々な問題が明らかになりました。また、年間約１億円もの血税を使いながら、費用対効果にも疑問が出ております。今回の混乱に対し、マスコミの取材に知事の、予算を人質に取るのコメントもありました。これでは、執行部側の誠意ある対応が感じられません。せめて当初予算に、ワシントン事務所を整理するための予算なら理解できます。しかし、継続するための予算を組み込んできております。これでは議会と執行部との信頼関係がなくなるのも自明であります。しかし、問題は私たち議会にもあります。百条委員会の審査中に、ワシントン事務所予算を計上する県の対応に対する審議拒否は一応は理解できますが、しかし県民生活に直結する大切な当初予算一般会計8893億6000万円の中で、3934万円のワシントン事務所予算のために、経済、福祉、教育、その他県民生活に直結する大切な一般会計まで審議拒否し、返付したことであります。審議をしながらワシントン事務所の予算に対する議会の対応もできたと私たち会派は思っております。このままでは行政・議会とも県民から信頼をなくすものではないかと危惧いたします。執行部、そして私たち議会共に県民のために話合いをしっかりとやってまいりましょう。よろしくお願いいたします。

では、代表質問をやってまいります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、知事の所信表明について。

ア、「重点テーマ」に沿った施策の推進となっているが、知事の最重要施策を伺います。

イ、所信表明の中に「沖縄県ＰＤＣＡ」等の反映とあるが、ワシントン事務所については、計画・実行・評価・対策改善がなされていないように思います。県の見解を伺います。

ウ、ワシントン事務所問題で議会では百条委員会が立ち上がり、行政においては第三者検証委員会も立ち上がっている中、新年度予算内に組み込んできた県の見解を伺います。

エ、「新沖縄県行政運営プログラム」の推進の中で、若手職員をはじめとする職員の自由、独創的な発想を施策に反映するとして議案を提出していますが、職員が疲弊し休職・辞職等の現状に対して知事の見解を伺います。

２、教育行政について。

(1)、教育費無償化について。

国において、現在教育費無償化について議論が始まっております。国が無償化に踏み切るまで県としてどのように対応していくのか見解を伺います。

ア、給食費は中学校の半分としているが、義務教育期間内の完全無償化はできなかったのか伺います。

イ、中高校生の通学時の所得制限なしの公共交通機関の運賃支援について伺います。

ウ、中高校生の部活動等に関する費用の支援について伺います。

エ、大学・専門学校の所得制限なしの授業料無償化について伺います。

３、農林水産業について。

離島県である本県は、沖縄戦以前から食料の自給率が低く、食料の生産体制が課題となっております。現在の自給率はさらに低下しております。国際的な動き一つで食料の安全性が左右される中での県の自給率に

対しての見解を伺います。
(1)、自給率について。
ア、自給率の推移。
イ、自給率に対する県の見解。
ウ、産出・生産額の推移について伺います。
エ、課題対策について伺います。
(2)、ヤギの飼育数は全国の約半分が沖縄県だが、畜産は豚・牛・鶏が主力となっています。近年ヤギの需要が高まる中、ヤギのブランド化について事業を行っている。その事業内容を伺います。
(3)、水産業振興のため糸満市西崎に高度衛生管理型荷捌施設（イマイユ市場）が供用開始されてから３年がたとうとしております。水揚げが計画どおりとなっていない現状を伺います。
ア、水揚げ量の推移。
イ、水揚げ量向上への対策。
(4)、糸満漁港内のしゅんせつについて県の見解を伺います。
４、平和行政について。
(1)、沖縄戦跡国定公園について。
ア、糸満市・八重瀬町にまたがる沖縄戦跡国定公園は、規制が強く県民の経済活動に支障を来しております。その解消のためにはある程度の緩和が必要だと思いますが、県の見解を伺います。
イ、平和祈念公園内の平和の礎は建立から30年たち、劣化が著しい現状になっております。それについての見解を伺います。
ウ、南冥の塔は、日系２世の米兵ヤマモト・タツオ氏が昭和29年９月、摩文仁区民と共に身元不明の兵士や住民の遺骨１万2000柱を収骨して祭った塔でありますが、参拝もできない現状への対応策を伺います。
エ、平和・地域外交推進課設立時に国際機関の誘致まで考えられていたと思いますが、以前、平和祈念公園内での平和研究所の計画があったと思いますが、それをさらに発展させ国際機関の同公園内への誘致について伺います。
(2)、仮称、平和の道線は、実施区域は全国で唯一の戦跡国定公園に指定されており、戦争の悲惨さを伝え、平和の尊さを認識させる場所であるとともに、海岸部には石灰岩特有の自然環境と風致景観を有することから、景勝地が点在し多くの人々に親しまれている地域であります。そのように戦跡・史跡・観光拠点を有機的に結ぶ道路整備であるとしております。そのため、県民の多くが遅くても沖縄戦終えん80年の節目には完成と考えていたと思いますが、しかし、供用開始がいつになるのかいまだに不明であります。進捗状況と今後の整備計画を伺います。
あとは質問席から再度質問させていただきます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　大田守議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)のア、最重要施策についてお答えいたします。

知事提案説明要旨に掲げた施策は、誇りある豊かな沖縄の未来に向け、全てにおいて欠くことのできない重要な施策であると考えています。例えば子どもの貧困問題は、社会の一番の宝である子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける誰一人取り残さない優しい社会の実現のための最重要な施策と言えます。また、離島振興は、離島の条件不利性に起因する様々な課題を克服し、島々が個性と潜在力を発揮する活力と希望にあふれる地域社会の実現のために、また辺野古新基地建設反対・米軍基地問題については、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去とこれまでの県知事選挙や県民投票で県民が一貫して示してきた辺野古新基地建設反対の思いを実現するために、さらに言えば、物価高により影響が懸念されている県民生活や経済活動への対策、人手不足対策なども最重要な施策と言えます。沖縄を取り巻く環境が変化する中において、重要性を増した課題、新たな課題、直面する課題など、沖縄県は様々な課題を抱えています。私は、こうした様々な課題の一つ一つに職員と一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に１の(1)のエ、職員の休職及び退職についてお答えいたします。

知事部局の一般行政職の病気休職者については、令和３年度63人、令和４年度66人、令和５年度63人となっています。また、普通退職者は、従来の定年年齢である60歳の者を除き、令和３年度43人、令和４年度60人、令和５年度95人となっています。休職や普通退職には個々の事情があり、一概にその要因を特定することは困難ですが、沖縄県としましては、時間外勤務の縮減、育児休業の取得促進、看護休暇の拡充、在宅勤務制度の活用促進など、職員が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができる職場環境の実現に取り組んでおります。また、若手職員をはじめ職員一人一人が積極的に意見を発言し行動できるよう、政策提案トライ＆チャレンジ！を実施しており、この提案の中からは22の施策について新規事業や既存事業の拡充等として反映させることで、職員の働きがいやモチベー

ションのアップにもつなげてまいりたいと考えております。

次に、平和行政についての御質問の中の４の(1)のエ、国際機関の誘致についてお答えいたします。

沖縄県では、これまで国際機関の誘致に向けて、国内に誘致された機関や自治体の訪問調査等に取り組んでまいりました。今年度は、９月に外務省沖縄事務所との意見交換で、国連関係者との長期的な視点で協力関係を築くことが重要ではないかとの御意見も頂戴しています。また、11月にはＰＦＡＳ問題に関するシンポジウムでの基調講演や、私も参加いたしましたパネルディスカッション等を通じ、国連専門機関の取組について理解を深めることができました。さらに、去る１月には、兵庫県とＷＨＯ神戸センターを訪問し、国際機関の誘致には、地元自治体による相応の財政支援や国及び誘致対象機関との丁寧な調整等が必要であると再確認したところであります。今後も、国連機関等関係者と長期的な視点で協力関係を築きつつ、沖縄の優位性が発揮できる分野及び機関の検討などを行い、将来的な誘致につながるよう、国や地元市町村等との意見交換を重ねてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(1)イ、ワシントン駐在に係る沖縄県ＰＤＣＡについてお答えいたします。

沖縄県ＰＤＣＡにおいては、基地対策について関連する施策を米軍基地から派生する事件・事故の防止及び対応や国民的議論を喚起するための取組などとして、全体的に評価・検証しております。沖縄県の基地対策の施策の一つであるワシントン駐在について、取組の成果を定量的数値で測り、評価・検証することは難しいと考えております。

同じく１(1)ウ、ワシントン駐在に係る新年度予算についてお答えいたします。

ワシントン駐在については、現在、いわゆる百条委員会や監査委員による監査、県自ら設置したワシントン駐在に関する調査検証委員会による調査が行われております。県では、これらの結果を踏まえ、よりよい方向性を見いだし、新たな体制で再スタートしたいと考えており、それまでの間、必要最小限の機能を維持するための経費を計上したものです。

次に４、平和行政についての中の(1)イ、平和の礎の現状についてお答えいたします。

平和の礎は、沖縄の歴史と風土の中で培われた平和の心を広く内外に伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦で亡くなられた全ての人々の氏名を刻んだ記念碑として、太平洋戦争・沖縄戦終結50周年を記念して平成７年に建設しました。令和７年で建設から30年となり、工作物の老朽化や刻銘板の文字剝がれなどがあることを認識しております。

県としましては、平和の礎の維持保全を図るため、長寿命化計画等に基づき、刻銘版箇所修繕など予防保全型管理に取り組んでいるところであります。

以上になります。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　２、教育行政についての中の(1)のア、学校給食費無償化についてお答えいたします。

学校給食費無償化につきましては、県の取組の第一歩として、令和７年４月から全ての市町村に対して、中学生の給食費の２分の１相当額の補助を行う予定としております。今後の拡充につきましては、その効果検証や国の無償化制度の動向等を踏まえ検討してまいります。

同じく(1)のイ、中高校生の通学時の運賃支援についてお答えいたします。

県は、令和２年度から子どもの貧困対策として高校生のバス・モノレール通学費無料化を実施しているところです。これまで、通学区域が全県域の中学校及び要件を満たすフリースクールの生徒にも支援を拡大しており、今年度は１月末時点で約5500名を認定しております。所得制限撤廃等の制度のさらなる拡充につきましては、持続可能な支援の在り方を引き続き検討してまいります。

同じく(1)のウ、中高校生の部活動に係る派遣費補助についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで中体連・中文連・高体連・高文連主催の九州大会、全国大会に参加する中高校生に対して、各連盟を通して派遣費を補助しております。今年度から新たに離島生徒の派遣費支援の拡充を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施したところであります。

県教育委員会としましては、経済的事情により子どもたちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、今後とも派遣費の補助を継続し、生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　２、教育行政についての(1)のエ、大学・専門学校の授業料無償化についてお答えします。

県は、国が定める高等教育の修学支援新制度の下、県内専門学校における学生の授業料及び入学金の減免に要する費用を支援しているところです。支援対象は、制度開始時に住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯であったところ、令和７年度からは、扶養される子どもが３人以上の多子世帯において所得制限がなく支援を受けられるよう拡充が図られることとなっております。

県としましては、引き続き高等教育への進学に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、支援対象の拡大を含めた制度拡充について、全国知事会を通して国に要請してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　３、農林水産業についての(1)のア及び(1)のイ、食料自給率の推移と取組についてお答えいたします。３の(1)のアと３の(1)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

本県のカロリーベースの食料自給率は、直近５年では30％前後で推移しており、令和４年度概算値は34％となっております。また、令和13年度の目標値については、国と同様にカロリーベースで45％と設定しております。食料自給率の向上については、生産拡大が重要なことから、引き続き各種生産振興対策、担い手の育成・確保や経営力強化などに取り組んでまいります。

同じく３の(1)のウ、農業産出額の推移についてお答えいたします。

県の農業産出額は、令和元年977億円、令和２年910億円、令和３年922億円、令和４年890億円、令和５年879億円となっており、近年は900億円前後で推移しております。

同じく３の(1)のエ、農業振興の課題と対策についてお答えいたします。

本県の農林水産業は、高齢化に伴う担い手の減少、台風や干ばつによる自然災害などの課題があると考えております。そのため県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、担い手の育成・確保やスマート農林水産業の推進、生産性と収益性を高める耐候性施設の導入や生産基盤の整備などに取り組んでいるところであります。

県としましては、引き続き市町村や関係団体等と連携し、持続可能な農林水産業の振興に努めてまいります。

同じく３の(2)、ヤギのブランド化についてお答えいたします。

ヤギ肉は伝統的に食されている沖縄独特の畜産物であると認識しております。県では、ヤギのブランド化を図る上で安定供給に向けた増頭が必要だと考えており、山羊消費供給安定化事業により多頭飼育技術の確立に取り組んでおります。本事業では、多頭飼育における事故多発等の課題を解決するために、実証試験や講習会を実施するとともに、優良な繁殖用ヤギの導入に対する補助を行っております。引き続き、ヤギ生産振興に向けて取り組んでまいります。

同じく３の(3)のア、イマイユ市場の取扱量の推移についてお答えいたします。

市場開設者の一般財団法人沖縄県水産公社からの報告では、令和４年10月から12月までの３か月間の取扱量は561トンで、令和５年１月から12月では3513トン、令和６年１月から12月が3995トンとなっております。計画の5500トンに対し令和５年は64％、令和６年は73％と計画には届いていない状況ですが、徐々に増加しているところであります。

同じく３の(3)のイ、イマイユ市場における取扱量の増加に向けた取組についてお答えいたします。

県では、取扱量増加に向けて、これまでに製氷施設や一次加工処理施設、漁具倉庫等の関連施設整備支援のほか、公募による民間事業者への県有地貸付けで加工場施設の建設を進めてきたところであります。また、令和５年度から実施している農林水産物のプロモーション支援事業を引き続き関係者と連携し取り組むこととしております。加えて令和７年度は、優良衛生品質管理市場・漁港認定取得を支援するほか、イマイユ市場見学ツアー実証化に向けた事業を予定しているところです。

県としましては、引き続き関係者と連携し、さらなる取扱量の増加を図ってまいります。

同じく３の(4)、糸満漁港内の岩礁のしゅんせつについてお答えいたします。

糸満漁港内の岩礁について、しゅんせつを行う場合は多額の費用が見込まれることから、国の補助事業の活用を図る必要があります。しかし、当該水域を補助事業の要件である漁港施設として位置づけることは難しいものと考えております。一方、漁港利用者に対する危険性の周知の必要性は認識していることから、県

としましては、糸満市及び糸満漁協とも連携し、漁船が安全に航行できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　４、平和行政についての(1)のア、沖縄戦跡国定公園についてお答えいたします。

沖縄戦跡国定公園については、近年の活発な経済活動に伴う社会基盤の整備や宅地等の開発、平和祈念と慰霊鎮魂の場としての風景の在り方等、同公園を取り巻く自然的・社会的条件が変化していることから、現在、公園計画の見直しを行っております。当該見直しにおいては、自然環境の資質の再評価や地元市町の意向等も踏まえ、風景の保護及び利用の増進を図る観点から、本公園の地種区分の見直しや利用施設の追加等の検討を行っているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　４、平和行政についての御質問のうち(1)のウ、南冥の塔についてお答えいたします。

糸満市摩文仁にある南冥の塔は、昭和29年９月に日系２世の米兵が摩文仁区民と共に建立したもので、現在は沖縄総合事務局の管理となっております。沖縄総合事務局から塔の清掃管理を委託されている沖縄県平和祈念財団によりますと、令和５年12月に落石があったことが分かり、現在も立入禁止となっております。沖縄総合事務局によりますと、落石のあった崖地の所有者である糸満市とも調整したところ、崖崩れを防ぐための工事は困難とのことでありますが、６月23日の慰霊の日までには参拝に向けた対応策について引き続き検討を行うとのことでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　４、平和行政についての(2)、平和の道線の進捗状況等についてお答えいたします。

平和の道線は、糸満市山城から真栄里までの約7.8キロメートルの区間について、平成20年度に事業着手し、令和６年度末の進捗率は事業費ベースで約50％となっております。また、用地取得率は、令和６年度末の取得面積ベースで、山城・喜屋武工区が約28％、喜屋武・真栄里工区が約98％となっております。引き続き糸満市や地元と連携を図りながら、早期供用に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　今回の令和７年度の予算に関しましては、知事がおっしゃったように、全てが県民のためになるということをおっしゃっておりました。しかし、この令和６年度までの知事の――新聞、マスコミ等含めまして、一般県民にとりましては、やはり基地問題を中心に動いているんじゃないかという、その思いは強いと思うんですよね。なるべくほかのものに対しましても、本当に子どもたちのため、教育そして経済のためにもしっかりとアピールするような形でよろしくお願いいたします。

先ほど、このワシントン事務所に関して、定量的数値では厳しいというお話がございましたけれども、しかしそれ以前の問題なんですよね。百条委員会の中で、山里氏が参考人招致で見えられました。２年たってワシントンから沖縄に帰ってきて、そしてちょっと不思議に思ったのは、自分の身分がちょっと変だぞという感覚を受けたと。これを話ししたんだけれども、そのままになっていたと。そうなってきますと、６年間全くそういった話が県庁内部で情報の共有化がされていなかったのではないかと思いますけれども、そういった情報の共有化に関して今知事公室長含め知事含め、ワシントン問題に関しましてはこの６年間、どういった形で情報共有なされてきたのでしょうか。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　これまで説明してきたとおり、設立当初に取るべき手続が取られなかったということで、現在に至っているという状況でございます。その間につきましては、我々も基地対策等携わってきたわけですけれども、ワシントン駐在につきましては、情報収集・情報発信活動をもう既に行っている状況でございましたので、その法人――ワシントンＤＣオフィス社等の話というのは、これまで出てきていなかったということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　県民の税金を使いながらの事業です。そういった中では、忘れておりましたとか、状況がうまく把握できなかったとか、これ私は言い訳だと思うんですよね。この議場の場でも、私は今回が１期生で初めてなんですけれども、この問題を聞いたときから、これちょっとおかしいんじゃないかという感覚

はいたしました。県庁の行政の皆さん方がしっかりと行政法含めてこれを今までやってきていない、対応していないということがこの百条委員会、総務企画委員会の中でも出てまいりました。これに対しましては、今後本当にどのような形で情報共有化をされるのか、この点をもう一度お聞きいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ワシントン駐在につきましては、この間議会でも答弁し、また百条委員会でもお答えさせていただいている状況の中で、我々はこの間の文書の管理、行政的な手続、そしていわゆる議会の報告などについて非常に反省すべき、猛省すべき点が多々あるということで、昨年の決算の否決の段階から追認の手続を取って、しっかりと地方行政法や様々なその条例等にもそこに整合する形で手続を進めさせていただきました。しかし現在、百条委員会及び我々が自ら設置した検証委員会などでもさらに細部に至るまで検証していただき、御指摘をいただくということも考えながら、この来年度の予算につきましても必要最小限度の形で様々なその百条委員会への資料、あるいはアメリカの現在のトランプ政権における情報の収集等の予算を立てさせていただきました。つまり、新たな体制でよりよい形でさらにそのようなワシントン駐在の活動が行っていけるように丁寧に対応してまいりたいというように考えております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　知事は、職員一人一人が法令を遵守しながら適正な行政運営に取り組んでまいりますという記載もされております。そうであれば、本当に猛省をする、これが必要であります。私も、全国の知事の中で沖縄県知事は、外交ができる数少ない知事だと思っております。やっぱり沖縄県はそれぐらい知事の重要性があると思っております。しかし、今回のワシントン問題に関しましては、立ち上げてもう８年、９年。この間こういった問題が全く分からなかった。これは猛省して、もう一度白紙からやり直す。これしかないと思うんですよね。だからこそ、今回の新年度予算に対しては、ワシントン事務所の予算、私はこれが計上されたときに、ワシントン事務所のこれまでの契約やらそういった残っているもの――家賃問題とか、それに対して処理する予算だと思っておりました。しかし、議案説明会で聞いたのは、そうではなくて維持するための予算だという説明がございました。これでは、私どうしようもないなと。そして、知事自身がマスコミに対して、議会側が人質に取っているのではないかというニュアンスで話をされていますよね。これは本当に私たち議会が人質に取ってやっているのでしょうか。これは本当に猛省して、再度白紙に戻すべきだと私はそのように申し上げておきます。

休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時32分休憩

午後５時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大田　守 議員　教育問題のほうにまいります。

知事にお聞きしたいのは、この中学生の給食費の半額――前もお聞きしたのですが、あと半分出せる自治体はいいんですよ。出せない自治体があるんですよね。その場合、給食費半額ということで、県の施策の中で、この義務教育費に係る給食費に係る予算のために義務教育の中の平等性がなくなる。私はそのように思うのですが、この点に関してはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　前回の議会でも答弁をさせていただいていると思いますが、今般、令和７年４月から41全ての市町村の理解を得ながら、まずはその給食費完全無償化に向けた第一歩として中学生の２分の１相当分を県が負担をする。そこから始めていきたいというような形でありまして、将来はもちろん完全無償化を目指してまいりますが、それぞれの市町村における財政状況等も勘案しながら、丁寧に進めていかなくてはいけない。そのための、まずは平等・公平な41全ての市町村の中学生の給食費の２分の１相当分から始めたいというものであります。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　もうこれは前回と同じような形の質問・答弁になると思うんですがね。私にしてみれば、やはりこの義務教育の子どもたちを抱えている保護者が、この半分を出せない自治体よりは、じゃ全額補助してくれる自治体にそのまま転居しようかなというお話もあるんですよね。そういった中では、やはり義務教育の施策の中で格差をつけてはいけない。これは義務教育の平等性に私は反すると思うんですよ。だから今回、幸い国も給食費無償化等々に関して、制限なしの無償化に関しましていろいろ問題が出てきているし、予算組みを今やっておりますので、もうそれに期待するしかないなと思っております。

以上です。

あと、部活動等に対する支援ですね。

先ほど、中体連・中文連・高体連・高文連の派遣に関しては出ていると思うんですが、マーチングバンドとか、彼らを派遣する場合に、保護者が一生懸命募金

活動をしているんですよ。身一つで行けないんですよね。ブラスバンドの楽器というのは、やはり輸送費がかかるんです。泣く泣く子どもたちが――中には親が払えないからやめるという方もいらっしゃるんですよね。本来、やはりそこまで私は見るべきだと思うんですが、今後どのような形でそういったものをやられていくのかお聞きいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　この部活動の派遣費等につきましては、これまで県が助成をしてきておりまして、増額する等、取組を強化してきているところであります。今御指摘のとおり、さらに楽器等の輸送費がかかるということで、保護者の御負担が大きいということも理解をしているところでございます。中学校におきましては、沖縄県中学校文化連盟主催の沖縄県中学校総合文化祭で使用される楽器の運搬等の補助、これについては行っているというふうなことは聞いておりますが、まだまだ高校においてもなかなか実施をされていない状況もございますので、そういった状況を踏まえながらどういったことができるのか、今後関係機関と連携しながら研究を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　教育長、よろしくお願いいたします。

それから、高等教育のほうは国の制度を使いながらやっているということなんですが、本来は所得制限なし、人数に関係なくやるべきだと私は思っております。３人以上じゃなくて、１人目から。そういった形で教育費の無償化、これをしっかりとやってほしいなと思っております。

ちょっと休憩いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時36分休憩

午後５時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大田　守 議員　食料の自給率なんですけれども、これに関しましては今30％台という形で推移していると。私たちのこの沖縄県は、80年前の沖縄戦のときに、やはり軍部に対して県民のために米を配給してほしいと、分けてほしいと。でも軍は、自分たちは６か月分はあると。県民まではありませんと断られているんですよ。それで当時の知事は、急遽台湾から米を輸送しました。でもこれが昭和20年３月、県民に対して行き渡っていないんですね。これもともとの備蓄分を含めて自給率が全然ない。このような状況になっております。それで県のほうでは今30％台とおっしゃっておりましたが、県の自給率の目標値は幾らなんでしょうか。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時37分休憩

午後５時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県の食料自給率の目標値でございますけれども、令和13年度の目標値としまして、カロリーベースで45％と設定しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　45％、これをやるためには今のままではあと10％足りないということですよね、１割。今のままではちょっと厳しいかなと思っております。そのため、対応するのはやはり後継者、農業に関わるこの後継者不足への対応。そして今、農家の皆さん方が危惧しているのは、農業研修制度、これがどうなるのかということで、今危惧しておりますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時38分休憩

午後５時39分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

新規就農に関してでございますけれども、農業大学校の短期養成科のほうでの技術習得ですとか、普及機関において新規就農講座ということで各地区で開設しております。また、各地区に農業士の方がいらっしゃいますのでそこで実地研修等々をしておりまして、現在総合的に支援しているところでございます。引き続き新規就農の目標値――年間300名ということで、目標達成に向けて支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　ヤギのほうに移っていきたいと思っております。

ヤギのブランド化をするためには、多頭飼育とかが必要だということで、そういった事業もされているというお話なんですが、優良種の沖縄への輸入はちょっと厳しいものがあると聞いております。今後どのようにされるのか、それとヤギのブランド化であれば、今、牛、豚に関しては獣医が、しっかりとした方がい

らっしゃるんですけれども、ヤギに関しては少ないんですよね。それに対してはどのように対応されるのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

これまで海外からの品種導入について、ニュージーランドからボア種、ヌビアン種、ザーネン種を導入した実績がございます。これらの品種は、県内のヤギ生産において一定の成果を上げておりまして、特にボア種については肉質の向上ということで寄与しております。現在、大型種の導入が求められておりまして、生産効率のよい品種を造成するために海外より優良品種を導入することについて関係機関やヤギ農家等との意見交換を行っておりまして、この点についても検討を進めているところでございます。

また、議員のほうからありましたヤギに関する専属の獣医師の件でございますけれども、本県ではヤギを専門とする獣医師は現在おりません。ヤギを含む家畜の診療につきましては、農業共済組合や開業獣医師のほうで現在対応しているというところでございます。県では、家畜保健衛生所が農業共済組合や開業獣医師と連携しまして、飼養衛生管理の遵守をはじめ、生産性向上のための指導助言を行っているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　ヤギのブランド化も必要であれば、やはりそういった専門家も必要になってまいりますので、よろしくお願いいたします。

今回、また糸満漁港のほうなんですけれども、前回岩礁があるのも全部知っているという形でしたが、この糸満漁港に関しては第３種漁港で、全国から船が入ってくる。それができる港なんですよね。地元の漁船はこの岩礁の場所は分かります。しかし、県外から来る皆さん方はなかなか分からない。だからどうしてもこれはしゅんせつすべきだと私は思っております。しゅんせつするまでのこの危険の可視化、ここに何があるよという、それは必要だと思うんですが、こういったものに対してはどのように考えておりますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時43分休憩

午後５時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県のほうでは、糸満漁港を利用する船舶等に対して当該岩礁等の危険性を周知するため、夜間でも目視できる浮きブイを設置することとしております。本件につきましては、引き続き糸満市及び関係団体と連携しながら検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　原因をなくさないことにはどうしようもないと思うんですよね。さっきのブイのほうは本当に感謝いたしますけれども、今回その糸満漁港のほうで同じように県の指定漁港の管理下に入っていない場所が水産庁のほうで、水産庁の調査船のしゅんせつが始まると聞いております。しゅんせつする場合には、回航するその費用が結構かかると。ぜひとも県と糸満市と水産庁と話をして、しゅんせつ船が来た場合に一緒にできるような形の話合いはできないのかどうか。そして、関係団体と話をしていただけないかと思っております。今回、市のほうからも要望書が出ていると思うんですけれども、そういった中では水産庁も含めて市としっかりと話し合っていくという、これに関してはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

議員御指摘のありました本件についてでございますけれども、引き続き糸満市及び国、関係団体と意見交換、そして話合いということで進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

○大田　守 議員　よろしくお願いいたします。

あとイマイユ市場がありますよね。高度衛生荷捌施設。先ほどは目標値の75％近くまで行っているというお話で少しは安心ですが、やはりそこはしっかりとやっていかなければ、公社の運営に関しても今現在は赤字だと思うんですよ。やっぱり黒字化しないといけないと思っております。そのためにはこの荷さばき施設で水揚げする漁船の皆様方に、ここが魅力ある場所にしないといけないと思っております。先ほど製氷施設も一次加工処理施設も施設としてあるとおっしゃっておりましたけれども、しかしもっと大型のものが必要ではないのかなと思っております。仲買がこのイマイユ市場で競りをして、競り落としてその場所で貯蔵する。そして、いつでも取りに来ていいですよと。やっぱりそれぐらいのものを造らないと厳しいんじゃないかなと思っております。これはやはり県漁連含めて公社のほうでやるしかないと思っているんですね。民間では値段の上下があって漁民の皆さん方は安心し

てできないというお話もございます。これを要望いたしまして、質問に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

　イマイユ市場の関係者からは、糸満漁港北地区において、冷凍冷蔵庫の整備を望む声というのを聞いてございます。県では、市町村や漁業協同組合が実施する施設整備に対しまして、水産業構造改善特別対策事業を活用した支援が可能となっております。これらの施設整備により集出荷機能の強化が図られ、市場取扱量の増加につながるものと期待しておりまして、今後引き続き関係者との調整、また話合いというのを進めてまいりたいと思います。

　以上でございます。

○大田　守 議員　ありがとうございます。

○中川京貴 議長　以上をもって代表質問は終わりました。

　本日の日程はこれで終了いたしました。

　次会は、２月25日定刻より会議を開きます。

　議事日程は、追って通知いたします。

　本日は、これをもって散会いたします。

午後５時48分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子

令和７年２月25日

令和７年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第５号）

令和７年
第　１　回　**沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）**

令和７年２月25日（火曜日）午前10時開議

議　　事　　日　　程　第5号

令和７年２月25日（火曜日）

午前10時開議

第１　一般質問

第２　甲第２号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで

甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和７年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和７年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和７年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和７年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和７年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和７年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和７年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第27号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第７号）
甲第28号議案　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第２号）
甲第37号議案　令和６年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　令和６年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県公文書等の管理に関する条例
乙第２号議案　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
乙第９号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県証紙条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第16号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県文化芸術振興基金条例
乙第18号議案　沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

乙第28号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第32号議案　財産の取得について
乙第33号議案　財産の処分について
乙第34号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第35号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第36号議案　損害賠償請求調停事件の調停について
乙第37号議案　損害賠償の額の決定について
乙第38号議案　損害賠償の額の決定について
乙第39号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第40号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第41号議案　副知事の選任について
乙第42号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第43号議案　沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について

出　席　議　員（44名）

48番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	島尻忠明　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	喜友名智子　議員	26番	新垣光栄　議員
5番	大田　守　議員	27番	上原快佐　議員
6番	高橋　真　議員	28番	玉城健一郎　議員
7番	宮里洋史　議員	29番	山里将雄　議員
8番	徳田将仁　議員	30番	糸数昌洋　議員
9番	比嘉　忍　議員	31番	仲里全孝　議員
10番	新垣善之　議員	32番	仲村家治　議員
11番	新里　匠　議員	33番	下地康教　議員
12番	平良識子　議員	34番	座波　一　議員
13番	比嘉瑞己　議員	35番	新垣　新　議員
14番	次呂久成崇　議員	36番	大浜一郎　議員
15番	米須清一郎　議員	37番	渡久地　修　議員
16番	幸喜　愛　議員	38番	仲宗根　悟　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	47番	島袋　大　議員

欠　席　議　員（1名）

4番　儀保　唯　議員

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	松永　享	商工労働部長
照屋義実	副知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	前川智宏	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城　力	企業局長
溜　政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田　真	企画部長	金城康司	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺　満	教育長
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	下地　誠	労働委員会事務局長
糸数　公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
前門尚美	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
前田　敦次	長	安田　健主	査
中村　守	議事課長	比嘉太一	主査

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

甲第１号議案を議題に供し、審議に入ることにつきましては、２月21日の議会運営委員会におきまして、同議案に対する動議可決時点からの事情の変更を認め、一時不再議に当たらないと認定することについて意見の一致を見ております。

よって、お諮りいたします。

甲第１号議案につきましては、本日の会議より議題に供し、審議に入ることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第１号議案については、本日の会議より議題に供することとし、審議に入ることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　この際、申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大議員。

○島袋　大 議員　おはようございます。

沖縄自民党・無所属の会の島袋大です。

いよいよ今日から一般質問でありますけれども、今議長のほうからの取り計らいで令和７年度の予算の審議がスタートするわけでありますが、私から一言言いたいと思っています。

知事、議会というのは、毎日のように流れが変わっていくので生き物だと私は思っております。知事は常々対話という言葉を言っておりますけれども、今回のこのすったもんだの令和７年度の予算審議は初日から止まって、こういった形でスタートしましたけれども、対話という対話が一つもなかったと私は思っておりますよ。過去、仲井眞県政のときに私は少数与党も経験しましたよ。そのときに私は先輩方から――私は１回生でしたけれども学んだのは、とにかく対話をしなさいと。議会というものは生き物だから、与野党関係なしに常々対話をしなさいという教えをこれまで守ってきました。その当時の仲井眞県政のときの野党のトップには、新里米吉さんという大先輩がいまし

た。新里米吉さんが私たち１回生の与党の議員に言ったのは、議会というのは毎日毎日変わるんだから、大ちゃん、いろんな面で意見交換をするべきだろうということで、当時の野党の大先輩から――当時はその中で同じ新人の仲宗根悟議員や議長になっています中川京貴議員も一緒になって、我々１回生の与野党協議でいろんな面で汗かきましょうねってやってきたのが少数与党の仕事ですよ。そこで野党といろいろ議論をしました。

今、与党を見ても、いまだに少数与党という感覚がない。与党がね。話合いすら持たない。ましてや与党の皆さん方で権力闘争に明け暮れて、誰が与党のリーダーなのかということ、これだけしか考えていない。全く我々と対話することもしない。そして知事は、我々がいろんな面で議論している中でＸでは、「国会では少数与党で構成する政府の議案を与野党が議論でせめぎあっているなあ。」と、「言論の府はこうあって欲しいなあ。」というように投稿して、怒られたら削除か、知事。対話というのは我々いつでも待っていますよ。我々には知事部局から何ら話もなかった、知事、これが知事が求めている対話ですか。恐らく国とも対話していないでしょう、知事は。だからこういうことになるんですよ。何も我々は、8000億の予算を人質に取っていません。半年前からこのワシントン事務所の予算はいかがなものかとずっと言ってきて、それを考えるかなと思って議論もするかなと思ったら、何もせずに今回この予算を上程したんですよ。だから我々はおかしいと。当初8000万だったのが何で今回4000万なんですか。これもおかしいと言っている中でも、あなた方は対話すらしないでこういった話を盛り込んできているんですよ。これは県民の皆さん――今日は何か傍聴席に知事の応援団が来ているみたいだけれども、私が言っているのはまともな話ですよ。こういったことをするのが議会の中ですよ。その辺をもうちょっと考えていただきたいなと思っています。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時６分休憩

午前10時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　ワシントン事務所についてであります。

ダニエル・Ｓ・クラカワー氏の消息についてであります。

県は、再委託先となっているダニエル・Ｓ・クラカワー氏との連絡がつかないなどと委員会で答弁しておりますけれども、本当に消息不明なんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

米国の弁護士ダニエル・クラカワー氏は、現在もシャルマン・ロジャース法律事務所に所属しており、県として現地の法制度について確認が必要な場合は、同氏から見解を得ております。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　あなた答弁を全くしていないね。

確認しますけれども、ダニエル・Ｓ・クラカワー氏との直接対面ないしメールでもいいですよ。とにかく直接接触できた県の職員はいますか。公室長。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時８分休憩

午前10時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

弁護士とは、委託先であるコア社を通じてやり取りをしているというところでございます。

○島袋　　大 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時８分休憩

午前10時９分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　百条委員会におきましては、委員から株式購入の申込みがあったことを弁護士に確認したのかという趣旨の御質問があり、ワシントン駐在にメールで照会しているがまだ返答がないという旨の答弁を行ったというふうに承知しております。

○島袋　　大 議員　議長、休憩です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時９分休憩

午前10時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、弁護士とは委託先であるワシントンコア社を通じてやり取りをしているということでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　接触した県職員はいますか。メールでもいいですよ。県職員はいますかと聞いているんですよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになって恐縮ですけれども、現在、委託先を通してやり取りをしており、過去はちょっと承知はしていないところなんですけれども、現在は直接接触していることはないというふうに承知しております。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　これ皆さん方の第三者委員会でも指摘があったんだけれども、ワシントンコア社からの再委託になっているんですよね。なぜ直接契約しなかったのか。直接契約していれば、こんなどこに行ったか分かりません、ダニエルさんがどこに行ったのか分かりませんということはないんじゃないのか。どうですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前10時11分休憩
　　午前10時11分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在の業務につきましては、活動支援業務を委託しております。その中でもろもろの契約等についての再委託等を行っているということで、弁護士への相談等についてもその再委託の一環で行われているということでございます。
○島袋　　大 議員　休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前10時12分休憩
　　午前10時12分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、ワシントン駐在の活動については、その活動の支援を行うために委託をしているところでございます。先ほどありました調査検証委員会におきましても、弁護士等について間接的な聞き取り、伝聞の形にしかなっていないという問題が指摘されているところでございます。
　県としましても、そのような指摘を真摯に受け止めて、今後どのような形ができるかというのは検討してまいりたいというふうに考えております。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　挙げ句、第三者委員会の委員長から――知事、あなたが付託した第三者委員会ですよ。その委員長から、実際にどのような内容の助言をどういうふうに受けたのかという弁護士の作成した書面がいまだに入手できていません。あるのかないのかもよく分からない。伝聞での形でアメリカ法の解釈でしかないというところに問題が生じていますというコメントがあったようです。皆さん、この問題が発覚してからずっと米国内法には適合している、いやむしろ適合させる。アメリカ国内で合法的に活動するために株式会社をつくったんだと、その手段だったと今まで答弁してきていますよね。今この委員長の発言からしても、皆さんの答弁の基礎が揺らいでいるんだよ。それも皆さん方が設置した委員会から言われているんですよ。10月に問題が出てきて半年になりますけれども、皆さんの法解釈はでたらめだったんじゃないですか。どうですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社につきましては、ワシントン駐在が米国の法制度に適合して活動できる体制を取るために、米国の法律について弁護士とも相談をした上でそういう形態を取ったというふうに承知しております。一方、その調査検証委員会からの報告につきましては、弁護士から直接的に話を聞いていない等の指摘がございます。そのことにつきましては、我々としても十分真摯に受け止めて、今後どのような形ができるかというのはしっかり検証したいというふうに考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　あのね、冗談じゃないですよ。行政は法律を守って仕事をするのが役目じゃないですか。あなたは法律、憲法を守らなくてもいいという考えなんですか。誰がこんな悪巧みを入れ知恵したんですか。誰が後ろで入れ知恵しているんですか。全くもって私は理解できませんよ。
　今日から一般質問ですから、あとは我々自民党がこの件に関しては質問していくと思いますので、私はこれ以上しません。よかったですね。
　次です。
　調査検証委員会で指摘されたずさんな公文書管理についてでありますけれども、これも調査検証委員会でですが、検証に必要な資料が欠落している、調査を難しくしているという指摘があります。調査検証委員会は、あと何回やるんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　調査検証委員会は全体で５回予定しておりまして、２回終了してますのであと３回ということになるかと思います。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　皆さんこれ、私は委員の先生方

に失礼だと思いますよ。こういった問題の検証委員会というのは、委員がかんかんがくがく議論をして、そして全容はこうでしたというのを一から十まで整理するのがまともじゃないですか。なんでケツが決まっているんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　おおむね今年度である程度の結論を出していただいて、今後のワシントン駐在の在り方というのを検証したいということで５回というふうに定めているところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　議会からの資料要求も、１月27日に文書不存在という回答をしてきているのがあります。不存在というのはそもそも作っていないのか、作ったんだけれどもなくなったんですよということか。あるいは意図的に捨てたのか、あるいは誰かが隠し持って逃げたのか、どういった意味なんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　文書不存在と回答しているものにつきましては、現在我々が持っている文書にはないということで、どのような文書がそもそもなかったのか、あるいは消去したのかということも含めて現在我々が持っているものは提出しているということでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　今ないって言っているんだよ、資料。皆さんは議会に公文書管理条例案を出しているけれども、今問題となっているワシントン事務所の文書管理のずさんさ、この条例案が今後施行されたとして具体的にどういった点が問題になると思っていますか。（発言する者あり）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　業務の処理に当たっては、文書によって行うことと定められております。これを踏まえると、事務処理の記録である文書が作成されていなかったということは適切ではなかったと考えております。県では今般、公文書管理条例の制定に向けて取り組んでいるところでありまして、公文書管理に関する職員の責務や公文書の作成・整理・保存・廃棄のルールなどについてガイドラインを定めるとともに、このガイドラインに沿った形で適切に運用できるように研修を行ってまいる所存です。

以上です。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　この件もいろんな面で今私が質問しましたけれども、これから引き続き一般質問でやっていくと思いますからちゃんと答えてください。

ちょっと角度を変えます。

知事、政策調整監には今どういった特命事項を指示しているんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　確認しましたところ、政策調整監は、高度な政策判断及び困難な対外折衝等を要する重要な政策課題について庁内や国等関係機関との調整など、知事が特に命ずる重要事項を処理することとしているということになっております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　知事、こういったワシントン事務所の問題こそ知事の一丁目一番地ですよ。それは、まさしく政策調整監の特命事項でしょ。動きが悪いよ。小川さん、県庁職員の先輩としてこの一連の問題どう捉えているんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど説明しましたように、政策調整監の業務というのは知事が特に命ずる重要事項を処理するということになっております。そして、ワシントン駐在に関する業務については、知事公室で所管をしているということでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　本人がいるのに、あなたは小川さんか。

○中川京貴 議長　政策調整監。

○小川和美 政策調整監　お答えいたします。

ワシントン駐在の問題につきましては、これまでも度々議会で答弁しているように、当初の段階において十分な措置が取られていなかったというようなことがあったと思います。そういうことで、現段階で取り得る追認措置などを取っているというふうに承知しております。これからの県で設置しています調査検証委員会あるいは百条委員会、そういうことの検討結果を受けて、適切な措置が取られていかなければいけないとこのように考えております。

○中川京貴 議長　島袋大議員、次の質問に移ってください。

島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　ぜひ知事の側近ということであるならば、調査検証委員会も――いろんな面でこれか

ら何回かあるというふうに決めていますけれども。予算執行に間に合わせようとしたのかもしれないけれども、こういった常識外れのことを上げてくるんだったら、我々は冗談じゃないという話ですよ。当初１億円あったのが今4000万ですよ。こういう説明もない中、こんなので県民が納得するわけないだろうということを私は言いたいんですよ。だからこそ政策調整監、ここはどう見ても、今議会の代表質問を見ても、このワシントン事務所になったらあなたが全部仕切っているんだよ。あなたがいろんな面でその相談相手になっているじゃないですか。それだけ大先輩として座っているんですから、知事の側近として指摘するべきところは指摘して、改善するなら改善するというのがあなたの仕事だと思っていますけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　政策調整監。

○小川和美 政策調整監　政策調整監という特命を受けて職責に当たっておりますので、その観点から対応すべき点があるとすれば私としても対応していきたいというふうに考えます。

○中川京貴 議長　大議員、次の質問に移ってください。

○島袋　　大 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　前議会から引き続き、本部港、安和桟橋の安全対策についてお聞きします。

まずは安和桟橋の安全対策について、どのような対応の考えを持っていますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　安和桟橋の安全対策につきましては、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えているところでございます。道路管理者としては、関係法令に基づき道路管理者としての取り得る対策を検討しているところでございます。

○島袋　　大 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長　大変失礼いたしました。

安和桟橋出口におきましては、道路管理者である県が車両乗り入れ部の視認性を高めることを目的として、歩道と車両乗り入れ部との境界に沿ってラバーポールを設置したところでございます。

○島袋　　大 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　前から求めているガードレールではなくて、なぜラバーポールなんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　ガードレールにつきましては、歩行者の自由な通行を妨げるという観点から道路法において設置は不適切であるというふうに考えているところでございます。

道路管理者としましては、車両乗り入れ部と歩道の視認性を高めるという目的でラバーポールを設置したところでございます。

○島袋　　大 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　知事、ラバーポールを設置してもこういうことですよ今、毎日。妨害者がこういった形にしている。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　私は先週、半日この現場にいましたよ。ラバーポールが立っているけれども、ガードマンが両サイドに５名ずつ張りついているんですよ。そこでオレンジフェンスを張っている。そこで先ほど写真で見た反対派、妨害者の方々がずっと立っている。そして、11時45分になったらこの妨害者、反対派のみんながいなくなるんですよ。ついていったらお昼御飯の時間だそうなんですよ。お昼を食べに出ていく。その間もガードマンは２回制、３回交代制か分からないけれども、ずっとこういった形で立っているんですよ。こういう現状を見てどう思いますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　ネット等を使いまして市民団体の通行を規制している警備の方法につきましては、道路法に抵触していないと考えることから、道路法での指導等はできないものというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　死亡事故が起きている場所で、いまだにこういう答弁をするんですか。

　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午前10時28分休憩

　　午前10時28分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　見てください、知事、副知事。ポールが今立っているんですよ。ラバーポールが立っていて、ここにオレンジフェンスを張っている。そして、ガードマンが両サイドに立っている。妨害者、反対者の方々はここで牛歩もしている、寝そべっている人もいるね。ここ人が通ると言ってますけど、この人が通るところだけでもオレンジフェンスをガードマンがくるくる巻きにして、そして外していって歩行者を通しているんだよ。ガードレールをここに配置すれば、ここにガードマンが立つ必要はない。ここにガードマンを２人ぐらい置けば済むんですよ。安全性を求めるためにこういった形でやったらどうですかということなんですけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　安和桟橋における安全対策につきましては、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えているところでございます。

　ガードレールの設置につきましては、歩行者の自由な通行を妨げる観点から設置は不適切であると考えているところでございます。引き続き沖縄防衛局と調整の上、道路管理者として適切な対応を取ってまいります。

　以上でございます。

○島袋　　大 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午前10時30分休憩

　　午前10時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　本事件は、作業を妨害する者が警備員の制止を聞かず進行中のトラックの前方車道上に出たことに起因したものであり、ポールではこうした行為は防止できないんですよ。作業再開後も依然として妨害活動が行われていることからも、妨害の意図を持ってトラックの進路上に出ようとする歩行者がみだりに横断することを防止するために、必要不可欠の設置は、法令等に照らしても実施不可能なものではない。それにもかかわらず、繰り返しのガードレール等の設置の申出に対して半年以上もたってようやく講じた対応は、このラバーポールの設置という事故の背景を考慮しない処置。本来であれば道路管理者である県が講じるものですけれども、一刻も早いガードレール等の設置が必要であるとの考えの下、沖縄防衛局が自ら設置することを申請するため、誠実に対応されたいということがあります。

　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午前10時31分休憩

　　午前10時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　（資料を掲示）　知事、２月20日時点に沖縄防衛局が、このラバーポールじゃなくてガードレールの設置を防衛局の予算でやりたいと県に申請書を出してますよ。予算は790万。二度と同じ死亡事故が起きないためにもガードレールの設置が必要ということで、沖縄防衛局が沖縄県に申請を提示しています。沖縄県はあと許可するだけなんですよ。どうですか、管理者。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　繰り返しで恐縮でございますが、当該箇所でのガードレールの設置につきましては、歩行者の自由な通行を妨げる観点から道路法に照らして設置は不適切であると考えているところでございます。

○島袋　　大 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午前10時32分休憩

　　午前10時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　知事、土建部長、このラインはガードレールを設置しますよと言っているんですよ。歩行者が通るところは開けます。ここはガードマンを立てて歩行者に迷惑をかけないようにする。ここにラバーポールじゃなくてガードレールを設置する。なぜなら、死亡事故が起きたんですよ。二度と同じことをしちゃいけない。しかし妨害

者、そういった方々が延々といるんですよ。お昼時間前には帰りますけどね。そういった状況で本当にいいのかっていう話ですよ、我々は。何度も近隣からもこれ要請されていますよ。それができないのかというのは、管理者の判断でしょ。この設置予算もつけるんですよ。沖縄県が判断すればできることなんですが、いかがなんですかって聞いているんですよ。（パネルを掲示）　こういった形がもうなくなるっていうことですよ。こういった現状がもうなくなるっていうことなんですよ。それを見てどう考えますかって聞いているんです、私は。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当該箇所の安全対策につきましては、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えております。道路管理者としましては、沖縄防衛局と調整の上、植栽の伐採を行うなど視認性を向上するなどの対策、また今般のラバーポール設置などにより道路管理者として可能な対策は実施してきたところでございます。引き続き沖縄防衛局と調整の上、当該箇所の安全対策については検討してまいります。

繰り返しになりますが、ガードレールの設置につきましては、歩行者の自由な通行を妨げる観点から道路法に照らして設置は不適切であると考えているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長　不許可の理由は先ほどお答えしましたが、歩行者の自由な通行を妨げることから設置はできないというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　今の判断できないっていうのは、今私が言っていることが、これでも認められないからできないってことか。今ガードレール――ここ歩行者は妨げないよ。それでも認めないってことでいいんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　この図面にあるガードレール設置――図示のある箇所につきましても、この部分は歩道でございますので、歩道である以上歩行者の自由な通行を妨げる施設の設置はできないということでございます。

○島袋　　大 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　まあこのような話が今ありましたけれども、同じような事故が起きますよ、部長。ここはしっかりと考えていただきたい。

次に、本部港の安全対策はどうなっていますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　本部港におきましては、安全確保を目的とした看板を設置するなどの対策を実施しているところでございます。引き続き、港湾関係法令に基づき適切に対応してまいります。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　知事、部長、これは安和。さっきガードレールの設置ができないと言ったところ。ここ本部港の入り口、同じようなことになりますけれども、ここはガードパイプをやるでしょう。ラバーポールじゃなくてガードパイプをやるでしょう。なぜここととここで違いがあるのか。ここは死亡事故が起きたんだよ、死亡事故。死亡事故が起きたところはラバーポール、ここは何ですか。中の港湾が大きな問題なのに、なぜここの入り口はガードパイプをするんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　大変失礼いたしました。

本部港旧塩川地区で道路管理者が設置を予定しているガードパイプにつきましては、歩行者の横断を想定していない縁石がある範囲に設置し、縁石が切り下がった歩行者の横断を想定した箇所へ誘導することを目的として設置を予定しているものでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　これね、あなた方の最大の拡大解釈ですよ。何度も言いますよ。安和はラバーポール、人が亡くなって何度も要請して今、ラバーポー

ル。本部港は港湾内で反対運動、妨害者がいる中で、ここはガードパイプ。今のは人が通るところがあるとかないとか言っているけれども、こじつけでしょうが。この管理責任者は玉城デニー知事でしょう、知事。死亡事故があったところはガードレールを優先的にやるのが普通でしょうが。この議会のたびに亡くなった方の家族は泣いているんだよ、毎回。この思いも酌み取って考えられませんか。土建部長、あなたは今議会が最後かもしれません。大変だと思いますけど、部長がばしっと――私ならそう思うでもいいですよ。一般論としてどう思いますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　本部港旧塩川地区の安全対策でございますけれども、当該箇所は安和桟橋とは若干状況が違います。臨港道路が取りついているということで、また取りつきの角度もしくは縦断勾配なども状況が違います。そういったことも踏まえて、歩行者の横断を想定している箇所へ誘導するという目的でこのガードパイプを設置するというところでございます。

以上でございます。

○島袋　　大 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　知事、今の解釈は、知事の英断で全部決まることですよ。人が亡くなって、半年間ずっと家族も大変悲しみに暮れている中で、ばしっと英断するべきでしょうが。ひとつその辺は理解ください。

（パネルを掲示）　本部港です。本部港の中、港湾内はこうですよ、見てください。トラックが来て、人が飛び出して、寝そべっている。港湾内ですよ、港湾内。港湾内はこれ行かないということで――休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　新潟県では港湾内でそういう妨害抗議をする人たちのために、港湾内には立入禁止、それは駄目ですよと。やった場合には過料を取りますよと言っているんですよ。それが新潟県ができて何で沖縄県ができないんですか。これは早急にやるべきでしょうが。本部港内でも死亡事故が起きたら誰が責任取るんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県が管理いたします港湾施設は公的資金で整備した公の施設でありまして、一般の方々も利用できるということが原則となっております。このため港湾施設内を支障のないように歩行することにつきましては、規制することができないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　（パネルを掲示）　知事、部長、見てください。港湾内で、誰が見てもおかしいですよ。トラックの前に人が飛び出してくるんだよ。二度とあってはいけませんって、死亡事故が起きたにもかかわらずこうですよ。その目の前で寝そべっている。動こうともしない。これ看板立てないで何するんですか。いろんな形で県庁職員を派遣するんですか。どうするんですか。このままでいいんですか。そこを聞いているんですよ。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　港湾施設内を支障のないように歩行することを規制することはできないとお答えしたところでございますが、こういった歩行速度をもって違法行為というふうに認定することは難しいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　これはじゃあそのまま放置しておく。黙認してずっと続けさせるということで理解していいですか。知事、それでいいんですか。管理者ですよ、知事は。それでいいんですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　現場においても注意喚起の看板等は設置をし、歩行者に安全を促しているというように伺っております。

○中川京貴 議長　島袋　大議員。

○島袋　　大 議員　知事、知事がこういう死亡事故が起きているところではっきりと判断しないから、見てください。あなたの応援団なんか基地を造らなければいいでしょうと、訳が分からない話をしていますよ。最高裁で決まったんだよ、これは。その中でやっているのに、いまだに県議会議員がこういう話をしているんですよ。だから与党は権力闘争に明け暮れているんですよ。少数与党も分かっていない。知事、あなたの応援団の皆さん方は分かってませんよ、これ。じゃあ、死亡事故が起きたら誰が責任を持つんです

か。知事、あなたは線香を上げに行きましたか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時44分休憩
午前10時44分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　県としましては、関係法令に基づき公共施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時44分休憩
午前10時44分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
玉城知事。
○玉城デニー 知事　事故の原因につきましては、今県警において捜査が進められているものというように承知をしております。なお道路管理者としては、道路管理者である管理者本人が責任を有するというように認識をしております。
○中川京貴 議長　島袋　大議員。
○島袋　　大 議員　そういった死亡事故の映像もいまだに見ないね、見もしない。委員会で一部見たみたいですけれども、知事は見ていない、両副知事もね。こういったことが二度とないようにと議会の中で答弁し、マスコミのぶら下がり等の記者会見の中でもそう言っている中で、いまだにこういうことが現場では起きているということを県民の皆さん御理解ください。何ら対策を打とうとしない。ガードレールを張るところにラバーポール。ラバーポールといいますと、ゴム製のポールですよ。人が飛び出しても構わないようなポールなんですよ。まさしく言えば、即席みたいなもんですよ。県民はこれを求めているんですか。違うでしょうが。私どもは、こういったことはまともな議論をし、まともな対応策をしようと口酸っぱく言っているんですよ。別に基地は賛成・反対、反対なら反対でいいんですよ。抗議しようと思ったら抗議するのもいい。しかし、こういったいろんな面で迷惑行為、こういったことをするのは私はいかがなものかなと思っているんですよ。そうさせないためにも最善の対策をするのが沖縄県の仕事でしょうと言っているのに、何度もだらだらだらだらぐうたら、遠回しに逃げ腰のような答弁しているんですよ。そこはきちんと知事もしっかりと判断をしていただきたいなと思っていますよ。
議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時46分休憩
午前10時46分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○島袋　　大 議員　これから新しい質問をしたら時間がありませんから締めますけれども、知事、執行部の皆さん、私も好きでこんな大声張り上げていませんよ。間違いは間違いと言っているんですよ。そこをどうするかというのが議会の仕事ですよ。我々はそういった形で皆さん方と言論の府と言っているんだから言論の府で議論しているんですよ。人それぞれ思いがありますから、その意見を酌み取って議会で答弁するのが県議会の在り方と思っていますよ。今回の令和７年度の予算審議も含めて、あまりにも執行部の動きが鈍過ぎる。そして与党の皆さん方もこういう死亡事故があった現場を見に行ったか分かりませんよ。国頭の豪雨があったときは二、三日遅れて現場を見に行ったみたいだけれども、こういうところの現場については何ら――人の命を何だと思っているかっていう話ですよ。人間一人一人重要な命というのがあるんですよ。そういった悲惨なことがないように私どもはやるべきだと言っているんですよ。知事、そこは私とあなたの考え方が違うかもしれない。しかし、県民の生活のためなら一致すると思っていますよ、知事。最後に知事の意気込みですよ、意気込み。その辺の言葉を頂きたいなと思っていますが、どうですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　私は県庁を預かる長として、また県知事として、県民の暮らしの向上、県勢の発展に全力で尽くしてまいりたいというように考えております。（傍聴席にて拍手する者あり）
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時48分休憩
午前10時49分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　自民党・無所属の会、宮里、本日２番目の一般質問を始めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
前回の議会の議論で少し私の中で消化不良だったので、そこから始めていきたいと思います。
（スクリーンに表示）　まず、僕が今画面に表示しているのは、九州の県債の残高の比較でございます。これ、福岡が少しグラフ的に大きかったので省いておりますけれども、前回我が県の将来負担比率、これは予算と債務残高の比較ですね。将来負担比率は東京に次いで全国２位でした。規模感的には全国２位で借

金が少ないということです。その中で、５年間で707億、臨財債を返還して、借換えできたのが685億あったと答弁がありました。そして、その答弁の中では、それを返さなくても財政破綻しないというふうな答弁もございました。

改めて質問いたします。

令和７年度の臨財債の償還金額と、そのうち借換え可能額をお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　まずは、歳出側でありますけれども、令和７年度の元金償還金は773億円となっておりまして、そのうち臨財債に係る元金償還金は現時点で413億円となっております。

また、令和７年度の借換え可能額は約266億円で、臨財債の借換え可能額は約165億円となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　それでは、お聞きします。

その臨財債の165億、償還財源は一般財源と答弁がありましたが、それは地方税か交付税か、臨時財政対策債そのものかお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　臨財債につきましては、後年度の元利償還金につきまして一定の理論値によって、地方交付税の基準財政需要額に算定される形で地方交付税に反映される形になります。それも含めて、税と地方交付税で償還するという形になります。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　地方財政計画において、過去発行された既往の臨財債は、新しい臨財債を発行して借換えをして返していくとなっておりますが、そのような認識はありますか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　臨財債につきましては、地方交付税の代替措置という性格になっておりますので、基本的には、後年度の交付税で措置される形になるんですけれども、国のほうの一部財源不足があった場合には、この財源不足を補う形で新たな臨財債を発行して地方に活用していただくと、そういう仕組みになっております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　今、総務部長が答弁されたのが、これが事実です。要するに、返済するときに新しい臨財債を発行して返済していいということになっておりますね。県はこれまで臨財債を上限まで発行していると答弁ありますが、これは事実ですよね。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　臨財債につきましては、発行可能額上限まで発行しております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　地方財政計画では、借換えで返済していくんですけれども――先ほどの話です。皆さんは借り換えない判断を現在行っておりますよね。先ほども、令和７年は165億借換えできるけれど借換えしないという話をしていますけれども、いかがですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　今年度の百六十……ちょっと休憩をお願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長　借換え可能額が266億あります。そのうち、臨財債の借換え可能額は165億あります。この165億の一部につきましても、借り換えないという判断を今回しているところでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　持っている臨財債を自主的に返済しているのですか。これ国が財源保障をしているとさっき答弁していましたよ。持っているのに、借換えできるのに、自主的に返済しているんですよね。何でですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　地方財政計画では、過去に発行された臨財債の償還に係る財源不足の一部を補うために、臨財債を新たに計上しているところであります。地方財政計画上は、臨財債によって一部財源補塡がなされた形となっていますが、実際の臨財債の償還方法は各地方自治体の判断に委ねられているところでございます。

県では、地財措置された財源を活用しつつ、借換えについては、年度ごとの収支状況や将来の財政見通しを考慮し、慎重に判断しているところでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　今の答弁で、県が独自でしっかり判断しているという答弁がありました。（スクリーンに表示）　皆さん、この画面を見てください。県民の皆さんも与党も、県議会議員の皆さんも本当に見てほしいんですけれども、僕が作った臨時財政対策債の

償還シミュレーションがあります。左上が借換えした場合、左下が借換えしない――金額はばらばらですけれども、借換えしない今の県の判断の場合ですよ。右下を見てください。200億円借換えしたら新たな財源が生まれたと考えてもいいんです。財源に使えるので。左上の１年目、100億臨時財政対策債を発行しました。その下、５年目、臨時財政対策債を新たに発行しました、200億。そして３番目、借換え期間が満了したので一部返済して、また新規に借換えをして200億。さっき見せました、ほかの都道府県の県債の残高と沖縄県の県債の残高の差はここなんです。沖縄県は自主的に返納しているんです。返納せずとも使える。なぜなら、沖縄県の財政は今まだもう少しお金を引っ張っても大丈夫だから。それは前回答弁がありました。私が気になっているのは、この財源で何ができるかなんですよ。

今から聞きます。

この財源で、マリーナの整備、福祉職員の配置、畜産支援、河川のしゅんせつ、給食費の無償化、水道局の事業、財政調整基金に振ること、これ全て可能ですよね。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　お示ししていただいた図示の部分で、借換えをした場合には５年間で100億、10年間で200億の財源が活用できたのではないかという趣旨だと思いますが、この200億については、別の側面で言いますと、先送りをしたという形にも受け取ることができます。

県では、県経済の回復基調に伴い県税収入は堅調に推移しているものの、自主財源の割合が依然として低く、国や地方財政制度に依存した脆弱な財政状況でありますので、重要課題に対応するために必要な事業については、様々な財源を確保し対応してきたところであります。その上で、借換債の発行に当たっては、県債が将来の財政負担につながるものであることを踏まえ、金利の動向や今後の財政状況等を見極めながら慎重に判断しております。そして、今ありました今後の財政需要につきましても、引き続き必要な事業について所要額を精査した上で、それに見合う財源、有利な財源を確保しつつ措置してまいりたいと考えております。

以上です。

○宮里　洋史 議員　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長　議長、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長　マリーナの整備等々挙げていただきました必要な事業、財政需要につきましては、引き続き所要額を精査した上でそれに見合う財源を確保・措置してまいります。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時０分休憩

午前11時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長　借り換えなかった部分については、一般財源で措置しておりますので、借り換えた場合にはそれは一般財源という形になるかと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時１分休憩

午前11時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○宮城嗣吉 総務部長　一般財源となりますので、その財源に使途はございません。一般財源については、その時々の需要に応じて様々な事業に充てられるものとなります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　今、答弁がありました。活用できます。そうですよね、部長。これ活用できます。一般財源に入るので。それで、答弁でなぜ活用しないかって将来の負担とかもろもろあると言いましたけれど、初めに示したこの全国での将来負担比率は全国２位なんですよ。税収もここ20年で175％上がっているんですよ。だから、公債比率を見ても、まだ活用できる。だって財政破綻しないって答弁しているんだから。なぜ活用しないんですか。皆さん、借金だから悪いイメージがあるかもしれませんけれど、この数字の先には県民の命と暮らしがあるんですよ。暮らしを支える職員のサポートもできますよ。職員もどんどんいなくなって大変なのに。もっと人をつけましょうってできるじゃないですか。もっといい仕事ができる体制を整えましょうよ。そして、もしこの100億、200億の財源を使うじゃないですか。これ回転力がよければ、そのまま税収に跳ね返ってきますよ。私は、本当に何でもかんでもお金を使えと言っていないです。このお金を使って、５年、10年返済しなくても沖縄県はまだ

大丈夫って分かっているでしょう。何でやれるのにやらないんですか。これをちゃんと県民のためにやれば、暮らしがよくなる。だから言っているんですよ。これ知事の判断ですよ。総務部じゃないです。こういう予算をあてがってやるんですよ。なのに、今回令和７年度予算で財政調整基金を260億取り崩すんですよ。借換えできる臨時財政対策債が165億あるから、不安だったら持っておくべきじゃないですか。これから臨時財政対策債は発行できなくなるんですよ。どう考えているんですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　歳出事業につきましては、事業の必要性、所要額を精査した上で、それに見合う財源を確保し、措置しているところでございます。借換えにつきましては、年度ごとに発行可能額が変動し、恒常的な財源としては安定しないため、その借換えの規模という部分については慎重に見極める必要があります。それで、借換えをすることは、一時的な資金調達の手段としては有用でありますけれども、長期的には利子負担や償還金の負担が増大し将来の財政負担につながることから、金利の動向や今後の財政状況等を見極めながら慎重な判断が必要でございます。繰り返しではありますけれども、歳出事業につきましては、事業の必要性、所要額を精査した上で、それに見合う財源を確保しながら措置しているところでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　僕は何も恒常的な財源として使ってくださいと言っていません。皆さん、ほかの部局の皆さんも聞いてほしいんです。165億、借換えしないで単独事業できるんじゃないですか。そして知事に聞きます。これまで600億も700億も借換えできるお金を返済しておきながら、企業局は水道料金を引き上げたじゃないですか。300億使ったらできるんでしょう。国のハード交付金がなくても自分たちのお金を取り崩して県民の暮らしを守るべきじゃないですか。いかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時５分休憩

午前11時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　事業につきましては、その時々の財源を確保しながらという形になりますので、過去に借換えを抑制することによって、将来の元金償還が抑制された部分については、例えば令和７年度であれば過去の償還分の負担が軽減されておりますので、その分一般財源が確保されたというふうな見方もできるかと思います。それで、令和７年度につきましては、様々な財源、有利な起債も含めまして事業を実施しておりまして――例示でありますけれど、令和７年度の普通建設事業のうち単独事業費は330億円となっておりまして、前年度の256億円から74億円の増という形で必要な事業という部分についてはその時々の必要性に応じて措置しているというところでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　本当にこの超低金利時代がそろそろ変わろうとしております。この10年間でなぜそこまでできなかったのかというのを僕は本当に悲しく思います。

借金は、いい借金、悪い借金があるわけではなくて、なぜお金を使うのかというのは県民の暮らしを守るためであって、これ以上は借金を返さないと沖縄県が破綻するというレベルでは全くないにもかかわらず、そこに執行部、特に知事含めてトップがメスを入れて県民の暮らしをもっともっとよくできたはずなのに。そして今年、令和７年単独で見ても、165億を確保して財政調整基金を少しでも取り崩さないような措置もできるはずなのに、なぜその判断ができないのか僕には全く理解ができません。もっと想像力を働かせて、私が今からやる質問の中でも本当に１億、２億あれば県民が助かるような事業がたくさん出てくるんですよ。だからもう一度、もう一度この部分、知事、実行していただくことはできませんか。答弁願います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　詳細については、総務部長から答弁をさせていただいたとおりですが、県政運営においては適切な行財政運営が第一であるというように、将来の見通しも含めて様々な事業に必要な額、あるいは償還に必要な額等々精査をした上で取り組んでいるものであります。引き続き、議員の意見も参考にさせていただければというように思います。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　県民の暮らしを守るための財政運営をぜひ要望して次の質問に行きたいと思います。

次、部活動派遣について。

令和５年決算で5519万、うち県補助金が3700万。数も結構あって、現在離島支援のクラウドファンディングでふるさと納税も行っていて、僕はこういった事業、本当にすばらしい事業だと考えております。ただ、ここで聞きたいのは、この事業に当てはまらない

目覚ましい活躍をしている高校生の活動は、どのようなものがありますか。お聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　高校生の部活動等の支援についてでありますけれども、県教育委員会ではこれまで中体連、中文連、高体連、高文連主催の九州大会、全国大会に参加する中高校生に対して各連盟を通して派遣費を補助している状況にございます。

県教育委員会としましては、経済的事情により子どもたちの可能性が狭められることがあってはならないと考えておりまして、今後とも派遣費の補助を継続し、生徒の負担軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。なお、補助のない活躍事例としましては、西原高等学校マーチングバンド部の第19回世界音楽コンクールへの出場がございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　大田守議員の代表質問でもありました。この西原高校マーチングバンドは、本当に沖縄が、日本が誇る、世界に誇れるマーチングバンドです。相当お金もかかります。それも御承知だと思います。僕は今まで県の離島だったりとか市町村の小中学生に向けた補助、小学生クラブチーム――部活動ではなくてクラブチームの補助に対して市町村がやっていることも踏まえて、県で上乗せの補助をしてくれないかという質問をしてまいりました。そして今回は、やっぱりマーチングバンドみたいに全国、そして世界に行く子どもたちは、本当に予算がかかるんです。それで部活をやめたりする。全部が全部、お金を使えではないけれども、沖縄の誇りとして、県としてもっと拡充することはできると思うんですよ。先ほど予算の話もありましたけど。僕は、それこそこういったことをさらに拡充していって、基金でも積んで、子どもたちの活動の範囲を広げてさらに続けていって、もっと世界を見るウチナーンチュをつくっていくべき事業だと思うんですけれども、その点いかがですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員御指摘のとおり、本県の児童生徒のスポーツ面、文化面での活躍は目覚ましいものがあるというふうに考えております。特にこの今お話のあった西原高校マーチングバンド部については、世界大会――全国大会もそうですけれども、そこで金賞を受賞するなど目覚ましい活躍をしております。やはりそのマーチングバンド部につきましても、楽器あるいは衣装等、そういった輸送費等、膨大な費用がかかるということで様々な工夫をされています。例えば令和４年度は、西原高校マーチングバンド部は、マーチングバンド部主催で保護者会が共催をし、資金造成コンサートをコンベンションセンターで開催して、この収益を派遣費用に充てたと。そういった取組があるということは理解しております。我々も何とかそういう児童生徒を支援していきたいということで、これまで特に派遣費でありますけれども増額をしながら努めてきたところであります。やはり今、今後の拡充につきましてもクラウドファンディング型ふるさと納税の取組もしているところでありますけれども、引き続き関係機関と連携しながらその支援の在り方については研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　ありがとうございます。

知事、こういった事業に対して貧困対策事業も基金で積んでおりますけれども、例えば未成年の世界に羽ばたくウチナーンチュ事業みたいな形で基金を積んで新しい事業を行うこともできると思うんですけれども、そこら辺いかがですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　先ほど来答弁しているところと重なるところもありますが、事業につきましては事業の必要性、所要額を精査した上で、それに見合う財源を確保しながらというところの部分で、その財源という部分については関係部局からの提案も受けながら検討していければと思っております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　教育委員会からもさらなる要望をよろしくお願いして、次の質問に行きたいと思います。

続きまして、県営団地の整備状況についてお聞きします。また、耐用年数や耐震強度、アスベストについてもいかがかお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県営住宅の耐用年数についてお答えをいたします。

公営住宅の耐用年数につきましては、公営住宅法で定められておりまして、鉄筋コンクリート造など耐火構造の建物で70年と定められているところでございます。また、アスベスト含有の状況についてでございますが、平成24年度に国から依頼を受けまして、平成８年度以前に施工された県営住宅を対象にアスベストの含有状況を調査したところ、基準値を超える吹きつけ

アスベスト等は検出されませんでした。
以上でございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　ありがとうございます。
あと、昭和に建てられた団地が全体の132のうち54あると思いますが、間違いありませんか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時14分休憩
午前11時15分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　昭和47年から昭和63年までに管理開始をした県営住宅は、67団地でございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　もちろんそうなんですが、すみません。今現在ですね。そこは多分改修されているところもあると思うので、今現在、昭和に建てられて改修していない団地の数についてでございます。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時15分休憩
午前11時16分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　失礼しました。
67団地のうち、建て替えもしていない、それから耐震改修もしていない、それらが未実施の団地は37団地でございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　ありがとうございます。
こういった団地って機能としては――僕は今までみたいにもっと棟数を多くではなくて、上に延ばしてさらに居住空間を広げて各団地改修してあると思います。ぜひそれを力強く推進していただきたい。今本当に、お家の値段も上がってなかなか購入できない家庭も増えておりますし、団地に子育て世帯が入れたらいいなと思っておりますが、（スクリーンに表示）　写真を見ていただきたいんですけれども、その中で、うちの地元の西原団地は改修どうですかと担当課に聞いたところ、まだ入っていませんということでした。そんなに古いですかぐらいのイメージで聞いたんですけど、これは西原団地のベランダ側です。見てください、これ。ベランダの支柱というか、金具の支柱というか、それが見えているんですよ。これ相当危ないと思うんですけど、修繕状況はどうなっていますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時17分休憩
午前11時17分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　議員御提示のこの写真の状況でございますが、指定管理者等におきまして現在その状況を確認しているところでございます。その状況の度合いを確認しましてから、補修の必要性については検討してまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　（スクリーンに表示）　次の写真に行きます。これ同じ団地ですね。左が塗装して、奥が塗装をまだしていない。整備していないところなんです。やっぱりこの塗装をすることによって建物のもちも長くなると思いますけど、この点も確認はこれからということでよろしいですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘のとおりでございまして、県では沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画というものを持っておりまして、それに基づき老朽化した県営団地の建て替えを順次進めているという状況でございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　本日は少し時間がありませんけれども、団地の整備についても引き続き取組強化をお願いしていきたいと思います。
そして、中城団地についてなんですけれども、中城団地の階段、今民間の工事で通行止めになっております。これのめどについてお聞きしたいと思います。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘の中城団地の階段の状況でございますが、近隣の工事の影響等を考慮いたしまして、住民の安全を優先するため、国道329号に通じる階段を現在立入禁止にしている状況でございます。これにつきまして当該工事の関係者へ状況確認の上、安全確保を申し入れているところですが、対策及び対策の完了等につきましては、現在調整中でございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　地元の子どもたちの通学路にもなっている場所でしたので、開通できるように引き続き取組をお願いして次の質問に行きたいと思います。
４番、県管轄の生活保護や児童相談所職員の配置の状況と今後の取組について伺うんですけれども、私――もちろんほかの先生方もそうなんですが、生活保護の相談を受けるケースがよくあります。それで福祉の

関係者の中からいろいろ聞くと、南部圏域の調査員が100件抱えているケースがあるということをお聞きしました。この件数、事実かどうか。また、この件数――１人当たりケースワーカーが生活保護受給者を100件ぐらい担当するということは、これは多いのか少ないのか。そもそも僕は多いと感じているんですが、対応できる人数なのかお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

１人当たりの受持ち件数が100件を超えているということについてですけれども、この件につきましては事実でありまして、担当者によっては１人で100件を超えて持っているという状況にございます。そして、県の所管している北部・中部・南部福祉事務所の担当者の平均世帯数は85.8世帯となっておりますが、国でいっているところの標準世帯数というのがございまして、ケースワーカーの配置につきましては社会福祉法により標準数というのが決められておりまして、県が持っておりますような郡部におきましては、65世帯に１人ということが定められておりますので、それからしますとやはり多いというふうに認識しております。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　基準のほぼ倍ぐらいの人数だなと思っているんですけど、これに対しての今後の対策を県としてはどのように考えているんですか。やはり福祉はマンパワーですから、人を配置しないとにっちもさっちもいかないじゃないですか。この点いかがですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　ありがとうございます。

やはり議員おっしゃるように、生活保護の業務に当たるケースワーカーの支援というのが大事かと思っております。そこで、ケースワーカー ――現業員ですけれども、その支援を行う現業支援員というものを会計年度任用職員として配置しているところでございます。そのほか面接相談員ですとか、健康管理支援員等がございまして、個別的・専門的な支援を行う専門員を会計年度任用職員として配置して生活保護の体制の充実を図っているところでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　分かりました。

引き続き本務ももっと増やすべきだと思うので、その点もお願いいたします。

そして前回も聞きましたけど、児童相談所についてなんですけれども、やはり福祉はマンパワー、そして福祉はより専門化・高度化していると僕は思っているんです。2019年度における児童福祉司の専門職採用実施状況、これ厚労省の資料であります。すみません、少し古い資料なんですが、全国地方自治体70か所において福祉専門職の採用を実施しているのが69か所。もちろん沖縄県も入っております。福祉全般に関する専門職を採用しているのは、沖縄県も入って58か所。児童家庭福祉関係に限定した福祉専門職は――急激に少なくなりますが、６か所。沖縄県は入っておりません。児童相談所に限定した専門職は、14か所。こちらも沖縄県は入っておりません。私は、福祉専門で採用している今の沖縄県の採用の仕方は全然いいことだと思います。ただ、そこから高齢とか、そして児童とか、より深く深く僕は分けて採用すべきだと思うんです。特に児童相談所の職員は３年で異動すると聞いておりますけれども、親御さんたちからのクレームも本当にたくさん来ます。そして職員も専門職で入ればそこに立ち向かっていけると思うんですけど、福祉全般の専門職でそこに入ったらすごく行きたくないというような話も聞こえてきます。市町村で例えると、待機児童がひどかったときに待機児童の保育士配置の職員が１年間休まれたりというケースもたくさんありました。すごく窓口でクレームを受けるので。だからこそ、それに耐え得る児童相談に特化した専門職の採用を今後はやるべきだと思うんですけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

県では、沖縄県職員人事管理基本方針に基づいて、現在３年のローテーションという形でやっているんですけど、それは幅広いスキルを持った人材が育成できるということでやっているんですが、そのメリットの一方、専門の蓄積に課題があるということが言われていまして、そこで児童相談所ではスーパーバイザーとして――これは班長級の職員を18名配置するとか、あと経験豊富な職員を複数名配置して、経験の浅い職員をサポートする。それから、精神科医や弁護士など、また大学の教授などの外部専門人材を活用しながら一応ケースワークを務めさせているところでございます。さらに、主査級の選考採用の試験の実施だとか、任期付職員の採用という形での平準化にも努めております。今議員御提案のございました５年ローテーションの人事、それから児童専門の方の採用ということにつきましては、内部でもしっかり研究してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　よろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。

火葬待ちの現状について。

前回の議会で令和９年には解消される見込みと答弁がありましたけれども、現状少し回復しているとはいえ、まだまだ火葬待ちの状況は続いております。７日間が５日間になったぐらいだというお話も聞きました。これに対しても、県として補助事業が考えられないかなと僕は思います。その整備が整うまで時限的に、これから２年間ぐらい――３日間待つと３万円から５万円を市町村が上乗せしてもいいなどなど、県民に寄り添った事業を行えないかお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

昨年の９月に沖縄本島では特に中南部で火葬待ちの状況が深刻な状況となり報道等もされたところでございますが、現在は若干改善傾向にあるというところです。ただ、火葬場の不足、それから炉の修繕などの影響で火葬待ちがまた起こりやすい状況にあることは変わらないということでございます。御質問の今後の火葬待ちに対する補助等につきましては、市町村においては那覇市がドライアイスの費用や火葬費用の一部補助を行う。また宜野湾市においても、令和５年４月から火葬費用の負担軽減等を図るための補助が実施されているというふうなことがありまして、県としましては現在、火葬の団体等に特定のところに固まらないような調整を行っているというのが現状でございます。そして、今後の補助金等についての検討ですけれども、ほかの都道府県の事例について情報を収集するとともに、市町村等と連携して御遺族の負担軽減について研究をしてまいりたいと考えているところです。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　そういう時宜的な県民全体に対しての事業もぜひ検討いただければと思います。

次の質問に行きます。

立ち止まった形になってしまった宿泊税でありますけれども、今後のスケジュールをお聞きします。また、取りやめを決めたのはどなたかお聞きしたいと思います。今回上程を取りやめようと言った方です。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　宿泊税の導入につきましては、導入に向けて本議会への条例案提出を予定しておりましたが、令和６年12月に石垣市議会等から離島住民の課税免除及び税負担の軽減措置を求める意見書が提出されたことを受け、要望事項に係る検討や税の導入に向けさらに丁寧な説明が必要なことから、本議会への提出を見送ることとしました。引き続き、法の趣旨・目的及び適法性の確保に配慮しながら課税免除の拡大や離島住民の負担軽減につながる使途事業の検討を行うとともに、離島市町村や関係団体の理解を得ながら、６月議会への条例案提出を目指してまいります。

見送ることとしたという部分につきましては、所管部局と四役が相談の上、知事が判断したものでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　意見書にあるように、我々県議会としても離島をないがしろにはできません。しかしながら、免除等が可能なのか僕は疑問を持っています。12月にも担当課から説明を受けました。私が調べた全国３都道府県９市町村の取組では、減免なしが５、修学旅行・学校行事・職場体験等の減免が７、そのほか天災や市長・町長が認めるものが３とありました。これまで何度も質問がある内容じゃないですか、県議会でも。これまでどのように説明をしてきたのか。導入市町村から意見書が上がることに対して、県はどのように考えておりますか。僕は説明が不十分じゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　租税の基本原則に公平の原則がありまして、課税免除は、税負担の公平と課税しないことによる社会一般の利益とを比較検討し、公益上の事由がある場合に行うことができるとされております。その判断に当たっては、税法上、限定的に解釈されていることから、慎重に検討する必要があります。観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会、それからその後の沖縄県法定外目的税制度協議会において検討を進めていく中で、現段階では、税の公平性の観点を上回る離島住民の課税免除による公益上の事由を整理することは難しいというところで、現時点におきましては、修学旅行生とその引率者というところで整理したところであります。その点につきましても関係団体、それから市町村のほうに説明をしてきたところではありますが、令和６年12月に石垣市議会等から離島住民の課税免除及び税負担の軽減措置を求める意見書が提出されたことを受け、この意見書に対する要望事項に係る検討や税の導入に向けさらに丁寧な説明が必要であるということで提出を見送ったところでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　この内容が変更となった場合、

これまで検討委員会で積み上げられた議論との整合性は図れるのか。導入市町村ではもう新年度の周知予算の計上もあったんですよ。また、当初独自で動こうとした町村もありました。それを共にやろうと話したのが県ですよね。一緒にやろうと。それで導入したかった市町村には、修学旅行とか来ないですよ。このやりたかった市町村は県と一緒に歩むために立ち止まったわけですよ。それで今、県が立ち止まっているような状況なんですよ。この不安は大きいですよ。これ責任あると思いますけど、知事いかがですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　課税免除の考え方等々含めまして、税の導入に当たる論点につきましては、業界団体、それから関係市町村のほうと調整を進めながらここまで制度設計をしてきたところでございますが、今般さらに離島住民への配慮が必要ではないかという論点が出てきましたので、今回さらなる検討が必要ということで見送ったところであります。その経緯を含め関係部局で関係市町村、それから業界団体のほうに経緯を説明しまして、見送って検討するということにつきましては理解を得られているところでございます。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　それでは令和８年度の導入は、今既定路線ということでよろしいですね。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　要望事項に係る検討や税の導入に向けさらに丁寧な説明が必要であることから、提出を見送ることとしたところではありますが、引き続き法の趣旨、目的及び適法性の確保に配慮しながら、課税免除の拡大や離島住民の負担軽減につながる使途事業の検討を行うとともに、離島市町村や関係団体の理解を得ながら６月議会への条例案提出を目指してまいります。条例案の可決後に総務大臣との協議、県民等への周知及び広報や宿泊事業者への説明会などの手続を経て、令和８年度の導入を目指してまいります。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　次の質問に行きたいと思います。

ワシントンＤＣについてなんですけれども、ワシントンＤＣオフィス社の決算の状況について、資本の取扱いについてお聞きしたいと思いますけれども、我が国では追加払込資本というものがあったとしても、資本金――そういった資金剰余金や資本準備金等々は、資本金の２分の１を超えない範囲で処理しなければならないんですね、日本では。なぜなら、その資本金が会社の大きさを示して税金と関わるからなんです。アメリカではどのような取扱いになりますか。お聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

アディショナル・ペイドイン・キャピタルの受入れに際して株を発行しない理由を現地の弁護士に確認したところ、株主が複数の場合は、会社に対する発言権を増すために提供する資金に応じ株を発行するが、株主が１人の場合はそのような必要がないから、特に株式を発行する必要はないということで、これは米国では一般的な取扱いであるという回答を得ております。

以上です。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　そして、本当に疑問なんですけれども、委託料から資本金、出資金は支出できるとあるんですが、毎年委託料から何千万も支出するということもできるんですか。お聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　この委託料につきましては、ワシントン駐在の活動支援に充てるというものでございますので、基本的には可能かというふうに考えております。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

○宮里　洋史 議員　そのお金、出資――すみません、ちょっと画像を変えますけれども、（スクリーンに表示）　親会社の資金提供方法というのは寄附か、増資か貸付けしかないんですよね、やり方的には。ワシントンコア社の委託料の中からさらに出資するとなっておりますけれども、その出資は今議決議案かどうか分からないと言っております。そこら辺がやっぱり難しいと思うんですけれども、その辺は毎年増資しているわけですよね、つまるところ。そういうことになりませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社の会計処理上は資本取引として資金を受け入れておりますので、議員がおっしゃっている選択肢の中では増資に近いものということになるかと思います。株式の発行を伴わないという点で厳密には異なるのではないかというふうに考えております。なお、先ほど説明しましたが株主１人の場合、株式を発行せずに株主からの資金を受け入れることというのは米国においては一

般的に行われているというふうに承知しているところでございます。
以上です。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　委託料から――これはこの日本の国内法ですよ。委託料から出資できると言ってますよね。じゃあこれ出資ですか。お聞きしたいと思います。委託料から出資できるという答弁ですよね。委託料からこれ出資じゃなくて何と言うんですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時37分休憩
午前11時37分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　アディショナル・ペイドイン・キャピタルとして整理される資金を払い込むことによって県が公有財産を取得したことになるかどうかというのを総務省に照会したところ、県に何らかの法的権利が発生したかどうかによって判断すべきものという回答がありました。一般的に株主として権利の大きさは発行済株式の総数に対する当該株主の保有株式数の割合で表されるところですが、ワシントンＤＣオフィス社の場合、県が唯一の株主であり同社に資金を払い込むことにより権利の大きさに変動がないということでございます。ですので、特に委託料で払い込むことは可能であろうというふうに考えております。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　委託料から出資はできると答弁がありました。でも、これ委託料から出資ということは、公有財産だと思うんですよね。アメリカでの取扱いは追加払込資本だから株式は発行しなくていいと言ってますけど、じゃあ委託料から出資するということに対しては、公有財産の出資ではないんですか、そもそも法律の立てつけ上ですよ。委託料からの出資と言ってるわけですから。そこら辺が気になります。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時39分休憩
午前11時40分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
ワシントンＤＣオフィス社の設立当時に1000ドルで株式を発行しております。それについては、株式として出資金が振り込まれ……すみません、ちょっと休憩。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時40分休憩
午前11時41分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　大変失礼しました。
当初設立のときに1000ドルで出資して株式を購入しておりますが、それは出資に当たるということでございます。その後の活動資金として払い込んでいるものについては、出資ではないという整理でございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　先ほど僕見せました。親会社から出せるのは、寄附、増資、貸付金しかないんですよ。これ普通に民間会計はそうなんですけれども、じゃあこれ委託料から何を払ったんですか。お願いします。出資じゃないのであれば、何を払ったんですか。でも出資ですよね。純資産で受け取っているわけだから。何ですか。これ公金の使い方として当たっていますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　県からはワシントンコア社に対して委託料で支払われております。その中でワシントンＤＣオフィス社のほうに対しては、アディショナル・ペイドイン・キャピタルとして整理をされているということでございます。
○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時42分休憩
午前11時43分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　これにつきましては、株式購入等の目的で出資しているものではなくて、あくまでもアディショナル・ペイドイン・キャピタルということで支出しているということでございます。
○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時44分休憩
午前11時44分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　失礼しました。
ワシントン駐在の活動費として支出をしているところでございます。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　僕が先ほど示しました寄附か貸付けか増資しかルートがないんですよ。運営費って何ですか。どうやってお金を出すんですか。ずっと出資と答えていたじゃないですか。出資でいいですよ。ずっと出資で、実際純資産に入っているんだから出資

じゃないのか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時45分休憩
午前11時45分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　繰り返しで申し訳ないんですけど、県はワシントン駐在員活動事業として駐在の活動を支援する業務を委託しております。そして、委託先においてその業務の一環としてワシントンＤＣオフィス社の口座に入金しているものでございます。そして、ワシントンＤＣオフィス社の会計処理上は、資本取引として資金を受け入れておりますので、そのお示しいただいた選択肢の中では増資に近いものと考えておりますが、株式の発行を伴わないという点で厳密には異なるのではないかというふうに考えております。
以上になります。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　この点、公金の支出として当たっているのかというのはより精査していかなければならないと思いました。
次に行きます。
収益事業を行わないとずっと言っている会社形態についてですけれども、2023年、単年度150円レートで計算しますと、3360万円の赤字。９年間の累積で２億779万円の赤字ですが、皆さんはこの赤字会社を引き続き運営するおつもりですよね。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
ワシントンＤＣオフィス社は、設立の経緯からいわゆる独立採算制ではなく、その経費は県のワシントン駐在員活動事業で賄うことを前提としていることから、同社の赤字が同社の運営に影響を及ぼすものではないというふうに考えております。
以上です。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　公金を入れて沖縄県に影響がないという答弁でよろしいんですか。あと聞きたいのが、当時、当時、当時と言ってますけど、２億円の赤字は今なんですよ、今。じゃ皆さん、その赤字会社を運営するということでよろしいですね。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、ワシントンＤＣオフィス社は、設立の経緯からいわゆる独立採算制ではないということでございます。その経費は県のワシントン駐在員活動事業で賄うことを前提としておりますので、同社の赤字が同社の運営に影響を及ぼすものではないというふうに考えております。
以上です。
○宮里　洋史 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時47分休憩
午前11時48分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　計算上、赤字ということで運営をしております。これにつきましては、現在出ている百条委員会、あるいは監査等の指摘も踏まえてよりよい形にしていきたいというふうに考えております。
以上です。
○中川京貴 議長　宮里洋史議員。
○宮里　洋史 議員　僕今回、財政の話から、いろんな福祉の話から様々行ってまいりました。お金は大事ですよ。みんなのお金はみんなのために使うべきだと思いますよ。じゃ皆さん、このワシントンＤＣオフィス社、今赤字と知っていますよね。数字上はじゃなくて、その赤字というのはお金が出ているんですよ。税金、県民の単費ですよ。出ています。赤字と知っていて、さらに赤字を重ねる会社に皆さんは税金、県民の財産を故意に支出するということでよろしいですね。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　先ほど知事公室長から答弁をさせていただきましたけれども、よりよい形で運営していけるよう精査をしてまいりたいというように考えております。
○宮里　洋史 議員　答弁漏れです。僕は、故意に支出するのかと聞いています。精査してとは何ですか――分かりました。以上です。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
〔新里　匠　議員登壇〕
○新里　匠 議員　皆さん、こんにちは。
沖縄自民党・無所属の会、新里匠です。
一般質問を行ってまいります。
まず１、磁気探査事業の管理について。
(1)、管理頻度の変更について伺う。
２、沖縄県立自然公園の管理状況について。
(1)、自然公園区域設定における目的と現在の管理状況について。
３、県立病院の宿泊施設について。
(1)、病院事業局は、９月定例会の文教厚生委員会において離島における県立病院職員宿舎の不足につい

ては、病院事業局だけで解決できる問題ではないとの見解があった。また、現地視察を行ったと12月議会の委員会でも答弁があった。施設不足解消に向けた現在の状況及び今後の計画を伺う。

４、本島南部土砂問題について。

(1)、知事をはじめ、これまでの南部の鉱山の石灰岩は遺骨が混じったまま公共事業あるいは民間事業に使用されていると考えるか見解を伺う。

５、国連機関の誘致について。

(1)、国との連携や課題などの進捗状況はどうなっていますか。また、国連の専門分野機関は、経済・社会・文化・教育・保健・その他分野の広い機関があります。県として、各国首脳が訪れるサミット等の会議施設や世界保健機関（ＷＨＯ）、ユネスコ、国際連合大学を含む国連機関を平和祈念公園内に誘致すべきでないか知事の見解を伺う。

(2)、知事は2025年２月５日に主催した安全保障シンポジウムの終了後、メディアに対し県が国際平和研究所を想定してもよいのではないかと発信しているが、その真意について伺う。

６、農林水産行政について。

(1)、農林水産物条件不利性解消事業について。

ア、2022年度からモーダルシフト、コールドチェーンへの移行をしたが、現状について伺います。

イ、2025年度沖縄振興予算の農林水産物条件不利性解消事業の内容と効果について。

７、我が会派の代表質問との関連について。

まず１、新垣新県議の３の(2)、特定利用空港・港湾について。

報道での池田副知事のコメントでは、特定利用空港・港湾について、県の考え方に変化が見られた。これまでの県行政側の懸念事項は払拭できたのかお伺いをいたします。

２、大屋政善議員の１の(5)、建設業の人材確保及び事業承継について。

①、省力化や自動化等、新技術導入に向けた法整備はできないか伺います。

②、建設技術者の負担の大きい書類を簡素化する取組はできないかお伺いします。

３、仲村家治県議の１(7)、学校など公共施設の堅牢化について、具体的な施策はないように感じる。シェルターも大事でありますけれども、現在ある建物の堅牢化の技術や工法導入について考えるべきではないかお伺いをいたします。

４、新垣新県議の２の(10)、米軍との意見交換や信頼関係の構築等の在り方について。

米軍との信頼構築のための交流事業はあるのか。積極的に行う必要があるのではないか見解を伺います。

５、西銘啓史郎議員の１の(1)、ワシントン駐在問題について。

ワシントン駐在関係について、電子サインを行ったと答弁があったが、その方法や根拠条例等について見解をお伺いいたします。

答弁を聞いて再質問をしてまいります。お願いします。

○中川京貴 議長　ただいまの新里匠議員の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後１時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前の新里匠議員の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　新里匠議員の御質問にお答えいたします。

国連機関の誘致についての御質問の中の質問要旨５の(2)、国際平和研究所についてお答えいたします。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「平和推進の拠点となり調査研究や情報発信等を行うため「国際平和研究機構（仮称）」の設置を検討する」としておりまして、調査研究機能の重要性を位置づけています。

沖縄県としては、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に伝えていくとともに、長期的な視点に立ち、恒久平和に向けた取組を進めていくためには、調査研究機能の強化が必要であると認識しており、平和祈念資料館の体制強化を含め、その方策について検討してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、磁気探査事業の管理についてお答えいたします。

住宅等開発磁気探査支援事業において、令和２年度以前は事業者による探査箇所写真のうち、実績報告時に全箇所の提出を求めていたところ、令和３年度より、４か所以上かつ10％以上に簡略化した運用を行ってきました。しかし、令和５年度に磁気探査実施要領

に基づかない探査事例が確認されたことから、令和６年度は全箇所に戻したほか、探査状況の10％以上を撮影した動画提出を追加し、確認を行っております。

県としましては、磁気探査における安全確保を最優先とし、探査状況の確認とともに管理方法の検証を行ってまいります。

次に７、我が会派の代表質問との関連についての中の(4)、有事に備えた既存施設の堅牢化についてお答えいたします。

国民保護法第150条では、国は武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するための避難施設に関する調査研究及び整備促進に努めなければならないと規定されております。現在、国は、令和６年３月に示したシェルターの確保に係る基本的考え方において、コンクリート造り等の堅牢な施設を県が指定する緊急一時避難施設の充実も含めた在り方の検討に取り組むこととしております。現時点で国から、有事に備えた既存施設の堅牢化のための技術的な指針等は示されておりませんが、県としましては、国の動向を注視しつつ情報収集に努めてまいります。

同じく７(5)、米軍との交流についてお答えいたします。

県において、地域住民と米軍人等の交流事業は実施しておりませんが、基地周辺市町村では、地域住民、地元自治会等と米軍人との間で、地域の清掃活動や音楽祭、英語教育プログラム、お祭り等様々な交流活動が行われているものと承知しております。

同じく７(6)、ワシントン駐在に関する知事のサインについてお答えいたします。

県は、ワシントン駐在の活動を支援する業務をワシントンコア社及びマーキュリー社で構成される共同企業体に委託しております。マーキュリー社は、米国の外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）の規定により、同社と沖縄県の関係を示す文書を司法省に提出する必要があるため、県と共同企業体との間で締結した契約書及び県が承認した業務実施計画書の内容を基に、改めて県と同社との間で英文でＭＯＵを締結しております。当該ＭＯＵは、文書管理規程に照らして公印を省略できる文書であることから、先方の同意の上、ワープロソフトで作成したＭＯＵの電子ファイルに、知事本人が書いたサインの画像を表示したものです。このような画像の表示は、いわゆる電子署名には当たらないものと理解しております。

以上になります。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、沖縄県立自然公園の管理状況についての(1)、自然公園の目的と管理についてお答えいたします。

県では、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、４地域を県立自然公園に指定しております。県が自然公園内に設置した園地や休憩所等の利用施設については、市町村への委託等により清掃などの維持管理を行うとともに、計画的に健全度調査を実施し、老朽化の程度や市町村の要望も踏まえて必要な修繕等を行っております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　３、県立病院の宿泊施設について、病院職員宿舎の整備状況及び今後の計画についてお答えします。

昨今、離島において住宅確保が困難な状況が続いており、県立病院の転勤者にとっても課題となっております。病院事業局では、既設宿舎の改修や民間住宅の借り上げ、新宿舎建設の検討など住宅の確保に取り組んでおります。また、課題の解決に当たっては、住宅供給の総量を増加させることが重要であることから、国、県及び市の施策はもとより、民間事業者の協力も得て、多角的な取組を行う必要があると考えております。

病院事業局としましては、良質で安定した医療サービスを提供するため、引き続き職員の住宅対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　４、南部石灰岩の公共事業等での使用についてお答えいたします。

これまで南部地域から産出された石灰岩は、公共事業において、路盤材等で広く使用されていると認識しております。使用する際は、あらかじめ定められた品質管理基準を満たす材料を使用しております。なお、当該品質管理に係る項目以外の調査は行っておりません。

次に７、我が会派の代表質問との関連についての(1)、特定利用空港・港湾についてお答えいたします。

特定利用空港・港湾については、令和５年11月に国から説明を受けて以来、不明な点等について確認を

行っているところであります。あわせて、全国の特定利用空港・港湾について状況を確認しているところであり、引き続き、国等に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に同じく７の(2)、新技術導入に向けた取組についてお答えいたします。

土木建築部では、建設現場における生産性向上を図るｉ－Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎの取組の一環として、ＩＣＴの活用に関する要領を平成29年に制定し、活用工種の拡大を図っております。また、３次元モデルを活用するＢＩＭ、ＣＩＭに関する要領を令和５年に制定し、推進に取り組んでいるところです。

土木建築部としては、引き続き関係機関と連携しながら、建設現場における生産性向上に取り組んでまいります。

次に同じく７の(3)、工事書類の簡素化についてお答えいたします。

土木建築部では、建設業の働き方改革の推進を図るため、土木工事書類作成マニュアル及び土木工事書類簡素化の手引きを令和４年に制定しております。受発注者の役割の明確化を図り、削減可能な添付書類について明記するなど、受注者の負担軽減に努めております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　５、国連機関の誘致についての中の(1)、国連機関の誘致についてお答えいたします。

県では、これまで国際機関の誘致に向けて、国内に誘致された機関や自治体の訪問調査等に取り組んでまいりました。去る１月には、兵庫県とWHO神戸センターを訪問し、国際機関の誘致には、地元自治体による相応の財政支援や国及び誘致対象機関との丁寧な調整等が必要であると再確認したところです。今後も国連機関等関係者と長期的な視点で協力関係を築きつつ、国や市町村等との意見交換を行い、沖縄の優位性が発揮できる分野及び機関の検討を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　６、農林水産行政についての(1)のア、農林水産物条件不利性解消事業の現状についてお答えいたします。

県では、令和４年度からの本事業において、補助対象品目及び対象路線を拡充しております。あわせて、物流ネットワーク構築に向けた離島市町村や民間事業者を対象とするコールドチェーン体制の確立に係る取組への補助も行っております。令和５年度の船舶比率は64.9％とおおむね目標を達成しているものの、コールドチェーン構築や出荷団体の集約等に時間を要していることから、引き続き生産者団体等関係者と連携し、持続可能な農林水産業の振興に取り組んでまいります。

同じく６の(1)のイ、2025年度沖縄振興予算の農林水産物条件不利性解消事業についてお答えいたします。

県では、次年度より内閣府に新設される補助金を財源として、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業を実施する予定です。本事業では、コールドチェーン構築等の流通環境整備への支援を拡充するとともに、引き続き、県産農林水産物の県外出荷及び離島からの本島出荷に係る輸送費の補助を実施する予定です。また、コールドチェーン構築や出荷団体の集約等に時間を要していることから、航空と船舶の２つの補助基準額を設けることで、より実態に合わせた支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時30分休憩

午後１時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　まず初めに、再質問は４番の本島南部土砂問題について。そして５番に行って、１番に行きます。

本島南部土砂問題について。

昨日知事に、知事の現地鉱山視察を進言したんですけれども、これについてはどうなっているんでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現地視察の件につきましては、具体的にちょっと内容をお聞きしたいところでございますが、答弁でお答えしましたとおり、現在品質管理に関する項目以外の調査を行っていないという状況でございまして、現地調査の必要性については、現時点では認めていないところでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　部長、品質の件は分かったんですよ。分かったんですけれども、この風評被害によっ

て、南部土砂の利用が減少して、これをなりわいにしている方々の生活が脅かされているので、まずその寄り添う姿勢を見せるのが大事ではないかというような質問で、知事にぜひとも見に行っていただきたいなという質問でございます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　品質管理に関する基準については、現在満たしているためそのための調査は必要ないということではありますが、お申出のあったこの調査に関して、どのような体制で具体的にどのような項目を調査にかけるかについては、検討していきたいと思います。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　知事、検討もいいんですけれども、鉱山の視察については、やはりなりわいにしている方々が安心して、その業をするというように――3時間ぐらいしかかからないということなので、ぜひとも行っていただきたいのですが、何とかならないですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　正式な視察ということになりますと、やはり調整等、必要な検討項目がございますので、それに従って検討させていただければと思います。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　知事、ありがとうございます。

今後また調整して行っていただきたいと思っております。

次に５番、国連機関の誘致についてでありますけれども、これについてはアメリカがＷＨＯ、ユネスコから脱退して、日本の負担が増えているということであるので、今こそ日本が積極的に動くときだと思っております。これについては、新垣新県議からも質問があったと思うんですけれども、県有地を提供して、その財源の話が先ほど部長からあったので、財源ちょっと厳しいなというところであると思うんですけれども、その財源も含めて国に要請をするべきだと思うんですけれども、国にしっかりと予算を持ってもらって、誘致をするというこの動きはできないですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　財源のお話で言いますと、先ほど議員のほうからございましたとおり、県有地の提供というような１つのアイデアについても御提案をいただいておりますが、土地の提供のみならず運営費であるとか、その後の様々なランニングコストについても、財政負担が伴うというふうに確認しております。国への働きかけというのももちろん当然必要になってくると思いますが、まずは国際機関と関係協力を結びまして、その上で沖縄県の優位性が発揮できる分野だったり、そういう機関の検討を行った上で国に働きかけるというのが筋かなと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　今、武田部長がおっしゃった沖縄の優位性という部分についての率直な考えとか、今時点でのものがあれば教えていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　例示をいたしますと、例えば環境であるとか人権であるとか平和とか、そういった部分は、沖縄の優位性が発揮できる分野ではないかというふうに考えているところです。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　ぜひとも優位性をしっかりと確認していただいて、誘致活動を行っていただきたいと思っております。

続きまして、１番に行きたいと思っております。

磁気探査事業の管理についてであります。

磁気探査の探査地点の管理において不正をした業者がいて、10％から100％管理になったということで、ただその業者のみがペナルティーを与えられているわけではなくて、全体が100％管理をしているというような問題があります。そこで、管理頻度の緩和についてお尋ねしたいと思っております。緩和をするような検討はされておりますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

現在の体制につきましては、令和６年度に全箇所の提出ということで変えたばかりですので、まず今年度の状況を勘案というか検証しまして、その後、緩和するかどうかというのは考えたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　公室長、不正をした業者というのは、令和５年度の事業でどのくらいの件数を占めますか。そして、それは何社でしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時36分休憩

午後１時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　１事業者で、要領に基づかない者については、１か所確認しているということでございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　では、その業者に対するペナルティーの内容を伺います。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　磁気探査実施要領に基づかない探査を行った範囲の交付決定金額の減額を行っているところでございます。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　一般的に、公共工事ではそういうことをすると、業務停止命令や指名停止措置が行われると思うんですけれども、それが行われなかった理由を教えてください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時38分休憩
午後１時38分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　当該事業は補助金で行っておりますので、その部分、当該問題があった部分について減額したということでございます。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　その部分のお金を返還すればいいって問題じゃないと思うんですよ。というのは、全体責任みたいな、管理項目が10倍にもなっているわけです。そういう意味では、やはり指名停止等の措置がなされるべきだと思っています。そしてその根拠として、沖縄県は令和６年沖縄県不発弾等処理事業リーフレットにおいて、「「入札参加資格者名簿（県内コンサルタント名簿（種類：調査））」において「磁気調査」で登録のある事業者から選定してください。」としています。言わば、県が審査した事業所が不正をしたんですよ。その審査の適正を保つためにも、業務停止措置あるいは指名停止措置を行う責任があると思います。再度の答弁をお願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時39分休憩
午後１時40分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、当該事業は補助金で行われております。県の事業ですと、指名を停止とかという行為はできるものですけれども、この事業については補助金でありますので、そういう指名停止等はできないということでございます。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　先ほどリーフレットに書いてあるので責任あるんじゃないかという話をしたんですけれども、補助金だったらそれはできないという話でありますけれども、県のいろんな事業にも補助金が入っていると思うんですよ。それで実際できないというのは、何か納得いかないんですよね。
次の質問に行くんですけれども、今不正を行った事業者は、令和６年度、この住宅等開発磁気探査支援事業を行っていますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時41分休憩
午後１時41分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　令和６年度も申請されているということでございます。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　不公平ですよね。今回、特定の事業者が不正をしたことにより、全体の管理頻度が10倍になったんです。公共工事においては、不正を行った業者に対して業務停止命令や指名停止措置が行われている。また、この事業においては、補助金返還等の内容が――先ほど要綱にあるので、それに基づいたという話もあったんですけれども、不正をしない者までペナルティーのような措置がなされているのは、真面目に取り組んでる事業者は納得いかないと思います。
再度、少なくとも不正を行っていない事業者に対しては、従来どおりの10％管理をするように戻せないか、お伺いをいたします。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
県としましては、磁気探査における安全確保を最優先として事業に取り組んでいるということでございます。また今、令和６年度の実績といいますか報告等を検証しまして、次年度において対応を検討したいというふうに考えております。
以上です。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　公室長、安全確保は事業者として当たり前の行為でありますし、それを検査の上で県が指名業者の一覧を入れているわけですから、これはもう基本であると思っております。
ところで、管理頻度が10％から100％になったことによる管理費の増額はありましたか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　管理費の増額はございませ

ん。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　管理費の負担は10倍になったのに管理費用の増額がないというのは考えられません。県は管理負担が増えた分の市場調査を速やかに行って、交付金額に反映させるべきだと思うが、いかがでしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時43分休憩
午後１時43分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　報告を省略する、あるいは100％報告をするというのにかかわらず、管理は適正に行われるべきだというふうに考えております。ですので、今のところ管理費の増額というのは考えていないところでございます。
○新里　匠 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時44分休憩
午後１時45分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　実績報告に探査箇所の写真を10％にするか100％にするかにかかわらず、安全管理については全ての箇所で当然適正にやられる必要があると思っておりますので、管理費については増額は検討していないということでございます。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　管理について100％されているのは当然なんですよ。ただし、そこに対する写真管理やらビデオ管理やら、そういうのに手間とお金がかかっているという意味でございます。なので、再度検討を行うべきだと思いますよ。
次なんですけれども、事業者は様々な事業を受注して経営を行っております。負担が大きくなれば割のいい仕事を受注しに行きますよ。人手不足による人件費の高騰や人材不足などが顕著になっている現在において、適切な対価を提供することは、事業の持続的な執行にもつながると考えます。
令和４年度、令和５年度、令和６年度の現在までの予算の執行金額と件数をお伺いいたします。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　令和４年度から令和６年度までの住宅等開発磁気探査支援事業の執行額及び件数についてお答えいたします。
まず、令和４年度の執行額が18億6512万円、交付件数は262件。令和５年度は執行額が18億8831万円、交付件数は233件でございます。令和６年度は――令和７年１月31日現在でございますが17億886万円、交付件数は232件でございます。
以上です。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　金額ベースでは減少しておりますね。２億弱落ちております。この金額が減少しているということは、探査面積も減少しているということであります。これ執行が滞ってきているのではないかと思うんですけれども、この事業の繰越しについてはいかがでしょうか。繰越しできますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
住宅等開発磁気探査支援事業につきましては、予算の制度上、会計年度独立の原則により、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱に基づき原則として、年度末までに業務を完了させる必要があります。一方、探査業務の着手後発見された不発弾等の処理に時間を要するなど、やむを得ない事情により年度内に完了できないと見込まれる探査については、国の承認を得た上で繰越しを行っており、柔軟な事業執行に努めているところでございます。
以上です。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　年度内でなければ補助金が交付されないということは、実質申請も許可が下りるまでに時間がかかるわけですし、それを執行するまでも時間がかかる。実質３か月、４か月ぐらいの間その事業が止まるというようなことになっていくかなと思うんですよ。なので、この継続性と迅速性を担保するために、申請年度内に完了する磁気探査であることを要領から外すか、特段の事情の中に、３月20日以前のある一定期間に申請されたものは繰越しを認めるというような文言は追加できませんか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　当該事業につきましては、会計年度独立の原則に基づいて要綱等を定めておりますので、現在そのような取扱いは難しいのかなというふうに考えております。
○中川京貴 議長　新里　匠議員。
○新里　匠 議員　では、そもそもこの事業の目的や背景は何ですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時50分休憩
午後１時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　時間を取らせてしまって申し訳ございません。

まず、この不発弾の処理事業の概要としては、さきの大戦で県内に大量に残された不発弾等について、県民の生命財産を守るため不発弾等を探査発掘し、その処理を促進することにより不発弾等の災害を未然に防ぐことを目的としているということになっております。さらに、この住宅等開発磁気探査支援事業につきましては、民間工事の磁気探査を促進するために、平成24年度に当該事業が創設されたということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　公室長、リーフレットに書いてあります。

事業の背景については、昭和49年に那覇市小禄における下水道工事で死傷者38名を出した不発弾爆発事故を契機に、地中に潜む不発弾を事前に探査する取組をするためだと書いてあります。現在でも不発弾は発見され続けていて、年間500件にも上ります。県内では、今なお危険と隣り合わせの状態にあります。「沖縄県では県民の生命・財産を守るため、不発弾の探査を進めています。」というのがリーフレットに書いてあります。沖縄県では、今なお2600トンの不発弾が地中に埋まっているとされております。250キロ爆弾に換算すると1040万発。沖縄県民はその傍らで生活をしているわけです。それを資格を持った事業者がしっかりと調査をして、着実に取り除いていく。そのためには、事業者にとっても経営に魅力的なものでなければ、持続性は担保できません。県民の生命財産は、この持続的な事業を行ってこそ保たれると、守られると思っております。そういう意味で、管理頻度を戻すこと、あるいは管理費用の増額をするべきだと考えます。再度の見解をお伺いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、県としましては、まずこの磁気探査におきましては、安全確保が最優先だということがあります。その上で、今年度の実績報告等を勘案しまして、今後どのようにするかというのは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　公室長、安全は当たり前に担保されてからの質問でございました。

１回休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時56分休憩

午後１時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新里　匠 議員　我が会派関連で、特定利用空港・港湾、新垣新県議の質問中３の(2)について質問をします。

池田副知事がテレビにおいて、他県でも既に20くらいの施設が指定されていますけど、自衛隊基地のような利用のされ方をしているところはないというのは確認できている。引き続き、疑問点に丁寧に答え、理解を求めていくというような発言をされております。池田副知事が他人に理解を求めると言っているということは、自らは理解をしているということだと認識をしますけど、いかがですか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　特定利用空港・港湾の利用につきまして、これまで土建部長からも答弁させてもらっていますが、国のほうにいろいろと照会して、その回答も何回かもらっております。私自身、直接説明を受けているところでございます。その中で課題として整理されてきたものが、幾つか出てきているという状況になっております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　先ほどの土建部長――今議会の答弁においての質問については、「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するＱ＆Ａというのがあって、Ｑ６というところで、「有事において、攻撃目標となるのではないですか？」という質問に対して、枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁の平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみにより、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないこと。我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるとしておりますし、整備後の運用などについてもしっかりと明記をされております。

池田副知事のインタビューでの文言も、まずはこれに言及されているんじゃないかなと思っているんですけれども、再度お伺いをいたします。

県としては、この枠組みについて、もう理解はされていると捉えていいですかね。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　先ほど述べましたけれども、例えば自衛隊の利用などの頻度につきまして、国のほうからは、県内の石垣港の利用頻度についての説明はございました。ただ、全国的な利用については言及がなかったということで、今その点について照会をしているところでございます。まだ一定程度は確認すべき事項が残っておりますので、その辺を丁寧に国とも確認調整を進めながら対応を検討していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　石垣港について懸念があったことは、もう理解をしたというようなことだと思うんですけど、全国的なものまでも特定利用空港・港湾についての判断材料にしているんだなと初めて知りました。

次の質問をしたいんですけれども、２月23日の県紙に「県受け入れ見送り」、「特定利用指定 板挟み」という見出しがありました。与党の防衛力強化への抵抗感とインフラ整備の必要性との間で、県は板挟み状態だと書いてありました。池田副知事は、我が会派の西銘啓史郎、新垣新両県議への答弁でも、与党の理解のない施策を推進することは困難との答弁をしております。見送りの背景には、与党の理解が得られなかったことも一つの要因であるということは間違いないですか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　代表質問でもお答えさせていただきましたけれども、導入を決定しているという事実はございません。今検討段階で、それを与党のほうに説明させていただいたものでございます。その結果、幾つか疑問点なども呈されましたので、また国のほうに改めて照会をかけているという状況でございます。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　導入については、決まっていないというような話があったんですけれども、明らかに今回の県の動きというのは、何かが変わったなというように、県民、そして県紙もそういうふうに書いておりますので、これはちょっと与党会派の意向が相当反映されているのではないかというふうに思ってしまいます。

今回の指定には、宮古空港、石垣空港の先島の空港が入っております。それぞれ滑走路拡張や施設の整備については、喫緊の課題があります。離島において空港・港湾は、人流や物流において極めて重要な施設であります。国は枠組みの中で、その施設を整備することを推進するとしております。推進する施設があるなら、それ以外の施設の位置づけがあると私は思っております。私たち先島離島は、空港・港湾の一日も早い整備を目指しております。与党の反対ではなくて、本来は、この住民が何を求めているかという観点こそが県に求められているのではないでしょうか。何が県民の暮らしに必要かを一番に考えるべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　特定利用空港・港湾という整備の手法に限らず、離島のインフラ整備は極めて重要だと思っております。このため、あらゆる手段で離島のインフラ整備、居住環境の向上に取り組んでいきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新里　匠議員。

○新里　匠 議員　県民の思いに取り組むようにお願いをしたいと思っております。

次なんですけれども、副知事は答弁の中で、ジュネーブ条約における軍事目標についての話をよくされます。与党からは防衛力の強化につながることに反対との報道があって、僕にとっては皆目意味不明でありますけれども、我が国の安全保障は、今一番厳しいと防衛白書にも記述されております。世界の平和の秩序は、目に見えないパワーバランスで成り立っていると思っております。どちらの国も互いに現状を崩さないように駆け引きをしているんですよ。当然日本もそうです。ジュネーブ条約は戦争が起きてからのルールであります。今回の特定利用空港・港湾については、防衛力の強化の目的があるとしても、それは抑止力という平和へつながる施策であると私は思っております。軍事目標となるから防衛力を持たないということで平和が保たれるのか。防衛力を持たない国家は、私は侵略される可能性があると思っております。侵略されると、今当たり前の自由や日本国民としての尊厳がなくなってしまうと私は思っております。ジュネーブ条約には、190か国が加盟をしております。しかし、ウクライナや中東においては、それがないがしろになり問題となっております。しっかりとした防衛力、すなわち抑止力を持つことに責任を持つ行動を求めたいと思っております。特定利用空港・港湾の今回の受入れはするべきだと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　これまでの答弁と重なるところもございますが、一定程度国とのこれまでの調整で懸念が払拭された部分もございます。ただ、改めて確認を求められている項目もありますので、その辺の確認を丁寧に行いながら、しっかりとどういう形で可能性

があるのか、県庁の中でまずは検討していきたいと考えております。

○新里　匠 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　会派沖縄自民党・無所属の会の小渡良太郎でございます。

ちょっと喉がやられていて少しお聞き苦しい声になっているんですが、しばしの間お付き合いいただければとお願いを申し上げます。

一問一答になりますので、そのまま質問に入っていきたいと思うんですが順番を入れ替えて、まず５番の土木建築行政、県総について。

これ前の一般質問でも取り上げました。一部遊具または施設が壊れたままそのままになっているとか、整備に著しい遅れが生じているよと。特にちょうどもう分かりやすいのでボードにしてみたんですけども、（パネルを掲示）　非常に緑豊かな原っぱが広がっていると思いきや、これ池です。（パネルを掲示）　裏も同じように池ですね。これ水面が見えないぐらい水草が生い茂っているという状況にあります。これも聞き取り等で前回も除去――今この水草の下にコイが生息をしていて、コイに餌をあげる来園者の方々が水草を一部引っこ抜いてぽいって捨てて餌あげて、また２、３日したら繁茂してきてまた水面が見えなくなるというような状況がずっと続いております。これ強く指摘させていただいたんですけれども、全く水面が見える状況にならないのがずっと続いているんですが、なぜこういう状況を継続させているのか当局の見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　沖縄県総合運動公園のゆい池におきましては、議員御指摘のとおり外来生物であるホテイアオイが繁茂しておりまして管理上の支障、また環境面への影響が課題となっております。そういったことから抜本的な対策を今検討しているところでございまして、専門的な知識を有するコンサルタント等へ除去計画立案の委託を検討しているところでございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　抜本的な対策という話なんですけれども、一応指定管理の方々もどうにか取ろうという努力はされてるようですが、その話も恐らく担当課には上がってきているはずです。今さらこの状態、別に今がピークじゃないんですね。もうこういう状態が１年近くずっと続いています。その前から水草が繁茂し始めているよと、まだ少ないうちは利用者が取ったり、または管理する方々が取ったりというのがあったんですけれどもなかなか追いつかないまま、または相談があっても対応しないまま放置しているからこういう状況になるわけですよ。だからしっかりと対応をする、ちゃんとこういったものは根絶をさせていくというところが――今ホテイアオイという話があったんですけれども、繁殖力が強い水草というのは周知されているとおりですからできるだけ早い対応をしていかないといけない。特に私も一般質問でちょいちょい取り上げていますから、そのたびにじゃなくてもいいんですけれども、ちゃんとできているかどうかの確認が、取り上げているのにしっかりできているのかというところは非常に疑問に思うところであります。ですから、以前はテッポウユリが咲いていて高台に登っていろいろ景色が見られたところも、今登れなくなっていると。じゃあ例えば、津波とか何か災害が起きたときに高台に避難しないといけないというとき、階段が封鎖されているんですよね。じゃあどうやって逃げるんですか、どこに逃げればいいんですかという状況も今県総は放置されています。いろんな形でレクリエーションプールも何年も何年も調査しても原因が見つからないというのであれば、もうその予算ずっと調査にかけるんじゃなくて修繕に振り替えてやったらいいんじゃないかということも再三指摘をさせていただいております。本腰入れて県総の対応をお願いしたいんですけれども、見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　沖縄県総合運動公園につきましては施設の老朽化が様々進んでおりまして、議員御指摘のとおり遊具等また公園施設におきましても支障のため使用ができない状況等が続いております。

県としましては、このような状況を放置することなく早急に調査をいたしまして、順次修繕等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　放置することなくって、数年放置しているわけですから、これ以上放置しないようにぜひ次年度での対応をお願いしたいと思います。

そして、戻って知事の政治姿勢――その前に、３番の社会資本整備、空港の駐車場を先に触れます。

那覇空港の慢性的な満車状態の緩和を目的として、２月１日から那覇空港の駐車場料金が値上げされています。この値上げ後の額を他府県の空港駐車場のものと比較をすると、大体羽田と同じぐらいというような状況まで上がっていて全国的に見ても大変高い額となっています。この那覇空港の駐車場というのは――

那覇空港自体は観光客も多く利用するんですけれども、駐車場の利用者のほとんどは県民です。外に出ていくために、飛行機に乗るから車でそこまで行かないといけないと。また、ほかの県と違って鉄道等、他府県に出ていく移動手段がありませんから、みんな飛行機に乗らないといけないわけですよ。だから空港の駐車場というのは県民の一つの足にもなっているわけで、公共駐車場的性格を有すると一応書いてはいるんですけれども、これ非常に公益性の高いものになっております。でもずっと駐車場料金が高い、止めに行ってもいつでも止められないと。また12時までしか開いてないので、飛行機が遅れたら出せるのか出せないのか分からないというふうな不安の声もよく聞かれます。まずはこの駐車場の現状について、どのように県が把握をしているのか。また満車状態の緩和につながるということで料金の値上げをしているんですけれども、どの程度影響があると見積っているのか見解をお聞かせください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　議員御指摘のとおり、那覇空港の駐車場が慢性的な渋滞が続いているということは御承知のことと思います。それに対して現在、新たな駐車場整備についても今年の夏の着手に向けて今準備が進められているところです。一方で、那覇空港の慢性的な駐車場の渋滞については、那覇空港のこれまでの駐車料金が周辺の駐車場に比べて低額であった、それも一つの要因だったというように考えております。今回の料金改定は、基本的には那覇近郊の方はできるだけ公共交通、タクシーを利用して空港を利用していただきたい。特に遠方の方については駐車場を利用していただきたいというような趣旨で、今回の料金設定の考え方としては、那覇周辺からタクシーを利用した場合と駐車場を利用する方が一番多いパターンの２泊３日の利用を比較した場合に、タクシーのほうがまだ安いという形で価格設定をさせていただきました。まだ始まって３週間程度ですので目立った効果というのは確認されておりませんが、できるだけ多くの方に快適に空港を利用していただくような形で今回料金のほうを改定させていただいたと考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　周辺より駐車場が低額という話、先ほどあったんですけれども。周辺繋華街と比較するのがまず間違っているんですよね。先ほども言ったように、県民はどこか他府県に出かけるのであれば必ず空港を利用しないといけない。公共交通網も例えば羽田の例を挙げたんですけれども、羽田みたいに駐車場料金がこれだけ高いから電車で来てくださいということもなかなか言えない公共交通網の状況にあるわけじゃないですか。だからその中で、じゃあタクシーがより安い価格設定になっている、だからタクシーを利用してと。那覇の方々ですね。それ以外の遠方の方々は車で利用する。モノレールの駅も準備されているんですけれども、じゃあモノレールの利用者がどれぐらいいるのか、モノレールを利用してもらうために各駅に、例えば浦西駅みたいな駐車場を整備するという考えがあるのかとか、そういう形でもっと広い面でこの問題を捉えていかないと、那覇――ただ空港の目の前はみんな行きますよ。満車と分かっていても行ってるんです。満車状態の本当に通路の部分に止めたりとか、またはぎりぎりのところでぎゅうぎゅうで止めて、それでもやっぱり止めないといけないから飛行機に乗らないといけないから、そういった対応をするわけであります。だからしっかりとそこのものまずは――那覇空港の利便性をちゃんと担保していくために駐車場を増やすという話が先ほどあったんですけれども、今できる対応もしっかりやっていかないといけないと思ってます。特に30分無料のルールを準用してというか、適切な言葉がなかなかないんですけれども、一部の店舗を持たないレンタカー会社が受渡しのために、その30分ルールを使って止めているというのもよく話を聞きます。また放置車両が長らくずっと放置されているという話も聞きます。そういったのを整理するだけでも、止められる台数は一定数確保できると思うんですが、そういったところの対策を打つ気があるのかどうか見解を聞かせてください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　議員が御指摘のとおり、那覇空港の駐車場においてはレンタカーの引渡しが行われているとか、一部、長期間にわたって放置車両があるとかそういった課題がございます。レンタカーにつきましては、看板の設置であるとか巡回作業、そういったことを通じて、実際にそういう場面に出くわしますと勧告をするとかというふうな手続も取っております。長期間止まっている車についても法的手続を粛々と今進めているところです。いずれにしましても、駐車場というかなり限られた資源ですので、なるべくそれを多くの方に利用していただくために、様々な諸課題について我々も那覇空港関係者と協議を引き続きやっていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　今の答弁だと、レンタカーの受渡しのためにこの30分の無料のルールを活用する

というのはオーケーということですか。当初の説明だと、空港の送り迎えのために止める車に関しては30分無料という形で説明を聞いてるし、そういった説明書きもあるんですけれども、レンタカーで利用するのは県としてはオーケーの範囲だと考えているんですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　30分の無料化につきましては、レンタカーの引渡しをすることをオーケーとしていることではなくて、もともとこれを導入した背景というのが、空港利用者やレンタカー利用者のそういった空港敷地内での渋滞が相当問題になっていました。平成30年度当時ですね。その際に30分の無料時間を導入した後には、現在那覇空港の駐車場を利用している方の３割から４割の方が30分の無料の形で利用されております。そういう意味で言うと、当初目的としていた送迎用の利用というのは一定程度なされているというように考えております。この30分がなくなってしまうと、逆に交通渋滞が非常にひどくなるのではないかというふうなことを考えておりまして、この30分の無料化というのは非常に有効に活用されていると思っております。ただ、レンタカーの引渡しについては非常に課題があるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　非常に課題があると言うんですけど、課題はあります。公共の駐車場ですから、公共の駐車場で商売をしてるという形にも取られるわけですよ。その場所を提供している、30分無料ルールだから提供しているという形にもなりかねませんので、だからちゃんと対応してほしい。私もこの間、宮崎に行くときにちょっと気になったので質問で取り上げるつもりもありましたから、１階の一部を回ってみました。わナンバー多いんですよ。実際出るときに、明らかに駐車場で引渡しするだろうという業者の方々が案内するのも直接目にしました。こういったのを見たことあるかと周りに聞いたら、よく見かけるよと。わナンバーは、てっきり皆さん観光客が離島とかに行くために一時止めていると思っている県民の方も多いんですけれども、実際にはレンタカーの受渡しなんですよ。そこの部分を例えば罰則を設けるとか、またはちゃんと取締りをもっと強化していくという形にしないと、駐車場の台数がこれ以上――円滑に止められるということに支障を来すんじゃないかなと。この慢性的な満車状態の緩和を目的として値上げをするのであれば、その値上げをする前にもっとほかに努力するべきことがあるだろうというふうに私は考えるわけであります。ですから、この30分無料ルールだけじゃなくて、例えば場所を少し移してやってもらうとかっていう対応ができるかもしれません。店舗を持たない業者の方々を追い出すわけじゃないんですけれども、あくまで公共の駐車場であるということを前提にして場所を変えてやってもらうとか、そういったところも含めて抜本的な対応をしていただきたいとお願い申し上げます。駐車場をこれから造るという話なんですけれども、できるまでには時間がかかります。できるまでの間もずっと満車状態にあるわけですから、できるだけこの占有する車を減らしていく、利用者にもっと利便性が高い駐車環境をつくっていくというのは、やっぱり沖縄県の一つの玄関口でもありますから県としてもやらないといけないこと、または那覇空港ビルディング株式会社のほうともしっかりと連携を取って進めていかなければならないというふうに考えますので、ぜひちゃんとやっていただきたい。この駐車場に関するクレームは、県民の皆様から結構多いです。駐車料金が高いもそうだし、止められないもそうだし、結局、先ほども申したように遠くから来た人は満車でも止めるんですよ。それがいろんなものの邪魔になる可能性もある。何か災害のときには問題が発生するかもしれない。その状態も含めて今県は放置していると、放置されてるという状況と言っても過言じゃないですから、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

答弁は要りません。

知事の政治姿勢に移ります。

１の(1)、選挙に関して１月19日宮古島市、26日我が沖縄市もありました。２月９日浦添市長選挙と首長選挙が立て続いたんですけれども、知事は選挙結果をどのように捉えているのかというところの見解をまずお聞かせください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

各首長選挙につきましては、それぞれの候補者が地域が抱える課題等の実情を踏まえ、自らの公約を掲げ、選挙に臨まれるものであり、宮古島市長選挙、沖縄市長選挙及び浦添市長選挙においてもこのことを踏まえ、有権者が判断したものと認識しております。

以上です。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　そのまま引き続いて(2)に行きます。

この定例会冒頭で我々、返付動議を出して議会が一時空転するという事態がありました。その空転している間のメディアの取材等で、知事が議論をしない議会なんてあるのかとか、または、ワシントン事務所関連

を認めないがゆえに、県民の生活や福祉の充実、ひいては産業振興などに係る予算全体を否定する等々のコメントをメディアに対して残しております。この発言の真意を教えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　知事の発言は、ワシントン駐在に係る予算が計上されていることを理由に、県民生活や福祉の充実、産業振興など、県民生活にとって重要な予算全体を否定するのではなく、議会でしっかりと議論していただき、また、執行部としてもその中で説明をさせていただくことが地方自治法に基づく議会と執行部の役割であるとの考えを述べたものというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　私たちから見ると、この県民――令和７年度一般会計予算というのは非常に重要なものであるという認識は一緒だと再三話をしているじゃないですか。それについて議論をしないわけでもないというのをずっと話をしている。その中で、この知事が、ワシントン事務所――肝煎り事業ですから、やりたいのは重々分かりはするんですけれども、その肝煎り事業を大切な予算に混ぜ込んで、併せて議論せよというふうに言っているようにしか聞こえないわけですよ。なので、すったもんだいろいろあったというふうな形になっていると今振り返って私は思います。

それもこれも、先ほど我々の島袋大議員も言及していたんですけれども、このコミュニケーションが足りないと思うんですよね。日頃から知事は対話による解決という話をされているんですが、この２月議会冒頭のいろいろな問題について、対話による解決の姿勢というのは全く見えなかった。対話する気すらないようなコメントも残しておりますし、大事な予算というのだったら、まず対話するのが知事の本来のあるべき姿勢なんじゃないですか。国には対話を求めておきながら、県議会とは対話しない。与党には説明するけど野党には説明もしないというような差別までする。そういうふうな姿勢だから、議会は荒れるんですよ。ちゃんと対話をしてコミュニケーションを取って、必要な予算であるんだったら、理解するかどうか、可決するかどうかは分からないんですけれども、しっかりとコミュニケーションを取って必要性を訴えていく。議会の議論というのはあくまで議論ですから、議論する前にしっかりとコミュニケーションを取っていく必要があったんじゃないかなと振り返って思うんですが、知事どう思いますか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　今般、与野党の皆様が協議を進めていただいて、当初予算案が審議に付されるということに御尽力いただいたことにまず感謝したいと思います。

それで、まず議会の冒頭、通常は与野党議案説明会等で当初予算案の説明をするんですが、その説明に引き続きまして、ワシントン駐在に関する現在の進捗状況を報告するということを準備しておったところではあるんですけれども、そういう部分について、説明できる機会が退席というところもありましてできなかったというところも含めまして、そういうコミュニケーションが足りなかった部分はあったかと思いますが、執行部としては、機会を捉え丁寧に説明するという姿勢でございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　その丁寧な姿勢が見えないから、こういう質問をしているわけであります。ちゃんと対話による――何か問題があるんだったら対話による解決というんだったら、ちゃんと対話を始めない限りまた同じことが起きますよ。毎回何かあるたびに、議会がもめる、空転をするというようなことが起きた場合にはこれは我々の責任じゃないです。そういった対話の姿勢を持たない県政当局にも一定の責任はあるということをしっかり自覚をしていただいて、今後はちゃんとした対応をお願いしたいと思います。我々別に数が多いからどうこうって一言も言っていません。議論することはちゃんと議論をしていきます。でも、議論の前の段階で、私はこうやりたい、あなたたちがどう判断するかあなたに任す、みたいなやり方をするからこうなるわけです。ちゃんと対話による解決というのだったら、対話による解決をこの県議会においてもしっかりやっていただきますようお願いを申し上げます。

そして、我が党関連について。

ワシントン事務所――西銘啓史郎議員の１に係る部分、サインの話。先ほど新里匠議員からもあったんですけれども、このＭＯＵの契約に際して署名の話がありました。デジタルサインの貼付けにより、という答弁があったんですけれども、このワシントン駐在関連の契約、出金、またその他あらゆる場面において、同様の事務処理を行っている案件というのはどれぐらいあるのか教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時30分休憩

午後２時30分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　マーキュリー社と交わしたＭＯＵ、あるいは連邦議会議員等に送付したレターに知事の直筆のサイン画像を表示しておりますが、これはいわゆる電子署名には当たらないものと理解しております。

それで、令和３年度から令和６年度までのワシントン駐在員活動事業において、マーキュリー社と交わした４件のＭＯＵについては、文書管理規程に照らして公印を省略できる文書であることから、先方の同意の上、ワープロソフトで作成したＭＯＵの電子ファイルに知事本人が書いたサインの画像を表示したものです。また、連邦議会議員宛てへの当選のお祝いなどを送付したレター６件にも知事本人が書いたサインの画像を表示しておりますが、これもいわゆる電子署名には当たらないものと理解しております。

以上です。

○小渡　良太郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時31分休憩

午後２時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　連邦議会議員宛てのレター６件が知事本人が書いたサインの画像を表示しているということでございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　この公印が省略できるからサイン画像を貼り付けたということなんですけれども、アメリカはサイン社会ですから、公印省略――公印押さなくてもいいよというふうになるのは当たり前というか当然な気がします。でも、サインって公印――要はアメリカ社会でいうと、直筆のサインが求められるパターンだと思うんですよね。契約書とかもう特にそうだと思うんですけれども、これＭＯＵの契約に関しては相手方が貼付けでもいいよという話があったというのは今答弁に出ていたんですけれども、それは正式な契約文書として本当にアメリカの法律において成り立つのか、そういったことはちゃんと調べた上でやっているのか、少し状況を教えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　マーキュリー社は米国の外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）の規定により同社と沖縄県の関係を示す文書を司法省に提出する必要があるため、県と共同企業体との間で締結した契約及び県が承認した業務実施契約書の内容を基に、改めて県と同社との間で英文でＭＯＵを締結したという形になっております。このため、先方の同意の上、ワープロソフトで作成したＭＯＵの電子ファイルに知事本人が書いたサインの画像を表示したということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　このサインなんですけれども、知事のサインを貼り付けたという話がありました。先ほども言ったように、この基本的には直筆のサインという社会ですから、県の普通の仕事においても、知事のサインが必要になる場合というのは、知事がサインをして決裁という形になるのが普通、常識的に考えたらそうなるのかなというふうな気がするんですけれども、これも先日の答弁では、統括監が決裁をして、知事のサインを貼り付けたという話がありました。こういう文書の取扱いというのは、沖縄県の行政運営の事務処理の中においては、普通なのかどうか。それでこの件が適切なのかどうかというのも含めて、ちょっと理由を教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時34分休憩

午後２時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　業務を進めるに当たりまして、今回の契約をする、あるいはＭＯＵを締結するという意思決定、これは決裁文書――起案を起こして決裁文書でそれぞれの決裁権者が決裁をすることになります。それで、今回の場合は、統括監が決裁をしたという形になります。この決裁を経て、契約書に押印をする、あるいはＭＯＵを作成するという分については――今回はＭＯＵにつきましては、公印を省略することができる文書ということでありますので、先ほどのような表示――知事の署名を表示したと、そういうような手続になったと承知しております。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　少し広がるんですけれども、県行政のこのワシントン事務所に限らない部分で、事務処理の中で同様の事務処理を行っている案件というのはありますか。あるんだったら何件あるか教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後２時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　総務部で把握している範囲内

では、知事の署名を表示したというような事例は確認できておりません。先ほどの事例以外には確認できておりません。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　普通に考えて、国内のものであったらそういった処理というのは適切ではないというふうな気がします。ちょっと法律に詳しいわけではないので、どれに当たるかどうかというのはまだ勉強不足ですから何とも言えないんですけれども、ただ適切な処理方法ではないんじゃないかなという気がしております。それで、対日本じゃないところにおいても、やはりそういう対応というのは、適切な対応じゃないのかなと。サインをするというのは別にそんな時間がかかることでもないし、決裁文書を上げるんだったら一緒に、じゃここにサインしておいてくださいという形で文書を送付すれば、ぱっとサインすることができると、通常の事務処理の中でできるはずなんですけれども、わざわざサインの画像を貼り付けるという対応をするということは――しかも電子署名に当たらないものをやるというのは、これ大きな疑義があるのかなというふうな気がします。何でそういう対応を――先方に確認してそれで大丈夫だからという話があったという答弁なんですけれども、本当に大丈夫なんですか。こういったやり方をして。サインが直筆じゃない、さも直筆かのような形で貼り付けるというような対応は本当に適切といえるんですか。最後にそれだけ確認させてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　国内といいますか、公文書におきましても公印を必要とするもの、あるいは必要としないものというものがあります。そして文書管理規程において、特定の文書以外は公印を省略できる旨が規定されております。それで今回のものにつきましては、契約書等に基づいて改めて英文でＭＯＵを締結しているというものでございますので、我々としては公印等は省略できるということで考えております。そして、その上で、先方の同意の上、電子ファイルに知事本人が書いたサインの画像を表示したということでございます。

○中川京貴 議長　小渡良太郎議員。

○小渡　良太郎 議員　だから公印省略というのとサインまで省略をするというのは、一緒のように見えて別のことだと思うんですよね。公印は省略できるかもしれない。でもサインまで省略してもいいということはイコールではないはずです。契約の中で相手方が言ったということも含めて、本当にこれがアメリカの中で契約書類として成り立つのかどうかというところをしっかりといま一度調査をして、大丈夫であれば大丈夫という形で報告をいただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

〔喜屋武　力　議員登壇〕

○喜屋武　力 議員　こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、会派の喜屋武力です。

県民には優しく、執行部には厳しく、質問を行っていきます。

見た目はやっちゃんですが、心はカスミソウの持ち主の喜屋武力ですので、執行部の皆さん、簡明な答弁をよろしくお願いいたします。

１、道路行政について。

(1)、県道81号宜野湾北中城線、県道85号沖縄環状線江洲前原区間、県道75号沖縄石川線上平良川安慶名区間及び石川赤崎交差点、県道33号線の交通渋滞緩和について伺います。

(2)、高速道路那覇インター、西原インター、沖縄北インターの渋滞緩和について伺います。

(3)、県道33号線に対応し、与那原町からうるま市勝連までの産業道路の計画について伺います。

２、防災行政について。

(1)、１月24日の豪雨で沖縄市、うるま市で床下・床上浸水に見舞われ、県道85号線、75号線が冠水し、近隣の赤道、米原付近の河川でも増水が起こった。その対応について伺います。

(2)、11月５日の中城湾港新港地区での避難訓練に2000人以上が参加した。参加者の話の内容から伺います。

(3)、低地帯で生活し働く人々の安全を確保するための避難タワーについて伺います。

(4)、北部豪雨被災地への県の対応、県民や団体からの義援金の内容、土砂崩れ道路の整備の状況と比地川のしゅんせつ工事の状況を伺います。

(5)、沖縄本島が諸外国から攻撃を受けた場合の避難シェルターについて伺います。

３、県民生活について。

(1)、国内物価高騰で県民生活に大きな打撃を与えている。高齢者や低所得者、貧困家庭に対しての県の対応について伺います。

(2)、食料品、電気・ガス・水道、ガソリン代の県の対応についても伺います。

(3)、国の備蓄米について伺います。

(4)、県立中部病院の現地建て替えについて。

ア、建物の配置、容積、構造、最先端医療機器の配

備、内部構造計画について伺います。

イ、働く職員、医師、入院患者、通院患者、面会人のストレス解消ルームの設置について伺います。

ウ、地域住民への対応、協力体制について伺います。

４、我が会派の代表質問との関連として、西銘啓史郎議員のワシントン事務所の問題で設置した百条委員会の内容から。

資料請求に対し、存在しない、文章が見えない全面黒塗りの書類を提出するなど、これでは審議ができない。黒塗りの用紙を出すより白紙のほうがまだましであると私は思います。白紙は後で回収し再利用できるものの、黒塗りはコピー代、インク代に県民の税金が使用されていることに納得がいかない。県民は納めた税金の使用に１円まで知る権利があると私は思っています。県は雑に扱ってはならないと思うが、かかった費用について伺います。

あとは、答弁を聞いてからお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　喜屋武力議員の御質問にお答えいたします。

防災行政についての御質問の中の２の(4)、北部地域の大雨被害に関する対応状況についてお答えいたします。

沖縄県では、11月８日からの大雨による被害に対して、災害救助法と同等の支援として、準半壊以上の住家被害に対する応急修理の支援を行うとともに、市町村が実施した避難所の設置等の経費についても、本議会の補正予算に計上させていただいております。さらに、今回の災害に特化した県独自の見舞金制度を創設し、国制度では対象とならない準半壊以上の住家被害の世帯も含めて、全65世帯に合計3669万5000円の見舞金を支給しているところです。また、12月２日から募集を行っている義援金につきましては、１月31日時点で、寄附額は約2244万円となっており、今後速やかに第１回目の配分、さらに３月31日までに集まった義援金については追って２回目の配分を行い、全額を被災者へお届けすることとしております。なお、今回の被害においては、一部損壊世帯にも義援金が行き渡るよう配分委員会で決定しております。沖縄県が管理する道路については、全面通行規制を全て解除しており、令和８年３月末の対策完了を予定しております。また、比地川のしゅんせつ工事については、進捗率70％となっており、令和７年３月末の完了を予定しております。

沖縄県では、引き続き、被災者への支援及び早期の工事完了により、北部地域の大雨からの復旧・復興に向けて取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、道路行政についての(1)、中部地域の道路整備、渋滞対策等についてお答えいたします。

県道宜野湾北中城線については、喜舎場住宅地区が現時点で返還されていないため、工事に着手することができない状況にあります。県道沖縄環状線の県道36号線との交差点については、現地状況を確認し安全対策を検討してまいります。県道沖縄石川線の平良川交差点については、安慶名方面からの直進車線の２車線化の検討、赤崎交差点については、周辺道路も含めた交通状況を確認し、国と対策の検討を行っております。また、県道具志川前原線の前原交差点については、泡瀬方面と新港地区方面からの左折車線の追加等の検討を行っているところであります。

次に同じく１の(2)、沖縄自動車道インターチェンジの渋滞対策等についてお答えいたします。

那覇、西原及び沖縄北インターチェンジとの接続交差点については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において主要渋滞箇所に特定されており、渋滞対策の検討を行っております。那覇及び沖縄北インターチェンジについては、右折滞留長の延長等の対策を実施しております。また、西原インターチェンジについては、当該箇所での対策は困難でありますが、幸地インターチェンジの整備により、渋滞緩和が図られるものと考えております。引き続き、国や関係機関等と連携し、慢性的な交通渋滞の緩和に向けて取り組んでまいります。

次に同じく１の(3)、産業道路の計画についてお答えいたします。

与那原町からうるま市勝連までの道路計画については、県の上位計画である新・沖縄21世紀ビジョン基本計画や沖縄ブロック新広域道路交通計画等の関連計画に位置づけられておりません。また、当該道路計画については、多くの課題が想定されるため、今後の検討課題と考えております。

次に２、防災行政についての(1)、１月24日に沖縄市、うるま市で発生した浸水の対応についてお答えいたします。

今回の浸水については、当該地域が周辺地域より低い地形となっていること及び都市化の進展が原因の一

つと考えております。現在、当該地域の雨水排出管路を管理する沖縄市とうるま市において、原因調査及び対応の検討を進めているところです。

県としては、道路パトロールの強化を図るとともに、両市の対策が計画的に進むよう、技術的支援及び必要予算の確保に努めるなど、引き続き両市と連携し取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　２、防災行政についての中の(2)、中城湾港新港地区での避難訓練についてお答えいたします。

県では、沖縄県地域防災計画に基づき、大規模地震・津波の発生を想定し、県民等の避難行動に特化した県下全域を対象とした広域地震・津波避難訓練を11月５日の津波防災の日に合わせて市町村との共催で平成24年度から実施しております。今年度、うるま市及び沖縄市では、中城湾港新港地区の就業者等を対象に、11月５日付で沖縄県全域に大津波警報が発表されたと想定し、徒歩15分以内に海抜10メートル以上の高台または高い建物に垂直避難することを目標とした避難訓練を実施し、1396名が参加しております。

同じく２(3)、避難タワーの整備についてお答えいたします。

令和５年４月時点で、津波避難ビルは327棟、津波避難タワー等は８棟が整備されております。津波避難施設については、市町村において、浸水範囲、土地や道路の状況、人口等を踏まえて、公共施設や民間建築物の避難ビル指定などのソフト対策を講じ、それでもなお津波避難困難地域が解消されない場合に、津波避難ビルや津波避難タワー等の整備を行っております。県では、津波避難困難地域がある市町村に対して、一括交付金や過疎債を活用した津波避難タワーの整備等を促進してきたところであり、引き続き活用可能な支援制度を紹介するなど、可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

同じく２の(5)、避難シェルターについてお答えいたします。

武力攻撃を想定した避難施設、いわゆるシェルターについては、コンクリート造り等の堅牢な施設を県が指定する緊急一時避難施設と、先島５市町村が公共施設等の地下に整備する一定期間避難可能な特定臨時避難施設があります。令和６年４月１日現在、県は、国民保護法に基づき、935の緊急一時避難施設を指定しており、収容人数は約286万人、人口カバー率は約195％となっております。引き続き、国、市町村と連携し、沖縄本島も含め、緊急一時避難施設の指定促進に努めてまいります。

次に４、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、百条委員会に提出した資料についてお答えいたします。

県では、公文書の開示請求があった場合、沖縄県情報公開条例に基づき、特定の個人を識別できる情報等については、不開示としており、公表を前提とする議会への資料提出についても、同条例の趣旨を踏まえ対応したものです。なお、いわゆる百条委員会に提出した資料については、議会事務局宛ての回答文書に添付した紙資料１部を除き、全てデータで提出しております。県議会においては、議員にタブレットを貸与し、ペーパーレス化を推進していると承知しており、今回の資料提出に当たっても、議会事務局の依頼によりデータで提出したところです。

以上になります。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　３、県民生活についての(1)のうち、高齢者への対応についてお答えします。

県では、去る６月議会において、生活に困窮している高齢者に対し、食料品等の生活資材を配送するための補正予算を計上したところです。また、本事業の申込案内業務を依頼する相談支援機関との調整に時間を要しているため、去る11月補正において、繰越明許費を計上したところであります。現在、事業実施に向けた申込受付システム及び配送体制の構築を行っているところであり、今後、相談支援機関の運営法人と契約等を完了したエリアから、支援の必要な高齢者に対し、順次案内を開始してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　３、県民生活についての御質問のうち(1)、貧困家庭等に対する支援についてお答えいたします。

県では、物価高騰により経済的に困難な状況にある世帯に早急に対応するため、６月補正予算において、食品等の支援につながる生活困窮者暮らしサポート事業として、3679万8000円を計上しております。具体的には生活困窮者自立相談支援機関において支援プランを策定し、支援員と協働しながら自立を目指す世帯に対し、食品券等を配付する事業に取り組んでおりま

す。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　企画部長。
　　〔武田　真　企画部長登壇〕
○武田　真 企画部長　３、県民生活についての中の(2)、電気・ガス料金等への県の対応についてお答えいたします。
　県においては、これまで電気やＬＰガスの料金高騰に対する支援、畜産農家や保育所等への支援など、様々な分野における物価高対策に取り組んでまいりました。
　県としては、引き続き国の重点支援地方交付金を活用し、電気・ガス・水道料金の高騰に対する支援、医療・介護施設等に対する食材費やガソリン代を含む支援、生活困窮世帯や子育て世帯への支援など、幅広い分野への支援を行ってまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
　　〔前門尚美　農林水産部長登壇〕
○前門尚美 農林水産部長　３、県民生活についての(3)、国の備蓄米についてお答えいたします。
　国は、米穀の生産量の減少により、その供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有しております。昨今の米の価格高騰を受け、価格安定を図るため、これまで不作時等に限定していた政府備蓄米の放出条件を緩和し、21万トンを放出することを令和７年２月14日に発表しました。備蓄米の放出については、国が入札を行い、受託事業体が国の指導に基づき販売することとなっております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　病院事業局長。
　　〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕
○本竹秀光 病院事業局長　３、県民生活についての(4)のア及びイ、中部病院の現地建て替えにおける具体的な建物の配置、内部構造等についてお答えします。３の(4)アとイは関連しますので、一括してお答えします。
　中部病院の建て替えについては、現病院の約1.6倍の施設を現地で整備可能であることや、医療需要の増加にも対応できることを踏まえ、将来構想を策定しております。新病院の具体的な配置、構造、医療機器の配備計画等については、令和７年度以降の基本計画や設計等において検討することとしております。
　病院事業局としましては、南病棟への早期対応、本館狭隘化の改善、患者・家族や職員等の利便性の向上、医療機能の強化等に向けて取り組んでまいります。
　同じく(4)のウ、中部病院の現地建て替えにおける地域住民への対応、協力体制についてお答えします。
　中部病院が所在・隣接する自治会及び大通り会から、現在地における建て替えを要望する請願が出されております。一方、中部病院長からは、現地建て替えの工事期間中における医療機能の低下や騒音・粉じん等の懸念が示されていることから、現在、懸念事項等に係る基礎調査を実施し、今年度中に結果が得られるよう取り組んでいるところでございます。
　病院事業局としましては、令和７年度に地域住民等に対して基礎調査の結果説明を丁寧に行い、協力を得ながら基本計画の策定に取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力 議員　ちょっと資料の提供が遅れて、（資料を掲示）　議長、知事、土建部長に提出してあるので後で参考として見てください。
　道路行政ですね。
　県道75号沖縄石川線上平良川安慶名区間の道路の幅員が２車線であることで交通渋滞があるが、この拡張整備については考えられているのか。これについてお答えください。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　県道75号沖縄石川線の平良川交差点の渋滞対策についてでございますが、沖縄石川線の上平良川から安慶名の区間につきましては、上平良川方面から平良川交差点向けが４車線、安慶名方面から平良川交差点向けが２車線となっております。道路の拡幅には長期間を要することから、現在、平良川交差点の短期的なボトルネック対策の検討に取り組んでいるところでございます。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。
○喜屋武　力 議員　県道75号線石川交差点については、６月定例会でも取り上げ、歩道橋を――赤崎交差点のほうです。歩道橋を撤去し、ロータリー交差点にすることで交通渋滞が緩和されるものと考え質問いたしましたが、今後、テーマパーク、ジャングリアが開園するということで、この中部一帯の交通渋滞緩和に相当影響が出てくると思うんですよ。それについてどういった検討をなされたのか、もう一度よろしくお願いします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　ジャングリアの影響につきましては、北部地域で主に対応を検討しているとこ

ろでございます。白銀橋（西）交差点ですとか、ジャングリアへの右折帯の設置などに取り組んでいるところではございますが、県全体の渋滞対策ということにつきましては、渋滞対策推進協議会において検討しているところでございますので、ジャングリア開業後の状況等も踏まえまして、渋滞の状況を確認し対策を個別に検討していくことになろうかと考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　部長、私が聞いているのは、ロータリー交差点にする考えはあるのかということで、６月定例会でもお聞きしましたが、その件について。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘のロータリーにつきまして、導入に当たっては、交通量などの条件がございますので、具体的にはまだ検討はしておりませんが、そういったロータリー化によって渋滞緩和が図られるような交差点がありましたら、その箇所については具体的に検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　分かりました。

県道85号沖縄環状線江洲前原区間、イオン前の交差点で左折しようとする車が中に入ったときに、江洲方面からの坂から流れてくる車の勢いが強いもので、ここに矢印信号をつけてくれんかという話があったんですが、矢印信号をつけても中に車があれば坂を高速で走ってくる車にいつもぶつけられて相当衝突事故が起きているということで、この地域からも相当問題が出ているんです。やはり、この坂から流れてくる車はどうしても――警察のほうに話をして、スピードメーターをつけて道路の取締りができないかという話をしたんですが、やっぱり人間というのは、この自然に流れている部分に巻き込まれてしまって、なかなか気づかないということで、この取締りはちょっとやりにくいというお話がありました。でしたら、この坂にいろいろなカラー塗りをして、何か追突を避けるようなものがあると思うんですよ。それを私は中部土木事務所のほうにお願いしているんですが、それについてできますか。お願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘の交差点は下りに向かっておりまして、下りのスピード超過等の問題があろうかと考えております。スピード軽減のための道路管理者ができる対策としましては、路面に凸凹をつける――ハンプと呼んでおりますが、そういった対策ですとか、路面標示などの対策が考えられるかと思いますが、管轄する中部土木事務所とも現場の状況を確認しながら、対策については検討したいと考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　よろしくお願いします。

高速道路の那覇インター、西原インターの件は先ほど聞きましたが、沖縄北インター、南インターとの間にもう一つインターを造るという計画が聞こえますが、この進捗状況についてお答えください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時10分休憩

午後３時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　沖縄南インターチェンジと北インターチェンジの間――池武当交差点付近に、池武当インターチェンジというものを設置すべく今事業を行っております。高速道路への取付けの協議ですとかそういったことをやっておりますが、現時点はまだ詳細設計をしている段階でございまして、今後、都市計画の手続もしくは用地買収などに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　那覇インターのＥＴＣ出口が右側にあるために、ＥＴＣから出る車と鳥堀方面に向かう一般車両が交差するところがありまして、そこで相当の渋滞が発生しているような感じがいたします。ＥＴＣ出口を真ん中に持ってくることによって、一般車両が鳥堀方面に行ける。スムーズに通れるような感じがしますが、それについて検討なされたことはありますか。お願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　ＥＴＣレーンの設置位置につきましては、各インターチェンジでＥＴＣレーン以外を通る車との錯綜というのが一部見られることは承知をしておりますが、渋滞対策推進協議会におきましては、ＮＥＸＣＯ西日本にも参加していただいておりますので、議員御提案の内容につきましては、ＮＥＸＣＯ西日本に情報提供しまして、意見交換してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　よろしくお願いします。

防災行政に移ります。

今年１月24日に沖縄市、うるま市で線状降水帯が発生して、１時間に87ミリ以上となる豪雨となっていますが、この地域は以前、私がうるま市議時代、10年前から大雨のたびに毎回冠水対策を訴えてきたものでありますが、私の調べでは、沖縄市側の雨水管――ボックスカルバートが小さく、うるま市側の区画整理地に住宅や共同住宅が密集し、うるま市側の雨水管は大きく、下流の雨水管は小さくなっていると見解し、うるま市側の水がはかないためオーバーフローとなっていることを指摘しております。水路の変更を求めてまいりましたが、県の今後の対策について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　今回の浸水被害を受けまして、当該雨水排水管路を管理するうるま市、沖縄市の両市に確認をしております。その結果ですが、沖縄市においては雨水管路の排水能力は足りていたということを確認しております。一方、うるま市においては、一部で排水能力が不足しているということを確認しておりますので、今後の対策につきましては、うるま市において検討されるかと思いますが、県としても連携して取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　１月24日の豪雨は、午後３時から３時45分までの短時間で、水位が沖縄市松本地区で1.5メーター、うるま市江洲地区で１メーターまで増水し、県道85号線、75号線で車の走行が不可能となって水中に埋もれる車もありました。この時間帯は、小学校の下校時間帯でもあり、学校長に帰宅を遅らせるようにお願いしたところであります。

当日の被害状況について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

１月24日の沖縄市における24時間の雨量でございますが、沖縄市の胡屋におきましては42ミリ、沖縄市美里では56ミリとなっております。なお、１時間雨量の最大では34.5ミリ――これは沖縄市美里となっております。その被害の状況でございますが、沖縄市及びうるま市における被害状況として、床上浸水が15件、床下浸水が７件、そして非住家浸水10件を確認しているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　その後、沖縄市やうるま市の関係部署を訪ねて今後の対策について話し合いました。高額の費用を要するため、県、国との話合いを持ち対応に当たるとのことでしたが、推進工法、貯留バイパス管工法などで2000トンぐらい対応できるという話がありますが、県としてはどういうふうに行っていくのか、お願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県といたしましては、うるま市が検討する雨水対策の可能な整備等につきまして、技術的支援もしくは予算の確保等連携して取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　知事、この地域は知事の住む地域でありますよね。知事、この状況は知事本人がよく御存じだと思いますが、昔から半径１キロ以上の地域の水が集中してくるところであります。知事はその状況を御覧になって、地域住民に対してどのように説明し謝罪したのか伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　１月24日に起きました沖縄市、うるま市での浸水ですが、今回の浸水については当該地域が周辺地域より低い地形となっていること及び都市化の進展が原因の一部と考えております。私も現地を伺いまして、その浸水した場所、床上浸水した住居の玄関先から少し中を見させていただいたり、その地域の自治会の自治会長さんともお会いできましたので、その状況等の話をさせていただき、県のほうに至急市と協力をして調査をするようにということの指示も出させていただきました。かかる事態については、やはり市、県、場合によっては国も含めてしっかりとその対策を検討していくことが重要であると考えておりますが、なお自治会長さんからは、グレーチングにたまった落ち葉の管理などについてもやはり日頃から丹念にやっていく必要があるのではないかと考えていらっしゃるというお話も聞かせていただきました。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　知事、先ほど私言いましたけど、沖縄市側の下流側、支流側の管のほうが小さくて、うるま市側から来る３か所の管のほうは大きいんですよ。この大きい管から小さい管のほうに絞られているもんですから、雨水がはかないんですね。落ち葉を掃除して雨水がはいたというのは、雨が収まってから落ち葉を取って、雨水がはいたものであって、うるま市側のオーバーフローは雨水がはかないものですからオーバーフローしているんですよ。それがありますので、知事、この前の大屋先輩に自分の地域のことに対して相当還元すると知事は言っておられましたの

で、知事の地元でもありますので、ぜひこれはよく話し合ってやはりこれも解消するようにお願いいたします。

次に移ります。

防災行政について。

低地帯で生活あるいは働く人々の安全確保をするために避難タワーの話をいたしました。低地帯の半径500メートル以内へ避難タワーを設置することで人命を守ることができる。拓南製鐵が設置している避難タワーを製品化させて、１基の値段を設定し、国や県の補助金を利用し、低地帯への避難タワーの設置計画の重要性を県として考えられないか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　避難タワーの整備につきましては、繰り返しになるんですけれども、津波避難施設について市町村において浸水範囲、土地や道路の状況、人口等を踏まえて、公共施設や民間建築物の避難ビル指定などのソフト対策を講じ、それでもなお津波避難困難地域が解消されない場合に、津波避難ビルや津波避難タワー等の整備を行っております。県では、津波避難困難地域がある市町村に対し、一括交付金や過疎債を活用した津波避難タワー整備等を促進してきたところであり、引き続き活用可能な支援制度を紹介するなど、可能な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○喜屋武　力 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時20分休憩

午後３時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しで恐縮なんですけれども、津波避難タワー等の整備については市町村が検討することになっておりますので、県としては一括交付金、過疎債等の活用の促進等を市町村と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　市町村は予算がないものですから、県や国の予算を要求しているものであります。やはり県民の命を救うのは県でありまして、市町村ではないと思うんですが、これについてもう一度見解をお願いします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　津波避難困難地域がある市町村に対して県としては、一括交付金の活用であったり、過疎債等の利用を促進しているところでございます。引き続き、市町村と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　よろしくお願いします。

沖縄本島が諸外国から攻撃を受けた場合、石垣地区や宮古地区などは、県民を九州などへ避難させる計画があるが、沖縄本島の県民はどこに避難するのかが問題視されています。

そこで伺います。

沖縄県の鉄軌道の話があるが、地下鉄にすることでその地下鉄がシェルターになると考えられます。ロシアのウクライナ侵攻でウクライナの国民の多くが地下鉄への避難により、多くの命が救われたとのことですが、沖縄県の見解を伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　平成30年に構想段階ということでまとめられた県の鉄軌道の計画書の中では、中南部都市圏は住宅密集状態ということで、一部その駅が――ルート自体が地下構造とされております。ただ、その中では、地下部分を避難場所として利用するということは想定されておりませんでした。現在、県外の鉄道駅の中で防災のための一時避難先としての活用事例、そういったものがないかということを今情報収集しているところです。引き続き、研究してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　よろしくお願いします。

国の備蓄米について聞くところによりますと、現在の米の高騰は、心ない商社が米を大量に買い占め価格を引き上げているとの話もありますが、商業法違反には当たらないんでしょうか。取締りや対策などはどのようになっているのか伺います。また、沖縄県独自の備蓄米、備蓄食料については、どのような配布がなされているのか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時24分休憩

午後３時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○喜屋武　力 議員　沖縄県独自の備蓄米はあるんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時26分休憩

午後３時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。

先ほど農林水産部のほうから、県の独自の備蓄米というのは備えてはいないということでのお話があったかと思うんですけれども、備蓄という観点からですけれども、備蓄食料ということで、沖縄県備蓄方針というのを設定してございまして、その中で主食の備蓄品目の選定に当たっては、発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な主食系の食料を備蓄するというふうに定めております。そういった意味からしまして、発災直後においては、ライフラインが停止したりして、必ずしも調理ができる環境にあるとは限らないものですから、加熱調理が不要で長期保存が可能なアルファ化米という、水ですぐ食べられるようになる御飯ですとか、それからレトルト食品等の備蓄等については、備蓄を進めているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　今、本当にこの貧困の家庭の皆さんが米１つ買えなくて、何名かで１つ買って分けているとか、野菜とか半分とか割られているのは買えるんですが、そういったものを分け合って買っているというような事態であります。そういった中で、賞味期限の切れる前のものとか配布を行っていると思うんですが、どういうふうな形でどこに行けばこういったものがもらえるのか、そういったことについて分かるんだったら教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時28分休憩

午後３時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お待たせしました。お答えいたします。

県で備蓄しております備蓄品の賞味期限が切れる前のものの有効活用につきましては、沖縄県災害時備蓄物資の有効活用に関する要領というものを作成しておりまして、その中で定められた使用期限の１年未満のものを放出するようにしております。その放出先としましては、市町村ですとか、自主防災組織が実施する防災訓練で活用していただいたり、それから小中学校、高校、大学のほうでの防災教育で活用していただいたり、貧困世帯といった経済的に困難な世帯に関する食料の配布をしている団体等にも支援をしているところでございます。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　この備蓄品については、市のほうの備蓄もあるんですよ。その市のほうも防災訓練とかそういったものに使われているんですが、今本当に必要としている人たちが多くおられるんですよ。そういった人たちのことを考えて――やはりＮＰＯとかが支援しているところ、業務スーパーみたいな感じで、ほかの諸外国ではそういった無料スーパーみたいなものもあるような話も聞いています。そういったところで、こういった生活苦の人たちが行ってもらえるような体制をつくらないと、この人たちが今相当買いたくても買えないという時代になっていますので、県のほうももうちょっと力を入れてほしいなと。各自治会、民生委員などと話しして本当に必要としている人に配れるような体制がつくれないものかお答えください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　ありがとうございます。

生活に困窮されている世帯等、現に必要な世帯に速やかに食料を配る方法はないのかという御質問だったかと思います。現在そういった直接的なシステムにはなってはおりませんけれども、県社協ですとかそういったところを通じて食料の配布のボランティアを行ったり、あとフードバンクというＮＰＯがございますので、そちらのほうに食料を集めまして、そちらから必要な方々に配布するというような事業もしております。また重なりますけれども先ほど申し上げましたように、６月の補正予算では生活困窮者暮らしサポート事業というもので、困窮された方に相談にいらしていただいて、その中で自立に向けた相談をしていただきながら食品券を配るというような事業もしておりますので、いろんな角度から速やかに困窮者や本当に必要な方々に食料を届けられるようにいろんな知恵を絞ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　よろしくお願いします。

最後に、ワシントン事務所に対して多くの県民が注目している中で、ＳＮＳやユーチューブあるいは全国ニュースでも報道されていますが、県は今までの９年間のやり方に不備、手続に違反があったことを認め、ワシントン事務所を閉鎖し、一から出直すことを求めます。今後、そういうことをしたら県民が県に提出する書類、申請書なども県民からの信頼感が得られなくなりますよ。沖縄県のトップにいる玉城康裕知事は、

県民からの人間性と信頼性を失うことになるが、知事としてどういうふうな考えを持っていますか。教えてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ワシントンＤＣオフィス、ワシントン駐在の活動につきましては、この間議会からの厳しい御意見、そして百条委員会などでもさらに資料要求とその体制の見直し、体制の不備について厳しい御指摘をいただいております。私たちとしても、これまで行政として文書の保存を行っていなかった経緯に深く反省をして、この間、追認の必要な手続は追認の手続を取り、そしてさらにまた現在百条委員会でも議論をしていただいている中、我々も襟を正すという考えから独自の調査検証委員会を立ち上げて意見をいただき、そしてより透明性の高い事務所にできないかということで考えております。そのような行政に対する不信を抱かれることがないようしっかりと襟を正してまいりたいというように考えております。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　現在まで９年間の実績がワシントン事務所にはあることですし、事務所を閉鎖して職員を引き上げさせ、必要な時期に訪米することで、今の経費の５分の１に抑えられると思うが、どうでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ワシントン駐在は、日頃から連邦議員補佐官やシンクタンクの研究員等と面談を通じ、現地でのネットワークを強化拡充しており、これにより昨年の米軍人による性的暴行事件の発覚後には、速やかに米国政府関係者等と面談し、県の対応を説明することができました。また、今年度の知事訪米においても日頃から培ってきた人脈を活用し、共和党系シンクタンクでの講演など、新たな取組を実現したほか、観光等の情報発信や在米県人会等との連携、県産品の販売促進など活動の幅を広げているところです。このような取組は、ワシントン駐在が現地で活動しているからこそ可能となっているものであり、県としては今後も活動を継続することが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　公室長、だからこれは違法性がなければ私たちも認めますよ。違法性がなければ。違法性があることを知っていて私たちはやりなさいって言えません。はっきり言って。駐在員は毎日そこで仕事があるんですか。どういった仕事をしているんですか。毎日仕事がありますか。毎日向こうで仕事していますか。どういった仕事をしていますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　駐在からは、毎週週報ということで活動記録を送ってもらっているところです。基本的に情報収集・情報発信については、日々行っているというふうに承知しております。

以上です。

○中川京貴 議長　喜屋武　力議員。

○喜屋武　力 議員　今まで翁長前知事までは、仲井眞元知事も大田元知事も西銘元知事も全員向こうに行って何日間か滞在してそういった活動をしていたと思うんですよ。その２か年間ずっとそっちに駐在員を置いて仕事をさせるということ事態ちょっと私たちから見たら考えられないんですよ。どういった仕事をしているのか、中身知っていますか。これを把握していますか。これをもう一度検討し直して、県民が納得するような予算を立ててくださいよ。お願いします。

終わります。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後３時39分休憩

午後４時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、新垣善之、一般質問を始めていきたいと思います。

その前に所感を述べたいと思います。

今まで私が思い描いていた未来と、今目の前にある現実があまりにも違い過ぎて胸が張り裂けそうです。その思いを言葉にしたいと思います。私が最も尊敬するのはオジーだ。戦後、荒廃した沖縄の復興のためにオジーは酪農に励み、朝から晩まで牛の世話をしながら県民の健康のために生涯を捧げました。口癖は、善之、絶対マキランキヨー、それはただの励ましの言葉ではなく、努力なくして栄光なしという信念を持ち、生き抜いてきたオジーの教えだった。私の少年期は野球や空手に励み、父もまた週末の練習には一緒に汗を流してくれた。その中で学んだのは、教育は人を強くする力であり、それは普遍的でなければならないということだ。しかしながら昨今の教育現場を見てみると、不登校やいじめの増加、教職員の休職者の増加、さらには沖縄の貧困率が約20％という現実がある。これでは次世代を担う子どもたちが青少年期を十分に生

き、学ぶ環境が整っているとは言えないのではないか。さらに最近の教育環境では、子どもの人権ばかりが先行し、人権を育むという視点が欠けていると感じる。私の考える人権とは、青少年期を通じて努力や挑戦の中で育まれるものだ。権利を主張するだけでなく、他者との関わりの中で責任や思いやりを学ぶことこそが真の人権教育ではないだろうか。だからこそ私は問いたい。これからの沖縄の教育はどのような未来を描くべきなのか。子どもたちが夢を持ち、その夢を追い続けることができる社会を私たちはつくり上げていかなければならない。オジーの言葉を胸に、私は絶対に負けない覚悟で沖縄の未来を担う子どもたちのために、知識だけではなく心と魂を育む教育を実現する道を模索していきたい。私の教職経験の中で、一番印象に残っていることがあります。全国高等学校総合体育大会、美ら島沖縄総体2010、約15年前になりますが、あのとき私は南風原高校の郷土文化コースの臨時的任用職員としていました。その開会式、高校生たちが全国の青少年に向けて美ら島エイサーやダンス、いろんなことに挑戦し、エネルギッシュな子どもたちを見てきました。その後の競技でも補助役員として、沖縄のスポーツ・文化をしっかりと子どもたちが支えてくれました。しかしながら、今そのようなエネルギーを持った青少年、子どもたちがまだまだ足りないような気がします。私はこれからずっと先――私も教育者です。子どもの明るい未来のために頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

それでは質問に入りたいと思います。

大問１番、農林水産業と観光業について。

沖縄県の食料自給率は全国平均を下回り、食の安全保障や地域経済の持続性の観点からも大きな課題です。ＦＡＯやＷＦＰからも食料の安定供給の確保と地域ごとの自給率向上の重要性が指摘されています。特に、気候変動や国際情勢の影響による食料供給のリスクが高まる中、本県としても持続可能な農業の発展を強化する必要があると考えます。物価高騰による畜産業の疲弊、観光と農業の連携強化、さらに災害時の食料供給体制の充実が喫緊の課題であると考えます。また世界のウチナーンチュと連携し、海外の広大な耕作地を活用する可能性についても伺います。

(1)、食料自給率向上について。

ア、食料自給率の現状と推移はどうなっていますか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

本県の食料自給率については、カロリーベースでは、令和２年度及び令和３年度は32%、令和４年度概算値は34%となっております。また、生産額ベースでは、令和２年度は64%、令和３年度は52%、令和４年度概算値は45%となっております。食料自給率の向上については、生産拡大が重要なことから、引き続き各種生産振興対策、担い手の育成・確保や経営力強化などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　今部長から食料自給率低迷の原因に後継者不足などとありました。これまで食料自給率向上のための取組とその成果、課題は何でしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　食料自給率の低下につきましては、例えば高齢化とかあと荒廃農地等々、また台風等自然災害による生産率の低下などが課題と考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　次、伺います。

畜産業のイ、畜産業の危機への支援策と耕畜連携の推進はどうなっていますか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県では、畜産農家の経営安定を図るため、令和４年度からこれまで飼料価格高騰対策や肉用子牛価格安定対策として54億6000万円を予算措置してきたところです。また、耕畜連携の推進につきましては、酪農経営における家畜排せつ物処理問題の解決と飼料自給率向上のため、沖縄型耕畜連携推進事業により、液肥散布によるデントコーン栽培及びホールクロップサイレージ生産に取り組んでいるところであります。引き続き、市町村、関係団体と連携し、畜産農家の経営安定に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　今後の気候変動、毎年異常気象が起こる中、また国際情勢の動向が見通せない中、本県の農業基金の取崩しはいつまで行う予定なのか伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時９分休憩
午後４時９分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○新垣　善之 議員　我々、我が会派は昨年の11月に熊本県の農畜産業を視察し、本県に有効とされる耕畜連携について注目しました。畜産から排出されるふん尿の堆肥化による良質な土壌づくり、飼料・粗飼料の安定確保を通じた循環型農業の推進について、今後県としての取り組む考え、現状取り組んでいるとおっしゃいましたので、今後の取組についても伺いたいと思います。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。
耕畜連携の推進に向けた取組については、家畜排せつ物の域内循環利用の障壁となっている課題を圏域別に明らかにしまして、環境負荷低減に資する耕畜連携を推進する沖縄県耕畜連携実行計画を作成したところでございます。本計画に基づき、良質堆肥の生産方法や適正施肥量の算出などについての講習会を開催し、堆肥化技術の行為平準化及び技術者の育成の取組を強化しているところでございます。
以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣善之議員。
○新垣　善之 議員　その計画の中で、耕作放棄地の再生、放棄したところの再生をするための計画であったりとか、農業生産の基盤を集約するための強化というのはどのようにして進んでいますか。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。
県では畜産担い手育成総合整備事業によりまして、原野や耕作放棄地などを活用した草地造成を行っております。本事業では、草地整備に加えまして畜舎や農機具などの導入を行っており、畜産農家における粗飼料自給率ですとか、あと生産性向上につなげているところであります。近年では宮古島市、多良間村、石垣市において草地造成等を行ったところであります。
以上でございます。
○中川京貴 議長　新垣善之議員。
○新垣　善之 議員　今後も自給率を上げるため、そして今畜産業の疲弊を改善するためにもより強化していただきたいなと思っております。
続いてウ、災害時の食料供給体制はどうなってますか。
○中川京貴 議長　生活福祉部長。
○北島智子 生活福祉部長　お答えいたします。
災害に備えた備蓄につきましては、災害対策基本法によりまして食料や生活必需品等を市町村で備蓄する義務がございますが、県におきましても市町村を補完する立場から発災から３日間に必要となる物資を備蓄してございます。また、家庭による自助や自主防災組織等の共助による備蓄、それから民間事業者との協定等を結んでございますので、そちらによる流通備蓄の活用等により、必要な量の確保に努めているところでございます。県で備蓄している食料につきましては、被災した市町村からの要請に応じまして当該市町村に提供することとしておりまして、避難所等において避難者への食事として活用されることになっております。
県としましては、引き続き、災害に備えた備蓄の強化に取り組んでまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　新垣善之議員。
○新垣　善之 議員　こういった災害時に市町村によっても災害備蓄はあると思います。その後、今回の北部豪雨だったりとか、その３日を超えたときの食料の供給体制というか、小売業もいらっしゃいますので、近くの大型スーパーであったりとかと協定を結んで物資を提供していくような支援策で補助としてまた県からもお金を入れていくようなところの支援策などはどうなってますか。
○中川京貴 議長　生活福祉部長。
○北島智子 生活福祉部長　ありがとうございます。
今議員おっしゃっているとおりプッシュ型と言いまして、初日は市町村のほうでまず現物備蓄の食料を提供いたしまして、２日目以降は避難生活が長期化する場合も考えて温かい食事の提供等も考えた県からの備蓄の提供ですとか、あと市町村や地域ボランティアによる炊き出しを実施することというふうになっております。その後も流通でございましたり国からの援助とかも備えておりますので、その辺りは流れでしっかりと支援してまいりたいと思っております。
○中川京貴 議長　新垣善之議員。
○新垣　善之 議員　続いて(2)、観光・農業・ウチナーンチュネットワークによる相乗効果について。
ア、観光と農業の融合についての施策はあるかお願いします。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。
県では、農業体験や農村滞在など、都市と農村の交流を通して農村地域の活性化を図ることを目的としたグリーンツーリズムを推進しております。また、県内ホテルにおける県産食材を使用したメニュー開発への支援や、県産食材を積極的に活用している飲食店等

を、おきなわ食材の店として登録するなど、県産農林水産物の消費拡大を図っております。引き続き、市町村や農業・観光の各種団体と連携し、農村地域の活性化及び地産地消に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　上等。やっぱり農地農村、しっかり第１次産業を育むためにも民泊であったりとか、例えば県内の子どもたちでもしっかりと修学旅行、小中学生になるのかな。宿泊学習に生かしたりとか、畑を触るというようなグリーンツーリズムをどんどん生かしていくと、やっぱり食に対しての食育教育にもつながっていくと思いますので、しっかりとそういった取組も、もっともっと充実させていただけるとよいのかなと思っております。

続いてイ、県産品のブランド化と販路拡大の取組状況はどうでしょうか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

県では、ＳＮＳ等を活用して県産品の多様な魅力を発信するとともに、国内外の高級レストランにおいて県産品を活用したメニューの開発を行うなど、県産品のブランド化に取り組んでおります。販路拡大に向けましては、県外・海外事務所を活用し県産品のプロモーションを実施するとともに、県内事業者が行うバイヤー招聘、沖縄フェア開催等の取組を支援しております。

県としましては、県産品のブランド化と販路拡大に向け、沖縄観光の魅力を活用した上で、相乗効果が図られるよう取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　これも上等です。もうしっかりウチナームンをどんどんどんどん県外・海外に広めて――やっぱり若者が売れるんだな、どれだけやったらというのを高校生・専門学生・大学生が見てると思うので、そういった販路拡大のＳＮＳだったりとかを活用した取組をもっともっと広げていっていけたらなと思っております。

最後にウ、世界のウチナーンチュネットワークを通じた農業ビジネス交流や協定の推進は進んでいるか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

配合飼料の原料となる飼料穀物は、海外から大型船により、国内の拠点港湾に大量輸入されることから、スケールメリットにより価格が低くなっているものと認識しております。本県においては、県内の一部事業者が、令和２年にボリビアから牛の飼料用として大豆の直輸入に取り組んだとのことですが、輸送費高騰等により、令和４年以降は輸入していないと聞いております。引き続き、海外からの飼料穀物の輸入については、関係機関と情報収集しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　先週の代表質問で副知事から報告されました、ボリビア国サンタクルスのオキナワ道路整備。これはもう地域経済にとって極めて重要な第一歩だと感じております。広い土地で作られる農作物、飼料を十分に生かすには陸路は欠かせません。道路が整えば物資がスムーズに運ばれ、ビジネスや経済活動が活発になります。この進展は単なる道路整備だけではなく文化・経済の交流を深める大切な一歩です。この点、県にはさらなる支援をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　先般、中川議長・議員団と一緒にボリビアのコロニア・オキナワ入植70周年記念祭典に行かせていただきました。その際、第三集落のほうと第二集落が舗装されてないということで学校に通うにしても病院に行くにしても、雨季は大変な苦労をしてるという話がありました。それを知事、そして県議会の力もあって今月、第二・第三の舗装について政府が７割ですか、支援するということで進むということになっております。引き続き、サンタクルスまでの道路も大変重要だと考えてますので、外務省などと連携して早期に取り組めるよう我々もサポートしていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　ぜひ、よろしくお願いします。

ここで我が会派の代表質問との関連について質問します。

又吉清義議員の大問２の(1)、本部高校におけるドローン技術者の養成プログラムの取組を踏まえというところから教育長に質問します。

農林水産高校や工業高校など産業教育としてスマート農業・水産・工業を導入するための教育課程への取組や今後の推進への課題はあるか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　専門高校においては、関連する職業に従事する上で必要な資質能力を育むため、外部人材を招聘した実践的な実習等の実施、資格取得等や

地域と連携した研究など地域の担い手となる人材育成に取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、ＡＩを活用したデータ分析やデジタル技術を活用したスマート農業など時代に即した学校の取組を支援し、産業振興に資する人材の育成を推進してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　第１次産業の担い手不足を防ぐためにも、子どもたちが稼ぐ力を身につけ農業や水産業に魅力を感じる環境づくりが必要と考えます。教育長には実践的教育を推進するための制度改革と柔軟なカリキュラム整備が求められます。産学官連携で技術革新や経営スキルを含む総合的なスキルアップを図ることも重要と考えます。

教育長、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　まさに子どもたちが社会の中でしっかりと自分の特性を生かして、仕事に就き地域に貢献できる人材の育成、それは重要であるというふうに考えております。専門高校を中心として地域と連携した研究等、例えば農業高校ではドラゴンフルーツの冷凍技術に関する研究、あるいは工業高校では那覇ハーリーで使用するエークの製作、商業高校では地域の観光協会と連携したガイドブックの作成、水産高校では漂着した軽石を利用した水質ろ過の研究など様々な研究に取り組んでいるところであります。引き続き、しっかりと子どもたちが地域に貢献できる人材の育成に取り組んでまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　ぜひ、よろしくお願いします。

最後に知事に伺います。

観光・農業・ウチナーンチュネットワークの連携は沖縄県の食料自給率向上と地域経済活性化の大きな柱になると思います。災害時の供給体制強化や耕畜連携による循環型農業の発展を含め、持続可能な農業の確立に向けた本県の取組は重要と考えますがいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　まず観光関連産業は、私がある有識者の方から伺ったところ、都市型観光を図る上ではその後背地に供給する農用地が必要であるというようなお話を伺いました。つまり、それこそが自給率を高め地元でその食材を循環させることによって、観光の付加価値もまた同時に上がっていくというような話を伺っております。ですから、これからはその後継者の育成、技術の進展などに合わせたＩＣＴを活用した農業も必要になってくる、スマート農業が必要になってくると思います。引き続き、そのような高度な人材を広く観光関連と地場産業をつなげていく形で育成していきたいというように考えております。

○新垣　善之 議員　ちょっと休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時24分休憩

午後４時24分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　続いて大問２、道路交通環境の整備について。

(1)、交通標識やガードパイプ等の原状回復について。

ア、破損箇所の現状はどのようになっていますか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　交通規制標識の破損状況についてでありますが、いずれも交通事故によるものですが、令和６年中、64件の破損がありました。このうち、42件が修復済みで22件が未修復となっております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　自分が思っているよりも修復は早いですね。（パネルを掲示）　御覧ください。これは那覇空港自動車道、南風原南インターの豊見城からのオフランプなんですけれども、これも約１年以上――いや１年まだたっていないな。道路標識なんですけれども、もうずっとこれが斜めになって、ガードレールももう曲がっている。それで、ここの左手には農地から入ってくる道路もあります。なので、高齢者であったりとか逆走していく可能性もあったりするというところもあります。（パネルを掲示）　これは通学路のガードパイプなんですけれども、これも結構長らく置いてあるんですね。だから、そういった通学路の児童生徒の安全であったりとか保育園児の散歩に行くための道路でもありますので、できれば早く修復してほしい。担当者ともちょっとやり取りしたんですけれども、これは損傷した対物――お互いでのやり取り、任意保険でのやり取りと聞いたので何か――自分の訴えは早く整備してほしいというのが意見なんですけれども。加害者負担で回復するのが原則とのことですが、復旧が遅れ、通学路や保育園児の散歩、また外国人観光客の運転、高齢者運転の現状が交通安全に支障を来すケースが多く見られます。本庁として迅速な復旧を実現する仕組みの導入を検討できないか。１つ目には交通安全インフラの仮復旧制度の創設であった

り、損傷回復支援基金の検討、道路管理者として積極的な対応、ただ単に見守るだけではなくて、迅速な回復と加害者負担の整理を両立する施策の導入を求めますが、見解を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　ガードパイプなどの道路管理者が設置する道路附属物の破損については、道路パトロール、通報などにより状況を確認しているところでございます。破損させた原因者を特定できる場合には、原因者により原状回復を図ることが原則ではございますが、危険性等を勘案し、緊急性があると認められる場合には、道路管理者において簡易的な応急措置等を行っているところでございます。引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　交通規制標識の破損が起きた場合には、一般的な流れとしましては、まず事故当事者が保険会社に連絡をして、次に保険会社が警察署へ損害賠償や工事等に関する連絡がなされ、その後保険会社から工事業者の選定だとか、あるいは材料の発注等を経て工事が行われるという形になります。そして、これらを含めて流れの中でおおむね２か月から６か月程度の時間を要しているというのが実態であります。今後はより早期に標識の修復がなされるよう、他県の例も参考にしながら、今申し上げました修復のプロセスについて見直しを検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　ぜひよろしくお願いします。

子どもたちの交通安全、登下校の安全もありますので、ぜひ早めのプロセス見直しに向けて取り組んでもらいたいと思います。

続いて(2)、街路樹の剪定について。

ア、製糖作業が繁忙期であり、街路樹による通行障害箇所は把握していますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県では、街路樹の異常や支障樹木等につきましては、日常の道路パトロール、または道路利用者からの情報提供などにより、その把握に努めているところでございます。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　（パネルを掲示）　パネルを御覧ください。これは、県道82号線だったかな、街路樹が路肩から道路に飛び出しております。トラック運転手によると、できたら路肩から道路にはみ出してほしくない。もう自分たちは箱の中で運転しているので、当たってしまうと左サイドミラーだったりとかフロントガラスであったり、跳ねたものの枝が後ろの車に当たったりとかあるので、そういったところを例えば繁忙期に入る前、大型台風が過ぎたとする10月あたりをめどに重点的に製糖工場であったりとか、トラック業界と共に重点箇所を剪定するというような計画が求められると思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　道路に関する要望などにつきましては、県や市町村、トラック協会やバス協会などで構成されます沖縄県道路利用者会議において意見交換などを行っているところでございます。また、先ほど申し上げましたパトロールや情報提供に加えまして、道路の異常の情報収集については、デジタル技術を活用した道路投稿システムの導入にも取り組んでいるところであり、引き続き適切な道路空間の管理に努めてまいります。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　大型車両、歩行者、ロードバイク利用者の安全確保や高木化による電線接触リスクへの対策も求められます。さらに、前定例会で土建部長が指摘したように、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観を形成するためにも、計画的な剪定と緑地管理が重要です。また、観光バス業界とも連携し、交通の円滑化、安全確保に加え、物流・観光振興の観点からも効率的な剪定計画の運用を求めますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御指摘のとおり、道路は物流空間確保のために非常に重要な施設であり、その管理は非常に重要であると考えております。今後とも様々意見をお伺いしながら適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　休憩願います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時32分休憩

午後４時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　善之 議員　大問３番、交通渋滞解消についての(1)、那覇空港自動車道南風原南インターチェンジオフランプの直近の交通量調査結果や渋滞の原因分析、対策案について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　南風原南インターチェンジのオフランプ箇所につきましては、南風原知念線山

川・喜屋武工区として道路整備事業を実施しているところでございます。現在、詳細設計を行っておりまして、並行して関係機関との協議を進めているところでございまして、渋滞対策に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　（パネルを掲示）　パネルを御覧ください。これは、南風原南インターの北口から降りてきたオフランプなんですけれども、ここの路肩から右側。これも10月、11月頃だったかな、結構ギンネムがこのフェンスを乗り越えていたんですね。ここはしっかり除草できています。今こちらにある右の右折帯をもう一つここのほうに多分やる予定だと思うんですけれども、そこをしっかりと整備して、そしてここの信号から先は２車線あります。直進が２車線ありますので、そこをしっかり２車線にしていけば――南風原南インターの夕方の渋滞ラッシュが結構北までつなぐんですね。それを解消するためにも有効と考えますので、今後の渋滞対策協議会でしょうか、そこでしっかりともんで早め早めの対策に応じてもらいたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　渋滞対策推進協議会において特定された主要渋滞箇所につきましては、鋭意検討を進めておりまして早急な対策に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　次(2)、沖縄自動車道と那覇空港自動車道が結節する西原ジャンクションは、朝の通勤時間帯に慢性的に渋滞が発生しています。原因分析と対策案について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　渋滞対策につきましては、先ほどから申し上げておりますが、沖縄地方渋滞対策推進協議会においてその対策の検討や効果検証を行っているところでございます。沖縄自動車道と那覇空港自動車道が接続する西原ジャンクションの交通状況につきましては、同協議会において現状の把握に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　これも朝の時間帯なので――ジャングリアが７月下旬にオープン予定です。その前に、朝早く空港を出て那覇空港自動車道から北部に向けて走りたいという方々もいらっしゃる前に渋滞が起こってしまうと、もう面白くないなとなってしまいますので、しっかりと早めに解消できるような取組も求めます。

次(3)、国道329号南風原町兼城交差点から那覇向けに朝の公共交通専用通行帯（バスレーン）が設けられています。バスの減便など公共交通利用が少ない中、普通車両の通行に顕著な渋滞があります。対策案はないか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　バスレーンの規制につきましては、自家用車等に比較して輸送力の高いバスの定時性を高め、バスの優位性を向上させることで公共交通への転換を図る施策の一つであるというふうに考えております。国道329号の朝のバスレーンについても、バス通勤・通学における定時性の確保に寄与しているものと考えております。バスレーン規制の緩和につきましては、バスの定時性の低下につながるおそれがある。さらには、それによって一層のバス離れが生じる可能性もあります。そういうことで言いますと、また交通渋滞がより悪化するという悪循環を及ぼす可能性もあります。以上のことから、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　兼城交差点から次の交差点は一日橋交差点、次に国場交差点があるんですけれども、自分も議会に通うようになってよく使うんですが、バスがあんまり通っていないようなイメージがあって、南風原、一日橋、次の国場辺りからいろいろバスが集積して、そこから車線が３車線に広がっていくんです。２車線から３車線に広がっていくんですけれども、そこまでは普通に普通自動車を走らせても問題はないかなと考えていたので、でも、部長がおっしゃるように、公共交通の推進はやっぱり必要だと思いますので、ただそれ以外の公共交通の形態――ＬＲＴ、モノレールの延伸であったりとかいろいろ早めにやっていったほうがいろいろ広がっていけるんじゃないかなと感じますが、見解を伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　バスレーンの規制緩和は先ほど御案内したとおり、慎重な検討が必要だと思っておりますが、一方で、そのフィーダー交通の充実であるとか、それから例えば時差出勤とか、そういったふうなソフト・ハード両面からのその対策によって、公共交通の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　ぜひ早期整備をお願いします。

続いて大問４番、子どもの貧困対策について。

令和５年度の沖縄県の貧困世帯率は20.2％、不登校児童生徒数8240人。令和４年度の若年層離職率51.2％と、子どもたちを取り巻く状況は深刻です。このような課題に対し、青少年の家を活用し、正しい生活習慣の確立、運動習慣の定着、食育指導、防災、性教育などの総合的なプログラムを実施することにより、貧困の連鎖を断ち、不登校児童生徒の支援を強化し、さらには職員の負担軽減にもつなげるべきと考えます。

(1)、青少年の家を活用した支援プログラムの強化について。

ア、不登校児童生徒を対象とした自然体験プログラムや居場所づくりの拡充はできないか、お願いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

青少年の家は、健全な青少年の育成を図ることを目的として設置されており、指定管理者制度により運営されております。不登校児童生徒を対象とした自然体験プログラムについては、石垣青少年の家で平成26年度から実施されており、芋の植付けから収穫、調理までの体験を通して達成感や協調性を育む内容となっております。

県教育委員会としましては、各青少年の家に対し、当該プログラムの情報提供を行い、青少年の家の活用促進を図ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣善之議員。

○新垣　善之 議員　これもある高等学校の校長先生、養護教諭と意見交換をした際に、子どもたちが小中学校で体験活動ができていないために、社会生活に関する話をしても何の反応もなかったと。昨今の凶悪犯罪や詐欺、性犯罪に巻き込まれる可能性が高まっているとの危機感が示されました。というところから、しっかり体験活動を通じて、おのれの自己肯定感であったりとか新たな気づきを求められると私は考えていますので――指定管理者もあります。そういった子どもたちがいろいろな体験のプログラムができるようなことをやってほしいなと考えていますが、最後答弁いただけたらなと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員今お話のとおり、この自然体験を通して、自主性、あるいは積極性、あるいは協調性、あるいは達成感、集中力、根気、知ろうとする意欲などを高めることができるというふうに考えております。特に、不登校児童生徒にとっては、今議員お話のとおり、自信や自己肯定感、自尊感情を育成することにつながるというふうに考えておりますので、しっかりと推進をしてまいりたいと思います。

○新垣　善之 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　ちょっと通告を欲張り過ぎてしまいました。急いで行きます。

その前に所見、今度の議会、甲第１号議案であれだけもめてきたわけですけれども、議会運営委員長をさせていただいているという立場からすると、まあ始まる１週間前の議運で本来だったら与野党が話合いをすべきだったのではないかなという反省が私にも実はあります。しかしもう正面からぶつかることが分かっているわけだから、やっぱり与党が積極的になるべきではなかったのかなという気持ちが私の中にはずっと残っています。これからもこういうことはあることだろうなと思いますので、その辺はよく話し合いながらスムーズな議会ができたらなと思います。

それでは通告に従って、まずは消防防災ヘリから行きましょうか。

この消防防災ヘリの拠点は検討してもう決定したのかどうかを答えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

消防防災ヘリの拠点につきましては、沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会において、沖縄本島北部から南部まで30か所を検討した結果、既存施設を利用でき、防災拠点として一体的な運用も図れることなど優位性があることから、沖縄県消防学校を整備候補地とし、各首長の承認を求めているところでございます。候補地の要件としましては、本島周辺離島への到達時間、あるいは急患搬送時に添乗する医師との合流が容易なこと、災害時における職員参集や継続的な燃料補給を念頭に道路寸断のおそれが少ないことなどが必要と考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　もう今日は、それは中心にやりません。別の項目でやりますけれども、ただここにはやっぱり消防防災ヘリですから、やはり何かがあったときにそこに物を運ばないといけない、そういう倉庫もそこに整備をしなければいけないと思うんですね。ですからそれからすると、その地域は狭いですよという部分。皆さんいろんなものを発行していまして、今日も僕――実は北部の首長会に１月31日に呼ばれてそこで消防防災ヘリの話をしてきました。その２週間後に今度は県が呼ばれてその話をしてきたと。県の議事録も今ずっと読ませていただいている、13日の。（資

料を掲示）　これがその資料。これ見ていて愕然としたんだけど、何か１月31日に県の文句を言っているような人がいるみたいな書かれ方がこの議事録にあるわけよ。つまり、１月31日に行ったっていうのは俺しかいないけどなと。だから県の班長とか誰が言ったのかよく分からんけど――名前は書いてあるけどさ。だけど、後ろでこんなことを言っているのかと。恐ろしいなと思って私はびっくりしました。

ここだけに絞ります。

夜間の運航を検討しているのか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　消防防災ヘリについては、運用開始当初は１機体制とすることや運航時間を日中のみとすることなどについて、令和３年度に全市町村の賛同を得た上で協議会を設立し、協議してまいりました。同協議会において具体的な検討を進めた上で、現行案となる４つの議案を可決し、39の市町村から承認を得ておりますが、石垣市及びうるま市から承認が得られておりません。協議会設立時の方向性については、基地や機体の整備、運用・運営に係る負担やリスクを踏まえ、スモールスタートし、検証を重ねるとの考えに基づくものであります。将来的な夜間運航については、運航実績を重ね、練度の向上を図りつつ、活動する航空隊・消防職員の意見も参考とした上で、段階的な運航時間の拡大を検討していくこととしております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　あのね、僕がここで議論をし始めたときには、将来的にはあるけどもというような感覚だったのが、少し変わってきたんだよね。あなた方のものを見ると、ステージ１からステージ５まである。しかしここ、ステージ１が日中、ステージ２が日の出から日没までとある。この日中と日の出から日没で何が違うのか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　消防防災ヘリの活動時間は、基本午前８時半から８時15分ということを検討しております。災害時の場合は、日の出から日没までということで検討しているところでございます――午後５時15分までででございます。失礼しました。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　あのね公室長、僕、朝から聞いているんだけど、質問に対する答えはしっかりとしてほしいんですよね。日中っていうのと日の出から日没、これの違いがどこにあるかっていう――まあこれはもうどうでもいいんだけど。ステージ３になると、日の出から夜間22時までとなっているわけ。これいつ頃入るのか。この22時まで。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時49分休憩

午後４時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども答弁させていただきましたが、将来的な夜間運航については、運航実績を重ね、練度の向上を図りつつ、活動する航空隊・消防職員の意見も参考とした上で、段階的な運航時間の拡大を検討していくこととしております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　さっき言った30か所の防災拠点というか、ヘリ拠点をつくると言って調査した名簿を出していただけますか。それともう一つは、皆さんがやっている消防防災ヘリコプターの導入推進協議会、このメンバーも出してください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時50分休憩

午後４時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　後日提出させていただきます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　ここで、名城伊江村長だとか伊是名の村長だとかいろいろ皆さんに質問をしているものがあるんだけれども、これに対する答弁は――これ皆さん１回議事録見たほうがいいよ。恐ろしいことが書かれているから。そしてもう一つ、この夜間の話をしますと、僕はこの間資料をもらってびっくりしたんだけど、皆さん復帰して52年間ずっと陸上自衛隊にお世話になってきているわけですよね。今現在も、恐らく令和７年もそうでしょう。ところが皆さん、ここにいる方々もそうだと思うんだけど、夜間、自衛隊が普通に行って搬送する患者を連れてくるという感覚を持っていると思うんだけど、一番早いところで県立南部医療センター・こども医療センターが大体２時間42分。これ何かというと、医者を要請するわけですね、自衛隊かどこからか分からないけど。要請をして、医者が飛行場に着いて、そこからヘリが飛び立つまでの時間が２時間42分です。２時間42分。例えば、伊平屋に行って帰ってくる時間はこれには入っていません。

それで、空港に着いて、ここから今度は――ここに書かれているけれども、南部医療センター・こども医療センターであれば30分。つまり、このヘリは那覇空港にしか着かないんですよ。そこから30分かけて病院に行くわけだよ。そうすると２時間42分に30分をプラスして、さらにそこには飛行時間があるわけです。この状態を52年間やってきたわけだ。沖縄は、本当は防災ヘリから入らなければいけないものが、ドクターヘリから入ってきてしまった。全国は逆なんですよ。だから、ヘリのパイロットもいるし、慣れた人たちもいるけれども、この状況、皆さん知っていますか。じゃあ僕は聞きたいけれども、部長、離島の夜間と昼間、どっちの患者のほうが多いか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時52分休憩

午後４時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今呉屋県議がお持ちしている資料は、当部で行っていますヘリコプター添乗の協議会の資料というふうになっています。平成20年以降、沖縄県では、自衛隊の搬送に医師の添乗というものが必ずつくことになって、今12の協力病院の先生方に搬送事例が出た場合には連絡をして、お迎えに行って、那覇空港から立つというふうな形となっております。

時間帯別の統計でございますが、令和５年度の実績ですけれども、昼間が合計114.5、夜間が89.5ということで、56％対約44％という割合となっております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　僕のこれ令和５年の実績ですよ。昼間が45.9、そして夜間が54.1。10％ぐらい違うんだよ。夜間が多いわけだ。その夜間を飛ばさないわけでしょう。だからあなたが言うステージ３までにどれぐらいかかるかというのは、（資料を掲示）　この資料には書かれていないわけだよ。極端に言えば、10年かかるかもしれない。これでいいのか。そして、最初の協議会がつくられるときにこの資料は出されていないんだよ。これ最近作った資料だ。僕はずっと資料を取っているから。だから、こういう市町村をだましながら持っていくというこのやり方っていうのは、僕はおかしいと思うよ。全部集めて一気にやる。ここはそういうふうにしないと、これびっくりしますよ。中部病院に要請したら、平均時間が３時間51分。最長で所要時間がどれだけかと言ったら19時間14分、空港に着くまで。こんな状況では、だから私は夜間が一番――昼はいいんですよ、ドクターヘリが飛ぶから。夜は飛ばないんだよ。だから、消防防災ヘリをどうにか夜間は必ず飛ばせと言っているのは、そこにあるんだ。

どうぞ公室長、何か言いたいことがあるのか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　夜間の運航につきましては先ほども申し上げましたとおり、段階的な拡大というものを検討していくということは、以前から申し上げているところでございますので、まずは１機の導入で日中の運航から始めて、この運航実績を踏まえた中で検討をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これだけでずっとやるわけにはいきませんから。ただ、ここはしっかり分かってほしいなと思います。

プロパーの件については、次回また時間があるときにやりたいと思っていますけれども、とにかくこの夜間運航というものがどういう実態なのかというのは、本当は今日ここで映したかったんだけど、時間がなかったのでこれ映せません。できれば各議員に配りたいぐらい。今これぐらいかかっているんですよ。最短で病院に行くのに４時間、５時間だよ。僕はこの間３時間って言ったんだけど、３時間じゃ行けない。間違いなく。だから、この状態が離島苦、これが過疎地域の苦しさ。先週、僕は離島議員団――離島の議員の総会がそこの自治会館であって、そこに５時頃呼ばれてそこで講演しろって言うからこの防災ヘリの件を話ししました。この人たちが大変なんだ。救急車は海は渡れない。だから真面目に考えてほしいと思っているんです。これは、保守・革新ありませんよ。もっと真剣に考えてもらわないと少し困ると思いますね。

もっと大事なところから行きましょうね。

マリーナの件。

これはもう僕の地元の宜野湾市ですけれども、このマリーナの件についてはもうあっちこっちから飛んできます。なぜ急にバースの利用料金を上げることになったんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　宜野湾港マリーナの使用料は、平成13年に改定して以来、消費税率改定によるものを除き見直しておりませんでした。今回の改定は、近年の急激な物価上昇や包括外部監査においてマリーナの独立採算性確保が指摘されたこと等を踏まえ、使用料を見直すものであります。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　皆さん、物価高騰とか包括外部監査だとかって言うんだけれども、これ何年上げていないのか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　先ほどお答えいたしましたが、平成13年に改定して以来、改定していないということでございます。
○呉屋　　宏 議員　何年改定してないのかって聞いたんだよ。何年改定してないのか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時58分休憩
午後４時58分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○前川智宏 土木建築部長　平成13年に改定して以来、改定されてきていないということですから、二十三、四年ということになろうかと思います。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　あのね、宜野湾マリーナでこの改定のための話合いをするということで集まっていただいた。場所はどこか分からないけど。これが１月23日だ。そして、与那原が24日。いつ皆さんはこの通知を出したのか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時59分休憩
午後４時59分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　案内文の発送をしたのが１月16日でございます。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　16日っていうのは木曜日だよね。そして翌週の木曜日にやるわけだ、これ。１週間後。それで、これが着いたのが開催の２日前。与那原も宜野湾も。あなた方は緊急にこうやって集めて――使用料を1.8倍にするんだよ。10万払っているのを18万払いなさいということになるんだよ。これで本当にいいのか。こんなやり方で。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　使用料見直しに係る説明会の案内が遅くなったことにつきましては、利用者の方からもお叱りをいただいているところでございます。通知が直前になってしまったことにつきましては、おわびを申し上げます。
見直しの必要性につきましては、令和４年12月から継続的に利用者説明会を開催してきたところでございます。去る１月23日に具体的な見直しの内容を説明したというところが経緯でございます。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　いいですか、この包括外部監査は去年の３月に出ています。そして、あなた方が集まりを持ったのは、１月23日です。この間何していたのか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　使用料の見直しに係る庁内の調整及び条例改正案の作成等の作業を行っておりました。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　去年の３月に包括外部監査結果が出て、１月までバースに泊めている人たちは全くそのことが分からない。急に呼ばれて1.8倍にするという。皆さんはその準備期間があったかもしれない。彼らはどうするのか。彼らは。ここで答え出せると思うか。話し合いになると思うか、これ。反発しか来ませんよ。見てください、これ。（資料を掲示）　僕のところに届いた苦情だよ、これ全部。これ今年まず５月から上げるという話なんだけど、僕はまずこれ無理だと思うよ、この状況では。考え直したほうがいい。１年かけてじっくりとどうなのかということをしっかりと――それを求めたいと思います。また、なぜ俺がこんなことを言うかって、僕はあのマリーナに何回も行きました。問題点を全部チェックした。宜野湾マリーナはボートの長さだけでやって、双胴船って言われている底が２つになっているようなものは隣のバースまで借りられないわけだよ。これ１隻置くと隣は使えないわけだ。だけどこの料金も変えていない。長さだけで選定している。幅は選定していない。もう一つは、これは沖縄県のものでしょう。本土の人が泊めても沖縄の人が泊めても同じ料金というのはおかしくないか。どうか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　料金の設定につきましては、平等性の観点からそのように設定をしているところでございます。
○呉屋　　宏 議員　何て。聞こえなかった。
○中川京貴 議長　再度答弁お願いします。
○前川智宏 土木建築部長　料金の設定につきましては、平等性等も勘案して設定をしているところでございます。
○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。
○呉屋　　宏 議員　これ平等っていうのか。北海道の人がこっちに泊めても、沖縄の人が泊めても同じな

のか。そういう考え方なのか、玉城県政は。知事、どう思うか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当マリーナの使用につきましては、所有者の在住地に限らず平等性の観点から同一の単価としているところでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　あのね、これもっと真剣に考えたほうがいい。あなた方の考えのほうがおかしいと思うよ。沖縄県で造ったもの。まあ多少かもしれないけど沖縄の税金で造ったものを――東京はこのバースの10倍ぐらいしてますよ。だからみんなどうしているかっていったら、船はここに泊めて東京から飛行機で来て、そしてこの船に泊まっているんだよ。宿泊税が最近問題になっているけど、そこは宿泊税を取れるのか。これね、とにかくおかしいところがいっぱいある。37年前に造ったときは、目の前にサンエーだとか全然ありませんよ。あのときの環境と今の宜野湾マリーナの環境は違うんだよ。そこであなた方はこの使用方法も変えていない。全く同じ、37年間。これね、劣化してきているところを直せばいいってことじゃなくて、考え方をもう変えていったほうがいいと思うよ。そうじゃないと今の状況ではみんな納得しませんよ。１年かけてゆっくり、使用している皆さんとじっくりと話し合いをしながら、段階的に本土の人は幾らねと。じゃ、あと足りないのはどうかって。あのときの使用しているバースも壊れているところがいっぱいあって、うねりで１番先のほうはもう壊れているんだよ。それも換算して指定管理をやっているんだよ。そこはちょっとおかしいと思いますよ。もう一度最後にお伺いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　マリーナ使用料の改定につきましては先ほども答弁いたしましたが、急激な物価上昇等を勘案して見直すものでございます。また、見直しの必要性につきましては、令和４年12月、令和５年５月、令和６年６月と継続的に利用者説明会において説明をしたところでございます。今般の利用料の改定につきましては、施設の修繕・改善等を確保するために必要な使用料水準であるというふうに認識しておりまして、引き続き利用者の理解を得てまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　僕が聞いているところでは、自民党の会派のメンバーもそういう苦情をたくさん受けていますので、２日ではどうしようもないということを言っています。もう１回話合いを一から組み立てていってほしいという要望がありますから、ここからじゃなくて、これはまず一からやり直してほしいと思っています。そういう感覚で今見ていますから、よろしくお願いします。

休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時６分休憩

午後５時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○呉屋　　宏 議員　次に、過疎地域について。

これは何というのか、もうお分かりだと思うんだけど。僕最近この遠隔医療というのを見てびっくりしたんだけど、部長、所見をお聞かせください。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　過疎地域における遠隔医療――過疎地域においては医療資源が限られており、その柔軟かつ効率的な活用の点から遠隔医療の導入を進めていく必要があると考えております。県では、令和６年３月に策定した第８次沖縄県医療計画に基づき、できるだけ早期に県庁内にワーキンググループを設置して、オンライン診療を含む遠隔医療の活用について検討を進めていくというふうに考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これは、例えば久米島病院で眼科はないけれども、目が痛いとかかゆいとかで来たら、それをリモートで、いわゆるカメラをつければ那覇で診療してその症状をほぐすと。だけど今、みんなわざわざ那覇まで飛行機に乗って来るんだよ。皮膚なんかもそうだけど、かゆみがあるのか痛みがあるのか診るだけで皮膚科の先生だったら、これはこういうことだからこういう薬を処方してくれとか、そういうこともできる。それと、さっき言った消防防災ヘリ。伊平屋なんかに行ったときに診療所はある、医者もいる。だけどそこで急患で運び込まれたときにその専門じゃなければそれに対応できない。だけどリモートでこの症状を診て、これはどういう処置をしてくれと。ＥＲの先生だったらそれができるはずなんだよ。だから、このリモートというのは今の時代に遅いぐらいで、ほかではもうやってるはずなんだ。真剣にやるつもりがあるかどうか、部長。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今議員のほうから説明がありましたように、急患搬送に伴う遠隔医療、それから通常、専門医に巡回で

島々を回ってもらったりしていますけれども、それに代わるような専門医のオンライン診療、あるいは小児科における子どもの相談も含めた形で今オンラインで行っているなど様々な形態がございます。

県としては、まず救急車で運ばれる患者の情報をみんなで共有して適切な病院に搬送するというふうな形の事業を始めておりますけれども、いずれ先ほど申し上げましたプロジェクトチームでしっかり内容を検討していくというふうに今考えているところでございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　もう一つは、この遠隔医療をもっと生かせるような形、39の有人離島があるこの沖縄でこれ以上効果があるところはないよ。だから真剣にここは捉えるべきだと思っていますから、よろしくお願いします。

それと、小規模離島のガソリン代。これこの間調べたら、伊平屋で２週間前に208円ですよ。208円。これどう思いますか、皆さん。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　１月時点で離島のガソリン価格の平均単価が203.5円ということが確認されております。本島と離島間の価格差について、20円から30円程度は常に差があるものというふうに認識しております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　皆さん、これに対して格差是正で運賃を補助しているわけでしょう。ただ固定で10円出せばいいということではなくて、ここが175円だったらこの差額を本来は持ってやるべきではないのか。僕はそう思うんだけど、どうですか部長。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　石油製品の輸送費補助につきましては、本島から各離島への海上輸送費のほかに、特に小規模離島になりますが、ドラム缶輸送による陸上輸送費等についても対象とするなど各離島の輸送実態に合わせたような補助も行っております。ただ残念ながら、今でも20円から30円程度の格差があるということは承知しております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　あのね、30円も差があったら10リットル入れて300円の差だ。これが１か月に１回だったらいいけれども、これを何回も何回も入れていくってなったら、それが本来の過疎地域だとか離島の苦しさなんだよ。だからこれを自分のことのように考えていかなければ、これは間違いなくこれでは解決しませんよ。

次行きます。

国立自然史博物館ですけれども、次年度の計画をお伺いします。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

県では、さらなる機運醸成に向けて、学識経験者や経済団体の事務局長等で構成する事業推進会議の意見も踏まえまして、引き続き企画展やシンポジウムの開催を行うとともに、国への要請等の取組を強化することとしております。加えまして、沖縄県に誘致するに当たってのコンセプト等の調査検討を引き続き実施しまして、県が求める国立自然史博物館について、国や県民が具体的にイメージできるよう、国立自然史博物館誘致に関する基本方針の策定に向けて取り組むこととしております。

以上です。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　これは本当にビッグプロジェクトで、みんなが一体にならないと成功しない。だけど今の状況では――皆さんの話聞いたら、各部から集まって何か検討委員会みたいなものをつくったか。つくったと。今年は何回やったのかって言ったら１回と。これでできるわけがないよ。この準備のための事務局が東京にあるけれども、毎月こっちに来て勉強会をしたり打合せをしたりしている。これは恐らく県民会議をつくるまで。これは申し訳ないけれども、この県議会の議員連盟でやらなければいけないかなと思っている。それぐらいのことをやって、設置をしたらもう県民会議に任すというようなところまでやらないといけないかなということを考えているんだけれども、皆さんどう思いますか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　例えば、九州国立博物館の設立に当たりましても、民間による設立誘致が大きな力になったというふうに認識しております。御指摘の県民会議の設立につきましては、県や市町村、学識経験者それから経済界、そういった様々な関係者が連携協力して県全体が一体となって取り組んでいくという部分においては、国への働きかけを強化する点から非常に重要だというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　時間がありませんから、次行きます。これ、しっかりと部長やってくださいね。

環境省の事業の中で、脱炭素先行地域というのが指

定されています。僕これを知ってびっくりしたんだけれども、これ今現状はどうですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時14分休憩

午後５時15分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

脱炭素先行地域とは、2030年度までに地域内の民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて取り組む地域のことでありまして、環境省は2025年度までに少なくとも100か所を選定するという形になっております。これまで令和６年６月までの間に、全国で82の提案が選定されておりまして、県内では２地域が選定されているというような状況になっております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　その地域はどこか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

与那原町と宮古島市であります。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　私はこれこそ皆さんが――第１次の温暖化対策、10年計画、これも見させていただいた。だけど、これ現実的じゃないなという感じがします、あの頃からすると。今から13年、14年前だから。ところが、これを現実にできそうなところが久米島じゃないのか。温度差発電をやっている。皆さん試験もやった。それで実際に発電もできる。あとは管を大きくすればどうにかなる。そこまで来ているのに、そこにつぎ込まない。モデル事業ばかりやって終わる。だから、まずは排出ガスを50％。この久米島は２台に１台はＥＶ車が走っているよというような環境をつくる。それで、つくる電気も化石燃料じゃなくて、これは太陽光だとかそういうものでそれをつくってやっていくということが僕は大事だと思う。ただ、今与那原っていっても、これは埋立地だけ指定されているんじゃないのか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時17分休憩

午後５時17分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

与那原町の脱炭素先行地域の対象区域は、マリンタウン東浜エリアと公共施設群という形になっております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　だからそうなるんですよね。新しい町だから、当然太陽光をつけましょう、蓄電池を入れましょう。分からないけれども、多分その10％、20％は環境省が持ちましょうと。そういうことであれば、与那原の中の一部でやるわけだから――まあまあこれは与那原が手を挙げたんだから、皆さんの問題ではないけれども、でもそれは優先的に皆さん環境部としてそこに引っ張っていくことが僕は必要なんじゃないかなと思う。粟国だったら700名しかいないよ。100％になるんじゃないのか、どうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　この脱炭素先行地域は先ほども説明しましたけれども、地球温暖化、二酸化炭素排出実質ゼロに向けて、モデル的に取り組んでいくものであるというふうに考えております。中身的なものにつきましては、地方自治体のほうが検討することになりますけれども、県におきましては、離島におけるＥＶ化でありますとか、地球温暖化のこういった施策についてまずは普及啓発に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　呉屋　宏議員。

○呉屋　　宏 議員　部長、そんな話をしたら前に進まないよ。あなた方が１人ぐらい多良間に送って、これを先行してやっていこうというぐらい向こうとも調整しながらやっていって、手を挙げさせて、この700名の粟国は間違いなくもう100％に近いぐらいの温暖化対策はできていると。そういうふうな島をまず１つつくったらどうか。それが本来の仕事であって、そこがうまくいったらどんどん広がっていくんだよ。だけど中途半端にやって、そこのモデル事業が終わったからといって次に行く。そしてここはそのまま残ってしまう。何もできていない。そういうようなところをつくったら、僕は駄目だと思うよ。もっと真剣にやってほしいなと思って終わります。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明26日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子

令和７年２月26日

令和７年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第６号）

令和７年 第１回 沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

令和７年２月26日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第6号

令和７年２月26日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで

甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和７年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和７年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和７年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和７年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和７年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和７年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和７年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第27号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第７号）
甲第28号議案　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第２号）
甲第37号議案　令和６年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　令和６年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県公文書等の管理に関する条例
乙第２号議案　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
乙第９号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県証紙条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第16号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県文化芸術振興基金条例
乙第18号議案　沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

乙第28号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第32号議案　財産の取得について
乙第33号議案　財産の処分について
乙第34号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第35号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第36号議案　損害賠償請求調停事件の調停について
乙第37号議案　損害賠償の額の決定について
乙第38号議案　損害賠償の額の決定について
乙第39号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第40号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第41号議案　副知事の選任について
乙第42号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第43号議案　沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について

出　席　議　員（44名）

48番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	23番	島尻忠明　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	24番	当山勝利　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	25番	西銘純恵　議員
3番	喜友名智子　議員	26番	新垣光栄　議員
5番	大田　守　議員	27番	上原快佐　議員
6番	高橋　真　議員	28番	玉城健一郎　議員
7番	宮里洋史　議員	29番	山里将雄　議員
8番	徳田将仁　議員	30番	糸数昌洋　議員
9番	比嘉　忍　議員	31番	仲里全孝　議員
10番	新垣善之　議員	32番	仲村家治　議員
11番	新里　匠　議員	33番	下地康教　議員
12番	平良識子　議員	34番	座波　一　議員
13番	比嘉瑞己　議員	35番	新垣　新　議員
14番	次呂久成崇　議員	36番	大浜一郎　議員
15番	米須清一郎　議員	37番	渡久地　修　議員
16番	幸喜　愛　議員	38番	仲宗根　悟　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	西銘啓史郎　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	47番	島袋　大　議員

欠　席　議　員（1名）

4番　儀保　唯　議員

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	松永　享	商工労働部長
照屋義実	副知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	前川智宏	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城　力	企業局長
溜　政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田　真	企画部長	金城康司	総務部財政統括監
武村幹夫	企画調整統括監	半嶺　満	教育長
多良間一弘	環境部長	小堀龍一郎	警察本部長
北島智子	生活福祉部長	下地　誠	労働委員会事務局長
真鳥裕茂	こども未来部長	森田崇史	人事委員会事務局長
糸数　公	保健医療介護部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員
前門尚美	農林水産部長		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
前田　敦次	長	安田　健主	査
中村　守	議事課長	比嘉太一主	査

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

比嘉　忍議員。

〔比嘉　忍　議員登壇〕

○比嘉　忍 議員　おはようございます。

議席番号９番、沖縄自民党・無所属の会、比嘉忍。

今議会一般質問させていただきます。

その前に、代表質問や我が会派、それから昨日の一般質問でもございましたように、今議会冒頭でのごたごたに対する様々な御意見、提案、我が会派の多くの先輩議員の皆様からも御指摘あったかと思います。私のほうでもちょっと経験を踏まえて。私も２年前の市議会議員選挙までは――平成30年、2018年２月８日に就任しました渡具知現市長の１期目の年、選挙も２月ですから、直後の３月の予算議会、それから６月議会と改選前も少数で――与党ということは地方議会ではなじまないと思いますが、分かりやすくという形で使わせていただきます。少数与党でした。同じ年、市長が当選１期目の９月の市議会議員選挙でも少数与党に甘んじてきました。その中で私は、市議会の会派の――市長を支える会派の代表会派長として、それから議会では議会運営委員長として、４年間少数与党、県議会とは予算規模、審議内容も格段に違うわけではございますが、一地方議会の議員として、渡具知市長と――行政の長と、議会の少数与党の会派長を経験させていただきました。特に感じさせていただいたのは、行政の長――当議会では、沖縄県の知事になりますが、知事と与党の皆様方とのやはり信頼関係というか、絆があまりうかがえないなというのが素直な意見です、知事。もちろん我々野党と知事との関係も、そんなにはございませんが、やはりしっかり議案を通すという形で汗をかかなければいけない。これは議会の場では与野党問わず、特に与党の皆さんが責任を持ってやらなきゃいけないことであると思います。しかしながら、議案を提案してくるのは執行部でありまして、議会――市議会であれば市長、県議会であれば知事―

―行政の長ですね。いかにこの議案を通すかということで頭を悩ませていくのが議会の務めじゃないかなと思います。そういった中で、少数与党であったこの４年間も、ほぼ、市長が提案してきた議案は通過させていただきました。中には、取下げした議案もありました。これも少数与党の会派長として執行部と練って、それから多数を占めている野党の皆さん全員が集まっている場に私１人だけ呼ばれて、それぞれ調整しながら落としどころを探って、２か月後の臨時議会で再上程するという調整をしながら議案を取り下げて、この議会は行ったと。それは２か月後の臨時議会で、その条件をクリアするために、与野党が汗をかいて、それから執行部も汗をかいて通してきたという経緯があります。この平成30年から令和４年までの私が所属していました地方議会の議案等をぜひ知事も御覧いただいて､こういう少数与党であった状態だったんですが､議案が通ってきたという現状を確認していただいて、行政の長として責任ある行動をしっかり取って、これからやっていただきたいなと思っております。行政の長として、責任ある立場とか、そういう感覚が知事の姿勢から全然見られなかったのが残念でなりません。それからＸとかでつぶやきながら、言論の府はこうであるべきだとか、いかにも議会側が悪いような発信もして翌日削除されていましたが、マスコミには大きくクローズアップされてきたことであります。これからしっかり与野党連携して、それから執行部の意見も予算提案権も加味しながら審議していきたいと思っております。

それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

１、令和７年１月17日に名護市内で行われた、陸上自衛隊第15旅団による防災訓練について次のとおり答弁を求めます。

(1)、訓練の意義、目的について。

(2)、妨害行為についての知事の見解。

２、令和６年11月21日に事業者より提出されたベルトコンベヤーの道路占用許可申請について次のとおり答弁を求めます。

(1)、現時点での状況について。

(2)、今後の予定、見通しについて。

３、令和６年６月26日に、本部港本部地区（旧塩川地区）の港湾施設使用に係る連絡会より提出されました安全対策の申入れについて次のとおり答弁を求めます。

(1)、現時点での状況について。

(2)、今後の予定、見通しについて。

４、地域の課題解決に向けて次のとおり答弁を求めます。

(1)、令和６年１月25日に屋部支所管内地域振興会より提出された要望書について。

(2)、ジャングリアへのアクセス道路（県道）の渋滞対策の進捗状況について。

(3)、北部地区薬剤師会から要望されました、公立沖縄北部医療センター門前薬局について。

(4)、建設に係る業務委託の最低制限価格の見直しについて。

以上、１次質問とします。２次質問は質問席から行います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

皆様、おはようございます。

本日も真摯に答弁に努めてまいります。

比嘉忍議員の御質問にお答えいたします。

陸上自衛隊第15旅団による防災訓練についての御質問の中の(1)、訓練の意義、目的についてお答えいたします。

防災訓練は、災害発生時の迅速かつ的確な応急対策の実現や防災思想の普及啓発を目的として実施され、災害対応能力の向上につながるものと認識しております。陸上自衛隊第15旅団によりますと、今般、陸上自衛隊が名護市において実施したヘリコプターを利用した防災訓練につきましては、県内に突発的な大規模地震が発生した際、関係機関等との連携強化を図ることを目的に、情報収集に係る初動対応を実動訓練として実施したものであるとのことです。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、陸上自衛隊第15旅団による防災訓練についての中の(2)、妨害行為への見解についてお答えいたします。

名護市における自衛隊の訓練の際、着陸予定地である県の管理する公園に人がいたことで、着陸場所の変更が生じたことは承知しております。県では、防災訓練の実施に当たっては地域の皆様の御理解と御協力を得ることが不可欠であり、住民の皆様への十分な周知や安全管理が求められていたのではないかと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　２、ベルトコンベヤーの道路占用許可申請についての(1)及び(2)、申請の現時点の状況、今後の予定及び見通しについてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

令和６年11月21日付で事業者から北部土木事務所へ道路占用許可申請書が提出され、同日に受け付けております。現在、北部土木事務所において、同申請書の内容について精査しているところであり、道路法に基づき適切に処理してまいります。

次に３、安全対策の申入れについての(1)及び(2)、本部港旧塩川地区の安全対策に関する申入れについてお答えいたします。３の(1)と３の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

県の管理する港湾施設は、公的な資金で整備した公の施設であり、一般の方々も利用できることが原則となっております。昨年６月26日、本部港本部地区（旧塩川地区）における港湾施設使用に係る連絡会から、立入禁止看板の設置等、同地区における安全対策の申入れがありました。本部港旧塩川地区の安全対策については、事業者においても検討がなされるべきものと考えております。引き続き、事業者と安全対策について調整を行い、関係法令に基づき適切に対応してまいります。

次に４、地域の課題解決についての(1)、屋部川に係る地域からの要望に対する県の対応についてお答えいたします。

屋部支所管内地域振興会からの屋部川に係る要請に対し、河川沿いの雑草対策については、屋部橋付近において視認性が悪いことから除草を行っております。また、親水公園等への溢水対策等については、現在、護岸の設計を行っているところであり、令和６年度内に地域振興会へ現在の取組状況を報告したいと考えております。今後とも関係機関と連携し、屋部川の浸水被害の軽減に取り組むとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

次に同じく４の(2)、北部テーマパーク開園に向けた交通対策についてお答えいたします。

県では、関係機関が所管する交通課題への対応等について共有・連携を図りながら、交通対策に取り組んでおります。県管理の名護本部線においては、白銀橋（西）交差点改良やテーマパーク入り口右折帯設置工事に取り組んでいるところであります。また、国においては中長期対策として、名護東道路の本部方面への延伸を検討しております。引き続き国や名護市、今帰仁村などの関係機関と連携し、道路管理者として必要な対策を実施してまいります。

次に同じく４の(4)、建設に係る業務委託の最低制限価格の見直し経緯についてお答えいたします。

土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格の見直しについては、令和６年１月に沖縄県建設業審議会に諮問し、同年９月に審議会会長より知事に対し答申が行われました。これを受け、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の見直しを行い、同年10月１日から適用しております。最低制限価格の見直しによりダンピング受注を防止し、業務の適性な品質が確保されるとともに、担い手の育成及び確保につながり、建設業の健全な発展に資するものと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　４、地域の課題解決についての(3)、公立沖縄北部医療センターの門前薬局についてお答えします。

去る２月７日に一般社団法人北部地区薬剤師会から公立沖縄北部医療センターの門前薬局として、優先的に移転できるよう支援することに関する要請を受けております。公立沖縄北部医療センターの建設予定地となる旧農業大学校敷地は、沖縄県北部医療組合へ売却する方針で調整しており、門前薬局としての移転支援については、地方自治法など関係法令に基づき、北部地域の実情も踏まえた上で対処してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　ありがとうございます。

それでは、順次２次質問をさせていただきます。

１月17日、名護市内で行われた防災訓練。先ほど知事のほうから直接、意義、目的等について発言がありました。当日、皆さん御案内のとおり一部の妨害する方々によって、ヘリの着陸の変更を余儀なくされたということであります。先ほどの知事の答弁の中でも、防災、災害への迅速な対応、それから防災能力を高める、向上につながるとか、それから関係官庁との連携強化と挙げていただきました。今回この目的が達成されたと思っておりますか、知事。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　当該訓練につきましては陸上自衛隊の訓練でありますので、そこは達成されたかどうかというのは我々のほうではお答えできないとこ

ろでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　お答えできない。もうネット等で県民も見てますよ。それから同じ日、前の日にもほかの訓練が実施されております。美ら島レスキュー2024。これの場所、主催はどちらになっていますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　美ら島レスキューは陸上自衛隊第15旅団との共催により、沖縄県において大規模災害が発生した場合の情報処理や共有等の災害対処能力の向上及び県内自治体関係機関等の連携を図ることを目的に、災害想定に基づく図上訓練を実施しております。主な会場としては、沖縄県の講堂を利用しております。
　以上です。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　そうなんです。同じ日にも県と陸上自衛隊第15旅団との共催での訓練がされていました。代表質問、一般質問でもありましたけれども、そのヘリの発着予定地は県管理でございました。それから、指定管理者からは連絡がなかったということでこれまでの答弁がございましたが、その辺の確認と、それから県共催ということで、やはり県からも担当者が参加していたのかということを２つ確認したいです。答弁お願いします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　公園の管理者としての当日の内容についてお答えします。
　県営公園でヘリコプターの着陸を伴う実動訓練を実施するに当たりまして、公園の指定管理者から県に対して、事前の情報共有がなされていなかったものでございます。公園の指定管理者から陸上自衛隊に対して、安全確保に係る事前対策の助言が十分ではなかったことが課題であるというふうに考えております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　名護市において陸上自衛隊第15旅団が実施した今回の実地訓練は、美ら島レスキューに合わせて自衛隊独自に実施されたものでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　独自にされていますが、この当日も美ら島レスキューはされています。前の日にもされています。県からも職員が行っていますよ。情報共有が図られているんじゃないですか。連携強化とか言いながら、知事、先ほど目的もおっしゃっていましたが、この名護市での防災訓練の前日と当日、この美ら島レスキューで県と自衛隊が共催して行っています。県の防災担当の方々も行っていますよ。だからそういった形でいながら、情報共有されずに指定管理者からの情報がなかったと。知事、こういう体制ですね、何か本当に他人任せで、北部豪雨の際のああいった形がまだまだ今の県政ではされているんじゃないかなとしか思えません。あちらも住民というか――平日、名護城、今はあまり行けないんですけど、時間があるときには昼間とかもウォーキングとかいいコースでありますけれども、弁当広げて食べるような市民の方々はいないですよ。この新聞等の報道でその方々の声にもありましたように、もう明らかにこの訓練を妨害しようと集まってきた方々なんですね。それを県管理でもあるのに指定管理者の皆さんから情報がなかったということだけで済まそうという問題ではないと思います。この訓練――申し上げました、ヘリの発着場所が変わっただけかもしれませんが、この訓練には歩行しながらの情報収集とかも含まれるんですね。この距離が8.8キロから１キロ、８分の１に減ったんですよ。市内を行進しながら情報収集するという目的ですよ。それが８分の１になって達成されていないんですね。名護市民も沖縄県民ですよ、知事。そういった自衛隊が主催だから我々知らんぞって、これは通りませんよ。自衛隊の機能強化だけでこういう訓練をやるわけではないじゃないですか。何かあったときに、県民である市民の安心・安全、防災をどうするか。今後、災害が来たときに情報収集をどうするかという目的も８分の１に縮小された。ヘリの着陸場所が変わって１キロしか歩行訓練されていませんよ。名護市民は置き去りにして、どうでもいいというような行動にしか見えません。今後はこのような――前日からやっているじゃないですか、レスキューでも、一緒に。県の担当者もいたはずですよ。共有しているはずですよ。それもなかったと言うんでしたら、関係官庁との連携強化も目的ということをよく言えたものだなと思います。名護市民も県民ですよ、知事。同じ県民です。これは単なる着陸場所が変わっただけじゃないです。８キロのこの情報収集、歩行訓練しながら情報収集するのが８分の１――１キロしかできなかったんですよ。町なかではできなかったということを指摘申し上げまして、次に行きたいと思います。
　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時25分休憩
午前10時26分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○比嘉　忍 議員　ベルトコンベヤーです。
これは代表質問でも取り上げさせていただきました。昨日の一般質問でも大議員にやっていただきましたが、内容について精査中ということなんですが、これまでの申請者とのやり取りで何回質疑応答がありましたか。できればこの日付――県からの質疑事項、それから回答、このやり取りが何回で、何月何日まで答弁いただきたいと思います。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　内容確認の日付でございます。１回目の北部土木事務所からの確認事項提示が令和６年11月26日、それに対し事業者からの回答が11月29日。２回目の事務所からの確認事項提示が12月23日、回答が12月27日。３回目の確認事項提示が令和７年１月31日、対しまして回答が２月７日となっております。
以上でございます。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　質疑の内容については、個人情報という形で先日の一般質問、代表質問でも答えていただけなかったんですが、今ありましたように、知事、皆さんからの、県からの質疑に対しては業者はもう３日後ぐらいには回答しているんですよ。それから１か月後ぐらいに、また同じ質疑をしているという形になります。これも本当に遅らせるための協議をしているんじゃないかなとしか思えません、知事。それから協議の目的です。
休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時28分休憩
午前10時28分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○比嘉　忍 議員　知事、占用許可基準。占用許可の原則３つありますが、それについて答弁お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前10時29分休憩
午前10時29分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　許可の基準でございますが、次の３つの要件を満たす場合に許可できるというふうにございます。１つ目は、道路占用物件が法令等に掲げる物件に該当する。２つ目は、道路の敷地外に余地がなくやむを得ない。３つ目は、占用の場所、構造等が政令の基準に適合している。また、次の３つの原則を考慮して許可を判断するとございまして、公共性・計画性・安全性これらの原則に照らして、現在判断をしているというところでございます。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　そうです。公共性と計画性と安全性。今許可が出ていない大きな理由についてもう一度確認したいんですが、知事。答弁はしていただけなかったんですけど、何が原因で止まっているんですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　占用の対象となっております国道449号は緊急輸送道路であり、かつ周辺に迂回路がないことから施工方法も含めた安全性の面などで、道路の構造への影響などについて慎重に判断をしているところでございます。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　慎重に判断するということはありますけれども、確認してみますと先ほどの原則、公共性それから計画性、安全性、それから外れているような質疑もされていると聞きます。あの地域から何百メーターか離れたあるものへの影響とか、これ全然先ほどの三原則には該当しないような質問事項まで含まれていると思いますよ。だからそういった形で、同じような状況で許可したコンベヤーとかその辺、県内ではどれぐらいありますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　申し訳ございません。県内の道路にそういったコンベヤーの許可がどの程度あるのかというと、申し訳ありません今手元に資料がございません。申し訳ございません。
○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。
○比嘉　忍 議員　前も申し上げましたが、すぐ近くに同じ国道沿いの下からのもありますので確認して、ぜひ何が原因で――細かいことは申し上げられないと答弁ありますけれども、申し上げられないんでしたらせめて申請者には、ここここだよとスピード感持って対応できるようにお互い連携しながら、ここがこうなのでじゃどうなのとアドバイスしながらやるべきだと思いますが、知事いかがですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　申請者の事業者に対しましては、適宜疑問点についての確認を行うなど速やかな対応を心がけてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　速やかに対応、情報もやりながら、それから先ほどの許可原則から外れていると思うような質問内容もありますので、ぜひ何を業者に質疑したか知事も目を通したほうがいいと思います。

それでは次行きます。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○比嘉　忍 議員　３番の塩川。

これも代表質問でもさせていただきました。答弁では一般の方も利用できる。また、安全対策は事業者で考えるべき、そういったことを考えるべきと。それから、それを踏まえての先ほどのベルコンの申請等は許可しないように長引かせていると。言っていることと行動が違うと思いますよ、知事。これも港湾管理条例に基づいてやはり議論していかなきゃならないのかなと思うんですけど。（パネルを掲示）　このパネルをまず御覧ください。沖縄へ行って日々強行される塩川港からの土砂の船積みを止めようとキャンペーンしているんですよ。それから安和、塩川に辺野古の闘いが見えるとか言って動員をかけています、動員。だから通行人じゃないんですよ、知事。通行してる人はいません。しかもあっちは管理漁港区域内でしょ。安和でも通行人のためにとかって言いますけど、地元の区長や選出の議員からレクチャーしてくださいよ。反対派の皆さんが抗議活動しているところからウォーキングする区民はいません。この中、あれは通行人ですか。

港湾管理条例の第３条第10号。知事、この条文読み上げていただけますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　港湾管理条例第３条は、「何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第６号から第10号までに掲げる行為について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。」というふうに書いておりまして、各号に禁止行為が記載されております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　これですよ。沖縄へ行って、塩川へ行って。人集めていますよね。港湾管理条例第３条第10号で「人寄せをし」と。これ禁止行為になっているんですよ。知事が許可したんですか。第３条第６号から第10号までは禁止行為、人寄せ。人寄せって辞書開いたら何て書いていますか――まあいいですよ。人を集めることですよ、人を集めること。港湾管理条例第３条第10号で人寄せする行為は禁止されていますよ。これ人寄せじゃないですか。内地からも他府県からも沖縄へ行って、辺野古の闘いは塩川で止める。もう反対派ですよ、知事。（パネルを掲示）　塩川デイ趣意書まであるよ。こうして集めている。これこそ港湾管理条例第３条の(10)の人寄せをし――禁止行為じゃないですか。こういうこともあるのに、しかも県の許可をもらった業者がちゃんとした真っ当な経済活動をしている場ですよ。しっかりと――新潟県ではちゃんと禁止看板が立てられていますということも、12月議会でも提案させていただきましたが、もう一度このような状況を鑑みて、知事、第３条の禁止行為第10号に当たりませんか。知事の認識、見解を求めます。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。今答弁中でありますので。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　港湾は公の施設でございまして、一般の方々も利用できることが原則でございます。港湾内を支障のないように歩行すること等は、禁止できないものというように考えております。

○中川京貴 議長　比嘉　忍議員。

○比嘉　忍 議員　だから歩行者じゃない。あちらにあるのは荷さばき地、臨港道路。歩道ありませんよ。人寄せして、荷さばき地でしっかりと経済活動をしている、許可をもらっている企業の皆さんの妨害を――禁止行為に該当する行為を取り締まれない、判断できない知事は県民から本当に大丈夫ねと言われても仕方ない事案だと思いますよ。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○比嘉　忍 議員　次４番、地域課題に向けてのことなんですが。

門前薬局に関して、要請の場に私も同席させていただきました。地域の特性を鑑みてということで部長からありましたけれども、公的なサービスもこの薬剤師会はやっていただいていると思いますが、その状況―

―このような公的なサービスを展開しているということに見解はございますか。よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

要請書の文面の中にもございますけれども、北部は唯一医薬品卸の事業所がないため備蓄というのが非常に重要ということで、医薬品の備蓄センター事業を以前から行っているということ。あるいは各薬局における不動在庫情報を共有して不動在庫ネットワーク情報、それからかかりつけ薬局案内所情報、使用済み自己注射針回収事業など、このような形の公益性の高い事業を展開している。北部地域の特徴も踏まえた形で行っているということについては、こちらのほうも要請書で確認をしているという状況でございます。今後は先ほど申し上げましたような、関係法令にのっとりながら北部の事情も鑑みて検討をしていきたいと思います。

○比嘉　忍 議員　以上です。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

〔島尻忠明　議員登壇〕

○島尻　忠明 議員　皆さん、おはようございます。

会派沖縄自民党・無所属の会、島尻忠明でございます。

質問に入る前に、今日は順番を替えていただきました。議長、そして執行部の皆さんの御配慮に感謝をいたします。

それでは一般質問に入る前に、この議会冒頭より甲第１号議案等々についていろんなことが起こっております。そして我々会派の代表質問にもありましたとおり、知事はオール沖縄のオーナーではないとか、そしてワシントンの特殊法人とか株式会社とか、よく会社をつくるんですね、いろんな意味で。そして私が所属しております総務企画委員会でも――もちろん思想信条はいいですよ。同じ項目がたくさん列挙されて、同じような予算がダブって使われているんではないかなということはせんだっての定例会の委員会でも我が会派のほうから指摘が入っております。先ほど申し上げましたように、思想信条はいいんですよ。ただ、やはり正当な形式を持って、形態を持って行っていただきたい。そうすれば今回のような混乱の起きる、特に予算議会であります。私も長いこと議会で活動してまいりましたが、このように開会前からいろんな指摘がある中で何の手立てもしない。まさしくこれは執行部の怠慢であるというふうに指摘をして、一般質問を行います。

１、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、２月９日の浦添市長選挙の結果を受けての知事の見解を伺います。

(2)、松本候補者、里道候補者の２人のうち、知事、両副知事はどの候補者の市長選応援に入りましたか。

(3)、選挙結果を受けて今後の那覇港浦添埠頭地区の取組と今後の課題についてお聞かせください。

(4)、第３回てだこ協議会の開催の日程について伺います。

２、土木建築行政について。

(1)、浦添市小湾川の整備について伺います。

３、資格外活動許可についてでございます。

(1)、留学生の資格外活動許可について、さきの定例会で県の考え方についてお聞きいたしました。その後の取組についてお聞かせいただきたいと思います。

４、我が会派の代表質問との関連についてでございます。

まず１つ、我が会派の西銘啓史郎議員の１の(1)、ワシントン駐在問題についてでございます。

これにつきましては、アからサまでについての全容を聞くということで皆様方にお伝えをしております。その前提となるのは冒頭申し上げましたように、この件についてはいろんな疑義をはらんでいると思います。そういう中においても代表質問で答弁があったとおり、やはり従来どおり取り組んでいく、そういう考えなのか、その辺の経緯をお聞かせいただきたいと思います。

次に２番目、我が会派の仲村家治議員の２の(7)、那覇一文字の活用についてでございます。

釣り文化の振興という観点から、釣りをする方が利用できる時間帯を定めるなど工夫をして、この現在の釣り文化を含めて一文字の活用についてお聞かせいただきたいと思います。

あとは質問席で質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　島尻忠明議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の(1)、浦添市長選挙についてお答えいたします。

各首長選挙につきましては、それぞれの候補者が地域が抱える課題等の実情を踏まえ、自らの公約を掲げ選挙に臨まれるものであり、浦添市長選挙におきましても、このことを踏まえ有権者が判断したものと認識

をしております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　1、知事の政治姿勢についての中の(2)、浦添市長選挙の応援についてお答えいたします。

今回の浦添市長選挙において、知事及び池田副知事は、特定の候補者の応援を行っておりません。照屋副知事は、里道候補の応援に行かれたと聞いております。

同じく1(4)、てだこ協議会の開催日程についてお答えいたします。

第3回那覇港湾施設移設に係るてだこの都市（まち）・浦添の振興に関する協議会の開催については、浦添市の内陸エリア基本構想策定事業及び西海岸周辺エリア基本構想策定事業の進捗状況を踏まえつつ、主宰者である防衛省において検討されるものと承知しております。

次に4、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、ワシントン駐在に関する認識と今後の取組についてお答えいたします。

ワシントン駐在は、日頃から沖縄の基地問題に関連する情報収集や沖縄の状況などの情報発信を行っており、米軍による事件・事故等が発覚した際には、速やかに米国政府関係者と面談し、事件の経緯を説明するなど、適時適切に対応しているところです。

県としては、トランプ政権における政策がどのように在沖米軍基地に影響を与えるのか把握するためには、現地における情報収集は重要と考えており、また在米県人会との交流などの幅広い活動については継続する必要があると考えております。そのため、いわゆる百条委員会や監査委員による監査、調査検証委員会の調査結果を踏まえ、よりよい方向性を見いだし、新たな体制で再スタートするまでの間も必要最小限度において駐在体制を維持していきたいと考えております。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　1、知事の政治姿勢についての(3)、那覇港浦添埠頭地区の取組と今後の課題についてお答えいたします。

各首長選挙については、それぞれの候補者の公約等を踏まえ、有権者が判断したものと認識しております。那覇港管理組合によると、那覇港港湾計画において、浦添埠頭地区では物流空間の形成や交流・賑わい空間等を位置づけているとのことであります。交流・賑わい空間については、浦添市と那覇港管理組合において、令和5年度から環境アセスメントの手続などに取り組んでおり、方法書に基づく現地調査を昨年8月から着手しているとのことであります。

県としても、同空間の整備促進に向け、引き続き浦添市及び那覇港管理組合と連携して必要な予算の確保等に取り組んでまいります。

次に2、小湾川のしゅんせつ状況と安全対策についてお答えいたします。

県管理河川において、河積が阻害されている箇所については、危険性及び緊急性の高い箇所から順次しゅんせつや除草等を行っているところであります。小湾川については、雑草木の繁茂等が見られる箇所において除草等を行っており、今後、緊急浚渫推進事業債を活用したしゅんせつ工事を検討していきたいと考えております。また、河川沿いの注意看板については、文字が消えかかっていることから、補修を検討しております。引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

次に4、我が会派の代表質問との関連についての(2)、那覇港の沖防波堤についてお答えいたします。

那覇港管理組合によると、同組合が管理する沖防波堤は、水面からの高低差が大きく、転落すれば救助は困難であること、さらに天候の急変や地震・津波発生時など即時の避難行動も困難であることから、立入禁止を解除することは、安全管理上支障を来すことから適当でないとのことであります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　3、資格外活動許可についての(1)、留学生の資格外活動についてお答えします。

県では、日本語学校留学生の資格外活動時間の拡大について、令和6年10月15日に国家戦略特区として国に提案したところ、同年12月26日に国から、資格外活動は留学生の学業を阻害しない範囲で許可されるべきものであり、今回の本県の提案は認められない旨の回答があったところです。その後、県におきまして、国からの回答内容を精査するとともに、民間事業者など関係者との意見交換等を重ねた結果、提案内容を見直した上で改めて提案することとし、現在検討を続けているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　答弁をいただきましたので再質問をさせていただきます。

まず、浦添市長選挙の結果を受けての知事の答弁がありました。地域の皆さんの御判断ということでありますが、知事はこの選挙――選挙はお互い戦うもので、いろんな争点、いろんな公約を持ってやるんですけど、今回の選挙は地元の総意、理解があってのという答弁ですけど、今回の浦添市長選挙、何が争点だったというふうに知事は捉えていますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　様々な公約を掲げて、それぞれ市民がどのように判断をするかということについては私も詳細は存じておりませんが、例えば学校給食費の無償化などは、争点の一つであったというように承知をしております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　それでは、照屋副知事は里道さんの激励・応援に入ったということですが、それはどういったことで選挙応援にお入りになりましたか。

○中川京貴 議長　照屋副知事。

○照屋義実 副知事　私は、副知事に就任する前から、すなわち2013年１月28日に建白書を政府に提出した時点から、オール沖縄側に乗ってその勢力につながっている方々を応援してまいりました。その流れから行きますと、今回の場合は里道候補だろうというふうな認識は持っていたわけですけれども、ただ、三役の間で個別の判断で応援に入りましょうというようなことになっておりまして、今回その応援といいますか、演説会場に行ったのは一度だけ、最終日でありました。たまたま沖縄市のほうで用事があって、その帰り道、経塚シティ前でその集会があるというような情報が入ったものですから、本人も知らない、話も聞いたことがないというふうなことではコメントのしようがないので、一度は御本人の話を聞こうということで帰り道に寄ってまいりましたが、もう時間が過ぎておりまして――半ば過ぎていましたかね、残念ながら本人の話は聞けませんでしたけれども、背中を押される形で前のほうに行っておりまして、結局それが応援に入ったというふうなことになったんだろうと思っております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　議長、私は両副知事はどなたが行きましたかと聞いたとき、個人的に行ったのに答弁では副知事が行きましたってことですよ。これおかしいですよ。それと、建白書の話なんですけど、この団体は建白書に関わっているんですか。私、調べてみると、この人たちは関わっておりません。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

○島尻　忠明 議員　答弁はそれでいいですかってこと、確認ですよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

照屋副知事。

○照屋義実 副知事　先ほどの答弁が不首尾であるということであれば、再答弁しますけれども、今回の浦添市長選挙では、個別の判断により応援を行っております。私は、学校給食無償化に対する考えに賛同し、里道氏の応援に入りました。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　副知事、どなたの応援に行くかはいいんですよ。ただ、私は公式に両副知事で――今副知事は個人的にと言うものですから、その整合性はどうですかと聞いています。これどなたが行っているのか。冒頭、私は思想信条はありますが、それはいいですと。それで、副知事が行ったということで公室長が答弁をしておりますので、知事、給食費もありましたけど、この里道さん、浦添西海岸の件もしっかりと大きく看板に掲げて戦っているんですよ。この公約ですけど、戦う争点というのは、皆さんと一緒と理解をしていいんですか。その旨で副知事は里道さんの応援に行ったのかどうか。まずこれをお聞きしたいです。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　島尻議員も政治経験が長く、また豊富であるという点については、私も日頃から敬服をさせていただいているということをまずお伝えさせていただきたいと思います。

そして、知事・副知事は行政の特別職という立場から、個人的には政治活動なども認められているということであります。なお、その際に、全ての候補者の公約を容認して応援するか否かということについては、多少の差異はあるものというふうに考えております。ですから、どういう観点で個人的に応援をするかということについても、おのおのの責任において行われるものであるだろうというように認識をしております。

○島尻　忠明 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時２分休憩

午前11時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほどの私の答弁を繰り返しますと、照屋副知事は里道候補の応援に行かれたと聞いておりますと答弁しておりまして、副知事として応援に行ったというような発言はしていないところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時２分休憩

午前11時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　やはりこの選挙というのは、いろんなところで敏感なところがありますので、しっかりと答弁をしていただかないと、土建部長からしっかりと西海岸のほうも浦添埠頭のほうも一緒の方向を向いてやっていくという答弁がずっとされているんですよ。ですから、そこまでも関連してきますので、それはそれでしっかりと答弁をしていただきたいというふうに思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時３分休憩

午前11時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　知事、知事がおっしゃる県政、また地方においてもいろんな課題があるのは十分理解しますが、この浦添埠頭――いわゆる那覇港湾施設を含むそこには、しっかりと県、那覇市、浦添市で合意文書も交わして、方向性を一つにしてやっているわけです。私がなぜこの(2)番の質問をしたかというと、方向性も一緒だから松本候補のほうに知事は来てくれるのかなと思ったんですけど、思想信条いろんな思いは抜きで、特別職で方向性が一緒であれば一緒に戦ってほしかったなというふうに思っております。

そこで、前川部長、何度も言いますけど、これは令和５年に港湾計画改定を20年ぶりにやって、そしてこの西のキャンプ・キンザーは約270ヘクタール、2.7キロの南北地域、そしてポテンシャルの高い残された地域だと思っております。その辺に向けてもやはりこの埠頭地区の開発、そしてそこの奥にいろんな事業もありますので、もう一度お聞きをします。もう選挙では何度もこれ信を得てきております。そして皆さんも合意をしております。これは前の県政からずっと合意をしております。変わらず、そしてスピード感を持って。もちろん環境アセス等いろんなのがありますが、その辺は法令に基づいて、今度は方法書ですか、もう出てきますので、あとは評価書だけですので、その辺も遅滞なくアセスとかいろんな書類が出てきましたら、しっかりと精査をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　那覇港港湾計画に基づく那覇港の整備等につきましては、那覇港管理組合において実施をされております。

県としましては、構成団体の一員として組合と連携してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

浦添港湾区域において行われております環境影響評価の手続につきましては、環境保全の見地からしっかりと審査を行いまして、必要な知事意見を述べていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　次に、てだこ協議会。

これはまだ関係各位から次の開催というのはお話がないということで理解してよろしいですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども答弁したとおりでございますが、今浦添市のほうで各基本構想等を策定している状況だというふうに理解しております。その辺も踏まえつつ、主宰者である防衛省において検討されるものだというふうに承知しているところです。

以上です。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　公室長、これは防衛省のほうからの御案内で開催されると理解をしておりますが、やはり皆さんからもいろんな――皆さんがよく使う民意を得ておりますので、時には皆さんからも声かけをして、これは沖縄県民のいろんな――ここは民港も整備をしますので、沖縄県民の約96か97％、この港から生活物資等々も入ってきますので、そういう意味では、時には皆さんからも声かけをしてという――要するに、いろんな浦添の基本計画がありますが、その辺、今どういう具合ですかというそういうお話はされたことはありますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今過去にこういう問いかけをしたかどうかというのは承知していないところなん

ですけれども、議員の御提案ですので、現在の進捗状況等は確認しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　公室長、先ほども申し上げました、しっかりとお互いにこれは前向きに行きましょうということで合意文書も交わして、ずっと前の県政からこれはやってきているわけですから――あれは平成13年頃からだと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。人ごとではないですよ。皆さんもやっぱり――国、もちろん浦添市にもありますけど、やはり県が、６・３・１の持分もありますので、それで那覇港管理組合は成り立っておりますから、それも重々理解をして進めていただきたいというふうに思っております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時９分休憩

午前11時９分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　次に小湾川の件なんですけど、部長、去年ですか、確かに一部しゅんせつ工事は終わってはいて、答弁で順次やっていきますという話なんですけど、部長、あの現場見たことありますか。あの現場を見ると、順次これからやっていきますという答弁はないと思いますよ。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　小湾川の現状につきましては、議員御指摘のとおりかと思います。必要なしゅんせつ等の対応については、現場状況を勘案の上、より重要度の高い箇所から取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　部長、現場を見ましたかと聞いていますよ。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　私は直接現場を見たことはございませんが、担当職員から写真・図面等で報告を受けているところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　ワシントンの答弁と一緒ですね。伝聞で現場を確認しない。皆さんはそういう答弁しかできないんですか。あの現場は車の抜け道で、樹木も大分車道まで入っているんですよ。そして、残念ながら浦添では以前、牧港川で死亡事故まで起きているんですよ。この辺もしっかりと考えて答弁をしていただかないと、私は――確かに部長は忙しいかもしれません。だけど今のような在り方――結構重いですよ、これ。その辺についてもう一度答弁をいただけますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　小湾川の現状につきましては、議員御指摘のとおりかと存じます。私も改めて現場を確認の上、担当者と協議し、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　よろしくお願いします。

次に、留学生の件なんですけど、皆さんもよく御案内のとおり、今物価高騰、資材高騰、さらには人手不足が大きいんですよ。やはりなかなか同じ専門学校に通って――もちろんいろんな法令等ありますが、地元の方は時間も長く――アルバイトですか、そういうのもできるし、時間外ですね。なかなかこういう状況では――皆さんも気づいていると思いますが、今留学生が沖縄県の担い手としてコンビニ、スーパーとかいろんなところで――もうあの皆さんがいないと経営がなかなか厳しい状況じゃないかなと私は感じております。そして前回、国のほうに特区ですか、お願いをされて厳しい結果ではあったんですけど、再度この現状を鑑みまして、皆さんが取組をこれからもしっかりとやっていくということですので、この件について――私もそうですけど、皆さんもその現場の状況はよく把握をしていると思いますので、その辺も含めて取組方をもう一度答弁いただきたいと思います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

今、議員からお話がありましたように、人手不足が深刻な分野において外国人材を活用することは、企業における労働力確保等の観点からも有益であり、留学生の資格外活動時間の緩和につきましても有効であると考えております。

今回の再提案に当たりましては、国の回答内容等を踏まえると、学業を阻害することのないよう留学の目的である日本語能力の向上、また日本のビジネスマナーや文化等の理解促進につながる仕組みを考える必要があると考えております。そのため県では、国家戦略特区を所管する内閣府担当部署からの助言でありますとか関係者との意見交換等に基づきまして、現在詳細な提案内容について検討調整を行っているというところでございます。

県としましては、引き続き、国家戦略特区としての資格外活動時間の拡大に向けて取り組んでまいりま

す。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　島尻忠明議員。
○島尻　忠明 議員　よろしくお願いします。
　それでは我が会派関連なんですけど、まず県ワシントン事務所の開設時期はいつか答弁いただけますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　ワシントン駐在は平成27年４月に設置され、活動の受皿となる法人は平成27年５月８日にワシントンＤＣオフィス社として設立されております。
　以上です。
○中川京貴 議長　島尻忠明議員。
○島尻　忠明 議員　それで皆さん県議会においては、ワシントンコア社か向こうの弁護士さんのお話が多々出てくるんですけど、こういった重要なものについては、県の顧問弁護士には相談というのはなされないんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　県の法律顧問に相談する際には、原課――今回の場合は基地対策課で法律相談申込書を作成し、総務私学課へ依頼することになっております。平成27年当時、県の法律顧問に相談した法律相談申込書の記録を基地対策課及び総務私学課で確認したところ、保存期限が５年となっていることなどから確認できなかったところです。今年度、ワシントン駐在に係る法律上の助言を受けるため、県の法律顧問へ相談した際の相談結果報告書というのは作成しているところでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　島尻忠明議員。
○島尻　忠明 議員　調査検証委員会の委員名と設置目的についてお伺いいたします。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　沖縄県としては、ワシントン駐在に関し必要な措置を講じてきましたが、公務に対する信頼を回復するためには透明性を持って県民の皆様に説明する必要があるというふうに考えております。このため、職員による調査のみならず、日米の弁護士や内部統制、情報公開に関する専門家等外部の有識者６名から成る委員会において、公正公平かつ客観的・専門的な立場から調査検証していただくこととし、ワシントン駐在に関する調査検証委員会を設置したものです。委員会を構成する委員は、弁護士の竹下勇夫氏、同じく弁護士の森田純匡氏、米国の弁護士の吉田大氏、沖縄国際大学教授の上江洲純子氏、日本大学教授の石川恵子氏、元琉球朝日放送報道制作局長の謝花尚氏の６名となっております。
　以上です。
○島尻　忠明 議員　ちょっと休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前11時17分休憩
　　午前11時17分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　島尻忠明議員。
○島尻　忠明 議員　百条委員会で初代の所長は、私は公務員ですからロビー活動なんかできませんという話をしておりますけど、皆さんは本会議でもロビー活動と言っているんですけど、その整合性ってどうなんですか。ロビー活動もできなければ、この事務職の初代所長は何のために開設したんですか。皆さんとのこの乖離はどんなことから生じていますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　百条委員会における平安山氏の証言は、狭い意味でのロビー活動、いわゆる専門のロビイストによるロビー活動を念頭に平安山氏の認識を述べたものだというふうに理解しております。一方で、執行部としてＦＡＲＡ登録を受けて行う活動は、広い意味でのロビー活動、連邦議会議員等への働きかけに該当するものと認識の下、答弁したものでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　島尻忠明議員。
○島尻　忠明 議員　そういう意味じゃなくて、本人は――公室長、我々見ていますよ。公務員ですよ、私は公務員だからできません、こうやってやっているんですよと。狭い、広いの問題じゃないんですよ。ここに認識の大きなそごがあると僕は思いますよ。もう一度答弁をお願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午前11時19分休憩
　　午前11時19分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　我々も百条委員会を見させていただきました。その中でもやはり平安山氏は、そのロビイスト――元連邦議会議員等のロビイストの話をされていたかと思います。一方で、今回ＦＡＲＡ登録を受けて駐在等が行っている活動は、広い意味でのロビー活動というふうに該当するというふうに考えております。

以上です。

○島尻　忠明 議員　議長、ロビー活動できないって言っているのにどうですかって聞いているんですよ。これ百条委員会で……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　じゃこの本議会で、皆さんはロビー活動ってことで私は残しておきたいというふうに思っております。

そして平安山さんは百条委員会で、私は県から言われてサインをしましたと。あれだけ膨大な資料ですから私読むことができませんでしたと。こんなばかな話がありますか。我々、契約するときには生命保険でもいろんな保険でもちゃんと読んでからサインするんですよ。この程度でワシントン駐在をやっているんですよ。皆さんどう思いますか。これ副所長も証言していますよ。我々が一生懸命やってきたワシントンの活動がこの程度だったのか、残念でしたと副所長も言ってますよ。そういった書類というのは行政上許されるんですか、それで。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　平安山氏の発言につきましては、本人の記憶に基づいて発言しているものだと思いますので、なかなかコメントしづらいところでございますが、サインするに当たっては一定程度内容を確認してサインをするものだというふうに承知しております。

以上です。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　平安山氏の百条委員会における発言については、平安山氏の記憶に基づいて発言されたものだということで承知しております。ワシントンＤＣオフィス社の設立について、県はこれまでの関係者への聞き取り等を踏まえ、ワシントン駐在は平成27年度法人登記について本庁に情報を共有した上で本庁から特段の疑義が示されなかったことから、委託先の提案に沿って手続を進めたものというふうに推察しているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　これは、これから百条委員会が――知らなかったということで県の明確な指示でやってますと。書類も読んでいませんと。そんなもんですよ。それに対して皆さん――これは行政不服審査とかいろんなことがまた出てくると思いますので、住民監査請求とかその辺までいくと思いますので、これしっかり言質は取っておきたいと思います。

それで、先ほどＦＡＲＡ登録って言っていますけど、皆さんはこれ半年間は一応取りましたよね。これをしっかりと１年間取るためには、このＦＡＲＡ登録っていうのは米国で雇用をしなさいということなんですよね、雇用を。それで新しく雇用をしましたということで、新しい人を雇用したものですからこのＦＡＲＡ登録もすんなりいったという話がありますけど、このあと一人って誰なんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時29分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　米国において法人を設立する際には、主に事務所と雇用者、米国籍の雇用者の雇用というのが必要だというふうには聞いているんですけれども、ＦＡＲＡ登録において雇用者の雇用が必要かどうかというのは今ちょっと確認をする必要がございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　今、百条委員会の議事録を確認したところ、山里氏がビザの取得の流れの中で雇用が必要ということを説明したということのようでございます。

○島尻　忠明 議員　ですから、説明があったから皆さんどうですかって聞いてるわけよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　駐在におきましては、これまで１人あるいは２人の時期もございましたが、現地で雇用しているところでございます。

○島尻　忠明 議員　ですから、それはどういう人ですかと。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　現地の職員を採用するに当たっては、英語を母国語とする者と同等程度のコミュニケーション能力及び日本語を母国語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有し、沖縄の基地問題に関心がある者を要件としております。

以上です。

○島尻　忠明 議員　議長違う。何をやっているかって仕事を聞いているんだよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　公室長、この方はどういうお仕事をしているんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　現地の採用職員は駐在員の指示の下、高度な翻訳能力を生かして駐在と連邦議会議員との面談資料や報告書の作成補助のほか、沖縄に関する認識の向上を図るためのニュースレターの作成、電話対応等の業務を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　高度なところを、ロビー活動として理解してよろしいですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　現地の採用職員はＦＡＲＡの登録はしておりませんので、そういう活動はできないというふうに認識しております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　この高度な仕事って何ですか。定義、やっていること。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど御説明しました採用の条件として、英語を母国語とする者と同等程度のコミュニケーション能力、日本語を母国語とする者と同等程度の日本語の文章作成能力を有していることという条件で採用をしております。そのような高度な能力を生かして、駐在の指揮の下、連邦議会議員との面談資料、あるいは報告書の作成の補助などを行っているという説明でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　この辺は英語ができるから高度という、今そういう時代じゃ僕はないと思うんですよ。その辺はしっかりやっていただきたい。

それで公室長、先ほど演壇のほうで、このワシントン事務所を継続する中でいろんなお話がありましたが、いろんな事件・事故があった場合、速やかに報告とかいろんなことができるって言うんですけど、そういう例ってあるんですか。速やかにできた例というのは。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　昨年、起こりました女性に対する暴行事件に関しては、連邦政府と連邦議会議員の補佐官のほうへ駐在のほうが説明に行っているということでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　トランプ政権について何か情報は得ましたか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　現在、まだ正式に情報は来ておりませんが、日米共同宣言の中で辺野古が唯一という文言が削除されております。それについては、現在駐在のほうから連邦政府のほうに確認をしているというところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　公室長、先日、小切手を発行したんですけど、領収書はないということでありましたが、もう一度確認いたします。その理解でよろしいですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先日の代表質問の際の答弁でございますが、マーキュリー社からの領収書があるのかとの質問に対し、領収書は今手元にないという説明をさせていただきました。マーキュリー社への支払い状況については、ワシントンコア社から県に提出された実績報告書に添付されている領収書等を確認しているところでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　会計管理者、こういう行政の流れでよろしいんですか。これじゃ我々も政務活動費、

県民も税金のいろんなあれで領収書ありませんよと。今ちょうど確定申告の時期ですよ。これも県民にまかり通るんですよ。これも８年間。これでいいんですか、皆さん。（発言する者あり）　本当に要らないか、領収書は。失礼だよ。ちゃんと協議をしてください。本当に領収書は要らないのか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　もう一度説明させていただきます。

マーキュリー社への支払い状況については、ワシントンコア社から県に提出された実績報告書の中で領収書等を確認しているということでございます。

以上です。

○島尻　忠明 議員　議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　代表質問の際には、領収書は今手元にはないという発言をさせていただいたところです。

以上です。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　じゃあ次の調査検証委員会に移ります。

公室長、公正公平って言ったんですけど、平成27年の何月ですか、このワシントン事務所設立しましたけど、そのときの顧問弁護士のお名前、誰ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　県の平成27年度の法律顧問は、竹下勇夫弁護士でございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　この人は今、このワシントンの何とか委員会に入っているんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄県が設置しております調査検証委員会の委員となっております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　知事、これが公正公平ですか。さっき答弁でも、これ前置きだったかもしれませんけど、その当時の顧問弁護士に何も相談していない。こういうことで本気で皆さん……。冗談じゃないですよ。これ本当に検証しようとしているんですか。その当時の顧問弁護士ですよ。４月から３年間やっているんですよ。とんでもないですよ、これ。茶番じゃないですか。自分たちで問題を起こして、回答して、採点をして、評価をするんですか。これ県民許さんと思いますよ。当時の顧問弁護士ですよ。これ私は本人じゃなくて、皆さんに任命責任があると思いますよ。いろんなことを勘案して公正公平と答弁しているんですから、少しでも疑義がないようにそれは任命をするべきだと思いますよ。いかがですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　当該弁護士は、沖縄弁護士会から推薦いただいており、会社法を中心とした企業法務に精通されていることなども踏まえ、就任をお願いしたところでございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　いや、だから推薦があっても皆さんがしっかりと受けて任命しているんですから、その辺はやはり私は少しは考慮すべきであったのかなと思いますけど、それいかがですかって聞いているんですよ。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　弁護士会からの推薦を受け、そして御本人も非常に見識の高い、しかも専門的に詳しい方面の弁護士でいらっしゃるという職責は非常に重いというように思いますので、その点については、透明性を持って担当していただけるものというように考えております。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　あと一つ、皆さん、追認をしましたって言っていますけど、その原本の書類がないのに何をもって追認するんですか。まずこれにお答えください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社については、本来、設立する法人の形態や手続が明らかになった時点で、文書により明確に意思を決定し、必要な手続を整理してお

く必要がありましたが、残っている関係書類からはそれがなされたか確認できておりませんでした。そのため、設立の意思を明確にするため、令和６年12月24日付で法人の設立及び出資等について追認する旨の文書を知事が決裁することで追認の手続を取ったというものでございます。

○中川京貴 議長　島尻忠明議員。

○島尻　忠明 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○島尻　忠明 議員　知事、私は冒頭で思想信条が違ってもやることはやっていいんですよと。ただ、あまりにも疑義があり過ぎる。皆さん、返付も例がない甲第１号議案まである。例がないことを皆さんやっているんですよ。そして、私が言いたいのは、この調査検証委員会でいろんな疑義も出てきます。私が腑に落ちないのは、これ県民もそうだと思いますが、その当時の弁護士――県の相談を受ける側ですよ。皆さん、先ほどないと言っていますけど、私はいろんな疑義が出てくると思います。こういう調査検証委員会、とんでもないけど私たちは承服できませんよ。これいろんなことで私は疑義が出てくると思いますので、しっかりとこの推移を見ながら次回またいろんなお話ができればなと思っております。

ありがとうございました。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

〔下地康教　議員登壇〕

○下地　康教 議員　こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会の下地でございます。

まず、一般質問に入る前に、私の所見といいますか、ちょっと述べたいと思います。

まず、今回の議会であります。

今回の議会は、予算議会。県民の生活に大きく影響するような事柄を決定する予算議会であります。その中において、やはりワシントン事務所の問題、それが含まれた予算、それを議論をするべきではないというような返付の、今までにない、かつてない状況が発生をしております。その中においては、やはり議会における勢力、つまり与党・野党、その勢力の構図が変わったという中で、執行部と与党がしっかりと自分たちの考えを野党に伝える。そういったことがなかなかできなかった議会ではなかったかというふうに思っております。これをしっかりと教訓にして、これからの議会の運営をしていただきたいというふうに思って、質問に入りたいと思います。

まず１、知事の政治姿勢について。

(1)、上下水道管の老朽化による更新問題について伺う。

(2)、安和桟橋及び本部港における安全対策について伺う。

(3)、公営住宅法施行令の収入の控除方法に係る家賃過大徴収問題について伺う。

(4)、与那原マリーナ使用料の誤徴収問題について伺う。

(5)、普天間基地代替施設建設工事について伺う。

ア、軟弱地盤区域の埋立工法に関する見解について。

(6)、ワシントン駐在所運営疑惑問題について伺う。

２、農林水産業について。

(1)、繁殖牛飼育マニュアルについて伺う。

ア、畜産新規就労者や担い手などへの指導や助言について。

(2)、離島不利性解消事業について伺う。

ア、牧草（トランスバーラ）を県外に出荷する場合の運賃コストの低減について。

(3)、伊良部地区佐和田漁港周辺環境保全について伺う。

ア、防波堤改修によるカルバート設置について。

(4)、糖蜜運搬船故障による沖縄製糖宮古工場の操業一時停止問題について伺う。

ア、糖蜜の農家利用による生産性の向上について。

３、社会資本整備について。

(1)、県立宮古広域公園整備事業の進捗状況について伺う。

ア、全体計画（事業費、工期）と事業着工から現在までの年度ごとの事業費等。

(2)、県営住宅入居条件の緩和について伺う。

ア、家族世帯入居促進、入居期間の設定について。

(3)、多良間村における水道事業広域化について。

ア、南北大東村に次いで県内で水道料金が多良間村は最も高いと言われております。村の財政を圧迫している、そのことについてお伺いします。

４、教育・医療・福祉について。

(1)、宮古高校のグラウンド管理とその活用について伺う。

(2)、離島における子ども医療、重病、特別医療について伺う。

５、観光・環境・経済・暮らしについて。

(1)、スタートアップ企業の産官学連携による地方から世界に向けた取組について伺う。

(2)、県内住宅価格、特に宮古地区における価格上昇は市民生活に大きく影響している。その対策を伺う。

(3)、赤土等流出（汚濁）防止について伺う。

６、我が会派の代表質問との関連について。

まず、代表質問の仲村家治議員の２(2)ウの宿泊税の離島住民への配慮について。

離島住民から徴収した宿泊税の返還方法の調整がどうなっているのか伺います。

それと、大屋政善議員の１の(3)、知事の県職員への向き合い方について。

就職氷河期の職員採用の対策について伺いたいと思います。

答弁を聞いて再質問をしたいと思います。

○中川京貴 議長　ただいまの下地康教議員の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時20分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前の下地康教議員の質問及び質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　下地康教議員の御質問にお答えいたします。

観光・環境・経済・暮らしについての御質問の中の５(1)、スタートアップ企業に対する産官学連携の取組についてお答えいたします。

スタートアップの有する革新的な技術や創造的なアイデアは、県内ビジネスのさらなる成長への原動力として期待されております。沖縄県では、令和４年12月に産学官金の関係機関と緊密な連携の下、おきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムを設立し、起業家人材育成、ビジネスの開発支援、投資家マッチングなど、スタートアップの成長段階に応じた支援に取り組んでいるところです。また、令和７年度からは、県内スタートアップの海外展開の促進を目的として、現地での商談やネットワーク構築に向けた支援を行うほか、外国人起業家等が県内に進出しやすい環境づくりにも取り組むこととしております。

沖縄県としましては、コンソーシアム加盟団体をはじめとした関係機関と連携し、沖縄がアジアにおけるスタートアップの創出・成長拠点となるよう、今後とも取組を強化してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　１、知事の政治姿勢についての(1)のうち、水道管老朽化の課題についてお答えします。

市町村上水道における管路総延長約7914キロメートルのうち、令和４年度末時点における法定耐用年数40年を超えた管路は約1597キロメートル、管路経年化率は20.2％となっております。特に財政基盤の脆弱な一部の離島町村においては、有収率が低い傾向にあることから漏水の発生が懸念されております。市町村の水道施設整備については、高率補助である沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金を活用しており、県としましては、今後とも要望額の確保及び財政支援のさらなる拡充について国に要望してまいります。

次に３、社会資本整備についての(3)のア、多良間村の水道広域化についてお答えします。

県では、安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築を実現し、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため水道広域化に取り組んでおり、現在、水道広域化のステップ１として、本島周辺離島８村の水道広域化を進めているところです。多良間村を含む今後の水道広域化については、県内各水道事業体等で構成される沖縄県水道事業広域連携検討会において検討が行われているところであり、県としましては、引き続き地域の実情に応じた広域化を推進してまいります。

次に４、教育・医療・福祉についての(2)、離島における子ども医療等についてお答えします。

県では、離島の難病等の患者が島外の医療機関へ通院する場合の交通費及び宿泊費への助成を行う市町村に対し補助を実施しており、小児慢性特定疾病児童や重度障害児、その付添人も対象としております。

県としましては、引き続き離島の医療提供体制の状況や市町村の要望等を踏まえ、離島における患者等の負担軽減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企業局長。

〔宮城　力　企業局長登壇〕

○宮城　力 企業局長　１、知事の政治姿勢についての(1)のうち、水道管老朽化についてお答えいたします。

企業局においては、水道管について、他府県の事例等を参考に材質や施工方法などに応じた更新基準年数

を定めております。企業局が管理する719キロメートルの管路のうち、基準年数を超過している管路は、令和５年度末時点で216キロメートル、30.1％となっております。

企業局としましては、引き続き定期的な目視点検や音聴による漏水調査を行い適切な管理に努めるとともに、次年度新たにＡＩ技術等を活用した老朽度の再評価を行った上で、計画的な更新に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(1)、下水道老朽化による更新問題についてお答えいたします。

土木建築部が管理する約117キロメートルの下水道管路のうち、標準耐用年数50年を経過している管路は約９キロメートル、約７％となっております。県では、計画的に老朽化対策を行うため、令和２年度から令和６年度までを期間とするストックマネジメント計画を策定しており、令和５年度末時点では、計画約2.1キロメートルに対し、更新済みは約1.9キロメートルとなっております。

県としては、持続可能な下水道サービスの提供に向け、ストックマネジメント計画を改定し、引き続き管路更新の推進及び必要予算の確保に努めてまいります。

次に同じく１の(2)、安和桟橋及び本部港旧塩川地区の安全対策についてお答えいたします。

安和桟橋及び本部港旧塩川地区の安全対策については、事業者である沖縄防衛局においても検討がなされるべきものと考えております。安和桟橋の出入口付近においては、沖縄防衛局と協議の上、道路管理者である県が街路樹の剪定を実施し、視認性の向上などの安全対策を図っております。また、安和桟橋出口において、車両乗り入れ部の視認性を高めることを目的として、歩道と車両乗り入れ部との境界に沿ってラバーポールを設置しました。引き続き関係法令に基づき、県の取り得る対策を検討してまいります。

次に同じく１の(3)、県営住宅家賃の過大徴収の問題についてお答えいたします。

公営住宅の家賃は、入居世帯の所得から公営住宅法施行令で定められた控除を行い算定します。老人または特定扶養控除については、施行令に控除対象者として入居契約者が明記されていないことから、本県は控除対象としておりませんでしたが、今回、国の通知により、入居契約者を控除対象とすることが適切であると示されたものです。対象世帯や返還額、返還方法については、確定次第改めて公表するとともに、令和７年度内に返還するよう取り組んでまいります。

次に同じく１の(4)、与那原マリーナ使用料の誤徴収についてお答えいたします。

県が管理する与那原マリーナでは、本来徴収すべきでない一部の船舶を対象に使用料を誤って徴収し、マリーナ利用者の皆様に御迷惑をおかけしたことについて深くおわび申し上げます。沖縄県港湾管理条例では、９メートル以上の長さの船舶を対象に海上係留の使用料を徴収するよう定めがありましたが、９メートル未満の長さの船舶に対しても９メートル以上の額を徴収していたものです。現在、誤って徴収した使用料を速やかに返還することを優先と考え手続を進めております。

次に同じく１の(5)のア、普天間飛行場代替施設建設事業に係る軟弱地盤改良についてお答えいたします。

国の代執行により承認された変更承認申請書によると、軟弱地盤の改良工事はサンドコンパクションパイル工法により砂ぐい等を打設する計画となっており、打設本数は全体で約７万1000本となっております。軟弱地盤の最深部は海面下90メートルの深さまで達している箇所がありますが、砂ぐいの打設深度は海面下70メートルとなっております。国内における打設深度の最高値は海面下65メートルであることから、国内に前例のない工事であり、難工事となることが予想されます。

次に３、社会資本整備についての(1)のア、宮古広域公園整備事業の全体計画及び年度ごとの事業費についてお答えいたします。

当該事業の総事業費は約168億円、事業期間は令和２年度から令和20年度までとなっております。年度ごとの事業費は、決算ベースで令和２年度に約3000万円、令和３年度に約７億3000万円、令和４年度に約５億1000万円、令和５年度に約9000万円となっており、令和２年度から令和５年度までの合計で約13億5000万円となっております。引き続き宮古島市と連携しながら、早期整備に向けて取り組んでまいります。

次に同じく３の(2)のア、子育て世帯の入居促進及び入居期間の設定についてお答えいたします。

県営住宅については、18歳未満の子どもがいる子育て世帯のうち、母子・父子世帯や多子世帯などは、一般世帯に比べ入居確率が高くなるよう優先入居の対象としております。入居期間の設定については、他自

治体において子育て世帯等に期間を定めて入居させるなど、期限付入居の活用を図る例もあります。本県においても県営住宅の入居機会の拡大を図る観点から、入居期間の設定について研究していきたいと考えております。

次に５、観光・環境・経済・暮らしについての(2)、住宅価格の上昇に伴う対策についてお答えいたします。

県は、公営住宅の整備のほか、地域優良賃貸住宅の推進に取り組んでおります。同住宅は、子育て世帯や高齢者世帯などを対象とし、事業主体となる地方公共団体や民間事業者などに対して、国による整備費及び家賃低廉化助成を行うものであります。県では、市町村説明会の開催のほか宮古島市など離島市町村を訪問し、地域の状況把握や意見交換を行うなど、事業活用促進に取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(6)、ワシントン駐在についてお答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たっては、文書による意思決定がなされず、その結果として様々な改善を要する事態が生じ、令和５年度決算の認定に関する議案の否決や、いわゆる百条委員会の設置に至ったことは、重く受け止めております。このため、昨年12月、同社の設立を追認した上で同社の株券を公有財産台帳に登載するとともに、駐在職員について営利企業従事許可の手続を行うなど、必要な措置を講じたところです。また、去る２月10日には同社の経営状況を議会に報告したところです。先般、これらの措置状況を議会に報告し公表したところですが、引き続き、議会や県民の皆様に対して丁寧な説明に努めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　２、農林水産行政についての(1)のア、繁殖牛飼育マニュアルを活用した新規就農者等への支援についてお答えいたします。

県では、肉用牛繁殖技術の向上のため、肉用牛飼養衛生管理マニュアルを作成し、新規就農者等を対象に繁殖管理や子牛育成などの指導を行っております。また、ＪＡや指導農業士等の協力を得ながら講習会や巡回指導を実施するなど、技術・経営支援や助言に取り組んでいるところであります。引き続き市町村、農業団体等と連携し、畜産担い手の育成に取り組んでまいります。

同じく(2)のア、農林水産物条件不利性解消事業における牧草の県外出荷への補助についてお答えいたします。

県では、持続可能な物流ネットワークを構築し、農林水産業及び離島地域の稼ぐ力の向上を目的に、県外出荷等に係る輸送費や流通環境改善に向けた補助を行っております。牧草の県外等への出荷が持続可能な農林水産業振興を図る本事業の趣旨に沿うものであるかなど判断していく必要があります。

同じく(3)のア、佐和田漁港周辺の環境保全対策についてお答えいたします。

海面水温上昇による生態系の変化を抑制する方法として、海水を循環させるボックスカルバート等の通水施設を設置する方法が考えられます。佐和田漁港周辺においてその対策方法の妥当性を検証するためには、特に漁港周辺で海面水温が上昇している状況や生態系への影響等を調査し、海面水温上昇の原因を推定する必要があります。

県としましては、現地の状況を確認の上、地元関係者とも意見交換を行いながら対策方法について検討してまいります。

同じく(4)のア、糖蜜利用によるサトウキビの生産性向上についてお答えいたします。

県内分蜜糖製糖工場において、製糖工程から発生する糖蜜の産出量は、令和５・６年期では約２万1000トンとなっており、主に工業用アルコール、家畜飼料への添加等に利用されております。南北大東島においては、土壌改良資材として農家圃場への散布が行われています。

県としましては、引き続き製糖事業者や関係団体等と連携し、糖蜜利用によるサトウキビの生産性向上について情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　４、教育・医療・福祉についての中の(1)、宮古高校グラウンドの管理等についてお答えいたします。

宮古高校のグラウンドは、経年劣化により水たまりができやすく、これまで学校と連携し補修等を行ってきたところです。今年度は、当該校のグラウンドの全面改修を計画しておりましたが、多くの県立学校から不具合の報告が相次いだ空調設備の整備を優先せざる

を得ない状況があり、やむを得ず延期したところです。

県教育委員会としましては、引き続き早期の施設整備に取り組み、生徒の学習環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　５、観光・環境・経済・暮らしについての(3)、赤土等流出防止対策についてお答えいたします。

県では、赤土等流出防止条例に基づく事業行為の届出・通知の審査や現場の立入調査、監視パトロール等を実施し、流出防止対策を適切に講ずるよう指導等を行っております。また、陸域での赤土等流出防止対策効果を検証するため、毎年度、離島を含む県内海域での赤土等堆積状況調査や流出源調査及び流出防止対策状況調査を行っております。さらに、宜野座村や石垣市などにおいて、農地での既存の沈砂池等の流出防止機能を回復させるため、しゅんせつ等の実証試験に取り組んでおります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　６、我が会派の代表質問との関連についてのうち、宿泊税の離島住民への配慮についてお答えいたします。

観光目的税検討委員会の意見書では、留意事項として「離島住民を課税対象とすることについては、離島市町村の意向を踏まえ、税を活用した使途事業などにより配慮すること」が挙げられております。また、宮古島市議会、石垣市議会及び竹富町議会から離島住民を課税免除とすることなどを求める意見書が提出されております。

県としては、離島市町村等と丁寧に意見交換を行いながら、市町村への交付金または離島住民の宿泊割引などの新たな取組を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　６、我が会派の代表質問との関連についての(2)、就職氷河期世代の採用についてお答えします。

いわゆる就職氷河期世代とは、平成のバブル景気の崩壊以降、おおむね平成５年から平成16年までの雇用状況が厳しい時期に就職活動を行った世代と認識しております。知事部局においては、保健師、薬剤師、獣医師、社会福祉、心理等の職について氷河期世代が受験可能な中途採用試験を行っております。

県としましては、国や他都道府県の状況を踏まえつつ、引き続き多様な人材の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時43分休憩

午後１時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　御答弁ありがとうございました。

再質問に行きたいと思います。

まずワシントンの駐在問題に関することであります。

ワシントン事務所については様々な問題が噴出をしていて、まさに疑惑のデパートというぐらい、そういう感覚があります。沖縄ワシントンＤＣオフィス社は、2015年５月に沖縄県が100％出資をして設立をしております。

そこでお伺いしますけれども、発起人は誰なのか。それと具体的な個人名が公表されているのか、公表されていなければなぜ公表していないのか、それを伺います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時44分休憩

午後１時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　すみません、時間かけてしまいました。

発起人でございますが、弁護士のダニエル・Ｓ・クラカワー氏でございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　もう一度はっきりお答えください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　弁護士のダニエル・クラカワー氏でございます。

○下地　康教 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時47分休憩

午後１時47分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

下地康教議員。

○下地　康教 議員　それでは次の質問、ワシントンＤＣオフィス社は営業実態のない株式会社で事業者登録を行い、駐在職員の就労ビザの取得の際に事実と異なる書類を米国に提出しています。これらをはじめとして疑惑が次から次へと噴出しているところでありますけれども、これらの問題を明らかにするために、昨年12月に百条委員会と第三者調査検証委員会が設立されています。知事はそれらの委員会をどのように受け止めて、今回のワシントン事務所に関する新年度予算案との整合性、それをどのように県民に説明しようとしているのか、ぜひ知事の言葉でお伝えください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、文書による意思決定がなされず、その結果として様々な改善を要する状況が生じ、いわゆる決算議案の否決、百条委員会の設置等に至ったことは非常に重く受け止めております。その上で、今般の予算の提出に当たっては、必要最小限度その事務所の維持を行いながら、なお検証委員会の検証意見等も考慮してより公平公正、透明性を高めた上で運営していきたいという方向に鑑みて予算を計上させていただいたものであります。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　事務所の維持を、費用ということで言いますけれども、さて今回、この予算がどういうふうになっていくのかというのは、これからの様々なその委員会等も含めて議論をされていくところだというふうに思います。会社を設立する場合は、地方公共団体が会社を設立するための出資をする場合の手続として、地方自治法第96条第１項第６号によって地方公共団体が株式会社に出資する場合、議会の議決を経るということが義務づけられているんです。これちゃんと地方自治法に書いてありますね。そして議会に対しては、出資の理由と目的、それと事業計画、資金計画、定款、監査、評価体制の確保など必要な事項を説明するというふうになっています。そしてさらに、会社の設立後も会社の経営状況を県議会に適切に報告する必要がありということで、地方自治法第243条の３第２項に基づいて財務状況の監査を実施するべきというふうにありますけれども、これまでそれをやってきたかどうか、確認いたします。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

自治法第96条第１項第６号との関係でございます。まず、ワシントンＤＣオフィス社は2015年５月８日に弁護士が発起人となって設立しております。米国において会社設立時に出資金が振り込まれている必要はなく、ワシントンＤＣオフィス社についても設立時点では出資金が振り込まれておりません。また、発起人が株を引き受けなくてもよいとされております。その後2015年６月17日に同社の取締役会において、沖縄県に対し1000ドルの株式を発行することが決定され、同日付で発行されております。実際の出資金の払込みは翌７月10日に行われており、事業の委託先であるワシントンコア社がワシントンＤＣオフィス社の口座に振り込んだ３万ドルのうち、1000ドルを出資金と位置づけたものでございます。その上で発起人となった弁護士に対しては、その事務に対する対価を支払っておりますが、弁護士が出資を行った事実はございません。

このような事実関係を踏まえて、県としては県が弁護士に対して不当利得請求権を有しておらず、その不当利得請求権を出資に充てるわけではないことからワシントンＤＣオフィス社への出資は、地方自治法第96条第１項第６号に基づく議会の議決をいただくべきものではないというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　いや、いろいろ言っていますけれども、基本的には出資する場合は議会を通すというのが基本的なスタンスなんですよ。それを変なやり方でするもんだから、そういう余計な説明が必要になってくるということですよ。それとまた事業の適法性、公益性を確保する必要があることから、地方自治法第２条第14項では、地方公共団体は市民の福祉の増進を図るために必要な限度で企業を経営することができるとなっており、具体的には純粋な営利目的会社は設立が不可と。そして適正な経営、運営体制を確保する必要があるというふうになっているんですね。しかしながらワシントンオフィス社は、公営企業などインフラ事業や住民福祉の増進を目的とした企業ではない。つまり米国でロビー活動を行うための企業として設立されたものであるんですね。これは本来ならば、これも議会において審議をされなければならない。要するに、公共団体が会社を設立する場合には、その目的が地方自治法に合っているかどうかということをしっかりと議会においても審議をする。それが常套な手段ではないんですか。なぜそれをやらなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　地方自治法第２条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」というふうに規定されております。ワシントン駐在につきましては、その目的である米国政府、米国の連邦議会に沖縄の情報を発信する、あるいは情報を収集するという目的のために、ふさわしい一番効果的な方法として法人――株式会社を設立したというふうに認識しております。

以上です。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　公共団体は基本的には営利を目的とする事業、会社は設立できないんですよ。会社が設立できるというのは公営企業、そういったものができるというふうになっているはずなんですね。それで、無理くりその会社ができたという経緯でもってなかなか説明しづらいというのが今の現状ではないかなというふうに思っています。そして、ワシントンＤＣオフィス社の設立によって非常にいろいろと不透明な案件が発生といいますか、出てきておりまして、つまりこの事業というのは、もうやっつけ仕事でやった事業だなと。要するに、その当時議会も与党が多数を占めるというところで、そういう議会に対する説明をなかなかやっていなかったというのが現状じゃなかったのかというふうに思っております。このような状況の中で、今知事がなすべきことはこれまでの不適切な手続を治癒して事業を進めるということではないのですよ。これは、これまでの９年間の県民に対する背信行為ですよ。背信行為を心から謝罪をして、再度自治法に基づいてワシントンＤＣオフィス社を設立する手続を議会を通してやるべきなんですよ。そういうちゃんとした手続が取られていないから、県民は信用できないんです。その県民の信頼を回復するためにはぜひこれをやらなければならないというふうに思っております。

次の質問に行きます。

次は安和です、安和桟橋。

防衛局は安全対策として、出入口付近にガードレールの設置の許可を道路管理者である県に求めてきたんですが、県はこれまで、歩行者の通常の進行を阻害するものとして許可を拒んでいるんですね。こういったものは果たして、本当にこの安全対策と言えるのかどうか。つまり、安全対策というのは牛歩戦術によってダンプの進行を妨害している人たちに対しても、安全対策を取るべきではないんですかということなんですよ、私が考えるにはですね。これは、この事故というものは警備員の死亡事故もありました。そして、それに伴ってその牛歩している方の重傷事案も発生してるんですね。そういう意味では、今からこういう事故が今の状態で――このガードパイプですね。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　（パネルを掲示）　これガードパイプがありますけれども、これは本当に透け透けで歩行者が通れますよ。そういう意味では本当に県民の、その反対者も含めて、ガードマンも含めて県民の安全を本当にこれで確保できているのか。これ疑問ですよ。だからそういう意味では、一方だけの議論ではなくてこれはしっかりとした全ての県民の方の安全を確保するという意味でガードレールを設置するべきじゃないですか、どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　安和桟橋出入口付近におきましては、車両乗り入れ部の視認性を高めることを目的としまして、議員御提示の写真にございますようなラバーポールを設置したところでございます。なお、ガードレールの設置につきましては、歩行者の自由な通行を妨げるという観点から道路法に照らして設置は困難であると考えているところでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　このガードパイプというのは歩行者じゃなくて車両の進入止めですよ。これは歩行者の進入止めにはなりません。安全確保はできないんです。だから私は言っていますでしょう。要するにいろいろな方々がいらっしゃいますけれども、県民全ての安全を確保しなきゃいけないというところですよ。それをしっかり考えておいてください。それで、実際にガードレールを設置していただきたいというふうに思っています。そして安和ですね。安和の……。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時３分休憩

午後２時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　（パネルを掲示）　これは、本

部港港湾施設の航空写真です。港湾というものは、必ずこの岸壁、荷さばき地、臨港道路というのがあるんです。これは、港湾の作業を円滑にするためにできている施設であります。つまり、ほかの港湾には例えば緑地であるとか、ターミナルであるとか普通の一般の方々が利用できるような施設もあります。しかし本部港においては、一般の人が利用するような施設はないんですよ。皆さん、分かりますか。これは港湾の荷さばきを含めたこの運送業、それに資する施設しかないんですよ。そこになぜ一般の人たちが立ち入ることができるんですか。つまり、港湾の機能を円滑に進めるためには、この機能を確保しなければならない。先ほどもあったように港湾管理条例の危険行為、それを港湾管理者は制限することができるんですね。つまり、このそれぞれの港湾機能を円滑に活用できないような状況が今発生してるんですよ。それを禁止するのは、港湾管理者ですよ。機能を十分発揮させるためにその行為を禁止する、これが港湾管理者の役目ですよ。なぜそれをやらないんですか、どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県の管理する港湾施設は公の施設であり、一般の方々も利用できることが原則となっております。このため、立入禁止などの制限はできないものと考えております。なお、港湾施設内を支障のないように歩く行為については、港湾管理条例に照らしてその行為を制限することはできないというふうに考えているものでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　考え方が間違っています。この港湾施設というのは、一般の人が使うような施設ではないんですよ。この本部港の施設においてはですよ。それで、そういう一般の人がなぜここに入る必要があるんですか。目的があるんですか。この目的があるような港湾施設ではないんですよ。それにも関わらず、一般の人が港湾施設に入ってきて、その港湾機能を妨害する。これは管理者として禁止しなければならないことは目に見えてるじゃないですか。そういうへ理屈じゃ県民の安全は確保できないですよ。先ほど申し上げましたとおり、いろいろな様々な考え方があるんですけれども、そういう人たちの安全も守るのが管理者じゃないですか。どうですか、もう一度答えてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　繰り返しでございますが、県の管理する港湾施設は公の施設であり、一般の方々も利用できると考えております。このため、立入禁止などの制限はできないものと考えているところでございます。現在、港湾施設内を支障のないように歩く行為については、港湾管理条例に照らして禁止をすることはできないというふうに考えているところでございますが、県としましては、必要な看板を設置するなど適切な利用に向け取り組んでいるところでございます。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　港湾の立入りを規制している自治体もあります。なぜそれができているのか、それを十分研究していただきたい。それと、一般市民の安全を確保するというのは、港湾管理者の役目でもあるんですよ。それをしっかり守っていただきたい。

　次の質問に移ります。

　軟弱地盤ですね。辺野古の埋立てに関する軟弱地盤の工法に関する見解についてというところであります。

　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午後２時７分休憩

　　午後２時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○下地　康教 議員　普天間の代替施設です。

　辺野古で埋立てが行われております。この辺野古の埋立ての工法をもう一度しっかりとお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　軟弱地盤の改良工法につきましては、サンドドレーン工法、サンドコンパクションパイル工法、ペーパードレーン工法により行われる計画となっていると承知をしております。

○中川京貴 議長　下地康教議員。

○下地　康教 議員　軟弱地盤が90メートルあるんですけれども、その工法によって70メートルまでしか国内では実施されていないと。そういうふうな話があったんですけれども、軟弱地盤があるということで、これ埋立ての設計変更をしておりますね。それが承認をされているんですよ。なぜ、軟弱地盤がありながら承認がされているんですか。それをお聞かせください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県としましては、普天間飛行場代替施設建設事業の変更承認申請書の審査に当たりまして、Ｂ27地点のボーリング調査がなされていないことを理由に不承認としたものでございますが、国による代執行により承認されたというふうに承

知をしているところでございます。
○下地　康教 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後２時10分休憩
午後２時10分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○前川智宏 土木建築部長　申し訳ございません。
変更承認申請書につきましては、国による代執行により承認されたということでございます。
○中川京貴 議長　下地康教議員。
○下地　康教 議員　承認は承認なんですよ。もう進んでいるんですね。そういう意味では、その工事が進んでいるということです。（パネルを掲示）　そしてこのＡからＡダッシュまでのこのラインというのは、大浦湾側のこの縦方向といいますか、このラインなんですね。その中で、軟弱地盤と言われているのがこの部分なんですね。ＡからＡダッシュまでの総延長の距離のこの部分というのは、何メーターぐらいあるのか分かりますか。割合で結構ですけれども。このＡからＡダッシュまでの延長を100とした場合、これ何割ぐらいあるのかという判断をされていますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　申し訳ございません。
軟弱地盤の占めるその延長の比率というのは、算出をしていないところでございます。図面等を見ればその点は確認できるかと思いますが、現在手元にはその資料がない状態でございます。
○中川京貴 議長　下地康教議員。
○下地　康教 議員　この総延長。この図面にあるように総延長、この軟弱地盤の部分は約７％ぐらいしかないんですよ。確かに少ないと言えば少ないんですけれども、安全を確保するためにはしっかりとこの根拠が必要だということでありますけれども。ただ、これはその……。
休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩したら質問できません。
どうぞ続けてください。
○下地　康教 議員　ちょっと時間を、計算を間違ってしまいました。
どうもありがとうございました。
○中川京貴 議長　徳田将仁議員。
〔徳田将仁　議員登壇〕
○徳田　将仁 議員　皆さん、こんにちは。
沖縄自民党・無所属の会、徳田将仁でございます。
それでは、通告に従って一般質問を始めたいと思います。

１、報得川河川の整備について。
(1)、令和６年度までの工事の状況と７年度の予算と計画を具体的に伺いたい。
(2)、今現在の様々な状況を予測して事業完了予定はいつ頃になるのか。
(3)、赤田橋付近までの工事完了予定はいつ頃か。町側の整備が予定されている岡連川（農業排水路）の整備を早期に進めるためにはどうすればいいのか伺いたい。
２、国道507号（八重瀬道路整備）について。
(1)、東風平中学校前の歩道橋がいまだに撤去整備が行われていないが年度内に撤去が可能なのか。
(2)、中学校前の旧道整備については、令和７年度の東風平交差点付近の工事に含まれているのか。
(3)、中学校校門前に旧道の空き地があるが、どのような整備を計画しているのか。その空き地について、八重瀬町の意見や要望等も酌み取って整備していただきたいがどうか。
３、与那原町マリンタウン地内にある親水性護岸の安全対策について。
(1)、土木建築部は転落防止柵の現場確認を行ったのか。現場状況を確認したのであれば、安全だと思うのか。
(2)、与那原町が情報提供して約２年経過しているが、いまだ改善されていないのはなぜなのか。
(3)、利用者の安全を考えるとすぐにでも修繕しないといけないと思うがどのように考えているのか。
(4)、修繕のめどはいつ頃になるのか。
４、都市下水路の区分地上権設定について。
(1)、県は、個人が借地使用している土地については売却を進めているが、雨水幹線が設置されている土地が無条件で売却されてしまうと雨水幹線の維持管理や将来の改築に大きな障害が出る可能性がある。訴訟問題にまで発展しかねない。よって、雨水幹線が設置されている全ての土地へ区分地上権の設定を行っていただきたいが見解を伺いたい。
５、災害に係る住家の被害認定基準について。
(1)、沖縄県の位置的な要因で台風被害も毎年数多い。豪雨災害や大規模地震も今後まだ想定される現状で、現行の内閣府における災害に係る住家の被害認定基準を県としてどのように捉えているか。
(2)、災害による被害の程度を証明する書面、罹災証明書の交付基準を地域の実情に合わせて沖縄県としての指針を内閣府に示すことはできないか。
６、大型ＭＩＣＥ施設整備について。
(1)、整備運営事業が入札不調となってから現在ま

での進捗を伺う。

(2)、検証委員会での会議内容を踏まえ、入札不調の要因を①宿泊需要を見込みづらい、②建設需要が集中している、③企業共同体が調整できなかったと大まかに３点に集約したとの新聞報道があったが見解を伺いたい。

(3)、再公募の時期はいつ頃なのか。

７、我が会派の代表質問との関連について。

西銘啓史郎議員の代表質問の中の、ワシントン駐在問題についての中から関連して質問したいと思います。

(1)、ダニエル・Ｓ・クラカワー氏に関しての質問です。

ワシントン事務所設立の根幹に関わることなので、これまで委員会等でも聞いていますが再度お聞きします。

事務所設立の発起人であり、その後も委託を更新しているのに、なぜダニエル氏と連絡が取れないのか。明確に答弁していただきたい。

(2)、オフィス運営費について。

執行部からは最低限の人件費が必要との説明がありました。その人件費というのは、現地採用職員のことだと思っております。当該職員の業務内容がどのようなものなのかをお聞きしたい。そして、その当該職員は何人目なのか。もしくはずっと同一人物なのか。詳細な説明を願います。

以上、答弁願います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　徳田将仁議員の御質問にお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設整備についての御質問の中の(1)、事業の進捗についてお答えいたします。

沖縄県では、現在、大型ＭＩＣＥ施設整備の早期の入札公告に向けて、事業者が参加表明に至らなかった理由とＭＩＣＥの需要に係る調査等を行っております。去る１月27日に開催いたしました沖縄県マリンタウン国際会議・大型展示場整備運営等事業の検証等に関する有識者委員会におきましては、入札参加を見送った理由の調査結果、不調要因等について説明を行い、再公告に向けた今後の検討すべき事項等について意見を伺ったところです。

沖縄県としては、引き続き経済や産業の活性化を図るとともに、東海岸地域の振興やサンライズベルト構想等を着実に進め、県土の均衡ある発展を目指して、大型ＭＩＣＥ施設の整備を全力で推進してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、報得川河川の整備についての(1)及び(2)、報得川の工事の状況と令和７年度の計画及び事業完了についてお答えいたします。１の(1)と１の(2)は関連しますので、一括してお答えします。

報得川については、令和５年度から世名城橋下流側の護岸工事に着手しており、順次整備を進めているところであります。令和７年度は当初予算として5500万円を予定しており、世名城橋付近で護岸整備を行うこととしております。引き続き、令和15年度の事業完了を目指し、報得川の早期整備に取り組んでまいります。

次に同じく１の(3)、赤田橋付近までの工事完了時期と岡連川の早期整備に向けた取組についてお答えいたします。

報得川については、現在施工中の箇所から赤田橋付近までの整備に約５年程度かかる見込みであります。また、定期的に八重瀬町など関係機関との会議を開催し、東風平中学校の浸水対策等に係る情報共有を図っており、岡連川の整備についても連携して取り組んでいきたいと考えております。

県としては、引き続き事業予算の確保に努めるとともに、八重瀬町と連携を図りながら早期整備に取り組んでまいります。

次に２、国道507号（八重瀬道路整備）についての(1)、東風平中学校前の歩道橋撤去についてお答えいたします。

東風平中学校前の横断歩道橋については、今年度撤去する予定でありましたが、撤去工事の入札が不落となったため、年度内の撤去が厳しい状況であります。今後、適正工期を確保するため、予算の繰越承認後、早期の契約に向け手続を進めてまいります。

次に同じく２の(2)及び２の(3)、国道507号八重瀬道路の整備についてお答えいたします。２の(2)と２の(3)は関連しますので、一括してお答えします。

国道507号八重瀬道路の令和７年度の整備については、東風平交差点部の右折帯設置等を行う予定であります。東風平中学校前については、八重瀬町と意見交換を行いながら、東風平交差点部の完了後に整備に取り組んでいきたいと考えております。引き続き、予算の確保に努めるとともに、早期整備に向け取り組んで

まいります。

次に３、与那原町マリンタウン地内にある親水性護岸の安全対策についての(1)から(4)、現場の状況と修繕の必要性及び時期についてお答えいたします。３の(1)から３の(4)までは関連しますので、一括してお答えします。

本件については与那原町から令和５年１月に情報提供を受けておりましたが、その時点では緊急性は低いものと認識しておりました。その後、令和７年１月29日に改めて情報提供を受け、２月７日に職員が転落防止柵の状況を確認しております。現在は町によって応急的な措置がなされており、安全性確保のため修繕が必要な状況であると認識しております。

県としましては、令和７年度から早期に修繕できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　４、都市下水路の区分地上権設定についての(1)、売却する県有地の区分地上権設定についてお答えします。

本県では貸付けを行っている県有地について借地人への売却を進めているところですが、その中には、地下に市町村管理の雨水幹線等が設置されているものがあります。このような県有地の売却に当たっては、売却後に支障が生じないよう関係市町村や借地人へ十分に説明し、区分地上権を設定するなど、県が関係者間で納得が得られる適切な方法で売却することとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　５、災害に係る住家の被害認定基準についての御質問のうち(1)、住家の被害認定基準についてお答えいたします。

災害時における住家被害の程度については、内閣府の災害の被害認定基準通知に基づき全壊や半壊など６つの区分に分けられ、市町村において国が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針により、被害認定調査を実施し、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示すことによって判定されます。具体的な判定方法は、木造住宅、鉄筋コンクリート造などの住宅の構造によって違いはありますが、外観による判定や浸水深による判定、傾斜や柱、床、はりなどの部位により判定するものとなっております。内閣府に問い合わせたところ、住家被害の判定は、内閣府において被害認定基準を定めており、県独自で基準を定めることはできないとの回答でした。

続きまして同じく５の(2)、罹災証明書の交付基準についてお答えいたします。

被災市町村は、住家被害認定調査を行った上で、その判定に基づき罹災証明書を交付することとなります。内閣府に問い合わせたところ、住家被害の判定は、内閣府において被害認定基準を定めており、県独自で基準を定めることはできないとの回答でした。ただし、内閣府による災害に係る住家の被害認定基準運用指針で定められた、一般的な住宅を想定してつくられている部位別構成比が沖縄の戸建て住宅に適していないことが合理的に説明できる場合は、これを変更することは可能であるとの回答を得ておりますが、実際には、これまでに部位別構成比を変更した事例は承知していないとのことでありました。

県としましては、国との調整や関係部局、住家被害認定調査の実施主体である市町村や建築に関する専門家の意見等を参考に、どのような取組ができるか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　６、大型ＭＩＣＥ施設整備についての(2)と(3)、不調要因に対する見解と再公募の時期についてお答えいたします。６の(2)と６の(3)は関連しますので、一括してお答えいたします。

県は、去る１月27日の有識者委員会で、事業者から聞き取りした参加表明に至らなかった理由等の整理結果に基づき、入札不調となった要因を示したところです。昨年の入札公告では、各検討段階において実施した関係事業者へのサウンディング調査を踏まえ、事業条件等を設定したところでありますが、今回の調査によって顕在化したＭＩＣＥや宿泊の需要状況、物価高騰の影響、東海岸地域の魅力発信等の検討すべき事項について、事業者の意見を踏まえた実現性の高い官民連携による取組の検討を行っております。

県としては、引き続き、周辺県有地の活用を含む事業範囲、最新のＭＩＣＥ需要調査を踏まえた事業手法、ホテルの整備手法等を検討し、可能な限り早期の入札公告を目指してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　７、我が会派の代表質問と

の関連についての中の(1)、発起人を務めた弁護士との連絡についてお答えいたします。

米国の弁護士ダニエル・クラカワー氏は、現在もシャルマン・ロジャース法律事務所に所属しており、県として現地の法制度について確認が必要な場合は、同氏から見解を得ております。去る２月７日にも、駐在職員を通してコロンビア特別区の法令について照会し、回答を得たところです。

同じく７(2)、ワシントンにおける現地採用職員の業務内容等についてお答えいたします。

令和７年度ワシントン駐在員活動事業においては、県職員２名を駐在させることとして予算を計上しております。また、現地採用職員は駐在の指示の下、高度な翻訳能力を生かし、駐在と連邦議会議員との面談資料や報告書の作成の補助のほか、沖縄に関する認識の向上を図るためのニュースレターの作成、電話対応、来客対応、日程調整等の業務を行っております。採用に当たっては、英語を母国語とする者と同等程度のコミュニケーション能力及び日本語を母国語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有し、沖縄の基地問題に関心がある者を要件としています。現在勤務している職員は２代目であり、2019年７月に採用しております。

以上になります。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　再質問を始めたいんですけど、まず初めに、知事、少しお聞きしたいことがあるんですが、昨年の北部豪雨の河川氾濫。それを目の当たりにして、河川のしゅんせつがとても大事なことだと多くの県民は本当に感じたと思います。予算がないから後回し後回しで、被害を受けるのはやっぱり結局県民なんですよ。沖縄県内の河川のしゅんせつ、まだまだいっぱいあると思います。行政の長として知事、氾濫の危険性が高い河川についてどう感じていますか。答弁ください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員御質問の報得川河川の整備など人口が密集する地域、さらにまた土地的に低位、低い場所において、度々冠水するというような状況については、非常に胸の痛い思いをしております。そのような地域からできるだけ優先的に予算をつけて河川整備を行いたいということで、土木建築部においてはそれぞれの河川の状況の調査としゅんせつの順番、優位性を区分して行っていると聞いておりますが、今般比地川の氾濫による大きな災害が起こったことに対しては、ぜひ浚渫債等も活用しながらしゅんせつの計画を早急に取りまとめるように指示をし、現在そのような検討を進めていると報告を受けています。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　私が質問したこの報得川河川の整備についてですけど、この事業は全体で事業費が約20億円。平成26年度から事業着手されて令和15年完了予定だと本員は認識しています。しかしながら、それまでの期間、あまりにも地域住民の被害が大き過ぎるんです。河川流域の住宅では、床下、そして床上の浸水が大雨のたびに発生するんです。住民は水につかった家具や電化製品の廃棄、清掃に毎回費用がかかっています。また自動車が水没して、地元自治会長が手こぎボートで運転手を救出したこともあるそうです。学校関係では先ほど部長がおっしゃったように、東風平中学校では校舎１階や体育館が浸水して、授業を中断して避難せざるを得ない状況もありました。今回質問した赤田橋付近の土地改良区である、この優良農地が大雨のたびに冠水被害が発生して、毎年農作物の被害が発生している状況なんですよ。

議長、休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後２時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○徳田　将仁 議員　（パネルを掲示）　今僕が提示しているこのパネルが、赤田橋付近の優良農地のところにあるビニールハウスなんですけど、これ見てください。このビニールハウスの中、１メーターぐらいまで浸水してしまった。この地域では度々こんなことが起きるんですよ。部長、知事、それでも農家さんたちは、この国の農を守るために必死に頑張っているんです。数か月分の収入が一気になくなってしまうんですよ。考えられますか。それほどの冠水被災なんですよ。これ見てどう思いますか。土地改良した優良農地ですよ。これ見てどう思いますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　報得川の議員御提示の氾濫状況につきましては、河川管理者といたしまして、その被害状況については、大変心を痛めているところでございます。

現在、報得川の浸水被害の軽減に向け八重瀬町をはじめ、各関係者と定期的に意見交換を行うなど情報交換を行っているところでございます。また今後は、ハード整備だけではなくて、水位計の設置などの情報発信なども併せて行っていきたいと思っておりまして、引き続き浸水軽減に向けて取り組んでまいりたい

と考えているところでございます。
○中川京貴 議長　徳田将仁議員。
○徳田　将仁 議員　話合いをしている場合じゃないというか、もう本当に喫緊の課題だと思っているんですよ。
　また、この八重瀬町を発展させるために、市街化区域の拡大を想定した土地利用計画。やはりこんな氾濫する地域では、未来を描けないんですよ今、八重瀬町は。大事なまちづくりに今支障を及ぼしているんです。もうあと10年とか言ってる場合じゃないんです。地元は毎年恐怖なんですよ。河川の氾濫で子どもの命が失われたこともあります。県の貯金も、そして債務の返済もいいですよ。最近ではマリーナの数十億の赤字補塡、そんな話もありますよね。数十億ですよ。県民のための県政運営なら、先に助けるべきところにしっかりと目を向けて、しっかりとした予算、それをちゃんと充ててくださいよ。知事、県民を助けてください。答弁ください。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　関係部局におきましては、現在の状況、これから起こり得る状況など様々な方向から検討し、そこに必要な事業と必要な予算をしっかりと均衡に偏ることなく事業が行えるようにということで配慮していると思っております。なお、議員の御意見のとおり、緊急性を要するものについては、なお一層、そのために必要な事業と予算を進めていくべきであるというように考えております。
○中川京貴 議長　徳田将仁議員。
○徳田　将仁 議員　県民の血税は、県民の目の前の暮らしを守るために使う。まずは最低限、そこからお願いしたいと思います。
　議長、休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後２時40分休憩
　　午後２時40分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○徳田　将仁 議員　３の質問に移りたいと思います。
　親水性護岸の転落防止柵の件ですが、名前のとおり、親水性なんです。水に親しみやすい、小さな子でも水に触れられるような構造になっています。その場所の転落防止柵が、場所によっては本当に腐食がひどいです。目の前に小学校があります。落水事故が起きてから直すんですか。そんなことが起きる前に本当にひどいところから――何も一気にやってくれと言っていないですよ。１期とか２期とかに分けたり、そんなふうにでもいいから、早急な対応をしていただきたいんですよ。どうですか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　先ほども答弁いたしましたが、議員御指摘の箇所につきましては、現在は、町によって応急的な措置が講じられております。
　県としましては、令和７年度の早期から当該箇所の修繕に取り組んでまいりたいと考えております。可能な限り早期に修繕が完了できるよう、引き続き取り組んでまいります。
○中川京貴 議長　徳田将仁議員。
○徳田　将仁 議員　よろしくお願いします。
　それでは４の都市下水路の区分地上権設定についてですが、少し分かりにくいこともあるかと思うので、事例で紹介したいんですけど。与那原町には、戦前、軽便鉄道というのがありました。その軽便鉄道の線路の跡地に、公共下水道の雨水幹線が今設置されているんです。ここは現在、県有地であります。その幹線上に大規模な土地開発計画が、今現在進んでいるわけであります。つまり下水道の上にお家が建っている。県の土地を売ることは勝手ではあるんですけど、無条件で売却されてしまうと、購入者の将来の改築にも大きな障害が出るし、訴訟問題まで発展しかねないんです。しかもそれが管理者である市町村のせいになってしまったら、とんでもないことなんですよこれは。だから今回この質問は、雨水幹線が設置されている全ての県の土地の購入者に対して、地中の下水管の事実をしっかりと伝えて納得して購入していただくためにも、しっかり区分地上権の設定をして、売却していただきたいと申し上げているんです。速やかに、この区分地上権をつけてほしいと思うんですけど、そこら辺はいかがですか。
○中川京貴 議長　総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　総務部が所管して一般貸付けを行っている県有地は、約1000件ございます。そのうち地下に雨水幹線が通っているものが、把握している範囲で与那原町に５件ございます。そのうち１件については、今年度売却手続を進めていたところでございます。その関係者である与那原町、それから借地人と県との間で、この水路の権利関係を協議していたところでありますが、今般、町の区分地上権を設定した上で、売却するという方向で譲渡人、借地人の理解も得られる方向で今調整が進められているところでございます。
○中川京貴 議長　徳田将仁議員。
○徳田　将仁 議員　しっかりと訴訟問題とかにもならないように、しっかり区分地上権を設定していただ

きたいと思います。

それでは５、災害に係る住家の被害認定基準についての罹災証明書交付基準の話なんですけど、これも今内閣府に確認して様々な面でああだこうだできない、これはこういう理由でできないんだという話がありましたけど、これ地域の実情に合わせていただきたいという質問なんです。ここ沖縄県というのは、皆さん御承知のとおり、第二次世界大戦中に激しい戦闘が繰り広げられて、多くの住宅が破壊されました。そのため、復興期には、アメリカの統治下にあったこともあって、アメリカ式の建築技術や素材が導入されて、それらがコンクリート住宅の普及に繋がったわけであります。一方で、本土では、昔から森林資源が豊富な環境であって、神社仏閣の建立が盛んになったことで、木造の建築技術が発展して、住宅にも木造が多く広まっているわけであります。だから沖縄と本土の歴史と文化が全く異なる特殊事情があるんですよ。しかしながら、その事情がこの被害認定に全く反映されていないんですよ。それはなぜなのか。今現在、日本全国の市町村は、住家被害認定調査票というのを基に、各家庭の被害の度合いをチェックしているわけなんです。その調査票が今回の問題なんですよ。木造を前提とした本土の判定基準になっているんです。47都道府県あって、沖縄県みたいな特殊事情のところは１県ですから。本土の判断基準になっているんですよ。だから沖縄県の住宅は被害認定を受けにくい状況に陥っているんですよ。よく言う沖縄独自のトゥータンヤーとか、そんなのはほぼ該当しないんですよ。市町村がおのおの国に調査票の変更を求めることは、現実的に無理じゃないですか。それは私たちも分かっているんですよ。だから県として、新たな判断基準をつくるべきだし、内閣府に沖縄はこうなんだよって、それをしっかりと求めていくべきだと私は思っているんですよ。いかがですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　ありがとうございます。

議員おっしゃるように、沖縄独自の建築様式等を踏まえた形で住家の被害認定をしていく必要があるということは、認識しているところでございます。したがいまして、かなりハードルが高いんですけれども、やはり被害を支援していくという意味合いにおきましては、しっかりとした検討が必要であろうというふうに考えておりますので、そこはちゃんと技術的な専門家を交えました専門委員会等を立ち上げたりするなどして、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　今後も自然災害というのは、いつ起こるか分かりません。被災された県民を一世帯でも多く救うためにも、どうか行動を起こしてほしいなと思います。この件に関しては、沖縄県民の生命財産を守るためですから、与野党も関係なく、政治的にもしっかりと知事も先頭になって頑張っていただきたいと思っております。

それでは７、我が会派の代表質問との関連について質問したいと思います。

再委託先である現地弁護士ダニエル・Ｓ・クラカワー氏についてですが、執行部から私たち議員に対して本人とは連絡が取れていないと、再三答弁をいただきました。昨日の島袋大議員への答弁でもありましたが、私はここは不透明にしてはいけない部分だと思っています。当時このワシントン事務所を設立するに当たって、とっても重要な人物なんですよ。なぜそんなに重要な人物なのか。事務所の発起人だからです。発起人とは、会社の設立を企画して中心となって手続をしていく人です。分かりやすく言えば、会社をつくろうと言い出した人なんですよ。そんなダニエルさんと現在、令和６年度までずっと再委託契約を結んでいるわけですから、当然これまでの様々な経緯を全て彼は知っているはずなんですよ。それをこの半年間、連絡が取れないとか言っているから、私たちは何か隠しているんじゃないかなと疑ってしまうんです。このままの状態では当然済まされませんよ。事務所と連絡が取れたなら、もうあとは本人まで目の前だと思います。速やかにダニエルさん本人と連絡を取ってください。いかがですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

１月31日に開催された百条委員会におきましては、議員から株式購入の申込みがあったことを弁護士に確認したのかという趣旨の御質問がありまして、こちらのほうからワシントン駐在にメールで照会しているが、まだ返答がない旨答弁をさせていただいたところでございます。先ほども御説明しましたように、このダニエル・クラカワー氏は、現在もシャルマン・ロジャース法律事務所に所属しており、県として現地の法制度について確認が必要な場合は、同氏から見解を得ているというところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　はいかいいえかで答えてほしいんですけど、じゃあダニエルさんと今は連絡――直接

本人と連絡が取れる状況ということで理解していいんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　はい。当該弁護士とは連絡が取れる状況でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　よかったです。じゃあ、今後このワシントン事務所の話も少し進展があると思います。よろしくお願いします。連絡取り続けてくださいよ。またいなくなったとか言わないでくださいよ。

続いて、先ほど島尻忠明議員の質問でもありました米国職員の雇用の件でありますけど、この雇用はある意味、設立当初からの課題であり、引継ぎ事項であると私は思っております。それはなぜなのか。この雇用がＬ１ビザ取得の要の一つになっているからなんですよ。初代副所長の山里さんがおっしゃっていました。Ｌ１ビザは、最初の１年は仮の申請中だと。その後は、このワシントン事務所がアメリカにとって雇用を生むのか、それとも奪うのか。アメリカにとって利益なのか不利益なのか、それを見る期間だと。その後、本格交付するためには、現地職員を雇用しないと事務所が存続できないため、米市民を採用したと本人が言っていました。それで、現在までその米市民を雇用していると思っておりますが、それは事実ですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　米国におきまして、法人の設立等で現地の者を採用するということになっているというふうに承知はしております。当該といいますか、現地採用職員につきましては、これまで３人採用されております。現在は、この２人目の者が継続で雇用されているという状況でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　すみません、分かりにくく言ってしまったのか分からないんですけど、この職員を雇わない限りＬ１ビザは取れないのかという話です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後２時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　前回の百条委員会で、職員がそのようにＬ１ビザの関係で現地の職員を採用しないといけないという旨の発言をしたということは承知をしております。ただそれについて少し根拠等を確認する必要があると思いますので、確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　時間がないので次の質問に移りたいと思うんですけど、ここら辺は本当に大事なところなので、しっかりちゃんと調べておいてくださいね。

毎年度末に行われます次年度のワシントン事務所の再委託を決める選定委員会。運営や活動の精査をする選定委員会は、今年度も開催する予定なのか聞かせてください。溜公室長も入っていますよ、この委員会に。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時55分休憩

午後２時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　通常、ワシントン駐在につきましては、準備行為としまして４月が始まる前から選定等の準備をするところなんですけれども、現在こういう状況になっておりますので、今年度についてはまだその準備行為は行われておりません。ですので、選定委員会自体もまだ立ち上がっていないという状況でございます。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　ちょっと聞こえにくかったんですけど、結局もし予算が通れば開催するという認識なのか――開催しないといけないじゃないですか。これは３月末、大体３月の最後の週に行って、４月１日には再委託契約に印鑑を押しているんですよ。だからこれは早くやらないといけないと思うんですけど、それ自体３月の月末にやるんですけど、それっていうのは今でもうやるかやらないか判断しておかないといけないんじゃないですか。もらった資料の中に書いてあるんですよ。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時57分休憩

午後２時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今回ワシントン駐在におきましては、７か月分の予算を計上させていただいているところでございます。それに向けては、準備行為等は進める必要があろうかと思いますけれども、まだ現実的には方針は決まっていない状況でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　徳田将仁議員。

○徳田　将仁 議員　今、公室長がおっしゃったように、じゃあこの７か月分の予算を審査するんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　提案した予算の範囲で審査をするということですので、今回は７か月分の予算において審査をするということになろうかと思います。
○中川京貴 議長　徳田将仁議員。
○徳田　将仁 議員　さんざん言っているんですけど、監査請求に対する監査の結果もまだ出ていないじゃないですか。そして、知事自ら設置した調査検証委員会の結果も出ていない。そして百条委員会の調査も今始まったばかり。その中で、この７か月も淡々と再契約を結ぶとか、そんなやりたい放題が通るんですか、まず。本当に不思議な話なんですけどね。今回百条委員会で――もう時間もありませんので、百条委員会でお呼びした参考人の平安山さん、山里さんいわく、ワシントン事務所の所長、副所長には、決裁権はないとおっしゃっていました。なぜなら、自分たちはあくまでも県の職員だから、そうおっしゃっていました。今回の追認に関しても、ワシントン駐在じゃなくて、沖縄県の基地対策課で起案を行って決裁をしているんでしょう。ここ県庁で全て決まっているんですよ。当時からこの体制は変わっていないんだから、会社設立の決裁文書がないとか決算書類がないとか、資金の流れがしっかり説明できないのも、全部つじつまが合わないんですよ。だから我々は、本事業を認めるわけにはいかないんですよ。現地に現在も駐在している職員。そして、これまで派遣した駐在職員のためにも、曖昧な庁内のこういった内部手続、ずさんな公文書管理についても全てを明らかにしなければならないと思っています。それを強く要望して、一般質問を終わりたいと思います。最後に一言あれば、お願いします。公室長。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　現在、百条委員会が行われ、後に監査請求。そして調査検証委員会からの報告により、より透明性の高い運営のためにはどのようにするかという検討を様々行っていきたいと思います。そして、そのためには米国に駐在を置いて、必要であれば米国の資料もまた取り寄せて事業を進めていくというような状況も勘案しております。そのための７か月予算であるということは、ぜひ御理解をいただきながら、なお一層、公平公正性を高めてまいりたいというように思います。よろしくお願いします。
○中川京貴 議長　一般質問を続けます。
　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午後３時１分休憩
　午後３時２分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○新垣　淑豊 議員　よろしくお願いします。
　沖縄自民党・無所属の会、新垣淑豊でございます。
　昨日の報道で、パラオ共和国の排他的経済水域での日本の漁業権の漁獲域拡大について取り上げられておりました。日本の漁船のほとんどが沖縄の漁船であるということで、今年の経済労働委員会の委員会視察において漁獲域の件は話題としても上がっておりました。その際、我々からも今までのお礼とぜひとも今後の拡大と要望をお伝えしましたが、決定して本当によかったと思います。この視察先選定に関しては、過去に中川議長のつてをたどって行った自民党会派の会派視察、その際にも当時の日本の漁獲域の確保に寄与したということを鑑み、不定期ながらも機を見てパラオへの訪問は必要であろうということで、我が会派からの提案があり決定がなされました。そのことも今回の漁獲域の拡大の一助になったものであるというふうに私は思っております。
　そして、話題は替わりますけれども、先週末、私糸満市の真栄平にあるアバタガマというところで、ＪＹＭＡ――日本青年遺骨収集団という学生が中心となり、国内外で遺骨の収集活動をしているＮＰＯの方々と遺骨収集活動を行ってまいりました。私は今年50歳になりますが、恥ずかしながら初めての活動参加でございました。戦後80年がたち、まだ弔うことのできない御遺骨、ひょっとしたら御遺族や子孫にお渡しできるかもしれないと思想に偏ることなく、今ある事象に懸命に取り組む青年たちを見て、私も非常に胸が熱くなりました。世界では112万柱以上、沖縄でも対象の18万8000柱以上の戦没者の御遺骨のうち、県では2000柱以上の未収容の御遺骨があるとしているようであります。ガマの中では重機を使えるわけでもない。３人で１日６時間、掘っても２メートル四方しか作業が進まないので、マンパワーが必要だなというふうに思いました。県民の方々へさらに活動の理解と御協力をいただきたいと思っております。
　戦後80年たったということで、次年度は県も多くの事業を行う予定となっているようです。反戦平和というのは当たり前ですけれども、ウクライナの状況、３年がたちました。けんかは双方の合意ではなく、一方的に仕掛けられることもありますので、もしものことを考えて防衛について考える必要があります。それ

は、後にまた自衛隊についてのところでもお伺いさせていただきますけれども、さきに述べた戦後80年、戦中・戦後の混乱期に学ぶことのできなかった当時の学生であった先輩方、そして今理由があって区域の学校へ通うことができない生徒、今や多くの外国の方々が日本で生活をし、日本語や生活習慣についても指導する場としても活用されている夜間中学校、この設置状況についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、設置を検討していた３市村に対し、令和６年10月に検討状況調査を行い、令和７年１月末時点で設置しないとの回答を得たところです。

県教育委員会としましては、全ての市町村が設置しないとの意向を示していることから、平成30年度に実施したニーズ調査の結果や検討委員会で取りまとめた県主体案を参考にしながら、今後の在り方を検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　教育長、それは県で設置をするという方向になるんでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　検討委員会で示された案には、市町村の設置案、県の設置案というふうにございましたので、それを含めて県としての在り方についても検討していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　那覇市では、夜間中学校については県が教員配置について那覇市の意向を酌んで協議を依頼した場合、再検討する余地はあるかということで質問されたところ、県から改めて条件などを提示した上で協議を求められたら対応したいというふうにお話があったようであります。

今、那覇市からも人員配置について非常に厳しいと。県としては今、厳しい教員配置の状況であるのは分かっておりますけれども、ぜひここは――これはもう決断していただいて、まずはこの夜間学級というものを設置をしていただきたいと思います。そうでなければ、この戦後80年――この期間でこのときに、先ほど言いましたそのときに学べなかった先輩方の学びたいという意思をしっかりとこれは尊重していただきたいと思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　今、那覇市のお話がございました。那覇市とも――那覇市においては最終的に市町村の中では最後まで検討をするという状況でございましたので、令和５年に３回、令和６年にも３回と意見交換、情報交換をしてまいりました。そういう中で、今お話があったとおり、人事の配置についての御要望もございましたので、その点については県としても最大限支援ができるということで御説明をしてまいりました。今、県の設置の方向につきましても今議員のお話のあったそういった考え方を踏まえて、重く受け止めて検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　知事、これは知事公約で出ていましたけれども、これどういうふうに確保されるんですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　教育委員会において必要な状況について調査を重ね、検討してまいりたいということで、県としても当然そのように方向性を持っていきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　先ほど申しましたように80年です。ぜひ80年のこの節目に、それを決定していただきたいと思いますけれども、ぜひこれ知事、意気込みを聞かせてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　学びたいときに学べなかった方々の状況は、非常に心情を察するものがあると思います。引き続き、教育委員会のほうで調査検討を進めてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　分かりました。

これはまた改めて教育委員会の皆様とお話をさせていただこうと思います。

続きまして、国保財政についてお伺いいたします。

国保財政における沖縄県令和５年度事業納付金の決算において45億円もの剰余金が発生したと聞いております。県内の各市町村が納付金負担者として県民から徴収をしているが、市町村はその取扱いや事前の打合せを含め課題があると感じているようであります。

以下、お伺いします。

剰余金発生の原因は何でしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

本県の令和５年度国民健康保険事業特別会計においては、平成30年度の設置後初めて決算剰余金約45億円が生じたところであります。これは当初予算の約1662億円に対し、率にして2.7％となっております。

その要因ですが、歳入の部分で国の推計値等で計上

する調整交付金が見込みよりも約25億円増となりました。そして、歳出部分では、市町村の保険給付費の財源となる保険給付費が見込みよりも約16億円減少したということ。さらに国庫精算に係るもので約３億円生じたということで、合計45億円の決算剰余金が生じたという状況でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　給付のほうが減額だったということでありますけれども、これはなぜこれだけの差額が出たのかということについての検証はされていますでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時10分休憩

午後３時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

今の保険給付費の減少した要因については、まだこちらのほうも検討していないという状況でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ぜひこれもしっかりと検証していただきたいと思っております。

ちなみに(2)番行きますけれども、被保険者数及び１人当たりの保険給付費の単価などはどのような状況になっておりますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

令和５年度の本県市町村国保の被保険者数は36万7178人です。１人当たり保険給付費は31万9585円となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　続きまして(3)番行きます。

県全体の被保険者受診率や入院単価はどのように見立てていたのでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

本県における被保険者受診率や入院単価については、年々増加傾向にございます。今後も高齢化の進展や医療の高度化に伴い、増加するものと考えております。納付金算定におきましては、厚生労働省が示す算定方法がありますので、それに基づいて行っておりまして、その結果について市町村の了承を得た上で決定を行っているということでございます。

なお、納付金算定においては、診療費の推計は行っておりますが、入院単価など個別の推計は県としては行っていない状況でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

(4)番行きます。

当該納付金剰余金の活用方法及び納付金負担者である市町村との協議はどのように行われたでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

まず、決算剰余金の取扱いにつきましては、被保険者の保険料の負担に大きな影響を及ぼすことから、県では３度の意見照会、それから個別の市町村との意見交換などを実施をしたところでございます。

令和６年12月の市町村担当課長会議では、市町村の意向を踏まえ、決算剰余金約45億円のうち約10億円については、令和７年度の納付金から減算をするということ、そして残りの約35億円については、今後の納付金の著しい上昇の抑制に備えるなど市町村国保財政の安定化を図るため、財政安定化基金に積み立てるということで、市町村との合意が図られたところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　確かにもう数年後には、急にこの国保の支出というものが伸びるというお話も担当から聞いておりますけれども、今回過大に徴収がされたという分があって、例えば市町村、そこを今納めていなければこの市町村で先に使える予算があったのに、これは政策的繰入れになってきますので、そのほうで別の予算に使えたんじゃないかというようなお話がございました。

それで、今回の剰余金の一部を令和７年度分の納付金の財源として活用することについて提案があったと思いますけれども、これはどういった状況になっておりますでしょうか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

令和５年度の納付金の算定におきまして、普通調整交付金の県独自の補正により納付金が約10億円増となったことについて、今議員のほうから御指摘があったものと思います。この分につきましては、市町村からの要望もございましたので、令和７年度の納付金の算定に当たって、例外的な措置ではございますけれども、令和５年度に納付金を納めていただいた配分の割合のままで令和７年度に減算するというふうな形で今考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　残りの金額についても、これはもう早期にこの納付金への財源として活用していただきたいというような要望が上がっておりますけれども、この辺りは残った金額、たしか35億くらいが残るかと思いますけれども、その金額の使い方についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

やはり保険給付費が今後また急激に増加するというふうなことがありますと、反動で市町村自体の納付金に影響するということがございますので、35億円の取扱いにつきましては、令和８年度の納付金を仮試算する際に市町村と協議をして決定をしていく予定としております。

県としましては、市町村国保の安定化を図る観点から、減算した翌年度以降の反動増とならないように配慮するとともに、市町村との協議を踏まえて取扱いを決定していくプロセスを踏みたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

各市町村もぜひこれは丁寧に協議をしていただきたいというような要望がありましたので、こちらについてはしっかり協議していただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

続きまして３、新生児マススクリーニングについて伺います。

沖縄県の新生児マススクリーニング検査の拡充について、現状と今後の取組はどのようになっているかお伺いします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

先天性代謝異常等の早期発見を目的とした新生児マススクリーニング検査ですけれども、県内全ての分娩取扱医療機関において、20疾患を対象に実施されてきたところでございます。これに加え、本県では令和６年11月１日より対象疾患の拡大を目指す国の実証事業を活用するとともに、県医師会等関係機関の取組と連携いたしまして29疾患に拡大し、検査を実施しているところでございます。令和７年度ですけれども、国の実証事業も活用しつつ県事業として29疾患を対象に検査事業を実施していく予定となっております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

この際に、新生児マススクリーニングで先天異常が早期に発見されるとその後の治療に非常に役立つというような話を聞いておりますけれども、例えば、これを拡大したことによって見つかった事例というのはお持ちでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　実は、昨年になるんですけれども――昨年はただ実証事業の開始前ではございましたが、昨年度、新生児マススクリーニング検査において、１名が確認されておりまして、それで発症前に遺伝子治療が開始されて早期治療につながったという事例がございます。これを踏まえて今年度11月から、９疾患についても全ての新生児が無償で受検できるように新生児マススクリーニング検査の対象疾患を拡大したというところになってございますが、12月末時点の数字では新たな患者というのは確認できておりません。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　これは予算はどれぐらいでどのような――今後もしっかりと続けていただけるのかということについてお聞かせください。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　今後におきましては――今回の実証事業が令和５年度から７年度までということになってございます。そういったことも踏まえまして、全国知事会において国に対し、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象疾患の拡大のために安定的かつ十分な財政措置を講じることを要請しているところでございます。

県としましては、検査が継続して実施ができるよう、引き続き全国知事会を通して公費負担の対象疾患の拡大のための安定的かつ十分な財政措置について要請したいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　子どもはこの沖縄を支える大事な大事な宝でありますので、ぜひその予算措置というものを今後も続けていただきたいと思いますけれども、知事からもコメントをいただければと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　令和７年までは国の実証事業も活用しつつ、29疾患まで広げるということで先ほど答弁があったとおりであります。今後ともこの事業については、しっかりと対応できるように取り組んでいきたいと思います。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

次に行きます。

自衛隊について県の考え方を伺うということになっておりますが、１月31日に那覇市の金城小学校で航空自衛隊の南西航空音楽隊の演奏会が行われる予定でありました。その際に、沖縄県教職員組合から校長やＰＴＡ会長宛てにこの音楽祭の開催に際して、自衛隊の活動を学校に持ち込むことは政治的中立性を損なうおそれがあるとか様々な御意見をいただきまして、中止となったようであります。

本来、隊員は国家公務員でありますので、自衛隊やその隊員は政治的な思惑によって活動しているとは思えません。それがあったら、まさに今日の二・二六事件みたいな話になるわけですね。それで、この自衛隊はまた我々を守る立場でもありますし、音楽隊の非常に高レベルな演奏を聴く機会を逃してしまったことは本当に残念であるということで、実は私のほうにも、（資料を掲示）　お手紙が来ております。本当に中止の理由に多様性の尊重とありましたが、コンサートを中止にすることのほうが多様性の制限、情報の遮断になると思いましたというようなコメントもついております。なので、こういった機会をしっかりと逃さない、またそこでいろんなことを見聞きして考えることが、私は子どもたちにとっては必要なことであると思っておりますので、この際に――特に金城小学校保護者に自衛隊関係の方もいらっしゃるはずなんです、近いですから。そういった方々は、自身の親のお仕事について何かしら否定されたような気持ちがするのではないかというふうに考えることもあるのではないかと思いました。

沖縄県として、今後、県内学校においてこのような取組が阻害されないように、各学校に対して対応を正すように通達を出すべきだと思いますけれども、県の考え方を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　本事案につきまして、那覇市教育委員会を通して状況確認を行ったところ、ＰＴＡが企画したコンサートの中止については、保護者や地域住民等からの意見を受け、学校とＰＴＡ関係者等が十分な議論を重ねた上で決定したものと聞いております。自衛隊に限らず、学校教育への外部人材の活用については、学校の設置者である市町村教育委員会の指導助言の下、校長が判断し適切に行われるものと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　知事、自衛隊は公務員ですよね、国家公務員。国家公務員でありますし、自衛隊という組織自体が自分たちの考え方でいろいろ動くというわけではないはずなんですね。思想で。なので、その辺については、これはしっかりと知事からもコメントを出していただきたい。また、教育長からもこれはぜひコメントを出していただきたいと思っておりますけれども、お二人からもしお話しいただければありがたいと思います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　議員からもお話があったとおり、自衛隊員については、特別の国家公務員であるというふうに理解をしております。基本的に学校における、例えば自衛隊についての指導の在り方についてでありますが、この自衛隊については様々な考えがあるというふうなことを我々理解をしているところであります。それで、やはり学校の教科書においても立場が違う意見が紹介をされておりまして、我々もそれを平等に子どもたちに示して、そしてそれを基に様々な意見について考える中で、子どもたちが主体的に判断できるような学習指導を行っているところであります。したがいまして、そういった学校の中で中立的にしっかりと子どもたちに意見を示し、その判断を求めているというふうな指導を行っております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　例えば、災害救助、これの訓練とかこういったものを学校でやらなければいけないときってあるわけですよ。そこには、自衛隊の方々が必ず関わってくるんです。だからこそ、この自衛隊ということについて一方的な立場で話をするわけではなくて、やはり今回こういった事案があったということは、私はもう非常に残念なことだと思っておりますので、これは議会を通してお伝えをしておきたいと思っておりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、我が党関連に入ります。

又吉清義議員の２の(8)、教員のメンタルヘルス対策の改善などについてということでありますが、今、調査事業が行われておりますけれども、成果についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　失礼しました。お答えします。

那覇市と国の調査研究事業の成果についてお答えします。

那覇市と連携して実施している調査研究事業では、保健師等の専門的人材とＩＣＴを活用したメンタルヘルスに関する教職員向けの研修や復職支援の取組において、受講した教職員や学校から高い評価を得ており

ます。また、那覇市立学校の教職員を対象としたストレスチェックでは、令和６年度の受検率が令和４年度と比べ約３倍となるなど、メンタルヘルス対策に関する取組が徐々に学校現場に浸透しつつあります。さらに、那覇市立学校の約1400人の教員を対象に実施したアンケート調査や校長に対するヒアリング調査、本事業で立ち上げた沖縄県公立学校教職員メンタルヘルス対策検討会議における協議等からも、今後の教職員のメンタルヘルス対策の充実に向けた視点を得ることができたと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　来年度、最終年度となりますが、この事業――文科省事業、エントリーの予定はありますでしょうか。また、令和８年以降、これはどういった取組を予定しておりますでしょうか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　この国の調査研究事業については、次年度も継続する予定で準備を進めております。当該事業で得られた成果や課題等、他の市町村とも共有し、メンタルヘルス対策の取組を持続可能な形で全県的に推進する必要があります。そのために、次年度は事業終了後も見据え、当該事業の取組として市町村教育委員会と県教育委員会との協議会設置等の連携・協働体制の整備についても検討していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　知事部局でもメンタル疾患いらっしゃると思いますけれども、休職はどの程度になっているのか教えてください。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　知事部局の精神性疾患による休職者の人数及び割合は、令和３年度が57人で休職者全体に占める割合は88％、令和４年度が59人で87％、令和５年度が55人で86％となっております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　先ほど……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時27分休憩

午後３時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

教育長に伺いますが、我が県では、教職員のメンタル疾患が子どもの貧困率が高いことと関連する可能性があるということで社会学者の方からお話を伺いましたが、この辺りの分析について教えてください。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　教育職員の精神疾患による病気休職者の在職者に占める割合が、児童生徒の学力や不登校等の教育課題と相関があり、その背景には家庭教育や本県の抱える社会的な状況等があるのではないかとの推察があることは認識しており、貴重な御意見であると考えております。教職員の精神疾患の背景につきましては、様々な要因が関係しており、今回の調査研究事業で示された学校における労働安全衛生管理や教職員一人一人のメンタルヘルスに関する理解啓発等の課題があると考えております。引き続き、市町村教育委員会とも連携協働し、メンタルヘルス対策の全県的な取組を推進してまいります。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　令和８年以降、ぜひ交付金――一括交付金を活用してこの事業対応をしていただけると私はいいと思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えですか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　県内の市町村立学校については、まず労働安全衛生管理の推進や教職員一人一人のメンタルヘルスケアに関する理解啓発等が課題となっております。そのため、次年度はその課題解決に向け取り組むとともに、各市町村がメンタルヘルス対策の取組を持続可能な形で推進していけるよう、市町村教育委員会と県教育委員会との協議会設置等の連携・協働体制の整備を検討していきたいと考えております。今後、新たな事業を進めるに当たっての財源については一括交付金も含め、どのような対応が取れるのか検討してまいります。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ぜひこれ企画部長にもお伺いしたいんですけれども、これぜひ取っていただきたいと思っているんですけれどもいかがですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　ソフト交付金の活用については、要件さえ満たせれば活用できるものと考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

そのほか、こういった調査事業で分かった取組というものを県庁であったりとか県の関連企業での反映というものも必要だと思っておりますけれども、この点はどのようになさっているのかお聞かせください。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　知事部局におきましては、教

育庁における調査事業の内容に相当したメンタルヘルス対策を、既に実施しているところです。具体的には、ストレスチェックや、セルフケア、ラインケア等の研修会を行うとともに、不調を抱える職員等に対するメンタルヘルス相談を実施しております。実施に当たっては、産業医や臨床心理士が毎週相談を受けるほか、精神科医も対応できる体制を整備しております。また、休職者に対しては本格的な復職前に職場環境に慣れるための復職試行や、復帰後も勤務軽減措置を行うなど、円滑に職場復帰ができるよう支援しております。令和２年度からは新採用職員を対象にした、メンタルヘルスに係るアンケート及び保健師等による相談を実施しております。県では庁内で情報共有を図りながら、引き続きメンタルヘルス対策の充実により、職員の心の健康の保持・増進に努めてまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　では、我が党関連で西銘啓史郎議員の１の(2)イ、政治団体による知事公舎の使用と過去の使用実績について。

知事公舎での政治的活動を行うことは可能か見解を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

政治団体が政治活動を目的として知事公舎を使用することは施設の設置目的に照らして適当ではありませんが、今回の使用については新年の挨拶として、あくまでも儀礼的なものと理解しており、特に問題はないものと考えております。

○新垣　淑豊 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時32分休憩

午後３時32分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　（パネルを掲示）　これ、私のほうの手元に来たんですけれども。令和７年度新春の集いの御案内、これ問い合わせ先、玉城デニー後援会とありますけれども。これはもう思いっきり政治的な活動じゃないですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　新春の集いにつきましては、玉城知事が主催し開催の呼びかけを後援会が行うという役割分担がなされたものというふうに聞いております。

以上です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども御答弁させていただいたところですが、新春の集いにつきましては、玉城知事が主催して開催の呼びかけを後援会が行うとする役割分担がされていたというふうに聞いております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　休憩、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時33分休憩

午後３時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　淑豊 議員　（パネルを掲示）　これ領収書なんですね、領収書。玉城デニー後援会会長とありますけれども。これ普通は主催者が出しますよね。なのに玉城デニー知事じゃないんですよね。500円会費を取ってこの会場を使うということ、知事公舎を会場として使うことはこれは可能なんでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　まず、その領収書についてお話をさせていただきたいと思いますが。

玉城デニー後援会は政治団体として登録をしております。ですからお預かりした、いわゆる会費については政治資金規正法にのっとって適正に報告をするために後援会で預からせていただいております。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

まず政治活動とは、一般的に政治上の目的を持って行われる一切の活動とされております。政治上の目的とは抽象的には政治上の主義、施策の推進、支持・反対等であるが具体的な個々の行為が政治的目的を持ってなされたものかどうかは、その行為の実態を踏まえ実質に応じて判断されなければならないというふうにされております。今回の新年会につきましては、あくまでも儀礼的なものと理解しておりますので、政治的な活動というふうには当たらないのではないかというふうに認識しております。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　この会費はどういった流れになっているんでしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時36分休憩
午後３時37分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
玉城知事。
○玉城デニー 知事　500円の会費の流れについてのお尋ねの件ですが、後援会でお預かりをし、例えば飲み物、飲食物などの支出がある場合はその会費をもって支出に充てさせていただくということで、その流れは政治資金報告という形できちんと報告をさせていただいているということです。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　それは、我々が通常行っている政治資金パーティーと何ら流れとしては変わりないと思うんですけれども、その辺はどうお考えなんでしょうか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　内容はそのように政治資金規正法で定められておりますので、きちんと収入があった場合には報告をするということになっております。なお、今回のこの新年の集いはいわゆる儀礼的な集いということで知事公舎を使って開催をさせていただきました。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　ちなみに、県の公舎管理規則第20条の５号、「公舎を目的以外に使用すること。」とありますけれども、知事公舎の目的というのはどのような目的になってるんでしょうか。
○中川京貴 議長　総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　知事公舎は、知事及び生計を一にする者を居住させるために県が設置する居住用の家屋及びそれに附帯する工作物その他の施設です。一般的に知事公舎は知事の居住する私邸と公務を行う公邸を併せ持つ施設であり、知事が職務を適切かつ効率的に遂行できる環境を提供するとともに災害時の迅速な対応、要人の迎賓、セキュリティーの確保等の観点から設置するものでございます。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　今までの話の流れで、例えばこれは玉城デニー知事本人の名前ではまずかったんですか。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　これまでも私どもの政治資金管理団体の代表名で領収書を発行してきておりますので、その状況に合わせたということであります。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　今回これは、行政財産使用料条例には当たらないかという見解を教えてください。
○中川京貴 議長　総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　今回の新春の集いは、新年の挨拶としてあくまでも儀礼的なものであるというふうに理解しております。知事公舎の目的の中に、要人の迎賓――おもてなし等々がございますので、こういった儀礼的な挨拶につきましては庁舎の目的の範囲内だと考えております。
○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　会費を取っての、いわゆるパーティーの開催というのはその中にも含まれているんでしょうか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時40分休憩
午後３時40分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
総務部長。
○宮城嗣吉 総務部長　新春の集いは新年の挨拶ということで、あくまでも儀礼的なものというふうに理解しております。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時41分休憩
午後３時41分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
新垣淑豊議員。
○新垣　淑豊 議員　これが常態化しているということだと思っておりますけれども。代表質問の中では、過去はどういったことがあったか分からなかったというふうにおっしゃっていたかと思います。
休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時41分休憩
午後３時41分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○新垣　淑豊 議員　（パネルを掲示）　これは伊波洋一参議院議員のＸからですけれども、これは2019年１月２日の投稿でありました。もうこの頃からやっているんですね、この頃から。なので、もうこれが常態化しているということは、もう誰の目にも明らかだというふうに思っておりますので、この知事公舎の扱いについてはしっかりと定めをつくるべきではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時42分休憩

午後３時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　知事公舎の公邸のレセプションホール等の使用に関する要領というものは、平成10年に策定しております。これにつきましては、我々執行部等が知事公舎を利用する場合の規定ということになっております。知事が使用する場合につきましては、知事本人がお住まいになっているわけでございますので、これについては今のところは定めがないということでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　すみません、それであれば公舎にお住まいの県庁の職員が、じゃあ政治的なことをやっていいのかということにもつながると思うんですね。そこはしっかりとまた改めて議論をさせていただこうと思っております。

ちょっと時間もないので次に進みます。

ワシントンに行きます。ワシントン、西銘啓史郎議員の……。

失礼、休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後３時43分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　淑豊 議員　すみません、私の質問でしたね、失礼しました。

ワシントン事務所の件ですけれども、ワシントンＤＣ株式会社との関係性、あと駐在事業において――それぞれ駐在事業所と営利法人、別の人格であると思っておりますが、事務所の運営においてそれぞれの立場から行わなければいけない契約や手続があると私は考えます。その契約や手続において、いまだになされていないものはありますでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社は、駐在職員が米国で活動するに当たり、ビザ取得や外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）に基づく登録の受皿となる法人が必要だったために設立されたものであり、例えば同社が契約している、賃借している事務所などは県職員であるワシントン駐在が同社の役員の地位を兼ねた上で使用しております。このため、同社と県の間で必要な契約や手続はないというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　沖縄県と株式会社が同じ人格であるということでよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほども説明させていただきましたが、駐在職員が米国で活動するに当たり、ビザ取得や外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）に基づく登録の受皿となる法人が必要であったと、そして県職員であるワシントン駐在が同社の役員の地位を兼ねているということでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　兼ねていても、これは別人格ではないですかという質問をしてるんですけれどもいかがですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後３時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　地方公務員法第38条は、職員は任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、もしくは自ら営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないとしております。これからすると、同法第38条は営利企業の役員等の地位を兼ねることについては、任命権者の許可を受けずに行ってはならないというふうに定めております。先般、我々は営利企業従事許可を出しましたので地方公務員法上、職員が営利企業の役員の地位を兼ねるということは想定されているといいますか、認めているということでございます。

○新垣　淑豊 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時47分休憩

午後３時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○溜　政仁 知事公室長　失礼いたしました。

オフィス社につきましては、米国において設立した法人でございますので法人としては別の人格でございますが、職員は駐在とその法人の役員を兼ねているということでございますので、特に権利関係といいますか契約関係は必要ないというふうに理解しております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　このワシントン株式会社は、沖

縄県ワシントン駐在員活動事業の一部を担っている状況にあると思っておりますが、その考え方、先ほど別法人であるというお話がありました。（パネルを掲示）　これは今回執行部に出していただいたものですけれども、これが資金の流れですね。沖縄県からワシントンコア社、これで支払いがありました。それでワシントンＤＣオフィス社に送金、スタッフへの資金などの支払いというふうにありますけれども、これは子会社というふうになっていますけれども、これはワシントンコア社から見たときにはあくまでも一法人。今これは沖縄県と別法人であるという答弁いただいたので、再委託の契約が必要であると私は思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県とワシントンコア社につきましては、ワシントン駐在の活動支援事業の委託契約を行っております。その中で駐在の活動を支援するということになっておりますので、ワシントンコア社とワシントンＤＣ社の間の再委託というのは特に必要がないというふうに理解しております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　それでも、今先ほど公室長答弁されたんですよ。別法人だと、別の人格を持っていると。であれば、このワシントンＤＣオフィス社――株式会社というのは、あくまでも沖縄県とは切り離された存在である。だからワシントンコア社を通して何かを行うときに関しては、例えばスタッフを採用するそういったところへの再委託契約というのが私は必要だと思っております。この点についてはどうお考えなんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、県とワシントンコア社につきましては、駐在の活動支援事業の委託契約を行っております。その中でワシントンコア社は、ワシントン駐在の職員の活動を支援することになっておりますので、特にワシントンコア社とＤＣオフィス社との間の契約は必要はないというふうに理解しております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時52分休憩

午後３時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○新垣　淑豊 議員　（パネルを掲示）　これは令和３年度からの資金ですけれども、沖縄県からワシントンコア社に行って、これＤＣ社へ送金しているんですね。それでＤＣ社、ここで多分使うお金、スタッフへの賃金とかが払われておりますね。しかしここで、マーキュリー社への支払いというものが出ているんですよ。このＤＣ社へ送金された金額というのは幾らで、マーキュリー社へ支払いされたのは幾らなんでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時52分休憩

午後３時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントンコア社からワシントンＤＣ社への送金につきましては、令和５年で22万4000ドルでございます。そのうちコア社へは専門サービス料として10万ドルが移転しております。失礼しました、マーキュリー社へ10万ドルが払われているということでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

じゃ残りの12万4000ドルはどこに行ったんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　現地職員の給与であったり、保険料でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　そこが12万4000ドルということになっていると。しかしなぜここで、ワシントンコア社とマーキュリー社で共同企業体ができている中、直接ワシントンコア社からマーキュリー社、もしくは沖縄県からマーキュリー社への支払いをされないのか。この理由というのはどういった理由があるんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

マーキュリー社も沖縄県の依頼を受けてＦＡＲＡ登録をしております。ＦＡＲＡの登録をする場合は、支払い等が分かる取扱いにしないといけないということになっておりますので、一度沖縄県のワシントンＤＣオフィス社を通してマーキュリー社に支払いをしているということでございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ワシントンコア社が受けて、それをマーキュリー社に支払いをするというようなスキームはつくれなかったんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄県からの支払いが分かるような形ということで、これまでワシントンＤＣオフィス社を経由して支払いをされているということでございます。これにつきましても、どのような方法がベストなのかということは、引き続き検討させていただきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　まさにそこで12万4000ドルの経費を使っている会社、そこにお金が流れていって、そこと沖縄県の関係は正直もう分かれている。このワシントン駐在員活動事業の一くくりと見たときに、ワシントンコア社からこのワシントンＤＣオフィス社にお金が動くということは、これこそまさに私が先ほど言った再委託。ここが別法人ですからね。あくまでも別法人なんです。そこを踏まえたことをしなければいけなかったのではないかというふうに私は思っております。今のこういった流れをつくるということは、正直マネーロンダリングじゃないかというような疑いを持っている方もいらっしゃるんですね、実際に。我々にもそういった声が届いております。だからこそこれは、明快にしなければならないというふうに私は思っております。こんな複雑なものつくるぐらいだったら、もう一旦ゼロにする。それをしっかりと考えていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。あとは仲里全孝議員につなぎたいと思います。

時間的にあと１問ぐらいだと思います。行き届かなかったところは申し訳ありませんけれども、最後は、文化芸術振興についてお伺いをさせていただきます。

文化振興について、もう本当に他県にも類を見ない奨励金制度が設立されました。本当に私の周辺の文化芸術に関わる方からも、一昨年の提案から文化振興課の素早い動きに対してすばらしいと非常に賞賛の声が聞こえてきております。感謝をいたします。ありがとうございます。

では、その内容と給付についての状況をお聞かせください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県は、令和６年度から新たに沖縄県の文化芸術の保存・継承・発展に資する活動を行っている若い芸術家等に対して奨励金を交付する、文化芸術奨励支援事業を実施しております。当事業は、国内外での研修参加、衣装等の修理・更新、コンテストへの出場等の取組に対して、上限額を60万円として支給するものです。今年度は、伝統芸能、演劇、写真等の分野から45件の応募があり、審査の結果、８件を奨励者として決定したところでございます。現在は、奨励者に対する給付の手続を進めているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます、本当にありがとうございます。

ただ、ちょっと使い勝手というものについてもう少し検討が必要じゃないかというようなお話もありますが、ぜひ文化芸術の関係者と直接話をしていただいて、そこの中にどんどんと現場の方を引き込んでいただいて使いやすい奨励金をつくっていただきたいと思っておりますけれども、この点についてとあと、令和７年度予算どういったことを考えているのか教えてください。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

今回、６年度に新たにできた事業ですので、７年度以降も引き続き本事業を継続して芸術家の方々が創作活動に専念できるような支援をしていきたいと。その折には、まだ１年目ですので関係機関と団体等の意見も十分に聞いた上で、見直しが必要であれば見直しをしていきたいとふうに考えております。

以上です。

○新垣　淑豊 議員　予算額、予算額。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時２分休憩

午後４時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

令和７年度は奨励金自体は420万となっております。それに事務費が若干つくという形です。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

以前の議会で文化芸術振興のための基金設立を提案いたしましたけれども、その進捗についてお伺いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　県では、沖縄県文化芸術振興条例を定め、伝統文化の保存・継承・発展及び芸術の振興など様々な施策を実施してまいりました。令和７

年、先ほどもありましたように文化振興のための芸術支援事業なども含めてさらなる施策の強化・充実を図ろうと思っておりますが、そのために新たに沖縄県文化芸術振興基金条例案を今議会に提案させていただき、あわせて基金の積立金として２億5000万円を補正予算に計上させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

あとアーツカウンシルという事業がありますけれども、この状況と県の評価についてお伺いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時４分休憩

午後４時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えします。

事業の中でアーツカウンシル機能というのは、外部の文化芸術分野専門家等を配置し提案に係る審査及び事業に対するＰＤＣＡを行い、課題等を検証し助言・指導等を行うこと、補助事業の成果や充実や継続した活動ができる文化関係団体の育成を行うものがございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　この事業、需要が旺盛であるというふうに聞いておりますけれども、この基金――文化振興基金はこの事業に活用できますでしょうか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

基金事業と既存事業のすみ分けとして、基金事業では継続的に行う必要のある事業、既存事業では十分に対応できない事業、社会のニーズに対応した事業の３つの要素を満たすことを要件としております。既存事業のスキームをそのまま基金事業へ移行することは想定しておりませんが、スキームの見直しや新しい要素の追加など、どのような事業の変更が図られれば基金が活用できるか研究してまいりたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　宿泊税について議論されておりますけれども、文化芸術というものは観光に資するんですね。ぜひ、この振興発展のために基金の財源としてこの宿泊税を使っていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

観光目的税は、安全・安心で快適な観光の実現。受入れ体制の充実強化、観光地における環境及び良好な景観の保全などの新規または拡充する取組に活用することを想定しております。観光目的税を沖縄県文化芸術振興基金に充当することについては現時点では想定しておりませんが、引き続き既存の観光振興基金を活用し国際競争力の高い魅力ある観光地の形成に資する文化観光コンテンツの創出事業に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　新垣淑豊議員。

○新垣　淑豊 議員　ありがとうございます。

最後１問、間に合いましたので。

又吉清義議員の３の(1)のア、放置車両及び放置艇の現況と処分の方向性についてというところで、那覇空港の駐車場においても放置車両があると聞いております。この台数と日数、金銭的な被害ということについてと、あと今後、これは市有地だと思いますけれども、県管理の空港とか県管理の漁港または施設とかでこういったケースが出てくるというふうに思うんですね。その条例の整備についてどうかということについて、お伺いをさせていただきます。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　那覇空港駐車場の放置車両についてお答えいたします。

那覇空港ビルディング株式会社によりますと、今年の１月１日現在で、放置車両台数は17台、最も長い放置期間は、約８年となっております。放置車両に関わる金銭的なものでございますと、駐車料金に換算しますと約3000万円となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時８分休憩

午後４時９分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○武田　真 企画部長　那覇空港に限ってお話をいたしますと、那覇空港につきましては那覇空港ビルディング株式会社において管理規程等々に基づき処分を行っていきたいというように考えているそうです。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県管理の空港でございますが、空港の放置車両につきましては関係法令に基づく手続を経た上で、駐車場管理規程に基づきまして放

置車両の処分ができることとなっております。また、市町村において制定している放置車両の発生防止、適正処理に関する条例により処分することが可能となっていることから、土木建築部としては、新たな条例は必要ないものと考えているところでございます。

○新垣　淑豊 議員　すみません、ありがとうございました。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後４時10分休憩

午後４時33分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、申し上げます。

説明員として出席を求めた武田真企画部長は、都合によりこれ以降の会議には出席できない旨の届出がありましたので、これより以降の会議に武村幹夫企画調整統括監の出席を求めました。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　議長、休憩ね。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時33分休憩

午後４時34分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲里　全孝 議員　皆さん、こんにちは。

沖縄自民党・無所属の会、仲里全孝、一般質問を行います。

まず初めに、我が党関連。

大屋政善議員の２の(6)ア、伊平屋・伊是名架橋事業についての進捗状況を伺う。

伊平屋・伊是名架橋事業について、事業採択に際し厳しいとの答弁があったが、これまでの調査費用の総額をお願いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　伊平屋・伊是名架橋につきましては、平成27年度に検討に着手し、令和６年度までの調査費の総額は、約１億3000万円となっております。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時35分休憩

午後４時35分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　伊平屋・伊是名架橋については、知事の公約の一つでしたか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　知事の公約については、離島の交通に関しまして離島の空港・港湾の機能強化、航空路の維持などの取組が示されておりますが、伊平屋・伊是名架橋の整備については知事公約には示されておりません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　今これですね、仲井眞県政、翁長県政、玉城県政も前向きに取り組んできたんですよ。これまで長い間取り組んできた調査費用、皆さんからはビー・バイ・シーとか費用対効果とか、いろんな話がありました。しかし、３年前に謝花副知事からは方向を変えて、いろんな予算のメニューを変えて、いろんな角度から取り組んでいくというふうな答弁があったんですよ。その件は知事、どういう考え方をしているんでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　伊平屋・伊是名架橋につきましては、平成27年度から検討に着手をしております。今年度の調査検討の結果、費用便益比が低く事業化の可能性が厳しいという状況になったことから、両村に対しまして説明等を行っているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　今後の取組、教えてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　費用便益比が低く、事業化の可能性が厳しいということから、今後は便益向上に資する両村の取組等に注視していく必要があると考えているところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　玉城デニー知事の意気込みを教えてください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　これまで行ってきた調査検討の内容、結果から、やはり現在費用便益比が低く、事業化の可能性が厳しいという状況ですから、これから伊平屋・伊是名の両村においても、さらにその架橋の必要性等についてもしっかり検討していきながら、ではどのようにその効果を上げ得る事業ができるのか、また両村とも協力して検討していきたいと思います。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　知事、今後も調査は進めていくんですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　まずは今回の調査結果を分析・検討した上で、どのような調査がまたさらに可能かと

いうことを部局において検討するものと思います。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　よろしくお願いします。
　次に移ります。
　一般質問通告の中の２番、米国ワシントン事務所について、下記のとおり知事に考え方を伺う。
　(1)、営利事業（株式会社）の形態を取ったとあるが、誰の指示だったのかお伺いします。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社の設立について、県はこれまでの関係者への聞き取り等を踏まえ、ワシントン駐在は平成27年当時、法人登記について本庁に情報を共有した上で、本庁から特段の疑義が示されなかったことから、委託料の提案に沿って手続を進めたものと推察しております。同社については、本来、設立する法人の形態や手続が明らかになった時点で文書により明確に意思を決定し、必要な手続を整理しておく必要がありましたが、残っている関係書類からは、それがなされたか確認できませんでした。そのため、同社の設立を最終的に決定し、その指示をした者を特定することができない状況であります。
　以上です。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後４時40分休憩
　　午後４時41分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○仲里　全孝 議員　（パネルを掲示）　これは当時の再委託承認書であります。県も承認しております。そこで、発起人はダニエル・Ｓ・クラカワーですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後４時41分休憩
　　午後４時42分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　駐在所の登記、ＦＡＲＡ申請登録及び駐在員等のビザ申請取得に係る法務全般についての再委託ということで、再委託承認書が提出されているということでございます。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後４時42分休憩
　　午後４時42分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　今申し上げました業務についての再委託承認書について、ダニエル・クラカワー弁護士を再委託先として指定しているということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　そこでちょっと確認します。
　弁護士を介して、国務省及び内国歳入庁と相談したとありますけれども、その内容を教えてください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後４時43分休憩
　　午後４時44分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　当時の関係者への聞き取りによりますと、米国の法律上、駐在が活動するに当たり受皿となる法人が必要であるため、当初は非営利法人としての設立を目指し米国の現地の法制度に知見を有する弁護士を介して国務省及び内国歳入庁と相談しましたが、ロビー活動を行うのであれば非営利法人ではなく、株式会社が適しているとの助言があったということでございました。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　これはどの弁護士からの助言ですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　関係者の話では、弁護士のほうからそういう話があったということは確認していますが、どの弁護士かというものまでは確認できていないということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　公室長、ここなんですよ。我々がこれまで百条委員会を設置したり、皆さんも自ら調査検証委員会も設置しているじゃないですか。どの弁護士からって――皆さんの報告は、弁護士を介して国務省及び内国歳入庁と相談したところって書いているんですよ。だからどの弁護士かも知らないのか、本当に相談してますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　当時の職員等の聞き取りによると、そういう相談をしたということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　この職員が誰に聞き取りをやったんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　現在いる駐在職員がコア社

に確認をしたということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　いや、コア社じゃないですよ。正式な皆さんの回答として、弁護士と調整したって来ているんですよ、弁護士と。これはどの弁護士と調整して皆さんはこのレポートを我々に出したんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　現在のワシントン駐在員がコア社に聞き取りをしたということでございます。
○仲里　全孝 議員　休憩してください。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時47分休憩
午後４時48分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　どの弁護士かというのが今確定できていないということでございます。当時からコア社から再委託で法律事務所に委託をしている関係上、コア社に確認をしたということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　公室長、皆さんが再委託、これを承認したんですよ。何で弁護士に確認が取れないのか。ずっと自分たちは弁護士に確認していますよねと。皆さんやっていますと。そういうふうにＦＡＲＡの登録を行う手段で株式会社を設立しましたと。弁護士とも相談しましたと。この弁護士はダニエル・Ｓ・クラカワーだけじゃないですか。再委託であれば皆さんは承認しているんですよ。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになりますが、今ワシントンコア社からそういう回答を得ているということなんですけれども、引き続き、その当時どの弁護士に相談をしたのかというのは、確認をしていきたいというふうに考えております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　公室長、僕も非常にこのやり方に疑問があるんですよ。現在、皆さん、代表者として明記しているんですよ、代表者として。ダニエル・Ｓ・クラカワーは代表者ですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　再委託先の企業の代表者というふうに表記されております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　だから、このシャルマン・ロジャースの代表者ですかって聞いているんですよ。ここに書いているじゃないですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時50分休憩
午後４時51分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ダニエル・クラカワー氏につきましては、再委託先の代表者として再委託の承認書を出しているところです。現在、そのシャルマン・ロジャース法律事務所におきまして、どのような役職にあるのかというのは今確認をしているところでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　いや私が今確認を取りたいのは、代表者ですかと。それを確認しているんですよ。令和２年度も皆さん契約しているんですよ。６年度も契約しているんですよ。発起人ですよ、発起人。当時の内容が分からないので前に進んでいないんだよ、我々も。ずっと契約していますよ。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後４時52分休憩
午後４時52分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　再委託承認書におきましては、クラカワー氏についてはその再委託先の代表者ということで記述されております。現在、シャルマン・ロジャース法律事務所においてどういう役職かというものを確認しているところでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　公室長、私も確認しましたよ。確認取れない。2015年から彼の職柄全て確認しました。代表者と皆さんが明記しているから、これは代表者ですかって聞いている。ずっとまだ契約しているんですよ。責任ある代表者ですかって確認取ってます。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　繰り返しになって申し訳ないんですけど、再委託契約書につきましてはその委託先であるワシントンコア社から提出されたものでございまして、ワシントンコア社はその再委託先の企業の代表者としてクラカワー氏の名前を記載しているということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　だから皆さん確認取れないじゃないですか。いつまでもワシントンコア、ワシントンコア。再委託しているわけでしょう。彼からちょっといろんな当時からの事情、意思決定、どうあったかっていうのは皆さん彼から聞けるんじゃないのか。11

月、12月、１月に入ってもこの弁護士と皆さん会って、ワシントン株式会社の職員から何で確認取れないのか。まだ契約しているじゃないですか、皆さん。ここが問題なんですよ。私が調べたら代表者じゃない。シャルマン・ロジャースの代表者はほかの人。代表者じゃないですよ。皆さん令和６年までずっとやっているでしょ。去年まで。契約やっていますよ、契約。それが連絡つかないわけよ。だから彼は代表者ですかって。これ８か年間ずっと皆さん確認取っているわけでしょう。全然連絡がつかないって言っていた、今。百条委員会でも。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時56分休憩

午後４時56分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　米国の弁護士ダニエル・クラカワー氏は現在もシャルマン・ロジャース法律事務所に所属しており、県として現地の法制度について確認が必要な場合は同氏から見解を得ていると。先ほどもお答えしましたが、２月７日にも駐在職員を通してコロンビア特別区の法令について照会し回答を得ているというところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　公室長、私が代表者ですかって、代表者じゃないです、そうですって答えればいいのに。議事録整理できないよ。現在働いているかどうかは聞いていない、代表者ですかって。皆さん代表者って書いているさ。ＣＥＯか代表者かどっちかでしょう。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ワシントンコア社から出された再委託承認書の中で、再委託先の代表者としてクラカワー氏の名前が記載されております。県としては現在、そのクラカワー氏の役職等について確認をしているということでございます。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時57分休憩

午後４時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時57分休憩

午後４時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○仲里　全孝 議員　(2)番行きます。

ＦＡＲＡ登録を行う手段として株式会社を設立したとあるが、経緯の詳細を伺う。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

ワシントンＤＣオフィス社は、ワシントン駐在が活動する上で受皿となる法人形態を検討するに当たり、再委託先の弁護士を通じて先ほど申し上げましたとおり、国務省や内国歳入庁へ照会した結果を踏まえ、いわゆる株式会社の形態で設立されたものと認識しております。また、ワシントン駐在は、連邦議会議員に対する働きかけ等を行っておりますが、内国歳入法において、非課税団体は立法過程に影響を及ぼす活動等が制限されていることから、同社をインコーポレイテッド、いわゆるインクとして設立したものと認識しております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ロビー活動を行うのであれば、非営利法人ではなくて株式会社が適しているとの助言があり、ロビー活動に必要なＦＡＲＡ登録を行う手段として株式会社を設立しましたと。これ皆さんの資料にあるんですけどね。それで間違いないですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　基本的にはそのとおりだと思います。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　現在ロビー活動を行っていますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　連邦政府及び連邦議会議員への説明という意味では、幅広い意味でロビー活動に当たるというふうに考えております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ロビー活動をするには登録が必要だと思います。ＦＡＲＡは登録されております。ロビー活動の登録はされてますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時０分休憩

午後５時０分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　米国のロビイング規制法あるいはロビー活動公開法などとも訳されているという

ところですけれども、同法の第1602条８のＢにおいて同法が対象とするロビー活動について定義されており、その中でＦＡＲＡに基づいて公開される活動を除くとされております。したがって、ワシントンＤＣオフィス社の活動についてロビイング規制法に基づく登録や報告は必要ないものと認識しております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ロビー活動の登録は必要ないということですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほどのロビイング規制法に基づくものは必要がないというふうに理解しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　ちょっと分かりにくいね。ロビー活動していますか、してないかって聞いたら、皆さん今までロビー活動やっていますと答弁しているんですよ。ちょっと確認しましょう。知事公室長も玉城デニー知事も、去年の９月に訪米しましたよ。目的を教えてください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　知事訪米におきましては様々な目的がありますが、一番大きなものは、沖縄の基地問題についての情報発信、あるいは十分な理解をしていただくということで米国の連邦政府及び連邦議会議員、あるいは有識者等々、大学等々で説明を行うということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　大きな目的は、基地問題解決として政府側との調整だとか交渉だとか、それが大きな目的じゃないですか。それはロビー活動というんですよ。ロビー活動が目的だったんじゃないですか、県民を代表しての。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　広い意味で連邦政府や議会等に働きかけるという意味では、ロビー活動に当たるというふうに考えております。

○仲里　全孝 議員　休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時３分休憩

午後５時３分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　訪米の際、皆さんが調整した手続はどのように行ったんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　米国への渡航につきましては、ＥＳＴＡによって渡航をしております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　知事公室長、我々２年前に土木環境委員会で副知事も一緒に訪米していろんな研修会をしてきたんですよ。それはＥＳＴＡを取ってやったんですけれども、我々はＣＬＡＩＲを通して行ったんですよ。知事公室長と知事はどこを介してアメリカに行ったんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時４分休憩

午後５時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　米国における便宜供与というものは、日本政府にもお願いをしたところでございます。ＥＳＴＡにつきましては、通常の手続を行ったということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　だから、先ほどから言う通常の手続ってどのようにやったんですか。我々はＣＬＡＩＲを通して行ったんですよ、土木環境委員会も副知事も。アメリカで会合をしてきました。会議をしてきました。皆さんはどのように手続したんですか。ＥＳＴＡの話は分かりますよ。どこを介してアメリカへ行ったんですか。目的はロビー活動。どうやって行ったのか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　連邦政府あるいは連邦議会等へのアポイントメントということであれば、ワシントン駐在がワシントンコア社、あるいはマーキュリー社等と相談をしてアポイントを取ったということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　費用はマーキュリー社で持ったんですか。渡航費用。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時６分休憩

午後５時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　知事訪米の費用は、県の特別旅費等で賄っております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　そこなんですよ。同じＥＳＴＡ

で行きましたよ、我々。副知事も。皆さんは知事が渡航する場合に、ツーリストかどこか知らないんだけれども、どこかを介して行っているわけでしょう。これＥＳＴＡのビザなんですよ。我々もＥＳＴＡのビザで行きました。そうなった場合、このワシントンＤＣ株式会社の事務所の存在は必要ないんじゃないですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在は、日々情報収集、情報発信を行っており、連邦議会の補佐官、あるいはその連邦政府の担当者等と意見交換を行っております。その際に、事業をスムーズに行えるようにＦＡＲＡ登録を行っているということでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　知事、知事公室長、ＦＡＲＡ登録されていますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　ＦＡＲＡ登録はしておりません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　どうやって入国したんですか。ＦＡＲＡも登録していない。知事の名目だけで、皆さんＥＳＴＡのビザを取っているわけでしょう。ＥＳＴＡのビザではロビー活動できませんよ。私は、前から話をしている。副知事、私、土木環境委員会で米環境保護庁といろんな話をしました。副知事が基地から発生するいろんなことを話していましたよ。答えなかったですよ。基地問題は私の範疇じゃありませんからと。知事が１回――私12月でも話をしました。レターを送信しているんですよ。国防省の環境課宛てに知事が基地問題、いろんなことを書いているんですけれども、一切回答されていない。ワシントンの従業員、今ＦＡＲＡを登録しているのは、それは分かりますよ。皆さん入国するときに、イミグレーションを経て入国するじゃないですか。必ずここで聞かれるんですよ、目的は何ですかと。何て答えたのか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　その前にＥＳＴＡの話を説明させてもらってよろしいでしょうか。

ビザの種類を解説している米国国務省のウェブサイトによれば、Ｂビザによって認められる活動の例として、専門的な会議への出席や交渉などが示されており、地方政府を代表する地方政府職員はＡビザではなくＢビザの取得が必要である旨説明されております。それで、米国の移民国籍法の第1187条において、非移民として入国しようとする者、すなわちＢビザの対象となる目的で入国しようとする者であることなど、一定の要件を満たす者がビザ免除プログラムの対象になる旨が規定されております。そしてＥＳＴＡは、ビザ免除プログラムを利用して米国に入国しようとする際に必要な渡航証ということになります。こうした解説及び法令の規定を踏まえると、知事の訪米はＢビザが対象とする入国目的に含まれ、また、日本はビザ免除プログラムの対象国であり、滞在期間は90日以内ですので、知事がＥＳＴＡにより渡航認証を受けた上でビザ免除プログラムを利用して訪米することは問題ないというふうに考えております。

先ほど、空港のほうの入国でどのような回答をしたかというのはありますけれども、ＥＳＴＡは２年間の有効期限がありまして、我々２年目になりますので特に質問等はなかったところでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　質問がなかったっていうのはおかしいね。

我々会派から委員会、百条委員会においても、ずっとこのＥＳＴＡのことを皆さんに質問・質疑しているんですよ。何で皆さんの解釈だけでやるのか。ちゃんと皆さん法務局とかいろんなことを出して回答言えるじゃないですか。アメリカ合衆国国土安全保障省（ＤＨＳ）、税関・国境取締局（ＣＢＰ）、入国審査官、皆さんここからＥＳＴＡを発行しているんですよ。そこに皆さん質問事項を出して、回答すべきじゃないのか、我々に。皆さんの解釈だけ言っているんですよ。我々が今まで皆さんに質問を出しているじゃないですか。ちゃんと確認取ってくださいよ。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今申し上げた我々の考えにつきましては、米側の駐在のほうにも確認をしているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　皆さんの解釈は分かりますよ。何回も。こう書いてあるんですよ。ＥＳＴＡで入国する際、入国審査官にロビー活動の目的を伝えると、入国拒否されると言っているんですよ。それぐらいロビー活動っていうのは厳しいわけ。だから今まで皆さんはＦＡＲＡは登録しているんですけど、ロビー活動の登録はないじゃないですか。はっきり言ってましたよ、初代所長も副所長も。我々公務員はロビー活動できませんよと。私も調べてそういう回答が出てきている。皆さん公務員だから、ちゃんと手続したところに質問して回答出してくださいよ。できますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　百条委員会のやり取りの中で当時の駐在職員２名が発言していたのは、ロビイストを活用した――何ていうんですか、ロビイストを活用したロビー活動ということで、そのロビイストについては元の国会議員であったり州知事であったりという者がやっていて、自分たちはそういう身分にはないというような発言をされていたというふうに承知しております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　いや、これ確認取れますか。米国に確認取れますかって言っているわけ。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　我々としましては、駐在のほうを通して確認をしているところでございますので、その確認をどのようにしたかというのはもう一度整理したいと思います。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後５時15分休憩
午後５時15分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　（パネルを掲示）　このパネル、沖縄県からワシントンコア社を介して４業者が再委託契約されております。この契約の内容、お金の契約の内容、スタッフまで行くこの経理そのものに問題はないですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　このスキームは、令和２年度のワシントン駐在員活動事業の資金の流れでございます。沖縄県は、ワシントンコア社に業務委託をしておりまして、ワシントンコア社からそれぞれ支払いをされるという流れになっています。それにつきましては、実績報告等で確認をしているところでございます。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後５時17分休憩
午後５時17分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　（パネルを掲示）　これは直接マーキュリー社と皆さんが契約して、当時の所長――ディレクターね、上地さんが契約してサインをしているんですよ。
休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後５時17分休憩
午後５時18分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○仲里　全孝 議員　（パネルを掲示）　今回、これ2023年度、玉城デニー知事がデジタルサイン――いろんなことありましたけれども、これ玉城デニー知事が今回サインしているのは何ですか。どういった運びになっているんですか。マーキュリー社との契約に。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　当該契約書――ＭＯＵにつきましては、沖縄県とワシントンコア社、マーキュリー社の共同企業体との契約があり、それを英文で確認して、それをＦＡＲＡ登録のために使うというものでございますので、玉城知事のサインの画像を表示しているということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　いや、以前は現地の所長。今回は玉城デニー知事のサインがあるんですけど、なぜこういうふうに変わったんですかということ。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　先ほどのものは、当時の駐在職員がサインしたものというふうに認識しております。当時、マーキュリー社のＦＡＲＡ登録に必要な書類との認識の下、駐在職員がサインをしたと認識しておりますが、事務決裁規程上は、駐在職員が専決できるとされた事務はありませんので、本来、駐在職員によるサインはできなくて、本庁において起案・決裁を行うべき文書であったというふうに考えております。この点については、令和３年度から改善し、本庁において起案し、統括監が決裁をしているところでございます。
○仲里　全孝 議員　休憩します。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後５時20分休憩
午後５時20分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○溜　政仁 知事公室長　大本の契約自体は県知事が行うということになっておりますので、その経緯から統括監決裁において県知事のサインの画像を表示しているということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　これ契約書はやっぱり知事がやるべきだと思う。前からあったんですよ、これ。これが正解だと思います、私。

そこで、まず代表監査委員にお伺いします。

デジタル署名に関する条例等は現在県にありますか。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　自筆署名に代わり、デジタル署名を表示することに関する条例等については、監査委員としては承知しておりません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　総務部長、デジタルサインは条例化されていますか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　デジタル署名――こういうサインという意味合いでのデジタルサインですけど、それを規定している条例等はございません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　これ契約書ですよ、総務部長。先に条例を制定してからサインするんじゃないですか。皆さんの貼付けとか云々は別として、条例を制定しないとこういうふうにデジタルサインはできないじゃないですか。どうですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　文書管理規程の第52条に公印の規定がありまして、「次に掲げる文書以外の文書については、公印の押印を省略することができる。」とありまして、「法令等の規定により公印の押印を要する文書」、契約書等はこの法令等の規定により押印が必要な文書となります。それから、「県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書」等以外の文書については、省略できるという形になっていますので、当該ＭＯＵの文書については、公印が省略できる文書というふうに承知しております。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　じゃあ、なぜサインしたんですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　当該文書は今説明があったとおり、文書管理規程に照らして公印を省略できる文書であるということで、先方との調整の上、ワープロソフトで作成したＭＯＵの電子ファイルに知事本人が書いたサインの画像を表示したということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　サインしなくてもいいですよね。なぜサインしたんですか、あえて。我々日本国なのに。なぜサインしたのか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先方の同意の上、知事本人が書いたサインの画像を表示したというものでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　契約書だからなんですよ。対相手があるから。条例も制定していないのに、皆さんが知事に指示したんでしょう。サインするしないは、知事公室長が指示したんでしょう。幾つも移民局に出している資料に７か所か６か所あるんですよ。聞いてみたら、儀礼的なものとかいろいろあるけど、これ全部知事公室長が玉城デニー知事に指示してサインさせているんでしょう。しなくてもいいんですよ、サイン。対相手があるからサインしないといけないんですよ。サインする場合に、条例制定が必要だったでしょうと言っているんですよ、我々は。いかがですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　当該ＭＯＵにつきましては、統括監決裁で行われております。文書管理規程に照らして公印を省略できる文書であることから、先方同意の上でワープロソフトで作成したＭＯＵの電子ファイルに知事本人が書いたサインの画像を表示したということでございます。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　何で統括監がサインできるのに知事にわざわざ貼付けさせなくてもいいでしょう。できるのに、何でわざわざしなくてもいいですよ。

そこでちょっと代表監査委員に確認します。

マーキュリー社との覚書を把握したのはいつですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時26分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　お答えします。

知事とマーキュリー社とのＭＯＵの締結に係る関係資料については、今議会における２月19日の西銘啓史郎議員の代表質問により把握し、関係資料を入手したところであります。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。

○仲里　全孝 議員　マーキュリー社以外の再委託先で覚書は確認していますか。

○中川京貴 議長　代表監査委員。

○渡嘉敷道夫 代表監査委員　知事と再委託の受託事業者とのＭＯＵの締結につきましては、マーキュリー社とのＭＯＵ以外は確認はしておりません。

○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　契約書及び覚書は監査の対象になりますか。
○中川京貴 議長　代表監査委員。
○渡嘉敷道夫 代表監査委員　一般的には、地方自治法第98条第２項に基づく議会からの請求による監査は、当該普通地方公共団体の事務が対象となっていることから、当該普通地方公共団体が作成する契約書及び覚書は監査の対象になると考えております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　ダニエル・Ｓ・クラカワー氏は、シャルマン・ロジャース・ガンダル・ポーディー＆エッカーＰＡの代表者であることは確認取れていますか。
○中川京貴 議長　代表監査委員。
○渡嘉敷道夫 代表監査委員　受託事業者からの再委託承認申請書等において、当該ダニエル氏の氏名が再委託先事業者の代表者として記載されていると承知をしております。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　知事に確認します。
　ワシントンＤＣオフィス社に関して、これまでいろんな疑義が出ているんですよ。前回12月の私の一般質問に対して、皆さんは違法性を認めましたか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　駐在に対して営利企業従事許可の手続が行われていないということについて言及したというふうに記憶しております。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　違法性を認めたか認めていないか、答弁ください。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　12月の議会の時点でまだ営利企業従事許可を得ていないという意味において、違法性があるという旨の答弁をしたということでございます。
○中川京貴 議長　仲里全孝議員。
○仲里　全孝 議員　それで、我々議会は百条委員会を設置しました。知事も自ら調査検証委員会を立ち上げました。これは皆さんも理解していますか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在の問題について様々な疑義があり、議会において百条委員会の設置に至ったということについては、重く受け止めているところです。また、我々としましても、自ら調査検証委員会を立ち上げてしっかり確認をしていきたいということでございます。
○仲里　全孝 議員　議長、以上で一般質問を終わります。
　ありがとうございました。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後５時31分休憩
　　午後５時31分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○座波　　一 議員　今議会は、沖縄県議会で初めてとなる異例の議案の返付となったわけです。しかし、それは法的根拠がないとされたんですが、私どもは県執行部の違法行政は決して許さないという議会の権能に基づく強い意思を示すことで、予算の修正へ動いたこと、その事実は大きいと思います。何も一方的に審議を拒否しているということではないということを、知事はよく御理解いただきたい。しかしながら、これまでの代表質問、一般質問で何一つクリアされた感じがしないんですね。
　質問に入ります。
　知事の政治姿勢関連からまいります。
　ワシントン事務所問題について。
　これは玉城知事がやったことではないということは、それは明らかであります。しかしながら、知事はこの問題から逃げることはできない。そもそもこの問題の発端は、翁長前知事時代にあるわけであります。日米合意で決めた辺野古移設反対を訴えるための沖縄県の政治活動は、米当局の制度上、認められなかったにもかかわらず、現地の日本人女性弁護士や米国人弁護士のアドバイスによって設立したのが、ワシントンＤＣオフィス社であるわけであります。そこからいびつな活動が始まったのであります。現地弁護士の無権行為による県100％出資の法人設立など、あらゆる疑惑が今日まで出てきました。それらを県議会が指摘し、県は違法性を認めたにもかかわらず、知事は全く知らないと悪びれることもなく、真実を解明する姿勢も見えない。よって議会は、令和５年度の決算を不認定し、是正を警告し、百条委員会も立ち上げた。さらにまた、知事は第三者調査検証委員会の報告もないまま、治癒されたとして計上してきたわけです。それに対して我が自民・公明が、違法状態では審議できないと修正案を求め、返付したわけでございます。知事は、自らの法律違反を棚に上げ、法的根拠がないとして強硬姿勢を見せ、議会が混乱してしまった。しかし

ながら、先日、与党とさらに減額に向けた修正案に合意し、それに知事が応じるという前提で予算案の審議へ進んだわけでございます。予算案審議については、知事が与野党合意の修正案に応じるか否かが焦点であります。また、予算審議は進んでも、ワシントン事務所疑惑の事実解明はまだ始まったばかりであることを十分確認しておきたいと思います。

ア、事務所存続への意志とその理由を伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　0.6％の県土面積に日本全体の70.3％の米軍基地がある現実。これは非常に重く大きな県民の関心であり、重大案件であると思います。我々は常にこの苦痛を何とかしてくれということを日本政府に訴え、政府もその思いは受け止めていただいているだろうという理解を持って、我々も我々で行えることを頑張りたいというように思っている次第です。ワシントン駐在は、日頃から沖縄の基地問題に関連する情報収集や沖縄のそのような状況などの情報発信を行っており、米軍による事件・事故等が発覚した際には、速やかに米国政府関係者と面談し、事件の経緯を説明するなど、適宜適切に対応しているところであります。

なお、沖縄県としてはトランプ政権における政策がどのように在沖米軍基地に影響を与えるのか把握するためには、現地における情報収集は重要と考えており、また他方、在米県人会との交流など、幅広い活動については継続する必要があると考えております。そのため、議会においてはいわゆる百条委員会の設置、さらに我々は自らあるべきワシントン事務所の姿勢、姿、方向性を見いだすために、調査検証委員会を設置し、その調査結果を踏まえ、よりよい方向を見いだしていきたいという考え、そのように新たな体制で再スタートするまでの間も、必要最小限度において、やはり情報収集、情報発信等は続けられる体制を維持しておきたいということで、今般、甲第１号議案には、そのための必要な経費として予算を計上させていただいたという経緯がございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　知事の思いは、それは理解できます。しかしながら今、手段の段階でおかしいと。これは違法性があるということが明らかになったわけであります。それについての問題、全くこれは説明もない。そこが問題だという指摘であります。その中でも必ずこのワシントン事務所を続けるという強い意志があるんですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　繰り返しの答弁で大変恐縮ですが、先ほど述べたように、沖縄はこれまでもずっと基地問題で我々の暮らしや経済が阻害されてきたという厳然たる事実の重みがあります。それを政府にお願いをするだけではなく、自らも情報収集、情報発信をするという意味においては、これまでのワシントン駐在の活動は着実に成果を上げてきております。しかし、今般、議会からの指摘を受け、昨年度の決算が否決された時点で、我々がしっかりと整えるべきその状況が整っていないということから、まずは追認手続を行政的に取らせていただいて、その御指摘にも答えさせていただきました。さらに令和７年度の予算案においても、その活動の必要最小限度の範囲で予算をまずは計上させていただきたいということで、約７か月分の予算ということで、我々の考え方も丁寧に説明をしようということでお示しをさせていただいた次第であります。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　審議はこれから入るわけであって、本当に継続できるかどうかというのもまだ分からない。しかしながら、知事は意志を強調しています。それは、理解できます。ですけど、その許されない、違法な状態では駄目ですよというのが我々の意思なんですね。仮にですね、仮に、修正案が合意できなければ、再議にかける覚悟もあるんでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ぜひ議会において、県民への透明性をしっかりと担保された上で御議論していただければと思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　再議は避けたいという考えでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　一定の方向性を持ってお答えすることは差し控えたいと思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　昨日の議論でありましたが、小川政策調整監は、その再議についての経験がおありということを私耳にしました。そのような重要な決定を――調整監、そういったことも相談受けておりますか。再議についての考え方、どのように考えを持っていますでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　政策調整監は、知事の特命をもって活動するということで位置づけられておりますので、日頃の状況においては、私も三役共々いろいろ

な意見交換をさせていただいております。
○中川京貴 議長　政策調整監。
○小川和美 政策調整監　今回の予算に関して、知事から特に具体的な指示やお話をいただいてはおりません。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　再議に付すことをなるべく避けたいということを、私は確認したと考えております。
　次に、米国内における知事及び沖縄県による政治活動の違法性及び妥当性について伺います。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。
　ワシントン駐在は、県職員とワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねた上で、連邦議会議員、政府関係者、有識者等に対する情報提供や情報収集を行っております。これらの業務は、職員の服務の根本基準や政治的行為の制限等について規定する地方公務員法に抵触するものではありません。また、歴代知事の訪米活動は、連邦議会議員や政府関係者に沖縄の実情を説明し基地問題の解決に協力を求めてきたものであり、活動に当たっては米国の関係法令を遵守しており、違法性はないと考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　私は、細かい手続論の議論をしようという気はなくて、知事が答えられるような質問を並べてきました。ですので、知事、その辺りの見解をお願いいたします。
○中川京貴 議長　玉城知事。
○玉城デニー 知事　今、知事公室長が答弁をさせていただきましたけれども、歴代知事の訪米活動は、連邦議会議員や政府関係者に沖縄の実情を説明し、基地問題の解決に協力を求めてきたものであり、この活動に当たっては、米国の関係法令を遵守しており、違法性はないと答えたとおりであります。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　次に、米国の外国代理人登録法に対する知事の認識を伺います。知事の認識です。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　まず、外国代理人登録法の認識についてお答えさせていただきます。
　米国司法省のホームページによりますと、外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）は、米国における外国の影響を特定し、国家安全保障への脅威に対処するための重要なツールと紹介されております。そのため、外国の政府、政党、人物や組織等の代理等として、米国の世論、政策等に影響を与えようとしている者は、その米国外の主体との関係、資金の流れ、活動内容等の情報公開を前提に登録が義務づけられ、年に２回、司法省へ報告することとなっております。
　以上です。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　当初、ワシントン事務所を設置しようとしたときに、このＦＡＲＡ登録が障害になったという事実があるわけですよね。それはなぜ駄目だったのか。それは把握しているんですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午後５時45分休憩
　午後５時45分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ＦＡＲＡ登録につきましては、当初から業務委託の中でＦＡＲＡ登録に対する支援に関することが明記されております。ただ、その取得の方法について、どのようにしたらいいかということで、駐在というか現地のほうでいろいろ検討がなされたということだと承知しております。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　だからＦＡＲＡ登録をするには、日本政府の代理を受けて沖縄県が政治活動をするという理屈だったらできるわけですよ。アメリカ当局が、沖縄県のこのような活動ではＦＡＲＡ登録ができないというようなことで最初にできなかったという、その事実があったんじゃないですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　当初、米国側が否定したということについては承知をしておりません。先ほど言いましたように、ＦＡＲＡの登録につきましては、当初の業務の委託の中にも規定されております。その取得の方法について、現地においていろいろな議論がなされたということだと承知しております。
○中川京貴 議長　座波　一議員。
○座波　　一 議員　じゃ、なぜわざわざ株式会社をつくったんですか。
○中川京貴 議長　知事公室長。
○溜　政仁 知事公室長　ワシントン駐在がスムーズに連邦議会議員等への働きかけ等を行うに当たって、どのようにしたらいいかということで検討した結果、そのようなインクという形で法人化したほうがよいという結論に至ったものだというふうに承知しております。
○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　当初は、県事務所としてロビー活動をする。その方向で動いたという経緯があったわけでしょ。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　当時から何らかの法人の設立は必要であろうということの認識はあったようでございます。その中で、ＦＡＲＡ等との整合性を図るということで、結果としてインクという法人を選択したというふうに承知しております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　この法人を設立する理由が全く分からない。そういうような答弁では、もうこの問題は本当にいつまでも追及されますよ。それで私は、この米国内のセキュリティー部局、そこら辺からも懸念する声があったと思います。だからアメリカのこの安全保障に問題のある行動を取るのではないかという懸念を持って、これは許されなかったということになっていると思うんですよ。そう思いませんか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　なかなかちょっと仮定の御質問にはお答えにくいところなんですけれども、ＦＡＲＡの登録に際しては、外国の政府、政党、人物や組織等の代理等として米国の世論、政策等に影響を与えようとしている者は、米国外の主体との関係、資金の流れ、活動内容等の情報の公開を前提に登録が義務づけられているということでございますので、それに基づいてＦＡＲＡの登録を行ったということだと考えております。

○座波　　一 議員　知事は頭を振って否定しましたけど、答弁で否定されたほうがいいんじゃないですか。明確にしたほうがいいですよ。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　職員は、代理人としてそのようにＦＡＲＡ登録をして活動が行えるようにしたということですが、私は、ガバナー・オブ・オキナワプリフェクチャー、沖縄県知事として各方面としっかりと面談ができる状況が整えられておりますので、先方も当然の面談要請であるということで受けていただいているものと思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　沖縄以外にも日本の一自治体が、普通にＦＡＲＡ登録して政治活動ができるかどうか、もう一回検証してみてください。ぜひよろしくお願いします。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時50分休憩

午後５時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○座波　　一 議員　知事の意向による第三者調査検証委員会の設置の目的について伺います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ワシントン駐在の受皿として、沖縄県が平成27年５月に設立いたしましたワシントンＤＣオフィス社については、職員による調査の結果、その設立に関する県の意思決定が文書で確認できないなど、複数の改善を要する事項が判明したため、昨年末までにできる手だては、追認の手続を行うなど必要な措置を講じてまいりました。しかし、沖縄県としては、一連の経緯を大変重く受け止めており、公務に対する信頼を回復するためには、透明性をもって県民の皆様に説明する必要があると考えました。そのため、職員による調査のみならず、日米の弁護士や内部統制、情報公開に関する専門家など、外部の有識者６名から成る委員会において、公正公平かつ客観的・専門的な立場から調査検証していただくこととし、ワシントン駐在に関する調査検証委員会を設置したものであります。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　指摘を受けて改善のための公平公正な設置機関だということでありますけれども、先ほどのこの議論の中で、翁長前知事がこのワシントン事務所を設置した当時の顧問弁護士は竹下さんでした。その竹下さんが委員長を務めているということ、これはもう公平公正性が全く欠けていると思わざるを得ないんですね。弁護士としても、法律倫理とか、その原則に反している。利益相反あるいは公平公正という点から欠けているんじゃないですか。検証するんですよ、その当時やったことを。その当時、県の相談機関としてワシントン事務所を設置するときに、当然顧問として相談を受けているはずなんですが、そこはどうなんでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　竹下弁護士につきましては、まず沖縄弁護士会から推薦をいただいており、会社法を中心とした企業法務に精通されていることなどを踏まえ、就任をお願いしたところでございます。過去に沖縄県の法律顧問等を行っていたということもございますが、それが今回の調査検証委員会に影響を及ぼすということは考えておりません。実際、調査検証委員会の後の記者会見等においても、厳正にやっていく旨の発言を行っているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　当時、沖縄県の顧問弁護士であったということは事実なんですよね。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　先ほど確認しましたところ、当時は法律顧問を担っていただいていたということでございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　ですので、そういうこのワシントン事務所の設置自体、その運用についても適法性、あるいはしっかりと手続を取ってやっているかということについての審査において、やはりこの設置の在り方に大いに疑問があるということを私たちは今思っているところであります。ですので、調査検証委員会の内容もぜひ我々、百条委員会でも検証しなければならないと考えております。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時55分休憩

午後５時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○座波　　一 議員　設置当時の翁長前知事と県幹部の強い思いと法令遵守の矛盾について知事に伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県では、辺野古新基地建設問題をはじめとする米軍基地問題の解決については、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても、沖縄県自らが直接訴えることが重要と考えたことから、平成27年度にワシントン駐在を設置したところでございます。ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たっては、適切に文書による処理がなされなかったことから、議会への経営状況等の報告や公有財産の管理等に改善を要する事態を招く結果となっています。先般、これらの改善を要する点に係る措置状況を議会に報告し公表したところでございますが、引き続き議会や県民の皆様に対して丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　私、冒頭で申し上げましたけど、この問題はそもそも論があると思いますよ。今、手続論とか瑕疵があるから、それを直せばいいじゃないかというような話。それでは駄目なんです。それ以前の当初から、これは何らかの履き違えでなったと申し上げました。ですので、是正や治癒で済む問題じゃないんですよ、これは。あるまじき行政行為がなされている可能性が高い。しかも、当初の弁護士の相談の中で、確信的にこれをやっているような――ことがあります。要するに、いかにして米国内で政治活動をすることができるか。そのような問題を確信的に指南したと言わざるを得ないんですね。そうじゃないでしょうか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　我々も議会からの指摘、あるいは決算の否決の事実などを踏まえて、我々が追認できる手続はしっかりと整えさせていただこうということでやってまいりました。しかし、当初、何らかの意図的な行為があって、恣意的にそのように向けられていたのかということについては、残念ですがそのような報告や資料はありません。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　資料はなくてもこれまでのつじつまの合わない行為の経緯から、やはりその辺は否定できない。だから、何度も申し上げますよ。治癒はできない。手続的にはできる。病気は治癒できますけどね、そういった違法行為は直りませんよ、治癒では。だから我々は問題視しているんです。いかがですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ですので、重なるようで大変恐縮ですけれども、百条委員会での質問にも真摯に答えさせていただき、調査検証委員会でも、どこに問題があって、どこをどう直すべきなのかということも自ら襟を正していきたい。つまり、公正公平に透明性・客観性・専門性を持って、よりワシントン駐在が活動できる体制をつくるためにはどうすればいいかということも考えていきたい。しかし、議会においては、またそのためにどのようなことが是正されなければいけないのかというような御議論も踏まえて、我々はしっかりと身を正してまいりたいというふうに考えている次第であります。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　これからまた百条委員会が続きます。修正案も含めて、今知事がおっしゃったとおり、真摯にその必要性を議論しながら、このどうしてもつじつまが合わない部分はぜひとも解明して、県民にしっかりと説明するようにお願いしたいと思います。知事、よろしく。約束してください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　誠実に、真摯に対応してまいります。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　次に、沖縄県の地域外交基本方針についてであります。

国家外交と地域外交の違い及び地域外交と文化経済交流との違いについて伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　御説明いたします。

国が行う外交は、外国と交渉し協定を結ぶことなどにより、経済や安全保障面で我が国の利益を確保することやＯＤＡ等を通して国際社会における日本の存在感を高めるなどの役割があると考えております。一方、県の地域外交は、従来から積極的に実施してきた文化・経済分野等の国際交流をはじめ、様々な分野の取組を部局横断的に統括し、一体的・戦略的に展開することで、海外自治体とのネットワーク強化や信頼関係の構築などを図るなど、県の国際関係施策を全体として質・量ともに強化することというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　私がなぜこのように質問しているかというと、平和のための外交は今日まで自治体外交としてやっている中でも十分なんですよ。文化や経済交流は十分これで足ります。だから、国と国の平和を維持するには、国際的な、お互いの立場を尊重しながらの外交です。沖縄県の地域外交とするものが、国の外交方針に少しでも違いがあっては、危険なメッセージを送ることになりかねない。だから、沖縄県の地域外交には重大な責任が伴うことを自覚しているか。知事、それを自覚していますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　昨年３月、沖縄県における地域外交基本方針を策定し、４月に平和・地域外交推進課を設置して、これまでの沖縄のソフトパワーを生かす地域間の外交、あるいは民間の外交を後押しするような、そういう支援などなど、これからの沖縄県にとってまさに東アジア地域全体の平和と安定、そして信頼の構築に向けて様々な活動をしていきたい。そのことについては、外務省においても地域間外交は奨励をしているという観点からも、軌を一にする活動であるというように認識をしています。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　主張すべきところは主張しての外交でなければ、本当の意味で県民、国民の権益を守っているとは言えない。だから、そういうところも含めての地域外交に徹してほしいという、そういう声も多いわけですよ。そこはどう理解していますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　例えば、領土・領海等、それぞれの国益に重要な観点がある点においては、国家間の外交において、その課題・問題等は真摯に平和的に解決を図っていくようにするべきであると思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　ですから、国家間であっても主張すべきところは主張すべきでしょということですよ。

次に、地域外交の定義と国家外交を補佐すべき沖縄県の地域外交の役割及び成果を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県の地域外交は、沖縄の有する歴史的・文化的特性等のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、観光や経済、文化的交流といった友好的な関係を基盤とした様々な交流を進め、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に貢献することを目指すものでございます。このような取組が、国の外交を補完する意味での沖縄の役割というふうに考えております。令和６年度は知事、副知事による海外訪問において、平和的な外交・対話の重要性の発信や経済分野の交流等を図ったほか、北東アジア地域自治体連合や済州特別自治道等、海外自治体とのネットワークの構築、ボリビア・オキナワ道路の優先整備の決定など大きな成果があったと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　沖縄県が自治体の外交として行政組織に体系化したわけですね。その目的とワシントン事務所の整合性を伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　平和・地域外交推進課は、駐日外国公館との連携や海外自治体とのＭＯＵに基づく取組などに加え、観光・経済、平和・文化、教育、国際協力などの多様な分野の取組を部局横断的に連携させ、相乗効果を発揮する地域外交を展開することを目的として設置しております。ワシントン駐在につきましては、沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携に重要な役割を果たしております。県の地域外交を進める上で、ワシントン駐在を含む県の海外事務所は、海外自治体や国際機関等とのネットワークを構築し、経済や文化・教育などの様々な交流の促進に重要な役割を担っているというふうに考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　次に、東アジアの中心に位置する沖縄県の地域外交の課題と戦後80年間の沖縄県と我が国の平和維持と日米の安全保障体制について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県では、日米安全保障体制が、これまで我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたものと認識しております。一方、近年のアジア太平洋地域の情勢は、軍事的な緊張関係と経済面での緊密な結びつきが併存するなど、戦後最も複雑な状況にあると考えております。このような状況の中、他の国・地域と平和的な対話や交流・協力活動等を通して、相互の信頼関係の構築を図るためには、それぞれの国・地域の考え方や事情を慎重に配慮しながら取り組む必要があるというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　私が心配しているのは、東アジアの中心に位置するこの沖縄県が、世界が注目する不安定なところがあるわけですよね。台湾の問題であったり、尖閣の問題であったり。その中でやはり主張しないと、その主張しない中での、沖縄県の存在というふうに位置づけられると、大変間違ったメッセージになって、後世に禍根を残すということになることを私はとても懸念している。ですから、方針はいいんですよ。主張しながら外交をするべきだということを、知事、何とかお願いします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　泰然自若、主張すべきときは主張し、しっかりと肝を据えるときには肝を据えて取りかかりたいと思います。

○座波　　一 議員　そういう……。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後６時８分休憩

午後６時８分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○玉城デニー 知事　国際関係においては、まず対話による信頼関係の構築、その信頼関係による双方の結びつきが強化されることによって様々な点がまた向上されていくと思います。その中において、お互いが問題にしていることが果たして地域と国との関係で、それが解決できる課題かどうかということも、様々な方々からの意見や考え方を伺いながら取り組んでいかなければならないというように考えておりますので、引き続きそのような思いで取り組んでいきたいというように思います。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　次に、南部地域の道路網整備関連についてに移ります。

同僚の徳田議員も質問しましたが、それと同時に同じような思いで質問します。

今月の20日に、南城市内で600人余の市民が参加して、南城市知念半島の国道331号バイパスの早期整備を求める住民総決起大会が行われました。

沖縄県の考え方を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　南城市において、国道331号バイパスの早期整備を求める住民総決起大会が開催されたことは承知をしております。

県としては、地元の動向に注視するとともに、南城市と意見交換を行っていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　あまり重要性を感じていないようですね。これは、本当にこの知念半島の不便さ、防災の面から今非常に重要性が増してきている。それを本当に県としてしっかりと捉えて、市民が声を上げたということは大きなことなんですよ。そこをぜひ理解していただいて、せめてこれは調査費でも計上して、国と連携が取れるようにしておく。これを何とかやっていただけないかという意味で質問しておりますが、よろしく。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　地元からそういうバイパス整備の提案があることについては承知をしておりますが、県としては、引き続き地元の動向に注視しつつ、南城市と意見交換を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　調査費を計上するというようなことにはならないかということです。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現時点において、県として調査費を計上して何か検討するということは考えていない状況でございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　続きまして、八重瀬町の県管理国道507号は、終点の具志頭交差点まで用地買収も含めて遅々として進まないが、早期整備に向けてどのような取組を行っているか伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　国道507号八重瀬道路の令和７年度の整備内容でございますが、東風平交差点部の右折帯設置等を行う予定であります。また、東風平中学校前から具志頭交差点までの区間につきましては、交差点部の暫定的な改良による整備を行いながら、引き続き用地取得に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　この国道507号は、都市モノレールに大分つぎ込んだ経緯があって、そのときに予定していたものが先送りになったんですよ。そういった県の政策の変更もあって、今このように遅れている。そういったことを分かって取り組んでほしい。もう毎回毎回、私もこの質問を出すたびに、同じようなハード交付金のせいにされて、そういう努力のかけらも見えない。それを聞いているんですよ。

それで提案したい。

ここは農地も多くて、物件補償がない地域なんですね。ですので、用地買収を先に取り組むべきだと。用地買収を先に取り組む方法があるんですよ。例えば、土地開発公社を活用して先行取得をさせる。それは土地開発公社との協議の問題です。そういうことも可能であるということ、それはいかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当該八重瀬道路につきましては、いわゆるハード交付金で整備を進めているところでございます。本事業において、土地開発公社の活用、議員御提案のような先行取得ができるのかというところについては、国に確認をしながら可能性を調査したいと考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　ですから、これは道路法というもので整備が計画されているものですから、それがやりやすいですよという提案なんですよ。制度として土地開発公社の活用はないわけではない。だから、ハード交付金が減ったから駄目、増えたからできるとか、そればっかりじゃないんですよ。だから議論もあったでしょ、この間の――この間というか、宮里議員から。このあらゆる面からの見直しによって財源を生み出すことができるという、そういった努力が必要なんですよ。令和３年度に公共事業等推進調整会議もつくられていますよね。そういったもので、いろんな方法を使って、今遅れているものを先に何からすべきかということを検討すべきじゃないかということで、今土地先行取得という提案に至ったんですよ。いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　八重瀬道路の整備につきましては、議員からの御指摘もありますとおり、かなり進捗が遅れているというところでございます。今後どのような方策をもって、事業の加速ができるかというところにつきましては、あらゆる可能性を排除せず検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　ハード交付金に限ったこういった答えだけじゃなく、もう今度はどのように進めるという具体論から入ったほうがいいですよ。用地取得を先行するという方向でテーマを絞ったほうがいい。

次に、大型ＭＩＣＥ施設整備の要件とされた周辺環境整備の糸満与那原線整備及び与那原バイパスの立体交差の整備に関する進捗について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　国道329号与那原バイパスの立体交差の件につきましては、国によりますと、今後周辺の開発状況や交通状況を勘案した上で検討していきたいという回答を得ているところでございます。引き続き、国や関係機関と調整してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　座波　一議員。

○座波　　一 議員　不調不落に陥った原因の議論がありましたけれども、もうあれではこの原因にならないですね。理由にならないです。これをこういうホテルが来れるような計画にするためには、やっぱり周辺環境整備をしなければいけないということで再三申し上げている。しかしながら、体系的に言ったら、土建部にとってはこういった問題に全くなっていない。県の政策に全く整合性がないんですよ。土木の理屈で言うと、これはやる予定がありませんよと言われたら、これで終わり。だから、この目玉事業であるＭＩＣＥの事業が全く県の政策と言い難いような内容。そんなところにホテル事業が来ますか。よくそういうことをできるなという話ですよ。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　ＭＩＣＥ等の関連につきましては、国における事業等も近隣で進んでおります。

県としましては、先ほどの与那原バイパス、それから糸満与那原線など県の計画している事業も併せて推進しながら、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　サンライズベルト構想における

中核拠点的なＭＩＣＥ施設の整備については、当然そこにつながる周辺環境、道路環境も整備されるべきであるということは、言をまたないと思います。ぜひ、我々もできる限り予算を獲得して、そのような基盤整備もしっかり進めていけるように取り組んでまいります。

○座波　　一 議員　ありがとうございました。

○中川京貴 議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時18分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子

令和７年２月27日

令和７年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第７号）

令和７年 第１回 沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

令和７年２月27日（木曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第7号

令和７年２月27日（木曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第1号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第1号議案から乙第43号議案まで

甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和７年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和７年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和７年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和７年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和７年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和７年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和７年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第27号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第７号）
甲第28号議案　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）

甲第31号議案　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第２号）
甲第37号議案　令和６年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　令和６年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県公文書等の管理に関する条例
乙第２号議案　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
乙第９号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県証紙条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第16号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県文化芸術振興基金条例
乙第18号議案　沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第27号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

乙第28号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第32号議案　財産の取得について
乙第33号議案　財産の処分について
乙第34号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第35号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第36号議案　損害賠償請求調停事件の調停について
乙第37号議案　損害賠償の額の決定について
乙第38号議案　損害賠償の額の決定について
乙第39号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第40号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第41号議案　副知事の選任について
乙第42号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第43号議案　沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について

出　席　議　員（43名）

48番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	24番	当山勝利　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	25番	西銘純恵　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	26番	新垣光栄　議員
3番	喜友名智子　議員	27番	上原快佐　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	比嘉　忍　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	座波　一　議員
12番	平良識子　議員	35番	新垣　新　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	37番	渡久地　修　議員
15番	米須清一郎　議員	38番	仲宗根　悟　議員
16番	幸喜　愛　議員	41番	山内末子　議員
17番	當間盛夫　議員	43番	西銘啓史郎　議員
18番	松下美智子　議員	44番	又吉清義　議員
19番	喜屋武　力　議員	45番	呉屋　宏　議員
20番	大屋政善　議員	47番	島袋　大　議員
21番	小渡良太郎　議員		

欠　席　議　員（2名）

4番	儀保　唯　議員	23番	島尻忠明　議員

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	松永　享	商工労働部長
照屋義実	副知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	前川智宏	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城　力	企業局長
溜　政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田　真	企画部長	金城康司	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺　満	教育長
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	下地　誠	労働委員会事務局長
糸数　公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
前門尚美	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
前田　敦次	長	安田　健主	査
中村　守	議事課長	比嘉太一主	査

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、お手元に配付いたしました議案２件の提出がありました。

この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大浜一郎議員。

〔大浜一郎　議員登壇〕

○大浜　一郎 議員　ケーラネーラ　クヨーム　ナーラ。

沖縄自民党・無所属の会、最後の質問となります。よろしくお願いします。

それでは、通告に従って質問いたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、2025年度沖縄振興予算額における知事の所感について。

(2)、2025年度一般会計予算案返付動議可決への知事の所感について。

(3)、県ワシントン駐在事務所について。

ア、県の画策する米国での政治活動がもたらした沖縄への有用性の効果検証について。

イ、駐在事務所の適法性を欠くずさんな運営の事実を隠蔽してきた行政の責任について。

(4)、国民保護計画の実効性及び抽出された課題への対応について。

(5)、南西諸島周辺海域・空域で高まる中国による軍事圧力について。

ア、尖閣諸島含む南西諸島周辺における海域・空域での中国の軍事活動の現状について。

イ、日米安全保障条約第５条が尖閣諸島に適用されることが確認されたことについて。

ウ、中国軍による秩序破壊圧力の現状認識と地域外交を通した平和的環境維持への知事の具体的な指針について。

(6)、特定利用空港・港湾整備について。

ア、八重山地域自治体から整備推進が要望されていることへの知事の対応について。

２、八重山地域の課題について。

(1)、宿泊税導入における離島地域特有の課題への

対応策について。
(2)、石垣リゾート＆コミュニティー（ゴルフ場）計画の開発申請協議の進捗について。
(3)、遅滞している石垣空港線の整備方針について。
(4)、尖閣諸島周辺海域における係留ブイの設置の要望について。
(5)、竹富町による海岸漂着物対策のさらなる推進を求める要請について。
(6)、与那国町田原川整備の現況と進捗状況について。
(7)、与那国町農業再興への県と自治体の具体的な取組の進捗状況について。
(8)、旧八重山病院跡地での宿舎計画と民間病院移設要望への対応方針について。
(9)、急患搬送ヘリポート恒久化整備に向けた石垣市との調整状況について。
(10)、石垣市、竹富町商工会の特産品認定拡大への県の支援姿勢についてお伺いします。
３、我が党の代表質問との関連については取り下げます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。
皆様、おはようございます。
本日もよろしくお願いいたします。
大浜一郎議員の御質問にお答えいたします。
知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、令和７年度沖縄振興予算案に対する知事の所感についてお答えいたします。
令和７年度の沖縄振興予算案につきましては、2642億円が計上され、今年度当初予算額から36億円の減額となり、沖縄振興特別推進交付金についても減額になりました。一方で、沖縄振興公共投資交付金が増額されたほか、新たに航空関連産業クラスター形成促進に係る経費などが計上されるとともに、これまで沖縄振興特別推進交付金で実施してきた離島住民等の移動費負担軽減に係る経費などが別建てで計上されました。また、今年度の補正予算として、沖縄振興公共投資交付金で約62億円、公共事業等に係る防災・減災、国土強靱化の推進等で約178億円など、約280億円が計上されました。国の財政状況が厳しい中、配慮がなされたものと認識をしております。
その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　１、知事の政治姿勢についての(2)、返付動議への所感についてお答えします。
甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」の返付動議が可決したことは、法的根拠がない事実上の行為で、議会において議決すべきものではないという議会の意思を表明したものであると認識しております。その後、当初予算を議会で御審議いただくこととなり、議長を中心として与野党で協議を重ねるなど、御尽力いただいたことに感謝いたします。今後、議会における審議の過程で様々な質疑に対し真摯に対応し、丁寧に説明を尽くしてまいります。
以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(3)ア、ワシントン駐在の活動についてお答えいたします。
ワシントン駐在が行っている連邦議会関係者等への沖縄の基地問題に関する情報提供や働きかけなどは、地方公務員法が禁じている政治的行為には当たらないと考えております。これまでのワシントン駐在の活動の結果、2021年度国防権限法案に関する書面に辺野古新基地建設に係る懸念事項が明記されたほか、昨年の米軍人による性的暴行事件の発覚後には、米国政府関係者等に対し速やかに県の対応を説明することができました。ワシントン駐在は、沖縄の基地問題の解決はもとより、観光等の情報発信や在米県人会等との連携にも重要な役割を果たしており、引き続き活動を継続していくことが重要であると考えております。
同じく１(3)イ、ワシントン駐在に対する責任についてお答えいたします。
ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たっては、文書による意思決定がなされず、その結果として様々な改善を要する事態が生じ、令和５年度決算の認定に関する議案の否決や、いわゆる百条委員会の設置に至ったことは重く受け止めております。ワシントン駐在については、現在、いわゆる百条委員会や監査委員による監査、調査検証委員会による調査が行われております。
県としては、これらの結果を踏まえ、適切に対応してまいります。
同じく１(4)、国民保護計画の実効性と課題についてお答えいたします。
去る１月30日に実施した国民保護訓練においては、

輸送力に関して、要配慮者の避難も考慮した空港スポット運用案の検討や保安検査体制の確保等が課題として挙げられました。また、要配慮者の避難に関しては、健康状態に応じた搬送手段や付添体制の具体化、応援人員の確保など、引き続き検討を進めていくことを確認したところです。

県としましては、関係部局をはじめ国、九州・山口各県、先島５市町村、指定公共機関等など、関係機関とより緊密に連携し、これらの課題に取り組み、国民保護措置の実行性の向上に努めてまいります。

同じく１(5)ア、南西地域周辺における中国の軍事活動についてお答えいたします。

政府によると、去る２月10日から11日にかけて、中国海軍の艦艇７隻が沖縄本島と宮古島との間を航行したほか、昨年９月には、中国海軍の空母など３隻が与那国島と西表島の間を初めて航行し、一時接続水域に入ったとのことです。また、令和６年４月から12月における自衛隊機の緊急発進回数は全国で521回で、そのうち南西航空方面隊が303回となっております。方面隊ごとの国別内訳については公表されておりませんが、中国機に対する緊急発進回数は全国で345回となっております。

同じく１(5)イ、日米安全保障条約第５条が尖閣諸島に適用されることについてお答えいたします。

去る２月７日に発表された日米首脳共同声明において、日米安全保障条約第５条が尖閣諸島に適用されることが確認されたことは承知しております。

県としましては、尖閣諸島周辺海域において不測の事態が発生することはあってはならないと考えており、国と国との平和的な外交・対話を通じて不測の事態の回避に努めていただくことが重要であると考えております。

同じく１(5)ウ、中国軍の圧力と地域外交についてお答えいたします。

アジア太平洋地域の安全保障については、中国の軍事力の強化、東シナ海・南シナ海における現状変更の試みなど、より厳しさを増しているものと認識しております。そのため、同地域の関係国・地域が平和的な外交により、対話と協議を通じて信頼関係の構築に努めていくべきであると考えております。

県としては、地域の緊張緩和や信頼関係の構築に貢献していくことが沖縄県の地域外交の役割と考えており、このため観光や経済、文化的交流といった友好的な関係を基盤とした様々な交流を進めてまいります。

次に２、八重山地域の課題についての中の(9)、八重山急患搬送用ヘリポートの調整状況についてお答えいたします。

県では昨年９月、石垣市に対し、飛行経路をＬ字型の90度とし、都市計画への影響を低減した新たな地上型ヘリポート案を提示しましたが、10月には石垣市から、この案では協議を進めることはできない旨の回答がありました。

県としては、引き続き地元関係機関と丁寧な調整に努めてまいります。

以上になります。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(6)のア、特定利用空港・港湾についてお答えいたします。

政府の説明によると、特定利用空港・港湾とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことでありました。現時点において、軍事目標等を規定するジュネーブ条約との関係や米軍の利用、整備後の運用など不明な点が残されていることから、引き続き国に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

次に２、八重山地域の課題についての(2)、ゴルフ場建設に係る開発許可申請の進捗状況についてお答えいたします。

都市計画法に基づく開発許可申請は、同法第33条に定める開発許可の基準等に適合していることが求められております。本開発許可申請につきましても、同法に基づく許可基準等の適合性について、適正に審査を行っているところであります。

次に同じく２の(3)、県道石垣空港線の整備状況等についてお答えいたします。

県道石垣空港線は、石垣港と新石垣空港とのアクセス強化や八重山圏域における物流及び交流の活性化に寄与する重要な路線であります。現在、平得交差点から市道タナドー線交差点までの区間については、電線共同溝等の整備を進めているところであり、橋長244メートルの高山橋については、補正予算により上部工の整備に着手する予定であります。引き続き、予算の確保に努めるとともに、石垣市と連携を図りながら早期供用に向け取り組んでまいります。

次に同じく２の(6)、田原川整備の現況と進捗状況についてお答えいたします。

田原川については、これまで与那国町と調整を行ってきた水門の取扱い等について、令和６年４月に町の

承諾を得たところであります。現在、水門の予備設計を行っているところであり、令和７年度は実施設計を予定しております。

県としては、引き続き与那国町と連携し、早期整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　２、八重山地域の課題についての(1)、宿泊税導入における離島住民への配慮についてお答えいたします。

観光目的税検討委員会の意見書では、留意事項として、「離島住民を課税対象とすることについては、離島市町村の意向を踏まえ、税を活用した使途事業などにより配慮すること」が挙げられております。また、宮古島市議会、石垣市議会及び竹富町議会から離島住民を課税免除とすることなどを求める意見書が提出されております。

県としては、離島市町村等と丁寧に意見交換を行いながら、市町村への交付金または離島住民の宿泊割引などの新たな取組を検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　２、八重山地域の課題についての(4)、尖閣諸島周辺海域における係留ブイ等の設置についてお答えいたします。

尖閣諸島周辺海域においては、中国海警船による威圧行為等が繰り返されており、本県漁船の安全操業に大きな影響を与え、操業を自粛せざるを得ない事態が生じております。このような中、係留ブイ等の施設を整備することにより、当該海域をめぐる問題がエスカレートし、不測の事態が生じることは決してあってはならないと考えております。

県としましては、当該海域における漁業者の安全確保について、引き続き国に対し強く求めてまいります。

同じく２の(7)、与那国町農業再興に向けた取組についてお答えいたします。

県では、令和５年度に与那国町や農業団体等とワーキングチーム会議を開催し、農業振興に係る課題について共有を行い、連携して課題解決に取り組んでおります。令和６年度は、水稲、パインアップルなどの展示圃場を設置するとともに講習会の開催等に取り組んでおります。また、畜産においては、牧草の栽培管理支援や肉用牛改良に係る講習会の開催等に取り組んでおり、各種生産技術の向上に向けた支援を行っているところであります。

県としましては、引き続き関係団体等と連携し、農業振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘 環境部長　２、八重山地域の課題についての(5)、竹富町議会からの海岸漂着物対策に係る要請についてお答えいたします。

県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用し、市町村、地域住民及びボランティア団体の協力も得ながら回収処理を実施するとともにモニタリング調査を実施し、排出国の把握も行っております。同補助金は、回収した海岸漂着物を島外へ搬出する費用も補助の対象としており、現在、竹富町とは運搬費も含めて調整を行っているところです。

また、県においては、海外を含めたボランティア団体と発生抑制に向けたワークショップを実施するなど普及啓発に取り組んでおり、国に対しても周辺国に働きかけるよう求めているところです。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　２、八重山地域の課題についての(8)、旧八重山病院跡地での宿舎計画と民間病院移設要望への対応方針についてお答えします。

病院事業局では、旧八重山病院跡地に職員宿舎を整備する方針の下、現在、測量調査を行っているところです。職員宿舎は、跡地の一部を使用し整備することから余剰地が発生します。余剰地の利活用及び処分については、県の公有財産管理運用方針等に準じて対応することになります。

病院事業局としましては、地域医療体制に配慮した利活用ができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　２、八重山地域の課題についての(10)、地域の特産品に対する支援についてお答えします。

石垣市及び竹富町の商工会が地域の特産品を認定し商品ＰＲや販路拡大に取り組むことは、生産者の意欲向上や同特産品の販売促進につながるものと考えております。県では、県産品の販路拡大に向け、事業者が行う販売戦略の策定や商品開発等に対し専門家による

支援を行うとともに、国内外の商談会や見本市への参加等に要する費用の一部補助を行っているところです。

県としましては、今後とも市町村及び商工会等と連携し、県産品のさらなる販路拡大等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　それでは、八重山地域の課題からちょっとお願いをしたいと思います。

宿泊税の課題の対応策についてでありますけれども、離島の各自治体から意見書が出されておりますが、これは条例を提案する前に十分に時間をかけて、離島地域の住民のどこに課題があるかということを――それで負担軽減策を盛り込んでの説明不足が原因だったというふうに思うんですよね。なので、これは提出する前にもう少し練り込んだ話をすべきだったというふうに思います。そして６月に再提案するということですけれども、今後のスケジュール感についてちょっとお伺いしたいと思います。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県では、石垣市、宮古島市を含む税導入予定５市町村長とは、昨年10月と11月にそれぞれ２回直接出向き、観光目的税の論点について説明し、意見交換を実施しております。また、税導入予定５市町村とは、昨年９月、11月、今年１月の３回、進捗状況を共有するため連絡会議を開催するとともに、１月には全市町村を対象に説明会を開催しております。一方で、昨年12月に石垣市議会等から離島住民の課税免除等を求める意見書が提出されたことを受けて、要望事項に係る検討や税の導入に向けさらに丁寧な説明が必要なことから、２月議会への条例提案を見送ったところでございます。２月議会への条例案提出の見送りとその理由等については、今年１月から２月にかけて税導入予定５市町村に直接出向き、説明及び理由等について意見交換をしたところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　沖縄県は、広域な海域を含む島嶼県だからこそ公益上の事由という問題がありますけれども、この解釈の在り方を逆に国に提案することも視野に入れて、離島住民の具体的な負担軽減をどう考えるかと。これは公益上の事由の解釈が狭いので、島嶼県であるからこそ他府県の事例じゃなくて、逆に沖縄県から提案するということもあると思うんです。そういうのはどうですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　課税免除は、税負担の公平と課税しないことによる社会一般の利益とを比較し、公益上の事由がある場合に行うことができるとされておりまして、その判断に当たっては、限定的に解釈されているということがありますので、慎重に検討する必要がございます。今の制度設計におきまして、修学旅行とその引率者を課税免除としようとしております。そこは学校の教育課程上、学校行事等に位置づけられる教育活動であり、課税免除とすることで青少年の健全育成に資するものであること、将来の沖縄観光旅行者につなげることなどの公益上の事由があると考えられるというふうに整理されております。このような公益上の事由が整理できるようなものについて、例えば学校教育活動で行われる部活動等の渡航などについて、今後公益上の事由ということが整理できるのかどうか検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　質問を変えます。

石垣リゾート＆コミュニティー（ゴルフ場）の開発申請協議ですけど、ちょっとあまりにも――何年審査をしているんですか、これ。もう長過ぎる、はっきり言って。今年度中には終わるだろうなと、３月までには終わってほしいなというのが本音ですよ。私は、実は協議のポイントを全部知っています。何が問題になっているかって全部分かります。これ全部実施設計の中で解決できる問題ですよ。もうそろそろポイントを絞ってきているんだから――もう数点しかない。内容も知っている。あまりにも遅いという住民感情がちょっと爆発しそうになっている。その点どうですか、部長。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　審査に当たりましては、担当課において常に申請者と情報共有し、審査基準等への適合性について質疑応答を行っており、現在、技術的な課題については、ほぼ確認された状況でございますが、一部適合性が確認できない箇所について、現在申請者の回答を待っている状況となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　私も開発行為は何か所か経験をしておりますよ。なので、実施設計でできるものは、実施設計の中で直せばいいです。最初から100％はないのだから。早急な対応をお願いしたいと思います。

それと、ちょっと質問を変えます。

尖閣諸島の係留ブイなんですけどね、部長。中国が圧力をかけていて漁ができないから厳しいというのはおかしいよ。これ漁業者からの意見なんですよ。あそこで漁をしたいんだと。あそこは昔から沖縄の漁場ですよ。中国からの圧力で漁ができないからやるのはいかがなものかって、こんなのは沖縄県が言う問題じゃない。県がやろうと思ったらできるんだから。それをもう一度答弁してください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

尖閣諸島周辺海域においては、中国海警船による領域への侵入や日本漁船への追尾等威圧行為が繰り返されており、議員おっしゃったように本県漁業者の安全操業に大きな影響を与えております。

県としましては、漁業者が同海域において安全操業できるよう、まず第一に漁業関係者と連携しながら安全確保について国に対し要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　県が主体的にこの問題に関わってもらいたいと思いますよ。これ漁業者からの声ですから。流されないように、あそこは海流が速いから。それを漁業者の声を拾ってやっているわけだから、もう少し主体的になってほしいなと思います。それ考えてくださいね。

質問を変えます。

旧八重山病院跡地の件ですけど、私、素案の図面を見ましたよ。素案の図面を見ましたけど、今後配置案を含めてこれが調整可能な計画なのかということが１点、それと民間医療機関は移転せざるを得ない。もう時間的な問題がある。タイムリミットが来ている。それについて局長にちょっと御意見をお聞きしたい。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　今、測量しての配置計画のお話だろうと思うのですけれども――配置の話ですね。令和４年度の県立八重山病院の職員宿舎整備に係る基本構想というものがありまして、その案では一応、北と南に分けて南側とか書かれています。それから、今年の１月に八重山病院の職員からは南側がいいという意見もありますけれども、一応、配置位置の決定に当たっては、やはり地元医療機関と意見交換しながら八重山の医療体制に配慮した利活用ができるように今検討していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　じゃ、よろしくお願いいたします。

それでは、知事の政治姿勢についてから質問させていただきます。

振興予算の知事の所感について、知事はもう大満足だなという答弁のように聞こえましたけど、その理解でいいですか。

○中川京貴 議長　総務部長。

○宮城嗣吉 総務部長　令和７年度の沖縄振興予算につきましては、2642億円が計上されております。前年度から36億円減額となったところではありますが、一方でハード交付金が増額されたり、航空関連産業クラスター形成などの新規事業が計上されたり、またこれまでソフト交付金で実施してきました離島住民交通コスト負担軽減事業、農林水産物の条件不利性解消事業、駐留軍用地跡地先行取得事業などが別建てで新たに予算措置されております。加えまして、補正予算としましてもハード交付金が62億円計上されるなど、公共事業等に係る防災・減災、国土強靱化等の推進で178億円など、合わせて約280億円が計上されておりまして、これらのことから国の財政状況が厳しい中、配慮がなされたものと認識しております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　答弁で聞きましたから。

満足しているかと知事に聞いているんですよ。私は知事に前回――９月かな、予算獲得に知事の足跡を見せてくださいよと、汗かいてくださいねとエールを送ったんだけど、知事はそれで満足しているのかと。頑張った跡がこういう結果になったのだなというふうに思っているのかどうか、これは知事の所感ですから知事がお答えください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　率直な意見を申し上げますと、やはり私ども沖縄県が要望した予算をしっかり確保していただきたかったということはまず１点ございます。他方で、先ほど総務部長からもありました――私も答弁いたしましたけれども、ある一定、沖縄県の状況等も勘案して配慮はしていただいたというように受け止めております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　振興予算があるうちに、未来に花咲く施策が展開する、そういうことを希望している県民は多いと思うんですよね。

知事にお伺いしますけど、知事はそんな仕事を自分がしているんだという自覚はございますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　知事としてその職責に努めているものというように考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　頑張ってください。

次に、返付動議可決への知事の所感についてお伺いしますけれども、Ｘへの知事の投稿は実にのんきなものでしたね。まるでこれ高みの見物ですよ。議会で交渉する与野党の議員を私は愚弄しているんじゃないかなと感じました。知事自身はまるで予算提出権者としての自覚が私はないんじゃないかなとそのときは痛烈に思いましたよ。知事は、野党・中立に対して予算を人質に取っているという批判をしましたけれども、知事は何を根拠にそのような批判をしたんですか。ちょっとお伺いしたい。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　長として予算提案権を有しているということで提案をさせていただいた予算ですけれども、それがなかなか審議を諮っていただけていないということについて、つぶやいたものであります。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　甲第１号議案は全体予算でありますので、例えばその一部の予算が認められないから審議できないということは、意見として決議としては受け止めておりますけれども、しかしそれが全体の予算に影響を及ぼしているというようなことになってはならないということを考えて発言したものであります。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　人質に取っているという表現は、これいかがなものかなと思いますよ。

知事、知事は議案の審議を求めるときに、法律に基づくというふうにおっしゃっておりましたけど、知事、知事は最高裁判決にもあらがう知事なんですよ。そういう知事が言うべきじゃないと思いますよ。議会は、総務省の見解と与野党協議における事情の変化を基に審議に応じたんです。これまでの我々の質問を見ても、執行部は違法性を認めているけど、知事は認めていないじゃないですか。これじゃ道理が通らんのですよ。だから、こういうふうな疑惑あふれるワシントンの予算を計上することの、この正当性を私たちは問うているわけですよ。思いではなく、事務所の在り方の経緯から知事自身でこの予算計上の正当性をちょっと説明してください。思いはいいです。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　ワシントン駐在における予算については、前年度から約半額の予算を計上させていただきました。これは、この間、議会からいただきました厳しい御意見などもしっかりと受け止めさせていただき、他方で、いわゆる百条委員会でその調査が進められていること、さらには我々も自らその襟を正すという意味で、より透明性を持って事務所を運営していきたいという観点から、調査検証委員会を設置し、そこでまた調査をしていただきたいということ。そしてそのためには、やはりよりよい形でワシントン事務所を活用できるような体制にしていきたいというそういう見通しから、予算を約4000万円ということで前年度の半額で計上させていただいて提案をさせていただいたということであります。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　半額だからいいという問題じゃなくて、正当性の問題なんですよ。執行部は違法と認めているけど、知事は認めていない。こういうことで議論がどんどん進んでいっているわけですよ。今までの議論もそうです。だから、その正当性をちゃんと説明してくれるのかなと思ったけど、今の答弁じゃまだこれ混乱が続くなというふうに私は思います。

それでは、次に行きます。

ワシントン事務所についてですけれども、アメリカでの政治活動がもたらした沖縄への有用性の検証なんですけど、一義的に米軍基地の問題を主の目的とされておりますが、日米はＳＡＣＯ合意を基に基地の整理縮小に確実に取り組んでいます。加えて、県による辺野古をめぐる国との裁判は、全て県が敗訴しました。これは対話より裁判を選んだ結果です。その結果、辺野古移設工事は合法的に続いているわけです。県の画策するこの米国でのロビー活動が、一体この結果において何の有用性をもたらしたのかということを知事にお聞きしたい。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　重複する答弁で申し訳ありません。

これまでのワシントン駐在は、2021年度国防権限法案に関する書面に辺野古新基地建設に係る懸念事項が明記されたほか、議会の調査局においては、議員に提出するレポートにこの沖縄の基地問題に係る現状についてもしっかりと記載されて報告がなされております。それは、ワシントン駐在のこれまでの活動の結果によるものというように我々は評価をしております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　基本的に辺野古はもう止められないんですよ。裁判も全て終わってしまった。合法的に工事が進んでいる。これをどう考えるかですよ。これ今までやってきたことの結果はもうこういうふうになってきた。対話よりも裁判を選んだ結果ですよ。

それとお伺いしますけど、今後ワシントン事務所がトランプ政権の情報収集をしたいということもあったんですけど、政府レベルの高度なインテリジェンスに地方自治体が関与できるとでも思っているんですか。これをやって何が沖縄のためになるんですか。ちょっとお聞かせください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　トランプ政権の在沖米軍へ与える影響についても随時情報収集を行いたいという旨答弁させていただいております。国は当然国としての情報収集を行うのだと思いますが、我々としましても、例えばワシントン駐在は、トランプ政権について国務長官、国防長官など主要な閣僚における政策・方針等の発言、あるいは外交姿勢についての情報収集などを行っているところでございます。また、日米首脳共同声明において、辺野古が唯一という文言が入らなかったということについても今確認をしているというところでございます。このように在沖米軍基地あるいは沖縄に与える影響等については、駐在を通して丁寧な情報収集というものが必要になろうかというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　あのね、日本政府に聞いたほうが早い。日本政府と連携したほうが情報の精度が高いですよ。それに努力してください。ワシントン事務所がやるレベルじゃない。

次に移ります。

国民保護計画の実効性と課題についての対応ですけど、有事の際に八重山地域の避難受入れの具体策が九州各県から示されました。各県への移動間の安全確保及び避難先の生活の保障の課題を国と整理していますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　九州各県につきましては、昨年来、受入れ等について国から九州各県の知事等に依頼があり、今般九州各県に受入れについての案をまとめていただいていると思います。これについては、国のほうでまとめてまた報告があるというふうに承知しております。これも踏まえて、今後沖縄県と九州各県の間で連携してその取組を進めていくことになろうかというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　もう一点、武力攻撃災害における事前の避難――これは武力攻撃事態等の認定前の件ですけど。及び事態認定後の必要な輸送力の確保――これは重要な課題なんですよね。国との調整も今答弁いただいたような感じで調整しているという理解でいいですか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　沖縄県が行っている図上訓練におきましては、国も当然参画しております。その中で輸送力の確保というのは検討しておりますので、今連携して取り組んでいるという状態でございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　有事の際の一時住民避難として、八重山地区の住民からは、島内各所での避難シェルターの必要性もあるのではないかというような話もあります。今、国と当該自治体との調整等があるのであれば、ちょっとお聞かせください。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　シェルターにつきましては、国のほうが先島の５市町村を対象に方針等を示したところでございます。まだ具体的なことについては示されていないというふうに承知しておりますので、引き続き国の動向等を注視してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　知事は、離島住民の受入れを表明している九州各県知事との面談の予定は今どういうふうになっていますか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

昨年６月３日に行われた九州地方知事会において、沖縄県の先島諸島からの住民避難の受入れ検討について国から要請があり、九州・山口各県が連携して取り組むことが確認されております。これを受け玉城知事は、昨年８月２日に全国知事会に出席し、九州・山口

各県における先島諸島からの住民避難の受入れ検討に言及し、各知事に理解を求めたところです。また、昨年10月21日には、玉城知事が九州地方知事会に出席し、九州・山口各県の知事に対し、先島諸島からの避難住民の受入れ検討に取り組んでいることについて感謝の意を伝え、再度理解を求めたところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　それでは、質問を変えます。

特定利用空港・港湾の整備ですけど、もう何回聞いても同じ答弁なんですよね。これは自衛隊だけじゃなくて海保、それと住民避難のときは船舶等々がうまく使えるように整備するものです。これ、特定利用の確認をしたほかの自治体がございますよね。そういった自治体への問合せの内容は整理されているんですか。沖縄県だけちょっと違うんですよね。整理の仕方が、確認の仕方が。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　特定利用空港・港湾の指定に当たりまして他自治体の見解につきましては、それぞれ発表された内容等について確認をしているところでございます。

県としましては、引き続き他自治体の状況、また不明な点等について国に照会してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　不明な点は、ほとんどほかの自治体が質問していますよ。

池田副知事、この問題をどういうふうに――これはもう最終的には行政がちゃんと確認しないといけない問題ですよ。これは政治判断かもしれません。今どういうふうに考えていますか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　特定利用空港・港湾につきましては、これまでの土建部を中心とするやり取り、あるいは10道県――指定している道県からの情報収集等を進めて、ある程度疑問点が解決している面もあります。一方で、新たに確認を要する事項も出てきておりますので、そこは丁寧に国とも確認・調整を進めながら引き続き導入の方向性、あるいはその是非について庁内でも、あるいは議会にも諮りながら検討を進めていきたいと思います。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　与那国町議会からも要望がありましたけど、今回の検討の中に与那国町が入っていない。これはどういうことですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現在、国のほうで候補として挙げられているところの中には、与那国空港等も入っているかというふうに認識をしております。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　与那国町議会から要望が出ているわけですよ。国が指定していないからやっていないということですか。国がここを指定していないから、今回検討していないということですか。

○中川京貴 議長　池田副知事。

○池田竹州 副知事　これまでの国とのやり取りの中で、民間主体である旨が示されております。そのため、費用便益比、いわゆるビー・バイ・シーという項目も大変重要であるということで、土建部のほうでそこを概算した結果、いわゆる費用便益比がある程度見込めるところが３施設であるということでございます。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　ビー・バイ・シーの問題よりも、命とビー・バイ・シーを掛け合わせることがなかなか難しい場面も想定されます。そういったことで、国としっかりと話をしてみてください。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　中国の軍事圧力について、この中国の秩序破壊、圧力の現状と地域外交を通した平和的環境維持への知事の具体的な指針についてでありますけど、ちょっと休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○大浜　一郎 議員　（パネルを掲示）　知事は、この戦争末期にあった尖閣諸島戦時遭難事件を題材にした「尖閣1945」という本を御存じですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　いいえ。寡聞にして存じておりません。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　この歴史的事実を題材にした「尖閣1945」の映画化を石垣市が制作の主体となって今進めています。

かいつまんで申し上げます。

昭和20年７月頃、小型船２隻240人程度で台湾へ疎開する際に、洋上で米軍の攻撃を受け１隻は沈没、もう１隻もエンジンを破損して、かつて日本人が住み、かつおぶし工場があり真水のある当時は無人島だった魚釣島に漂着しました。その後、飢えと病気で餓死者も出て、もう死を待つばかりかというときに、何としても生き延びようと海岸線の難破船の残骸でサバニを造って、８名が決死隊としてこぎ手となって石垣島に救援要請へ向かいました。尖閣諸島へ救助船が到着したのは、終戦３日後の８月18日だったわけです。いまだに多くの遺骨が尖閣には残っている。これは日本の領土です。極限の中で生き抜いた日本人の歴史の事実なんです。故人である私の親戚の叔父は生き証人でした。書きつづった生々しい日記も私は読みました。そして、その日記を僕は政府に資料として渡しました。映画完成は2026年の予定でありますけれども、完成の暁には県内で先行して公開して県民の皆さんにも尖閣の認識を深めてもらい、そして知事に申し上げたいのは、中国に歴史の事実を伝えるために、平和的環境維持を働きかける意味で中国での映画公開を知事が提案することは、県の地域外交の取組としてもこれは成果につながるのではないか。県や国にとっても世界的な認知の上でも重要ではないかと思ったりもします。知事、どうお考えになりますか。ぜひ取り組んでもらいたいというように思いますが、知事の御意見を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄における、あるいは周辺地域におけるその戦場の状況は、非常に苛烈で激しいものがあったということは私も承知をしております。そして、その歴史の史実を基に様々な書籍や映画が作られ、あるいは舞台が上演されているということについても幾つかその作品も拝見させていただいております。この尖閣に関する映画についても、そのような過去の歴史を伝えるという点においては、この取組についてもまた多くの方々の関心が寄せられるのではないかというように思料いたします。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　私が申し上げているのは、ここは日本なんですよと。尖閣に日本人が避難してそこに遺骨もある。ここは日本の領土なんですよと。こういう物語が歴史の中にありましたよということを、知事は地域外交の一環として相手に示すべきなんですよ。ここにあなたたちがいた形跡は一つもありませんよと。ここは日本の領土です。こういう事実があったということを中国にお伝えするのが僕は地域外交の具体的な行動であり、具体的な効果も大きいのではないかと。沖縄県らしいと思いますよ、知事。そういったことを知事に積極的に取り組んでもらいたいんですよ。あそこの遺骨はまだ収集もできないんですよ。上陸して慰霊祭すらできない、上陸すらできない。尖閣のブイだって中国のおかげで漁もできないと言っている。冗談じゃないですよ。ぜひ、こういう取組をするのが僕は地域外交の根底にあるものだというふうに思いますよ。知事、もう一度、中国での公開を働きかけたらどうかという私の提案についてお答えください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　尖閣諸島地域周辺の領土・領海は、我が国の領土・領海であるということはこれまでも一貫して我々もそれをもちろん認識をし、そう発言をさせていただいております。そしてそこにおける遺骨の収集においても、国において平和裏に行われるということを望むものではありますが、しかしその国と国との対話によって平和を安定するという意味においては、この作品もその一つの契機になればいいのではないかと思いますが、まずは映画が完成して、私もぜひ拝見させていただきたいと思います。

○中川京貴 議長　大浜一郎議員。

○大浜　一郎 議員　知事、これは歴史的な事実であります。事実を記録にして映像化するというものですよ。事実がありますよっていうことを中国にお示しすることが、なぜそんなに気が引けることなんですか。ぜひ中国でも公開を頼んでみるぐらいの言葉があってもいいじゃないですか。どうなんですか、知事。中国と友好を深めるためにも、こういう史実を相手にお知らせするのは地域外交の中で一番大事な要素じゃないですか。ぜひ答弁を求めたい――まあ強要はしませんが、知事はどう思っているか最後にちょっとお聞かせください。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　議員の御遺族として、あるいはその関係する方々の思いをしっかりと受け止めていらっしゃるということは、私もぜひ共有させていただきたいと思います。

映画に関しては、まず作品が完成しそれが上映されてからしっかりと拝見をさせていただいて、また私の様々な地域外交への参考にさせていただければと考え

ております。
○大浜　一郎 議員　シカイトゥ　ミーファイユー。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
〔高橋　真　議員登壇〕
○高橋　真 議員　議長、休憩お願いいたします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時０分休憩
午前11時１分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○高橋　真 議員　皆さん、おはようございます。
会派公明党の高橋真でございます。
質問前に、冒頭に所見を述べたいと思います。
「政治家の言葉は重い。発言一つが、善きにつけあしきにつけ大きな力を伴う。言葉は「政治における信頼の大前提である」、「揺らがぬよう吟味して使うべきである。」という内容が公明新聞の北斗七星というコラムに掲載されておりましたので、御紹介をいたしました。私自身も言葉遣いには自戒を込めていますが、特に沖縄県民146万人余のトップリーダーである玉城知事の言動は、保革を問わず与野党関係なく影響力があり、注目を浴びることは言うまでもありません。そこで先月、沖縄市長選挙がありましたが、玉城知事が街頭演説で広く県民に訴えてきた発言内容について質問をさせていただきます。
質問の要旨１、知事の政治姿勢について。
(1)、県道20号線の整備について、立派な沖縄市の中心線にして泡瀬干潟の地域まで延伸して防災計画に役立つようにしていこうと発言をされておりますが、知事が就任して約６年になり、沖縄市東部地域の防災の観点を踏まえるのであれば、なぜこんなにも進捗が遅いのか、知事の見解をお伺いいたします。
(2)、バスタ構想について、決して沖縄市だけでできる事業ではないので沖縄県も協力していますという発言をされておりました。県の関わりについて強調しておりますが、県知事としてこれまでどのような取組を実施して今後の行動計画、方針があるのかお伺いをいたします。
(3)、池武当インターチェンジ事業は、沖縄県から国に対してぜひ造っていただきたいと要請していると県が主導しているような発言をされておりますが、これまでの経緯を把握した上での発言なのかお伺いいたします。
(4)、沖縄こどもの国の運営補助について、当初は2000万円だったのを8000万円に増額したように発言しておりますが、2000万円はいつの時代のことかお伺いいたします。
(5)、沖縄アリーナで開催したＦＩＢＡバスケットボールワールドカップについて、ＪＢＡ会長や日本代表監督から感謝の言葉を頂いて、最初から県が主導して実現した大会のような発言をされておりますが、県に事務局が設置される以前、玉城知事が主体的に動いた事実、具体的な内容について説明をお伺いいたします。
２、防犯対策事業について。
(1)、本県の過去３年間の刑法犯認知件数の推移についてお伺いいたします。
ア、窃盗犯（銅線ケーブル窃盗など金属盗、ほか）件数。
イ、凶悪犯（殺人や強盗、不同意性交など）件数。
ウ、特殊詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺など）件数、被害額。
エ、ＳＮＳを通じた投資、ロマンス詐欺などの件数、被害額。
(2)、本県の刑法犯の実態と課題について伺います。
(3)、特殊詐欺の対策強化について伺います。
(4)、闇バイトを入り口に派生する様々な犯罪の対策強化について伺います。
(5)、東京都の取組事例を参考に、防犯機器の導入支援や防犯アプリ、デジポリスの導入等を提言いたしますが、御見解をお伺いいたします。
３、教育行政について。
(1)、通級指導教室の意義と役割、主に小中学校においてどのような児童生徒が対象となるかお伺いいたします。
(2)、本県での過去５年間の対象児童生徒数の推移について伺います。
(3)、設置要件、充足率を伺います。
(4)、設置を希望する対象児童生徒がいるが、設置要件を満たしていない学校はどのように対応するのかお伺いいたします。
続いて４、令和７年１月24日、沖縄市内で局地的大雨により県道85号線が道路冠水して床上・床下浸水する等被害が発生した事案について、以下伺います。
(1)、県知事は翌日視察をしたと伺っておりますが、被害状況を確認してどのような指示を行ったのか伺います。
(2)、被害状況について伺います。
(3)、道路冠水の原因について伺います。
(4)、被害発生時と事後の県のそれぞれ所管課の対応状況について伺います。
(5)、今後の対策について伺います。

５、我が会派の代表質問との関連については取り下げいたします。

残りは答弁を聞いて再質問いたします。以上です。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　高橋真議員の御質問にお答えいたします。

沖縄市内の局地的大雨による道路冠水についての御質問の中の４の(1)、知事の現場視察と指示についてお答えいたします。

私は、本年１月24日の沖縄市及びうるま市における局地的な大雨を受け、翌25日に、特に住宅の浸水被害が多数発生した沖縄市松本地区を視察して直接確認いたしました。また、同日、危機管理補佐官ほか職員を現地に派遣し、浸水現場の調査と被害状況の聞き取りをさせております。調査の結果を踏まえ、同地域が周辺の雨水を集める地形であること、これまでに同様の浸水被害が発生していることから、排水設備の機能の確認など長期的な対策を講じるよう関係部局に指示をしております。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、知事の政治姿勢についての(1)、県道20号線の整備状況等についてお答えいたします。

県道20号線は、胡屋交差点から高原交差点までの延長3460メートルの区間を街路事業の胡屋泡瀬線として、平成17年度から事業着手し整備を行っているところであります。事業実施に当たっては、物件補償や用地取得、高原交差点の設計調整に時間を要していること等により、事業の進捗に遅れが生じております。引き続き、沖縄市と連携を図りながら、事業予算の確保に努めるとともに、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に同じく１の(3)、池武当インターチェンジ事業化の経緯についてお答えいたします。

池武当インターチェンジについては、沖縄市からの要請を受け、市と連携し調査検討に取り組んでまいりました。その結果、令和５年度に沖縄自動車道への連結許可を受け、令和６年度に事業化したところであります。引き続き、予算の確保に努めるとともに、沖縄市と連携を図りながら、早期整備に向け取り組んでまいります。

次に４、沖縄市内の局地的大雨による道路冠水についての(3)、道路冠水の原因についてお答えいたします。

今回の浸水については、当該地域が周辺地域より低い地形となっていること及び都市化の進展が原因の一つと考えております。現在、当該地域の雨水排出管路を管理する沖縄市とうるま市において、原因調査及び対応の検討を進めているところです。道路側溝の詰まりについては確認されておりませんが、冠水に伴い枯れ葉等が一部のグレーチングを塞いだことは、路面の排水機能を低下させた可能性があるものと考えております。

次に同じく４の(4)、被害発生時と事後の対応についてお答えいたします。

被害発生時の対応については、各地で発生した通行止めを伴う道路冠水に関する情報収集をしております。発生後の対応については、現場確認及び道路側溝の清掃を行っております。

次に同じく４の(5)、今後の対策についてお答えいたします。

今後の道路冠水の対策については、道路清掃を適切に実施し、当該箇所を警戒すべき箇所として道路パトロールの強化を図ってまいります。引き続き関係市と連携して、道路冠水の軽減に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、胡屋地区交通結節点に関する取組についてお答えいたします。

県では、基幹バスシステムの構築に向けて沖縄県公共交通活性化推進協議会を設置し、那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・北中城村地域公共交通総合連携計画を策定しております。これまで同計画に基づき、バスレーンの延長やバス停上屋の整備等に取り組んできたところです。胡屋地区交通結節点につきましては、令和４年３月に同計画において、基幹バスの交通結節点として位置づけており、国、県、市町村と連携して、整備に向けた検討を進めております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、知事の政治姿勢についての(4)、沖縄こどもの国の運営補助についてお答えいたします。

県では、昭和47年の沖縄こどもの国開園以来、運営

主体である財団法人沖縄こどもの国へ補助しており、平成９年から平成11年にかけて補助額が約2000万円となっております。財団法人沖縄こどもの国の解散に伴って、平成15年度に新たに設立された財団法人沖縄こども未来ゾーン運営財団に運営が引き継がれており、県では、沖縄こども未来ゾーンの設置者である沖縄市に対して補助金を交付しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　１、知事の政治姿勢についての(5)、主体的に動いた事実、具体的な内容についてお答えいたします。

ＦＩＢＡバスケットボールワールドカップ2023の誘致については、沖縄市を中心に平成28年度頃から誘致活動が開始され、関係機関との調整も行っていたと承知しております。県は、沖縄市と共に、日本バスケットボール協会に対して沖縄ラウンド開催を支援する意向がある旨を平成28年度中に表明しております。表明後は、沖縄市と開催地負担金の割合について協議を続け、令和４年度に、那覇市、宜野湾市、北谷町などの関係市町にも財政負担の協力をお願いするなど、関係機関との調整に当たっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　２、防犯対策事業についての御質問のうち(1)アからエまで及び(2)は関連しておりますので、一括してお答えいたします。

当県の刑法犯認知件数は令和３年まで19年連続で減少していましたが、令和４年以降増加に転じ、令和６年も9578件と３年連続で増加している状況にあります。特に令和６年では、詐欺の認知件数が増加しており、その大きな要因としては、特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の増加があります。過去３年間における特殊詐欺の認知件数と被害額は、令和４年が15件、約9127万円、令和５年が48件、約２億128万円、令和６年が171件、約２億1400万円となっております。また、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の認知件数と被害額については、令和５年からの統計となりますが、令和５年が43件、約３億710万円、令和６年が132件、約14億300万円となっております。令和６年中の特殊詐欺の１件当たりの平均被害額は約125万円、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の平均被害金額は１件当たり約1062万円となっており、またこれらの被害総額は16億円以上に上り、前年比で３倍以上に増加しております。

一方、窃盗犯の認知件数は、令和４年が4233件、令和５年が5985件、令和６年が5896件と令和６年は前年比で微減となっております。なお、組織的・広域的な金属盗が全国的に社会問題化しておりますが、当県における令和６年中の金属盗の認知件数は57件となっております。

次に凶悪犯の認知件数は、令和４年が43件、令和５年が71件、令和６年が91件と増加しています。その大きな要因は、不同意性交等の増加にあります。これは、刑法改正等、性犯罪に対処するための刑事法が整備されたことや、性犯罪の被害申告・相談をしやすい環境の整備を強力に推進してきたことにより、認知件数が増加したものと推察されます。

以上のとおり、当県の治安情勢は厳しい状況にありますが、中でも特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の増加が顕著であり、これら特殊詐欺等やこれを実行する匿名・流動型犯罪グループに対する諸対策が喫緊の課題であると認識しております。

次に２の(3)、特殊詐欺の対策強化についてお答えいたします。

急増する特殊詐欺とＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺に対しては、検挙と抑止を両輪とした対策を強力に推進していく必要があると考えております。

現在、県警察としては、犯罪実行者やその指示役を含む匿名・流動型犯罪グループに対する取締りを強化するほか、県民に対し犯罪の手口や危険性について、地域の防災無線、高齢者宅への戸別訪問、ＳＮＳやデジタルサイネージを活用し幅広い層を対象とした注意喚起を行うとともに、特殊詐欺に悪用されている国際電話番号から着信を受けないために国際電話の利用休止の申請の周知、犯人グループから捜査過程で押収した名簿に登載された方への個別の注意喚起の実施、ＡＴＭやコンビニエンスストアでの声かけの働きかけや、さらに金融機関による預金口座のモニタリングを通じた被害拡大の防止を行うなど、各種取組をしているところであります。

今後とも、関係事業者等と連携しつつ、県民を詐欺被害から守るための対策を強力にしてまいります。

次に２の(4)、闇バイト対策についてお答えいたします。

令和６年中に県警察が特殊詐欺事件で検挙した被疑者の中には、ＳＮＳ等の募集に応募し、犯罪に加担した者も見られるところであります。この闇バイトの問題について県警察としては、これを実行する匿名・流動型犯罪グループへの取締りを強化するとともに、県

民が闇バイトにより犯罪に加担することを防ぐため、ＳＮＳ等を活用した広報活動や学校と連携した注意喚起、大学生ボランティアと連携した若者目線に立った注意喚起動画の作成、闇バイトに応募した者が犯罪から抜け出すための相談対応の強化、本人及びその家族の保護対策の実施、インターネット上での犯罪実行者を募集する広告についてサイト管理者への削除依頼等を推進しているところであります。今後とも、関係機関等と連携しながら、犯罪に加担させないための対策を推進してまいります。

次に２の(5)、防犯機器等の導入についてお答えいたします。

県警察では、県民に向けた広報啓発活動や防犯活動として安心ゆいメールやＸ、ユーチューブなどのＳＮＳを活用し、防犯情報や注意喚起動画などの配信を行っております。他の都道府県警察の取組例を見ますと、御指摘の警視庁のデジポリスのように、スマートフォン向けのアプリを開発・導入し、女性や子どもへの声かけ事案等の発生情報を地図上に落として配信したり、闇バイトや特殊詐欺に関する情報などをタイムリーに発信して、県民が身近で手軽に防犯情報にアクセスできるようにする取組が20以上の都道府県警察で行われるなどしております。

県警察におきましても、このような全国の事例を参考にしつつ、関係機関とも連携し、県民が犯罪被害に遭わないための効果的な対策を検討の上、進めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、教育行政についての中の(1)、通級による指導の意義と役割等についてお答えいたします。

通級による指導は、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の指導形態の一つであり、障害による学習上または生活上の困難を改善、克服するなどの自立活動に相当する指導を行います。対象となる児童生徒は、知的障害を除く自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等となっており、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童生徒が対象となっております。

同じく(2)、通級による指導を受けている児童生徒数の推移についてお答えいたします。

文部科学省の通級による指導実施状況調査によると、県内の公立小中学校の通級による指導を受けている児童生徒数は、平成30年度1404人、令和元年度1584人、令和２年度2119人、令和３年度2309人、令和４年度2680人となっております。

同じく(3)、通級による指導に係る教員の配置要件等についてお答えいたします。

国においては、対象児童生徒13人につき教員１人となるよう10年かけて計画的に定数改善を図っており、令和８年度に完了予定となっております。本県では、令和６年５月１日現在、対象児童生徒が13人以上在籍している公立小中学校に担当教員を配置している割合は、87.2%となっております。

県教育委員会としましては、通級による指導に係る教員を令和２年度の103人から令和６年度は143人と拡充してきたところであり、引き続き担当教員の配置に努めてまいります。

同じく(4)、配置要件を満たさない学校における通級による指導についてお答えいたします。

配置要件を満たさない学校に在籍している児童生徒については、その対応として他校通級や巡回指導等を実施しているところであります。

県教育委員会としましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保は重要であると考えており、通級による指導に係る教員の配置拡充について、地域の実情に応じた措置が図られるよう、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁 知事公室長　４、沖縄市内の局地的大雨による道路冠水についての中の(2)、被害状況についてお答えいたします。

今回の局地的な大雨により、２月17日現在、沖縄市、うるま市合わせて床上浸水15件、床下浸水７件、非住家の浸水10件を確認しております。

以上になります。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ちょっと待ってくださいね。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　答弁ありがとうございました。

知事の政治姿勢についてから再質問させていただきたいと思っております。

これ非常に違和感を感じたのは、知事の街頭演説での発言について執行部の皆さんがお答えするんです

ね。本来であれば、知事のお言葉で聞きたかった部分であります。

それでは、県道20号線の件でございます。

この20号線というのは、もう事業認可されてから約20年経過しています。20年前からスタートした事業である割には、事業の進捗が非常に遅く感じております。特に沖縄市役所前の目抜き通りである同県道は、長期間工事中のトンブロックが設置されて非常に景観が悪く、目に見える形で県の事業が進まないという停滞感を示している、そういうイメージとなっています。地域からも早期整備を求める声はとても強く、桑江前市長は何度も早期整備を要請されております。少しでも事業進捗に協力しようということで、以前胡屋交差点付近にあった沖縄税関支署の立ち退きの協力依頼については、毎日通ったほどであります。このように、一生懸命地元では動いているわけでありますが、知事が具体的に動いた経緯というのはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県道20号線、胡屋泡瀬線街路事業につきましては、事業の進捗に遅れが生じている状況でございます。当該事業につきましては、いわゆるハード交付金で事業を実施しております。

県としましては、ハード交付金の増額に向けまして、関係要路に対し減額による影響を丁寧に説明するなど、あらゆる機会を捉えて要請を行ってきたところでございます。令和６年度は、国の経済対策による補正予算の計上などもあり、一定の成果はあったものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　それは行政の動きであります。知事が動いているのかちょっと疑問でありまして。

知事はまた、防災計画に役立つというふうにおっしゃっていました。これはどういう意味でしょうか、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

玉城知事。

○玉城デニー 知事　この20号線を沖縄市の中心線に整備していき、埋立ての干潟の地域まで延ばしていくという計画を進めれば、それが防災計画にしっかりと役に立つというような意味合いで述べたものであります。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　では、計画はいつまで続くのでしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県道20号線の整備につきましては、これまで鋭意整備に取り組んできたところでございますが、事業の完了時期については現時点で明確にお示しすることが困難な状況でございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　この具体的な動きが見えない中で、しかも今遅れているというような説明がある中で、この県道20号線について知事が提案説明要旨でも触れたことはないと思いますし、また定例記者会見や県庁内ホームページを見ても、知事がこの県道20号線に言及しているのは見当たらなかったんですね。しかもこれは、なぜ沖縄市長選挙の応援街頭演説でしか公表していなかったのでしょうか。知事、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　選挙戦においては、出どころ不明のフェイクニュースが飛び交うということが間々あります。当然、誰々さんが市長になったら事業ができなくなるとか、何々が進むとか、いろんな状況があります。私が応援演説に立たせていただいたときは、ちょうど胡屋十字路でしたので、沖縄県と沖縄市が共通して取り組んでいることについて、それをぜひこれからも一緒にやらせていただきたいということの内容として、県道20号線、それから池武当インターチェンジ、沖縄こどもの国、そういうことについての具体例を挙げて述べさせていただいたということであります。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　これ現場感覚と大分乖離されております。現場は遅れているという感覚が物すごく蔓延しております。しかも、まずは遅れて申し訳ないとおわびから始まって、今後早期整備を頑張っていくという決意が最も適しているのではないかと私は考えるのでありますが、知事の発言は、県民に対して誤解を招く、そういった印象を持ってしまいます。

続いて(2)、バスタ構想についてであります。

このバスタ構想について、知事が、決して沖縄市だけでできる事業じゃないとあえて言っているのは、どのような真意でしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　答弁が重複して大変申し訳あり

ません。

これらの事業は、沖縄市と沖縄県、あるいは国も含めて共同でやっている事業ですよということをお伝えしたものであります。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　では知事、バスタ構想について県知事として発信をした経緯はございますか。関わった経緯はあるのでしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県においては、これまで公共交通活性化推進協議会や地域公共交通協議会等において、今、国、県、市町村において結節点事業に関する検討を行っておりますので、その情報について発信しているところでございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ということは、県知事が何か携わったとか直接関わったとかいうことではなくて、あくまでも県の担当のほうが今動いているというお話であります。

では、次です。

池武当インターチェンジの件でございます。

池武当インターチェンジは、沖縄県から国に対して、ぜひ造っていただきたいと要請しているとありました。知事、要請したことはあるのでしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　池武当インターチェンジの事業化につきましては、令和５年７月に、県にて国土交通省へ要請を行ったところでございます。また、同年８月には県と市の連名にて、同様に国交省及び内閣府等へ事業化を要請したものでございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　土木建築部長、私は県知事が直接要請したのかとお尋ねしています。いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　先ほど申し上げました令和５年７月の要請は、副知事の対応。８月につきましては、沖縄市長と土木建築部長の対応ということでございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　では県知事、県が主導しているような発言というのを県知事が言うのは、不適切だと私は思っております。御自身が動いて御自身が汗をかいてそういうことをやっているのであれば納得ができるわけでありますが、この――何ていうんですか、誇張した表現というのは、県民に誤解を与えるということでぜひ改めていただきたいと指摘をさせていただきます。

次、沖縄こどもの国であります。

今部長から答弁ありましたけど、約30年前であります、2000万円の補助金額。一体いつの時代を引き合いに出して、街頭演説の聴衆に、広く県民にＰＲしているのかよく分からないのであります。

重ねて再質問させていただきますが、玉城知事が就任してから運営補助金に変化はありますか。お伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

沖縄こどもの国に対する補助金につきましては、平成27年度から継続して約8000万円を補助しておりまして、変動はございません。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　知事、誤解を与えますよ。これあたかも玉城知事が2000万円から8000万円に増額したと、間違って聞こえてくるわけであります。これは稲嶺県政のときに始まった補助の話でありまして、玉城知事が増額したような誤解を与えるような発言は控えていただきたいと思います。さらに、動物園の拡張も沖縄県と沖縄市が協力して進めている事業ですと触れております。知事が具体的に汗を流して協力した事実はあるのでしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

沖縄こどもの国に対する補助金につきましては、平成15年度に創設いたしました沖縄こども未来ゾーン運営費補助金の交付要綱に基づきまして、予算の範囲内で支給するということで沖縄市のほうに一部を補助させていただいております。また予算編成に当たりましては、経費区分ごとの要求の考え方を示した概算要求基準というのが部局のほうに示されます。その基準の中で部としましては、沖縄こどもの国の重要性、それからこれまでの実績を踏まえて安定的な支援をするということを基本姿勢として、継続して8000万円を補助させていただいているところでございます。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私の表現が足らないところがあったのかもしれませんが、返す返す申し訳ございません。

事業は、国、県、市町村が協力して進められているということをまずお話をさせていただいていること。そして、全体の予算の編成権については、当然、私に

もその権利といいますか、決めなければならないという責任もありますので、そのことも含めてしっかりと検討しているということもお伝えしておきたいと思います。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　だから、今運営補助の予算のお話でありますけど、県の交付要綱に基づいて沖縄市側から算出根拠が示されているはずであります。これはお幾らですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　示されている補助基準額につきましては、8029万6000円でございます――すみません、失礼いたしました。ちょっと待ってください。すみません。１億585万9111円でございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　県の交付要綱に基づいて算出しているわけであります。なぜ2000万減額されているんですか。これ決裁したのはどなたですか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　先ほども答弁させていただきましたが、部として概算要求基準に基づきまして、その中で沖縄市のほうが安定的な運営を継続できるようにということで、継続して8000万を計上させていただいているというところでございます。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　いえいえ部長、これは算出根拠を示して、その後、予算を最終的に8000万と最終決定してる方はどなたですかと聞いているんです。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　最終決定の権限は知事にございますが、部として8000万を維持する形で要求させていただいているということでございます。

○中川京貴 議長　高橋真議員。

○高橋　真 議員　部としての頑張りはよく分かります。そこで最終的に調整をして2000万減額して、今8000万の補助なんですよ。ということは、知事は街頭で訴えるときに8000万増額したというふうな印象操作をする、そういう発言は控えて、実際は沖縄市側が要請して県の交付要綱に基づいて算出根拠を示したにもかかわらず、2000万減額措置をしたということを訴えることが筋ではないでしょうか。これが沖縄県唯一の本格的な動物園に対する知事の政治姿勢ではありませんか。知事いかがでしょうか。お伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　予算配分は様々な要望・要求を前提にして、それをどのように配分すればより効率的に行財政運営が可能になるかということを基に判断をいたします。ですから私からすると、8000万円を維持しつつ、今後の状況も見据えていきたいという思いも込められているということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　一方、桑江前市長は日本一ユニークな動物園を整備して、沖縄県の振興並びに子どもたちのために県に対して補助の増額と補助金から負担金に変更するよう要請を行っておりますが、玉城知事とは一度も面談が実現しなかった。アポを取って県庁まで来庁しても、当日直前のドタキャンもあったように聞いております。このような冷たい対応を今後は取らないでほしいのであります。一方、沖縄こどもの国は、令和５年度、過去最高入場者59万8000人余りになったそうであります。市外の入場者数は、７割、８割以上――市外であります。広く県民に愛されている施設であります。さらに夜間動物園など新しいコンテンツも盛りだくさんであり、外国人客も多く、観光施設としてにぎわいを見せております。知事、今厳しく申し上げましたけど、県民に広く愛されている施設なんですよ。県が運営の一翼を担う時代から、まずは市側の要望にもあるように支援拡充を検討して、市と共に一緒に前に進んでいただけませんか。知事の見解をお伺いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄こどもの国が県民にとってもそれから来場者にとっても、本当に心が豊かになれる施設であるということは言うまでもありません。その豊かな心を育んでいく施設・場所として、今後とも協力してやっていきたいと思います。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　ありがとうございます。

次、沖縄アリーナの件でございます。

沖縄アリーナで開催したＦＩＢＡバスケットボールワールドカップの予選ラウンドの誘致は、この沖縄アリーナ構想がまだ図面段階だった頃からスタートしたのであります。これは、桑江前市長をはじめ沖縄市側が本当に懸命に粘り強く誘致活動を展開してきた、そういった背景を知事は御存じだったでしょうか。予算確保に対して国まで行って交渉して、県側の予算の確保まで尽力してきた沖縄市側に対して、何か一言あっ

てもいいと思います。最後まで開催地負担金で、県の動きが鈍かった。これは事実であります。開催地支援協議会の負担金について、最終的にこれを決断するのは政治決断であります。知事であります。積極的に決断しなかった事実があるのではないかと私は見ております。知事のリーダーシップを発揮して誘致できた世界大会ではなかったはずであります。みんなの協力があって、最後に県が一生懸命頑張っていただいたという経緯はあります。だから、知事の発言の部分で私は一言足りないと思っているんです。知事が主導してというよりも、しっかりと沖縄市側に誰が頑張ったのかということを言った上で、知事がそういうふうに言うのは分かるんですけど、沖縄県が単独で主導して成功に導いたような言い方というのは不適切だと私は感じております。概して知事のこの発言についてでありますが、やってもいないのにやってきたような言い方というのは、ぜひ控えていただきたいなと思っております。本当に私が思うのは、こういう街頭演説の場合でも知事の発言は大きいわけであります。この街頭演説を聞きに来ている聴衆の皆さんが何も知らないだろうということで、そういう切取りだけの演説をして誤解を招くような発言は厳に控えてほしいと思っております。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　誤解を与えている表現であるかどうかは受け取る方によっても違うと思いますけれども、少し私がそのときに挨拶をした言文を書き起こしておりますので、ちょっと紹介したいと思います。

　バスケットボールワールドカップ、すばらしい大会でした。アリーナに世界から集まってきて、子どもたち大人も感動した大会でした。実は、そのワールドカップも沖縄県はそのための戦略的なチームをつくって、県庁の地下１階に、前の食堂の跡に専用のコーナーをつくって、そこに職員をはめて、予算をつけて、ワールドカップの成功を後押しさせていただきました。トム・ホーバス監督からも三屋監督からも、本当にありがとうとうれしい感謝の言葉を頂きました、という表現であります。私は、それには後押しをさせていただいたということですので、県も一緒に頑張りましたよということを伝えたかったということです。ですから、私が話した内容が誤解を招くとすれば、それは反省すべき点はあるかもしれませんが、必要最小限度で県が取り組んだことを皆さんにお伝えをし、沖縄市と沖縄県も一緒に頑張った成果ですよということを、みんなで協同すれば感動が生まれるということをお話ししたかったということであります。（発言する者あり）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。一般質問中でございます。

　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　では、質問事項を変えます。

　次は、２の防犯対策事業について。

　ぜひ頑張っていただきたいと思います。今、社会面を連日のようににぎわせているのは特殊詐欺、そういったものでありますので、警察本部の取組をしっかりと後押ししていきたいというふうに思っております。

　教育行政についてであります。

　通級指導教室について、これは私が市議時代より発達障害児への療育・教育支援の充実について一貫して訴えさせていただいたところであります。対象児童数も増加傾向だと伺いました。そこで私に寄せられた声もありますので、その一例を紹介したいと思います。

　現在通学している小学校では通級指導教室がなく、通級判定が決定した児童生徒の保護者の皆さんから、学校区を越えて転校してまで通級指導教室がある学校へ通学したほうがよいかという御相談、切実なお声がありました。通級による指導のための基礎定数は、児童生徒13人に対して教員１人の配置が定められており、現状配置されていない学校数がどれぐらいあるのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

　　午前11時45分休憩

　　午前11時46分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

　今、自校に通級指導教室が設置されていない学校でありますけれども、小学校は令和６年５月１日現在で11校、中学校が１校となっております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　この配置については、県教育委員会の権限であります。未配置の理由について、何が課題となっているのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

　担当教員が配置されていない要因でありますけれども、まず公立小中学校の教員の確保が厳しい中にあって、県教育委員会においては通常学級や特別支援学級の担任不在を防ぐために、学級担任の配置を優先して行っていること、また、特別な支援を要する児童生徒の急激な増加により、特別支援教育の専門性を有する教員の配置が追いつかない状況が一部生じていること

が主な要因となっております。
　そのため教育委員会としましては、教員選考試験の制度改革や県内外における各種セミナー及び大学生のリクルート活動等に努めるとともに、特別支援教育に係る研修体制の充実に取り組んでいるところでございます。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　では一方、設置はできていないですけど、対象児童がいる学校では巡回・通いという方法があると伺いました。自校通級であるというのであればまだいいのですが、他校通級している対象児童者数というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。お伺いいたします。
○中川京貴 議長　教育長。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午前11時47分休憩
　午前11時48分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○半嶺　満 教育長　令和６年度に実施した調査によりますと、言語障害を対象とした通級による指導において他校通級を実施している学校は、小学校４校、中学校はございません。また、発達障害を対象とした通級による指導において他校通級を実施している学校は、小学校25校、中学校はございません。このような状況です。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　ということは、本県でも他校通級をしている学校があるということであります。自校通級ができればよいが、他校通級となると保護者の負担が大きくなるという想定がございます。実際にそういうお声も寄せられております。負担軽減ができるような支援策はあるのかお伺いいたします。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　県教育委員会においては、市町村教育委員会を訪問し、通級による指導等、現状把握に努めているとともに、他校通級や巡回指導による支援方法、また特別支援学級、担任等の空き時間を活用した通級による指導の実施等、県内における好事例を市町村教育委員会に対して周知しているところであります。また、特別支援教育の充実に向け、教職員の専門性の向上と人材育成を目的に、研修会や特別支援学校教諭免許状の認定講習を実施しているところでございます。引き続き、通級による指導の充実を図ってまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　他校通級はぜひ御配慮をお願いいたします。
　さらに課題はあるかと思います。その課題というのが、いわゆる巡回・通いといった運用の面でもフォローできない離島、僻地の少人数の生徒さんしかいないとか、周辺に通える学校がないとか、そういう場合の対応というのはどのように考えているのでしょうか。お伺いいたします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　午前11時50分休憩
　午前11時51分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　教育長。
○半嶺　満 教育長　そういうなかなか厳しい離島等につきましては、やはりその地域の実情に応じた配置が必要だというふうに考えておりまして、その実情に応じた配置の措置につきましては、今現在全国都道府県教育長協議会を通して国に要望しているところでありますので、その必要な定数の確保に向けて取り組んでまいりたいと思います。
○中川京貴 議長　高橋　真議員。
○高橋　真 議員　子どもたちの成長というのは待ってくれないわけであります。例えば、令和８年度を待たずに県独自の支援策を講じていくというのも検討できるのではないかと考えております。何で今回あえて小中学校と県の教育委員会の関わりについてお尋ねをしているかと申し上げますと、早い段階からの療育や教育の支援、トレーニングは、認知・コミュニケーション機能の基礎的な力を高めていくことができるので、やはり入り口段階の小中学校時代の取組が重要だろうということで、それを重要視しているわけであります。それを県教育委員会として後押ししていくことが大切だろうというふうに私は考えております。教育長、令和７年の知事提案説明要旨にもインクルーシブ教育を推進しますというふうにうたっておりました。頑張っていただきたいわけでありますが、ぜひこの取組について後押しをして、支援の拡充も含めて支援策を講じていただけないか、再度見解をお伺いいたします。
○中川京貴 議長　教育長。
○半嶺　満 教育長　議員御指摘のとおり、やはり児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保は重要であるというふうに考えております。先ほど申し上げました教員の定数の確保に向けては、今現在国においても13人につき１人ということで、10年かけて定数の改善に取り組んでいるところでありますので、そういった定数改善の国の状況も踏まえなが

ら県としても担当教員の配置に努めていきたいというふうに考えておりますし、また先ほど申し上げました教員不足によってなかなか配置ができないという状況もありますので、教員の確保にもしっかり努めていきたいと考えております。また、専門性の向上にもしっかり研修等を通して努めていきたいというふうに考えております。しっかり今議員の御指摘のあったとおり、必要な担当教員の配置に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○高橋　真 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

高橋　真議員。

○高橋　真 議員　（パネルを掲示）　続いて、令和７年１月24日、沖縄市内での局地的大雨による県道85号線の道路冠水の件でございます。

今写真でも例示させていただきました県道85号線、沖縄市松本周辺。これは当日の16時頃ですね。沖縄市消防本部から提供いただいた美原４丁目前、松本郵便局近くの状況であります。こちら御覧になっていただいているとおり、車両が半分以上水没している状況でありまして、辺り一面、湖のような状況でありました。これは以前から大雨時の道路冠水箇所として指摘されていた場所であります。このように当時は大変な状況の中でありましたが、沖縄市の担当課、また沖縄県の担当課も対応に奔走しているさなか、県のほうと連絡を取ったら、被害発生時に県と連絡が取れないというような状況、行き違いがあったかのようにお伺いしております。それは事実でしょうか、お伺いいたします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　１月24日の大雨については、各地で道路冠水が発生したという状況がございました。対応する県の土木事務所におきましては、冠水情報の早かった他の路線の対応などに出ていたような状況もあったように聞いております。しかしながら、こういった場合においては、情報を早急に共有できるように対応していくことが重要であると考えております。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

○高橋　真 議員　もちろん、全部が全部対応しなかったということではないと思います。様々な情報が行き交う中で県の対応に少し不手際があったのではないかということが耳に入ってきたものですから、その辺はしっかりと注意をしていただきたいと思います。ほかの職員は現場を飛び回っていたようにも聞いておりますので、しっかりと対応を講じていただきたい。そういうふうに思います。

休憩お願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○高橋　真 議員　（パネルを掲示）　これは、沖縄市の上下水道部下水道課から提出いただいた資料であります。今回、道路冠水が発生した要因について、主に１時間当たり最大87ミリの降雨に対応した、いわゆる設備、道路冠水の被害が最も大きかった松本地区の――これ概要に載っています。概要に。草木を除去した結果、即効で冠水などが解消したとあります。つまり、管の排水能力によるオーバーフローというふうにも考えられましたが、集水口付近の詰まりが要因だったというふうに見てとれます。そこで、このときの降雨量公式データではどのぐらい降ったのか教えてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　１月24日の沖縄市における24時間雨量は、沖縄市胡屋で42ミリ、沖縄市美里で56ミリとなっております。なお、１時間雨量の最大では、沖縄市美里の16時で34.5ミリとなっております。

以上です。

○高橋　真 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

高橋　真議員。

○高橋　真 議員　（パネルを掲示）　これは県の下水道課からいただいた資料であります。この地形を見ると、沖縄市が観測したポイントというのは参考にならなくて、これは最も近いうるま市の前原第３ポンプ場の降雨集計表でありまして、注目していただきたいのは、15時台に88ミリ局地的に降ったという事実があるということであります。高所となっているうるま市側からの流入と併せて広域の観点で県道の冠水対策をしないといけない場所であります。そこで、県の対策

についての見解をお伺いいたします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　現在、当該地域の汚水排出管路を管理いたします両市において、原因調査及び対応の検討を進めていると聞いております。
県としましても道路管理者といたしまして、両市と連携して可能な対応については検討してまいりたいと考えております。
○高橋　真 議員　休憩お願いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午前11時59分休憩
午後０時０分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
高橋　真議員。
○高橋　真 議員　（パネルを掲示）　このように車が大分水没しております。このような県道の冠水状況でありますので、うるま市、沖縄市側でしっかり協議をしていただきたいわけでありますが、沖縄県として仲介に入ってくれとお願いをされたときに、断ったそうでありますね。そういうことがないようにしてほしいわけであります。しっかりと両者の仲介に入っていただいて、例えば大雨による冠水被害が出た場所は今後パトロール強化ポイントに指定するとか、県道管理のシステム上、対策を講じていくとか、またこのようにうるま市と沖縄市だけではありません。市境にあるところ、市町村境にある事例は広域でしっかりと県が仲介して対応していくという、また次年度に向けた対応策について、もし見解があれば教えてください。よろしくお願いいたします。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　このような大雨時の冠水につきましては、様々要因があるわけでございますが、当然ながら関係市との連携、それからまた地元自治会との連携、それから冠水が頻発する箇所のパトロール強化など総合的な対策を講じてまいりたいと考えております。
○高橋　真 議員　ありがとうございました。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後０時１分休憩
午後１時21分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
午前に引き続き、質問及び質疑を行います。
松下美智子議員。
〔松下美智子　議員登壇〕
○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後１時21分休憩
午後１時22分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
○松下　美智子 議員　ハイタイ　グスーヨーチューウガナビラ。
公明党の松下美智子です。
一般質問の前に一言申し上げます。
今月９日に、浦添市長選挙・浦添市議会議員選挙が行われ、皆様既に御承知のとおり、松本哲治市長が４期目の当選をされました。また、公明党も４名が市議選で完勝させていただきました。その中で、私の後継として初挑戦された豊元ふきさんも、多くの皆様の真心の御支持、御支援をいただき当選を果たさせていただきました。浦添市で公明党初の女性市議として19年間、市民の皆様に支え守っていただいた大切な議席を継承することができ、心より安堵しております。さらに今回、現職・新人合わせて８名の女性が立候補され全員が当選されました。女性議員に対する期待の大きさを物語る結果に身の引き締まる思いです。女性が輝く時代を共に開いていく決意です。
それでは、通告表に従いまして一般質問を行います。
１、沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について。
現在、まだ県内では那覇市と浦添市のみの導入であり、導入されていない自治体に住んでおられる当事者の方から、大きな手術を控えているため早期導入を望む切実なお声も届いております。その中で今回の県としての制度導入までの取組に対しまして、玉城知事はじめ担当職員の皆様、先輩議員の皆様に感謝いたします。
そこで、以下質問いたします。
(1)、制度の概要について。
(2)、昨年12月27日から今年１月27日まで実施されたパブリックコメントの内容について。
取りまとめた後にホームページに掲載とありますが、大まかにどのような意見が寄せられたのかお聞かせください。
(3)、現在、那覇市と浦添市は既に導入されていますが、各市町村との連携について。
(4)、今後の周知の取組について。
(5)、啓発イベントの取組について。
それぞれお答えください。
２、若年シングルマザーの自立支援について。
(1)、現在の自立支援の取組について。
(2)、若年に対しての取組について。
(3)、運転免許取得費用の給付支援について。

(4)、若年を中心としたシングルマザーの自立支援の拠点を設置することについて見解をお伺いします。

３、学校給食について。

(1)、給食の内容が低下しているとの声が届いていますが、見解をお伺いします。

(2)、離島の学校給食のメニューからパンがなくなったと聞いていますが、見解をお伺いします。

４、土木建築行政について。

(1)、浦添市施設型共同墓地の昨年の土砂崩れの安全対策について、浦添市と県との話合いはどのようになりましたか。結果をお伺いします。

(2)、県道241号線から市道に入った浦添市前田４丁目17番地周辺の大雨の際の床上浸水被害の改善について、県としての取組をお伺いします。

(3)、県道81号宜野湾北中城線、北中城村役場前の渡口向け交差点に右折帯を設置する取組について。

信号機の右折矢印は設置されていますが、直進と右折が同一車線のため右折帯の設置を望む住民からのお声です。御答弁をお願いいたします。

(4)、県営住宅に関する県民の方からの改善要望について。

ア、県営牧港団地に長年放置されている車両撤去の取組について。

イ、浦添市街地住宅の入り口のコンクリート割れの改修について。

ウ、三重城市街地住宅の正面右側にバリアフリースロープが設置されていますが、そこに行く前に段差があり、１人では車椅子で上がれません。この件は糸数県議からも要望されていますが、改善についてお伺いします。

(5)、小湾川（仲西地域・宮城地域）、安謝川のしゅんせつ工事の取組についてお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

残りは答弁を伺い再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　松下美智子議員の御質問にお答えいたします。

沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入についての御質問の中の(1)、制度の概要についてお答えいたします。

沖縄県ではパートナーシップ制度の導入に向け、有識者等で構成する検討委員会を開催し、制度の要件や利用可能となる行政サービスについて意見聴取を行いました。制度の対象者については、性的マイノリティー当事者だけでなく、事実婚のカップルも含めることや子や親など近親者も家族として届け出ることができる、いわゆるファミリーシップ制度も含めて検討を進めております。また、令和６年12月にはパブリックコメントを実施したところであり、これらの意見も踏まえて年度内に制度を開始したいと考えております。

沖縄県としましては、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入についての(2)、(3)及び(4)、パブリックコメントの内容や市町村との連携についてお答えいたします。１の(2)から１の(4)までは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、令和６年12月にパブリックコメントを実施し、10名から20件の御意見を頂きました。御意見の多くは制度の導入に賛同する内容であり、そのほか要望や手続に関するお問合せも寄せられました。パブリックコメントの結果については、３月上旬の公表を予定しております。また、市町村との連携としては、県が発行する証明書の提示などで利用可能となる市町村の行政サービスについて調整を行っております。既にパートナーシップ制度を導入している那覇市、浦添市が発行する証明書と県が発行する証明書を相互利用するための協定書の締結に向け協議を行っているところです。

県としましては、年度内の制度導入に向け市町村に対し事前に周知を行うとともに、県のホームページやＳＮＳを活用し県民への広報啓発を行うなど、制度が円滑に実施されるよう取り組んでまいります。

続きまして同じく１の(5)、啓発イベントについてお答えいたします。

県では、令和６年度中のパートナーシップ制度の導入に向けた機運醸成を図るため、令和７年１月にＬＧＢＴＱ学びフェスを開催しました。また、３月下旬には、沖縄県男女共同参画センターてぃるるにおいて、指定管理者の自主事業の中で、多様性のある社会の在り方を大切な家族や仲間との絆を通して問いかけるドキュメンタリー映画の上映とトークセッションを企画

しております。

県としましては、これらの啓発イベントを通じて、性の多様性に対する県民の理解増進を図ってまいります。

続きまして２、若年シングルマザーの自立支援についての(1)及び(2)、シングルマザーへの取組についてお答えいたします。２の(1)と２の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

ひとり親家庭は、子育てと生計維持という２つの役割を１人で担っていることから、安定した仕事に就くことが難しく、収入が少ないなど様々な課題を抱えております。県では、ひとり親世帯等の自立を支援するため、民間アパートを活用した就労や生活、子育ての総合支援や家事援助のためのヘルパー派遣及び好条件の転職等に役立つ資格取得支援、若年妊産婦等に対する居場所の設置等に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き、ひとり親世帯等の生活の安定及び自立支援に向けて取り組んでまいります。

続きまして同じく２の(3)、運転免許取得費用の給付支援についてお答えいたします。

運転免許の取得により、就労意欲や生活の質の向上など自立に向けた効果が期待できることから、県においては、ひとり親家庭等を対象に母子父子寡婦福祉資金を活用し、運転免許など就職等に必要な知識技能の習得に係る費用について、無利子または低利での貸付けを実施しております。さらなる運転免許取得費用の支援につきましては、引き続き関係機関等との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

同じく２の(4)、若年シングルマザーの自立支援拠点の設置についてお答えいたします。

県では、ひとり親家庭が地域の中で自立した生活を営むことができるよう、民間アパートを活用した生活支援を中心に、就労、子育て、子どもへの学習支援等の総合的な支援を行うゆいはぁと事業を実施しております。若年を中心としたシングルマザーの自立支援拠点の設置につきましては、今後、関係機関との意見交換や情報収集を行ってまいりたいと考えております。

県としましては、ひとり親世帯に対し、引き続き総合的かつきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　３、学校給食についての中の(1)、学校給食の内容についてお答えいたします。

令和５年度に実施した学校給食実態調査によれば、栄養バランス・献立内容・量・品数について、満足、やや満足と回答した割合が約８割となっており、近年の物価高騰の中で各市町村においては、工夫を凝らしながら学校給食の充実に取り組んでいると聞いております。学校給食の献立作成や食品選定については、各自治体等において献立作成委員会を設ける等により、栄養教諭等、保護者その他関係者の意見を尊重することとなっており、バランスの取れた学校給食の提供に取り組んでいるものと認識しております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村と連携しながら、学校給食の充実に取り組んでまいります。

同じく(2)、離島における学校給食についてお答えいたします。

宮古及び八重山地区においては、学校給食用パンの製造会社の撤退や廃業により、一部の地域を除き学校給食にパンの提供ができない状況となっており、その対応として、冷凍パンや冷凍ナンを利用するなどの工夫を行っていると聞いております。

県教育委員会としましては、引き続き学校給食会や市町村等と情報交換を行い、状況把握に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　４、土木建築行政についての(1)、浦添墓地公園の安全対策における県の取組についてお答えいたします。

浦添大公園に隣接する浦添墓地公園において、一部のり面で土砂崩れが発生している箇所があることは認識しております。現在、浦添市において実施設計の発注手続を行っており、令和７年度に対策工事の実施を予定しているとのことであります。当該箇所の安全対策については、引き続き浦添市と連携の上、早期の安全確保に向けて取り組んでまいります。

次に同じく４の(2)、浦添市前田における大雨時の浸水被害に対する県の取組についてお答えいたします。

当該地域においては、大雨時に周辺地域、県道241号宜野湾南風原線及び浦添市道からの雨水が流入する状況であると認識しております。県では、県道上の雨水に対して排水構造物の改修等を検討するとともに、浸水対策を行う浦添市へ技術的助言等を行ってまいります。引き続き浦添市と連携し、浸水被害の軽減に向けて取り組んでまいります。

次に同じく４の(3)、県道宜野湾北中城線の整備状況等についてお答えいたします。

県道宜野湾北中城線の北中城村役場前交差点は、上

下線に右折帯を設置する計画でありますが、喜舎場住宅地区が現時点で返還されていないため、工事に着手することができない状況にあります。

県としては、令和６年９月に沖縄防衛局及び米軍等へ要請を行ったところであり、引き続き協議の進展と早期返還が図られるよう取り組んでまいります。

次に同じく４の(4)のア、牧港川の放置車両撤去の取組についてお答えいたします。

県営牧港団地に隣接する牧港川の管理用通路において、放置車両２台を確認しております。当該車両は河川法に違反することから、令和５年10月に警告文を貼り付けるとともに所有者の特定作業を進めており、今後撤去に向けて関係機関と調整していきたいと考えております。また、放置車両付近に廃棄されたごみ等については、回収に向け検討してまいります。

県としては、引き続き河川管理施設等の適正な管理に努めてまいります。

次に同じく４の(4)のイ、浦添市街地住宅の入り口床面におけるタイル剝離の改修についてお答えいたします。

老朽化した県営住宅の修繕については、指定管理者において適宜状況調査を行い、緊急性の度合いにより対応を行っております。浦添市街地住宅の入り口床面におけるタイル剝離については、修繕に向けて団地自治会と調整を進め、安全確保に努めてまいります。

次に同じく４の(4)のウ、三重城市街地住宅のバリアフリースロープの前にある段差の改善についてお答えいたします。

三重城市街地住宅のバリアフリースロープに至る通路については、一部段差のある構造となっております。当該箇所については、今年度中に段差解消の工事を行い改善を図ってまいります。

次に同じく４の(5)、小湾川、安謝川のしゅんせつ工事の取組についてお答えいたします。

県管理河川において河積が阻害されている箇所については、危険性及び緊急性の高い箇所から順次しゅんせつや除草等を行っているところであります。小湾川については、雑草木の繁茂等が見られる箇所において除草等を行っており、今後、緊急浚渫推進事業債を活用したしゅんせつ工事を検討していきたいと考えております。また、安謝川については、令和６年度から那覇市石嶺地区のしゅんせつ工事に着手しており、令和７年度以降、下流側へ向け取り組んでいきたいと考えております。引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　一通り御答弁をいただきありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。

まず１の沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入についてです。真鳥部長に少し細かく質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

冒頭でも述べましたが、導入に向けては県内、他の自治体でも取り組んでいただいているとは思いますが、現時点では2016年に那覇市が、2021年に浦添市が導入しております。この時点では市町村カバー率は4.9%、人口カバー率は29.5%でした。今年度県が導入するということで、市町村カバー率も人口カバー率も100%となると理解をしております。

そこで確認です。

県で制度が導入されれば、県民として対面や郵送でサービスを受けられるとの理解でよろしいでしょうか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　おっしゃるとおりでございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　導入は令和６年度中と承知しております。

では受理証明書の申請の施行については、いつから始まりますか。お伺いします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

制度の導入につきましては３月下旬を公表予定としておりまして、届出の手続につきましても３月下旬の公表と併せて受付を開始する予定にしてございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　ありがとうございます。

それでは対面手続の場合ですけれども、どこが担当されてどのような手順で行われますか。お伺いします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

制度の手続に関する担当部署は、こども未来部の女性力・ダイバーシティ推進課になります。

届出に必要な書類の提出方法ですけれども、郵送と対面での申請が可能となっていまして、郵送の場合はオンライン上で本人確認をするというような手続になります。また、対面の場合は事前予約をいただいて専用スペースを確保した上で、その場所で本人確認と届

出の内容確認を行う予定にしております。
○中川京貴 議長　松下美智子議員。
○松下　美智子 議員　それでは受理証明書によって受けられるサービスについてお伺いします。
　既にアップされています沖縄県パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱（仮称）の骨子案の中にはまだ記されておりません。先ほど御答弁があったとおり制度導入のときに公表するということでした。それで、先に導入されている那覇市、浦添市のサービスを網羅する形で決めていただけるということでよろしいでしょうか。
○中川京貴 議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂 こども未来部長　現在、市町村と県が発行する証明書を提示することで利用できる行政サービスについて調整をしているところでございます。那覇市、浦添市については協定を結びますので、那覇市、浦添市に関しては相互利用が可能ということになります。現在、県の利用できる行政サービスにつきましては複数予定をしておりまして、３月下旬の制度開始に併せて公表する予定ということでございます。
○中川京貴 議長　松下美智子議員。
○松下　美智子 議員　どうぞよろしくお願いいたします。
　そこで一つ提案があります。このパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入の際なんですけれども、周知の一環としてこの受理証明書の発行第１号のパートナーの方々には証明書の授与――もちろん御本人たちの承諾が得られればですけれども、セレモニー的にお祝いをしてはどうかというふうに思っております。私たちにとっては当たり前の行政サービスを長い間受けられずにいた方々にお祝いの気持ちを込めて、また同じ当事者の方々に広く周知できると思います。部長、御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。
○中川京貴 議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂 こども未来部長　御提案どうもありがとうございます。
　そういった広報啓発も含めて、どういった形でできるかどうか検討してまいりたいと思います。
○中川京貴 議長　松下美智子議員。
○松下　美智子 議員　待ち望んでおられる方がいらっしゃいますので、どうぞ御検討をよろしくお願いいたします。
　最後、１の(5)の啓発イベントについて、私が議会の一般質問の中で取り上げさせていただいた沖縄カミングアウト物語が、てぃるるまつり2025の中で上映していただけるということで、また監督もお招きしてトークセッションも開いていただけるということで、年度内に実施していただけること大変感謝をしております。日程調整ができればぜひ上映会に参加し、鑑賞していただければと思います。よろしくお願いいたします。議員の皆様も、もしよろしければ上映会に参加をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。
　それでは２番の若年シングルマザーの自立支援についてですけれども、部長のほうで(1)と(2)は関連するのでということで御答弁をいただいたんですけれども、もちろん関連しますし、ひとり親の中に若年のシングルマザーも含まれていますので関連はしているんですけれども、特に沖縄の事情ということで今回はこの若年のシングルマザーの皆様に対しての取組に特化してお聞きしております。
　この(3)番の運転免許取得費用の給付支援を私は今回要望させていただいているのですが、今現在、県では貸付け――無利子・低利子の貸付けの制度で行っていただいているのですが、この実績について御答弁をいただきたいと思います。
○中川京貴 議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。
　ひとり親に対する運転免許取得費用の貸付けでございますが、過去10年間の実績といたしまして４件の貸付決定を行っております。
○中川京貴 議長　松下美智子議員。
○松下　美智子 議員　この４件で利用された市町村についてお伺いします。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後１時49分休憩
　　午後１時49分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　こども未来部長。
○真鳥裕茂 こども未来部長　貸付けの４件につきましては、全て石垣市となっております。
○中川京貴 議長　松下美智子議員。
○松下　美智子 議員　これを伺って私大変驚いているんですけれども、10年間で４件しか申請がなくてそれが全て石垣市だったということで、石垣市が力を入れられたのか、離島ならではの事情があったのか、ちょっとこれは精査していただきたいと思うんですが、結局10年間で本島でこの制度を利用した人は皆無という結果になっているということなんですね。ぜひ、この理由について担当部としても精査をしていただいて、使いでが悪いのであれば改善をしていただい

て、特に若年でシングルマザーになった人は年齢的に運転免許を取得する暇がない。ですから、この若年シングルマザーの方に特化した形で年数件からでもいいですので、給付型でこの制度を創設していただくことはできないか、再度お伺いします。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

貸付けが少ない理由としまして、我々が行っているのは貸付事業という形で、給付ではないことが理由の一つかなと思っています。もう一つは、今広報についてはホームページ、それからチラシの配布、あとは高等学校との連携で三者面談とかで配らせていただいて様々な広報をやっているんですけれども、やはり必要な情報が支援を必要としている人に届いていない可能性があるということで考えていますので、効果ある広報の在り方について検討してまいりたいと思っております。今御提案のございました県での給付事業の実施につきましてですけれども、現在おきなわ子ども未来ネットワークのほうで給付型の取得事業に取り組んでいるということで伺っております。この山内代表の話をお聞きしたことがあるのですが、やはりこういった給付事業については市町村のほうでぜひ実施してもらいたいというような御意見がございました。といいますのは、やはり住民に一番近い窓口である市町村が実施主体となることで、要保護世帯などを把握する契機にもつながって、その情報を要対協を通じて関係機関が共有し連携することで、世帯の状況に応じたきめ細やかな支援につなげることが期待できるというお話等もありますので、引き続き市町村との意見交換等も含めて検討してまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　今くしくも部長のほうからお話を出していただきました、このおきなわ子ども未来ネットワークの山内優子先生が主催されている若年シングルマザーの自立支援についての講演会、私もこの２月にコンベンションセンターで行われたものに参加させていただきました。そこでこちらの法人のほうでなさっている運転免許の給付支援事業をお伺いする機会に恵まれました。実際に希望する人は67名いたけれども、その中で６名の方を抽出してその６名が運転免許を取得されたということで、本当にこのシングルマザーの自立の第一歩は運転免許の取得から始まるということを強くおっしゃっていたんですね。そこからお仕事が見つかり、また通うことで――いろんな理由があって若年でシングルマザーになった方々というのは褒められた経験があまりない中で大きくなってこられているので、この一つのことが達成できたということで可能性がすごく大きく開かれるということと、若年から子育てをされているので、この方々の得意分野は育児ということで保育士の支援員としてお仕事をされて、その中から免許も取られて保育士の資格まで取るというところまで行かれている方がいらっしゃるということで、そのどんどん希望を持って進んでいく姿を見て職員の方々も物すごく幸せな思い、支援のしがいがあるということの報告がございました。それでぜひ――今、一番いいのは市町村なんですけれども、モデル的に県でもどれぐらいそういう方々がいらっしゃるのか知る意味でも、第一歩を県で私はしていただければなと思ったのと、まずは石垣が10年間で４件も貸付けであっても取得されたというのも少し精査をしていただいて、どんな支援ができるかぜひ御検討いただければというふうに思っております。この講演会の中で、韓国が若年シングルマザーの支援に大変力を入れられているということで、韓国の愛蘭院の視察報告も頂戴をしました。

それでここの(4)番のところで、県でも自立支援に向けて拠点の設置ができないかということを問うています。住まいと様々な支援なんですけれども、職員の方と一緒に暮らして生活の面から育児の面、また保育の面、そして就労、この車の免許の取得とか総合的に支援できる施設に対して沖縄県がこれで成功すれば、本当に子どもの貧困の問題から波及して――そうでない方もいらっしゃいますけれども、若年シングルマザーが多い現実があります。その最たるものとして「遠いところ」という映画の上映があったわけです。沖縄でこれがいい方向に行けば、山内優子先生が貧困問題は負の連鎖というふうによく言われているけれども、この自立していく子どもたちを見ると幸福の連鎖が起きてくるんだなということを私も講演会に出て実感をいたしました。大切な事業だと思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

それでは、３番の学校給食について伺います。

今、教育長のほうから力を入れているというお話はあったんですけれども、過日の平良識子県議の代表質問の中でも明確に国の基準の13項目のうち小学校で４項目、中学校では８項目で下回っているという結果、また摂取栄養量も沖縄の小学校は82％、中学校は78％という現実が新聞でも報道されました。大変心を痛めております。明確にこういうことで低下しているというお声が多く届いているんだと思うんですけれども、食材の物価高騰もその原因になっているのでしょうか。お伺いします。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　給食につきましては、県において学校給食実態調査を行いました。その自由意見を見てみますと、栄養バランスが取れていると思うという肯定的な意見もありましたが、やはり量が少ないなどというふうな意見もございまして、課題の点があるというふうに考えているところでございます。やはり背景にはこの物価高騰等の状況もあろうかと思います。そういう中で、市町村においては工夫を凝らして質の向上に取り組んでいるというようなことを聞いているところでございます。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　学校給食の無償化も大変すばらしい取組だとは思うんですけれども、内容もしっかり伴ったものでやっていただくということが大事かなと思います。小中学校時代の食育というのは、将来の子どもたちの体づくりのためには大変大切なことですので、ぜひ県としてもよく見ていただいて改善に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、最後４番の土木建築行政についてです。

(1)については市と連携して、また市に事業債の紹介もしていただいて市で取り組むということで話合いがついたというふうに伺っております。御助言ありがとうございました。

それでは(2)の浦添市前田４丁目17番地の大雨の件なんですけれども、この一番大きな被害を受けていらっしゃるのは――県道241号線を挟んで市道が坂道になってちょうどこの４丁目17番地に突き当たるような形の形状になっているんですね。それで、ここの突き当たるところにある事業所というのは、学校給食に御飯やパンを提供する、それを製造されている事業所なんです。その機械というのは2000万円ぐらいする機械で、大雨のたびにもう何度か床下・床上浸水被害に遭われているらしく、去年の台風のときにはもうあわやというところまで床上浸水で、機械が助かるぎりぎりのところで止まってくれたそうなんですけれども、これはほっておいて本当に被害が大きくなれば学校給食にも大きな影響を与えてしまいますので、早急な改善が必要だというふうに思っております。市にも要請をして浦添市議会のほうでも今回一般質問で取り上げておりますので、できましたら同じ時期に――もちろん市道ですから市が工事はするんですけれども、その際に県等も雨水がもっとしっかり落ちるような側溝の改良とかを一緒にやっていただきたいなということを要望したいのですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　浸水対策につきましては、原因となっているその地域の道路管理者、それから市道の管理者などと連携して取り組み、より効果的な対策を講じることが重要であると考えておりますので、引き続き情報交換、技術的支援など含めて連携して取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　どうぞよろしくお願いいたします。

それでは(3)の北中城村役場前の交差点の右折帯の設置についてなんですけれども、今御答弁で喜舎場住宅地区の返還が遅れていると。本来はきちんと右折帯が敷設される道路で設計をされているので、前もって信号機だけ右折矢印がついているんですね。右折矢印がつくとやっぱり人の心理としてはその矢印が出ている間に右折したいというものがありますから、ただ直進と一緒の車線では直進車がいればずっと待たないといけないという現状があります。なかなかこれ見通しがつかない、相手のあることですので、何とか今ある道路の中で工夫をしていただいて、右折帯が敷設できないかどうか御検討いただけませんでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時１分休憩

午後２時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当該箇所につきましては、早期の返還を待って本格的な対策をすることが重要でございますが、議員御指摘のとおり、現状その返還前にどういった対策ができるかというところは現地をちょっと確認してみますが、幅員等の関係でそういった対策が取れるかどうかというところは、ちょっと検討したいと思います。

○中川京貴 議長　松下美智子議員。

○松下　美智子 議員　早期の返還が希望というのはよく分かるんですが、なかなか現実は厳しいというのも各地域を見ていて御実感されていることだと思うんですね。ちょっと総合的に右折帯ができないかどうかの御検討も含めてよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、アの県営牧港団地に放置されている車両の撤去についてですけれども――そうですね、ちょっと時間がありませんので。あとはもう御答弁いただいたもので三重城市街地住宅に関しては今年度中とおっしゃったので来月までにはということで、早急の取組に感謝したいと思います。

最後に、前川土木建築部長、松永商工労働部長、前門農林水産部長、この３月で役職定年されると新聞で拝見をいたしました。私はまだ議会が短いですので、この議場で相対して御答弁をいただいたり、御答弁を聞かせていただいたりしかしておりませんので、親しくお話しする機会もありませんでしたし、笑顔を見させていただくこともありませんでした。大変残念に思っておりますが、これまでお疲れさまでした。これからも御健勝にお過ごしになりますようにお祈りいたします。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

〔上原　章　議員登壇〕

○上原　　章 議員　ちょっと休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時４分休憩

午後２時４分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○上原　　章 議員　皆さん、こんにちは。

公明党会派の上原章でございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに１、物価高騰対策についてお尋ねします。

(1)、国は令和６年11月、重点支援地方交付金について１兆円余りの追加予算を決定いたしました。県に配分された総額及び低所得世帯への給付金支援を検討できないか伺います。

(2)、電気・ＬＰガス価格高騰対策事業の内容と今後の取組を伺います。

(3)、物価高騰などで県内医療機関の経営が悪化しているとして、県医師会から支援の要請があるが対策を伺います。

(4)、エネルギー・食品等の影響を受けている保育所等への支援はどうなっているのか伺います。

２、地方版政労使会議の開催についてお尋ねします。

先月１月21日に、県商工会議所連合会や県経営者協会、連合沖縄、県社会保険労務士会など計21団体の皆様が出席して開催されております。この地方版政労使会議についてお尋ねします。

(1)、内容と課題を伺います。

(2)、行政に対する要望と対策を伺います。

３、子育て支援についてお尋ねします。

(1)、こども誰でも通園制度の実施について取組を伺います。

(2)、沖縄県里親支援センターの開所について目的と取組を伺います。

４、医療行政についてお尋ねします。

(2)、小規模離島のオンライン診療の実施について県の取組を伺います。

５、飲酒運転根絶について伺います。

(1)、2009年９月に沖縄県飲酒運転根絶条例が公布されて15年、取組と効果を伺います。

(2)、飲酒運転全国ワースト１位を抜け出せない原因、課題、対策を伺います。

(3)、新しい取組が必要と考えるが見解を伺います。

６、沖縄バス系統番号77番（名護東線）減便及びルート変更について、県の見解と対策を伺います。

７、糸満市字兼城における県が設置した転落防止フェンス倒壊の復旧工事について取組を伺います。

８、県職員（県立病院等含む）の離島等への転勤に伴う宿舎・住宅の確保及び家賃支援について伺います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　上原章議員の御質問にお答えいたします。

地方版政労使会議の開催についての質問要旨２の(1)と２の(2)、地方版政労使会議の内容等についてお答えいたします。２の(1)と(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

今年１月21日に沖縄労働局主催で開催されました地方版政労使会議には、私が出席し、経営者団体や労働者団体、支援機関等の代表者と適切な価格転嫁による賃金の引上げに向けた環境整備などについて意見交換を行いました。同会議の中で参加者から、持続的な賃上げを実現するためには、価格転嫁を推進することにより賃上げの原資を確保する必要がある旨の意見がありました。また、物価と賃金が好循環で上昇するための機運の醸成等の取組について要望が出されたところです。

沖縄県としましては、引き続き、令和５年８月に発出した共同宣言に基づき関係機関と連携し、賃金の引上げに向けたさらなる機運の醸成を図るとともに、従業員の所得向上に取り組む企業を認証する沖縄県所得向上応援企業認証制度を推進してまいります。その上で、企業の成長と労働者への分配を促進し、未来への投資が生み出される好循環の構築に向け、引き続き取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　1、物価高騰対策についての中の(1)のうち、重点支援地方交付金の県への配分額についてお答えいたします。

国の令和６年度補正予算で措置された重点支援地方交付金の沖縄県への配分額は、59億1000万円となっております。

次に６、沖縄バス系統番号77番名護東線の減便及びルート変更についてお答えいたします。

名護東線の減便等については、地域住民の移動に対する影響が懸念されております。このため県では、名護東線ルートの夜間移動の緊急的な対策として、うるま市安慶名バス停から東海岸地域を経由し、名護バスターミナルを結ぶルートに、平日の夜間１往復でバスの運行を行っております。また、県及び関係市町村で構成する沖縄本島中北部東海岸地域公共交通協議会を今月７日に設置し、同協議会の下、市町村と連携しながら課題解決に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　1、物価高騰対策についての御質問のうち(1)、低所得世帯への給付金支援についてお答えいたします。

物価高騰に直面する低所得世帯への支援については、低所得世帯支援枠として住民税非課税世帯を対象に、市町村から給付されることとなっております。県では独自に、物価高騰により経済的に困難な状況にある世帯に早急に対応するため、６月補正予算において、食品等の支援につながる生活困窮者暮らしサポート事業として3679万8000円を計上し、11月より事業に取り組んでおります。

県としましては、引き続き関係機関と連携しながら、生活に困窮する方々に適切な支援ができるよう取り組んでまいります。

続きまして５、飲酒運転根絶についての御質問のうち(1)、飲酒運転根絶の取組と効果についてお答えいたします。

県では、沖縄県飲酒運転根絶条例に基づき、関係機関・団体等と連携し、各種活動に取り組んできた結果、条例が施行された平成21年の飲酒絡み事故発生件数は125件でしたが、令和６年中は72件と減少しております。一方、令和５年中の全人身事故に占める飲酒絡み事故の構成率は３年連続の全国ワースト、飲酒絡み死亡事故の構成率についても全国ワーストとなっております。

県としましては、令和６年度の新たな取組として、県内の専門学校や米軍基地等で講話を50回、8129人に対して実施するなど啓発活動を強化しております。県民意識の向上を図るため、引き続き各種活動に取り組んでまいります。

続きまして同じく５の(2)、飲酒運転の原因、課題、対策についてお答えいたします。

県警察の統計によりますと、沖縄県における飲酒運転検挙者の特徴としては、令和５年中の統計で見ると、午前６時から９時の出勤時間帯に検挙されている方が全体の32.3％と最も多くなっております。このことから、沖縄県は車社会であるにもかかわらず、アルコールの分解にかかる時間などの知識が浸透しておらず、飲酒運転に対する罪の意識が希薄であることが課題であると考えております。

県としましては、引き続きアルコールの知識に関する広報啓発を推進するほか、県内各地で飲酒運転根絶講話を実施し、飲酒運転の危険性やアルコールが運転に及ぼす影響を広く発信していきたいと考えております。

続きまして同じく５の(3)、新しい取組についてお答えいたします。

アルコール・インターロックは、エンジン始動時にドライバーの呼気中のアルコール濃度を計測し、規定値を超えると始動できなくなるという装置であり、主に公共交通機関や貨物運送業等が自主的な安全対策として導入するケースが増えてきております。しかしながら、装置が高額なこともあり、個人向けには普及が進んでいないのが現状です。今後も他県の状況を踏まえ、飲酒運転根絶に向け効果的な取組について研究してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

〔松永　享　商工労働部長登壇〕

○松永　享 商工労働部長　1、物価高騰対策についての(2)、電気・ＬＰガス価格高騰対策事業の内容等についてお答えします。

本事業は、国の電気及び都市ガス料金支援の対象とならない特別高圧及びＬＰガスの料金支援となっております。特別高圧につきましては、６か月間の電力使用量に応じ、国の高圧への支援と同等の補助を行うものです。また、ＬＰガスにつきましては、６か月分について月額300円、最大1800円の補助を行うもので

す。今後の支援につきましては、物価高の状況や国の動向等を踏まえ、県民及び県内事業者への影響や支援ニーズ等を把握しながら、県として適切に対応してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公 保健医療介護部長　１、物価高騰対策についての(3)、県医師会からの支援要請への対策についてお答えします。

去る１月15日に、沖縄県医師会長及び県内43病院長から連名で知事宛てに、重点支援地方交付金を活用した医療機関等への支援等について要望書の提出がありました。県では、物価高騰の影響を受けている医療機関等の経営の安定化を図るとともに、医療の質を確保するため、令和６年度２月補正予算に事業費を計上し、病院、診療所、薬局等に対し支援を行うこととしております。

次に４、医療行政についての(2)、小規模離島のオンライン診療に係る取組についてお答えします。

県では、令和６年３月に策定した第８次沖縄県医療計画に基づき、できるだけ早期に県庁内にワーキンググループを設置し、オンライン診療を含む遠隔医療の活用について検討を進めていくこととしております。オンライン診療の推進に当たっては、医療機関のニーズ把握や効果的な活用方法、運用体制の構築等についてしっかりと検討する必要があることから、関係機関とのさらなる意見交換や他県の先進事例の情報収集等も踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　１、物価高騰対策についての(4)、保育所等への支援についてお答えいたします。

県では、エネルギー価格の上昇等により物価が高騰する中でも保育者に新たな負担を課すことなく、保育所等においてこれまでと同様の栄養バランスや量を保った給食等を提供できるよう市町村と連携し、食材料費の高騰分に対する支援を行っております。今年度は、物価の上昇率を考慮し補助単価を昨年度と比較して約３倍に引き上げたところです。

県としましては、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、引き続き市町村と連携して保育所等に対する負担軽減に取り組んでまいります。

続きまして３、子育て支援についての(1)、こども誰でも通園制度の取組についてお答えいたします。

こども誰でも通園制度については、今年度、那覇市が１園、浦添市が６園で試行的に事業を実施しており、浦添市では３月中に１園追加での実施を予定しております。令和７年度には15市町村が実施を予定しておりますが、実施に向けては国基準に基づき設備や運営に関する条例を制定する等、制度導入に向けた準備を進める必要があります。

このため県においては、制度導入に向けた必要な取組について説明会を通して周知したところであり、引き続き必要な支援を行ってまいります。

同じく３の(2)、里親支援センターの目的と取組についてお答えいたします。

県では、里親家庭に対し一貫した体制で継続的かつ包括的な支援を行う拠点となる里親養育支援センターよしみずを去る２月９日に設置しました。同センターには里親支援の知識を有する支援員等を配置し、里親への訪問相談や研修のほか、関係機関が里親家庭とチームとなって子どもの最善の利益を考え、養育を支援する体制を構築していくこととしております。

県としましては、センターと連携し、子どもたちの健やかな成長のため、里親支援を強化してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　５、飲酒運転根絶についての御質問のうち(2)、飲酒運転の現状と対策についてお答えいたします。

令和６年の当県における飲酒運転の検挙件数は1389件であり、交通違反総検挙件数の4.4％となっております。飲酒運転で検挙された者の実態を見ますと、深夜のほか、早朝の時間帯に検挙される者が多く、また、運転するつもりで飲んでいたという者も相当数いるなどの状況があることから、規範意識を高める交通安全教育の推進や飲酒運転を許さない社会環境の醸成が課題であると認識しております。県警察では、飲酒運転により交通事故が発生した時間・路線等を分析し、飲酒運転が行われる可能性が高い場所において重点的に取締りをするほか、デジタルサイネージなどを活用した広報啓発活動、飲酒体験ゴーグルを活用した参加体験型の安全教育、飲酒運転根絶アドバイザーを活用した学校や事業所等に対する安全教育、積極的に飲酒運転防止対策を実施している事業所を飲酒運転根絶対策優良事業所として認定する制度の推進など、総合的な取組を行っているところであります。

県警察としては、引き続き飲酒運転の取締りを強力に実施するとともに、他県の効果的な取組についても研究するなどして、飲酒運転根絶に向け関係機関・団体とも連携し、さらなる対策を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　７、糸満兼城地滑り防止区域内のフェンス復旧についてお答えいたします。

県が地滑り対策工事で設置した当該フェンスについては、現場においてフェンスが倒壊していることを確認しております。令和７年度の復旧に向けて、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　総務部長。

〔宮城嗣吉　総務部長登壇〕

○宮城嗣吉 総務部長　８、県職員の離島等への転勤に伴う宿舎・住宅の確保及び家賃支援についてお答えします。

離島地域における知事部局の職員住宅は、宮古に80戸、八重山に125戸を保有しております。令和６年４月に赴任した職員の入居状況は、宮古地区では希望者42人中、約８割に当たる33人、八重山地区では希望者35人全員が職員住宅に入居しております。また、異動対象職員からの物件引継ぎ情報の提供を行うとともに、住宅事情が逼迫している宮古地区において、令和６年度から17戸の借り上げを実施したところであり、令和７年度は拡充して43戸を借り上げる予定です。経費負担については、月額２万8000円を上限として住居手当を支給しております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光 病院事業局長　８、県職員の離島等への転勤に伴う宿舎・住宅の確保及び家賃支援について、離島に赴任する病院事業局職員の住宅確保についてお答えします。

離島地域における病院事業局の職員住宅は、宮古に66戸、八重山に92戸を有しております。令和６年４月に赴任した職員の入居状況は、宮古地区では赴任者96人中20人、八重山地区では赴任者84人中35人が既存宿舎または借り上げ住宅に入居しております。住宅確保については、既存宿舎の改修や宿舎建設の検討、民間住宅の借り上げなどに取り組んでおります。また、民間賃貸住宅に入居する職員に対しては、月額２万8000円を上限として住居手当を支給しているところですが、昨今の住宅事情を鑑み、家賃が生計上の過大な負担となっている職員に対する追加的な経済支援を検討しているところであります。

以上です。

○中川京貴 議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満 教育長　８、離島に赴任する県立学校教職員の住宅確保についてお答えいたします。

県教育委員会では、宮古地区に66戸、八重山地区に65戸、久米島地区に31戸の県立学校の教職員住宅を設置しております。令和６年４月に離島に赴任した県立学校の教職員のうち、宮古地区は希望者59人中19人、八重山地区は希望者30人中21人、久米島地区は希望者全員が教職員住宅に入居しております。県教育委員会では、民間賃貸住宅に入居する職員に対しては、月額２万8000円を上限として住居手当を支給しており、住宅事情が厳しい宮古・八重山地区に赴任する教職員を対象に、次年度から民間賃貸物件の借り上げを実施する予定であります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　どうも御答弁ありがとうございました。幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず物価高騰対策についてでございますが、国が今回予算化している重点支援地方交付金は、全国の自治体が地域の実情に応じきめ細やかな施策を講じられるよう、これまで以上に積み増ししているんですが、県はこれまで――先ほど部長の答弁でもありましたけど、物価高騰対策として、くらし応援サポート事業、そしてまた生活困窮世帯支援事業、困窮している高齢者への生活支援事業等に取り組んできております。しかし、今現在この物価高騰は長引いており、多くの県民の暮らしを圧迫している現状です。記録的な米価格の上昇、日用食品等の高騰は、本当に今――特に物価高騰で大きな影響を受けるのは、低所得世帯、あと高齢者を含む生活困窮世帯、そういった少ない年金で暮らしているような方々にとって本当にこの負担は影響が大きいわけなんです。県は昨年、物価高騰対策で、高齢者の経済状況及び生活環境等に関する実態と意識を把握・分析するためのアンケート調査を行っております。また、高齢者の生活支援サービスについて全国の代表事例を選定・調査し、サービス創出の加速化を促進すると伺いました。この現状、ちょっと教えていただけますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

高齢者に対しまして生活状況を把握するためのアンケート調査につきましては、現在集計と分析を行っているところでございます。また、多様な主体が協働した高齢者の生活支援サービスについては、全国の先進事例の調査並びに県内企業及び市町村との意見交換を行っているところです。そして今年度、県では万国津梁会議のテーマの一つに、超高齢社会に対応する公共私の連携をテーマとして、高齢者の生活課題に対応する方策について議論を行い、今後提言を受ける予定となっております。これらの取組の成果を踏まえ、次年度は高齢者の生活課題に対応する官民連携のプラットフォームを構築し、多様な主体の力を組み合わせた新たなサービス等の創出を図る取組を支援するという予定となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　国は、この物価高騰対策で交付金を積み増ししながら、本当に今政治の助けを求めている人たちに光を当てなくちゃいけないということで、この交付金があると思うんですね。知事、県内の本当に厳しい方々、私はまだまだこの人たちへの支援が必要だと思っているんですね。この物価高騰が今なかなか収まらない。その中で、特に主食である米がこれだけ高騰しているわけで、今、国も新たな取組をしていると聞いておりますけど、低所得世帯、生活困窮世帯への給付金制度をもう一度しっかりまた取り組む必要があると思うのですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　お答えします。

先ほどから議員おっしゃっているように、今般、国の重点支援地方交付金において、市町村から住民税非課税世帯に交付金のほうを配付するようにということで事業が行われているところです。

県におきましては、先立ちまして６月補正で計上させていただいた、先ほども説明いたしましたが、生活困窮者暮らしサポート事業のほうで11月から事業を展開しているところでございますが、まだまだ周知のほうをやって、該当者の方に食品券等を配付する事業でございますので、こちらのほうを活用していただきたいと思っておりますので、周知のほうも努めていきたいと考えております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　確かに市町村がいろんなプレミアム商品券とかそういった給付金的なものをやるというのは理解していますけど、私は県がリードして、しっかりまたこれをやっていただきたいということでお願いしたいと思います。

次に、ＬＰガス世帯への支援について。

国は都市ガス、県はＬＰガスということで、今回対象となったこの割合ちょっと教えてもらえますか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

沖縄県統計年鑑によりますと、令和４年度のガスを消費する需要家数につきまして、ＬＰガスは約59万戸、都市ガスは約６万戸となっており、全体に占めるＬＰガスの割合は約９割となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　沖縄県の場合は、９割を超える方々がＬＰガス。そういう意味では、県が独自にその支援をするというのは評価するところでございますが、この６か月分の補助を翌月７か月目に一括値引きし、業者に振り込むという仕組みになっていると聞いておりますが、この６か月の支援の中で例えば６か月未満、５か月で引っ越した方、当然１か月、２か月、３か月で引っ越す方もいますが、５か月未満で引っ越した方はこの支援の対象にならないと聞いていますが、そうですか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

ＬＰガス料金の支援につきましては、沖縄県高圧ガス保安協会と意見交換を行いながら制度設計をしたところでございます。その中で、ＬＰガス事業者は中小零細が多くデジタル化が進んでいないことなどの理由から、同協会の意向を踏まえまして、事務負担への配慮として一括値引き支援とされたところでございます。なお、今議員からございました支援期間中に退去された方に対しましては、転居後の小売事業者が転居前の期間を通算することで、転居前の期間と合わせて支援対象とできるよう柔軟に対応するということになってございます。

以上です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時39分休憩

午後２時40分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

上原　章議員。

○上原　　章 議員　部長、先ほどの答弁は、転居した人たちにもしっかり届くということの答弁で理解していいんですか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　今議員おっしゃるとおり、ＬＰガス事業者が替わったとしても、その転居先で前に払ったことをお話しいただければ、６か月分値引きするということになってございます。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　分かりました。ぜひこういった方々に届かない形にならないようにお願いしたいと思います。

次に、地方版政労使会議についてお尋ねします。

県内事業所の99.9％が中小企業に分類されております。県経済及び県民生活の基盤を支える重要な存在が、この県内の中小企業の皆さんだと思うのですが、その中小企業の安定した経営発展のために今回労使協議会で２つの要望が行政に出されたと聞いております。この２つをお聞かせ願えますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

まず１つが物価上昇に賃金が追いついていないというところと、もう一つが賃上げのための原資確保に苦慮しているという２つであると思います。

以上です。

○上原　　章 議員　休憩。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時42分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

まず、適正価格で取引きすることで物価と賃金が好循環で上昇するといった機運の醸成が１つ。もう一つは、行政への入札の際に賃金や物価の水準に合わせるための価格交渉の協議に応じる売買契約書の要望というところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　先ほど知事が答弁して、この機運の醸成にしっかりと努めるということがございました。私はこの２つ目の行政への入札の際に賃金や物価の水準に合わせるための価格交渉の協議に応じる売買契約書の要望、これ非常に重要だと思っているんですね。県も発注するその入札の中でこういった今の物価高騰、そして価格転嫁を本当に今望んでいるそういった方々をしっかり支援する意味では、こういった話し合う売買契約書をしっかり実現することが大事だなと思うのですが、それは対応されていますか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

今議員からございました県との価格交渉につきましては、沖縄県の契約に関する条例の取組方針に基づきまして、価格等の変動が生じた場合、契約変更に関する事項を契約書に記載するとともに受託者と変更協議を行うなど、適切な価格転嫁を促進しているというところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

先ほどの答弁で、所得向上の認証制度をしっかり充実させていきたいということですが、現時点で何社ぐらい今認証されていますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時44分休憩

午後２時44分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

令和７年、今年の１月時点の数字になりますが、認証企業は124社となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　もう一点、県内のパートナーシップ構築宣言をされた数とか教えてもらえますか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

パートナーシップ構築宣言は沖縄総合事務局の所管となりますが、現時点で同宣言を行った企業は、県内で335社となっているとのことでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　知事、今回の政労使会議に御出席されたと聞いております。国もそうですけど、県もしっかり――今、価格転嫁、賃金の上昇、その原資の確保、本当に大変な中で今労使間で頑張っていると思うんですが、私はこういった労使協議会の中で合意形成を図るのが行政の務めだと思うんですね。ですから県が、そういった県内の中小企業の皆さんが今本当に何を求めているのか。そこで働いている方々が本当に今求めていること、そういったのをしっかり受け止め

るべきだと思っていますが、参加された御感想、また今後の取組をお聞かせ願えませんか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　私も参加をさせていただきました地方版の政労使会議では、やはりこの持続的な賃上げを実現するために適切な価格転嫁が重要であるということ。つまり、価格だけが上昇しても消費者はついていけない。賃金を上げるには、今度はその原資を確保しなければいけないということで、非常に貴重な機会であったというふうに思っております。なお細かく言いますと、経営者団体からは価格転嫁の重要性について、そして労働者団体からは賃上げの必要性について率直な意見をお伺いいたしました。支援機関からは、それぞれの取組について説明をいただきましたが、沖縄県としてはこの会議を積極的に活用し、関係機関と連携を図りながら、企業の成長と労働者への分配が生み出される好循環、それを醸成していくために、しっかりその循環の構築に向けて取り組んでいきたい。そしてそのためには、また県民の皆様にもこのような啓発活動もしっかり行っていきたいというように考えております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　ぜひ、リーダーシップを持ってやっていただきたいと思います。

次に、子育て支援についてですが、こども誰でも通園制度。これ国は来年度――2026年度ですか、令和８年度に本格的に全市町村で実施をするということで今取り組んでいると聞いています。県内でも令和７年度に多くの市町村がいよいよ取り組むと思いますので、ぜひ県がリードして、この事業も本当に充実した事業になるようにお願いしたいと思います。

あと里親支援センターがスタートしたんですが、先ほど答弁で、より専門性の高いスタッフで取り組むということで、本当に里親、そして子どもたちが安心して暮らすためのセンターとして頑張っていただきたいと思うのですが、同センターは県の委託を受けてスタートしております。児童養護施設の業務と同センターとの関わりはどうなっていくのかお聞かせ願えますか。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　お答えいたします。

里親支援センターが担う業務でございますが、里親への訪問相談がメインになるんですけど、それ以外に新たな里親の開拓、それから里親相互の交流支援、里子の自立支援までということで多岐にわたることから、児童養護施設や里親会などの様々な関係機関と連携を図る必要があります。中でも、児童養護施設については専門性を有していますので、その専門性を生かして里親支援センターと定例会議の開催を通して連携をしていく予定にしております。今後も里親と共に関係機関が１つのチームとなって、子どもを育む体制構築に向けて取組を強化してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　これまでこの里親会――里親の皆さんと児童相談所等も、いろんなコミュニケーションがなかなかできない事案もちょっとありました。そういう意味では、このセンターが担う取組というのも非常に重要かなと思うのですが、児相のお仕事と今回の里親支援センターのお仕事がうまくかみ合う形にならないと、このセンターを設立した意義というのが僕はあると思うのですが、この児相との関わり、ちょっとこれもお聞かせ願いますか。もう一度、すみません。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂 こども未来部長　児相もこれまで里親支援という形で業務を担っておりました。それに対して、今回新たな制度として里親支援センターができて、児相がこれまでやっていた幅広い範囲を一部そこが担って、里親に寄り添って支援をするという形になってございますので、当然児相と里親支援センターの連携というのも今後やっていく予定にしております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　よろしくお願いします。

次に、医療行政についてお尋ねします。

離島におけるオンライン診療について、先ほど答弁で、県は第８次沖縄県医療計画でオンライン診療を含む遠隔医療の活用を見据えて新しいネットワークシステムの構築をするということでございますが、今小規模離島、特に医療環境が大変厳しい状況については、本島に通院するのも肉体的、精神的、経済的に大きな負担があるんですね。オンライン診療というのは、患者さんにとっては通院の負担軽減だけではなくて、専門医の診断も受けやすくなると聞いております。また、悪天候や台風時でも診療を受けられ大きな安心感にもつながると聞いております。先ほどワーキングチームをつくるということでございますが、ぜひこれを加速していただいて、特にこの実施に向けてのモデル地域をしっかり決めて、この効果の検証もやる分、大きくこれが広がるんじゃないかなと思うのですが、そういったお考えはないですか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

御指摘のようにオンライン診療の推進については、ワーキングチームの中で検討していくというふうな形を考えております。モデル地域の選定、今御指摘の僻地離島も含めた形で効果的な活用方法あるいは検証の方法などについて議論を行い、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　よろしくお願いします。

次に、飲酒運転根絶について。

私も15年前、この飲酒運転根絶条例を当時県議として、多くの関係者の皆さんとこの条例を通して、沖縄県が長い間ワーストワンという、これをぜひ解消していこうということでスタートした条例なんですけど、あれから15年たって数字的にも当時と比べると――先ほど検挙件数とかも減っているということでございますが、この沖縄県内の飲酒運転の状況は、例えば飲酒絡みの人身事故を全国平均と比較すると約３倍高いと。それから飲酒絡みの死亡事故、これも３倍。飲酒絡みは全国の数字と比べると高いということで、本当に沖縄は車社会だからこそ、この飲酒運転撲滅というのは非常に大事な取組だなと私は思っているんですが、今現在、直近の令和５年の数字は頂いているんですが、令和６年の対前年比の数字とかあれば教えてもらえませんか。人身事故と死亡事故の数字が分かれば。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時54分休憩

午後２時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　令和６年の飲酒絡みの人身事故は72件、そして飲酒絡みの死亡事故は７件となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　こちらも全国と比べるとやっぱり３倍だと私も認識しているんですが、特にちょっと気になるのは、この検挙状況が令和５年が対前年比129件増と。それから令和６年が対前年比235件増ということで、先ほど本部長からは去年1389件検挙されたということでございます。この２年連続でちょっと増えているということがとても気になりまして、飲酒運転に対する県民の意識というか、皆さん検挙強化をしているとは聞いていますけれども、この辺の対策というのをもう一度お聞かせ願えませんか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　先ほども申し上げましたが、警察としましては飲酒運転の重要性を認識しておるところでして、この飲酒運転が発生した時間帯や路線を分析しまして、その発生しやすい可能性が高いところに重点的に取締りを行うなどしているほか、広報啓発活動とか交通安全教育というのを様々な形で実施して取り組んでいるところでございます。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　知事、この飲酒運転について、やっぱり県民意識に改めて知事が号令をかけて、もう一度県民運動として飲酒運転の根絶を私は訴えるべきじゃないかなと思っています。先ほどお話があったように、時間別に見ると、早朝６時から朝９時までに32％の方が検挙されている。あと年代別の数字もちょっと頂いたんですが、20代から50代で全体の８割。そして職業別に見ますと、会社員・団体職員が34％と一番高いんですね。ですから、そういった一つ一つ検証されたデータもありますので、これをもう一度、沖縄県の飲酒運転に対する県民の意識――当然それぞれ取締りの強化、また呼びかけ、モラルに訴える、いろいろこれまで取り組んできてはいるんですけれども、先ほど私、新しい取組もしっかり考えるべきじゃないかなということで、質問項目にアルコール・インターロックの普及等と。ちょっと高額ではあるんですけれども、福岡等ではこういった取組が大きな成果を上げているとも聞いております。いま一度しっかりこの飲酒運転撲滅に向けて、知事もう一度見解をお聞かせ願えますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　飲酒運転が実際に数が減らないといいますか、全国ワーストの状況が続いているというのは、本当に悩ましい状況であると思いますし、また実際にいろんな方々の話を伺いますと、沖縄の社会的な事情――車社会でもあり夜型社会でもありという、その生活慣習がなかなか転換できないというところも、そこの意識の、いわゆる認識を改めていくことも呼びかけるものではありますが、それと同時に、やはりこの万が一の事故が起こった場合の社会的な責任、家庭の負担というものが現実的に大きいということ、丁寧にそこも皆さんに周知していく必要があると思います。いずれにしましても、業界においてはアルコール・インターロックを導入するなど新しい手法もありますし、それについて、では県がどのように支援

できるかということは、我々にとっても考えなければならないテーマに新たになってきていると思います。引き続き、そのような研究課題等もしっかり関係機関と意見交換を行って、県民に飲酒運転根絶をしっかり問いかけていくための取組をまた再構築していきたいというように思います。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　被害者もそうですけど、加害者家庭も大変な状況だと聞いております。よろしくお願いします。

次、沖縄バス系統番号77番の減便なんですが、これ１日往復18本あったのが今回平日が12本、６本減と。土日祝日は８本減で10本になった。だから18本から10本、平日は18本から12本と、本当に半分に近い減便というのが突然決まり、地域によってはバスが通らないということが起きているんです。これは東海岸の金武、宜野座、名護の二見、高校が１つしかない地域で、子どもたちの部活においても大変な影響を受けていると聞いております。今臨時便を往復１便だけ出したと言うんですが、私は何とか県に頑張っていただいて、同じ便の確保が必要じゃないかなと思うのですが、いかがですか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　この77番の減便に対する対応につきましては、先ほども御案内したとおり、今月７日に関係市町村と新たな協議会も立ち上げて今検討をしているところです。３月19日、春休みに入るまでについては、学生の最終便の確保は行っておりますが、それ以降の対応についても今協議を重ねているところです。引き続き協議をしながら、また運転手――今回の減便の一番の原因は運転手の確保ですので、それについても強化した取組の対応をしてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　市町村からは、路線の維持の要請が県のほうに出ています。ぜひよろしくお願いします。

それから、糸満の転落防止フェンス。

これも私現場を見てきました。大変に老朽化して、一部崩壊していました。担当部の職員も見てきたと聞いています。これはぜひ予算化を加速して対応をお願いしたいと思います。

あと病院事業局長、この職員の異動に伴う――もう何名かの議員からも今議会質問されていますが、特に宮古について私にも実は声がありまして、去年の話じゃないです。実は、今年に入っての異動の方ももう探せないと。特に病院にお勤めするスタッフの方は交代制で結構不規則で少しでも病院に近いところを求めるんですが、もうないと。しかも、民間アパートも大変な高騰で、今探す中でもう本当に疲弊している、そういった声がありました。私はもう――去年もしっかり対応しますという答弁だったと思っていますけれども、本当に現場で今何が起きているのか、ちょっと局長として確認していただいて、その相談窓口をもう一度強化していただけませんか。

○中川京貴 議長　病院事業局長。

○本竹秀光 病院事業局長　先ほど答弁いたしましたけれども、本当に喫緊の課題になっております。特に宮古地区が今実際の割合からすると、やはりこちらが準備した宿舎に入れないというのは宮古のほうが多くて、それで昨年末に視察をしてきて、使える施設で老朽化しているものは、まずそれを直すということ。それから、新しい建物を建てている途中も一応見てはきたんですけれども、すぐに対応できるものではありませんので、できるだけ民間の力を借りて、アパートを建築していただいたらすぐに借り上げられるような状態を今検討しているところです。

○中川京貴 議長　上原　章議員。

○上原　　章 議員　これは病院事業局だけじゃなくて知事部局も教育庁も、異動に伴うそういった職員の次へのステージにしっかり寄り添ってもらわないと、仕事に対する負担、モチベーションというのは本当にもう大きなものがあると思いますので、こういった住宅の確保、暮らしをする基本的なところの支援はしっかり家賃支援含めて頑張っていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○中川京貴 議長　20分間休憩いたします。

午後３時５分休憩

午後３時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

休憩前に引き続き、質問及び質疑を行います。

當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　議長、すみません。ちょっと訂正させてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時25分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○當間　盛夫 議員　それでは、まず我が会派の代表質問、大田議員が行った代表質問のもので教育費無償化があります。その中でもまた給食費無償化という分

で代表質問がありました。まずそれからお願いをいたします。

火曜日、２月25日なんですが、自民党・公明党・維新で予算案の修正で合意をしたということがあります。高校授業料の無償化、そして社会保障改革について党首間で合意をしたということで、その中で教育費のものは高校が就学支援金という部分で所得制限をなしにするというのがあるんですけど、その中で給食費。小学校の給食費を2026年度に無償化、その後中学校へ拡大するということがあるんですけど、知事、この国の方針、知事としてどのように捉えていますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　お答えいたします。

一昨日の教育無償化等に係る自由民主党・公明党・日本維新の会の３党合意において給食の無償化については、まずは小学校を念頭に地方の実情等を踏まえ令和８年度に実現し、その上で中学校への拡大についてもできる限り速やかに実現するとの内容が盛り込まれております。３党合意は、国の負担による学校給食費無償化の実現に向けた大きな一歩であると受け止めておりますし、去る１月９日には、私も国政政党に対してこの学校給食費の無償化の支援について直接要請を行いました。各政党からは、沖縄県からの要請を踏まえ実現に向け取り組んでいきたい旨の発言をいただき、今般給食費無償化の実現に向け超党派で取り組んでいただいたことは大変感謝を申し上げたいというふうに思っております。

沖縄県といたしましても、まずは本年令和７年４月から県内41市町村全てに対して、中学生の学校給食費の２分の１の補助をスタートし、国の動向を踏まえながらさらなる拡充を検討してまいりたいというように思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　我が党日本維新の会は、この教育費無償化が公約の一丁目一番地でもありますので、それをしっかりと自民党・公明党が少数与党という中で、それをちゃんと受け取って今度の予算案の修正をかけてきたということは大変評価するものだと思うんです。知事も見習ったほうがいいですよ。少数与党であるからこそ野党の話をいろんな形で対話として聞いて、そういう分で修正かけられるのはかけてくるというのがありますので、やっぱり県政からしても少数与党ですよ。それからしたら、やっぱり皆さんも野党の声をしっかりと聞くということは大事だと思いますけど、知事どうですか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　その思いはまさに同じであります。なお国会は議院内閣制ですので、政党間でそういう協議が調ってそれが予算案に反映されるということになっております。他方で、我々はいわゆる行政と議会という二元代表制というような形になっておりまして、それにつきましてはやはり与野党間のしっかりとした議論の中で、我々が提案をした内容についてどのように審議していただくかということについては我々も真摯に受け止めたいというように思いますし、やはりそのように審議が諮られた上で県民生活に即したそういう状況へというように議会・行政が一致できれば、これが最も県民の望む姿ではないかというようにしっかりと腹に据えておきたいと思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　だから知事、あんまり僕はこれ議論はしたくないんですけど。やっぱり皆さん政策を実現する予算をしっかりとその分では通すというものがあれば、与党は皆さんを支える側ですから、デニー知事を支える側ですから、その分でのものがあるんですけど、やっぱり野党の皆さんに理解いただかないと予算のその分での承認もないわけですから、そのことはやっぱり対話を私は野党・中立含めてしっかりとやるべきだと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

それで１番に戻りまして県政運営についてでありますが、まず離島振興についてであります。

アでありますが、県内離島の人口減少の状況と対策をまずお聞かせください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　国勢調査によりますと、本県の離島の人口は、平成22年が約12万7000人、令和２年が約12万6000人とおおむね横ばいで推移しております。ただ、小中規模の離島では、平成22年の約２万8000人から、令和２年は約２万5000人と減少しております。小中規模離島におけるさらなる人口減少により、地域社会を支える活動の維持が困難になるなどの影響が懸念されるなど、県としてはこのような状況に大変強い危機感を持っております。そのため、離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下、定住条件の整備や産業の振興など、離島振興計画に掲げる施策を継続して取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　この人口減少に関連するとは思うんですけど、高齢化と生産年齢人口の減少の状況と

対策ということでお伺いします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　同じく国勢調査によりますと、離島市町村における老年人口の割合は、平成22年の21.2％から、令和２年は25.6％と4.4％増加しております。一方で生産年齢人口の割合は、平成22年の61.4％から、令和２年の57％と、こちらは逆に4.4％減少しております。

県としては、離島における高齢化の対策として、医療提供体制や介護サービスの確保、そういったものの充実に取り組みながら、生産年齢人口の対策としては、離島の魅力を生かした産業の振興、移住定住の促進、関係人口の創出などに取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　その中で皆さんに資料要求しましたので部長のお手元にあるかなんですけど、この離島関係事業費がありますよね。この事業費のものと県全体の一般会計の予算、これ一次から二次、三次、四次、五次とあるんですけど、この推移を聞かせてください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　予算というより決算のほうになりますが、県全体の決算額に占める離島振興事業の割合が一次のほうは16.7％でございました。二次のほうは17.1％、三次は17.6％、四次は12.3％、五次では9.7％となっております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　皆さん今度、令和４年、令和５年で約718億という予算づけなんですよね。令和５年にしても720億。これ単純に10掛けをすると、大体7100億か7200億になるわけですよ。それからしたら第五次より減るわけですね。第五次で7500億あったものが、皆さんの今の予算の推移からすると7200億ということで300億減少するんです。これどういうふうな形で我々は受け取ればいいのでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　一次から三次、四次あたりまでは復帰直後のいわゆるハード整備、そういったものが多く予算化されたというふうに認識しております。四次計画あたりから産業の振興であるとか観光振興、それからブロードバンドみたいな形でハード事業の整備についても趣旨が変わってきたような動きがございました。そういったところもございますし、それから分母のほうの予算規模についても様々な国の経済対策の規模が大きくなったのが平成20年あたりからでございます。そういった経緯、さらにはコロナ対策、そういった予算の配分も分母が増えた要因だというふうに考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　知事は、かねがね離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下ということで、これ予算づけもしていると思うんですよ。知事、今のこの予算の割合を見ても第三次振計のほうで17.6％、でも第四次から12％、第五次になってくると10％以下になるわけですね。今回の振興計画の10年を見ても約７％、８％というふうな推移になってくると思うんです。分母が膨らんだから云々ではなくて、やっぱり離島振興なくしてと言うのであればしっかりとした予算づけを知事、やるべきではないでしょうか。どうでしょうか、知事として。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　予算の推移は全体の予算と計画が進められてきたことと、その10年間においてどのような内容を整備していくかということについても離島関係の予算でかなり中身も変わってきていると思います。ただ、やはりその離島振興のためには定住条件、あるいはこれからラーケーションなどの新しい取組もまた進めていくためには離島の振興とその基盤整備は引き続き欠かせないというように思いますし、さらにまた人材を確保するためのその人的な予算についてもこれからさらに必要になってくるだろうというようなことも予想されます。ですから、しっかりと目配りをした上で、その偏りのないような形での振興予算を確保していきたいというように考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　しっかりと対応してもらえればと思います。

次に、物価調査結果というのが皆さんの冊子のほうでは平成30年９月のものがあるんですが、那覇を100とした場合の現状を聞かせてください。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時37分休憩

午後３時37分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

企画部長。

○武田　真 企画部長　平成30年に調査した時点では、那覇を100とした場合の離島の平均の物価は117.7でございました。令和５年度に――令和５年度の対象離島数はちょっと異なるんですが、調査したところ令和５年度は128.5ポイントという形で10ポイント程度上昇しております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　増えているわけですね。縮小ということではなく単純に言うと、那覇で100円で買えるものが離島に行くと128円と、28円もかかってしまうというような現状が縮まるということではなくて、そういうのがあると。それで、今度国が出している一般会計の税収の推移を見ると、消費税で約25兆円の税収があるわけですよ。いろんな意味でもう大きな税収になっているんですけど、知事、離島振興の中で僕は離島に対するこの物価高等々含めると、やっぱり消費税を、食料品だとか生活物資に対する軽減税率をゼロにすべきだというふうな形を沖縄県の知事として国に求めることはどうでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　先ほど物価のお話もいたしましたが、中身を見ると全体的に押し上げているものが飲料であったり、肉類・加工肉類というのが全体的に押し上げています。一方で野菜類等、本島とほとんど変わらないような物品もございます。データとして、本島より値段が安い分類のものもございます。あと消費税につきましては、平成28年に国会のほうでそのような議論がなされたというふうに伺っております。その際の国会の答弁のほうでは、納税義務者である事業者が軽減地域とそうでない地域を区分して管理するということ自体が仕組み上、非常に困難であるということの答弁がなされております。その物価高等々含め離島に住む生活上の制約、そういったものの解消に向けて離島振興計画のほうを継続して取り組みたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　やっぱりいろんな面で物価高となると、離島はさらに高い。そういう意味で、我々沖縄県の離島の問題だけじゃなくて、今離島の人口減少が著しい。そしてまた、国境離島としての離島の在り方というのは大事なものがあるということを考えると、知事、知事の元同僚であるマツバラさんがよくこのことを言っていますよ。離島に対する消費税の軽減だとかという形をやっているわけですから。ぜひ離島において食料品の軽減税率をしっかりとやってもらいたい。そしてまた、皆さん御存じのようにガソリンも高い。それからすると、そのガソリン税の53.8円――リッターですけど、この上乗せ分――トリガーじゃないんですけど、この上乗せ分の25.1円は離島においてはもう廃止にするというようなことを沖縄県から求めるべきじゃないですか。これ知事が答弁したほうがいいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　確かに国全体における消費税の減税、ガソリン税の減税についてはそれぞれの地域にもまた様々な要因といいますか、必要としているところあるいは軽減していただきたいというところなどなど、いろいろな御意見、また各政党によっても、政党内でいろいろな御意見があろうかと思います。

　我々沖縄県としましては、なおどのような財源を基に離島を支援していくか、離島振興を維持していくかということについて様々な形での研究を進めてまいりたいというように思います。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　それでは次に、産学官連携での関係人口の創出等の取組についてお伺いいたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　多くの離島が直面している人口減少、少子高齢化に伴う課題を踏まえ、関係人口の創出に向けた取組を行っております。具体的には、離島の課題に対する理解を深め、継続的に離島に関するサポートを行うモニターツアーやワーケーションの推進、ワーキングホリデーなど関係人口の創出に向けた取組を実施しているところでございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　この中で皆さん、今回施政方針の分で、「産学官相互が恒常的に対話し地域の課題解決を図る「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築に向け、」というのがあるんですけど、これどういうふうな形で構築しますか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　議員御指摘のとおり、産学官の取組を含めた交流人口の創出の取組はこれまで弱かったかなというふうに認識しております。そのため、今後は他県の事例も参考に企業や大学と連携した民間活力を生かした取組も検討してまいりたいと思います。さらに、おきなわＳＤＧｓプラットフォームというふうなプラットフォームも活用できるのではないかというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　すみません、エは取り下げさせてもらいます。

　オに行きますけど、離島振興法での地域の実情に応じた再生可能エネルギーの活用の取組状況を伺わせてください。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

　本県の離島につきましては、市場規模の小ささや輸

送コストの高さなど構造的不利性があり、再エネ導入が進みにくい状況があります。そのような中、県では離島を対象に自家消費型太陽光発電等に対する支援を実施しており、宮古、久米島、石垣において導入を進めているところです。また、来間島で地域マイクログリッド実現のための実証や波照間島で可倒式風車を活用した実証を行い、事業化につなげたところです。

県としましては、離島地域の実情に応じた再エネ導入拡大に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　それで、久米島町で行っている海洋深層水取水管増設の進捗状況をお願いいたします。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　先月、私も久米島町のほうを訪問して町長との意見交換を行ったほか、深層水の各事務所の視察も行ってまいりました。町との意見交換の中では、現在実証実験をしている民間事業者がおります。その民間事業者において、取水管の新設に対する実証実験も行っているというふうに伺っております。町としても今その実証実験を見守っているということを確認したところでございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　時間配分を間違ってしまっているな。

それでは次に産業振興についてでありますが、アのほうで、沖縄がアジアにおけるスタートアップの創出・成長拠点となるための取組と目標、また愛知県のＳＴＡＴＩＯＮ Aiのサテライトというのを提案いたしましたが、その取組を伺わせてください。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

本県では令和５年に策定した、おきなわスタートアップ・エコシステム発展戦略において、世界のエコシステムとつながり相互に発展する地域を目指す姿として掲げ、関係機関等と連携して取り組んでいるところです。また、令和７年度からは県内スタートアップの海外展開支援や外国人起業家等の県内進出支援に取り組むこととしております。

県としましては、愛知県のＳＴＡＴＩＯＮ Aiなどの先進的な取組も研究し、発展戦略で掲げる目指す姿の実現に向け、取組の充実を図ってまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　今日の日経のほうでも、福岡でも230社余りかな。このスタートアップの企業のそういった分ができるというところもありますので。この愛知県、やっぱりスタートアップも進んでいるんですよ。いろんな意味で愛知県は――後でまた質問するんですけど、ＰＦＩもいろんな取組をしていますし、製造業が多いところでもありますので、しっかりと愛知県との連携というのは取ってもらいたいと思うんですけど、この辺部長どうでしょうか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えします。

ＳＴＡＴＩＯＮ Aiにつきましては、昨年10月に名古屋市に開業した日本最大級のオープンイノベーション拠点と聞いてございます。そちらではスタートアップ企業の創出・育成でありますとか、オープンイノベーションの促進などなど様々な支援サービスを提供するということで、昨年の12月に本県のほうからも見学をしてまいりまして――私は行ってはいないんですけれども職員のほうが見学をしまして、愛知県の職員と意見交換を行っております。今後も愛知県のほうとはスタートアップ支援施策について意見交換を行っていくということになっているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　ありがとうございます。

次にイのほうなんですが、域内経済循環の促進について、県産品使用と域内自給率の状況と取組を伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

県では、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき国や市町村、大型店舗等に対し、県産品の優先使用等についての要請を行うほか、県産品奨励運動や産業まつりなど官民一体による各種取組を実施しているところです。これらの取組により県産品の需要拡大が図られることで関連産業にも波及効果が及ぶことなどから、域内自給率の向上にも大きく寄与するものと考えております。

県としましては、今後も引き続き県産品の優先使用の推進を図るなど、域内自給率の向上に資する取組を行ってまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　民間の調査機関のほうから、この県産品使用のいろいろと提言が出ているんですけど。まず、生産性向上に向けた県と工業連合会の連携強化というのがあるんですけど、これどのように取り

組まれていますか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時48分休憩
　　午後３時48分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　商工労働部長。
○松永　享 商工労働部長　今議員からございましたのは、りゅうぎん総合研究所の調査レポートのお話だと思いますけれども、その中におきまして、県内製造業は中小零細企業が大部分を占めており、経営資源が乏しいことなどから課題が多い状況にあるとされております。同レポートは本県の製造業発展に向け丁寧に課題を整理していただいておりまして、その中で提言をまとめられたと認識しております。
　県としましては、今ありました沖縄県工業連合会をはじめとしまして関係団体等の意見を聞きながら、さらに他県の状況も把握しながら内容につきまして研究してまいりたいというふうに考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　以前からやっぱり県産品使用ということであれば、皆さん優先使用基本方針というのを出されているんですけど、やっぱり条例をつくるべきだと。県産品を使用する、優先的に県内企業に発注をかけるというような形の提言をさせてもらっているんですけど、この条例をつくるという見解はどうでしょうか。
○中川京貴 議長　商工労働部長。
○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。
　このレポートの中では、県産品優先使用の条例化でありますとか、工業振興目的税の創設などが提言としてまとめられてございます。そちらにつきましては、今後整理すべき課題というものが幾つかあると思いますので、先ほどありました工業連合会、あるいは関係団体等の意見を聞きながら、その条例化につきましても研究をしてまいりたいというふうに考えております。
　以上です。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　よろしくお願いをいたします。
　ウは申し訳ありませんが、取下げをさせてください。よろしくお願いいたします。
　持続可能な観光地の形成についてからお願いをいたします。
　まず、７月に開園が予定されているジャングリアとの北部地域経済連携を県としてどのように取り組むのかをお聞かせください。
○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。
○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　お答えいたします。
　ジャングリア沖縄の開業は、観光客の滞在日数の延伸や地元特産品の消費促進等による観光の高付加価値化のほか、1000人以上の雇用創出や周辺インフラ開発等も期待されております。
　県としては、引き続き関係者及び関係市町村と連携しながら開業効果を最大限に活用し、北部地域の活性化を含め県経済の振興につなげてまいります。
　以上です。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　このジャングリアの本社は名護に置かれているわけですから、やっぱりその北部の経済を活性化するために北部地域の連携というのは大変大事なものがあると思っておりますので、しっかりと県としても取り組んでもらえればと思っています。
　次に、開園に係る交通環境の整備及び交通利便性の維持向上は重要ということで考えているのですが、鉄軌道と海上交通についての取組状況をお聞かせください。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　鉄軌道の導入に向けては、費用便益比の向上に向けた調査検討を行うとともに、ジャングリアの開園に伴う交通需要の増加を見据え、国に対して鉄軌道の早期事業化についても要請してきております。海上交通については、名護漁港周辺で計画されている総合交通ターミナルの整備に向けて、国、県、名護市、交通事業者等が参画する名護市総合交通ターミナル検討部会において、高速船と陸上交通が結節する拠点の検討がなされているところです。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　続いてウのほうなんですけど、沖縄国際海洋博覧会から50年ということで言われているんですが、その当時活用した――先ほど訂正しました本部港（旧エキスポ地区）の整備要請があると思うんですが、どのように取り組まれていますか。
○中川京貴 議長　土木建築部長。
○前川智宏 土木建築部長　本部港渡久地地区（旧エキスポ地区）ですが、昭和50年の沖縄国際海洋博覧会に合わせて観光船や連絡船の基地港として整備され、供用開始から約50年が経過しているところでございます。県管理の港湾施設につきましては、５年ごとに行う定期点検等を実施しておりまして、当該地区においても令和２年度に岸壁を含む施設の点検を行い、劣化

状況の把握に努めてきたところでございます。当該地区の整備につきましては、港湾施設の定期点検結果を踏まえ、修繕工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　よろしくお願いします。

それで知事、７月25日に北部に沖縄で初めてのテーマパーク――日本初のテーマパークですよ、これは。そういった面で、知事としてこのジャングリアに期待することは何かということをちょっと見解を伺わせてもらえますか。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　この間、様々な方々がこのジャングリアの開園に非常に高い関心を持ち、ひいてはアジアからの誘客、あるいはヨーロッパからの誘客も含めた新しい形でのインバウンドを取り込むためのそういうスケールメリットがあるというように考えておりますし、また、ジャングリアにしてもそのような形で海外からの来場者にも十分満足していただけるよう、たっぷりと自然を活用した形で運営をしていくという方針もまた聞かせていただいております。ですから、そのような形で県も――国とも連携をしながらになると思いますけれども、新しい形のインバウンドの誘客についてもさらに検討を進めていくというような形で期待されているというように受け止めております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　ジャングリア、７月の開園ではあるんですけど、当初は多分いろんな交通面で混乱することも予想はされるんですが、やっぱり沖縄でこれだけの事業をされるわけですから、批判するのは簡単なんですけど、やっぱり県としてもしっかりと連携を取ってこの対策に当たってもらいたいと思っております。これはもう要望として終わりたいと思います。

次、エのほうなんですけど、世界水準の観光地にふさわしい沿道景観の形成についての成果と取組状況を伺わせてください。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県では、令和４年の「～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画」に基づきまして、性能規定方式による除草管理の導入や街路樹植栽・維持管理ガイドラインを策定するなど、沖縄らしい世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観の形成に取り組んでいるところでございます。また、令和６年度から持続可能な国際観光景観モデル事業を活用しまして、重点管理路線の５か所について、景観整備や官民連携による管理体制の構築に着手をしているところでございます。引き続き、国や市町村とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　那覇では、この奥武山公園を中心にジャイアンツがキャンプで見えて、その中で国道がもう草ぼうぼうして恥ずかしいという投書がいろいろとある中で、皆さんが那覇市と対応してもらって、これはもう感謝するんですけど、今モデル事業として県道でというのがあるんですが、やっぱり国、市町村とも連携を取るということは大事な分があると思うんです。国道もしっかりと総合事務局含めてやるべきだと思うんですけど、どうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　当然でございますが、沿道景観の形成につきましては、県だけで取り組んでも効果は十分ではないというふうに認識しております。引き続き、国や市町村とも連携しながら、その取組を拡大してまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　よろしくお願いします。

次に、農林水産業の振興についてでありますが、本島サトウキビの生産状況は減少傾向にあるということがありますが、現状と耕作放棄地の状況、そしてまたその中で生産性向上にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

本島のサトウキビは近年減少し、令和５・６年期生産量は過去最低の約９万8000トンであり、また、令和５年の耕作放棄地面積は県全体で約3500ヘクタールとなっております。

県としましては、ハーベスタ等の導入による機械化の促進、生産法人の育成、作業受委託組織の支援などによる担い手育成対策、農地耕作条件改善事業等を活用した耕作放棄地の解消など、生産性の向上に取り組んでおります。引き続き関係機関と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　皆さんが言うこの生産性の向上というのをどう受け取ればいいのか分からないんですよ。2010年には19万9000トンあったものが、今部長が言うように９万トンになっていると。本島はもう10万トン減少しているわけです。それで生産性の向上という取組、これはもう取組が破綻しているということ

じゃないですか。どうなんですか。
○中川京貴 議長　休憩いたします。
　　午後３時58分休憩
　　午後３時58分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
　農林水産部長。
○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。
　サトウキビにつきましては関係機関と連携しまして、さとうきび増産プロジェクト計画等に基づきまして、いろいろ機械化の促進ですとか担い手の育成、そして作業受委託組織の支援等も行っているところでありますけれども、本島内には耕作放棄地等もありますので、この点に関しましては事業等も活用しながら耕作放棄地の解消等に取り組んでいるところです。引き続きサトウキビにつきましては、生産振興に取り組んでまいりたいと思います。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　皆さんが調査した本島の成行推計値では、この９万トンというのは2030年ですよ、皆さんの数値で。ところが、今の現状でもうこの数値よりも下回っているというところですので、これはやっぱり次のゆがふ製糖の計画にも相当に影響してくると思うんですよね。
　次のイのゆがふ製糖の整備計画については全く進展していないというふうに考えているんですけど、進捗状況をお伺いさせてください。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。
　ゆがふ製糖工場の整備につきましては、ゆがふ製糖株式会社が事業費の圧縮に取り組んでおります。また県では、市町村への個別訪問や地区別で意見交換会などを行い、同工場の整備に係る事業実施主体や費用負担などについて市町村や同社と協議を進めているところであります。なお、国の令和６年度補正で新たな事業が創設されたことから同事業の活用を含め、引き続き沖縄県分蜜糖製糖工場安定操業対策検討会議などで検討しまして、早期の工場整備に向け取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　皆さん、今度この商工の範疇である特自貿のほうに、このゆがふ製糖の計画があるわけですよね。
　商工部長、このゆがふ製糖の計画というのは、いつ頃までに提出ということでしたか。
○中川京貴 議長　商工労働部長。
○松永　享 商工労働部長　お答えします。
　ゆがふ製糖株式会社に対します国際物流拠点産業集積地域の用地分譲の件ですが、現在は履行期限としまして令和８年３月末までとなってございまして、条件としまして、令和７年の３月末――今年の３月末までに新工場の規模及び機能、整備事業費及び資金計画運営体制について明らかにしてもらうというところを条件にしまして、期限としましては令和８年３月末となっているところでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　部長、この令和７年３月までの計画というのは出されるんですか。どうですか。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。
　現在、市町村への個別訪問ですとか、地区別の意見交換会、そしてまた３月に向けては地区ごとの検討会ということで進めております。ゆがふ製糖株式会社におきましても事業費の圧縮等に取り組んでおりますので、計画等について検討を今進めているところでございます。
　以上です。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　あとはまた委員会でいろいろとさせてください。よろしくお願いをいたします。
　次にウのほうで、農業産出額の半分を占める畜産業。しかし現状は、飼料高騰、価格低迷で畜産農家は瀕死の状態であります。経営安定化に向けた具体的な取組、支援策をお伺いいたします。
○中川京貴 議長　農林水産部長。
○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。
　県では、畜産農家の経営安定を図るため、令和４年度からこれまで飼料価格高騰対策や肉用子牛価格安定対策などとしまして、54億6000万円を予算措置してきたところです。また、特に経営が厳しい肉用牛繁殖農家の経営力強化を図るため、肉用牛繁殖経営再考プランを策定したところであります。今後は当該プランを基に、繁殖成績等のデータを活用した技術指導など、肉用牛繁殖農家のさらなる支援に努めてまいります。引き続き、市町村、関係団体と連携し、畜産農家の経営安定に努めてまいります。
　以上でございます。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　皆さん、今度畜産の分で産業獣医師の確保、食料自給率の向上ということでうたわれ

ているんですけど、産業獣医師の今の状況を教えてください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

令和６年12月末時点における県内の産業動物診療獣医師は54名、農林水産部公務員獣医師は55名の合計109名となっております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　離島における産業獣医師の不足というのは僕は顕著だと思っていますので、しっかりとその獣医師の確保をよろしくお願いしたいと思っております。

次なんですが、沖縄・台湾技術交流推進事業での取組、成果、技術研究交流の拡充した取組をお伺いします。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県では、琉台農林水産技術研究交流計画に基づき、昭和61年度から台湾との技術交流等を進めてまいりました。直近10年間の派遣実績としまして、平成27年度から令和元年度の５年間で延べ50名、コロナ期間中の令和２年度から令和３年度は派遣なし。そして令和４年度から今年度までの３年間で延べ14名を派遣しており、これまでの39年間で延べ88名の研究員を派遣しております。台湾との技術交流を通して、本県の農林水産技術の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　私は、台湾との農業における技術交流というのはもっと促進すべきだと思っておりますので、その取組の拡充をぜひよろしくお願いいたします。

次、パラオ共和国では観光や水産加工場、漁港整備など、日本政府による支援に大きな期待が寄せられております。沖縄の漁業協議等に係る支援、技術交流や友好関係の強化の取組と本県漁船の操業状況をお聞かせください。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県とパラオ共和国とのＭＯＵに基づく活動としましては、現地調査を踏まえた上で、カツオ一本釣り漁業の振興や漁獲物の加工販売などに関する支援を実施しております。また、パラオ共和国の排他的経済水域内における本県マグロはえ縄漁船の操業状況につきましては、操業可能水域が限定されており、入漁条件に関する漁業交渉が継続されております。

県としましては、引き続き現地に寄り添った支援を実施することで、より一層の友好関係強化に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　我々も委員会でパラオに行ってきました。パラオの日本大使の方が、パラオは日本に対して大きな期待があると。また、パラオと沖縄の歴史的なつながりというのは大きいということもありました。しかし、この大きな期待は大きな失望になるよということも言われてきましたので、そういった面では、その水産加工場をどうするんだとか、漁港をどういう形で持っていくんだということをしっかりと日本政府と交渉しながら進めていってもらいたい。そして、今の大統領からは20％という漁獲水域をもう半分、50％まで拡大していくというところもありますので、そういったことも含めて皆さんの尽力に期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

休憩します。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時７分休憩

午後４時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○當間　盛夫 議員　それでは最後になりますが、ＰＰＰ／ＰＦＩの推進についてであります。

皆さん、この施政方針でマトリックス組織を企画部に設置し、各事業の着実な進展を図るとありますが、具体的な取組をちょっとお聞かせください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　官民連携による新たな財源の確保、様々な主体との連携による地域課題の解決や豊かな県民生活の実現を目指す観点から、ＰＰＰ／ＰＦＩを推進しているところです。次年度、県ではＰＰＰ／ＰＦＩの推進に関する部局間の横串機能を強化し、各事業の着実な進展を図ることを目的に、各事業所管課の職員を構成員とするマトリックス組織を企画部に設置することとしました。

企画部においては、事業所管部局に対する伴走支援を行うとともに、マトリックス組織を活用し、事業推進上の課題やノウハウの共有、先行事例の庁内での横展開を図ることで、各事業の着実な進展を図ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　イのほうなんですが、県が進めているＰＰＰ／ＰＦＩ事業の取組状況をまずお聞かせ

ください。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　現在、県においては、大型ＭＩＣＥ施設をはじめＪ１規格スタジアム、中央卸売市場、都市公園、港湾等の整備、下水道におけるウォーターＰＰＰの導入など様々な分野でＰＰＰ／ＰＦＩの導入を検討しており、現在12の事業で検討を進めているところです。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　皆さんも沖縄県産業振興公社も一緒に連携を取りながら、県と沖縄電力とこの公社ということで、このＰＰＰのいろんな勉強会をしたりとかというのがあるんですけど、各市町村でも今いろんな分で進んでいるんですね。学校の改築であったり、給食センターのものであったり、今言われたＰａｒｋ－ＰＦＩであったりというのがあるんですけど、その中で各市町村がやられている。そして県としての分での民間活力、このＰＰＰに対する課題というんですか、これはどのように考えていますか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　今議員がおっしゃるとおり、プラットフォーム――沖電、公庫、県が構成員となるプラットフォームを活用することによって市町村のほうでＰＰＰ／ＰＦＩ事業がかなり活用されてきている事例がございます。県のほうでＰＰＰ／ＰＦＩ事業を行う場合にはどうしても複数の業務を一括で行う、発注をしないといけないというふうなことが一番大きな課題と思っております。その場合、ＷＴＯ案件になりますので、県内企業に優先的に発注することがなかなか困難な事例になろうかと思っております。その辺のノウハウについても今回のマトリックス組織を活用して研究してまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　今、部長が言われた部分での課題の分でも指摘があるわけですよね。ＰＰＰに対する理解と経験がまだ不足しているんだとか、その利益の確保がなかなか見通せないという分で、この地元事業者の参入が難しいというような分があるわけですね。それで現実に、中城とかいろんなところのほとんどが今大手のディベロッパーが参入してやっている状況。このままにしておくと県内企業が全く入れない状況というのは、僕は課題としてやっぱり皆さんもお持ちだというふうに思っています。それで、この目指す方向ということで、構成企業に地元事業者の参画を要件化するというのもあるんですけど、この辺はどうお考えですか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　我々も県内企業に発注したいという思いはございますので、その辺りについてもどういう形で条件づけられるのかということも含めて、今後引き続き研究してまいりたいと考えております。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　今各市町村も財政的に決して豊かにあるということではなくて、この民間活力、ＰＰＰ／ＰＦＩというのは、これはもう時代の流れですよ。そういった面では。それからすると、沖縄においてのこのＰＦＩの在り方というのは、やはり企画部が市町村ともっと連携を取って、沖縄県がもっとトップリーダーになって、この民間活力の在り方、そして地元企業、地元金融機関を含めた部分の構築をもっと加速すべきだというふうに思うんですけど、どうですか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　御指摘の観点も含めまして、ＰＰＰ／ＰＦＩの取組についてはこれまで推進してまいったんですが、それをさらに加速させるということで、今回企画部にマトリックス組織が設置されたというふうに考えております。
○中川京貴 議長　當間盛夫議員。
○當間　盛夫 議員　最後になりますけど、このＰＰＰ／ＰＦＩ事業、先ほどＳＴＡＴＩＯＮ Aiということでスタートアップのものも愛知県ともっと連携を取るべきだというふうにも思っておりまして、このＰＦＩも国のサイトを検索してやっぱり先進県ということになってくると愛知県ということで出てくるわけですね。愛知県は今回ＩＧアリーナだったかな、そういった分のアリーナも全部ＰＦＩでやるし、公営住宅もほぼほぼＰＦＩでやると。向こうはそれだけの企業なり、それだけの金融機関を含めての構築ができるような分になっているとは思うんですけど、私はもっと先進県である愛知県のこのＰＦＩも含めてのものを連携するというのが大事だと思うんですけど、どうでしょうか。
○中川京貴 議長　企画部長。
○武田　真 企画部長　愛知県においては、多数のＰＦＩを実施するなど先進的な取組をしているというふうに承知しております。ＰＦＩの実施方針数も全国で一番多い24の実施方針を重ねているところです。愛知県をはじめ、そういった他自治体の取組について新たな体制でしっかり研究をして、その内容を庁内で横展開できるような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　當間盛夫議員。

○當間　盛夫 議員　知事、大村知事については玉城知事も国会の中でもよく御存じだと思うんですけど、やっぱり愛知県は今ＧＤＰから言うと、もう大阪を抜くんですよね、東京に次いでというような。トヨタからホンダからいろんな形であれだけ製造業もある。今物流という分のまた航空クラスターという分で我々ＭＲＯ含めて航空のものもあるんですけど、愛知県は部品含めて航空関係もいろんな形で構築されている。この製造業においては、もう愛知県はその分もやっぱり突出しているというのがありますので、それからしたら私が今申し上げたこのスタートアップ事業においても、そしてこのＰＦＩにおいても、製造業の在り方においても、愛知県と――知事、その分では大村知事に会ってでも連携を取っていこうというような形を取るべきだと思うんですけど、最後知事の見解を。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　沖縄県におきましては、先進的な事例をしっかりと研究をし、その知見をノウハウを蓄えていくということが重要だと思っています。これから考えられるのは、大型ＭＩＣＥ施設をはじめ、Ｊ１規格スタジアム、中央卸売市場、都市公園、それから港湾等の整備、下水道、公営住宅などなど、やはりこのＰＰＰ／ＰＦＩを活用して、民間活用の在り方を沖縄でどのようにそれが構築できるかということについて、今般、企画調整課にそのマトリックス組織の核になる部分を置いて、それぞれの各部局任せではなくてここでしっかりとそのノウハウを構築するという方向で取り組もうとしているものであります。当然、我々は先進県の愛知県がその一番大きな目標でもありますけれども、また財政事情もそれぞれに異なりますので、我々の身の丈に合わせてどのようなその財政のスタミナ化を含めたＰＦＩの活用を図っていくかということが非常に重要だと思っておりますので、引き続き大村知事とも相談をしながら、また様々なことに関して学ばせていただきたいというように考えております。

○當間　盛夫 議員　答弁ありがとうございました。終わります。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

〔山里将雄　議員登壇〕

○山里　将雄 議員　皆さん、こんにちは。

てぃーだ平和ネット山里、これから一般質問をさせていただきます。

よろしくお願いします。

それでは１、北部地域の海岸浸食について。

名護、大宜味、国頭等北部市町村で海岸浸食の被害が深刻な状況にあります。危機感を持つ北部の村議会議員などが県に対して対策を求める要請や総合的な防災研究機関である琉球大学の島嶼防災研究センターに原因究明、対策などの議論を推進することを依頼しています。また、名護市の東海岸の自治会から県議会へ海岸浸食の原因となっているのではないかということで、海砂採取の中止を求める陳情が上げられております。海岸浸食は北部だけではなく、本島各地、離島においても起きております。その対応は急務だと思います。

次のことについて伺います。

(1)、県はその実態を把握していますか。全県的に実態調査はしているか伺います。

(2)、原因の検証はしているか伺います。

(3)、浸食防止対策を伺います。

次に２、名護東線ルートの変更・減便について。

これにつきましては、我が会派の代表質問で山内末子議員も取り上げていましたが、私からも質問をさせていただきたいと思います。

名護東線は、名護から東海岸を回り那覇までつなぐ唯一の路線でありましたが、１月19日からうるま市屋慶名までにルートが短縮され、さらに減便もされました。県の対応で最終の１往復が臨時で運行されており、今のところ大きな混乱はないようであります。県の迅速な対応につきましては、評価をいたします。ありがとうございます。しかし、臨時運行は一時的な措置であって、このままでは通勤・通学、そして通院と、北部住民にとっては大きな影響が懸念されます。

次のことについてお伺いします。

(1)、変更・減便により懸念される影響を伺います。

(2)、変更・減便の主な理由を伺います。

(3)、今後の対応を伺います。

３、テーマパーク、ジャングリアの開園に向けて。

テーマパーク、ジャングリアの開園が今年７月25日と発表されました。経済波及効果は、開業15年間で約６兆8080億円が見込まれるとの試算もあり、国も県も観光振興に大きな期待を寄せています。しかし、名護、今帰仁、本部などの隣接する地元地域では生活環境への影響を懸念する声が開園が近づくにつれ高まっています。運営会社は、来園者は１日１万人、県道84号線白銀橋交差点から中山交差点の交通量が現在よりも1000台から2000台多い、１日１万から１万3000台との想定を公表しました。それよりも多くなるとの予想もあります。それで特に言われているのが、交通渋滞

対策への懸念を払拭できないまま開園を迎えることへの強い危機感であります。

お伺いします。

(1)、玉城知事のジャングリア開園に対する見解を伺います。

(2)、県の北部大規模テーマパーク開業に伴う課題等に関する連絡会議の開催状況と検討事項を伺います。

(3)、懸念される交通渋滞対策について国との協議はどうなっているかお伺いします。

(4)、運営会社は、交通渋滞緩和のためにパークに直接乗り入れる車両台数を減らすと。そのために近隣に駐車場を確保して、シャトルバスを運行すると地元には説明をしております。県と運営会社ジャパンエンターテイメント側との協議状況をお伺いします。

(5)、開園に向けて当面の対策として、県道84号線に右折帯を設置することになっています。開園まであと４か月くらいという今の段階で工事が始まっておりません。昨日、比嘉忍議員からも質問があったんですけれども、県道84号線中山の右折帯設置の進捗状況をお伺いします。

４、セグロウリミバエの侵入域の拡大状況と対策について。

去年３月に初めて北部で確認されて以来、私は毎回この件を質問しています。どんどん状況が悪くなっているような印象があります。いまだに拡大が続いていることに危機感を持っております。

(1)、前議会以降、新たにトラップ誘殺はあったのか、現在の拡大確認状況を伺います。

補正予算で、この防除対策の必要経費が計上されています。先日予算特別委員会で審査もしたところですけれども、それに国の消費・安全対策交付金による予算が計上されています。国と県の対応について。

(2)、県の対応を伺います。

(3)、植物防疫法に基づく国の対応はどうなのか伺います。

(4)、前議会で前門部長から、不妊虫放飼に必要となる技術の開発を行っているというふうな答弁がございました。不妊虫放飼の準備状況をお伺いします。

５、パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入についてでありますが、これは今日の松下議員がかなり細かくお聞きでしたので重複している部分が多いんですけれども、通告はしているので答弁をお願いしたいと思います。

玉城知事は、かねてからこのパートナーシップ制度について、2025年度から導入するという方針を表明しておりました。３月までに制度を導入する準備を進めていると思いますが、次のことについて伺います。

(1)、パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入の意義を伺います。

(2)、パートナーシップ・ファミリーシップ制度については全国的に導入が進んでいる現状でありますけれども、まだ理解が進んでいないというのもまた事実であります。導入には賛否、いろいろ意見があると思います。県が12月から１月に行ったパブリックコメントの結果を伺います。

(3)、証明書により享受できる県の行政サービスは何か伺います。

(4)、今は２市だけなんですけれども、県が導入することで今後導入の動きが加速されるのではないかというふうに思っています。県内市町村の導入状況と導入促進に向けた県の取組を伺います。

６、特殊詐欺被害の実態と防止について。

オレオレ詐欺、投資詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺、預貯金詐欺、なりすまし詐欺、ロマンス詐欺など、枚挙にいとまがないほど、あらゆる詐欺被害が県内で多発しております。これは本当に、毎日特殊詐欺被害が報道されている印象があって本当にひどい状況だというふうに思っています。これまでも特殊詐欺被害はあったんですけれども、県内でこれが急激に増えているような印象があります。

次のことについて伺います。

(1)、県内の特殊詐欺発生件数と被害額を伺います。

(2)、特殊詐欺の防止に向けた県警の対応を伺います。

(3)、県の取組を伺います。

７、我が会派の代表質問との関連についてはございません。取り下げます。

以上、よろしくお願いします。また、再質問等もさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○中川京貴 議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　山里将雄議員の御質問にお答えいたします。

テーマパーク、ジャングリアの開園に向けての御質問の中の３の(1)、ジャングリア開園に対する見解についてお答えいたします。

令和７年７月25日の開業が決定いたしましたジャングリア沖縄は、沖縄観光の高付加価値化に加え、1000人以上の雇用の創出、周辺インフラの開発等も期待さ

れております。一方で、交通渋滞や騒音等の懸念もあることから、事業者においては地域や関係団体への適切な情報提供と対話を重ね、理解の醸成に努めていただきたいと考えております。

沖縄県としては、県民生活への影響に配慮しつつ開業効果を最大限に活用し、北部地域の活性化、ひいては県全体の経済振興につながるよう、関係者及び関係市町村等と連携してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏 土木建築部長　１、北部地域の海岸浸食についての(1)から(3)、海岸浸食に係る調査と対策等についてお答えいたします。１の(1)から１の(3)までは関連しますので、一括してお答えします。

海岸浸食については、全県的な調査は実施しておりませんが、台風や気候変動による平均海面水位の上昇等、様々な要因が考えられます。県では現在、気候変動の影響を踏まえた琉球諸島沿岸海岸保全基本計画の改定に取り組んでおり、有識者等による検討委員会において、海岸浸食対策を考慮した海岸保全施設整備計画の検討を行うこととしております。

次に３、テーマパーク、ジャングリアの開園に向けての(3)及び(5)、北部テーマパーク開園に向けた交通対策についてお答えします。３の(3)と３の(5)は関連しますので、一括してお答えします。

県では、関係機関が所管する交通課題への対応等について共有・連携を図りながら交通対策に取り組んでおります。県管理の名護本部線においては、白銀橋（西）交差点改良やテーマパーク入り口右折帯設置工事に取り組んでいるところであります。また、国においては、中長期対策として名護東道路の本部方面への延伸を検討しております。引き続き国や名護市、今帰仁村などの関係機関と連携し、道路管理者として必要な対策を実施してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　企画部長。

〔武田　真　企画部長登壇〕

○武田　真 企画部長　２、名護東線ルートの変更・減便についての中の(1)、変更及び減便の影響についてお答えいたします。

沖縄バスにおいては、去る１月19日より名護東線の運行計画を見直し、那覇バスターミナルから名護バスターミナルのルートを屋慶名バスターミナルから名護バスターミナルへのルートに変更しております。さらに、同路線の減便に加え、最終便の時間帯を２時間早めるなどのダイヤ変更が行われております。これらの運行計画の変更に伴い、部活動を行っている高校生の帰宅など、地域住民の移動に対する影響が懸念されております。

同じく２の(2)、変更・減便の主な理由についてお答えいたします。

名護東線のルート変更の理由につきましては、国による自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の改正に伴い、運転手の時間外労働の上限規制や１日の拘束時間の短縮などにより、従来の長距離路線の運行が困難となったためと聞いております。減便やダイヤ変更の理由につきましては、現行ルートを運行する運転手の数が限られることや残業時間の上限規制を遵守しつつ、朝の通勤・通学時間帯の運行を優先したこと等によるものと聞いております。

同じく２の(3)、最終便を補完する取組の今後の対応についてお答えいたします。

県では、名護東線ルートの夜間移動の緊急的な対策として、うるま市安慶名バス停から東海岸地域を経由し、名護バスターミナルを結ぶルートにおいて、平日の夜間１往復でバスの運行を行っております。今後の対応に向けては、県及び関係市町村で構成する沖縄本島中北部東海岸地域公共交通協議会を今月７日に設置したところであり、同協議会の下、県と市町村が連携しながら課題解決に向けて取り組むこととしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真 文化観光スポーツ部長　３、テーマパーク、ジャングリアの開園に向けての(2)、連絡会議の開催状況と検討事項についてお答えいたします。

県は、これまで連絡会議を３回、交通対策部会及び雇用対策・産業連携部会をそれぞれ２回開催し、想定される課題等について全庁共有を図っております。交通対策については、事業者が作成した交通対策計画や県及び名護市、今帰仁村における道路・交差点改良の進捗を確認しており、雇用対策等については、事業者の採用状況や人材育成、地元食材の活用状況を共有しております。

県としては、関係部局連携の下、開業効果を最大限に活用し、県全体の活性化につなげていきたいと考えております。

同じく３の(4)、運営会社との協議状況についてお答えいたします。

株式会社ジャパンエンターテイメントから関係自治体に対し、周辺道路や交差点の改善に係る要望等があり、県に対しては、周辺県有地の活用について協議がありました。令和６年９月に行った庁内照会に対して回答のあったジャングリア周辺の複数の県有地について活用の可能性を検討したところ、その現況から直ちに活用することは困難であることを確認し、その旨を同社にお伝えしたところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美 農林水産部長　４、セグロウリミバエの侵入域の拡大状況と対策についての(1)、現在の分布状況についてお答えいたします。

セグロウリミバエは、令和６年３月に沖縄本島北部で本県では21年ぶりに誘殺が確認されました。その後、発見される範囲が拡大し、令和７年１月末現在、北部地域を中心に12市町村で誘殺が確認されております。

同じく４の(2)、県の対応についてお答えいたします。

セグロウリミバエについては、国、市町村等関係機関と連携し、寄主植物の除去や薬剤散布による防除を実施してまいりました。また、本種の防除に対する協力を求めるため、市町村及びＪＡへの説明会や区長及び地域住民へのチラシ配布等による周知活動を行ってまいりました。さらに、今議会に補正予算として約４億9300万円を計上したところであり、今後誘殺板を購入し、６月から開始予定の不妊虫放飼に向けて発生密度の低減を図ってまいります。

同じく４の(3)、植物防疫法に基づく国の対応についてお答えいたします。

セグロウリミバエの分布拡大を受け、国は植物防疫法第17条に基づき、本年４月より沖縄本島を対象に緊急防除を実施する予定と聞いております。緊急防除の詳細については、現在のところ明らかとなっておりませんので、引き続き情報収集に努めてまいります。

同じく４の(4)、不妊虫放飼の準備状況についてお答えいたします。

県では不妊虫放飼実施に向け、昨年から採集したセグロウリミバエを用いて増殖方法の検討等を行ってまいりました。現在、不妊化試験を実施しているところであり、令和７年６月からの不妊虫放飼による防除開始に向けて取組を加速化してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　こども未来部長。

〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕

○真鳥裕茂 こども未来部長　５、パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入についての(1)、制度導入の意義についてお答えいたします。

全国の自治体ではパートナーシップ制度の導入が拡大しており、県内では那覇市と浦添市で既に導入されております。性的マイノリティーの方々は生きづらさを感じている方も多く、パートナーとの関係を公的に証明することで安心感につながることから、県にも当事者の方々から導入を求める声が寄せられております。

県としましては、性の多様性への理解を深め、互いの個性を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するためにも制度の導入は意義があるものと考えております。

同じく５の(2)及び(3)、パブリックコメントの結果及び県の行政サービスについてお答えいたします。５の(2)と５の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県では、令和６年12月にパブリックコメントを実施し、10名から20件の御意見をいただきました。御意見の多くは制度の導入に賛同する内容であり、そのほか要望や手続に関するお問合せも寄せられました。パブリックコメントの結果については、３月上旬の公表を予定しております。

また、証明書を提示することで利用できる県の行政サービスについては、県営住宅の入居など複数を予定しており、年度内の制度開始に併せて公表することとしております。

続きまして同じく５の(4)、市町村の導入状況及び導入促進に向けた県の取組についてお答えいたします。

県内では、那覇市及び浦添市が既にパートナーシップ制度を導入しており、県との間で証明書の相互利用に関する協定締結に向け協議を進めております。県では今年度、制度を導入するに当たり市町村との会議や説明会において意見交換を行ってまいりました。現在、県が発行する証明書の提示などで利用可能となる市町村の行政サービスについて調整を行っているところです。

県としましては、制度の公平性や利便性の向上が確保されるよう、引き続き市町村と協議してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　警察本部長。

〔小堀龍一郎　警察本部長登壇〕

○小堀龍一郎 警察本部長　６、特殊詐欺被害の実態と防止についての御質問のうち(1)、県内における特殊詐欺被害についてお答えいたします。

令和６年中における県内の特殊詐欺とＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害額については、特殊詐欺が171件、約２億1400万円。ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺が132件、約14億300万円となっており、これらを合計すると303件、約16億1700万円となっております。令和５年中のこれらの認知件数及び被害総額は、特殊詐欺が48件、約２億128万円、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺が43件、約３億710万円で、合計で91件、約５億838万円でありました。このように、令和６年中の特殊詐欺とＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害合計は、前年比で認知件数、被害総額ともに３倍以上となっており、被害が急激に増加している状況にあります。

続きまして６の(2)、特殊詐欺被害の防止についてお答えいたします。

特殊詐欺の手口を見ますと、令和６年中には、例えば警察官をかたり、捜査名目で現金をだまし取る手口が増加したり、被疑者が国際電話番号を利用して電話をかけてくるケースが増加しています。また、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺では、被疑者がＳＮＳ上のバナー広告やダイレクトメッセージ、マッチングアプリ等を通じて被害者と接触した後、別のＳＮＳに移行し、やり取りを重ねて信用させ、投資や出資金、結婚費用等の名目で被害金をだまし取る手口となっております。

県警察としては、このような犯罪を実行する匿名・流動型犯罪グループに対する取締りを強化するほか、県民に対し、犯罪の手口や危険性について地域の防災無線、高齢者宅への戸別訪問、ＳＮＳやデジタルサイネージを活用し、幅広い層を対象とした注意喚起を行うとともに、特殊詐欺に悪用されている国際電話番号からの着信を受けないために国際電話の利用休止の申請の周知、あるいは犯人グループから捜査過程で押収した名簿に載せられた方への個別の注意喚起の実施、ＡＴＭやコンビニエンスストアでの声かけの働きかけ、さらに金融機関による預貯金口座のモニタリングを通じた被害拡大の防止を行うなど事業者の方々とも連携し、これら詐欺の被害を未然に防ぐため各種取組をしているところであります。今後とも、関係事業者等と連携しつつ、県民を詐欺の被害から守るための対策を強化してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子 生活福祉部長　６、特殊詐欺被害の実態と防止についての御質問のうち(3)、特殊詐欺被害に対する県の取組についてお答えいたします。

県では、学校や地域を対象に消費者トラブル事例や対処法等を紹介する出前講座を実施しており、その中で特殊詐欺等に対する注意を呼びかけております。今年度、県消費生活センターに寄せられた特殊詐欺の疑いのある相談件数は、１月末時点で167件であり、前年度の104件から63件増加しております。特殊詐欺の疑いがある相談者に対しては、情報提供や助言を行い、必要に応じて県警察を案内しております。

県としましては、県警察とも連携し、ホームページやＳＮＳ等において特殊詐欺に関する注意喚起を行うなど、被害の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時47分休憩

午後４時48分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○山里　将雄 議員　それじゃお願いします。

まず１の北部地域の海岸浸食についてですけれども、皆さんのタブレットのほうに今送っております。何か調子が悪いということでスクリーンには映らないようですので、タブレットを御覧いただきたいと思うんですけれども。これが、私が確認した海岸浸食の状況です。これは大宜味村なんですけど、国道沿いで、下の砂が取られたものですから、そこから土が流れ出て、これパーキングなんですけど、そこにこれだけの穴が開いてしまっているという状況ですね。それからこれは、この下のほう、これ排水なんですけれども、実際そこには砂があったんです。ここまで砂があったものがそれが取られてしまって、このように浮いてしまっているという状況ですね。これもそうですね、上のほうがもともとの地面だったのが浸食で土が全部なくなってしまっていると、こういう状況です。これは奥間のほうなんですけれども、護岸といいますか、構造物の下の砂あるいは土が流れてこのように空洞になってしまっている。これは大宜味村の道の駅のすぐ前の海岸なんですけど、これ県が立てた看板ですよ。海岸の使用について注意を促す看板。これがこのような状況になっている。これも全て土が流れて、この木もこのようにもう枯れてしまったというような状況ですね。このような状況が実際に起こっている。名護市

でも東海岸等々でもそういう状況が見られます。県はこのような現場を視察したことはございますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　議員御提示の箇所につきましては、担当職員において現場を確認しております。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　このようなことが続いていきますと、沖縄の海岸線は本当に壊滅するんじゃないかというふうに思います。海は沖縄の貴重な観光資源ですけど、それを失うことになりかねないというふうに非常に心配します。県は、専門家あるいは専門機関にこういう原因について意見を聞いたことはありますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　海岸浸食の原因につきましては、台風や気候変動による平均海面水位の上昇など、様々な要因が考えられるものと認識しております。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　気候変動ということなんですけど、海岸浸食の一因に海砂採取があるのではないかという意見があるんですね。この現場でも大体沖のほうに海砂採取の現場があるんですね。先ほど言ったんですけど、名護市の安部区のほうから海砂採取の中止を求める陳情が出されています。この陳情、確認していますか。その内容についてどのように思いますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時51分休憩

午後４時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　安部区からの陳情については、確認をしております。

一方、海砂につきましては建設骨材として必要不可欠な材料でございまして、沖縄県においては砂利採取は海域に限られているということから、禁止することは困難であるというふうに考えておりますが、今後とも関係機関等の意向を踏まえ、砂利採取の規制等については検討していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　原因の究明を進めて、その要因になっている疑いがあることについては今のうちに何らかの対応をしておかなければ、後々取り返しのつかないことになると思うんですね。辺野古新基地建設の軟弱地盤の工事で砂ぐい打設が１月から始まっています。工事の砂ぐいには約400万立方メートルという大量の海砂が必要となります。これまでの年間採取量の約５年分という本当に膨大な量、これが沖縄各地の海底から採られるということになります。一般建設用に加えてこれだけの砂が採られるんですね。海岸浸食の要因の一つに海砂採取の可能性がある中で、さらにこれだけが辺野古に使われる、持っていかれたら一体どうなるのかというふうに非常に危惧します。我が会派の山内議員の代表質問で総量規制について聞きましたけれども、これは将来の建設骨材の安定供給を踏まえて慎重に検討するというふうな答弁がありました。

前議会の答弁で前川部長は、海砂採取の年間総量規制等に係る調査を実施しているというふうに、先ほどもそういう答弁があったんですが、調査結果を踏まえて、自然環境や建設事業にどのような影響があるかを取りまとめると答弁していましたけれども、その調査というのはどういう状況ですか。もう済んだのですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現在、海砂採取の総量規制の必要性等について関係者等へのヒアリング、また他府県の状況等を調査しているところでございまして、その結果につきましては、まだ取りまとめ中というところでございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　まだ取りまとめ中ということは、そのときに調査結果――検討委員会を立ち上げるということも言っていたんですけど、まだそれは立ち上がっていないということだと思います。そう理解します。

九州で総量規制を行っている県があると思います。そこはどこか。それから総量規制の理由は何なのかお伺いします。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現在九州では、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県の４県で年間総量規制を行っているというところを確認しております。総量規制の理由ですが、海砂利の安定的な供給、水産資源の保護などを理由に年間総量規制を実施していると聞いております。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　建設資材の供給のために、総量規制はできないと先ほどおっしゃっていた。できないというか、そこまではなかなかという話だったんですけど、ほかのところでは安定供給のために総量規制しているんですよね。なぜそれ沖縄――ちょっと矛盾しているような気がして、沖縄ではできないのか。やっ

ぱりその総量規制は建設資材の安定供給のため、もちろん自然を守るためにもやらなきゃいけないものだというふうに思っております。

お聞きしますけれども、沖縄で採取される建設骨材用の海砂、これは沖縄県内だけで使われているんですか。それともほかのところ、ほかの県にも持っていっているんですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後４時55分休憩

午後４時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　海砂利採取要綱の中で、県内の利用に限定して認可をしているというところでございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　分かりました。

県内で使っているんですね。総量規制しているほかの県に持っていかれているというようなことがあってはいけないと思って聞いたんですけれども、そこは安心いたしました。いずれにしてもこの海岸浸食、先ほども言ったとおり沖縄の貴重な資源である海、海岸を守るためにやっぱり防いでいかなければならない、止めていかなければならない。そのために何をすべきかということをしっかり考えていただいて、ぜひ対応していただきたい。これ以上の海岸浸食がないようにしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

すみません。もう時間が自分の予定よりは随分少なくなっていますので、ちょっと飛ばしながらやっていきたいと思います。

ジャングリアの件なんですけれども、先月11日に、私を含む県議３人と北部関係市町村の議員で――12名ぐらいですけれども、名護市の中山区長、それから区民の方から現状の課題や心配なことを聞き取りしました。その後、ジャングリア建設地の事務所で運営会社ジャパンエンターテイメントの佐藤氏から、事業内容とか整備状況の説明を受けました。そして現場の視察もできました。やっぱり期待はするんですけれども、この準備が本当に間に合うのかというのが非常に心配なんですね。先ほど庁内の連絡会議で対策しているということでしたけれども、ほかに渋滞対策に特化したそういった協議、調整の場はありますか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　県では、北部テーマパーク開業に向けまして、課題への対応方針を確認する庁内連絡会議を設置するとともに、国と連携し、渋滞対策に特化した北部地域交通円滑化ワーキンググループを設置して検討を行っているところでございます。ワーキンググループでは、交差点改良や道路標識のハード整備に加えまして、事業者によるソフト対策などについて課題を共有しているところでございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　北部国道事務所のホームページを確認したら、テーマパーク開園に向けた交通対策という資料が載っていました。今部長がお答えになった、そのワーキンググループのことだと思います。これには県の土木建築部職員とか県警本部職員も構成メンバーとして入っています。実際にこれはどのような会議なんですか。どのようなことが協議されているのでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　会議においては、先ほど申し上げましたハード対策に加えまして、事業者によるシャトルバスの運行の検討ですとか、駐車場の配置、あとは国による渋滞状況の情報発信など、それらの対策について課題を共有しているところでございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　その資料を見ましたら、中長期の幅広い対策が確かに協議されております。危機感を持って対処をしている。国も県もそれから警察もやっているというのは分かりましたけれども、しかし開園までにできることといいますか、即効性のある対策といいますか、これが少ない感じがしたんですね。この辺でやっぱり開園に向けての準備がなかなか進んでいないというか、十分じゃないような印象を持っています。本当にしっかりと対応していただきたい。地域住民の生活環境を守るために、しっかりと対応していただきたいと思います。

県が行った中山の右折帯設置についてですけれども、これ、もう発注はしたと聞きました。工期はいつからいつまでですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　テーマパーク入り口への右折帯設置工事につきましては、今月の２月12日に契約をし、翌２月13日から８月11日までを工期として設定しております。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　８月11日というと、もう既にオープンしているという感じなんですけど、ちょっと心配ですね。

この右折帯の実際の長さ、どれぐらいの長さを今造るんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　右折滞留長の長さですが、事業者の交通予測の結果を用いまして、現在43メートルで計画をしているところでございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　43メートルぐらい。我々が現場を見たときは、大体50メートルぐらい。区長がここからここぐらいまでと聞いてますよと言っていた。大体それぐらいだと思います。それで、どれぐらいの車両がとどまれるか分かりますか。一般の車両で、あるいはバスだと何台とか、おおよそで分かりますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時０分休憩

午後５時１分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　事業者が実施した交通予測によりますと、日当たり１万3400台の交通量があるということで聞いております。

○山里　将雄 議員　すみません。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時１分休憩

午後５時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○前川智宏 土木建築部長　大変失礼いたしました。

43メートルは交通量から算出をしておりまして、何台という換算はできないのですが、車両の長さ等で割ると、おおむねの台数は分かるかと思います。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　43メートルということであるんですが、やっぱりちょっと心配なんですね、本当にそれだけで足りるのかと。ちゃんとデータに基づいておっしゃっているんですけれども。

すみません。信号機についてお伺いしますけれども、この右折帯の設置――間もなく着手するんですけれども、当然信号機の設置もしますよね。その信号機の設置は、その右折帯の完成と同時に設置できますか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　テーマパーク入り口の交差点における信号機の設置につきましては、開園後の交通量予測データ、周辺の道路環境、他の交通安全対策を考慮した上で、信号機設置の必要性について検討し、現在準備を進めているところであります。そのタイミングについてでありますが、これにつきましては道路管理者とよく意見交換をしながら連携し、遅滞なく設置したいと考えております。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　すみません、本部長。これ、７月25日までに信号機は設置しないというか、できないということなんですか。

○中川京貴 議長　警察本部長。

○小堀龍一郎 警察本部長　今の道路の拡幅工事と関連してきますので、道路ができない次元においては、信号機を設置するというのは難しいと考えておりますので、そこは道路の工事とよく連携しながらやっていきたいと思っております。

○山里　将雄 議員　すみません。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時４分休憩

午後５時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○小堀龍一郎 警察本部長　道路が完成した後に設置をするという形になりますので、道路完成前には難しい状況です。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　そうなると、右折帯をせっかく造っても、なかなか右に曲がることができないような状況になるんじゃないですか。部長としてどうですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　現在、契約いたしました業者となるべく早期に工事が完了できるように取り組んでいるところではございますが、一方で、台風など悪天候により工事が遅延することも考えられますので、引き続き信号機の設置等についても綿密に調整を行ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　完成して、そこに実際パークもオープンしてですよ、車が殺到しているという状況になってからどれぐらいで信号機は動くんですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　信号機の設置は恐らく県警察の発注で別の業者が請け負うかと思われますので、そういった業者間で綿密に調整して遅滞なく処理できるような調整を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　ちょっと今、心配なことが増えてしまいましたけれども。ここは、これだけ車が殺到

するのに信号機がないと、なかなかそこの交通渋滞というのは解消できないと思いますので、両方から車が来るわけですからね。県警もぜひ早めに、タイムラグがないようにそこに信号機を設置して安全対策をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時７分休憩

午後５時７分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○山里　将雄 議員　セグロウリミバエについて少し確認をします。

植物防疫法第17条に基づいて緊急防除を行うということになっているんですけれども、さきに議決しました補正予算に組まれている33万枚の誘殺板の設置ですけれども、これも４月からしか緊急防除は入らないんですけれども、この誘殺板の設置の予算も緊急防除の一つ、一環と理解してよろしいですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県では、セグロウリミバエの防除対策を推進するため、今議会に補正予算として約４億9300万円を計上したところであります。この補正予算は緊急防除への対応を目的としたものではございませんが、国からは本補正予算で実施する誘殺板の設置を緊急防除の一環として位置づける予定であるとの説明を受けているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　これ国では、セグロウリミバエの緊急防除に関する省令及び告示の制定についての意見・情報の募集ということでパブリックコメントも実施しているんですけどね。その省令案や告示案の概要、それを開示しています。それちょっと見たんですけれども、告示案には期間や対象などが示されていますが、その中には移動の制限ということも含まれているんですよね。いわゆる移動制限、沖縄県外には持ち出せないというような移動制限ですが、本当にそういう状況になる可能性はあるのか。現在の状況で。そこは非常に気になるところなんですけど、どうですか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　先般、国はセグロウリミバエの緊急防除を実施するために必要となる告示案の概要を公表し、パブリックコメントの募集が行われました。同案によると、防除の内容としまして、移動の制限と消毒または廃棄の措置が示されておりますが、現在のところ対象となる植物など移動の制限に関する具体的内容は示されておりません。そのため県では、出荷に係る条件等について国との協議や申入れなどの働きかけを行うとともに、県内の体制整備に向け、市町村や農業団体等との調整を進めているところでございます。引き続き、県産農産物の生産と出荷への影響が最小限となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　山里将雄議員。

○山里　将雄 議員　まだ今の段階ではということではあるんですけれども、もしそうなった場合には、県内の農業にかなり大きな打撃になると思います。今後、国も一緒にこの不妊虫放飼やほかの対策が取られていくと思うんですけれども、この移動制限にはならないように、やっぱりしっかりと防除の取組をしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

すみません。答弁調整で聞く予定にしていた部分については聞くことができませんでした。おわび申し上げます。

以上で終わります。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時11分休憩

午後５時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　ハイサイ　グスーヨー。

沖縄社会大衆党の当山勝利と申します。

一般質問をただいまから始めさせていただきます。

ちょっと量が多いので早速始めさせていただきますが、まず１番、知事提案説明から幾つか質問をさせていただきます。

(1)番、地域外交について伺います。

ア、中国福建省との友好県省、韓国済州特別自治道との友好協力都市協定、パラオ共和国とのMOUなどに基づく相互交流を進めるとありますが、それぞれの取組について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

中国福建省とは、令和５年に玉城知事、令和６年に周祖翼書記による相互訪問が行われたほか、留学生の相互派遣等様々な交流を続けております。また、韓国済州特別自治道とはこれまでの交流に加え、令和５年以降、両副知事が済州フォーラムや済州４・３犠牲者

追悼式へ参加するなど交流を拡大させており、昨年11月にオ・ヨンフン知事が来県され友好協力都市協定を締結いたしました。令和４年度にMOUを締結したパラオ共和国とは、水産分野における技術協力に取り組むとともに、昨年現地で開催されたパラオ国際アマチュア野球大会へ選手団を派遣しました。

県としましては、今後も引き続き相互交流に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　引き続き、イのほうを伺います。

ＮＥＡＲのネットワークをどのように今後活用されるのか伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　北東アジア地域自治体連合でありますＮＥＡＲは、日本、韓国、中国、モンゴル、ロシア、北朝鮮の６か国・87自治体などが参加する国際機関であります。県では、昨年９月のオブザーバー加入後、部局長級会合や環境をテーマとした分科委員会へ参加し、県の平和や環境に関する取組を紹介するなど、これまでつながりがなかった新たな地域の自治体とのネットワークを広げております。今後もＮＥＡＲが開催する各種委員会等へ参加し、会員自治体等との交流や意見交換を積み重ねることで相互理解を深め、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に向けて積極的な地域外交を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　地域外交ということで、国は国との外交がありますからそっちはしっかりやっていただければいいと思うんですが、やっぱり地域の外交というのは地域と地域それぞれの交流であったり、意見交換であったり、お互い尊重し合いながら、対話をしながら交流を深めていって平和を構築するということがこの地域外交の肝要なところかなと思います。やっぱりそこには知事のこの地域外交をやるという決意が非常に大切だと思いますので、ぜひ次年度進めるに当たっての知事の決意を伺いたいと思います。

○中川京貴 議長　玉城知事。

○玉城デニー 知事　今年度は、４月に平和・地域外交推進課を設置いたしまして、このＮＥＡＲへのオブザーバー参加を含むこれまで沖縄県が行ってきた地域と地域の外交について、さらに新しく展開させていくための方向性を地域外交を推進する基本方針に基づいてその取組を始めさせていただいております。当然、平和、文化、観光、経済、あらゆるネットワークがつながることによって相互理解と相互発展につながる、そしてそれが地域全体で、いわゆる人間の安全保障といいますか、安全保障の状況を易々する中において様々な展開と進展が図られるという方向性に進んでいきたい、進めていきたいというように考えておりますので、各地域の取組についてもまたさらに連携して相互理解、相互発展を深めていきたいというように考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　期待しているところですので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

次行きます。

(2)番、平和行政について伺います。

ア、平和祈念資料館のリニューアルに向けた取組について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　お答えいたします。

沖縄県平和祈念資料館の展示リニューアルについては、今年度より外部有識者から構成された監修委員会及び専門部会を設置し検討を進めております。今年１月には基本構想を策定し、現在、基本計画の策定に着手しているところです。

県としましては、平和祈念資料館が平和発信拠点施設として、より一層の発信力の強化が図られるよう、沖縄県史との整合やＤＸの推進など、時代に即した展示更新を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　平和祈念資料館ができてからまだ一度もそういう展示に関しては改修されたことがない、改められたことがないというふうに聞いておりますので、ぜひこれも今の時代に合うような形でいろいろなことが考えられると思いますので、いろいろな方法をもって私たち世代、また子どもや孫たちがしっかりとその当時のことが分かるような展示にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、イに移ります。

平和祈念資料館における設備等の改修状況について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　平和祈念資料館は、平成12年の開館から24年が経過し、老朽化が進んでいることを認識しております。このため県では、令和２年から令和11年までの10年計画である沖縄県平和祈念資料館

管理・更新計画に基づく計画的な修繕等の実施により、施設の安全性の確保と長寿命化を図っております。具体的には、これまで屋根・壁タイル等の建物のほか、機械、電気設備などの修繕・更新等を計画的に行ってまいりました。今後とも本計画に基づき、計画的に管理・更新を行ってまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　これ令和２年に私が質問したときに、相当設備的にダメージが大きかったものを予算をつけて改修工事に入っていただいたという経緯がありますが、まあ10年間ということなんですが、このリニューアルには間に合うのですか、間に合わないのでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　今、実際リニューアルが終わるのがいつになるかという更新のスケジュール自体を監修委員会等で検討しているところでございますので、具体的に間に合うのか間に合わないのかというのは申し上げにくいんですけれども、できるだけ影響がないように改修のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　ぜひよろしくお願いします。

次移ります。

(3)番、大規模災害等に備えた取組についてのア、災害による被害を最小限にとどめるための取組について伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県では、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画において、地震、津波を含むあらゆるリスクから県民の生命や財産を守る安全・安心な島づくりを目指すことを基本施策の一つと位置づけ、危機管理体制の強化や大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進、安全・安心に暮らせる地域づくりに、ハード・ソフトの両面から一体的に取り組んでおります。引き続き市町村と連携しながら、沖縄県の防災・減災への取組を進めてまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　続けてイのほうを質問させていただきます。

大規模災害が起こった場合、迅速に即応体制を整えることが必要であると考えますが、その備えはできていますか。伺います。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　県では、本年１月、国や市町村など防災関係機関と共に、大規模地震・津波を想定した災害対策本部設置・運営訓練を実施し、本部の設置と被害情報等の収集・分析、消防・医療活動や物資輸送の調整など、災害発生時の即応体制と災害応急対策の手順等を確認しました。また、毎年度、災害発生時に活用が想定される施設等において、物資輸送・拠点設置訓練や救出・救助訓練などの実動訓練を実施しております。引き続き防災訓練等の実施を通して、大規模災害時の即応体制の強化や防災関係機関との連携強化、人材の育成等に取り組み、大規模災害へ備えてまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　今回、この大規模災害に関連して、県は県として大きな枠で県全体の計画を立てられているということは分かるんですけれども、もっと小さなエリアで避難所という見方をするとぜひやっていただきたいことがありまして、というのは私の知り合いに東北の大震災で福島県のほうで被災された方がいるんですけれども、その方は当然被災者です。だけど被災者であるんですけれども、その方が避難所でいろんなことをしなければならないという、いわゆる――こういう言葉はないんですけれども、災害コーディネートをするような方をされていたんですね。要するに、行政は行政の部分がありまして、被災された方は被災された部分があるんですけど、そこをつなげる人がどうしても出てくるんですね。物資を管理するとか、それからボランティアに来る人たちを受け入れるとか、なかなかそれは行政ができないので、その行政の足りない部分をしっかりとコーディネートしていくという人がどうしても必要になってくるんですよ。そういう人が起こされたんですね、その震災の長い間で。この方々が能登の震災のときに何をされたかというと、もうすぐ行って自分たちには経験があるからと。あのとき能登は、ボランティアはいろいろな面で規制されていました。だけどその方々は経験があるということですぐに入れました。県はオーケーしたんですよ。そこで被災者のために動かれたんですね。ただ、沖縄の場合は大規模災害が起こったときにどうなるか。空港が被災したらどうなるか。人が来られないですよね。港は多分耐震護岸が限られているので、物資のやり取りでほとんどがアウトだと思うんです。ということは外から入ってこないので、そういう人たちをきちんと今のうちに育てておく必要があると思うんですね。そういう経験者はいるわけですから、そうい

う方々の話を聞いてどういうことが必要になってくるのかというのをきちんと対応できるようにしておくということが私は必要だと思っていますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　生活福祉部長。

○北島智子 生活福祉部長　ありがとうございます。

議員がおっしゃっているボランティアコーディネーターという役割の方ですが、そういったボランティア活動を行いたい方、またボランティアの応援を受けたい方、また組織などを対等につなぐ専門職ということで認識しておりますけれども、特に資格があるというわけではないということなんですけれども、研修等を通じて実際に災害地で活躍された方を講師に招いたり、そのような方々からこのコーディネーターのノウハウを学んだりするということの研修を行っていきたいというふうに考えております。沖縄県のほうでも、市町村の社会福祉協議会の職員等を対象にしたボランティアコーディネーター研修というものを実施しておりますので、今後そういったコーディネーターの活用も考えてまいりたいと思います。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　この方々がやっているのはボランティアだけじゃないんです。物資が来ると物資の管理もするんですよ。そして、そこでは盗難とかも起こるそうです。そういうこともきちんと管理していくというような、いろんなことをされる方なので、ぜひこれ知見を広めていただきたいのと、あと防災士という資格がありますよね。沖縄県は約2000――今2017名いるというふうにあります。こういう防災士の方々も知識があるわけですから、こういう新たな知識を習得していただいて、しっかりと対応できるようにしてはと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　知事公室長。

○溜　政仁 知事公室長　防災士の活用でございますが、平時におきましては、防災講演や避難所訓練のリーダー役を果たすとともに、自主防災組織や消防団の活動にも積極的に参加していただいているところでございます。また、災害時には避難誘導や救出・救助活動等に当たり、東日本大震災や熊本地震においては、防災士のリーダーシップによって避難所開設や救出等がスムーズに運んだ事例があるということでございます。防災士を災害時コーディネーターとして活用するということにつきましては、日本防災士会の沖縄県支部と意見交換をぜひ行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　大規模災害というか、災害はいつどこでどのように起こるのか分からないので、本当に事前の策というのがとても大切だと思います。東北の震災――阪神・淡路大震災もそうでした。東北の震災もそうでした。本当にいつ何が起こるか分からない。能登もそうでした。まさかお正月の元旦の日にそんなことが起こるなんて思いもしないけど起こったというのもありますので、ぜひ前もっての備えをしていただきたいと思います。

(4)番、人手不足対策アクションプランの取組について伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

人手不足対策アクションプランは、関係機関連携の下、令和５年９月14日に発出した人手不足への対応に関する共同宣言に基づき作成されております。同プランは人手不足の解消に向け、労働力の確保と定着、人材育成、企業の生産性向上などの方向性を示し、公・労・使それぞれの役割ごとに具体的な取組内容を明記したものとなっております。県では、同プランを実効性あるものとするため、体系的に整理した国や県、関係機関の事業等について好事例を交えながら周知を図り、県内企業の事業利活用を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　ぜひお願いしたいのは、高齢者というか60歳を過ぎている方で、それまで正規雇用じゃなかったような方――女性も男性もそうなんですけれども、そういう方々が60を過ぎるとなかなか職が限られて狭められているというのを伺います。そうすると結局企業側っていうのは、雇いたい人がいるけど制限をかけているような感じがするんですね。だけど、働きたい方は年を重ねても働きたいところはある。だけど、あまりきちんとマッチングできていないので結局自分がやりたい仕事ではないんだけれども、そこの仕事に就かざるを得ないというのがよく聞く話なんですよね。ですので、そういうアンマッチの部分をぜひ解消していただきたいというのは、もうこれから60を過ぎる方々、65を過ぎる方々が増えていく。それから労働――まあ65歳未満の方々が減っていくという状況の中で、ぜひここは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

高齢者雇用を促進するためには、受入れ企業における処遇、健康等への配慮や教育訓練の強化充実が必要となるとともに、労働市場においては高齢者が有する知識や経験を生かせる適職の開拓が必要であると認識しております。そのため県では、グッジョブセンターおきなわにおいて企業相談窓口を開設し高齢者雇用に関する企業の相談に対応するとともに、高齢者を対象とした合同企業説明会や相談会を開催しているところです。今後このアクションプランを推進する中で、高齢者雇用に関する好事例の横展開を図るとともに、経済団体や労働団体等と連携しながら、高齢者をはじめとする多様な人材の活躍に向けた取組を促進してまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　ぜひよろしくお願いします。

次、(5)番に移ります。

公共交通利用拡大への転換についてです。

ア、県民が路線バスを乗車体験する機会を創出するとありますが、具体的な取組について伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　昨年９月に実施しました、わった～バス利用促進乗車体験事業において、本島バス会社の乗車実績は、無料日と通常運行日で比較しますと、水曜日が約1.3倍、日曜日は約3.1倍というふうに増加しておりました。同事業の成果を踏まえ、引き続きバス利用の促進に向けて、令和７年度には一定期間、路線バス及びモノレールの運賃を半額とする実証事業を実施することとしております。

以上でございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　一定期間、人数も限定してということだったんですけれども、何名でしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　まだあらあらの試算でございますが、約3000人を予定しているところでございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　バス賃は半額、そして人も期間も狭めて一定期間やるということなんですが、令和６年度にやったものとは全然違うやり方ですよね。ということは、何かこれをやる目的があると思うんですよ。なぜこういうふうにしたのか、そしてこの意義ですよね。この目的を達成して何を知ろうとしているのか、ちょっと教えてください。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　自家用車生活からの脱却に向けた取組として、そのキックオフとして先ほど御案内した去る９月の事業を行いました。官民連携で取り組んでいる沖縄交通リ・デザインのとおり、過度な自家用車からライフスタイルの転換と今後の行動変容につなげていくための社会実験を引き続き行っていきたいというふうに考えております。そのため次なる取組としては、データの取得を前提としてバス運賃の低減施策を実施することによって、このデータに基づいたバス利用促進に向けたサービスの導入、それから路線の在り方についても今後研究するために、今回この実証事業をやってまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　その方々がどういう経路で、どういうふうに行ってということをちゃんと知った上で、じゃもっとバスを利用してもらうためにどういう施策ができるかということを検討されるというような形なのでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　おっしゃるとおりでございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　公共交通機関を使うということは大切だと思っておりますので、ぜひそこら辺は頑張っていただきたいと思います。

イ、切れ目のないシームレスな交通体系の構築について伺います。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　県では、沖縄県総合交通体系基本計画及び沖縄県地域公共交通計画に基づいて、シームレスな交通体系の構築に向け、バス・モノレールの利便性向上を図り、公共交通利用への転換に取り組んでおります。そのほか、観光やまちづくりと連携した交通拠点の整備などによる公共交通の利用環境の改善を推進しております。引き続き関係市町村や交通事業者と連携し、シームレスな交通体系の構築に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　続いてウです。

沖縄都市モノレール経塚駅及び前田駅――これは浦添前田駅です。訂正します。浦添前田駅の利用促進に向けた取組について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　両駅の１日当たりの平均利用者数は、令和７年１月末時点で1718人であり、延

長区間が開業した令和元年度と比較すると、約45％の伸びとなっております。利用促進については、浦添市においてシェアサイクルポートを両駅に設置し、駅とのアクセス向上を図っております。また、現在事業中の土地区画整理事業等によるまちづくりが形成されることにより、モノレール利用者の増加が見込まれるものと考えており、引き続き浦添市と連携して利用促進に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　これ前回も質問――前回ですかね、質問させていただきましたけれども、てだこ浦西駅と比べると経塚駅と浦添前田駅というのは利用者数が少ないんですよね。てだこ浦西駅のほうは駐車場があったり、バスが循環――循環じゃないけど大学を回ったりという工夫はされていて、その分やっぱり利用者は多いのかなと思うんです。それに比べて浦添前田駅とか経塚駅というのは、なかなかそういう路線バスの接続も少ない部分があって、浦添市民が利用しにくい状況にあると思うんです。また、沖縄県民の特徴的なことを言うと、なかなか歩いて移動しないというのもあって、住んでいらっしゃる周りの方々がどこまでの距離を歩いて行かれるかちょっと分かりませんけれども、そういうのもあってなかなか伸びていないような状況があるのかなと思っているんですね。ぜひ先ほどのシームレスな交通体系ということをつくるのであれば、このモノレール駅と路線バスの接続というのはきちんと考えて、どこをどうしたら浦添市民がモノレール駅を利用しやすくなるかというような交通体系が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　浦添市では、令和７年１月19日から、47番那覇てだこ線の路線バスの実証運行を開始していると聞いております。既存の路線に、経塚駅からてだこ浦西駅までのモノレール延長区間を加えており、乗り継ぎ等によるモノレール利用者の増が見込まれるものと考えております。引き続き浦添市と連携して、利用者の増に取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　それを言うと、55番も浦添前田駅のほうと接続してはいるんですけれども、バスに乗ってモノレールを利用するってやっぱり二重にお金がかかるので、やっぱりそこの壁は高いと思うんですよ。じゃ本当にメリットがどれだけあるのかというのを分からないと、なかなかそういうふうな利用はしないと思うんですね、消費者側としては。そこら辺をぜひ――何だろう、公共交通を使うとこれだけ便利ですよとか、こういうことがいいですよというような、そういう啓発的なことも必要かとは思うんですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　企画部長。

○武田　真 企画部長　議員がおっしゃるとおり、シームレスな交通体系の構築に向けたそのような取組も必要だと思っております。そのためのデータ収集という意味で、先ほど御案内したような運賃半額のバス・モノレールの実証実験についても行ってまいりたいと思っております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　ぜひモノレールの利用者を増やそうと思うんだったら、やはり路線バスをぜひもうちょっと増やしてほしいなというのと、本当に便利になるんですよということをＰＲしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、２番に行きます。

ＰＦＡＳ問題について。

(1)番、ＰＦＡＳ問題に対する国の動向について伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

全国の水道でＰＦＡＳが検出されていることを受けて、環境省が令和６年12月24日に水質基準に関する検討会を開催しまして、水道水におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの取扱いについて、現行の水質管理目標設定項目から水質基準項目に見直すこと、そして基準値を現在の暫定目標値と同様、合算して１リットル当たり50ナノグラムとする方針が示されたということが報道されました。今後、国において令和８年４月１日の施行に向け、内閣府食品安全委員会への諮問・答申やパブリックコメント等が実施される予定でございます。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　基準にはなったと。そこは一歩前進だと思うのですが、相変わらず50ナノグラムパーリットルということで、アメリカの基準から比べるとまだまだ高いのかなと思いますけれども、県としてはそこら辺どう認識されていますか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　令和２年にこの水質管理目標設定項目というところに格上げといいますか、上がって、そのときの暫定値が50ナノグラムでございました。その後、３年から５年かけて水道水質の評価をするということで、全国のデータを集めたりした結果ということですので、今の日本国内の基準とし

てはこの50ナノグラムが妥当な結果というふうに受け止めております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　ここら辺は引き続き県もちょっと各国というか、環境基準というのはどの国も一緒だと思いますのでウオッチしていただいて、国にもし提言できるところがあればぜひ提言していただきたいと思います。

(2)番、岡山県吉備中央町において全国初の公費による血液検査が行われました。沖縄県においても公費で血液検査を行うべきではないでしょうか。見解を伺います。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

ＰＦＡＳについて、現時点で血中濃度の基準に加え、基準を超過した場合の対処方針が定まっていないことなどから、県独自の血中濃度調査を実施するには課題があるものと考えております。

県としましては、公衆衛生学や疫学等に関する専門家の意見を聴取し、県民の健康影響について対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　なかなか答弁が変わらないんですけど、各議員もこの件についてはいろいろ質問をされたりしているわけですね。でもなかなか姿勢は変わらないということなんですけれども、現状を知ることで次の手が打てるというふうに考えませんか。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

血中濃度の検査をしてデータを集めるというふうな御提案だと思うんですけれども、やはり血液検査をされた方にとって、血中濃度を測定された人にとっては、このデータを見て将来的な疾病の予測であるとか、あるいは医療的にこれをどうやったら提言できるのかとか、この指導をする側についても指導の方法がまだ定まっていないというところがありますので、国においても検査を受けた人の精神面を含むフォローの支援体制がしっかりあることが望ましいというふうなこともあって、そこら辺も課題だというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　検査のやり方によると思うんですけれども、検査をしたい、知りたいという方もいらっしゃると思うんですね。そういう方々の血液検査をすることによって――今もう全然分からない状況じゃないですか。まあ民間でやられたところはあるんですけれども。それ以外に公的にはやっていないから分からないじゃないですか。分からないということは何もできないということだと私はそう思うんですね。今どういう状況かということが分からないと、次どう踏み出していいかが分からないと思うんですよ。もう一度、御答弁お願いします。

○中川京貴 議長　保健医療介護部長。

○糸数　公 保健医療介護部長　お答えいたします。

国のほうからも健康不安を訴える地域というのが最近多いということで、そういう地域の中でどうやって進めていくかというふうなガイドラインが出されたところでございます。その地域の、例えばコレステロール値であるとか様々な健診の結果がほかの地域よりも高いとかという差があるかどうかというふうなところをしっかりと分析して情報提供することで、その地域全体の汚染といいますか、影響について十分に情報提供できるというふうなレコメンドも出ておりますので、そういうものを参考にしながら、次年度専門家の先生方と今の状況で次にどういうふうな一手が打てるかということについては検討しようというふうに考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　ぜひいろいろな角度で検討していただいて、よき機会を構築していただけたらと思います。

(3)番、ＯＩＳＴなどの研究グループが沖縄県沿岸の海水から高濃度のＰＦＡＳが検出されたとの論文を発表しました。県の認識と対応について伺います。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　お答えいたします。

ＯＩＳＴのティモシー・ラバシ教授らが県内各地で採水しました海水等に含まれるＰＦＡＳについて調査をし、昨年12月にイギリスの学術機関、王立化学会において論文を発表したということについては承知しております。本調査は、ＯＩＳＴが独自の手法で実施したもので、我が国の公定法に基づいて行ったものではありませんので、この当該調査結果を評価することについてはできませんけれども、当該論文を精査しまして調査項目の設定に当たって参考にするなど、今後の県の調査等において活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　ということは、県も調査するということでしょうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　県におきましては、令和５年度から全県的に水質、それから土壌の調査を行っているところであります。その結果を踏まえまして今後いろいろ対策を検討するという形になりますけれども、その際に汚染源の特定がまずは重要というふうに考えておりまして、今後地歴調査等を実施して汚染源の特定につなげていきたいと考えているところです。その際に、このＯＩＳＴにおける調査結果等についても参考にして、汚染源の検討の際に活用していきたいと考えているところでございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　汚染源の特定もとても大切なことで、汚染源がどこかっていうのを知る必要はあると思いますが、沖縄県の環境が今どうかというのも必要だと思いますね。今公定法が違うということだったので、県もしっかりとその海水において沖縄県ではＰＦＡＳの汚染がどれだけあるのかということを知る必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　それについては先ほど答弁したとおり、県におきましては令和５年度から全県的に水質及び土壌の調査を行っているというところでございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　ということは、海水の水質も検査されているというふうに理解していいですか。

○中川京貴 議長　環境部長。

○多良間一弘 環境部長　水質につきましては、河川とか地下水という形になりますけれども、海域において設定している調査地点もございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　やられているということなんですけれども、ぜひ沖縄県の環境がどうかというのは、しっかりと把握していただきたい。これは必要だと思いますので。私はそう提言しておきます。

次行きます。

３、県経済及び域内経済循環向上について伺います。

(1)番、県内の企業連携による受発注の促進等に取り組むとありますが、具体的な説明を求めます。また、製造業において、付加価値の高い製品開発や生産性向上を支える、いわゆるサポーティング産業の育成が重要ではないか伺います。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

県では、企業連携による受発注の促進を図るため、県内企業への相談対応等によるマッチング支援に加え、技術的・経営的な課題解決のための専門家派遣等を実施しているところです。また、サポーティング産業の育成は重要であることから、県では、素形材産業振興施設を拠点に、企業からの技術相談や製品開発等の支援に取り組んでいるところです。今後は、高い技術やものづくりに精通した事業者、または高い生産性や付加価値を有する立地企業との連携促進等により、域内経済循環の向上に向け取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　このマッチングですね、企業と企業のマッチング。年間何社ぐらいあって、何件ぐらい成立しているか分かりますか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時50分休憩

午後５時50分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えします。

今年度の実績としまして、令和６年12月末までの実績ということでお答えします。

マッチング紹介件数が49件、マッチング成約件数が４件となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　49件中４件成立したというのは、結構成功率は高いほうではあるんですけれども、ただ、これが成立したからといって、それが製品化できるかというとまたそれは別問題で、私がよく話をさせていただいている方によると、やはり企業と企業がマッチングするだけではなかなかうまくいきませんよと。そこにものづくりが分かるアドバイザーがいないと、なかなかその製品化まで持っていけない。要するに、成功率が高まらない。私が以前ＭＯＢＩＯに行ったときも、何千件とやるんだけれども数件ぐらいしか商品化できませんと言っていました。それぐらい難しいんですよ。それを高めるためには、やはりものづくりを分かっている人がアドバイスをしないとできないと思うんですよね。そこら辺どのようにお考えでしょうか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時51分休憩

午後５時52分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えします。

先ほどの答弁と重なって恐縮ではございますけれども、高い技術やものづくりに精通した事業者、または高い生産性や付加価値を有する立地企業との連携促進というところに取り組んでおりまして、それをもって域内経済循環の向上に向け取り組んでいると、今後も取り組んでいこうというところでございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　それだとなかなかマッチング――要するに、２つを合わせて商品化するのは難しいんですよというのが今の私の問いなんですよ。そこにちゃんと技術者がいないと、ものづくりを分かっている人がいないとなかなかできない。大企業はできるんですよ。技術者がいっぱいいるから。いろんな技術者がいるので、Ａという部署とＢという部署がくっついてＣという製品ができるんですよ。これは大企業だから。だけど、沖縄県の場合はもう中小企業しかないので、新たな製品をつくろうと思うと技術的な話が難しいんですよ。だから、そういう間にきちんとものづくりをアドバイスできる人が必要じゃないですかという問いです。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時53分休憩

午後５時53分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えします。

県内ものづくりの現状の課題としましては、やはり必要となる基盤・技術を提供するサポーティング産業の裾野がいまだ広がっていないというところにあると思います。

そこで県としましては、企業の稼ぐ力を強化して製造業の振興、自立的経済を構築するという目標に向かいまして、県内外からサポーティング産業の集積あるいは振興を図って、県内企業に対する技術の移転、基盤技術の高度化あるいは人材育成に取り組んでいくというところで考えているところでございます。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　サポーティング産業が沖縄県にないというのは、もう10年以上前からおっしゃっていますよね。県の課題だよと。だけど、いまだに解消できていないわけですよ。それが大切だって分かっているのに、何でなかなか裾野が広がらないんですか。原因は何ですか。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後５時54分休憩

午後５時55分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

他県に比べて本県はサポーティング産業の集積が少ないというところで、県内生産技術の高度化が立ち遅れておりまして、発注者の用途に応じた製品開発力など、県内企業の生産性向上や製品の高付加価値への対応が求められているという状況にあると考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　またやります。

次行きます。

(2)番、国発注公共工事の県内企業受注額増に向けた県の取組について伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　令和５年度における沖縄総合事務局等の国発注公共工事については、発注件数345件、契約金額約2886億円のうち、県内企業は319件、約1225億円を受注し、受注率は件数で92.5％、金額で42.5％となっております。県では、毎年度沖縄総合事務局等に対し、県内建設業者への受注拡大等を要請しており、引き続き県内企業のさらなる受注機会の拡大に向け取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　民間研究のレポートで、国発注公共工事のＪＶ見直しで県内受注率を引き上げることで経済波及効果が上がると具体的な数字をもって示されていますけれども御存じですか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　民間のレポートにより、最低出資比率を上げた場合の経済波及効果についての発表があることについては承知をしております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　民間のほうもぜひ県に頑張って県内の受注率を上げてほしいということで、こういう研究をされていると思うんですね。県の取組を伺います。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　ＪＶの出資比率につきましては、国土交通省の諮問機関である中央建設業審議会が定める共同企業体運用準則において、出資比率の最低限度基準を２社ＪＶの場合は30％以上、３社ＪＶの場合は20％以上としており、これに基づき発注機関は最低出資比率を定めております。今回の要請内容に

つきましては、同審議会の動向を踏まえ、慎重に判断していきたいと考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　あくまでも沖縄県内の域内経済を循環させるという目的で、民間もこうやってレポートを出しているわけですから、県ももうちょっと頑張って国に働きかけてはどうでしょうか。

○中川京貴 議長　土木建築部長。

○前川智宏 土木建築部長　引き続き、県内企業のさらなる受注拡大に向けて国に要請するなど取り組んでまいります。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　次行きます。

(3)番、農林水産業における生産向上と地産地消の取組について伺います。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　県では、県内農林水産物の生産拡大を図るため、栽培技術の高位平準化、担い手の育成・確保、新品種の育成、台風等の気象災害に対応した栽培施設や生産基盤の整備などに取り組んでいるところです。また、食品産業など他産業との連携による農林水産物の付加価値向上を図るため、地域農林水産物を活用した加工品開発などの６次産業化や地産地消等による消費拡大に向けた県内ホテル・飲食店等との連携などを推進しております。これらの取組により、域内経済循環の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　ちょっと話は替わるんですけれども、食品加工業の生産額と移輸出入額は分かりますか。

○中川京貴 議長　商工労働部長。

○松永　享 商工労働部長　お答えいたします。

地域経済分析システム、いわゆるリーサスの統計数値によりますと、本県の2018年における食料品の生産額は2660億円であり、移輸出額から移輸入額を差し引いた移輸出入収支額はマイナス1774億円となっております。

以上です。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　食品加工業というのは、このデータから分かるように、移輸出入額――要するに、出ていくお金が大きいんですよね。全てこれは農産物だけとは言いませんけれども、やはり県内で農産物をしっかりつくってそこを食品加工に回すということは、沖縄県のために絶対必要だと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴 議長　農林水産部長。

○前門尚美 農林水産部長　お答えいたします。

県では、マーケティングに基づく加工品の開発、製品の改良、販路拡大などを支援するとともに、食品産業など他産業との連携に取り組んでおります。６次産業化に取り組む事業者のステージに応じた支援など、多用なニーズに対応する戦略的な販路拡大と加工・販売機能の強化及び地域資源の活用、域内循環の創出による地域活性化を推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　とにかく、物――要するに生産物、物をつくるというのが必要だと思いますので、農水産物ですね、ぜひお願いします。

次、４番に行きます。

教育行政について。

(1)、県高等学校障害児学校教職員組合の実施したアンケートの結果について、教育長の所見を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　お答えします。

県教育委員会では、「みんなの学校！ピースフル・プラン」と題した推進計画を策定し、今年度から３年間を働き方改革の集中取組期間として取組をスタートさせているところであります。アンケート結果にもありますように、働き方改革の取組には、教員業務支援員の配置やＩＣＴを活用した研修の実施等、成果が見られる取組がある一方、中長期的に取り組む必要のある教員の人材配置の確保や校務分掌の軽減等、引き続き推進が必要な取組もあると認識しております。引き続き市町村教育委員会や学校等と連携・協働して、教職員が心身ともに健康で働きやすさと働きがいを実感できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　すみません、ちょっと(2)と(3)は削除します。申し訳ないです。

(4)に行きます。

小・中・高校のそれぞれにおける発達障害を持つ児童生徒の人数を伺います。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　発達障害のある児童生徒の人数を把握する調査はございませんが、令和４年の文部科学省の調査における学級担任等の回答によると、「知

的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、全国で小中学校は8.8%、高等学校は2.2%となっております。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　具体的に数字を把握する必要があると思いませんか。

○中川京貴 議長　教育長。

○半嶺　満 教育長　調査につきましては、今現在、国も具体的な調査を行っていない状況でありまして、県も実施をしておりません。把握は重要であるというふうに考えておりますが、学校現場においては、例えば発達障害について診断書が出されている生徒、あるいはそうでない生徒もございます。学校教育においては、その困り感を持っている生徒、診断書を出されている生徒、そうでない生徒を含めて、困り感のある生徒に対して支援を行っているところであります。調査の実施に当たって学校で答える際に、どこまでが発達障害の生徒であるかという判断もなかなか難しい状況があろうかというように考えておりますので、少しその調査の在り方については研究させていただければというふうに思います。

○中川京貴 議長　当山勝利議員。

○当山　勝利 議員　いろいろ理由はあるとは思います。これは子どもたちだけじゃなくて、親御さんたちの家庭の環境もありますので、なかなか把握しづらい面もあると思いますが、ぜひそこら辺はしっかりと把握していただいて、数が分からないと次につなげることはできないと思います。先ほどの血液検査と一緒なんですけど。そして、小・中・高でどうなっているかということも具体的に分からないと厳しいと思うんですね。ぜひそこは指摘させていただきますけれども、しっかりと把握していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○中川京貴 議長　以上で、本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時５分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子

令和７年２月28日

令和７年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第８号）

令和７年 第１回 沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

令和７年２月28日（金曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第8号

令和７年２月28日（金曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで（質疑）
第３　乙第44号議案及び乙第45号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで

甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和７年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和７年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和７年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和７年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第17号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20号議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和７年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和７年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和７年度沖縄県流域下水道事業会計予算
甲第27号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第７号）
甲第28号議案　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
甲第29号議案　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）

甲第30号議案　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
甲第35号議案　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
甲第36号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第２号）
甲第37号議案　令和６年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　令和６年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）
乙第１号議案　沖縄県公文書等の管理に関する条例
乙第２号議案　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
乙第９号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄県証紙条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
乙第15号議案　沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
乙第16号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
乙第17号議案　沖縄県文化芸術振興基金条例
乙第18号議案　沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第19号議案　沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第20号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
乙第26号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第27号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第29号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第30号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
乙第31号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第32号議案　財産の取得について
乙第33号議案　財産の処分について
乙第34号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第35号議案　損害賠償請求事件の和解等について
乙第36号議案　損害賠償請求調停事件の調停について
乙第37号議案　損害賠償の額の決定について
乙第38号議案　損害賠償の額の決定について
乙第39号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第40号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について
乙第41号議案　副知事の選任について
乙第42号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第43号議案　沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について

日程第３　乙第44号議案及び乙第45号議案
乙第44号議案　財産の取得について
乙第45号議案　沖縄県監査委員の選任について

出　席　議　員（40名）

48番	中川京貴　議長	22番	新垣淑豊　議員
42番	上原　章　副議長	24番	当山勝利　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	25番	西銘純恵　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	26番	新垣光栄　議員
3番	喜友名智子　議員	27番	上原快佐　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
8番	徳田将仁　議員	30番	糸数昌洋　議員
9番	比嘉　忍　議員	31番	仲里全孝　議員
10番	新垣善之　議員	32番	仲村家治　議員
11番	新里　匠　議員	33番	下地康教　議員
13番	比嘉瑞己　議員	34番	座波　一　議員
14番	次呂久成崇　議員	35番	新垣　新　議員
15番	米須清一郎　議員	36番	大浜一郎　議員
16番	幸喜　愛　議員	37番	渡久地　修　議員
17番	當間盛夫　議員	38番	仲宗根　悟　議員
18番	松下美智子　議員	41番	山内末子　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	又吉清義　議員
20番	大屋政善　議員	45番	呉屋　宏　議員
21番	小渡良太郎　議員	47番	島袋　大　議員

欠　席　議　員（５名）

4番	儀保　唯　議員	7番	宮里洋史　議員

12番　平良識子議員　　23番　島尻忠明議員
43番　西銘啓史郎議員

欠　　員（3名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	松永　享	商工労働部長
照屋義実	副知事	諸見里　真	文化観光スポーツ部長
池田竹州	副知事	前川智宏	土木建築部長
小川和美	政策調整監	宮城　力	企業局長
溜　政仁	知事公室長	本竹秀光	病院事業局長
宮城嗣吉	総務部長	友利公子	会計管理者
武田　真	企画部長	金城康司	総務部財政統括監
多良間一弘	環境部長	半嶺　満	教育長
北島智子	生活福祉部長	小堀龍一郎	警察本部長
真鳥裕茂	こども未来部長	下地　誠	労働委員会事務局長
糸数　公	保健医療介護部長	森田崇史	人事委員会事務局長
前門尚美	農林水産部長	渡嘉敷道夫	代表監査委員

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
前田　敦次	長	安田　健主	査
中村　守	議事課長	比嘉太一	主査

○上原　章 副議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

２月26日に島袋大議員から２月25日の会議における発言について、お手元に配付の発言取り消し申し出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

よって、お諮りいたします。

この取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原　章副議長　御異議なしと認めます。

よって、島袋大議員からの発言取消し申出を許可することに決定いたしました。

○上原　章副議長　この際、念のため申し上げます。

質問においては、議員の質問時間に加え、質問、答弁を合わせた往復時間を設けており、規定の往復時間を超過した場合、質問時間が残った状態であっても質問は終了となりますので、説明員の皆様におきましては、答弁に際しては、簡潔に要点をまとめ、明瞭に答弁していただくよう御協力をお願い申し上げます。

○上原　章副議長　**日程第１**及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案まで及び乙第１号議案から乙第43号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　おはようございます。

一般質問の最終日となりました。今議会、次年度予算案を審議しないという動議から始まりまして県議会議員として本当に県民に申し訳なかった事態だったと思っております。ただ、開会前に与党としてできることがあったのではないかと思うことは本当に多々ありました。この件について皆様、先輩議員のお話を聞いていますと、県政が少数与党だったときのそれぞれのお立場でのやり取りを聞くと、あの時代の先輩方の動きを直接見て学びたかったなと思うところも多いです。今、国会でも県議会でも少数与党と。立憲民主党は熟議の姿勢で取り組んでおりますけれども、私も今の時代なりのやり方で県議会で熟議ができる一人になりたいと思いまして、一般質問に入ります。

順番を入れ替えまして、ひとり親支援のほうからお

伺いをいたします。
　ひとり親支援、子ども・若者施策について。
　まず、次年度のひとり親支援の方針について伺います。
○上原　章副議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂こども未来部長　お答えいたします。
　県では、従来の資格取得支援や民間アパートを活用した総合的な支援、それから家事援助のためのヘルパー派遣等のほか、令和５年度に実施した沖縄県ひとり親世帯等実態調査の調査結果を踏まえまして、新たに企業でのインターンシップを通して、ひとり親の就労につなげる取組等を実施する予定としております。
　県においては、ひとり親の生活安定と自立を図るためには、就業支援や子育て・生活支援が重要というふうに考えておりまして、引き続き、総合的かつきめ細やかな支援に取り組んでまいりたいと考えております。
○上原　章副議長　喜友名智子議員。
○喜友名　智子議員　ひとり親支援ですが、ぜひ県には引き続き力強く進めていただきたいと思います。５年に１回の調査も昨年まとまったと思います。私も拝見しましたけれども、調査のアンケートを見ると、傾向として職業訓練の支援、そして入居支援、こういったところはニーズが少しずつ減ってきている一方で各種年金や手当ての充実、この要望が増えてきていることがうかがえます。福祉分野の支援が一定数行われ、自立支援の結果、せっかく就業して芽が出始めたときにやはり物価高の中で、所得それから手当てがまだまだ追いついていないことを示していると思います。引き続き、県にはひとり親支援に力強く取り組んでいただきますようお願いをいたします。
　次に、沖縄県子どもの貧困対策推進基金についてです。
　市町村事業の執行状況とその主な内容、令和４年度から６年度でお伺いいたします。
○上原　章副議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂こども未来部長　お答えいたします。
　子どもの貧困対策に資する市町村単独事業の執行率でございますが、令和４年度が31.5％、令和５年度が44.3％、令和６年度は交付決定額ベースで57％となっております。市町村では本交付金を活用し、就学援助の充実を図る取組と併せて、低所得世帯等を対象としたファミリーサポートセンター利用料や検定料金の助成、それから放課後児童クラブの利用料補助対象者の拡充など、貧困の解消に資する市町村独自の事業を実施しているところでございます。
○上原　章副議長　喜友名智子議員。
○喜友名　智子議員　この市町村の単独事業の中で、ベビーミルク支援に充てている市町村はあるでしょうか。
○上原　章副議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂こども未来部長　お答えいたします。
　市町村担当者などから、本交付金の活用に関するベビーミルク支援の検討をしたいということでの問合せ等は複数受けておるんですけれども、２月現在で本交付金を活用してベビーミルク支援を行っている市町村はございません。
○上原　章副議長　喜友名智子議員。
○喜友名　智子議員　このベビーミルク支援については、前期、県議会に出た陳情を採択した経緯がありました。その後、民間団体と協力して取り組む市町村も実際には出てきているんですよね。こういった活動について県が把握している情報はあるでしょうか。
○上原　章副議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂こども未来部長　今現在、市町村も様々なベビーミルク支援を行っていまして、国庫補助事業を活用した支援であったり、中には単独―― 一般財源を使って支援をしているような市町村もございます。
○上原　章副議長　喜友名智子議員。
○喜友名　智子議員　この県の基金、市町村単独事業でベビーミルク支援に使えないかなと思うんですけど、対象外なんですか。
○上原　章副議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂こども未来部長　すみません、ちょっと休憩お願いします。
○上原　章副議長　休憩いたします。
　午前10時９分休憩
　午前10時10分再開
○上原　章副議長　再開いたします。
○真鳥裕茂こども未来部長　ベビーミルク支援は、基金を活用してできるということでございます。
○上原　章副議長　喜友名智子議員。
○喜友名　智子議員　民間主導で始まった取組で、先ほど部長答弁にありましたように国の補助金、それから一般財源を充てている市町村もございます。中には、自ら寄附金を募っている市町村もあるというふうに聞いているんですね。しかし、基金の市町村単独の執行状況が半分近くでとどまっているということと、ベビーミルク支援も対象として使えるということであれば、ぜひこの基金を積極的に活用してほしいと思うんですけれども、県でできる取組は何かないでしょうか。

○上原　章副議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長　県では、本交付金の積極的な活用を促すために、８月に実施した市町村連絡会議においても基金を活用したベビーミルクの支援について説明を行ったところでございます。本交付金により市町村においてもベビーミルクの支援を独自の事業として効果的に取り組んでいただけるよう、周知に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　ぜひ、よろしくお願いします。

ミルク支援数が多いのは、やはり那覇市などの都市部なんですけれども、２月末で予算の関係なのか終わらざるを得ない状況が出てきているやにも聞いております。赤ちゃんの食事としてのミルクが足りなければ、子ども食堂同様にやはり支援を広げてもらいたいんです。ぜひ県のほうが旗振り役となって、乳児世帯に届くように引き続きの取組をお願いいたします。

次の質問ですが、沖縄県こども・若者計画（案）にあります沖縄県成育医療計画――今のところ仮称ですが、内容をお伺いいたします。

○上原　章副議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長　お答えいたします。

成育基本法では、成育過程にある者や妊産婦等に対し、医療、保健、教育、福祉等に関する必要なサービスを提供するための施策を総合的に推進することが位置づけられてまして、地方公共団体に対して施策の策定及び実施が義務づけられております。このため県では、健やか親子おきなわ21で取り組んできた母子保健施策に、乳幼児等子どもや妊産婦等に関する医療施策等を盛り込んだ成育医療等計画（仮称）の令和７年度策定に向け取組を進めているところであり、具体的な施策等については今後検討を進めていくこととしております。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　成育と医療ということですが、内容には恐らく低体重児――体重がすごく少なく生まれてくる赤ちゃんと、あとは生まれた後体重の成長がなかなか追いつかないという赤ちゃんの健康管理も入ってくるんじゃないかと思うんです。先ほどのベビーミルク支援の延長になりますけれども、この県の成育医療計画に乳児の健康管理としてのミルク提供支援も含めたほうがよいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○上原　章副議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長　成育医療計画につきましては、成育過程にある者に対する保健施策として乳幼児健診等の推進のほか、乳児を育てる保護者への栄養指導、それから乳児や学童期・思春期にある子どもへの食育、食生活、運動等の生活習慣形成のための健康教育などを盛り込むこととしておりまして、ベビーミルク支援など市町村の取組状況も踏まえ、子どもの健やかな成長、それから発育、健康の維持・増進に資する施策について幅広く検討していくこととしております。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　計画に少し可能性が見えてきたかなと思って、非常にうれしく思っております。

このベビーミルクの問題、母子保健法とそれから生活保護法のはざまで見落とされてきた問題だということは、私も議会や委員会で申し上げてきました。赤ちゃんへの支援というと、生後４か月までの世帯を訪問する、こんにちは赤ちゃん事業もあります。しかしこれは、お宅を訪問する保健師さん、助産師さんたちにミルクを届けてくれと預けることができない仕組みになっているんですね。この県の基金などをぜひこういったミルク支援に活用して、制度の外で取り組んでいるところに少しでも届くように、それから成育計画とでき得る限り公的な支援に近づけていただきたいと要望をいたします。

休憩をお願いいたします。

○上原　章副議長　休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分再開

○上原　章副議長　再開いたします。

○喜友名　智子議員　すみません、またちょっと順番を入れ替えますけれども。

次は、県内の医療・介護体制についてお伺いをいたします。

まず３の(1)、２月の補正予算で医療・介護関連の予算、そして国の重点支援地方交付金事業での沖縄県と九州各県との水準がどうなっているのかお伺いいたします。

○上原　章副議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　お答えいたします。

保健医療介護部では、医療・介護関連の予算として、増額補正８件、減額補正14件、合計93億195万円を２月補正予算に計上しております。重点支援地方交付金事業の沖縄県と九州各県の水準との比較については、補助単価の設定方法や補助対象経費等が異なるため単純に比較することは難しいと考えておりますが、県全体の重点支援地方交付金事業38億6687万8000円のうち、医療関係では医療施設等物価高騰対

策支援事業に７億3468万円、介護関係では沖縄県介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業に７億357万8000円を計上しております。

以上でございます。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　ありがとうございます。

県の医師会から、この重点支援地方交付金の活用についてしっかりと九州各県の水準を確保するように要望がありました。執行まで含めまして、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次は同じ３の(2)、県の病院事業局関連です。

まず最初に、令和７年度以降の経営収支の見通しについて伺います。

○上原　章副議長　病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　お答えします。

県立病院の経営収支は、令和６年度決算見込みで約100億円、令和７年度予算で約80億円の純損失を見込んでおります。経営収支悪化の主な要因としましては、コロナ後の患者受療行動の変容等に伴う入院外来患者の減による収益減や人件費及び材料費等経費の増が挙げられ、今後も厳しい経営状況が続くと考えております。

そのため病院事業局としましては、経営再建を行う新組織の設置や経営計画の策定、外部専門家による伴走型支援、国が新たに創設する地方債の活用などを行い、引き続き離島・僻地医療、救急医療等の政策医療や地域医療に重要な役割を果たせるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　令和６年度で100億、そして令和７年度の予算案では83億規模の純損失ということですが、この赤字部分はどう解消していく予定なんでしょうか。

○上原　章副議長　病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　病院事業局としましては、厳しい経営状況の中、今後も引き続き地域医療を確保するためには経営強化を図ることが必須であり、そういうことで昨年度に経営改善のためのプロジェクトチームを立ち上げたところです。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　この赤字はいつ頃解消する見込みで経営再建に取り組む予定ですか。

○上原　章副議長　病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　いつ頃収支がとんとんになるかというのは非常に難しいですけれども、一年一年赤字の部分を減らすことを目標に今そういうプロジェクトチームを立ち上げて、病院事業局と各県立病院で横断的にメンバーを入れて今走り始めたところです。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　この県立病院の収支を増やすために赤字を解消することはもちろんですが、できるだけ経営安定に向けてやはり県立病院の収入をいかに上げていくかというところは非常に大きなテーマになってくると思います。各県立病院では、病院の報酬単価に関わる機能評価係数をそれぞれ取得していると思います。特に機能評価係数Ⅱについて、これを上げていくことで収入を上げようということが全国の自治体病院ではトレンドになっていると理解をしております。今、県立病院ではこの機能評価係数Ⅱについてどのような分析をしておられますか。

○上原　章副議長　病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　ＤＰＣ病院が担うべき役割を評価したのが機能評価係数――県立病院はⅡですね。Ⅰは基本的には大学病院ですけれども。北部・宮古・八重山病院では、離島・僻地医療や災害医療などの地域医療に貢献していることが評価され、地域医療係数が高くなっております。また、中部病院では様々な疾患に対応できる総合的な診療体制が評価されて、カバー率という係数が高くなっております。南部医療センター・こども医療センターでは、より多くの医療資源を必要とする重症患者を多数受け入れたことによる、複雑性係数が高く評価されております。各医療圏における県立病院の役割を明確化し、より高い係数として評価されるよう、引き続き分析と対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　やはり国の診療報酬制度と、あとは県民の医療ニーズが本当に合っているのかどうか非常に難しいところもあるかと思います。しかし、今御説明いただいた機能評価係数Ⅱの部分、ＤＰＣのほうで県立病院は非常に頑張っていると思いますので、ぜひ引き続き取り組んでいただきたいです。

次の質問に移りますが、日本の診療報酬制度は変化が非常に複雑で急激と言われております。専門性の高い事務職員、それから外部の専門家が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○上原　章副議長　休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○上原　章副議長　再開いたします。

病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　お答えします。

健全で持続可能な病院経営に向けて、変化する診療報酬制度への適切な対応は、県立病院において課題です。このため、令和６年度より医事業務の機能強化に向けて、島根県立中央病院に職員を派遣するとともに、制度的な環境変化への適切な対応に向けては、病院経営コンサルティング会社へ職員を派遣しております。また、病院長をはじめとするトップマネジメント層、各部門長のミドルマネジメント層に対しては、令和６年度末より、変化する診療報酬制度を踏まえた経営マネジメント研修を実施しているところであります。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　ぜひ、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

その中で、何度も取り上げてきた病院総務システム開発の現状、今どうなっているでしょうか。

○上原　章副議長　病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　お答えします。

病院総務システムについて、今年度の契約に定めた機能の改修はおおむね完了し、システムエラーに起因する手当の支給誤りは、昨年12月までにほぼ解消いたしました。今後は、給与・勤務条件に係る制度改正への対応や病院現場からの要望を踏まえた事務効率化や負担軽減に資する機能改善に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　次年度、システム改修費を計上されておりますよね。幾らですか。

○上原　章副議長　病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　システム改修費としては、令和７年度で約1000万です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　その内容について教えてください。

○上原　章副議長　病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　特に時間外勤務申請の不備に関して、基本的には本人に不備は戻すんですけれども、直属の上司がやはりそれを把握する必要があるということで、そういうプログラムを組んでいただきたいと、それが一つですね。またもう一つは、県立病院は６病院ありますが、医師は病院だけじゃなくて診療所にも業務応援で出ることがかなりたくさんあります。これがほかの民間病院と違うところであると思いますけれども、そういうふうに時間外命令簿が他病院の応援であることが瞬時に分かるようなシステムが今入っていませんので、現場からの要望でそれをつくっていきたいと考えております。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　これまでの経緯を振り返ると、実はまだシステムが完成していなくて、その分の追加改修費用を計上しているのではないかと私には思えてならないんですね。これまでの開発費の延長だとすれば、やはりそもそもの発注がおかしかったという元のところの検証は引き続き必要ではないかと思います。これは、ちょっともう今回は細かくやりませんけれども、やはり改修費が1000万単位、それから保守でも恐らく600万から800万で計上されていると聞き取りで聞いております。この規模の経費計上が赤字経営の中でいつまで続くのか、こういったところが事務の効率化に本当につながっているのかやはり疑問です。この件はまた引き続き検証をさせてください。

休憩お願いします。

○上原　章副議長　休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○上原　章副議長　再開いたします。

○喜友名　智子議員　次に、沖縄振興の部分からです。

沖縄でも人口減少が進むとの推計がある中で、渡名喜村で職員が不足するという報道などがあってこの県土利用、それから沖縄振興、市町村の運営等、非常に大きな課題が年初から出てきたなと思っております。

まず４の(2)なんですけれども、島嶼町村での職員不足は基本的な行政サービス維持に関わる深刻な問題であると思いますが、県が職員を応援で派遣するという対応だと聞いております。この派遣の経緯を伺います。

○上原　章副議長　企画部長。

○武田　真企画部長　渡名喜村からは、昨年、退職意向調査の結果を基に県に相談があり、必要な支援についてこれまで意見交換を重ねてまいりました。その後、同村から職員派遣の要請が10月に行われ、他県における事例等も踏まえ、より積極的な県の支援が必要であるとの考えから関係部局が調整の上、令和７年度から県職員１名を派遣することとしました。

以上でございます。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　この件、渡名喜村は南部離島区ですけれども、ほかに同じ課題を抱えている島があるのではないかと思います。県のほうでは、このような課題をどうやって把握していくんでしょうか。

○上原　章副議長　企画部長。

○武田　真企画部長　今年度、小規模離島町村を対象に新たに連絡会議を設置しております。その会議の場で行政体制及び人材確保の課題について共有しております。そのほかにも様々な会議、それから説明会等がございます。そういった場の後にまた意見交換をするという形で情報収集を重ねております。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　この件、県内では都市部から過疎・離島町村まで様々な自治体がありますが、この行政の置かれている格差というか状況が非常に見えてきたと思っております。県内の市区によっては、民間主導の大きな都市開発で億単位の調査費用を国から直接年度内にぽんと取ってくる市も出てきております。一方で、このように職員すら不足する村もあるわけです。今後、県の一括交付金の使い方、市町村へのサポートの仕方、やはりどこにも平等にフラットに行うというところから、どうしても自分たちで運営が難しいと、予算を取ることも難しいというところに、一括交付金の配分を見直してもよいのではないかと。そこまで格差が出てきているのではないかと思います。そういったやり方も検討する時期に来ているかと思いますけれども、今の段階で何か見解はございますか。

○上原　章副議長　企画部長。

○武田　真企画部長　一括交付金の市町村間の配分につきましては、例年１月末に行われる全首長が構成員となる会議の場で決められております。それ以前にも作業部会を通じて市町村の意見を聞いて配分をさせていただいているところです。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　この点また引き続き追っていきたいと思います。

次に同じ(3)、海洋島嶼県の沖縄では港湾・海運・水産を担う人材の育成は力を入れていくべき分野ではないかと思います。県の認識と取組をお伺いいたします。

○上原　章副議長　企画部長。

○武田　真企画部長　本県においては、旅客や貨物の輸送などの海上交通は必要不可欠であり、海運を支える人材の確保・育成は重要であるというふうに認識しております。県では、県内水産系高校において商船等の技術者を養成するとともに、水産以外の高校生を対象とした就業体験の実施、船員の質の向上を図るための研修や海技免許取得等の支援を行って、船員の確保・育成に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　島の仕事というと社会人向けというか、人生を途中で見直してちょっと生き方を変えようかみたいな方たちを、島にどうやって定着していただくかというところも非常に重要な取組だと思うんです。港湾・海運・水産という非常に専門的な業界だとは思いますが、こういった社会人向けの中途採用にも取り組んでいることはありますか。

○上原　章副議長　企画部長。

○武田　真企画部長　先ほど御案内した就業体験については、水産以外の高校生を対象にしてまいりましたが、今議員からも御提案のあったとおり中途採用の拡充も大変重要だと思っております。令和７年度はそういった中途採用についても対象とするということで進めていきたいと考えております。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　先ほどの病院もそうなんですけれども、離島に定着するというところは沖縄県政の大きな課題であると思います。こちらも引き続き取組をお願いいたします。

休憩をお願いします。

○上原　章副議長　休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○上原　章副議長　再開いたします。

○喜友名　智子議員　また順番飛んで恐縮ですが、会派関連の質問に移ります。

新垣光栄議員の質問から１の(2)、県土のグランドデザインの必要性について伺います。

県土の使い方は様々な視点があると思いますけれども、今県が考える県土のグランドデザイン、柱になっている視点を確認させてください。

○上原　章副議長　企画部長。

○武田　真企画部長　グランドデザインとは、一般的に事業に取り組むための大枠の計画、全体構想と言い換えることもできると思います。本県においては2030年をめどとする沖縄のあるべき姿、ありたい姿を沖縄21世紀ビジョンという形でまとめており、それに該当するものと認識しております。2030年以降の新たなビジョンの在り方等については、現在執行中の新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の成果指標の達

成状況や社会経済情勢の変化等も踏まえつつ、多くの意見を拝聴しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　この県土のグランドデザインの中で、なかなかビジョンという単語が出てこなかったんですよね。その中で知事の提案説明において、公共交通についてはビジョンリード型という言葉が出てきました。私の質問通告表では４の(1)になりますけれども、公共交通の将来像を描くビジョンリード型の新たなモビリティー構想に着手するとあります。これは、誰がどのように進めていくんでしょうか。

○上原　章副議長　企画部長。

○武田　真企画部長　新たなモビリティー構想については、中南部都市圏の交通渋滞などの公共交通に係る課題や人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、県民生活の質の向上、地域経済活性化などの目的を達成するために理想とする県内の陸上交通の将来像及びその実現に必要な取組について、広く県民や様々なステークホルダーの皆様と連携しながら策定したいと考えております。構想の具体的な進め方、それから手順等については令和７年度に決定することとしております。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　ビジョンリードと言うからには分かりやすい交通体系で、県土の使い方が県民にも分かる、生活が想像できるという内容をぜひつくってほしいと思います。公共交通については鉄軌道をどうやって敷くかという議論には県内各地、各事業者から提案があります。私見で恐縮なんですけれども、私からすると、西海岸というのは、車社会が出来上がっている都市計画になっていますので、もうそのまま車社会で交通渋滞の解消策を行いながら鉄道は東海岸に敷いて、本島の西と東で鉄道文化と自動車文化のまちづくりを競争させると。これで人口移動を促すというダイナミックな考えがあってもいいんじゃないかと思います。さらに申し上げると、本島南部、それからヤンバル地域で一周鉄道を造って地域の公共交通網をつなげるというやり方、こういった大きな構想で県民が県土をどう使って交通とひもづけるかというところもあっていいんじゃないかと思うんですね。このビジョンリード型という言葉、非常に県のリーダーシップが問われると思いますので、ダイナミックな議論を期待しております。

そして、県土のグランドデザイン。県民を取り巻く経済状況は非常に大きく変わってきております。今申し上げました都市計画と公共交通のひもづけ、それから不動産価格がもう急激に上昇して、県民からすると働くよりも不動産投資のほうが安定してもうかるんじゃないかというような状況にもなってきています。こういった不動産――土地価格と労働価値のバランスを取る政策とは何なのかという視点。それから土地利用については、県民の財産である土地ですけれども、防衛政策、特定利用港湾それから空港という形で徐々に民間の土地がほかの目的で使われるという状況が出てきています。こういったところもぜひ県土利用の在り方の議論の中に含めていただきたいと、これは提案ベースで申し上げたいと思います。

休憩お願いいたします。

○上原　章副議長　休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○上原　章副議長　再開いたします。

○喜友名　智子議員　離島、それから県土利用の話を今させていただきました。今年はこういった大きな話を進めるのに非常に節目になる戦後80年です。

我が会派関連の質問ですけれども、新垣光栄議員の質問から１の(1)、戦後80周年の平和事業での離島の取組についてお伺いをいたします。

企画展の実施に５つの島を予定している理由を教えてください。

○上原　章副議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　お答えいたします。

県では、沖縄戦の実相と教訓を次世代に継承するため、離島地域を対象に平和祈念資料館の移動企画展を開催することを予定しています。沖縄戦においては、地域ごとに様相が異なることから、各地域における沖縄戦の実相を伝えていくため、与那国町、石垣市、宮古島市、伊江村、座間味村を選定したところです。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　内容としては、離島の児童生徒などを対象としたワークショップも予定していると伺いました。どんな体制でつくっていく予定でしょうか。

○上原　章副議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　平和学習ワークショップは、これまで蓄積された沖縄戦の実相体験や資料を活用して、沖縄戦の実相や歴史的教訓を次世代に継承し、平和を希求する「沖縄のこころ」を広く伝えることを目的として実施したいというふうに考えております。その対象者としては、先ほど言いました離島を含む児童生徒としております。執行に当たっては、企画提案の

プロポーザルにより業者を選定し、委託業者と連携しながら実施することとしております。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　離島の取組は、ぜひ力を入れてもらいたいんです。今、沖縄県内の中でも平和、それから紛争、戦争、こういった問題について最も危機感を持っているのは離島の住民だと思います。この２月に入ってから、台湾有事を想定した住民の避難計画も九州各県から相次いで公表されております。さらに、石垣島にアメリカ海軍の揚陸艦と海上自衛隊の訓練支援艦が同時に寄港しております。こういった流れの中で、島の方たちとお話しすると、行く行くは軍民分離をして、有事には石垣・宮古で紛争を抑え込もうという流れではないかという声、危機感がやはり根強いんですね。このタイミングの中で、沖縄戦の教訓を生かした県の取組というのは、やはり今の時代への問題意識を強く持ったものである必要があると思います。今から内容をつくるとは思いますけれども、こういった離島の方たちの今置かれた状況をぜひ県も一緒に考えて、その声を受け止めるような企画展にぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上原　章副議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　移動企画展につきましては、各地域における沖縄戦の実相をパネルや写真、分かりやすい解説で展示するということを考えております。今議員御提案の件につきましても、どのような方法で展示あるいはお伝えすることができるかというのは、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　よろしくお願いをいたします。

そして、様々な沖縄の置かれた国際的な状況、それから基地問題も入ります。これをしっかりと県外に届けていくルートの一つとしてワシントン事務所がございます。通告では一番最初、１、知事の政治姿勢についてに含めましたけれども、このワシントン駐在事務所関連でいろいろな議論がありますが、まず県として庁内、それから議会手続の適正化にどのように取り組んできたのか、改めてお伺いをいたします。

○上原　章副議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たっては、文書による意思決定がなされていなかったことが大きな問題であったと考えております。このため、昨年12月、同社の設立を追認した上で、同社の株券を公有財産台帳に登載するとともに、駐在職員について営利企業従事許可の手続を行ったところでございます。また、去る２月10日には、同社の経営状況を議会に報告させていただきました。

以上になります。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　このような手続を経た上で、アメリカでＦＡＲＡ登録を受けて行うことができる政治活動には、どのような活動があるんでしょうか。

○上原　章副議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）が定義する政治的活動は、米国政府の機関もしくは職員または米国内の公衆に対し、米国の国内政策または外交政策の策定、採用もしくは変更等に何らかの影響を及ぼすと信じ、また影響を及ぼすことを意図して行う活動として定義されております。外国政府等の代理人がこのような活動を行う場合は、ＦＡＲＡに基づいて登録を行う必要があるということになっております。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　具体的にどのような活動なのか、実際にワシントン駐在が行っている活動をお示しください。

○上原　章副議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　駐在員におきましては、連邦議会議員への働きかけや連邦政府関係者に対する情報提供、あるいは情報収集等を行っております。具体的には、議員事務所を通じて、米国の国防予算の大枠を定める法律である国防権限法案に対する提案や米軍関係の事件・事故が発生した際には、県の考え方を速やかに米国政府、関係者に説明するなどの活動を行っているところでございます。

以上です。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　本当に現地に行かれた職員の皆さんの御苦労の結果ですよね。本庁内の皆様も職員は相当苦労されていると思いますけれども、ただ、この中で百条委員会の議事録を私も何回か読み直しました。特に参考人招致でいらしたお二人の証言、何回も読み直しました。手探りで模索して、時間のない中で活動ができる法人を立ち上げてここまで持ってきた。にもかかわらず、本庁での手続の実態を知って寂しくなったというこの一言を読んで、本当に申し訳なく思います。県民の期待の高さ、そして職員の頑張り、事務所の意義、本当に申し訳ない手続だったなと、それ

を修正できなかった自分自身にも本当に責任を感じます。

知事と副知事は、この百条委員会での職員の証言を聞いたり、議事録で読んだりしたでしょうか。受け止めをお伺いします。

○上原　章副議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　平成27年４月に、初代のワシントン駐在を命じられた所長及び副所長の職にあった職員のこの百条委員会での意見は、やはり慣れない異国の地で手探りの中、事務所の立ち上げですとか、あるいは赴任直後の知事訪米への対応など、大変な御苦労があったというように思っております。そして、先ほど知事公室長からもありましたとおり、結果的には文書による意思決定の整理がなされていなかったということで昨年の決算議決において否決になり、それ以降、追認の手続を行政手続としてきちんと整えながら株券を公有財産台帳に登載するとともに営利企業従事許可の手続も行い、さきの職員の方々がそのように大変苦労して今日までつないできたことについて、今我々が行える責任としてその手続をしっかりと取らなければならないという、言わば原点に立ち返ってそれを整えさせていただきました。しかし、その慣れない文化、言語、法律において活動するということの厳しさは、なお一層我々が意を決してしっかりと県民のため県政のために取り組むべき体制を整えなければならないということにもつながっているということをしっかりと認識しておかなければならないというように思います。

○上原　章副議長　池田副知事。

○池田竹州副知事　私は平成27年度以降、基地防災統括監、そして知事公室長としてワシントン事務所の所管をしてまいりました。ワシントン事務所という前例のない立ち上げだけでも大変な苦労があったと思いますが、その直後に知事訪米という、やはりこれも初めて経験する大きな仕事、それをこなしていったお二人の苦労、そしてその努力については大変な計り知れないものがあったというふうに考えております。一方で、ワシントン事務所――先ほど来、公室長、知事が述べておりますけれども、手続的な面で十分になされず、結果的に地方自治法に定める諸手続がされていない状況になったということにつきましては、当時の担当統括監、そして現在の担当副知事として、情報の共有体制などに非常に問題があったということで深く反省をしているところでございます。これらの点の改善につきましては、私のほうからも明らかになった部分について必要な措置を講ずるよう、担当部局のほうに指示をしているところでございます。引き続き、県民そして議会の皆様に十分かつ丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○上原　章副議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子議員　私は、20代の頃にワシントンＤＣで１か月ほど研修をする機会を頂戴しました。本当に政治と政策の街。インテレクチュアルコミュニティー、アカデミックな街でもあります。この中で、毎日地元の新聞を見ていると、ほとんど中東情勢と当時台頭していた中国のニュースばかりでジャパンの情報はほとんどなかったです。この中で沖縄の現実を伝えるというのが非常にハードルが高いということを目の当たりにしました。その中で、県が法人格を取ってしっかりと活動をしていく、この実績をつくってきたことは本当に歴史的にも重い意味を持っていると思います。手続に不手際があったということをやはり深く猛省をしていただいて、今後も取り組んでいただきたい。これを強く申し上げまして、質疑を終わります。

ほかの質疑で答弁調整して準備していただいた皆様、大変申し訳ありません。これで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○上原　章副議長　休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　皆さん、おはようございます。

一般質問最終日になります。

てぃーだ平和ネットの玉城健一郎です。よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を通告したとおりやっていきますが、まず一番最初、会派の代表質問に関連する質問で、うちの会派の上原快佐議員の離島における教職員及び県職員の借り上げ事業について、もう少し詳しく説明お願いいたします。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　県立学校教職員のための住宅借り上げの予定戸数についてお答えいたします。

県立学校教職員を対象とした住宅の借り上げについては、過去の人事異動の状況等に基づき、令和７年度当初予算に36戸分を計上しております。

○中川京貴議長　総務部長。

○宮城嗣吉総務部長　県職員住宅の離島における借り上げ戸数についてお答えします。

離島地域における職員住宅については、令和６年度から宮古地区において民間賃貸物件17戸の借り上げを行ったところであり、令和７年度はさらに26戸追加し、計43戸の借り上げを実施する予定としております。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　私も先日、上原快佐議員と宮古島に行ってきましたけれども、アパートが高くて借りられないという切実なお話を聞きました。県の職員自身がほかの地域に比べて不利益を被らないような対応をぜひよろしくお願いいたします。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　県立学校教職員を対象とした住宅の借り上げについて予算上36戸を計上しておりますが、実際の借り上げの戸数は、これから宮古・八重山地区で確保できる物件の賃料や次年度の人事配置の状況等を踏まえて確定することとなります。

県教育委員会としましては、できるだけ多くの住宅が確保できるよう努めてまいります。

○中川京貴議長　総務部長。

○宮城嗣吉総務部長　令和６年４月に赴任した職員の入居状況は、宮古地区では希望者42人中約８割に当たる33人、八重山地区では希望者35人全員が職員住宅に入居しております。令和７年度は、宮古地区における借り上げを増やすことによって、離島へ赴任する予定者のうち、職員住宅への入居を希望する者全員が入居できる見込みとなっております。

以上です。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　よろしくお願いします。

それでは、質問項目１のスポーツアイランド沖縄について質問させていただきます。

スポーツアイランド沖縄の目的についてお伺いいたします。

○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

スポーツアイランド沖縄とは、県民が健康・長寿であるため生涯を通してスポーツを楽しめること、国内外で活躍するトップアスリートを輩出すること、我が国南端のスポーツ交流拠点として年間を通したスポーツコンベンションが開催されることの実現を目指すものです。また、その実現に加え、沖縄の地理的特徴、気候、地域・文化・産業とスポーツを関連づけ、スポーツの持つソフトパワーを活用することで、地域経済の活性化につながる取組が全県的に行われている状態になっていることです。

以上です。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。

今回、スポーツアイランド沖縄について質問をしたのは――先日私、おきなわマラソンに出ました。その際に、たまたま埼玉から来ている方とお話しする機会だったり、走っているときに本土や台湾から来ている方とお話しする機会があったり、走っていて世界遺産の勝連城跡が見られたり、埼玉の方は、非常に行きやすく、暖かくとてもすばらしいというふうにおっしゃっていました。その中で、おきなわマラソンの会場内で沖縄県が今取り組んでいるスポーツアイランド構想の一環でアンケートを取っているというのをお伺いしました。そういったアンケートを通して、この沖縄の魅力だったり何が足りないのかということをしっかり議論しながら、観光に資する施策をどんどん進めていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

今議員のおっしゃっているように、スポーツツーリズムは非常に大切な施策で、力を入れているところでございます。その場合に、やっぱり実態、その現状、参加している方々の意見を踏まえて取り組んでいくというのが大切です。その環境整備については、引き続き整備していきたい、整えていきたいと思っております。

以上です。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　よろしくお願いします。

続きまして、プロ野球などの各種キャンプだったり、先ほどお話ししましたけど、そういったマラソン大会などの競技の経済効果をお伺いいたします。

○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

令和５年度に沖縄県内で行われたスポーツコンベンションの経済効果は約391億円で、内訳は、プロ野球キャンプ178億円、サッカーキャンプ22億円、マラソンなどのその他競技191億円となっております。

県としては、引き続きスポーツコンベンションの経済効果の拡大を図るため、関係市町村、競技団体等と連携し、プロスポーツキャンプをはじめとする各種スポーツコンベンションの誘致、受入れ環境の整備などに取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　分かりました。ぜひ、よろしくお願いします。

那覇市は、プロ野球・読売巨人軍がキャンプをしていますけれども、先週、那覇で宿泊する予定があったんですが、ホテルが満室で取れないような状況がありました。それぐらいこのキャンプっていうのは経済効果があると思いますので、ぜひ引き続き取組をよろしくお願いします。

続きまして、大きな項目の２のハンセン病についてお伺いいたします。

こちらはうちの会派だった照屋大河前議員がいつも取り組んでいたもので、私自身も元ハンセン病の患者や回復者の皆さん、ゆうな協会の皆さんと意見交換をさせていただきながら自分自身の知識不足を本当に痛感させられる問題でありました。ハンセン病というのはこれまで日本の国の間違った政策、それによって差別・偏見が生まれ、いまだにこれが根強く残っているのが現状であります。そういった中、玉城デニー知事を含め、県として、元ハンセン病患者が地域で安心して暮らせる社会への取組を行っていると思いますが、現状の取組をお伺いします。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　お答えいたします。

県では、ハンセン病の患者であった方やその家族に対する偏見と差別のない、安心して豊かな生活を営むことができる社会の実現を目指し、令和４年９月に、沖縄県ハンセン病問題解決推進協議会を設置し、その中で生活支援部会等における意見交換を行っております。部会等での協議を踏まえ、高齢化に伴い生活しづらさを感じている在宅のハンセン病回復者の方に対する同行支援や家事支援を行う生活支援事業、離島地域における医療・介護・福祉の相談体制の整備など、厚生労働省及び公益財団法人沖縄県ゆうな協会等関係者と連携した取組を推進しているところでございます。

以上です。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。

前議会のときに照屋大河議員の質問において、元ハンセン病の患者が療養所に戻った人数、再入所が14人という答弁がありました。これがまさに象徴しているように、地域に差別があってなかなかそういったものに厳しい偏見があるからというものもありますけれども、高齢化で車の運転もできなくなるため、介護や医療が必要になった中で、結局この療養所のほうに戻らざるを得ないという現状があると思います。そういったサポートを強力に進めていくと同時に、やはりこういった差別・偏見というものをなくしていくことが重要だと私は思います。ぜひ取組をよろしくお願いします。

今回、ハンセン病の質問をするに当たって、正直ハンセン病は過去の問題だと思っていました。国の賠償も始まり、総理大臣――当時の安倍総理が2019年に謝罪をしたということで、これから差別や偏見がなくなっていくというふうに思っていましたけれども、まだまだこういった現状があるというのを痛感させられました。その中でこのハンセン病問題、最近でも2019年にはその賠償金を受け取ったけれども、それが分かったせいで子どもが連れ出され男性が離婚をするという事態も起こっています。まだまだ社会において差別・偏見が大きく、そしてまたハンセン病の患者の多くがこの沖縄に住んでいるという現状から県としての取組をぜひとも強化していただきたいと思います。その点についてぜひ御答弁よろしくお願いします。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　今御指摘のように、まだ偏見や差別が根強く残っているというふうな状態もございます。県では、ハンセン病問題解決推進協議会の下に啓発活動を行い、啓発活動について意見交換を行う啓発推進部会を設置するとともに、ハンセン病に関する理解を深めることを目的としたリーフレットを作成し、学校や市町村等へ配布するほか、毎年６月の啓発月間には、パネル展及び療養所入所者の作品展を開催しているところです。そして昨年の10月に、県主催としては初めてのシンポジウムというものを開催しました。回復者や御家族に御講演いただくとともに、関係者によるパネルディスカッションを行いました。

県としては、より多くの県民がハンセン病への理解を深められるよう、引き続き周知に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　よろしくお願いします。

ハンセン病の問題というのが、今相談を――70代とかそういった方たちなので、恐らくここは30年、40年でそういった元患者、回復者というのはいなくなると思います。そういった方たちからお話を伺っていく中、もう一日でも早くこの差別・偏見、そういった解消をしてくださいと。そういった偏見が国の誤っ

た政策で行われたからこそ、行政として、そしてまた県議会としてもこれに取り組まないといけないと思います。今回質問に当たって、県議会事務局の図書室のほうに資料を取り寄せていただきました。その中で、沖縄県議会の前身である立法院、そして沖縄県議会の中でも、らい予防法だったりとかハンセン病に関する誤った認識において議論をし、その結果この病気が広がっていく、感染が広がっていくという現状がありました。これは決して執行部だけではなく、私たち議会としても過去の問題に向き合っていく必要があると思いますので、ぜひとも一緒になって取り組んでまいりましょう。

そして、教育委員会にも質問がありますけれども、教員向けのハンセン病講座の取組状況をお伺いいたします。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

教員がハンセン病について正しく理解し、共に生きることの意義や思いやりを児童生徒へ伝えることは、人権教育上、大きな意義があると考えております。

県教育委員会では、沖縄愛楽園が主催する沖縄愛楽園教員向け講座を毎年後援し、教員がハンセン病について理解を深める機会となるよう支援しております。今後とも関係機関等と連携し、本講座の周知に努めてまいりたいと思います。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　この教員向けの講座を後援しているというお話は伺っていますけれども、多分私たち世代はハンセン病分からないよね、ぐらい本当に分からないのが現状なんですよ。先生方も多分同年代の先生たちが多い中、本当に時間がない問題なので教育委員会としても教員向けの講座として強くプッシュしていただき――人権問題って様々な問題があると思うんですけれども、この問題を過去の問題にせず取り組んでいくためにも、強くプッシュしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　この沖縄愛楽園教員向け講座でありますけれども、内容については、ハンセン病回復者やその家族、医療関係者などの講話のほか、教員による授業実践の紹介なども行っているというふうに聞いております。子どもたちが理解を深めるためにも、教員がしっかり講座を受けて学ぶことも重要であるというふうに思っておりますので、しっかりと教育委員会としても学校へ周知し、積極的に参加するよう努めてまいりたいというふうに思います。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　どうしても参加が少ないというお話も伺いましたので、ぜひ教育委員会のほうもよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

米軍基地問題についてお伺いします。

米軍嘉手納飛行場及び普天間飛行場の騒音被害についてお伺いします。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　令和５年度航空機騒音測定結果では、嘉手納飛行場周辺の19測定局中９局で、普天間飛行場周辺の11測定局中２局で環境基準値を超過しております。嘉手納飛行場では、常駐機に加え、国内外から飛来する外来機によって、タッチ・アンド・ゴーなどの飛行訓練や低空飛行、住宅地域に近い駐機場でのエンジンの試運転が頻繁に行われるなど、地域住民の生活に甚大な被害を与え続けております。普天間飛行場周辺では、ヘリコプターの住宅地上空における低空旋回飛行による恒常的な騒音発生や低周波音が問題となっており、特に夜間に発生する騒音は住民にとって大きな負担となっております。

以上になります。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　続きまして、嘉手納飛行場及び普天間飛行場の外来機の飛来状況をお伺いします。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　沖縄防衛局の調査によると、嘉手納飛行場における令和６年の外来機の離着陸回数は１万3364回で、令和５年の１万5322回と比べて1958回、約13％の減となっております。また、普天間飛行場における令和６年の外来機の離着陸回数は3541回で、令和５年の3161回と比べて380回、約12％の増となっております。

以上です。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。

私の事務所が野嵩にあるんですけれども、先日仕事をしていて10時過ぎぐらいに――戦闘機の音だったんで外来機だったと思います。こういった飛来が非常にあって、しかも当時夜だったので、ヘッドホンをやった上でもその大きな音でびっくりしたぐらいです。本当に被害に悩まされていますので、ぜひ取組もよろしくお願いします。

続きまして、米軍による性犯罪における情報共有の在り方についてお伺いしますけれども、先日、米軍基地関係特別委員会の際に、米軍の事件が起こった際に

事件をしっかり分析し米軍当局に対して対策を促していくのが知事公室の役割で、そういった事件というのはやっぱり警察のほうが情報を知っているという中でお互いに情報を共有しながら事件が起きないような体制づくりをする必要があると思います。そういった中での情報共有について両部局どのようにお考えか、答弁お願いいたします。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　昨年６月に相次いで発覚した米軍人による性的暴行事件を契機として、昨年７月に県警から県に対し、在日米軍性犯罪で広報されない事案について、罪名、発生年月、検挙年月、被疑者の属性などの情報の提供がなされることになりました。

県としては、事件の再発防止や県民、地域住民の安全確保の観点から、より詳細な情報を早期に提供していただく必要があると考えており、具体的な情報共有の在り方について、引き続き県警と意見交換を行いたいと考えております。

以上です。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　米軍構成員等の事件に関する県への情報提供については、報道発表文の通知や県警ホームページへの犯罪統計数値の掲載などの従前の運用に加え、昨年７月以後は県からの要請を踏まえ、米軍構成員等による性犯罪で報道発表しないものについて、事件検挙、すなわち逮捕または送致した後に、那覇地方検察庁と相談の上で被害者のプライバシーの保護、心情への配慮に特に留意しつつ、県に情報提供することとしております。提供する情報については、性犯罪という事案の特性や捜査途中の段階であることを踏まえ、個別の事案ごとに慎重に判断し、那覇地方検察庁と相談の上で提供しているものとなりますが、発生年月や被疑者の属性などについては、これに含まれます。

県が米軍に再発防止を求めるに当たり、より詳細な情報を提供する必要があるとの御指摘でありますが、そもそも県警察から県に提供する情報については、その性質に照らし、次の点に留意が必要と考えております。

第１に、当該情報は、県においても被害者等のプライバシーの保護、心情への配慮、二次的被害防止に特段の留意が必要なものであります。第２に、県警察が県へ情報提供するタイミングは、いまだ捜査の途中段階であり結果的に嫌疑不十分で不起訴処分となり、証拠上、犯罪の成立を認めることが困難であると判断される事案もあり得ます。

県警察としましては、このような点に御留意いただきたいと考えており、引き続き県との間でコミュニケーションを密にしてまいりたいと考えています。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　その辺りは、もうぜひ県としても考慮しながらやっていただきたいと思います。何よりも事件を一つ一つなくしていく、被害者をなくしていくということが重要だと思います。その点について、県警も県のほうもしっかり連携しながらやらないといけないと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

休憩お願いします。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

○玉城　健一郎議員　続きまして、４番の保育体制強化についてお伺いいたします。

県内の直近の待機児童数をお伺いします。

○中川京貴議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長　お答えいたします。

本県における待機児童については、施設整備等が進んだことにより９年連続で減少しておりまして、令和６年４月１日時点で前年度から55人減少の356人となっております。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。

待機児童は356人ということで、保育士不足がこの待機児童の解消を妨げているという指摘がありますけれども、保育士不足への対策をお伺いします。

○中川京貴議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長　お答えいたします。

待機児童の解消に当たっては、保育士確保が最大の課題ということで今考えておりまして、県においては、学生への貸付事業等新規の保育士の確保に向けた取組のほか、潜在保育士等の就労支援、それから保育補助者配置等に取り組む保育所への支援等、保育士の労働環境や処遇の改善に現在取り組んでいるところでございます。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。

待機児童解消に向けては、やはり市町村との連携が重要になってきますけれども、先ほどお話しされた保育士確保政策について市町村からの要望額というものには、しっかり県として応えられている状況にありますか。

○中川京貴議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長　要望額については満額、県のほうで対応させていただいておりますので、その辺に対しては問題ないということで考えております。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございました。

広域自治体としてしっかり待機児童の問題、取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

続きまして５番、長野県及び沖縄県の交流連携に関する協定についてお伺いします。

先日、長野県から長野県知事を筆頭に県議会の皆さんが沖縄県にいらしていて、沖縄県も玉城デニー知事がお会いしたり、県議会としても西銘議員が議連の代表をしていますので、一緒になって交流をさせていただきました。非常に長野県の皆さん好意的で、特に沖縄のことを学びたいという意識であったり、また沖縄と連携してさらに発展したいという意識がありました。そういった中、この長野県と交流連携協定を沖縄県は結んでいますけれども、こちらについて目的をお伺いいたします。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　長野県及び沖縄県の交流連携に関する協定では、「「長野の山」と「沖縄の海」に代表されるように対極となる強みや魅力を有する両県が、民間同士の交流などを含め、各分野において交流を促進し、連携・補完関係を強化することにより、両県の発展、ひいてはＳＤＧｓの達成に寄与することを目的とする。」としております。

以上でございます。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。

ここから交流連携協定の目的について個別具体的に聞きますけれども、「将来の定期便の就航を目指した相互連携における観光誘客の促進」の取組についてお伺いいたします。

○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

長野県への定期便の就航に向けては、チャーター便の運航など両県における様々な分野での連携が重要であると考えております。そのため、沖縄県は昨年９月に長野県で、長野県は11月に沖縄県で、それぞれ修学旅行の商談会を開催し、双方の魅力を広く発信したところです。また、今年度初めての取組として、沖縄県から長野県へ16名の中学生を派遣する交流事業を実施いたしました。

県としては、引き続き長野県と連携し、双方向の様々な交流の促進及び観光誘客に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。

（資料を掲示）　こちらのほうですよね、「長野の旅」ということで聞きました。大雪でどうなるか分からないということだったんですけれども、しっかり行けてよかったと思います。また応募の数も非常に倍率が高かったというふうにお伺いしていますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。私も７年ぐらい前に長野県に行って、長野市とあとは地下ごうのあるつきしろ――つきしろじゃなくて、待ってください、名前を度忘れした。行ってそこを見てきました。紅葉の時期だったんですけれども、町並みも含めて本当に沖縄にないものでありますし、また歴史的にもやっぱり沖縄と長野というのは、沖縄戦の関係も含めて非常に深いなというふうに感じました。ぜひとも、子どもたちの交流のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、ちょっと似ていますけれども、「こども・若者の交流促進」について取組状況をよろしくお願いします。

○中川京貴議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長　長野県との交流連携協定の取組としましては、令和３年度から５年度まで、長野県が日本財団の助成金を活用して、子どもたちの相互訪問、オンライン交流会を実施してまいりました。また、本県におきましては、令和４年度と５年度に、戦争を知らない次世代による平和継承の取組として、両県の大学生・高校生による平和のためのアクションプランを考えるオンライン平和交流会というのを開催しております。子ども・若者が様々な分野において交流を深めることは、両県の発展につながるものというふうに考えております。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

続きまして、長野から沖縄への修学旅行、そしてまた沖縄から長野への修学旅行の状況についてお伺いいたします。

○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

令和５年度修学旅行入込状況調査によると、長野県

から沖縄県への修学旅行数は25校で、令和４年度の24校と比較すると、ほぼ横ばいとなっております。

県としては、引き続き、沖縄観光コンベンションビューローや県内事業者と連携し、官民一体となって沖縄修学旅行の魅力発信に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　沖縄から長野への修学旅行の状況についてお答えします。

長野県への修学旅行を行っている県立高校は、令和５年度６校、令和６年度５校で、令和７年度は５校を予定しております。修学旅行は、学校内では得難い学習を行う大切な機会と捉えており、沖縄県の生徒にとって、冬の信州はウインタースポーツ等を体験できる魅力的な場所であるというふうに考えております。

県教育委員会としましては、今後とも長野県を含めた国内外の修学旅行を奨励してまいります。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ぜひよろしくお願いします。

長野の修学旅行の件で少し質問――質問というかあれなんですけど、報道もされているように、長野県の佐久市がこの糸洲の壕について解説案内板だったりとかそういったものを設置し、そして自分たちの修学旅行生を送り出して、それを使って沖縄戦の現状だったりとか平和の問題について勉強させる場所としてつくっていくということをおっしゃっています。恐らくほかの自治体がこういった取組をしたのは初めてだと思いますので、ぜひとも沖縄県としてもこういった長野の取組をバックアップしていただきたいと思います。

続きまして、「両県の特徴を活かした産業振興に資する取組の促進」についてお伺いします。

○中川京貴議長　商工労働部長。

○松永　享商工労働部長　お答えいたします。

沖縄国際物流ハブのネットワークを活用した全国の特産品の輸出拡大を目的に開催されております沖縄大交易会には、毎年、長野県の事業者も参加いただいております。また、両県の特産品の販路拡大に向け、香港及びシンガポールにおいて、物産フェアを開催する等、連携してプロモーションに取り組んでおります。さらに、沖縄県産のマンゴーとパイン、長野県産のシャインマスカットの相互販売を交流応援の取組として実施しております。今後とも、このような機会を通じて、両県の産業振興に寄与する取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。

続きまして、「健康長寿に関する取組の促進」についてお伺いいたします。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　お答えいたします。

健康長寿に関する取組としまして、令和５年度は、両県の担当者でオンラインミーティングを行い、特徴的な健康増進の取組についての情報交換を行いました。今年度は、長野県が主催する健康づくり研究討論会・たばこ対策研修会というものに本県から保健所等の健康づくり担当職員がオンラインで多数参加いたしました。長野県のほうからは、本県主催の日本人の食事摂取基準活用のための研修会及び健康経営フォーラムのほうにオンラインで参加いただいたところです。今後ともお互いに情報共有を図りながら、両県の健康づくり施策の推進に向けて、連携を図ってまいります。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。

長野県は今、男女とも平均寿命が１位の県ということで、かつて沖縄がそうではあったんですけれども、今取組をしていて、徐々にですけどよくなってはいると思いますが、まだまだ学ぶところがあると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

そしてまた次に移りますが、「地球環境の保全に関する取組の促進」についてお伺いします。

○中川京貴議長　環境部長。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

地球環境の保全に関する取組の促進につきましては、令和３年度から環境フェアにおいて相互にブースを出展しております。令和５年には長野県で開催された環境フェアに本県のブースを出展させていただき、昨年11月には本県で開催した県民環境フェアｉｎ北中城で長野県のブースを出展していただいたところです。

県としましては、環境フェアの相互出展を通じ、両県の自然環境の紹介や環境問題の相互理解が深まるものと考えておりまして、引き続き当該取組を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございます。

これまで長野県と連携協定を結んで各部しっかり取り組んでいることが分かりました。引き続き、しっかり前に進めて取り組んでいただきたいと思います。

ここでちょっと知事にお伺いしますけれども、今回、長野県知事も含めて経済界、また議会も一緒になって沖縄県にいらして、いろいろな交流をさせていただきました。一方的な交流であちらから来ていただくだけでなく、こちらからもやっぱり行くことが大切なことだと思いますけれども、県知事としてやはり沖縄県、そして県議会、そして経済界一緒になって長野県に訪問してはいかがでしょうか。どのようにお考えですか、御答弁お願いします。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　令和５年３月の協定締結以降、観光誘客、子ども・若者の交流、地球環境の保全、健康長寿に関する取組など、各分野において長野県との交流を促進してきております。そして、去る１月30日には、長野県の阿部知事、それから長野・沖縄交流促進機構の井田理事長ほか関係者の方々が訪問されて、改めて沖縄県と長野県の様々な分野での交流を進めていきましょうということで意見交換もさせていただきました。今後はこの交流連携を進めるに当たって、やはりチャーター便を活用して、松本空港と那覇空港との直行便を――チャーター便ではありますけれども、ある一定の数量、回数を確保しながら経済、女性、若者・子どもたち、それから私はできればパラリンピックなどの障害者スポーツの方々もそういう交流を進めることによってさらに幅広い分野での両県のいいところをみんなで共有することができると思います。引き続き、阿部知事ともさらに意見交換を重ねていきながら行政のみならずその議会議員の皆さんも党派を超えて連携をしながら、両県の交流が幅広く世代を超えてつながっていけるように一致協力して進めていけたらと思いますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ぜひよろしくお願いします。

続きまして６番、ワシントン駐在についてですけれども、先ほど喜友名議員から事業が始まった経緯をお話しされて、実績についてもありましたので、ここについては少し提言なんですけれども、百条委員会の中で平安山さんだったりとか、これまでの所長、副所長が話をされていく中で、やはりこの意義――様々な課題があったけれども、意義というのは非常に大きいことをお話しされていました。また平安山さんに至っては、基地の問題だけじゃなくてやはりこの文化とか、あとは芸能文化、そしてまたこちらから県産品をしっかり売り込んでいく拠点としてのワシントン事務所の活用が必要じゃないかというお話をされていました。一部ちょっとそういった事業もやっていると思うんですけれども、アメリカというのはやはりこの中国、アジアに次ぐ非常に大きなマーケットで、こういった場所というのは重要だと思いますので、ぜひとも今後――今、ワシントン事務所の百条委員会だったりとか調査検証委員会がありますけれども、それはしっかり真摯に答えていただいて、今後こういったものも方向としてつくっていただきたいと思います。また、議会からの指摘について今真摯に直されているというのは分かります。本当に議会からの指摘には重要な指摘もたくさんありますので、そこは真摯に直していただき、正常な状況にしていただきますよう努力をよろしくお願いいたします。

次に移ります。

７番の県内でＨＩＶ・梅毒の感染が広がっている現状についてお伺いします。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　お答えいたします。

2024年のＨＩＶ感染者、そしてエイズ患者の報告数は11件です。人口当たりで見ると、全国に比べ多い状況が続いております。そして、この報告数全体に占めるエイズ患者、エイズを発症して登録される方の割合が63.6％ということで、全国平均が30％程度でありますので、早期発見がまだできていない部分があるというふうに認識していて、それが広がっている要因の一つと考えております。また、梅毒患者の報告数は130件で、2021年以降は全国同様に増加傾向にございます。感染しても無症状の場合があり、自分が知らない間にほかの人に感染させてしまうことも要因の一つと考えております。

県では、これらの検査の重要性について啓発するとともに、保健所の検査のウェブ予約システムの導入、そして医療機関での委託検査など、検査機会の拡大に取り組んでいるところでございます。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ＨＩＶ・梅毒の質問ですけど、私、たしか新型コロナがあったときに、保健所の対応がどうしても難しいということで検査ができなくなって、そういった方たちから相談を受けて質問をさせていただきました。そのときに、当事者の皆さんやそこに関わっている先生方からの要望とか、改善点というのは実際お話を聞いている限り――先ほどのウェブ申込みだったりとか、あとその検査機関の拡充というのは、一歩ずつ着実に前に進んでいると思います。そこは非常に感謝を申し上げます。ただ、まだまだ県内でＨＩＶ・梅毒の感染というのが広がっている現状にあ

りますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

今回このＨＩＶに関して、琉大病院というのが非常に大きな役割を担っていたと思います。現在も担っているんですけれども、琉大病院が西原町から私たちの宜野湾市のほうに移って――病院が１つ移動するということは、それだけ大きな影響があると思います。これまで通っていた患者さんだったりとか、生活圏からそういった病院がなくなるという、そういう中で今回ＨＩＶ・梅毒について基幹病院となっている琉大病院が移転した影響についてお伺いします。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　お答えいたします。

琉球大学病院はこれまでエイズ治療中核拠点病院ということで、多くのＨＩＶ感染者・エイズ患者を受け入れており、ちょっと詳細はまだ把握はできておりませんけれども、移転に伴う環境の変化で不安を感じられる患者様も少なからずいると考えているところでございます。県では、容体の安定した方が琉球大学病院以外でも同様のＨＩＶ診療が受けられるように、現在、指定自立支援医療機関の拡充というものを進めており、2023年はうるま市内に１医療機関、2024年は那覇市内に１医療機関を追加し、合計５医療機関となっているところです。ＨＩＶの診療・治療そのものは拠点病院で行うんですけれども、それ以外の日常の健康問題等について、そういうふうな身近な医療機関で対応できるような形を今目指しているところです。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　よろしくお願いします。

ＨＩＶ・エイズというのは、かつては不治の病でしたけれども、今はもう薬さえ飲んでいれば一般の方と同じような生活が送れるような状況になっていますので、この方たちが今もう――何ていうんですか、今後地域で住み続けられるように、医療体制、また介護の体制をしっかり取り組んでいただきたいと思います。それと同時に、要望としてはやはりこの問題、先ほどのハンセン病じゃないですけれども、差別と偏見にさらされている問題でもありますので、その辺りも力強く取り組んでいただきたいと思います。こちらは要望です。

続きまして、８番の県内での違法薬物への対策と取組について伺います。

現在の取締り状況をお伺いします。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　県内における令和６年中の薬物事犯検挙人員は225人であり、前年と比較しますと32人の増加となっており、依然として厳しい状況であると認識しております。中でも、10代及び20代の若年層における検挙人員が155人であり、全体の約68.9％、７割を占めております。また、この若年層の検挙人員は、前年と比較しますと48人増加しており、深刻な状況にあると認識しております。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ありがとうございました。

報道でもこの若年者への薬物、そういったものが広がっているという報道がありました。今県警だったり教育委員会での対策、どのように取り組んでいますか。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　県警察におきましては、薬物の社会的な広がりや若年層における乱用拡大等の実態を踏まえまして、引き続き、末端乱用者の徹底検挙、密輸・密売組織の摘発の強化、積極的な広報啓発活動など、総合的な対策を講じてまいります。特に、青少年に対する薬物乱用防止に関しましては、各学校に警察職員を派遣し、薬物乱用防止教室を開催するほか、大学生少年サポーターにより、若者目線から薬物乱用防止動画を作成して、注意を呼びかけるなどの活動も推進しているところであります。引き続き、教育委員会などの関係機関と連携を強化し対策を進めてまいります。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　学校現場における薬物乱用防止教育の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、各学校において生徒の発達段階に応じて、保健体育等の関連教科において大麻等薬物乱用に対する正しい知識や有害性について学習するとともに、県警及び専門家等と連携した薬物乱用防止教室を開催しております。薬物乱用防止教室は、第六次薬物乱用防止五か年戦略において学校保健計画に位置づけ、全ての中学校及び高等学校において年１回は開催すること、小学校においても地域の実情に応じて開催に努めることとされております。

県教育委員会としましては、引き続き、学校教育活動全体を通して薬物乱用防止教育の充実に努めてまいります。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　薬物対策、ぜひよろしくお願いします。

薬物に関して、やはり日本ではそこまでやっている方が少ないからこそ、少ないうちにとどめていくというのは対策として非常に重要だと思うんですよ。ほか

の国、諸外国で大麻解禁の流れというのはありますけれども、それ以上にそれ以外の薬物が広がっているからそこまでせざるを得ないという状況にあります。日本はまだまだ対策をしっかりすれば取り組めますので、ぜひよろしくお願いします。

また薬物に関しては、再発・再犯率が非常に高いものですけれども、再発防止についてどのように取り組んでいますか。よろしくお願いします。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　お答えいたします。

県では薬物再乱用防止対策としまして、沖縄県薬物乱用防止協会、それから沖縄ダルク、琉球ＧＡＩＡ等の関係団体と連携して、薬物依存症者を対象とした薬物再乱用防止教室を実施しております。また県内の医療機関や九州厚生局沖縄麻薬取締支所等の関係機関においても、様々な薬物再乱用防止に関する支援が実施されております。

県としましては、引き続き関係団体、関係機関等と連携を強化し、薬物再乱用防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴議長　玉城健一郎議員。

○玉城　健一郎議員　ぜひよろしくお願いします。

今回２月定例会ということで、今回で退職される部長の皆さん、本当にお疲れさまでした。また照屋副知事におかれましても今回が最後ということで、これまで４年間、本当にお疲れさまでした。照屋副知事におかれましては、民間人だったときから、建設業協会の会長時代に沖縄県議会で大きな問題だった談合問題。それで業界を守っていくために、沖縄の経済を守っていくために尽力されてきたということを先輩議員からお話を伺っていました。ぜひともこれからも健康に御留意していただき、照屋副知事、そして退職される部長の皆さん、本当にこれからも沖縄の発展に力を貸してください。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　日本共産党の渡久地修でございます。

順序を入れ替えて質問します。

今年は戦後80年になります。まず、沖縄戦の実相を次世代に継承する取組について順次伺います。

平和祈念資料館や県内の戦争資料館への児童生徒の見学が少ないことは憂慮すべきだと思います。実情と見解を伺います。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

令和５年度における平和祈念資料館の入館状況は、小学校は全体の61.3％に当たる163校、児童数は全体の10.2％に当たる１万295名となっております。中学校は19.3％の29校、生徒数は7.1％の3588名、高等学校は21.9％の14校、生徒数は5.3％の2270名となっております。平和祈念資料館等の平和関連施設を訪問することは、平和教育の充実を図る上で重要な取組の一つと考えております。今後とも関係機関等と連携し、平和祈念資料館等のさらなる活用に努めてまいります。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　やっぱり県外の修学旅行と同じ位置づけで、県内の児童生徒が少なくとも県内授業として一度は見学するという仕組みを私は位置づける必要があると思いますが、いかがですか。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

県教育委員会では、平和教育を主要施策に位置づけており、学校の教育活動全体を通して平和学習を行っております。各学校においては、児童生徒の発達段階や地域の特性に応じて、平和祈念資料館等の平和関連施設や地域の戦跡の活用、講師の招聘等、様々な工夫を行いながら平和教育に取り組んでおります。

県教育委員会としましては、平和祈念資料館をはじめとする平和関連施設の積極的な活用について各学校へ周知し、沖縄戦の実相や教訓の次世代への継承に向け、平和教育の一層の充実を図ってまいります。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　周知するということですけど、教育長、例えば義務教育課程で１回、高校課程で１回とか、県としてしっかりとした目標を持って、私は周知する必要があると思いますが、いかがですか。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　特にこの令和７年度は、戦後80周年の年であります。これまでの本県における平和教育を振り返るとともに、これからの平和教育の在り方について考える機会を設け、平和を希求する「沖縄のこころ」を育み継承する教育の推進を目的としまして、戦後80周年平和教育推進事業を今年度実施する予定であります。戦後節目となる重要な年でありますので、平和祈念資料館の積極的な活用についてもしっかりと学校に周知をしていきたいというふうに考えております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　こう一般的じゃなくて、やっぱり

義務教育課程の９か年の間に一度は必ず行くとか高校課程で行くとかという、しっかりとした目標を私は県の教育委員会は持つべきだと思います。

そして、次にネックになっているのが、見学の際の貸切りバス料金。

これは今聞くと、参加者の児童生徒の負担になっているということらしいんですよね。そこを改善しないといけないので、これについてしっかり教育委員会なりが支援すべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　議員御指摘のとおり、この平和祈念資料館の活用については重要であるというふうに思っております。御提案いただいた件については、研究をしてまいりたいというふうに思いますし、見学の際にはバスを利用いたします。そのバスの利用についても基本的には保護者が負担することになっておりますが、これについてもしっかりまた支援の在り方について研究させていただければと思います。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　ぜひよろしくお願いします。

今の件について、知事部局はどうですか。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　県では、来年度から平和発信を目的とする県内の平和関連施設と連携を図り、平和発信の効果を高める取組を進めたいと考えております。その中の取組の一つとしまして、遠方からでも平和祈念資料館を含む複数の平和関連施設を見学して理解を深めてもらうため、県内学校等を対象にバスツアーの開催等を今想定しているというところでございます。

以上です。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　ぜひ知事部局でも支援していただきたいと思います。

次に、沖縄県史のビジュアル版沖縄戦の発行をずっと求め続けてきましたが、それが今どういう状況なのか。中高生全員に私は贈呈すべきだと思います。また、多くの県民・国民にも安価で手に入るようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

沖縄戦終結から80年が経過し体験者が減少する中、沖縄戦の実相を次世代へ継承する取組は重要な意義を持つものと認識をしております。県教育委員会では、沖縄戦の入門書として学校でも活用でき、次世代に沖縄戦の記憶を継承することを目的に、沖縄県史ビジュアル版沖縄戦、この3000部の刊行を令和７年度に予定しております。また、刊行後、県内全ての小・中・高・特別支援学校に配布するほか、継続的な平和学習のため各学校に向けて同書籍のデジタル版ウェブ配信を検討しております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　このデジタル版、タブレットを今全児童生徒が持っていますから、そこに配信するというのはぜひ成功させていただきたいと思います。

それで次に、今年は戦後80年・被爆80年の年に当たります。６月23日の沖縄全戦没者追悼式にノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会の代表を招待したらいかがでしょうか。また、県民が被爆者の訴えを直接聞く機会を持てるように、県主催の講演会かシンポジウムを開催していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴議長　生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部長　お答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式に日本原水爆被害者団体協議会を招待することについてお答えいたします。

沖縄全戦没者追悼式は、戦没者の御霊を慰めるとともに、世界の恒久平和を願う「沖縄のこころ」を発信し、沖縄戦の歴史的教訓を正しく伝え、次世代の子どもたちに平和の尊さを継承することを目的としております。

県としましては、長年にわたり被爆の実相を世界に対して発信し続けてこられた日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞されたことは、大変意義深いと考えております。議員御提案の日本原水爆被害者団体協議会の関係者の参列につきましては、速やかに対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　県では、全ての核兵器の製造・実験等に反対するため、平成７年に非核・平和沖縄県宣言を行うなど、核兵器のない平和な社会の実現に向け取り組んでいるところでございます。

県としましては、被爆者の皆様から被爆の実相を聞くことは非常に意義があると考えており、どのようなことができるのか、まずは関係部局と連携しながら検討したいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　知事、戦後80年・被爆80年、そういう意味で、やっぱり追悼式にノーベル平和賞を受賞した被団協をぜひ招待していただきたいと。そして

その際に、やっぱり沖縄で直接県民に訴える機会を県主催でつくっていただきたいという点で、その辺は知事の決意が必要だと思います。知事、いかがでしょうか。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　議員御案内の被団協、今回のノーベル平和賞を受賞された日本原水爆被害者団体協議会の関係者の方々をお招きして、80年のこの節目に過去に学び、将来を望むかということを共に過ごしていただけることは非常に重要な機会でもあると思います。あわせて、今般、実は国連の中満事務次長にも参加のお呼びかけをさせていただいておりまして、その中満次長がもし沖縄に来られるということであれば、次長を含めたシンポジウムなども計画してはどうかということも進んでいるようですので、一つの大きなこの平和を考える機会にするために、ぜひとも被団協の方々にもまたその問合せを申し込んでみたいというように思います。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　やっぱり沖縄戦から80年、これ大事な取組だと思いますので、ぜひ知事を先頭に成功させていただきたいと思います。

次に、４年前に、沖縄戦の実相を継承していく上で県庁職員の役割がとても大事だということで、県庁壕の視察、そこでの研修などを提案いたしました。当時の池田総務部長は、県庁壕などを視察先に取り入れた研修について今後検討していきたいということだったんですが、その実施状況、そしてこの80年、その県庁壕を活用して、そこで関係者の会議を開くとか記者会見を開くとかというのは非常に意義があると思うのですが、池田副知事、いかがでしょうか。

○中川京貴議長　池田副知事。

○池田竹州副知事　県庁職員が沖縄戦の実相を正しく学び継承していくことは、大変重要であると考えております。私自身、県庁壕に隣接する石田中学の出身ですけれども、恥ずかしながら、学生時代、県庁壕の存在を知りませんでした。令和２年の10月に初めて訪れ現場を見て、その当時の状況の中で県庁としての業務を継続したことに先輩方への敬意と平和の尊さを改めて感じたところでございます。現場を訪れることで初めて感じるところ、分かるところもありますので、今後県庁壕の活用に向けまして那覇市など関係者との調整を進めて、令和７年度から何らかの研修で実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　今度、戦後80年の事業をやるわけですから、そこでのスタートの何らかの式典をやるとかその辺も検討してください。

次に、沖縄の経済発展と雇用を増やす方向性について質問します。

私はこれまでも、県民生活密着型の公共工事の推進こそ地元企業の育成と雇用を増やす道であるということをずっと一貫して主張し続けてきました。まず、学校や公営住宅の新設や改築、上下水道、県道、河川、農地整備などの今後の必要な事業と必要額についてお尋ねします。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　学校施設の新増改築等に係る必要額についてお答えします。

県教育委員会では、安全で快適な学習環境を確保するため、老朽化した校舎や屋内運動場の改築等を計画的に進めているところです。令和７年度以降５年間において、市町村立小中学校99校、約373億円、県立学校22校、約140億円、合わせて121校、約513億円の新増改築等を予定しております。

○中川京貴議長　土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　土木建築部における今後10年で整備が必要な県事業は、県管理道路約80路線、流域下水道４処理区、県営団地14団地、河川24河川などとなっており、事業費総額では約7000億円を見込んでおります。

○中川京貴議長　企業局長。

○宮城　力企業局長　企業局所管の水道施設についてお答えいたします。

企業局中長期計画における令和６年度から令和19年度までの施設整備計画では、名護・北谷浄水場並びに管路71キロメートルの更新・耐震化、座間味村及び渡名喜村の浄水場整備などを予定しており、現時点における事業費の見込額は、水道が2205億円、工業用水道が68億円、合計2273億円となっております。

以上です。

○中川京貴議長　農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

農林水産部の主な事業は、農業農村整備事業、漁港漁場整備事業及び治山事業があります。今後10年間の整備量としまして、農業農村整備事業では区画整理1550ヘクタール、畑地かんがい施設2000ヘクタール、漁港漁場整備事業では90か所、治山事業では220か所の事業を予定しており、合計約2900億円を見込んでおります。

以上でございます。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　次に、病院事業局の事業と必要額についてお願いします。

○中川京貴議長　病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　お答えします。

病院事業局における今後10年間で必要な施設整備事業は、精和病院、中部病院、八重山病院職員宿舎、附属診療所などとなっており、事業費総額では、約730億円を見込んでおります。

以上です。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　次に、保健医療介護部の事業と必要額についてお願いします。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　保健医療介護部では、公立北部医療センターについてお答えいたします。

公立沖縄北部医療センターの概算整備費用について、令和６年７月の実施設計中間報告を踏まえ、444.5億円と見込まれております。

県としましては、関係機関と連携し、病院機能を遵守しつつ、適切な整備費の低減と財源確保の両面から取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　ありがとうございました。

土木、農水、教育、企業局、病院など、今後５年から10年間の公共工事の主な事業と必要額について答弁していただきました。これが全部ではなくて主なものだと思うんですけど、これを合計すると県の事業としては１兆3861億円になるんですよ。これとても大きいと思いますね。それで、この経済波及効果についてどうなるかということを調べてみました。

皆さんも御存じだと思うんですけど、最近、りゅうぎん総研がこの経済波及効果について調査したものが発表されました。そして、私はこの担当者に直接お聞きしました。これは、国発注の公共工事の県内のものについてやったものですけれども、直接投資額について1.63倍の波及効果がありますという報告なんですよ。それでこれを沖縄県の公共工事に当てはめることは可能ですかと言ったら、まずいろんな種類・地域ごとにも違いはあるけれども、おおむねそういう傾向になるのではないかというお話でした。そこで、県としてもしっかりと波及効果を出していただきたいということをお願いしましたが、経済波及効果についてお願いします。

○中川京貴議長　土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　経済波及効果につきまして、本来詳細な調査分析を必要とするところでございますが、あくまでも目安として簡略的に試算した結果、土木建築部における今後10年間の概算事業費総額約7000億円に対する経済波及効果は、事業費総額の約1.6倍で約１兆1000億円となっております。

以上でございます。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　土建部の皆さん、大分苦労して試算していただいて、本当にありがとうございます。

これが出るとやっぱりいろいろ今後の政策展開も出てくると思うんですけど、皆さんが出した経済波及効果とりゅうぎん総研のものとはそんなに差はない。県が発注するものは団地とかがあって、団地はガス・水道から畳まで全部あるので、僕はもっと大きくてもいいかなと思うんですけど、いずれにしてもそういうのが出てきたと。そして、1.6倍。先ほどの１兆3861億円に1.6を掛けると幾らになるかといったら、知事、２兆2177億円になります。２兆円をはるかに超える。２兆2000億円。だから、この県内密着型はとても大きいと。

そこで次に、国発注公共工事と県発注公共工事の本土企業と県内企業発注の額と率についてお願いします。

○中川京貴議長　土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　令和５年度における国発注の公共工事について、沖縄総合事務局は契約金額約488億円のうち、県内企業の受注額は約272億円で受注率55.7％、県外企業は約217億円で44.3％となっており、沖縄防衛局は契約金額約2397億円のうち、県内企業の受注額は約953億円で受注率39.8％、県外企業は約1444億円で60.2％となっております。

県の発注工事につきましては、土木建築部と農林水産部を合わせました契約金額約513億円のうち、県内企業の受注額は約487億円で受注率95.0％、県外企業は約26億円で5.0％となっております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　次に、福祉・医療・教育の充実は、沖縄の経済発展と雇用の大きな道だよということもずっと私は言い続けてきましたが、次のことについて、まず未配置の教員数と臨時的任用職員を正規教員にすると何人必要なのかお願いします。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

令和７年１月時点の公立学校における教員未配置数は小学校37人、中学校30人、高等学校10人、特別支援学校７人の計74人となっております。また、定数

内臨時的任用職員数については令和６年５月１日時点で小学校306人、中学校435人、高等学校174人、特別支援学校186人の計1101人となっております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　休憩。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後０時３分休憩

午後０時３分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

教育長。

○半嶺　満教育長　教員未配置数は、令和７年１月時点で合計84人です。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　次に、保育定員を満たすために不足している保育士は何名でしょうか。

○中川京貴議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長　お答えいたします。

保育定員は、あくまでも保育定員を満たすために不足している保育士数ということですけれども、令和５年４月１日現在、県内保育所等の約21.7％に当たる192施設において定員に必要な保育士420人が確保できておりません。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　次に、看護職員の不足数は何名でしょうか。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　お答えいたします。

看護職員の不足数ですが、国の需給推計によると、看護職員の勤務環境が改善された場合、2025年時点で沖縄県の看護職員は1263人不足するとしております。

以上です。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　次に、介護職員の不足数は何名でしょうか。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　介護職員の不足数については、介護人材需給推計によりますと、2026年時点で沖縄県の介護職員は2831人不足するとしております。また、2035年には7567人の不足が見込まれているという状況でございます。

以上です。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　次に、沖縄の消防士の充足率と指針より不足している消防士の数についてお願いします。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　お答えいたします。

総務省消防庁による県内消防職員の充足率は、令和４年４月１日時点で64.1％となっております。国の消防力の整備指針に基づき算定した消防職員の目標数2629人に対して実員数は1686人であり、その差は943人となっております。

以上です。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　このように、沖縄の医療、保育、そして防災、そういったところの不足数――教育も含めて、合計すると6192名不足しているんです。だから、そこにしっかりと従事させるということが必要だと思います。

(3)、米軍基地を返還させてこそ沖縄経済は発展すると思いますけれども、米軍基地が返還された跡地である小禄金城地区、那覇新都心地区、北谷町などの人口、雇用、税収、経済効果について、基地だったときと比較して最新の状況をお願いします。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　県では、平成27年１月に駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査結果を公表しており、既に返還された３地区を合計した活動による直接経済効果は、返還前89億円、返還後2459億円、約28倍になると試算しております。

雇用者実数の３地区合計は、「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」によると、返還前５年間の平均が327人、令和３年度２万9846人、約91倍。地区ごとでは那覇新都心地区は、昭和62年の全面返還直前５年間の平均168人が２万1199人、約126倍。小禄金城地区は、昭和55年の大規模返還直前５年間の平均159人が4960人、約31倍。桑江・北前地区ゼロ人が3687人となっております。

税収については、那覇新都心地区と小禄金城地区の返還前の実税収は県、那覇市ともに記録を確認できませんでしたが、法人事業税の令和５年度決算の調定額は、那覇新都心地区が３億円、小禄金城地区は1.8億円となっております。また、那覇市に確認したところ、個人市県民税、法人市民税の令和７年２月現在の調定額の合計は、那覇新都心地区42億8000万円、小禄金城地区15億8000万円となっております。北谷町に確認したところ、桑江伊平地区の固定資産税は、平成22年度1500万円が令和５年度２億8000万円で19倍。法人住民税は、平成22年度はゼロ円で、令和５年度630万円となっております。

人口につきましては、那覇市に確認したところ、返

還前の地区ごとの記録がありませんでしたが、直近の国勢調査で令和２年度３地区の合計は３万9577人、地区ごとでは、那覇新都心地区２万4080人、小禄金城地区１万2314人、桑江・北前地区3183人となっております。

以上でございます。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　ありがとうございます。

次に、普天間基地をはじめ米軍基地が返されたら、雇用・経済効果はどうなりますか。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　先ほど御案内した平成27年１月に公表した駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等に関する検討調査結果によりますと、返還が予定されているキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設の５地区を合計した活動による直接経済効果は、返還前の501億円に対し、返還後は8900億円と約18倍、跡地利用に伴う誘発雇用人数の合計は、返還前の4400人に対し、返還後は8万503人と約18倍になると試算しております。基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、基地返還及び跡地利用が進めば、さらなる沖縄の経済発展が期待できると考えております。

以上でございます。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　部長、今答弁していただきました。それで雇用・税収などの最新の状況についてということで、皆さんに質問通告させていただきました。担当職員の皆さん、それを出すために相当苦労していただきました。本当にありがとうございます。ただしかし、返還時点の数字がまだしっかりと探し切れていないとかいろんな問題があって、返還時点と今日を正確に比較するということがまだ出されていないということ。これ、何としても出していけるように、今後やっていただきたい。

そして、今部長が言ったこの経済効果、これ10年前のものです。10年前の。それで、先ほどの答弁にあった雇用でも、今答弁があった雇用幾らですか――18倍ですか。これが新都心だけでももう100倍を軽く超えているわけよ、軽く。だから、もうこれも今の時点ではかなり古いということがあるので、しっかり私は再度この調査を次の振興計画に生かす上でもやるべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　今御指摘がございましたとおり、策定から10年経過しております。その間、上位計画、それから社会情勢の変化、跡地周辺の開発動向についても踏まえた更新は必要であろうというふうに考えております。現在公表されている資料につきましては、平成25年１月に策定した中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を基に策定しております。現在、この広域構想については、今年度この骨子案を作成して、令和７年に改定素案を作成し、令和８年に広域構想の改定を予定しております。それを踏まえて、経済効果について改めて再調査をしたいというふうに考えております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　ぜひお願いします。

今の点で知事にお聞きします。

まず、振興と経済発展について、最新の幾つかの指標で私質問しました。県民密着型の県の公共工事、10年間で少なくとも１兆3861億円。これが経済波及効果を1.6とすると、２兆2177億円という膨大な事業になります。そして不足している教育・保育・看護・消防などの職員を確保するには、現時点で6192名必要と。そして米軍基地が返されたところは、雇用も税収も飛躍的に、まさに飛躍的に発展しているということが明らかになりました。だから、私は沖縄振興のこれからについて、ぜひ県内循環型、県民生活密着型の公共工事の推進、医療・福祉・教育・介護などの充実、そして米軍基地を返還させて経済発展させるという、このことをしっかり取り組んでほしいと思いますが、知事の見解をお聞かせください。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　先ほどの具体的な数字から見ましても、基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果をはるかに上回るものとなっています。今後、基地返還及び跡地利用が進めば、さらなる経済発展が期待できる。さらには、県内企業の優先受注、そして高度な専門性を有する人材の育成、ＩＴ関連産業の進捗、そしてスタートアップなど、これから伸び行く様々な分野での想像力豊かな経済効果を組み合わせますと、やはり沖縄がこの地域的な有利性を持っているということがアジア全体の、片道４時間圏内に20億人の人口を有するという経済規模から考えても、この基地の跡地利用はそこにもしっかりとつながっていくものというように考えております。先ほど答弁でありましたように、全体的な計画を取りまとめつつ、またさらなる新しい調査を行った上で具体的に次の振計にどう生かしていくかということをしっかりと見据えていきたいと思います。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　今日、幾つか質問して新たな――経済波及効果２兆2177億円というのは初めて出たと思いますけれども、やっぱりこういったことをしっかりと柱に据えて、ぜひ今知事が答弁されたように頑張っていただきたいと思います。

　次に、バス・モノレール料金割引の高齢者の敬老パスの検討状況と早期実施に向けた取組についてお願いします。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　敬老パスの導入につきましては、昨年６月に設置した公共交通利用促進連絡会議において、関係部局と連携しながら検討しているところです。また、県ではバス利用の促進に向け昨年９月に、わった～バス利用促進乗車体験事業を実施いたしました。同事業の成果を踏まえ、令和７年度に高齢者を含めた県民を対象に、一定期間、路線バス及びモノレール運賃を半額とする実証事業を行うこととしております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　この実証事業の具体的な方法を教えてください。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　おおむね１か月程度を今想定しておりますが、バス運賃が半額になるようなパスを作成しまして、それを使っていただいて、データ収集をしながら行うという形で考えております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　これは要するに、県内全域ですね。そして、これは高齢者も含めて年齢関係なく全員に行うということでよろしいですか。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　そのように考えております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　通勤・通学で利用している方々はどうなりますか。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　今年度の実証事業の中で、やはり普段使いしている方が乗れなかったというような、そういった声もいただいております。ですから、来年度行う事業につきましては、そういった朝の通勤・通学時間を外したオフピーク時間帯というところで、その実証事業をしてまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　去年９月の実証実験で、経済効果についてしっかり調査してほしいということを委員会でも本会議でも求めてきましたけど、どうなりましたか。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　今年度９月の実証事業においては、トータルとして延べでございますが、約80万人の方に乗っていただいたというふうな実績がございます。そういった多くの方に乗っていただくということで一定の経済効果はあったと思いますし、消費活動もあったと思います。ですが、それがバス料金の軽減に伴うものなのかどうかにつきましては、来年度行うその半額の実証事業も含めて、その利用実態も含めたデータも吟味しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　次に、我が党会派の代表質問との関連について、まず瀬長議員の代表質問との関連のワシントン事務所について伺います。

　まず、慣れない海外の地で言語も法体系も文化も違うワシントンで、事務所開設に関わり、そして今日まで沖縄の米軍基地の過重負担を各方面に発信し続けられてきた歴代所長や副所長の皆さん、その結果多くの成果も上げられていますけれども、その苦労、奮闘に心から敬意を表したいと思います。その点について、知事の所感をお聞かせください。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　平成27年４月、初代ワシントン駐在を命ぜられた職員は慣れない異国の地で手探りの中、事務所の立ち上げや赴任直後の知事訪米の対応など大変な御苦労があったものと承知をしております。また、ワシントン駐在としてこれまで８名の職員が赴任しておりますが、米国における基地関連の情報収集のほか、米国政府関係者、連邦議会議員、有識者、県人会などネットワークの拡充強化に頑張っていただき、2021年度は国防権限法案に関する書面に、辺野古新基地建設に係る懸念事項が明記されたほか、2024年国防総省が実施した環境に関する公聴会においては、ワシントン駐在が、沖縄のＰＦＡＳ問題に関し、地元当局と連携した取組を求める口頭意見を述べるなど、様々な成果を上げてきております。また、昨年９月の訪米に際しては、共和党系シンクタンクのハドソン研究所での講演やニューヨーク日本食レストラン協会関係者への県産品販売促進に向けたトップセールスといった新たな取組を実現することができたのも、ひとえにワシントン駐在の日頃の活動の成果であると感じており、この礎を築いてこられた初代駐在か

らの職員の皆さんの御尽力には、本当に心から敬意を表したいと思っております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　次に、知事、調査検証委員会を設置しました。その調査検証委員について、特に国内の弁護士はどのような手続・手順で選任したのかお尋ねします。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　調査検証委員会委員に就任していただいているお二方の国内の弁護士につきましては、県から沖縄弁護士会宛てに委員の推薦を依頼し、沖縄弁護士会において所属する弁護士の中から推薦をしていただきました。

県としては、当該推薦を重く受け止めており、専門とされる法律の分野などを踏まえても適任と判断しております。両委員におかれては、公平公正に調査を行っていただけるものと認識をいたしております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　知事、この調査検証委員会が今設置されていますけれども、検証結果が当然出されると思います。その際、今後のワシントン事務所あるいは駐在の在り方について提言もあるかもしれません。その際には、知事はその検証結果と提言を受けて今後の在り方について透明性を持って県民にしっかり説明をして、理解を得てよりよい方向に持っていくように検討していただきたいんですが、知事の見解をお尋ねします。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　県としましては、ワシントン駐在についていわゆる百条委員会や監査、調査検証委員会の結果を踏まえ、法人の形態も含め透明性を持ったよりよい方向性を見いだしたいと考えており、引き続き県民の皆様に丁寧に説明したいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　次に、沖縄県独自の災害見舞金を300万円に増額するということをずっと一貫して指摘してきました。それについて伺います。

○中川京貴議長　生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部長　お答えいたします。

まず、最大300万円を支給するという国の被災者生活再建支援制度というものがございます。これは災害によって住家被害が全壊と認定された家屋が、１市町村で10件以上といった規模の災害が発生した場合に、住家被害を受けた被災者に対して基礎支援金で100万円、住宅の再建方法が建設または購入の場合には加算支援金としてさらに200万円、合計で300万円が支給される制度となってございます。他県では、同一災害におきまして、被災者生活再建支援法が適用された市町村と適用されなかった市町村が生じた場合に、適用されなかった市町村に独自支援制度として支援金を支給しているという事例がございまして、その財源を県と市町村で拠出しているという事例も多くございます。本県独自の被災者生活再建支援制度の創設に向けましては、支給要件の設定でございますとか、あと財源の確保など検討すべき課題を整理し、他県の事例等も参考にいたしまして、市町村との意見交換などを通して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　部長、今の答弁はこれまでと一緒だと思うんですよね。今回、北部の災害を受けて県は独自の支援制度をつくりました。特例だと言うんだけれども、最近でも東北での火災とかいろんな災害が続発してるわけですよ。だからこの災害についての対応というのは、もう検討しますと言ってから２年、３年では駄目だと思うんですよ。これは、国の制度も引き上げるように県として動かないといけない。同時に、県としてもしっかりやらないといけない。市町村と協議すると言っても、県がそういう方向の立場に立って協議するのかによって全然違ってくると思うんですよ。僕はそういう方向で急いでやってほしい、実現させる方向でやっていただきたいんですが、いかがですか。

○中川京貴議長　生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部長　議員おっしゃるように、今回の見舞金につきましては、被災者の生活の再建というものを支援して被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援法を基準に参考にいたしまして、今回の災害に特化した県独自の見舞金を創設したところでございます。災害のほうがやはり増えてきてございますので、被災者に寄り添った支援が急がれているところだというふうに認識はしておりますので、市町村と連携しながらこういった独自の制度を今後も恒久的に創設できるかどうかにつきまして、急ぎ検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　知事、これは去年、知事にもお尋ねして知事もぜひ検討していきたいという答弁をして

いると思います。今回、北部に県独自の200万の見舞金をやりましたよね。僕あれは知事の決断だったと思うんですよ。だから、今回のもやっぱり知事がそういう方向でいきましょうということにならないと進まないと思います。先ほども言ったように、これは国の制度自体大きく変えないといけないというのがあります。同時に県として、少なくとも独自の300万に持っていくという立場で取り組んでいくという点で知事の決意が必要だと思います。いかがですか。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　現代の災害の状況などを考えてみますと、いわゆる北部の大雨災害もそうですが、予想できない短時間での大雨による災害、あるいは従来は水量として十分容量があったはずの川の規模が保てなくなってきているというようなそういう予想外の状況などが起こり得るということが、報道あるいは有識者からもその国の基準の在り方についても見直すべきではないかというような意見が出ているということもございます。

沖縄県としてもそのような国の方向性も見据えつつ、被災者生活再建支援制度の独自の制度についてはさらに様々な事例を研究して検討してまいりたいというように思います。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　ぜひ、知事よろしくお願いします。

次に、小規模離島で行政サービスが困難だと、職員も確保できないというのが最近大きな課題になっています。私はこれまでも小規模離島でのガソリンスタンドや郵便局、農協など運営維持が単独では非常に困難になっているところがあると。そういうところは個々ばらばらではなくて、役場や県も一体となった運営形態を模索しないと駄目ですよということをずっと一貫して言い続けてきました。いよいよその必要性が明らかになってきていると思いますが、どうですか。見解をお願いします。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　小規模離島において、人口減少や高齢化の進行に伴う人材不足や不採算性などから生じる経営の合理化等によって、これまで提供されてきたガソリンスタンドなどのユニバーサルサービスの維持が課題となっております。一方、本島の北部地域や他県においてガソリンスタンドと簡易郵便局が併設されている事例や、地域住民が共同してサービス提供の主体となっているような事例もございます。

県としましては、引き続き他県のそういった事例収集に努めるとともに、各地域の実情に応じたユニバーサルサービスの在り方について、地元自治体と意見交換をしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　これは委員会でもガソリンの価格差のときに何度も提案してきましたけれども、これ本格的に検討しないと、それぞれいろんな法律もありますよね、法体系も違う。しかし、その縦割りでやっていたらもう維持できなくなるので、しっかりここは検討していただきたいと思います。

最後の質問でありますけど、子ども食堂や貧困者支援、高齢者生活支援などを行っている団体やＮＰＯなどに県や市町村でもっとしっかり支援すべきだと思いますが、その点についてお願いします。

○中川京貴議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長　お答えいたします。

子ども食堂等に対して市町村では、内閣府の沖縄こどもの貧困緊急対策事業や県の子どもの貧困対策推進交付金を活用した運営費、それから備品購入等の支援を行っているところでございます。また県では、おきなわこども未来ランチサポートを通じまして、子ども食堂等に対する食料品等を支援するとともに、令和７年度につきましては、運営上の課題を抱える子ども食堂等に対して、アドバイザーを派遣し、助成金の申請など伴走的な支援を行う新たな取組を行う予定にしているところでございます。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　高齢者の生活支援団体等への支援についてお答えいたします。

県では、令和６年度の万国津梁会議で超高齢社会に対応する公共私の連携をテーマとして、行政、ＮＰＯ、民間企業など多様な主体が連携・協働し、高齢者の生活課題に対応する方策等について議論を行っているところです。今年度中に予定される同会議の提言を確認しながら、多様な主体が連携・協働して持続可能な枠組みを構築し、高齢者の様々な支援ニーズに対応していけるよう、県としても取り組むべき施策について検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　これ私たちのところにもいろいろ相談が来るんですけど、高齢者の介護の報酬がどんどん引き下げられて、介護から撤退する事業者が全国的にも増えてきていますよね。そして高齢化社会がどんどん進行していく中で、要介護１とか要介護２に該当

する以前に健康維持するために一生懸命やっている団体もあるわけですよね。そういうところに対していろんな支援が――民間の支援はあるけれども、県とか市町村とか国の資金的な援助というのはなかなかないように見受けられるんですよ。だからその辺をどうするのかというのが私は課題だと思うんですが、そこはいかがですか。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　従来の介護サービス等については、今の状況の中では利用されておりますけれども、今後高齢者がどんどん増えていくという中で、その専門職だけではなかなか厳しくなるということで、今議員御指摘にありました民間のサービス、特に生活支援ですね。移動とか掃除とか同行とかいろんなものを今現状行っているところがございますので、今年度は市町村の包括支援センターのような相談を受けるところと、それから民間の企業が一緒になって高齢者の課題について話し合うというふうなところを今ワークショップのような形で持っております。これを次年度も続けていきまして、市町村が行っている総合事業のような予算化された事業の中に組み込むことができるかというふうなことをまた議論していきたいと思っていて、将来的には元気な高齢者も含めて様々な方が地域の高齢者を支えるようなまちづくりという方向に進めていきたいと考えています。

○中川京貴議長　渡久地　修議員。

○渡久地　修議員　私たちのところに来ている方、一生懸命やっているけれども財団からの支援とかが切れてしまうと。だからもう閉めざるを得ないとかという相談がいっぱい来るわけですよ。そういうときに県が、こういう支援ありますよ、市町村にこういう支援ありますよというのが今示し切れていないと思うんですよ。だからそこをしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　御相談のあった事業所のほうに私たちもお話を伺いに行って、やはりそういう交付金、補助金のような財源と自走するための資金造成的なものを組み合わせて進めていきたいということでございました。そういうふうなところに民間と行政がうまく連携していくような仕組みを今後検討していきたいと思いますので、その方向で進めていきたいと考えております。

○渡久地　修議員　ありがとうございました。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後０時36分休憩

午後１時46分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

午前に引き続き、質問及び質疑を行います。

幸喜　愛議員。

〔幸喜　愛　議員登壇〕

○幸喜　愛議員　ハイタイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

こんにちは。

会派てぃーだ平和ネットの幸喜愛です。

本日は最終日となりまして、午後ともなりますと少し気持ちも休みがちというか、眠たい時間にもなるかと思いますが、元気よく質問させていただきたいと思います。（発言する者あり）　ありがとうございます。

一般質問に入ります前に、お時間をいただきまして少しお話をさせていただきたいと思います。

明日３月１日は、沖縄県におきまして県立高校の卒業式です。３年間の思い出を胸に高校を卒業する皆さん、本当におめでとうございます。そして、御家族の皆さんにおかれましてもおめでとうございます。

私はコザ高校の40期生ですが、息子が70期生だったこともありまして、コザ高校創立70周年記念事業のときには広報担当として記念誌制作をしておりました。そのときにコザ高校の女生徒の制服について調べました。これは、コザ高校の女生徒の制服のセーラーカラーに深い緑色のラインをあしらったシンプルなデザインが世代を超えて子どもたちに喜ばれている、憧れられているというところに着目しまして調べてみたんですけれども、この制服は、実はコザ高校の２期生の生徒たちが戦渦を逃れ、着の身着のままコザ高校を再建するために毎日土方作業などもしていた中で、新入生のためにぜひ新しい制服を作って入学させてあげたいというささやかな思いから生まれたそうです。当時は物資も少ないですので、少ない材料で、シンプルな材料で作ろうということになり、平和を象徴した緑色をそのセーラー服の襟にあしらって、リボンとして結んでいくというふうにしたそうです。

戦後80周年を迎えまして県下の県立高校のほとんどが80周年祈念事業を進めていくと思います。今を生きる若者たちのためにこれから先、私たちが戦争のない時代をつくり、平和で豊かな誇りあるふるさと沖縄を受け継ぐために、私たちさきを生きる大人が手を取り、知恵を絞って共に新しい沖縄をつくってまいりたいと決意を新たにしたところです。どうぞ、あした高校を卒業する皆さん、君たちの進路の先に大きな大きな海原が待っています。それでもたくさんの大人た

ちがあなた方を見守って育てていこうと頑張っている姿も、ぜひその目に焼き付けていってほしいと思っております。卒業生の皆さんに大きなエールと戦後80年の平和な世の中で学ぶことへの誇り、そしてこれから先も永遠に平和であることを願って頑張ってまいりたいと思っております。

それでは、通告に従って一般質問を進めさせていただきます。

１、福祉行政について。

(1)、民生委員・児童委員に関する取組について。

ア、地域福祉の最前線で活動する民生委員・児童委員設置の意義とその役割についてお伺いします。

イ、地域ごとに委嘱率があると聞いておりますが、現在の充足率と今後その定数の見直しの考えがあるかについてお伺いいたします。

ウ、時代とともに沖縄においても地域の絆が希薄になってきている中で、民生委員・児童委員の果たす役割は重要だと思うが、成り手不足を解決するための取組について県としての見解をお伺いいたします。

(2)、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるようにするための地域包括ケアの取組について。

ア、地域包括支援センター設置の意義と役割についてお伺いいたします。

イ、要支援認定の基準に満たないまでも、生活に何らかの支障を来している高齢者に対する支援にはどういったものがあるかお伺いいたします。

(3)、高齢者や貧困世帯、ひとり親世帯などに対する食事・移動・買物・居場所支援など、福祉活動の拠点として協働労働による地域自治会等の役割が期待されています。県としてできる支援がないか見解をお伺いいたします。

２、大雨による浸水被害についてです。

この問題については喜屋武力議員、そして高橋真議員も取り上げておりましたが、私も取り上げさせていただきたいと思います。

(1)、１月24日金曜日に発生した大雨による被害の状況について伺います。

(2)、沖縄市松本、県道85号線での浸水被害の原因と今後の対策について県の見解をお伺いします。

(3)、被害状況の把握について関係市町村との連絡体制についてお伺いいたします。

３、文化行政について。

(1)、県内の文化芸術活動を行う文化関係団体等から要望のあった稽古場や道具類の保管場所に関する支援の具体的な取組内容についてお伺いいたします。

(2)、県立芸術大学を卒業した学生の卒業後の文化活動に対する支援策についてお伺いいたします。

４、我が会派の代表質問との関連については、山内末子議員の４の基地問題についての中の(1)エ、宮城島の農道の安全対策についてと、同じく山内末子議員の代表質問の中の５、こどもまんなか社会の実現に向けての(2)のイ、児童相談所の増設の考えについてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後１時54分休憩

午後１時55分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

○幸喜　愛議員　すみません、先ほど我が会派の代表質問との関連の質問の中で、山内末子議員の質問の中の５の(2)、児童虐待の現状と対策についてお伺いすることと通告しておりましたので、訂正させてください。よろしくお願いいたします――すみません、まず先ほどの件は取り下げさせてください。

山内議員の４の(1)エ、５の(2)のイというふうに申し上げましたがこれは取下げまして、５の(2)についてよろしくお願いいたします。

○中川京貴議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー知事　幸喜愛議員の御質問にお答えいたします。

福祉行政についての御質問の中の１の(3)、福祉活動の拠点に向けた自治会等への県の支援についてお答えいたします。

自治会は、地域住民相互の連絡、環境美化、防犯・防災対策、伝統・文化の継承、社会福祉活動など、良好な地域社会の維持及び形成を図る活動を行っており、沖縄県内の自治会数は令和５年４月１日現在で、1097団体となっております。かつては、地域の相互扶助により様々な場面で支え合いの機能が存在していましたが、近年、少子高齢化、単身世帯の増加などの社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティー機能が低下している現状に課題があることは承知しております。一方で、住民の方が抱える課題は複雑化・複合化していることから、地域コミュニティーの中核を担う自治会の役割は大きいと考えております。

沖縄県としましても、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会を目指し、引き続き市町村と連携しながら、それぞれの地域に合わせた包括的な体制の整備に向けた支援に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子生活福祉部長　１、福祉行政についての御質問のうち(1)のア、民生委員・児童委員の意義と役割についてお答えいたします。

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱されており、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされております。民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する身近な相談役として、住民から寄せられる生活上の様々な困り事や心配事の相談・援助に当たったり、住民に必要な支援について住民と行政・専門機関のつなぎ役となるなど、幅広い活動を行っています。近年、地域住民の課題が多様化する中、地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員の役割は今後とも重要になってくるものと考えております。

続きまして同じく(1)のイ、充足率と定数の見直しについてお答えいたします。

民生委員・児童委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに区域を管轄する市町村長の意見を聞いた上で、県条例で定めることとされております。県全体の民生委員・児童委員の定数は2481名で、令和７年２月１日現在の委嘱数は1948名、充足率は78.5％となっております。なお、中核市である那覇市を除いた民生委員・児童委員の定数は1979名で、令和７年２月１日現在の委嘱数は1570名、充足率は79.3％となっております。民生委員・児童委員の任期は３年となっており、令和７年12月の次期一斉改選に向け、現在必要な定数について市町村との協議を進めております。

続きまして同じく１の(1)のウ、担い手不足を解消する取組についてお答えいたします。

地域福祉の担い手として活動する民生委員・児童委員の充足率は低下傾向にあり、担い手確保が喫緊の課題となっております。県では、新たな担い手の確保を図るため、多様な世代の参画を目指して、県広報誌や広報番組等を活用した民生委員・児童委員活動の周知に取り組んでいます。また、今年度は民生委員・児童委員のやりがいや魅力を発信するイベントを県内３か所で行ったところです。

県としましては、引き続き、市町村と連携しながら民生委員・児童委員の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公保健医療介護部長　１、福祉行政についての(2)のア、地域包括支援センターの役割等についてお答えします。

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設であります。具体的には、地域の高齢者等に対する総合相談支援及び権利擁護、地域の介護支援専門員へのサポート並びに介護予防及び日常生活支援の対象者に対するケアマネジメントなどの業務を実施しております。

同じく１の(2)のイ、高齢者に対する生活支援についてお答えします。

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくため、買物や通院等の移動が困難となった高齢者への支援など、各市町村が多様な財源を組み合わせて活用し、様々な事業を実施しております。また、住民主体の活動団体、ＮＰＯ法人、民間企業などの多様な主体による多様な活動または事業も行われております。県では、令和６年度の万国津梁会議で超高齢社会に対応する公共私の連携をテーマとして、高齢者の生活課題に対応するさらなる方策等について議論を行っているところであり、今後、同会議の提言を確認しながら県として取り組むべき施策について検討してまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁知事公室長　２、大雨による浸水被害についての中の(1)、１月の大雨による被害状況についてお答えいたします。

１月の局地的な大雨により、２月17日現在、沖縄市、うるま市合わせて床上浸水15件、床下浸水７件、非住家の浸水10件を確認しております。

同じく２(3)、被害状況を把握するための市町村との連絡体制についてお答えいたします。

県では、電話や防災行政無線による市町村との連絡のほか、県と全ての市町村及び消防本部をつなぐ沖縄県防災情報システムを整備して、災害時の被害情報等を迅速かつ円滑に収集することとしており、１月の沖縄市及びうるま市における大雨についても、両市と連携して対応したところです。なお、沖縄県地域防災計画では、市町村が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、被災市町村に県職員を派遣し情報を収集することとして

おります。
　以上になります。
○中川京貴議長　土木建築部長。
　　〔前川智宏　土木建築部長登壇〕
○前川智宏土木建築部長　２、大雨による浸水被害についての(2)、沖縄市松本での浸水被害の原因と今後の対策についてお答えいたします。
　今回の浸水については、当該地域が周辺地域より低い地形となっていること及び都市化の進展が原因の一つと考えております。現在、当該地域の雨水排出管路を管理する沖縄市とうるま市において、原因調査及び対応の検討を進めているところです。
　県としては、道路パトロールの強化を図るとともに、両市の対策が計画的に進むよう、技術的支援及び必要予算の確保に努めるなど、引き続き、両市と連携し取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。
　　〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕
○諸見里　真文化観光スポーツ部長　３、文化行政についての(1)、文化団体の道具類保管場所等の支援についてお答えいたします。
　県では、平成25年度に文化発信交流拠点整備基本計画、平成30年度に実施計画（案）を策定し、芸能団体等と意見交換を行ってきました。一方でこの間、県内では新たな施設整備が進んできており、令和５年度調査では、新たな拠点設置のニーズは少なく、道具類の保管場所や駐車場を備えた稽古場のニーズが多く示されました。
　県としては、調査結果を踏まえ、令和７年度当初予算に、新たに組踊保存会及び琉球舞踊保存会の道具類保管費用及び県内文化芸術団体等の稽古場使用費用への支援のための経費を計上しております。
　同じく３の(2)、県立芸術大学卒業生に対する支援についてお答えいたします。
　県では、文化芸術の担い手の育成のため、令和６年度から新たに文化芸術奨励支援事業を実施しており、県立芸術大学卒業生を含む、若手芸術家に対する支援を行っております。また、若手実演家の公演機会の創出等を目的とした、かりゆし芸能公演への支援のほか、令和７年に新たに設置予定の沖縄県文化芸術振興基金を活用して、人材育成に取り組むこととしております。
　県としては、引き続き伝統芸能の保存・継承・発展に向けて、県立芸術大学卒業生を含む、担い手の支援に取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴議長　こども未来部長。
　　〔真鳥裕茂　こども未来部長登壇〕
○真鳥裕茂こども未来部長　４、我が会派の代表質問との関連についての(1)、児童相談所の増設等についてお答えいたします。
　県では、市町村をはじめとした関係機関と連携の上、孤立や貧困等の問題を抱え支援を必要としている世帯に関する情報共有を図り、アウトリーチ型の支援につなげる等、問題を次の世代に連鎖させないような施策の充実に取り組んでいるところです。また、年々増加する児童虐待等に対応するため、児童相談所の増員を進め体制強化を図っているところであり、増設については、児童虐待相談対応件数の動向を注視しながら、今後の児童相談所の在り方について検討してまいります。
　以上でございます。
○中川京貴議長　幸喜　愛議員。
○幸喜　愛議員　御答弁ありがとうございました。
　まず最初、１番目の福祉行政について。
　民生委員・児童委員に関する取組についてなんですけれども、先ほど部長のほうから御答弁がありましたように、地域で民生委員・児童委員というのは本当によく働いてくださっておりまして、私のおりました地域におきましても、定数に満たない人数の中で、6300人を７名で見るというような状況になっております。うちの地域においては、特に人口増加が著しいところでしたので、子どもたちに対する対応がとても大変で、民生委員の御苦労が本当に手に取るように分かるような状況でした。特に充足率の低い沖縄の都市部での民生委員・児童委員を増加させていかないと、この沖縄の貧困問題、子どもの虐待問題などを解決することができないのではないかという危機感を持っています。先ほどその充足率を満たすための広報活動をしているというふうにおっしゃっていましたけれども、学校現場などで子どもたちに民生委員の仕事について理解を求めるような取組などはないでしょうか。
○中川京貴議長　生活福祉部長。
○北島智子生活福祉部長　ありがとうございます。
　学校現場で今現在子どもに対する民生委員の広報が行われているかどうかは承知していないんですけれども、県としましては、大学等にリーフレットをお配りしたりはしております。ただ、そういった子ども向けのリーフレットというのも今後お配りをする方向で考えていきたいと思っております。
○中川京貴議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛議員　ありがとうございます。

ほとんどの地域で行われているかどうか分からないのですが、沖縄市においては、各小学校、中学校の最初の全体集会で民生委員を紹介するというような取組をしております。地域の子どもたちが地域の大人、本当に身近な相談相手としての大人を知る機会を持つような取組をしておりますので、ぜひそういった取組も民生委員の取組の一つとして広げていただいて、子どもたちに顔が知られた大人であるということを印象づけていただきたいと思います。子どもたちが民生委員の仕事を意識することで、将来、自分たちも役に立つことがあるかもしれないといったような啓発にもつながると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、(2)番目の地域包括ケアについてです。

今回、私はイのところで、要支援認定の基準に満たないまでも生活に何らかの支障を来している高齢者に対する支援はないかということを申し上げております。ちょっと大きなざっくりとした質問で大変恐縮でした。以前にも取り上げたんですけれども、免許を返納した後の高齢者の移動支援がとても大変であります。特に免許を返納した後は、いわゆるヤーグマイになってしまって、外に出られず、周りの社会との関係性も薄くなってしまって、認知症に突っ走ってしまうというか、一気に進んでしまう方が多くなっております。特に高齢者の移動支援等に対して、何か県として取り組んでいるようなことはないか教えていただけますでしょうか。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

○糸数　公保健医療介護部長　お答えいたします。

高齢者の移動支援について、具体的に今市町村が取り組んでいるという事業の答弁をさせていただきます。

令和５年12月に県内各市町村に実施した調査によると、買物、通院などの移動が困難となった高齢者の支援については、各市町村において外出時の送迎支援、それから公共交通機関の割引、そしてコミュニティーバスの運行など、多様な取組をその地域の実情に応じて実施をしているということです。移動支援の実施がある市町村は、その時点で33市町村ということでございました。あくまでもこれは市町村が主体となっているところでございますが、県のほうとしましては、市町村にそういう生活支援コーディネーターという方がいらっしゃいますので、そういう方々の研修の場で高齢者の移動支援についての研修を行う等について検討しているというふうなことで、市町村の把握もしながら必要な方に情報提供と研修等を行うというふうな状況でございます。

○中川京貴議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛議員　ありがとうございます。

生活支援コーディネーターという方々が地域の中で本当によく訪問をしてくださっておりまして、高齢者の方々からの御要望を拾い上げてくださっております。先ほど申し上げました民生委員とのつながりも大切ですし、そういった方々からの情報をまた網羅して包括支援センターのほうから行政のほうに上げているという実例も地域の中では多く見られています。そういった横の連携というのが今後はとても大切になってくると思います。

そこでつながってくるんですけれども、(3)の高齢者や貧困世帯、ひとり親世帯などに対する食事・移動・買物・居場所支援など、この事業はほとんどの自治会等が取り組んでいる活動の一つにもなっています。これまで自治会というところは、市町村の管轄になりまして、県とはちょっと距離感があるというところではあったんですけれども、地域の福祉活動がこれほどまでに包括的に進めていかなければならない状況の中で、自治公民館という居場所というか建物、拠点があるということは沖縄県においては大きな利点である、特別な利点であるというふうに考えます。毎年、公民館長の連絡協議会ですとか自治会長協議会での勉強会を開いておりましたけれども、自治公民館を全県的に持っている県は沖縄県ぐらいではないでしょうか。地域地域において、その地域の特性を生かした福祉活動ができる拠点があるというのは、本当にすばらしいことだと思います。先ほど知事からも御答弁をいただきましたけれども、今後は福祉の活動の重要なポイントとして、県としても自治会に重きを置いて見ていただきたいというふうに考えておりますが、皆さんの見解をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○中川京貴議長　生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部長　ありがとうございます。

議員おっしゃるように、いろんな複雑化した問題をどこで解決していくのかというところで、その自治会等を含めた地域の自治会、そして福祉活動の拠点としての自治会というものの重要性を非常に私どもも認識しているところでございますので、地域コミュニティーの中核を担う自治会の役割、それから自治会を一つのツールとして、市町村を通じて県も一緒になって地域共生社会を目指していきたいというふうに考えております。

○中川京貴議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛議員　ありがとうございます。

ぜひ今後とも検討をしていただいて、つないでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、次に進みます。

２番目の大雨による浸水被害についてです。

先日、高橋真議員そして喜屋武力議員からもありましたが、私のほうからも質問をさせてください。

今回の１月24日の大雨なんですけれども、１月24日に大雨が降り始めてから県の防災危機管理課の動きはどういった流れになっていたかを教えていただけますでしょうか。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　御説明いたします。

１月24日の洪水警報の発表を受けまして、県では、直ちに災害対策準備体制として情報収集に努めました。また、情報収集の結果、家屋浸水等の被害情報を受けたこと、天候悪化による被害拡大の可能性があったことから、事態の急変に迅速に対応できるよう、同日夜までに沖縄県災害対策本部を設置し、沖縄市及びうるま市と連携して対応をしていたところでございます。翌25日には、特に浸水被害が多く見られた沖縄市松本地区を知事が直接確認するとともに、危機管理補佐官ほか職員を派遣して被害の詳細を調査したところでございます。

以上です。

○中川京貴議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛議員　ありがとうございます。

昨年の北部地域での豪雨被害がありまして、その後すぐの大雨となりました。早速この新しい体制というか早い態勢で対応していただいたことに本当に感謝申し上げます。ただ思いのほか、今回の雨の被害が大きかったということで、私たちもびっくりしているところではあります。昨年の６月の議会でも私のほうで取り上げさせていただいたんですが、比謝川――去年の６月は安慶田地域、安慶田十字路での浸水、また宮里での浸水もあったということで、比謝川の除草やしゅんせつが必要ではないかというふうに申し上げました。その後、その対応はしていただいたのかどうかをお伺いいたします。

○中川京貴議長　土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　比謝川につきましては、緊急浚渫推進事業債を活用し、松本橋から下流においてしゅんせつを行っており、知花橋付近のしゅんせつは令和６年10月に完了しております。なお、知花橋から下流については、令和６年度までにしゅんせつが完了しているところでございます。令和７年度は、引き続き緊急浚渫推進事業債を活用しまして、水辺プラザ付近までの区間についてしゅんせつを行う予定としております。

以上でございます。

○中川京貴議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛議員　ありがとうございます。

すぐに対応していただきまして、ありがとうございました。にもかかわらず、今回のような大きな浸水被害があったというのは本当に残念なんですが、今回喜屋武力議員からもお話がありましたように、うるま市でも同じような状況があったということでした。大雨が降りますと、沖縄市でも同じような場所で毎回毎回浸水被害がございます。今回うるま市からの雨水も流れてきて、一番低かった松本地域で水位が上がってしまったということなんですけれども、このようにうるま市、沖縄市の自治体をまたいで被害が出ております。本来雨水の排水対策については、自治体、市町村で解決しなければならない範疇だということではあるんですけれども、今回はうるま市から沖縄市にかけての広範囲になっております。この広範囲の被害について今後軽減していくためにも、自治体間の雨水排水処理計画を広域的な下水道事業と捉えて県が積極的に関与し、公共下水道事業としての対応が必要になるのではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○中川京貴議長　土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　今回の浸水に関しましては、当該地域の雨水排出管路を管理する両市において原因調査及び対応の検討を進めていると聞いておりますが、県としましても、両市の対策が計画的に進むよう技術的な支援などに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛議員　ありがとうございます。

ぜひ積極的に関与していただきまして、今回だけではなく、今まで小さな雨でも同じような浸水被害がございますので、県のほうの関与を積極的にお願いしたいと思います。

それでは、３の文化行政についてです。

今回、文化芸能活動を行う文化関係団体から要望のあった稽古場や道具類の保管場所に対する支援がありましたことに、本当に心から感謝を申し上げます。

私の父が舞台監督をしておりました関係で、私の実家にもたくさんの舞台装置があったり衣装がございました。当時から舞台関係の皆様方の道具や衣装などの

保管については大きな問題になっておりまして、今回県がこのような形で取り組んでくださったことに心より感謝申し上げます。外国におきましては、特にイギリス等では、国を挙げて衣装の保管場所ですとか道具の保管場所を持っておりまして、国立での管理といったところもなされているところです。国に先駆けて沖縄でもこういった形で文化芸能を大切にする取組をしてくださったこと、また今後も継続的にそれをやっていただくことをお願いしたいと思います。

(2)の県立芸大を卒業した学生の卒業後の文化活動に対する支援についてですが、舞台活動での支援がたくさんあるということを知ることができまして、本当にありがとうございます。舞台だけではなく、またほかのところでもどうにか彼らが活動できる場所がないかということでいつも頭を悩ませているところなのですが、地域の方からの御助言というか、こういうふうになってほしいということでのお声がありました。せっかく県立芸大で文化芸能を学んだ学生たちが小・中・高と学校において、しまくとぅばやウチナーグチ、そして琉舞、そういったものを学んでもらうための講師もしくは教師として活動できる場所がないだろうかということでした。そういった取組が今後必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

県立芸術大学には、教職課程がございます。大学に確認したところ、現在少なくとも70名以上が教員の職に就いているとのことでございます。県立芸術大学の卒業生につきましては、沖縄文化を学ぶ中でしまくとぅばを理解できる人材も多くいらっしゃると思いますので、引き続き、学校現場などで県立芸大の卒業生が活躍できる環境整備に取り組んでまいります。

以上です。

○中川京貴議長　幸喜　愛議員。

○幸喜　愛議員　ありがとうございます。

教育長、ぜひ学校現場でも前向きに捉えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、最後です。

４番目、我が会派の関連で、山内末子議員の質問からなんですけれども、沖縄市におきまして、出産した我が子を殺害し遺棄した事件があり、とても心を痛めております。私も地元のことでしたのですごく心を痛めているところですが、先ほど児相について今後増設などの計画がないかということを申し上げました。先ほど話しました民生委員もそうなんですけれども、地域において都市化が進みまして、人間関係が希薄になっております。できるだけ多くの相談窓口が必要ではないかと思っております。特に沖縄市においては、児相の役割も大きいと考えております。今、２つしかない児相では沖縄の子どもたちの貧困問題は解決できないと考えておりますが、今後増設を検討できないか、もう一度お伺いします。

○中川京貴議長　こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長　先ほど答弁の中でも、相談対応件数の動向を注視しながら在り方について検討してまいりますと回答させていただきました。これまでも県としましては、那覇市のほうと意見交換を引き続きやってきております。コロナの時期にはちょっと中断していた時期がございますけれども、今後とも在り方について検討してまいりたいと思っております。

○幸喜　愛議員　御答弁ありがとうございました。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

〔瑞慶覧長風　議員登壇〕

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後２時32分休憩

午後２時32分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

○瑞慶覧　長風議員　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派沖縄社会大衆党の瑞慶覧長風です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

１、戦後80年、平和行政の拡充について。

(1)、広島県、長崎県と連携した核兵器廃絶や軍縮教育の推進を求めます。長崎大学核兵器廃絶研究センター（ＲＥＣＮＡ）など先進的研究機関との連携についてお伺いいたします。

(2)、県の平和推進活動の中核として平和祈念資料館のさらなる体制強化が必要だと考えます。人員体制やシンクタンク化など今後の方針を伺います。

(3)、戦没者遺骨収容体制の強化について。

ア、遺骨収集ボランティア補助金の拡充や戦没者遺骨収集情報センターの体制強化など、遺骨収集に関する予算増額を求めていくべきではないでしょうか。

イ、遺骨収集を実施するに当たり煩雑な手続が課題となっています。どのように改善をしていきますか。

ウ、遺骨収集に関する報告・記録体制の構築について伺います。

２、インクルーシブ施策について。

(1)、医療的ケアが必要な方に対応できる市町村福祉避難所の整備状況を伺います。

(2)、予算拡充を求めた災害時電源確保のための

バッテリー等貸与事業について状況を伺います。

(3)、民間企業との災害時電源確保に関する連携について進捗を伺います。

(4)、医療的ケア児など、通常の学校給食を食べることが難しい生徒への２次調理に対応している県内自治体の状況と課題を伺います。

(5)、２次調理の実施について、県の見解と市町村への支援の在り方、また、県外の実施事例を伺います。

(6)、あざまサンサンビーチはユニバーサルビーチでありながら、バリアフリートイレについては県福祉のまちづくり条例に適さないような状況があります。早期の改修を求めますが実施時期を伺います。

３、学校給食について。

(1)、残量実態調査の実施について見解を伺います。

(2)、学校給食における地産地消率向上への取組と課題を伺います。

４、観光・スポーツ振興について。

(1)、那覇空港国際線手荷物検査において混雑課題が生じていますが、スマートレーン導入と併せて保安検査人員拡充等の対策について伺います。

(2)、国際線新規就航における燃料供給やグランドハンドリングの設備等体制課題について認識と対策を伺います。

(4)、全国及び国際的に活躍できるトップアスリートの育成に関して、沖縄の優れた自然環境が生かせるセーリング等海洋競技の強化について方針を伺います。

(5)、2034年予定の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会も控える中、与那原マリーナにおける管理棟や艇庫などの環境整備について伺います。

(6)、強化指定校運動部である知念高校ヨット部に対し、指導者や艇の確保等の支援について伺います。

５、地域課題について。

(1)、南城市喜良原新里長作原線整備事業について、計上された補正予算概要と整備率の向上について伺います。

(2)、南部東道路事業の進捗状況を伺います。

(3)、与那原町東浜水路のしゅんせつ工事実施について協議状況を伺います。

(4)、与那原町から求められているマリンタウン・ベイサイド・ビスタ（Ｂ地区）の活用について見解を伺います。

６、教職員の処遇改善について。

非常勤講師においては、週当たりの授業時間が５時間未満で週案作成時間が設定されておらず、設定されたとしても作問、採点、成績処理等が週案作成時間内で収まっていない現状があります。実態を踏まえた上で勤務時間を定める必要があり、他県の事例も踏まえながら早期の改善を求めますが見解を伺います。

７、環境・エネルギー政策について。

(1)、沖縄県地球温暖化対策実行計画において、廃棄物はどのような施策分類と進捗管理指標が設定されていますか。その管理指標の評価も併せて伺います。

(2)、各組合の焼却場建設計画に対して、県は沖縄県地球温暖化対策実行計画に関連してどのような考え方を持ち、目標値達成のためにどのような指導を行っているか。

(3)、地球温暖化対策や焼却コスト等の観点から、焼却炉において生ごみを処理しないメリットについてどう考えているか。

(4)、生ごみ等を原料とするメタン発酵発電所設置の推進についての考えを伺います。

８、重要土地等調査法について。

(1)、県が求めた区域指定の見直しについて、内閣府の回答があったか。

(2)、法第７条及び法第22条に関連して内閣府から情報提供を求められたか。

以上です。答弁お願いいたします。

○中川京貴議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー知事　瑞慶覧長風議員の御質問にお答えいたします。

戦後80年、平和行政の拡充についての御質問の中の１の(2)、平和祈念資料館の体制強化についてお答えいたします。

沖縄県平和祈念資料館は、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次世代に伝え、恒久平和の樹立に寄与するため、県民個々の戦争体験を結集して設立されました。令和３年度に専任の学芸員を１名配置し、令和６年度にはさらに１名増員するなど、沖縄戦や平和に関する継続的な調査研究を行う体制の強化を図っているところです。

沖縄県としては、沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に伝えていくとともに、長期的な視点に立ち、恒久平和に向けた取組を進めていくためには、平和祈念資料館の体制強化が必要であると考えており、調査研究機能を含めその方策について引き続き検討してまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁知事公室長　１、戦後80年、平和行政の拡充についての中の(1)、広島県、長崎県と連携した核兵器廃絶等の推進についてお答えいたします。

県では、平和を希求する「沖縄のこころ」の発信や核兵器の廃絶に向けた普及啓発に取り組んできたところであり、こうした取組をさらに推進していくため、広島県及び長崎県との連携は大変重要であると認識しております。このため、昨年９月には広島県及び長崎県を訪問し、今後の連携した取組について意見交換を行ったところです。今後とも、両県との連携に向けた意見交換を継続するほか、広島市立大学広島平和研究所や長崎大学核兵器廃絶研究センターなどの研究機関との連携の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に８、重要土地等調査法についての中の(1)、区域指定見直しに対する内閣府の回答についてお答えいたします。

県は、令和６年１月、内閣府が示したいわゆる重要土地等調査法に基づく指定区域の範囲案に対し、米側に提供されている敷地や返還に先立って一般利用開始予定の敷地周辺を特別注視区域とすることについて見直すこと等を求めた意見を提出しました。内閣府から明確な回答は得られておりませんが、令和６年３月に開催された土地等利用状況審議会において、在日米軍の提供施設・区域は、管理者である米軍との間で施設の機能や重要性等について確認を行った上で、特別注視区域の指定を行っている旨の考え方が示されております。

同じく８(2)、内閣府からの情報提供の求めについてお答えいたします。

いわゆる重要土地等調査法第７条において、内閣総理大臣は、関係地方公共団体の長等に対して、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者の氏名、住所、本籍等の提供を求めることができるとされております。また、同法第22条においては、法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができるとされております。これまで、内閣府から同法に基づき県に対し情報提供の求めはありませんが、今後求めがあった場合は、適切に対応したいと考えております。

以上になります。

○中川京貴議長　生活福祉部長。

〔北島智子　生活福祉部長登壇〕

○北島智子生活福祉部長　１、戦後80年、平和行政の拡充についての御質問のうち(3)のア、遺骨収集に関する取組強化についてお答えいたします。

県では、国からの業務委託を受け、戦没者遺骨収集情報センターにおける遺骨情報の一元化やボランティア団体への支援など、遺骨収集事業の推進に取り組んでおります。収骨実績の大部分はボランティア団体によるものであることから、県としては、ボランティア団体への支援拡充及び同センターの体制強化などについて国と意見交換しているところであり、今後も引き続き、必要な予算の確保など遺骨収集の取組強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして同じく１の(3)のイ、遺骨収集に係る事務手続についてお答えいたします。

県はボランティア団体に対し、遺骨収集を行う際は事前に地権者の同意を得ること、埋蔵文化財包蔵地か否かを確認の上、所定の手続を行うことをお願いしております。しかしながら、作業予定場所によっては、地権者の捜索が困難であることや、同一行政機関の所有地であっても所管法令により求められる申請書が異なることがあると聞いております。

県としましては、国や市町村などと情報を共有するとともに、適正な事務手続を行いつつ円滑に遺骨収集を行うため、どのような改善が必要であるか関係機関と連携して検討してまいります。

続きまして同じく(3)のウ、遺骨収集に関する報告及び記録体制についてお答えいたします。

戦没者遺骨収集情報センターは、散発的に発見される戦没者遺骨の収容や収骨・未収骨情報の整理・提供等を行っております。同センターでは、遺骨収集情報管理システムを用いて収容した遺骨や場所を整理・蓄積し効果的な遺骨収集につなげるため、遺骨収集を行ったボランティア団体等に対し広く情報の提供を呼びかけておりますが、全ての情報が寄せられていないこと等が課題であります。遺骨収集に関する情報一元化は、ボランティア団体等の活動にも資するものであり、その一層の推進を図るため、どのような周知が効果的か関係機関と意見交換してまいります。

続きまして２、インクルーシブ施策についての御質問のうち(1)、医療的ケアに対応できる福祉避難所についてお答えいたします。

医療的ケアが必要な方は、避難時に電源を要する医療機器を持参されることも想定されるため、福祉避難所での電源確保は重要であると認識しております。令和６年８月１日現在、市町村から福祉避難所として報告されている施設は202施設、そのうち107施設で非常用電源を確保しております。

県におきましては、各市町村に対して通知を発出

し、福祉避難所の設置促進や非常用電源等の確保に努めるようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○中川京貴議長　保健医療介護部長。

〔糸数　公　保健医療介護部長登壇〕

○糸数　公保健医療介護部長　２、インクルーシブ施策についての(2)、災害時の電源確保に係る予算についてお答えします。

県では、在宅で療養する人工呼吸器を装着した指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童の停電時における安全確保のため、バッテリーや自家発電機を無償で貸与する事業を実施しております。申請者全員にバッテリー等を貸与することができるよう年々予算を拡充し対応してきたところ、令和６年度においては、新規の申請者全員に貸与することができました。令和７年度においても、近年の実績を踏まえ、今年度以上の予算による事業実施を予定しており、引き続き難病相談支援センターや拠点病院など関係機関と連携し、難病患者等への災害時支援に取り組んでまいります。

同じく２の(3)、民間企業との災害時における連携についてお答えします。

人工呼吸器を装着している難病患者等に対する停電時における電源の確保は、安全を確保する上で重要だと考えております。県では、県外の電力会社など民間事業者の取組について情報収集しているところであり、必要に応じ県内の民間企業と本県での実施に関して意見交換するなど、災害時の電源確保に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満教育長　２、インクルーシブ施策についての中の(4)、学校給食における再調理の状況等についてお答えいたします。

通常の学校給食を食べることが難しい児童生徒に対し、再調理によるペースト食等を提供している市町村はないものと認識しております。再調理によるペースト食等を提供する際の課題は、調理スタッフや加工スペース及び機器の確保、緊急時対応の整備、衛生管理が行き届いた適切な調理、安全な喫食等の条件を整える必要があります。

同じく(5)、学校給食の再調理に係る支援等についてお答えいたします。

学校給食における再調理の実施は、学校の設置者が行うこととなっており、県としましては、市町村から相談等がある場合は、衛生管理等の観点からアドバイスを行うなど、連携を図っております。また、県外において、給食調理場の改築等を行う際に設備の整備等を行い、再調理を実施している事例があると聞いております。

続きまして３、学校給食についての中の(1)、学校給食における残量調査の実施についてお答えいたします。

県においては、学校給食における残量の把握を目的とした調査は実施しておりませんが、栄養摂取状況等の実態を把握し、食事内容の充実を図っております。引き続き、児童生徒が自ら健康な生活を送ることができる能力の育成を図り、食べ残しが少なくなるよう努めてまいります。

同じく(2)、学校給食における地産地消の取組と課題についてお答えいたします。

学校給食に県産食材を活用することは、児童生徒が沖縄の伝統的な食文化や郷土食のよさを理解することにつながり、重要なことだと考えております。学校給食における地産地消につきましては、農林水産部など関係機関と連携し、学校給食と県産食材のマッチングや栄養教諭等に対する調理研修会などを実施しております。地産地消のさらなる推進については、年間を通して安価で安定した供給量の確保が必要であることから、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいります。

続きまして４、観光・スポーツ振興についての中の(6)、知念高校ヨット部への支援についてお答えいたします。

県教育委員会では、知念高校ヨット部を特別推進運動部として指定し、選手育成や普及を図る目的で強化費を支給し支援しております。また、指導者については、専門的に指導できる職員を今年度から配置しております。艇の購入については、これまで本県で開催される全国大会以外で補助をした事例はないことから、今後、学校や関係機関と意見交換を行っていきたいと考えております。

続きまして６、非常勤講師の勤務時間の設定についてお答えいたします。

非常勤講師の勤務時間については、授業時間と準備時間を含む60分を１コマとして設定しております。また、週５時間の授業ごとに１時間を週案作成等の時間として勤務時間に加え、試験作成や問題の採点などについても週当たりの授業時数の範囲内で認めているところです。

県教育委員会としましては、非常勤講師の授業時数等の取扱いについて、他都道府県の情報収集に努めて

まいります。
　以上でございます。
○中川京貴議長　土木建築部長。
　　〔前川智宏　土木建築部長登壇〕
○前川智宏土木建築部長　２、インクルーシブ施策についての(6)、あざまサンサンビーチにおける多目的トイレのバリアフリー化についてお答えいたします。
　あざまサンサンビーチは平成12年４月に供用開始しておりますが、県福祉のまちづくり条例施行前に設計されたため、同条例に適合していない部分があります。老朽化の著しい設備等から優先的に改修を行っており、引き続き、多目的トイレのバリアフリー化に向けて予算の確保等に努めてまいります。
　次に４、観光・スポーツ振興についての(5)、スポーツ大会を控えての与那原マリーナの環境整備についてお答えいたします。
　県が管理する与那原マリーナにおいては、知念高校ヨット部が日常的に活動しているほか、セーリング競技の日本代表合宿等が行われていると承知しております。現時点でスポーツ大会に向けた整備の予定はありませんが、地元与那原町とも連携し、機会を捉えて要望状況の把握に努めたいと考えております。
　次に５、地域課題についての(1)、南城市道喜良原新里長作原線の整備状況についてお答えいたします。
　喜良原新里長作原線は、県道南風原知念線と南城市役所を結ぶ市道で、現在南城市が沖縄振興公共投資交付金により道路整備を実施しております。防災・減災、国土強靱化を目的として、当路線に工事費で8000万円の国費を財源とした補正予算を計上しております。これにより令和６年度末の進捗率は、事業費ベースで当初の約58％から約71％となる見込みです。引き続き、早期整備を実現するため南城市と連携して予算の確保に努めてまいります。
　次に同じく５の(2)、南部東道路の進捗状況等についてお答えいたします。
　南部東道路の進捗率は、令和６年度末時点の事業費ベースで約58％、用地取得率は、取得面積ベースで約89％となります。用地取得に当たっては、土地収用法も活用しながら、地元南城市や沖縄県土地開発公社と連携し取り組んでいるところであります。また、一定の用地が確保できた区間については、速やかに工事に着手することとしております。引き続き、南城市と連携を図りながら、2020年代後半の暫定２車線による全線供用に向け取り組んでまいります。
　次に同じく５の(3)、与那原町のしゅんせつ工事に係る協議についてお答えいたします。
　与那原町、西原町及び県の三者で構成するマリンタウン内水路保全・利活用推進協議会を令和６年８月に開催し、土砂流入や悪臭等の水質浄化に係る課題の解決に向けて取り組むことを確認したところです。当該水路のしゅんせつについては、同協議会において情報共有を図り、悪臭除去に対する措置及び役割分担等について、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。
　以上でございます。
○中川京貴議長　企画部長。
　　〔武田　真　企画部長登壇〕
○武田　真企画部長　４、観光・スポーツ振興についての中の(1)、国際線手荷物検査場の混雑対策についてお答えいたします。
　同検査場の混雑解消に当たっては、ハード・ソフト両面から取り組んでおります。ハード面では、那覇空港ビルディング株式会社において、今年３月にスマートレーンを２台導入し、５レーン体制にすることとしております。ソフト面としては、これまで保安検査員の確保に向けた採用広告や資格取得等に係る費用を支援しており、さらに県外から人材を確保する際の渡航費等の支援も令和７年から新たに実施することで、対策を強化していくこととしております。引き続き、関係機関と連携しながら課題解消に向けて取り組んでまいります。
　同じく４の(2)、国際線新規就航における課題と対策についてお答えいたします。
　国際線の新規就航においては、航空燃料の供給ができない事態が全国で発生したことを受け、国において令和６年７月に航空燃料供給不足に対する行動計画を策定し、供給不足解消に取り組まれております。また、那覇空港は今後の航空需要の増大が見込まれることから、駐機スポットや地上ハンドリング体制の確保などに対応していく必要があると考えております。
　県としましては、那覇空港の機能強化に向けて、関係機関等と連携し取り組んでまいります。
　以上でございます。
○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。
　　〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕
○諸見里　真文化観光スポーツ部長　４、観光・スポーツ振興についての(4)、海洋競技のトップアスリート育成・強化の方針についてお答えいたします。
　セーリング競技については、県、座間味村及び日本セーリング連盟の三者で連携協定を締結し、座間味村が強化拠点となっており、また与那原マリーナでは強化合宿を行った選手がパリ五輪で銀メダルを獲得して

おります。県では現在、沖縄県スポーツ協会を通じて、各競技団体に対する選手強化費や優秀選手への奨励金、国際大会で活躍が期待できるアスリートへの支援などを行っております。

県としては、引き続き関係団体等と連携し、全国・国際レベルで活躍できる海洋競技の選手育成に努めてまいります。

続いて５、地域課題についての(4)、与那原町が求める県有地の活用についてお答えいたします。

令和６年11月に与那原町長から譲渡要請のあった県有地は、現在、大型ＭＩＣＥ施設整備事業に係る用地の一部となっております。当該県有地については、有識者委員会及び与那原町を含む関係４町村で構成する東海岸地域サンライズ協議会において、まちづくりの在り方と適切な活用方法を検討してまいります。

県としては、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に沿って、大型ＭＩＣＥ施設の整備とＭＩＣＥを中心とした魅力あるまちづくりを推進し、東海岸地域の振興による県土の均衡ある発展につなげてまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘環境部長　７、環境・エネルギー政策についての(1)、沖縄県地球温暖化対策実行計画における廃棄物の施策分類等についてお答えいたします。

本県における温室効果ガス排出量のうち、廃棄物の焼却に伴う排出量は約２％となっており、沖縄県地球温暖化対策実行計画における廃棄物に係る施策分類は、循環型社会の形成とし、廃棄物等の適正処理や処理の低炭素化等の推進等３つの基本的施策を設定しております。当該施策分類に係る管理指標のうち、一般廃棄物の焼却に係る排出量は目標値が定められており、去る２月12日に開催された沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会の報告書によると、当該排出量は近年横ばいで推移しており、現状維持傾向となっております。

同じく７の(2)、焼却場建設計画への対応についてお答えいたします。

沖縄県環境影響評価条例の対象事業となる廃棄物焼却施設を設置する際は、同条例に基づく環境影響評価手続が必要となり、事業者は、廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出量についても、調査・予測及び評価を行うこととなります。

県においては、温室効果ガス排出量の削減が図られているか、国・県・市町村が実施する温暖化対策を含めた環境の保全に関する施策と整合が図られているか等の観点から審査を行い、環境に配慮したよりよい事業計画となるよう事業者に対し必要な意見を述べております。

同じく７の(3)、生ごみを焼却処理しないメリットについてお答えいたします。

焼却炉において生ごみを処理しないメリットは、可燃ごみ中の含水量の減少に伴い、燃焼温度を保つための助燃材の使用量が削減されることによって、温室効果ガス排出量が削減されるとともに、維持管理コストが低減されることが挙げられます。さらに、焼却量の減少に伴う焼却灰の排出削減による最終処分場の延命化も期待されます。

同じく７の(4)、生ごみによるメタン発酵発電についてお答えいたします。

メタン発酵発電所は、生ごみ等から発生するメタンガスを回収し、発電や熱利用する施設となっております。バイオマス資源の有効活用に資する一方で、十分な量の生ごみが安定的に集まらないと採算性が取れないことや、副産物である大量の液肥の利用先を確保する必要がある等の課題があります。一般廃棄物である生ごみの回収処理は、市町村の自治事務となっているため、県としては、市町村が設置を検討する場合に必要な技術的支援を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　御答弁ありがとうございます。

まず１番のほうから再質問をさせていただきます。

(1)の核兵器廃絶や軍縮教育の推進についてであります。

長崎大学核兵器廃絶研究センターは、核兵器廃絶というテーマに特化した大学附属の研究所として世界にも類のない機関であります。私も以前お話を伺う機会があり、当機関が行う軍縮教育の推進について大きな必要性を感じました。現在の平和教育から一歩踏み出す形で、戦後の基地形成過程や現在に続く歴史を学び、その上で未来を考えるという観点から、核兵器廃絶に向けた軍縮教育を行うことは軍拡一辺倒の世界情勢の中で将来の平和に向けた道筋を描き、具体的な政策提言を行える次世代を育成するために非常に大事なことと考えます。戦後80年の年に核兵器廃絶に向けて具体的な自治体間の連携をぜひ強めていただくことを要望し、この点についてぜひ知事からも見解をお伺いできますでしょうか。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　戦後80年、日本全体がこの80年をどう振り返るかということは、それぞれの地域にお

いてその拠点となる施設、あるいは研究機関などと連携をしていくということが求められるその節目でもあるというように考えております。今般、沖縄県もこの長崎大学核兵器廃絶研究センターなどの先進的な、そして特化した取組を行っているところは、従来の沖縄県における恒久平和の実現に向けた取組と相通ずるもの、そして重なる部分が非常に大きいと思っております。引き続き、特に長崎、広島の関係機関とはその連携を密にしながら、なお一層沖縄におけるこの核兵器廃絶を含む軍縮体制への方向性を見いだしていけるような取組も併せて行ってまいりたいと思います。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　力強い御答弁ありがとうございます。

次に、(3)の戦没者遺骨収容体制の強化について質問を行います。

まず戦没者遺骨収集推進法において、遺骨収集は国の責務であると位置づけられておりますけれども、実情は国と県で役割分担の状況があるというふうに伺っております。その実態について御説明をお願いします。

○中川京貴議長　生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部長　お答えいたします。

戦没者の遺骨収集につきましては、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、国の責務であることが明記されております。県では、国からの業務委託を受けまして遺骨収集の推進に取り組んでいるところでございますが、県は県民などからの情報により地表付近で発見された遺骨の収集を行うこと、それとは別に重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集の場合は、国が実施することとされております。

以上でございます。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　国庫委託費による県の遺骨収集関連事業について、金額と内容、ボランティア団体補助金の上限額まで伺います。

○中川京貴議長　生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部長　お答えいたします。

令和６年度の厚生労働省からの沖縄戦没者遺骨収集等事業は、2970万3000円でございます。内訳は戦没者遺骨収集情報センター運営費として2384万2000円、それからボランティア補助金として200万円、それから国立沖縄戦没者墓苑の清掃委託費として358万4000円、それから弔費として27万7000円となっております。ボランティア補助金につきましては、令和６年度は１申請当たり上限額を40万円としております。

以上でございます。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　沖縄においては、長年遺骨収集ボランティアに取り組んで来られた方々や海外での遺骨収集活動経験も長いＮＰＯ法人など、遺骨収集に専門的知見・技術を持つボランティアの皆さんが多く活動をされておりますが、推進法の制定後もほとんどの遺骨収容実績はボランティアの皆さんによるものであるということでよろしいでしょうか。

○中川京貴議長　生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部長　お答えいたします。

令和元年度から令和５年度までの収骨実績のうち、ボランティア団体の収骨割合は約７割となっております。遺骨収集は、ボランティア団体の協力及び実績によるものが大きい状況であるというふうに考えております。

以上でございます。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　ありがとうございます。

しかしながらボランティアに関わる予算は、全体で200万円しかありません。１団体の上限は40万円ということで、あまりに額が少ない現状がございます。例えば、皆さんの記憶にも新しい旧海軍司令部壕の約150メートルにも及ぶ未公開部分の遺骨収集については、ＮＰＯ法人の皆さんが2022年から2024年の期間で合計54日間かけて実施をいたしました。この作業には約1700人のボランティアの皆さんが参加し、かなりハードな現場を手作業において完掘をされております。私も含め、県議の先輩方にも参加をしていただきました。そして御遺族の方や学生、自衛隊、米軍など立場を超えて様々な方々が参加されております。そして、発掘した遺骨は段ボール箱で６箱分、遺留品では40箱分という多くの収容がされ、かかった費用は約510万円にも及んだと伺っております。しかしその一方で、この未公開箇所の収集が完了した後に、今年に入って厚労省もこの現場の崩落危険箇所の収集作業を約２週間かけて実施したと伺っていますが、要した費用と収容実績を伺います。

○中川京貴議長　生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部長　お答えいたします。

令和７年１月20日から同年２月１日までの期間におきまして、厚生労働省が豊見城市の旧海軍司令部壕未公開部分の遺骨調査を実施しております。これは令和３年度に沖縄戦の遺族の方からの要望がございまして、これを基に令和４年度に県から厚生労働省に要請

したことを受けて実施されたものでございます。
　今回の調査実績としましては、費用は1584万円、収容柱数は１柱相当とのことでございました。
　以上でございます。
○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。
○瑞慶覧　長風議員　専門性を持ち、実務を担うボランティアの皆さんには微々たる額しか補助を出せず、効果も１柱に満たない骨片ということを私は聞いております。効果も伴わないような作業に単発的に約1600万円もつぎ込まれるということに大変な疑問を感じております。また、国の遺骨収集に関わる予算は年間で33億円も確保されていながら、国内でも多くの戦没者遺骨が残されている沖縄には約2900万円しか配分されておりません。これは責務としてあまりにも乖離しており、県もこのような体制をよしとしてしまうなら、私は県にも責任が生じると指摘せざるを得ません。現状において、県に委託費を出すことが国の責務だとするならば、推計で2613柱残されている県内の戦没者遺骨を収容していくという目的の下に、きちんと実態に見合う予算を拡充させる必要があるということを改めて申しげたいと思います。これは部局だけではなくて、沖縄県の長として、ぜひ知事からも強く求めていただきたいと要請しますが、御答弁お願いいたします。
○中川京貴議長　玉城知事。
○玉城デニー知事　沖縄における遺骨収集作業は議員御案内のとおり、多くのボランティアの方々のお力に頼らざるを得ないという状況で進めていることについては、私たちも非常に心の痛い思いを感じざるを得ないところがございます。御案内のように、やはり沖縄にはまだ2600柱余りの御遺骨が眠ったままになっている。それをそのままにしておくわけにはいかないというのが多くの県民の思いでもあると思います。引き続き、我々もその遺骨収集のための予算の増額に向けては国にもしっかり要請をしていきたいというように思います。
○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。
○瑞慶覧　長風議員　よろしくお願いします。
　県の遺骨収集体制を取りまとめていく立場である遺骨収集情報センターにおいても、全ての職員が年間契約の嘱託職員となっております。本日、一連の問題提起を行いましたが、これから県も主体的に遺骨収集に携わっていただく中で、センター職員の中長期的な雇用の在り方と専門性、役割分担についても再構築すべきではないかと考えますが、見解をお願いします。
○中川京貴議長　生活福祉部長。
○北島智子生活福祉部長　お答えいたします。
　戦没者の遺骨収集を推進するために設置されております戦没者遺骨収集情報センターにおいては、設置当初の３名から現在は５名に体制を強化しており、遺骨の収集や受領――受け取りですね、ボランティアに対して様々な支援等を行っているところでございます。また、厚生労働省が実施する骨学研修を２名の職員が受講するなど職員の専門性の向上に努めているところでございます。引き続き、平和祈念財団や国と意見交換を行いまして、センターの体制強化に努めてまいりたいというふうに考えております。
　以上でございます。
○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。
○瑞慶覧　長風議員　続いて、煩雑な手続についてであります。
　地権者の確認や自治体との手続に大変な労力を要し、遺骨の情報を得てもなかなか作業に取りかかれないという課題があります。今後は県において統一したルールづくり、そして遺骨収集の記録・報告体制についても整えていく必要がありますが、その調整を担えるような今後の県の取組やセンターの体制づくりについてもお伺いします。
○中川京貴議長　生活福祉部長。
○北島智子生活福祉部長　お答えいたします。
　先ほどと繰り返しになりますけれども、やはり遺骨収集に関しては各市町村ごとにいろんな法令の違い等もありまして、煩雑な提出資料の要求などもあると聞いておりますので、そこはきちんと県としましても情報の収集を行いまして、もう少し効率的な遺骨収集に向けた取組ができないものかというところを一緒になって考えてまいりたいと存じます。それから収骨実績の大部分がボランティア活動によるところというのがやっぱり大きいというのを改めて認識しているところでございますので、そこに対しても国と意見交換をしてまいりたいというふうに考えております。
　以上でございます。
○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。
○瑞慶覧　長風議員　ありがとうございます。
　戦没者遺骨収集については、県も国の責務として主体性を持たずに来ていることが今日の状況ではないかと考えます。今後はボランティア団体とも連携しながら、県内における遺骨収集の体制と関わる人材育成を行っていくべきではないかと考えております。また、戦争体験者が減少する中で、次世代の平和教育にとっても遺骨収集現場は戦争を最もじかに感じる場所であると私も実体験をもって体感しております。海軍司令

部壕の収集作業に参加された小学生が体験を基に作成した骨々新聞は、新聞コンクールで県知事賞を受賞されております。遺骨収集の現場に足を踏み入れるということは容易なことではありませんけれども、そのような観点も持ちながら、県としても取組を進めていただきたいと思います。もし答弁があればお願いいたします。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　一連の答弁からもお答えさせていただいておりますけれども、なお残された御遺骨がしっかりと収容できるよう、その情報を一元化する戦没者遺骨収集情報センターの体制の強化は不可欠であろうというように思いますし、またそのための予算の確保もしっかりと努めてまりたいと思います。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　ありがとうございます。

それでは飛ばして、４番の観光・スポーツ振興の(4)から(6)について併せて再質問を行います。

まず昨年末に、各担当課にまたがって職員の皆さんに与那原マリーナの漁港側を使用する知念高校ヨット部の状況について視察をしていただきました。その後には、早速指定管理者も交えて港内の大掃除も実施していただいたということで、一連の対応に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

セーリングは機材等にお金がかかり、個人や部活動の予算の範疇では収まらないという状況がございます。その中で、まずは現在、ヨット部においては補助艇がありません。部活動の安全性、そしてまた部活動が行えないという観点で非常に大きな問題ではないかと考えております。御支援いただけないでしょうか。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

部活動のみならず教育活動全般において、安全面への配慮は重要だというふうに考えております。救助艇等の補助艇についても、やはり今後学校や関係機関とどのような対応が取れるのか意見交換を行っていきたいというふうに考えております。

○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

現在、県には競技艇及び支援艇――補助艇といいますか、支援艇に関する直接的な補助メニューはございません。ただ、セーリング競技の普及・発展には必須なものだと認識しておりますので、令和６年度、日本セーリング連盟に対して、民間の支援策などの情報提供を行いました。それに基づいて同連盟が申請を行っています。ただ、採択には至らなかったということですので、引き続き情報収集と情報共有に努めて、支援を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　ありがとうございます。何とか支援をお願いしたいと思います。

最初に答弁いただいたとおり、与那原の海はセーリングのオリンピックメダリストも合宿で訪れるほどであり、またヨット部には中学時代の全日本チャンピオンも在籍しております。しかしながら、先ほど支援艇の話をしましたけれども実戦で使う競技艇もほぼなく、専門的なコーチもいないというのが現状でございます。日頃の練習でも艇の修理に時間を割かれ、大会においては、例えるならばスポーツカーと軽自動車で戦うような差が生じていると伺っております。今後、海洋競技におけるジュニアも含めたトップアスリートを育成するに当たり、環境が整っていないことで磨くべき宝を輝かせることができていない、そんな状態であると感じております。未来ある子どもたちのために専門コーチの確保や競技艇購入の支援が切に望まれるところでありますけれども、どうか道筋を示していただきたいと思いますが、改めて見解をお願いします。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

県教育委員会においては、学校における運動部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減に資することを目的に、外部人材を活用した部活動指導員の配置を行っております。また、各学校の実情に応じて校長が外部指導者を委嘱しております。競技艇の購入につきましては繰り返しになりますが、これまで本県で開催された全国大会以外で補助した事例はないことから、今後学校や関係機関と意見交換を行っていきたいというふうに考えております。

○瑞慶覧　長風議員　教育長、コーチもありますか。専門コーチ。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　ただいま申し上げましたが、学校においては、外部人材を活用した部活動指導員の配置を行ったり、各学校の実情に応じて校長が外部指導者を委嘱しておりますので、そういう視点でしっかり対応をしていきたいと思います。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　ぜひ、引き続き支援のほうをお願いしたいと思います。

与那原マリーナにおいては、来年の全九州高等学校

体育大会のヨット競技会場となっており、今後の国スポにおいても与那原町が候補施設として手を挙げているところであります。しかしながら現状は、漁港側にはトイレや更衣室もなく、１台のコンテナを部活生が荷物置きや更衣室として男女で共用するという十分な環境が提供できていない状況があります。生徒たちからも改善を求める切実な声や合宿で使用するアスリートの皆さんからも要望が寄せられており、与那原町長としても、県に対して整備を求めていきたいと議会で強く答弁をされています。県として今後、トイレや更衣室等の管理棟、そして艇庫の整備について御対応いただけるものと考えますが、もう一度現実的な対応策について見解をお願いします。

○中川京貴議長　土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　与那原マリーナにおける艇庫、シャワー等の整備につきまして、土木建築部としては現在整備の計画はしていないところではございますが、今後の施設整備につきましては、利用者、地元市町村、関係機関とも意見交換を行いながらその方向性について検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　例えば、座間味村では海洋練習の拠点として、歴史文化・健康づくりセンターや艇庫がございます。それらの整備はどのようになされたか、事例として伺います。

○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。

○諸見里　真文化観光スポーツ部長　お答えいたします。

座間味村歴史文化・健康づくりセンターは、座間味村歴史文化・健康づくり拠点整備事業として一括交付金を活用して令和２年３月に完成しております。同施設は、令和４年10月にセーリング競技の強化センターとして認定されております。同施設は、座間味村歴史文化・健康づくり拠点として整備されておりますが、施設が港に立地している点、更衣室やシャワー室、トレーニング室を有していることから、日本セーリング連盟の強化センターとしての要件を満たし認定されていると聞いております。

以上です。

○瑞慶覧　長風議員　休憩お願いします。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後３時27分休憩

午後３時28分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

○諸見里　真文化観光スポーツ部長　すみません、艇庫の状況については少し把握していないところでございます。

○中川京貴議長　瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　ぜひ把握して教えていただければと思います。

最後に、照屋義実副知事にもお伺いをしたいです。

副知事も知念高校、与那原マリーナにおけるセーリングの整備について直接御意見を伺ったこともあると思います。どうか子どもたちのために環境を整えて、お力添えをいただけますようコメントをいただけないでしょうか。お願いします。

○中川京貴議長　照屋副知事。

○照屋義実副知事　文化観光スポーツ部の所管をしていた昨年度まで、この件にも関わってきましたので答弁をしたいと思います。

まず、与那原マリーナの話、それから知念高校のヨット部の話が出ているわけでありますけれども。与那原マリーナを擁するあの中城湾というのは、歴史的に静穏海域――静かで穏やかな海域として全国的に評価の高い地域になっております。戦前で言えば、例えば戦艦香取、漢那憲和中将が当時の皇太子であられた昭和天皇に随行して与那原から上陸しておられます。そのときは数ある港の中から与那原が選ばれたということもありますし、また45年くらい前ですか、旧運輸省が全国的に選定した事業の中に海辺のまちづくり事業プロジェクトというのがありました。その中で全国から何か所か選ばれた中に、この与那原マリンタウンとして後世に――その後、埋立てが始まった地域があった与那原湾があったわけであります。そういった地理的・歴史的あるいは自然的条件を酌んで、今の与那原マリンタウンがあり与那原マリーナがあるというふうなことが、今回の瑞慶覧長風議員の提起した問題を考える上で必要なことだろうと思っております。そういった条件を生かしながら各種イベントが今日まで行われてきたわけでありますけれども、とりわけ注目すべきなのは、パリオリンピックで銀メダルを取った選手団がこの与那原マリーナで合宿をして訓練をしたということ。そしてそれから、そのときに知念高校のヨット部がしっかり訓練期間、帯同をして一緒に訓練をした中から、その当時中学生だったタイラミサキさんが全日本チャンピオンになっていると。将来のオリンピックの金メダル候補として注目されているというふうなことについても念頭に置かないといけないだろうと思います。いろいろ原課の教育委員会あるいは土木建築部、制約条件あるかもしれませんけれども、そういうのを乗り越えて皆で知恵を出して将来の可能性を持った選手を育成しているというような点に焦点を

合わせながら、案件の実現に向けて尽力するのが県の努めだろうというふうに思っております。私もそういう立場からしっかり応援をしていきたいと思います。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後３時31分休憩

午後３時32分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

瑞慶覧長風議員。

○瑞慶覧　長風議員　これまで与那原町並びに沖縄県勢の発展に尽力されてこられました照屋義実副知事に心から敬意を表します。最後の議会で答弁を力強くいただけたことを私もうれしく思います。ありがとうございます。

最後に、２番のインクルーシブ施策についてだけ伺いたいと思いますけれども、２次調理の実施について、県に寄せられている相談とその自治体が実施をできていない理由、そして県外はどのような過程で実施に至ったのか、改めて具体的に教えていただけますでしょうか。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　具体的に申し上げますと、宜野湾市のほうから再調理についての御相談をいただいておりまして、やはり衛生面等――先ほども申し上げましたが、調理スタッフあるいは加工スペース、機器の確保、緊急時対応あるいは衛生管理、安全性の確保等そういった２次調理を行う上での市としての課題があるという相談があったと伺っております。

県としましても、その点についてアドバイスを行い連携を図っているところであります。

他県の状況については、先ほども申し上げましたこの調理場の改築と同時にその際に設備の整備も行っていると、そういった事例があるということは伺っております。

○瑞慶覧　長風議員　県としても、どうか支援をいただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○中川京貴議長　20分間休憩いたします。

午後３時34分休憩

午後３時55分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　日本共産党の比嘉瑞己です。

よろしくお願いいたします。

最初に、我が党の瀬長美佐雄議員の代表質問の関連で、ワシントン事務所について伺います。

私たち日本共産党県議団は、ワシントン事務所は沖縄の米軍基地問題を解決していく上で大変重要な役割を果たしていると思います。その上で、議会から指摘されている問題点については、正すべきところは正していく。そして、調査検証委員会や監査委員の報告を踏まえて、よりよい方向性を見つけていくべきだと思います。

知事も議会からの指摘を受けて、ワシントン駐在員活動事業費を今年度から大幅に減額して甲第１号議案、この新年度の予算議案を提案されたと思いますが、現在上程されている甲第１号議案におけるワシントン駐在員活動事業費の考え方について改めて説明を求めます。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　お答えいたします。

ワシントン駐在については、現在いわゆる百条委員会や監査委員会、調査検証委員会による調査が行われております。県では、これらの結果を踏まえ、よりよい方向性を見いだし、新たな体制で再スタートしたいというふうに考えており、それまでの間、必要最小限の機能を維持するための経費を計上したものです。具体的には、ワシントン駐在の活動支援や事務所の運営、現地スタッフの雇用に要する７か月分の経費のほか、知事訪米時の現地対応支援に要する経費などとなっております。

以上です。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　議会からの指摘を真摯に受け止めて今年度約8000万円だった予算が、新年度では約4000万円、大幅に減額して提案したことが分かります。一方で、それでも私たち議会としては、宙に浮いた予算案を元に戻す、議会審議を正常化させるためにワシントン事務所の必要最小限の維持費を確保すること、このことを条件に甲第１号議案予算を修正することに合意いたしました。この与野党の合意は、大変重いものがあると思います。私もこれから始まる委員会審議を通じて、与野党で修正案を合意できるように一生懸命に汗をかく決意です。野党だけでなく中立の皆さんとも一緒に、この合意案を通していけるように頑張りたいと思います。

それでは、通告にあります基地問題について伺います。

(1)ですが、辺野古新基地建設に伴う海砂の採取について、県の認可通知書の説明を求めます。

○中川京貴議長　土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　海砂利等の採取が計画的に

行われ、これに伴う海底の掘削等が海岸・漁場及び護岸等公共施設の管理に支障を与えないよう、海砂利採取計画認可通知書において必要な事項を定めるとともに、砂利採取法に基づく市町村からの要請等を明記しているところでございます。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　今回の海砂の採取に関して、昨年９月に名護市の渡具知市長から県に要請書が提出されています。その内容をお聞かせください。

○中川京貴議長　土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　要請書の内容は、海砂利採取による海岸や生態系への影響が生じた際の県の対応や、事業者による関係各区への説明について記載されております。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　渡具知市長が言うように、この嘉陽の海岸は、沖縄県水防計画の重要水防区域でもあります。名護市のバン崎一帯は、嘉陽層の褶曲として国指定の天然記念物でもあります。海砂採取に伴う海岸の浸食によって災害が起きたら県はどうしますか。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後４時０分休憩

午後４時０分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　砂利採取法に規定する災害が発生した場合には、同法第22条に規定する変更命令の要件に該当することから、砂利採取業者に対して、認可採取計画の中止等の処分を検討するということになります。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　海岸の浸食があるときには、直ちに中止を命じるべきだと思います。今年の１月30日に安部区が臨時の区民総会を開いて、海砂採取の中止を求める、この決議を全会一致で決めました。県にも陳情書が提出されていると思います。地域住民の合意のないこうした海砂採取は、私は中止を求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴議長　土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　砂利採取法につきましては、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としておりまして、関係法令に基づき採取計画の認可を行っているところでございます。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　名護市もこの地域の声を聞いてほしいというふうに言っているのに、皆さんはこれに対して何ら中止を求めない。これはおかしいと思いますよ。そのほかにもこの海砂採取については、辺野古新基地建設工事の環境保全措置である特記事項があります。そこには、ウミガメやジュゴン保護のために回遊への影響の軽減策や10キロ以上離れて航行することを事業者に指示をしています。この環境保全措置が本当に守られているかどうか。これ県として沖縄防衛局に確認することが必要ではありませんか。

○中川京貴議長　土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長　普天間飛行場代替施設の公有水面埋立てに係る環境保全措置におきまして、10キロメートル以上離れての航行ということが明記をされております。砂利採取船等につきましても、普天間飛行場代替施設の建設事業に係る作業船に当たるということから、認可通知書において、特記事項として10キロ以上離れての航行というのを明記しているところでございます。ただし、同措置の実施の確認につきましては、同事業の実施主体において行われるものというふうに考えております。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　これでは本当に守られているかどうかは確認できません。皆さんの権限では立入検査もできるはずですから、ぜひこれはそこも検討してしっかりと守らせていくということを求めたいと思います。引き続き、委員会で続きをやりたいと思います。

続いて(2)番ですが、有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）について伺います。

このほど、県の専門家会議の調査結果が出ましたが、改めて結果を教えてください。

○中川京貴議長　環境部長。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

県では、普天間飛行場周辺の湧水等で検出されるＰＦＯＳ等について、汚染源の特定に係る科学的裏づけを得る目的で有機フッ素化合物汚染源調査に係る専門家会議を設置し、湧水等20か所及び観測井戸12か所で調査を行い検討してきたところです。去る２月４日に開催された最後の専門家会議におきまして、同飛行場上流側の地下水では高濃度なＰＦＯＳ等は検出されず、下流側から検出される状況等から汚染源が同飛行場にあると推定される重要な根拠となると総括され、汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まったというふうにされております。

以上です。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　汚染源が普天間基地である蓋然性がさらに高まった、こうした結果です。

沖縄県は、昨年11月に国連特別報告者であるマルコス・A・オレリャーナ博士を招聘し、ＰＦＡＳ問題に関するシンポジウムを行いました。そのオレリャーナ博士が今年10月の国連人権理事会で、軍事活動と有害物質をテーマに報告書を提出する予定となっています。その報告書の作成のために、今博士は「Ｃａｌｌ ｆｏｒ ｉｎｐｕｔ」と呼ばれる情報提供を世界に求めています。

それで伺いますが、この県の専門家会議の調査結果も生かして、国連特別報告者マルコス･A･オレリャーナ氏が求めている「Ｃａｌｌ ｆｏｒ ｉｎｐｕｔ」に、国連の正式な形式にのっとって沖縄県として報告書を提出すべきだと考えますが、いかがですか。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　昨年11月に県が招聘し、シンポジウムや現地調査等を行っていただいた有害物質と廃棄物に関する国連特別報告者のマルコス・Ａ・オレリャーナ氏が、国連のホームページで今年10月に国連総会に提出する予定である軍事活動と有害物質に関する報告書について広く情報を呼びかけているということは承知しております。

県としましては、オレリャーナ氏に対してワシントン駐在を通じて情報提供を行うとともに、まずは国連への情報提供についても環境部と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　知事に伺いたいと思います。

ワシントン事務所の役割――ここでも大変重要な役割を果たしているんですが、その情報提供も大切ですけれども、今博士が求めているのは「Ｃａｌｌ ｆｏｒ ｉｎｐｕｔ」という、これ国連の正式なルートに乗せてほしいという呼びかけなんですね。それを基に特別報告者として国連に報告ができると。知事も御存じのように、博士は国連人権理事会から任命された特別な報告者で、国連に対して調査や勧告、助言を行う特別な権能を持っています。その博士がこの10月に報告をするわけです。この沖縄のＰＦＡＳの汚染問題を国際世論に訴えるためにも、ぜひともこの「Ｃａｌｌ ｆｏｒ ｉｎｐｕｔ」に、沖縄県が正式に報告書を出すべきだと私は思います。知事は、２年前から国連に通って博士とも対談して昨年は招聘もした。やっぱりこのゴールは、国連で博士にしっかりと沖縄問題を含めて訴えてもらうということだと思うので――この「Ｃａｌｌ ｆｏｒ ｉｎｐｕｔ」は、４月１日が締切りだそうです。急がなければいけません。沖縄県として報告書を提出すべきではありませんか。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　県の専門家会議からも調査報告書が提出されており、やはり基地がその汚染の原因であるという蓋然性は高いということが言われておりますので、報告書に提出できる内容としてオレリャーナ氏に送付できないか急ぎ検討していきたいと思います。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　よろしくお願いします。

続いて、このＰＦＡＳに関する血中濃度調査について私からも伺いたいと思います。

多くの地域住民がこのことを望んでいます。県議会でも与野党問わず多くの議員が取り上げています。これまで保健医療介護部が答弁していますが、保健医療介護部の答弁としては、国が血中濃度の基準や対処方針も示していないので、検査を実施したとしても評価ができない。だから調査は困難だという姿勢であります。私はこの問題、ＰＦＡＳはやっぱり基地問題と捉えるべきだと思うんです。多くの県民もそう思っているし、今度の専門家会議の結果からももう蓋然性が高いと出ているわけです。ですから今求められているのは、血中濃度の評価ではなく、今こういった実態があるんだということを示すことだと思うんですね。そういった意味で、これは保健医療介護部ではなく、知事公室が基地問題と捉えて実態把握のために血中濃度調査を行うべきだと思いますが、知事公室長どうでしょうか。

○中川京貴議長　知事公室長。

○溜　政仁知事公室長　お答えいたします。

基地から派生する諸問題は、環境部や土木建築部等、様々な分野に及ぶものであり、県ではそれぞれの分野を担当する部局において、その有する専門性や知見を踏まえて対応しているところでございます。土壌調査については環境部が対応したように、やはり血中濃度調査も引き続き専門的知見を有する保健医療介護部が検討し、判断していく必要があると思います。その上で、血中濃度調査に関しては基準等がないが、調査結果をどのように評価・活用することができるのかなど課題があるものと考えております。そのため、まずは専門家に意見を求め、議論をしていく必要があるものと考えております。

以上です。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　公室長、先ほど私が言ったように、これ目的が違うんです。保健医療介護部任せになると、評価のことを基準にする。だけど今県民が求め

ているのは、実態を明らかにしてほしい、そこなんですよ。これだけ数値が出た、そのことを先ほどの国連の報告などにも生かしたいわけですよ。そういう観点でやはり知事公室がやるべきだと思います。いま一度、答弁お願いします。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　今公室長からありましたとおり、やはりどのように評価・活用することができるのか課題があるということは、これはすなわち結果の評価及びその事後の対応について、その方向性がない中で血中濃度検査を行うということにおいては、やはり多少なりともその受検者、いわゆる検査を受けていただく方の不安も想定されなければならないというように我々は受け止めています。ですから、この検査についてどのようにその知見を積み上げていくべきかということは、まずはやはり専門家に意見を求めて、こういう形で判断をしてはどうかという、いろいろな角度からまず御助言もいただきながらその可能性を探求してまいりたいと思います。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　地域の住民が求めていますので、受け止めていただきたいと思います。

続いて、２番の経済・雇用対策について伺います。

(1)ですが、物価高騰や人手不足による県経済への影響と県の対策を問います。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　県経済は、観光需要の増加や雇用情勢の持ち直しなど、回復の動きが強まっている一方で、物価高による家計への負担増や事業者の収益圧迫、人手不足による需要の取りこぼし等が懸念されております。

県としては、国の交付金等を活用し、電気・ガス・水道料金の高騰に対する支援、医療・介護施設等に対する支援など、幅広い分野に対して、総額81億円余りの支援を行うとともに、県内各産業における人材確保や労働生産性の向上に向けた施策についても推進してまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　県の取組を私は評価したいと思います。一方で、今地域を歩いていますと、物価高騰で本当に大変。特に中小零細企業の皆さんが悲鳴を上げています。この賃上げが追いつかない小規模事業者や中小企業のために、賃上げ支援金制度を私は創設すべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴議長　商工労働部長。

○松永　享商工労働部長　お答えいたします。

中小企業等の賃上げを実現するためには、企業の稼ぐ力を強化し、賃上げの原資を確保することが重要であると考えております。そのため県では、企業の稼ぐ力を強化するため、生産性・収益性の向上に向けた産業ＤＸやイノベーションの創出に取り組むとともに、企業連携による域内経済循環に資するプロジェクトへの補助等を実施しているところです。今議員のほうから御提案のあります賃上げ支援金制度の創設につきましては、他の自治体による取組などを参考にしながら、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　沖縄県の最低賃金は全国最下位クラスの952円ですが、同じく時給952円の岩手県がこの賃上げ支援金制度に取り組んでいます。その内容は、時給を60円以上アップした企業、これが条件なんですね。そして、従業員１人当たり年６万円、最大50人分、１事業所300万円を県が補助するという内容です。大変好評で、ずっと継続・拡充されているんですね。ぜひそこを研究していただいて、沖縄県でも取り入れるように検討していただきたいと思います。

続いて、３番の警察行政について伺います。

(1)番ですが、那覇の中心商店街で問題となっている騒音トラブルや酔客などの迷惑行為への対応についてお聞かせください。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　那覇市中心市街地の商店街におけます店舗や酔客等による迷惑行為などの問題については、那覇市が設置します那覇市中心市街地環境健全プロジェクトチームや、那覇市国際通り商店街振興組合連合会等を会員とする重点地区における迷惑行為防止推進協議会などが取り組んでおり、管轄する那覇警察署がこれらと情報共有を図りながら連携して対応しているところであります。例えば、このような自治体等との会議の中で、国際通りにおいて違法な客引きが横行しているとの情報が寄せられましたので、昨年８月には違法な客引き行為に対する重点取締りを実施するなどをしているところです。

県警察としましては、引き続き同プロジェクトチーム等との連携を図り、防犯パトロールの重点箇所を定めたり、合同でのパトロールを行ったり、風俗営業店等への指導、取締りを行うなど各種活動を実施してまいります。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　那覇市と商店街の皆さんとの協議

会に県警も参加してるということは聞いております。ただその協議会でも、皆さんはキャッチとかは取締りができるんだけれども、この騒音トラブルや酔客への対応というのは不十分だということが言われているんです。今、牧志公設市場の周辺だったり、平和通りあるいはサンライズ通りまで飲食店が増えて、本当に一部の店舗において深夜営業による騒音、あるいは酔客の嘔吐だったり、あるいは放尿といった迷惑行為が増えています。

そこでお聞きしますが、風営法では飲食店に対して深夜零時を過ぎると騒音規制があります。風営法に基づく行政指導の件数は幾つありますか。また、酔客による迷惑行為について、風営法で何らかの対応はできますか。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　風営法違反による行政指導の件数についての統計は取っておりません。

同法に基づく立入調査について申し上げますと、令和６年中、いわゆる深夜酒類提供飲食店に限るものではありませんが、風俗営業店等に対する立入りは2227件ありまして、その際に必要に応じて指導を行うなどしているところであります。

お尋ねの風営法につきましては、風俗営業等の営業者に対する規制は設けておりますが、客に対する規制は設けられておりません。

県警察としましては、酔客等による迷惑行為については、その都度状況に応じて注意指導を行ったり、行政機関、商店街等と協働してパトロールを行ったりするなどして迷惑行為の防止を図ってまいります。

以上です。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　酔客の迷惑行為はそもそも風営法では取り締まれないということです。実際に、この商店街の方が交番に通報してお巡りさんが来てくれても、お店や酔客に注意を促すことぐらいしかできません。何らかの対策を取りたいんだけれども、権限がない。このことは駆けつけてくれた交番の方も言っていました。

そこで提案なんですけれども、この風営法を補完するために、沖縄県の迷惑行為防止条例があります。騒音や酔客による迷惑行為に対応できるように、この迷惑行為防止条例の改正が必要ではないでしょうか。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　沖縄県迷惑行為防止条例においては、酔客による迷惑行為一般について規制する規定はございません。同条例は、「公衆に著しく迷惑をかける行為等を防止し、もって県民及び滞在者の生活の平穏を保持することを目的とする。」としており、同目的に沿った禁止行為、例えば粗暴行為だとか卑わいな行為等を具体的に列挙しつつ、罰則をもって担保しているところであり、その改正については慎重な検討が必要であると考えております。いずれにつきましても、本件につきましては那覇市市街地のまちづくりを担う商店街の方々や、地域住民の方々と協働して問題解決に当たることが肝要と考えております。地域の方々が困っていることや要望を一つ一つ丁寧に聞きながら、協働し、自治体や地域の方々と共に必要なパトロールをはじめとした諸対策を講じていきたいと考えているところであります。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　条例改正に頼らなくても、県警がしっかりと対応してくれるという決意だと受け止めたいと思います。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

ちょっと順番を変えて、(3)番を聞きたいと思います。

地域警察官が不在になることが多い空き交番の現状と対策を伺います。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　交番勤務の地域警察官につきましては、110番通報による事件・事故等への対応や治安情勢に対応したパトロールなど、地域の安全を守るために各種活動を行っていることから、一時的に交番に警察官が不在となる場合がございます。県警察では、その対策としまして、豊富な経験を有する退職警察官を交番相談員として都市部を中心に36人配置し、地域住民の各種相談に対する助言指導、拾得物・遺失届の受理、事件・事故発生時の警察官への連絡等に従事しているほか、警察本部や警察署パトカーによる交番への立ち寄り、あるいは全ての交番に設置されている警察署との直通電話により、警察署の警察官が来訪者の対応を行うなどしているところではございます。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　先ほどの課題で、中心商店街の皆さんが牧志交番を大変頼りにしているんだけれども、いつ行っても誰もいない。国際通りにあって観光客も行き交っているんだけれども、交番に人がいないということを心配しております。そこにお巡りさんが立っているだけでも十分いろんな意味で抑止になっていくと思うんです。牧志交番の通報件数は、全国と比較してどのような状況でしょうか。私、牧志交番はもっと

人を増やすべきだと思いますが、いかがですか。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　那覇警察署牧志交番におけます令和６年中の110番通報受理件数は約5500件となっております。

全国順位につきましては、交番ごとの110番通報受理件数の全国統計が取られていないため把握しておりませんが、那覇警察署は令和６年中、新宿署に次ぐ全国２位の110番通報受理件数を抱えており、牧志交番は同警察署の中で最も110番通報受理件数が多い交番となっております。

警察事象が複雑化、多様化する中、有限のリソースで対処するため、県警察としましては、業務の合理化等を進めながら、限られた人員でその力を最大限発揮するべく、効果的な人員配置に努めており、牧志交番員につきましても、管内情勢を踏まえてしかるべき人員を配置し、対処しているところであります。加えまして、交番相談員の活用、自動車警ら係による110番対応やパトロールの強化などを行っており、今後とも、その時々の情勢に応じたリソースの配分を的確に行い、地域の住民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　新宿の歌舞伎町の交番よりも忙しいと言われております。ぜひ人員配置をお願いしたいと思います。

続いて(2)番ですが、闘鶏や猫の殺傷遺棄などの動物虐待について検挙状況を教えてください。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　動物虐待事案に関しまして、動物の愛護及び管理に関する法律違反事件としまして、令和４年には計３件、令和５年に計３件、令和６年に計３件を検挙しており、そのうち猫を対象とする事件は、令和４年に虐待が１件、遺棄が２件の合計３件、令和５年に殺傷が１件、令和６年は０件となっております。

闘鶏を対象とする事件につきましては、検挙はございません。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　2019年の法改正で愛護動物殺傷罪、これ罰金刑は500万円、懲役刑は５年に引き上げられるなど厳格化されました。環境省の動物虐待等に関する対応ガイドラインでは、動物虐待が発生した場合には、行政と警察が連携して問題を解決していくことが重要だとして、動物虐待に関する対応等が示されております。（資料を掲示）　これですね。私の元に県民から闘鶏――タウチーに関する相談が寄せられております。タウチーは文化だと思っている県民も少なくないと思いますが、今県内で人目を忍んで行われているタウチーは、全くそういうものではありません。このルールをお聞きしますと、あらかじめ攻撃するシャモと攻撃を受けるシャモを決めて、その攻撃を受けるシャモはくちばしやけづめを切断して攻撃能力を失わせます。そして、その２羽を丸い小さな囲いに入れて60分間戦わせるそうです。目も失い、頭の肉もなくなり、それでもけがが治ればまた試合に使う。これが今、県内で人目を忍んで行われている闘鶏の実態です。

警察本部長、私これは文化でもなんでもないと思います。動物虐待という重大な犯罪行為ですが、警察本部長の見解はどうでしょうか。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　お尋ねにつきましては、動物愛護管理法を所管します環境省から、明確に解釈が示されているものを私どもは承知しておりません。特定の事案や行為が犯罪に当たるかどうかについては、個別具体の事実関係に即し、法と証拠に基づき判断する必要があります。

県警察としましては、議員御指摘のような虐待の疑いのある事案を具体的に認めた方がいらっしゃる場合には、真摯にその詳細を聴取し、収集された証拠に基づき個別の事実関係に即し、必要に応じて法を所管する省庁から確認するなどして適切に対応してまいります。

以上です。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　真摯に対応するとおっしゃっていますが、私に相談に来た方が言うには、何度も地域の警察署に相談に行っても闘鶏は文化だ、鶏が愛護動物か分からない、こう言ってまるで相手にしてくれなかったそうです。また、どこそこで闘鶏が行われていると情報提供したら捜査もせずに突然訪問して、直接聞いたけれどやっていないと言っていたよ、こう言われたと。そんな対応だそうです。その闘鶏場はしばらくすると引っ越しをしていたそうです。違法な闘鶏を堂々とやっていると言う人はいないと思います。環境省のこのガイドラインでも、刑事告発等も含めて行政と県警が連携して取り組むことの重要性を強く訴えています。沖縄県警としてガイドラインを徹底すべきだと思いますが、今後の取組をお聞かせください。

○中川京貴議長　警察本部長。

○小堀龍一郎警察本部長　県警察と市町村等の間で

は、これまでも動物虐待に関しまして様々な形で協力をしております。例えば、市町村と警察署等の連名による「動物の遺棄・虐待は犯罪です。」というポスターを公園等に掲示するなど広報啓発活動を実施しております。また、県や市町村等と連携し、動物虐待の疑いのある事案について情報の共有を図り、必要に応じて共に現場確認をし、その後警察による捜査や市による立入り、あるいは動物愛護管理センターによる保護につなげるなどしています。さらに、研修等の面においても、例えば警察の会議に動物愛護管理センター職員を招き、講義をいただくなどの協力をしているところであります。

今後も、県警察としましては、動物虐待事案に適切な対応が行われるよう警察職員に対して教育指導を行うほか、自治体の求めに応じて必要な連携協力を行ってまいりたいと考えております。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　本部長、答弁でそうおっしゃっても実際の検挙は３件止まりなんですよね。私たちに寄せられている情報はもっとあります。今回タウチーですが、猫の情報はもっとあるんですよ。やっぱりしっかりと捜査に結びつけていく、しっかりとした対応を求めたいと思います。

議長、休憩お願いします。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後４時28分休憩

午後４時28分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

○比嘉　瑞己議員　続いて、４番の公共交通について伺います。

南北縦貫鉄軌道の進捗状況を教えてください。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　現在、鉄軌道の導入に向けては国が課題としている費用便益比等のさらなる向上に向けた調査のほか、鉄軌道の導入による経済波及効果の調査を行っているところです。国においても、費用便益比等の課題や上下分離方式等による特例制度の調査を継続して行っており、県としましては、鉄軌道の早期導入に向けて引き続き国への提案や意見交換などの取組を進めているところです。

以上でございます。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　なかなかずっとこのビー・バイ・シーをクリアできないという状況が続いていると思います。ぜひ南北１時間というあの枠組みもそろそろ検討する時期に来ているんじゃないかなと思います。

続いて、新たな公共交通システムの導入についての取組をお聞かせください。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　令和６年度から、公共交通の骨格軸となる鉄軌道と有機的に接続するモノレールやＬＲＴ、ＢＲＴなどのフィーダー交通の導入可能性調査を現在行っております。令和７年度は、県内の移動利便性向上等に向けた新たなモビリティー構想の策定にも着手することとしております。新たなモビリティー構想も踏まえながら、鉄軌道とフィーダー交通が連携する公共交通ネットワークについて、調査検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　フィーダー交通の在り方を県民と一緒に考えるということだと思います。

そこでこの(3)番なんですけれども、沖縄県の公共交通政策における次世代型路面電車――ＬＲＴの位置づけについて教えてください。

○中川京貴議長　企画部長。

○武田　真企画部長　公共交通の骨格軸となる鉄軌道の調査においては、普通鉄道、小型鉄道、モノレール、ＬＲＴなどのシステムを候補としております。また、鉄軌道と有機的に接続するフィーダー交通については、モノレールやＬＲＴ、ＢＲＴなどを候補として検討しております。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　この公共交通の計画なんですけど、市町村単位でもつくっています。ですが、広域的な交通網を市町村が策定するのは難しいと思うんですね。県の役割は、こうした市町村の計画をつなぎ合わせて、県域全体の在り方を示していくことだと思います。今、那覇市がＬＲＴの整備計画素案を発表しました。これ那覇市だけでＬＲＴを止めるのは、本当にもったいない話だと思います。那覇、南風原、与那原、こうやってつなげていけば広域的なＬＲＴができていくわけです。

そこで提案したいんですけれども、広域的な構想を策定する沖縄県として、この中南部県域を周遊する――山手線みたいな、こういったＬＲＴ計画をつくってはいかがでしょうか。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　部局から答弁をさせていただいておりますが、今議員御案内のように、新たな軌道系をしっかりと考えていくことは、非常に重要な視点になると思います。なぜなら、ループアンドチェーンとい

う方式を考えるとそれぞれの――例えば、２つの市町村をまたいで運行しているローカルのバス、その結節点をたくさんつくることによって移動する距離が延びていくということと、それを全体的に連関している外側から囲んでいる――例えばＬＲＴのような、そういう今度はより早く目的地に到達するということをつないでいくこと、これが実はこのモビリティーを考える上で重要なことなんだということを専門家の方もそのようにおっしゃっています。ですから、鉄軌道を沖縄の一本の静脈として考えるのであれば、先にそれぞれの地域コミュニティーにおける移動手段について新たに考えていくという段階がじきに来るのではないかということも想定し、そのような考えを網羅した計画を新たに策定することも一つの方法であろうというように考えています。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　ＬＲＴの役割、またバスやタクシーの役割もあると思います。今年は戦後80年、この軽便鉄道がなくなって80年にもなるわけです。戦後100年を目指して、ぜひ知事の構想を実現していただけたらと思います。よろしくお願いします。

それでは、教育行政について伺いたいと思います。

(1)ですが、教員の多忙化解消に向けて。

ア、働き方改革の成果と今後の取組をお聞かせください。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

県教育委員会では、昨年度「私たちのピース・リスト2023」と題した取組目標を策定し、令和８年度までを集中改革期間として、各学校や地域の実情に応じた取組を推進しております。令和５年度の月80時間を超える長時間勤務者の月平均の割合は、令和元年度と比べ、小中学校で3.6ポイント減の1.9％、県立学校で1.3ポイント減の2.6％であり、改善傾向にあります。引き続き、各市町村教育委員会等と連携強化を図りながら、働き方改革とメンタルヘルス対策を一体的に推進してまいります。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　続いて、教員の授業の持ち時間数について、全国の平均と沖縄県の状況を教えてください。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

令和４年度学校教員統計によると、教員の週当たりの平均持ち授業時数は、全国では小学校18.2時間、中学校14.5時間、高等学校13.6時間となっております。また、沖縄県においては、小学校19.3時間、中学校13.4時間、高等学校14.8時間となっております。教員１人当たりの持ち授業時数の軽減については、教職員定数の拡充を図る必要があり、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対し要請を行っているところであります。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　教師の多忙化が課題ですが、その中でも先生たちの授業の持ち時間、この多さが課題となっています。この原因の一つに、過剰な予備時数と呼ばれる問題があります。本来先生たちが受け持つべき年間の授業数、これとは別に台風や地域行事など不測の事態が起きても授業時数を確保できるように、予備時数と呼ばれるこの授業時数を年度当初から既に確保している。しかし、その予備時数をあまりにも過剰に確保するあまり、先生たちの持ち時間が増えている現状があります。これ改善すべきではないですか。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

文部科学省は、過剰な予備時数の確保により標準授業時数を大幅に超えないよう通知を出しております。

県教育委員会においても、教育課程実施状況調査を行い適切な教育課程の編成ができるよう、市町村教育委員会と連携して取り組んでいるところであります。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　もう一つ大きな原因、これがそもそもの原因なんですけれども、この授業時間がそもそも多いと。2002年に週５日制が導入されましたが、先生の受け持つ授業のコマ数の見直しは行われませんでした。先生の数も少ないままです。今では小学校の低学年から５校時、６校時が当たり前になっています。先生たちの多忙化解消のために、また子どもたちのためにもこの年間の授業時数を見直すべきだと思います。いかがですか。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　お答えします。

標準授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するために要する時数として、学校教育法施行規則で定められております。標準授業時数の在り方については、中央教育審議会の答申において、児童生徒や教師の負担を考慮すべきとの指摘等があります。

県教育委員会としましても、国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　時間を短くしていくようお願いし

たいと思います。
　続いて、奨学金の利用者数と返済状況について教えてください。
○中川京貴議長　教育長。
○半嶺　満教育長　お答えします。
　沖縄県では、沖縄県国際交流・人材育成財団において、無利子の貸与型奨学金を実施しております。令和５年度は1002人の高校生へ貸与しており、返済状況については要返還者9168人のうち滞納者1357人、滞納者比率は15％となっております。大学生等については290人へ貸与しており、返済状況については要返還者1307人のうち、滞納者186人、滞納者比率14％となっております。
○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己議員　１割以上の方が滞納をしております。
　それと、この奨学金の返済について、商工労働部のほうがこの間奨学金返済事業を行ってきました。その実績と成果、新年度の目標をお聞かせください。
○中川京貴議長　商工労働部長。
○松永　享商工労働部長　お答えします。
　令和４年度に制度創設されました奨学金返還支援事業のこれまでの実績は、令和４年度は16社で82名、令和５年度は33社で168名、令和６年度は１月末現在で63社281名となっており、着実に増加しております。また、令和７年度は目標を100社に増やし、予算をさらに拡充して取り組む計画となっております。
　あと事業効果についてですが、奨学金返還支援事業は県内中小企業における若年層の人材確保と定着を促進する有効な施策であると考えております。なお、本事業を活用した企業のアンケート調査におきましては、この奨学金返還支援が人材の確保、従業員のモチベーションアップ、職場の定着に効果があったという回答が得られているところです。
　以上です。
○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己議員　沖縄県全体で子どもたち、若者たちをしっかりと育てていこうというすばらしい取組だと思います。
　教育長にお聞きしますが、この月々の返済額を少なくする減額返済制度の導入や現行10年となっている返済期限の猶予制度がありますが、これの延長。また、年収別に返済額を決めていく所得連動型の奨学金、このことを行えばもっと返しやすくなると思うんですが、いかがでしょうか。
○中川京貴議長　教育長。
○半嶺　満教育長　お答えします。
　沖縄県国際交流・人材育成財団においては、返還が滞っている方について返還者の実態に応じた返還方法や返還月額の相談にも対応しているところであります。返還金は、次世代の奨学事業の円滑な運営のための重要な財源であり、返還猶予期間の延長や所得に応じて返済額を決める所得連動型奨学金等については、沖縄県国際交流・人材育成財団と意見交換を行っていきたいというふうに考えております。
○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己議員　こども未来部長にお聞きしたいと思います。
　今教育長からあったように、やりたい意向はあるんです。ただ、財団の財源はその返還金で運用している。ぎりぎりの運用なんですね。そこで、今皆さんが取り組んでいるこども・若者計画の中で、この財団への補助金制度などこれ検討すべきではないですか。
○中川京貴議長　こども未来部長。
○真鳥裕茂こども未来部長　お答えいたします。
　こども未来部におきましては、現在幅広い子ども施策を一体的に取りまとめたこども・若者計画を策定中でございまして、関係機関が緊密に連携しながら子ども・若者を取りまく複雑化した課題に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。子ども施策に係る個々の政策課題につきましては、それぞれの部局のほうで所管をしておりますけれども、こども未来部としましては、マトリックス組織を活用しまして関係部局としっかり意見交換をしてまいりたいというふうに考えております。
○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。
○比嘉　瑞己議員　ぜひ沖縄県全体で子ども・若者たちを応援していただきたいと思います。
　最後ですが、学校給食の地産地消について伺います。
　市町村別の進捗状況をお聞かせください。
○中川京貴議長　農林水産部長。
○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。
　県では、第５次沖縄県地産地消推進計画を策定し、令和10年度までの目標値を設定し、学校給食における県産食材の利用促進に取り組んでおります。学校給食における令和４年度の県産食材利用率は、重量ベースで28.6％となっております。地域別の利用状況は、北部地区が最も高く34.5％、宮古地区が最も低く20.5％となっております。
　以上でございます。
○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　この食料自給率を向上させるためにも、行政と生産者が連携した取組を推進すべきと考えますが、いかがですか。

○中川京貴議長　農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

学校給食における地産地消の取組としては、学校給食と県産食材のマッチングや栄養教諭等に対する調理法などの研修会、県産食材の情報発信などを実施しております。令和６年度は、県産食材のマッチングとしてオクラやトウガン等を学校給食調理場等へ提供し、利用促進を図っております。引き続き、教育庁など関係機関と連携を図り、学校給食における地産地消の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　今部長から答弁あったように、今行っているのは栄養士さんに向けてのいろいろな施策だと思います。新垣光栄県議からお聞きしたんですけれども、中城村では、学校の栄養士さんと農家さんをつなぐコーディネーターを配置して地産地消が進んでいると聞きました。県内の地産地消のコーディネーターの配置状況とその成果をお聞かせください。

○中川京貴議長　農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

地産地消コーディネーターは、地場産物の学校給食への利用促進のため安定的な供給体制づくりなどを目指し、給食現場と生産現場との調整役を担っております。給食現場において、地産地消コーディネーターを配置している市町村は、読谷村、中城村、宮古島市の３市村となっております。３市村の令和４年度の県産利用率は、読谷村が32.3％、中城村が44.3％と平均値を上回る高い利用率となっております。宮古島市は平均値を下回っておりますが、令和４年度からの配置のため今後利用率の向上が期待されます。

以上でございます。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　物すごく効果があるわけですね。これは子どもたちだけじゃなく生産者にとっても大変助かるし、沖縄の食料自給率を向上させる上でも大変重要な取組だと思います。まだ３つの自治体しか取り組んでおりません。市町村がコーディネーターを配置できるように県も支援すべきではないですか。

○中川京貴議長　農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

学校給食における県産農林水産物は、給食数の規模、また生産者と流通事業者との連携体制、地場産食材の生産量など各市町村において状況が異なることから、県と市町村における地産地消推進県民会議の開催により、情報共有や連携した施策実施に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　比嘉瑞己議員。

○比嘉　瑞己議員　退任される前門部長、本当に御苦労さまでした。また、退任される部長の皆さん、照屋副知事も本当に長年支えていただいてありがとうございました。健康に留意して、今後ますます御活躍されることを御祈念申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

〔次呂久成崇　議員登壇〕

○次呂久　成崇議員　ケーラネーラ　クヨーム　ナーラ。

おきなわ新風の次呂久成崇です。

先ほど幸喜愛議員のほうからも明日は県立高校の卒業式だという話がありましたが、私の末っ子の娘も明日、県立八重山高校を卒業します。（拍手）　ありがとうございます。４月から県外の大学のほうに進学するんですけれども、実は私は子どもが３人いまして、先に２人が進学をしていまして、４月からは３人の子どもは県外での生活、そして妻は石垣、私は石垣と那覇の往復ということで、５人家族が4.5世帯と言うんでしょうか、そのような生活を送ることになります。進学する子どもにとっては新しい出会い、そして新しい生活でどきどきしていると思いますが、親としてはやはりこの学費、そして生活費の仕送りで違うどきどき――不安を抱えながらの生活が始まるわけです。御承知のように、八重山や宮古、離島のほうでは、大学や短大に進学するときは必ず親元を離れ、島を出ていかなければなりません。これまでもこの県議会のほうで、児童生徒の派遣や離島の課題等については、執行部の皆さん、そして同僚議員の皆さんとも議論をしてきましたが、その中でたまに沖縄本島に住んでいる皆さんとの温度差を感じることがあります――あるんですね。ただ、この課題をそのままほったらかすことなく、私たちの子が親になって子を持つときに同じような離島の課題に直面しないように、離島振興なくして沖縄振興なしとの考えの下、同僚議員の皆さん、また執行部と一緒に、この離島の課題に取り組んでまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、石破首相とトランプ米大統領による初の日米首脳会談において、安全保障の確認事項として沖縄絡み３点が再確認された。沖縄の負担軽減や地位協定改定については何も示されていない。知事の見解を伺う。

(2)、離島の防衛を想定した陸上自衛隊とアメリカ海兵隊との共同訓練アイアン・フィストが今月19日から３月７日まで行われる。日本国内で３年連続となるが、今回の訓練は約4000人が参加する過去最大規模で行われる。近年は、訓練が増えるだけではなく新たな内容の訓練も実施され、南西諸島地域での自衛隊と米軍の活動が拡大している。知事の見解を伺う。

２、土木環境行政について。

(1)、上原港の係留及び船台置場の使用状況と課題について伺う。

(2)、開発許可申請書の記載事項や許可後の進行管理について、他県の取扱いなどを調査し今後の県の方針を検討するとのことだったが、どのような調査と検討が行われたのか伺う。

(3)、希少野生動植物の保護対策と外来種対策の取組について伺う。

３、農水産業行政について。

(1)、石垣ゴルフリゾートに係る農地の転用手続の進捗について伺う。

(2)、農地転用許可後に様々な事由で速やかに工事に着工できなかった場合の措置と対応について伺う。

(3)、県内家畜市場の成牛の上場頭数が増加しているが、その要因と現状について伺う。

(4)、県内の和牛の登録状況について伺う。

(5)、有害鳥獣による農業被害の状況と対策について伺う。

(6)、水産業の持続可能な資源管理型漁業の施策と取組について伺う。

４、教育・福祉医療行政について。

(1)、旧八重山病院跡地利用計画の進捗について伺う。

(2)、令和６年４月に宮古病院と八重山病院に赴任した職員のうち、宮古では約２割に当たる20人が、八重山病院では約４割に当たる35人が職員住宅または借り上げ住宅に入居しているが、入居できなかった職員の住宅確保の支援はどうなっているのか伺う。

(3)、県立病院の医師及び看護師確保の取組について伺う。

(4)、県立八重山病院附属西表西部診療所の建て替え計画の進捗と医療体制の課題と対応について伺う。

(5)、恒久ヘリポート設置の進捗について伺う。

(6)、離島の児童生徒が県内外の大会に参加する際の派遣費補助の取組について伺う。

５、我が会派の代表質問との関連について。

新垣光栄議員の６の(5)、サンゴ礁の保全対策について。

サンゴ保全のため水温などのデータについて、関係機関との共有は重要だと考えますが、県と関係機関とのデータ共有の状況について伺います。

続いて、仲宗根悟議員の３の(6)、水産業における新規就労支援、若手就労者の離職対策について。

令和５年の漁業従事者が平成30年と比較して11.4％減少しているとの答弁があったが、県の認識と現在の取組について伺う。

同じく４の(2)、離島における教職員の居住確保について。

離島の小中学校に赴任する教職員の住宅確保について伺います。

(1)、離島の小中学校の人事異動について、県教育委員会はどのような関わりなのか伺う。

(2)、離島の小中学校に異動した教職員の身分について伺う。

○中川京貴議長　玉城知事。

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー知事　次呂久成崇議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中の１の(1)、日米首脳会談についてお答えいたします。

去る２月７日に発表された日米首脳共同声明において、沖縄に関係するものとしては、日米安全保障条約第５条が尖閣諸島に適用されること、南西諸島における二国間のプレゼンスの向上、沖縄統合計画に従った在日米軍再編の着実な実施が極めて重要であることなどが示されました。一方、米軍人による性的暴行事件に係る綱紀粛正及び再発防止の徹底や航空機騒音等の軽減策、日米地位協定改定への言及等がなかったことは大変残念に思います。

沖縄県としては、トランプ政権の政策が在沖米軍基地にどのような影響をもたらすか、引き続きワシントン駐在を活用し、情報収集に取り組んでまいります。また、日米両政府に対しては、目に見える形での基地負担の軽減が図られるよう、引き続き求めてまいります。

その他の質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○中川京貴議長　知事公室長。

〔溜　政仁　知事公室長登壇〕

○溜　政仁知事公室長　１、知事の政治姿勢についての中の(2)、自衛隊と米軍による訓練についてお答えいたします。

２月19日から実施されている日米共同訓練アイアン・フィスト25では、県内米軍施設及び自衛隊施設において、陸上戦闘訓練や実弾射撃訓練が行われるほか、物資輸送のための民間港湾の使用などが計画されております。

県としては、かねてから米軍基地の整理縮小、さらなる基地の返還を求めている中、日米共同訓練等の増加により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。このため２月14日、沖縄防衛局に対し、訓練における民間港湾及び道路の使用に当たっては、事業者や地域住民の活動に支障を生じさせないことや、訓練参加のため県内に一時的に滞在する米軍人及び自衛隊員についても、より一層の綱紀粛正を図ることなどを求めたところです。

次に４、教育・福祉医療行政についての中の(5)、八重山急患搬送用ヘリポートの進捗状況についてお答えいたします。

県では昨年９月、石垣市に対し、飛行経路をＬ字型の90度とし、都市計画への影響を低減した新たな地上型ヘリポート案を提示しましたが、10月に石垣市から、この案では協議を進めることはできない旨の回答がありました。

県としましては、引き続き、地元関係機関と丁寧な調整に努めてまいります。

以上になります。

○中川京貴議長　土木建築部長。

〔前川智宏　土木建築部長登壇〕

○前川智宏土木建築部長　２、土木環境行政についての(1)、船浦港上原地区の現状と課題についてお答えいたします。

船浦港上原地区については、竹富町や同地区の利用者から、小型船舶の利用増加に伴う係留施設の増設や台風時の一時保管に関する要望を受けております。

県としては、竹富町と連携しながら対策を検討しているところです。

次に同じく２の(2)、開発許可申請書の記載事項等の取扱いについてお答えいたします。

開発許可申請書の記載事項や許可後の進捗管理について、これまで工事着手予定日及び工事完了予定日が未定の場合は、許可後に日付が決まり次第、届出を行うこととしておりました。他県の状況を調査し本県での取扱いを検討した結果、当該日付の記載を許可の必須要件とする運用見直しを行いました。また、開発許可後一定の期間を経過し工事着手されていない申請については、報告を求める等の取組を行ってまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　環境部長。

〔多良間一弘　環境部長登壇〕

○多良間一弘環境部長　２、土木環境行政についての(3)、希少種保護対策と外来種対策の取組についてお答えいたします。

県では、希少種の保護や外来種による生態系への被害防止を図るため、沖縄県希少野生動植物保護条例や沖縄県外来種対策指針により、指定希少野生動植物種の保護や外来種の防除に係る取組を行っております。八重山地域においては、重点対策種であるインドクジャクについて、世界自然遺産地域である西表島への拡散防止のため、黒島で防除を行っております。

県としましては、沖縄の貴重な自然環境の保全・継承のため、引き続き希少野生動植物種の保護及び外来種対策を推進してまいります。

次に５の(2)、サンゴの保全に関する関係機関との情報共有についてお答えいたします。

県では、サンゴ礁保全・再生総合対策事業等を実施し、サンゴの被度や白化状況、オニヒトデの発生状況等のデータを収集・集積しており、こうしたデータについては、会議等での共有や依頼に応じた提供等により関係機関と共有を図るとともに、ホームページで公開しております。また、国や各種団体等による県内各地での調査結果等についても、県は会議やホームページ等を通じて入手しております。

県としましては、引き続き国などの関係機関と情報共有を図りながら、サンゴの保全に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　農林水産部長。

〔前門尚美　農林水産部長登壇〕

○前門尚美農林水産部長　３、農水産業行政についての(1)、石垣ゴルフリゾートの農地転用についてお答えいたします。

石垣ゴルフリゾート計画に係る農地転用許可申請の手続につきましては、個別案件であり、回答は差し控えさせていただきますが、法令及び関係通知等で定められている各基準に照らし、適切に審査しております。一般的に、農地転用許可の審査に当たっては、周辺農地の営農条件に支障を来さないか、農地法以外の関係法令への対応状況等を確認しております。

同じく３の(2)、農地転用許可後の措置と対応につ

いてお答えいたします。

一般的に、農地転用許可後における転用事業の促進措置として、転用事業が適切に実施されていない場合、進捗状況を把握しながら速やかに実施するよう指導することになります。転用事業の実施に向けた指導を行う中で実現する見込みがないと認められる場合は、文書による勧告を行うなど適切な対応を行っていくこととなります。

同じく３の(3)、成牛上場頭数の現状と増加要因についてお答えいたします。

令和６年の県内家畜市場における成牛上場頭数は3790頭であり、令和５年の3108頭と比べて682頭増加しております。成牛上場頭数が増加した要因としましては、肉用牛農家の離農や経営規模縮小による成牛の売却によるものと考えられます。また、繁殖雌牛の若返りを図るために国が実施している優良繁殖雌牛更新加速化事業により、高齢な成牛が出荷されたことも一因として考えられます。

同じく３の(4)、県内和牛の新規登録頭数についてお答えいたします。

令和５年度における新規の成牛登録頭数は3576頭、子牛登録頭数は３万417頭となっており、令和４年度と比べて成牛登録頭数で426頭、子牛登録頭数で523頭減少しております。減少の要因としましては、肉用牛農家の離農や経営規模の縮小等が考えられます。

県としましては、新たに策定した肉用牛繁殖経営再興プランに基づく経営支援等を行い、関係機関と連携して肉用牛農家の経営安定に努めてまいります。

同じく３の(5)、有害鳥獣の農業被害状況と対策についてお答えいたします。

県全域におけるイノシシやクジャク等鳥獣による農業被害額は、令和５年度は約7500万円でした。うち、八重山地域における鳥獣による農業被害額は、令和４年度は約1360万円、令和５年度は約1820万円と増加傾向にあります。そのため県は、イノシシに対しては、圃場への侵入防止柵整備の支援を行っているほか、クジャク等鳥類の買取り実施等により、鳥獣被害の防止に努めているところです。引き続き、市や町と連携し、鳥獣害対策の推進に努めてまいります。

同じく３の(6)、水産業における資源管理型漁業の施策と取組についてお答えいたします。

県では、新・沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、資源管理型漁業の振興を図るため、水産資源の持続的利用や未利用資源の探索と資源解析を伴う漁場開拓などを施策として掲げ、取組を展開しております。具体的には、市場情報のデジタル化と漁獲統計システムを活用した電子データに基づく資源評価の実施に加え、持続的なソデイカ漁業推進事業によるソデイカ資源管理の高度化に関する研究を予定しております。引き続き、資源管理型漁業を推進してまいります。

次に５、我が会派の代表質問との関連についての(4)、漁業従事者の減少に関する認識と取組についてお答えいたします。

漁業従事者の減少に関しては、引退する高齢漁業者の数と新規就業者数との割合や若年層の漁業者の離職などが要因として挙げられます。県では、関係団体と共に漁業就業支援フェアを活用した新規就業者確保に取り組むほか、若年層の漁業者の経営改善による定着を促すため、経営診断等の支援を実施しております。また次年度には、漁協等における物価高騰対策利子補給事業を予定しており、漁協等の経済事業の活性化を図ることで、漁業者の経営安定効果を期待しております。引き続き、水産業における担い手の確保・育成に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　病院事業局長。

〔本竹秀光　病院事業局長登壇〕

○本竹秀光病院事業局長　４、教育・福祉医療行政についての(1)、旧八重山病院跡地利用計画の進捗についてお答えします。

病院事業局では、旧八重山病院跡地に職員宿舎を整備する方針の下、現在、測量調査を行っているところです。職員宿舎は、跡地の一部を使用し整備することから、余剰地が発生します。余剰地の利活用及び処分については、県の公有財産管理運用方針等に準じて対応することになります。

病院事業局としましては、地域医療体制に配慮した利活用ができるよう取り組んでまいります。

同じく４の(2)、宮古病院または八重山病院に赴任した職員の住宅確保支援についてお答えします。

離島における職員の住居確保のため、宮古病院及び八重山病院では、職員住宅や借り上げ住宅の確保に加えて、民間賃貸物件の情報収集や異動対象職員からの物件の円滑な引継ぎの支援などに取り組んでおります。また、民間賃貸住宅に入居する職員に対して住居手当を支給しているところですが、昨今の住宅事情を鑑み、家賃が生計上の過大な負担となっている職員に対する追加的な経済支援を検討しているところです。引き続き、地域の実情に応じて、病院職員の住居確保等の支援に取り組んでまいります。

同じく４の(3)、県立病院の医師及び看護師確保の取組についてお答えします。

病院事業局では、医師については、地域枠医師の受入れ、県立病院研修プログラムによる育成、大学病院等への専門医派遣要請等により確保に取り組んでおり、看護師については、試験実施方法の見直し等により採用者数の増加に取り組んでおります。また、離島地域において住宅が確保しづらい状況が続いているため、地域の実情に応じた住宅確保支援に取り組み、職員の負担軽減や安定的な人材確保につなげてまいりたいと考えております。

同じく４の(4)、西表西部診療所の建て替え計画の進捗と医療体制の課題についてお答えします。

西表西部診療所及び医師住宅は、築40年が経過し、建物の老朽化等が課題となっていることから、良質で安定した医療サービスを提供するため竹富町と連携し、建て替え事業を進めております。令和５年度は、病院事業局と竹富町で移転候補地を決定し、同事業に係る覚書を締結しました。令和６年度は、竹富町が用地の測量設計及び造成を行っており、病院事業局としましては、造成の完了する令和７年度から建物の設計に着手し、同事業を推進してまいります。

以上です。

○中川京貴議長　文化観光スポーツ部長。

〔諸見里　真　文化観光スポーツ部長登壇〕

○諸見里　真文化観光スポーツ部長　４、教育・福祉医療行政についての(6)のうち、離島児童派遣費補助についてお答えいたします。

県では、令和７年度から新たに沖縄県スポーツ少年団が主催する沖縄本島の大会への離島チームの派遣に対し渡航費の一部を支援する予定としております。

以上でございます。

○中川京貴議長　教育長。

〔半嶺　満　教育長登壇〕

○半嶺　満教育長　４、教育・福祉医療行政についての中の(6)、離島生徒の大会参加に係る派遣費補助についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで中体連・中文連・高体連・高文連主催の九州大会、全国大会に参加する中高校生に対して、各連盟を通して派遣費を補助しております。今年度から新たに離島生徒の派遣費支援の拡充を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施したところであります。

県教育委員会としましては、経済的事情により子どもたちの可能性が狭められることがあってはならないと考えており、今後とも派遣費の補助を継続し、生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

続きまして５、我が会派の代表質問との関連についての中の(1)、市町村立小中学校教職員の身分等についてお答えいたします。

市町村立小中学校の教職員は、市町村の職員であり、服務監督者は市町村教育委員会となります。一方、適正な配置と人事交流及び給与水準の確保を図ることを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等において、市町村立小中学校の教職員の任命及び給与については、設置者負担の原則の例外として都道府県に属することになっております。

以上でございます。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　答弁ありがとうございます。

では、再質問。

知事の政治姿勢について伺います。

南西諸島で自衛隊と米軍の活動が拡大している状況において、県民がさらなる不安を抱いているのは、県内の空港・港湾の特定利用空港・港湾の指定の動きです。現在、新石垣空港に就航している機材は、座席数が200席ほどの小型機と中型機に分類される機材だけではなく、中型機から大型機に分類されるボーイング777－200型機、これは座席数405席。そして、ボーイング787－９型機、座席数375席などが就航しています。日本航空の国内線最大機材はエアバス機のエアバスＡ350－900型機、座席数391席。そして、全日空がボーイング機のボーイング777－300型機、こちら514席が就航していますが、これらは羽田空港から福岡、そして伊丹、那覇、新千歳などの主要幹線に就航しています。国交省航空局によりますと、これらの機材の新石垣空港の離発着はスペック上可能だが、誘導路やエプロンが機材の大きさに対応しているか調査が必要とのことでした。つまり、滑走路自体は延長しなくても離発着できるということです。県は、特定利用指定の同意の理由に民間需要が見込まれるとしていますが、日本航空は今後の人口減少による需要減は避けられないとして、老朽化するボーイング機から後継機をエアバスＡ321ｎｅｏ、座席数200席程度に決定し、県の見込みとは真逆となっているんです。

現在、日本国内路線で就航している機材の全てが新石垣空港の離発着に対応できており、それらの機材以上の大型機は航空自衛隊も保有していません。それ以上の航空機の運用となると、米軍のＣ５大型輸送機しかありません。

なぜ既存の事業では予算確保ができないのか。指定され防衛省の防衛予算じゃないと確保できないのか。

これは県が政府に確認した沖縄振興予算との関係について、沖縄振興予算の公共事業総額が変わらないと特定利用空港・港湾の金額が増える分、他の事業の予算が圧迫されることになるのではないかという問いに対して、政府としては、特定利用空港・港湾以外の公共事業についても決してないがしろにすることなく、民生ニーズ等をきちんと見極めながら様々な機会を捉えて必要な予算の確保に努めると回答しております。人命を守るための災害派遣や国民保護の観点と言うのであれば、この既存事業で予算確保できるのが当然ではないでしょうか。

特定利用空港・港湾の指定は、空港・港湾の機能が強化され、航空機の効率的な運用や船舶の大型化への対応が可能となり、災害対応と国民保護の観点から大型の航空機・船舶により島外避難や救援部隊の派遣がより効果的に実施できるようになることをメリットとしていますが、昨日、石垣の市民連絡会と政府による石垣駐屯地に関する政府交渉では、「公共施設の利用を調整する場合に住民避難と部隊派遣のどちらを優先するか」との問いに内閣官房担当者は、「その時々の状況を勘案して総合的に判断する。どちらを優先するのか、あらかじめ確定できない」というふうに答えています。また、2023年８月に当時の浜田防衛大臣が、平素から自衛隊による円滑な利用を確保することが極めて重要と考えていると述べたことからも、指定が自衛隊の円滑な利用に同意するということであり、自衛隊と共用となった空港・港湾が国際法上の軍事施設とみなされない保障はありません。軍事利用しやすくなるのではないかという懸念と不安は払拭できていないと私は思います。特定利用空港･港湾に指定され、航空機の効率的な運用や船舶の大型化への対応が可能になっても、私たち離島住民の航空運賃や輸送費は高いままで離島住民の利便性の向上にはつながりません。今、優先されるのは特定利用空港・港湾の指定ではなくて、離島振興なくして沖縄の振興なしという考えの下、離島住民の交通・生活コストの負担軽減、また医療体制の充実や確保等の整備、こちらではないでしょうか。知事の見解を伺いたいと思います。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　議員御案内のとおり、現用の空港も十分機能を有しているということは、国民保護の図上訓練でも現有の設備を使ってそのことを想定しているということからも、同様の観点であろうと私は認識をしています。なお特定利用空港・港湾については、令和５年11月に国から説明を受けて以来、不明点等については確認を行っておりますが、併せて全国の特定利用空港・港湾について状況を確認しているところであり、引き続き国等に対し確認を行うなど適切に対応してまいりたいと思いますが、当然県民の様々な意見等についても十分聞き取りをさせていただきたいというように思います。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　知事、今年は戦後80周年、節目の年になります。政府は、特定利用空港・港湾の指定は民生利用が主であり、軍事基地化を行うものではないというふうに説明していますから、この特定利用空港・港湾の指定ではなく、ジュネーブ条約で攻撃が禁止されている非武装地帯や人道回廊に設定する、例えば非特定空港・港湾宣言であったり、人道回廊空港・港湾宣言するなどして県管理の空港・港湾を軍事利用させない、平和を希求する県民の思いというのを発信してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴議長　玉城知事。

○玉城デニー知事　様々な状況についての情報を収集し、どのような取組がなされるか検討していきたいと思います。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　次に、順番をちょっと変えて農水産業行政について伺いたいと思います。

石垣ゴルフリゾートの農地転用手続についてなんですけれども、地元では、県が恣意的に止めている、また邪魔をしている。与党の私、次呂久が県と一緒になって手続を止めさせていると。また、６月には許可されるといった話がまことしやかに流れております。行政手続上､恣意的に止めることができるのか。また、許可期限を示すことができるのか、伺いたいと思います。

○中川京貴議長　農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

農地法及び関連通知等で定められている各基準に照らし適切に審査しており、事業者に補正を求めているところです。補正事項が整い農地法以外の関係法令の許可見込みが得られた後に、農地転用の許可が可能となります。

以上でございます。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　確認なんですけれども、以前も農政経済課への聞き取り、先ほど答弁にもありましたが、今回は基本的にゴルフ場だけの案件ではないと。全ての農地転用許可申請については、申請されたものは全て確認しチェックして申請者に投げ返すが、今回は案件が大きく確認事項も多いので回答があったもの

についても再度チェックをしたり、確認をしたりということで作業を今も継続していますと。許可の時期は分からないということだったんですが、現在もそのような認識でよろしいでしょうか。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後５時22分休憩

午後５時22分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

申請者と補正事項に係る応答を重ねている中で、補正事項の内容は絞られている状況となっております。なお申請者からの回答内容が不十分な場合は、申請者に対し改めて補正指示を行うこととなります。

以上でございます。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　転用許可後の措置と対応についてなんですけれども、許可されたが工事着手できずに森林化が進み、挙げ句の果てには不法投棄地になるといった事例もあって、地域や行政が手がつけられない状態、いわゆる塩漬けと言われる案件があるんですけれども、この石垣ゴルフリゾートなど環境問題等をめぐって賛否両論ある案件もある一方、雇用創出や定住化確保、そして地域の活性化につながるとして地域が賛同してこの事業の着工、完成を待ち望んでいるんですが、転用許可後に法改正等の諸事情によってこの手続が遅れている案件もあります。このような案件に対して、県は許可権者として待っている地域の皆さんの声にどのように対応していくのかという姿勢をちょっと伺いたいと思います。

○中川京貴議長　農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

国が定める農地法に係る事務処理要領では、許可権者は事業者に対し、速やかに事業計画どおり行うよう指導した上、従わない場合には勧告する必要があります。一方、事業計画の変更を行うことで転用目的を実現する見込みがあると認められるときは、勧告に代えて変更手続を行うよう指導することが適当とされております。

以上でございます。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　次に、和牛のほうに行きたいと思うんですけれども、県内の和牛繁殖農家の状況について、先ほど成牛の上場頭数の答弁等ございました。この成牛の上場頭数が増加していることや和牛の登録数が減少していること、そして答弁にもありましたが、畜産農家の離農や経営規模の縮小など厳しい経営状況が分かると思います。県はこれまで様々な畜産支援、そして施策を展開してきましたが、この沖縄県の基幹産業である畜産を守るには、これまでの支援や施策は十分ではなかったのではないかと、この状況からも言えると私は思います。じゃあ、これから基幹産業である畜産業を守っていくためにどうしていくのか。県は和牛の増殖目標を９万300頭と掲げていますが、これは単なる目標ではなくて実現するための目標だというふうに私は思います。この既存の事業で支援できていないのであれば、新たな事業・施策を展開することが必要だと思います。この沖縄の基幹産業、畜産業を守るためにより効果的な支援や、新規事業を展開するために新たに基金の創設をしてはどうかと思いますが、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

○中川京貴議長　農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　現時点では、財源の確保や新たな条例制定など、諸手続を含めた基金の設立については課題があると認識しております。また、新たな基金の創設に当たっては、十分な調査研究が必要と考えております。畜産に係る基金の創設につきまして、議員のほうから御提案があった件に関しましては、貴重な提案として賜りたいと思っております。引き続き十分な調査検討を進めていきたいと思います。

県では、畜産農家の経営安定を図るため、これまで令和４年度から54億6000万円の予算措置をしてきたところでございます。また令和７年度当初予算案として、配合飼料購入費及び子牛価格下落に対する補助、優良繁殖雌牛の更新に係る支援、肉用牛経営サポート体制を強化するための新たなシステム開発など27億1000万円を計上しております。加えて、国は令和７年度に緊急特別対策として、沖縄県全域を含む離島地域を対象とした支援を拡充すると伺っております。引き続き、国の支援も活用しながら本県独自の支援と一体となって畜産農家の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　よろしくお願いいたします。

次に、資源管理型漁業の施策と取組について伺います。

県は、市場への水揚げ情報のデジタル化を進めていると前回の定例会でも答弁いただいたんですけれども、この漁場に関する情報、位置や魚種・資源が県内のどこからどこに移っているのか、また気温や風向き、潮の流れや魚が増えた減ったという漁場の情報をデジタル化することが資源管理の高度化に必要ではな

いかなというふうに思いますが、見解を伺いたいと思います。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時29分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

農林水産部長。

○前門尚美農林水産部長　お答えいたします。

資源管理型漁業を推進する上では、デジタル技術の活用を前提として漁獲情報や漁場環境情報など様々なデータの集積と高度な解析が不可欠であります。そのため、漁業者の取り組むスマート農業により得られたデータの活用も重要であると考えております。スマート水産業に取り組む漁業者との連携も図りながら、資源管理型漁業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　県がこれまで収集してきたデータ、また漁協や環境省が保有しているデータを共有することによって資源管理の高度化の取組ができるかというふうに思いますので、ぜひ連携して取り組んでいただきたいなというふうに思います。

休憩お願いします。

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後５時30分休憩

午後５時30分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

○次呂久　成崇議員　教育・福祉医療行政についてなんですけれども、県立病院の医師及び看護師確保において、住居確保というのはやはり重要条件だというふうに思います。県立八重山病院跡地利用については、石垣市議会のほうから民間病院の移転場所として活用してほしい旨の要望があります。しかし、病院事業局としては、職員の住居確保に活用したいという構想があります。この八重山圏域の医療体制を考えると、ハード面では民間病院の移転、そしてソフト面ではマンパワー確保のための住居確保としての宿舎建設、これはどちらも必要なものだというふうに思います。ですから、それぞれ別々に考えるのではなくて、この八重山病院跡地を民間病院の移転に活用するのであれば、医師・看護師の住居確保も一緒に考えてほしい、この土地の提供・確保はできないのかということを石垣市、竹富町、与那国町が一緒に協議できる場、機会というのをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川京貴議長　病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長　最初に答弁したように、実は跡地利用は令和４年度に構想ができていまして、今の八重山病院の跡地を南北に――全部は要りませんので南北に区切って南のほうがいいだろうという話が出ています。大浜議員のときにもお答えしましたけれども、やはり残地が出てきますのでそこの部分をどうするかということに関しては、地域の医療機関と意見を交換しながら決定していこうと思っていますし、それから新たな土地を見つけるにはあまりにも時間がかかり過ぎるということもあります。それから今――これはまだ即効性がないんですけれども、やはりどうしても住宅を確保するのが難しいということで、民間の賃貸住宅を借り上げることが一番即効性ではあるんですけれども、それも――宮古も一緒ですけれども数に限りがありますので、そういう意味ではそこも手当てできない。自分で住宅を借りないといけない職員の家賃が非常に高いことに関しては、特別な支援を行っていこうということを今検討しております。

以上です。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　次に、我が会派の代表質問との関連についてなんですけれども、サンゴ礁の保全対策や海外漂着ごみのモニタリング調査を踏まえた課題と対策、また現場での取組をはじめ八重山には希少野生動植物の保護対策とか外来種対策、鳥インフルエンザの対策とかがございます。また世界自然遺産登録された西表島もあることから、様々な対応・施策を展開するためにも環境部の職員を配置するべきだとずっと私申しているんですけれども、改めて見解を伺いたいと思います。

○中川京貴議長　環境部長。

○多良間一弘環境部長　お答えいたします。

環境部が所管しております事務の一部につきましては、八重山保健所、それから八重山農林水産振興センター等の出先機関に委任等を行い執行しております。委任等を行っていない鳥インフルエンザでありますとか世界自然遺産、あるいは希少種・外来種対策等の業務につきましては、環境省や地元の市町等との関係機関と連携・協力しながら対応しているところでございます。ちなみに、八重山保健所の環境を担当している班の職員11名のうち、環境を担当しているのが４名、動物愛護関係を担当しているのが獣医師３名というふうになっております。また、以前に議員から御指摘いただいた鳥インフルエンザへの対応につきましては、県の鳥獣保護管理員の定数を増員しまして体制の強化を図ったところでございます。引き続き、こう

いった対応の状況については、関係機関と協力しながら連携して対応していきたいと考えているところでございます。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　次に、離島の教職員の住宅確保について伺いたいと思いますが、離島の教職員住宅は自治体が整備しなければならないということで、これは国庫補助制度があるということなんですけれども、やはり自治体の負担分の予算を確保できない財政状況なので整備ができないと。ですから、この財政的支援をお願いできないかというのが自治体の訴えなんですね。これについて、県としてはどのような見解を持っていますか。

○中川京貴議長　教育長。

○半嶺　満教育長　離島地区の教職員住宅の確保が厳しいという状況は把握をしているところであります。県の取組としましては、まず小中学校の教職員住宅の整備について、毎年度市町村が作成する施設整備計画についてヒアリングを実施し、所要額の確保に努めているところであります。また県教育委員会においては、小規模離島等における補助単価の引上げのほか、僻地教育振興のための予算の確保について、全国公立学校施設整備期成会等を通して国に要望しているところであります。今後とも、市町村が国の支援を活用し施設整備を検討する際には、必要な助言を行うとともに事業が円滑に実施できるように連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○中川京貴議長　次呂久成崇議員。

○次呂久　成崇議員　ぜひ離島自治体任せではなくて、広域行政を担う県として支援していただきたいと思います。

最後に、３月10日に退任なさいます照屋副知事。本会議への出席も本日が最後となりますが、照屋副知事は県の畜産共進会をはじめ現場のほうにも積極的に足を運んで、農林水産部そしてまた環境部とか所管の課題解決にも取り組んでこられました。ぜひ照屋副知事の任期中の所感を伺いたいなと思います。時間はたくさんあります。

○中川京貴議長　照屋副知事。

○照屋義実副知事　最後の最後で御質問いただき、大変ありがとうございます。

畜産関係につきましても所管をしていたわけでありますけれども、副知事に就任するまで全く経験のなかった事象がたくさんその場面場面でありまして、一々農家の皆さんの御苦労を思いながら接触をしてまいりました。畜産共進会には２度、３度参りましたでしょうか。それから多良間島の牧場、それから宮古と何か所か見てまいりましたし、また南城市の家畜を解体するセンターのほうにも視察に行ってまいりましたが、様々な課題を抱えながら農家の皆さんが一生懸命汗を流して御苦労しておられる、また宮古でしたか、ヤマトから来た青年が御夫婦で畜産に携っておられるというふうなところも拝見をさせていただきました。皆さんの御努力からすると、やはり今の生産牛の販売価格といいますか、非常に低迷している中で御苦労をしているわけでありますけれども、本来ならもっと価格を引き上げていかなければならないというふうなことも度々痛感をしてきたところであります。決起大会に参加した折には、前農林水産副大臣とも御一緒しまして、一緒に拳を突き上げて事態を改善していこうというふうなところも経験をしてまいりました。そうしてやっぱり1500億円を目標にという当時の西銘大臣が掲げた西銘ビジョンというのがあったわけでありますけれども、いまだに1000億に到達しない。900億前後で低迷しているというようなことからしますと、沖縄県の農林水産業とりわけ畜産もそうでありますけれども、可能性がいろいろありながらなかなか仕組みの制約もあって突破できない状況にあるというようなことも痛感しております。本当に及ばずながら副知事職を拝命いたしまして、この４年間、議会議員の皆様方にも大変お世話になりました。頂きました叱咤激励につきましては、退職後また別の分野で生かしていければというふうに考えております。思い出せば数限りない思い出がたくさんあります。楽しかったこと、つらかったこと、苦しかったことありますけれども、その一つ一つをこれから歩んでいく糧として、また皆さんと共に県民と共に歩いてまいりたいと思っていますので、どうぞよろしく。ありがとうございました。

○中川京貴議長　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案から甲第24号議案まで、甲第27号議案から甲第39号議案までについては、予算特別委員会に、乙第31号議案については、沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――

○中川京貴議長　ただいま予算特別委員会及び沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員会に付託されました議案を除く乙第１号議案から乙第30号議案まで及び乙第32号議案から乙第43号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――――――――――

〔議案付託表　巻末に掲載〕

―――――――――◆・・◆―――――――――

○中川京貴議長　日程第３　乙第44号議案及び乙第45号議案を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

玉城知事。

―――――――――――――――――――――――――

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――――――

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー知事　令和７年第１回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、議決議案１件及び同意議案１件の合計２件であります。

まず初めに、乙第44号議案「財産の取得について」は、セグロウリミバエの防除対応に使用する誘殺板の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、乙第45号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員１人が令和７年１月19日に辞職したので、その後任を選任するため、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を得るものであります。

これらの議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。ニフェーデービル。

ありがとうございます。

○中川京貴議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第44号議案については、経済労働委員会に、乙第45号議案については、総務企画委員会にそれぞれ付託いたします。

―――――――――◆・・◆―――――――――

○中川京貴議長　休憩いたします。

午後５時43分休憩

午後５時45分再開

○中川京貴議長　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月１日から６日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴議長　御異議なしと認めます。

よって、明３月１日から６日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――

○中川京貴議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月７日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

副　議　長　　上　原　　章

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子

令和７年３月７日

令和７年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第９号）

令和７年第１回 沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）

令和７年３月７日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第9号

令和７年３月７日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第11号議案（総務企画委員長報告）
第２　乙第17号議案（経済労働委員長報告）
第３　乙第41号議案（総務企画委員長報告）
第４　乙第45号議案（総務企画委員長報告）
第５　乙第44号議案（経済労働委員長報告）
第６　乙第35号議案（文教厚生委員長報告）
第７　乙第31号議案（沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長報告）
第８　甲第27号議案から甲第39号議案まで（予算特別委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第11号議案
　乙第11号議案　沖縄県税条例の一部を改正する条例
日程第２　乙第17号議案
　乙第17号議案　沖縄県文化芸術振興基金条例
日程第３　乙第41号議案
　乙第41号議案　副知事の選任について
日程第４　乙第45号議案
　乙第45号議案　沖縄県監査委員の選任について
日程第５　乙第44号議案
　乙第44号議案　財産の取得について
日程第６　乙第35号議案
　乙第35号議案　損害賠償請求事件の和解等について
日程第７　乙第31号議案
　乙第31号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
日程第８　甲第27号議案から甲第39号議案まで
　甲第27号議案　令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第７号）
　甲第28号議案　令和６年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
　甲第29号議案　令和６年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
　甲第30号議案　令和６年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
　甲第31号議案　令和６年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第１号）
　甲第32号議案　令和６年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第33号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第34号議案　令和６年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第１号）
　甲第35号議案　令和６年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
　甲第36号議案　令和６年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第２号）

甲第37号議案　令和６年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
甲第38号議案　令和６年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
甲第39号議案　令和６年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）

出　席　議　員（44名）

48番	中川京貴 議長	22番	新垣淑豊 議員
42番	上原　章 副議長	23番	島尻忠明 議員
1番	瑞慶覧長風 議員	24番	当山勝利 議員
2番	瀬長美佐雄 議員	25番	西銘純恵 議員
3番	喜友名智子 議員	26番	新垣光栄 議員
5番	大田　守 議員	27番	上原快佐 議員
6番	高橋　真 議員	28番	玉城健一郎 議員
7番	宮里洋史 議員	29番	山里将雄 議員
8番	徳田将仁 議員	30番	糸数昌洋 議員
9番	比嘉　忍 議員	31番	仲里全孝 議員
10番	新垣善之 議員	32番	仲村家治 議員
11番	新里　匠 議員	33番	下地康教 議員
12番	平良識子 議員	34番	座波　一 議員
13番	比嘉瑞己 議員	35番	新垣　新 議員
14番	次呂久成崇 議員	36番	大浜一郎 議員
15番	米須清一郎 議員	37番	渡久地　修 議員
16番	幸喜　愛 議員	38番	仲宗根　悟 議員
17番	當間盛夫 議員	41番	山内末子 議員
18番	松下美智子 議員	43番	西銘啓史郎 議員
19番	喜屋武　力 議員	44番	又吉清義 議員
20番	大屋政善 議員	45番	呉屋　宏 議員
21番	小渡良太郎 議員	47番	島袋　大 議員

欠　席　議　員（１名）

4番　儀保　唯 議員

欠　　員（３名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	比嘉太一	主査
前田　敦次	長	平良典子	政務調査課主幹
中村　守	議事課長	平良末子	主幹
宮城　亮	課長補佐	親富祖　満	主査
安田　健	主査		

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程第１　乙第11号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第11号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎

重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第11号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、自動車税環境性能割及び種別割の減免申請手続において、運転免許に係る情報が記録された個人番号カードにより申請書の記載事項を確認できるようにする等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、マイナ免許証はどこで発行できるのかとの質疑がありました。

これに対し、マイナンバーカードについては市町村の役所で交付手続を行い、記録に関しては運転免許センター及び各支所または警察署の交通課の窓口で行うこととなるとの答弁がありました。

次に、マイナ免許証にすることにより、どのようなメリットとデメリットがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、メリットとしては、住所等に変更がある場合、市町村の窓口への届出のみで済み、警察での免許情報の変更の必要がないワンストップサービスが可能となり､手数料も安くなる。デメリットとしては､マイナンバーカードの券面に免許情報が記載されていないため、住所変更手続を怠った場合、免許更新連絡のはがきが届かず更新を忘れてしまうおそれがあるとの答弁がありました。

そのほか、マイナ免許証の普及率などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第11号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第２　乙第17号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第17号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第17号議案「沖縄県文化芸術振興基金条例」は、文化芸術の振興を図ることを目的として沖縄県文化芸術振興基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、基金の活用状況やその効果を見える化し、基金を設置してよかったと思えるような取組をしてもらいたいがどうかとの質疑がありました。

これに対し、基金事業の進捗管理については、毎年度実施する沖縄県文化芸術振興計画のＰＤＣＡにおいて確認・点検を行い、審議会に報告し、事業の見直し、改善につなげていくこととしている。

また、現場の声を酌み取るため、業界や団体の方に審議会の委員として加わっていただくとともに、アンケート調査などを実施し、県民や文化芸術従事者の満足度が向上するような取組を研究していくこととしている。見える化することは大切であると考えており、専門的な用語の羅列ではなく、分かりやすい資料を作成してしっかりと説明していくとの答弁がありました。

次に、基金の使途の考え方に関し、社会のニーズに対応した事業や既存事業で対応できなかった事業の具体例としてどのようなものがあると考えているかとの質疑がありました。

これに対し、県では、令和７年度以降に文化関係団体や企業などと意見交換を行い､そのニーズを把握し、事業化することを検討しているところである。

社会ニーズに対応した事業としては、高齢者や障害

者、青少年などを含む全ての県民に分け隔てなく文化芸術に触れる機会の充実を図るということなどがあると考えている。

また、既存事業では十分に対応できなかった事業として、これまで単年度予算ではなかなか効果が出せなかった人材育成などについては、この基金を活用して継続的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか、担い手の発掘と育成、ヒップホップなど新しい分野への対応、振興と保存・継承との関係性、企業版ふるさと納税の見通し及び企業側のインセンティブなどについて質疑がありました。

採決の結果、乙第17号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第17号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○中川京貴 議長　日程第３　乙第41号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第41号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第41号議案「副知事の選任について」は、照屋副知事の任期満了に伴い、その後任を選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、副知事として選任された場合、能動的に経済界に対してアプローチし、共に沖縄県を盛り上げていこうと音頭を取れる方であるとの認識でよいかとの質疑がありました。

これに対し、副知事は、沖縄が抱える課題解決に向け、国との折衝や関係団体との連携など、高度で多様な分野を担っていただくこととなる。これまでの行政や外部と折衝してきた経験から、知事や職員と一体となって率先して活躍し、課題の解決に御尽力いただけるものと考えているとの答弁がありました。

次に、選任された後の担任事項が決まっていない状況では、何のための副知事人事か分からないがどうかとの質疑がありました。

これに対し、副知事が担任する事項については、議会の同意を得た後にこれまでの経験や専門分野を生かし、現在の照屋副知事が担っている部分も勘案しながら知事が決定することとなる。知事においては、どの分野を担っていただくかについて内々に検討しているものと考えているとの答弁がありました。

次に、今回どのような経緯で副知事として選任することになったのかとの質疑がありました。

これに対し、副知事の選任については、知事の自由な裁量に基づき判断することになっているので、知事がもろもろの事情をしんしゃくし、慎重に検討して選任されたものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、池田副知事との役割分担、これまでの専門研究分野及び議会に対する事前説明や丁寧な答弁を求めることなどについて質疑がありました。

採決の結果、乙第41号議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第41号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第41号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

◆・・◆

○喜友名　智子 議員　議長。

○中川京貴 議長　喜友名智子議員。

○喜友名　智子 議員　次の日程に掲げる事件は、私自身の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により退場いたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

〔喜友名智子　議員退場〕

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第４　乙第45号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第45号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第45号議案「沖縄県監査委員の選任について」は、監査委員４人のうち議員選出の委員１人が令和７年１月19日に辞職したことに伴い、その後任を選任するため、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第45号議案については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第45号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第45号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　休憩いたします。

〔喜友名智子　議員入場〕

午前10時14分休憩

午前10時14分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第５　乙第44号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第44号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第44号議案「財産の取得について」は、本島地域で確認されているセグロウリミバエの防除対策を強化するため、誘殺板を取得する必要があることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、セグロウリミバエを根絶する技術はあるかとの質疑がありました。

これに対し、セグロウリミバエの発見以降、防除活動と並行して生体の調査研究を行い、基本的には不妊虫放飼法を使わないと根絶が難しいことが判明した。現在、この技術の確立が進んでおり、６月からの実施のめどがついたところであるとの答弁がありました。

次に、誘殺板の設置に当たってはスピード感のあるスケジュールとなっているかとの質疑がありました。

これに対し、誘殺板は４月から６月の間に、セグロウリミバエが確認されている本部半島を中心に、沖縄

本島全域に設置を予定している。

設置に当たっては、那覇植物防疫事務所を中心に、沖縄総合事務局、県、市町村、農協などの協力体制を整えているところであるとの答弁がありました。

そのほか、農産物の出荷ができなくなった場合の補償などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第44号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第44号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第44号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

──────────◆・・◆──────────

○中川京貴 議長　日程第６　乙第35号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

──────────────────────────

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

──────────────────────────

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新 文教厚生委員長　ただいま議題となりました乙第35号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第35号議案「損害賠償請求事件の和解等について」は、係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、和解で終わりということではなく、本件自死事案の重大性に鑑み、しゃくし定規的な規定ではなく責任の所在を明確にするためのルールづくりが必要ではないかとの質疑がありました。

これに対し、教育委員会として本事案を重く受け止めている。今後、責任の所在が明確にできるよう懲戒処分等の在り方についてしっかりと最大限対応し、責任を果たしていくとの答弁がありました。

次に、学校内で重過失事案が起きた場合、損害賠償の請求は裁判による方法しかないのかとの質疑がありました。

これに対し、今回のような学校の管理下で起きた事案に関しては、日本スポーツ振興センターが実施する給付制度に加入することにより、死亡見舞金として3000万円が支給される仕組みがあるとの答弁がありました。

そのほか、訴訟が提起される前の遺族との話合いなどについて質疑がありました。

採決の結果、乙第35号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、乙第35号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第35号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

──────────◆・・◆──────────

○中川京貴 議長　日程第７　乙第31号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

當間盛夫沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長。

──────────────────────────

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

──────────────────────────

〔當間盛夫　沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長登壇〕

○當間盛夫 沖縄振興・公共交通ネットワーク特別委員長　ただいま議題となりました乙第31号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、企画部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第31号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、大東地区情報通信基盤整備工事（第２期・陸上部）の設計の一部変更に伴い、契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額34億2336万3900円を１億2351万1300円減額し、32億9985万2600円に変更するもので、契約の相手方は西日本電信電話株式会社沖縄支店であるとの説明がありました。

本案に関し、南北大東の陸上部における整備の進捗状況はどうなっているか。また、いつ頃までに整備を終える予定なのかとの質疑がありました。

これに対し、現在、南北大東ともに約７割が整備済みである。残りの約３割については地中化で整備できないかとの要望があることから、費用や効果的な整備手法について両村と意見交換しながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、前定例会で設計変更に伴う増額をしているが、今回減額となっている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、掘削箇所の地盤状況が悪かったため、追加施工として増額していたが、実際に施工した回数が予定していた回数より減ったため減額となっているとの答弁がありました。

そのほか、久高島等における海底ケーブルの整備計画及び民間事業者による海底ケーブルの利用などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第31号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第31号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第31号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第８　甲第27号議案から甲第39号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

又吉清義予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔又吉清義　予算特別委員長登壇〕

○又吉清義 予算特別委員長　ただいま議題となりました甲第27号議案から甲第39号議案までの13件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長をはじめ関係部局長等の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、甲第27号議案「令和６年度沖縄県一般会計補正予算（第７号）」は、令和６年度の執行状況を踏まえた経費の増減等について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに347億4290万2000円の増額で、補正後の改予算額は、9073億7997万6000円となる。

歳入の主な内容は、県税、地方消費税清算金、地方譲与税及び地方交付税の増などである。

歳出の主な内容は、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の航空路・航路・還付金、委託料の実績が当初見込みを上回ったことに伴う経費の増、地域医療介護総合確保基金事業に係る経費を積み増すための増、沖縄県文化芸術振興基金を創設し、文化芸術の振興をより一層推進するための積立金の増、消防防災ヘリコプター整備推進事業の市町村との調整遅れに伴う減、国庫内示減に伴う農業水利施設における長寿命化に資する取組、施設の維持管理軽減に関する取組及び災

害・事故の防止・抑制等のリスク管理に資する取組に関する経費の減などであるとの説明がありました。

なお、繰越明許費は、予算成立後の事由等により、年度内に完了が見込めない事業について、翌年度に繰り越して実施するため計上するものである。

また、債務負担行為は、県立高等学校における端末購入を補助するため、及び製糖工場を整備するに当たり、市町村が当該事業に活用した起債償還金に対する支援のため計上するものであるとの説明がありました。

次に、甲第39号議案「令和６年度沖縄県病院事業会計補正予算（第２号）」は、国、知事部局及び他の都道府県の職員の給与の状況を考慮して実施する給与改定に対応するために補正予算を編成するものである。

収益的収支予算の補正については、収益的収入において、医業収益を３億7417万8000円、医業外収益を14億2542万2000円増額し、これを既決予定額に加え、補正後予定額を707億9889万4000円とするものである。

また、収益的支出において、医業費用を19億1585万3000円増額補正し、これを既決予定額に加え、補正後予定額を774億2167万8000円とするものである。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正については、職員給与費において収益的支出の増額と同額を増額補正し、補正後予定額を427億7780万4000円とするものであるとの説明がありました。

まず、甲第27号議案に関し、沖縄県首里城復興基金の概要と総額について質疑がありました。

これに対し、首里城火災の直後から、首里城の早期復元に向けて国内外から多くの寄附金が寄せられた。令和４年度の正殿復元工事の着工を節目に、令和４年３月までに寄せられた寄附金の総額は約55億4100万円で、沖縄県首里城復興基金として積み立てている。

県では、本基金を活用して、首里城正殿の木材や赤瓦等の象徴的な部分の調達などを行い、約43億円の活用を見込んでいるとの答弁がありました。

次に、消防防災ヘリコプター導入に関し、市町村との調整遅れに伴う減額補正とあるが、その具体的な内容と今後の見通しについて質疑がありました。

これに対し、消防防災ヘリコプター導入に当たり、県及び41市町村で構成する協議会で決定した４つの議案について、全市町村から承認を得ようと進めているが、現在39市町村長からの承認にとどまっており、石垣市及びうるま市との調整が継続しているため、減額補正となっている。

石垣市からは、市が消防職員を派遣することの負担の大きさ等について、うるま市からは、夜間運航や２機目の整備を当初から行うこと等について意見があった。

県としては、消防防災ヘリは県全域を対象とすることから、両市に対し協議会で合意された内容を丁寧に説明し、承認を得たいと考えているとの答弁がありました。

次に、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の概要と補正増となった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、本事業は離島の定住条件整備を目的とし、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する事業を実施している。

補正増となった理由は、利用者数が前年度実績より増加していることや昨年10月に航空運賃の値上げがあったことを踏まえ、国と調整を行ったことによるものであるとの答弁がありました。

次に、生活福祉資金貸付事業の概要、貸付総額及び貸付件数について質疑がありました。

これに対し、本事業は、安定した生活を送れるようにすることを目的として、低所得者世帯に対する相談支援と資金貸付けを実施するもので、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動への影響が大きかった令和２年３月から令和４年９月末まで、休業や失業等で一時的または継続的に収入減となった世帯を対象に特例貸付けを実施したものである。

特例貸付総額は約597億1000万円、特例貸付件数は約15万件であるとの答弁がありました。

そのほか、減債基金に約28億円を積み立てた理由、医師派遣推進事業が見込額を下回ったことによる医師不在状況の有無、国際航空物流機能強化推進事業の実績が減っている要因、補正後の自主財源比率及び教員業務支援員の配置実績と未配置の市町村がある理由などについて質疑がありました。

次に、甲第30号議案に関し、沿岸漁業改善資金制度の概要と貸付金が当初予算の2600万円からゼロとなる理由について質疑がありました。

これに対し、同制度は、沿岸漁業者等が自主的にその漁業経営を改善していくことを促進するため、県が漁業者等に対し、漁業関連機器の購入や研修等に係る資金について無利子の貸付けを行うものである。

予算計上に当たり、前年度に需要調査を行ったところ、3000万円を超える要望があったが、結果的に貸付申請がなかったことにより全額の補正減となったとの答弁がありました。

次に、甲第32号議案に関し、繰越明許費補正が約

１億3800万円となっているが、その内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、宜野湾港整備事業特別会計の繰越明許費については、マリーナの給水・給電施設の更新に約5400万円、浮き桟橋の修繕に5200万円、未活用エリアにおける新たな施設設計に2400万円、ホイールローダーの購入に約800万円という内容になっているとの答弁がありました。

採決の結果、甲第27号議案から甲第39号議案までの13件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第27号議案から甲第39号議案までの13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案13件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第27号議案から甲第39号議案までは、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○中川京貴 議長　この際、お諮りいたします。

委員会審査のため、明３月８日から13日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、明３月８日から13日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月14日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子

令和７年３月14日

令和７年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第10号）

令和７年第１回 沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

令和７年３月14日（金曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第10号

令和７年３月14日（金曜日）
午前10時開議

第１　議席の変更
第２　議席の指定
第３　常任委員の選任

本日の会議に付した事件

日程第１　議席の変更
日程第２　議席の指定
日程第３　常任委員の選任

出　席　議　員（45名）

48番	中川京貴　議長	23番	比嘉　忍　議員
42番	上原　章　副議長	24番	当山勝利　議員
1番	瑞慶覧長風　議員	25番	西銘純恵　議員
2番	瀬長美佐雄　議員	26番	新垣光栄　議員
3番	喜友名智子　議員	27番	上原快佐　議員
5番	大田　守　議員	28番	玉城健一郎　議員
6番	高橋　真　議員	29番	山里将雄　議員
7番	宮里洋史　議員	30番	糸数昌洋　議員
8番	徳田将仁　議員	31番	仲里全孝　議員
9番	新里治利　議員	32番	仲村家治　議員
10番	新垣善之　議員	33番	下地康教　議員
11番	新里　匠　議員	34番	新垣　新　議員
12番	平良識子　議員	35番	島尻忠明　議員
13番	比嘉瑞己　議員	36番	大浜一郎　議員
14番	次呂久成崇　議員	38番	渡久地　修　議員
15番	米須清一郎　議員	39番	仲村未央　議員
16番	幸喜　愛　議員	40番	仲宗根　悟　議員
17番	當間盛夫　議員	41番	山内末子　議員
18番	松下美智子　議員	43番	座波　一　議員
19番	喜屋武　力　議員	44番	西銘啓史郎　議員
20番	大屋政善　議員	45番	又吉清義　議員
21番	小渡良太郎　議員	47番	島袋　大　議員
22番	新垣淑豊　議員		

欠　席　議　員（２名）

4番	儀保　唯　議員	46番	呉屋　宏　議員

欠　　員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	宮城　亮	課長補佐
前田　敦次	長	安田　健	主査
中村　守	議事課長	比嘉太一	主査

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

このたびの補欠選挙において御当選になりました沖縄市選挙区の仲村未央議員及び新里治利議員を御紹介いたします。

仲村未央議員、御登壇願います。（拍手）

〔仲村未央　議員登壇〕

○仲村　未央 議員　おはようございます。

このたびの沖縄市の補欠選挙におきまして、沖縄市からまた改めて負託を頂きましてこの場に戻りました仲村未央です。よろしくお願いいたします。

市民・有権者の皆様、そして何より県民の皆様、そしてこの議場にいらっしゃる議員の皆様、職員の皆様、そして執行部の皆様、改めて敬意と感謝を申し上げます。

そして、今日は沖縄市の知花花織――豊かな沖縄市の文化を象徴する国指定の伝統工芸でありますけれども、これを差し込んでまいりました。

また、この歴史ある沖縄県議会において、県民の代表機関として、そして何よりも言論の府として、引き続きその役割が大いに発揮されますよう、私自身しっかりと研さんし全力を傾けてまいります。

これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○中川京貴 議長　次に、新里治利議員、御登壇願います。（拍手）

〔新里治利　議員登壇〕

○新里　治利 議員　このたび、沖縄市区補欠選挙において当選させていただきました新里治利でございます。

先輩方の胸を借りて、県勢発展のために力を尽くしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○中川京貴 議長　以上で新議員の紹介を終わります。

――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　日程第１　議席の変更を行います。

今回の補欠選挙当選議員の議席の指定に関連し、会議規則第４条第３項の規定により議席を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付の変更議席表のとおりであります。

――――――――――――――――――――

〔変更議席表　巻末に掲載〕

――――――――◆・・◆――――――――

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午前10時４分休憩

午前10時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

日程第２　議席の指定を行います。

今回御当選になりました仲村未央議員及び新里治利議員の議席は、会議規則第４条第２項の規定により仲村未央議員を39番に、新里治利議員を９番にそれぞれ指定いたします。

休憩いたします。

午前10時６分休憩

午前10時６分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

次に、報告いたします。

２月４日に受理いたしました陳情４件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり総務企画委員会に付託いたしました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配付の文書により御了承願います。

――――――――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

――――――――◆・・◆――――――――

○中川京貴 議長　日程第３　常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、仲村未央議員及び新里治利議員を経済労働委員にそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、仲村未央議員及び新里治利議員を経済労働委員にそれぞれ選任することに決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○中川京貴 議長　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月15日から27日までの13日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、明３月15日から27日までの13日間休会とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時８分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子

令和７年３月28日

令和７年
第　１　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第11号）

令和７年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第11号）

令和７年３月28日（金曜日）午前10時2分開議

議　事　日　程　第11号

令和７年３月28日（金曜日）

午前10時開議

第１　乙第１号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第29号議案及び乙第30号議案（総務企画委員長報告）

第２　乙第18号議案（経済労働委員長報告）

第３　乙第13号議案から乙第16号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案まで（文教厚生委員長報告）

第４　乙第20号議案から乙第25号議案まで（土木環境委員長報告）

第５　沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

座波　　一議員　　山内　末子議員
仲宗根　悟議員　　上原　　章議員
渡久地　修議員　　当山　勝利議員
當間　盛夫議員
　　提出　議員提出議案第１号

第６　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

座波　　一議員　　山内　末子議員
仲宗根　悟議員　　上原　　章議員
渡久地　修議員　　当山　勝利議員
當間　盛夫議員
　　提出　議員提出議案第２号

第７　乙第39号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案（総務企画委員長報告）

第８　乙第33号議案（経済労働委員長報告）

第９　乙第37号議案（文教厚生委員長報告）

第10　乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案（土木環境委員長報告）

第11　甲第１号議案から甲第24号議案まで（予算特別委員長報告）

第12　ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和７年度の調査経費に関する件

第13　高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書

新垣　　新議員　　新垣　善之議員
新里　　匠議員　　小渡良太郎議員
比嘉　　忍議員　　米須清一郎議員
山里　将雄議員　　喜友名智子議員
松下美智子議員　　西銘　純恵議員
平良　識子議員　　當間　盛夫議員
　　提出　議員提出議案第３号

第14　北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出を求める意見書

新垣　　新議員　　新垣　善之議員
新里　　匠議員　　小渡良太郎議員
比嘉　　忍議員　　米須清一郎議員
山里　将雄議員　　喜友名智子議員
松下美智子議員　　西銘　純恵議員
平良　識子議員　　當間　盛夫議員
　　提出　議員提出議案第４号

第15　医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める意見書

新垣　　新議員	新垣　善之議員	提出　議員提出議案第５号
新里　　匠議員	小渡良太郎議員	
比嘉　　忍議員	米須清一郎議員	
山里　将雄議員	喜友名智子議員	
松下美智子議員	西銘　純恵議員	
平良　識子議員	當間　盛夫議員	

第16　陳情令和６年第206号（総務企画委員長報告）

第17　陳情令和６年第87号、同第89号、同第114号、同第115号、同第190号、同第206号の２、同第207号及び陳情第８号（経済労働委員長報告）

第18　請願令和６年第８号、陳情令和６年第84号、同第203号、陳情第８号の２及び第20号（文教厚生委員長報告）

第19　陳情令和６年第99号及び陳情第１号（米軍基地関係特別委員長報告）

第20　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第１号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第29号議案及び乙第30号議案

乙第１号議案　沖縄県公文書等の管理に関する条例

乙第２号議案　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

乙第４号議案　沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

乙第５号議案　沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

乙第６号議案　沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

乙第７号議案　沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

乙第８号議案　情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

乙第９号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

乙第10号議案　沖縄県証紙条例の一部を改正する条例

乙第12号議案　沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第29号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

乙第30号議案　沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

日程第２　乙第18号議案

乙第18号議案　沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第３　乙第13号議案から乙第16号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案まで

乙第13号議案　沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

乙第14号議案　沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

乙第15号議案　沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

乙第16号議案　沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

乙第26号議案　沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

乙第27号議案　沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
乙第28号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

日程第４　乙第20号議案から乙第25号議案まで
乙第20号議案　沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第21号議案　沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
乙第22号議案　沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例
乙第23号議案　沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第24号議案　沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案　沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

日程第５　沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

日程第６　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第７　乙第39号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案
乙第39号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第42号議案　沖縄県教育委員会教育長の任命について
乙第43号議案　沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について

日程第８　乙第33号議案
乙第33号議案　財産の処分について

日程第９　乙第37号議案
乙第37号議案　損害賠償の額の決定について

日程第10　乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案
乙第32号議案　財産の取得について
乙第34号議案　車両損傷事故に関する和解等について
乙第36号議案　損害賠償請求調停事件の調停について
乙第38号議案　損害賠償の額の決定について
乙第40号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

日程第11　甲第１号議案から甲第24号議案まで
甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　令和７年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　令和７年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　令和７年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　令和７年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　令和７年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　令和７年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第８号議案　令和７年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第９号議案　令和７年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第10号議案　令和７年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第11号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第12号議案　令和７年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第13号議案　令和７年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第14号議案　令和７年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第15号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第16号議案　令和７年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

甲第17号議案　令和７年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第18号議案　令和７年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第20案議案　令和７年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
甲第21号議案　令和７年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　令和７年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　令和７年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　令和７年度沖縄県流域下水道事業会計予算

日程第12　ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和７年度の調査経費に関する件
日程第13　高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書
日程第14　北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出を求める意見書
日程第15　医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める意見書
日程第16　陳情令和６年第206号
陳情令和６年第206号　集中豪雨による被害への支援を求める陳情
日程第17　陳情令和６年第87号、同第89号、同第114号、同第115号、同第190号、同第206号の２、同第207号及び陳情第８号
陳情令和６年第87号　畜産農家の経営維持・継続を保障することを求める陳情
陳情令和６年第89号　新城海岸の管理権限を沖縄県から宮古島市に円滑に移管するに当たって宮古島市の意見を尊重するよう求める陳情
陳情令和６年第114号　和牛繁殖農家支援に関する陳情
陳情令和６年第115号　和牛繁殖農家支援に関する陳情
陳情令和６年第190号　離島にたまる物流パレットから日本の物流見直しと対策を求める陳情
陳情令和６年第206号の２　集中豪雨による被害への支援を求める陳情
陳情令和６年第207号　本島北部地域における豪雨被害に対する緊急支援を求める陳情
陳情第８号　北部豪雨災害への支援を求める陳情
日程第18　請願令和６年第８号、陳情令和６年第84号、同第203号、陳情第８号の２及び第20号
請願令和６年第８号　沖縄県立中部病院の現在地建て替えを求める請願
陳情令和６年第84号　沖縄県口腔保健医療センターの人材確保に関する陳情
陳情令和６年第203号　医療機関の事業と経営維持のため診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める陳情
陳情第８号の２　北部豪雨災害への支援を求める陳情
陳情第20号　医療機関への支援に係る令和６年度補正予算及び重点支援地方交付金の活用に関する陳情
日程第19　陳情令和６年第99号及び陳情第１号
陳情令和６年第99号　嘉手納基地に駐機している米軍ＣＭＶ22オスプレイの飛行再開に関する陳情
陳情第１号　嘉手納基地における騒音激化に抗議し、深夜早朝の飛行中止を求める陳情
日程追加　「甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算」の再議の件
日程追加　「甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議の件
日程第20　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（46名）

48　番	中　川　京　貴　議長	3　番	喜友名　智　子　議員
42　番	上　原　　章　副議長	5　番	大　田　　守　議員
1　番	瑞慶覧　長　風　議員	6　番	高　橋　　真　議員
2　番	瀬　長　美佐雄　議員	7　番	宮　里　洋　史　議員

8番	徳田将仁議員	27番	上原快佐議員
9番	新里治利議員	28番	玉城健一郎議員
10番	新垣善之議員	29番	山里将雄議員
11番	新里匠議員	30番	糸数昌洋議員
12番	平良識子議員	31番	仲里全孝議員
13番	比嘉瑞己議員	32番	仲村家治議員
14番	次呂久成崇議員	33番	下地康教議員
15番	米須清一郎議員	34番	新垣新議員
16番	幸喜愛議員	35番	島尻忠明議員
17番	當間盛夫議員	36番	大浜一郎議員
18番	松下美智子議員	38番	渡久地修議員
19番	喜屋武力議員	39番	仲村未央議員
20番	大屋政善議員	40番	仲宗根悟議員
21番	小渡良太郎議員	41番	山内末子議員
22番	新垣淑豊議員	43番	座波一議員
23番	比嘉忍議員	44番	西銘啓史郎議員
24番	当山勝利議員	45番	又吉清義議員
25番	西銘純恵議員	46番	呉屋宏議員
26番	新垣光栄議員	47番	島袋大議員

欠席議員（1名）

4番　儀保唯議員

欠員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

玉城デニー	知事	小川和美	政策調整監
大城肇	副知事	宮城嗣吉	総務部長
池田竹州	副知事		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

平田正志	議会事務局長	上原毅	政務調査課副参事
前田敦次	長	伊敷ユカリ	主幹
中村守	議事課長	平良典子	主幹
宮城亮	課長補佐	平良末子	主幹
安田健	主査	上運天慎也	主幹
比嘉太一	主査	儀間俊江	総務課課長補佐

○中川京貴 議長　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、座波一議員外６人から議員提出議案第１号「沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」及び議員提出議案第２号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」、新垣新議員外11人から議員提出議案第３号「高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書」、議員提出議案第４号「北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出を求める意見書」及び議員提出議案第５号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　この際、申し上げます。

現在設置しております予算特別委員会につきましては、今後の議会運営の状況を鑑み、議長としては、今定例会が閉会するまで存続させることにいたしたいと思います。

よって、お諮りいたします。

予算特別委員会につきましては、日程第11の予算24件の議決後もなお存続させることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○中川京貴 議長　日程第１　乙第１号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第29号議案及び乙第30号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第29号議案及び乙第30号議案の13件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、企画部長、警察本部警務部長及び同交通部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県公文書等の管理に関する条例」は、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするため、公文書の作成、保存等に係る基本的事項を定め、及び歴史資料として重要な公文書を公文書館へ移管し、利用に供するために必要な措置を講ずる等の必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、知事の意思決定に係る文書も組織共有文書として条例の対象とすべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、公文書とは、職員が職務上作成し、または取得した文書で職員が組織的に用いるものとして県が保有しているものと定義されている。知事が同席した重要な会議の記録等については、同席した職員が文書を作成することになり、知事に確認した上で組織的に共有された場合には、公文書として取り扱われることになるとの答弁がありました。

次に、ワシントン事務所は沖縄県にとって歴史的な価値があると考えるのであれば、その関係文書は公文書館に移管すべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、公文書管理規程において公文書館で保存が必要な文書の基準を規定しており、ワシントン事務所についても組織の新設、変更や廃止及び基地対策等に関する文書は歴史的なものに該当すると考えられるとの答弁がありました。

また、県内外や国外における非公開の知事面談の内容について、ガイドラインに沿って細かく記録されるものなのかとの質疑がありました。

これに対し、知事等の意思決定に係る部分については、公文書管理条例の対象であり、職員においてどのような内容を文書として残すのか、知事の指示や判断を仰ぎながらガイドラインに沿って文書作成をしていくことになるとの答弁がありました。

そのほか、非公開の面談に係る文書の取扱い、誤廃棄の防止策、海外に駐在する職員の取扱い及び他県の事例などについて質疑がありました。

次に、乙第２号議案「刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により刑法の一部が改正されることに伴い、関係条例の規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、人事委員会の報告並びに国及び他の都道府県の状況を考慮し、義務教育終了前の子の看護のための休暇を取得できるようにする等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、職員の日当及び宿泊料の特例を定める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和６年10月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮し、県の職員及び県費負担教職員の給与を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点から給与体系を見直すとあるが、それと同時に職員の働き方改革も行う必要があると考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、業務効率化の推進及び時間外勤務の縮減については、定時退庁日の設定や県庁ライトダウンなどを実施している。また、年次休暇や夏季休暇の取得を促進するとともに、育児休業及び時差通勤等制度の活用による多様な働き方が可能となる職場環境の整備に取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、期末手当の支給割合を改定する国の特別職及び沖縄県の一般職の職員との均衡を考慮し、知事等及び特別職の秘書の期末手当の支給割合を引き上げる等の必要があることから、関係条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、過去最高の赤字になる見込みであるとの報道があった病院事業局の現状がある中、その管理者の給与の改定についてどのような議論がなされたのかとの質疑がありました。

これに対し、公営企業の管理者を含めた特別職の期末手当の水準については、国や他都道府県の特別職などとの均衡を考慮し改定する必要があることから提案をしている。病院事業局においては、経営改善計画の策定等に取り組んでいるとのことだが、公営企業の管理者の給与をどうするかということについては、管理者自ら判断するものであるとの答弁がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第８号議案「情報通信技術を効果的に活用するための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」は、沖縄県アナログ規制の点検・見直し方針に基づき、県民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点からデジタル技術を効果的に活用することができるよう、関係条例の規定を整備する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の改正でインターネットによる方法で公示が可能となる事案はどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県都市公園条例に係る公示で、公園区域内に無許可で設置した工作物等を除去する際にその所有者が分からない場合、沖縄県希少野生動植物保護条例に係る公示で希少動植物の保護のため指定外来種を除去する際に、立入りが必要な土地の所有者が不明の場合などがあるとの答弁がありました。

次に、インターネットによる方法で公示することにより、従来の掲示場での書面掲示を行わなくなるものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、重要かつ利便性がある従来の方法はそのまま残し、新たにインターネットによる方法を追加して両方を活用していくことを想定しているとの答弁がありました。

次に、乙第９号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象の範囲が拡大されたことに伴い、手数料の徴収根拠を定めるほか、工芸振興センターの使用料の額の適正化を図る等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第10号議案「沖縄県証紙条例の一部を改正する条例」は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定を整理する必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、うるま市州崎に所在するレンタルラボ施設である沖縄ライフサイエンス研究センターの附属設備の一部を処分したことに伴い、附属設備の利用料金の基準額を改める等の必要があるため、改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、テレビ会議システム及び大型プリンターの処分について、入居企業にヒアリングした結果、必要ないとの判断だったのかとの質疑がありました。

これに対し、テレビ会議システムはウェブ会議へ移行していること、大型プリンターは格安で外注できる

環境が整っていることにより、必要性がなく購入しないことになったとの答弁がありました。

そのほか、沖縄ライフサイエンス研究センターの入居企業数や入居条件などについて質疑がありました。

次に、乙第29号議案「沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」は、サイバー空間における対処能力の強化及び匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化を図ることを目的に、令和７年度に全国で地方警察官が増員され、県警察は７人が増員されることになった。地方警察職員の定員については、警察法第57条第２項の規定により、条例で定めることとされていることから、警察官の定員を改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、サイバー犯罪が増えている中、その対策に係る人員の配置や専門的知識の向上が必要であると考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、高度なサイバー犯罪への対処能力の向上を図るため、警察庁からの出向者や民間企業からの中途採用者を配属し体制を整えている。また、警察職員については、先進県や民間企業における研修などにより能力の向上に努めているとの答弁がありました。

次に、警察官をかたる特殊詐欺に係る被害の実態や対策等について質疑がありました。

これに対し、令和６年中の特殊詐欺に係る被害届の受理件数は171件、被害総額は２億1406万円である。また、被害者や県民に対しては、犯罪の手口や危険性について、地域の防災無線や高齢者住宅の戸別訪問により指導や注意喚起を行っている。さらに、金融機関やコンビニエンスストアの従業員による声かけ等の協力及び連携を行っているとの答弁がありました。

そのほか、県内の匿名・流動型犯罪グループの状況及び特殊詐欺被害の実態などについて質疑がありました。

次に、乙第30号議案「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正され、保管場所標章が廃止されることに伴い条例の一部を改正し、標章交付手数料、標章再交付手数料の規定を削除するものである。

また、質屋営業許可関係手数料の手数料を徴する事務の記載について、現行では手数料を徴する際に誤った金額の手数料を徴収するおそれがあることから、政令に合わせた記載に改めるものである。なお、手数料そのものに変更はないとの説明がありました。

採決の結果、乙第１号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第29号議案及び乙第30号議案の13件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第29号議案及び乙第30号議案の13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案13件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第29号議案及び乙第30号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　日程第２　乙第18号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第18号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、文化観光スポーツ部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第18号議案「沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、光熱水費や物価高騰の影響に対応するため、沖縄空手会館の利用料金基準額の適正化を図る必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回、利用料金基準額を150％に引き上げる理由は何か。また、利用者から料金を上げないでほしいという意見があった場合はどう対応するのかとの質疑がありました。

これに対し、指定管理者は条例で定める基準額の上下30％の範囲で利用料金を定めることができることになっており、今回の条例改正は利用料金を即引き上げるというものではなく、その設定の可能範囲を1.5倍に引き上げるというものである。今後、指定管理者から利用料金改正の相談があった場合には、関係団体や利用者の意見なども踏まえ、改正が妥当かどうか県として判断していくとの答弁がありました。

次に、同施設の稼働率はどうなっているか。また、指定管理者の収益を上げるため、どのような取組をしていくかとの質疑がありました。

これに対し、鍛錬室、研修室及び会議室の稼働率については実績値が目標を上回っているが、目標を下回っている道場については、今後、空手以外の会議や保育園の運動会などの催事をより一層広め、利用促進につなげていきたいと考えている。

県としては、隣接するおきなわ工芸の杜や民間のホテル及び地元自治会と連携するとともに、指定管理者と密に情報交換をしながら支援をしていくこととしている。あわせて、物価高騰の状況も注視しながら次期の指定管理料の設定について検討していくとの答弁がありました。

そのほか、同施設の収益として写真・映画の撮影で利用された事例及び物価高騰に柔軟に対応するための指定管理制度の設計などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第18号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第18号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案は、原案のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○中川京貴 議長　日程第３　乙第13号議案から乙第16号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

────────────────────

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

────────────────────

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新 文教厚生委員長　ただいま議題となりました乙第13号議案から乙第16号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案までの７件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、生活福祉部長、こども未来部長、保健医療介護部長、病院事業局長及び教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第13号議案「沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」は、救護施設、厚生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、救護施設の職員の配置の基準を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことを踏まえ、就労選択支援の人員、設備及び運営に関する基準を定める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、就労選択支援事業を実施する事業者の指定要件は何かとの質疑がありました。

これに対し、現に就労移行支援または就労継続支援を行う事業者であって、当該事業者が運営する事業所に通う利用者で、過去３年以内に３人以上が新たに一般の通常事業所に雇用された実績等を有する事業者であるとの答弁がありました。

次に、就労選択支援事業はいつからスタートするのか。また、今後どのように体制を整備していくのかとの質疑がありました。

これに対し、就労継続支援Ｂ型は令和７年10月から

利用できることとなっている。また、就労継続支援Ａ型は令和９年４月から段階的に開始される。

その間、県としては、事業者に対する意向調査により指定申請の検討状況や懸念事項等を把握するとともに、今年５月に国の専門官を講師として招き、市町村及び事業者向けの説明会を開催することとしているとの答弁がありました。

そのほか、県内の障害者数などについて質疑がありました。

次に、乙第15号議案「沖縄県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものであるとの説明がありました。

本案に関し、一時保護所に係る基準はこれまではなかったのか、また法改正によって拡充される内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、一時保護所については、これまで児童福祉法施行規則に基づき児童養護施設の基準を準用していたところである。今回の条例改正によって新たに児童の意見や権利の尊重及び性的指向やプライバシーに配慮した設備基準に関する規定が設けられることとなるとの答弁がありました。

次に、乙第16号議案「沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は、医療法施行規則の一部が改正されたことに伴い、病院の人員の基準を改める等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、県立病院における管理栄養士の配置の有無及び病床数100床以上の民間病院における栄養士及び管理栄養士の配置状況について質疑がありました。

これに対し、県立６病院の管理栄養士は、令和６年３月末現在で常勤・非常勤合わせて44名となっており、全てに配置されている。また、100床以上有する民間病院の70施設全てに栄養士または管理栄養士、あるいはその両方が配置されているとの答弁がありました。

次に、乙第26号議案「沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は、国及び他の都道府県の状況を考慮し、配偶者に係る扶養手当を廃止する等の必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を引き上げるとのことであるが、それにより手当が減額となる職員はいないかとの質疑がありました。

これに対し、病院事業局においては令和７年１月現在、扶養手当の受給者が1407名で、そのうち配偶者に係る扶養手当の受給者が373名、子に係る扶養手当の受給者が1268名となっている。これを支給見込額で見た場合、扶養手当受給者のうち275名が減額となり、1077名が増額となるとの答弁がありました。

次に、乙第27号議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料の額の適正化を図る必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、手数料の値上げについてコスト回収率も踏まえ手数料を値上げするとのことであるが、その具体的な内容はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、コストの算定に当たっては、総務部が示した使用料及び手数料の見直しの考え方において、サービス提供にかかる経費を賄う金額と現行手数料の1.5倍のいずれか低いほうの額とされている。証明手数料にかかる経費を積算したところ370円となったため、現行手数料の1.5倍の300円に改定したものであるとの答弁がありました。

次に、乙第28号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、令和５年度から令和７年度までの職員定数の増減比較はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、令和６年度の定数については、令和５年度と比較すると47名の減となっているが、令和７年度の定数については、令和６年度と比較すると115名の増となっているとの答弁がありました。

次に、経験年数が長い臨時的任用職員の教員を正規雇用する取組については、どのように進めているのかとの質疑がありました。

これに対し、令和５年度に、直近５年間で36月の経験を有する臨時的任用職員に対して、教養試験の一部を免除する制度を設けている。また、直近20年間で通算して15年以上の経験がある場合は、筆記試験でははかれない実践的な能力を評価する必要があることから、今年度、小学校において秋選考という形で一定数の募集を行ったとの答弁がありました。

そのほか、教職員給与費の国庫負担割合及び県負担

分の地方交付税措置の状況などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第13号議案から乙第16号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案までの７件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案から乙第16号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案までの７件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案７件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案から乙第16号議案まで及び乙第26号議案から乙第28号議案までは、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第４　乙第20号議案から乙第25号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました乙第20号議案から乙第25号議案までの６件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び企業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第20号議案「沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち首里城地区内施設の入場料について、限度額の適正化を図る必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、防火対策の強化に伴う経費の増加による改正とのことであるが、その具体的な内容は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回新たに防災教育に係る人員を配置するほか、防災・防火支援業務における防災コンサルの活用や外部有識者による防火・防災管理評価委員会を設置し指導助言を受けるなど、体制を強化する取組を行うため経費の増加が見込まれるとの答弁がありました。

次に、入場料はどのように決定されるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回は条例における入場料限度額を改正することとしているが、入場料の改定については、入場者の状況を踏まえ指定管理者が県に申請し、県はその申請内容が適正であるかなどの確認を行った上で承認を与えることとなるとの答弁がありました。

そのほか、首里城における初期消火体制の強化などについて質疑がありました。

次に、乙第21号議案「沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄汚水再生ちゅら水プランの見直し及び同プランを反映した下水道全体計画の変更に伴い、流域下水道事業について各処理区における計画上の１日当たりの最大処理能力の値を見直す必要があるため、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、各処理区における１日当たりの最大処理能力の値を改める理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、１日当たりの最大処理能力については計画値であり、改正前は令和17年度を目標年次としていたが、改正後は令和27年度における値に見直している。人口推計や開発計画等の社会情勢の変化により、計画値を見直したものであるとの答弁がありました。

次に、１日当たりの最大処理能力の見直しについて、普天間飛行場などの基地返還に伴う人口増加は考慮されているかとの質疑がありました。

これに対し、人口推計は国立社会保障・人口問題研究所の値を、開発計画等については市町村へのヒアリング等をそれぞれ基にしている。下水道全体計画は約５年ごとに見直していることから、基地返還による人口増加などの状況の変化についても今後反映されることとなるとの答弁がありました。

そのほか、県全体の下水道の整備状況などについて

質疑がありました。

次に、乙第22号議案「沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例」は、一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録に係る手数料の額の適正化を図る等の必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、改正後の登録手数料について、他府県と比較してどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、九州各県とも同様の改正を予定しており、本県の改正額は九州平均に比べて一級及び二級ともに2000円程度低い金額になる予定であるとの答弁がありました。

次に、乙第23号議案「沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宅地建物取引業の免許に係る申請について、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定める等の必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第24号議案「沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」は、令和６年10月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の状況を考慮し、社会と公務の変化に応じた給与制度を知事部局と同じく改正する必要があることから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大について、これまでどのような不都合があったのかとの質疑がありました。

これに対し、近年、災害などの緊急的な対応により、深夜に及ぶ勤務の実態が見受けられる。また、ワーク・ライフ・バランスの意識の変容もあり、管理職にもかなりの負担感が生じている。このため、手当の支給対象時間を午前零時からとしていたものを午後10時からとすることで、負担感の軽減を図るものであるとの答弁がありました。

そのほか、配偶者の範囲、管理職員特別勤務手当の支給実績及び管理職に対する深夜手当の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第25号議案「沖縄県企業局の水道の布設工事及び技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例及び沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例」は、水道法施行令が改正されたことに伴い、水道の布設工事に係る技術上の監督業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格を改める必要があることから、条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、沖縄県病院事業局の水道技術管理者の役割は何かとの質疑がありました。

これに対し、県立中部病院においては、上水だけでなく敷地内にある井戸水も利用している。井戸水は専用水道として位置づけており、同局の水道技術管理者はこの井戸水の水質の管理などを行っているとの答弁がありました。

そのほか、中部病院における井戸水の概要及び企業局職員の技術能力向上などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第20号議案から乙第25号議案までの６件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第20号議案から乙第25号議案までの６件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案６件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案から乙第25号議案までは、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　この際、**日程第５　議員提出議案第１号　沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例**及び**日程第６　議員提出議案第２号　沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

座波　一議員。

―――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第１号及び第２号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔座波　一　議員登壇〕

○座波　　一 議員　ただいま議題となりました議員提出議案第１号「沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」及び議員提出議案第２号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」につきまして、去る３月21日に開催された各派代表者会において協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由及び内容を御説明申し上げます。

議員提出議案第１号「沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の一部改正に伴い、政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面または電磁的記録をもって行うものとされたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、政務活動費の収支報告書について、書面に加え、電磁的記録の提出も可能とする等に改めるものであります。

次に、議員提出議案第２号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、今般、支給割合を改定する知事等特別職との均衡を考慮し、本県議会議員の期末手当の支給割合についても改める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、令和７年度以降支給される期末手当の支給割合を100分の165に改めるものであります。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号及び第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　これより議員提出議案第１号「沖縄県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」及び議員提出議案第２号「沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号及び議員提出議案第２号は、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　日程第７　乙第39号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました乙第39号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案の３件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第39号議案「包括外部監査契約の締結について」は、令和７年度の包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

契約の目的として、当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告とし、契約の期間を令和７年４月１日から令和８年３月31日とし、契約金額の上限を1285万6000円と定め、契約の相手方を弁護士の折井真人氏とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、包括外部監査で指摘された事項は、県の施策にどのように反映されているのかとの質疑がありました。

これに対し、包括外部監査で指摘された事項については、指摘に対する措置の結果を監査委員に報告し、公報登載されることとなっている。なお、平成25年度から令和５年度までの指摘事項に対する措置率は、約83％となっているとの答弁がありました。

次に、乙第42号議案「沖縄県教育委員会教育長の任命について」は、教育委員会教育長が令和７年３月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、市町村との連携について、県の教育長としてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、教育長就任当時から教育の課題である教職員の働き方改革や教育ＤＸの推進などに取り組んでいる。教育長同士で直接話し合う公式的な機会はないが、市町村教育委員会の方とは人事を含め内容に応じて頻繁に連携を取っているとの答弁がありました。

次に、乙第43号議案「沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について」は、海区漁業調整委員会委員15人が令和７年３月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、漁業法第138条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、委員の任命に当たっては、水産関係者などからの推薦があるのかとの質疑がありました。

これに対し、委員は、沖縄海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会において、漁業法の規定に基づき、推薦を受けた者及び応募に応じた者について評価をした上で選任することとなっており、漁業者または漁業従事者、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者、並びに委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者で組織されているとの答弁がありました。

採決の結果、乙第39号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

また、乙第42号議案及び乙第43号議案の２件については、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより乙第39号議案、乙第42号議案及び乙第43号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず、乙第39号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第39号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

○中川京貴 議長　次に、乙第42号議案及び乙第43号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第42号議案及び乙第43号議案は、委員長の報告のとおり同意することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　日程第８　乙第33号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました乙第33号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第33号議案「財産の処分について」は、うるま地区内賃貸工場について、譲受者として内定した企業へ売り払うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、今後のうるま地区賃貸工場の売却に関する方向性について質疑がありました。

これに対し、入居中の工場については、企業側からの希望に応じて売却を進める方針であり、現在、購入の意向がある９社に対し、不動産鑑定評価に基づく売払い価格を提示したところである。今後、継続的に事業が営めるかどうかについて事業計画の審査を行い売却を進めていくとの答弁がありました。

採決の結果、乙第33号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第33号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第33号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○中川京貴 議長　日程第９　乙第37号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

────────────────────

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

────────────────────

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新 文教厚生委員長　ただいま議題となりました乙第37号議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、教育長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第37号議案「損害賠償の額の決定について」は、平成30年度から令和４年度までに退職した職員のうち13名について、退職手当を過少に支給していたことから、本来支給すべき額の支給に係る遅延について、民法第419条に基づく損害賠償の額を定めるために、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、支給の遅延が発生した原因は何か。また、再発防止にどう取り組むのかとの質疑がありました。

これに対し、平成19年度に退職手当の調整額の一部が改正されたが、その内容について給与システムへの入力漏れがあり、これを確認できなかったため支給遅延が発生した。今後、再びこのような事案が発生しないようマニュアルの見直しなど給与全般のチェック体制の強化を行い再発防止に努めていくとの答弁がありました。

次に、ほかに対象者はいないかとの質疑がありました。

これに対し、今回の対象者のほか４名について退職手当が過少支給となっていたが、労働基準法で退職手当の時効が５年であること及び地方自治法で時効の援用が禁止されていることから、時効が成立しているものと理解しているとの答弁がありました。

そのほか、時効が成立した４名に係る過少支給相当額などについて質疑がありました。

採決の結果、乙第37号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、沖縄自民党・無所属の会から附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって可決されました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第37号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第37号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○中川京貴 議長　日程第10　乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号

議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

仲里全孝土木環境委員長。

―――――――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――――――

〔仲里全孝　土木環境委員長登壇〕

○仲里全孝 土木環境委員長　ただいま議題となりました乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案の５件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長及び企業局長の出席を求め、慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第32号議案「財産の取得について」は、宮古空港及び久米島空港に配備する空港用化学消防車の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、空港用化学消防車の耐用年数はどれぐらいか。また、これまで同車両を実際に活用した実績はあるかとの質疑がありました。

これに対し、耐用年数はおおむね15年である。同車両の訓練等は日常的に行っているが、実働として空港火災で発動した事例はないとの答弁がありました。

次に、同車両の入札の状況はどうだったか。また、競争が働きにくい状況になっていないかとの質疑がありました。

これに対し、応札した会社は１社であり、予定価格の約83％で落札されている。空港用化学消防車という特殊な案件であり、他の入札とは性格が異なるため、他空港の状況も参考にする必要があると考えているが、今回の契約手続は適正であったものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、今回購入する車両と現在の車両の装備の違いなどについて質疑がありました。

次に、乙第34号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、県道真地久茂地線上のくぼみによる車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、以前、委員から提言のあった道路の損傷等について、市民から通報を受けるアプリ等のシステム開発に関しては、現在どのように取り組んでいるかとの質疑がありました。

これに対し、デジタル技術を活用した道路の損傷等に関する情報収集については、住民サービスの向上及び業務効率化の面から大変有用であると考えている。現在、県管理道路における道路投稿システムの構築を進めているところであり、令和７年度から導入することとしているとの答弁がありました。

次に、乙第36号議案「損害賠償請求調停事件の調停について」は、令和３年５月27日に本部港本部地区の上屋で発生した死亡事故に係る係属中の調停事件について調停を成立させるため、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、事故発生から調停申立てまでに時間がかかった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、令和３年５月の事故発生後、同年10月に要因の整理分析、再発防止及び管理体制の在り方を検討するため、本部港上屋事故に係る再発防止検討委員会を設置し、令和４年３月に同委員会から県に報告書が提出された。遺族への補償について同委員会の報告内容を精査し、法律相談も行いながら検討していたところ、遺族側から調停の申立てがあったという経緯であるとの答弁がありました。

そのほか、事故の原因などについて質疑がありました。

次に、乙第38号議案「損害賠償の額の決定について」は、企業局が発注した導水管布設工事における建設機械の水没事故について、水道事業の業務に関し法律上、県の義務に属する損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第１項、地方公営企業法第40条第２項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第８条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、鋼矢板が残置されていた理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、企業局から残置鋼矢板が記載された工事の完成図面を設計業務を受注したコンサルタントに提供していたが、受注者がその存在に気づかず見落としてしまい、当該工事の設計図面に反映されなかったものであるとの答弁がありました。

次に、本件は設計コンサルタント、工事の受注者及び企業局の３者に責任があると思うがどうかとの質疑がありました。

これに対し、企業局と工事の受注者との間で推進機に係る損害について建設工事紛争審査会に諮ったところ、損害額は折半するようにとの和解案が出ている。

設計コンサルタントに対しては、設計内容の修補及び損害賠償請求を行っているところであるが、今後、修補内容を踏まえ損害賠償額を決定することとしており、過失がどの程度になるかについては慎重に判断する必要があるとの答弁がありました。

そのほか、鋼矢板が残置された経緯、企業局が設計図書を確認する必要性、保険適用の有無、推進機の停止と発電機の故障との因果関係、残置埋設物に係る今後の対策及び公募時における残置埋設物に係る要件の設定などについて質疑がありました。

次に、乙第40号議案「流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について」は、中部流域下水道全体計画、中城湾流域下水道全体計画及び中城湾南部流域下水道全体計画の見直しにより、関係市町村の建設負担金の負担率を変更するため、下水道法第31条の２第２項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

採決の結果、乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案の５件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案の５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案５件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、乙第32号議案、乙第34号議案、乙第36号議案、乙第38号議案及び乙第40号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○中川京貴 議長　日程第11　甲第１号議案から甲第24号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

又吉清義予算特別委員長。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔又吉清義　予算特別委員長登壇〕

○又吉清義 予算特別委員長　ただいま議題となりました甲第１号議案から甲第24号議案までの24件について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、室部局長の出席を求め、総務部長から概要説明を聴取した後、各会派代表委員による総括的な質疑を行いました。

また、本委員会での審査に加え、所管の常任委員会に調査を依頼し、専門的な立場から慎重に調査を行ってまいりました。

以下、審査及び調査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

予算特別委員会では、まず初めに、令和７年度は、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画（中期）がスタートし、沖縄振興をさらに加速させるための取組を力強く推進していく重要な年である。このため、重点テーマに沿った施策の推進、沖縄県ＰＤＣＡ等の反映及び新沖縄県行政運営プログラムの推進を図ることで社会経済情勢の変化を的確に捉え、喫緊の課題に対応するとともに、若手職員をはじめとする職員の自由で独創的な発想を施策に反映させつつ、一つ一つの施策・事業の効率性や実効性の向上、スクラップ・アンド・ビルドのさらなる徹底を図ることで限られた財源を重点的に配分するとの基本的な考え方により、予算を編成した。

一般会計については、戦後80周年平和祈念事業や子ども施策などの様々な取組とともに、社会保障関係費の増加により、前年度に引き続き8000億円を超え過去最高の予算規模となり、総額8893億6000万円で前年度に比べ5.6％の増となっている。

特別会計については、19会計の合計が2458億6292万7000円で、前年度に比べ2.3％の増となっている。

公営企業会計については、４会計の合計が1527億6994万2000円で、前年度に比べ2.1％の増となっている。

一般会計予算案について、歳入の主な内容は、景気の回復の動きが強まっていることによる個人消費や企業収益の動向等を踏まえた県税の増、国の予算額や前年度実績等を勘案した地方譲与税の増、公立学校情報機器整備事業費補助金の増等による国庫支出金の増などである。

歳出の主な内容は、北部基幹病院整備推進事業など

衛生費の増、沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業など農林水産業費の増、農地農業用施設災害復旧費など災害復旧費の増などであるとの概要説明がありました。

次に、当初予算案に関し、７名の会派代表委員から予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系及び主な事業の概要などについて質疑がありました。

各常任委員会の調査においては、まず初めに、令和７年度のワシントン駐在員活動事業費について、７か月分の予算として計上した理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、議会における様々な指摘や百条委員会などの結果を踏まえ、新たな体制で再スタートしたいと考えている。そのため、よりよい方向性を見いだすための期間として、必要最小限の機能を２名体制で７か月間維持するための経費として、今年度予算から4016万5000円を減額して計上したとの答弁がありました。

次に、沖縄戦証言記録音声のインターネット公開事業の具体的な取組内容はどのようなものか。また、情報のバリアフリーという視点は盛り込まれているかとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、公文書館のホームページを改修し、同館が所蔵している沖縄戦生存者の証言記録音声240件を公開するものであり、沖縄戦に関する研究への活用が図られるほか、記録音声をより手軽に聞いていただくことができるようになると考えている。情報のバリアフリーの観点については、今後事業を進める中で利用者や関係者の声を踏まえ検討していくとの答弁がありました。

次に、離島のガソリンスタンド等支援事業の内容と宮古、石垣及び久米島が対象となっていない理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、小規模離島の石油製品販売事業者の維持・存続及び石油製品の安定供給を支援し、離島地域の産業振興及び定住条件の整備を図ることを目的に、小規模離島のガソリンスタンドに対し、石油製品販売に係る法定検査費等を補助するものである。小規模離島以外の離島への拡充については、今後事業の効果検証や財源の確保に取り組みながら検討していくとの答弁がありました。

次に、地域警察活動事業費の予算が４倍以上拡充されている理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、水難事故防止に向けた注意喚起を行い、安全にマリンレジャーを楽しむための情報発信をする必要があるため、予算額2637万円のうち水上安全対策に係る予算として2499万1000円を計上し、水難事故防止ＰＲ動画の制作や広報啓発グッズ及び安全ガイドブックの配布等を計画しているため、増額となっているとの答弁がありました。

次に、中央卸売市場再整備基本方針策定事業の概要と今後の見通しについて質疑がありました。

これに対し、中央卸売市場は昭和59年の開設以来、40年が経過し老朽化が進んでいることから民間の活力を活用した再整備を検討している。令和５年度に市場関係者との意見交換を行い、市場の運営及び整備の在り方を整理し、今年度は再整備の基本方針を策定するための対話事業者を選定する予定である。

令和７年度においては、対話事業者と整備手法、余剰地の活用方法及び資金面等を協議・検討し、基本方針の策定を行うこととしており、令和８年度以降は同方針に基づき整備事業者の選定等を行う計画であるとの答弁がありました。

次に、島しょ型エネルギー社会基盤構築事業の具体的な内容は何か。また、特に小規模離島を優先する再エネの取組があるかとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブで掲げた再生可能エネルギー電源比率及びエネルギー自給率の向上に向けて、再生可能エネルギー導入支援やクリーンエネルギー導入拡大に向けた可能性調査及び海外との技術交流に係る取組を実施するものである。また、離島においては、市場規模が小さいことや輸送コストがかさむなど構造的不利性があり、再エネの導入が進みにくい状況があるため、県では、沖縄本島と電力系統がつながっていない離島を対象に太陽光発電設備の導入支援を実施し、６つの離島で展開している。

県としては、再エネ関連事業者との意見交換や新たな事業者の探索等を通じて、離島における地域の拡大を含めたさらなる太陽光発電設備の導入に向け取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、観光人材確保支援事業の概要及び前年度比で大幅な予算増となっている理由は何か。また、具体的な取組としてどのようなものがあるかとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、観光業界の人手不足を解消し、好調な沖縄観光需要に対応できる受入れ環境を整えることで観光客の満足度向上を図り、持続可能な観光を推進することを目的としている。

県では、観光業界における人手不足が引き続き継続している状況を踏まえ、沖縄県観光振興基金を活用した事業を拡充することとしたため増額となっている。

主な取組としては、観光事業者と求職者のマッチン

グを促進するための合同就職説明会の実施、県外からバス乗務員等を受け入れるための貸切りバス事業者に対する経費の補助及び国内外からの人材受入れに必要な経費の補助などを行うこととしているとの答弁がありました。

次に、生活福祉部の予算編成の基本方針と何に重点を置いて予算を配分したのかとの質疑がありました。

これに対し、生活福祉部では、生活困窮者の自立支援等の日常生活に困難を抱える方への支援のほか、消費生活相談、犯罪被害者支援、災害救助など、安全・安心な社会づくり及び戦没者の遺骨収集などの戦後処理の課題に取り組んでいる。

令和７年度においては、災害時の備蓄物資等の輸送を円滑に行うための物資輸送マニュアル策定推進事業や市町村における包括的な支援体制の整備を行うための重層的支援体制整備事業などを実施することとしている。また、次年度は、戦後80年の節目となることから、沖縄全戦没者追悼式に国際連合の関係者を招待し、平和への強い思いを発信することとしているとの答弁がありました。

次に、新規事業の戦後80年おきなわ女性のあゆみ編纂事業の内容と、前回発刊した戦後50年おきなわ女性のあゆみとの関係について質疑がありました。

これに対し、同事業は、戦後80周年平和祈念事業として、戦後の沖縄において様々な分野で活躍し、平和で豊かな沖縄の実現に貢献した女性たちの歴史を後世に残し、次世代へ継承するための記念誌を制作するもので、令和８年３月の発刊を予定している。今後設置される編集委員会において掲載候補者を選定するが、前回の記念誌に掲載できなかった方も含め、戦後80年の間に活躍された方々を幅広く発掘していくこととしているとの答弁がありました。

次に、保健医療介護部として組織改編をしたことによる医療と介護の連携の内容はどのようなものがあるか。また、その取組を新年度予算編成にどのように反映しているのかとの質疑がありました。

これに対し、高齢者介護課を他部から移管し、地域包括ケア推進課を新設したことにより、青壮年期から高齢期までの予防、医療、ケア等の施策を部として一体的に行うことが可能となったほか、在宅医療の充実を図るため、医療及び介護従事者の研修などを行っている。令和７年度においては訪問看護ステーション事業者の在宅医療への参入促進や、その機能強化に関する支援及び高齢者施設での医療ニーズへの支援などに取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、病院事業の経営が悪化している要因は何か。また、赤字を解消する方策についてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、経営が悪化している主な要因として、コロナ禍後に患者の受療行動が変容し、患者数が減少したこと及び人件費や材料費等の経費の増加が挙げられる。今後は、本年度中に作成する病院経営改善の骨子に基づく各取組項目の具体的な推進方法や目標数値と達成時期の設定及び収支見込みの算出などを行うこととしている。あわせて、国の新たな企業債の活用、地域連携の強化、病棟の再編及び職員配置の適正化などの取組を進めていくとの答弁がありました。

次に、中部地区の特別支援学校新設の取組及び同校への教員の配置計画はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、中部地区における特別支援学校の過密化を解消し、教育環境の充実を図るため、うるま市内での新たな学校の設置に取り組んでおり、令和10年４月の開校に向け、現在、校舎新築工事の実施設計を行っている。

また、新設校の教職員配置については、区域における生徒数を考慮するとともに人事異動等を勘案し、校種間、小中との計画交流も促進しながら鋭意準備を進めていくとの答弁がありました。

次に、離島・過疎地域におけるＥＶ導入推進事業の対象地域は、なぜ離島・過疎地域に限定されるのか。今後、全県的に広げていく考えはあるかとの質疑がありました。

これに対し、離島・過疎地域は移動範囲が限られることから、走行距離の短さや充電時間が長いといったＥＶの不利性が緩和されるため、ＥＶとの親和性が高い。また、ガソリンスタンドが少ないことなどの課題解決に資するという点を踏まえ、離島・過疎地域を対象としている。今後、本事業の効果を踏まえてどのような施策が有効か検討していきたいとの答弁がありました。

次に、緊急浚渫推進事業について、北部の豪雨災害を踏まえ、県としてどのように対応していくのかとの質疑がありました。

これに対し、県管理河川については、32河川でしゅんせつの必要があり、これまでに２河川が完了している。今年度は19河川のしゅんせつに取り組み、令和７年度は14河川をしゅんせつすることとしている。

県としては、今後も巡視点検により河川の状態を把握し、しゅんせつが必要と判断した場合は、適宜しゅんせつ箇所を追加し対応していきたいとの答弁がありました。

次に、水道事業会計予算の資本的支出のうち、拡張工事費（補助）について前年度より減額となった理由は何か。また、更新基準を超過している施設の改良のために増額するという考え方はないのかとの質疑がありました。

これに対し、令和６年度補正予算を活用することにより、令和７年度に予定していた事業を前倒ししたため、その分が前年度に比べ減額となっている。設備投資に係る財政見通しにおいては、毎年度130億円程度の事業費を捻出することとしており、令和６年度補正予算と令和７年度当初予算を合算した額で約139億1000万円が確保されていることから、令和７年度については財政見通しどおりの施設整備を実施できるとの答弁がありました。

また、各常任委員会の調査の過程で19項目の総括質疑の報告があり、３月18日に知事に対する総括質疑が行われました。

総括質疑においては、県が設置したワシントンＤＣオフィス社の資金の流れに関し、委託先と再委託先との間で領収書が交わされているが問題ではないかとの質疑がありました。

これに対し、委託先が県に実績報告するために便宜的に領収書の形を取ったものと考えられるが、県としても不自然と考えており、今後は適正な領収書の在り方を改善する必要がある。なお、業務は適切に行われたということを確認した上で委託料は支払われていたと理解しているとの答弁がありました。

次に、ワシントン駐在員活動事業費に関し、県議会の百条委員会や県の調査検証委員会などで検証されている中、令和７年度の予算計上の考えとワシントン駐在活動を維持することの意義についてどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、ワシントン駐在は、日頃から連邦議員補佐官やシンクタンクの研究員等との面談を通じ、現地でのネットワークを強化・拡充している。今年度の訪米においてもこれまで培ってきた人脈を活用し、共和党系のシンクタンクでの講演など新たな取組を実現したほか、観光情報等の発信や在米県人会等との連携、県産品の販売促進など活動の幅を広げており、このような取組はワシントン駐在が現地で継続的に活動しているからこそ可能となっている。

ワシントン駐在については、現在、調査検証委員会等による調査が行われており、これらの結果を踏まえ、よりよい方向性を見いだし、新たな体制で再スタートしたいと考えている。令和７年度予算については、それまでの間、必要最小限の機能を維持するための経費を計上したものであるとの答弁がありました。

次に、食料自給率が目標の45％に対し30％台で推移する中、食料自給率の向上と耕作放棄地解消の対策をどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、食料自給率の向上については、農林水産物の生産拡大が重要であることから、県では各種生産振興対策、担い手の育成・確保や経営力の強化、生産基盤整備の促進、耕作放棄地を含む農地の有効活用などに取り組んでいる。

耕作放棄地の解消に向けた対策としては、農地整備事業等の活用、農業委員会の利用意向調査等による農地の再生・利活用を支援しているところであるとの答弁がありました。

以上が、委員会における質疑の概要でありますが、甲第１号議案については、採決に先立ち、てぃーだ平和ネット所属委員からワシントン駐在員活動事業費関係の修正案が、沖縄自民党・無所属の会所属委員からワシントン駐在員活動事業費関係の修正案が、沖縄自民党・無所属の会所属委員から借換債関係の修正案がそれぞれ提出されました。

まず、てぃーだ平和ネット所属委員から提出のあったワシントン駐在員活動事業費関係の修正案については、採決の結果、賛成少数で否決されました。

次に、沖縄自民党・無所属の会所属委員から提出のあったワシントン駐在員活動事業費関係の修正案については、採決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、沖縄自民党・無所属の会所属委員から提出のあった借換債関係の修正案については、維新の会所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、賛成多数で可決されました。

最後に、修正案２件が可決されたことに伴い修正可決した部分を除く原案について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第19号議案については、採決に先立ち、沖縄自民党・無所属の会所属委員から借換債関係の修正案が提出され、維新の会所属委員が意見を表明した後に退席し、採決の結果、賛成多数で可決されました。

修正案が可決されたことに伴い修正可決した部分を除く原案について採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

甲第２号議案から甲第18号議案まで及び甲第20号議案から甲第24号議案までの22件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査及び調査の経過及び結果

を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

甲第１号議案に対しては、上原快佐議員外17人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

上原快佐議員。

―――――――――――――――――――――

〔甲第１号議案に対する修正案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔上原快佐　議員登壇〕

○上原　快佐 議員　県民の皆さん、こんにちは。

てぃーだ平和ネットの上原快佐です。

ただいま議題となっております甲第１号議案に対する修正動議について、提出者を代表し提案理由を御説明いたします。

お手元に配付の甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案を読み上げます。

令和７年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正する。

第１表中、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳出の款２総務費の項１総務管理費を364億248万5000円に、款14予備費の項１予備費を５億1327万2000円とする。

なお、歳入歳出の合計は変わりません。

詳細は添付の資料を御覧ください。

修正内容としては、知事公室所管の事項、基地対策調査費の中のワシントン駐在員活動事業費1327万2000円を減額し、予備費に同額を増額するものであります。

次に、提案理由といたしまして、ワシントン駐在活動の在り方をめぐっては様々な課題が指摘されているところです。そこで、百条委員会、監査委員会、調査検証委員会の検証の結果を踏まえてよりよい方向性を見いだす必要があると考えており、新たな体制でスタートするまでの間の必要最低限の経費として７か月分の経費を計上するものです。

与野党協議の中でも再三申し上げておりますが、私ども与党としても課題として指摘されている部分を放置して強引に事務所を維持するつもりは毛頭なく、正すべき部分はしっかり正し、透明性が担保され、効果的な活動ができるようにしていくべきだと考えております。

そもそも一地方自治体である沖縄県がなぜワシントンＤＣに事務所を開設し活動をしなければならないのか。それは、戦後80年を迎えてもなお沖縄に押しつけられている過重な基地負担、米軍による事件・事故が後を絶たない現状を少しでも改善したいからであります。本来ならば、沖縄県よりも人も予算も潤沢にある日本政府が率先して沖縄県の現状を改善するために行動すべきです。そして、沖縄の現状に日米両政府が真摯に向き合い改善してくれれば、沖縄県もワシントンＤＣにわざわざ事務所を開設し直接現状や民意を伝える活動をしなくても済むわけです。しかし、残念ながら頼りの日本政府は、沖縄の現状や民意に対して真摯に向き合っているとは言えません。（発言する者あり）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

○上原　快佐 議員　事件や事故が起きるたびに、実効性のある再発防止策に努めますと繰り返すだけで一向に状況は改善せず、真に実効性のある防止策が機能していれば、現在のような状況が戦後80年も続くことはありません。この議場にも県民にも、過重な基地負担や事件・事故がずっと続いていいと言う人は一人もいないはずです。本来は、沖縄県のワシントン事務所をめぐって議会や県民が対立すること自体あってはなりません。県民一丸となって過重な基地負担と事件・事故の根絶を日本政府に訴え、少しでも住みよい沖縄を共につくっていくことこそが沖縄県議会に求められていることであります。

繰り返しますが、私ども与党としてもワシントン事務所の正すべき部分はしっかり正し、透明性が担保され効果的な活動ができるようにしていくべきだと考えており、体制を見直すために必要な最低限の予算がこの修正案の額であります。

以上、甲第１号議案に対する修正動議の提案内容及び提案理由を御説明申し上げました。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。

休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時49分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより質疑に入ります。

本修正案に対する質疑の通告がありますので、発言

を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

西銘啓史郎議員。

〔西銘啓史郎　議員登壇〕

○西銘　啓史郎 議員　会派沖縄自民党・無所属の会を代表して、上原快佐議員外17名によって提出された修正案、ワシントン駐在員活動事業費関連について質疑を行いたいと思います。

まず１番目ですけれども、修正案計上に至る経緯と与党内でどのような議論が行われたか伺います。

２番目、修正案（約2600万円）は、与野党会議で提案された案と同内容か伺います。

３番目、百条委員会や監査報告、調査検証委員会の結果を踏まえての提案としているが、おのおのの報告の前に提出する理由について伺います。

４番目、本日15時半に調査検証委員会の報告があるようですが、その結果を受けた対応についてどのように考えているか伺います。

５番目、必要最低限の経費として計上とのことだが、特別旅費（167万円）、これは沖縄－米国の旅費や米国内出張も必要最低限との理解か伺います。

６番目、運営支援（1831万円）はほぼ満額計上だが、その詳細の精査はどのように行ったか伺います。

７番目、活動支援（608万円）は、当初予算（1927万円）からどの項目をどのように削減したのか伺います。

８番目、百条委員会でも委託事業の在り方について再考すべきとの見解を述べる参考人もいましたが、今後とも委託事業として計上すべきとの見解か伺います。

９番目、執行部の追認手続で全てが治癒されているとの見解か伺います。

10番目、米国内の手続（ビザ申請手続、ＦＡＲＡ報告等々）に多くの虚偽報告等々も懸念されているが、米国側からその指摘を受ける可能性についての見解を伺います。

再質問については、後ほど行いたいと思います。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

〔比嘉瑞己　議員登壇〕

○比嘉　瑞己 議員　ただいまの西銘啓史郎議員からの質疑にお答えをいたします。

質疑は全部で10項目ありました。私からは１番から４番までを答弁させていただきます。

まず初めに１番目、修正案計上に至る経緯と与党内でどのような議論が行われたかについて答弁をいたします。

ワシントン事務所をめぐっては、株式会社設立の経緯や駐在職員のビザ取得、身分の取扱い、資金の流れなど、野党の皆さんから厳しい指摘を受けております。我々与党としても、正すべきところは正す。この立場で議会に挑んでまいりました。知事もこうした議会からの指摘を真摯に受け止め、新年度予算案においては、ワシントン駐在員活動事業費は様々な検証結果を踏まえてよりよい方向性を見いだし、新たな体制で再スタートしたいとして、前年度約8000万円だった予算を約3900万円に減額して提案をしたところです。しかしながら、議会開会日に野党の皆さんから甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」を知事に差し戻すという返付動議が提出され、賛成多数で可決されたところです。

我々与党としては、議案を審議するという議会の役割を果たすために議会を正常化させる必要があると考え、野党・中立会派の皆さんにさらなる減額修正案を示す必要があるとの議論が行われました。こうした経緯がありまして、与野党会議、予算特別委員会、そしてこの最終本会議においても与党修正案を提出するに至ったところです。

以上が、修正案計上に至る経緯と与党内での議論の内容です。

続いて２番目、修正案（2600万円）は、与野党会議で提案された案と同内容かという質疑にお答えいたします。

ただいま提案しております与党修正案は、与野党会議で提案された内容と同じであります。

与野党会議では結果として与野党合同の修正案とはなりませんでしたが、与野党で真摯に議論し、皆さんと約束をした与野党合意です。大変重たいものがあると私たちは考えております。我々としては、与野党合意を尊重する立場から、予算特別委員会に引き続き最終本会議においても同じ内容で提案をさせていただいているところです。

続きまして３番目、百条委員会や監査報告、調査検証委員会の結果を踏まえての提案としているが、各報告前に提出する理由について答弁をいたします。

提案理由でも説明がありましたが、次年度のワシントン駐在の活動については、百条委員会、監査委員会、調査検証委員会による検証の結果を踏まえ、よりよい方向性を見いだしたいと考えております。ですので、これから各検証結果が報告され、検証結果に対応するための予算が必要ですので、各報告前に予算修正案を提出した次第であります。

続いて４番目、本日15時半に調査検証委員会の報告

があるようだが、その結果を受けた対応についてどのように考えているかについて答弁をいたします。

先ほど答弁をしたとおり、各検証結果を踏まえ、よりよい方向性を見いだしたいと考えております。本日報告されます調査検証委員会の報告についても、知事はじめ県執行部は、その報告内容について誠実に対応すべきと考えますし、我々与党としても、調査検証委員会の報告を真摯に受け止め、対応を検討していきたいと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

〔上原快佐　議員登壇〕

○上原　快佐 議員　西銘啓史郎議員からの質疑のうち、５番目と６番目と７番目について私から答弁をさせていただきます。

まず５番目の、必要最低限の経費として計上とのことだが、特別旅費（167万円）、沖縄－米国の旅費や米国内出張も必要最低限との理解かとの問いに対してですけれども、必要最小限の機能の維持に係る７か月の活動経費として、令和６年度予算307万円のほぼ半額の特別旅費167万円を計上しているものと考えております。修正案2600万円では、知事訪米に係る活動等を行わない一方で、県人会との交流や有識者との意見交換などの活動が増加することを見込んだことから、当初予算の要求額となっているとの理解でございます。

次に６番目、運営支援（1831万円）はほぼ満額計上だが、その詳細の精査はどのように行ったのかという問いについてお答えいたします。

必要最小限の維持に係る７か月間の運営経費には、事務所の家賃、現地スタッフの給料等が含まれていることから、駐在を１人分減らしたとしても金額は変わらないものというふうに考えております。

７番目の、活動支援（608万円）は当初予算（1927万円）からどの項目をどのように削減したのかという質疑に関してお答えいたします。

活動経費については、当初予算1927万円から知事訪米に係る経費、駐在を１人減らしたことによる活動支援の経費を削減したものというふうに考えております。

以上です。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

〔仲宗根　悟　議員登壇〕

○仲宗根　悟 議員　西銘啓史郎議員からの御質疑で、私は８番目の、百条委員会でも委託事業の在り方について再考すべきとの見解を述べる参考人もいたが、今後とも委託事業として計上すべきとの見解か伺うということについてお答えを申し上げます。

一義的には、予算計上は執行部が行うものと考えますけれども、米軍基地から派生する諸問題、そして米軍基地があるがゆえに起こる事件・事故、特に米軍の軍人・軍属の引き起こす凶悪犯罪や性犯罪の実情、その沖縄の窮状をじかに訴え続けてきたワシントン事務所の存在意義は大きいと感じています。

続いて９番目の、執行部の追認手続で全てが治癒されているとの見解か伺うということについてお答えをいたします。

これまで手続上の指摘された不備については、追認で治癒されていると認識をしております。

最後に10番目、米国内の手続（ビザ申請手続、ＦＡＲＡ報告等々）に多くの虚偽報告等々も懸念されているが、米国側からその指摘を受ける可能性についての見解を伺うについてお答えいたします。

この質問に関しましては、本会議の代表質問、一般質問、委員会などでの執行部の答弁では、米国の法律の定めに従って手続が行われているとのことですので、米国側からその指摘を受ける可能性はないものと考えます。

以上であります。

○中川京貴 議長　西銘啓史郎議員。

〔西銘啓史郎　議員登壇〕

○西銘　啓史郎 議員　休憩お願いします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時２分休憩

午後０時２分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

○西銘　啓史郎 議員　御答弁ありがとうございます。

答弁者は３人なのにこんなに多くの方がいるのも気になりますが。まず再質疑に入る前に、実は与野党会議はこれまで４回開催されてきました。先ほど与野党合意という言葉が出ましたけれども、私たちはその１回目の段階から満額、それからゼロまで含めてという話はさせていただいています。ですので、合意できなかった事実はありますけれども、与野党合意に全然あれしていないということは、間違いだと思います。

それと質問ちょっと――再質問でやりましょうか。

じゃまず、先ほどの２番のところですけれども、修正案の与野党合意がかなわなかった段階で、執行部提案の原案ではない理由と知事の支援者は増額を求めていることに対する見解を伺います。

それと２つ目、これは今回の予算とは別ですけれど

も、予備の予算といいますか、委託事業費になっています。委託事業費の中で不透明なことがあまりにも多過ぎました。支払い、それからいろんな契約、それから米国内の手続含めてお金の流れが非常に不透明になっている中で、これは今後も支援事業、委託事業としての考え方なのか、もう一度与党内でどのような議論があったのかお聞かせいただきたいと思います。

そしてもう一つ、今回、百条委員会でもいろんな方々を参考人招致いたしました。当時の所長や副所長、それから県の知事公室長や副知事も含めて多くの方々の参考人招致を行いましたけれども、ほとんどの方が記憶にない。１人だけこの株式会社については、ちゃんと知事に提言するようにという話がありましたけれども、結果的にその当時の方々は記憶にない、聞いていないということでした。私はこれはあってはならないことだと思います。少なくとも、県の職員は恐らく――これは昨日の参考人招致でもありましたけれども、政治的な決断に対して公務員が法を犯してまでも私はやることはできないと。県の職員は立派な職員だと私は信じております。ですので、何らかの政治的な圧力――圧力という言葉が正しくないのなら訂正しますけれども、政治的な決断に対して誰かがそのことをあえてこの決裁を書かなかったのかどうか分かりませんが、その件についても再質問で皆さんに問いたいと思います。

そしてもう一つ、マーキュリー社への委託を行わないというふうな資料が当初ありましたけれども、この件についてマーキュリー社への委託――ＭＯＵが締結されていますけれども、恐らく10万ドル、現在の通貨で言うと1500万円ぐらいの費用になると思います。１回目の参考人招致で副所長がおっしゃっていましたが、マーキュリー社というものは相当優秀なロビー活動ができる会社だということでした。実態として、国防権限法に関して修正案が提出されたと知事も執行部もその効果を申し上げていますけれども、それについては恐らく県の職員ではなくて、マーキュリー社のロビイストが活動した結果ではないかというふうに私は今でも考えております。その中でマーキュリー社への委託費、ＭＯＵで10万ドル――1500万円を行わない理由について再度質疑をしたいと思います。

以上です――この後、賛成・反対の討論があると思いますので、私の質問に対しても真摯にお答えいただければと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後０時７分休憩

午後０時10分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

比嘉瑞己議員。

〔比嘉瑞己　議員登壇〕

○比嘉　瑞己 議員　西銘議員の２回目の質疑にお答えいたします。

１番目の質疑は、修正案の与野党合意がかなわなかった段階で執行部提案の原案3900万円ではない理由、また知事の支援者が増額を求めていることに対する見解を問うという質疑でありました。

今日も大変多くの傍聴の方がお見えになっています。県民の方から増額を求める、また署名を集めるなどの活動があることは存じ上げているところです。それで、我々がなぜ原案を提案していないかについてでありますが、今議会、野党の皆さんから様々な提言、叱咤をいただきました。少数与党として分かっていないのではないか、もっと汗をかくべきではないかという指摘を受けておりました。私たちもこの予算を通してもらいたい、その思いで今議会に臨んでおりました。結果として与野党合意はかなわなかったわけですが、しかし野党の皆さんと真摯に議論をする中で、私も大変勉強になりました。そうした意味で、この私たち会派同士の合意はとても重要だという認識に至った次第であります。ですので、最後の最後まで野党の皆さんにもこの必要最低限の予算というところで一致点はあるのだから、どうかこの予算の修正案に対して御賛同いただけないかという理由で、原案ではなく与党の修正案を提出している次第であります。調査検証委員会の検証結果が出てきますので、その結果を真摯に受け止めて、よりよい方向性を共に考えていけたらと思います。

以上です。

○中川京貴 議長　仲宗根　悟議員。

〔仲宗根　悟　議員登壇〕

○仲宗根　悟 議員　西銘啓史郎議員の再質疑にお答えをいたします。

ワシントン駐在員活動支援事業を委託事業ではなく、ワシントンＤＣ社の直接的な活動費とすることの議論は与党内でなかったか伺うということにお答えをいたします。

与党内でも様々な意見がございました。検証結果を踏まえてよりよい方向性を見いだして、新たなスタートをぜひ切っていただきたいというのが私たちの議論の結果であります。

以上です。

○中川京貴 議長　上原快佐議員。

〔上原快佐　議員登壇〕

○上原　快佐 議員　西銘啓史郎議員からの再質疑にお答えいたします。

私からは３点目と４点目の質疑に対してお答えをさせていただきます。

まず３点目ですけれども、現地で勤務する職員または県庁内の所管課に対して、政治的な圧力があったのかどうか。配慮を欠いていなかったかとの見解においてですけれども、確かに百条委員会において様々な議論が行われ、参考人から様々な答弁がございました。その内容を確認する限りにおいては適切ではなかったような答弁――答弁と申しますか、参考人からそういったブラックボックス化されているのではないかというような発言もございました。しかしながら、実際に政治的に職員に対して違法行為であったりだとか、そういった指示があったというのは百条委員会の中では現在のところ確認できていないというところでございます。

４点目の、マーキュリー社への委託は行わないとの提案であったと思うが、なぜ委託を行わないのかという理由についてですが、この2600万の修正案においては必要最低限度の人数――駐在の方が県の情報発信をするための必要最低限の予算を計上しておりますので、マーキュリー社に委託する必要が今回の修正案についてはないということから、このような形で修正案を提出しております。

以上になります。

○中川京貴 議長　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後０時17分休憩

午後１時45分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

午前に引き続き、議事を続行いたします。

これより討論に入ります。

甲第１号議案及び甲第19号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

仲村家治議員。

〔仲村家治　議員登壇〕

○仲村　家治 議員　沖縄自民党・無所属の会の仲村家治でございます。

私は、ただいま議題となっております甲第１号議案に対し、議員提出の修正案に反対、委員会の修正案に賛成、そして修正可決された部分を除く原案に賛成の立場から討論を行います。

まずもって、私どもはワシントン駐在員活動事業費、そして財政調整基金の部分、委員会修正案を除く部分については賛成であります。すなわち、予算全体を人質にワシントン駐在員活動事業費の削減をしているわけではございません。いたずらに私ども自民党会派が予算全体を人質にワシントン駐在員活動事業費を削るという乱暴な批判が今横行していることはとても悲しいことであります。先ほど、上原快佐議員の提案理由説明の中で、野党の皆さんが強引にワシントン事務所を閉鎖するという、このような表現を……（発言する者多し）

○中川京貴 議長　静粛にお願いいたします。静粛にお願いいたします。

続けてください。

○仲村　家治 議員　そういうふうに私は聞こえましたので、あえて言っております。

いいですか。このような一方的な発言をなさるということは大変遺憾であります。ましてや皆さんは原案に賛成すべきです。なぜ修正案を出すんですか。この議論もおかしいと思っております。連日、ワシントン事務所の継続を願って運動している皆さんに対して大変失礼であると私は考えております。このことを冒頭に申し上げておきます。

さて、予算特別委員会においては、私はワシントン駐在員活動事業費を全額削減し、予備費へ移し替える修正案を提案させていただきました。我々は、２月12日の開会日、甲第１号議案は議決すべきものではないと決しましたが、玉城知事は難癖をつけ、さも議会がやっていることは法的根拠がない、数の横暴だ、そんな挑戦的な態度を取ってきました。こうした知事の強硬な態度に与党の皆様もやれやれと、そういった思いだったのでしょうか。ワシントン駐在員活動事業費の取扱いについて、与野党が協議し着地点を見いだす。その意味で事情変更を認め、再び甲第１号議案を審議のテーブルに載せることができた。私は与党の皆様の見識ある行動をこの時点までは評価しておりました。ところが、いざ始まった与野党協議において、ただいま提出されております2600万円に減額する案が突如として出されてきました。紙切れ１枚であります。中身がないのであります。一体これをどうしろというのでしょうか。これだけ違法・不当のそしりを受けているワシントン駐在員活動事業費の状況を考えれば、もうこれは一つ一つの経費を詳細に点検し、何が最低限必要で、何が不要不急なものか、これを共に査定する、その上でいきなり４月１日から切ると不都合になるであろう経費、例えば家賃や雇用関係、こうしたものを

一つ一つ積み上げることによって協議というものは進んでいくものであります。しかしながら、どういった考えの下で算出されたかも分からない、まさに根拠不明な数字を突然提示され、そしてこれをのんでくれと。冗談じゃありません。こうした姿勢は、まさに翁長・玉城県政における多数与党のおごり。少数意見を切り捨て、ワシントン事務所の重大な問題を見過ごしてきた与党諸君、あなた方のその不遜な態度こそが今議会の混乱を招いた原因だと、それに尽きると言わざるを得ない。猛省を促したい。そのように思っております。

そして今日、この後３時頃、知事自らが設置した調査検証委員会の最終報告が発表されると聞いております。本来この諮問機関は、ほぼほぼ結論ありき。そのような御用聞きの組織など今さら何だという思いで見ておりました。しかし、蓋を開けてみれば、調査検証に必要な資料も何も出てこない。存在すら知らない。可能な限りオープンでと言いながらホームページは１か月以上も更新されず、会議資料も式次第と配席図のみ。一体どうなっているのでしょうか。本当に憤りしかありません。その知事自らが設置した委員会の結論、これもあっと驚くものでありました。現状のままでは事務所の存続は厳しい。この一言をもってもワシントン事務所の予算を通過させることは不可能だということじゃないでしょうか。

与党の皆さん、本当に皆さんの判断は正しいものだと、後世の批判に耐え得るものだと真剣に考えた上での御判断ですか。議会が違法に加担することはできません。

このことを申し上げ、議員提出の修正案に反対、委員会の修正案に賛成、修正可決された部分を除く原案に賛成の立場を明確に訴え、私の討論といたします。

最後のチャンスです。今なら間に合います。御賛同よろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後１時53分休憩

午後１時54分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

当山勝利議員。

〔当山勝利　議員登壇〕

○当山　勝利 議員　社大党会派の当山勝利です。

ただいま議題になっております甲第１号議案議員提出修正案に賛成し、委員会修正案に反対する討論を行います。

議員提出修正案ワシントン駐在活動に係る予算は、今後ワシントン駐在の在り方の見直しをするために必要最小限の予算であります。ワシントン駐在は、ワシントンに常駐し、ＦＡＲＡ登録により沖縄県の過重な米軍基地負担により起きている県民への不利益に対し情報を発信、また情報を収集しています。また、これまでの委員会や特別委員会の質疑の中で分かったことは、ＦＡＲＡは事務所が登録されており、そこで活動する職員を報告する義務があるため、職員がいない中でＦＡＲＡ登録された事務所だけを維持することはできないことも分かりました。ワシントン駐在活動を最小限継続させるためには、事務所の維持と駐在員の活動が不可欠です。ですので、今回の議員提出の修正案は、見直しをするまでの必要と考えられる事務所の経費と事務員の活動経費を計上するものであり、見直しすべきところは見直しをし、その上で新しい枠組みでワシントン駐在活動を始めるものであります。

では、なぜワシントン駐在活動を継続させる必要があるのか。それは繰り返しになりますが、沖縄県の過重な米軍基地負担により起きている事件・事故、辺野古新基地建設における軟弱地盤の問題、ＰＦＡＳ問題、昨年起きた米兵による少女誘拐暴行事件などについて沖縄県の正確な情報を伝え、また米軍の安全保障政策などの最新情報をリアルタイムに収集し、沖縄県基地政策の参考にするためです。ワシントン駐在の面談実績は年々増加し、令和５年度は過去最高の1331人と面談を行い、令和５年度までに米国連邦議会関係者3030人、米国政府等関係者200人、シンクタンクの有識者等2216人など、延べ5778人と面談が行われております。

米軍に起因する事件・事故が発生した際には、米国関係者に直接説明などを行い、対策の必要性を訴え、ＰＦＡＳ問題においては連邦政府や連邦議会関係者に対して面談の中で米軍基地由来のＰＦＡＳ問題を取り上げ、県内の漏出事故の状況や改善の必要性等を強く訴えているところであります。

そして、ワシントン駐在活動により、連邦議会調査局（ＣＲＳ）報告書において、沖縄県の基地問題に関する正確な情報や米国連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、国防権限法案に関する書面に辺野古新基地建設への懸念事項などを国防総省に報告書を求めることの明記などがあり、また昨年には、米軍施設等に起因するＰＦＡＳ汚染に関し、連邦議会議員から受入れ自治体との連携を義務づける国防権限法の修正案が提出されたことなど、米国内において成果を上げているところです。昨年の知事訪米においても、共和党系シンクタンクであるハドソン研究所で知事の講演が実現し、沖縄の実情を訴えることができ、米国内

において話題になったとのことです。知事が面談した連邦議会議員が沖縄の実情に理解を示し、特に性的暴行事件について書簡を提出するという具体的な行動が取られました。そして、知事訪米の際に面談したアメリカン大学のピーター・カズニック教授を今年２月に沖縄県へ招聘し、シンポジウムの開催、米軍施設の視察、学生との対話などが実現しました。これらのことはワシントン駐在活動により実現できました。まさに沖縄の現状を米国に発信し、理解をいただけている途上にあると私は考えています。

日頃からワシントン駐在がつぶさにいろいろな方々と面談し、情報発信し、さらには情報を収集する中で培ってきた人脈を最大限に生かし実現できたことであります。現地にいるからこそできる活動、それがワシントン駐在です。ワシントン駐在活動の予算を全て減額することは、基地があるがゆえに起きている事件や事故などを米国に訴えることができなくなり、また有益な情報も得ることが困難となり、さらにはこれまで培ってきた人脈を失います。これらのことは日常的に米軍基地被害を受けている県民にとって不利益になると言わざるを得ず、ワシントン駐在の活動に期待を寄せている県民の思いを裏切ることになります。ですから、基本的には継続する必要があると考えますが、見直すべきところは見直し、早期の見直しを否定するものではありません。

以上の理由から、甲第１号議案議員提出修正案であるワシントン駐在活動を支える最小限の予算に賛成し、ワシントン駐在活動ができなくなる委員会修正案に対しては反対いたします。

議員各位の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、討論を終わります。

○中川京貴 議長　高橋　真議員。

〔高橋　真　議員登壇〕

○高橋　真 議員　公明党を代表いたしまして、ただいま議題となっている甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」に関しワシントン駐在員活動事業費に係る議員提出修正案に反対をし、委員会修正案について賛成の立場で討論を行います。

まず、全体の予算原案内容については、県民生活のために必要不可欠な事業予算が計上されており、おおむね賛成できるところであります。しかしながら、私は次の１点、ワシントン駐在員活動事業費約4000万円余の計上については、これまでの県議会での代表・一般質問や予算審議において県当局へ見解をただしても、行政手続の不備や瑕疵がいまだ解決できているとは言えず、まだ多くの疑義が残っている状態で、大きな課題があると認識をしており、公務に対する県民の信頼を大きく損ねる事態が今なお継続している以上、これでは予算や事業の妥当性を県民に説明することができないという結論に達したため、予算原案を減額修正したとしても、ワシントン事務所存続活動が前提理由に含まれている議員提出修正案については賛同できず、その予算計上をゼロベースに見直した委員会提出修正案に賛成する立場で、以下その理由を述べ討論といたします。

具体的には、法人設立時の文書の不存在により、いまだ設立時の正当性が証明できていないことをはじめ、違法の疑いのある就労ビザの取得、駐在職員の不適切な身分の取扱い、不透明で複雑な資金の流れと現金や会計の不適切な取扱いなど、その一つ一つの事案に対して派生する数多くの疑義がいまだ解消されずに残っております。昨年末、知事は追認決裁をして、株券の管理など日本の法令に適合させた対応報告がございましたが、それをもってワシントン事務所に関わる全ての課題が解決されたとは言えず、いまだ多くの疑義が残っていることについて説明ができていない事態であります。

そのような中、私は１点、具体例を取り上げて指摘をさせていただきます。

それは、玉城知事をはじめ現執行部の皆さんの答弁で、議会から指摘されて問題になって初めて知るところとなったことが明らかになった点であります。これまでの経緯で知事や県当局、百条委員会においては歴代副知事や知事公室長、駐在所長が共通して答弁、発言をしており、知らなかった、相談はした、報告がなかった、記憶にない等の発言があり、その発言の食い違いがあるようにも見受けられましたが、要するに適正な行政手続がなされておらず、さらにきちんと業務が引き継がれておらず、長期間にわたって放置された状態だったという事実が浮き彫りになったということであります。すなわち、にわかに信じ難いことではありますが、県の積年の行政事務執行において隠れていた不手際が明らかになったのであります。これまでの参考人等の証言を事実として受け止めるのであれば、法人設立時の意思決定など様々な問題点を現在に至るまで知らなかったのは、知るべき事実について知るきっかけを逸し続けたということであります。つまり、そのような事務執行体制になっているということは、内部統制がきちんと機能しておらず、チェック機能が働かず、重要な業務内容が適正に引き継がれておらず、このことは行政事務執行における重大な過失であり、内部統制に課題があると指摘をさせていただき

ます。

一方、沖縄県においては、リスクを発現しないよう令和２年から内部統制体制の強化を進めております。令和６年２月に公表、取りまとめをされた内部統制総点検報告書によりますと、重大事案として当時のワクチン・検査推進課所管事務におけるＰＣＲ検査結果等の要配慮個人情報の紛失事案が指摘をされており、さらに主要なリスクとして宮古土木事務所所管事務における自然公園条例違反（未届出）の工事施工についても指摘をされており、いずれも事務引継の不備で発生をしております。このような過去に指摘をされた事例を全庁的に共有して再発防止を図っていたのか疑問を持たざるを得ません。つまり、過去の教訓が全く生かされていない。県の内部統制最高責任者は玉城知事でございます。ワシントン事務所問題が表に出てくるまで長年にわたって地方自治法違反などの重大なリスクを放置していたことは、玉城知事の責任ではありませんか。この件は2024年度包括外部監査結果の報告においても、2023年度の行政事務手続不備など、不適切事案が相次いで発生したことについて、適切に整備された内部統制をコントロールできなかった玉城知事の本質的・実質的責任も考えられると指摘されたとおりであり、改善されないまま重大なリスクを予防できずに現在に至った玉城知事の責任は重いと強く指摘をさせていただきます。

そして現状ワシントン事務所問題は、県議会側からの質疑に明確に答弁ができていない。つまり疑義に対して、さらなる確認をしますとか、よりよい方向性を見いだしてまいりますという知事を含めて県当局のこのような見解の答弁が散見されます。さらに答弁の中身では、現在開催中の百条委員会、監査委員事務局の監査、県が設置した調査検証委員会の指摘を踏まえていきたいと答弁をされております。そうであれば、ワシントン事務所の設置継続ありきではなくて、一旦立ち止まってゼロベースで検討し、県はよりよい方向性を見いだした後に指摘されている事項の改善のみならず、将来を見据えて問題点を整理し、違法状態の疑義や行政事務の不備がないよう検証、改善した後に、新しく出直して予算提案をすべきではないでしょうか。予算審議において、県議会、県民に対して明確に説明ができないということ、不十分な予算審議の状態のまま急いで事業継続、ワシントン事務所設置ありきで進めて議会の承認を得ようとする県の姿勢というのは、まさに拙速ではありませんか。それはまるで、今問題となっているワシントン事務所において、法人設立当時の十分な準備期間を与えられないまま大慌てで設置をし、重大な行政手続不備を残したまま拙速だったと言われている状況と似ております。だから当時も現在も、業務や議会に向き合う県の姿勢はまさに拙速だったと言わざるを得ません。そして県の姿勢は当時と二重写しとなり、何も変わっていない状況を感じます。反省が見られないことに強い懸念を示します。

一方で、ワシントン事務所継続の有用性を訴える主張もあることは一定の理解を示しますが、これまで丁寧に議論を積み重ねてきた結果、ワシントン事務所問題は公務に対する県民の信頼を失墜させるに値する重大な過失であり、行政運営の公正と透明性の確保をうたっている地方自治法や行政手続法を軽視しているものとして、認めることはできません。行政は何をやるにしても法令遵守が大前提でございます。

よって、ワシントン事務所関係予算についてはいま一度立ち止まって検討すべきであり、議員提出修正案に反対し、そしてその事業予算を全額見直しする委員会修正案に賛成をいたします。

各議員の御賛同をよろしくお願い申し上げ、以上、討論といたします。

○中川京貴 議長　比嘉瑞己議員。

〔比嘉瑞己　議員登壇〕

○比嘉　瑞己 議員　私は、日本共産党県議団を代表して、てぃーだ平和ネット、おきなわ新風、日本共産党県議団、社大党が提出いたしました令和７年度沖縄県一般会計予算（ワシントン駐在員活動費関連）の与党修正案に賛成し、野党が提出し可決されました委員会修正案に反対の立場から討論を行います。

ワシントン事務所をめぐる株式会社設立の経緯や駐在職員のビザ取得、資金の流れなど議会から指摘されている問題については、我々与党としても正すべきは正す、その立場であります。そして、県執行部も知事もその手続の不備を認め、知事も真摯に受け止め謝罪し、取得した株式の公有財産登録を行うなど是正の手続を進めてきたところであります。さらに知事は、外部有識者による調査検証委員会を自ら設置し、県民への説明責任を果たすべく取り組んでいるさなかであります。また、県議会が設置した百条委員会の調査も続いており、県の監査委員の審査報告もこれからであります。そのため知事は、令和７年度沖縄県一般会計予算案においては、ワシントン駐在員活動事業費は様々な検証結果を踏まえてよりよい方向性を見いだし、新たな体制で再スタートしたいと考え、前年度は約8000万円だった予算を約3900万円に減額し、議会に提案をしたのであります。

ところが、議会開会日の2月12日、野党のほうから

知事が提案した甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」を差し戻すという返付動議が提出され、賛成多数で議決されてしまいました。その結果、議決機関である我々議会が8894億円もの一般会計当初予算を審議できないという異常事態が何日も続くことになりました。知事が提案した議案を議会が返付できるのか。議会からの問合せに対し総務省からは、地方自治法上、長が提出した議案を返付することは想定されていない。返付行為には根拠がない。甲第１号議案は議会に残ったままであるという見解が示され、野党が議決した返付動議が知事の予算提案権を侵害し、議会自らの役割を放棄する、地方自治法を無視した不当なやり方だということがはっきりと示されたわけであります。

我々与党は、一日も早く議会を正常化させるために野党にも呼びかけ、ワシントン駐在については必要最小限の予算を確保すること。必要最小限の予算が確保されるのであれば、与党として知事に再議を行わないように説得をする。こうした与野党合意が交わされ、議長の発議によってやっと一般会計当初予算の審議入りができたのであります。

ワシントン駐在について必要最低限の予算を確保すること、与野党で交わされたこの合意を尊重するために、我々は修正案を提案いたしました。その中身は、ワシントン駐在の活動については、百条委員会や監査委員会、県が設置した調査検証委員会の検証結果を踏まえて、新たな体制でスタートするまでの間の必要最低限の経費７か月分を計上するというものであり、前年度から大幅に削減されたワシントン駐在員活動事業費の当初予算約3900万円から、さらに約2600万円へと減額するという内容です。

我々は与野党合意を最後まで尊重する立場から、最終本会議においても与党修正案を提案させていただきました。正すべきところは正し、誰が見ても納得できる形でワシントン駐在の在り方を見直し、よりよい方向性を見いだしていくための必要最低限の予算です。議員各位の御賛同を心から呼びかけるものであります。

さて、ワシントン駐在は、辺野古新基地建設問題をはじめ、国土面積の約0.6％しかない沖縄県に全国の米軍専用施設面積の約70.6％が集中する過重な基地負担、米兵による女性暴行事件、ＰＦＡＳ汚染問題など、戦後80年、基地あるがゆえに苦しみ続けている沖縄の実態を沖縄自らが米国に正確に伝え、基地問題に関する米国の情報を収集することの重要性から、2015年４月に設置され、これまで精力的な活動を続けてまいりました。

その成果として、2017年、米国会計検査院（ＧＡＯ）報告書には、辺野古新基地建設の懸念事項が記載され、2020年６月には米国連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会において、国防権限法案に関する書面に辺野古新基地建設予定地の活断層や軟弱地盤への懸念が記載されました。そして同年11月には、アメリカの有力なシンクタンク、戦略国際問題研究所（ＣＳＩＳ）の報告書において、７万1000本ものくいを打たなければならない軟弱地盤は明らかに不安定と指摘し、辺野古新基地が完成することはないように思われると報告されています。

さらには、2022年６月、ワシントンＤＣに本部を持ち、外交・防衛・安全保障を中心に政策提言を行っているシンクタンク、クインシー研究所の報告書では、「辺野古の普天間基地代替施設の現行計画は、軟弱で深い海底の上にＶ字型の埋立滑走路を完成させるという恐るべき技術的課題を考えると、再検討されるべき」と指摘をされているところです。

また2024年――昨年6月には、共和党のジェームス・モイラン下院議員が米会計検査院に対して辺野古新基地建設の実現可能性について調査を求めるなど、ワシントン駐在の継続的な活動が米国での沖縄への理解者・協力者を着実に広げ、目覚ましい成果を上げております。

トランプ新政権が誕生し、アメリカは国連憲章や国際法も無視した言動で世界から孤立する道を歩んでいます。日米関係をめぐっても混迷が予想される今こそ、沖縄の声を直接届けるワシントン駐在の役割はますます重要であります。

日本政府は代執行によって知事の権限を奪い埋立工事を強行しておりますが、計画は大幅に遅れています。当初3500億円としていた総工費用は9300億円へと変更されましたが、2025年度までには7543億円（約81％）を支出する計画になっています。総工費は一体幾らまで膨れ上がるのか。アメリカの新基地建設のために、私たち国民の税金を湯水のごとく使うことは許されません。そして、政府は辺野古新基地建設の完成までには12年かかるとしておりますが、米軍普天間基地の返還期日について、今なお明確に答えることができません。一日も早い危険性の除去と言いながら、ＳＡＣＯ合意から29年。これ以上、米軍普天間基地を固定化することは許されません。辺野古新基地建設は完全に行き詰まっており、計画の破綻は明らかです。政府は工事を直ちに中止し、普天間基地の無条件撤去を米国に求めるべきです。

これまで日本政府は、沖縄が41の全ての市町村長や議会、政党、会派、各団体が建白書をまとめても、県知事選挙や総選挙でどんなに圧倒的な民意を示しても、私たち沖縄の声に向き合おうとしませんでした。2015年４月、翁長雄志前知事は就任して半年後に、初めて菅官房長官と会談に挑み、県民の思いを伝えました。粛々という言葉を使う官房長官の姿が、米軍軍政下の最高権力者キャラウェイ高等弁務官と重なる。上から目線の粛々という言葉を使うほど、県民の心は離れ、怒りは増幅し、辺野古への新基地は絶対に建設することはできないと述べました。その翁長前知事が沖縄の声を直接アメリカに届けたい、沖縄の過重な基地負担の実態や辺野古新基地建設の不当性を訴えたいと、沖縄の民意を実現するアメリカの拠点として設置したのが、沖縄県ワシントン事務所です。辺野古の美しい海を埋め立てるな。県民投票で示された圧倒的な沖縄の民意を実現し、戦後80年もたちながら今なお理不尽な状況に置かれている沖縄の現状を変えていくためにも、ワシントン駐在の役割はますます重要であります。

よって、令和７年度沖縄県一般会計予算（ワシントン駐在員活動事業費関連）の与党修正案に賛成し、野党が提案し可決されました委員会修正案に反対するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後２時21分休憩

午後２時21分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

下地康教議員。

〔下地康教　議員登壇〕

○下地　康教 議員　沖縄自民党・無所属の会の下地康教でございます。

これより、上原快佐議員外17名提出の修正案に反対をし、ワシントン駐在員活動事業費関連の委員会修正案に賛成、修正可決された部分を除く原案に賛成の立場から討論を行います。

ワシントン事務所は、今から10年前の2015年――平成27年に普天間基地代替施設である辺野古基地建設反対の立場を対米的に発信するため、当時の翁長雄志知事の強力な指示の下、強引に設立された事務所であります。この設立の主な目的は、米国政府や議会との政策対話、情報収集や沖縄県人会などの県出身者との連携強化、普天間基地代替施設である辺野古基地建設問題に関する情報発信、沖縄の平和・人権・環境・経済などに関する情報の発信、米国の沖縄に対する理解促進と関係強化など、そういうものを掲げてこの事務所は設立されております。

第二次世界大戦における沖縄戦の終結日は、1945年６月23日であります。私たち沖縄県民は、毎年６月23日を慰霊の日として沖縄戦で失われた日米双方20万人余りの御霊を悼み、未来への平和を祈る日としております。そして、80年前の６月23日の沖縄戦の終結直後から沖縄における米軍基地問題が始まったのであります。沖縄県における基地問題は、その特異な成り立ちに由来をしていると言えるものであります。

沖縄県における米軍基地は、もともと日米安全保障条約とは無関係にその枠外で造られたものであって、本土各地域における米軍基地のように日米安保条約に基づいて日米間の安全保障体制を維持するために米国に提供されてきたものではないのです。その点で沖縄の米軍基地は、本土各地域における米軍基地とは根本的に異なるものと言えるのです。沖縄県にある米軍基地は、もともと沖縄戦で沖縄県の全域を占領した米軍が沖縄戦の後に予定されていた日本本土侵攻作戦を遂行するために、旧日本軍の造った飛行場などを整備・拡張したものでありました。県民の所有する私有地を接収して、勝手に各種の軍事基地を造って使用したのが沖縄県における米軍基地の始まりであります。

沖縄県は1946年１月19日に、連合国最高司令官の指令によって、日本本土から政治的に分離され、米国の単独支配下に置かれることになりました。1949年、中国では共産主義政権が誕生し、翌1950年７月には朝鮮戦争が勃発。そこで、米国はアジアにおける新たな軍事体制の構築を迫られることになったのであります。その時代の流れに伴って沖縄における米軍基地は、その要となっていくのであります。その後も米軍は、アジアにおける太平洋地域において、新たな軍事体制の下にアジアの国々と条約を締結し、結んだ条約に基づく任務、その役割を沖縄県の米軍基地で果たすことになっていきます。

沖縄県は、1972年に米軍の施政権下から27年ぶりに日本復帰を果たすことになります。当時の佐藤首相は、本土復帰は人類の過去の歴史に例のないことであり、日米間の長い間の信頼関係の成果であるとして、あわせて日本側の粘り強い折衝と米国側の日本政府の立場に対する理解の成果であるというふうに述べております。しかし、沖縄県にある米軍基地の最大の問題点は、その成り立ちの異常性であり、終戦直後、米国の一方的な都合で独断的に造り上げたものでありました。その成り立ちにより、地域住民の平穏な生活を守りながら基地との共生を図るという配慮は全くなされ

ずに整備が進んでいったのが沖縄県における米軍基地の実態であります。そこがハワイなど米国における米軍基地との格段の違いを認識させるところとなっております。

日本の防衛政策は、適正規模の自衛力の保持と日米安全保障体制の堅持という二本立てで構成されており、日米安全保障条約は日本にとって重大な役割を果たしております。それによって日本は、アジアの近隣諸国からも支持され、日本に対する信頼関係の基本的な要素となっているところであります。しかし、日米両政府は、沖縄県における米軍基地の成り立ちの異常性から地域住民の日常生活が恒常的に脅かされている現実を直視し、地域住民が米軍基地と無理なく共生して生活できるような基地問題解決に取り組んでいかなければならないというふうに考えます。騒音問題や基地機能に影響のない用地の返還などに積極的に取り組み、沖縄県における米軍専用施設用地の返還を少しでも前進させなければならないというふうに考えております。そのことは沖縄県民の願いであり、沖縄県民の尊厳を守ることでもあります。そして、全ての沖縄県民にとって日本国民がひとしくその責任を分かち合うことが大きな願いであるというふうに私は考えております。

しかし、今回のワシントン事務所における役割を地方自治法を犯してまで推進するということは、沖縄県民に対する背信行為であって、やってはならないものであります。ワシントン事務所の運営は、米国のコンサルタント会社、ワシントンコア社に沖縄県が委託をしており、その委託契約の中で年次報告書や業務報告書の提出が義務づけられています。玉城知事、県の執行部は、年に一度コンサルタント会社、つまりワシントンコア社から活動実績や成果に係る報告書が提出されているとしておりますけれども、これまで県議会でこの報告が全くなされておりません。その重要な事実を沖縄県民はここに来て十分に認識しなければならないというふうに考えます。

ここで最大の問題点は、行政のチェック機能である県議会へ正式な報告が一度も行われなかったという重大な事実であります。

沖縄県を含む地方公共団体が株式会社を設立するために出資する場合の手続として、地方自治法第96条第１項第６号では、地方公共団体が株式会社に出資する場合、議会の議決を経るということが義務づけられております。そして、議会に対して出資の理由と目的や事業計画、資金計画、定款、監査、評価体制の確保など必要な事項を説明することになっており、さらに会社設立後も会社の経営状態を県議会に適切に報告する義務があり、さらに地方自治法第243条の２では、ワシントン株式会社の財政状況の監査を実施するべきであるとしているところでありますが、これもいまだかつて実施されておりません。そして、当時の翁長知事をはじめ、さらにその意思を受け継いだ玉城知事は、これまで過去９年間一度も議会に対してワシントン事務所の実績報告を行っていないのであります。これは、県民に対する重大な裏切り行為であります。そして、翁長前知事の強引なワシントン株式会社の設立に関する出資は、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を得ずに設立されたものであり、その行為は重大な法律違反であることが白日の下に暴かれたのが今の県議会であります。

地方自治法上、県が出資する法人やそれに準ずる活動に関しては、議会に対する報告義務があるにもかかわらず、ワシントン事務所の存在やその運営実態が議会に９年間も伏せられていたという重大な事実が発覚したのであります。これは、ワシントン事務所設立当初から事務所の存在自体が見えない形で続いていた。つまり、県民の目を欺き、この事務所が堂々と運営されていたという事実であります。形式上は、あくまでもコンサルタント委託業務として県に予算計上されており、現地法人の運営としてではなく、県から事務所の存在そのものが公式に見えにくい形で管理されていたという事実であります。

今回のワシントン駐在問題調査特別委員会において明確となって、そのメッキが剝がされて今違法状態が明白になっております。実績報告の内容は、米国政府関係者や議員スタッフとの面談回数やその内容、沖縄に関する政策提言資料の配付状況、米国メディアへの対応・記事発信、沖縄出身者や県人会との関連イベント、沖縄文化・観光・平和に関する広報活動などでありました。しかし、その成果と評価は、成果の見えづらさや費用対効果の不透明性、それが毎回議会の質問のたびに我が沖縄自民党・無所属の会などから批判され続けており、報告書の内容が不十分であるということがこれまで指摘されてきております。

そもそもこのワシントン株式会社は、米国でのロビー活動を目的に設立した会社であります。米国では、ロビー活動を行うためには非営利団体である株式会社ではその活動を実践することができず、営利団体としての株式会社の設立が必要であるというものでありました。しかし、地方自治法では、地方公共団体、つまり沖縄県は営利目的会社を設立することは禁止されており、沖縄県が直接営利目的会社であるワシント

ン株式会社を設立することは地方自治法に違反するものでありました。そこで苦肉の策として、現地の弁護士ダニエル・S・クラカワー氏を会社の設立発起人として営利目的会社であるワシントン株式会社を設立し、その出資金を委託料にもぐり込ませ合法化を図ろうとしたのがこの事件の実態であります。

現在、ワシントン株式会社は沖縄の財産ではなく、財産目録に登録された株式会社の許可番号は個人の財産、つまり米国の弁護士ダニエル・S・クラカワー氏の所有となっているのであります。米国で第三者が登録した株式会社を沖縄県の財産目録に登録することはできないのであります。今議会の私たちの一般質問に関する知事部局の答弁においても、2015年５月８日に設立されたワシントン株式会社の設立発起人は弁護士であるダニエル・S・クラカワー氏であると知事公室長は答弁しております。またその後、2015年６月17日に同社の取締役会において、沖縄県に対し1000ドルの株式を発行することが決定され、同日付で発行されたと答弁をしております。これは、沖縄県が1000ドルで株券を購入したということで、ワシントン株式会社に出資をしたという事実であります。これで沖縄県は、県議会に対してワシントン株式会社への出資を提案しなかったという重大な地方自治法第96条第１項第６号の違反を犯してしまったということが明確になったわけであります。さらに、答弁にありましたワシントン株式会社の取締役とは、沖縄県から来ている職員であり、ここでさらに問題となるのは、ワシントン株式会社で勤務している県職員は、沖縄県から兼業許可を受けずに県職員の身分を有しながらワシントン株式会社の業務を遂行するという自治法違反を９年間犯し続けて業務を進めてきたということであります。また、駐在職員の身分とビザ申請における虚偽記載も問題となっています。駐在職員は県職員としての身分を保持したまま、ワシントン株式会社の社長や副社長として就労ビザを取得していました。そして、ビザ申請時には職員が沖縄県から直接雇用されることはないとの事実と異なる内容を米国政府に提出しております。これは虚偽申請であり、公務員法違反であります。ワシントン株式会社設立に関する自治法違反、ワシントン株式会社で勤務する職員の兼業許可、もしくは民間会社への出向命令違反となる重大な過失が判明しております。

そこで玉城知事は、これまでの不適切な手続を治癒して事業を進めるという考えを示していますが、このような理屈を県民は納得することができないのであります。また、玉城知事が諮問しているワシントン駐在に関する調査検証委員会では５回目の会合で、現状のままで事務所を運営するのは難しいとの見解を示し、事務所設立に関する手続上の瑕疵を指摘しております。そして、正当性を担保できる資料が現時点で見つかっていないというふうに報告をしております。また、駐在員が取得する米国のＬ１ビザに関しても、申請内容の信憑性に疑問が残るとしており、これらの問題から現状での事業所運営は困難であるという結論を出しております。

地方公共団体の営利を目的とする会社設立は、まさに地方自治法違反であります。また、議会の審議を得ずに営利目的会社に出資したのも地方自治法違反、兼業許可も出さずに県職員をワシントン株式会社に出向させたのも自治法違反、ワシントン駐在員のビザ申請に係る虚偽申請は、米国国務省移民局法違反であります。これではワシントン事務所の運営は、法律違反のオンパレードであります。何一つ合法性のない米国におけるワシントン駐在所の運営が県民の下に今明らかになっているところであります。

また、３月24日に開催されたワシントン駐在に関する百条委員会において、参考人として出席をした謝花元副知事は、ワシントン事務所に関する事柄について自らの過失を認めております。

これらのことから総合的に判断しても、ワシントン事務所の運営は困難であると断言しなければなりません。運営が困難である以上、ワシントン駐在所における2025年新年度予算の計上は違法行為で運営されている事業を推進することとなり、予算計上そのものが違法行為であると言わざるを得ません。与党は、ワシントン駐在所を運営するための義務的経費を計上する修正案を提案しておりますが、ワシントン事務所の存在そのものが法的根拠を持たず、法的根拠のないワシントン事務所に係る経費の予算計上自体が間違ったものというふうになると言わざるを得ません。したがいまして、上原快佐議員外17名提出の修正案に対して断固反対をするものであります。また、今回のワシントン事務所の新年度予算計上に賛成票を投じる議員は、その投票行動に重い責任を負わなければならないことをここに指摘しておきます。そして知事は、我々沖縄自民党・無所属の会が提案をする修正議案が可決された後、知事が提案するワシントン事務所予算が含まれた2025年度――新年度一般会計予算案を再議にかけるとするならば、知事自ら法的に存在根拠のないワシントン事務所に対する予算を計上する行為となり、明らかに違法行為であり、県民に対する背信行為であるというふうに考えております。玉城知事は、沖縄県民の声

を真摯に受け止め、遵法精神にのっとり速やかにワシントン駐在所予算を予備費に付け替え、一般会計予算を議会提案とすべきであります。

これまでのワシントン駐在所の目的を遵法により実行するのであれば、地方自治法第96条第１項第６号に基づいて、ワシントン事務所設立及び出資に関する議案を新たに議会に提案する法的手続に基づいて執行すべきであります。そこで、我々沖縄自民党・無所属の会が今回の議会において明確に示しているのは、ワシントン事務所における役割や目的を否定するものではなく、遵法精神にのっとりワシントン事務所存在そのものの法的根拠を整え事業を推進することが、県民の負託に応える唯一の手段であるという事実を訴えるものであります。

よって、ここに上原快佐議員外17名提出の修正案に反対し、ワシントン駐在員活動事業費関連の委員会修正案に賛成、修正可決された部分を除く原案に賛成するものであります。

議員各位においては、遵法の精神にのっとって賛同していただけるようお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○中川京貴 議長　大田　守議員。

〔大田　守　議員登壇〕

○大田　守 議員　皆さん、こんにちは。

甲第19号議案「令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の修正案に反対する立場で討論いたします。

臨時財政対策債制度は、2001年度以降、地方交付税の原資が景気や消費の動向によって変動しやすいという欠点に対処するために導入されました。臨時財政対策債は、形式的には地方公共団体の借入れとなりますが、元利償還金全額が後年度の地方交付税に算入されるために、実質的には地方交付税の代替財源とみなされております。しかし、この地方交付税は、本当にそのままの金額で来るのでしょうか。地方交付税の中身は――財政需要基準、それに基づいてその自治体の人口、そして教職員数、また児童生徒数、高齢者数等々含めて計算されます。100％来るかどうかは、これは誰にも分かりません。だからそういった中では、私はこの財源は少しおかしいなと思っておりますし、最初から臨時という名目がついております。本来、平成13年から３年ぐらいの予定でやっていたものがそのまま来ているだけであります。いつなくなるか分かりません。そういったものを考えると、私はこの臨時財政対策債、今の地方自治――皆さんが、全ての地方自治体がお世話になっておりますけれども、これをそのままにしておけば大変なことになります。

今回の修正案に対しましては、県民のための財源確保をしっかりと考えた新たな切り口の斬新な発想だと私も思います。しかし、臨時財政対策債について自公政権の政府、村上総務大臣は、令和７年度の地方財政対策について、地方からは人件費の増加や物価高が見込まれる中、地域のデジタル化、防災・減災対策、地方創生などの重要課題に対応できるよう、一般財源総額を確保してほしいと言っております。臨時財政対策債をできる限り抑制してほしいといった御要望を頂いております。これは地方６団体から頂いております。地方６団体自ら臨時財政対策債をできるだけ抑制してほしいという形でお願いをされております。なお、地方財政は依然として巨額の借入金残高を抱えており、今後の財源不足に対し一般財源総額については、地方団体が安定的に財政運営できるよう交付団体ベースで前年度を1.1兆円上回る63.8兆円を確保しております。地方交付税総額については、前年度0.3兆円上回る19.0兆円としたところです。その上で、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額をゼロにすることができました。これまで償還を先送りしてきた交付税特別会計借入金の償還前倒しも進めることとしております。地方の長期債務残高は171兆円とまだまだ高い水準でございますが、財政健全化の取組が進んだものと考えております。このようにコメントを出しております。

また、それに同調いたしまして、臨時財政対策債については、地方６団体――全国知事会、そして私たち沖縄県議会も入っております全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会は、地方交付税総額については前年度0.3兆円上回る19兆円を確保し、かつ臨時財政対策債は制度創設以来、初めて新規発行額が計上されていないことに加え、交付税特別会計借入金の償還繰延べ分2.2兆円の償還が計上され、地方財政の健全化が大きく図られている。これらを高く評価するとともに、政府・与党関係者の格別の御高配に深く感謝を申し上げますと、そのように地方６団体は共同声明を出しております。

臨時財政対策債（臨財債）の増減額に関する判断が、自治体の長の予算提案権を侵害するか否かは、法的及び行政的な観点から精査する必要があります。一般的に地方債の発行には、以下のような手続が必要であります。

地方自治法の規定――地方債の発行は、地方自治法に基づき、自治体の長が予算案を提案し、議会の承認を得る形で進められるのが通常であります。そしてま

た財務省や総務省の同意につきましても、臨財債のような特定の地方債は、国の同意が必要な場合があります。そして、私たち議会の役割としては、議会は予算案を審議し承認する権限を持っておりますが、長の提案を無視して独自に地方債を発行することは通常認められておりません。また、臨財債の発行や管理に関する権限は地方自治体の財政運営に大きな影響を与えるため、地方自治法や関連する財政規則に基づいて進められるべきです。具体的には、さらに以下の点が考えられます。

地方自治法との整合性であります。沖縄県議会が臨財債に関する決定を行う際、それが長の予算提案権を侵害するかどうかは、地方自治法上の規定によって判断されます。手続の透明性――臨財債の増額が適切な手続によって進められているか。特に長の意見が――こちらで言えば、沖縄県知事の意見が適切に考慮されているかが重要です。そして、影響の範囲がさらに考えられます。その判断が町、そして県も含め他の自治体にどのような財政的影響を与えるか。特に負担が過度でないかを検討する必要があります。

地方自治法の中でもこのようにうたわれております。読み上げます。

地方自治法第149条「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。」――ここは省略いたします。次の第２項で「予算を調製し、及びこれを執行すること。」。

そして第112条「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。」とされております。

第97条第２項では「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」と書かれております。

さらに、自治省行政局長の通達がございます。「予算の趣旨を損なうような増額修正をすることは、長の発案権の侵害になると解する。」、「その判定に当たっては、当該増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断することが必要。」、「なお、このことは、歳入歳出予算だけでなく、継続費、債務負担行為等についても、同様である。」と自治省行政局長通知で出されております。

沖縄県の公債費比率や経常収支比率は、確かに全国の平均ではあります。真ん中ぐらいです。私はいいほうだと言っていいと思います。しかし、これは沖縄県特有の高補助率による国からの財政支援の下での結果であります。臨時財政対策債は、厳密に言えば借金です。財政規律を考えると、利払いが生じる借金をしながら積み立てる必要性が見当たりません。ワシントン事務所の見直しや無駄な事業を整理縮小しながら、それから生じる真水――つまり残った予算ですね。これを基金に積み立てて県民サービスにしっかりと対応することが必要であります。

これから県も含め41の市町村――地方自治体は、人口減少、少子高齢化の進行に備えなければなりません。このことは、私たち沖縄県も逃れようがない現実です。長い将来を見据えた持続可能な地域社会を築いていくため、私たち議会も地方財政の健全化に不断に取り組み、そして地域社会を支える基盤を確かなものとする努力が必要であります。

以上のことから、今回の甲第19号議案「令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の修正案に関しては反対といたします。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○中川京貴 議長　宮里洋史議員。

〔宮里洋史　議員登壇〕

○宮里　洋史 議員　沖縄自民党・無所属の会の宮里洋史です。

私はただいま議題となっております甲第19号議案に対する委員会修正案に賛成、修正可決された部分を除く原案に賛成の立場から討論を行います。

私たちは今、沖縄の未来を守るための大切な選択に立っています。物価高に苦しむ家庭、力尽きそうになっている和牛畜産農家、整備が追いつかないインフラ、大雨による災害の不安、そして貧困に苦しむ子どもたち。私たちの身近にある困っている声を見過ごすわけにはいきません。この修正案は、こうした課題に正面から向き合い、今を生きる県民の暮らしを支えるための財源を生み出す提案です。沖縄には誇れる自然や文化、元気な人々などたくさんの魅力があります。しかし一方で、課題も多く残っています。県議会にいる皆様も地域の声を聞きながら、日々いろいろな提案をしていることと思います。ただ、いつも大きな壁になるのが財源――お金です。

現在、沖縄県は、臨時財政対策債という国が保障している資金を早く返済しているところでございます。この５年間で使えるはずだった金額は685億円、来年度は165億円を調達できる見込みです。それを今必要なところに活用したい。財政運営のバロメーターの一

つである実質公債費比率は直近の数値で7.3％、全国５位の低さ、将来負担比率は25.9％で、東京都に次ぐ全国２位の低さにとどまっております。財政的には無理のない範囲であり、増える県債も全体の僅か１％。しかもこのお金は、将来の税収として地域に返ってくる可能性が高い、未来への投資です。一部では、知事の権限を越えているのではないかという御意見もあります。しかし地方自治法では、議会にも予算を修正する権限が認められています。そして最終的にこの修正案をどう扱うか、それは知事の決断に委ねられます。

知事がこの提案をどう受け止め、どう行動するのか。それは、今の沖縄にとって極めて重要な判断であり、県民の未来を左右することになります。

この修正案は、年度予算のこの時期にしか提出できない、まさに一度きりのチャンスです。与党・野党という立場を超えて、力を合わせて沖縄の未来を切り開いていきましょう。

どうか皆様、県民の暮らしを守るためのこの提案に、心を合わせてください。そして、知事にもこの声が届き、県民のための英断が下されることを心から願っております。共に沖縄のあしたをつくっていきましょう。

よろしくお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

よろしくお願いします。

○中川京貴 議長　次呂久成崇議員。

〔次呂久成崇　議員登壇〕

○次呂久　成崇 議員　おきなわ新風の次呂久成崇です。

私は、甲第19号議案「令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」委員会修正案に反対し、原案に賛成の立場から討論をいたします。

まず、本県の財政調整基金ですが、令和７年度予算案原案においては71億円、前年度と同規模の計上となっています。昨年度は、年度途中に物価高に対する大規模な生活支援や北部豪雨災害など緊急な対応が求められましたが、財政調整基金を適切に繰り出し、速やかな補正予算で対応することができました。残高不足は生じておりません。今般の委員会修正案はその提案理由において、後年度における事業費の財源確保を目的として、58億円を財政調整基金に積み立てるとされていますが、使途不明、具体的事業が定まらない中、財源をより多めに確保することを目的とする予算計上は、地方自治法が規定する本来の財政規律を損なうものです。地方債は県の借金であり、当然利子負担が伴います。提案のように、借換債58億円を増額した場合、直近の市場公募債の利率で試算すると、約５億円もの利子負担が生じることになります。昨今の金利の動きを見れば、さらなる金利上昇も十分に想定され、利子負担は恐らくそれ以上になるかもしれません。地方自治法第２条は、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を上げるよう規定されていますが、この修正案ではその経費の妥当性さえ確認できないまま将来にわたる借金が上乗せされ、県民に負担を強要することになります。そもそも臨時財政対策債は、国の財源不足を補うために地方公共団体が借金し、発行年度の財政需要に対応するものです。財源が足りているときに、さらに借金することをよしとする性質ではありません。借換え可能額も毎年度変動するため、これらを不安定に積み重ねながら後年度に継続する事業の財源とすることはあまりにも危険です。このような取扱いを積み重ねれば次第に財政を圧迫し、必要となる財源を失わせる可能性もあります。ましてや、実質公債費比率や将来負担比率が他の都道府県より低いから、もっと多く借金をしていいという論理にもくみするわけにはいきません。本県財政が健全に保たれてきた背景には、高率補助など沖縄振興制度に基づく様々な制度を活用し財政需要に適切に対応してきた歴代県政の努力がありますが、自主財源の乏しさなど脆弱な財政構造はなおも本県が抱える課題であり、引き続き将来の負担を減らしつつ、健全な財政運営に努める必要があることは言うまでもありません。

以上、指摘したこれらの懸念を踏まえると、適切な公債管理を含む中長期の財政運営に関わる予算を議会側が一方的に修正することは、その権限を越える可能性があります。もしや同修正案が知事の予算提案権の侵害、予算執行権の侵害に当たる事態となれば、瑕疵ある議決として将来に禍根を残すことにもなりかねません。よって、甲第19号議案「令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」委員会修正案に反対を表明し、原案に賛成する討論といたします。

議員各位におかれましては、将来世代への負担を安易に先送りすることのないよう、健全な財政運営に資するよう賢明かつ慎重な判断をお願いいたします。

○中川京貴 議長　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午後３時５分休憩

午後３時５分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

これより甲第１号議案から甲第24号議案までの採決

に入ります。
議題のうち、まず甲第１号議案を採決いたします。
まず、甲第１号議案に対する上原快佐議員外17人から提出された修正案について採決いたします。
お諮りいたします。
上原快佐議員外17人から提出された修正案に賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○中川京貴 議長　起立少数であります。
よって、上原快佐議員外17人から提出された修正案は、否決されました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時６分休憩
午後３時７分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
次に、甲第１号議案に対する委員長の報告は修正議決でありますので、まず甲第１号議案に係る委員会の修正案のワシントン駐在員活動事業費に関連する修正部分について採決いたします。
この採決については、座波一議員外20人から及び米須清一郎議員外17人から記名投票によられたいとの要求がありますので、記名投票をもって行います。
議場を閉鎖いたします。
〔議場閉鎖〕
○中川京貴 議長　投票札を配付いたします。
〔投票札配付〕
○中川京貴 議長　投票札の配付漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　配付漏れなしと認めます。
ただいまの出席議員数は、議長を除き45人であります。
会議規則第31条第２項の規定により立会人に
１番　瑞　慶　覧　長　風　議員　及び
７番　宮　里　　洋　史　議員
を指名いたします。
投票箱を改めます。
〔投票箱点検〕
○中川京貴 議長　異状なしと認めます。
これより投票に移ります。
念のため申し上げます。
本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を職員の点呼に応じて順次投票願います。
なお、棄権者は否と取り扱います。
点呼いたします。
〔氏名点呼〕
〔投　　票〕
○中川京貴 議長　投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
開票を行います。
瑞慶覧長風議員及び宮里洋史議員、立会いを願います。
〔開　　票〕
〔立会人点検〕
○中川京貴 議長　投票の結果を報告いたします。
投票総数　45票
白票　27票
青票　18票
以上のとおり、白票が多数であります。
よって、委員会の修正案のワシントン駐在員活動事業費に関連する修正部分は可決されました。
議場の閉鎖を解きます。
〔議場開鎖〕

〔ワシントン駐在員活動事業費に関連する修正部分の甲第１号議案の記名投票の結果　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　休憩いたします。
午後３時22分休憩
午後３時25分再開
○中川京貴 議長　再開いたします。
次に、甲第１号議案に係る委員会の修正案の公債費減額、財政調整基金積立金増額に関連する修正部分について採決いたします。
この採決については、米須清一郎議員外17人から記名投票によられたいとの要求がありますので、記名投票をもって行います。
議場を閉鎖いたします。
〔議場閉鎖〕
○中川京貴 議長　投票札を配付いたします。
〔投票札配付〕
○中川京貴 議長　投票札の配付漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○中川京貴 議長　配付漏れなしと認めます。
ただいまの出席議員数は、議長を除き45人であります。
会議規則第31条第２項の規定により立会人に
１番　瑞　慶　覧　長　風　議員　及び

7番　宮　里　　洋　史　議員

を指名いたします。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○中川京貴 議長　異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、棄権者は否と取り扱います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投　　票〕

○中川京貴 議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

瑞慶覧長風議員及び宮里洋史議員、立会いを願います。

〔開　　票〕

〔立会人点検〕

○中川京貴 議長　投票の結果を報告いたします。

投票総数　45票

白票　25票

青票　20票

以上のとおり、白票が多数であります。

よって、委員会の修正案の公債費減額、財政調整基金積立金増額に関連する修正部分は可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔公債費減額、財政調整基金積立金増額に関連する修正部分の甲第１号議案の記名投票の結果　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、修正部分を除く原案は、可決されました。

○中川京貴 議長　休憩いたします。

午後３時40分休憩

午後３時41分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

次に、甲第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、修正議決でありますので、まず委員会の修正案について採決いたします。

この採決については、米須清一郎議員外17人から記名投票によられたいとの要求がありますので、記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○中川京貴 議長　投票札を配付いたします。

〔投票札配付〕

○中川京貴 議長　投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　配付漏れなしと認めます。

ただいまの出席議員数は、議長を除き45人であります。

会議規則第31条第２項の規定により立会人に

1番　瑞　慶　覧　長　風　議員　及び

7番　宮　里　　洋　史　議員

を指名いたします。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○中川京貴 議長　異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は白票を、否とする議員は青票を職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、棄権者は否と取り扱います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投　　票〕

○中川京貴 議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

瑞慶覧長風議員及び宮里洋史議員、立会いを願います。

〔開　　票〕

〔立会人点検〕

○中川京貴 議長　投票の結果を報告いたします。

投票総数　45票

白票　25票

青票　20票

以上のとおり、白票が多数であります。

よって、委員会の修正案は、可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

―――――――――――――――――――――

〔甲第19号議案の記名投票の結果　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　次に、ただいま議決されました部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、修正部分を除く原案は、可決されました。

―――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　次に、甲第２号議案から甲第18号議案まで、甲第20号議案から甲第24号議案までの22件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案22件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案から甲第18号議案まで、甲第20号議案から甲第24号議案までは、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○中川京貴 議長　今後の議会対応を検討するため、暫時休憩いたします。

午後３時57分休憩

午後６時51分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、申し上げます。

先ほど知事から、甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」及び甲第19号議案「令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」について、地方自治法第176条第４項の規定により再議に付する旨の文書が提出されました。

休憩前に引き続き議事を進行いたします。

○中川京貴 議長　日程第12　ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和７年度の調査経費に関する件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

座波　一議員。

―――――――――――――――――――――

〔ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和７年度の調査経費に関する動議　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔座波　一　議員登壇〕

○座波　　一 議員　ただいま議題となりました「ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和７年度の調査経費に関する件」につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

ワシントン駐在問題調査特別委員会におきましては、令和６年第４回議会（11月定例会）の最終本会議において委員会が設置された後、本日まで計10回の委員会を開催し、池田副知事及び溜知事公室長から説明を聴取したほか、平安山初代沖縄県ワシントン事務所長ほか６名を参考人として招致するなど鋭意調査を行っており、今後も引き続き参考人招致等の調査を進めていく必要があります。

さて、本委員会の調査経費につきましては、令和６年度が終了することに伴い、新たに令和７年度の予算において参考人招致等に要する調査経費が必要となります。

地方自治法第100条第11項には「議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。」と定められております。今後、委員会においてさらなる調査を進めていくためには、調査経費の議決が必要となることから、今回、新たに170万円を提案いたします。

なお、百条委員会の調査経費につきましては、上限額を定めることとなっているため、今回は今後の調査に支障を来さないよう、余裕をもった額としております。

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております「ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和７年度の調査経費に関する

件」については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、本件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　これより「ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和７年度の調査経費に関する件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、「ワシントン駐在問題調査特別委員会の令和７年度の調査経費に関する件」は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○中川京貴 議長　この際、**日程第13　議員提出議案第３号　高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書、日程第14　議員提出議案第４号　北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出を求める意見書**及び**日程第15　議員提出議案第５号　医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める意見書**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

新垣　新議員。

―――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第３号から第５号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔新垣　新　議員登壇〕

○新垣　　新 議員　ただいま議題となりました議員提出議案第３号から第５号までの３件につきまして、文教厚生委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第３号につきましては、高額療養費の自己負担の引上げ撤回について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第４号につきましては、北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出について関係要路に要請するためであり、議員提出議案第５号につきましては、医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置について関係要路に要請するためであります。

まず、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第４号を朗読いたします。

〔北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第５号を朗読いたします。

〔医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める意見書朗読 〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号から第５号までについては、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案３件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○中川京貴 議長　これより議員提出議案第３号「高額療養費の自己負担の引上げ撤回を求める意見書」、議員提出議案第４号「北朝鮮による拉致被害者の速やかな救出を求める意見書」及び議員提出議案第５号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を求める意見書」の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号から議員提出議案第５号までは、原案のとおり可決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　日程第16　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

西銘啓史郎総務企画委員長。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔西銘啓史郎　総務企画委員長登壇〕

○西銘啓史郎 総務企画委員長　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　日程第17　陳情８件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

新垣淑豊経済労働委員長。

――――――――――――――――――――

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔新垣淑豊　経済労働委員長登壇〕

○新垣淑豊 経済労働委員長　ただいま議題となりました陳情８件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情８件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情８件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　日程第18　請願１件及び陳情４件を議題といたします。

請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

新垣　新文教厚生委員長。

――――――――――――――――――――

〔請願及び陳情審査報告書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

〔新垣　新　文教厚生委員長登壇〕

○新垣　新 文教厚生委員長　ただいま議題となりました請願１件及び陳情４件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願１件及び陳情４件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願１件及び陳情４件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○中川京貴 議長　日程第19　陳情２件を議題といた

します。
各陳情に関し、委員長の報告を求めます。
小渡良太郎米軍基地関係特別委員長。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔小渡良太郎　米軍基地関係特別委員長登壇〕

○小渡良太郎 米軍基地関係特別委員長　ただいま議題となりました陳情２件につきましては、慎重に審査いたしました結果、審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。
よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○中川京貴 議長　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これよりただいま議題となっております陳情２件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
よって、ただいまの陳情２件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○中川京貴 議長　休憩いたします
午後７時13分休憩
午後７時14分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。
先ほど、知事から甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」及び甲第19号議案「令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」を再議に付する旨の文書が提出されましたので、「甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算」の再議の件及び「甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議の件を一括して日程に追加し、議題といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。
よって、「甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算」の再議の件及び「甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議の件を一括して日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○中川京貴 議長　**「甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算」の再議の件**及び**「甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議の件**について知事から再議に付する理由の説明を求めます。
玉城知事。

〔「甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算」及び「甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」に対する再議書　巻末に掲載〕

〔玉城デニー　知事登壇〕

○玉城デニー 知事　甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」及び甲第19号議案「令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議について、その概要及び理由を御説明申し上げます。
本日の会議における甲第１号議案及び甲第19号議案に係る修正議決については、議会の議決がその権限を越え、または法令に違反すると認めるため、地方自治法第176条第４項の規定に基づき再議に付したものであります。
議会は、同法第97条第２項に基づき予算を増額修正できることとされておりますが、同項ただし書において、「普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。」とされております。
これは、長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正を行うことが、長の発案権の侵害になると解されております。
令和７年度の沖縄県一般会計予算案は、各部局が関連団体との意見交換等を踏まえ予算要求を行い、様々な観点から議論、検討を行った上で必要な事業に対して所要額を精査し、沖縄県公債管理特別会計予算案を含め適切な財源を確保し編成したところです。その財源の一つである県債の借換えについても金利の動向や将来の財政状況を見極めながら慎重に判断しました。
しかし、当該修正議決は、具体的な事業の必要性、金額の精査、今後の財政に与える影響などについて十分な議論がないまま、財源確保を目的に地方債を増額しており、これに伴い後年度の利子負担が数億円程度増加するものと試算され、これらは長の提案した予算の趣旨を損なうものであります。そのため、当該議決が同法第97条第２項ただし書に抵触することから、同法第176条第４項の規定に基づき再議に付したもので

あります。

以上、甲第１号議案「令和７年度沖縄県一般会計予算」及び甲第19号議案「令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議について、その概要及び理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○中川京貴 議長　知事の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　質疑なしと認めます。

これをもって 質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後７時19分休憩

午後７時19分再開

○中川京貴 議長　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております甲第１号議案の再議の件及び甲第19号議案の再議の件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、両再議の件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　これより「甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算」の再議の件及び「甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議の件の採決に入ります。

議題のうち、まず「甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算」の再議の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件をさきの議決のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立多数であります。

よって、「甲第１号議案　令和７年度沖縄県一般会計予算」の再議の件は、さきの議決のとおり決することは可決されました。

○中川京貴 議長　次に、「甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件をさきの議決のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川京貴 議長　起立多数であります。

よって、「甲第19号議案　令和７年度沖縄県公債管理特別会計予算」の再議の件は、さきの議決のとおり決することは可決されました。

○中川京貴 議長　日程第20　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

○中川京貴 議長　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川京貴 議長　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○中川京貴 議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和７年第１回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後７時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議　　長　　中　川　京　貴

会議録署名議員　　新　垣　善　之

会議録署名議員　　平　良　識　子